平成21年
第 3 回

# 沖縄県議会（定例会）会議録

平成21年２月10日　開会
平成21年３月25日　閉会
} 44日間

沖　縄　県　議　会

# 平成21年 第 3 回　沖縄県議会（定例会）会議録目次


１．会期日程 …… 9
１．開会日に応招した議員 …… 11
１．３月17日に応招した議員 …… 11

○第１号（２月10日）

１．開会年月日時 …… 13
１．議事日程 …… 13
１．本日の会議に付した事件 …… 13
１．出席議員 …… 15
１．欠席議員 …… 15
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 15
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 16
１．開　　会 …… 16
１．諸般の報告 …… 16
１．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 16
１．日程第２　会期の決定 …… 16
１．日程第３　甲第１号議案から甲第29号議案まで及び乙第１号議案から乙第41号議案まで …… 16
１．知事（仲井眞弘多君）の提案理由説明 …… 16
１．人事委員会（仲吉朝信君）の意見 …… 21
１．先議案件の委員会付託（乙第41号議案） …… 21
１．日程第４　陳情第３号、第４号、第14号、第21号及び第25号の付託の件 …… 22
１．委員会付託 …… 22
１．休会の議決 …… 22
１．散　　会 …… 22

○第２号（２月13日）

１．開議年月日時 …… 25
１．議事日程 …… 25
１．本日の会議に付した事件 …… 25
１．出席議員 …… 25
１．欠席議員 …… 25
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 25
１．開　　議 …… 26
１．日程第１　乙第41号議案 …… 26
１．委員長報告（土木委員長） …… 26
１．討　　論 …… 26
　　嘉陽　宗儀君 …… 26
１．採　　決 …… 28
１．休会の議決 …… 28
１．散　　会 …… 28

○第３号（２月18日）

１．開議年月日時 …… 31
１．議事日程 …… 31
１．本日の会議に付した事件 …… 31
１．出席議員 …… 31
１．欠席議員 …… 31
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 31
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 32
１．開　　議 …… 32
１．諸般の報告 …… 32
１．日程第１　代表質問 …… 32
　照屋　守之君 …… 32
　池間　　淳君 …… 45
　新垣　哲司君 …… 58
１．散　　会 …… 68

○第４号（２月19日）

１．開議年月日時 …… 71
１．議事日程 …… 71
１．本日の会議に付した事件 …… 71
１．出席議員 …… 71
１．欠席議員 …… 71
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 71
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 72
１．開　　議 …… 72
１．諸般の報告 …… 72
１．日程第１　代表質問 …… 72
　渡嘉敷喜代子さん …… 72
　新里　米吉君 …… 85
　糸洲　朝則君 …… 95
　上原　　章君 …… 103
１．散　　会 …… 113

○第５号（２月20日）

１．開議年月日時 …… 115
１．議事日程 …… 115
１．本日の会議に付した事件 …… 115
１．出席議員 …… 115
１．欠席議員 …… 115
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 115
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 116
１．開　　議 …… 116
１．諸般の報告 …… 116

１．日程第１　代表質問 …… 116
渡久地　修君 …… 116
大城　一馬君 …… 132
赤嶺　　昇君 …… 146
１．散　　会 …… 161

○第６号（２月23日）

１．開議年月日時 …… 163
１．議事日程 …… 163
１．本日の会議に付した事件 …… 163
１．出席議員 …… 164
１．欠席議員 …… 165
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 165
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 165
１．開　　議 …… 166
１．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　甲第１号議案から甲第29号議案まで及び乙第１号議案から乙第40号議案まで } …… 166
１．一般質問・質疑 …… 166
玉城　義和君 …… 166
当銘　勝雄君 …… 177
新垣　安弘君 …… 185
上里　直司君 …… 193
仲宗根　悟君 …… 204
玉城ノブ子さん …… 211
比嘉　京子さん …… 221
１．散　　会 …… 229

○第７号（２月24日）

１．開議年月日時 …… 231
１．議事日程 …… 231
１．本日の会議に付した事件 …… 231
１．出席議員 …… 232
１．欠席議員 …… 233
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 233
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 233
１．開　　議 …… 234
１．諸般の報告 …… 234
１．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　甲第１号議案から甲第29号議案まで及び乙第１号議案から乙第40号議案まで } …… 234
１．一般質問・質疑 …… 234
新垣　清涼君 …… 234
山内　末子さん …… 248

仲村　未央さん …… 256
瑞慶覧　功君 …… 264
西銘　純恵さん …… 271
奥平　一夫君 …… 280
嘉陽　宗儀君 …… 293
１．散　　会 …… 305

○第８号（２月25日）

１．開議年月日時 …… 307
１．議事日程 …… 307
１．本日の会議に付した事件 …… 307
１．出席議員 …… 308
１．欠席議員 …… 309
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 309
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 309
１．開　　議 …… 310
１．諸般の報告 …… 310
１．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　甲第１号議案から甲第29号議案まで及び乙第１号議案から乙第40号議案まで } …… 310
１．一般質問・質疑 …… 310
照屋　大河君 …… 310
崎山　嗣幸君 …… 317
前田　政明君 …… 324
平良　昭一君 …… 334
玉城　　満君 …… 346
當間　盛夫君 …… 354
具志　孝助君 …… 363
吉田　勝廣君 …… 368
１．散　　会 …… 378

○第９号（２月26日）

１．開議年月日時 …… 381
１．議事日程 …… 381
１．本日の会議に付した事件 …… 381
１．出席議員 …… 383
１．欠席議員 …… 383
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 383
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 384
１．開　　議 …… 384
１．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　甲第１号議案から甲第29号議案まで及び乙第１号議案から乙第40号議案まで } …… 384
１．一般質問・質疑 …… 384

島袋　　大君 …… 384
中川　京貴君 …… 392
仲田　弘毅君 …… 400
浦崎　唯昭君 …… 409
座喜味一幸君 …… 414
辻野ヒロ子さん …… 420
金城　　勉君 …… 429
當山　眞市君 …… 435
１．予算特別委員会の設置 …… 443
１．予算特別委員会委員の選任 …… 443
１．委員会付託 …… 443
１．日程第３　甲第30号議案、乙第42号議案及び乙第43号議案 …… 443
１．知事（仲井眞弘多君）の提案理由説明 …… 443
１．人事委員会（島袋京子さん）の意見 …… 444
１．質　　疑 …… 444
玉城ノブ子さん …… 444
新垣　哲司君 …… 445
１．委員会付託 …… 446
１．休会の議決 …… 446
１．散　　会 …… 446

○第10号（３月４日）

１．開議年月日時 …… 449
１．議事日程 …… 449
１．本日の会議に付した事件 …… 449
１．出席議員 …… 449
１．欠席議員 …… 450
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 450
１．開　　議 …… 450
１．諸般の報告 …… 450
１．日程第１　乙第４号議案及び乙第42号議案 …… 450
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 450
１．採　　決 …… 452
１．日程第２　乙第17号議案及び乙第18号議案 …… 452
１．委員長報告（経済労働委員長） …… 452
１．採　　決 …… 453
１．日程第３　乙第９号議案から乙第11号議案まで及び乙第13号議案 …… 453
１．委員長報告（文教厚生委員長） …… 453
１．採　　決 …… 455
１．日程第４　乙第35号議案 …… 455
１．委員長報告（経済労働委員長） …… 455
１．討　　論 …… 455
渡久地　修君 …… 456
座喜味一幸君 …… 456
１．採　　決 …… 456

１．日程第５　甲第24号議案から甲第30号議案まで …… 457
１．委員長報告（予算特別委員長） …… 457
１．採　　決 …… 458
１．日程第６　陳情第30号、第31号、第42号、第46号及び第47号の付託の件 …… 458
１．委員会付託 …… 458
１．休会の議決 …… 458
１．散　　会 …… 458

○第11号（３月25日）

１．開議年月日時 …… 461
１．議事日程 …… 461
１．本日の会議に付した事件 …… 462
１．出席議員 …… 465
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 465
１．開　　議 …… 465
１．諸般の報告 …… 465
１．日程第１　乙第１号議案から乙第３号議案まで、乙第５号議案から乙第８号議案まで、
乙第25号議案、乙第26号議案及び乙第43号議案 …… 466
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 466
１．討　　論 …… 468
前田　政明君 …… 468
１．採　　決 …… 469
１．日程第２　乙第14号議案から乙第16号議案まで及び乙第19号議案 …… 469
１．委員長報告（経済労働委員長） …… 469
１．採　　決 …… 470
１．日程第３　乙第12号議案及び乙第22号議案から乙第24号議案まで …… 470
１．委員長報告（文教厚生委員長） …… 471
１．採　　決 …… 472
１．日程第４　乙第20号議案及び乙第21号議案 …… 472
１．委員長報告（土木委員長） …… 472
１．採　　決 …… 473
１．日程第５　乙第29号議案から乙第32号議案まで及び乙第40号議案 …… 473
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 473
１．討　　論 …… 474
前田　政明君 …… 474
照屋　守之君 …… 475
１．採　　決 …… 475
１．日程第６　乙第27号議案及び乙第34号議案 …… 476
１．委員長報告（経済労働委員長） …… 476
１．討　　論 …… 476
渡久地　修君 …… 477
１．採　　決 …… 477
１．日程第７　乙第33号議案及び乙第38号議案 …… 478
１．委員長報告（文教厚生委員長） …… 478
１．採　　決 …… 478

１．日程第８　乙第28号議案、乙第36号議案、乙第37号議案及び乙第39号議案 …… 479
１．委員長報告（土木委員長） …… 479
１．採　　決 …… 480
１．日程第９　甲第１号議案から甲第23号議案まで …… 480
１．委員長報告（予算特別委員長） …… 480
１．甲第１号議案に対する修正の動議の提出 …… 483
１．嘉陽　宗儀君の提出理由説明 …… 483
１．討　　論 …… 485
島袋　　大君 …… 485
當間　盛夫君 …… 486
桑江朝千夫君 …… 489
前田　政明君 …… 491
照屋　守之君 …… 493
新垣　清涼君 …… 494
崎山　嗣幸君 …… 495
座喜味一幸君 …… 496
玉城ノブ子さん …… 497
上里　直司君 …… 499
前田　政明君 …… 500
１．採　　決 …… 501
１．一括議題 { 日程第10　議員提出議案第２号　沿岸域における漂流・漂着ごみ対策に関する意見書 / 日程第11　議員提出議案第３号　県立病院のあり方に関する決議 } …… 502
１．赤嶺　　昇君の提案理由説明 …… 502
１．採　　決 …… 502
１．一括議題 { 日程第12　議員提出議案第４号　金武町伊芸区流弾事故の真相究明に関する意見書 / 日程第13　議員提出議案第５号　金武町伊芸区流弾事故の真相究明に関する抗議決議 / 日程第14　議員提出議案第６号　普天間飛行場燃料流出事故に関する意見書 / 日程第15　議員提出議案第７号　普天間飛行場燃料流出事故に関する抗議決議 } …… 502
１．渡嘉敷喜代子さんの提案理由説明 …… 502
１．採　　決 …… 503
１．日程第16　議員提出議案第１号　名護市辺野古沿岸域の新基地建設につながるグアム移転協定に関する意見書 …… 503
１．玉城　義和君の提案理由説明 …… 503
１．討　　論 …… 504
中川　京貴君 …… 504
前田　政明君 …… 505
山内　末子さん …… 506
１．採　　決 …… 508
１．議員派遣 …… 508
１．日程第17　陳情平成20年第163号、同第166号、陳情第７号及び第49号 …… 508
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 508

１．採　　決 …… 508
１．日程第18　陳情第45号、第54号及び第55号 …… 508
１．委員長報告（経済労働委員長） …… 508
１．採　　決 …… 508
１．日程第19　請願第１号、第３号、第４号、陳情平成20年第42号、同第55号、同第79号、
同第161号、同第197号、陳情第１号及び第56号 …… 508
１．委員長報告（文教厚生委員長） …… 508
１．採　　決 …… 509
１．日程第20　陳情第11号及び第20号 …… 509
１．委員長報告（土木委員長） …… 509
１．採　　決 …… 509
１．日程第21　陳情第３号、第21号、第25号、第30号及び第31号 …… 509
１．委員長報告（米軍基地関係特別委員長） …… 509
１．採　　決 …… 509
１．日程第22　閉会中の継続審査の件 …… 509
１．採　　決 …… 509
１．閉　　会 …… 510

○巻末掲載文書

１．知事提出議案 …… 513
１．議員提出議案 …… 609
１．諸般の報告 …… 617
１．議案付託表 …… 621
１．委員会審査報告書 …… 623
１．閉会中継続審査及び調査申出書 …… 641
１．予算特別委員名簿 …… 651
１．請願・陳情文書表 …… 653
１．議案等処理一覧表 …… 691

# 平成21年第３回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期44日間　自 平成21年２月10日　至 平成21年３月25日

| | 月　日 | 曜日 | 日程 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | ２月10日 | 火 | （会議録署名議員の指名）<br>（会期の決定）<br>本会議（知事提出議案の説明）<br>委員会（先議案件審査） | 先議案件付託<br>請願・陳情付託 |
| 2 | 11日 | ㊌ | 休会 | 建国記念の日 |
| 3 | 12日 | 木 | 委員会（議会運営委員会） | |
| 4 | 13日 | 金 | 本会議（先議案件委員長報告、採決） | 代表質問通告締切（正午） |
| 5 | 14日 | ㊏ | 休会 | |
| 6 | 15日 | ㊐ | 休会 | |
| 7 | 16日 | 月 | 議案研究 | 一般質問通告締切（正午） |
| 8 | 17日 | 火 | 議案研究 | |
| 9 | 18日 | 水 | 本会議（代表質問） | |
| 10 | 19日 | 木 | 本会議（代表質問） | |
| 11 | 20日 | 金 | 本会議（代表質問） | |
| 12 | 21日 | ㊏ | 休会 | |
| 13 | 22日 | ㊐ | 休会 | |
| 14 | 23日 | 月 | 本会議（一般質問） | |
| 15 | 24日 | 火 | 本会議（一般質問） | |
| 16 | 25日 | 水 | 本会議（一般質問） | |
| 17 | 26日 | 木 | 本会議（一般質問）<br>（予算特別委員会設置） | 議案付託 |
| 18 | 27日 | 金 | 委員会（補正予算審査） | 請願・陳情提出期限（特別委） |
| 19 | 28日 | ㊏ | 休会 | |
| 20 | ３月１日 | ㊐ | 休会 | |
| 21 | ２日 | 月 | 委員会（補正予算・先議案件審査） | |
| 22 | ３日 | 火 | 議案整理<br>委員会（議会運営委員会） | |
| 23 | ４日 | 水 | 本会議(補正予算・先議案件委員長報告､採決) | 請願・陳情付託（特別委） |
| 24 | ５日 | 木 | 委員会（予算特別委員会） | |
| 25 | ６日 | 金 | 委員会（予算特別委員会） | |
| 26 | ７日 | ㊏ | 休会 | |
| 27 | ８日 | ㊐ | 休会 | |
| 28 | ９日 | 月 | 委員会（予算特別委員会） | |
| 29 | 10日 | 火 | 委員会（予算特別委員会） | 請願・陳情提出期限（常任委） |
| 30 | 11日 | 水 | 委員会（予算特別委員会） | |
| 31 | 12日 | 木 | 委員会（予算特別委員会） | |
| 32 | 13日 | 金 | 委員会（予算特別委員会） | 請願・陳情付託（常任委） |
| 33 | 14日 | ㊏ | 休会 | |
| 34 | 15日 | ㊐ | 休会 | |
| 35 | 16日 | 月 | 委員会（予算特別委員会） | |
| 36 | 17日 | 火 | 委員会（常任委員会） | |
| 37 | 18日 | 水 | 委員会（常任委員会） | |
| 38 | 19日 | 木 | 委員会（常任委員会） | |
| 39 | 20日 | ㊎ | 休会 | 春分の日 |
| 40 | 21日 | ㊏ | 休会 | |
| 41 | 22日 | ㊐ | 休会 | |
| 42 | 23日 | 月 | 委員会（特別委員会） | |
| 43 | 24日 | 火 | 議案整理<br>委員会（議会運営委員会） | |
| 44 | 25日 | 水 | 本会議（委員長報告、採決） | |

開会日に応招した議員

| | |
|---|---|
| 髙嶺善伸君 | 新垣良俊君 |
| 玉城義和君 | 仲田弘毅君 |
| 上原　章君 | 照屋守之君 |
| 島袋　大君 | 辻野ヒロ子さん |
| 中川京貴君 | 嶺井　光君 |
| 桑江朝千夫君 | 當間盛夫君 |
| 平良昭一君 | 当銘勝雄君 |
| 仲村未央さん | 渡嘉敷喜代子さん |
| 照屋大河君 | 前田政明君 |
| 渡久地　修君 | 玉城ノブ子さん |
| 上里直司君 | 赤嶺　昇君 |
| 瑞慶覧　功君 | 比嘉京子さん |
| 奥平一夫君 | 金城　勉君 |
| 吉田勝廣君 | 糸洲朝則君 |
| 當山眞市君 | 翁長政俊君 |
| 座喜味一幸君 | 浦崎唯昭君 |
| 佐喜真　淳君 | 池間　淳君 |
| 玉城　満君 | 新垣哲司君 |
| 仲宗根　悟君 | 具志孝助君 |
| 崎山嗣幸君 | 新里米吉君 |
| 西銘純恵さん | 嘉陽宗儀君 |
| 山内末子さん | 新垣安弘君 |
| 新垣清涼君 | 大城一馬君 |
| 前島明男君 | |

---

3月17日に応招した議員

吉元義彦君

---

# 平成21年２月10日

平成21年
第　3　回

# 沖縄県議会（定例会）会議録

# （第　1　号）

# 平成21年 第３回　沖縄県議会（定例会）会議録（第１号）

平成21年２月10日（火曜日）午前10時２分開会

議　事　日　程　第１号

平成21年２月10日（火曜日）

午前10時開議

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　甲第１号議案から甲第29号議案まで及び乙第１号議案から乙第41号議案まで（知事説明）

第４　陳情第３号、第４号、第14号、第21号及び第25号の付託の件

――――――――――――――――――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　甲第１号議案から甲第29号議案まで及び乙第１号議案から乙第41号議案まで

甲第１号議案　平成21年度沖縄県一般会計予算

甲第２号議案　平成21年度沖縄県農業改良資金特別会計予算

甲第３号議案　平成21年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

甲第４号議案　平成21年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算

甲第５号議案　平成21年度沖縄県下地島空港特別会計予算

甲第６号議案　平成21年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計予算

甲第７号議案　平成21年度沖縄県下水道事業特別会計予算

甲第８号議案　平成21年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算

甲第９号議案　平成21年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算

甲第10号議案　平成21年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算

甲第11号議案　平成21年度沖縄県林業改善資金特別会計予算

甲第12号議案　平成21年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算

甲第13号議案　平成21年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算

甲第14号議案　平成21年度沖縄県自由貿易地域特別会計予算

甲第15号議案　平成21年度沖縄県産業振興基金特別会計予算

甲第16号議案　平成21年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算

甲第17号議案　平成21年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算

甲第18号議案　平成21年度沖縄県駐車場事業特別会計予算

甲第19号議案　平成21年度沖縄県公共用地先行取得事業特別会計予算

甲第20号議案　平成21年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算

甲第21号議案　平成21年度沖縄県病院事業会計予算

甲第22号議案　平成21年度沖縄県水道事業会計予算

甲第23号議案　平成21年度沖縄県工業用水道事業会計予算

甲第24号議案　平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第３号）

甲第25号議案　平成20年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第１号）

甲第26号議案　平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）

甲第27号議案　平成20年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）
甲第28号議案　平成20年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）
甲第29号議案　平成20年度沖縄県水道事業会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条列
乙第５号議案　沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　沖縄県統計調査条例
乙第９号議案　沖縄県消費者行政活性化基金条例
乙第10号議案　沖縄県安心こども基金条例
乙第11号議案　沖縄県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例
乙第12号議案　沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県妊婦健康診査支援基金条例
乙第14号議案　沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第15号議案　沖縄県企業立地促進条例の一部を改正する条例
乙第16号議案　沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例
乙第17号議案　沖縄県雇用再生特別事業基金条例
乙第18号議案　沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例
乙第19号議案　沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第20号議案　沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例
乙第21号議案　沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第22号議案　沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第23号議案　沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例
乙第24号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第25号議案　沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
乙第26号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第27号議案　土地の処分について
乙第28号議案　訴えの提起について
乙第29号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第30号議案　全国自治宝くじ事務協議会への岡山市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更について
乙第31号議案　西日本宝くじ事務協議会への岡山市の加入及びこれに伴う西日本宝くじ事務協議会規約の一部の変更について
乙第32号議案　第４次沖縄県国土利用計画（案）について
乙第33号議案　沖縄県離島医療組合規約の一部変更について
乙第34号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について
乙第35号議案　指定管理者の指定について
乙第36号議案　指定管理者の指定について
乙第37号議案　指定管理者の指定について
乙第38号議案　指定管理者の指定について
乙第39号議案　公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第40号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について
乙第41号議案　控訴の提起について
日程第４　陳情第３号、第４号、第14号、第21号及び第25号の付託の件

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

出　席　議　員（47名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議　長 | 髙嶺善伸君 | 25番 | 新垣良俊君 |
| 副議長 | 玉城義和君 | 26番 | 仲田弘毅君 |
| 1番 | 上原　章君 | 27番 | 照屋守之君 |
| 2番 | 島袋　大君 | 28番 | 辻野ヒロ子さん |
| 3番 | 中川京貴君 | 29番 | 嶺井　光君 |
| 4番 | 桑江朝千夫君 | 30番 | 當間盛夫君 |
| 5番 | 平良昭一君 | 31番 | 当銘勝雄君 |
| 6番 | 仲村未央さん | 32番 | 渡嘉敷喜代子さん |
| 7番 | 照屋大河君 | 33番 | 前田政明君 |
| 8番 | 渡久地　修君 | 34番 | 玉城ノブ子さん |
| 9番 | 上里直司君 | 35番 | 赤嶺　昇君 |
| 10番 | 瑞慶覧　功君 | 36番 | 比嘉京子さん |
| 11番 | 奥平一夫君 | 37番 | 金城　勉君 |
| 12番 | 吉田勝廣君 | 38番 | 糸洲朝則君 |
| 13番 | 當山眞市君 | 39番 | 翁長政俊君 |
| 15番 | 座喜味一幸君 | 40番 | 浦崎唯昭君 |
| 16番 | 佐喜真　淳君 | 41番 | 池間　淳君 |
| 17番 | 玉城　満君 | 42番 | 新垣哲司君 |
| 18番 | 仲宗根　悟君 | 43番 | 具志孝助君 |
| 19番 | 崎山嗣幸君 | 45番 | 新里米吉君 |
| 20番 | 西銘純恵さん | 46番 | 嘉陽宗儀君 |
| 21番 | 山内末子さん | 47番 | 新垣安弘君 |
| 22番 | 新垣清涼君 | 48番 | 大城一馬君 |
| 24番 | 前島明男君 | | |

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

欠　席　議　員（１名）

14番　吉元義彦君

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 知事 | 仲井眞弘多君 | 企業局長 | 花城順孝君 |
| 副知事 | 仲里全輝君 | 病院事業局長 | 知念　清君 |
| 副知事 | 安里カツ子さん | 会計管理者 | 福治嗣夫君 |
| 知事公室長 | 上原　昭君 | 知事公室秘書広報統括監 | 上運天　昂君 |
| 総務部長 | 宮城嗣三君 | | |
| 企画部長 | 上原良幸君 | 総務部財政統括監 | 名渡山　司君 |
| 文化環境部長 | 知念建次君 | | |
| 福祉保健部長 | 伊波輝美さん | 教育委員会委員長 | 比嘉梨香さん |
| 農林水産部長 | 護得久友子さん | 教育長 | 仲村守和君 |
| 観光商工部長 | 仲田秀光君 | 公安委員会委員長 | 幸喜徳子さん |
| 土木建築部長 | 漢那政弘君 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 警察本部長 | 得津八郎君 | 代表監査委員 | 又吉春三君 |
| 労働委員会会長 | 比嘉正幸君 | | |
| 人事委員会委員長 | 仲吉朝信君 | | |

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 長嶺伸明君 | 課長補佐 | 平田善則君 |
| 次長 | 遊佐信雄君 | 主査 | 中村守君 |
| 議事課長 | 嘉陽安昭君 | 主査 | 佐久田隆君 |

○議長（髙嶺善伸君）　ただいまより平成21年第３回沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

――――――――――――――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案70件並びに今期定例会提出予算説明書、積算内訳書、平成21年１月末現在の平成20年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました陳情のうち、特別委員会に付託すべき陳情を除く陳情21件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

――――――――――――――――――――

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により

11番　奥平一夫君　及び

12番　吉田勝廣君

を指名いたします。

――――――――◆・・◆――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　日程第２　会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から３月25日までの44日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から３月25日までの44日間と決定いたしました。

――――――――◆・・◆――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　日程第３　甲第１号議案から甲第29号議案まで及び乙第１号議案から乙第41号議案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

仲井眞知事。

――――――――――――――――――――

〔知事提出議案　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　おはようございます。

平成21年第３回沖縄県議会の開会に当たり、議員各位の御健勝を心からお喜び申し上げますとともに、日々の御精励に対し深く敬意を表するものでございます。

このたびの議会は、平成21年度の県政運営の基本となります予算案や、緊急総合経済対策を中心としました平成20年度補正予算案など、多くの重要な案件につきまして御審議をお願いするものでございます。

このため、議案の審議に先立ち、まず県政運営に当たっての私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに県民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存ずる次第でございます。

さて、国際社会は100年に一度とも言われます世界経済の混乱に直面するとともに、地球規模の環境問題や中東情勢の緊迫化などもあり、先行き不透明感を強めております。

特に、世界経済は、アメリカに端を発した金融危機が実体経済にも深刻な影響を及ぼしており、各国は協調しながら積極的な景気対策を打ち出しておりますが、回復までに相当な期間を要するとの見通しが広がっております。

我が国におきましても、外需主導による長期の景気拡大が続いてきましたが、こうした世界経済の減速に

より輸出関連産業を中心に生産調整や雇用調整が相次ぐなど、これまで経験したことのない厳しい経済状況になっております。

沖縄県におきましても、その影響が各方面で出始めており、今後の振興施策の推進に当たっても制約要因となっていくことが懸念されます。

また、少子・高齢化やグローバル化の進展、地方分権改革及び道州制導入の動きなど、時代潮流への対応も求められております。

こうした状況を踏まえ、現状をどう突破し、未来をどう切り開いていくか。今こそ、沖縄を取り巻く環境変化を絶好の機会としてとらえ、さまざまな困難に直面している人へのきめ細かな施策を推進いたしますとともに、新時代に挑戦する人を奮い立たせるような戦略を構築していく必要があります。

このため、県民の生活不安の解消や地域活性化など、課題の解決に当たっては、現実に正面から向き合い、有効な手段を講じていくという正攻法で取り組んでまいりたいと考えております。

また、昨年暮れには愛知県内の企業を回り県出身者の継続雇用を訴えますとともに、年明けには訪米をし、米軍基地問題の解決や企業誘致を働きかけてまいりました。今後とも、現場重視の姿勢で取り組んでまいります。

沖縄には数々の激動期を乗り越えてきた歴史があります。また、豊富な若年労働力や豊かな地域資源などに恵まれております。こうした経験と可能性を文化・芸能、スポーツ、ビジネス、科学技術などの各分野で、未来に向かって生かせるよう積極果敢な取り組みを行ってまいります。

平成21年度はこのような取り組み方針のもと、「足元を固め飛躍へ向かう年」と位置づけ、経済対策などを着実に実施いたしますとともに、残り３年となる沖縄振興計画の総仕上げに向けラストスパートをかけてまいります。

さらに、県民の参画と協働のもとに将来のあるべき沖縄の姿を描き、その実現に向けた取り組みの基本方向を明らかにしてまいります。

平成21年度の内閣府沖縄関係予算は、国の厳しい財政状況の中、対前年度比95.9%の約2447億円となり、平成20年度第２次補正予算を含めますとほぼ前年度並みの額が確保され、県が要望しました多くの主要事業、新規事業に予算措置がなされております。

平成21年度の施策の展開につきましては、まず、沖縄振興計画及び沖縄振興特別措置法等を総点検し、新たな制度の創設を視野に入れた検討を進めてまいります。あわせて、おおむね2030年を想定年次といたします「沖縄21世紀ビジョン（仮称）」を策定いたします。

次に、民間主導の自立型経済の構築に向けて、観光・リゾート産業を初め情報通信関連産業、農林水産業、商工業等の振興と企業誘致を推進するなど、産業を徹底的に支援をし、就業の場の創出、そして拡大に全力で取り組んでまいります。あわせて、平成20年度に引き続き緊急総合経済対策を強力に推進してまいります。

米軍基地問題につきましては、基地の整理縮小や日米地位協定の見直し、事件・事故の防止などを日米両政府に強く求めてまいります。また、旧軍飛行場用地問題の解決促進を図り、不発弾の早期処理に引き続き取り組んでまいります。

また、沖縄科学技術大学院大学の設置に向けた周辺整備、県内外の研究機関相互連携によります先端バイオ研究等を推進いたしますとともに、国際交流・協力拠点の形成に向け、海外県系人社会との相互交流を促進いたします。

さらに、市街地再開発事業や全島緑化などによります快適で潤いのある生活環境基盤の整備などに努めますとともに、認可外保育施設への支援の強化や、新型インフルエンザに対する医療体制整備などを行います。

あわせて、全国学力・学習調査等を踏まえました学力向上対策を推進いたしますとともに、「沖縄国際アジア音楽祭」や「2009沖縄伝統空手道世界大会」を開催し、世界への情報発信や文化産業の振興を図ってまいります。

このほか、道路、空港、港湾等の整備を推進いたしますとともに、離島・過疎地域の医師確保対策などによるユニバーサルサービスの確保と定住条件の整備を推進してまいります。

沖縄県の財政は、中期見通しで多額の収支不足が見込まれ、景気悪化に伴う税収減等によってさらなる厳しい事態に陥ることも予想されます。

こうした状況におきまして、諸施策を確実に実施するためには行財政改革が必要不可欠でございます。

このため、県民視点に立った成果、効率重視の行政を推進し、地方分権の進展に対応した簡素で効率的な行政体制構築を目指し、行財政改革を一層加速させてまいります。

続きまして、平成21年度における施策の概要につきまして御説明申し上げます。

第１は、自立型経済の構築に向けた産業の振興と雇

用の創出・確保であります。

まず、質の高い観光・リゾート地の形成につきまして申し上げます。

観光・リゾート産業につきましては、国内外の厳しい経済情勢による影響が懸念されますが、引き続き将来の観光客1000万人を目指し施策を強化してまいります。

特に、新たな観光情報サイト構築による情報発信の強化や、本土の大都市圏及び東アジア等へのＰＲ、離島観光や沖縄リゾートウエディングのプロモーションを強化いたしますとともに、国際会議や企業インセンティブツアー、スポーツキャンプ等の誘致を促進いたします。

さらに、高度な人材育成のための留学支援や研修の強化を図りますとともに、多様なエンターテインメントづくりの促進などによる観光の付加価値向上、自然、歴史、文化等の地域の優位性ある観光資源を生かした観光まちづくりなどを推進してまいります。

次に、未来を開く情報通信関連産業の振興について申し上げます。

情報通信関連産業につきましては、通信コスト低減化やソフトウエアの品質・セキュリティー向上のための各種資格・認証の取得などを支援いたします。また、ＩＴ津梁パークの整備やＧＩＸ（グローバル・インターネット・エクスチェンジ）の構築、そしてＯＳＳ（オープン・ソース・ソフトウエア）開発ビジネスの支援を推進します。

次に、地域特性を生かした農林水産業の振興について申し上げます。

農林水産業につきましては、農林漁業者の減少、高齢化の進行、ＷＴＯ農業交渉等の厳しい状況を踏まえ、各施策の取り組みを強化してまいります。

おきなわブランドの確立につきましては、ゴーヤー等の戦略品目を中心に拠点産地の形成に向けた取り組みを強化し、農林水産物のマーケティング調査を実施いたします。

また、さとうきび等安定品目の生産供給体制の強化及び島野菜の振興に努めますとともに、有機農業を推進し、安全・安心な農産物の生産拡大に取り組んでまいります。

農林水産業の担い手につきましては、就農相談会や研修の実施、農地あっせんなど就農支援を行い、多様な担い手の育成確保に努めてまいります。

また、条件不利な中山間地域における農家支援等を実施し、耕作放棄地の解消に取り組みます。

農業生産基盤につきましては、地下ダム等によります農業用水源やかんがい施設などを整備するほか、林業及び水産業の基盤整備を進めてまいります。

次に、地域を支える産業の育成と創出について申し述べます。

まず、健康バイオ関連産業につきましては、海洋生物資源を活用した共同研究等の支援を強化いたします。

製造業等地域を支える産業につきましては、農商工連携や地域資源活用のための人材育成、地域ブランドの確立等を促進いたします。また、泡盛、健康食品等の県産品につきましては、商品力の向上、国内・海外市場での販路拡大に努めます。

あわせて、日本青年会議所全国会員大会等、県内外で開催される各種イベントにおきまして沖縄の特産品を紹介するなど、全国に魅力を発信いたします。

企業誘致につきましては、特別自由貿易地域での魅力ある投資環境づくりや企業訪問等のトップセールスを積極的に展開いたします。

また、金融業務特別地区につきましては、税制特例措置を活用した企業集積の促進や、高度な金融知識を有する人材の育成等に努めてまいります。

次に、雇用の安定と職業能力の開発について申し上げます。

厳しい国内外の情勢を踏まえた政府の対策に連動し、これまで以上に産業振興施策と雇用対策に取り組む必要があります。

このため、「沖縄県産業・雇用拡大県民運動（みんなでグッジョブ運動）」を展開し、若年者への総合的な就職支援や子育て中の女性への就職講座開催、40代前半の核世代への雇用奨励金制度の構築などを実施いたします。また、職業能力開発校等における多様な職業訓練を実施してまいります。

さらに、世界的な景気後退による厳しい雇用情勢に対応するため、沖縄県雇用再生特別事業基金、沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例基金を平成20年度に造成をし、平成21年度から集中的に雇用対策事業を実施いたします。

第２は、米軍基地問題の解決促進、跡地対策及び戦後処理問題の解決促進等でございます。

在日米軍の再編につきましては、海兵隊司令部及び兵員等のグアムへの移転、嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域の返還が確実に実施されるよう求めてまいります。

また、普天間飛行場につきましては、危険性除去、騒音の軽減による、いわゆる３年めどの閉鎖状態の実現に向け政府に強く求めますとともに、代替施設につ

きまして地元の意向や環境に十分配慮し、可能な限り沖合などへ移動することについても真摯な対応を求めていきます。

日米地位協定につきましては、抜本的な見直しに向け、渉外知事会や日本青年会議所などと連携しつつ、あらゆる機会を通じて積極的に取り組んでまいります。

あわせて、米国を訪問し、直接米国政府に対し見直しの必要性を訴えていきたいと考えております。

駐留軍用地跡地の利用促進につきましては、国や関係市町村と密接に連携をし、個々の跡地の特性や課題に応じた取り組みを進めてまいります。

また、嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域の返還につきましては、基盤整備、産業導入や新たな公共交通システムの可能性の検討を進めますとともに、現行制度の検討も含めきめ細かな対応を政府へ求めてまいります。

旧軍飛行場用地問題につきましては、各地主会や関係市町村と調整を進め、特定地域特別振興事業を実施し解決を図ってまいります。

不発弾処理につきましては、不発弾探査や現場処理業務における役割分担の見直し、関係事業費の全額国庫負担等を引き続き政府に求めるなど、不発弾等の処理事業の拡充強化に向けた取り組みを進めてまいります。

また、国・市町村、警察及び地域と連携をして、不発弾によります事故の未然防止や不発弾の早期処理に引き続き取り組んでまいります。

第３は、科学技術の振興と国際交流・協力拠点の形成でございます。

科学技術の振興につきましては、県内研究機関において重点課題を設定し、研究開発資源の集中化を図り、さらに県内外の研究機関の相互連携による先端バイオ研究や臨床研究等を推進いたします。

沖縄科学技術大学院大学の設置に向けては、子弟教育のためのインターナショナルスクールの設置や周辺整備などの取り組みを強化いたします。

国際交流・協力拠点の形成につきましては、世界のウチナーネットワークの拡充を図りますとともに、海外との青少年の相互交流を促進し、さらに平和発信事業の充実を図ります。

第４は、環境共生型社会の形成でございます。

循環型社会の形成を推進するため、公共が関与する産業廃棄物管理型最終処分場の整備につきまして、用地の選定・確保等に向けた取り組みを進めます。

また、沖縄県の豊かな自然環境を次世代に継承するため、赤土等流出防止対策、総合的なサンゴ礁保全対策、ヤンバル地域におけるマングース等外来種の捕獲強化、多良間島等の県立自然公園指定に向けた取り組みを進めてまいります。

あわせまして、沖縄県地球温暖化対策地域推進計画を見直し、地球温暖化対策を強力に推進いたします。

快適な都市空間を形成するため、旭橋駅周辺地区及び牧志・安里地区の市街地再開発事業等を促進します。

また、市町村による景観計画の策定の促進や、全島緑化を推進いたします。

県土保全につきましては、国場川、安里川などの整備、中城村安里地区、北中城村熱田地区の地すべり対策や名護市東江海岸での高潮対策等を行います。

第５は、健康福祉社会の実現と安全・安心な生活の確保であります。

次世代育成支援につきましては、保育所入所待機児童の解消、認可外保育施設への支援を強化いたしますとともに、地域における子育て支援等を推進いたします。

児童虐待につきましては、児童相談所の体制充実を図りますとともに、関係機関と連携をし未然防止や早期対応等に努めてまいります。

高齢者につきましては、介護予防や介護職員の研修、高齢者虐待防止への支援等を推進いたします。

障害者の自立と社会参加を促進するため、地域における相談支援体制の強化やさらなる就労支援の促進に努めてまいります。

また、女性の社会参画や配偶者等からの暴力防止対策にも取り組みます。

保健医療につきましては、医師等医療従事者の養成確保とあわせ、患者・利用者の視点に立った医療の確保や予防対策の推進に取り組みます。

また、健康づくり運動の推進や生活習慣病の予防対策に県民一体となって取り組みます。

さらに、発生が懸念されます新型インフルエンザに対する医療体制等の整備や、エイズなどの予防対策に取り組みます。

県立病院に関しましては、救命・救急医療、離島医療支援、高度・特殊医療等の医療を効率的かつ継続的に提供できるよう、運営の抜本的な改善に取り組みます。

食品の安全確保につきましては、重点的かつ効率的、効果的な検査及び監視・指導体制の整備強化に努めます。

安全・安心な地域社会づくりにつきましては、

「ちゅらさん運動」を推進・発展させ、犯罪のない安全で安心して暮らせる社会の実現に努めます。

また、関係機関等と連携し、県民の不安感の除去に向けた取り組みを強化しますとともに、犯罪被害者等の保護・支援や、消費者相談を初めとする各種相談窓口の機能強化等を図ります。

あわせて、飲酒運転根絶、高齢者等の事故防止など、県民一人一人の交通安全意識を高める取り組みを進めてまいります。

第６は、多様な人材の育成と文化の振興であります。

学校教育につきましては、全国学力・学習状況調査等を踏まえた学力向上対策や、心身の健康増進と体力向上の促進、児童生徒の立ち直り支援と居場所づくり等に取り組みます。

また、少人数教育やキャリア教育、小学校における外国語活動などの語学教育、情報教育、障害のある幼児・児童生徒への特別支援教育を推進します。

青少年の健全育成につきましては、学校、家庭、地域の連携体制を構築し、安全な居場所づくりやさまざまな体験・交流活動に取り組み、健全でたくましい青少年の育成に努めます。

また、学校、警察、地域が連携して未成年者の飲酒や青少年の深夜徘回の防止に努め、地域の非行実態を踏まえた少年非行防止対策に取り組みます。

文化の振興につきましては、組踊や「しまくとぅば」など伝統文化や県民の多様な文化・芸術活動を促進いたしますとともに、沖縄国際アジア音楽祭を開催します。

スポーツの振興につきましては、競技力の向上と平成22年度全国高等学校総合体育大会の開催に向けた取り組みを進めます。

また、沖縄伝統空手道を世界に発信しさらなる普及・発展を図るため、「2009沖縄伝統空手道世界大会」を開催します。

第７は、持続的発展を支える基盤づくりでございます。

空港につきましては、那覇空港の滑走路増設へ向けました施設計画段階における取り組みを推進し、国際航空物流事業の核となる那覇空港新貨物ターミナルの整備と、円滑かつ安定的な管理運用を促進します。

港湾につきましては、那覇港に国際クルーズ船に対応した旅客船バースを整備しますとともに、中城湾港や本部港などを整備いたします。

道路につきましては、那覇空港自動車道や沖縄西海岸道路等の整備を促進いたします。また、道路橋の延命化及び修繕のコスト縮減を図るため、長寿命化修繕計画の策定を進めてまいります。

都市モノレールにつきましては、需要喚起策や首里駅から沖縄自動車道までの延長調査を実施いたします。あわせて、交通需要マネジメント施策等を推進し、渋滞の緩和や公共交通の利便性の向上に取り組んでまいります。

第８は、離島・過疎地域の振興でございます。

離島・過疎地域につきましては、魅力に満ち、個性豊かで潤いのある地域社会の実現に向け全力で取り組んでまいります。このため、島々ごとの自然・文化などの特性を生かしました地域づくりを促進しますとともに、ユニバーサルサービスの確保に努め、若者の定住促進及び交流人口の増加を図ります。

また、持続的発展に向けて、新石垣空港、伊良部架橋、儀間ダムなどを整備いたしますほか、特産品加工施設の整備、交流活動の促進など地域の活性化に向けた取り組みを推進してまいります。

あわせて、医療体制の充実を図るため、医師確保対策や自衛隊及び海上保安庁によります急患空輸に加え、ドクターヘリを活用した急患搬送体制等を構築してまいります。

第９は、行財政改革の推進であります。

厳しい財政状況の中、事業の選択と集中、出先機関の見直し、職員定員の適正管理、財政の健全化などに強力に取り組み、行財政改革を一層加速してまいります。

また、平成21年度から新組織を設置し、新たな行財政改革プランの策定に取り組みます。

さらに、合併市町村への財政支援等に努めますとともに、引き続き自主的な市町村の合併を推進します。

以上、平成21年度における施策の概要について申し上げました。

次に、甲第１号議案から甲第29号議案までの予算議案について御説明申し上げます。

現下の地方財政は、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移するなど、厳しい状況にございます。

本県財政におきましても、歳入面では、自主財源の割合が低く、地方交付税等に依存した構造であり、歳出面では、人件費等の義務的経費の割合が高く、弾力性に乏しい構造となっております。さらに、基金残高が減少するなど、今後も厳しい状況が続くことと見込まれております。

このため、平成21年度当初予算の編成に当たりましては、「沖縄県行財政改革プラン」の着実な推進に努

めますとともに、これまで以上に事業の取捨選択を徹底し、限られた財源を緊急かつ重要な施策に重点的・効果的に配分することを基本といたしました。

また、沖縄県を取り巻く社会経済情勢を踏まえ、産業振興や雇用対策など県民生活の安定が図られるよう必要な措置に努めたところでございます。

その結果、平成21年度予算は、

一般会計において　　5925億1900万円

特別会計において　　222億7134万円

企業会計において　　882億7263万3000円

の規模となっております。

また、平成20年度予算につきましては、国の生活対策や生活防衛のための緊急対策対応経費等を盛り込んだ一般会計補正予算及び３件の特別会計補正予算並びに病院事業会計補正予算及び水道事業会計補正予算を計上しております。この分につきましては先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、予算以外の議案といたしましては、条例議案が「沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例」外25件、議決議案が「土地の処分について」外13件、同意議案には「沖縄県教育委員会委員の任命について」を提案いたしております。

なお、乙第４号議案、乙第９号議案から乙第11号議案、乙第13号議案、乙第17号議案、乙第18号議案、乙第35号議案及び乙第41号議案につきましては、先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、今回提案いたしました議案の説明といたします。

何とぞ慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（髙嶺善伸君）　知事の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案中、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について必要な規定を定める条例については、地方公務員法第５条第２項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、ただいまから人事委員会委員長の意見を求めます。

人事委員会委員長。

〔人事委員会委員長　仲吉朝信君登壇〕

○人事委員会委員長（仲吉朝信君）　おはようございます。

昨年の８月５日付で人事委員会の委員長に就任しております仲吉朝信でございます。よろしくお願いをいたします。

それでは、ただいま議長から、地方公務員法の規定に基づき人事委員会の意見を求められましたので、委員会の意見を申し上げます。

初めに、乙第２号議案「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例」中、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正につきましては、昨年10月９日に当委員会が行った職員の給与等に関する報告及び勧告、並びに国及び他の都道府県の職員の勤務時間改定を考慮し、職員の勤務時間について所要の改正を行うもの、また裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に基づき、裁判員に選任された場合、特別休暇を付与するための改正を行うものであり、適当であると考えます。

また、同議案中、沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正、沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部改正及び沖縄県職員の修学部分休業に関する条例の一部改正につきましては、勤務時間改定に伴い所要の改正を行うものであり、適当であると考えます。

次に、乙第３号議案「沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、人事評価制度の評価期間の変更及び学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正であり、適当であると考えます。

次に、乙第５号議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、社会情勢の変化や業務内容の特殊性等を勘案し、手当の一部について廃止するほか、支給要件及び支給額を改めるなどの見直しを行うものであり、適当であると考えます。

次に、乙第６号議案「沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律の一部改正に伴い、規定を整理するものであり、適当であると考えます。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　人事委員会委員長の意見の開陳は終わりました。

―――――――――――――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　この際、申し上げます。

先ほどの知事の提案理由説明の中で、乙第41号議案「控訴の提起について」は、早期に議決されたい旨の要望がありました。

よって、本議案については、これより直ちに質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案のうち、乙第41号議案については土木委員会に付託いたします。

――――――― ◆・・◆ ―――――――

○議長（髙嶺善伸君）　日程第４　陳情第３号、第４号、第14号、第21号及び第25号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情５件については、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

――――――― ◆・・◆ ―――――――

○議長（髙嶺善伸君）　この際、お諮りいたします。

議案研究のため、明２月11日及び12日の２日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　御異議なしと認めます。

よって、明２月11日及び12日の２日間休会とすることに決定いたしました。

――――――― ◆・・◆ ―――――――

○議長（髙嶺善伸君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、２月13日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時４分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　髙　嶺　善　伸

会議録署名議員　奥　平　一　夫

会議録署名議員　吉　田　勝　廣

# 平成21年２月13日

平成21年
第　3　回

# 沖縄県議会（定例会）会議録

# （第　2　号）

# 平成21年 第３回　沖縄県議会（定例会）会議録（第２号）

平成21年２月13日（金曜日）午前10時２分開議

## 議　事　日　程　第２号

平成21年２月13日（金曜日）

午前10時開議

第１　乙第41号議案（土木委員長報告）

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　乙第41号議案

乙第41号議案　控訴の提起について

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

出　席　議　員（44名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議　長 | 髙嶺善伸君 | 25番 | 新垣良俊君 |
| １番 | 上原　章君 | 26番 | 仲田弘毅君 |
| ２番 | 島袋　大君 | 27番 | 照屋守之君 |
| ３番 | 中川京貴君 | 28番 | 辻野ヒロ子さん |
| ５番 | 平良昭一君 | 29番 | 嶺井　光君 |
| ６番 | 仲村未央さん | 30番 | 當間盛夫君 |
| ７番 | 照屋大河君 | 31番 | 当銘勝雄君 |
| ８番 | 渡久地　修君 | 32番 | 渡嘉敷喜代子さん |
| ９番 | 上里直司君 | 33番 | 前田政明君 |
| 10番 | 瑞慶覧　功君 | 34番 | 玉城ノブ子さん |
| 11番 | 奥平一夫君 | 36番 | 比嘉京子さん |
| 12番 | 吉田勝廣君 | 37番 | 金城　勉君 |
| 13番 | 當山眞市君 | 38番 | 糸洲朝則君 |
| 15番 | 座喜味一幸君 | 39番 | 翁長政俊君 |
| 16番 | 佐喜真　淳君 | 40番 | 浦崎唯昭君 |
| 17番 | 玉城　満君 | 41番 | 池間　淳君 |
| 18番 | 仲宗根　悟君 | 42番 | 新垣哲司君 |
| 19番 | 崎山嗣幸君 | 43番 | 具志孝助君 |
| 20番 | 西銘純恵さん | 45番 | 新里米吉君 |
| 21番 | 山内末子さん | 46番 | 嘉陽宗儀君 |
| 22番 | 新垣清涼君 | 47番 | 新垣安弘君 |
| 24番 | 前島明男君 | 48番 | 大城一馬君 |

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

欠　席　議　員（４名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 副議長 | 玉城義和君（公務） | 14番 | 吉元義彦君 |
| ４番 | 桑江朝千夫君 | 35番 | 赤嶺　昇君 |

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 長嶺伸明君 | 次　長 | 遊佐信雄君 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 事 | 課 | 長 | 嘉 | 陽 | 安 | 昭 | 君 | 課 | 調 | 査 | 課 | | | | | | | |
| 課 | 長 | 補 | 佐 | 平 | 田 | 善 | 則 | 君 | 政 | 務 | 副 | 参 | 事 | 知 | 念 | 正 | 治 | 君 |
| 主 | | | 査 | 中 | 村 | | 守 | 君 | | | | | | | | | | | |
| 主 | | | 査 | 佐久田 | | | 隆 | 君 | 主 | | | | 幹 | 上 | 間 | | 司 | 君 | |

○議長（髙嶺善伸君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１　乙第41号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

土木委員長。

――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔土木委員長　當山眞市君登壇〕

○土木委員長（當山眞市君）　おはようございます。

ただいま議題となりました乙第41号議案の議決議案１件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第41号議案「控訴の提起について」は、平成16年に収用裁決された平和祈念公園の土地収用に係る損失補償金請求事件について、平成21年２月３日に判決があり、県の主張が一部認められなかったことから、この判決を不服として控訴を提起するため、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

訴えの主な内容は、原判決中、控訴人の敗訴部分を取り消すこと、被控訴人らの請求をいずれも棄却すること、訴訟費用は第一審、第二審ともに被控訴人の負担とすることであるとの説明がありました。

本案に関し、補償交渉の経緯と訴訟理由は何か、収用委員会、原告及び判決の評価額はそれぞれ幾らか、評価額に差が生じた理由は何か、県の評価額が妥当だと判断した理由は何か、控訴後も引き続き県の考えを訴えていくのかとの質疑がありました。

これに対し、平成８年から延べ40数回に及ぶ用地交渉を重ねたが合意に至らなかったため、土地収用法に基づく収用裁決により土地等の取得と整備を行ったところ、損失補償金の額について原告の主張額と開きがあるため訴訟に至ったものである。評価額の１平米当たりの単価は、収用委員会が４筆を２筆ずつに区分しそれぞれ３万4700円と１万5800円、原告が４筆とも一律に11万3000円、判決が４筆を２筆ずつに区分しそれぞれ11万3000円と５万1000円である。

評価額に差が生じた理由は、収用委員会が近隣の取引事例を、原告が糸満市内の中心地にある商業用地を、判決が商業用地に補正を加えた額をそれぞれ参考としたためであると考えられる。県は、不動産鑑定をもとに土地価格の時点修正や地域格差を加えた上で総合的に評価額を判断しており、妥当な評価額であると考えている。県としては、控訴審でも引き続き県の考えを訴えていく考えであるとの答弁がありました。

そのほか、鑑定方法、県が参考とした取引事例の地目と現況の状況・泡瀬干潟訴訟と今回の控訴事案の違いなどについて質疑がありました。

以上が委員会における審査の概要でありますが、採決に先立ち、共産党所属委員から反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、乙第41号議案は、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（髙嶺善伸君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する討論の通告がありますので、発言を許します。

嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽　宗儀君　おはようございます。

登壇前に激励いただきまして、どうもありがとうございます。

私は、日本共産党県議団を代表して、乙第41号議案、土地収用に係る損失補償請求事件の「控訴の提起について」に対する反対討論を行います。

本件は、県が起業者として施行する「那覇広域都市計画公園事業９・５・２号平和祈念公園」について、沖縄県収用委員会のした本件裁決により土地を収用されるなどした原告が、同裁決による損失補償額を不服

として、県に対し、原告主張額と本件裁決額との差額の支払いを求めた裁判であります。

判決は、沖縄県収用委員会において既存宅地の評価をしているが、一部原告の主張どおりその用途、規模等に照らし商業地として類似性が認められるとして、沖縄県は原告４名に合計１億9575万6362円を支払えと命じた内容であります。

県は、それに対して、商業地として類似性が認められているが、当該土地は採用した取引事例及び市街化調整区域内という立地から判断しても既存宅地と評価するのが妥当と考えており、判決を不服として控訴するというものです。つまり、土地の補償額の算定の方法をめぐる対立が主な争点になっています。

土地収用法では、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」で、損失補償の大綱を定めています。それによると「土地の補償額算定の基本原則」として、土地の「正常な取引価格をもって補償するものとする。」と明確にされています。このような取引価格というものは、「近傍類地の取引価格を基準とし、これらの土地及び取得する土地の位置、形状、環境、収益性その他一般の取引における価格形成上の諸要素を総合的に比較考量して算定するものとする。」とあります。したがって重要なことは、収容される土地の現状がどうなっているかということです。

本件土地は、判決文によると、沖縄県立平和祈念公園と沖縄平和祈念堂に隣接し、レストラン、居酒屋及び居宅の敷地として利用されていたと認め、さらに他の土地も商業用地として使用されていたと指摘しています。この状況については県も同様な認識を持っています。本件収用される土地の現状認識が一致しているのであるから、その評価も基本的に一致すべきです。ところが、結果的には大きな差が出ています。

なぜそうなったかと言えば、不動産鑑定による土地の価格を算出する際に、それぞれ取引事例比較法による比準価格を決めています。その際に、県は比準地を宅地として算出していますが、裁判所は商業地として比準地を決めています。どちらが正常な取引価格の基準に合致しているかは明らかです。収用までに県と原告は40回以上にわたって用地交渉を行っています。なぜそれでも合意できなかったかと言うと、簡潔に紹介すれば、原告は商業地だから商業地として補償すべきだと主張しているのに対し、県は商業地であっても宅地としてしか評価できないと、それぞれが主張し合ってきたものです。

この判決文を読んでみると、県の主張には全く合理性がありません。権力による買いたたきそのものではないかと思います。

そもそも憲法第29条には、「財産権は、これを侵してはならない。」と、財産権の不可侵・保護を明確にしています。３項では、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」ということがうたわれています。私有財産を公共のために使う場合には、あくまで正当な補償が前提条件とされているわけです。その正当な補償額が幾らになるかということを判断する材料として、専門の不動産鑑定士の鑑定結果を尊重していますが、それとて厳格に適正かというと、誤差が生じるということはどうしても避けられません。鑑定士によって、また鑑定の手法によって結果に必ず違いが生じてきます。だから、土地の値段はこの額が絶対に適正ですというものは決められません。だから、そういう中での適正判断は、より合理性が認められるのは司法の判断だと考えます。そういう意味で裁判所の判決は重く受けとめるべきだと考えます。

私は、裁判所の判決文を全文入手して全部調べてみましたら、大論争になっている中身は、このまさに評価の仕方を県収用委員会と県のやり方の違い、その不当性というのをずっと追及しているわけですね。だから、鑑定結果そのものが収用委員会がやったものと県がやったものと、それから原告側がやったものとの違いが非常に明確です。不動産鑑定の結果が絶対正しいというのであれば一致しなければならないけれども、額が２倍とか半分とか、全部違いますね。そういう意味で不動産鑑定はいつでも絶対正しいという認識はやはり払拭しなきゃならぬと思うんです。

反対討論もあるかと思って、私、これは紹介しないつもりでいましたけれども、私が議員になりたてのときにかなり土地転がしだということで追及しましたけれども、ここに昭和59年（1984年）10月５日付の琉球新報の記事がありますけれども、これは「北谷浄水場疑惑で追及　９億円高く購入」、嘉陽宗儀指摘。「県鑑定士の評価強調」とやっています。

私はなぜ北谷浄水場用地、こんなに高くなるのかということで調べてみましたら、あの当時は全部雑種地で、住宅地として開発するにしても塩害がひどくてだれも買い手がいない。そういう中でいろいろ政治的な動きがあって、そこに浄水場用地が張りつけされるわけですけれども、雑種地で広大な面積、買い手もいない。

行って相場を調べてみたら、坪当たり二、三万円しかしないものを、県は22万7000円で購入したわけです。なぜこんなに高くなるんだということで追及しま

したら、これは鑑定結果、鑑定士がそういう値段を決めていますから、それを尊重しなければなりませんと言うので、私は鑑定評価書を入手してそれで調べて、その鑑定士に会ってきて、なぜあなた方は二、三万円しかしない土地を22万7000円が適正だということで鑑定結果を出したかということで質問しましたら、鑑定士は、嘉陽議員、鑑定士はあくまで鑑定条件がどうだったかということが重要であって、私どもの鑑定は正しいですと言うので、その鑑定はどういうことでやったかと言ったら、通常、こういう土地は鑑定を依頼する場合には、この土地の値段は幾らでしょうかと聞くべきですと。であれば、自分たちはこの値段は幾らですよということで鑑定しますけれども、県が鑑定依頼をした条件は、この土地を宅地造成完了後の値段、つまり宅地開発すると100坪ずつに区切って道路をつくり、下水道をつくり、公園をつくって、住宅地として適した価格を、区画を区切って売りやすい、買いやすい、そういう条件にしてくれと。その結果、当然道路をつくり、下水道も全部通すわけですからそういう値段になりますと。

もっとわかりやすく言えば、例えば、嘉陽議員が着ている背広、これの場合に、反物を持ってきて、県は、この反物の値段は幾らですかと聞けばいいのに、この反物で背広をつくったら幾らになるかと言うから、自分たちは何倍もなるそういう値段をつけたんですよと、こういうことになっていたわけですね。

だから、今回の場合もそういう意味では恣意的に、客観的に見て本当に地主の財産権を尊重するという立場でやればいいのに、買いたたきですよ、僕から見たら。40回も交渉して、商業地なのに、いや宅地としてしか評価しない。そういうことでこんなにもめて解決してないんですね。

ところがそういう判決があるにもかかわらず、現在の土建部の幹部の中には裁判を軽視する傾向が見受けられます。

朝の「スーパーモーニング」というテレビ番組で、泡瀬干潟埋立裁判で県が敗訴したことを受けてある幹部が、裁判所の行政に対する介入だと発言していると批判されていましたが、私はこれを見て、三権分立の民主主義の原則がその幹部には欠落していると思いました。そして裁判所の判断を軽視し、自分の立場が絶対に正しいとする傲慢ささえも感じました。

今回の県の議案に対する態度にも同様なものを感じています。公共工事で県民の私有財産を活用するために、自分たちの立場を強引に押しつける手法を用いています。地主が商業地だから商業地の評価で買い取ってほしいと頼んでいるのに、商業地であることは認めるが、あの地域は市街化調整区域内の取引事例を採用しているので、宅地評価でしか買い上げできないと、住民の声を聞こうとしていません。このような姿勢は全く容認できません。

このような住民の権利を押しつぶす県の手法をチェックするのが県議会の役目であります。無理が通れば道理引っ込む式の行政のあり方を議会の力で正していくべきだと思います。

議員各位の賛同をお願いして反対討論を終わります。

○議長（髙嶺善伸君）　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時18分休憩

午前10時19分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

これより乙第41号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙嶺善伸君）　起立多数であります。

よって、乙第41号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（髙嶺善伸君）　この際、お諮りいたします。

議案研究のため、明２月14日から17日までの４日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　御異議なしと認めます。

よって、明２月14日から17日までの４日間休会とすることに決定いたしました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（髙嶺善伸君）　以上をもって本日の日程は終了いたしました。

次会は、２月18日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時20分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　髙　嶺　善　伸

会議録署名議員　奥　平　一　夫

会議録署名議員　吉　田　勝　廣

# 平成21年２月18日

平成21年
第　３　回

# 沖縄県議会（定例会）会議録

# （第　３　号）

# 平成21年 第３回　沖縄県議会（定例会）会議録（第３号）

平成21年２月18日（水曜日）午前10時１分開議

議　事　日　程　第３号
平成21年２月18日（水曜日）
午前10時開議

第１　代表質問

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　代表質問

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

出　席　議　員（47名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議　長 | 髙嶺善伸君 | 25番 | 新垣良俊君 |
| 副議長 | 玉城義和君 | 26番 | 仲田弘毅君 |
| 1番 | 上原　章君 | 27番 | 照屋守之君 |
| 2番 | 島袋　大君 | 28番 | 辻野ヒロ子さん |
| 3番 | 中川京貴君 | 29番 | 嶺井　光君 |
| 4番 | 桑江朝千夫君 | 30番 | 當間盛夫君 |
| 5番 | 平良昭一君 | 31番 | 当銘勝雄君 |
| 6番 | 仲村未央さん | 32番 | 渡嘉敷喜代子さん |
| 7番 | 照屋大河君 | 33番 | 前田政明君 |
| 8番 | 渡久地　修君 | 34番 | 玉城ノブ子さん |
| 9番 | 上里直司君 | 35番 | 赤嶺　昇君 |
| 10番 | 瑞慶覧　功君 | 36番 | 比嘉京子さん |
| 11番 | 奥平一夫君 | 37番 | 金城　勉君 |
| 12番 | 吉田勝廣君 | 38番 | 糸洲朝則君 |
| 13番 | 當山眞市君 | 39番 | 翁長政俊君 |
| 15番 | 座喜味一幸君 | 40番 | 浦崎唯昭君 |
| 16番 | 佐喜真　淳君 | 41番 | 池間　淳君 |
| 17番 | 玉城　満君 | 42番 | 新垣哲司君 |
| 18番 | 仲宗根　悟君 | 43番 | 具志孝助君 |
| 19番 | 崎山嗣幸君 | 45番 | 新里米吉君 |
| 20番 | 西銘純恵さん | 46番 | 嘉陽宗儀君 |
| 21番 | 山内末子さん | 47番 | 新垣安弘君 |
| 22番 | 新垣清涼君 | 48番 | 大城一馬君 |
| 24番 | 前島明男君 | | |

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

欠　席　議　員（１名）

14番　吉元義彦君

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 知　事 | 仲井眞弘多君 | 副知事 | 仲里全輝君 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 副知事 | 安里カツ子さん | 総務部<br>財政統括監 | 名渡山　司君 |
| 知事公室長 | 上原　昭君 | 教育委員会<br>委員長 | 比嘉梨香さん |
| 総務部長 | 宮城嗣三君 | 教育長 | 仲村守和君 |
| 企画部長 | 上原良幸君 | 公安委員会<br>委員長 | 幸喜德子さん |
| 文化環境部長 | 知念建次君 | 警察本部長 | 得津八郎君 |
| 福祉保健部長 | 伊波輝美さん | 労働委員会会長 | 比嘉正幸君 |
| 農林水産部長 | 護得久友子さん | 人事委員会<br>事務局長 | 伊礼幸進君 |
| 観光商工部長 | 仲田秀光君 | 代表監査委員 | 又吉春三君 |
| 土木建築部長 | 漢那政弘君 | | |
| 企業局長 | 花城順孝君 | | |
| 病院事業局長 | 知念　清君 | | |
| 会計管理者 | 福治嗣夫君 | | |
| 知事公室<br>秘書広報統括監 | 上運天　昂君 | | |

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 長嶺伸明君 | 課長補佐 | 平田善則君 |
| 次長 | 遊佐信雄君 | 主査 | 中村　守君 |
| 議事課長 | 嘉陽安昭君 | 主査 | 佐久田　隆君 |

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた人事委員会委員長仲吉朝信君は、所要のため本日から20日まで及び23日から26日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として人事委員会事務局長伊礼幸進君の出席を求めました。

―――――――――――――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　この際、念のため申し上げます。

本日から20日まで及び23日から26日までの７日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

―――――――――――――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　日程第１　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　おはようございます。

自由民主党を代表して代表質問をさせていただきます。

まず１点目、知事訪米について伺います。

本県の米軍基地問題の解決を訴えるため、仲井眞知事初めての訪米は予定どおり終了し、無事帰任されました。知事には、精力的に関係機関等を訪問し、熱心に沖縄の状況を説明され、面談した相手側も理解を示されたと聞いております。

今回の訪米では、沖縄県の過重な基地負担の軽減を図るため、米軍基地から派生する諸問題、米軍基地の整理縮小の実現、日米地位協定の抜本的な見直しの３点に絞り、それぞれに具体的な要請項目を示し、オバマ政権の政策決定過程に影響力を持つ要人やシンクタンク等との面談に挑んだようであります。

今回の訪米は、当初からオバマ政権がまだ正式に発足していないことから、政権の政策決定過程に影響力を持つ要人等との面談を通して沖縄の基地問題の実態を知ってもらうことに目的があり、これだけの主要な関係者と会えたことは大きな成果であったと考えます。

知事は、帰任後の会見で、ワシントンで多くの関係者に会えたことは意義があったと述べており、今回の成果を次回の訪米要請に生かしてほしいと願うものであります。また、帰任後は、糸満市で発生した不発弾爆発現場を視察するなど、休む暇なく公務に奮闘され、大変御苦労さまでございます。

そこでお伺いをいたします。

⑴、訪米を終えて要請に対する成果等も含め、知事の率直な感想を伺いたい。

⑵、今回の訪米の要請行動日程と知事が面談した政府関係者やシンクタンク関係者などとどのような話し合いがなされたか、米側の反応も含めて御説明願います。

⑶、知事は沖合移動を求めることについて要請しないと説明しておりましたけれども、米側との面談でどのような話が出たのでしょうか。

⑷、今回の訪米で、オバマ政権の政策決定に影響力を持つ要人等との人脈づくりの成果について伺います。

⑸、オバマ政権が正式にスタートしたことを受け、再度の訪米計画について伺います。

２、平成21年度新年度予算について。

原油価格の高騰に伴う諸物価の値上がりや、金融危機に端を発した世界経済同時不況の影響により、我が国経済も後退局面に入ったと言われ、国民生活にも影響が出始めております。

昨今、都市部と地方との格差が問題となっており、現下の経済不況の波はもろに地方経済に大きな影響を及ぼしております。このため、今や地方財政は危機的状況にあると言われております。本県においても、県財政は逼迫の一途をたどっており、例年予算編成に相当苦慮しているようであります。その状況は、国の財政事情も同様であり、地方に対する国からの財政支援も年々厳しさを増している現状であります。

そのような状況の中でも、平成21年度内閣府沖縄関連予算は、県の要望を酌み上げた内容となっており、沖縄予算獲得に奮闘された知事を初め県職員の御努力に敬意を表したいと思います。

さて、仲井眞知事は就任３年目に入り、本県が抱えるさまざまな課題の解決に向け精力的に取り組み、みずからの公約実現を達成すべく県政運営を進めております。本県の目標は経済の自立であり、ポスト振計に向けた取り組みも加速させなければなりません。新年度予算は今後の本県の進むべき方向性の裏づけとなるものであり、知事を先頭に県職員が一体となり、県勢発展のために頑張っていただきたいと願うものであります。

そこで伺います。

⑴、仲井眞知事３年目の平成21年度予算の編成方針と重点配分、知事公約の実現について新年度予算にどのように反映されているかお願いします。

⑵、景気後退の局面にあって、経済対策、雇用創出、中小企業支援などの対策はどのようになされているか。

⑶、国の緊急経済対策関連予算を受けて、本県において実施する事業の概要と予算措置について伺います。

３、在沖米軍再編問題について。

米軍普天間飛行場については、代替施設建設を条件に５年ないし７年以内に全面返還するとの1996年４月の日米合意から既に12年が経過しております。その間、さまざまな変遷があり、2006年５月、日米間で名護市キャンプ・シュワブ沿岸部へ移設、そして2014年までに移設を完了、約8000人の海兵隊員とその家族約9000人を削減、同時に嘉手納飛行場以南の５施設の全面返還と１施設の一部返還が合意されたのは既に御承知のとおりでございます。既に国によるアセス調査が進められ、マスコミ報道によれば、キャンプ・シュワブ内の既存施設の解体作業も始まっているようでありますが、現実にどの程度進んでいるのでしょうか。

そのような中、日米両政府は2014年までに在沖海兵隊の要員及びその家族を沖縄からグアムへの移転を実施するため、在沖海兵隊のグアム移転に係る協定が締結されました。このことが今後の移設作業にどのような影響を与えるのか気になるところであります。

仲井眞知事には、このような情勢の変化に対してもこれまでの強い姿勢を貫き、普天間飛行場の施設の早期返還が実現するよう頑張っていただきたいと願うものであります。

そこで伺います。

⑴、移設建設の推進について。

ア、政府は在沖海兵隊のグアム移転について米側と協定を締結したが、今後の影響について県の認識を伺いたい。

イ、協定が締結されたことで県が求める沖合移動は難しくなるのではないか、県の考えを伺いたい。

ウ、普天間飛行場の移設を2014年までに完了することについて、現在米国と日本政府との間に見解の相違はないか、県の認識を伺いたい。

エ、環境影響評価（アセスメント）調査について、現在の進捗状況と環境問題の作業への影響について伺います。

オ、国・県・名護市が話し合う移設協議会が昨年７月以降開かれておりませんけれども、その理由はなぜか。建設に向け、県や地元の主張を述べる場が必要であると考えます。

カ、普天間飛行場の危険性の除去の現状と、日米合同委員会合意の騒音防止協定との関連で県の認識を伺いたい。

⑵、返還跡地の利活用について。

ア、県が着手している嘉手納基地から以南の米軍基

地返還を想定した跡地利用構想について、現在の進展状況を伺いたい。

イ、大規模返還跡地利用構想と新たな振興計画や長期構想などとの整合性をどのように図っていくか、県の基本的な考えを伺います。

ウ、県振興審議会総合部会で、大規模返還跡地利用の重要性からさまざまな提言がなされたようでありますけれども、審議の状況と提言をどのように生かしていくか御説明願います。

エ、金融危機による世界的同時不況が拡大する中で、移転費用の関係で米軍再編に伴う海兵隊のグアム移転に影響が出ることも考えられますけれども、県の認識を伺います。

大きな４、県内産業の振興について。

世界経済同時不況による景気の悪化で、製造業を中心に販売不振や資金難に陥る企業が相次ぎ、企業の倒産・休業が増加の傾向を示しております。民間調査機関の調査によると、2008年の全国の企業倒産件数は、前年より11%増加し１万5646件で、５年ぶりの高水準になったとのことであります。本県も例外ではなく、前年より25.6%増の98件に達し、負債総額も過去最大規模になっており、危機的状況にあります。

本県の中小企業団体中央会が発表した2008年12月の県内業種別景気動向においても、22業種中63.6%の14業種が景気は悪化していると回答しており、県内中小企業の厳しい経営状況があらわれております。

現在の景気悪化がこのまま続くと、零細企業が多い本県にとってさらなる倒産や休業がふえることが予想され、県経済に及ぼす影響もはかり知れないと思われます。国が2008年10月から実施している緊急保証制度には、県内中小企業からの申し込みが殺到し、県信用保証協会はその対応に苦慮している状況にあるということであります。

一方で、企業側からは審査についての不満も出ているようでございます。本県の企業は９割以上が中小零細企業で占められており、中小企業に元気が出ないと県経済の活性化は望めないのが現状であります。

国や県においては、現在進めている緊急支援を充実強化し、さらなる支援策について、国・県・業界の緊密な連携が必要であると考えます。

そこで伺います。

⑴、振興計画が残り４年を切った中で、本県産業の抱える構造的課題を踏まえ、自立経済の構築に向けた中核的産業育成のための基本方針を伺います。

⑵、民間主導の経済の自立を目指すには、中小零細企業が多くを占める県内企業の経営規模や資本力等の向上が重要となると考えますけれども、対策の現状と課題等について伺います。

⑶、本県の製造業振興のため、すべての物づくりの基盤となる金型製造者育成の取り組みを進めているようですけれども、そのねらいと本県産業への波及効果について伺います。

⑷、知事が訪米中に行った企業誘致の訪問先とその成果について伺います。

⑸、2007年以降、本県に立地した企業数と立地企業の内訳、また企業立地による雇用効果について伺います。

⑹、私ども自由民主党会派は、年末に信用保証協会や県当局に県内企業に対する融資を強く要請してまいりました。年度末に向けてもさらなる融資が必要と考えます。県はどのように対応いたしますか、御説明願います。

５、福祉関係について。

我が国においては、少子・高齢化が急速に進展している状況にあり、出生率も年々低下しております。本県においてもその状況は変わりがなく、少子化・高齢化の傾向は年々続いております。

出生率については、平成18年の全国平均が1.32であるのに対し、本県は1.74と全国一高い状況にはありますけれども、人口を維持するための水準である2.08を下回っている状況にあります。

高齢化については、平成17年の高齢化率全国平均20.1%に対し、本県は16.1%と、高齢化率は低い状況にありますけれども、本県の特徴として介護を要する高齢者の割合が総じて高いのが現状であります。

このような社会状況の中で、次世代を担う子供を産み育て、安心して子育てができ、そして高齢者が住みなれた地域において暮らすことができ、障害者が地域生活で活動できる社会環境の整備が求められていると考えます。そのためには、県や市町村の行政を初め、学校、企業、地域が一体となった連携・協力のもとでの取り組みが必要であります。

県においては、第３次沖縄県福祉保健推進計画を策定し、健康福祉立県を目指して安心・安全を基盤とする子供や高齢者、障害者が生き生きと暮らせる社会づくりを進めることとしており、期待するものであります。

私ども自由民主党会派は、本県の発達障害児の発見、支援に資するために２月３日から６日まで鹿児島県及び愛知県豊田市の状況を視察してまいりました。特に、父母の熱意や行政担当者、医師の連携によってすばらしい実践や取り組みの成果に触れ、沖縄県の発

達障害児支援に父母の皆様や行政当局と連携して役に立つ決意をしております。

そこで伺います。

ア、本県が健康福祉立県を目指す上で地域福祉の拡充を図ることが重要でありますけれども、県の基本理念と展開する主な施策について伺います。

イ、平成21年度予算において、地域福祉の拡充を図る観点から、子育て支援や高齢者、障害者に対する支援策はどのように措置されているか。

ウ、２歳児までの乳幼児と重度心身障害者に対する県単医療費助成制度の見直しについては、我が自民党も一部負担を求めるべきではないと強く要請してきましたけれども、県のその後の検討結果を伺います。

エ、平成16年に制定された発達障害児支援法に基づく本県の取り組み状況を伺います。

６、県立病院事業について。

県立病院は、救急医療、小児医療及び周産期医療などで地域の中核病院として重要な役割を担っております。しかしながら、本県の病院事業の経営は累積欠損金が216億円、不良債権額が38億円、そして年度末に100億円の一時借入金残高を余儀なくされるなど極めて厳しい状況にあります。

そこで、県立病院の役割・機能、運営体制などを抜本的に見直し、財政負担を抑制しつつ、病院事業の健全化を図り、効果的かつ継続的な医療提供体制を確保していく必要があります。そのため、福祉保健部では医療審議会の専門部会として、県立病院のあり方検討委員会において、医療機能の見直しや経営形態の見直しなどについて有識者による検討が行われ、現在部会としての素案をまとめ、パブリックコメントを実施しております。

一方、病院事業局においては、平成24年度に経営黒字とするなど目標とした経営再建計画を策定、そのために必要な一般会計からの支援として通常の繰出金に約20億円を上乗せすることが決定したとのことであります。

そこで伺います。

⑴、県医療審議会の県立病院のあり方検討部会は、県立６病院を地方独立行政法人に移行する構想をまとめておりますけれども、検討の経緯と他県の状況を伺います。

⑵、県は各病院で地方独立行政法人移行に向けた説明会を開いておりますけれども、説明に向けた県の基本方針と各病院の反応について伺います。

⑶、地方独立行政法人の形態について、公務員型と非公務員型でどのような違いがあるか。また、県はどのような形態を想定しているか。

⑷、国の公立病院を抱える自治体に対する2009年度地方交付税の財政支援が本県の病院経営に与える効果について伺います。

⑸、県立病院経営再建計画の説明とあり方検討部会の答申素案にある独立行政法人化との整合性はどうなっているか。

⑹、一般会計からの繰出金の増額の根拠と県立病院経営再建を支援するための一般会計繰出金の増額に必要な財源はどのように捻出されたか。

７、教育・文化の振興について。

全国学力・学習状況調査の結果を受けて、県教育庁においては学力向上推進プロジェクトチームを立ち上げ、学力向上主要施策の見直しやわかる授業づくりを中心とした教員研修を実施するなど学力向上に向けた取り組みを加速させております。また、昨年11月には全国学力テストで２年連続好成績を上げた秋田県と人事交流の覚書を結び、相互に教員を派遣し、新しい教育システム及び指導方法のあり方などを研究することとしております。

私ども自民党会派は、１月20日から23日まで秋田県の学力向上の取り組みの成果を集中的に視察してまいりました。秋田県教育委員会及び秋田市教育委員会が掲げる教育方針や学校現場である桜小学校における教育実践の取り組みの状況などの具体的な説明を受け、全国トップクラスの秋田県の実情を見た感がいたしました。

確かにその成果はさまざまな要因によってつくられたものでありますけれども、何より現場教員の熱意、父母、保護者あるいは地域の協力、さらには市教育委員会や県教育委員会の支援体制が構築されていることが大きいと思われます。

このように秋田県行政の教育重視の姿勢や、特に学校現場の教職員の熱意と使命感には感動し、そこに秋田県の学力向上の成果の原点があると感じたわけであります。

さて、次に、沖縄盲学校の運営形態について考えてみたいと思います。

視覚障害教育にとって、自分で行きたいところに自由に行けること、見えないことによる情報格差を改善していくことなど、歩行、点字は欠かせないものであります。そのために、自由に探索できる空間や、さまざまなものを触察するなど、自発的に学習を進めていく環境が必要であります。小さな点字を指先で読む力、触察能力を高めるためには、教材・教具の工夫、配慮した環境やかかわりなども重要であります。視覚

にかわる感覚の一つである聴覚の活用においても、音の選択ができるようになるまで学習を積み重ねていくことも重要であります。それが視覚障害に配慮した学習環境の保障と言えると考えます。

沖縄盲学校は、視覚障害教育の場として点字教育、弱視教育、重複障害児教育、職業教育を実践する一方、県内唯一の視覚障害児・視覚障害者の教育機関として視覚障害のある乳幼児やその家族、地域の学校に通う幼児・児童生徒、中途失明者への支援や関係機関との連携など視覚障害教育を専門とした特別支援学校としてセンター的役割に対するニーズも増し、それにこたえるよう努めているのであります。

そこで伺います。

ア、全国学力テストの結果を受けて基礎学力向上に向けた取り組みで何が変わり、どのような成果があらわれたか伺います。

イ、全国学力テストで２年連続好成績をおさめた秋田県の教育と本県教育とで基礎学力をつける学習に違いがあるのか。また、秋田県に比べ本県教育の課題はどのようなものがあるか。

ウ、学力向上を図るには、子供たちが授業を楽しみ勉強が楽しいと感じることが重要である。本県において子供たちの学習意欲を高めるための教育環境、学級編制、教員の配置などの体制づくりはどのようになっているか。

エ、秋田県桜小学校の授業風景を学び、改めて少人数教育の重要性や学力向上の成果を実感いたしました。本県における30人以下学級の推進状況と今後の拡大はどのようになっているか。

オ、沖縄盲学校を視覚特別支援学校として存続させていくことについて執行部の見解を伺います。

８、科学技術の振興について。

平成13年６月、当時の尾身幸次沖縄担当大臣が沖縄科学技術大学院大学構想を提唱したことを受け、実現に向けた動きが本格化し、平成12年には沖縄振興計画において本構想が沖縄の振興施策の大きな柱として位置づけられたのであります。そして平成15年12月19日、その実現に向けて取り組みを進めるための閣議決定がなされ、大学は独自の運営方法のもと、世界に開かれた最高水準の研究・教育の展開を通じて沖縄における科学技術の進展に寄与するとともに、自立型経済の構築と持続的発展に貢献することを目的とするとの申し合わせがなされました。

県においても21世紀の社会経済の発展に向け、本県の自立経済の構築を図り、活力ある産業の振興と県民生活の安定のためには科学技術の振興に積極的に取り組むことが必要としております。そのため、現在、研究組織の集積・統合を進め、中核組織研究拠点の形成を図り、産官学の共同研究機能を高度化し、同時に研究成果の有効活用や知的財産の運用などを積極的に進めるとしており、将来における大きな可能性を持たせるものであります。

今後は、世界最高水準を目指す大学院大学の中に、県の進める科学技術の振興施策にいかに取り組めるか、共同研究や交流等をいかに図るかが課題となると考えます。

そこで伺います。

⑴、現在進められている大学院大学施設整備や先行的研究事業の進捗状況を伺います。また、今後事業を展開する上で問題点、課題となるものは何か。

⑵、沖縄科学技術大学院大学施設整備工事について、県内企業の受注機会の拡大はどの程度図られているか。

⑶、県の科学技術の振興を担う中核機関である沖縄科学技術振興センターの進むべき方向性と、今後沖縄科学技術大学院大学とどのようなかかわりを持たせるか伺います。

⑷、県が進める医療・健康ビジネス集積事業の基本戦略と今後の推進計画について伺います。

⑸、県が推進する科学技術振興事業等について、技術やノウハウの適切な活用や知的財産として保護対策が必要であると考えますけれども、県の基本的な考え方を伺います。

よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　おはようございます。

照屋議員の御質問にお答えいたします。

まず第１に、知事訪米に係る御質問の中で、訪米の成果及び感想についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の訪米では、アメリカの政権移行時期に米国政府関係者を初め上下両院議員等、多くの米側の関係者と面談をし、沖縄県の実情を訴え、基地問題に関する理解を求めてまいりました。その結果、沖縄の実情に関心を示し理解する旨の発言を引き出せたことは、大きな意義があったと考えているところでございます。

私は、沖縄県知事として県民を代表し、沖縄県の米軍基地の現状や課題などを日米両方の政府に対し粘り強く訴え続けることが基地の整理縮小を初めとする沖縄県の基地に係る問題・課題の解決につながっていくものと考えております。今後とも、引き続き基地負担

の軽減を日米両政府に働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

同じく訪米関係で、訪米日程、米側の反応についてという御質問にお答えいたします。

今回のワシントンＤＣでの要請行動は、現地時間の１月６日から１月９日までの４日間にわたって行いました。

最初に面談しましたアルヴィズ国務次官補代理等からは、知事はいい時期に訪問した。既に我々はオバマ政権移行チームに対し説明を行っているが、このチームでも日米関係と沖縄問題には強い関心を持っているとの発言がございました。

要請項目のうち、「米軍基地から派生する諸問題の解決促進」という項につきましては、国防省から事件・事故については限りなくゼロに近づけるべきとの知事の要請は理解できる、国防省としても努力をしているなどの発言がございました。

「米軍基地の整理縮小の実現」という内容につきましては、国務省、国防省等政府関係者から、米軍再編に関する日米合意を着実に実施することが大切である等との発言がありました。下院軍事委員長からは、沖縄の海兵隊兵力の削減を進めるべきとの発言もございました。「日米地位協定の抜本的見直し」につきましては、国務省から、さまざまな問題について日米両政府が真剣に協議をし運用の改善について取り組みたいなどの発言がありました。

連邦議会では、イノウエ上院議員のほか、上院・下院議員と面談をし、沖縄県の要請については新政権に対してきちんと伝えていくよう努力したい旨の発言がございました。また、ＣＳＩＳやブルッキングス研究所などのシンクタンク関係者及びジョージ・ワシントン大学等の研究者からは、沖縄の基地問題の経緯や現状について高い関心を示していただきますとともに、オバマ新政権の沖縄に対する政策などについて多くの貴重な意見交換を行うことができたと考えております。

同じく訪米に係る御質問で、普天間飛行場移設に関する面談内容に係る御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題につきましては、今回の訪米において要請はしておりませんが、面談の相手側から進捗状況等について質問があったため、移設に関するこれまでの経緯や環境影響評価手続等を説明をすることがございました。

次に、同じく訪米に係る御質問の中で、要人等との人脈づくりいかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の訪米では、オバマ新政権の政策決定に影響を持つと思われるシンクタンク関係者及び大学の研究者、そして外交・軍事専門家等と意見交換を行うことができました。

これらの中には、オバマ新政権において新たにホワイトハウス国家安全保障会議（ＮＳＯ）の日本・朝鮮・六カ国協議担当部長に就任されましたラッセル氏を初め、アメリカの外交・安全保障に影響のある方々が多くおりました。これらの方々に沖縄の実情を直接訴え、理解と認識を深めてもらったと考えております。今後の沖縄の米軍基地問題の解決促進に役立つものと考えております。

次に、同じく訪米に係る御質問の中で、再訪米計画いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、平成21年度は、渉外知事会と連携をして、オバマ政権の外交・防衛政策の陣容が整う早い時期に訪米をし、米国政府や連邦議会などの関係機関に対して日米地位協定の見直しを要請いたしますとともに、過大な基地負担を担っている地元の声を伝え、理解と協力を求めたいと考えております。

次に、平成21年度予算に関する御質問の中で、平成21年度予算編成方針と知事公約の反映についてという御質問にお答えいたします。

平成21年度は沖縄振興計画の８年目に当たりますことから、これまでの成果を踏まえ、残された課題への対応とさらなる発展に向けた取り組みを力強く推進していく必要があります。特に、産業の振興、雇用の創出、福祉医療の拡充及び離島振興などの推進につきましては、県政の重要課題として全力を挙げまして取り組むことといたしております。

このため、平成21年度当初予算編成におきましては、限られた財源をこれら緊急かつ重要な施策に重点的・効果的に配分いたしました。あわせて、公約の実現に向け必要な施策に予算を計上いたしたところでございます。

主な分野につきましてその概要を申し上げますと、まず「経済力おきなわ」という項の分野では、情報通信産業の集積、振興を図る沖縄ＩＴ津梁パーク整備事業や、農林水産業の振興として、おきなわブランド豚供給体制の整備事業など、そして雇用確保のための取り組みといたしまして、「みんなでグッジョブ運動」のさらなる展開を推進いたしますほか、沖縄県の構造的な失業問題の改善を図るための、雇用戦略プログラム推進事業などにつきまして所要の額を措置いたしたところでございます。

また、「観光力おきなわ」という分野では、国内外

での観光誘客プロモーションなどを行います沖縄観光特別対策事業、そして文化資源活用型観光戦略モデル構築事業などがございます。

さらに、「基盤力おきなわ」の分野におきましては、那覇空港の滑走路増設に向けました施設計画段階における取り組みを推進いたしますとともに、新石垣空港建設事業や伊良部架橋建設事業などの主要継続プロジェクトの推進などにつきましても所要額を措置いたしましたところでございます。

また、「子育て力おきなわ」の分野におきましては、保育所入所待機児童対策特別事業など、そして「健康、医療・福祉力おきなわ」という分野におきましては、新型インフルエンザ対策事業費や、障害者の共同生活を支援するグループホーム等整備推進事業費などに所要の額を措置いたしたところでございます。

さらに、「離島力おきなわ」、「文化力おきなわ」の分野におきましては、専門家の活用により離島の産業の振興等に資する担い手を育成する離島活性化総合支援モデル事業や、そのほか沖縄国際アジア音楽祭、そして、沖縄空手道古武道世界大会の開催などに所要額を措置いたしたところでございます。

同じく21年度予算に関する御質問で、平成21年度の緊急経済対策関連事業の概要と予算措置についてという御質問にお答えいたします。

県では、国の緊急経済対策に対応いたしまして、平成20年度２月補正分の206億円に加えまして、21年度当初予算で約65億円を措置をし、雇用対策、産業振興、生活福祉対策及び防災対策等を実施することといたしております。

具体的には、２月補正で設置します基金を活用して県立高校にジョブサポーターを配置いたします事業や子育て支援の推進、そしてＩＴ津梁パークの整備など、切れ目のない連続的な施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

次に、在沖米軍再編問題に関する御質問の中で、在沖米軍海兵隊のグアム移転に係る協定についての御質問にお答えいたします。

在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定につきましては、日米両政府が在日米軍再編に関する合意を再確認するため締結をしたとのことでございます。

県といたしましては、当該協定の締結により在沖米海兵隊のグアム移転が着実に実施され、県民の基地負担の軽減につながるものであると考えているところでございます。

次に、同じく在沖米軍再編問題に係る御質問の中で、グアム移転協定の沖合移動への影響についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県は、普天間飛行場の移設につきまして、日米両政府が合意した案を基本としながら、地元の意向や環境に十分配慮する観点から沖合などへの移動を求めているところでございます。今回の協定はこの日米両政府の合意内容の再確認であり、県や地元が求めております沖合移動には影響しないものと考えております。

次に、県内産業の振興についてという御質問の中で、訪米中に行った企業誘致についての御質問にお答えいたします。

沖縄県としましては、企業立地を推進する立場から、シリコンバレーの情報通信関連企業ジャスパーソフト社、そしてコラボネット社、アダプティブ・プランニング社、そしてＩＢＭの４社を訪問をし、沖縄への進出等について意見交換を行ってまいりました。

このうち、オープンソースソフトウエア開発企業のアダプティブ・プランニング社と県内ソフトウエア開発企業の間で業務提携などを目指す覚書が交わされました。先端的なビジネスが展開されておりますシリコンバレーのＩＴ企業との連携により、県内ソフトウエア産業の事業拡大及び高付加価値化が期待されているところでございます。

次に、福祉関連の御質問の中で、地域福祉の基本理念と主な施策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

地域福祉の理念は、だれもが住みなれた地域で支え合いながら自分らしい生活を全うできるということにあります。

我が国におきまして、これまで安心のシステムとして機能してきました家族や地域の助け合いや企業の支えは、少子・高齢化の進行、そして核家族化、地域の連帯感の希薄化などが進む中で、これまでのように期待することは難しくなってまいっております。

このような中で今後の福祉のあり方を考えますと、公的な福祉サービスの充実整備が一層重要性を増しますと同時に、地域における身近な生活課題に対応いたしました新たな支え合いを確立していくことも非常に重要になっていくものと考えております。

沖縄県では、地域における新たな支え合いの確立を目指しまして、地域における子育て支援、そして高齢者・障害者等への地域密着型サービス、そして社会福祉協議会活動、さらに民生委員活動、そしてボランティア活動などの充実を図ってまいりたいと考えております。

沖縄県としましては、今後とも地域住民の皆様が支え合うことのできる体制の実現を目指し、福祉・保

健・医療の各分野の施策を効果的に推進し、すべての県民が安心して生き生きと暮らせる地域福祉社会の形成に取り組んでまいる考えでございます。

同じく福祉関連でございますが、地域福祉拡充のための予算措置についてという御質問にお答えいたします。

平成21年度予算におきましては、県財政が厳しさを増す中、福祉保健施策の推進を図る観点から各種施策に係る予算の確保に努めたところでございます。

子育て支援の策といたしましては、地域子育て支援拠点の整備や放課後児童クラブへの補助など、児童健全育成補助事業に約６億5000万円、新規事業として、安心こども基金事業に約11億8000万円を計上したほか、保育所入所待機児童対策特別事業に約３億円を計上しているところでございます。

高齢者への支援策といたしましては、生きがいを持ち社会活動ができるような基盤整備を推進するため、社会参加促進事業や在宅老人福祉対策事業などに約１億3000万円を計上いたしましたほか、安心して地域で暮らしていける環境整備のため、高齢者権利擁護維持事業等に所要額を計上いたしております。

障害者の自立支援策といたしましては、障害者福祉サービスの提供体制の整備を図るため、障害者自立支援特別対策事業に約３億5000万円、地域生活支援事業に約２億8000万円、さらに新規事業といたしまして、障害者の社会復帰を促進するためのグループホーム整備やスポーツ振興事業等に所要額を計上いたしております。

次に、教育文化の振興に係る御質問の中で、30人以下学級に関する御質問にお答えいたします。

30人学級の実施につきましては、現在、小学校１年生で実施いたしております。平成21年度につきましては、小学校２年生へ拡大をしてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　企画部長。

〔企画部長　上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君）　平成21年度予算についての御質問で、景気後退局面での経済対策についてお答えいたします。

県では、県民生活や経済活動の安心・安定が図られるよう、昨年10月に「沖縄県緊急総合経済対策連絡会議」を設置し、中小企業対策や雇用対策など７つの柱から成る「沖縄県緊急総合経済対策」を取りまとめております。これらの対策に係る予算として、平成20年度に約258億円、平成21年度に約65億円を措置しております。

次に、在沖米軍再編問題についての御質問で、大規模返還跡地構想と長期構想との整合性についてお答えいたします。

県としましては、嘉手納飛行場より南の返還跡地を本県の自立的発展に寄与する貴重な空間として活用し、県土構造の再編も視野に入れた計画的な都市づくりや新しい経済活動の拠点として形成する必要があると考えております。このため、昨年度から大規模跡地を中心に、主要プロジェクト等も含めた産業振興の方向性と、県土の有効利用という視点に立った都市機能のあり方について調査を実施しているところであり、その結果を「沖縄21世紀ビジョン」やその実現に向けた新たな計画に反映させることとしております。

同じく在沖米軍再編問題についての御質問で、県の振興審議会総合部会での基地返還跡地利用に関する審議の状況と提言の活用についてお答えいたします。

先月開催しました第４回沖縄県振興審議会総合部会において、基地返還跡地利用についても議論が行われ、「沖縄21世紀ビジョン」の重要な構成要素として考え方を打ち出すべきである、また、時間とともに価値が高まるようなまちづくりを進める必要があるなどの提言がなされました。

県としましては、引き続き審議会及び総合部会において議論を深めるとともに、現在実施しております基地跡地の有効利用に関する調査結果も踏まえ、ビジョンを取りまとめてまいります。

次に、科学技術の振興についての御質問で、大学院大学施設整備や先行的研究事業の進捗状況と事業展開上の課題等についてお答えいたします。

沖縄科学技術大学院大学の施設整備につきましては、平成20年３月にキャンパスの本体工事に着手し、平成21年度中には恩納村の新キャンパスが一部供用開始され、国内外の大学院生を対象とした教育プログラムが実施されるなど、実質的な教育活動が開始される予定となっております。現在、19の研究ユニット、約160名の研究者により、うるま市及び恩納村において開学に向けた先行的研究事業が行われています。

今後の課題は、所要の予算と研究者の確保が重要であると考えており、開学に向けた準備がスムーズに進むよう、県としても関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

同じく科学技術の振興についての御質問で、大学院大学整備における県内企業の受注機会の拡大についてにお答えいたします。

大学院大学関連工事につきましては、「県内企業優

先発注及び県産品の優先使用基本方針」に基づき、沖縄科学技術研究基盤整備機構に対し、県内企業の優先発注についてかねてから要請してきたところであります。現在までの大学院大学関連工事における県内企業への発注実績は、件数ベースで約85%、金額ベースで36%となっています。

県としては、今後とも工事の内容や条件等を勘案し、可能な限り県内業者を積極的に活用するよう整備機構等へ要望してまいりたいと考えております。

同じく科学技術の振興についての御質問で、沖縄科学技術振興センターの今後の方向性と大学院大学との連携についてお答えいたします。

沖縄科学技術振興センターは、沖縄科学技術大学院大学を初め県内大学、公設試験研究機関、民間企業等との産学官連携強化など、本県の科学技術振興に寄与する総合的なコーディネート機関としての役割を担っております。

当該センターでは、県内外の研究機関をコーディネートして先端バイオ研究基盤高度化事業、マリンバイオ産業創出事業等を行っております。

今後は、これらの取り組みを踏まえて大学院大学との連携を強化することとしております。

同じく科学技術の振興についての御質問で、医療・健康ビジネス集積の基本戦略と今後の推進計画についてお答えいたします。

県では、最先端の遺伝子研究や医療分野における臨床研究のネットワーク構築を進めることにより、将来において大学院大学を核とした知的クラスターを構築することとしております。

こうした科学技術基盤の構築を通して、健康関連食品の研究開発を初め、医療・健康ビジネスの集積を図ってまいります。

同じく科学技術の振興についての御質問で、知的財産の保護対策についてお答えいたします。

公設試験研究機関の研究者等の有用な発明等については、「沖縄県職務発明等に関する規則」に従い、県が知的財産の権利を承継し県において特許権の取得を行っています。

また、県が推進する産学官連携研究事業で構築した技術及びノウハウ等が県内の産業振興等に寄与する可能性のあるものについては、知的財産として保護するため、県内企業等の権利の取得を奨励しております。

以上であります。

○議長（髙嶺善伸君）　観光商工部長。

〔観光商工部長　仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君）　平成21年度予算に関する御質問の中で、雇用創出、中小企業支援等への対策についてお答えします。

景気後退局面における主な雇用対策としては、雇用再生特別事業基金及び緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して雇用創出効果の高い事業を県及び市町村で実施するほか、雇用の場の創出を行う雇用戦略プログラム推進事業などを行うこととしております。

中小企業対策としては、県単融資事業費を増額しており、今年度に引き続き原油・原材料高騰対策支援資金や中小企業セーフティネット資金により、資金繰りが苦しくなっている中小企業者や小規模事業者を支援してまいります。

次に、中核的産業育成の基本方針についてお答えします。

自立型経済を構築するには、経済の活性化と失業率の改善が基本的課題と認識しており、産業の振興と一体となった雇用機会の創出・拡大を加速させていく必要があると考えております。そのため、沖縄県の地域特性を生かした観光・リゾート産業や情報通信関連産業など、発展可能性の高い産業を軸に、他の産業分野も含めた戦略的な産業振興施策の取り組みを強化してまいります。

次に、県内企業の経営規模や資本力等の向上に関する現状と課題についてお答えします。

県内企業の経営規模の推移を見ますと、従業員数は50人以上の事業所が増加するなど規模が拡大する傾向にある一方、資本金は500万円未満の企業が増加する傾向にあり、県内企業の経営基盤は依然として脆弱な状況にあります。このような現状認識のもと、中小企業の規模の過小性を改善するため、中小企業団体中央会など関係団体と連携して引き続き中小企業の組織化を促進していく考えであります。

また、資本力などの向上を図るため内外企業との資本・技術提携を促進するとともに、企業間連携、産学官連携等を推進して、県内企業の経営基盤の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、金型産業人材育成のねらいと本県産業への波及効果についてお答えします。

沖縄県への製造業の誘致が進まない理由の一つとして、金型産業など製造業を下支えする物づくりの基盤が脆弱であることが挙げられます。このため、平成21年度より沖縄県、うるま市及び他の関係機関で構成するうるま市企業立地促進協議会を中心に、企業立地促進法に基づく人材育成事業を実施するため国と調整を進めているところであります。

金型産業を集積することで製造業の誘致を促進する

とともに、県内製造業においても金型の県内調達が可能となることなどにより、コスト削減や新製品開発が促進されるものと期待しております。

次に、2007年以降の立地企業数、雇用効果等についてお答えします。

2007年１月以降の企業誘致状況ですが、製造業で４社、ＩＴ関連企業で68社の計72社が新規に立地しております。また、新規立地企業による新たな雇用と既に立地した企業の事業拡大による増員も含め、製造業で68名、ＩＴ関連企業で4080名、計4148名の雇用が生まれております。

次に、年度末に向けてのさらなる融資の対応についてお答えします。

沖縄県は、売り上げの減少などにより資金繰りが厳しくなっている中小企業者を対象とする中小企業セーフティネット資金について、２月16日に融資枠を９億円から24億円に拡大し、県内中小企業者の年度末における資金需要に対応しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　在沖米軍再編問題のうち、普天間飛行場代替施設の完了時期についての御質問にお答えします。

米軍再編最終報告において、普天間飛行場代替施設の建設は2014年までの完成が目標とされております。県としては、その後、完成目標が変更されたとの説明を受けたことはないことから、現時点でも日米両政府の目標時期に変更はないものと認識しております。

次に、移設措置協議会の開催についてお答えします。

昨年７月の第８回移設措置協議会以降、協議会は開催されておりませんが、同協議会のもとに設置されたワーキングチームにおいて、実務者レベルの協議を継続的に行っているところであります。現在、アセス調査が行われているところであり、その進捗を踏まえつつ、次回の移設措置協議会の開催時期について、政府や関係市町村と調整していきたいと考えております。

次に、危険性除去の現状と騒音防止協定の県の認識についてお答えします。

米軍は、航空機騒音規制措置を遵守しているとしておりますが、普天間飛行場の周辺地域においては、依然として環境基準を超える騒音が発生しており、県としては、騒音防止効果が明確にあらわれていない状況にあると考えております。

普天間飛行場の危険性の除去については、去る１月27日に開催された「普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム」会合において、防衛省から昨年実施された飛行航跡調査結果等が報告されたところであり、今後とも実務者同士の具体的かつ率直な意見交換や検討が行われる中でさまざまな方策が示されると考えております。

跡地利用構想の進展状況についてお答えいたします。

米軍再編に伴う嘉手納飛行場より南の返還予定施設・区域の跡地利用計画については、国・県及び跡地関係市町村が密接に連携し取り組んでいるところであります。

具体的には、普天間飛行場について、平成19年５月に跡地利用計画の策定に向けた行動計画を策定し、分野別に検討を進めているところであります。

平成15年に返還されたキャンプ桑江北側地区については、平成16年３月に桑江伊平土地区画整理事業の認可を受け事業が進められております。キャンプ瑞慶覧泡瀬ゴルフ場地区については、平成19年３月に跡地利用基本計画が策定され、土地区画整理事業の導入に向け取り組んでいるところであります。

牧港補給地区については、平成17年に「浦添市軍用地跡地利用計画審議委員会」を設置し、平成７年策定の「牧港補給地区跡地利用基本計画」の見直しを進めているところであります。それ以外の返還予定地区につきましても、跡地利用計画の策定等に向けて取り組んでいるところであります。

次に、金融危機による在沖米海兵隊のグアム移転への影響についてお答えします。

在沖米海兵隊のグアム移転に係る経費については、今回の協定締結により法的枠組みが定められることから、在沖米海兵隊のグアム移転が着実に実施されるものと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君）　文化環境部長。

〔文化環境部長　知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君）　在沖米軍再編問題についての御質問で、環境影響評価調査の進捗状況等についてお答えいたします。

環境影響評価の調査については、調査に必要な所定の手続を経て春、夏、秋の調査を行い、現在、冬の調査を実施していると聞いております。

今後、事業者において当該調査結果を取りまとめ、予測・評価を行い準備書が作成されることになりますが、その際、事業実施に伴う環境の課題が示され適切な環境保全措置が講じられるものと認識しておりま

す。
　以上でございます。
○議長（髙嶺善伸君）　福祉保健部長。
　　〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕
○福祉保健部長（伊波輝美さん）　福祉関係につきましての御質問の中で、県単医療費助成制度の見直しについてにお答えいたします。
　県単医療費助成制度につきましては、医療費の自然増により事業費が増大しており、県財政が厳しい状況にある中、制度の継続を図る観点から見直しを行うこととといたしました。しかしながら、この間の経済状況の悪化に伴い県民を取り巻く社会環境が厳しいものとなっていること、また、県議会や関係団体等から見直しの実施に対して厳しい意見が出されたことなどを総合的に勘案し、制度見直しの実施について当面延期することとしたものであります。
　続きまして、発達障害者支援法に基づく取り組みについてにお答えいたします。
　県では、沖縄県発達障害者支援センターを設置し、発達障害者やその家族等に対して発達、就労等の支援を行うとともに、県民への普及啓発及び支援する専門員の研修を実施しております。また、途切れのない支援体制を構築する観点から、圏域支援モデルの構築や支援体制整備計画について支援体制整備委員会から意見を聴取し検討しているところであります。
　続きまして、県立病院事業についての御質問の中の、県立病院のあり方検討部会における地方独立行政法人への移行に関する検討の経緯と他県の状況についてにお答えいたします。
　検討部会におきましては、効率的で将来にわたって継続可能な医療提供体制を確保することを目的として、県立病院の果たすべき役割や、医療機能及び経営形態の見直しなどについて御審議をいただいております。
　同部会においては、各県立病院が地域で果たしている役割を高く評価しておりますが、病院事業が運営体制面の課題を抱えていることから、経営形態を含め総合的な組織改革について審議しております。
　御質問の地方独立行政法人への移行については、第１回検討部会で病院事業局から、平成19年度末で100億円余の資金不足が発生しており、これをどのように解消するかが県立病院の今後のあり方を検討する上で重要な課題であるとの認識が示されました。また、委員から、経営破綻を招いた他県の公立病院の共通点は、関係者が経営悪化の責任を他に押しつけ問題解決を先送りすることにあり、資金不足の解消についても先送りすることなく審議を行うべきであるとの意見がありました。
　第２回検討部会では、各県立病院長から人事、予算面の調整に時間を要し、環境変化への迅速な対応が困難であること、経営企画力の向上を図るには事務部門の強化が不可欠なことなどの説明がありました。委員からは、人員配置面の裁量権を与えるとともに経営責任を明確化すべきであるなどの意見がございました。また、病院事業局から、現在の経営形態である地方公営企業全部適用の中間的な総括として、地方自治法、地方公務員法等の制約があり管理者の権限が制限される中で、今後は経営力の強化、費用の弾力性の確保、意思決定の迅速化を図ることが経営課題であるとの説明がありました。
　第３回検討部会では、福祉保健部から、全部適用の評価について66％の職員が変化はない、27％の職員が悪化したと考えているとの職員アンケート調査結果を報告いたしました。このような審議を踏まえ、３人の委員から地方独立行政法人に移行すべきであるとの意見があり、また２人の委員からは全部適用下で経営改善に努めるべきであるとの意見がございました。
　第４回検討部会では、引き続き独法化の審議が行われましたが、各県立病院長から、次年度以降、病院事業局長の権限の一部を病院長に移譲する予定であり、あと一、二年様子を見ていただきたい、病院現場の職員に問題意識がない現状では独法化しても効果が出ないのではないかなどの発言があり、この問題は継続審議することとされました。
　第５回検討部会では、病院事業局から、病院長への権限移譲、経営再建計画の骨子案の説明が行われ、病院長から、今後、経営改革に取り組み、独法化しなくてもよい状況を二、三年以内につくり出せるのではないかと考えている旨の見解が表明されました。
　検討部会におきましては、これらの説明も踏まえ審議が行われ、全部適用における経営再建に取り組む決意を高く評価するものの、病院事業について、資金不足の解消により財務面の健全性を回復するとともに、経営環境の変化に的確に対応し得る運営体制を構築するには、地方独立行政法人への移行が必要であるとの結論に至り、基本構想案に独法化の提言を盛り込むことが全会一致で決議されたものであります。
　なお、他県の状況につきましては、平成20年４月の段階で４県が病院事業に地方独立行政法人制度を導入しております。また、全国的に病院事業の経営形態を検討している段階にありますが、他に４県が独法化の方針を決定していると聞いております。

続きまして、基本構想案に関する職員説明会についてにお答えいたします。

県立病院職員への説明会は、同基本構想案の内容を説明するとともに意見を聴取することを目的として、１月23日から２月３日にかけてすべての県立病院で開催いたしました。職員説明会においては、職員から、地方独立行政法人への移行よりも職員の意識改革、または優秀な経営人材の育成が重要である、公的医療に対する財政負担の抑制や、採算性を過度に重視した経営など、独法化後の制度の運用に不安があるなどの意見がございました。

今後とも、職員の積極的な参加のもとに県立病院改革を進めることができるよう、職員に対する説明責任に留意し取り組んでまいります。

続きまして、公務員型と非公務員型の違いと、県が想定している形態についてにお答えいたします。

公務員型と非公務員型の地方独立行政法人の違いは、公務員型の場合、役員及び職員に争議行為の禁止、政治的行為の制限、営利企業等の従事制限など、服務上の義務が課されております。また、給与及び退職金の支給基準が非公務員型とは異なっております。

業務運営面では、公務員型の場合、県へ常勤職員数の報告などが義務づけられております。

なお、公営企業型の地方独立行政法人は非公務員型を原則としていますが、県医療審議会県立病院のあり方検討部会がまとめた「県立病院のあり方に関する基本構想（案）」では、精和病院が将来においていわゆる医療観察法第16条に基づく指定入院医療機関の指定を受ける可能性を考慮し、公務員型の地方独立行政法人へと移行することも検討すべきであると提言されております。

県といたしましては、地方独立行政法人の公務員型、非公務員型の形態についても沖縄県医療審議会の答申を踏まえ適切に対処してまいります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　知念　清君登壇〕

○病院事業局長（知念　清君）　県立病院事業についての御質問の中の、公立病院に関する交付税の支援が病院経営に与える効果についてお答えします。

昨年12月に総務省が示した「公立病院に関する財政措置の改正要綱」によりますと、過疎地に関する財政措置の充実が図られるほか、産科、小児科、救急医療等においても財政措置が拡充されることとなっており、これらの医療分野を中心に医療の充実、医師の確保につながるものと考えております。

続きまして、経営再建と独立行政法人化との整合性についてお答えします。

現在、病院事業は地方公営企業法の全部適用下で運営されており、病院事業局としては、その運営責任を負っていることから、経営再建に取り組む責任があります。今般、経営再建計画案を作成し、不良債務及び資金不足の解消並びに経常収支の黒字化を目的とし、経営の効率化に取り組むこととしたものであります。

続いて、繰出金増額の根拠についてお答えします。

県立病院の経営再建計画案では、平成23年度までを経営再建期間と位置づけ、不良債務及び資金不足の解消並びに経常収支の黒字化という３つの目標を掲げ、経営再建に取り組むこととしております。

今回の繰出金の増額は、再建計画案を実行するための支援分として上乗せされたものとして理解しております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　総務部長。

〔総務部長　宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君）　県立病院事業についてに関連しまして、病院事業会計への繰出金増額に係る財源についてお答えをいたします。

本県財政は、毎年度多額の収支不足が生じるなど厳しい状況が続いており、平成21年度当初予算編成においても基金の取り崩しや、退職手当債等の増発により収支不足に対応している状況にございます。

このような状況を踏まえ、病院事業会計への繰出金の増額に係る財源の確保につきましては、水道事業会計から特例的に借り入れを行うこととしたところでございます。

○議長（髙嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　それでは、教育・文化の振興についての御質問で、本県と秋田県の教育についてお答えいたします。

秋田県の教育の特徴は、学校の教育力と家庭の教育力がバランスよく発揮されているところにあります。

学校においては、平成13年度から少人数指導等が推進され、個に応じた指導の充実が図られ、学習内容の定着と教師の授業力の向上が図られております。また、単元評価問題や学習状況調査等を活用して、課題に基づく具体的な授業改善が図られております。

さらに、家庭の教育力については、学校と家庭の連携・協力により、家庭学習への取り組みも十分になされており、自然に勉強する習慣が身についています。

本県と秋田県の教育を比較しますと、指導方法、指

導体制のあり方や、諸調査を活用した授業改善の推進、家庭における学習の習慣化を図る取り組みなどに違いがあるものと考えております。

次に、学力向上対策の取り組みについてお答えいたします。

全国学力・学習状況調査の結果を受けて県教育委員会として、「確かな学力の向上支援プラン～わかる授業をつくるためのヒント集～」等を各学校へ配布し、授業改善に取り組んでまいりました。

全国学力・学習状況調査における学校質問紙で「模擬授業や事例研究等、実践的な研修を行っている学校」の割合を昨年度と比較してみますと、小学校が86.4%で3.9%の増加、中学校が84.5%で６%の増加となっており、授業改善に向けた取り組みが着実に進んでいることがうかがえます。

また、児童生徒が「熱意を持って勉強している」、「私語が少なく落ち着いている」と感じる学校の割合も小学校が88.1%で5.6%の増加、中学校が88.7%で5.7%の増加となっており、授業改善が児童生徒の学習に取り組む姿勢にもよい影響を与えていることがうかがえます。

県教育委員会としましては、今後とも授業改善を推進し、わかる授業の構築を図り、学校、家庭、地域が一体となった県民総ぐるみの学力向上対策を強力に推進してまいりたいと考えております。

次に、学習意欲を高める体制づくりについてお答えいたします。

学級編制や教職員の配置等につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき措置されているところであります。

本県では、現在、小学校１年生については30人学級編制を行っており、次年度は小学校２年生へ拡大してまいります。小学校３年生以上につきましては、少人数指導のための指導方法、工夫改善による加配教員を配置して指導の充実を図っているところであります。

今後とも、国の動向等を踏まえながら、子供たちの学習意欲を高めるための体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、沖縄盲学校の「視覚特別支援学校」としての存続についてにお答えいたします。

近年の障害の重度・重複化や児童生徒一人一人の教育ニーズに適切に対応するため、平成19年４月に学校教育法が改正施行され、従来の障害種別の盲・聾・養護学校は、複数の障害種に対応した教育を実施することができる特別支援学校制度へと改められました。

複数の障害種に対応する特別支援学校を整備する場合には、障害種ごとの教育課程や学級編制及び障害の特性に応じた教室等の区分により、専門性の維持及び安全性の確保に努めていきたいと説明をしております。現在、敷地面積等も考慮した校舎配置図などを示し、保護者等との意見交換をしております。

県教育委員会としましては、今後とも、安全性や専門性確保についての具体策を示し、保護者等との十分な意見交換を行うことで不安や懸念の解消に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　今回、私は自民党会派を代表して質問をさせていただきました。

今、時代の大きな変化の中で、私ども自民党も政党として、そして自民党会派も県議会の立場で、今、県民や国民に対して政治をリードしていく責任を痛感をいたしております。

県民・国民の置かれている現状、我が国の現状、そして将来を築いていく政治のありようなど、私どもの存在意義を改めて問い直しているのであります。

経済も政治も厳しい状況にありますけれども、私はこれまでを振り返り、展望を切り開くため覚悟と決意を新たにいたしております。

そのポイントは、何と言っても実践にあると考えます。その第一歩として、教育や福祉をテーマに、会派の視察・勉強を秋田県や鹿児島県、愛知県にて行ってまいりました。その成果も踏まえて仲井眞知事を初め執行部に提言を行い、ともに考えていこうと思っております。

今回は、知事訪米から科学技術の振興について80項目の質問をさせていただき、誠意ある御答弁まことにありがとうございました。

秋田県の事例も踏まえて少人数学級の必要性を訴えたわけでありますけれども、御答弁ありましたように、平成21年度から小学校２年生まで拡大されるとのことで高く評価するものであります。今後とも、仲井眞県政のもとで３年生、４年生と順次拡大されることを期待をいたします。

県立病院事業については、沖縄県の長年の大きな課題であったにもかかわらず、今改めて県民の医療の確保・維持のため、現状維持の経営形態がいいのか、あるいは他の経営形態の方法を選択していくのか、待ったなしの議論、断行に迫られていると考えております。

病院事業局も、福祉保健部も、病院の職員も、県当局も、我々県議会も、そして県民も、それぞれの立場の主張を超えて、県民の医療の継続、この一点で力を合わせて今抜本的な問題解決に努めたいと考えております。

仲井眞知事を初め執行部の皆様は、財政がかなり厳しい状況下のもと、県民からの新たな要求にもこたえていかなければいけない大変厳しい状況下での県政運営でございますけれども、ぜひともしっかり頑張っていただいて県民の期待にこたえられるようにお願いをいたします。

当然、私ども自民党も積極的に支援していくことを決意を申し上げ、質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午前11時43分休憩

午後１時12分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

午前に引き続き代表質問を行います。

池間　淳君。

〔池間　淳君登壇〕

○池間　　淳君　皆さん、こんにちは。

浦添市の池間淳です。

自由民主党を代表して代表質問を行います。

仲井眞知事の任期４年の折り返しの年となりました。これまで２年間、公約実現のために猪突猛進頑張ってこられた知事に感謝を申し上げます。

平成21年度我が自由民主党も、仲井眞知事とともに県民の福祉向上のために頑張る決意を新たにしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ところで、きょう、私の質問に非常に関心を持った方々が傍聴席においでであります。まず、仲地良子さん、武富松枝さん、久貝カネ子さん、長濱笑美子さん、石原貞子さん、それから家内も来ております。池間佐和代です。石原博一さん、長濱金勇さん。それから、この建設業で一番苦しんでいらっしゃる沖縄県建設業協会浦添・西原支部の支部長名嘉謙さんを初め役員の皆さんもたくさんおいでであります。

どうぞ知事、傍聴している皆様方を初め県民の皆様方に、明るく期待の持てるような御答弁をよろしくお願いいたします。

１、土木建築関係の振興について。

⑴、県内道路網の整備についてお伺いいたします。

本県は、３次にわたる沖縄振興開発計画のもと、住宅、社会資本の整備は進展し、本土との格差も縮小してまいりましたが、これまでの振興策は、大きく立ちおくれた本県の社会的・基礎的施設の整備に重点が置かれ、長期的な視点からの計画や地域環境に配慮した計画が置き去りにされてきたことも否めません。

特に、本県は鉄軌道がなく陸上交通の主体は公共路線バス、自動車であり、道路への依存度が圧倒的に高いのであります。近年のモータリゼーションの進展により交通渋滞が慢性化し、さらに観光の飛躍的な伸びに比例し、レンタカーの増加、中南部都市圏への人口の集中など、道路交通状態は悪化の一途をたどっており、道路交通サービスの抜本的な対策が求められております。

道路は、都市部における交通渋滞の解消や小規模町村等地域を結ぶ県民の足として、地域住民の生活と県経済の発展に欠くことのできないものであります。さらに、本県には那覇空港から各圏域を結ぶ高規格幹線道路や地域住民の生活道路である一般道路等、今後整備すべき課題が山積しており、経済の自立を目指す上でも本県における道路整備は今後も重要課題であります。

そこで次の質問を行います。

ア、本県は、復帰後国による振興計画により社会資本の整備は相当程度進んでいると言われますが、進んだ部分と課題として残っている部分についてお伺いいたします。

イ、県が計画する陸上交通網の整備を図る上で道路整備はどの程度達成されているか。また、今後必要とされる道路整備計画についてお伺いいたします。

ウ、地域住民の生活に直結する一般道路の整備について、他県との比較で整備状況はどうなっておりますか。

エ、県は、沖縄自動車道の通行料金割引を2010年度で廃止するとしておりますが、その理由と運輸業界や一般利用者への影響をどのように考えておりますか。

オ、沖縄自動車道の通行料金割引の仕組みと割引を沖縄振興特別調整費とは別で財政措置を国に対して要請する考えはありませんか。

⑵、土木・建設業の活性化について。

世界規模での経済状況は、ことしに入っても衰えを見せず、国内経済もますます悪化の傾向にあり、企業経営の行き詰まりは雇用環境にも影を落としてきております。景気後退の波は、企業倒産や休業の増加となってあらわれており、本県においても企業倒産件数は昨年に比べ大幅にふえ、その多くを建設業が占めているようであります。建設業が多いのは、改正建築基準法の影響で住宅着工が激減したことが大きいと分析されております。

2007年から施行された改正建築基準法は、全国の住宅建設に大きな影響を与え、建設業の衰退の要因となったのでありますが、最近は国が進めている建築確認手続の円滑化等により手続の停滞は収束に向かっていると言われております。

しかしながら、本県においては改正試行後の2007年７月から2008年６月までの１年間の着工戸数は、施行前１年間より46.5%も減少しております。その後、昨年の７月以降は件数が上向いておりますが、本県の住宅建築が他県と違い鉄筋コンクリートづくりが９割以上を占めている現状から、改正前の状況に戻るのは簡単ではないと言われております。

このように、県内建設業を取り巻く環境は、近年の公共事業費の減少も伴ってますます厳しさを増しております。県内建設関連業は本県産業の大部分を占めており、雇用の受け皿でもあります。これ以上建設関連業の倒産や休業の増加が続けば大量の失業者を出し、雇用問題、経済問題への波及も心配されるのであります。県の迅速かつ適切な対応に期待するものでありますが、次の質問を行います。

ア、改正建築基準法の施行に伴い建築確認手続が停滞しましたが、現在の状況はどうですか。また、手続にかかわる構造・設計技術者の育成の現状と今後の見通しをお伺いいたします。

イ、本県で９割以上を占める鉄筋コンクリート造のピアチェック義務づけ除外について、構造計算適合性判定機関の現状を含め県の認識を伺います。

ウ、国交省は、ピアチェックの円滑化を図るため、小規模なピロティー形式の住宅について、都道府県が独自に実施することを通達したようでありますが、県の対応をお伺いいたします。

エ、構造・設計技術者の育成を図るには、沖縄県建築設計サポートセンターの組織体制の充実が必要である。県は、積極的な支援体制を構築すべきであると思いますがいかがですか。

オ、県は、建築確認申請の際に設けられていなかった事前審査制度について、審査期間を設定いたしましたが、その内容と効果についてお伺いいたします。

カ、国発注工事の県内企業への優先発注について、進展状況についてお伺いいたします。

キ、土木・建設業界が要望する県が実施している最低制限価格の引き上げについて、県の対応をお伺いいたします。

⑶、沖縄都市モノレールについて。

沖縄都市モノレールは、開業から６年目を迎え県民や観光客の足としてしっかり定着し、昨年の12月末には開業以来の利用客数が7000万人を超えるなど、定時・定速の公共交通機関として大いに県民の期待にこたえているものと認識しております。また、那覇都市圏の交通渋滞の緩和やモノレール駅を中心とした沿線開発など、多大な整備効果を発現しているところであります。知事が目指す観光客1000万人のためのインフラとして、沖縄振興に大きな役割を果たすものであります。このため、慢性的な交通渋滞に悩む市町村からは、現在の那覇市内の空港から首里駅までの限られた路線を周辺市町村への路線延長を望む声が強まっております。

さて、御承知のとおり沖縄都市モノレールの延長につきましては、昨年度までに開催されてきました沖縄都市モノレール延長検討委員会で浦添ルート案が推奨されたところであります。同ルート案での延長整備に対する浦添市民の期待は非常に大きいものがあります。知事を初め多くの関係者が御承知のとおりだと思いますが、モノレールへの交通転換による交通渋滞の緩和、延長ルート沿線にある国際センターや浦添大公園などと一体となった沿線開発によるまちづくりが期待されているところであります。

このような中、現沖縄振興計画期間もあと３年と残り少なくなってまいりました。この期間内でモノレールの延長を事業化する必要があると考えますが、モノレール延長に関して県の取り組み状況について質問をさせていただきます。

ア、路線延長の浦添ルートについて、県・那覇市・浦添市の役割分担と現在の進捗状況、事業を進める上での課題についてお伺いいたします。

イ、浦添ルート延長に関して、来年度の予算について詳しく御説明ください。

ウ、モノレール路線延長と延伸について、県の基本的方針をお伺いいたします。

⑷、伊良部架橋について。

御承知のとおり、伊良部架橋は離島苦の解消の一環として着々と進められております。完成時には間違いなく苦しかった医療の問題、教育や生活環境等々が解消されるものと確信いたします。一日も早く完成することを希望いたしまして次の質問をいたします。

ア、伊良部架橋は順調に進んでいると思いますが、進捗状況と完成の見通しについてお伺いいたします。

イ、伊良部大橋の開通に伴い、地域活性化や観光の大きな目玉になることは間違いないと思いますが、橋の途中に眺望用及び避難時用の駐車スペースは設置できないのかどうかについてお伺いいたします。

２、観光振興について。

⑴、本県観光の将来展望について。

2008年、本県の観光入域客数は、前年比で３％伸び、初の600万人余を達成しております。これで７年連続増加となりましたが、しかし、昨年末の観光客は前年比で逆に減少に転じ、前年同月比で0.2%下回ったということであります。好調に推移してきた本県観光に陰りが見え始めたようであります。

世界経済同時不況による国内の景気悪化の影響によるところが大きいと言われ、その傾向は当面改善する見込みは薄く、2009年も厳しさは続くとするのが一般的な見方であります。県や民間研究機関も少なくともここ数カ月は好転の材料が見当たらないとの見解のようであります。

特に、県が今後の経済の活性化につながるとして力を入れている企業の褒賞旅行などのキャンセルがふえたことや、万国津梁館における全国企業の行事や褒賞旅行の中止が相次いでおり、対策が急がれております。

本県観光の魅力について観光客の感想は、離島や本島リゾート地のダイビングスポット、美ら海水族館や首里城など、ダイビングと特異な文化と組み合わせた観光資源にあるとの声が多いようであります。

さらに、本県を訪れたことのある人の85%がまた沖縄に行きたいと答えているアンケートもあります。決して本県観光の魅力が失われたわけではないと思います。県も最近の落ち込みに危機感を抱き、首都圏を中心に観光誘客作戦を展開することとしており、大手旅行会社や航空会社等との連携も視野に入れた大胆な行動が必要と考えております。

さらに、観光庁は、国内有数の観光地である沖縄に対する有効な対策を打ち出し活性化を図るとしております。県としてこれを活用することも重要であると思います。ことしは本県観光の正念場になると思われ、県も相当な決意で対処することが必要であると考えますが、次の質問を行います。

ア、本県観光入域客数の増加に向けた県の基本対策と、対策を進める上での課題や問題点について伺います。

イ、2009年の本県観光入域客数の動向を県はどう見ていらっしゃいますか。また、県が実施する観光誘客対策プロモーションの内容についてお伺いいたします。

ウ、本県観光の目玉である海・マリンレジャー、離島を中心とした自然環境等の観光資源の維持と新たな資源開発との整合性について、県はどのように考えておりますか。

エ、世界的景気後退が本県に与える影響について、短期的・中長期的分析を行っておりますか。

オ、県が進める環境保全型観光について、どのような形態を考えているのか。また、検討委員会での審議状況をお伺いいたします。

⑵、海外観光客誘致対策について。

おおむね平成28年をめどとする年間観光客1000万人誘致に向け、県は国内外の観光客受け入れ体制の整備と観光活動の強化に取り組んでおります。その具体的行動計画として、年度ごとの観光客誘致数を設定しており、平成23年には観光客720万人、そのうち外国人観光客数を60万人とする目標を掲げております。

これまで県は、目標達成に向けさまざまな施策を展開し、その結果、海外からの観光客も年々増加の傾向を示しており、那覇港へのクルーズ船寄港も順調に推移し、今後も中国や台湾からの大型クルーズ船の寄港がふえると予想され、外国人観光客誘致の原動力として期待されております。しかしながら、世界経済同時不況の影響で世界的に海外への旅行を控える傾向にあると言われ、本県においても韓国からの観光客が円高傾向で減少に転じ、中国から沖縄に寄港予定であった大型クルーズ船が那覇から福岡県に変更になり、６回にわたって１万2000人を送り込む予定がキャンセルとなったことなど、海外からの観光客来航に不透明の様相を呈しております。

このような状況が続くと県の観光振興に多大な影響を与え、海外観光客誘致目標が根底から崩れてしまいかねません。また、アジアのソウル、北京、上海、台北、香港の５都市で行ったアンケート調査によれば、日本の観光地としての沖縄は、東京や北海道などに比べ認知度は大きく劣っていることが明らかとなっております。この調査の結果は、海外からの観光客誘致を進める上で今後の参考にしなければなりません。この県の今後の思い切った対策が必要かと思いますが、次の質問を行います。

ア、海外観光客誘致拡大に向けた県の基本施策とここ３年の推移について伺います。

イ、報道によると、大型クルーズ船の本県への寄港について、予定された６回がすべてキャンセルされたとありますが、その最大の要因と今後への影響についてお伺いいたします。

ウ、クルーズ船寄港に際して、本県における出入国手続の現状はどうなっておりますか。また、寄港先として定着させるためには受け入れ体制の整備、特に手続の簡素化・迅速化が必要ではないかと思います。県の認識をお伺いいたします。

エ、アジアの５都市で行ったアンケート調査によれば、沖縄は観光地としての認知度は東京や北海道などに比べ低いようだが、県の分析と今後の展開を伺います。

３、農林水産業の振興について。

⑴、県内農業の振興について。

我が国は、食料自給率が先進諸国中でも最も低く、農産物等食料のほとんどを海外からの輸入に依存しており、農業大国の安価な農産物の大量流入に対抗できず、国内農業はますます厳しさを増しております。加えて、農業従事者の高齢化や若者の農業離れによる後継者不足という構造的問題に加え、近年、我が国農業衰退の一因と言われる農地を耕作せず遊休化させている耕作放棄地が全国的に増加の傾向にあるようであります。本県においても耕作放棄地に占める割合は3239ヘクタールで、農地の１割にも達すると言われ、有効活用のあり方が問われております。

耕作放棄地が発生する主な要因は、農家の高齢化や後継者不足により営農の継続が困難となるケースが挙げられております。特に本県の場合、基幹作物であるさとうきびやパイナップルの耕作は、灼熱の太陽のもとでの気候的な問題や、傾斜のきつい山間の畑地の多さ等、高齢農家には厳しい環境にあります。

我が国は、食料自給率を向上させることが大きな問題であります。このためには、使われずに放置されたままの農地を有効に活用することが必要であります。耕作放棄地の解消を図るため、県においては全国一斉の耕作放棄地全体調査の結果のもとに、県としての耕作放棄地解消計画を策定し、耕作放棄地の解消を図っていくとしております。

一方では、昨今の景気悪化の影響を受け、農業経営を目指す若者もふえているようであり、このような動きを一過性のものとせず定着させる努力も必要であろうかと思います。そのためには、農業で生計が立てられるよう狭隘で不便な農地の解消や農家の手取りをふやすなどの営農支援が必要であると考えます。

そこで次の質問を行います。

ア、本県における耕作放棄地の実態について、県はどのように把握しているか。また、県の耕作放棄地解消計画についてお伺いいたします。

イ、耕作放棄地がふえる背景に農家の高齢化がありますが、若い後継者の育成について県の取り組みはどの程度効果を上げておりますか。

ウ、本県の耕作放棄地のうち、農業に全く従事しない土地持ち非農家の所有する面積は全国一高いと言われますが、その背景と県が実施している対策についてお伺いいたします。

エ、景気の悪化を受け、農水産業の求人に対し応募者が殺到していると言われますが、本県の状況はどうですか。また、後継者育成の有効な対策になり得るかお伺いいたします。

オ、リュウキュウマツ「材線虫病」総合防除研究支援事業の内容について。

リュウキュウマツの「材線虫病」総合防除研究支援事業に平成21年度予算で1270万円確保されておりますが、その事業の内容について詳細に御説明ください。

カ、環境に優しい病害虫管理技術確立事業の内容について。

本県における安全な農産物生産と化学農薬の環境負荷の低減を図るために、低コストかつ合理的に組み合わせた総合的病害虫防除管理技術を目指す、環境に優しい病害虫防除管理技術事業に今年度は2156万8000円が確保されておりますが、事業の内容について詳細に御説明ください。

キ、安全・安心農産物供給事業の取り組み状況についてお伺いします。

沖縄県産農産物が出荷前に素早く結果を出せる農薬残留分析検査法等の技術開発を行い、かつ消費者に安全・安心な農産物を届けるべく、平成19年度から取り組んでおりますが、残留分析技術開発の進捗状況等について詳細に御説明ください。

ク、ヤンバルの林道事業について、国頭村での林道計画はどうなっておりますか。

ケ、平成19年度から林道事業について環境調査を実施しておりますが、その結果はどうなっておりますか。そして、現在中断している林道の建設方針はどうなっているかについてお伺いいたします。

⑵、ＷＴＯ農産物交渉について。

近年、食の安全・安心に対する国民の関心が高まり、食品の賞味期限や産地などに厳しい目が向けられるようになりました。その一方で、期限切れの食品や食べ残しなどが大量に廃棄されたり、捨てられたりする食品ロスがふえ続けているのが我が国の現状であります。

環境省の2008年度版「環境・循環型社会白書」によりますと、2005年度に日本で発生した食品廃棄物は1895万トンに達し、世界食糧計画（ＷＦＰ）の調べによると、同年の世界の食糧援助量830万トンの2.3倍が日本だけで廃棄されたことになっております。まさに飽食の国日本の姿が如実にあらわれていると思います。

他方で、我が国は食料自給率が主要先進国の中でも

最も低い状況にあり、食料自給率の向上は我が国の最大の課題となっております。そのため、国を初め地方自治体、農業団体、食品事業団体等が連携し、具体的な取り組みを始めておりますが、農業で生計が立てられ、若者が農業に入りやすい環境をつくることが重要であります。

そのような中、ＷＴＯの新多角的貿易交渉（ドーハ・ラウンド）が行われ、我が国へ輸入される農産物の大幅な関税の削減を迫られております。我が国農業の衰退の最大の原因が、海外から安価な農産物が大量に入ってきたことにあることを考えれば、到底容認することはできません。幸い、今回の交渉は事実上決裂し大枠合意が先送りされましたが、断念されたわけではありません。

国は、食料自給率の向上を最重要課題と位置づけながら、一方でＷＴＯでの関税引き下げ交渉を行うのは、農業政策としては矛盾があり、国内農業の育成を図る上で得策とは言えないのではないでしょうか。特に本県においては、さとうきびは基幹作物であり重要品目としての保護は必要不可欠であります。大幅な関税削減対象になると、本県農業は壊滅的な打撃を受けるのは火を見るより明らかであります。

県においては、ＷＴＯ交渉にかかわらず、本県の農業の保護・育成の観点から、砂糖など重要品目の十分な枠の確保等を国に対し求めていくことが必要であると考えます。

そこで次のことをお伺いいたします。

ア、ＷＴＯ新多角的貿易交渉（ドーハ・ラウンド）が決裂し、年度内合意が事実上断念されましたが、今後の見通しについてお伺いいたします。

イ、国は、食料自給率の向上を目指しながら、ＷＴＯでの関税引き下げ交渉を行っており、政策的に相入れないと思いますが、県の考えをお伺いいたします。

４、米軍基地問題について。

米軍に対する犯罪について、2001年から2007年に起きた在日米軍人・軍属とそれらの家族による犯罪について、法務省の資料によりますと、検察庁が受理した人数は5498人、そのうち起訴した人数は2428人で、起訴率は44.1％と低くなっており、逆に半数以上は不起訴となっているようであります。

今回の資料で法務省は、各犯罪ごとの統計は明らかにしておりませんが、日本人犯罪の検挙率の実態から見ても明らかに低過ぎ、その背景にはやはり日米地位協定の壁があると考えるのであります。この数字を見れば、もはや沖縄だけの問題ではなく、全国的・国民的問題であると思います。

日米地位協定の抜本的見直しについては、本県の歴代県政が最重要課題として日米両政府に対し求めてまいりました。しかし、現実は運用改善での対応で十分との姿勢で全く相手にされないのであります。仲井眞知事は、さきの初訪米をした際、オバマ新政権のスタッフと面談し、日米地位協定の見直しに言及したようでありますが、米側は好意的配慮は機能しているとして、条項の改定には否定的な見解を示したということであります。沖縄だけの訴えにはやはり限界があり、全国的・国民的問題として米側に訴え迫ることが必要であると考えるのであります。

我が党会派は、従来から本県単独での訴えや行動では限界があり、米軍基地が所在する知事が共通認識を持ち、一体となって取り組むことが必要と主張しており、昨年の６月定例会においても代表質問で、「地位協定の見直しを全国的な問題とするためには、渉外知事会が一体となった訪米も検討すべき」との提案も行ってまいりました。今後は、オバマ新政権に対し、渉外知事会が一体となり日米地位協定の抜本的見直しと事件・事故の解消、米軍基地の負担軽減について具体的行動を展開すべきと考えるのでありますが、次の質問を行います。

⑴、日米地位協定の抜本的見直しに関し、オバマ新大統領政権で新たな動きが期待できると考えておりますか、県の見解をお伺いいたします。

⑵、日米地位協定の抜本的見直しについては、渉外知事会が一体として取り組むことが重要と考えますが、県の考えをお伺いいたします。

⑶、米軍とイラクとの地位協定が去る１月から発効しておりますが、その内容について日米地位協定との違いを県はどう認識しておられますか。

⑷、米軍鳥島・久米島射爆撃場の返還について、政府や米軍に対する県の交渉状況と対応についてお伺いいたします。

⑸、ホテル・ホテル訓練水域の一部解除については、米側にも検討の余地があると考えますが、県の御見解をお伺いいたします。

⑹、米軍は、嘉手納基地へのステルス戦闘機Ｆ22を地元の反対を無視して強行に配備しております。これは日米合同委員会合意の騒音防止協定の趣旨に反すると考えますが、県の御見解をお伺いいたします。

５、離島・過疎地域の振興について。

少子・高齢化の急速な進行は、我が国経済の将来に大きな不安要因となっており、今後就労人口の減少に伴う産業構成の問題や社会保障費の増大等、国民生活への影響が懸念されております。特に、地方において

はこれまで経験したことのない厳しい環境にあり、都市と地方との格差の広がりで財政基盤の弱い市町村においてはかつてない危機的状況にあります。

本県は多くの離島を抱えている島嶼県であり、離島小規模町村においては予算を組むにも厳しい状況にあるのが現実であります。しかしながら、厳しい状況にあっても離島振興は県政の重要課題であることに変わりはありません。

沖縄振興計画においても離島・過疎地域の活性化を図ることが示されており、県は各種施策の具体化を図っているところであります。他方、本県は他県に比べ独特な気候風土と地域文化を有しており、特に離島地域は島それぞれが地域特性と多様性及び独特な魅力を有しております。そのため、それぞれの離島地域が持つ課題に対し的確な対応が必要であり、離島地域の特色を最大限に生かした施策の展開が求められると考えます。

そこで次の質問を行います。

⑴、離島地域は、自立型経済の構築に向けた施策の進度がおくれておりますが、離島地域への施策の展開を図る上で課題や問題点は何ですか。

⑵、離島における農業従事者及び担い手の育成について、対策の現状と若者を引きとめる産業の振興をどのように図っていきますか。

⑶、離島の港湾や交通体系等生活基盤の整備に向け、今後の主な事業の計画と新年度の予算で重点的に取り組む事業についてお伺いいたします。

⑷、離島の県立病院において、適正に配置すべき医師や看護師の数と、現在不足している数について。また、今後の確保対策についてお伺いいたします。

６、少子・高齢化対策について。

少子・高齢化が進行する中で、2007年度の合計特殊出生率は1.34と昨年を0.02上回り、２年連続上昇しております。都道府県別では本県が1.75と全国一の出生率を維持しております。

一方で15歳未満の子供の数については、2007年４月現在、前年に比べ13万人減少しており、これは1982年から27年連続の減少で、総人口に占める割合も13.5%と34年連続の低下で、世界でも最低水準となっております。

ちなみに、本県は18.1%と復帰後の1972年から35年連続で全国一位となっております。

今まで過去最低を更新し続けてきた出生率が上昇に転じたことは喜ばしいことでありますが、今後も上昇傾向が続くかは明らかではなく、少子化や人口減少の流れは変わらないとするのが一般的な見方であります。

また、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は、2005年時点の５人に１人が急速に上昇を続け、2055年には2.5人に１人が高齢者になると言われております。さらに、2005年に現役世代3.3人で高齢者１人を支えているのが2055年には1.3人で１人を支えなければならなくなると指摘されております。

子供の占める割合が低くなり、65歳以上の高齢者の占める割合は急速に高くなっております。それに伴って生産年齢人口は減っていく。これが我が国の人口構成の現状であります。それだけに政府が打ち出す少子化対策が重要であり、着実な実施が求められているのであります。確かに少子化傾向に歯どめをかけるには出生率を上げる必要があることは理の当然でありますが、それが簡単なことではないことは現在までの経緯を見れば明白であります。何より大切なことは、子供を産みやすく育てやすい家庭環境や職場環境、そしてそれを受け入れる地域社会の形成が必要であると考えます。

そこで次の質問を行います。

⑴、国の人口動態調査によれば、2008年国の出生数は前年比でほぼ横ばい、自然増加数は前年よりマイナス2.75倍と人口減となっておりますが、本県の状況はどうですか。

⑵、県内の学者によれば、県内の人口は2010年にピークに達し、その後減少傾向に転じると予測しておりますが、地域の人口減少は消費需要の減少、労働力の減少を来します。自立型経済の構築に影響すると考えますが、県はどのように分析しておられますか。

⑶、本県の出生率は全国で最も高いが、年々減少傾向にあります。出生率の向上を図る上で効果的と考える対策についてお伺いいたします。

７、食料自給率の向上について。

原油価格の上昇に伴う燃料費や食料価格の高騰により、我が国産業経済の停滞が表面化し、国民生活にも直接・間接に影響が出ております。確かに大きな災難に直面している状況にはありますが、逆に食料自給率を高める好機になるかもしれないのであります。

日本の食料自給率は、主要先進国の中でも低水準にあると言われており、平成15年度の実績を比較した場合、日本の自給率は40%で、オーストラリアの265%には遠く及ばないにしても、スイスの58%に対しても大きな差があるのが実態であります。

このため、政府は平成22年までに自給率を45%にする目標を掲げておりますが、現実は難しい状況のようであります。しかし、当初から日本の自給率が低かっ

たわけではありません。昭和40年度の自給率は73%あったのでありますが、そこから年々低下し続け、平成10年は40%まで下がり、現在まで続いているのであります。

食料を外国に依存する体質のツケがこのような結果を招いたのでありますが、ＢＳＥ問題や鳥インフルエンザ問題、中国ギョーザ中毒事件等、食に関する問題が相次いで発生したことにより、国民の間に食に対する安全性や将来の食料自給の重要性について再認識させる契機となったのであります。

このような原油高騰、食の安全性問題等、これら世界同時的に発生している問題に的確に対応するには、国内食料生産構造を大きく転換することが必要であります。そのことが我が国の食料自給率の向上につながると思います。

本県は離島県であることから、ほとんどの物資を移入している現状にあり、自給率の低さは他県の比ではないと思われます。農水省も食料自給率向上対策として、地方自治体ごとの目標設定を促進する方針を固めたようであり、県としても今後は最重要課題として取り組む必要があると思います。県の考えをお伺いいたします。

⑴、2007年度の食料自給率が40%台を回復しましたが、その要因と本県の状況はどうなっておりますか。

⑵、国内の38万ヘクタールと言われる農耕放棄地の営農再開等活用方法について、計画されている政府の施策を伺います。

⑶、就業人口が落ち込んでいる１次産業従事者の後継者育成について、国や県の対策はどうなっておりますか。

先ほど傍聴席の皆さん方を紹介いたしましたが、長浜組の社長、長濱金勇さん御夫婦もお見えのようであります。ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（髙嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　池間淳先生の御質問に答弁させていただきます。

まず第１に、土木・建設業に係る御質問の中で、最低制限価格引き上げに関する御質問にお答えいたします。

平成18年４月に５%引き上げ、予定価格の100分の65から100分の85の範囲としたところでございます。そして低価格入札を防止し、適正な工事の品質を確保するため、平成19年度から従来の価格のみの競争に技術的な要素を加えた総合評価落札方式を導入しますとともに、本年１月から設計金額の事前公表を取りやめたところでございます。また、最低制限価格の見直しにつきましては沖縄県建設業審議会へ諮問することを予定いたしており、審議の状況や答申を参考にいたしますとともに、公契連モデルの動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

次に、同じく土木関連の御質問の中で、沖縄都市モノレールに係る浦添ルートの御質問にお答えいたします。

沖縄都市モノレールの延長につきましては、沖縄都市モノレール延長検討委員会におきまして浦添ルート案が推奨されたこと、そして浦添市民や浦添市議会などからこのルートの実現に向けて強い要請がありますことから、事業化に向けまして検討を進めていきたいと考えているところでございます。このルートでの整備につきましては、県、那覇市及び浦添市で合意形成の協議が順調に進んでいますことから、平成21年度の国庫補助によります調査費を要望しているところでございます。

なお、モノレールを導入するに当たりましては、道路の拡幅整備につきましては各道路管理者が行い、インフラ整備につきましては県、那覇市及び浦添市が共同で取り組んでいくことにいたしております。

今後とも既存区間のモノレールの利用促進を図りますとともに、モノレール延長と一体となりましたまちづくりを推進していく必要があると考えているところでございます。

同じく土木建築行政に係る御質問の中で、伊良部架橋の進捗状況に関する御質問にお答えいたします。

伊良部架橋は、平成18年度から仮桟橋工事や海中道路工事に着手をし、平成19年度からは橋梁本体の下部工や上部工けた製作工事を実施いたしております。さらに、平成20年度からは橋梁上部工の架設工事を実施するなど、工事を順調に進めているところでございます。

平成20年度末の進捗状況は、事業費ベースで約40%の予定であります。平成24年度末の完成を目指して取り組んでまいる所存でございます。

次に、観光関連の御質問ですが、入域観光客の増加に向けた基本対策に係る御質問にお答えいたします。

沖縄県では、毎年「ビジットおきなわ計画」を策定をし、入域観光客数の増加に向けた具体的な施策を展開しているところでございます。

計画の推進に当たりましては、観光関連業界との連携が重要であります。また、道路、空港、港湾など観光の基盤となります主要インフラの整備促進、そして観光人材の育成が課題であると認識しているところで

ございます。

次に、同じく観光振興に係る御質問の中で、観光客数の動向と観光誘客対策に係る御質問にお答えいたします。

2009年の入域観光客数の動向につきましては、世界的な景気後退や円高などの影響によりまして当面は厳しい状況が続くものと考えております。このため、３月には「観光緊急経済対策事業」といたしまして、首都圏、関西圏での観光誘客イベントや各種メディアを活用いたしました広報宣伝を行います。また、４月以降「沖縄観光誘客特別対策事業」といたしまして東京、名古屋、そして大阪、福岡の４都市におきまして「沖縄観光プロモーションイベント」を実施いたしますとともに、各種メディア、ＪＲ車内広告、街頭ビジョン広告などを活用いたしました「沖縄観光誘客キャンペーン」を展開し、全国に沖縄観光の魅力を発信してまいる所存でございます。

同じく観光振興に係る御質問の中で、外国人観光客誘客拡大に向けた基本的施策に係る御質問にお答えいたします。

沖縄県では、「ビジットおきなわ計画」に基づきまして、定期航空路線やクルーズ船の就航する台湾、韓国、中国、香港を重点地域といたしました誘客宣伝活動を展開いたしますとともに、欧米地域等につきましても東京などと連携をした広域誘客活動を推進してまいる所存でございます。

最近３年間の外国人観光客数の推移は、平成18年度９万8000人、平成19年度18万9000人、平成20年度は12月までに既に21万4000人に上るなど、年々増加いたしているところでございます。

次に、農林水産業に係る御質問の中で、耕作放棄地の実態と再生利用に係る御質問にお答えいたします。

沖縄県の平成20年度における耕作放棄地面積は3015ヘクタールで、全耕地面積の7.7％となっております。

沖縄県としましては、耕作放棄地の再生利用を図るため、平成20年12月15日に沖縄県耕作放棄地対策協議会を設置いたしております。また、県協議会のもとに耕作放棄地が多い18市町村で地域協議会を設置し、推進体制の整備や再生実証試験、そして実施計画策定等を支援してまいります。今後、平成23年度を目途に、農業上重要な地域を中心に350ヘクタール程度の耕作放棄地の再生利用を進めていくことといたしております。

同じく農林水産業の中で、環境に優しい病害虫管理技術に係る御質問にお答えいたします。

環境に優しい病害虫管理技術確立事業につきましては、安全な農産物の供給と環境に優しい病害虫防除技術の確立・普及を図るための事業でございます。具体的には、天敵昆虫や防虫ネットなどの防除技術を総合的に組み合わせた試験研究及び現地実証を実施することといたしております。

同じく農林水産業に関する御質問で、安全・安心農産物の供給推進事業の取り組みに係る御質問にお答えいたします。

安全・安心農産物供給推進事業につきましては、出荷前農産物の残留農薬検査体制を構築するための事業でございます。

平成19年度に高性能分析機器を整備し、多成分を同時かつ迅速に分析することが可能となっております。現在、ゴーヤー、マンゴーなど10品目の多成分同時分析技術が確立されております。引き続き品目の拡大に努めてまいる所存でございます。

次に、米軍基地に係る御質問の中で、日米地位協定の抜本的見直しに関するオバマ新大統領政権での新たな動きいかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

オバマ新政権の対日外交政策につきましてはまだ明らかではありませんが、県といたしましては、「変革」を掲げるオバマ新政権の発足に際して訪米をし、日米地位協定の見直しを訴えてきたところであります。

県といたしましては、引き続き議員のおっしゃるように、渉外知事会等とも連携をしながら日米地位協定の抜本的見直しに向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に、離島に関係する御質問の中で、離島地域の施策展開における課題に係る御質問にお答えいたします。

沖縄県の離島は、地理的条件などから、医療・福祉などの生活環境面で低位にあるほか、人口が伸び悩み、そして高齢化が進行いたしており、また産業につきましては、市場から遠隔地にあること、経営規模が小さいことなどの課題を抱えております。このため、引き続き豊かな自然や独特の文化など離島の有する特性を積極的に生かしつつ、自立的発展のための基礎条件の整備などに取り組んでまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　土木建築行政についての御質問の中の、社会資本整備の進んだ部分と課題についてお答えをいたします。

復帰後の社会資本整備については、産業振興の支援と国際交流拠点の形成に向け、道路、空港、港湾等の交通基盤の整備を推進してまいりました。

まず、道路の整備については、本島や離島の一周道路の整備を初め、沖縄自動車道や主要幹線道路の４車線拡幅、バイパス道路等の整備を進めてまいりました。一方、自動車台数の増加による渋滞を緩和するための都市内道路や生活幹線道路の整備を推進していくことが課題となっております。

空港の整備については、宮古空港、久米島空港、与那国空港の供用により、航空輸送の安定性・効率性の向上が図られてまいりました。今後は、新石垣空港などの早期供用を図ってまいります。

港湾の整備につきましては、中城湾港等の重要港湾や前泊港、仲田港等の地方港湾の整備を推進しております。また、那覇港や石垣港、本部港等において、大型旅客船バースの整備に取り組んでいるところであります。

次に、道路整備の達成状況と今後の道路整備計画についてお答えします。

本県の道路整備については、道路延長が復帰前の4400キロメートルから7800キロメートルへと1.8倍、道路改良率が30％から67％へと2.2倍に増加しており、県民生活や経済・産業活動の向上に寄与したものと認識しております。

今後の道路整備計画については、現在、沖縄総合事務局とともに、向こう５年間の道路整備の方向性を示す中期計画の策定作業を進めており、渋滞緩和に向けた都市内道路の整備や広域ネットワークの強化、基地跡地利用への支援などを検討していく考えであります。

続きまして、地域住民の生活に直結する一般道路の整備状況についてお答えします。

沖縄県における県道・市町村道の整備状況は、平成19年４月１日現在、実延長7360キロメートルに対し、整備済み延長が4600キロメートル、整備率は63％となっており、全国の整備率55％と比較し８％高い状況となっております。しかしながら、人口当たり及び自動車台数当たりの道路延長は全国の６割程度と低い状況にあることから、今後とも、地域住民の生活に直結する道路整備を推進していく必要があると考えております。

次に、建築確認の現状と構造設計技術者の育成についてお答えします。

本県における建築確認件数は、昨年12月末時点で例年の約80％となっております。また、昨年10月に設立しました沖縄県建築設計サポートセンターにおいては、現在、県内から募集した６名の技術員を育成しており、平成23年度までに約50人の構造技術者育成を計画しております。さらに、構造技術者からの相談への対応や講習会なども開催しております。

続きまして、ピアチェック適用除外についての県の認識についてお答えします。

平成20年度の構造計算適合性判定の件数は月平均23件となっておりますが、現在、県が指定した６判定機関により円滑に適合性判定が行われていると認識しております。

ピアチェックの義務づけにつきましては、県民の生命財産を守る立場から必要なものであると考えております。

続きまして、小規模住宅のピアチェックを県で行うことについてお答えします。

県は、国土交通省からの通達を踏まえ、小規模住宅の建築確認の円滑化を図るため、国や沖縄県建築士事務所協会の協力を得て、今年の５月から２カ年程度構造計算適合性判定を行う予定であります。

続きまして、沖縄県建築設計サポートセンターへの県の支援体制についてお答えします。

沖縄県建築設計サポートセンターでは、県外から招聘した構造技術者を配置し、構造技術相談への対応や県内の構造技術者の育成を行っております。

県としましては、今後、同センターでの技術者育成により建築確認の円滑化が図られるものと考えております。今年度から平成23年度にかけて構造技術者育成支援事業を同センターへ委託するなど支援していきたいと考えております。

続きまして、事前審査制度の審査期間設定についてお答えします。

建築確認の事前審査制度においては、審査期間についての明確な定めがなく、審査に長期間を要するものが多く見られました。このため、事前審査の期間を建築基準法に定められた法定期間に準じることとし、建築関係団体との協議の上、去る２月２日から実施しております。これにより建築確認の迅速化が図られるものと考えております。

次に、国等の工事の県内企業優先発注の進展状況についてお答えします。

沖縄総合事務局と沖縄防衛局においては、一般競争入札における参加資格要件の経営事項評価点数の引き

下げや、総合評価における評価項目の見直しが行われました。その結果、沖縄総合事務局発注の工事については、ＷＴＯ関連の一般競争入札に参加できる県内業者数はゼロから69社に増加しました。実際に入札参加した業者はこれまで３社ということであります。また、沖縄防衛局発注の工事においては、ＷＴＯ関連の一般競争入札に参加できる県内業者数は１社から66社に増加したということであります。また、ＷＴＯ関連以外の入札に参加できる業者数は、309社から875社に増加しております。実際に入札参加した業者は延べ21社ということであります。

次に、沖縄都市モノレールの来年度の予算についてお答えします。

沖縄都市モノレールの来年度予算の内容としましては、都市モノレール関連街路の予備設計、まちづくり調査及び都市計画決定に向けた資料作成業務等に要する費用となっております。

次に、モノレール路線の延長についてお答えします。

沖縄都市モノレールの延長については、広域的・効果的な利用範囲の拡大、中北部地域までの公共交通基幹軸の形成、那覇都市圏の交通渋滞緩和などをねらいとして、首里駅から西原入り口に至る沖縄自動車道までの延長に向けて検討を進めているところであります。

次に、伊良部大橋に眺望用及び避難時用の駐車スペースの設置についてお答えします。

伊良部大橋の建設に当たっては、耐久性や安全性を確保し、さらに経済性の観点からコスト縮減を検討して事業を進めていることから、眺望用の駐車スペースを設置することは困難な状況であります。しかしながら、橋梁を長期にわたって適切に管理する観点から、点検及び修繕のための駐車スペースの設置は必要と考えており、中央主航路部の道路の両側に２カ所ずつ合計４カ所の設置を検討しております。

次に、離島・過疎地域の振興についての御質問の中の、今後の主な事業の計画と新年度の予算で重点的に取り組む事業についてお答えします。

離島・過疎地域においては、地域の生活と産業や観光振興を支援するため、道路、港湾、空港等の交通基盤の整備を推進しております。

平成21年度は伊良部架橋、新石垣空港、南大東港の北地区、伊是名村の仲田港等の整備を重点的に取り組んでいきたいと考えております。また、今後の主な計画としましては、新石垣空港アクセス道路、伊平屋空港、竹富町の上地港、北大東港の江崎地区等の整備を予定しております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　企画部長。

〔企画部長　上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君）　土木建築行政についての御質問で、沖縄自動車道の通行料金割引の廃止理由とその影響及び新たな割引の仕組みについて一括してお答えいたします。

沖縄自動車道の通行料金については、沖縄振興特別調整費の補てんによる約３割の割引以外にもＥＴＣ車を対象とする一定の割引が実施されており、追加経済対策によりさらに大幅な引き下げが予定されております。

県としては、これらの状況を踏まえるとともに、特別調整費のより一層の有効活用を図る観点から補てんは平成22年度末をもって廃止したいと考えております。

廃止による運輸業界や一般利用者への影響については、西日本高速道路株式会社と連携し、ＥＴＣの普及・促進を図ることによってその負担軽減に努めてまいります。

平成23年度以降の通行料金の割引については、今後、国や西日本高速道路株式会社等と協議してまいりたいと考えております。

同じく土木建築行政についての御質問で、モノレールの延伸についてお答えいたします。

県では、おおむね2030年を見据えた長期ビジョンを策定しているところであり、その中で将来の県土構造のあり方についても方向性を示していくこととしております。その際、体系的な交通ネットワークの構築を図る観点から、モノレールを含む軌道系交通システムの導入についても検討していきたいと考えております。

次に、農林水産業の振興についての御質問で、リュウキュウマツ材線虫病総合防除研究支援事業の内容についてお答えいたします。

本事業は、森林資源研究センターで実施している抵抗性リュウキュウマツの育種研究と天敵昆虫防除研究を支援することを目的としております。

具体的には、今回の沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して、種子から育てた松の苗から抵抗性のある松の苗を選抜するとともに、天敵昆虫の採取を人海戦術により作業を加速させることとしております。

次に、少子・高齢化対策についての御質問で、人口減少と自立経済についてお答えいたします。

県では、国立社会保障・人口問題研究所の基礎資料に基づき、人口はおおむね2025年をピークにその後減少していくものと推計しております。

人口減少は、経済成長に対しマイナス要因となると考えておりますが、労働生産性の向上や、労働参加拡大のための環境整備など、人口減少局面においても活力ある自立型経済を実現することは可能であり、現在作成中の21世紀ビジョンの中でその方向性を明確にしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（髙嶺善伸君）　観光商工部長。

〔観光商工部長　仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君）　観光振興に関する御質問の中で、自然環境等の観光資源の維持と新たな資源開発との整合性についてお答えします。

沖縄県の自然環境の保全・再生を図りながら持続可能な観光地づくりを進めていくことが極めて重要であることから、新たに観光資源を開発する場合には、観光資源となっている景観への配慮なども必要であると考えております。このため、観光活動が自然環境等に及ぼす影響の把握や、観光地の環境保全管理体制の構築に向けた取り組みに加え、市町村が取り組む自然環境に配慮した観光地づくりへの支援や観光客の受け入れ容量の定量化手法についての研究などを行っているところであります。

次に、世界的景気後退が沖縄観光に与える影響についてお答えします。

世界的な景気後退が沖縄観光に与える影響については、短期的には旅行の手控え等につながり、観光客数の伸びが鈍化する要因となると考えられます。しかし、過去においては景気後退期においても沖縄観光は成長を続けてきた実績があります。そのため、中長期的には魅力ある観光地づくり及び国内外への観光プロモーション等に着実に取り組むことにより、景気後退の影響を最小限にとめることができるものと考えております。

次に、環境保全型観光の形態及び検討委員会での審議状況についてお答えします。

沖縄県では、貴重な観光資源である自然環境の保全と観光振興の両立を図るため、「沖縄における環境保全型観光促進事業」を実施しております。

この事業では、モデル地域である本島北部の玉辻山と西表島の仲間川において、観光資源の保全方法、適正な利用ルール、行政、観光業者、研究機関の役割分担等を検討し、観光資源の保全管理体制を構築することとしております。

今年度開催した２回の検討委員会においては、モデル地域で試行している保全方法、利用ルールやモニタリングの内容などについて審議したところであります。

今後は、モデル地域における保全管理体制の構築とあわせて、モデル地域で得られたノウハウを整理し、他地域での保全管理体制の構築を促進してまいります。

次に、大型クルーズ船の寄港がキャンセルされた最大の要因と今後の影響についてお答えします。

新聞報道のあったクルーズ船については、中国政府による台湾渡航許可制限により台湾への寄港が認められず別のコースに変更され、結果として那覇港への寄港がキャンセルされたものです。

平成21年のクルーズ船の寄港については、平成20年並みの約100回を見込んでおります。

次に、出入国の手続の現状と受け入れ体制の整備、手続の簡素化・迅速化についてお答えします。

クルーズ船の入国審査には、指紋等の提供を受けるなど相応の時間を要することから、規模によっては、入港前のクルーズ船に入国審査官が乗船し手続をするなど迅速化に努めているとうかがっております。

沖縄県としては、外国人観光客へのポートサービス充実強化を図るため、法務省福岡入国管理局那覇支所への協力要請のほか、観光庁、法務省及び外務省へ出入国手続の簡素化及び迅速化、中国人ビザの緩和措置等について協力要請を行っているところであります。

次に、アジアにおける沖縄の認知度に関する分析と今後の展開についてお答えします。

ソウル、台北、北京、上海、香港において実施した今回の調査によれば、日本で行きたい旅行先として沖縄は、韓国では２位、中国では５位、台湾、香港については上位５位以内にはランクされておりませんでした。調査結果から、中国、台湾、香港については、東京や北海道に比べた場合、沖縄観光の魅力が十分に伝わってないのではないかと考えられます。

県としては、沖縄の魅力を効果的に発信するため、従来の誘客プロモーションに加え、新たに東アジア諸国における大手検索サイトと連携した沖縄観光の特集広告を実施することとしております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん）　それでは農林水産業の振興についての御質問で、後継者育成の取り組みと成果についてお答えいたします。

本県の農業従事者に占める65歳以上の割合は、平成17年度には54%となっており、増加傾向にあります。このため、県としては、農業大学校における実践的な農業研修教育や短期養成科の新設、新規就農相談センターでの就農相談、農業後継者育成基金事業による農業大学校生及び青年農業者等への研修支援など、若い農業後継者の育成確保対策を実施しているところであります。この結果、39歳以下の若い新規就農者数は、平成17年の50名から平成19年は88名と増加しております。また、農業大学校卒業生で農業生産法人を設立し、県内トップクラスのマンゴー、肉用牛、菊の農業経営を確立し、地域のリーダーとして多くの若い農業者が活躍しております。

同じく農林水産業の振興で、耕作放棄地の土地持ち非農家の所有割合が高い背景と対策についてにお答えいたします。

「2005年農林業センサス」によると、耕作放棄地面積に占める土地持ち非農家が所有する面積は全国で42%、沖縄県では61%と高くなっております。その背景としては、農地を相続したものの実際には農業を継いでいないこと、資産保有のため貸したがらないこと、高齢化による離農等が考えられます。

耕作放棄地の解消については、耕作放棄地対策協議会を通じて農地を再整備した上で、地権者と利用者の仲介をし、担い手への農地の利用集積や新規参入を促進してまいります。

同じく農林水産業の振興で、就農相談の状況と後継者育成についてにお答えいたします。

沖縄県新規就農相談センターにおける就農相談件数については、平成18年度134件、平成19年度82件、平成20年度は平成21年１月末現在103件となっております。

なお、農業大学校で実施した夜間講座には228名の受講者があり、農業への関心の高さがうかがわれます。

県としては、他産業経験者等多様な担い手の確保は重要と考えており、本格的に農業を目指す者については、農業大学校の短期養成科や就農サポート講座、研修受け入れ農家を紹介するとともに、農地のあっせんや就農支援資金の貸し付けなど就農に向けた支援に取り組んでいるところであります。

同じく農林水産事業の振興で、国頭村での林道計画についてにお答えいたします。

林道計画については、森林法に基づき地域森林計画で定めることになっております。国頭村を含む林道計画につきましては、地元の要望、関係機関、森林審議会等の意見を踏まえ、平成20年12月に策定した沖縄北部地域森林計画の中で定めているところであります。その内容は、平成21年から平成30年の10カ年で10路線、14.1キロメートルの整備を計画しております。

同じく環境調査の結果と今後の林道の建設方針についてにお答えいたします。

国頭村の県営林区域内において、平成18年度から５路線の林道開設事業に着手したところ、一部路線においてノグチゲラ等の貴重な野生動物が確認されたことから、工事を一時中断し、環境調査を実施しました。その結果、129種の貴重野生動植物の生息が確認されております。このことから、環境保全措置について検討するため、林道建設環境調査検討委員会の開催、関係行政機関との調整を図るとともにパブリックコメントを行いました。また、地元国頭村を含めた林業関係者と協議を行ってまいりました。このことを踏まえ、今後の林道建設の県の方針を取りまとめたところであります。

その内容としては、５路線のうち開発面積が小さく環境への負荷が少ないこと、収穫適期の人工林が多い伊江原支線、伊江１号支線の２路線について平成21年度から建設すること、２路線の工事の施工に当たっては、環境モニタリング調査や環境保全措置の実証等を行い、貴重動植物の移植・移動マニュアルを整備すること、残りの３路線については、２路線の環境保全措置の成果を踏まえ、環境保全に配慮しながら建設することとしております。

同じく農林水産業の振興についてで、ＷＴＯ農業交渉の見通しについてにお答えいたします。

ＷＴＯ農業交渉につきましては、昨年12月中の開催を目指していた閣僚会合が見送られ、現在のところ再開の見通しは立っていない状況であります。

県としましては、今後ともＷＴＯの動向や国の対応を踏まえつつ、関係団体等々と連携し適切に対応してまいります。

同じく農林水産業の振興で、国の対応に関する県の考え方についてお答えいたします。

国は、ＷＴＯ農業交渉に当たって、「各国の多様な農業の共存」を基本方針に、国内農業への影響を十分に踏まえ適切に対処することとしております。

県としても、国に対しＷＴＯ農業交渉においては、我が国の基本的立場を堅持して交渉に当たるとともに、本県の重要作物であるさとうきび、肉用牛、酪農、パイナップルなど関税に係る現行制度が維持されるよう、引き続き強く要請していく考えであります。

次に、離島・過疎地域の振興についての中で、離島

における農業の振興と担い手の育成についてお答えいたします。

離島地域における農業の振興については、地域特性を生かしてさとうきび、肉用牛、葉たばこに加え収益性や付加価値の高いマンゴー、ゴーヤーなどの生産振興を行っているところであります。また、離島地域の農業後継者を育成するため、農業青年クラブ員を対象に、農業経営・技術の研修会を通しての資質向上や、相互の技術交流会の開催などへの支援を行い、若者が定着する環境づくりに努めております。

次に、食料自給率の向上についての御質問で、国の食料自給率の回復要因と本県の状況についてにお答えいたします。

我が国の食料自給率は、平成18年度の39%から平成19年度の概算値で40%に回復しております。その要因としては、北海道や九州で小麦が豊作だったことや、１人当たりの米の消費量がふえたことなどによるものであります。また、本県の食料自給率はさとうきびの生産がふえたことにより、平成18年度の概算値で32%となっており、前年度より２ポイント増加しております。

同じく食料自給率で、耕作放棄地の再生利用に係る国の施策についてお答えいたします。

国においては、平成20年度に「耕作放棄地再生利用推進事業」により、耕作放棄地の再生利用に向けた体制整備等の支援を行っております。また、平成21年度からは「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」を創設し、障害物除去、土壌改良、営農定着等、再生利用活動の支援、農道・排水路等の補完整備、耕作放棄地対策協議会の活動支援等を行うこととしております。

同じく食料自給率の御質問で、国や県の後継者対策についてにお答えいたします。

農業後継者の育成確保については、農業の振興を図る上で重要な課題であります。このため、県としては、農業大学校における実践的な研修教育を実施し、後継者の育成に取り組んでおります。また、他産業経験者等の多様な就農希望者に対しては、新規就農相談センターでの就農相談、就農サポート事業による農業大学校での基礎講座や農家での実践研修、農業後継者育成基金事業による研修支援や就農支援資金の貸し付けなどの対策を実施しております。

国においては、全国新規就農相談センターによる就農情報の提供、農業体験や農業生産法人等における実践研修などを推進しています。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　米軍基地問題のうち、渉外知事会と連携した取り組みについてお答えします。

日米地位協定の抜本的な見直しは、沖縄県の重要な課題であるだけではなく、米軍基地を抱える他の都道府県においても大きな課題であることから、渉外知事会と連携して取り組むことは重要なことであると考えております。

次に、米国とイラクとの協定についてお答えします。

米国とイラクとの協定については、米軍のイラクからの撤収時期及び暫定駐留とその活動に関する合意であると承知しております。同協定には環境保全に関する条項が盛り込まれるなど、日米地位協定との違いが見られますが、県としては、今後、日米地位協定の見直しに向けた取り組みの中で研究していきたいと考えております。

次に、鳥島射爆撃場等の返還についてお答えします。

昨年11月、知事は、久米島町長及び県漁連会長等とともに日米両政府に対し、ホテル・ホテル訓練区域の一部解除、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について要請を行いました。

これに対し、外務大臣及び防衛大臣は、現時点で返還を求めるということは難しいとの認識を示しましたが、外務大臣からは、私なりによく勉強をしてみたい、防衛大臣からは、今後、外務省とも一緒に努力していきたいとの発言がありました。

県としては、訓練水域の存在や実弾による射爆撃等が漁業の振興や県土の保全等に著しい影響を及ぼすことがあってはならないと考えており、去る１月の訪米では米国政府に対し要請を行い、２月１日には、来県した外務大臣に対して再度要請を行ったところであります。

当該空域・水域の一部解除や返還について、引き続き日米両政府に対し求めていきたいと考えております。

次に、ホテル・ホテル訓練区域の一部解除についてお答えします。

昨年11月の要請の際、在日米軍司令部からは、当該訓練区域は必要であること、時間を調整し漁業関係者が活用できるような検討をしたい旨の発言がありました。

県としては、県民の生活と安全を確保するとともに、漁業の振興や県土の保全を図る観点から、久米島

町や県漁連等の意向も踏まえ当該訓練区域などの返還を求めたものであります。

今後とも引き続き粘り強く返還を求めていきたいと考えております。

次に、嘉手納飛行場における騒音規制措置についてお答えします。

県としては、外来機、常駐機の別にかかわらず、米軍の訓練等により県民に被害や不安を与えることがあってはならず、訓練の安全管理等には万全を期し、県民の生命、生活及び財産に配慮すべきであると考えております。

県としては、これまで渉外知事会及び軍転協等を通じて騒音の軽減及び騒音対策の強化を日米両政府に要請しているところであり、今後とも関係機関等と連携を図りながら、米軍を初め日米両政府に対して、航空機騒音規制措置の厳格な運用について粘り強く働きかけていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（髙嶺善伸君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　知念　清君登壇〕

○病院事業局長（知念　清君）　離島・過疎地域の振興についての御質問の中の、離島の医師及び看護師の確保についてお答えします。

２月１日現在の宮古病院の医師の配置数は38人、八重山病院は45人となっており、宮古病院は脳神経外科等で４人、八重山病院では耳鼻咽喉科１人の欠員となっております。

また、看護師については、宮古病院では３人、八重山病院で４人の欠員となっております。

医師、看護師の確保については、あらゆる手段を活用して取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（髙嶺善伸君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　少子・高齢化対策についての御質問の中の、沖縄県の出生数、自然増加数の状況についてにお答えいたします。

平成21年１月に厚生労働省が公表しました「平成20年人口動態統計の年間推計」は、全国を対象として算出したものであり、都道府県ごとの推計値は出されておりません。人口動態調査は平成19年までが確定値として全国及び各都道府県分が公表されております。

この確定値によれば、沖縄県の出生数は18年が１万6483人、19年は１万6588人で微増となっております。出生数から死亡数を減じた自然増加数につきましては、18年は7362人、19年は7189人となっております。

続きまして、出生数の向上を図る対策についてにお答えいたします。

「おきなわ子ども・子育て応援プラン」では、出生数低下の要因として、結婚観の変化に伴う晩婚化・未婚化の進行、子育てに伴う経済的な負担感の増大や、子育てそのものの負担感が大きいことなどを挙げております。これらのことから、出生率向上のためには、安心して子供を産み育てることができる環境を整備することが重要であると考えており、地域子育て支援センターの設置など地域における子育て支援や、出産・育児に係る経済的支援の充実などに努めているところであります。

また、子育てと仕事が両立できるようにするため、保育サービスの充実やファミリー・サポート・センターの設置促進などにも努めております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　池間　淳君。

〔池間　淳君登壇〕

○池間　　淳君　知事、どうもありがとうございます。

ぜひ前向きにいろんな面で進めていただきたいというふうに思っております。

最低制限価格についてでありますが、検討委員会を設置してそこで議論をしていくというふうなことは前進だと思っております。ぜひこれを前進させて、公契連のことを注視していきたいというふうなことも話しておったのですが、これは注視しなくてもいいんです。既に名護はその域を超えてやっていますから。ぜひ沖縄独特の政策で、この建設業が一番苦しんでいるわけですから、この苦しみを分かち合うためにも、ぜひ県でもしっかりした政策を出していただきたいというふうに要望して終わります。

○議長（髙嶺善伸君）　20分間休憩いたします。

午後２時50分休憩

午後３時13分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

新垣哲司君。

〔新垣哲司君登壇〕

○新垣　哲司君　皆さん、こんにちは。

昨今は、景気や対策や、あるいはまた非常に財源が厳しくなっております。知事を初め執行部の皆さんには非常に厳しい時局ではございますが、踏ん張って頑張っていることに対して敬意を表する次第でございます。

私たち自由民主党も最近は支持率が上がることを忘

れて下がる一方でございますが、しかし耐えてしっかり頑張るとこういうことが今大事ではないかとこういうふうに思っておるところでございます。

仲井眞知事と一緒になって県勢発展のために頑張ることをお誓い申し上げまして、時間も十分たっぷりありますので、自民党を代表して代表質問をさせていただきます。

１番目に、不発弾処理問題についてであります。

去る１月14日午前、糸満市小波蔵「老人ホーム沖縄偕生園」裏歩道の水道工事中に不発弾爆発事故が起き、重機オペレーターの男性が重傷を負うという痛ましい事故が発生しました。爆発現場に近い老人ホームは、窓ガラスが100枚以上割れる被害が出るほど、また、男性入所者にけが人も出るほど爆発の破壊力の大きさを物語っており、戦後63年が経過した現在でも不発弾が県民生活を脅かしている状況を示しております。

本県においては、不発弾処理は日常的に行われ、平成19年度実績で全国の約61％を本県が占めていることからも事故の危険性は常にあり、現にこれまで幾度となく爆発事故は起きており、過去には４人が死亡するという事故も起きております。

今回の事故では、事前に磁気探査を行っていなかったようであります。本来、磁気探査は、公共事業、民間工事に関係なくすべてで実施されるべきでありますが、不発弾処理は戦後処理そのものであり国の責任であります。

住民を危険にさらす不発弾処理は、国の責任で行うべきであり、磁気探査を含め民間工事で見つかった不発弾についても全額国庫負担で処理すべきものであると考えるものであります。政府は、本県の求めに応じて不発弾による被害の救済を迅速に図るとして、沖縄特別振興対策調整費から10億円の拠出をし、基金を創設することを決定をしております。これを受け、県においては条例の制定を行うことになります。

被害者の救済を図ることは迅速に行われる必要があり、基金の制定は一定の評価はできますが、これで本県における不発弾処理問題が解決するわけではありません。本県が求めているのは、国の責任のもと、戦後処理として磁気探査の徹底を含めた新たな法制度の整備であります。県には、今後とも本県の求める方法での解決を国に対し強い姿勢で臨むようお願いをいたします。

ベトナムやカンボジアなどの爆弾処理には国のＯＤＡ・政府関係援助金を使い、外事には甘く、内事には厳しい予算措置をし、なぜ沖縄に目を向けなかったか、憤りを感じるものでございます。

今回の事故で被害に遭われた方には心からお見舞いを申し上げ、このような事故が二度と起こらないことを誓い、次の質問をいたします。

⑴、本県において、これまで起きた不発弾爆発事故と被害者への補償は適正に行われたか伺いたい。

⑵、不発弾爆発事故が発生した場合、国への事故内容等の通報や報告はどのようになされたか。

⑶、政府は今回の不発弾爆発事故を受けて、被害救済のため基金を創設することを決定したが、その内容と実施主体、法的性格を伺いたい。

⑷、基金の財源は沖縄特別振興対策調整費と言われているが、沖縄振興に要する施策・課題は山積しており、不発弾対策基金の財源は別に求めるべきではないか。

⑸、被害救済については、今回の基金とは別に被害補償金として国において法整備を含めた制度の創設が必要と考えるが、県の考え方を伺いたい。

⑹、不発弾処理は国の責任において処理すべきであり、基金とは別問題である。本県における不発弾処理の現状から、国の責任において新たな法整備を行うよう、県は不退転の決意で国に対し求めていくべきと考えるが、県の考え方を伺いたい。

⑺、国の責任において、公共事業や民間工事に関係なく磁気探査の徹底を図ること及び経費の全額国庫負担について法制度の整備が必要と考えるが、県の見解を伺いたい。

２番、那覇空港滑走路の拡張整備について伺いたい。

那覇空港は、沖縄の空の玄関口として沖縄を訪れる観光客や県民の生活物資の輸送、農水産物の出荷等、国内外の各地と結ぶ拠点空港であります。

那覇空港は、本県経済の発展、観光客の増加などに伴い、空港施設利用が大幅に伸びており、国内・国際線を合わせた年間旅客数は2007年度には約1490万人を突破し、2008年には1514万人に達しております。現在の施設のままでは、2010年から2015年ごろには夏場を中心に、航空旅客需要の増加に対応できないおそれが出ております。しかも、2030年には1730万人から2120万人に達すると予想されております。

また、那覇空港における民間航空機の離着陸回数を見てみますと、2007年で年間10万3000回であったのが、2030年には約11万6000回から13万回になると予測をされております。

このように、那覇空港は滑走路１本の空港としては離着陸回数は国内３位の空港となっていますが、現在

の旅客ターミナルは1999年に1300万人対応でつくられたものであり、既に飽和状態に達しております。

現在国においては、那覇空港の滑走路拡張に向けた検討が進められ、沖合への滑走路位置の選定段階に入っており、1300メートル以上案と850メートル案について、住民意見を集約するＰＩ調査が進められております。県を初め地元は1300メートル以上案での建設を求めており、国においては地元の意向を尊重する姿勢が必要であると考えます。

また、那覇空港においては、国際貨物物流についての拠点形成の計画も進められており、計画が進めば沖縄から航空路線網をアジアに広げることになり、県経済の自立にも大きく貢献するものと考えます。

そこで伺います。

⑴、滑走路位置について、県、地元、経済界等県内は一致して1310メートル以上案での建設を求めているが、国の反応はどうか。

⑵、滑走路拡張については、海外観光客の誘致を進める上で、将来、アジア諸国空港との競争の到来や観光客1000万人誘致を図る観点から、那覇空港のあり方を検討すべきと考えるがどうか。

⑶、滑走路絞り込みに向けたＰＩ調査が行われているが、調査の結果は滑走路位置決定にどのように反映されるか。

⑷、那覇空港の国際物流拠点形成に向けた県の基本的構想と具体的支援事業について伺います。

大きい３、雇用失業問題の改善についてであります。

本県の雇用失業問題は、県内産業の基盤整備や企業誘致策の効果もあらわれ、情報通信関連産業を中心に立地が続き、これらの企業からの求人数もふえる傾向にありますが、依然として全国平均に比べると、２倍以上の高失業率が続いているのが現状であります。特に、本県の失業構造で問題とされるのが30歳未満の若い層の失業率の高さであります。

それにしても、若い層の失業率が高い背景には何があるのでしょうか。

県内で就職を希望する若者が多く、現実は企業が求める人材と県内の若者が希望する職種や仕事の内容が一致しないといういわゆる雇用のミスマッチもその要因の一つであると言われております。

さらに、国立沖縄工業高等専門学校を今年卒業する第１期生の75%が県外の企業に就職をすることになっているようであり、専門技術を持つ優秀な人材が県外に流出するのは、本県にとっても大きな損失であります。

その上、昨今の景気後退の状況から、非正規労働者の雇用契約打ち切りや雇用どめなど、本県出身者にも影響が出るなど県内企業も求人に対し慎重な姿勢になっているようであり、今後の雇用環境が心配されます。

このような事態が長引けば、知事が掲げる失業率全国平均化に向けた取り組みにも影響することから、国・県、企業が一体となった長期継続的な対策が必要であると考えます。

そこで伺います。

⑴、県内完全失業率は全国平均の２倍で、特に30歳未満の失業率が高くなっているが、その要因と県の失業改善対策はどのようになっているか。

⑵、本県の高失業率の改善は、若年者の定着率の向上や雇用のミスマッチの解消など解決すべき課題も多い。県、教育現場、企業等のきめ細かい連携と対応が必要であるが、現状とその取り組みについて伺いたい。

⑶、国立沖縄工業高等専門学校最初の卒業生の多くが県外企業へ就職するようであるが、県内で受け入れる体制になかったのか。また、今後県は専門技術を持った人材の流出防止対策をどのように構築していくか。

⑷、県外企業での解雇や雇いどめ等により失業した県出身者の数と、県が実施した対応策について伺いたい。

⑸、本県における緊急雇用対策の実施状況と、非正規労働者等に対する県や市町村の支援について伺いたい。

大きい４、行財政改革について。

本県は、本土から遠隔地にある離島県であり、全国の米軍専用施設の75%が集中しているという特殊事情も相まって、経済の活性化を図る上で厳しい状況にあります。しかも、本県は地方交付税等国の財政支援に大きく依存した財政構造となっており、このことは必然的に乏しい自主財源という結果となってあらわれ、さらにその解消を国の振興策に求めざるを得ないのが本県の置かれた現状であります。

しかしながら、復帰して36年が経過している現在、いつまでも国頼みの経済状況を続けるわけにはいかないと思います。

県においても、県経済の活性化を図り、民間活力を生かした経済の自立を目指しておりますが、そのためには県財政の健全化を図ることは重要であり、行財政改革を積極的に推進し、行政のスリム化、民間活力の活用を推進するなど、取り組みを強化することが必要

不可欠であります。

県の財政の健全化は、本県経済の方向を決定するものであり、さらには市町村財政改革にもつながるものであります。県が進める「沖縄県行財政改革プラン」に基づく改革の着実な実施と、中長期的観点での財政の健全化を図ることが急務であると考えるのであります。

そこで伺います。

⑴、「沖縄県行財政改革プラン」の期間は平成21年度までであるが、改革目標の達成状況と今後の計画について伺いたい。

⑵、県組織の改編について、平成21年度の計画と中長期的目標について伺いたい。

⑶、定員管理についての県の基本方針と達成状況について伺いたい。

⑷、市町村の行財政改革の取り組みに対する県の指導はどのように行われているのか。特に小規模町村に対する指導のあり方について伺いたい。

次に５番目、県警関係についてお尋ねをいたします。

⑴、飲酒運転防止対策について。

本県は、我が国唯一の亜熱帯性気候にあることから、他県に比べ夜が長く昼が短いという夜型社会と言われ、大人はもとより未成年者も遅くまで町に出ている状況が多く見られます。このことは多くの場合、飲酒に結びつきやすく、飲酒運転検挙率が全国一高いという結果となってあらわれており、特に、昨今は公務員による飲酒運転に対する県民の厳しい目が向けられるようになっており、県や市町村においては、職員に対する徹底した指導や厳しい処分を科すなど、一層の綱紀の粛正を図っているようであります。

さらに本県においては、飲酒により補導された未成年者が人口1000人当たり、全国平均の約10倍に達するという不名誉な数字となっているようであります。教育上、深刻な問題であります。

体も心も未発達の段階にあるこれら未成年者は、飲酒が原因で思わぬ事件に巻き込まれたりするおそれがあり、事前の防止対策が必要であります。

県警、行政、学校、民間団体等が一体となって問題を共有し、協力体制の構築を図り、連携した取り組みが推進されることを願うものであります。

そこで伺います。

ア、飲酒運転で摘発された件数の過去３年間の推移と、本県における飲酒運転の特徴について伺いたい。

イ、県警は、飲酒運転対策の専門官を設置するなど飲酒運転撲滅に向け取り組みを強化しているが、摘発だけではなく、県や市町村や民間団体等と連携した県民的取り組みが重要であると考える。現状を伺いたい。

ウ、本県における飲酒で補導された未成年者は、人口1000人当たり全国一で、全国平均の約10倍と言われるが、実態と特徴を伺いたい。

エ、飲酒運転により摘発された件数に占める未成年者の割合はどうなっているかお尋ねをします。

⑵、沖縄警察署庁舎建てかえについてであります。

沖縄警察署庁舎については、道路拡張工事の影響などで現庁舎敷地が狭くなることから、移転建てかえを含めた対策が求められております。県警は移転の方向で進めているようですが、警察署の移転はほかの官庁施設とは違い、周辺地域の治安維持や地域住民の生活の安全面などにも影響することから、慎重な検討が必要と考えます。

警察署が移転となりますと、現在の周辺地域の住民にとって移転後の治安など安全面で不安が出るのは当然であり、当局の十分なる説明が必要であると考えます。一方で、現在の場所に固執することにより、警察活動が狭隘な場所で制限を受けることも避けなければなりません。県警の周辺地域への丁寧な説明と配慮が必要であります。

ア、沖縄警察署庁舎の建てかえについて、その必要性と進捗状況を伺います。

イ、庁舎が移転されることにより周辺地域の治安維持に影響は出ないか。

６、本県におけるカジノ・エンターテインメント導入について。

県や民間機関においてあらゆる角度から検討・調査が進められております。カジノを含む沖縄型統合リゾートの導入を検討している那覇商工会議所においては、去る１月の検討委員会でリゾートモデルとして３案が提示され具体的な検討が行われたようであります。

そんな中、台湾でカジノ開設が認められ、法案が成立したとの新聞報道があり、本県に近接した場所にこのようなカジノができるということは、本県の今後の観光にとっても脅威となるものではないでしょうか。一方で、世界的な不況が深刻さを増している中で、海外のカジノにも影響を及ぼしており、観光客減や失業者が増加しているとの報道もあります。

このように、カジノについては賛否さまざまな意見が交錯しておりますが、観光を主産業とする本県にとってカジノ問題の検討・調査は必要であります。

⑴、県の検討委員会はこれまで３回開催されたよう

であるが、その間の議論の内容と方向性について伺いたい。

⑵、那覇商工会議所が設置する沖縄型統合リゾート検討委員会において、３案を提示し検討が進められているようだが、これについての県の考え方を伺いたい。

⑶、報道によると、台湾においてカジノ開設に係る法案が成立したようですが、今後、本県観光にどのような影響が考えられるのか県の認識を伺いたい。

７、尖閣諸島についてであります。

尖閣諸島の日本領海内において、中国の艦船や台湾の漁船等の領海侵入が後を絶たず、中国海軍の原子力潜水艦が先島諸島海域の我が国の領海内に侵入する事件や、不法に侵入した台湾の遊漁船と海上保安庁本部所属の巡視船が衝突し、遊漁船が沈没する事件も発生しております。

尖閣諸島は、国内法及び国際法上、我が国の固有の領土であることは明白であるにもかかわらず、このような領海侵入がこれまで幾度となく起きております。

この問題に対する日本政府は、魚釣島の灯台を国の管理に置き、ようやく国として明確な姿勢を示したとはいえ、これまで一貫性を欠いたものであったことは否めません。今後の日中間のあり方を考えれば、領有権を有する日本としての明確な姿勢を示すことが必要であります。

また、尖閣諸島を有する沖縄県の対応も重要であり、知事が公式に尖閣諸島を視察することは、領有権問題に対する明確なメッセージを内外に与えることになると思うのでありますが、ちなみに、私も個人的なことではございますが、２回ほど漁船で尖閣列島に行ってまいりました。当然のことだと思います。これからも固有の領土であるこの尖閣は、知事と一緒になって行動をしていきたい、こういう思いでいっぱいでございます。

そこで伺います。

⑴、尖閣諸島は我が国の領土であり、同諸島を有する沖縄県の知事として視察をし、県として状況調査を継続することが実効支配につながると考えるがどうか。

⑵、尖閣諸島周辺海域の本県漁船の安全確保について、県の対策と国の連携はどのようになっているのか伺います。

８、北朝鮮問題についてであります。

現在、我が国にとって最も難しい判断を迫られているのは北朝鮮問題であります。

北朝鮮問題という場合、北朝鮮による日本人の拉致問題が一番に出てくるのでありますが、我が国の国民の安全が脅かされ、国の安全保障に直結する大きな問題として北朝鮮のミサイル、核問題があります。核問題を話し合う６カ国協議についても、北朝鮮とアメリカとの２国間協議が暗礁に乗り上げ、北朝鮮の核問題がどのように決着を見るのか不透明感が増してきております。しかも、北朝鮮は過去にも国際的条約をほごにしたこともあり、外交の駆け引きの展開によっては今後東アジアに緊迫した情勢をもたらすおそれも指摘されております。

我が国が求める拉致問題の解決には、国民の関心も高くなっており、国際的に注目を集めておりますが、北朝鮮の拒否反応は強く、６カ国協議の主要議題になるような状況になく、今のところ北朝鮮の譲歩に期待するのは難しい状況と思われます。

オバマ新大統領政権が今後北朝鮮問題にどう対処するか、成り行きが注目されておりますが、我が国にとっても北朝鮮との交渉は慎重かつ粘り強い対応が求められております。今後、日・米・韓３カ国が連携して北朝鮮に対する圧力を強めていくことが重要であると思われます。

そこで伺います。

⑴、６カ国協議も事実上決裂し、米・朝の２国間協議も進展していない。オバマ政権のもとで仕切り直しとなったが、知事は新たな協議はどうあるべきと考えるか。

⑵、拉致問題を解決するためには、６カ国協議の基本的なあり方の検討と日・朝の２国間協議を優先すべきと指摘をする向きもあるがどうか。

⑶、北朝鮮による拉致問題に取り組む特定失踪者問題調査会は、本県出身者を新たな拉致の疑いが否定できない不明者としてリストに追加したということだが、事実関係を伺いたい。

次の質問は、次にいたします。

○議長（高嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　新垣哲司議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第１に、不発弾処理に関連する御質問で、被害者救済のための基金の内容、実施主体などに関する御質問にお答えいたします。

お答えする前にお許しを得て、この事故により被害を受けられました古波蔵さん、そして老人ホーム沖縄偕生園を初めとする関係者の方々に対しまして改めてお見舞いを申し上げる次第でございます。

また、県議会におかれましては、被災者の早期救済

のために国への要請など迅速な対応を賜り改めて感謝申し上げる次第でございます。

県では、国の基金創設の意向を受けまして、基金の受け皿となります「沖縄県不発弾等対策安全基金条例」の制定に取り組んでいるところであります。近々議案として追加提案する予定となっております。

当該条例の内容といたしましては、第１に、爆発事故の被災者や被害施設の復旧を支援するための費用と、第２に、爆発事故の未然防止に関する事業の費用の財源に充てるための基金を造成をし、県が管理運営するための規定を整備することといたしております。

基金財源には、沖縄振興特別措置法に基づきます沖縄振興計画に盛り込まれました諸施策の実施のために計上されている沖縄特別振興対策調整費を充てる方向で進めております。近々議案として追加提案する予定となっております。

次に、那覇空港滑走路に係る御質問の中で、滑走路拡張と那覇空港のあり方についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県は、那覇空港を島嶼県沖縄の振興・発展を担う重要な基盤であると認識をしております。滑走路拡張に当たりましては、沖縄の将来像を見据えた検討が必要であると考えております。

県は、このことにつきまして那覇空港構想・施設計画検討協議会等におきまして強く主張し、国に対し要望をいたしているところでございます。

次に、雇用失業問題の改善に係る御質問の中で、高失業率改善のための連携の現状と今後の取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、完全失業率の全国平均化に向けまして国・県、産業界、そして教育機関などの60団体が相互に連携をして「みんなでグッジョブ運動」を展開しているところでございます。

当該運動では、雇用の創出、定着支援、ミスマッチの解消、キャリア教育の推進などを施策の基本方向として掲げ、雇用効果の高い事業等に取り組んでいるところでございます。

具体的には、ミスマッチフォーラムの開催やマッチング支援事業の実施などのほか、キャリア教育としてのインターンシップの実施などに産官学で連携をして取り組んでいるところでございます。

今後とも産業界や教育機関等と連携を強め、全国平均化に向けまして全力で取り組んでまいる所存でございます。

次に、行財政改革に係る御質問の中で、行革プランの達成状況と今後の計画についてという御質問にお答えいたします。

現行の行財政改革プランは、平成18年度から取り組んでおります。平成19年度におきましては、全体42の推進項目のうち前年度までに実施をしました２項目を除いた40の推進項目中32項目につきまして、おおむね計画どおり進捗をしているところです。また、これらの行財政改革に取り組んだことによりまして財政効果は、当初48億7900万円の効果を見込んでおりましたが、最終的には87億300万円となっております。

なお、現行のプランは平成21年度で終了することとなっております。次年度は新組織を設置し、新たな行財政改革プランを策定することといたしております。基本的な考え方や施策等につきましては、可能な限り前倒しをして実施していきたいと考えているところでございます。

カジノ・エンターテインメント導入に係る御質問の中で、カジノ・エンターテイメント検討委員会の議論の内容と今後の方向についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今年度のカジノ・エンターテイメント検討委員会におきましては、沖縄型カジノ・エンターテインメントのモデル及びコンセプト（案）、そして懸念される事項に対する対応策などにつきまして議論が行われております。

沖縄型カジノ・エンターテインメントのモデル及びコンセプトにつきましては、沖縄の海を生かしました海浜リゾート空間を形成するという方向性でまとまりました。また、入場規制の問題につきましては、県民の理解を得るためにも県民の入場規制を行った方がよいとの意見が多数を占めております。

今後、沖縄県としましては、県民へのカジノ・エンターテインメントにつきまして正確な情報の提供に努めますとともに、我が国にカジノ・エンターテインメントを導入するに当たりましては、法律の制定が前提となりますことから、その制定に向けて関係機関とも連携をしながら取り組んでいきたいと考えているところでございます。

尖閣諸島に係る御質問の中で、尖閣諸島の視察や状況調査についての御質問にお答えいたします。

尖閣諸島は、歴史的にも国際法上も日本固有の領土であり、沖縄県石垣市の行政区域として我が国が実効支配をしているところであります。したがいまして、状況調査等につきましては、今のところ考えておりません。

沖縄県知事としましては、沖縄県の行政区域の状況を把握する必要があります。できるだけ日程の調整を

行いまして視察を行いたいと考えているところでございます。

次に、北朝鮮に係る御質問の中で、６カ国協議などに係る新たな協議及び拉致問題についての御質問にお答えいたします。この御質問は、８の⑴と⑵が関連いたしておりますので、お許しを得て一括してお答えさせていただきます。

拉致問題の早期解決に向けまして国の外交交渉を後押しするため、昨年11月に「北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会」が設立され、沖縄県も参加をいたしております。同会では国へ要望書を提出いたしますとともに、アメリカ・オバマ大統領及び北朝鮮あて書簡を送付いたしております。

６カ国協議等に係る新たな協議及び拉致問題につきましては国において取り組んでいるところであり、一刻も早く全面解決が図られるよう望んでいるところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　不発弾処理問題のうち、県内の不発弾爆発事故と被害者への補償についてお答えします。

県が把握している県内の不発弾爆発による人身事故は、復帰からこれまでに16件発生し、計62人が死傷しております。このうち、昭和49年の小禄の事故では死者４人、負傷者34人の合計38人が被害を受けております。

これまで県内の不発弾爆発事故に対する補償の事例はありませんが、小禄の爆発事故に対し国・県及び那覇市から総額約１億6000万円の見舞金が支払われております。

次に、不発弾爆発事故の国への報告についてお答えします。

国が定めた「火災・災害等即報要領」では、即報基準に基づき発生日時、発生場所、事故等の概要、負傷者数などを報告することとなっております。

今回の場合は、同即報基準により１月14日午前10時９分から随時、国にファクシミリで報告しております。

次に、基金の財源についてお答えします。

沖縄特別振興対策調整費は、当時の小渕総理の指示により沖縄の振興策の効果的な展開が可能となるように平成11年度から計上され、現在は沖縄振興計画に盛り込まれた諸施策の効果的な実施のために活用されることになっております。

今回の沖縄県不発弾等対策安全基金の財源につきましては、厳しい財政状況下において被災者の早期救済を図る必要があるため、機動的に活用できる沖縄特別振興対策調整費を充てることになったものであります。

次に、補償制度の創設、不発弾処理及び探査経費等に係る法整備についての御質問に一括してお答えいたします。

昨年８月の知事の関係大臣に対する要請により、不発弾処理費用につきましては平成21年度国庫予算案に計上されるなど一定の成果が上がっております。また、ことし１月には糸満市での爆発事故の発生を受けて、知事が総理大臣や官房長官などの関係大臣に、１、今回の事故に対する速やかな補償及び補償制度の創設、２、公共及び民間が行うすべての磁気探査の全額国庫負担と制度の確立、３、不発弾処理の国による直接実施などを要望しております。これらの要請は、不発弾処理は戦後処理の一環として国が責任を持って取り組むべきという県の考えに基づいて行っております。

今回、国の速やかな対応により基金の創設が決定され、被災者支援の取り組みが開始されたことは一歩前進と考えております。

被害補償並びに不発弾処理及び探査に係る新たな制度のあり方等につきましては、引き続き市町村等の関係機関と連携を図りながら国に要請してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　企画部長。

〔企画部長　上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君）　那覇空港滑走路の拡張整備についての御質問で、1310メートル以上案に対する国の反応についてにお答えいたします。

国は、現在、構想段階の検討を行っているところであり、増設滑走路の位置に関し明確な考えを示しておりませんが、今年度中に開催予定の那覇空港技術検討委員会や那覇空港構想・施設計画検討協議会の審議を経て案が選定されることになります。

同じく那覇空港滑走路の拡張整備についての御質問で、滑走路位置決定におけるＰＩ結果の反映についてお答えいたします。

２月６日まで実施しました構想段階ＰＩで、約１万5000通のアンケートが寄せられ、現在、国においてその取りまとめを行っております。

ＰＩの結果は県民等の意見を示すものであり、技術

的な検討結果とともに滑走路の位置決定に当たり重要な判断材料となります。

同じく那覇空港関連で、国際物流拠点形成に向けた取り組みについてお答えをいたします。

国際物流関連産業の戦略的な展開につきましては、沖縄振興計画に重要な施策として位置づけられております。

また、平成19年７月に策定した県の「「アジア・ゲートウェイ」の拠点形成に向けた取組方針」におきましても、国際物流関連産業の集積促進等に取り組むとしております。

県では、そのための中核施設として那覇空港を位置づけ、現在さまざまな施策を推進しております。

具体的には、新貨物ターミナル管理運営主体への融資や出資、物流従事者の雇用及び研修に対する助成金の活用、ＣＩＱの24時間体制の要請等を通じて国際航空物流事業者の支援に取り組んでおります。また、国際貨物便を活用した新たなビジネスモデルの調査についても検討を進めているところであります。

次に、行財政改革についての御質問で、市町村の行財政改革に対する県の指導についてにお答えいたします。

現在、各市町村においては、集中改革プランに基づき定数の見直しや給与の適正化等の行政改革に取り組んでおります。

県におきましては、集中改革プランに掲げた数値目標等の着実な達成に向け、各種説明会やヒアリングなどあらゆる機会を通じて国の動きや先進自治体の事例を紹介するなど助言を行っているところであります。

特に、離島を含めた小規模町村については財政状況が厳しいことから、高金利の地方債の繰り上げ償還、市町村振興資金の活用等を助言することによってその財政状況の改善を促しているところであります。

以上であります。

○議長（髙嶺善伸君）　観光商工部長。

〔観光商工部長　仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君）　雇用失業問題の改善に関する御質問の中で、若年者の失業率が高い要因とその改善策についてお答えします。

若年者の失業率が高い要因としては、県内に雇用の場が少ないことや、働くことに対する意識の低さ、労働条件のミスマッチなどが挙げられます。

県としては、雇用の拡大を図るために観光・リゾート産業、情報通信関連産業など本県の特性を生かした産業の振興及び企業誘致に向けて施策の拡充強化を図っております。

また、沖縄県キャリアセンターを中心に、若年者への職業観の形成から就職までを一貫して支援するための取り組みを行っております。

さらに、職業能力開発校において、多様化する企業ニーズに応じた職業訓練を実施しているところであります。

次に、国立高専卒業生の県外流出についてお答えします。

国立高専の第１期生147名が３月に卒業する予定となっており、そのうち就職希望者は74名で、その全員の就職が内定しております。

県内外別の内定状況は、県内は47社からの求人に対し21名が内定し、県外は356社からの求人に対し53名の内定となっております。

県としましては、合同企業説明会などで国立高専の学生と県内企業のマッチングを図るとともに、高い専門性を持った若年者にとって魅力ある雇用の場の創出・拡大に向けて引き続き努力し、優秀な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、県外で失業した県出身者数と県が実施した対応策についてお答えします。

厚生労働省の全国調査によりますと、ことし３月までに約12万5000人の非正規労働者が期間満了などによる雇用調整を受けることが見込まれておりますが、出身県別での調査は行っていないとのことであり、県出身者数の把握は困難であります。

全国的な景気後退のもと、県外で働く県出身者の雇用悪化を懸念し、知事を先頭に県外製造業などに対し雇用の確保に努めるよう要請を行ったところであります。また、県出身者の雇用・生活に関する必要な支援を行うため、県外事務所に「緊急労働相談窓口」を設置しております。

住宅対策としては、県営住宅への優先入居を実施しており、２月13日現在18戸に入居しております。

再就職支援としては、離職者が再就職するまでのつなぎとして、県で約150人を賃金職員として臨時雇用することとしております。

次に、緊急雇用対策の実施状況と非正規労働者等に対する県や市町村の支援についてお答えします。

県では、景気の急激な減速に伴う雇用情勢の悪化に対応するため、２月７日に「緊急雇用対策合同企業説明会」を開催したところであります。また、県及び４市で緊急特別相談窓口を設置、並びに県で約150人、県内20市町村で約470人の臨時雇用を実施しております。

さらに、雇いどめ等による失業者の再就職を支援す

る緊急ジョブトレーニング事業を実施するほか、雇用再生特別事業基金及び緊急雇用創出事業臨時特例基金を造成し、県や市町村において雇用創出に効果的な事業を実施し、雇用失業情勢の改善を図ってまいります。

次に、カジノ・エンターテインメント導入に関する御質問の中で、那覇商工会議所の検討委員会における３案についての県の考え方についてお答えします。

那覇商工会議所の検討委員会における沖縄型統合リゾートモデルのイメージ３案は、沖縄の自然環境や地域特性、独特の歴史・伝統文化を取り入れたものであると考えております。

沖縄県としては、カジノ・エンターテインメントについてさまざまな立場からいろいろな考え方が示され、県民の間でカジノ・エンターテインメントについての議論が喚起されることについては意義のあることと考えております。

次に、台湾のカジノと沖縄観光への影響についてお答えします。

台湾においてカジノ開設を認める法案が立法院で成立したということは、マスコミ報道で承知しております。

台湾におけるカジノの概要が明確でない現段階で沖縄観光への影響を予測することは難しい面があると考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　総務部長。

〔総務部長　宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君）　行財政改革についての御質問に関連しまして、組織の見直しについてお答えをいたします。

沖縄県行財政改革プランにおける平成21年度の主な組織の見直しは、１、家畜改良センター及び栽培漁業センターの廃止または縮小の検討、２、試験研究機関の地方独立行政法人制度の適用または組織の再編の検討、３、石嶺児童園の指定管理者制度の導入、４、首里厚生園の民間移譲等となっております。

このうち、石嶺児童園につきましては平成20年４月に実施済みとなっており、首里厚生園につきましてもことし４月から民間譲渡することとなっております。

その他の計画につきましても、関係各部においてその実現に向けて取り組むこととしております。

また、中期的目標につきましては、次年度策定する「新たな行財政改革プラン」において、平成22年度以降の組織見直しを検討する予定であります。

続きまして、定員管理についてお答えいたします。

限りある行政資源を効率的に活用し行政サービスを提供するためには、簡素で効率的な組織を構築するとともに、行政みずからが担うべき役割を重点化するなど事務事業の見直しを行い、適正な定員管理を行うことが重要であると認識しております。

このため、県は、「集中改革プラン」を策定し、知事部、病院事業局、企業局、教育庁等の執行機関の職員定員を５年間で1077人削減することとしております。

平成17年４月１日から平成20年４月１日の３年間の実績につきましては、591人の職員削減目標に対しまして819人の削減を行っており、目標を228人上回っております。

○議長（髙嶺善伸君）　警察本部長。

〔警察本部長　得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君）　本県の過去３年間の飲酒運転検挙件数と飲酒運転の特徴についてお答えします。

過去３年間における飲酒運転の検挙件数は、平成18年8994件、平成19年5295件、平成20年2335件と年々減少しております。これは、警察の取り締まり強化や各界、各地域での飲酒運転根絶のためのさまざまな取り組みが功を奏しているものと考えております。

しかし、昨年中の検挙件数は、人口1000人当たりでは全国平均の約4.4倍であり、飲酒運転の違反者が全国一高い数値を示している状況に変わりはありません。

次に、飲酒運転の特徴でありますが、１つは、居酒屋での飲酒が多いということであります。飲酒運転で検挙された者に対する昨年の飲酒運転実態調査によれば、飲酒した場所について居酒屋と答えた者が全体の52.3%を占めております。

２つ目は、検挙されなければいいという人がいまだ多くいるということであります。

同様の飲酒運転実態調査では、飲酒運転をした理由について、警察に捕まらないと思った、その程度は取り締まり基準に達しないので大丈夫だと思ったと答えた者は全体の64.1%でありました。

３つ目は、アルコールの影響を誤解している人が多いということです。

午前６時から午前９時の間の出勤時間帯に飲酒運転で検挙された者は、平成19年以降増加傾向にあり、昨年の検挙件数2335件のうち23.9%の558件が同時間帯でありました。

その多くが前夜多量に飲酒したにもかかわらず、ちょっと休んだのでアルコールが抜けていると思った

と答えており、飲酒による身体への影響を過小評価している人が多いということでありました。

次に、県警察の飲酒運転根絶に向けた取り組みと、県・市町村、民間団体等との連携についてお答えします。

県警察は、平成19年以降飲酒運転根絶対策を県警察の活動重点に掲げ、飲酒運転取り締まりの強化、飲酒運転の危険性を体験させる交通安全教育の実施、マスメディアなどあらゆる広報媒体を活用した広報啓発活動、飲酒運転根絶連絡協議会設立への支援などを行ってきたところであります。

しかしながら、飲酒運転の根絶は警察のみの取り組みだけでなし得るものではなく、県民を挙げて取り組むべき課題であると考えております。そのことから、県警察におきましても、県・市町村、民間団体等と連携し、ハンドルキーパー運動、居酒屋でのかぎ預かり措置など飲酒運転をさせないための取り組み、地域の飲酒運転根絶機運を盛り上げるための「飲酒運転根絶のぼり旗リレー作戦」、待ち時間の短縮を図るための運転代行業のモータープール化などへの支援をしてきたところであります。

県警察といたしましては、引き続き県・市町村、民間団体等と連携した取り組みを強化して、飲酒運転根絶のための各種対策を推進してまいる考えであります。

次に、未成年者の飲酒補導の実態、特徴についてお答えします。

昨年１年間に飲酒で補導した少年は1775人で、前年に比べ1509人46％減少しております。

少年の飲酒補導が減少した要因としましては、酒類販売業者等による未成年者飲酒防止キャンペーンの取り組みにより販売時の年齢確認が強化されたこと、各地域における未成年者飲酒防止住民大会の開催により県民の未成年者飲酒防止に対する意識が高まり、飲酒少年への注意指導が増加したことなど、少年が飲酒しにくい環境づくりに取り組んだ成果だと考えております。

しかしながら、本県の飲酒補導数は減少しているとはいうものの、昨年の統計で他の都道府県と比較しますと、補導実数で全国第２位、少年人口1000人当たりでは全国平均の6.6倍と、依然として全国第１位と際立っております。

少年の飲酒補導時の特徴としては、深夜の時間帯が多いこと、集団での飲酒が多いこと、自宅からの酒類持ち出しが多いことなどが挙げられます。

なお、このような実態・特徴を踏まえ、県警察におきましては、少年自身への働きかけとして、アルコールの影響の危険性を理解させるための非行防止教室の開催、県民や業界に対しては家庭での子供の在宅確認や酒類の保管管理、酒類の販売や提供時の年齢確認の徹底等について呼びかけるとともに、少年へ酒類を販売・提供した違反業者の取り締まりを強化し、少年に飲酒をさせないための環境づくりに努めているところであります。

県警察といたしましては、今後とも関係機関・団体と連携し、少年の飲酒防止対策を強化してまいる考えであります。

次に、飲酒運転検挙件数に占める未成年者の割合でありますが、昨年平成20年中は全検挙件数2335件のうち、未成年者は117件で、全体の５％を占めております。

未成年者117件の内訳は、学生48人41.0％、無職少年40人34.2％、有職少年29人24.8％と学生が最も多い状況にあります。

県警察といたしましては、これまで高校、専門学校等に警察職員を派遣して交通安全教育活動を行ってきたところでありますが、今後とも学校等における交通安全教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、沖縄警察署庁舎建てかえ及び移転建てかえに伴う周辺地域の治安維持への影響について一括してお答えします。

沖縄警察署正面に位置する県道20号線の拡幅工事に伴い、沖縄警察署の敷地及び庁舎の一部が道路予定地とされていることから、庁舎の建てかえが必要となっております。

県警察では、狭隘な沖縄警察署の敷地が拡幅工事によってさらに狭隘となり、警察署の機能が維持できなくなることにかんがみ、これまで長期間にわたって周辺の土地を確保した上で現地建てかえを行う方向で努めてきましたが、現在地周辺の地権者全員からの土地の使用について承諾を得られず、問題の解決が困難な状況にありました。

一方、県道20号線の供用開始は平成23年度に予定されており、庁舎建設に必要な工事期間を考慮した場合、現地での建てかえが事実上不可能となったことから、別地への移転を検討せざるを得なくなりました。

そこで、県警察におきましては、現在地に警察署があることにより維持されている管内治安に影響を生じさせず、かつ警察署がその機能を十分に発揮するために必要な面積を持つ土地を検討した結果、沖縄市山里にある県企業局コザ庁舎跡地が適当であるとの結論に

至ったものであります。
　現在、その地での警察庁舎建設に向けて諸準備を進めているところでございます。
　以上でございます。
○議長（髙嶺善伸君）　農林水産部長。
　　〔農林水産部長　護得久友子さん登壇〕
○農林水産部長（護得久友子さん）　それでは尖閣諸島についての御質問で、尖閣諸島周辺海域での本県漁船の安全確保についてにお答えいたします。
　尖閣諸島周辺海域において、これまで本県漁船の安全操業ができなかったという事態は起こっておりません。
　県としては、我が国200海里内における外国漁船の違法操業について、国に対し取り締まりの強化を要請してきたところであります。
　今後とも本県漁船の安全確保について、国と連携して対応してまいります。
　以上でございます。
○議長（髙嶺善伸君）　文化環境部長。
　　〔文化環境部長　知念建次君登壇〕
○文化環境部長（知念建次君）　北朝鮮問題についての御質問で、沖縄県出身者の新たな拉致被害者についてお答えいたします。
　特定失踪者問題調査会は、福井県で行方不明になったうるま市出身の濱端俊和さんを、ことし１月に拉致の疑いが否定できない不明者として新たにリストに追加し氏名などを公開しております。
　調査会の公開資料によりますと、濱端さんは県内の会社から横浜市の建設会社に研修生として派遣され、福井県美浜原発工事にかかわっていた昭和58年に行方不明になったとのことであります。
　以上でございます。
○議長（髙嶺善伸君）　以上で本日の代表質問は終わりました。
　本日の日程はこれで終了いたしました。
　次会は、明19日定刻より会議を開きます。
　議事日程は、追って通知いたします。
　本日は、これをもって散会いたします。
　　午後４時34分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　髙　嶺　善　伸

会議録署名議員　奥　平　一　夫

会議録署名議員　吉　田　勝　廣

# 平成21年２月19日

平成21年
第　3　回

# 沖縄県議会（定例会）会議録

# （第　4　号）

平成21年
第３回　沖縄県議会（定例会）会議録（第４号）

平成21年２月19日（木曜日）午前10時１分開議

議　事　日　程　第４号
平成21年２月19日（木曜日）
午前10時開議

第１　代表質問

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　代表質問

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

出　席　議　員（47名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議　長 | 髙嶺善伸君 | 25番 | 新垣良俊君 |
| 副議長 | 玉城義和君 | 26番 | 仲田弘毅君 |
| １番 | 上原　章君 | 27番 | 照屋守之君 |
| ２番 | 島袋　大君 | 28番 | 辻野ヒロ子さん |
| ３番 | 中川京貴君 | 29番 | 嶺井　光君 |
| ４番 | 桑江朝千夫君 | 30番 | 當間盛夫君 |
| ５番 | 平良昭一君 | 31番 | 当銘勝雄君 |
| ６番 | 仲村未央さん | 32番 | 渡嘉敷喜代子さん |
| ７番 | 照屋大河君 | 33番 | 前田政明君 |
| ８番 | 渡久地　修君 | 34番 | 玉城ノブ子さん |
| ９番 | 上里直司君 | 35番 | 赤嶺　昇君 |
| 10番 | 瑞慶覧　功君 | 36番 | 比嘉京子さん |
| 11番 | 奥平一夫君 | 37番 | 金城　勉君 |
| 12番 | 吉田勝廣君 | 38番 | 糸洲朝則君 |
| 13番 | 當山眞市君 | 39番 | 翁長政俊君 |
| 15番 | 座喜味一幸君 | 40番 | 浦崎唯昭君 |
| 16番 | 佐喜真　淳君 | 41番 | 池間　淳君 |
| 17番 | 玉城　満君 | 42番 | 新垣哲司君 |
| 18番 | 仲宗根　悟君 | 43番 | 具志孝助君 |
| 19番 | 崎山嗣幸君 | 45番 | 新里米吉君 |
| 20番 | 西銘純恵さん | 46番 | 嘉陽宗儀君 |
| 21番 | 山内末子さん | 47番 | 新垣安弘君 |
| 22番 | 新垣清涼君 | 48番 | 大城一馬君 |
| 24番 | 前島明男君 | | |

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

欠　席　議　員（１名）

14番　吉元義彦君

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 知　事 | 仲井眞弘多君 | 副知事 | 仲里全輝君 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 副知事 | 安里カツ子さん | 総務部<br>財政統括監 | 名渡山　司君 |
| 知事公室長 | 上原　昭君 | 教育委員会<br>委員長 | 比嘉梨香さん |
| 総務部長 | 宮城嗣三君 | 教育長 | 仲村守和君 |
| 企画部長 | 上原良幸君 | 公安委員会委員 | 翁長良盛君 |
| 文化環境部長 | 知念建次君 | 警察本部長 | 得津八郎君 |
| 福祉保健部長 | 伊波輝美さん | 労働委員会<br>事務局長 | 比嘉久晶君 |
| 農林水産部長 | 護得久友子さん | 人事委員会<br>事務局長 | 伊礼幸進君 |
| 観光商工部長 | 仲田秀光君 | 代表監査委員 | 又吉春三君 |
| 土木建築部長 | 漢那政弘君 | | |
| 企業局長 | 花城順孝君 | | |
| 病院事業局長 | 知念清君 | | |
| 会計管理者 | 福治嗣夫君 | | |
| 知事公室<br>秘書広報統括監 | 上運天昻君 | | |

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 長嶺伸明君 | 課長補佐 | 平田善則君 |
| 次長 | 遊佐信雄君 | 主査 | 中村守君 |
| 議事課長 | 嘉陽安昭君 | 主査 | 佐久田隆君 |

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた公安委員会委員長幸喜徳子さんは、別用務のため本日、20日、23日、25日及び26日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日、23日及び26日の会議に公安委員会委員翁長良盛君、20日及び25日の会議に同委員会委員安里昌利君の出席を求めました。

また、労働委員会会長比嘉正幸君は、所用のため本日、20日及び23日から26日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日及び20日の会議に労働委員会事務局長比嘉久晶君、23日の会議に同委員会公益委員矢野昌浩君、24日の会議に同委員会公益委員宮里節子さん、25日の会議に同委員会会長代理大城光代さん、26日の会議に同委員会公益委員宮城和博君の出席を求めました。

―――――――――――――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　日程第１　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

渡嘉敷喜代子さん。

〔渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○渡嘉敷喜代子さん　おはようございます。

渡嘉敷喜代子です。社民・護憲を代表して所見を述べながら質問したいと思います。

1988年、人種差別の激しい米国南部のアトランタでの大統領予備選で、黒人候補のジャクソン氏が演説をしていた。その様子を見ていた地元出身のジャーナリストがつぶやいた。何と言っても道のりが長過ぎる。黒人がホワイトハウスにたどり着くのは地球を徒歩で一回りするほど長い。あれから20年、キング牧師が暗殺されてから40年、アメリカは黒人の大統領を選んだ。アメリカ経済のどん底から人種の違いを越えて選ばれた。オバマ大統領が勝利宣言をしている陰でアトランタで演説していたあのジャクソン氏が天を指さし涙を流していた映像が映し出された。地球を一回りするほどの距離を歩き続ければ達成できることを今回の選挙は世界に示した。

これはある新聞に紹介された文中の一説です。

オバマ大統領誕生後、黒人たちが自分たちのルーツを探し始める新たな動きがあり、奴隷だった先祖に誇りを持つ人たちがふえたとの報道もあります。

新たな価値観の変革の動きの中で、日本は、沖縄はどう変わっていくのか。戦後64年を迎えても75%の米軍基地の重圧にあえいでいるこの現状をどう受けとめればいいのか。今こそ県民のリーダーとして知事は県民が何を望んでいるのか、その声に耳を傾け県民の立場に立って県政を進めていってほしい、そういう願いを込めて質問に入ります。

１、知事の政治姿勢について。

⑴、オバマ大統領に何を期待するのか。

ア、民族間の差別を乗り越えた新たな責任の時代と国づくりに向けて、国民自身の努力を促すオバマ大統領の演説は米国民を魅了した。しかし、その外交政策においては、オバマ、ヒラリー・クリントンの人気とは裏腹に、アフガンや沖縄の基地がどのように進められるのか危惧する声が聞こえてきました。予想されていたとおり２月17日、クリントンが来日し、グアム協定に署名されました。民意を無視した頭越しの協定に知事は真正面から反対の意思表示をすべきと思いますが、知事の所見を伺います。

知事は、このような中でのオバマ大統領政権下での沖縄の基地縮小が期待できると考えておられるのか、所見を伺います。

イ、かつて沖縄が米国統治のころ、沖縄の自治を否定したキャラウェイ旋風を思い起こすような強引なメア沖縄総領事の言動、その彼が日本部長に就任することになりました。そのことで沖縄の基地にどんな影響があると考えているのか、知事の意見をお伺いしたいと思います。

⑵、知事の訪米についてお尋ねします。

ア、新政権成立前の訪米について、なぜこの時期だったのか改めて伺います。その効果はどうだったのかについてもお尋ねいたします。

イ、だれに会って、どんな感触がとれたのか明らかにしてほしい。

ウ、今回の要請項目から外されていた辺野古新基地建設について、知事は沖合移動について言及した理由、どんなやりとりだったのか明らかにしてください。

折り返し地点に来た知事の公約を検証してみたいと思います。

知事の公約についてですが、ア、知事は県民党の立場で稲嶺県政を継承、これからの人生のすべてをかけ、全力を尽くすとの強い決意を表明し県政を担うことになりました。普天間飛行場の危険性を一日でも早く除去するために、キャンプ・シュワブ内に暫定ヘリポート機能を緊急に整備するとしていたが、それはいつ消えたのか伺います。また、普天間の３年以内の危険性の除去についても進展が見られません。その実現性があるのか伺います。

イ、沖縄の自然環境は沖縄の宝、沖縄の美しい海は取り戻すとしているが、辺野古新基地建設、高江のヘリパッド建設、林道建設は自然破壊につながりはしないのか。美しい海、自然環境をどう守っていこうとするのか。また、本議会でも所信表明の中で、次世代に自然環境を継承していくとしておりますが、どう継承していこうとしているのか。さらに、総合的なサンゴ礁保全対策を具体的にどう取り組もうとしているのかお伺いします。

ウ、世界に誇れる宝とする人材育成のために、毎年100人の海外留学生を派遣するとしておりますが、目標は達成しているのかお尋ねします。

エ、「教育力おきなわ」について、小学校の30人以下学級を目指すとしておりますが、任期中に小学校６年生までを達成できるという見通しはあるのかお尋ねします。

⑷、不発弾事故の政府の対応についてお尋ねします。

ア、県議会で求めたものは、国の責任で完全な補償と新たな補償制度の創設でありました。ところが、国は見舞金で事を済ませようとしております。このことについて知事は戦後処理として法的根拠に基づく補償の要求を国に求めていく考えはあるのかお尋ねします。

イ、基金の創設は国の責任をあいまいにするものであります。今回の政府の対応で従軍慰安婦の問題を思い起こしました。あくまで国家賠償法での補償を求めていたにもかかわらず、基金の創設は当事者にとっては屈辱的なものだったと思います。そもそも特別調整費の趣旨は何かお伺いいたします。

ウ、公共工事にかかわらず、民間工事についても磁気探査の義務づけを求めていく考えはあるのかお尋ねします。

２、基地問題について。

⑴、金武町の流弾事故についてお尋ねします。

ア、事故発生後の県警の捜査経緯を伺います。

イ、県警の鑑定結果について伺います。

実は、私は12月13日のその事故に対しての県警の動きが全く見えてこない、捜査状況がどのようになっているのか、そしていろいろな人からこのことをうやむやにしてはならない、そういう声を聞いて私は２月５日に刑事部長と会ってその状況を聞いてきました。というのは、１月７日に米軍側はこの弾を提示しております。そして２月３日にも米軍の専門家と会っておりますけれども、何の報道もないということに対しての捜査状況を聞きました。そのときに、恐らく米本国からは１カ月かかるであろうと、２週間で県内でその結果を出して本国にそれを提示して最終的な結果報告は本国から１カ月後に来るであろうという報告、そういう話を聞きました。

ウになりますけれども、ところが流弾が米軍の所有ではないということで専門家の鑑定結果も待たずして

米軍訓練によるものではないと米軍側の発表を出しております。県警はこのことをどう受けとめているのか、そして県の対応と県警のこれからの捜査方針などを伺いたいと思います。

エに行きます。流弾が米軍の所有でないので、米軍はこれまでどおり演習を続けると言っております。この件に対して県はどう対処していくのかお尋ねします。

伊芸区の人たちが流弾に対する不安で大変なときに、無神経にも空自ヘリがレンジ４に着陸しております。そのことで地元伊芸区住民の怒りを増幅させました。常軌を逸した自衛隊の行動を県はどう考えているのか。そして金武町長は自衛隊との共同訓練は認めないとの見解です。県の見解をお伺いいたします。

⑵、高江ヘリパッド仮処分事件についてお尋ねします。

ア、沖縄防衛局が訴えた14人の仮処分に対して県の見解を伺います。

イ、国の事業実施でこのような事例は過去にあったのかお伺いします。

ウ、住民が基本的人権、環境権、平和的生存権を守ることは憲法で保障された当然の行為と思いますが、県の見解をお伺いします。

⑶、米原子力潜水艦の寄港についてお尋ねします。

県はこれまでの議会での答弁の中で、常に原子力潜水艦の寄港については最小限にとどめるとともに、安全が確認されない限り本県に寄港すべきではないというようなことを言っております。昨年はそれにもかかわらず41回も寄港し、ことしは既に６回を数えております。県の示す最小限とは一体どういうことを示しているのか。そして安全の確認の基準はどこに置いているのか、あわせてお伺いいたします。

⑷については取り下げます。

⑸、名護市で起きたセスナ機墜落事故についてお尋ねいたします。

これは11月議会でもお尋ねしましたけれども、続けてお尋ねしますが、まずアについて、きび畑や芋畑所有者の被害補償はどうなっているのか。

イ、消火剤による土壌への影響は被害の補償の対象になっているのか。

ウ、県警の捜査状況について、当初から県警は航空危険行為等処罰法違反として立件できると、したいということですが、本当に立件できるのかどうか。また、パイロット４名の現在の所在地などはどうなっているのかお尋ねいたします。

事件から４カ月も経過していながら、なぜ捜査が進展しないのか。米軍絡みの事件だからこそ迅速さが要求されるのではないか。そのことがまた事件の減少につながるのではないか、そんな思いで質問させていただきました。

３、医療・福祉行政についてお尋ねします。

⑴、公立病院問題についてお尋ねします。

ア、県立病院事業の地方公営企業法適用への移行が2006年４月から一部適用を全適にしました。全適にして今日まで何が変わったのか。これまでの経緯と今後経営再建をどう進めていこうとしているのかお尋ねします。

イ、公立病院改革プランを2008年度内に策定することが国から求められているが、履行しなければどのような縛りがあるのか。県は、あり方部会での基本構想案の答申がまだ出ていない段階で県当局の独法化ありきで地域での説明会を開いているようですが、地域の理解は得られるとの感触か。そして沖縄県の医療を総合的にどのように考えているのかお尋ねします。

⑵、県単医療費助成制度についてお尋ねします。

県単医療費助成制度を改正し、７月から２歳未満の乳幼児や重度心身障害者に対して通院費１医療機関ごとに1000円の自己負担を履行する予定が関係者団体の反対で延期することになりました。でも廃止ではありません。この制度は知事の公約にも反するものであり、今議会の所信表明でも患者、利用者の視点に立った医療の確保の推進にも相反するものではないか。廃止すべきだと思いますが、所見をお尋ねいたします。

⑶、エンゼルプラン、子育て支援プランについてお尋ねします。

２期にわたるエンゼルプランや子育て支援プランのこれまでの効果と評価、さらにこれからの展望について伺います。また、待機児童がふえる背景は何か、対策もあわせてお尋ねいたします。

⑷、産科医療制度についてお尋ねします。

民間損害保険を使って妊産婦１人３万円の保険制度がことし１月１日から施行されました。この制度は立法も国会審議も必要ない問題含みの制度であります。この制度の問題点をお伺いします。

４、環境行政についてお尋ねします。

昨年の12月23日に会派でヤンバル林道を調査しました。正直言って、県は何を考えているのだろうか、そんな思いで怒りが込み上げてきました。なぜ網の目のような林道が必要なのか。基地だけではなくて、県みずから自然を破壊しているのではないか。検討委員会の議事録を見ると、多くのことが指摘されておりました。形どおりのアセスの疑問視、間違いだらけのアセ

スの報告書、つくってほしくない林道の順位、そして林道そのものの必要性を問う意見が大多数でありました。

そこでお尋ねしますが、林道建設計画について。

ア、平成16年から平成26年までの10カ年計画で行われる国頭村林道事業の総予算と今年度の予算額を伺います。

イ、林道建設の目的が林業伐採のためとしているが、林業従事者の数と費用対効果はどれぐらいあるのかお尋ねします。

ウ、国事業の林道建設なのになぜ沖縄の林道のみがアスファルト舗装なのかお尋ねします。

エ、検討委員会の指摘で今回は自主アセスしたようですが、林道建設は動植物の生態系にどんな影響があるとの指摘があったのかお尋ねします。また、今回の調査によって希少動植物の数と、ＩＡ類の数の状況はどうなっているのかお尋ねします。

オ、今回林道建設が予定されている流域の河川は、現況で赤土、それから砂が堆積しているということですが、それは何によるものかお尋ねします。

カ、林道建設に当たって、委員からの指摘で業者マニュアルを整理するとしておりますが、これまでそのようなものはなかったのかお尋ねします。

キ、林道建設に当たって、アセス予測結果と違う結果が出たとき、どう対処していく用意があるのかお尋ねします。

⑵、流域公益保全林整備事業の内容と今後の事業計画についてお尋ねいたします。

私どもが調査したときに、皆伐後の現場の状況は本当に惨たんたるものでした。沢や河川への伐採木の投棄、そして積み上げられた伐採木を見たとき、このような状況を本当に担当部長は知っているのか。そして工事後の検証はどのようになされているのか大変な疑問を抱きました。お答えください。

⑶、林道工事、環境監視調査事業についてお尋ねいたします。

これまで施行してきた林道の赤土流出や動植物の監視体制はとられていたのか。環境保全対策の検証もしてきたのか。林道建設で環境を破壊し、それを検証するために819万円余の予算をかけて調査するということは本末転倒ではありませんか。

⑷、美ら島づくり推進事業についてお尋ねいたします。

この事業は、琉球列島の自然全体の世界遺産登録を目指して森林保全で生態系保護創出の情報収集をするための事業としておりますが、世界遺産登録までにクリアしなくてはならない課題についてお尋ねいたします。

○議長（髙嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　おはようございます。

渡嘉敷喜代子議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第１に、知事の政治姿勢の中で、オバマ政権下での基地の整理縮小についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

去る２月１日、来県しました中曽根外務大臣からクリントン米国務長官との電話会談で、在沖米海兵隊のグアム移転を含む米軍再編を着実に実施していくことで一致をしたとの発言がありました。

オバマ政権においても、引き続き在沖米海兵隊のグアム移転、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還など基地の整理縮小に向けた取り組みが進められるものと考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、メア総領事の日本部長就任についての考え、影響はどうかという御趣旨の御質問ですが、個人の人事の話にはコメントしにくい部分がございますが、報道されたとおり、米国務省日本部長に起用されることになったとすれば、沖縄県の基地問題の解決促進にじっくりと沖縄の意見、沖縄の声に耳を傾けて取り組んでもらいたいと考えます。いずれにいたしましても、米軍基地問題について、オバマ新政権のもとでこれまでにも増して取り組みが促進され、着実な解決が図られることを期待いたしております。

次に、同じく政治姿勢の中で、訪米の時期と効果についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回、オバマ新大統領が就任する直前のスタッフの人選や外交・防衛政策の調整が行われる時期に訪米をいたしましたのは、政策形成に影響力を持つアメリカ側の関係者等に対し、地元の声を直接訴えて実情を理解してもらうこと、及び関係機関との意見交換や情報収集を行うためでございました。

最初に面談をしましたアルヴィズ国務次官補代理等から、知事はよい時期に訪問をされた。既に我々はオバマ政権移行チームに対し説明を行っているが、同チームでも日米関係と沖縄問題には強い関心を持っているとの趣旨の発言がございました。

今回の訪米で、米国の政権移行時期に米国政府関係者を初め、上院・下院議員など多くの米側の関係者と面談をし、沖縄の実情を訴え、沖縄県の基地問題に関する理解を求めてまいりました。この結果、沖縄の実

情に関心を示し、理解する旨の発言を引き出せたことは、大きな意義があったと考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、面談者及びその感触いかんという御質問にお答えいたします。

今回の訪米では、アメリカ政府関係者といたしましては、アルヴィズ国務次官補代理、セドニー筆頭国防次官補代理代行ほか関係職員、連邦議会関係者としては、スケルトン下院軍事委員長を初め、アバクロンビー下院議員、アカカ上院議員、イノウエ上院議員と面談をいたしました。また、アーミテージ元国務副長官と面談をいたしましたほか、国際戦略研究所いわゆるＣＳＩＳのハムレ所長、ブルッキングス研究所のブッシュ上級研究員などのシンクタンク関係者、そしてジョージ・ワシントン大学のモチヅキ教授等多くの外交・軍事専門家や学者等との意見交換を行ってまいりました。

国防省から、事件・事故については限りなくゼロに近づけるよう努力をしている等の発言がありました。国務省及び国防省から、米軍再編に関する日米合意を着実に実施することが大切である等との発言もありました。下院軍事委員長からは、沖縄の海兵隊兵力の削減を進めるべきとの発言がありました。日米地位協定の見直しにつきましては、国務省からさまざまな問題について真剣に協議をし、運用の改善について取り組みたい等の発言もございました。

上院・下院議員との面談では、沖縄県の要請につきましては新政権に対しきちんと伝えていくよう努力したい等の発言がございました。また、シンクタンク関係者及び研究者等からは、沖縄の基地問題の経緯や現状について高い関心を示していただきますとともに、オバマ新政権の沖縄に対する政策等について多くの貴重な意見交換を行うことができたと考えております。

同じく知事の政治姿勢の中で、普天間飛行場移設問題の言及についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題につきましては、今回の訪米において要請をしておりませんが、面談の相手から進捗状況等について質問がある場合は当然のこととして、移設に関するこれまでの経緯や環境影響評価手続などを説明いたしております。

同じく政治姿勢の中で、暫定ヘリポートの整備と３年めどの閉鎖状態、危険性の除去の実現に係る御質問にお答えいたします。

暫定ヘリポートにつきましては、普天間飛行場の危険性を一日でも早く除去するために、あらゆる方策を検討し、問題解決に取り組むという私の公約を実現するための一つの事例として示したものでございます。

普天間飛行場の危険性の除去につきましては、去る１月27日に開催されました「普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム」会合におきまして、防衛省から昨年実施されました飛行航跡調査結果等が報告されたところであります。今後とも実務者同士の具体的かつ率直な意見交換や検討が行われる中で、さまざまな方策が示されるものと考えております。また、訪米した際にも米国政府に対し、危険性の除去策について日米両政府で十分協議するよう求めたところでございます。

次に、同じく政治姿勢の中で、30人以下学級の見通しについての御質問にお答えいたします。

30人学級の実施につきましては、現在、小学校１年生で実施いたしております。平成21年度につきましては、小学校２年生へ拡大していくこととといたしており、公約の趣旨が実現できるものと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　不発弾関連の御質問のうち、法的根拠に基づく補償要求についてお答えします。

糸満市での爆発事故の発生を受けて、先月、知事が総理大臣や官房長官などの関係大臣に、１、今回の事故に対する速やかな補償及び補償制度の創設、２、公共及び民間が行うすべての磁気探査の全額国庫負担制度の確立、３、不発弾処理の国による直接実施などを要望しております。

県としては、これまで不発弾処理は戦後処理の一環として国が責任を持って取り組むべきという考えに基づいて総合的な対応を求めてまいりました。

被害補償並びに不発弾処理及び探査に係る新たな制度のあり方等につきましては、引き続き市町村等の関係機関と連携を図りながら国に要請してまいりたいと考えております。

次に、特別調整費の趣旨についてお答えします。

沖縄特別振興対策調整費は、当時の小渕総理の指示により、沖縄の振興策の効果的な展開が可能となるように平成11年度から計上され、現在は沖縄振興計画に盛り込まれた諸施策の効果的な実施のために活用されることになっております。

今回の「沖縄県不発弾等対策安全基金」の財源につきましては、厳しい財政状況下において被災者の早期救済を図る必要があるため機動的に活用できる沖縄特別振興対策調整費を充てることになったものでありま

す。

次に、民間工事への磁気探査の義務づけについてお答えします。

住宅建築等を含む民間工事に磁気探査を義務づけることは、適正な磁気探査の実施状況のチェック体制の構築、膨大な予算が必要であること、民間事業者に新たな負担が発生する等の困難な問題があります。

県としては、引き続き磁気探査の全額国庫負担について国に対して要望するとともに、官民を網羅した「沖縄不発弾等対策協議会」を中心に、民間工事での磁気探査を促進するためにどのような方策があるか検討したいと考えております。

次に、流弾事故関連で、米軍発表への今後の対応についてお答えします。

去る２月11日の海兵隊の発表によると、発見された銃弾は海兵隊の最近の訓練とは直接的な関係がないとのことでありますが、県民が理解するためにはより詳細な説明がなされるべきであります。

県としては、海兵隊に対し、引き続き具体的な調査結果を明らかにするよう求めていきたいと考えております。

次に、演習継続に対する今後の対応についてお答えします。

県は、海兵隊に対し、調査の内容等についてより詳細な説明を求めているところでありますが、銃弾が米軍の演習によるものであった場合には、演習の中止を含め、訓練内容の見直しを求めていくべきものと考えております。

次に、航空自衛隊ヘリのキャンプ・ハンセンへの着陸についてお答えいたします。

航空自衛隊によると、今回のキャンプ・ハンセンのヘリの発着は、訓練の視察研修を目的として隊員を輸送したものであるとのことであります。

県としては、地元住民が演習等による負担を抱える中、ヘリの運用によりさらなる不安を与えたことはまことに遺憾であると考えております。

次に、高江ヘリパッドに関し、国による仮処分の申し立てについてお答えします。

国によると、平成20年11月25日、北部訓練場のヘリコプター着陸帯の移設工事を安全かつ円滑に実施するため、工事に反対する人々を債務者とする通行妨害禁止及び工作物等収去の仮処分の申し立てを那覇地方裁判所名護支部に行ったとのことであります。

県としては、現在、仮処分手続が裁判所において係属中であることから、今後の司法の判断を見守ってまいりたいと思います。

国による過去の仮処分の申し立てについてお答えします。

国による過去の仮処分の申し立ての事例については承知しておりませんが、沖縄防衛局によると、同局としては恐らく初めてであるとのことであります。

次に、仮処分の申し立てと人権等についての御質問にお答えします。

県としては、現在、仮処分手続が裁判所において係属中であることから、コメントは差し控えたいと思います。

次に、原子力潜水艦の関連で、安全確認の基準等についてお答えします。

県の示す最小限とは、可能な限り寄港しないよう運用上の配慮を求めることであります。また、原子力潜水艦の安全性については、日米両政府において、その運航に当たっての安全上のすべての予防措置及び手続等を厳格に実施するなど、原子力潜水艦の安全性の確保に最大限の努力を払い、その内容を公表すべきものと考えております。

次に、セスナ機墜落事故の被害補償等についての御質問に一括してお答えいたします。

沖縄防衛局によると、昨年11月に地元と合同調査を行い、被害範囲をきび畑約3300平米、芋畑約400平米と確認し、土壌調査に要した費用も含め、12月下旬に現地米軍及び防衛本省に損害賠償請求の関係書類を提出しており、現在、日米間で調整中とのことであります。

なお、土壌調査の結果、土壌への汚染はなかったと聞いております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　文化環境部長。

〔文化環境部長　知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君）　知事の政治姿勢との関連で、沖縄の美しい自然環境をどう守っていくのかという御質問にお答えいたします。

本県のすぐれた自然生態系の適正な保全を図るためには、自然環境に配慮した事業活動への誘導に努め、豊かな自然と調和した社会づくりを推進していくことが重要であると考えております。

現在、赤土等流出防止対策としての環境保全目標の設定に向けた調査や、総合的なサンゴ礁保全対策、ヤンバル地域におけるマングース等の外来生物対策の取り組み等を推進しているところであり、引き続きこれらの施策の推進を図っていきたいと考えております。また、環境影響評価の対象となる大規模な事業の実施に当たっては、自然環境への十分な配慮が必要であ

り、環境影響評価の手続が各段階において適切に実施され、事業に係る環境保全措置等が講じられるよう、十分な配慮を求めていく考えであります。

次に、環境行政との関連で、世界遺産登録への課題についてお答えいたします。

世界自然遺産に登録されるには、世界的に貴重な自然であること、その自然が国内法によって長期的に保護されていることが要件となっております。

琉球諸島の世界遺産登録に向けた主な課題としては、遺産対象地域の法的な保護、マングースなどの外来種対策、地元の合意形成などが挙げられます。そのため、県ではヤンバルの国立公園化等の環境省の施策に協力するとともに、外来種対策や普及啓発活動を行っております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　それでは知事の政治姿勢についての御質問で、海外留学生派遣についてお答えいたします。

国際性に富んだ創造性豊かな人材の育成を図るため、財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団において、高校生、大学生、社会人を対象に留学生派遣事業を行っており、平成20年度は59人を派遣いたしました。平成21年度は84人の派遣を計画しており、引き続き100人の海外留学生派遣に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　警察本部長。

〔警察本部長　得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君）　事故発生後の捜査経緯、鑑定結果及び県警察の今後の対応について一括してお答えいたします。

本件は、昨年12月13日午後７時30分ごろ、金武町伊芸区の民家駐車場に駐車中の普通乗用車の前部ナンバープレート部分が弾頭様な物で損壊された事案であり、県警察では器物損壊での立件も視野に所要の捜査を行ってきたところであります。

これまでの捜査で被害者から入手した弾頭様な物と、本年１月７日、米軍当局から提供を受けた弾丸とを鑑定した結果、弾頭様な物は、米軍が使用する50口径M33ＢＡＬＬ普通弾の弾芯と同種であることが明らかとなっております。

しかしながら、米軍当局による調査の中間報告では、本件銃弾が米軍の実弾射撃訓練によるものであるとは認められないとしており、また、現場の状況からも弾丸が演習場内から場外の建物や普通乗用車等をねらって発射され、直線で飛んできたとは考えがたい状況にあります。

したがいまして、県警察では、これまでの捜査結果と米軍当局の調査結果とを総合的に検討した結果、本件事案を器物損壊等の刑事事件で立件するのは困難であると考えております。

なお、今後、米軍当局の最終報告で新たに犯罪を特定する事実が確認された場合には、法と証拠に基づきしかるべく対処していく考えであります。

次に、セスナ機墜落事故の県警察の捜査状況とパイロット、同乗者３名の所在についてお答えします。

県警察では、本件事故について、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律違反及び航空法違反での立件を視野に入れ、これまで米軍当局の同意を得て墜落現場、嘉手納基地内に保管されていた事故機について検証を実施したほか、パイロットや同乗していた米軍人から複数回の事情聴取を行ったところであります。

また、昨年12月12日に米軍側が作成した事故調査報告書の提供を受け、航空機事故の専門家に対して事故原因の鑑定を嘱託しております。

なお、パイロット及び同乗者３名については離県していましたが、パイロットについては県警察の出頭要請に応じて来県しており、鑑定結果を踏まえた再度の事情聴取をすべく、現在、米軍当局と調整をしているところであります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　知念　清君登壇〕

○病院事業局長（知念　清君）　医療・福祉行政についての御質問の中の、全適後の経緯と経営再建の進め方についてお答えします。

地方公営企業法の全部適用により、経済性や機動性を発揮した病院事業運営が可能になったものと考えており、病院事業局としましては、こうした全適のメリットを最大限発揮すべく、次年度から人員配置や予算に関する権限等を病院長に大幅に移譲することにより、病院における経営力を強化したいと考えております。

また、平成23年度までを経営再建期間と位置づけ、不良債務及び資金不足の解消並びに経常収支の黒字化という３つの目標を掲げ、国の制度の活用や一般会計の支援を得ながら経営再建に取り組むこととしております。

続きまして、改革プランを策定しない場合の縛りに

ついてお答えします。

病院事業局では、公立病院特例債の発行について既に国の同意を得ており、現在、年度内の発行に向けて手続を進めているところであります。この特例債の発行に当たっては、改革プランを策定することが要件の一つとされております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　医療・福祉行政についての御質問の中の、基本構想案に関する県民説明会についてにお答えいたします。

沖縄県医療審議会県立病院のあり方検討部会におきましては、これまで６回の会議を開催し、県立病院のあり方に関する基本構想案を取りまとめております。

県民説明会は、県民に同基本構想案の内容を説明するとともに意見の聴取を行うことを目的として、宮古・八重山を含め県内４カ所で開催しております。

同基本構想案では、県立病院の地方独立行政法人への移行が盛り込まれたことから、県民説明会においては、地方独立行政法人制度の概要も説明いたしました。県民から、独法化すると県が公的医療の提供に必要な財政負担を抑制するのではないか、また、採算性が重視され公的医療の提供が後退するのではないかなど、独法化後の制度の運用を懸念する意見が多く出ております。

このようなことから、地方独立行政法人において、法人が担う救急医療などの公的医療の提供に要する経費については、現在の地方公営企業法と同様に県の財政負担が義務づけられていること、また、法人の業務運営の重要事項については県議会の議決が必要とされていることなどについて説明を行ったところであります。

県立病院のあり方検討につきましては、県立病院が地域医療の確保に極めて重要な役割を果たしており、将来にわたって維持・発展させなければならないとの認識のもとに検討を進めております。

検討部会においては、県立病院長ヒアリングや職員アンケート調査で確認した病院事業の経営課題を踏まえ、今後、病院経営を取り巻く環境変化に適切に対応できる運営体制を構築するには、地方独立行政法人へと移行し経営の自律性を高める必要があるなどの判断から、提言を取りまとめたものであります。

県といたしましては、沖縄県医療審議会の答申を踏まえ適切に対処してまいります。

続きまして、県単医療費助成制度の見直しについてにお答えいたします。

県単医療費助成制度の見直しにつきましては、経済状況の悪化など環境変化を踏まえ、当面延期することといたしました。しかし、同制度の継続的な運営について厳しい状況は変わらないことから、引き続き必要な検討を行っていきたいと考えております。

なお、地域福祉の拡充を図る観点から、平成21年度予算において、子育て支援策として地域子育て支援拠点の整備や放課後児童クラブへの助成、また障害者の自立支援策として地域生活支援事業の充実、さらに新規事業としてグループホーム整備やスポーツ振興事業に所要額を計上しております。

続きまして、子育て応援プラン等の評価、展望及び待機児童がふえる背景についてにお答えいたします。

県では、「おきなわ子どもプラン」等を策定し、子供を産み育てやすい環境づくりに取り組んでまいりましたが、少子化の進行には歯どめがかからない状況にありました。現在の「おきなわ子ども・子育て応援プラン」では、平成21年度までの前期行動計画に基づいて各種の取り組みを行っており、ファミリー・サポート・センターや延長保育事業などで進捗が見られますが、待機児童の課題も残されております。

県では、平成21年度に現計画の評価と見直しを行い、22年度を初年度とする後期行動計画を策定し、課題の解決を図ってまいりたいと考えております。また、本県の待機児童数につきましては、保育所整備等により定員増を図ったにもかかわらず高い水準で推移しております。この要因としましては、潜在的待機児童の存在があるのではないかと考えております。

続きまして、産科医療補償制度についてお答えいたします。

本制度は、分娩に係る医療事故について、無過失補償制度を創設することにより脳性麻痺となった児とその家族の経済的負担を補償するものであります。補償の対象は、出生体重2000グラム以上かつ在胎週数33週以上で、身体障害者等級１、２級相当の重症者でありますが、この基準を下回る場合でも、在胎週数28週以上の児については、分娩に係る医療事故に該当するか否かという観点から個別審査が行われます。ただし、先天性要因等の除外基準に該当する場合は補償の対象から除かれることとなります。

また、本制度は分娩機関が運営組織に加入することが前提となっておりますが、平成21年１月１日現在、本県の産科を標榜する38カ所の医療機関及び４カ所の助産所は、すべて本制度に加入しております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん）　それでは、環境行政についての御質問で、国頭村林道計画の予算額についてにお答えいたします。

国頭村における平成16年度から平成19年度までの林道事業の実績は、約19億円となっております。また、平成20年度から平成25年度までの事業費は、７億9000万円を見込んでおります。なお、本年度は１億9400万円を計上しておりますが、現在、事業が中断しているところであります。

同じく環境行政で、林業従事者数と林道建設の費用対効果についてにお答えいたします。

国頭村における林業従事者数は、国頭村森林組合や木炭・キノコ生産者等で77名となっております。林道の開設に係る費用対効果については、国が定めた「林野公共事業の事業評価実施要領」に基づき算定しております。

費用対効果の算定は、林道を開設した場合と開設しない場合の造林経費及び木材生産経費の差額等を合算した額を総事業費で割った値として算出し、1.0以上であることが必要であります。

なお、国頭村で計画している林道建設の費用対効果指数は、1.9から4.5となっております。

同じく環境行政で、林道の舗装についてにお答えいたします。

本県の林道の舗装率は、全国平均の41%に対し91%となっております。これは、本県では台風や集中豪雨が多いことから、路面の侵食による赤土等の流出や路面の維持管理に経費がかかるため舗装を実施しているところであります。

なお、勾配が緩く路面侵食のおそれのない箇所については、今後、環境保全のため砂利道に変更できないか検討していきたいと考えております。

同じく環境行政で、環境調査で確認された希少動植物類の数及び林道建設における生態系への影響についてにお答えいたします。

林道環境調査で確認された貴重野生動植物は129種となっております。そのうち、絶滅危惧種ＩＡ類については、植物が３種、哺乳類が１種、鳥類が２種、魚類が３種、底生動物が１種で、合計10種が確認されております。

これらの生態系への影響については、林道建設環境調査検討委員会において、林内の乾燥による影響、赤土流出等による水生生物への影響などが指摘されております。

同じく環境行政で、河川の赤土等土砂の堆積の原因についてにお答えいたします。

河川に堆積している赤土等の土砂については、台風や集中豪雨等による河川の侵食、山腹崩壊等が原因と考えられます。また、一部の河川において過去の林道工事による堆積土砂があることも確認しております。

同じく環境行政で、業者マニュアルの整備についてにお答えいたします。

現在、林道建設に当たっては、沖縄県赤土等流出防止条例等関係法令、工事仕様書等に基づき、現場において適正に実施するよう指導しております。さらに、希少動植物の環境保全措置について、マニュアル等を整備し業者等への指導に万全を期したいと考えております。

同じく環境行政で、環境調査の予測と違う結果が出たときの対処についてにお答えいたします。

林道建設に当たっては、専門家等による環境保全に関する監視委員会を設置して、環境保全措置を実証しながら行うこととしております。

なお、予測と違う結果が出た場合は、工事を一時中断しその原因を早急に確認して専門家の意見を聞くなど、適切な対策を講じる予定であります。

同じく環境行政で、流域育成林整備事業の内容と今後の事業計画についてにお答えいたします。

流域育成林整備事業は、造林や林道の整備を行うための事業であります。国頭村における平成21年度から平成25年度までの事業計画は、人工造林43ヘクタール、保育720ヘクタール、複層林改良104ヘクタール、林道3.8キロメートル等を整備することとしております。

同じく環境行政で、林道建設における監視体制等の状況及び検証・調査の必要性についてにお答えいたします。

林道の整備については、森林の適切な管理や造林・保育・収穫等の森林施業の効率化、木材搬出等のために必要であると考えており、自然環境に配慮しながら進めているところであります。

林道工事においては、「沖縄県赤土等流出防止条例」に基づき、編さく工、ブルーシートによる裸地面被覆等を行い、赤土流出対策を適切に実施しているところであります。

また、貴重種等が確認された場合、種の保存法、沖縄県文化財保護条例等の関係法令に基づき工事を中断するなど、適切に実施しております。

なお、平成21年度予算計上している林道工事環境監視調査費については、環境モニタリング調査や環境保

全措置の実証等を行うために必要な経費であります。

同じく環境行政で、緑の美ら島づくり推進事業についてお答えいたします。

緑の美ら島づくり推進事業は、生態系保全の観点から森林の保全や創出のあり方を構築するための事業であります。

事業内容としては、広域移動性生物の生態調査、貴重種等の保全のための森林の保全や修復方法の作成、緑の美ら島づくり行動計画の策定などとなっております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　渡嘉敷喜代子さん。

〔渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○渡嘉敷喜代子さん　知事にお尋ねしますが、暫定ヘリポートはあらゆる選択肢の一つであると言っておりますけれども、稲嶺県政はやはり県外移設だったわけですよね。そういうことからして後退と言えるのではないか、お答えください。

それから「教育力おきなわ」で、30人以下学級について、21年度は２年生も拡大していくと答えておりますけれども、たしか公約は小学６年生までの30人以下学級だったと思います。その点について、本当に任期中にできるのかどうかお尋ねします。

基地問題についてお尋ねします。

流弾事故について県警にお尋ねしますけれども、2002年の７月の名護市数久田のパイン畑での被弾事故について、当時の議事録を読んでみますと、弾丸をいろいろな角度から調査するための線条痕を取り出す作業の中で、銃身14丁を米軍側に提供させ試射しております。そしてレンジ10で所有している銃身の数もすべて掌握しております。議員からその銃身すべてを試射すべきだったとの指摘もありますが、それでは今回と前回との違いは何なのか。そして今回は特に物損もあるわけですから、その面でも前回以上の積極的な調査方法を、捜査をやっていただきたい、そんな思いであります。

そして今回立件できないという答弁がありましたけれども、これは事故だからできないのか、事件だからやるのかということについて改めてお尋ねします。

病院事業局長にお尋ねします。

採算性を追求するのではなくて公的病院の役割は果たせない立場から――独法化したときにですね――現在の全適で頑張っていこうとする、その本気さは評価します。

ところが、現在の南部医療センターの混合病棟14床を小児科病棟に変更しようとする動き、これはまさに採算性の追求ではないのか、そのあたり矛盾しないのかお尋ねします。

そもそも精神科合併病床というのは南部医療センターに病床を確保した政策医療であります。政策医療の実施すらできていないこのような状況の中で、それでは病院事業局として病院の政策医療の実施をこれから本当にコントロールできるのかどうかお尋ねします。

それから、独法化に向けて今県が進めようとしております。私ども会派で１月28日から30日にかけて島根県と鹿児島県の視察に行ってきました。

まず、島根県の場合ですけれども、全適をすることによってまずやったことは、定数条例の改正をしております。そして900人の職員から1300人にふやして、７対１看護を導入しているわけです。そして補助金の枠を決めて一括予算として運営しております。

これまでの経緯を見てみますと、平成14年の運営資金で14億円から７億円に減った。そういう状況ではもう医療は運営していけないんじゃないかということで独法化し、平成15年より右肩上がりになって、現在は48億円の黒字になっている状況を聞いてきました。

そして、沖縄のあり方検討委員会について、島根県の中央病院の院長がおっしゃるには、病院事業局がどうするのかということを議論する中で、どうしてその検討委員会の中に現場の人が入っていなかったのか、大変違和感を感じるということでした。

そして、中部病院の研修制度や高度医療があったからこそ、地域医療への医師派遣や、そして今の民間病院と連携しておるその「群星」があるということで、一度医師が独法化によって離れていくとなかなか集まってこないんだよと。そして本当に今こそ沖縄県は頑張らなきゃいけないんじゃないかという、かえって私たちはエールを送られたわけです。

国の言いなりになるのではなくて、本当に沖縄県の医療をどう守っていくのか。今こそ本当に知事の政治姿勢が求められているのではないかという思いで、これは知事の答弁を求めます。

基地問題について、原潜寄港について。

２月15日にホワイト・ビーチ米原子力潜水艦問題のフォーラムがありました。その中で知念うるま市長は、国防としながら末端に責任を押しつけるような国のやり方に猛反発をしておりまして、すべての原潜の寄港に反対を表明しました。県はいつも地元の意見を尊重してこれから進めていくと言っておりますので、すべての原潜寄港に反対との意思表示をすべきではないのか、これは知事の答弁を求めます。

それから環境行政について農水部長にお尋ねしますが、この件について事務方から質問取りに来たときに、この美ら島づくり推進事業で国との調整の中で世界遺産登録を目指すということが消えてしまったという説明がありました。そして改めて私は新聞を見たときに、この新聞の12月20日の中で、美ら島世界遺産を目指すということで大きな見出しが出ております。そのときの予算が4700万円計上されております。そして今回の議案説明会の中で改めてこの事業についてを見たときに、5859万6000円計上されております。そしてなぜ国との調整の中でこの世界遺産の登録が消されていったのか、調整できなかったのか、そのあたりの理由を聞かせてください。そして世界遺産登録を目指してのいろいろな環境の保全とか森林の保全とかそういうことをやっていくのであれば、当然事業は縮小されるわけですのに、なぜかえってふえているのか、そのあたりもお尋ねします。

先ほど、島根県は全適で行っております。そして独法化に向けて絶対にやるべきではないと。何とか全適でやっていける間は頑張ってほしいというようなことで沖縄県にエールを送っております。全適でやっているんですよね、島根県は。そして沖縄県は独法化はやるべきではないと、独立行政法人化はやるべきではないと。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時18分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　渡嘉敷議員の再質問に答弁させていただきます。

まず第１に、この暫定ヘリをお話しされて、稲嶺前県政のときには県外へのための暫定であったけれども、仲井眞になって後退してないかというたしか御趣旨の御質問だと思うんですが、私は稲嶺県政を引き継いでいるつもりでおりますけれども、まず普天間飛行場がたくさんの民家さらに小学校、いろんな学校で囲まれている。そういう意味で早く危険性を除去するためには、今上がっている辺野古への移設というのを選択するのが極めて現実的な危険性の除去につながるというのが私の考えです。

さらに、名護市もやっぱり基本合意があって受け入れてもいいんだということを言っておられるし、住宅密集地の中と、海岸・海で囲まれた地域では危険性というのは明らかに違うのははっきりしてますから、私はこういう方向を選択すべきだと確信いたしております。

それから30人学級につきましては、今、教育委員会でよく研究をしていただいて、無理なく30人学級を展開していくということで、まず１年生を実行し、そして30人以下学級について２年生について21年度からやろうということで、着実に前へ進めております。

私の公約では６年生まですべてとは決して書いてありませんで、無理なく小学校について入れていこうということで、私の意図したところは着実に進んでいると考えておりますし、さらにこれからの展開につきましては教育委員会での研究をまちたいという部分がございます。

さらに、次の県立病院についての考え方ですが、沖縄県の県立病院が救急そして小児、周産期など、一般的に不採算と言われている医療で地域の中核となるほか、高度・特殊医療や離島、そして僻地における一般医療の提供等を担い、沖縄県における地域医療の確保に極めて重要な役割を果たしていることはだれも否定いたしませんし、私も全く否定していないどころか、これはもう当然評価してでもやっていくべきだと考えているわけです。ですから、今申し上げたようなことについては何も予算を削るとも言っていませんし、むしろ徹底してやっていくべきだと申し上げているんで、ここは恐らく先生と同じ意見だと思います。問題は、それを踏まえながらも病院事業が財務面での健全性をやっぱり持っていない。これはもう徹底してこの際、健全な財務面での経営環境というのをきちっと確保しないと、続けていくことが将来非常に危惧されるという面がございます。ですから、申し上げた必要性、そしてその内容というのは高く評価されているし、我々もしていますから、これは続けていく。さらに、今ある県立病院が持っているいろんな事業の中で、全体を見るとどうしてもやっぱり経営面に難がある。これを何とか改善し健全にしていこうということで、県立病院改革に取り組んでいるところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　警察本部長。

〔警察本部長　得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君）　渡嘉敷議員の再質問にお答えします。

過去に類似の事案で立件したことがあるのに今回は立件しないことについてでありますが、事案はそれぞれの状況で異なっているものであり、その時々におい

て個別に検討を加えているところであります。

今回の事案については、これまでの捜査結果及び米軍当局の調査結果などを総合的に検討した上で、米軍関係者を被疑者と特定して刑事事件で立件するのは困難であると考えるに至ったものであります。

なお、刑法第261条は、器物損壊罪について、「他人のものを損壊し、又は傷害した者は、３年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。」と定めております。

過失によって他人の物を損壊した場合は犯罪にはなりません。

本件では、普通乗用車のナンバープレートが損壊されたという事実はありますが、何者かが目的を持って損壊したとは認めがたいものでありました。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　原子力潜水艦の寄港に反対すべきではないかという再質問でございますが、県としては、日米安全保障体制を認める立場から、原子力潜水艦の寄港を容認するものではありますが、寄港に伴う県民・市民の不安の解消を図るためには、日米両政府があらゆる安全対策を講じ、原子力潜水艦の安全性の確保に最大限の努力を払うべきであると考えております。

これまで以上に万全を期するよう、政府に対し求めていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん）　それでは環境行政についての再質問で、緑の美ら島づくり推進事業についてお答えいたします。

まず１点目でございますけれども、世界遺産に関する内容が変わったのではないかという趣旨の御質問だったんですが、緑の美ら島づくり推進事業につきましては、世界遺産登録に直接関係する事業ではございません。緑の美ら島づくり行動計画に基づきまして、森林の保全と創出を図ることにより、世界遺産の登録に向けた条件整備に寄与するものと考えております。

それからもう１点、予算額がふえた理由ということでございますけれども、12月20日の国庫内示の4700万円につきましては国庫内示額だけでございまして、当該事業の国庫補助率が10分の８となっておりますので、これに一般財源として1170万円、合計して5859万6000円の事業内容となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　知念　清君登壇〕

○病院事業局長（知念　清君）　南部医療センター・こども医療センターの14床についての御質問にお答えします。

小児科病棟が連日ほぼ満床状態にあり、毎日数名の救急外来患者を他の医療機関に紹介している状況にあります。このため、院内で検討を重ねた結果、混合病棟の14床については、看護師が確保された場合には小児科病床として再開することを考えているということであります。

なお、精神・身体合併症の患者については、各病棟において診療科の医師と精神科の医師の共同管理のもと、現在十分な治療が行われていると考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君）　渡嘉敷喜代子さん。

〔渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○渡嘉敷喜代子さん　知事、私たち県民は小学校全体６年生までの30人以下学級と受けとめているんですよ。そして本当にことし21年度は２年生まで拡大するというんですけれども、来年の４月から任期期間中の11月までに本当に６年生までできるのかということを聞いていますので、お答えください。

それから、病院事業局長の話ですけれども、今、小児科、救急医療というのは風邪とかコンビニ医療になっているような状況ですね。ですから当然それはほかの民間病院に移したってどうってことないんですよ。ですが、この合併病床の14床をなくした場合には、沖縄県にはこういう政策医療が全くなくなっていくということではありませんか。そして今、５床しかないわけですよね。それで本当に政策医療としてこれから運営できるのかということを改めてお尋ねします。

知事、島根県は、やはり知事の政治判断だったわけですよ。必要なところには金をかけていくということが、今の仲井眞知事との違いは、沖縄県はまず独法化ありきで走り出しているわけです。ですから、そのことについて知事、もう一度お答えいただきたいと思います。

それから、基地問題についての流弾事故についてですが、今回立証できないという答弁ですが、そして県もこのことに対して、米軍のものであればというようなことで行動を起こそうとしておりますけれども、やはり県警の捜査と同時進行で県でやるべきことということがあるんじゃありませんか。

この間16日に、北谷町の投石事件のことで防衛局の方を訪ねたときに、これとは別件だったので終わってからその話をしましたときに、いや、県警の捜査状況を待っていると、期待しているというようなことを言っているんですよ。そうじゃありませんでしょう。やっぱり防衛局も県もこのことに対してどうしていけばいいのか、本当に動かなきゃいけないんですよ。県警の捜査状況を見てどうするということではないと思います。

それから知事、このことは本当に立件できなければ、区民の皆さんが言うようにもう閉鎖しかないだろうと。その訓練も伊芸区の皆さんは、射程距離の範囲内にいるということであればその訓練をもうやめるべきだということを言っております。そういうことで県としての見解をお尋ねしますが、そして22日の日曜日に区民大会を行うということですが、その件について知事も参加する意思があるのかどうかお尋ねします。

そして、原子力潜水艦の寄港についてですが、安全というのはやはり寄港させないことなんですよ、幾ら言ったって。そして地元の人は、知念市長は何度抗議してもまた、去年なんか41回寄港しているわけですよ。ですから地元が抗議してもらちが明かない。であれば、もうすべての原潜が寄港してほしくない、寄港させないというような意思なんです。ですから、そのあたりも県としてしっかりと地元の意見を聞いていくという立場で対応していただきたいと思います。もう一度お答えお願いします。

それから農水部長、先ほど説明ありませんでしたよ。どうして内示の段階で12月20日の新聞のあの段階で、世界遺産登録を目指してやっているのに、どうして途中で国との調整で消えていったのか、そのことを答えておりませんので改めてお伺いします。

そしてさらに、農水部長、これまで適切に赤土流出もないように実施してきたと言っておりますが、現実には赤土流出しているわけですよね。これは検討委員会の中でも指摘されています。そういうことで、本当にこの林道工事が必要なのか。やるならば、そのあたりのことを事後調査ということをしっかりとやってきたのか、改めてお尋ねします。

終わります。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時35分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　渡嘉敷先生の再々質問に答弁させていただきます。

まず第１の30人学級６年生までを来年の年度末までにどうするんだという御趣旨の御質問だと思うんですが、これはもう申し上げましたように、１年、２年まで――特に21年度は２年生までやります。後は教育庁における制度設計委員会、やっぱり専門家の研究にまちたいということでございます。

それから２番目の医療、県立病院についてでございますが、まず独法ありきというふうに議員はおっしゃっておられますが、我々自身やっぱり離島の医療から始まって、先ほど申し上げた幾つもの分野において沖縄県の県立病院が持つ高い評価と現実にやってきた実績も確実にこれはやっていき、そしてやってきたわけです。ですから、これを縮小しようとか何か削除しようなんてゆめ思っておりません。そういう中で経営として、今の全適も、今度は３年間の改革プランというのはつくってもらっております。しかしながら、あわせて独法化というのも現実に世の中でうまくいっている例もあるわけですから、この意見もきちっと踏まえてちゃんとした経営に裏打ちされたものをつくっていこうということですから、独法ありきだけで議論をしているとはゆめ思っておりません。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　知念　清君登壇〕

○病院事業局長（知念　清君）　渡嘉敷議員の再々質問にお答えします。

医療センターの14床についてでありますけれども、そちらに入っております精神科の患者さんは、比較的軽症な身体合併症を持った患者さんでありまして、病棟でも十分に管理できる患者であるというふうに考えております。そのために、その14床は精神科病床ではなくて、混合病棟、一般の患者さんも入る混合病棟として位置づけておりました。

先ほど小児科の患者さんを他院に紹介する例が連日あるということを申し上げましたが、それは風邪などの軽い症状の患者さんを言っているわけではないんでありまして、特に最近では、ＮＩＣＵやＰＩＣＵ及び小児病棟に病床がないために、そのために他院に送っていると、転院してもらっていると。そしてまた、県内唯一のこども医療センターとしての機能で、重症な患者さんの入院依頼が他の病院からたくさんございます。それにも対応していかなければなりません。小児医療も政策医療の一つでございます。

以上であります。
○議長（髙嶺善伸君）　知事公室長。
〔知事公室長　上原　昭君登壇〕
○知事公室長（上原　昭君）　流弾事故で、県は県としてやるべきことがあるんじゃないかという御質問でございますが、県としては、今後とも引き続き事実確認に努めるとともに、県民の生命、生活及び財産を守る立場から、関係機関に対し訓練の安全管理を徹底するよう粘り強く働きかけていきたいと考えております。
区民大会についてでございますが、伊芸区におきましては、過去にも実弾射撃訓練に伴う施設外への被弾事故などがたびたび発生しておりまして、住民が非常に大きな不安を持っているということはそのとおりだと思います。
県としては、本事案についても米軍がどのような調査を経てそのような結論に至ったのかなど詳細な調査内容を説明すべきだと考えており、今後とも引き続き具体的な調査結果を明らかにするよう求めていきたいと思っております。
原子力潜水艦の寄港についてでございますが、寄港に伴う県民・市民の不安の解消を図るため、県は県の立場で万全を尽くしていきたいというふうに考えております。
○議長（髙嶺善伸君）　農林水産部長。
〔農林水産部長　護得久友子さん登壇〕
○農林水産部長（護得久友子さん）　それでは環境行政の再々質問にお答えいたします。
緑の美ら島づくり推進事業につきまして、12月の新聞報道では世界遺産登録を目指すということになっておりますが、この事業につきましては、当初から世界遺産の登録に向けた条件整備等につながっていくものとして位置づけておりますので、そういう認識をいたしております。
それからもう１点ございますけれども、林道の必要性についてでございますが、林道の整備につきましては、森林の適切な管理や造林、保育、収穫等の森林施業の効率化、それから木材搬出のため必要と考えており、地元の要望を踏まえて自然環境に配慮しながら進めていきたいと考えております。
それと過去に林道工事によります赤土流出の件につきましては、平成19年２月、伊江原林道において流出事故がございましたけれども、そのときにつきましては現地調査を行い、それからその改善申し入れ、それから指導をいたしておりまして適正な対策をとったところでございます。
以上でございます。
○渡嘉敷喜代子さん　答弁漏れがあります。
○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。
午前11時42分休憩
午前11時44分再開
○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。
仲井眞知事。
〔知事　仲井眞弘多君登壇〕
○知事（仲井眞弘多君）　大変失礼しました。
その29日の大会への件、失念しておりまして答弁させていただきますが、現在のところ参加する予定にはいたしておりません。
○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。
午前11時44分休憩
午前11時46分再開
○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。
農林水産部長。
〔農林水産部長　護得久友子さん登壇〕
○農林水産部長（護得久友子さん）　緑の美ら島づくり推進事業につきましては、沖縄の生態系保全の観点から、森林保全創出のあり方を構築し、沖縄が世界に誇れる財産である美しい自然にあふれる緑の美ら島づくりを推進するという趣旨でありますが、世界遺産登録という言葉は、この事業名からはなくなっているんですが、当初からその世界遺産登録そのものの事業じゃなくて、目指した環境整備に寄与するというための事業として認識しております。
以上でございます。
○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。
午前11時47分休憩
午後１時16分再開
○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。
午前に引き続き代表質問を行います。
新里米吉君。
〔新里米吉君登壇〕
○新里　米吉君　社民・護憲ネットを代表して、所見を述べ質問を行います。
中城湾港泡瀬地区臨海部土地造成事業について、社民党沖縄県連合は、昨年10月４日の定期大会で次のような全会一致の決定をしました。
「東部海浜開発事業（泡瀬地区埋立て事業）については、過去３回沖縄市議会で全会一致による推進決議があり、仲宗根市政で賛否が割れたとはいえ、法的手続きを経て埋立て事業が始められている。しかし、土地利用計画は事実上破綻しており、貴重な干潟であることから社民党県連は第２区域の中止、第１区域の土

地利用計画の早期策定と見直しを求めていきます。」との方針を確立しました。

また、護憲ネットワーク県議団は、泡瀬地区土地造成事業について、土地利用計画は事実上破綻しており問題があるとして、昨年の議会まで泡瀬地区土地造成事業特別会計の採決に際し退場してきました。

確かに社民党県連の方針で述べたように、過去３回沖縄市議会で全会一致の推進決議がありました。しかし、土地利用計画にあるホテル４施設や複合商業施設、県の生涯学習センター及び専門学校等について、立地の見通しや可能性が困難になったことは、推進派の仲宗根市政における企業進出意向調査で明白になりました。

したがって、現実には土地利用計画の見直し策定が困難な状況になっており、東門市政で計画の見直しを図ろうとしても、今日まで策定することができない事態に陥っています。にもかかわらず、埋め立てありきで工事を強行して進めており、経済的合理性がないとの判決は必然であります。県は、本県の財政状況について、埋立事業の収支悪化を懸念材料としており、経済的合理性のない事業をこれ以上続けるべきではありません。

教育行政の進級・卒業規定については、学習指導要領との関係があるとはいえ、2003年の内規見直しが強引に行われ、当時の高校長や職員に不満と不信が起きたことを教育庁の皆さんも存じていると思います。

多くの校長や教師の皆さんが心配したのは、仲村教育長が述べておられる一部の生徒に進級に対する緊張感が薄れ、学習意欲が低下し、学校の指導に苦慮することでした。当時心配したことが起きており、率直に実態を直視し、内規見直しに言及された教育長の姿勢を評価するものです。

私は、1998年から１年間、沖縄県人材育成財団理事長の職にありました。人材育成のために多くの企業・団体、個人から多額の寄附がありました。私が感動したのは、1946年４月の敗戦直後、衣食住が厳しい時代に、県外の大学に学ぶ学生のために臨時育英会を九州に設立された県出身の先輩がおられたことと、明治時代に第２代県令上杉茂憲氏が謝花昇ら県費留学生５人を東京に派遣するなど人材育成に力を注ぎ、沖縄を去るに際し、奨学金として3000円を県に寄附したことです。

ちなみに、当時の師範学校を含む沖縄県公立学校における支出総額は２万4872円であり、3000円がいかに多額であるか推測できます。県外で学ぶ学生は多大な費用がかかります。経済的に厳しい学生や家族にとって、人材育成財団の奨学金と学生寮は大きな助けになっています。

沖縄学生会館が老朽化し取り壊すことになりました。私は、沖縄学生会館、南灯寮、沖英寮、大阪寮を理事長時代に訪問していますが、学生会館は約1000坪の広大な土地に72名収容の建物です。県財政が厳しい状況にありますが、学生会館の改築・存続は県の将来にとって重要です。規模を縮小して改築すれば財政問題も解決できます。沖縄学生会館ＯＢ、父母会を初め多くの方々が存続を要望しており、知事及び県教育委員会の前向きな検討で実現させていただくようお願いするものです。

社民党福島党首の代表質問の一部を紹介します。

「今、一つの時代が終わり、新しい時代が始まろうとしています。世界を席巻し、日本でも猛威を振るった人々を切り捨てる新自由主義に決別し、雇用と福祉を大事にする社会民主主義の出番です。政府・与党がつくろうとしていた社会が明確に間違っていたのです。厳しい現実を直視し、大きくかじを切らなければなりません。　年越し派遣村に連日行きました。自殺を図って連れてこられた人、年末、首を切られ寮を追い出され、公園のトイレで過ごしていた人、いろんな人が来ていました。貧困と派遣切りの厳しい現実に、政治がまさに変わらなければならないと痛切に思いました。」と述べています。

市場原理主義による金融バブルの崩壊が今日の事態を招いています。市場の暴走を起こさせない経済のシステム、制度づくりが必要です。そして労働者派遣法の抜本改正、とりわけ製造業への登録型派遣原則禁止を与野党超えて今国会で成立させることを望むものです。

そこで質問します。

１、埋立事業及び東部海浜開発事業（泡瀬埋立）について。

⑴、平成21年度当初予算編成のポイントの本県の財政状況について。

「病院事業特別会計の極めて厳しい経営状況や社会保障関係費の負担増に加え、埋立事業特別会計の収支悪化等が大きな懸念材料。」と述べている。埋立事業の収支悪化を懸念材料としていることについて伺いたい。

⑵、平成16年度の包括外部監査結果報告書によると、監査意見（要旨）で次のように述べている。

「現計画における「海洋性レクリエーション拠点」「国際交流リゾート拠点」形成の根拠が明確でない。」、「「地元の努力によって観光・リゾート地の

形成は可能であると考えられる。」としているが、あまりに希望的観測が強いのではないだろうか。」、「現計画において、年間宿泊需要56万人泊及び宿泊施設計画数1275室を前提とした土地利用計画を立てているが、その根拠が不十分。」、「企業立地も進まず埋立地が放置された状態になっている地区が県内に存在することも周知の事実である。」、土地利用計画については、「具体的な施策が検討されていない。　このような状況で約491億円の事業費を投入すべきか、再検討が求められる。」。

以上のように監査意見は明確に問題点を指摘している。県は監査意見をどのように受けとめているか所見を伺いたい。

⑶、沖縄市は、土地利用計画が破綻しているので、土地利用計画の見直し（新しい土地利用計画の策定）を急いでいると思う。県の認識を伺いたい。

⑷、包括外部監査結果報告書を無視し、土地利用計画も破綻、さらには新しい土地利用計画も策定されない中で工事を強引に進めた結果、経済的合理性がないとの判決が下されたと思う。県の所見を伺いたい。

⑸、質問の⑵、⑶、⑷を考えると、少なくとも控訴審の判決まで工事を中断すべきと思う。県の所見を伺いたい。

⑹、一般会計の中で東部海浜開発事業（泡瀬埋立）に関する事業名と予算額を伺いたい。

⑺、中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計の各事業名と予算額について伺いたい。

２、教育行政について。

⑴、進級・卒業規定について。

ア、県教育委員会は、2003年に県立高校の進級規定（内規）を見直した。当時、私は10数校の校長や職員に会い意見を聞き議会で質問した。圧倒的多数の校長、職員が今日起きている事態を予測し懸念を示していた。仲村教育長は県立学校校長研修会で、内規見直しについて「中退率の減少につながったと評価しつつも、一部の生徒に進級に対する緊張感が薄れ、学習意欲が低下し、学校の指導に苦慮しているという声が上がっている。進級の緩和はもろ刃の剣。中途退学対策で怠け者を助長する教育になってはいけない。教育委員会と校長会で原級留置者を多く出さず、勉強も頑張れる見直しの検討を具体的に進めていただきたい」と述べたとのことである。県教育庁は、内規見直しを前向きに検討する姿勢であると理解していいか伺いたい。

イ、内規見直しが生徒・教職員に与えている影響について、職員会議を踏まえた現場の声を集約すると同時に、学校ごとの影響を調査し具体的改善策を講ずるべきと思う。教育長の所見を伺いたい。

ウ、内規は一律に決めさせるのではなく、各学校の実態に合わせて職員会議で校長が中心になって職員の合意形成を図って決めることが望ましいと思う。教育長の所見を伺いたい。

⑵、学力テスト先進国イギリスのイングランドでは、全国学力テストを実施。学校単位の成績一覧表を公表し、学校間の競争を激化させた。そのため多くの弊害を生じさせている。成績一覧表の公表に加わらなかった北アイルランドとウェールズは、イギリスの学力テストから離脱（スコットランドは全国学力テストに不参加）したが、昨年イングランドも全国学力テストをやめたことが報道された。イギリスのクリス・ウッドヘッド首席勅任視学官は、「私たちは日本の教育をまねようと努力してきたのに、今は日本がまねようとしている。」と述べている。イギリスにおける全国学力テストの失敗について教育長の所見を伺いたい。

⑶、沖縄学生会館について。

ア、学生会館は建物が老朽化（築46年）し、耐力度テストの結果取り壊すことになった。寮生19人のうち４人は卒業するが、15人の在学生は寮を退去しこれからの生活に困難を来す。学生への支援策について伺いたい。

イ、沖縄学生会館（千葉県）、南灯寮（東京都）、沖英寮（東京都・女子寮）、大阪寮（大阪府）は、これまで県出身学生の中で学業が優秀で経済的理由で住居の確保が困窮している学生を受け入れ多くの人材を育ててきた。取り壊すことになった沖縄学生会館の規模を縮小して改築することを早急に検討すべきと思う。県知事と教育長の所見を伺いたい。

⑷、全国高校総体に向けて。

ア、県有施設の競技会場は、陸上競技場、補助競技場、庭球場、自転車競技場、水泳プールの整備が必要と思う。進捗状況を伺いたい。

イ、選手強化（競技力向上対策）の取り組みを伺いたい。

ウ、ことしは「美ら島沖縄総体2010」リハーサル大会が開催される。全国高校総体の成功は運営面が重要になる。リハーサル大会に向けて運営についての準備、訓練等について伺いたい。

⑸、伊平屋村は、伊平屋中学校に通う障害のある生徒のためにいす式階段昇降機を設置した。財政状況の厳しい伊平屋村だが、必要なところに予算を回すのは行政の義務としているとのこと。また、支援員の配置

も決めたとのことである。地域の学校で健常者と障害者がともに学ぶ伊平屋村の支援体制は高く評価したい。教育長の所見を伺いたい。

３、雇用対策について。

⑴、「年越し派遣村」に約500人の人が集まった。寒さに震える人があふれた状態を突きつけられ、ほっておくわけにいかなかったと厚労省が動き、東京都も当面の宿泊先と食事を用意した。派遣切り、非正規労働者の雇いどめ等の現実がテレビや新聞で全国民に明らかにされた。人間性を疑われる政務官の発言もあった。「年越し派遣村」について知事の感想を伺いたい。

⑵、労働者派遣法の抜本改正（派遣対象業務を専門職に限定し限定列挙等）が必要と思う。特に、製造業への「登録型派遣」原則禁止については早急に対応すべきと思う。県の所見を伺いたい。

⑶、昨年10月からことし３月までに非正規労働者12万5000人が失職するとのことである。大手製造業16社が大規模な人員削減を進める一方で、株主対策や財務基盤強化を重視した経営を続けていることが共同通信社の集計で明らかにされた。知事の所見を伺いたい。

⑷、県の雇用対策の主な事業について伺いたい。

⑸、緊急雇用対策と長期の雇用策に関連する職業訓練も重要である。その一環として職業能力開発校の充実が必要と思う。県の所見を伺いたい。

⑹、職業能力開発校の充実のために有資格者の非常勤職員を正式採用または安定的に雇用することが必要である。県の所見を伺いたい。

⑺、新規事業の県立学校40校に進路や就職指導をする非常勤職員を配置する「ジョブサポーター配置事業」について、現在類似の事業で配置されている学校があるか。その実績はどうか。また、「ジョブサポーター配置事業」の目的を伺いたい。

４、観光行政について。

⑴、上海事務所における観光客誘致の取り組みを伺いたい。

⑵、外国客誘致に向け東京、京都などと広域連携を進めるとのことで非常に重要な視点であり戦略と思う。具体的施策を伺いたい。

⑶、春節（旧正月）休暇の北京からの観光客約1500人が沖縄を訪れた。来年以降も継続されふえることが望まれる。北京からの観光客の沖縄観光への評価と来年以降の見通しを伺いたい。

⑷、2008年に香港から沖縄を訪れた人は約３万人で、07年の約３倍である。香港からの誘客について今後の見通しを伺いたい。

⑸、景気後退による観光への影響に対応するため、本土主要紙での広告掲載やイベントも行い沖縄観光をＰＲするとのことだが、修学旅行誘致の取り組みを伺いたい。

５、産業振興について。

⑴、那覇空港を国際物流の中継基地にしようと、全日空が進める国際貨物基地構想がことし10月から始動する。沖縄経済への影響と効果について伺いたい。

⑵、沖縄タイムスの「逆風に挑む」と琉球新報の「新交易時代」に紹介されている県内企業の海外展開への活躍と成功を期待したい。知事の感想を伺いたい。

⑶、県内の耕作放棄地（遊休農地）面積が3015ヘクタールで、全耕作地面積のうち7.7%を占めるが、耕作放棄地を地主が賃借させない現状もあることを農林水産部は把握しているか。その対策も考えているか。

⑷、北中城村の養殖アーサが不作である。網についた泥が発芽や成長を妨げているとのことである。泥の発生に泡瀬干潟埋立工事が関係しているのではとの見方もあると報道されている。農林水産部と土木建築部は実態を把握しているか。

６、交通政策について。

⑴、県公共交通活性化推進協議会は、「那覇市・浦添市・宜野湾市・沖縄市地域公共交通総合連携計画」の素案を了承したとのことである。しかし、基幹バス実験を延期したようだが、利用者を代表する委員は、バス網が変われば、渋滞解消や交通事故減少など市民生活に好影響が出る。ぜひ実現してほしい、公共交通の再生に期待している県民は多い。計画が棚上げされることがないよう、しっかり前に進めてほしいと述べている。基幹バス実験延期の理由を伺いたい。

後で再質問を行います。

○議長（高嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　新里米吉議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第１に、教育行政の中で、沖縄学生会館の改築に関する御質問にお答えいたします。

県外学生寮は、県外大学などで学ぶ学生が勉学に専念する場として、これまで多くの有為な人材を育成し、沖縄県の振興・発展に大きな役割を果たしてきたものと認識をいたしております。

沖縄学生会館につきましては、今後、所管する教育委員会において検討し適切に対応していくものと考えております。

次に、雇用対策に関する御質問で、「年越し派遣

村」の感想に関する御質問にお答えいたします。

昨年末、日比谷公園に開設されました「年越し派遣村」に職と住居を失った多くの方々が集まったことは、雇用状況の厳しさを改めて認識したところでございます。

このようなことから、沖縄県内における離職者対策として、県営住宅への優先入居や県における短期間の臨時雇用を実施しているところでございます。

次に、観光行政に係る御質問の中で、外国客誘致に向けた広域連携に関する御質問にお答えいたします。

沖縄県では、欧米地域からの外国人観光客の誘客を図るために、訪日観光の主要拠点であります東京、そして京都などと、ビーチリゾート沖縄を組み合わせました観光商品を造成をし、広域観光を推進する事業を平成21年度から実施することといたしております。

東京都や京都市などをメンバーといたします協議会を設置し、各都市と連携をした広域観光モデルコースの開発や誘客プロモーションの実施に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、産業振興に関する御質問の中で、国際航空物流事業の影響、効果についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

全日空は、ことしの10月下旬から那覇空港を拠点に国際航空物流事業を開始する計画を正式に発表いたしております。

県としましては、同事業によりまして産業振興に向けた物流ネットワークが大幅に拡充され、県産品の販路拡大、そして物流関連や加工交易型企業の誘致促進、雇用の増大等に大きく寄与するものと期待をいたしております。

同じく産業振興の中で、県内企業の海外展開に関する御質問にお答えいたします。

県内企業が海外展開していることを高く評価いたしており、今後のますますの御活躍を期待いたしております。

県産品の海外への販路拡大を図るためには、魅力ある商品づくりや海外企業とのネットワーク構築等を促進する必要があります。

このため、沖縄県は、これまで海外事務所などを通じた現地の経済情報の収集・提供を初め海外で開催される商談会そして見本市への出展支援などを行っているところであります。

今後も引き続き県内企業の海外展開を支援してまいる所存でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　総務部長。

〔総務部長　宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君）　埋立事業及び東部海浜開発事業についての御質問に関連しまして、埋立事業の収支悪化を懸念材料としていることについてお答えいたします。

埋立事業については、その用地の造成費を企業債で調達し、造成地等の売却収益をもって償還財源を賄うこととなっており、特別会計を設けているところでございます。

中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業や中城湾港マリン・タウン土地造成事業などの埋立事業においては、経済状況の悪化等により造成地売却が低迷しており、今後も計画どおりの売却が進まず、償還財源が賄えない状況に陥った場合には県財政への影響が懸念されることから、平成21年度予算編成方針において記述したところでございます。

○議長（髙嶺善伸君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　埋立事業及び東部海浜開発事業についての御質問の中の、包括外部監査意見に係る県の所見についてお答えいたします。

包括外部監査意見への対応については、平成14年に県及び沖縄市において土地利用需要予測を検証しており、県としては事業の抜本的な変更・見直しの必要はないものと判断し、包括外部監査人に対し説明をするとともに、平成18年５月に沖縄県公報に登載し公表しております。

今後は、現在沖縄市で進めている土地利用計画見直しの状況を踏まえながら、社会経済情勢の変化等に的確に対応し、地域のニーズに沿った土地利用が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、土地利用計画の見直しに係る県の認識についてお答えします。

県としましては、現在沖縄市において進められている土地利用計画見直し作業は、現計画を検証するとともに、社会経済情勢の変化に対応し、より経済的合理性を高めるために行われるものと認識しております。

今後とも地域のニーズに沿った土地利用が図られるよう、国とも連携しながら沖縄市に協力していきたいと考えております。

続きまして、判決に対する県の所見についてお答えします。

昨年11月の判決におきましては、「平成12年の埋立免許時点の土地利用計画は経済的合理性を欠くとまでいうことはできない」となっております。

県としましては、現在、沖縄市において進められている土地利用計画見直し作業は、平成12年の計画を検証するとともに、社会経済情勢の変化に対応しより経済的合理性を高めるために行われるものと認識しております。

したがって、市が見直し作業を進めている時点で具体的な土地利用計画の見直しが定まっていないことをもって経済的合理性を欠くとは言えないものと考えております。そのため、判決を不服として昨年12月２日に控訴したところであります。

続きまして、工事の中断についてお答えします。

泡瀬地区埋立事業は、地元からの強い要請に基づき実施しており、沖縄市長も市の経済活性化へつなげるため、現在工事を進めている第Ⅰ区域については推進することを表明しております。また、沖縄市議会でも圧倒的多数で事業の推進を求めております。

県としましては、地元の要請にこたえるためにも、土地利用計画見直し後、早期に土地利用が図られるよう、国や市と連携を図りながら事業を推進していきたいと考えております。

続きまして、一般会計の泡瀬地区埋立事業に関する事業名及び予算額についてお答えします。

平成21年度一般会計歳出予算の中城湾港泡瀬地区に関する事業は、港湾改修事業、港湾環境整備事業及び港湾計画基礎調査費であります。

予算額は、港湾改修事業として２億円、港湾環境整備事業として５億4000万円及び港湾計画基礎調査費として600万円の合計７億4600万円を計上しております。

続きまして、特別会計の泡瀬地区埋立事業に関する事業名及び予算額についてお答えします。

中城湾港泡瀬地区臨海部土地造成事業特別会計は、泡瀬地区臨海部土地造成費、元金償還金、長期債利子から成っております。

平成21年度当初予算につきましては、歳出総額が２億3415万9000円となっており、内訳は元金償還金２億912万円と長期債利子2503万9000円であります。

次に、産業振興についての御質問の中の、北中城村の養殖アーサについてお答えします。

泡瀬地区埋立工事に当たっては、濁りの流出を防止するため、汚濁防止膜を二重に展張しており、また、作業期間中は汚濁防止膜の内側と外側で濁度調査を実施しております。

これまでの調査結果によると、工事現場からの濁りの流出は確認されていないことから、北中城村の養殖アーサの不作と工事の因果関係はないものと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　それでは、教育行政についての御質問で、内規見直しの検討、具体的改善策、職員の合意形成等について一括してお答えいたします。

本県の県立高等学校における進級に関する規定については、見直しから５年が経過しており、原級留置者や中途退学者が減少するなど改善された面もありますが、一部の生徒に進級に対する緊張感が薄れ学習意欲が低下しているとの声も聞かれることから、その成果や課題について去る１月に県高等学校長協会と意見交換を行ったところであります。

進級に関する規定については、生徒の身分や権利、将来の人生設計に大きな影響を及ぼすものであることから、内規のあり方を慎重に検討していく必要があると考えております。

県教育委員会としましては、今後とも学校の実態を詳細に把握するとともに、県高等学校長協会や県高等学校ＰＴＡ連合会等と意見交換を行うなど、学校現場の状況を調査し、今後の進級規定のあり方を検討してまいりたいと考えております。

次に、イギリスの学力テストについてお答えいたします。

イギリスは、国の学力水準を上げるために、日本の学習指導要領を参考にしたナショナル・カリキュラムを策定し、学校の経営力と教師の力量を高めるための方策として、各学校の監査と全国学力テストを実施しております。その中で、７歳、11歳、14歳で実施していた全国学力テストについては、次年度から14歳での実施を取りやめ、７歳と11歳のみの実施にすることとなったと聞いております。

イギリスにおける全国学力テストについては、イギリスの教育施策に基づいて実施されているものと考えております。

次に、沖縄学生会館入寮生に対する支援策についてお答えいたします。

沖縄学生会館は築46年が経過し建物の老朽化が著しく、平成20年９月に行った耐力度調査の結果、構造上危険な建物であることが判明いたしました。

このことから、沖縄県国際交流・人材育成財団においては、入寮生の安全確保を図るため、平成21年３月末をもって閉鎖することとしております。

県教育委員会としましては、同財団を通して奨学金の貸与、大学の寮への入寮や南灯寮への入寮などの支

援を行い、寮生が学業を中断することのないよう努めてまいります。

次に、沖縄学生会館の改築についてお答えいたします。

県外学生寮は、県外大学等で学ぶ学生の経済的負担を軽減し勉学に専念させるとともに、寮生活を通し社会人として多くの有為な人材を育成してきた役割は大きなものがあると認識しております。

沖縄学生会館につきましては、現在、沖縄県国際交流・人材育成財団の意向や沖縄学生会館入寮生の父母及び入寮生の意見を参考にするとともに、沖縄県県外学生寮検討委員会において検討しているところであり、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、全国高校総体に向けた競技会場の整備状況についてお答えいたします。

全国高校総体の競技会場となる県有施設につきましては、現在、奥武山水泳プールの改築や県総合運動公園陸上競技場、補助競技場及び自転車競技場の改修を行っているところであります。各競技施設の改築及び改修工事は、平成21年12月までにはすべて完了する見込みであります。

なお、庭球場については、平成21年度の国庫補助による公園整備事業として予算要望を行っているところであります。

県教育委員会としましては、関係機関・団体等と連携し、各競技施設の整備に鋭意取り組んでいるところであります。

次に、選手強化についてお答えいたします。

「美ら島沖縄総体2010」に向けて選手の育成強化を図ることは極めて重要なことと考えております。

県教育委員会においては、競技力向上対策事業年次計画を策定し、平成16年度から小学生スポーツ教室や中学生強化練習会を行うなど、選手の育成強化に取り組んでまいりました。

今年度は、平成22年度全国高校総体競技力向上推進本部のもと、開催年度に主力となる高校１年生を中心に強化練習会や県外合宿等を実施するなど、選手の育成強化に努めております。

次年度は、38校96運動部の強化指定校を中心にさらなる競技力向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、リハーサル大会の運営についてお答えいたします。

「美ら島沖縄総体2010」の競技運営の課題確認及び関係団体等の連携という観点から、リハーサル大会を開催することは必要なことだと考えております。

平成21年度より県教育委員会から市町村実行委員会へ派遣された教諭を中心に、関係団体等と連携を図り競技運営を行うこととなっております。また、「競技役員等養成計画」を策定し、リハーサル大会等を通して役員・補助員養成を実施していく予定であります。

県教育委員会としましては、施設整備、選手強化を図るとともに、市町村、県高体連等と連携を行い、「美ら島沖縄総体2010」開催に向けて万全を期してまいります。

次に、伊平屋村の特別支援教育の支援体制についてお答えいたします。

重度の障害により地元の学校に通えない状況のもとで、財政的に厳しい中、行政が支援することにより地元の学校で義務教育を受けられるように配慮されたことは、先進的な取り組みとして高く評価するものであります。

このことは、児童生徒一人一人のニーズに応じた特別支援教育として、他の市町村の見本となるすばらしい事例であると考えております。

県教育委員会としましては、今後とも各市町村と連携を図りながら、特別支援教育の一層の充実に努めてまいります。

次に、雇用対策の御質問で、ジョブサポーター配置事業についてお答えいたします。

ジョブサポーター配置事業は、ジョブサポーターを県立高校40校に配置することにより、学校の進路指導体制を充実強化し、就職内定率の向上、早期離職率の改善を図ることを目的としております。

類似の事業としましては、平成17年度から19年度までジョブアドバイザー配置事業、今年度からキャリアサポーター配置事業を実施しております。

この間、生徒の望ましい職業観・勤労観の育成が図られ、就職内定率は向上し、昨年度は過去最高の86.7%となっております。

県教育委員会としましては、今後とも関係機関等との連携を強化し、高校生の就職支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　観光商工部長。

〔観光商工部長　仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君）　雇用対策に関する御質問の中で、労働者派遣法の抜本改正に係る県の見解についてお答えします。

現行の労働者派遣制度については、雇用が不安定である、安定した収入が確保できない、正規労働者との格差等の問題などが指摘されております。このため、

国においては、日雇い派遣の原則禁止、派遣労働者の待遇の改善などを行うため、昨年の11月に労働者派遣法の改正法案を国会へ提出し、継続審議で今国会へ付託されております。

沖縄県としては、派遣労働者の雇用の安定と確保が図られるよう、国会において審議されるものと考えております。

次に、大手製造業が株主対策などを重視した経営を行っていることについてお答えします。

企業においては、財務基盤を安定させるため、雇用調整を行わざるを得ない場合もありますが、雇いどめなどの雇用調整は、労働者個人の人生設計を左右するばかりでなく、個人消費の減退、ひいては国民経済の活力低下にもつながる可能性があり、企業が果たすべき役割は大きいものがあります。そのため、企業においては、雇用の維持確保に努めていただきたいと考えております。

次に、主な雇用対策事業についてお答えします。

２月補正における主な雇用対策事業としては、厳しい雇用失業情勢を改善するため、雇いどめ等による失業者の再就職を支援する「緊急ジョブトレーニング事業」やテレビ、新聞等を通して、雇用支援助成金の活用促進を図る周知啓発事業を新たに実施します。また、「雇用再生特別事業基金」及び「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を造成し、県や市町村において雇用創出効果の高い事業を実施し、雇用失業情勢の改善を図ってまいります。

次に、職業能力開発校の充実についてお答えします。

県立職業能力開発校においては、産業構造の変化など社会ニーズに対応した職業訓練を行っております。昨今の産業界の多様なニーズに対応できる技能者を養成するため、電気工事科と建築設備科を統合し、電管施工科を設置したほか、溶接科に板金の訓練を取り入れた板金溶接科を設置するなど、科目の再編等を行ったところであります。

今後とも、多様化するニーズに対応した各種訓練の充実強化を図っていきたいと考えております。

次に、非常勤職員の正式採用などについてお答えします。

沖縄県においては、行政改革の一環として定員適正化計画を推進しており、職業訓練指導員についても、同計画との調整を図りながら、訓練科目への社会ニーズ、現在の職員体制等を総合的に判断して必要な人材を採用しております。

正職員の採用については、これまで採用試験を実施しており、平成20年度においては設備システム科とメディア・アート科の正職員採用試験を実施し、平成21年度から２名の正職員採用が決定しているところであります。

次に、観光行政に関する御質問の中で、上海事務所における観光客誘致の取り組みについてお答えします。

沖縄県では、「ビジットおきなわ計画」の中で、中国を初め、台湾、韓国、香港を海外誘客重点地域として誘客宣伝活動を戦略的に展開しております。

上海においては、沖縄県上海事務所を活用して、旅行市場の情報収集やネットワーク構築を初めメディアを活用した広告宣伝、国際旅行博覧会への出展、現地旅行社を対象とした観光セミナーの実施など、誘客プロモーションを積極的に展開しております。

次に、北京からの観光客の沖縄観光への評価と来年以降の見通しについてお答えします。

春節休暇を中心に北京からのチャーター便による観光客が多数沖縄を訪れておりますが、旅行社の話では、観光客の反応もよく、今後さらなる誘客が期待できるとのことでした。

沖縄県としては、北京からの観光客誘客を促進するため、定期航空路線の開設に向けて、航空会社、政府関係機関への働きかけを行うとともに、現地旅行社に対する観光セミナーの実施、国際旅行博覧会への出展、中国大手検索サイトへの広告掲載など、積極的なプロモーションを展開してまいります。

次に、今後の香港誘客の見通しについてお答えします。

香港において、沖縄は日本のリゾート地として評価されており、昨年４月の定期航空路線の開設に伴い、今後さらなる誘客が期待できます。このため、沖縄県としては、定期便の増便や、さらなるチャーター便の誘致を促進するとともに、メディアや旅行社招聘など、航空会社とタイアップした誘客プロモーションの強化、レンタカー観光の推進による個人客の誘致強化、リゾートウエディングの誘致促進などにより、昨年以上の誘客に努めてまいります。

次に、修学旅行誘致の取り組みについてお答えします。

平成21年度における修学旅行の取り組みについては、従来までの説明会の開催に加え、引き続き東京に専任スタッフを配置するなど、誘致活動を強化していきます。また、離島への修学旅行をさらに促進するため、学校関係者や旅行代理店などを招き現地研修会を開催することとしております。さらに、航空会社に対

しては、引き続き修学旅行運賃への配慮を求めてまいります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん）　それでは産業の振興についての御質問で、地主が農地を賃貸させない現状とその対策についてにお答えいたします。

本県の耕作放棄地発生の要因としては、地主が農地を貸したがらない現状があります。その理由としては、資産保有のため、また農地を他人へ貸すことへの不安などが考えられます。

耕作放棄地の解消については、耕作放棄地対策協議会を通じて農地を再整備した上で、地権者と利用者の仲介をし、担い手への農地の利用集積や新規参入を促進してまいります。

同じく産業振興についてで、北中城村の養殖アーサについてにお答えいたします。

北中城村の養殖アーサについては、現場を確認しております。例年に比べ生育が悪い状況にありますが、その原因については不明であります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　企画部長。

〔企画部長　上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君）　交通政策についての御質問で、基幹バス実験の延期についてお答えをいたします。

沖縄県公共交通活性化推進協議会では、バス停など乗り継ぎ施設の整備やＩＣカードの導入、バスレーンの拡充など、諸条件の整備に取り組む必要があることから、関係機関との協議を継続し、条件が整い次第、基幹バスの実験を実施することとしております。

以上であります。

○議長（髙嶺善伸君）　新里米吉君。

〔新里米吉君登壇〕

○新里　米吉君　再質問を行います。

１、泡瀬埋立の⑸、工事中断について質問します。

かつて稲嶺県政の石川副知事が見直しを発言したことがあります。そのときに、誘致派推進派から押しかけられて、その後、沈黙してしまったのは残念だったなと思います。大変勇気ある立派な発言だったんではないかと思います。その後、稲嶺知事も2001年８月24日の定例記者会見で、土地利用計画の見直しを示唆する発言をしております。

沖縄市はそういったことを受けて、土地利用の見直しを考えてだと思うんですが、進出希望の意向調査などをやってきたわけです。ところが、ほとんど希望がなかった。これが実態です。

平成15年３月14日の予算特別委員会で、港湾課長は私の質問に対してこう答えました。「沖縄市は、これまで何度か意向調査をやったということは聞いています。平成８年、平成９年ころは何社か希望しているのがあったようでありますけれども、この後にした平成11年、12年ころの調査では、希望したのはなかったと聞いています。」と答弁しています。また、沖縄市の東部海浜開発局長は、市議会で2000年度の意向調査２社と答弁しています。結局、推進派の市長が一生懸命調査をしても希望がなかったというのが実態なんです。これはもう明確に報告されて、報道されていることです。そういうことで、結局は土地利用計画をつくろうと思っても幾ら調査しても立地したいという希望がないわけですから、結局つくれないままに今日まで来ているというのが実態ですね。

ですから、状況が変わってきているのにバブルの時代の夢をそのまま引きずって、そのままやっていっていいのか。状況が変わったら、これはもう強引に進めるんじゃなくて――これは強引に進めるというのは悪しき公共事業の例ですから――やはりここで最近は全国的に皆さん、あちこち保革を超えた知事の皆さんが勇気を持って、これはもう進めるべきでないという公共工事は撤退していますよ。こういう撤退するという勇気がないのか。県は一度計画したら情勢が変わっても強引に進めるのか、中断する英断はないのか伺いたい。

それから教育行政の⑶のイ、沖縄学生会館の改築存続についてでありますが、琉球王国時代から北京、それから福建にたくさんの留学生を送ってきました。そして先ほども話しましたけれども、ヤマトゥンチューの第二代県令の上杉茂憲氏が――恐らく今の金に換算すると数億じゃないかと思われるような――大金を沖縄県の人材育成のために奨学金として寄附して去って行かれた。いつの時代でも人を育てる、こういうことはもう常に力を入れてきたことです。

私はそういう意味では、学生会館1000坪近くの土地があるわけです。あれ全部は要りません。今、売ったら買いたたかれるので、もうちょっと景気がよくなったころに売れば、あれを十分縮小してつくればできるんです。そういうことでは何の財政上の心配ありません、あんな広大な土地を持っているんだから。

そういうことでぜひ勇気を持って、これまた英断を持って、教育委員会、そして教育に力を入れるとおっしゃっているわけですから、知事の方もお願いをした

いと思います。

それから雇用対策の⑹、先ほどの有資格者の非常勤継続雇用についてでありますが、職業能力開発校は非常勤職員の募集をしても有資格者が応募しないというんです。なぜかといって調べたら、有資格者はもっと民間で高給取りしている。なかなか集まらない、これが実態です。ですから、こういう有資格者の人はやはり正式に雇用するか、そうでなければ安心して働けるようにしないと、もう３年たったからあんたたちも首の対象だよとこういうことにはしない方がいいんじゃないかということを言っているわけです。これは県の講師設置規程でも可能ですし、労基法上も調べたら可能ですから、県の所見を伺いたいと思います。

それから産業振興の⑷、北中城村の養殖アーサ不作についてであります。

ことしは奥武島は養殖アーサ豊作だと新聞に出ました。それから天然アーサも豊作だと地元の方が言っておられます。恩納村も豊作、北中城村は沖縄一の生産地で、去年までは豊作、何でかことしはだめなんです。どこに理由があるのか。泥が来ているということはもう皆さん言っている。私は、防止膜を張っているということでしたので、現地を見てきました。ところが、確かに張られてはいる。作業中はあけているんですよ、航路を。あけないと通らないものだから、運搬船なんかは。運搬船が入っていましたよ、あけたままでやっている。ここから流れていくじゃないですか。見たらいいですよ。私は直接目で見てきたんです。そこから流れ出ていくから、皆さんも言っているようにあそこの土地は粒子が細かいと皆さんこれまで説明しているでしょう。そんな細かい粒子だったら、流れていって周辺に落ちていきますよ、後は。そのことを考えて言わないと、防止膜を張っているから大丈夫では通らない。

その辺を含めてしゅんせつ作業と本当に関係ないと自信を持って言えるのか、答弁をお願いします。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午後２時20分休憩

午後２時23分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　それでは新里議員の再質問にお答えいたします。

沖縄学生会館を今後どうするかという御質問でございますけれども、議員のお話の中で、その土地の一部を売却して建てかえ費用に回したらどうかとかそういう貴重な御提言もございますので、いろんな選択肢がございますので、今後、沖縄県県外学生寮検討委員会において沖縄県国際交流・人材育成財団の意向や関係者等の意見を参考にして検討を行いまして、そのあり方については慎重に検討し、年内を目途に結論を出していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　再質問にお答えします。

社会状況の変化の中で、工事を中断する気はないかという御質問にお答えします。

当泡瀬地区埋立事業は、地元からの強い要請に基づいており、沖縄市長も市の活性化につなげるため、現在進めている第Ⅰ区域については推進を表明しております。また、当事業は新港地区東埠頭の整備とも密接な関係があります。航路・泊地のしゅんせつ土砂を有効活用する合理的な事業であります。新港地区の企業誘致を進める上でも、東埠頭を早期に供用開始をする必要があると考えております。現在、沖縄市が進めている土地利用計画の見直し作業は、現計画を検証するとともに、より経済的合理性を高めるために、土地利用の見直しを進めているものと認識しております。

県としましては、土地利用計画見直し後、早期に効果が発現できるよう、引き続き県や市と協力しながら事業を推進していきたいと考えております。

それから北中城養殖アーサの不作の原因についてでございますが、国ともこれから調整をしまして、調査について検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　観光商工部長。

〔観光商工部長　仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君）　訓練校の非常勤の採用に関してでございますけれども、県においては職員を採用する場合は原則として任期付職員であっても選考試験を実施して、受験者は公募して採用するということでやっております。ちなみに、20年度２名の採用については７名の応募がありました。引き続き、公募の方法で選考試験を実施して採用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　新里米吉君。

〔新里米吉君登壇〕

○新里　米吉君　２点要望して終わります。

１点目は、先ほど北中城村の養殖アーサの件、調査をすると言いましたので、最初とは大分変わりましたね、関係ないみたいなこと言っていましたが、調査をするということですからしっかり調査をして、その調査はあの工事をしているしゅんせつの場所と、それからアーサの場所をちゃんと見て、それなりに対応を考えていただきたいと思います。

２つ目は、教育長、慎重に検討というとちょっと心配になってくるんですよね。言葉を変えて前向きに検討と言ってくれれば非常にこちらもほっとするんですが、先ほど話しましたように、歴史的にたくさんの人たちが非常に頑張ってくれた。戦後すぐ、先ほどは福岡を話しましたが、東京でもその後、沖縄の先輩たちがいろいろ支援をしているんです。こういうようにみんなで頑張ってきた、人を育てることですからぜひ前向きに検討してください。

○議長（髙嶺善伸君）　糸洲朝則君。

〔糸洲朝則君登壇〕

○糸洲　朝則君　それでは公明党・県民会議を代表して所見を交えながら代表質問を行います。

初めに、きょう２月19日は64年前に海兵隊を主力とする米軍が硫黄島に上陸した日であります。約１カ月間にわたる戦闘では、日本側２万129人、米側6821人の犠牲者を出し、その後沖縄への戦線拡大により、我が県民が歴史的悲劇を体験したことは周知のとおりであります。

近年、米国人自身の手によって日本の玉砕を描いた映画「硫黄島からの手紙」が制作をされ、歴史に一区切りをつけようとする動きが見られました。また、航空自衛隊空幕長の発言に象徴されるように、史実そのものをねじ曲げようとする歴史観修正の動きも見られます。しかし、時代がいかに変わろうとも戦争ほど残酷で悲惨なものはないというのが我が県民の結論であると強く訴えます。

さて、米国発の金融危機は世界的な景気後退や雇用情勢の悪化など、実体経済にも衝撃を与え、我が国は今、幕末や敗戦に次ぎ、近代以降３番目の国難に直面していると言われます。自動車関連産業を初め、製造業を中心とした外需頼みにより、戦後最長の景気に酔いしれたのがまるではるかかなたに思えるほど、国民・県民は今いてつく巨大な氷河の前に立ちすくんでおります。

経済界では、構造改革の急先鋒であったエコノミストの中谷巌氏が、ざんげの書とも言うべき「資本主義はなぜ自壊したのか」を出版し、国民の注目を集めておりますが、氏の指摘をまつまでもなく、グローバリゼーションの負の象徴として格差が拡大しているのは紛れもない事実であります。今、国民・県民が求めているのは、政局至上主義や党利党略を超え、この試練に立ち向かう政治のダイナミズムであり、スピード感であります。

とりわけ我が県は、王朝以来今日の世界的悲劇をもたらした経済至上主義とは一線を画してきた唯一の県民であり、日本再生のヒントは沖縄にありと訴え、質問をいたします。

基地問題。

初めに、我が県の最重要課題でありますが、オバマ新政権が発足をし、世界は今ブッシュ政権の単独行動主義から国際協調路線へと変化、いわゆるチェンジが耳目を集めております。普天間飛行場の返還を初めとする基地問題の解決を大きく前進させる好機到来ととらえることができます。この時期に合わせて仲井眞知事は初めて首都ワシントンを訪ね、積極果敢な要請行動を展開し、記者会見でも大きな意味があったと強調されました。

そこで伺います。

⑴、訪米予算が議会否決、再提案をしてまで執念を持って訪米した知事の思いと、実際に訪米した手ごたえ。

⑵、歴代知事の訪米と仲井眞知事の訪米との違い。

⑶、再訪米の目的、課題、期待するものについて伺っておきます。

クリントン米国務長官が16日から２日間来日し、中曽根弘文外相との間で米軍普天間飛行場移設の日米合意推進などを明記した在沖海兵隊グアム移転に係る協定に署名をするとともに、浜田靖一防衛相とも会談をいたしました。クリントン長官の訪日は、歴代長官の中で就任後初の訪問国として日本を選んだ初の例であり、対日関係の重視のあらわれと受けとめられております。日米関係が重要であるのであれば、沖縄の基地の負担軽減を実行することが県民の主張であり、県民の声であります。マスコミ報道を見る限り、必ずしも沖縄の思いが反映されているとは思いませんが、知事の所見を伺います。

⑷、クリントン国務長官来日に対する知事の所感、訪米との関連性、在沖基地問題の解決を訴える絶好の機会だが、知事の対応はいかに。

⑸、クリントン国務長官来日時に、在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定が署名されるとともに、米軍再編ロードマップの普天間移設と本島中南部の基地返還実施が再確認されましたが、これに対する知事の所感について伺います。一方、仲井眞知事は、今月１日来

県した中曽根弘文外相との会談を行い、日米地位協定の抜本的な見直しなど７項目の要請を行いました。特に、普天間飛行場の名護市辺野古沖移設に伴う代替施設については、改めて政府案の沖合修正を要請いたしました。報道では、中曽根外相は日米合意推進への地元理解を求めたと報じられております。

そこで伺いますが、⑹、中曽根外相と知事との会談の中身、特に基地問題解決の手ごたえについて。

⑺、米軍絡みの事件・事故や犯罪が一向に減らないが、日米両政府に強力に働きかけるとともに県の対策が求められますが、知事の考えはいかに。

⑻、久米島・鳥島両射爆撃場の返還と訓練空域・水域の一部解除について知事の所見を伺います。

２番目に、農林水産業について伺います。

世界的な金融・経済危機に向け、我が国は全治３年とされていますが、当然この３年間は国民に忍耐と治療を求めるだけの３年間だけではなく、未来への希望をはぐくむ新しい日本へのスタートとしなければならないというのは言うまでもありません。

そこで我が党は今、斉藤鉄夫環境相を先頭に取り組みを開始いたしました。環境と農業を軸にした「グリーン産業革命」であります。限られた財源と人材をどこに投入すれば経済再生を促し、新しい成長へと連動していけるか、そのかぎを握るのが環境と農林水産業と言えます。

世界に目を向けても産業優先、市場重視の前ブッシュ政権から環境エネルギー分野への巨額な集中投資と、それによる新たな雇用の創出を目指すグリーン・ニューディールへと大胆にかじを切ったオバマ政権の登場で、いよいよ世界は本格的な低炭素化競争の時代に突入いたしました。事実、ドイツ、イギリス、韓国なども矢継ぎ早に独自策を打ち出すなど、主要国は経済危機を脱する道として環境を選択いたしました。

そうした中、我が党が先月、麻生首相に申し入れたグリーン産業革命への提言であります。同提言では、環境産業活性化のために３年間で10兆円規模の投資を行い、今後５年間で100兆円規模の市場を形成し、200万人超の雇用創出を実現するよう求めています。具体策として、太陽光発電の導入量の政府目標を前倒しし、５年で現在の５倍、2020年までに20倍にするなどの目標を提示しています。電気自動車やプラグイン・ハイブリッド車などの環境に優しいエコカーについても５年後に新車販売100万台、20年後に新車販売台数70％超を目指しています。

一方、農業については食料自給率の長期低迷や耕作放棄地の増大などに象徴される農業衰退に対し、公明党が主張してきた借りやすく貸しやすい農地制度の確立を目指し、これまでの所有から利用重視へと大転換する農地法改正案を今国会に提出予定だと伺っていますが、これの円滑な成立と農業従事者の確保策が急がれます。まさに政府を挙げた数万人規模の就農を促進する国家的プロジェクトがまたれるところであり、我が沖縄県も時代の要請と言える環境、農林水産業を軸としたグリーン産業革命、またブルー産業革命への構造改革をダイナミックに展開すべきときを迎えているのではないでしょうか。

以上の観点から、農林水産業と環境について一括して質問いたします。

⑴、環境と農業を軸にしたグリーン産業革命の展開を。

ア、日本政府は、環境と農業を軸にしたグリーン産業革命の展開を進めていく方針だが、県の考えと取り組みは。

イ、沖縄県の食料自給率の現状と将来展望について。

ウ、遊休地の解消と就農促進、雇用創出について。

エ、借りやすく貸しやすい農地制度の確立に向けた農地改革が望まれるが、県の考えはいかに。

オ、農林水産業の各分野における生産高の現状と将来に向けての計画、施策について。

カ、企業が農業に参入しやすい制度及び環境づくりについて。

キ、子牛の評価を高めるためにも、沖縄和牛のブランド化は大変重要と考えるが、県の取り組みについて伺います。

ク、牛の飼料工場の誘致計画はないか。沖縄の粗飼料との組み合わせによってコスト低減、優良な子牛づくりに役立つものと考えます。肥育技術の向上と並行して沖縄風飼料の研究と飼料工場の必要性はないかどうか、県の考えを伺います。

３番目の環境行政については、⑴、観光客も巻き込んだ県民総植樹運動の推進を展開してまさしく緑の創出を考えてはどうか。

⑵、太陽光発電の普及への取り組みについて、例えば小中学校等への導入、民間への助成制度の実施等について県の考えを伺います。

⑶、エコカーの普及への施策等についても県の考えを伺っておきたいと思います。

４番目、観光行政について伺います。

ＷＴＯ（世界観光機関）の統計によりますと、2010年代には世界の人々の移動する人口は16億人に達すると予測されております。このうち、特に伸びが顕著な

のが世界経済の成長センターであるアジアであり、いずれは６割近くを占めているヨーロッパにアジアが迫る時代が来るのではないかと言われております。まさにアジア大交流時代の到来であり、我が沖縄県は政府の「ビジット・ジャパン・キャンペーン」に頼るまでもなく、積極果敢な観光施策の展開が求められているのであります。

仲井眞知事が平成21年度予算案の提案説明の中で、質の高い観光・リゾート地の形成を自立型経済の構築に向けた産業の振興と雇用の創出・確保の第１に挙げられていることもそうした決意のあらわれであると理解することができます。一方、民間でも現下の経済事情を反映して、観光需要の低迷が危惧される中、県ホテル旅館生活衛生同業組合は、宿泊施設利用者１万人に県産品を配布する「定額給付金で沖縄へ行こうキャンペーン」を４月から７月にかけて展開するなど対策が打ち出されているところであります。

官民一体でそうした緊急的な対応策を講じることはもちろんですが、ここは10年、20年後の長期的展望の上からインフラ整備や人材育成などの持続可能な観光の基盤整備に取り組む先見性が求められるところであります。

以下、質問をいたします。

⑴、世界的不況により観光客の減少が懸念されるが、県の対策と1000万人達成への具体的な取り組みについて。

⑵、那覇空港の沖合展開による拡張と、海外を含む新規路線開拓の計画について。

⑶、観光産業を担う人材の育成について。

⑷、観光客のタクシー利用の促進とレンタカーとのバランスについて伺います。

５番目に、土木建築行政について伺います。

沖縄の建設業関連業界を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあることは、御承知のとおりであります。構造改革に伴う公共工事の減少、公取委による賠償問題、改正建築基準法の施行、建築士法の改正、住宅瑕疵担保履行法の制定と、次から次へと出される法改正や制度の導入に現場は対応できない状況にあり、そのことが停滞を招いている大きな要因であると考えております。これまでもいろいろと対策をとってまいりましたが、依然として厳しい状況にあり、次の質問に答弁を求めるものでございます。

⑴、最低制限価格の引き上げについて。

⑵、改正建築基準法の円滑な運用と見直しについて。

ア、建築サポートセンターの運営状況、今後の見通しは。

イ、小規模建築の確認業務の取り扱いについて。

ウ、沖縄に適合した建築基準法の見直しを視野に入れたプロジェクトチームの立ち上げを提案をいたします。

エ、亜熱帯建築研究所の設立、あるいはつくばにある研究所の分室を設ける等のこういった研究所の設立についても見解を伺っておきます。

⑶、土木建築業の新分野参入に対する支援策について伺います。

６、不発弾処理について。

糸満市での不発弾爆破事故から約１カ月が経過をいたしました。負傷された重機のオペレーター並びに多大な損害を受けた老人ホーム偕生園の関係者の皆様には心からお見舞いを申し上げます。公明党県本部は、事故直後直ちに現場に急行するとともに、国に対し補償制度の確立や公共工事、民間工事を問わず磁気探査処理費用の国の全面負担を申し入れました。

沖縄戦から60年以上たった今も我々県民は危険と同居を強いられているのです。今年、沖縄平和賞が特定非営利活動法人の「難民を助ける会」に授与されましたが、同会の代表的な活動の一つが対人地雷撲滅キャンペーンであります。対人地雷は、戦後も地中で眠り続け、国の復興に向けたインフラ整備を妨げるだけでなく、突然眠りから覚めて火を吹き、命を奪うことから悪魔の兵器と呼ばれておりますが、まさしく沖縄の地中に眠り続ける不発弾も悪魔の兵器と言えます。その悪魔の兵器から県民の生命と財産を守るため、国の責任が厳しく問われるところであり、次の質問をいたします。

⑴、不発弾処理のスピードアップと安全性の確保について。

⑵、被害者への見舞金支給に対応するため、政府が創設する不発弾等対策安全基金に対する知事の見解。

⑶、不発弾事故に対する国の完全補償について。

７番目の離島振興について伺います。

かつて全県フリーゾーン構想が議論された時期がありました。賛否両論で結果的に実現できませんでしたが、私はそのとき例えば国境の島与那国町をフリーゾーン特区として指定し、モデルケースとしての提案をいたしました。

与那国町と台湾の交流は歴史的にも成功した実績がありますし、この地理的条件を生かさない手はありません。現在、与那国町においては、「‘国境のまち’再生与那国島の国境交流推進事業」を進めておりますが、地方分権の時代を先取りした勇気ある挑戦である

と思います。この事業の成功のかなたには、国境交流特区という夢の実現が待っているような期待感を抱いて、次の質問をいたします。

⑴、国境交流特区を目指す与那国町に対する県の支援策について。また、知事を先頭に国への働きかけや要請をやってはどうか。

⑵、防空識別圏の見直しについて県の対応を明確にし、日米両政府に積極的に要請すべきと考えますが、知事の所見はいかがでございますか。

以上、質問を終わります。

○議長（高嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　糸洲議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第１に、基地問題に係る御質問で、訪米した知事の思い、手ごたえについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の訪米では、アメリカの政権移行時期に、米国政府関係者を初め上院そして下院議員など多くの米側の関係者と面談をし、沖縄県の実情を訴え、基地問題に関する理解を求めてまいりました。この結果、沖縄の実情に関心を示し理解する旨の発言を引き出せたことは、それなりの意義があると考えております。

私は、沖縄県知事として県民を代表し、沖縄県の米軍基地の現状や課題などを日米両政府に対し粘り強く訴え続けることが基地の整理縮小を初めとする沖縄県の基地問題の解決につながるものと考えております。

今後とも引き続き基地負担の軽減を日米両政府に働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

同じく基地問題に係る御質問の中で、再訪米の目的についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、平成21年度は渉外知事会と連携をして、オバマ政権の外交・防衛政策の陣容が整う早い時期に訪米をし、米国政府や連邦議会などの関係機関に対しまして日米地位協定の見直しを要請しますとともに、過大な基地負担を担っている地元の声を伝え理解と協力を求めてまいりたいと考えております。

同じく基地に関する御質問の中で、クリントン国務長官来日に対する所感等に係る御質問にお答えいたします。

国務省に対しましては、沖縄の基地問題について、１月の知事訪米におきまして沖縄県の実情を説明をし解決を要請したところでありますが、今回来日しましたクリントン国務長官に直接訴える機会が得られなかったことは残念でございます。

同じく基地問題で、在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定と米軍再編についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定につきましては、日米両政府が在日米軍再編に関する合意を再確認するために締結をしたとのことでございます。

県といたしましては、当該協定の締結により在沖米海兵隊のグアム移転が着実に実施され、県民の基地負担の軽減につながるものであると考えているところでございます。

次に、農林水産業に係る御質問の中で、耕作放棄地の再生利用、就農促進に関する御質問にお答えいたします。

沖縄県といたしましては、耕作放棄地の解消を図るため、平成23年度を目途に農業上重要な地域を中心に、350ヘクタール程度の再生利用を進めていくことといたしております。耕作放棄地の再生利用を進めるに当たりまして、事務嘱託として20名、そして圃場の補修作業などで200名程度の雇用が見込まれております。

また、新たな耕作地の再生利用によりまして、200名程度の新規就農者の受け入れが見込まれております。

同じく農林水産業に係る御質問の中で、農林水産業の生産額の現状と今後の施策についてという御質問にお答えいたします。

農林水産業の生産額につきましては、農業が平成19年で930億円、林業が平成19年で８億円、水産業が平成18年で211億円となっております。

沖縄県といたしましては、農林水産業振興計画に基づきおきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、流通・販売・加工対策の強化及び地産地消の推進など各種施策・事業を実施し、農林水産業の振興を図っているところでございます。

同じく農林水産業の御質問の中で、沖縄和牛のブランド化についてという御質問にお答えいたします。

沖縄県としましては、県産和牛のブランド力の強化を図るため、優良種雄牛の造成、肥育牛の肉質向上、優良子牛の育成などによりまして拠点産地の形成に努めているところでございます。現在、石垣牛、もとぶ牛などがブランドとして全国的に高い評価を得ているところであります。

観光に係る御質問の中で、観光客減少への対策と1000万人達成への具体的取り組みいかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、世界的な景気後退や円高などの影響に

よる観光客数減少の対策のため、３月には観光緊急経済対策事業といたしまして、首都圏そして関西圏での観光客誘客イベントや各種メディアを活用いたしました広報宣伝を行う予定でございます。

また、４月以降は沖縄観光誘客特別対策事業といたしまして東京、名古屋、大阪、福岡の４都市におきまして「沖縄観光プロモーションイベント」を実施いたしますとともに、各種メディア、ＪＲ車内広告、街頭ビジョン広告などを活用をいたしました沖縄観光誘客キャンペーンを展開をし、全国に沖縄観光の魅力を発信してまいる予定でございます。

観光客1000万人の達成に向けましては、空港、港湾、道路などの観光基盤インフラ整備促進を行いますとともに、新たなマーケットの開拓や誘客活動の推進、観光地の魅力づくりなどに取り組んでまいる所存でございます。

次に、土木建築に係る御質問の中で、沖縄県建築設計サポートセンターに係る御質問にお答えいたします。

沖縄県建築設計サポートセンターでは、県外から招聘をいたしました構造技術者を配置し、構造技術相談への対応や構造技術者の育成を行っております。これまで建築構造に係る相談が73件、構造計算受託が５件ございました。また、現在、県内から募集をいたしました６名の技術者を育成しております。平成23年度までに約50人の構造技術者育成を計画しているところでございます。

次に、不発弾処理に係る御質問の中で、不発弾等対策安全基金に関する御質問にお答えいたします。この御質問は、６の⑵と６の⑶がございますが、関連いたしておりますのでお許しを得て一括して答弁させていただきます。

去る２月10日に国は、県、県議会、市町村等の総理大臣等への要請を受けまして、沖縄における今後の爆発事故の未然防止と今回の糸満市の爆発事故への対策といたしまして、「沖縄県不発弾等対策安全基金」を創設することを発表いたしました。

県としましては、国の速やかな対応によりまして基金の創設が決定され被災者支援の取り組みが開始されましたことは、一歩前進と考えているところでございます。被害補償並びに不発弾処理、そして探査に係る新たな制度のあり方等につきましては、引き続き市町村等の関係機関と連携をとりながら国に要請をしてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　基地問題のうち、歴代知事の訪米との違いについてお答えします。

知事の訪米は、その時々における懸案事項について米国政府等に具体的な要請を行っており、日米両政府の基地政策に影響を与え、県民の過重な基地負担の軽減に一定の成果を上げているものと考えております。

今回の訪米がこれまでの訪米要請と異なる点は、オバマ新大統領が就任する直前のスタッフの人選や外交・防衛政策の調整が行われる時期に、政策形成に影響力を持つ米側の関係者等に対し地元の声を直接訴え、実情を理解してもらったことだと考えております。

次に、中曽根外務大臣との面談についてお答えします。

去る２月１日、来県した中曽根外務大臣との面談の際、知事から、在沖海兵隊のグアム移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還、日米地位協定の抜本的見直し、事件・事故や騒音等の米軍基地から派生する諸問題の解決促進などについて要請いたしました。また、普天間飛行場の移設については、県及び地元自治体の意向を踏まえ生活環境や自然環境に十分配慮することなどを要請したところであります。

中曽根外務大臣からは、地元とも緊密に意思疎通を図りながら米軍再編を着実に進めていくこと、米軍に対し、事件・事故防止のための対策を徹底するよう強く申し入れたこと、在沖米海兵隊のグアム移転を実施するために米国との協定締結に向け調整中であることなどの話がありました。

また、外務大臣は、今回の来県で基地所在市町村長との意見交換会も行っており、このような地元の意見等を踏まえ、沖縄県の基地問題の解決に取り組んでいただくよう期待しているところであります。

次に、事件・事故の対策についてお答えします。

県は、米軍基地に起因する事件・事故は１件たりともあってはならないと考えており、事件・事故が発生するたびに米軍を初め関係機関に対し、原因の徹底究明、再発防止及び安全管理の徹底等を強く申し入れてきたところであります。

また、１月の訪米の際には米国政府関係者に対し、直接知事が事件・事故の防止を要請したところであります。

県としては、今後とも県民の生命、生活及び財産を守る観点から、知事を先頭に渉外知事会や軍転協と連携し、引き続きあらゆる機会を通じて米軍基地の運用

に伴う事件・事故の再発防止に向け努力していきたいと考えております。

鳥島射爆撃場等の返還についてお答えします。

昨年11月、知事は、久米島町長及び県漁連会長等とともに日米両政府に対し、ホテル・ホテル訓練区域の一部解除、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について要請を行いました。

これに対し、外務大臣及び防衛大臣は、現時点で返還を求めるということは難しいとの認識を示しましたが、外務大臣からは、私なりによく勉強をしてみたい、防衛大臣からは、今後、外務省とも一緒に努力していきたいとの発言がありました。

県としては、訓練水域の存在や実弾による射爆撃等が漁業の振興や県土の保全等に著しい影響を及ぼすことがあってはならないと考えており、去る１月の訪米では米国政府に対し要請を行い、２月１日には来県した外務大臣に対して再度要請を行ったところであります。

当該空域・水域の一部解除や返還について、引き続き日米両政府に対し求めていきたいと考えております。

次に、不発弾処理のスピードアップと安全性の確保についてお答えします。

本県で行っている磁気探査事業には、各省庁が所管する国庫補助公共工事の磁気探査事業、国直轄事業の磁気探査事業、民間工事の磁気探査及び知事公室が行っている磁気探査事業があります。

不発弾処理のスピードアップを図るために、県は引き続きすべての工事における磁気探査費用の全額国庫負担を要望していくとともに、官民を網羅した「沖縄不発弾等対策協議会」を中心として、不発弾探査の徹底と不発弾処理の拡充強化を図ることで、事故の未然防止と不発弾処理における安全性を確保したいと考えております。

次に、離島振興のうちの防空識別圏についてお答えします。

我が国の防空識別圏が与那国島上空で区切られ、空域の一部が防空識別圏外にあることは重大な問題であると考えております。

県としては、防空識別圏の問題は政府レベルで解決を図る必要があると考えており、去る２月１日には中曽根外務大臣に、昨年10月には佐藤沖縄及び北方対策担当大臣に、昨年８月には当時の林防衛大臣に対し問題解決に取り組んでいただくよう要請したところであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君）　文化環境部長。

〔文化環境部長　知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君）　農林水産業との関連で、グリーン産業革命への県の考え方と取り組みについてお答えいたします。

国では、関係省庁が連携し施策を展開する「緑の経済と社会の変革」の具体案を作成中であり、その中で、省エネ家電の購入、ＥＳＣＯサービス、次世代自動車の導入促進などが例示されております。

県としましては、これまで地球温暖化対策として、ビル等施設の省エネ改修を行うＥＳＣＯ事業の導入や低公害車の普及促進を図ってきたところでありますが、今後とも環境問題の解決が景気回復や雇用創出につながるよう、国と連携しながら取り組んでいく考えであります。

次に、環境との関連で、エコカー普及に向けた県の施策についてお答えいたします。

県では、低公害車についてこれまで公用車への導入に取り組むとともに、環境月間において展示会を行うなど、県民に対する普及啓発活動を行っております。

今後とも関係団体や企業等と連携し電気自動車等の導入促進を図ることとしており、国が進める電気自動車・プラグインハイブリッド車タウン構想の認定取得に向け申請を行っているところであります。

○議長（高嶺善伸君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん）　それでは農林水産についての御質問で、グリーン産業革命に対する県の取り組みについてにお答えいたします。

農林水産部門におきましては、自然エネルギーを活用した環境に優しい省エネ型農産物のシステム導入事業により太陽光発電設備を導入し、省エネ対策に努めているところであります。

今後とも、国の施策等を踏まえ、自然エネルギーを活用した事業等を推進していきたいと考えております。

同じく農林水産についての御質問で、本県の食料自給率の現状と将来展望についてにお答えいたします。

本県の食料自給率は、平成18年度の概算値で32%となっており、平成23年度の食料自給率の目標を40%に設定しております。

県としては、食料自給率の向上を図るため、農林水産業振興計画に基づき拠点産地の形成による生産供給体制の強化や地産地消の推進など、各種施策・事業を総合的に推進しているところであります。

同じく農林水産についてで、「借りやすく貸しやす

い農地制度」に関する県の考え方についてにお答えいたします。

国は、農地改革プランにおいて「所有」から「利用」への制度改革を示しております。

その内容としては、貸付面積制限の廃止、企業の農業参入区域制限の撤廃、農地の長期賃貸借権の創設などとなっており、今国会で同プランに基づく農地法等関係法の改正が予定されております。

県としましては、これらの農地貸借に係る制度改革に沿って担い手への利用集積に努めていく考えであります。

同じく農林水産についてで、企業の農業参入についてにお答えいたします。

企業の農業参入は、平成17年の農業経営基盤強化法の改正により、市町村基本構想において参入区域を定めた国頭村、東村、金武町、与那原町において可能となっております。さらに、国は農地改革プランに基づき貸借権に限り参入区域を撤廃し、どの地域でも企業の農業参入を可能とするための関係法の改正を今国会において予定しております。

県としましては、農地貸借に係る制度改革に沿って企業の農業参入を促進してまいります。

同じく農林水産についてで、牛用飼料の研究と飼料工場の必要性についてにお答えいたします。

県では、畜産研究センターにおいて、飼料自給率の向上を図るため、キビ梢頭部や泡盛かすなどの未利用資源について飼料としての利用性に関する研究などを実施しております。牧草と濃厚飼料を混ぜ合わせた混合飼料の肉用牛への給与試験では、発育が向上するなど良好な成績を得ております。ＪＡおきなわは、その研究成果などを活用して県内４地域に混合飼料施設を整備しております。

県としては、今後とも関係者と連携し混合飼料施設の整備を推進するとともに、牛専用の飼料工場の可能性についても検討していきたいと考えております。

次に、環境についての御質問で、県民植樹運動の推進についてにお答えいたします。

緑は豊かな自然環境を創造し、県民が潤いと安らぎのある生活を営む上で、また観光資源としても重要であります。近年は、観光団体、エコツーリズム団体等が主体となり環境保全に着目した観光ツアーが企画され、県内各地で植樹活動が行われております。

県としては、平成20年度から「全島緑化県民運動」を推進しており、その中で、民間活力を生かした「一島一森」づくりを促進しております。さらに、平成21年度からは地域住民参加の「植樹の集い」を展開することとしており、観光客を巻き込んだ継続的な植樹運動の仕組みづくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　観光商工部長。

〔観光商工部長　仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君）　環境に関する御質問の中で、太陽光発電の助成制度についてお答えします。

太陽光発電への助成につきましては、国は一般家庭に対して設備設置費用の約１割に当たる導入補助を実施しております。県においても、平成21年度から国と相まって、設備設置者に対し支援をしていくこととしております。

また、太陽光発電の普及については、現在沖縄県のエネルギー全般に関する取り組み方策を示す「沖縄県エネルギービジョン（仮称）」の策定に取り組んでおり、今後とも太陽光発電を初め新エネルギーの普及促進に努めてまいります。

次に、観光に関する御質問の中で、観光人材の育成についてお答えします。

沖縄観光コンベンションビューローの「観光人材育成センター」では、大学等と連携し幅広い研修事業を実施しております。平成21年度においては、新たな経営者層向けセミナーを開催するなど同センターの事業を拡充するとともに、海外の専門教育機関への留学制度を創設し、将来の沖縄観光を担う人材の育成に取り組んでまいります。

次に、観光客のタクシー利用の促進とレンタカーとのバランスについてお答えします。

観光客のタクシー利用については、修学旅行生の小グループ使用、個人旅行者の貸し切り利用、シニア層による利用などさまざまな利用形態があります。

沖縄県においては、タクシー利用者の満足度を高めるため、沖縄観光コンベンションビューローが実施している「沖縄観光タクシー乗務員資格認定制度」を支援し、タクシー乗務員の資質やサービスの向上を図っております。

レンタカー観光につきましては、レンタカーを利用することにより、従来観光客が立ち寄らなかった地域へ観光客が行き、地域住民との交流、地域産業の育成や経済の活性化などにつながっていると考えております。タクシー、レンタカーはそれぞれの特性に応じた需要があり、観光客の多様なニーズに対応しているものと考えております。

次に、土木建築に関する御質問の中で、土木建築業

の新分野参入支援についてお答えします。

県では、沖縄県産業振興公社に「ちゅらしま建設業相談窓口」を設置し、新分野進出等に関する相談を受けるほか、経営革新支援事業など各種の支援制度を紹介するなど、建設業の新分野進出を支援しております。

さらに、平成21年度新規事業として「建設業関連新分野進出支援補助金」を創設し、新分野進出を目指し新商品開発などに取り組む建設業者を支援していく考えであります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　それでは環境についての御質問で、太陽光発電の全小中学校への普及についてお答えいたします。

近年の地球規模の環境問題に対し、学校施設についても環境を考慮した施設づくりが求められております。

県教育委員会においては、環境への負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設の整備に努めているところであります。平成20年７月現在、本県の公立小中学校における太陽光発電整備校は13校となっております。

県教育委員会としましては、今後とも市町村教育委員会と連携し、さらに環境を考慮した学校づくりを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　企画部長。

〔企画部長　上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君）　観光についての御質問で、那覇空港の拡張整備と航空路線新規開拓の計画についてお答えいたします。

那覇空港の拡張整備につきましては、現在、滑走路増設案を決定するため構想段階の検討を行っているところであります。

国内路線の新規開拓については、静岡空港や茨城空港の開港に伴う新規路線の開設等に関係機関と連携を図りながら取り組んでまいります。

また、国際路線の新規開拓については、観光誘客の重点地域の一つである中国を中心に、新たな路線開設に取り組んでまいります。

なお、本日、北京におきまして、交通担当及び観光担当両統括監が航空会社を訪問しまして、那覇―北京路線開設の要請を行っているところであります。

次に、離島振興についての御質問で、与那国町の国境交流に対する県の支援策についてお答えいたします。

与那国町は、国の実施する「地方の元気再生事業」を活用し、貿易等で栄えた与那国町の元気と活力の再生を目的として、姉妹都市である中華民国の花蓮市との交流を軸に、国内外を結ぶ新たな観光推進や人的交流の拡大のため、チャーター便直航等の実証調査を行っております。

県としましては、「開かれた国境の町」としての活性化が図られるよう、与那国町の取り組みを支援していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（髙嶺善伸君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　土木建築についての御質問の中の、最低制限価格の引き上げについてお答えします。

最低制限価格は、不良工事の防止等公共工事の適正な施工の確保及び建設業の経営基盤の確保のため、原価割れ受注の防止を図ることを目的として設定されております。

県においては、最低制限価格はいわゆる公契連モデルによる算出額を基本に、沖縄県財務規則第129条に基づき契約の種類及び金額に応じて設定しており、平成18年４月に５％引き上げ、予定価格の100分の65から100分の85の範囲内としたところであります。

また、低価格入札を防止し適正な工事の品質を確保するため、平成19年度から従来の価格のみの競争に技術的な要素を加えた総合評価落札方式を導入するとともに、本年１月から設計金額の事前公表を取りやめたところであります。

さらに、最低制限価格の見直しについては、沖縄県建設業審議会へ諮問することを予定しており、審議の状況や答申を参考にするとともに、公契連モデルの動向を注視してまいりたいと考えております。

続きまして、小規模建築の確認業務についてお答えします。

県では、鉄筋コンクリート造３階建て以下かつ500平方メートル以下の住宅の建築確認の円滑化を図るため、国や沖縄県建築士事務所協会の協力を得て、ことし５月から２年間程度、構造計算適合性判定を行う予定であります。

続きまして、プロジェクトチームの立ち上げについてお答えいたします。

沖縄の建築文化は、本県特有の地域特性や歴史等により、他県にはない多くの特徴があります。建築基準

法は国民の生命、健康及び財産の保護を図ることを目的とした最低限の基準を定めたものであり、県民の安全・安心の確保のため、さらに沖縄の建築文化などを承継・発展させるよう、今後とも建築行政を推進していかなければならないと考えております。

プロジェクトチームの立ち上げの提案については、今後検討してまいります。

続きまして、亜熱帯建築研究所の設立と可能性についてお答えします。

本県では、高温多湿な気候、台風や塩害など他県とは異なる自然環境に対応した建築技術開発の推進が求められているところであります。

しかしながら、その中核を担う研究機関についてはその重要性は認められるものの、設立主体、組織、財源、研究のあり方など検討すべき多くの課題があります。建築技術開発に向けた調査研究については、民間や大学、研究機関などとも連携し積極的に推進すべきものと考えております。

今後、新たな研究機関の設立については、その可能性を総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　糸洲朝則君。

〔糸洲朝則君登壇〕

○糸洲　朝則君　知事、まず基地問題についてでございますが、知事の訪米、そして中曽根外相の来沖、さらにクリントン国務長官の訪日によって協定の締結と。私は何かこの一連の流れというのが描かれているように見えて仕方がないんですが、これは考えようによっては沖縄の基地問題を解決する絶好の機会であるというふうにとらえていいんじゃなかろうかと思います。いわゆる、日・米・沖のトップがそれぞれに、できればテーブルに着いてきちっとした方向性を見出していくというのが本来できればいいかなと。したがって、今回のこの協定の前にそういうのがあればもっともっと県民の納得できるいい協定ができたかなということ等も感じております。

いずれにいたしましても、テーブルに着かないまでも、クリントン・仲井眞知事、そして仲井眞知事・中曽根外相、そしてクリントン・中曽根外相というこの一つのシステム、あるいはまた経緯を踏まえてみれば、一歩前進のこの基地問題解決への期待が持てるんじゃないかと思いますが、その点について再度知事の方から御所見をいただければと思います。

最後に、改正建築基準法、とりわけ小規模建築についての取り扱いが今の３階以下500平米以下がスムーズに機能するのであれば、かなりの率で私は今の確認業務が軌道に乗ってくると。またこのことを求めてきた業界でございますから、この現在行われているきついピアチェックじゃなくて、これまで沖縄県が実施してきた実績というものをやはり重視をして、関係業界とのタイアップをしながらこの業務を遂行していただきたいということを要望して終わります。

○議長（高嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　糸洲議員の再質問にお答えしたいんですが、確かに私が１月に訪米をし、日本の外務大臣が沖縄に見え、さらにアメリカの国務長官が日本に見えて、沖縄の海兵隊のグアムへの移転、それにかかわる費用、費用の用途の制限といったような協定が結ばれております。確かに何か符合するものがあるような気もしますが、無論両国の外交、そして政府のトップがたまたま日本に来て、そして沖縄の問題で具体的なことをおやりになったという点で、無論私は県知事として沖縄県における基地問題の解決、課題の進展のためには、日本国の外務大臣、そしてアメリカの国務長官、その他にいろんな課題の解決・改善をこれからも申し上げていって、今何となくいろんな事件・事故が「のれんに腕押し」というのが確かにあって、我々も少し戦術をいろいろ勉強しつつはあるんですが、こういう中でこれから先、私、１月に行ってまいりましたけれども、あれだけ大きな国の大きな外交の中で日本、その中で沖縄がどういうふうな位置づけになっているか、まだまだこれから決まっていくのかなという感じもします。今回のことも勉強になりました。

ですからぜひ議会の議員の先生方の御指導を得ながら、沖縄のこの基地の課題というのは一歩でも前進、二歩でも前進というまでには少し時間がかかるような気もします。また戦術もというか、戦略も含めて正直言って練り直しも要るかもしらぬという気もしております。ぜひ糸洲議員のまた御指導も賜って前へ進めていく時期がまた必要だなというのを改めて感じつつあるところでございます。

ちょっとこれは答弁になっているかどうか……。

○議長（高嶺善伸君）　20分間休憩いたします。

午後３時33分休憩

午後３時57分再開

○議長（高嶺善伸君）　再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

上原　章君。

〔上原　章君登壇〕

○上原　　章君　皆さん、こんにちは。

本日最後の質問です。よろしくお願い申し上げます。

糸洲朝則議員に引き続き、公明党・県民会議を代表して質問を行います。

初めに、経済、雇用対策についてお尋ねします。

米国発の金融危機が「100年に一度」という世界同時の経済危機を誘発し、各国の実体経済に深刻な打撃を与えています。

我が国においても、輸出産業を初め国内総生産など各種の経済指数が軒並み悪化し、日本経済及び国民生活は極めて厳しい状況が続いています。

派遣社員や契約社員の雇用打ち切り、中小零細企業の資金繰り悪化、個人消費の冷え込み、物価高騰、収入減による生活苦等、多くの国民が苦悩し、先行きに不安を感じています。県内においても経済不況の影響はこれからとの懸念する声も寄せられています。

今こそ、政治があらゆる施策を総動員して、国民生活を守らなければなりません。これまでにない迅速かつ実効性ある経済対策、雇用対策、生活防衛の支援策が求められています。

国は、第１次、第２次補正予算、21年度予算案で総額75兆円の切れ目なき総合経済対策を打ち出しています。その中には、非正規労働者への支援策や自治体による雇用創設のための基金、中小零細企業への緊急保証・貸付枠の拡大、地域活性化交付金、生活者支援として、定額給付金に加え子育て応援手当、妊婦健診の無料化等、さまざまな観点から対策を講じています。

第２次補正予算関連法案及び21年度予算が早期に成立し、各自治体では万全の体制ですべての施策が最大限に実行されるよう、知事及び各部局には全力で頑張っていただきたいと思います。

そこで質問です。

⑴、世界的な経済金融危機の影響で、我が国においても景気や雇用情勢が悪化し、各種の経済指標が低下しています。県内の経済及び雇用環境の情勢、今後の見通しを伺います。

⑵、県が取り組んでいる産業の創出と雇用の確保は、自立経済を目指す本県にとって重要かつ喫緊の課題です。進捗状況及び成果を伺います。

⑶、県に設置した「緊急総合経済対策連絡会議」の目的、内容を伺います。

⑷、第２次補正予算に関連する県の経済・雇用対策の事業内容、効果を伺います。「雇用再生特別事業基金」３年間74億6000万に対し、１年目16億4000万は緊急対策としては少ないと考えるが対応をお聞かせください。

⑸、平成21年度の県当初予算が内示されましたが、経済・雇用対策の事業内容、効果を伺います。

⑹、派遣社員や契約社員が仕事を打ち切られ、その支援が求められています。県関係者の状況、対策及び効果を伺います。

⑺、ホームレスの自立支援について。

ア、県内のホームレスの状況を伺います。

イ、ホームレスの自立支援に関する特別措置法第９条の「実施計画」の策定について、県ではどのように考えているのか伺います。

ウ、県内市町村のホームレス支援の取り組みについて、県ではどのようにかかわっているか伺います。

⑻、「定額給付金」について。

今回の「定額給付金」は２兆円の規模で実施される予定ですが、マスコミや野党の皆さんから、ばらまきとか雇用や福祉など他の政策に使うべき、貯蓄に回り経済効果がない、市町村の仕事がふえる、ひいては閣僚はもらうのかもらわないのか、さまざまな批判があります。

私は、そのような声を聞くたびに強い憤りを感じます。先ほど申し上げましたように、このたびの経済対策は総額75兆円で、２兆円の定額給付金を引いた残り73兆円で、中小零細企業の資金繰り支援、雇用対策、妊婦健診無料化、介護報酬の引き上げ等、また学校耐震化等多くの政策を実行することになっています。また、日本の貯蓄率は現在過去最低であり、既存の貯蓄を取り崩して暮らしている方もふえていると聞いています。

「定額給付金」は、物価が高騰し収入は減るという厳しい社会情勢に少しでも家計を助け、消費を喚起させる目的で実施されるものです。深刻な経済不況の中、商店街や地域を活性化し、働きたくても働けない、収入のない高齢者や小さな子供を抱え必死に頑張っている、そのような方々を守るための取り組みだと考えます。

県民所得が全国一低く、多くの離島を抱え、他府県よりも子供や高齢者が人口比率では高い本県にとって必要な取り組みと考えます。

民主党は昨年末、税制大綱で給付つき税額控除を提案され、社民党も３兆円の定額減税を公約として掲げています。国民・県民のための思いは同じものと思います。

そこで質問です。

ア、不況や経済危機に減税を行うことは経済学では基本と言われています。今回の「定額給付金」は当初、減税からスタートし、収入のない高齢者や子供ま

でも給付できる制度となりました。また、「定額給付金」と同じ考え方に立った「給付つき税額控除」は、欧米主要国を初め、アジア諸国でも導入が進み、国際的な潮流となっています。

今回の給付金は県内で総額212億円と聞いていますが、実施及び効果について知事の見解を伺います。

イ、全国では地域クーポン券やプレミアム商品券発行など、さまざまな工夫で地域経済の活性化に結びつける取り組みが進んでいます。県内の状況はどうか。市町村への情報の発信、関係機関との連携等、県が積極的に取り組むことがより地域振興につながるものと考えるが対応を伺います。

ウ、新年度、新学期を迎える前、年度内実施を求める声が寄せられています。消費を喚起する意味でも多くの市町村が年度内、同時期に実施することが重要と考えます。市町村の実施状況及び県の取り組み、見解をお聞かせください。

⑼、中小企業支援について。

ア、県単融資事業「原油・原材料高騰対策支援資金」の取り組み状況と今後の推移及び追加予算の検討も必要と考えるが見解を伺います。

イ、「緊急保証制度」の取り組み状況を伺います。利用者から融資審査が厳しく、時間がかかり、申し込み金額が減額される等の苦情が寄せられています。関係機関へ積極的な制度実施への要請が必要と思うが対応を伺います。

大きな２、沖縄21世紀ビジョンについてお尋ねします。

⑴、これまでの取り組みと成果を伺います。

⑵、今後の取り組みはどうなるのか伺います。21年度予算として3800万円余りが計上されていますが、進捗状況をお聞かせください。

大きな３、福祉、医療行政についてお尋ねします。

⑴、21年度新規事業で「安心こども基金事業」、「保育所入所待機児童対策特別事業」が示されていますが、内容と効果を伺います。

⑵、国は妊婦健診14回無料化を決定し、第２次補正予算で県・市町村に交付するとしています。新年度より全市町村がスタートできるよう体制及び県の取り組みを伺います。

⑶、国は出産育児一時金を平成21年10月より38万円から42万円に増額することを決定し、市町村に交付するとしています。全市町村でスタートできるよう県の対応を伺います。

⑷、乳幼児と重度心身障害者の医療費助成の見直しは景気悪化等の理由で凍結されましたが、今後、再検討されるのか、関係者の皆さんから懸念の声が寄せられています。福祉を後退させないための取り組みが必要と考えるが見解を伺います。

⑸、発達障害児支援について。

ア、県内の乳幼児・学童児に占める発達障害児の数及び実態把握はどうなっているか。

イ、早期発見・早期支援は、学童期ではなく乳児期が大切と言われており、乳幼児健診の取り組み強化、専門家の育成、関係機関との連携、療育施設の拡充等、総合的な支援システムの構築が求められているが、事業計画を含めた取り組み状況を伺います。

ウ、「発達障害者支援体制整備委員会」の内容と効果を伺います。

エ、発達障害者支援センターの役割と現状・効果、関係機関との連携、連絡協議会の開催状況、内容を伺います。

オ、南部医療センター・こども医療センターの「こころの診療科」のドクター、専門士等の体制はどうなっているか。

⑹、県立病院について。

ア、県立病院は、離島を含め本県における基幹的な公的医療機関として、地域医療になくてはならない重要な役割を果たしてきました。しかしながら、累積赤字が200億円を超え、このままだと毎年の繰出金が福祉行政のみならず、県全体の財政を逼迫させる要因ともなりかねません。過去４回の経営再建に取り組み、３年前に全部適用に移行しても改善されないとの声があります。県の見解及び経営再建への対応を伺います。

イ、「県立病院のあり方検討部会」から、独立行政法人移行への答申がなされるようだが、県の対応を伺います。

ウ、第２次補正予算、県立病院繰出金14億円（医療機器等の整備）の内容を伺います。購入機器の名前、金額、購入先（決定方法）、県内外の民間病院での同機器の購入金額の事例をお聞かせください。

４、行財政改革についてお尋ねします。

⑴、県は改革プランで、「県債発行の抑制」を掲げる一方で、平成23年度までの４年間で1260億円の収支不足が生じると試算しています。平成21年度の予算案も大幅な収支不足が生じ、新たな県債を発行するとし、厳しい財政運営となっています。財政立て直しの知事の決意を伺います。

⑵、厳しい財政状況の中で県民が求めているのは、福祉や医療、教育の予算削減の前に、全部局、全職員が不必要な事業、効率の悪い事業はないか、具体的に

検証・改善する姿であり、無駄遣いゼロへの徹底した取り組みだと考えます。これまでの取り組み・効果、今後の対応を伺います。

⑶、事業の選択と集中には、外部評価者を入れた「事業仕分け」が必要と考えます。県は導入を検討すると聞いていますが、取り組み状況を伺います。

大きな５、教育、文化行政についてお尋ねします。

⑴、全国学力テストで２年連続して最下位という厳しい結果が出ていますが、原因分析、課題、対策はどうなっているのか。

⑵、小学校における30人学級の導入は、きめ細かな指導をする意味で重要と考えるが、取り組みを伺います。

⑶、「特別支援学校編成整備計画」に伴い、沖縄盲学校を併設型ではなく単独校として存続の要望が寄せられています。県は、関係者と話し合い、専門性の維持や安全性の確保ができるか検討するとしていましたが、対応を伺います。子供たちの学習環境を守ることが最重要と考えますが、見解をお聞かせください。

⑷、学校教育法等の改正により、特別支援教育が法的に位置づけられました。本県の「特別支援教育支援員」の推進状況を伺います。

⑸、国は、全国の公立小中学校のうち、大規模な地震で倒壊の危険が高い学校施設１万棟を３年間で耐震化工事を完了させるとのこと、県内の対象数、対応をお聞かせください。

⑹、「沖縄国際アジア音楽祭」の事業内容を伺います。

⑺、県立郷土劇場が那覇東町会館の閉館に伴い、３月に廃止になるとのこと。多くの文化、芸術・芸能、観光産業の関係者の皆さんから惜しまれる声と、新たな施設の要望が寄せられています。郷土劇場は、これまで多くの公演、発表の場として、沖縄の文化振興、観光産業に寄与してきました。今後の舞台芸術の振興支援の取り組み、新たな県立郷土劇場の建設を含め県の対応を伺います。

知事は公約で「文化力おきなわ」を掲げ、沖縄の伝統文化を継承・発展させるとしています。県内唯一の県立劇場がなくなるということは、極めて残念でございます。県立郷土劇場の必要性を含め知事の見解をお聞かせください。

大きな６、地上デジタル放送対策についてお尋ねします。

⑴、国は、低所得者への受信機器の無償配布などを柱とする「地上デジタル放送推進総合対策」を昨年まとめました。県内の取り組みを伺います。

⑵、南北大東島及び難視聴地域の対策を伺います。

大きな７、旧軍飛行場用地問題解決への取り組みを伺います。戦後60年以上経過し、いまだ解決を見出せないことは政治の責任と考えます。沖縄振興計画も残り３年、県の対応を伺います。

以上質問を終わりますが、答弁によっては再質問をさせていただきます。

○議長（高嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　上原章議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず第１に、経済、雇用対策に係る御質問の中で、県内の経済情勢と今後の見通しについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県経済は、雇用情勢が依然厳しく、そして観光が弱含みで推移しておりますが、個人消費が前年を上回って推移をし、建設関連も改正建築基準法の影響が和らいでいることから、景気は横ばいに推移していると認識いたしております。

先行きにつきましては、外部環境が一段と悪化し予断を許さない状況にあるため、プラスの経済成長を維持できるよう、適切な対応をとることが必要であると考えているところでございます。

次に、同じく経済、雇用に係る御質問の中で、産業の創出と雇用の確保に係る御質問にお答えいたします。

沖縄県では、産業と雇用の拡大に向けまして、観光・リゾート産業などの地域産業の振興を図りますとともに、雇用効果の高い企業誘致やミスマッチ対策などに取り組んでいるところでございます。

これらの取り組みなどによりまして、製造業や情報通信関連企業等におきましては、234社が立地をし、約１万6000人の雇用を創出いたしております。

また、観光・リゾート産業におきましては、平成20年の観光入域客数が605万人に達するなど一定の成果を上げていると理解いたしております。

同じく経済、雇用に係る御質問の中で、県に設置した「緊急総合経済対策」の目的などについての御質問にお答えいたします。

県では、県民生活や経済活動の安心・安定が図られるよう、昨年10月に「沖縄県緊急総合経済対策連絡会議」を設置し、中小企業対策や雇用対策など７つの柱から成ります「沖縄県緊急総合経済対策」を取りまとめたところでございます。これまで、原油価格高騰に関する緊急対策を含めまして、総額約323億円の経済対策を講じているところでございます。

また、連絡会議のもとに、雇用・観光・建設業など６つの対策チームを設置したところであります。今後、経済動向などを見据え、必要な対応策を総合的に検討していく予定となっております。

同じく経済、雇用関係ですが、「定額給付金」の実施及び効果についてという御質問にお答えいたします。

定額給付金の給付は、住民への生活支援とともに、個人消費の増加等により景気浮揚に資するものと考えております。

この経済効果につきましては、「政府経済見通し」におきまして、実質成長率を0.2%分押し上げる効果があると試算されております。

このため、県は、これまでに市町村を対象に３回の説明会などを開催したほか、文書によります通知や情報提供を行うなど、定額給付金が早期に給付されるよう努めているところであります。

次に、沖縄21世紀ビジョンに関する御質問で、これまでの取り組みと成果いかんという御質問にお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョンにつきましては、昨年９月に沖縄県振興審議会に諮問いたしますとともに、そのもとに総合部会を設置しこれまで４回審議を重ねてまいりました。並行して、広く県民の意見・提言を募りますとともに、沖縄の将来像につきまして県民相互の議論を深めるために、地域フォーラムなどを開催しているところでございます。

同じく21世紀ビジョンに関係する御質問で、今後の取り組みについての御質問にお答えいたします。

来る３月11日に、これまで開催しました地域フォーラムや高校生作文コンテストなどの結果を踏まえましてシンポジウムを開催する予定でございます。

今後、県民意見を集約いたしますとともに、沖縄県振興審議会及び総合部会における審議・答申等を経まして、ことしの９月ごろをめどに策定・公表する予定となっております。

次に、福祉、医療に係る御質問で、妊婦健診14回実施に向けた体制及び県の取り組みについての御質問にお答えいたします。

国は、妊婦の健康管理の充実と健診費用の負担軽減を図るため、必要とされる14回程度の健診を公費で実施することといたしております。

そのため、県は、本年度に11億円の基金を積み立て、平成21年度に５億8000万円の予算を計上しているところであり、これまで市町村、産科医会など関係機関と調整を行ってまいりました。

平成21年４月から、全市町村におきまして14回の公費による妊婦健診が実施される予定となっております。

次に、行政改革に係る御質問で、県財政の立て直しについての御質問にお答えいたします。

沖縄県の財政は、毎年度、多額の収支不足が生じることが見込まれる厳しい状況が続いております。

平成21年度予算編成におきましても、基金の取り崩しや退職手当債などの増発に加えまして、水道事業会計からの特例的な借り入れなどにより、収支不足に対応せざるを得なかったところでございます。

県としましては、引き続き県税の徴収率の向上など自主財源の確保や職員数の適正化、事務事業の見直しなど財政健全化対策を進めていきますとともに、次年度は、新たに行財政改革プランの策定を進めることといたしております。安定的な財政基盤の確立に向けて「更なる行財政改革」を推進してまいる予定でございます。

次に、教育、文化に係る御質問の中で、国際アジア音楽祭についての御質問にお答えいたします。

県では、アジア各国との交流によります文化の振興、音楽を活用しました観光の推進、そして沖縄産音楽の発信を目的に、平成22年３月に「沖縄国際アジア音楽祭」を開催することといたしております。

この音楽祭は、官民一体となりまして、「音楽の島・沖縄」をＰＲし、那覇市国際通り周辺、沖縄市ミュージックタウン及びその周辺を中心に、県内各地のライブハウスやコンサートホールにおきまして、古典音楽、民謡、ロック、ポップス、そしてジャズなどさまざまなジャンルの音楽が聞けるようなステージなどを開催いたしますとともに、音楽に関するビジネスセミナーなども実施していく考えでございます。

県といたしましては、この音楽祭がさまざまな産業に波及をし、地域の活性化、県経済の発展につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君）　観光商工部長。

〔観光商工部長　仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君）　経済、雇用対策に関する御質問の中で、県内雇用環境と今後の見通しについてお答えします。

「労働力調査」によりますと、平成20年12月の本県完全失業率は7.2%と、前年同月の比較で見ると0.4ポイント上回っており、３カ月連続の上昇となっております。

沖縄労働局の「一般職業紹介状況」によると、平成20年12月の有効求人倍率は0.31倍と６カ月連続で低下し、県内企業からの新規求人数は、前年同月の比較で見ると13カ月連続の減少、県外企業からの求人数は、前年同月の比較で見ると８カ月連続の減少となっております。

県内雇用情勢の今後の見通しについては、ＩＴ産業など一部には雇用を拡大するなど雇用の改善があるものの、県経済が外部環境の悪化を受け、厳しさが続くものと予想されます。

次に、「雇用再生特別事業基金」の今後の対応についてお答えします。

雇用再生特別事業基金は、継続的な雇用機会の創出を図ることを目的としていることから、おおむね３年間均等に基金を活用することとしております。

平成21年度当初予算計上額が少ない理由は、国からの制度概要の提示が遅かったことによる県の事業化のための時間的な制約等によるものであります。

現在も、各部局において本基金を活用した事業の検討を行っているところであり、公募による民間企業からの事業提案等も活用して実施事業を追加していく考えであります。

次に、雇いどめなどに係る県出身者の状況、対策及び効果についてお答えします。

厚生労働省の全国調査によると、ことし３月までに約12万5000人の非正規労働者が期間満了などによる雇用調整を受けることが見込まれておりますが、出身県別での調査は行っていないとのことであり、県出身者数の把握は困難であります。

全国的な景気後退のもと、県外で働く県出身者の雇用悪化を懸念し、知事を先頭に県外製造業などに対し、雇用の確保に努めるよう要請を行ったところであります。

また、県出身者の雇用・生活に関する必要な支援を行うため、県外事務所に「緊急労働相談窓口」を設置しております。

住宅対策としては、県営住宅への優先入居を実施しており、２月13日現在18戸に入居しております。

再就職支援としては、離職者が再就職までのつなぎとして、県で約150人を賃金職員として臨時雇用することとしております。

次に、「原油・原材料高騰対策支援資金」の取り組み状況と今後の対応についてお答えします。

「原油高騰対策支援資金」については、９月補正で融資枠の拡大、保証料の軽減等を行い、さらに国の「緊急保証制度」に対応した融資要件の緩和を行い、「原油・原材料高騰対策支援資金」として平成20年12月15日から適用しました。

融資実績は平成21年１月末現在で101件、融資額が約25億3400万円となっておりますが、申し込み状況を見ると既に融資枠に達したところであります。

当該資金で追加措置を行うには新たな予算措置が必要であり、２月補正で対応すると実施が３月下旬以降となり、融資実行が困難となります。

そこで、「中小企業セーフティネット資金」について、２月16日に融資枠を９億円から24億円へ拡大し、中小企業者の年度末における資金需要に対応しているところであります。

次に、「緊急保証制度」の融資審査に関する関係機関への要請についてお答えします。

沖縄県信用保証協会における審査は、国が示した基本方針に基づき、企業の経営実態を総合的に判断の上、前向きに保証しており、申し込み金額については、資金使途、返済能力などを適正に審査し減額する場合もあり、その際には金融機関と利用者と調整の上決定しているとのことです。平成20年12月から申し込みが殺到しており、審査にかかわる職員を通常の９名から23名に増員して円滑な審査の実施に努めているところであります。

沖縄県としては、沖縄県信用保証協会に対し「緊急保証制度」の趣旨に沿った適切な運用がなされるよう指導を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　企画部長。

〔企画部長　上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君）　経済、雇用対策についての御質問で、補正予算及び当初予算における経済、雇用対策の事業内容と効果について一括してお答えいたします。

県では、国の緊急経済対策に対応して、平成20年度２月補正分の206億円に加え、21年度当初予算で約65億円を措置し、雇用、産業振興、生活福祉及び防災などの対策を実施することとしております。

なお、これらの経済対策の効果につきましては、年度末に取りまとめる「平成21年度経済見通し」の中で明らかにしてまいります。

同じく経済、雇用対策についての御質問で、「定額給付金」に係る地域での取り組み状況等についてお答えいたします。

県では、各市町村に対し、全国の取り組み状況について情報提供を行うとともに、地域の商店街等での消費拡大や地域振興を図る取り組みについて商工関係団

体等とも連携しながら、積極的に推進していただくようお願いしております。

県内市町村での取り組み状況としましては、嘉手納町において、定額給付金の給付時期に合わせて10%のプレミアムつき商品券の発行を検討しているほか、他の団体におきましてもそのような動きがあると聞いております。

同じく「定額給付金」給付の年度内実施についてお答えいたします。

県内市町村においては、定額給付金に係る専門部署を設置するなどして準備を進めているところであります。

定額給付金の給付開始日につきましては、国の第２次補正予算関連法案が成立した後、準備が整った市町村から順次開始されることになります。

県としましては、市町村に対し、年度内の給付開始を目指して適切に対応するよう、引き続き助言してまいります。

次に、地上デジタル放送対策についての御質問で、県内の取り組みについてお答えいたします。

地上デジタル放送対策については、沖縄総合通信事務所と放送事業者が中心となって各種施策を推進しているところであり、ことし２月には、「総務省沖縄テレビ受信者支援センター」を設置し、県民からの各種問い合わせ、調査等に対応しているところであります。

県の取り組みとしては、県民向けの広報活動、公共施設のデジタル化等を進めているところであります。また、先島地区の民間放送の地上デジタル移行につきましては、国、県の補助により、ことし５月ごろにＱＡＢも含めて実現する予定であります。

同じく南北大東島及び難視聴地域の対策についてお答えいたします。

県は、南北大東地区の地上デジタル放送移行について、本島からの放送伝送方法が確立されていないため、その解決に向けて通信事業者等関係者と協議を重ねているところであります。

また、難視聴地域につきましては、国、放送事業者が共聴施設整備等を推進し、期限までに解決しない地域に対して、暫定的な衛星利用による難視聴対策を講ずることとしております。

県としましては、こうした動向を踏まえ、引き続き難視聴対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　経済、雇用対策についての御質問の中の、県内のホームレスの状況及び実施計画等の策定についてにお答えいたします。一括でございます。

住む家のないいわゆるホームレスと呼ばれる方々は、平成20年１月に厚生労働省が行った全国調査によりますと、全国で１万6018名、うち本県は200名が確認されております。

本年１月にも同様の調査を行ったところであり、現在厚生労働省で集計が行われているところであります。

また、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」第９条に定める実施計画の各都道府県における策定状況は、平成21年１月現在、策定済みが16都道府県、策定予定が１県、策定予定なしが26県、策定方針未定が４県となっております。

本県といたしましては、現在、情報収集に努めているところであり、１月に厚生労働省が実施したホームレスの概数調査の結果も参考にしながら、計画等の策定について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、県内市町村の取り組みへの支援についてにお答えいたします。

県内の市町村におけるホームレスの自立支援の取り組みとしましては、那覇市において専任の相談員１名を配置し生活相談や就労支援等を行っており、県はその事業費を一部補助しております。

昨年からの雇用情勢の急激な悪化もあり、ホームレスの増加も予想され、支援体制の強化を図るため、那覇市の相談員増員に必要な補助について、平成21年度当初予算案に盛り込んだところであります。

県としましては、今後も市町村と連携を図りながら、ホームレスの方の自立支援に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、福祉、医療行政についての御質問の中の、安心こども基金事業と待機児童対策特別事業の内容と効果についてにお答えいたします。

安心こども基金は、子供を安心して育てることができる体制を整備するため、国からの交付金を財源に各都道府県において基金を創設するものであります。

当該基金を活用して、平成22年度までに市町村が実施する保育所の整備、放課後児童クラブの設置、認定こども園の整備等へ助成することとしております。

また、保育所入所待機児童対策特別事業は、沖縄特別振興対策調整費を財源とした基金を活用して、市町村が認可化することとした認可外保育施設へ助成し認

可化を促進するものであります。

続きまして、予定されている出産育児一時金の引き上げに対する県の対応についてにお答えいたします。

国の出産育児一時金の４万円引き上げの見直し案について、県は市町村等に情報を提供し周知を図っているところでございます。

なお、今後の国の関係法令の改正を受け、市町村は本年10月の施行に向け条例の改正及び予算措置等の対応が求められているところから、県としましてもその把握に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、乳幼児等医療費助成制度の見直しについてにお答えいたします。

県単医療費助成制度の見直しにつきましては、経済状況の悪化などの環境変化を踏まえ、当面延期することといたしました。しかし、同制度の継続的な運営について厳しい状況は変わらないことから、引き続き必要な検討を行っていきたいと考えております。

なお、地域福祉の拡充を図る観点から、平成21年度予算において子育て支援策として地域子育て支援拠点の整備や放課後児童クラブへの補助、また障害者の自立支援策として地域生活支援事業の充実、さらに新規事業としてグループホーム整備やスポーツ振興事業に所要額を計上しております。

続きまして、県内の発達障害児の数についてにお答えいたします。

発達障害児の実態把握につきましては、対象者の範囲や調査実施箇所等、調査実施が難しく実態把握は困難な状況にあります。

一方、平成19年度に社団法人沖縄県小児保健協会が39市町村の１歳６カ月健康診査を取りまとめた結果によりますと、精神発達面での有所見率は2.1%、41市町村の３歳児健康診査の結果によると、有所見率は3.8%となっております。

また、県教育委員会が平成20年１月に実施しました「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する実態調査」によりますと、本県公立小中学校において特別な教育的支援を必要とする児童生徒は5055人で、全児童生徒の3.4%となっております。

続きまして、発達障害児支援に関する取り組み状況についてお答えいたします。

発達障害児に対する途切れのない支援体制を構築する観点から、県ではモデルとなる圏域支援システムの構築を促進するとともに、受け皿となる障害児等療育支援事業を強化いたします。また、関係機関の役割を明確にした沖縄県発達障害者支援体制整備計画を策定し、途切れのない支援を促進してまいります。

続きまして、発達障害者支援体制整備委員会についてにお答えいたします。

発達障害者支援体制整備委員会は、発達障害児・者の支援計画、支援体制の整備等について有識者から意見等を聴取するために県が設置するものであります。

支援にかかわる医療、保健、教育、労働、当事者等８名の委員で構成されていることから、総合的な支援を推進することができると考えております。

本年度は、平成21年度の支援の方向及び支援体制整備計画について委員会から意見を聴取し検討することとしております。

同じく発達障害者支援センターについての御質問にお答えいたします。

沖縄県発達障害者支援センターにおいては、発達障害者やその家族等に対して発達、就労等の支援を行うとともに、県民への普及啓発及び支援する専門員の研修を実施しております。

関係機関との連携につきましては、中部圏域で関係者連絡会等により支援体制の強化を促進しているところであります。また、連絡協議会につきましては早急に開催に向けて取り組んでまいります。

続きまして、県立病院のあり方検討部会の答申に対する県の対応についてにお答えいたします。

検討部会におきましては、これまで６回の会議を開催し、県立病院の地方独立行政法人への移行を含む基本構想案を取りまとめております。

現在、県におきましては、同基本構想案に対するパブリックコメントを実施しているところであります。

今後、パブリックコメント及び県民説明会における県民意見について、検討部会の委員に報告を行い、３月中旬に開催される第７回会議において検討部会としての基本構想が決定され、知事への答申が行われる予定であります。

県といたしましては、沖縄県医療審議会の答申を踏まえ適切に対処してまいります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　知念　清君登壇〕

○病院事業局長（知念　清君）　福祉・医療行政についての御質問の中の、「こころの診療科」の体制についてお答えします。

南部医療センター・こども医療センターの「こころの診療科」においては、医師１名、臨床心理士１名を配置しております。

そのほか、外部から非常勤の臨床心理士２名の応援

を得て診療に当たっております。

続いて、過去の経営再建に対する見解と今後の対応についてお答えします。

地方公営企業法の全部適用により、経済性や機動性を発揮した病院事業運営が可能になったものと考えており、病院事業局としては、こうした全適のメリットを最大限発揮すべく、次年度から人員配置や予算に関する権限等を病院長に大幅に移譲することにより、病院における経営力を強化したいと考えております。

また、平成23年度までを経営再建期間と位置づけ、不良債務及び資金不足の解消並びに経常収支の黒字化という３つの目標を掲げ、国の制度の活用や一般会計の支援を得ながら経営再建に取り組むこととしております。

続きまして、第２次補正予算14億円の内容についてお答えします。

国の緊急経済対策臨時交付金を活用し医療機器等の整備費として計上した14億円の主な内容は、中部病院の放射線治療システムいわゆるリニアック及び全身用Ｘ線ＣＴ撮影装置、北部病院の循環器系Ｘ線診断装置、八重山病院の全身用Ｘ線ＣＴ撮影装置、また診療所のデジタルＸ線画像診断システム等となっております。

これらの機器については、今後、入札により購入先等を決定することとしております。

なお、民間病院の購入価格の把握は困難であります。

以上であります。

○議長（髙嶺善伸君）　総務部長。

〔総務部長　宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君）　行政改革についての御質問の中で、不必要・不効率な事業等の検証・改善のための取り組み、効果と事業仕分けの取り組み状況について、関連しますので一括して答弁いたします。

厳しい財政状況の中で限りある行政資源を効果的かつ効率的に活用し行政サービスを提供するためには、不必要・不効率な事業等を検証し改善することが重要だと考えています。

このため、県では、平成16年度からすべての事務事業を対象に事務事業評価を実施し、外部有識者の意見を取り入れ、必要度、優先度、官民の役割分担などの視点から、制度の改正や事業の廃止を含めた見直しに取り組んでいるところでございます。

その結果、平成19年度までに431件の見直しを行い、その財政効果は、県単補助金の廃止等を含めて約30億2000万円となっております。

事業仕分けにつきましては、次年度実施に向けて、現在、既に導入済みの団体からの情報収集や調査等を進めているところでございます。

○議長（髙嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　それでは、教育、文化行政についての御質問で、学力向上対策についてお答えいたします。

全国学力・学習状況調査の分析結果から、本県の児童生徒は基本的な生活習慣の確立や基礎学力の定着、学習意欲などに課題があるものと考えております。

県教育委員会としましては、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、これらの課題解決に向けて多様な視点から取り組むため、教育庁内に学力向上施策検討委員会及び学力向上推進プロジェクトチームを設置し、沖縄県学力到達度調査等を実施したところであります。

今後は、新教育課程の実施を見据えた学力向上主要施策を策定し、各学校における授業改善や教師の指導力向上を図る取り組みを行ってまいりたいと考えております。

具体的な取り組みとして、形成テストを活用した授業改善の推進や、中学校の国語科・数学科教師の授業力向上を図るための研修の実施など、「授業改善・支援プロジェクト」を展開し、わかる授業の構築を図ってまいりたいと考えております。

次に、30人学級の取り組みについてお答えいたします。

30人学級につきましては、きめ細かな指導により児童一人一人が基本的な生活習慣や社会的規範を身につけ、基礎・基本の学力の定着を図ること等から、義務教育のスタートに当たる小学校１年生で実施しております。

実施に当たっては、加配定数の範囲内で下限25人とし、施設条件面の対応が可能な学校を対象としております。

平成21年度につきましては、小学校２年生へ拡大をしてまいります。

今後につきましては、当面、小学校低学年で実施していきたいと考えております。

次に、沖縄盲学校の単独校としての要望等についてお答えいたします。

近年の障害の重度・重複化や児童生徒一人一人の教育ニーズに適切に対応するため、平成19年４月に学校教育法が改正施行され、従来の障害種別の盲・聾・養護学校は、複数の障害種に対応した教育を実施するこ

とができる特別支援学校制度へと改められました。
単独校としての要請の趣旨は、児童生徒の安全性や視覚障害教育の専門性の維持に不安を感じておられることのあらわれと受けとめております。
県教育委員会としましては、複数の障害種に対応する特別支援学校を整備する場合には、障害種ごとの教育課程や学級編制及び障害の特性に応じた教室等の区分により、専門性の維持及び安全性の確保に努めることを説明しております。
現在、沖縄盲学校の保護者等へ敷地面積なども考慮した校舎配置図等を示し意見交換を行っております。その中で、安全性の確保への懸念が払拭できない場合には計画の見直しもあり得るものと考えております。
次に、特別支援教育支援員の推進状況についてお答えいたします。
本県における支援員の配置状況は、平成19年度、小学校225人、中学校49人、計274人、平成21年１月現在、小学校317人、中学校72人、計389人で、昨年に比べ115人の増となっております。
県教育委員会としましては、各市町村へ支援員を適切に配置するよう文書で周知を図っております。
さらに、今年度より実施している「特別支援教育理解推進事業」を通して支援員の適切な配置がなされるよう指導助言を行っているところであります。
次に、耐震化工事の対象数及び対応についてお答えいたします。
平成20年４月現在、本県の公立小中学校における大規模な地震で倒壊等の危険性の高い施設数は、推計値で29棟となっております。
学校施設の耐震化については、「沖縄振興計画」による高率補助制度を活用し、危険建物の改築事業として取り組んでおります。
県教育委員会としましては、児童生徒が安全で充実した環境で学習できることは大切であることから、今後とも市町村教育委員会と連携し、改築事業による耐震化に一層取り組んでいきたいと考えております。
以上でございます。
○議長（髙嶺善伸君）　文化環境部長。
〔文化環境部長　知念建次君登壇〕
○文化環境部長（知念建次君）　教育、文化行政についての御質問で、今後の舞台芸術の振興策についてお答えいたします。
郷土劇場において実施してきました伝統芸能公演につきましては、郷土芸能の後継者育成と質の高い鑑賞機会の提供という目的が十分に果たされるよう工夫しながら継続して実施していく予定であります。
なお、新たな郷土劇場の整備につきましては、財政事情の厳しい折困難な状況でありますが、舞台芸術の振興を図る上で劇場の重要性は認識しており、その整備は今後の検討課題としてとらえております。
以上でございます。
○議長（髙嶺善伸君）　知事公室長。
〔知事公室長　上原　昭君登壇〕
○知事公室長（上原　昭君）　旧軍飛行場用地問題解決に向けての県の対応についての御質問にお答えします。
県は、平成21年度からの事業実施に向けて、関係市町村及び国との調整を進めてきたところであります。
その結果、特別調整費を活用した特定地域特別振興事業として、那覇市の鏡水自治会及び宮古島市の七原、富名腰、腰原３自治会のコミュニティーセンター建設事業の予算案が国において国会に上程されたところであり、この問題の解決に向けた取り組みが進展したものと認識しております。
平成22年度の事業についても、関係市町村と具体的な調整を進めているところであります。その他の市町村については、沖縄振興計画期間内での事業実施に向けて、県と市町村との連携を密にしながら、地主会として今後の地域振興につながるような事業案を提出していただくよう働きかけていきたいと考えております。
○議長（髙嶺善伸君）　上原　章君。
〔上原　章君登壇〕
○上原　　章君　幾つかの再質問をさせていただきます。
まず景気対策なんですが、先ほどの雇用再生特別事業基金、３年間ということで、国からおくれた分、少し立ちおくれたという答弁でしたが、ぜひ、今本当に１年目、この緊急時にどれだけの雇用政策を進めていけるかというのが非常に大事なことだと思いますので、先ほど各部局にしっかりまた連絡をとって進めてまた追加していきたいということでしたので、しっかりそれはお願いしたいと思います。
それから中小企業への県単融資、追加で対応すると、これも評価したいと思います。しっかりお願いしたいと思います。
福祉についてなんですが、福祉保健部長、先ほどの発達障害児支援について、私は乳幼児の時期にしっかり手当てをして療育していかなければ、小中学校に入ってからではある意味ではもう遅いのではないかなと思っております。先ほど2.1%及び3.8%のこの数字というのは本当に実態なのか、それとも妊婦健診のそ

ういった中でしっかりした専門のそういう目でこういったものが確認されているのか、再度確認したいと思います。

それから、先ほどの発達障害支援センター連絡協議会の開催、これは一度もまだ行われていないということなんですか。本来は、私は定期的にやっていくべきものだと思うんですが、見解をお聞かせください。

それから病院事業局長、知念さん、南部医療センター・こども医療センターの「こころの診療科」のドクターが３月末でおやめになるという話を私聞いているんですが、今後そういった場合の後継、またその対応、どうなっていくのかお聞かせください。

それから知事、先ほど県単の医療助成、これは大変厳しい財政ではありますけれども、群馬県が県全域で中学３年まで医療費を通院分、また入院分すべて無料にするという非常にすばらしい打ち出しを去る５日にされております。そういう意味では、ぜひ我が県もこういった乳幼児の、また重度障害者の皆さんの支援は後退しないことをお願いしたいと思います。

最後に音楽祭、非常に期待するわけなんですが、今回１回きりでこれが終わってしまうのか、私は今後、沖縄県で毎年このアジア音楽祭が行われると内外に発信すべきではないかなと思いますが、再度お聞かせください。

以上です。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午後５時２分休憩

午後５時３分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　上原議員の再質問にお答えしたいと思います。

御質問の順序からいうと一番逆の音楽祭につきましては、今回ぜひ成功させて、議員おっしゃったように毎年といいますか、２年に一遍といいますか、いい形で継続できるように研究してまいりたいと考えております。

それから乳幼児医療について、確かに我々21年度予算の中でどうしようか、実は随分迷いまして、ただ、私どもこの21年、この４月から新しい行財政改革プランというのをしっかりまた練り直して、かなり大きな収支差が今発生しています。これを何とかきちっと収支差のない状態へ確実に持っていかないと、将来の破綻が明らかになりかねないものですから、そういう中ではあらゆる政策を一度はよく洗ってやっていきたいと思っています。そういう中でおっしゃった乳幼児医療、重度身障者に対する対応につきましても、やはりきちっと議論を踏まえてどうするかは決めていきたいと思っておりますので、ひとつぜひお知恵と御指導を賜りたいと思います。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　知念　清君登壇〕

○病院事業局長（知念　清君）　再質問についてお答えいたします。

南部医療センター・こども医療センターの「こころの診療科」の医師の退職後の後任の件でございますけれども、人的ネットワークによってその確保に努めているところでありますが、現在のところ採用のめどは立っておりません。

今後、人的ネットワークに加えて病院のホームページなどの活用により幅広く募集していきたいと考えております。

○議長（髙嶺善伸君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　発達障害児の健診での有所見なんですけれども、これは健診はお医者さん、小児科のドクターだとかがやっておりますので、一応専門家ということとしております。

それから、保健師さんだとかが一緒に健診に当たるんですけれども、一応気になる子というんでしょうか、行動でこの子は支援が必要かなという部分に関しましては、経過観察のクリニックを紹介したり、個別支援等フォローアップはしているということでございます。

それから、先ほどの協議会のことなんですけれども、19年の２月ぐらいに発達障害センターができました。今、その運営協議会の人選をしておりまして、こととしそのセンターの評価だとか、今後のあり方とか、それから次の年度は何をするかとか、そういうことを検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明20日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時８分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　髙　嶺　善　伸

会議録署名議員　奥　平　一　夫

会議録署名議員　吉　田　勝　廣

# 平成21年２月20日

平成21年
第　3　回　**沖縄県議会（定例会）会議録**

# （第　5　号）

平成21年
第３回　沖縄県議会（定例会）会議録（第５号）

平成21年２月20日（金曜日）午前10時２分開議

議　事　日　程　第５号
平成21年２月20日（金曜日）
午前10時開議

第１　代表質問

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　代表質問

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

出　席　議　員（47名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議　長 | 髙嶺善伸君 | 25番 | 新垣良俊君 |
| 副議長 | 玉城義和君 | 26番 | 仲田弘毅君 |
| １番 | 上原　章君 | 27番 | 照屋守之君 |
| ２番 | 島袋　大君 | 28番 | 辻野ヒロ子さん |
| ３番 | 中川京貴君 | 29番 | 嶺井　光君 |
| ４番 | 桑江朝千夫君 | 30番 | 當間盛夫君 |
| ５番 | 平良昭一君 | 31番 | 当銘勝雄君 |
| ６番 | 仲村未央さん | 32番 | 渡嘉敷喜代子さん |
| ７番 | 照屋大河君 | 33番 | 前田政明君 |
| ８番 | 渡久地　修君 | 34番 | 玉城ノブ子さん |
| ９番 | 上里直司君 | 35番 | 赤嶺　昇君 |
| 10番 | 瑞慶覧　功君 | 36番 | 比嘉京子さん |
| 11番 | 奥平一夫君 | 37番 | 金城　勉君 |
| 12番 | 吉田勝廣君 | 38番 | 糸洲朝則君 |
| 13番 | 當山眞市君 | 39番 | 翁長政俊君 |
| 15番 | 座喜味一幸君 | 40番 | 浦崎唯昭君 |
| 16番 | 佐喜真　淳君 | 41番 | 池間　淳君 |
| 17番 | 玉城　満君 | 42番 | 新垣哲司君 |
| 18番 | 仲宗根　悟君 | 43番 | 具志孝助君 |
| 19番 | 崎山嗣幸君 | 45番 | 新里米吉君 |
| 20番 | 西銘純恵さん | 46番 | 嘉陽宗儀君 |
| 21番 | 山内末子さん | 47番 | 新垣安弘君 |
| 22番 | 新垣清涼君 | 48番 | 大城一馬君 |
| 24番 | 前島明男君 | | |

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

欠　席　議　員（１名）

14番　吉元義彦君

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 知　事 | 仲井眞弘多君 | 副知事 | 仲里全輝君 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 副知事 | 安里カツ子さん | 総務部<br>財政統括監 | 名渡山　司君 |
| 知事公室長 | 上原　昭君 | | |
| 総務部長 | 宮城嗣三君 | 教育委員会<br>委員長<br>職務代理者 | 鎌田佐多子さん |
| 企画部長 | 上原良幸君 | | |
| 文化環境部長 | 知念建次君 | 教育長 | 仲村守和君 |
| 福祉保健部長 | 伊波輝美さん | 公安委員会委員 | 安里昌利君 |
| 農林水産部長 | 護得久友子さん | 警察本部長 | 得津八郎君 |
| 観光商工部長 | 仲田秀光君 | 労働委員会<br>事務局長 | 比嘉久晶君 |
| 土木建築部長 | 漢那政弘君 | | |
| 企業局長 | 花城順孝君 | 人事委員会<br>事務局長 | 伊礼幸進君 |
| 病院事業局長 | 知念　清君 | 代表監査委員 | 又吉春三君 |
| 会計管理者 | 福治嗣夫君 | | |
| 知事公室<br>秘書広報統括監 | 上運天　昴君 | | |

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 長嶺伸明君 | 課長補佐 | 平田善則君 |
| 次長 | 遊佐信雄君 | 主査 | 中村　守君 |
| 議事課長 | 嘉陽安昭君 | 主査 | 佐久田　隆君 |

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた教育委員会委員長比嘉梨香さんは、別用務のため本日、24日及び25日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日の会議に教育委員会委員長職務代理者鎌田佐多子さん、24日の会議に同委員会委員中野吉三郎君、25日の会議に同委員会委員安次嶺馨君の出席を求めました。

―――――――――――――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　日程第１　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

渡久地　修君。

〔渡久地　修君登壇〕

○渡久地　修君　私は、日本共産党県議団を代表して仲井眞知事に質問します。

まず第１に、構造改革路線からの転換についてです。

自公政権は、何でも市場に任せればうまくいくという規制緩和万能論と市場万能主義の新自由路線から、官から民へ、国から地方へとのかけ声のもとで、医療、福祉、教育予算を削減し、地方切り捨ての構造改革路線を進めてきました。しかし、その路線がもたらしたものは貧困と格差の拡大、医療や福祉など社会保障の崩壊、雇用や農業や地域の崩壊でした。この路線は今や破綻に直面しています。

小渕内閣の経済戦略会議で、構造改革の急先鋒を自認してきた中谷巌一橋大名誉教授は、「資本主義はなぜ自壊したのか」という本の中で、一時日本を風靡した「改革なくして成長なし」というスローガンは新自由主義の行き過ぎから来る日本社会の劣化をもたらした。改革は必要だがその改革は人間を幸せにできなければ意味がないと書いています。

１月の九州各県議会議員研究交流大会で鹿児島県知事は、先進国で一番貧困率が高いのはアメリカ、次は日本、200万の所得のない方が我が国に1000万人以上という数になってしまった。国民健康保険料が払えない方が既に２割、大変な貧困社会、格差社会が生まれてしまった。それをどう是正するかというのが今の大きな課題と述べていました。また、鳩山総務大臣は、三位一体改革について失敗の部分がある。地方をここまで苦しめるなら必ずしも正しくない部分があったと述べ、さらに麻生首相は郵政民営化は反対だったと述べるなど、構造改革路線の破綻が日々明らかになっています。

政府のこのような政策に追随し、県政運営を進めてきた結果、沖縄でも暮らし、雇用、福祉、医療の崩壊はより深刻になっています。県内食料自給率は30%に低下、さとうきびを除くと６%、非正規雇用者は40.8%、年収200万円以下のワーキングプアと言われる県

民が50%、生活保護世帯も10年間で1.5倍、経済苦による自殺者も10年間で815人、後期高齢者医療制度で高齢者には大増税、国保の滞納世帯は４万9528世帯で19%になっています。しかしながら、知事は新年度予算でも行政改革の名で、宮古・八重山の支庁廃止、離島地域密着型サービス構築事業、渡航補助費の廃止、軽費老人ホーム事務費補助金の削減など、構造改革路線を引き続き進めていこうとしています。

今、県民が望んでいるのは、この路線に追随したことに厳しく反省をし、県民の暮らし、福祉、医療、教育を重視した政策に転換することであります。

知事の見解を求めます。

次に、構造改革路線の典型的なものとして推し進められようとしている県立病院問題についてです。

日本の医療制度は、国民皆保険制度の実現で保険証があればいつでも、どこでも、だれでも医療を受けることができるというものでしたが、今やそれが崩壊し始めています。患者のたらい回しによる死亡、産科医や小児科医のいない地域、国保手帳が取り上げられ病院に行けないなど大問題になっています。それは財界などの求めに応じ、診療費抑制策を強化し、医療給付費の増加を経済の伸びの範囲に抑えることを定め、医師養成数の削減、自己負担増による診療抑制、診療報酬の引き下げを次々と行ってきたことに大きな原因があります。

ＯＥＣＤ諸国の中での医師数は、人口10万人当たりイタリア420人、ドイツ、フランス、スウェーデンは340人ですが、日本では200人と極端に少なく、30カ国中27位となっています。ＯＥＣＤ諸国平均にするには、14万人以上の増加が必要という深刻な事態です。看護師不足、介護職不足も深刻です。さらに政府は、医療構造改革の名で2025年には医療給付費を８兆円減らすことを目標に、後期高齢者医療制度の導入と高齢者負担の引き上げ、患者負担の引き上げ、診療報酬のさらなる引き下げを進めようとしています。その一方で、財界、大企業の求めに応じて法人税はどんどん引き下げ、無駄な大型公共事業や米軍への思いやり予算などには税金をつぎ込んできました。

今回の県立病院の独立行政法人化は、日本を医療崩壊へと導いていった構造改革路線をそのまま踏襲し、医療の公的責任を放棄するものです。現在の県立病院あり方検討委員会は県立病院や病院事業局とは別の部局が主体となり、現場の県立病院長なども入れないなど、県の行革方針を推進するための最初から独立行政法人化ありきの委員会となっており、そのあり方そのものが問題ではありませんか、お答えください。

日本国憲法25条は、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定しています。県立病院は、地域住民の公共財産です。地方自治体の本来の目的である住民の福祉の増進に寄与するものでなければなりません。また、いつでも、どこでも、だれでも安心してよい医療の提供という国民皆保険制度の大原則を堅持し、県民に保障することでなければなりません。その立場からも、教育や医療は公的責任において実施されるべきです。

さらに、沖縄の医療を考えるときに戦後の27カ年間の米軍占領支配により、日本国憲法や国民健康保険法など日本の医療制度から切り離されてきた苦難の歴史とその負担をいまだに負っていることを抜きにして語ることはできないと思います。

米軍全面占領下の沖縄、すべてが軍事優先で県民の命も虫けらのように扱われ、人権や土地や財産も奪われるなどまさに無権利状態でした。医療供給体制、医療保険制度は後回しにされてきました。病院も全国平均の半分、医師、看護師も全国平均の３分の１、1966年に医療保険制度が導入されたと言っても対象者は県民の４割、療養費償還制のため現金がなければ医者にはかかれないという状況で、大多数の県民は無保険のままだったといいます。虫垂炎の手術も当時の労働者の月収の３倍から５倍だったとのことで、金の切れ目が命の切れ目だったといいます。復帰後、このような劣悪な沖縄県民の医療体制を改善、強化するために、県では急速に県立病院の整備を進めてきました。このことについて国会の厚生労働委員会調査室の2008年５月の医療調査報告書では、「沖縄県の医療提供体制で特徴的なこととして、県内医療機関全体に占める県立病院のシェアが高いことが挙げられる。これは、本土復帰当時の沖縄県の医療事情が、全国に比べてかなり立ち後れた状況にあり、急増する医療需要に対処するため、県立病院の整備を急速に進めてきたことによるものである。このことにより、沖縄県では、県立病院主導の医療提供体制が形成されてきた。」と書いています。復帰時の国立病院やほかの公的病院などの少なさ、民間医療機関の未発達の中で、県立病院は急速に整備、強化されてきました。まさに県民の命と健康を守るために果たしてきた役割は大きいのではないでしょうか。

復帰前の医療状況、復帰後どのように県民医療を確保してきたのか。今後の沖縄県民の医療をどのようにしようと思っているのか。その中で県立病院の役割についてお答えください。

県民医療の確保のためにも県立病院として存続させるべきです。知事の決意を伺います。

県立病院は不採算医療、高度医療を担っていると言われています。どのような医療体制を指しているのか。この果たしている役割と、この機能がなくなったら県民の命と健康は守れるのか伺います。

2007年の国会の第１特別調査室の報告書は、沖縄県以外にも離島を持つ都道府県は数多くあるが、沖縄県自体が本土から遠く離れたところに位置するため、沖縄県の離島に対する支援は他の都道府県と比べて厳しい状況にあると書いています。

このような中、離島病院への医師の派遣、インターネットを通じての患者の診察支援などまさに現在の離島医療を支えているのが沖縄県立中部病院です。

今、全国的に患者のたらい回しによる死亡事故などが大問題になっていますが、沖縄では患者のたらい回しがありません。それは県立病院が365日24時間救急救命医療の特別の体制をとっているからであり、また民間医療機関では診ることができないような難病など高度医療を実施しているからではないでしょうか。

先日、県立病院の役割を考える勉強会がありました。そこで民間医療機関の看護師さんは、県立病院だけでなく、私たちも頑張っている、救急医療も行っている。しかし、自分たちの病院にないような高度医療や民間では困難な病気は県立病院にお願いし、搬送している。私たちが安心して医療を続けられるのは県立病院があるからだと話していました。まさに県立病院は最後の命のとりでです。県民は医療体制の充実こそ願っています。知事の見解を伺います。

国のたび重なる医療制度改悪、診療報酬改定が全国の自治体病院や民間病院の経営を圧迫しています。この間の改悪の経過と県立病院への影響について明らかにしてください。

その改悪のたびに福祉保健部及び現在の病院事業局はどのような対策をとってきたのか。また生活が困窮し国保税を払えない県民がふえ、その結果、手帳がないまま病院に搬送、あるいは受診したりする事例がふえ、全額の自己負担を払えなくなったり、また手帳があっても自己負担分を払えない県民が県立・民間病院を問わず病院経営に大きな影響を与えている実態について答弁を求めます。

県福祉保健部は、国保税を引き下げるために市町村への補助を行うこと、国保手帳をすべての県民へ発給する対策をとること、国保法44条の適用を徹底することなど、みずからやるべきことをまず最優先すべきではありませんか、お答えください。

県民に信頼された医療機関に発展させるには、優秀な医者、看護師や技師などの人材確保、高度医療機器の確保が必要だと言われています。現在の取り組みと今後の課題について伺います。

県福祉保健部長は、７対１看護体制は必要、しかし全適では定数条例が壁になり難しいと言っていますが、独立行政法人化へ持っていくための意識的な世論操作、ごまかしではありませんか。県が定数条例を改定すれば看護師の増員はできます。現に、他府県では県立病院のまま定数をふやしています。

日本共産党県議団は、島根県立病院、埼玉県立病院に調査に行ってきましたが、このことを確認してきました。

さらに、日本共産党県議団は、赤嶺政賢衆議院議員を介して県が主張している点について総務省に問い合わせをしました。総務省自治財政局地域企業経営企画室の理事官は、そのようなことは一切ありません。公営企業等に定数管理を一切かぶせていない、公立病院ガイドラインでも一切定数管理はかぶせていない、地方自治体の裁量の問題との回答を得ています。

県が真剣に看護師をふやす気があるかどうかではないか。７対１看護にするために、定数条例を改定するよう強く求めるものです。知事の決意を伺います。

２番目は、雇用、暮らし、福祉、教育を守り充実させることについてです。

まず、県民の雇用を守る緊急対策について。

日本共産党県議団は、派遣・期間工切りの大量解雇問題について、６月、９月議会、11月議会で取り上げ、知事が直接、解雇を行っている大企業に対して解雇しないよう要請することや、県外事務所への相談所の設置、職員の増員などを提起し、また、12月25日、１月７日に緊急の申し入れを行い、そして１月８日から愛知県と東京で雇用問題の緊急調査を行い、愛知県事務所、東京事務所にも直接申し入れを行ってきました。そしてその調査に基づいて県に対して11項目の緊急申し入れを行いました。その後どのように対応し、どのような成果があったのか、今後どのように強化するのか伺います。

３月の年度末を控え、12万人から40万人の新たな失業者が出ると懸念されています。派遣・期間工などの解雇の実態、県出身者の実態はどうなっているか。沖縄県内の失業の増大も懸念されていますが、対策の強化について伺います。

トヨタ自動車は13兆円の内部留保、製造業の大企業で120兆円の内部留保があると言われています。株主への配当はふやす一方で、労働者の首は切る、このこ

とに社会的な批判が噴出しています。内部留保を回せば解雇は回避できます。今、企業の社会的責任を果たさせることが重要となっています。また、今回の事態は、労働者派遣法を改悪し非正規雇用を広げてきたことが根本原因となっており、政治災害であり、政府の責任で解決させること、そのためにも労働者派遣法を99年の改悪以前に戻させ、雇用のルールを確立させること、この立場で県政も対応することが大事だと思います。知事の決意を伺います。

その上で、県としての緊急の宿泊所の確保、生活と再就職の支援、緊急雇用対策、生活保護受給の支援などを行うことを求めるものです。

次に、今こそ沖縄で雇用の場を広げる本腰を入れた対策について伺います。

県内食料自給率向上と地産地消の取り組みを本格的に推進し、県内食料自給率を現在の30%から50%に確保すれば、新たに農業の分野だけでも１万8800人の就業の場が確保できます。農業、漁業の第１次産業の担い手をふやすための所得補償、価格補償制度、若者の就業者支援のための３年間の所得補償制度の確立などが求められています。県としての取り組みを伺います。

最新版の「厚生労働白書」でも、社会保障関係事業には高い雇用誘発効果があると指摘しています。沖縄でも30人学級を実現すれば962人の雇用が必要です。不足している看護師の数が10対１の場合でも770人必要です。７対１看護であればさらに必要です。特別養護老人ホームの待機者が入所できるよう施設を整備すれば、あと1800人必要です。消防の職員も国の基準にあと1325人必要です。これらの雇用の場の確保を本腰で進めるべきです。見解を求めます。

地球温暖化防止対策と新たな雇用創出に向けて。

自然エネルギー、風力発電、太陽光発電が環境を守る新たな産業、雇用創出として世界的に注目されています。先進的な具体的事例について県の認識を伺います。また、離島県であり、自然環境を大事にした観光立県を目指す沖縄こそ、$CO_2$削減と自然エネルギー産業、雇用創出の先頭に立って推進すべきです。

そのためには、余剰電力を買い上げる売電価格が日本では極端に低いのが普及への阻害要因と指摘されています。国に価格の引き上げを求めること、同時に国待ちにならずに県独自の条例を制定するなど積極的に推進するよう提案します。見解を伺います。

子供の医療費の無料化について。

12月に子供の医療費の有料化の方針が県から出されましたが、今回は提案しないということになったその経緯を明らかにしてください。知事から明確に撤回し、今後とも有料化はしないと約束すべきであります。

子供の医療費の無料化を中学校まで拡大することが大きな流れです。県として中学校まで拡大すべきです。また、現物給付制度の実現は県民の大きな願いであり、実施に踏み出すべきです。さらに、この制度を国の施策として実施するよう求めるべきです。知事の見解を伺います。

学力向上のためにも、一人一人の成長のためにも、教職員の過重負担解消のためにも30人学級を早期実現すべきであります。見解を伺います。

３番目は、無駄な大型公共事業中心から環境を大切にした政策への転換についてです。

まず、泡瀬干潟の埋立強行の中止について。

泡瀬干潟は、南西諸島の貴重な自然の宝庫です。これを埋め立てることは沖縄の自然を破壊する愚かな行為であるとともに、沖縄の観光と沖縄の経済にも重大な打撃を与えるものです。

この泡瀬埋立事業は、去年の那覇地裁の判決でも経済的合理性が認められないとして、沖縄県と沖縄市に対して新たな公金支出の差しとめを命じられたものです。今回の工事の強行は、この判決をことごとく踏みにじる暴挙であり、沖縄の将来に重大な禍根を残すものであり、直ちに工事の中止を求めるものです。知事の見解を求めます。

次に、那覇空港滑走路増設計画と民間専用化について。

那覇空港の民間専用化は復帰時の約束であり、多くの県民は民間専用化を望んでいます。県議会も那覇市議会も民間専用化を求めてきました。県知事や副知事は、滑走路を２本つくり、１本を自衛隊に使用させたらどうかとの一連の発言をしていますが、これは軍民共用空港の固定化をねらったものであり、民意に背くものであります。明確に民間専用化を求めるべきです。お答えください。

小禄、豊見城、糸満などでの飛行機の爆音は、自衛隊機によるものではないでしょうか。県は自衛隊基地に爆音をなくすよう申し入れていますが、見解を伺います。また、県の測定器と国土交通省の飛行記録を照合し、爆音の被害実態を正確に把握し県民に公表すべきです。

在日米軍再編計画で民間空港の使用について合意していますが、滑走路が２本つくられると米軍機の使用の危険性が危惧されます。岩国が典型的な例です。県はこのことについてどう認識しているのか。

県は、今のままでは15年には那覇空港はパンクすると言っていますが、民間専用化すればその心配はないと思います。また、国や県の需要予測も過大な需要予測ではないでしょうか。過大な需要予測が泡瀬干潟埋め立てや那覇港のハブ港化構想での無駄な税金の投入につながったことを教訓にすべきであります。さらに、現下の不況のもとで既に予測の修正が迫られているのではないでしょうか、お答えください。

大嶺海岸は、那覇市に残された最後の海の宝庫とも言われています。どのような貴重種が生存しているか。大嶺海岸、干潟を保全すべきです。

この工事で県民の税金は幾ら投入されるのか。予算の内訳について。また仲井眞知事が町村前官房長官に申し入れた内容だと、沖合の滑走路と現在の滑走路の間まで埋め立て、大嶺海岸を全部埋め立てる内容になっています。そうなると、今の海岸はすべて埋め立てられることになるが事実か。そうなると県民の負担はあと何倍に膨れ上がるのかお答えください。

次に、世界自然遺産登録とヤンバルの森を守ることについて。

ヤンバルの森は、生物多様性の森として世界的に貴重な自然が残っていると言われています。県の認識と世界自然遺産に登録することの意義について県の見解を伺います。

今ある林道でもう十分ではないでしょうか。これ以上の林道建設はやめるべきです。答弁を求めます。

環境を維持するために沖縄のサンゴ礁の役割、サンゴの実態と破壊の原因、今後の保全、回復対策について県の取り組みを伺います。

復帰後の急速な開発によって埋立率は全国一となっています。埋立面積、消失した海や干潟の面積などの実態、海岸線の護岸工事の実態、残された自然の海岸はどれだけか。これ以上の埋め立てはストップし、自然を守るべきであります。見解を伺います。

一日じゅうほとんど走行し続けているレンタカーの急増とＣＯ２増加の実態について伺います。レンタカーを低燃費、ハイブリッド、電気自動車などに切りかえれば大幅なＣＯ２削減につながるが、県としての対策が必要ではないでしょうか。

４番目に、基地のない平和な沖縄を目指してについて伺います。

オバマ政権が誕生しましたが、基地の撤去が沖縄県民の願いであることを、特に県知事及び県政が発信する重要な時期だと思います。その立場から質問します。

米軍再編合意で負担軽減と言いながら、逆に基地の強化が進められていることを知事はどう認識しているのか。県民の命と暮らしを守るためにどのように対応するのか。以下、具体的に基地ごとの実態について明らかにしてください。

ア、嘉手納基地へのＦ22の配備は米軍の戦略と基地機能の強化ではないか。また、心臓を突き刺す殺人的な爆音についてもふえているのではないか。その原因は何か。さらに、夜間・早朝の爆音についても増加しているのではないか。

イ、ホワイト・ビーチへの原子力潜水艦の寄港もふえ、放射能漏れも起きているのではないか。

ウ、キャンプ・ハンセン内の実弾射撃訓練場が次々と建設され、さらに流弾事件が起きたにもかかわらず、米軍は実弾演習とのかかわりを否定し実弾訓練を強行しているではないか。

エ、自衛隊の旅団化、那覇空港へのＦ15戦闘機の配備、米軍との共同訓練、キャンプ・ハンセンへの自衛隊ヘリの着陸など、米軍との一体化が進められているではないか。

オ、知事は、辺野古の沖合移動、環境アセスの確実な実施を言っているが、実際には兵舎の建設、護岸の建設、アセスも１年で終了など、なし崩し的に新基地建設が進められているのではないか。

カ、東村高江のヘリパッド建設をやめてほしい、静かな環境で生活したいとやむにやまれず頑張っている住民や子供を国は裁判に訴え、工事を強行しようとしているではないか。知事、基地機能の強化、演習の中止を求めるべきです。見解を伺います。

グアムの基地建設協定は、米軍再編のパッケージの押しつけを協定に書き込むことで拘束力を持たせ、日米合意を強引に押しつけるものです。

去年、沖縄県議会は新基地建設反対の決議と意見書を可決しました。この協定はこの沖縄県民の意思を踏みにじる暴挙です。また、この協定はアメリカがグアムをハワイや沖縄と並ぶ新たな米軍の戦略拠点にするというものです。沖縄の負担軽減を口実にして、それとは関係のないアンダーセン空軍基地やアプラ湾の基盤整備も予算に計上されています。日本政府の日本の負担は沖縄の海兵隊の移転に伴い、施設整備に限定するというこれまでの説明を覆すもので、米軍基地強化のための国民の税金を他国の基地建設にまでつぎ込むものであり、絶対に許されないものです。これは実質上の安保条約の大改悪ではないか。知事はきっぱりと反対すべきです。見解を求めます。

知事の訪米結果について。

知事の訪米予算は、辺野古への新基地建設につなが

る要請内容を削除し、沖縄県民の基地あるがゆえの苦難軽減を訴えに行くという一致点に基づき11月議会では全会一致の可決となりました。その一致点とは何だったのか、その経過を含めて知事の見解を伺います。

知事は、その県民の一致点に基づいてどのように要請し、成果はあったのか。

新聞報道では、辺野古への新基地建設についても要請したとされているが、事実なら議会合意を踏みにじるものではないか答弁を求めます。

⑷、思いやり予算の廃止について。

沖縄の米軍基地の電気料金、水道料金、下水道料金も日本政府の思いやり予算で支払われていると言うが事実か。去年１年間の額は幾らか。思いやり予算創設時から合計で幾ら支払っているか。なぜ私たちが負担しなければならないのか、明確にお答えください。

次に、日米安保条約について。

来年は、改定日米安保条約から50年になります。沖縄の基地負担の根源は、そもそもサンフランシスコ条約と日米安保条約にあります。沖縄を日本から切り離し米軍の全面占領下に置き、今日でも強大な基地を建設し、基地あるがゆえの事件・事故、米軍人・軍属による凶悪な犯罪の恐怖にさらされています。さらに21世紀の末まで押しつけられようとしています。知事はそれを評価するのですか。

安保条約は成立の過程から秘密裏に進められ、国民の知らないうちに強行されたものであることがアメリカの解禁秘密文書などから明らかになってきています。

サンフランシスコ条約は、吉田茂首席全権ら６人の全権が1951年９月８日午前、サンフランシスコのオペラハウスでの調印式に全員が参加し、これに全員が署名しています。日米安保条約調印式はその日の午後、プレシディオ基地の米軍司令部に移動させられ、そこの下士官集会所で行われています。しかし、６人の全権団のうち、苫米地義三と徳川宗敬の両氏は、この経過に強い疑問を抱き、安保条約の調印式への出席を断っています。安保条約の調印式には、日本側から吉田茂首相と星島二郎、池田勇人、一万田尚登の４人の全権が出席、15分とも言われるごく短時間の調印式だったようですが、アメリカ側はアチソン国務長官ら４人の代表が調印しましたが、日本側で調印したのは吉田首相ただ一人でした。日本側で日米安保条約に調印したのはなぜ吉田首相だけだったのか。このいきさつについて解禁されたアメリカ国務省の極秘内部報告書は、安保条約の条文は1951年９月８日のサンフランシスコの調印まではごくわずかな日米両政府関係者以外、だれにも知らされていなかった。もちろん一般の国民はその内容を知る由もなかった。吉田首相だけが日本代表として調印したのも残りの日本側全権使節は条約の内容を知っていなかったからだと書き、さらに日本政府関係者も国民も、日米安保条約はある意味で強制が生み出した産物だと考える傾向がある。そう考えるのは、日米安保条約交渉を特徴づけてきた秘密のせいであり、安保条約が占領時代に締結されたという事実のせいでもあると国務省の報告書は書いています。

沖縄への基地の押しつけがアメリカの全面占領のもとで、このように秘密裏に進められ、今日のこの被害を受け続けていることに満身の怒りを覚えます。この事実経過と知事の認識について明確にお答えください。

世界は軍事同盟のない世界、紛争の解決は戦争ではなく国連中心の話し合い、平和外交によって解決するというのが大きな流れであります。今こそ安保条約はなくし、アメリカとも友好条約を締結するように見直す時期に来ているのではないか。沖縄の知事としてそのことを今こそ主張すべきであると思います。

５番目に、不発弾問題についてです。

最初に、今回の爆発事故で被害に遭われた皆さんに心からお見舞いを申し上げます。

不発弾があるのは戦争を起こした国の責任であります。国がそのことを不問にすることは許されません。知事も施政方針で明確に述べるべきではなかったのか。沖縄戦でどれだけの弾が撃ち込まれて、どれだけ処理されて、どれだけ残されているのか。これまでの事故について県民がこうむってきた被害、経済的損害についてお答えください。

県は、沖縄戦とはどのような戦争だったのか。また、戦後の米軍占領時代を通しての視点で詳しく解明して、不発弾の存在、発見、処理及び事故などについて国にその責任があることを一点の曇りもないように明確にして政府を初め国民・県民に訴えていくことが必要であります。

沖縄県発行の戦争遺跡調査報告書の中でも、「去る太平洋戦争末期において、サイパン島の陥落により日本の敗戦が濃厚となっていく状況下で、沖縄戦は本土防衛・国体護持のための時間稼ぎである「捨て石作戦」として遂行され、沖縄は国内で唯一、一般住民を巻き込んだ熾烈な地上戦の場となった。「鉄の暴風」とも形容される戦火の下で、沖縄県民は、想像を絶する極限状態を経験し、20万人余の貴い生命と多くの貴

重な文化遺産を失った。」と書いています。

知事、この時間稼ぎの「捨て石作戦」にこそ、鉄の暴風約20万トン、当時の県民１人当たり350キロの砲弾が撃ち込まれた原因があるのではないですか。

戦争で被害を受けた他府県の都市は、戦災地復興計画基本方針に沿って再建が始まりましたが、沖縄は27カ年間本土から切り離され、米軍占領支配にあり、憲法や法律、その基本方針などが適用されず長期間放置されてきた結果ではないですか。

沖縄振興特別措置法の根本精神は、戦争の惨禍と長年の米軍占領に対しての沖縄県民への償いの心を持って国は諸施策を行うことではなかったのか。この精神にも反し、戦後処理でありながら国の全面的な責任を不問にしさらに放置されることはもはや許されません。知事は重大な決意で臨むべきであります。見解を求めます。

最後に、沖縄縦貫鉄道の導入建設について。

沖縄縦貫鉄道の導入は、県土の均衡ある発展と県経済の発展にとって欠かせないものです。早期導入についての県の計画、建設にかかる費用と経済効果と雇用効果、その後の県経済の効果について。慢性的な交通渋滞緩和を初めＣＯ２削減など環境政策上でも必要であります。見解を伺います。

○議長（髙嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　渡久地議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第１に、構造改革路線に係る御質問の中で、この路線からの転換についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

構造改革は、この間の景気拡大や失業率低下などの効果をもたらしたものの、全国的な格差の拡大などが指摘されております。

県といたしましては、これまで以上に産業の振興によります雇用の創出、そしてこの確保に努めますとともに、健康福祉社会の実現など県民生活の安定が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、基地のない平和な沖縄を目指すことについてという御質問の中で、在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定についての御質問にお答えいたします。

在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定につきましては、日米両政府が在日米軍再編に関する合意を再確認するために締結をしたとのことでございます。

県としましては、当該協定の締結により、在沖米海兵隊のグアム移転が着実に実施され、県民の基地負担の軽減につながるものであると考えております。

同じく基地に係る御質問の中で、知事はその県民の一致点に基づいてどのように要請をし、成果を上げてきたかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

アメリカ政府及び連邦議会関係者への要請に際しましては、具体的な資料として、在沖米軍基地関係の事件、そして事故の発生状況などの統計データを持ってまいりました。次に、嘉手納飛行場及び普天間飛行場の航空機騒音測定結果などを示しましたほか、普天間飛行場の航空写真等により危険な基地の現状を説明いたしますなど、過重な基地負担の軽減などを強く要請をしてまいりました。

私は、沖縄県知事として県民を代表し、沖縄県の米軍基地の現状や課題などを日米両政府に対し粘り強く訴え続けることが、基地の整理縮小を初めとする沖縄県の基地問題の解決につながるものと考えており、今回の訪米は大きな意義があったと考えているところでございます。

同じく基地に係る御質問の中で、普天間飛行場移設問題に係る言及についてと、同じくアメリカへの出張に関係する御質問についてお答えいたします。

普天間飛行場の移設問題につきましては、米国政府に要請すべきものではないと考えており、さきの県議会で御説明したとおり今回の訪米において要請をしてはおりません。そして要請すべきものだとは考えておりません。

面談の相手側から普天間飛行場の移設問題について質問があった場合は、申し上げたとおり移設に関するこれまでの経緯や環境影響評価手続等を説明をいたしたことがあります。

次に、不発弾事故に係る御質問の中で、沖縄戦の責任の明確化と実態、そして米軍占領支配での放置及び国の責任等についての御質問にお答えいたします。この関連は５の⑵のア、５の⑵のイ、ウが強く関連いたしておりますので、一括して答弁をさせていただきます。

県は、機会あるごとに不発弾処理は戦後処理の一環として国が責任を持って取り組むべきという考えを示してまいりました。また、沖縄戦につきましては、さきの大戦で国内で唯一、住民を巻き込んだ地上戦が行われた悲惨な戦争であったことは、広く認識されているところと考えております。

不発弾対策につきましては、麻生総理大臣が最近の国会答弁において、戦後処理の一環として国が責任を持つ旨の答弁をされておられます。

なお、沖縄県に不発弾等が多く存する理由としまして、長期にわたる米軍占領下にあって本土並みの戦後

処理が行われなかったことも一因であると考えております。

県としましては、引き続き戦後処理の一環として、国の責任において沖縄県の不発弾対策に取り組んでもらうよう、国に対し粘り強く求めていきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　構造改革路線からの転換についての御質問の中の、県立病院のあり方に関する検討体制についてにお答えいたします。

県立病院のあり方検討につきましては、病院事業の危機的な経営状況等を踏まえ、平成19年度において病院事業局を含む関係部局間で協議を行い、医療政策を所管する福祉保健部が事務局を務めることとされ、当部において検討を進めているところであります。

県立病院のあり方検討部会におきましては、毎回、病院事業局長及び各県立病院長が出席し、適宜意見を聴取しております。また、第２回検討部会においては県立病院長ヒアリングが行われ、県立病院が担うべき医療機能や運営体制の問題点等について意見を確認しております。

このほか、委員からの提案によりまして、昨年９月には県立病院の全職員を対象に、県立病院の医療機能及び経営課題などに関するアンケート調査を実施し、第３回検討部会においてその結果を報告したところであり、検討部会におきましては病院現場の意見も踏まえながら審議が行われていると考えております。

続きまして、県立病院の役割についてにお答えいたします。

本県においては、日本復帰時における立ちおくれた医療状況の改善を図るとともに、その後の急速な医療需要の増大に対応するため、各保健圏域ごとに県立病院を整備し、県立病院主導で本県の医療提供体制を確保してきました。

現在においても、県立病院は、救急、小児、周産期など、一般的に不採算と言われる医療で地域の中核となるほか、高度・特殊医療や離島・僻地における一般医療の提供等を担い、本県における地域医療の確保に極めて重要な役割を果たしており、今後とも維持・発展させなければならないと考えております。

県立病院の今後のあり方につきましては、現在、沖縄県医療審議会県立病院のあり方検討部会において御審議いただいているところであり、県といたしましては、同審議会の審議結果を踏まえ適切に対処してまいります。

続きまして、県立病院が担っている不採算医療、高度医療の体制等についてにお答えいたします。

県立病院は、救急医療、小児医療、周産期医療及び離島・僻地医療など、一般的に不採算と言われる医療で地域の中核的な役割を担っております。また、救命救急センター、総合周産期母子医療センター及びがん医療などの高度医療を提供しているところでございます。

このため、救急医療においては、他の公的な医療機関及び民間病院等の取り組みも相まって、他県に見られるような救急車が頻回にわたり転送されるという事態は発生しておりません。

さらに、離島地域の保健医療圏を含むすべての保健医療圏において、総合的な２次医療が提供されており、離島においてもプライマリーケアを学んだ医師等により医療が提供されるなど、県立病院は医療提供に係る「地域間の公平の確保」という政策目的の実現にも極めて重要な役割を担っています。

このような県立病院を中心とした本県の医療提供体制は県民のかけがえのない財産であり、将来にわたって維持・発展させなければならないと考えております。

続きまして、国の医療制度等に関する福祉保健部の対策についてにお答えいたします。

近年における自治体病院の経営状況の悪化につきましては、診療報酬の減額改定や新臨床研修制度に伴う大学医局の医師供給力の低下などによる影響があると言われております。このため、全国自治体病院開設者協議会及び全国知事会等の連名により、診療報酬の改正や地方交付税措置の充実、医師確保対策の強化等を国に要望しております。

また、全国衛生部長会からも自治体病院に対する財政支援の充実等を国に要望しております。

続きまして、国保税滞納者の病院経営への影響についてにお答えいたします。

病院窓口における医療費の未納状況については把握しておりません。

なお、全額自己負担を求められる資格証明書の交付件数は、平成20年６月１日時点で332世帯となっており、世帯数に占める割合は0.13%で、全国の1.6%に比べ極めて低い状況にあります。

国保税には所得状況により軽減措置が設けられているほか、市町村では分割納付等の相談及び生活保護へつなぐなどして窓口で相談を行っていただきたいと思

います。

続きまして、市町村へ補助を行い国保税を引き下げること、国保手帳をすべて交付すること及び国保法第44条の適用を撤廃することについてにお答えいたします。

国民健康保険制度は、制度に基づく国・県等の公費負担及び保険料等により保険者である市町村の責任により運営されるものであります。

国保手帳をすべての被保険者に交付することにつきましても、法令上特別な事情がないにもかかわらず１年間保険料を滞納している世帯には資格証を交付することが義務づけられておりますが、県としましては、その交付に際しては滞納の状況、家族の実態等を踏まえ慎重に対応するよう周知を図っております。

次に、一部負担金の減免につきましては、保険者は、貧困その他特別な理由がある被保険者に対し減免できることとされており、国保財政への影響及び福祉施策的な観点から市町村が判断するものであると考えております。

続きまして、雇用、暮らし、福祉、教育を守り充実させることについての御質問の中の、生活保護の支援についてにお答えいたします。

県出身者の派遣・期間工など、他県で解雇された場合でも、生活保護の要件については一般世帯に対する保護の要件と同様であります。また、居住地がないことや稼働能力があることをもって保護の要件に欠けるということでもなく、真に生活に困窮する者には生活保護を適用しております。

なお、病気等により急迫した状態にある者につきましては、生活保護の申請がなくともその急迫した事由がやむまで福祉事務所等は職権により保護を行っております。

続きまして、看護師の雇用の場の確保についてにお答えいたします。

医療機関における看護体制は７対１、10対１、13対１、15対１がありますが、看護師の配置につきましては、当該医療機関が入院患者の状況等を踏まえて適切であると判断した体制をとっているものと考えております。

現在、本県においては18の医療機関が７対１入院基本料の認定を受け、急性期の患者を受け入れております。

県としましては、ナースバンク事業などの各種施策により、引き続き看護師等の雇用促進を図っていく考えであります。

続きまして、特別養護老人ホームの整備による雇用確保についてにお答えいたします。

平成19年11月に全54施設を対象に入所申込者を調査し、その結果をもとに重複申込者を除いた数は3010人でございました。そのうち要介護３から要介護５の高齢者は1455人、さらにその中でひとり暮らし世帯や介護する者が高齢などの介護困難な世帯は約900人と推定されます。

施設の整備につきましては、平成21年度からスタートする沖縄県高齢者福祉計画で、地域密着型を含む特別養護老人ホームを301床、認知症対応型グループホームを342床、合計643床を計画しております。当該整備により、既存施設の従事者数割合から推計しますと、約420名の新たな雇用が見込まれます。

続きまして、乳幼児医療費助成制度の見直しについてにお答えいたします。

乳幼児医療費助成制度につきましては、制度の存続を図る観点から、受益者負担を求めることを検討したものであります。

県としましては、関係団体等との意見交換やその間の経済情勢の急速な悪化などを踏まえ、改正を見送ることとしました。今後も厳しい財政状況が続くことから、引き続き制度継続に向けた検討が必要であると考えております。

同じく、乳幼児医療費助成制度の拡充についてにお答えいたします。

乳幼児医療費助成制度は、子育て支援の観点からも必要な事業であると認識しておりますが、中学生までの拡大及び現物給付制度の導入には大きな財政負担を伴うことから、現在の財政状況では拡充は難しいと考えております。

続きまして、乳幼児医療費制度助成の国による制度化についてにお答えいたします。

乳幼児医療費助成制度につきましては、子育て支援の観点からより多くの子供が一定の支援を受けられる仕組みが必要であります。

乳幼児医療費の負担軽減につきましては、全国知事会、九州地方知事会及び全国衛生部長会を通して国へ要請しており、今後とも実現を求めていく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　知念　清君登壇〕

○病院事業局長（知念　清君）　構造改革路線からの転換についての御質問の中の、診療報酬改定の県立病院への影響についてお答えします。

診療報酬本体の改定率は、平成18年がマイナス

1.36%、平成20年がプラス0.38%となっております。

診療報酬改定による県立病院の収入への影響は、平成18年度改定で約１億4300万円の減収、平成20年改定で約２億円の増収を見込んでおります。

続きまして、診療報酬改定に関する病院事業局の対応策についてお答えします。

県立病院では、増収見込みとなる施設基準の取得に努めており、平成20年の診療報酬改定時には、新設されたハイリスク妊娠管理加算や妊産婦緊急搬送入院加算等を取得しております。その結果、平成20年改定で約２億円の増収を見込んでおります。

続いて、国保税滞納者の県立病院経営への影響についてお答えします。

医療費未払いの原因分析の際には、健康保険を国保と社保に区別しておらず、また、国保利用者の未払いは滞納以外に未加入、未更新、転居先不明による連絡不通のケースなどその理由が多岐にわたるため、国保税滞納者のみの県立病院窓口での診療費支払い状況については把握困難であります。

続きまして、県立病院の人材、医療機器の確保についてお答えします。

医師確保については、卒後臨床研修や大学等との連携、医師個人のネットワークの活用、専門医派遣事業、ドクターバンク支援事業等、あらゆる手段を活用して確保に取り組んでいるところであります。

また、看護師については、今年度の採用試験から受験年齢制限を撤廃するなど、幅広い人材確保に向けて取り組んでおります。

高度医療機器については、長期的な整備見通しの上で診療行為に支障が生じないように努めております。

続いて、定数条例の改定についてお答えします。

７対１看護配置については、看護職員の業務緩和や患者サービスの向上の面からも効果があると思われます。

しかしながら、定数条例を改正し病院事業の職員定数をふやすことについては、県立病院事業を取り巻く経営環境に与える影響及び「県立病院のあり方基本構想」等を踏まえ、その時期や採用方法等について慎重に検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　観光商工部長。

〔観光商工部長　仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君）　雇用、暮らし、福祉、教育に関する御質問の中で、大量解雇問題の申し入れへの対応及び今後の対策についてお答えします。

申し入れに対する主な対応についてお答えします。

県外事務所等に設置しました緊急労働相談窓口の広報強化等については、県人会や民間求人誌の広報媒体等を活用してその周知に努めるとともに、新たに５名の嘱託員を増員して相談業務や情報収集の強化に努めております。その結果、２月13日現在で50数件の相談が寄せられております。

また、国や大企業への要請については、１月14日に全国知事会として国に対して「緊急雇用対策に関する提言・要請」を行うとともに、２月３日に県内経済団体に対して雇用の維持拡大について要請したところであります。

今後も国及び経済団体と連携し雇用の維持拡大を図るとともに、「沖縄県雇用再生特別事業基金」などで95億8200万円の２月補正予算を提案し、緊急雇用対策を実施するなど、引き続き適切な雇用対策に取り組んでまいります。

次に、県出身者の解雇の実態と県内での失業対策の強化についてお答えします。

厚生労働省の全国調査によりますと、ことし３月までに約12万5000人の非正規労働者が期間満了などによる解雇調整を受けることが見込まれており、そのうち派遣労働者が８万6000人、期間工等の契約社員が２万3000人、その他が１万6000人になっております。

県出身者の実態については、出身県別での調査は行っていないとのことであり、把握は困難であります。

平成21年度当初予算における県内の主な失業者対策としては、雇用再生特別事業基金及び緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して、雇用創出効果の高い事業を県及び市町村で実施することとしております。

そのほか、雇用環境の改善を図ること及び雇用の場の創出を行う雇用戦略プログラム推進事業、ＢＰＯ（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）企業の即戦力となる人材育成を実施するＢＰＯ人材育成モデル事業など、さまざまな事業を実施し、本県の厳しい雇用失業情勢の改善に努めてまいります。

次に、労働者派遣法の改正に係る県の見解についてお答えします。

現行の労働者派遣制度については、雇用が不安定である、安定した収入が確保できない、正規労働者との格差等の問題などが指摘されております。

このため、国においては日雇い派遣の原則禁止、派遣労働者の待遇の改善などを行うため、昨年の11月に労働者派遣法の改正法案を国会へ提出し、継続審議で今国会へ付託されております。

沖縄県としては、派遣労働者の雇用の安定と確保が

図られるよう、国会において審議されるものと考えております。

次に、県外での大量解雇に対する緊急宿泊所の確保、生活と再就職の支援などについてお答えします。

県外で職と住居を失った者の宿泊所の確保のため、県外事務所において雇用促進住宅や簡易宿泊施設などへの入居手続を同行して行うなど具体的な支援を行っております。

また、県に戻ってきた方への住宅対策では、県営住宅への優先入居を実施しており、２月13日現在18戸に入居しております。

再就職支援では、県の賃金職員として約150人を臨時雇用することとしております。

緊急雇用対策では、失業者の再就職を支援する緊急ジョブトレーニング事業を実施するほか、雇用再生特別事業基金及び緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して、県や市町村において雇用創出効果の高い事業を実施してまいります。

次に、自然エネルギー産業への認識等についてお答えします。

ドイツ、スペイン、中国、ブラジルでは風力発電や太陽光発電の自然エネルギー関連設備の製造業等により、約180万人の雇用が創出されております。我が国においても太陽光発電の普及により、2020年に60万人の新たな雇用創出が図られるとの試算があります。

沖縄県としましては、「沖縄県新エネルギービジョン」に基づき、新エネルギーの普及促進を図っているところであります。

ちなみに、うるま市において木質バイオマス燃料製造工場が立地するなど、自然エネルギー関連事業も徐々に広がりつつあることから、今後とも自然エネルギー産業の創出に向け取り組んでまいります。

次に、売電価格の引き上げについてお答えします。

太陽光発電の普及にとって設備導入時のコストを回収することが重要であることから、県としましては、九州知事会を通して太陽光発電による電力の長期固定価格買い取り制度を導入するなど、国へ要望しているところであります。

なお、価格引き上げについての条例制定は特に考えておりません。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん）　それでは雇用、暮らし、福祉、教育を守り充実させることについての御質問で、農水産物の価格補償制度と所得補償制度についてにお答えいたします。

農水産物の価格対策は、生産出荷の安定と消費地域の価格安定を図ることを目的に実施しております。

野菜の価格安定対策としては、国庫補助事業として、指定野菜価格安定対策事業、特定野菜等価格安定対策事業があり、また、県単事業として重要野菜価格安定対策事業があります。

家畜・畜産物の価格安定対策としては、肉用子牛生産者補給金制度、肉豚価格差補てん緊急支援特別対策事業、鶏卵価格安定対策事業などがあります。

水産物では、国産水産物安定供給推進事業による調整保管の制度があり、本県ではモズクが対象となっております。

所得補償制度につきましては、平成12年度に農業生産の不利地域を対象とした中山間地域等直接支払い制度が創設されております。また、農業後継者育成基金事業では、新規就農者に対し研修支援を行っております。

県では、全国知事会や九州地方知事会を通して国に対し、野菜や畜産物等の価格安定制度の充実強化を要請しているところであります。

次に、無駄な大型公共工事中心から環境を中心とした政策への転換についての御質問で、林道建設をやめることについてにお答えいたします。

県では、森林を「水土保全林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」に区分し、それぞれの機能に応じて森林の整備保全及び利活用を図ることとしております。

林道の整備については、森林の適切な管理や造林・保育・収穫等の森林施業の効率化、木材搬出等のために必要と考えており、地元の要望等を踏まえ自然環境に配慮しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　それでは雇用、暮らし、福祉、教育を守り充実させることについての御質問で、30人学級による雇用の確保についてお答えいたします。

30人学級の実施につきましては、国庫加配定数の効果的な活用により、平成20年度は１年生で実施しております。平成21年度につきましては小学校２年生まで拡大することとしており、教員増が図られるものと考えております。

次に、30人学級の早期実現についてお答えいたします。

30人学級につきましては、きめ細かな指導により、児童一人一人が基本的な生活習慣や社会的規範を身につけ基礎・基本の学力の定着を図ること等から、義務教育のスタートに当たる小学校１年生で実施しております。実施に当たっては、加配定数の範囲内で下限25人とし、施設条件面の対応が可能な学校を対象としております。

平成21年度につきましては、小学校２年生へ拡大をしてまいります。

今後につきましては、当面、小学校低学年で実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　まず、消防職員の充足についてお答えします。

消防職員の充足率は、国が示す「消防力の整備指針」に照らして不十分な水準にとどまっていることから、県としては、消防責任を負う各市町村において引き続き消防体制の充実強化を図る必要があると考えております。

次に、米軍機による那覇空港使用についてお答えします。

米軍機による那覇空港の使用については、緊急やむを得ない場合を除き自粛すべきであるというのが県の一貫した考えであります。

次に、嘉手納飛行場へのＦ22戦闘機の配備についてお答えします。

県としては、今般のＦ22戦闘機の臨時展開については、あくまでも一時的なものであると理解しております。米軍及び日米両政府は、地域住民の負担増とならないよう、航空機騒音規制措置の趣旨を徹底するなどあらゆる方策を講じるべきであると考えております。

次に、原子力潜水艦の寄港についてお答えします。

県としては、原子力潜水艦の寄港については最小限にとどめるとともに、日米両政府があらゆる安全対策を講じ原子力潜水艦の安全性の確保に最大限の努力を払うべきものと考えております。

キャンプ・ハンセンの機能強化、演習中止についてお答えします。

キャンプ・ハンセンにおいては、沖縄県や地元金武町が求めた陸軍複合射撃訓練場の移設に関して、３カ所の既存レンジの移設が順次行われております。

県としては、今後とも引き続き金武町と密接に連携して、日米両政府に対し地元の懸念に対するさらなる配慮を求めていく考えであります。

また、県は今回の銃弾事案に対し、米軍による調査の内容等についてより詳細な説明を求めているところでありますが、米軍の演習によるものであった場合には演習の中止を含め訓練内容の見直しを求めていくべきものと考えております。

次に、自衛隊の米軍との一体化についてお答えします。

陸上自衛隊第１混成団の旅団化、航空自衛隊のＦ４戦闘機とＦ15戦闘機の入れかえ及び自衛隊と米軍との共同訓練については、中期防衛力整備計画に基づく我が国の防衛力整備の一環であると認識しております。

次に、代替施設建設の進捗についてお答えします。

普天間飛行場移設問題の原点は、現在の普天間飛行場の危険性の除去であり、一日も早い危険性除去のためには、キャンプ・シュワブに移設することが現実的な選択肢であると考えております。

現在、環境影響評価手続が進められているところであり、今後、専門家で構成される環境影響評価審査会等の意見を踏まえ、生活環境や自然環境に十分配慮する観点から知事意見を述べることになります。

次に、東村高江の国による仮処分の申し立てについてお答えします。

国によると、平成20年11月25日、北部訓練場のヘリコプター着陸帯の移設工事を安全かつ円滑に実施するため、工事に反対する人々を債務者とする通行妨害禁止及び工作物等収去の仮処分の申し立てを那覇地方裁判所名護支部に行ったとのことであります。

県としては、現在、仮処分手続が裁判所において係属中であることから、今後の司法の判断を見守ってまいりたいと思います。

次に、訪米の要請内容についてお答えします。

今回の訪米要請項目は、１、米軍基地から派生する諸問題の解決促進、２、米軍基地の整理縮小の実現、３、日米地位協定の抜本的見直しであります。

項目については、11月議会の議論を踏まえ、当初「在日米軍再編の確実な実施」としていたものを「米軍基地の整理縮小の実現」としました。これらの要請については、沖縄県の抱える基地問題の中でもすべての県民が求めている内容であると考えております。

次に、思いやり予算についてお答えします。

在日米軍駐留経費負担、いわゆる思いやり予算は、日米地位協定第24条の範囲内で行う措置として昭和53年度から支出され、昭和62年に地位協定の経費負担原則の特例的な暫定措置として特別協定が締結され今日に至っております。

このうち、在日米軍が公用のため調達する電気、ガ

ス、水道、下水道や、それ以外の暖房用、調理用または給油用の燃料などの光熱水料は、平成３年度より思いやり予算で負担されておりますが、本県におけるその額は明らかにされておりません。また、思いやり予算創設時からの電気料、水道料及び下水道料の支払い合計額についても明らかにされておりません。

次に、日米安全保障条約の評価、認識等について一括してお答えいたします。

日米安全保障体制を含む日米同盟関係は、現在の東アジア情勢を踏まえ国際社会のルールにのっとって構築された現実的な安全保障体制であると理解しており、我が国及び東アジアにおける国際の平和と安定の維持に寄与しているものと理解しております。

日米安全保障条約の成立過程につきましては、締結当時の国際情勢や日米関係等、さまざまな背景のもと締結されたものと認識しております。日米安全保障体制が安定的に維持されるためには、沖縄の社会的、政治的、経済的安定が必要であり、そのためには県民の目に見える形で米軍基地の負担軽減が図られなければならないと考えております。

次に、不発弾等に係る国の責任及び県民の経済的損失等についてお答えします。

県は、不発弾処理は戦後処理の一環として国が責任を持って取り組むべきものと考えており、知事提案説明においても関係事業費の全額国庫負担等を政府に求める旨を述べております。

県内に埋没している不発弾量に関する公式記録はありませんが、さきの大戦における不発弾は約１万トンと推定されており、これまでの処理実績の約7700トンを差し引いた約2300トンが現在も埋没しているものと推定されております。

県が把握している県内の不発弾爆発による人身事故は、復帰からこれまでに16件発生し、計62人が死傷しております。

県民の経済的損失については把握することは困難でありますが、不発弾処理による住民避難や交通機関の停止等、これまでに累積した損失はかなりなものになると考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　大型公共事業中心からの政策転換についての御質問の中の、泡瀬地区埋立事業が観光と経済に与える影響についてお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業に係る埋立計画地については、干潟やサンゴ類等への影響を可能な限り低減するよう区域が定められており、環境に十分配慮しております。

本事業は、本島中部東海岸地域の活性化を図るための経済振興策として、地元からの強い要請に基づき実施されているものであり、国際交流リゾート拠点等を形成し地域の観光振興を図るものであります。

次に、工事の中止についてにお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業は地元からの強い要請に基づき実施しており、沖縄市長も市の経済活性化へつなげるため、現在工事を進めている第Ⅰ区域については推進することを表明しております。また、沖縄市議会でも圧倒的多数で事業の推進を求めております。

県としましては、地元の要請にこたえるため、土地利用計画見直し後早期に土地利用が図られるよう、国や市と連携を図りながら事業を推進していきたいと考えております。

続きまして、埋立面積、消失した海や干潟の面積、今後の埋め立てについてにお答えいたします。

沖縄県における復帰後の県土面積は、国土交通省国土地理院の調査資料によりますと、平成20年までに約32平方キロメートル増加しており、そのほとんどが海と干潟の埋め立てと理解しております。

本県は県土面積が狭隘なため、県や市町村において県民の良好な生活環境の保全の必要から、都市施設用地、港湾施設用地等の埋め立てを行っているものであります。

県としましては、埋立申請の取り扱いについて関係法令等を遵守し、適切に対応していきたいと考えております。

続きまして、海岸線の護岸工事の実態と自然海岸についてお答えいたします。

沖縄県の海岸総延長は約2026キロメートルで、そのうち海岸保全区域延長が約427キロメートルとなっております。同区間内において海岸保全施設を整備しており、施設整備予定のない自然の海岸は約1599キロメートルであります。

県としましては、海岸保全施設は台風や荒天時の高潮、波浪等の被害から県民の生命財産を守るため必要な施設と考えており、整備に当たっては今後とも地域住民の参加・連携・協働のもと、自然環境に配慮した公共事業に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　企画部長。

〔企画部長　上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君）　無駄な大型公共事業中心からの政策への転換についての御質問で、那覇空港の

民間専用化についてお答えいたします。

国は、那覇空港の滑走路増設について、現状の自衛隊との共同使用を前提に検討を行っております。

県は、自衛隊機と民航機の共同使用については、引き続き安全管理の徹底を国に求めていくこととしており、拡張整備に当たり民間専用化を求める考えはありません。

同じく、民間専用化した場合、増設は不要ではないか、あるいは不況下での航空需要予測を修正すべきではないかということについてお答えいたします。

県としましては、滑走路増設は沖縄の振興・発展を担う重要な基盤整備であるとともに、航空以外に高速輸送手段がない島嶼県沖縄にとって、現滑走路の代替機能確保のためにはぜひとも必要なものだと考えております。

また、国が実施した航空需要予測は現状の路線網を基本とし、公的機関が公表している社会経済指標や予測手法を用い算出されております。

なお、現下の不況に伴う需要予測の見直しは、今後の動向を踏まえ国において判断されるものと考えております。

同じく、大嶺海岸の貴重種と干潟の保全についてお答えいたします。

那覇空港周辺海域には、サンゴ類、貝類、甲殻類、魚類、海藻類などの貴重種が確認されております。

周辺海域の保全につきましては、今後、国が環境アセスメントを踏まえ適切に対応していくものと考えております。

同じく、増設滑走路と現滑走路間の埋め立てによる地元負担についてお答えいたします。

滑走路増設の概算事業費1900億円とした場合、地元負担は５％、金額にして95億円となり、残り1815億円が国の負担であります。

また、国は現在実施している構想段階の検討においては、増設滑走路と現滑走路の間の埋め立ては不要としております。

次に、沖縄縦貫鉄道の導入建設についての御質問で、沖縄縦貫鉄道の早期導入についてお答えいたします。

県では、おおむね2030年を見据えた長期ビジョンを策定しているところであり、その中で将来の県土構造のあり方についても方向性を示していくこととしております。その際、体系的な交通ネットワークの構築を図る観点から、鉄道を含む軌道系交通システムの導入についても検討していきたいと考えております。

同じく建設費及び導入効果についてお答えいたします。

平成12年度に実施した「鉄軌道導入可能性基礎調査」によると、導入効果として都市構造の誘導並びに土地利用の再編、交通サービスの改善による地域振興、地域における雇用機会の拡大と経済活動の活性化などが挙げられております。

一方、課題として、膨大な建設コストや維持コストが必要であること、都市や地域、交通体系に関する抜本的な見直しが必要であることなどが挙げられております。

同じく、環境面からの必要性についてお答えいたします。

鉄軌道等の導入は、$CO_2$の発生が少なく交通移動の確実性など、環境負荷を軽減する上から大きな効果があります。

県としましては、今後、鉄道を含む軌道系交通システムの導入について、環境面も踏まえ総合的に検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（髙嶺善伸君）　文化環境部長。

〔文化環境部長　知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君）　無駄な大型公共事業中心から環境を大切にした政策への転換についての御質問で、自衛隊基地への騒音軽減の申し入れと騒音実態の把握についてお答えいたします。

県においては、平成19年度航空機騒音測定結果を踏まえ、去る９月に国土交通省大阪航空局長及び航空自衛隊那覇基地司令に対し、それぞれ騒音軽減の要請を行ったところであります。要請に対し、航空自衛隊那覇基地は、騒音軽減について引き続き努力していきたいとのことでありました。

県としましては、今後とも那覇空港周辺の航空機騒音の監視測定を継続するとともに、関係機関に対し、航空機騒音の軽減を粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、ヤンバルの森の認識と世界自然遺産登録についてお答えいたします。

ヤンバルの森は、ヤンバルクイナなどの希少種を初め多様な野生生物が生息・生育する貴重で豊かな自然が残されているところと認識しております。

ヤンバル地域は、世界自然遺産の国内候補となっている「琉球諸島」の重要な地域であり、世界遺産への登録は自然保護や地域振興の面からも望ましいことと考えております。

次に、サンゴ礁の役割、現状及び今後の保全対策等についてお答えいたします。

サンゴ礁は、多種多様な生き物が生息する重要な生態系の一つであります。また、天然の防波堤、水質浄化の役割も果たしているとともに、観光や漁業の振興においても大切な自然資源であります。

現在、本県では、大規模な白化現象、赤土等の流出、オニヒトデの大量発生等により健全なサンゴ礁が減少しております。そのため、県では多様な主体が参加する「沖縄県サンゴ礁保全推進協議会」を平成20年６月に立ち上げ、情報共有の場及び地域の保全活動を支援する組織として体制を整備しているところでございます。今後、同協議会と連携を図りながら、赤土対策の推進やオニヒトデ対策の支援等サンゴ礁保全対策を実施してまいりたいと考えております。

次に、レンタカーの低燃費車への切りかえ等についてお答えいたします。

レンタカーからの$CO_2$排出量については、レンタカーにかかる燃料使用量など算定に必要なデータが十分でないことから、その量を正確に把握することができない状況にあります。

現在、県内レンタカー事業所におきましては、地球温暖化対策として代替時に低燃費車を導入するなどの取り組みを行っており、平成19年度時点で9382台（約46％）導入し、導入割合で見ますと平成17年度比で26％増加しております。

県としては、今後もレンタカーの増加が見込まれることから、さらなる取り組みとして、レンタカー関係団体、企業等と連携し、電気自動車やプラグインハイブリッド車の導入促進を図っていきたいと考えております。

次に、基地のない平和な沖縄を目指すことについての御質問で、Ｆ22の配備による騒音の状況についてお答えいたします。

嘉手納飛行場におけるＦ22等の訓練による騒音の状況については、合同訓練開始前と訓練中を比べると、夜間・早朝の騒音レベル及び発生回数はほぼ同様な値となっております。

また、合同訓練開始前と訓練中のＷＥＣＰＮＬ（うるささ指数）及び日平均騒音発生回数を比較しますと、屋良局ではＷＥＣＰＮＬは76から81に、騒音発生回数は90回から106回に増加しており、砂辺局ではＷＥＣＰＮＬは83から85に、騒音発生回数は51回から66回に増加している状況でありました。

以上でございます。

○渡久地　修君　議長、答弁漏れがあります。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時36分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　県が把握している直近の在沖米軍基地における光熱水料等の１年間の額については、平成18年度の電気料金米軍関係売上高が約107億円、平成19年度の上水道料金が約24億6000万円、平成19年度の下水道料金が約７億2000万円となっております。

○議長（髙嶺善伸君）　文化環境部長。

〔文化環境部長　知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君）　国土交通省の飛行記録との照合についての御質問にお答えいたします。

那覇空港周辺における航空機騒音の把握につきましては、「航空機騒音に係る環境基準について」の告示を踏まえまして、自動監視装置を備えたオンラインシステムにより、年間を通して航空機騒音を測定し、地域累計ごとの基準値、うるささ指数と照らして環境基準の達成状況を把握している状況にございます。

自動監視装置では、航空機騒音と一般騒音の識別機能はありますが、航空機の機種の選別はできないことから、民間機と自衛隊機の識別は困難であるということでございます。

また、那覇空港事務所に飛行記録の提供について問い合わせをしましたところ、民間機の飛行記録については提供可能でありますが、航空自衛隊那覇基地においての問い合わせの照会によるものでは、離発着に係る大まかな時間帯についての提供はできますが、訓練の内容に係る離発着時刻や飛行した機種等の情報は提供できないとのことでありますので、県の騒音測定データと自衛隊機の離発着状況を照合することは困難だという状況になってございます。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　渡久地　修君。

〔渡久地　修君登壇〕

○渡久地　修君　再質問します。

今の那覇空港は、民間と自衛隊しかないんですよ。民間が飛んでいる記録をやって、自衛隊が出さなければ残りは自衛隊なんですよ。引き算すればすぐわかることじゃないですか。これやってください。もう一度お願いします。

それと思いやり予算ですね。先ほど言ったものは、国全体でまとめて思いやりとして出すんですよ。その割合が幾らなのかと。わかるならわかる、思いやり予算として出しているけれども、県として今すぐ何％、

幾らですということが言えないんだったら言えないと正確に言わないと、そこをちゃんと言ってください。

知事、病院の７対１看護について知事に見解をお伺いしたいと思います。

先ほどの事業局長の答弁ですね、知事もお気づきかと思うんですけれども、私たちみんなあれっと思ったんです。微妙に変化してきている。本当に微妙に変化してきています。

県は、今までできないできないと言っていたんです。県職員の定数削減目標があるから、だから独法化しないといけないと県民に言ってきたんです。福祉保健部は、議員の説明に何と言ったと思いますか。病院の看護師をふやすと、その分ほかの部局の職員を減らさないといけませんよ、だからできないんですと明確に言ってきたんです。これは、独法化をやっていこうという本当に世論操作の何物でもない。看護師の過重労働をなくしてほしい、いい看護をやってほしいという私は県民の願いをこれを逆手にとって独法化に持っていこうという世論操作でしかないんじゃないかなと思いますね。こういうやり方は公正公平なやり方じゃありません。本当に県民に正しい情報を提供してやる必要があると思います。

それで知事、県立病院のままでも７対１看護、これは条例定数を改定すればできるんですということを知事はもう認識していると思いますけれども、その認識についてお尋ねしたいと思います。

次に、知事にお伺いしますけれども、基地の負担強化、演習、爆音がひどくなっている。これは先ほど答弁ありましたね、知事もその認識お持ちだと思います。それで、なぜこんなにふえているのかと。あの在日米軍再編から４カ年、知事が就任して２年です。なぜこの間にこんなにふえたのか。

ラムズフェルド国防長官という方がいましたね。この人が沖縄に来て帰ってから、住民が望まないところに基地は置きたくないと言ったんです。これは覚えていると思います、そう言った。ところが、基地はどんどん強化されている。

なぜか。もしかしたら、米国は仲井眞知事が誕生して、知事は県外・国外がベストだと県民向けには言って県議会でも答弁するけれども、日本政府やアメリカには一度もこれを要請しない。辺野古移設を推進するというこういう態度が、米国には沖縄は基地を置くことを望んでいるというメッセージが曲がりなりにも間違って伝わっているんじゃないかなとそういう危惧もあるんですけれども、知事、基地を置くことは望んでいない、このことを明確に言ってもらいたい。

きょう午後、アメリカの国会の代表が来ますね。知事、そこでもぜひ私たちは沖縄に基地を置くことを望んでいないということを明確に述べてもらいたい。

３点目、知事に安保の問題をお聞きしたいと思います。

この安保条約が結ばれたときに私生まれていません。しかし、今や私たちの世代、そして私たちの子供の世代も今苦しめています。そして孫の世代まで苦しめることになるかもしれません。この基地負担の根源が日米安保条約です。この安保条約の締結のいきさつですね、本当に腹が立ちます。６名の全権使節団が日本から行って、安保条約締結があるというのが、前日夜11時ごろ知らされたというんですね。知っていたのは吉田首相ただ１人。そのうち不信を抱いた６名のうち２人はこれに欠席している。参加者４名のうち３名は調印しなかった。やったのは吉田首相だけだった。これについて極秘秘密文書で先ほど読み上げたとおり、アメリカが知っていたのは吉田首相だけだったということまで言っているんですよ。この全権団の１人安保調印式を断った苫米地義三氏というのは、後に「平和の灯」という本の中で安保条約の締結はサンフランシスコ平和条約締結の際、時の首相吉田氏が１人で決められたと、そういう回想録書いているんですよ。これは、昔の問題として片づけてはいけない問題だと思うんですよ。今日まで沖縄に基地を押しつけるその原因になっているのは、この安保が根源にあると私は思っています。

そういう意味では、秘密裏に進められ、沖縄戦では捨て石にされ、時間稼ぎの捨て石にされ、安保条約で軍事基地の捨て石にされ、今度はまた基地を押しつけられアメリカの世界戦略の捨て石にされようとしている。

知事、こういったことは、やはり僕は保守・革新問わず沖縄の県知事として、こんなことは絶対あってはならないということで、来年安保改定の50年を迎えますから、そういった今の時期も踏まえて、私はもう一度安保条約締結の原点、沖縄が復帰に託した原点は何だったのか、これを含めてぜひこれも研究していただいて、基地のない沖縄にともに私たちと力を合わせて頑張っていただきたいなと、知事の見解を求めて終わります。

○議長（高嶺善伸君）　休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時48分再開

○議長（高嶺善伸君）　再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　渡久地議員の再質問にお答えいたします。

一番最後の方で、安保条約が1951年に結ばれたあたりの経緯をよく御研究されている中での御質問だと思うんですが、私はこの安保条約というのはかねてから申し上げていますように、日本の防衛のため、そしてアジア・太平洋地域の安定のためには必要であるというふうに考えております。ただし、この中で沖縄の基地負担はやっぱり過重だと。ですから、ここの点は改善に向けて一生懸命取り組んでまいりたいと考えております。

さらにその４番目の御質問で、間違ったメッセージを逆に発しているんじゃないかという点につきましてですが、これは見解の相違と言いますか、私の方では日米両政府に対して、いずれにしましてもこの米軍基地があるがゆえに起こってくる事件・事故、過重な負担、その整理・縮小・軽減については、両政府に絶えず申し上げているわけで、間違ったメッセージを送っているとは思っておりません、

きょうもまた、アメリカの下院の軍事委員会の10人のメンバーが県庁にお見えになるようですが、過重な基地負担、それから米軍基地から発生する事件・事故の減少、限りなくゼロに近くするようにということと、地位協定の改善についてはきちっと要求、要請をしてまいりたいと考えております。

○議長（髙嶺善伸君）　文化環境部長。

〔文化環境部長　知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君）　騒音問題の照合の件についての再質問にお答えいたします。

先ほども答弁しましたとおり、那覇空港事務所からの情報の提供は可能でありますが、そういう意味では民間機との照合は可能であります。ただし自衛隊機との照合ができないということと、現在県が測定をしていますのが自動監視装置を通して、それも年間を通して航空機騒音を想定して環境基準の達成状況を把握している状況からしても、単純な引き算でその正確な騒音の評価ができるかどうかということは、現時点では極めて難しいものというふうに考えております。

○議長（髙嶺善伸君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　知念　清君登壇〕

○病院事業局長（知念　清君）　７対１看護体制を実現するための条例定数の改正についての御質問にお答えします。

７対１看護配置については、看護職員の業務緩和や患者サービスの向上の面からも効果があると思われます。しかしながら、現在現行の10対１看護配置においても看護師数の実数不足から十分に補充できていない状況にあり、現体制ではその必要な看護師数の確保を図っているところであります。

条例定数の改正、もしくは独自の定数条例を制定し職員をふやすことについては、病院事業の経営状況及び「県立病院のあり方基本構想」等を踏まえ、今後慎重に検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（髙嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　いわゆる思いやり予算について、光熱水費の全体額については示されておりますが、県ごとの内訳は明らかにされていません。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後１時16分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

午前に引き続き代表質問を行います。

大城一馬君。

〔大城一馬君登壇〕

○大城　一馬君　こんにちは。

沖縄社会大衆党・結の会を代表いたしまして代表質問をさせてもらいます大城一馬でございます。よろしくお願いします。

去る１月20日、変革と挑戦で支持を訴えたオバマ米新大統領が就任しました。

新大統領は、演説の中で、新たな平和な時代への先導役を務めると述べていますが、沖縄県には、在日米軍施設の７割が集中し、日常的に米軍からの事件・事故は多発、米軍再編の押しつけ、日米グアム移転協定、普天間飛行場の代替施設の建設など、沖縄が過重な負担を押しつけられている基地問題の現状打破を、我々は果たして期待に値するだろうかと思われてしようがありません。

翻って、我が国の政治・経済の動向はというと、総理の一連の発言のぶれ、大臣の醜態による辞任劇、定額給付金の不評、消費税率引き上げ表明、景気対策の不確実さなど、国民の不信・不満・不安を醸し出し、自民党内からの造反も加わって麻生内閣支持率はついに13％、まさに最悪の極限に達し末期症状になっています。

さて、沖縄県も経済不況の影響ははかり知れず、産業や雇用に暗雲を漂わせています。平成21年度予算も一般会計総額5925億円、投資的経費は大幅に減少し6.8％のマイナス、約269億円の収支不足で、新たな県

債発行により県債残高は6452億円、基金取り崩しで主要４基金の残高は約72億円になり、数年後には底をつく状況になると言われ、借金依存と財政の硬直化が進み厳しい状況となっております。

そこで、以下、次の質問をいたします。

まず最初に、知事の政治姿勢でございます。

仲井眞知事は２月10日、平成21年第３回定例議会で県政運営の所信表明をいたしました。知事就任後の所信と比較精査したところ、今回はこれまでとは異なる文章表現が踊っていることに気づきました。しかし、県政を取り巻く厳しい状況打開に具体的・積極的・意欲的な戦略が見えてこないというのが我が会派の認識であります。

そこで、平成21年度県政運営の「現状認識と基本姿勢」についての中から３点お伺いいたします。

まず最初にア、「沖縄を取り巻く環境変化を絶好の機会と捉え、様々な困難に直面している人へのきめ細かな施策」について説明をしてください。

イ、「新時代に挑戦する人を奮い立たせるような戦略」について、具体的に説明を求めたいと思います。

ウ、「現実に正面から向き合い、有効な手段を講じていくという正攻法」の取り組みとはどのようなことでしょうか。

同じく所信表明の中の、「平成21年度の施策の展開」についてでございます。

ア、残り３年となる沖縄振興計画及び沖縄振興特別措置法等を総点検し、新たな制度の創設について検討を進めるとしていますが、新たな制度というのはどのようなことですか。

イ、2030年を想定年次とする「沖縄21世紀ビジョン（仮称）」の策定についてのスケジュールと基本理念を示してください。

ウ、産業を徹底的に支援し、就業の場の創出と拡大に全力で取り組む具体策を示してください。

エ、平成20年度に引き続き緊急総合経済対策を強力に推進するとしていますが、20年度の成果の見通しと21年度の対策の内容を説明してください。また、20年度と21年度の緊急総合経済対策の相違点について説明を求めます。

オ、行財政改革の推進として、平成21年度から新組織を設置し、新たな行財政改革プランを策定するとしていますが、具体的な説明を求めます。

次に⑶、知事訪米についてでございます。

さきの知事訪米は、９月議会で当初知事が示した要請項目内容が、野党議員全員の猛反発で予算が修正削除され、そして11月議会に知事サイドの大幅な歩み寄りで与野党全会一致の訪米予算が成立し、知事は１月に訪米しましたが、具体的に目に見えた成果は果たして出たのでしょうか。

以下、質問いたします。

ア、去る１月の知事訪米の要請項目の具体的成果について説明を求めます。

イ、知事は、21年度も訪米の意向を示していますが、スケジュールと要請内容を説明してください。

⑷、オバマ米新政権誕生は、沖縄の基地問題に対してどのような変革をもたらすと思いますか。

⑸、クリントン米国務長官来日について。

ア、２月16日、クリントン米国務長官が就任後最初の訪問国を日本としたことに知事の所見を求めます。

イ、クリントン長官の訪日は、普天間移設問題にどのような影響が出ると思いますか。

次に⑹、定額給付金についてでございます。

首相が緊急経済対策の目玉として打ち出した定額給付金は、効果も性格もあいまいで、その場限りのばらまきと批判されて国民の71%が評価しないと答えています。

そこで、以下質問いたします。

ア、定額給付金について、知事の認識を伺います。

イ、知事は、この定額給付金を受け取る意思がおありでしょうか。

ウ、県内市町村自治体は、事務対応に相当苦慮しているようですが、現状はどうなっていますか。

⑺、知事公約について。

平成18年10月、仲井眞知事は知事選挙公約を打ち出しています。就任２年と３カ月余、公約の達成について質問します。

ア、昨年12月、県内の完全失業率は7.2%、前年同月に比べて0.4ポイント悪化し、全国平均率は4.0%です。知事の完全失業率の全国平均化の実現はどうなっていますか。

イ、観光客1000万人誘致と年間100万人外国人観光客誘致の達成度についてはどうなっていますか。

ウ、年100人の海外留学生派遣について、現状はどうなっていますか。

エ、小学校の30人学級の導入の現状について説明してください。

２、基地問題について。

戦後63年を経てなお基地問題の解決は進展せず、逆に米軍再編、新基地建設、グアム協定、騒音被害、頻繁な原潜寄港、被弾事件、米軍と自衛隊の共同訓練等、県民の負担軽減どころか基地の機能強化、日米軍事同盟のさらなる強化は県民にとって許せることでは

ないと思います。

⑴、普天間飛行場の危険性除去３年めどの閉鎖状態の進展について説明してください。

⑵、辺野古への新基地建設について。

ア、Ｖ字案の沖合移動について、日米両政府と県・名護市との調整の進展状況はどうなっていますか。

イ、知事は、これまで「可能な限り沖合へ移動すること」と述べていましたが、今回の所信表明で「沖合など」に修正しました。このことは選択の幅を広げたことなのですか、説明をしてください。

ウ、国際自然保護連合のジュゴン保護勧告、大規模なアオサンゴ群落発見と、今や環境問題は世界的問題の中で辺野古沿岸への新基地建設は不可能になると思いますが、知事の所見を求めます。

⑶、基地の機能強化について。

ア、嘉手納へのＦ22戦闘機配備、嘉手納・普天間基地での訓練による騒音の実態を示してください。

イ、米軍基地の訓練や頻繁な原潜寄港、伊芸被弾事件等基地の機能強化が進み、負担軽減が形骸化していることについて県の所見と対応策を伺います。

⑷番、基地問題は個別解決すべきであり、パッケージ論は到底認められません。普天間飛行場の代替施設の辺野古への建設は多くの県民が反対し、直近の民意である昨年７月18日の県議会決議を無視した頭越しの日米合意ありきの協定締結は、あからさまな県民無視であります。知事も日ごろから、頭越しはあり得ないと発言しています。グアム移転協定は、普天間県内移設推進、グアム移転、嘉手納以南の基地返還をパッケージとする内容で容認できません。知事は撤回を求める考えはないかお伺いいたします。

⑸、伊芸区流弾事件について。

ア、伊芸区は、ハンセン内のすべての実弾演習の即時廃止と演習施設の即時全面撤去の要請を国・県に求めていますが、知事もしっかりこたえるべきと思います。所見を求めます。

イ、米軍は、訓練との関連を否定して訓練継続を表明していますが、県警の捜査状況について求めます。

⑹、在日米軍基地を使って日米合同訓練が頻度を増している中で、去る２月10日、金武町のキャンプ・ハンセン基地内での航空自衛隊ヘリの使用が明らかになりました。

ア、実態の説明を求めます。

イ、県は、共同使用の中止とレンジ４ヘリポートの撤去を求めるべきと思いますが、所見を伺います。

⑺、１月から発効している米イラク地位協定では、環境保全状況や特定事件について、第１次裁判権の放棄、裁判権の６カ月ごとの見直し等明記されていますが、半世紀も変わっていない永続的な日米地位協定との比較について知事の所見を求めます。

⑻、高江区ヘリパッド建設について。

沖縄防衛局は、現場で座り込み反対運動をしている住民を相手に通行妨害の禁止、テント小屋の収去などとんでもない仮処分を申請しました。

以下、質問します。

ア、国の仮処分申請について、知事の所見を伺います。

イ、ヘリパッド建設は新たな基地負担となります。知事は中止を求めるべきではないでしょうか。

３、不発弾処理問題についてでございます。

戦争後遺症の恐怖と不安を県民に与えている不発弾は、当然戦後処理問題として国の責任を明確にする制度をつくるべきと思います。

質問します。

⑴、県内の不発弾埋没と事故の実態について説明を求めます。

⑵、救済基金の説明を求めます。

⑶、財源が特別調整費からとしていますが、拠出の根拠は何でしょうか。

⑷、県議会決議の４項目は反映された措置と思いますか。

⑸、知事は、不発弾問題解決で政府にどのような対策を求めていくつもりですか。

次に４、県立病院問題についてでございます。

県の医療政策が問われる県立病院の経営形態のあり方をめぐり、県民、地域、医療現場で議論が沸騰しています。医師、看護師不足による診療科休止、診療所閉鎖、離島・僻地医療問題、そして医療崩壊が問われている中での県立病院が果たしてきた役割等、充実した十分なる議論が求められているのではないでしょうか。

⑴、県立病院のあり方検討部会について。

県立病院のあり方検討部会は、県立病院の独立行政法人化を提案したあり方に関する基本構想案を求め、県福祉保健部が地域や病院側に説明しているようですが、独法化ありきのような説明で不満・不安の声が出て認識のずれが明確になっています。

以下、質問いたします。

ア、あり方検討部会の基本構想の審議経緯について説明を求めます。

イ、構想案の知事への答申の時期はいつですか、お伺いいたします。

ウ、福祉保健部として県民や現場の職員の理解は得

られたとの認識でしょうか。

⑵、県病院事業局の再建計画について。

ア、県病院事業局は、経営再建計画を策定いたしましたが、計画の概要の説明を求めます。

イ、再建計画は、県民や現場職員の理解は得られたとの認識でしょうか。

次に５、教育行政についてでございます。

世界同時不況は県内大学生、高校生の就職戦線をも直撃しているようです。

質問いたします。

ア、対前年度比も含め就職内定率はどうですか。

イ、県内、県外への就職希望者数についてはどうなっていますか。

ウ、就職内定取り消しについての実情はどうなっていますか。

⑵、教科書検定問題について。

2007年９月の県民大会要望項目の高校歴史教科書での沖縄戦集団自決に係る検定意見撤回と沖縄条項についての政府の対応を知事はどう認識していますか。

イ、知事は、政府に同問題について改善を要請する考えはないでしょうか。

⑶、沖縄県は、昭和63年から学力向上対策を推進してきましたが、残念ながら今日、２年連続最下位の結果となり、関係者を落胆させることになってしまいました。児童生徒にしっかりとした学力を身につけさせるには、今後の学力向上対策についての具体策を求めたいと思います。

⑷、県立特別支援学校編成整備計画案の中で、沖縄盲学校を視覚障害・知的障害の併設型特別支援学校とする計画を示していますが、関係者から視覚障害者の自立という学校創立の教育理念から視覚障害に特化した視覚特別支援学校として存続させるべきとの声が出ています。県教育長の見解を求めます。

⑸、特別支援教育の支援についてでございます。

障害のある子供たちの地域の学校への通学を希望する保護者がふえています。統合教育の充実強化の視点からも特別支援学級を拡充すべきと思います。ちなみに、障害のある子供たちが県内の特別支援学級に在籍する比率は、全国最下位となっているのが現状のようです。

質問いたします。

ア、小中学校特別支援学級への就学率（者）の実情を説明してください。

イ、就学希望児の状況はどうなっていますか。

ウ、就学支援体制の構築についてお聞かせください。

エ、県心身障害児適正就学指導委員会答申が１月26日にありました。その意見添付書の概要、その意見添付書の中に特別支援学級に該当する児童生徒を特別支援学校への就学・転学とするなど、市町村立教育委員会の就学指導業務に一部不適切な面があり、法令遵守を求めるなどの意見添付がなされております。これにつきまして、概要の説明を求めます。

次に６、泡瀬干潟埋立問題についてでございます。

休憩お願いします。

○議長（高嶺善伸君）　休憩いたします。

午後１時34分休憩

午後１時35分再開

○議長（高嶺善伸君）　再開いたします。

○大城　一馬君　昨年11月19日、泡瀬埋め立てに経済的合理性はないという那覇地裁判決が言い渡され、県は県議会の承認を得ることを回避し控訴しました。結果、11月議会は冒頭から空転いたしました。

日弁連、沖縄弁護士会、日本自然保護協会、公共事業チェック議員の会等が、埋立工事の中止を求めています。

以下、質問をいたします。

⑴、土地利用計画の見直しの進捗状況の説明を求めます。

⑵、平成21年度泡瀬埋立関連予算の概要説明を求めます。

⑶、超党派の野党国会議員で構成する公共事業チェック議員の会が内閣府に工事中断を求めました。県の所見をお伺いしたいと思います。

⑷、県は、泡瀬埋立工事を中止する考えはないでしょうか。

次に７、観光問題についてでございます。

不況の波は、観光立県である沖縄経済にも広がり、とりわけホテル業界では団体予約取り消しや雇用への深刻な影響も出ているようです。

以下、次の質問をいたします。

⑴、観光予約取り消しの実態について説明を求めます。

⑵、雇用への影響はどうでしょうか。

⑶、予約取り消しによる経済損失はどうなっていますか。

⑷、観光関連救済対策について、県の所見をお伺いいたします。

後で再質問をしたいと思います。知事を初めよろしく御答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　大城一馬議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第１に、知事の政治姿勢についてという項ですが、「様々な困難に直面している人へのきめ細かな施策」についてという御質問にお答えいたします。

国内外の厳しい経済情勢の影響等によりまして失業や生活の困窮、そして倒産などさまざまな困難に直面する県民がふえることが危惧されております。このようなときこそ県民が安全で安心して暮らせるよう、さまざまな状況に対応したきめの細かな施策が問われていると思います。

このため、雇用や中小企業を支えます経済対策を初め、社会的弱者の方々を支援する生活対策など、諸施策を迅速かつ強力に推進してまいる所存でございます。

同じく政治姿勢の中で、「新時代に挑戦する人を奮い立たせる」というような表現についての御質問にお答えいたします。

時代の転換期にあって、幾多の課題を抱えつつも大いなる発展可能性が現実化する中で、沖縄の新たな展望を切り開いていくことが求められております。

このため、未来を切り開く意思と能力を持つ人材をできるだけ多く輩出することが重要であり、現在策定中の「沖縄21世紀ビジョン（仮称）」では、次の時代を担う人材の育成と、活躍の場の創出を目標に検討を進めているところでございます。こういう趣旨でございます。

さらに、同じく政治姿勢の中で、正攻法の取り組み云々の表現に関する御質問にお答えいたします。

環境変化が激しい中にありまして、奇をてらったり、そして特効薬を探すのではなくて、現実に正面から向き合い、そして取り組む正攻法こそが課題解決に向けての道であると考えております。

構造的な課題が山積する中で、単発でこれをやれば必ず成果が出るという秘策はなかなかありません。現実を直視した正攻法こそ長期的には着実な成果が生まれるものだと確信をいたしております。

次に、同じく政治姿勢の中で、訪米要請の成果についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の訪米では、要請項目のうち「米軍基地から派生する諸問題の解決促進」につきましては、国防省から事件・事故については限りなくゼロに近づけるべきとの私の要請は理解できる。そして国防省としても努力をしているつもりである等の発言がございました。また、「米軍基地の整理縮小の実現」という項につきましては、国務省、国防省等政府関係者から、米軍再編に関する日米合意を着実に実践することが大切である等との発言がございました。

下院軍事委員長からは、沖縄の海兵隊兵力の削減を進めるべきとの発言がございました。そして、「日米地位協定の抜本的見直し」という項につきましては、国務省からさまざまな問題について日米両政府が真剣に協議をし、運用の改善について取り組みたい等の発言がありました。

連邦議会では、イノウエ上院議員のほか、上院・下院議員と面談をし、沖縄県の要請につきまして新政権に対してきちんと伝えていくよう努めていく等の発言がございました。

また、ＣＳＩＳやブルッキングス研究所などのシンクタンク関係者及びジョージ・ワシントン大学等の研究者からは、沖縄の基地問題の経緯や現状について高い関心を示してもらったと思います。そして、オバマ新政権の沖縄に対する政策等について多くの貴重な意見交換を行うことができたと考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、クリントン国務長官来日に対する所見についての意見いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

国務省に対しましては、沖縄の基地問題につきまして、１月の私の訪米におきまして沖縄県の実情を説明し解決を要請したところであります。今回来日したクリントン国務長官に直接訴える機会が得られなかったことは残念でございます。

次に、同じく政治姿勢の中で、クリントン国務長官来日の普天間飛行場移設問題への影響についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

クリントン国務長官の来日に伴い日米両政府は、「在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定」を締結し、在日米軍再編に関する合意を再確認しております。

県としましては、普天間飛行場の危険性を一日も早く除去するためには、キャンプ・シュワブに移設することが現実的な選択肢であると考え政府と協議を重ねているところでございます。今回の協定による普天間飛行場移設問題への影響はないのではないかと考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、定額給付金に対する認識等に係る御質問にお答えいたします。これは、１の⑹のアとイが関連いたしておりますので、御理解を得て一括して答弁させていただきます。

定額給付金の給付は、住民への生活支援とともに個人消費の増加等により景気浮揚に資するものと考えております。

定額給付金を受け取るかということにつきまして

は、私は、受け取ってその目的に沿って使わせていただきたいと考えております。

基地問題に関する御質問の中で、３年めどの閉鎖状態の進展状況いかんという御質問にお答えいたします。

県としましては、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、同飛行場のヘリ等の運用を極力低減し、３年をめどに危険性の除去、そして騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めているところでございます。

去る１月27日に開催されました「普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム」会合におきまして防衛省から、昨年実施されました飛行航跡調査結果等が報告されたところであり、今後とも実務者同士の具体的かつ率直な意見交換や検討が行われる中でさまざまな方策が示されるものと考えております。また、訪米した際にも米国政府に対し、危険性除去策について日米両政府で十分協議するよう求めたところでございます。

同じく基地問題の中で、在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定についての御質問にお答えいたします。

在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定につきましては、日米両政府が在日米軍再編に関する合意を再確認するために締結したとのことであります。

県としましては、当該協定の締結により在沖米海兵隊のグアム移転が着実に実施され、県民の基地負担の軽減につながるものであると考えております。

次に、教育行政に係る御質問の中で、検定意見撤回等の認識についての御質問にお答えいたします。

教科書検定問題につきましては、県民大会の趣旨を踏まえまして、県や実行委員会が政府及び関係団体へ検定意見の撤回等を要請をしました。

その結果といたしまして、高校歴史教科書に広い意味での日本軍の関与の記述が回復されたものと理解をいたしております。

検定意見の撤回や沖縄条項につきましては、長期的な取り組みになるものと考えております。

同じく教育行政の中で、教科書問題の政府への要請等に係る御質問にお答えいたします。

教科書検定問題につきましては、平和を希求する11万人余の県民が結集をしました県民大会の趣旨を踏まえ、県や実行委員会が政府及び関係団体へ検定意見の撤回等を要請いたしました。

検定意見の撤回につきましては、今後とも国及び文部科学省の動向を注視していきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　企画部長。

〔企画部長　上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君）　知事の政治姿勢についての御質問で、沖縄振興計画等の総点検と新たな制度の創設についてお答えいたします。

沖縄振興計画及び沖縄振興特別措置法等については、現在、課題と今後の方向性について総点検を進めているところであります。

平成21年度は、離島の振興や駐留軍用地跡地の利用対策など、さらに国の責務により推進すべき重点課題の整理や各種の特例措置等の検証を行う予定であります。

新たな振興策や必要となる制度の創設については、これらの検討結果や関係団体等の意見を踏まえつつ検討してまいりたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢で、沖縄21世紀ビジョンのスケジュールと基本理念についてお答えいたします。

今後のスケジュールについては、県民意見を広く集約するとともに、沖縄県振興審議会及び総合部会における審議・答申等を経て、本年９月ごろを目途に策定・公表する予定であります。

基本理念につきましては、ビジョン策定の過程で議論してまいりますが、沖縄の将来像を描く上で何を残し、何を変えていくかを明らかにし、県民全体で共有していくという視点が重要であると認識しております。

同じく知事の政治姿勢で、緊急総合経済対策の平成20年度の成果の見通しと21年度の対策の内容、相違点についてお答えいたします。

県では、原油価格高騰に関する緊急対策を初め、緊急雇用創出事業臨時特例基金や安心こども基金の設置等、国の緊急経済対策に対応して、これまでに総額約258億円の経済対策を講じているところであります。

また、21年度はこれらの基金の活用を図るとともに、総額約65億円を措置し、切れ目のない雇用対策や産業振興に係る対策を講じてまいります。

同じく知事の政治姿勢で、定額給付金に係る県内市町村の対応についてお答えいたします。

県内市町村においては、定額給付金に係る専門部署を設置するなどして準備を進めているところであります。

定額給付金の給付開始日につきましては、国の第２次補正予算関連法案が成立した後、準備が整った市町村から順次開始されることになります。

県としましては、市町村に対し年度内の給付開始を目指して適切に対応するよう、引き続き助言してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（髙嶺善伸君）　観光商工部長。

〔観光商工部長　仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君）　知事の政治姿勢に関する御質問の中で、産業支援策についてお答えします。

観光・リゾート産業については、本土の大都市圏及び東アジア等への誘客宣伝活動、沖縄リゾートウエディングのプロモーション活動を強化するほか、国際会議等の誘致を促進するとともに観光の付加価値向上を図ってまいります。

情報通信関連産業については、ＩＴ津梁パークの整備やＧＩＸ（グローバル・インターネット・エクスチェンジ）の構築、ＯＳＳ（オープン・ソース・ソフトウエア）開発やソフトウエアの品質向上等を支援してまいります。

その他、農商工連携や地域資源活用のための人材育成、地域ブランド確立等を促進するほか、海洋生物資源を活用した共同研究を支援するなど、産業を振興し就業の場の創出に取り組んでまいります。

次に、完全失業率の全国平均化についてお答えします。

沖縄県では、完全失業率の全国平均化に向けて地域産業の振興を図るとともに、ＩＴ津梁パークの整備や雇用効果の高い企業誘致に積極的に取り組んでおります。

また、観光、情報通信関連企業等のミスマッチフォーラムの開催やマッチング支援事業のほか、キャリア教育の推進などに取り組んでいるところです。しかしながら、世界経済の減速により県内の雇用情勢にも影響が出始めております。

このような状況を踏まえ、雇用再生特別事業基金等による緊急総合経済対策を推進しつつ、さらなる事業の拡充と加速を図り、目標達成に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、入域観光客の誘致と外国人観光客の誘致の達成度についてお答えします。

沖縄県では観光客1000万人の達成に向け、毎年度入域観光客数の目標値を定めているところであります。

平成20年度につきましては、外国人の目標22万人を上回る見込みですが、全体の目標620万人については達成が厳しい状況にあります。

このため、沖縄県では３月には首都圏・関西圏での観光誘客イベントや各種メディアを活用した広報宣伝を行うとともに、４月以降においても観光プロモーションや誘客キャンペーンなどを展開し、入域観光客1000万人の達成に向け引き続き努力してまいります。

次に、教育行政に関する御質問の中で、県内大学生の就職内定率、就職希望者数及び内定取り消しについて一括してお答えいたします。

沖縄労働局によりますと、平成21年３月卒業予定の沖縄県内大学生の就職内定率は、12月末現在で28.8％となっており、前年同月の35.9％に比べ7.1ポイントの低下となっております。また、採用内定取り消しは２件16人となっております。

県内、県外への就職希望者数は、県内就職希望者は1622名、県外就職希望者は936名となっております。

次に、観光問題に関する御質問の中で、観光予約取り消しの実態、雇用への影響、経済損失について一括してお答えいたします。

観光業界からの聞き取りによりますと、個人客や一般の団体客については予約の取り消しは特に発生していないものの、企業インセンティブツアーや国際会議においては一部取り消しが発生しております。

景気悪化や円高が要因と見られる取り消し件数は、確認できた範囲では、昨年10月からことしの４月までの期間において、企業インセンティブツアーが11件、国際会議が２件となっております。

予約取り消しによる雇用や経済への影響は、現状では大きなものとなっていないとのことです。今後、旅行需要そのものの減少が懸念されることから、県としては、需要喚起などの対策を着実に実施してまいりたいと考えております。

次に、観光客減少への県の対策についてお答えします。

沖縄県では、観光客減少への対策として、３月に観光緊急経済対策事業として、首都圏・関西圏での観光プロモーションイベントを実施するとともに、新聞・テレビ・ラジオ等各種メディアを活用した広報宣伝を行います。

また、４月以降においても沖縄観光特別対策事業として、東京・大阪など全国４都市での観光プロモーションイベントの実施や各種メディア、ＪＲ車内広告、街頭ビジョン広告などを活用した沖縄観光誘客キャンペーンを全国的に展開することで入域観光客の増加につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　総務部長。

〔総務部長　宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君）　知事の政治姿勢についての御質問の中で、新たな行財政改革プランについてお答えいたします。

新たな行財政改革プランは、地方分権時代に対応し、国・県・市町村や民間との役割分担を踏まえたものとすることが重要であると考えております。プランの策定に当たっては、外部有識者等の参加による民の視点も取り入れることとしております。

具体的な内容については、今後検討することとなりますが、現段階におきましては、１、現行プランの推進項目の見直しと新規項目の設定、２、未収金の解消や新税の創設など特に重点的に取り組むべき推進項目の設定、３、公社等外郭団体の再構築等を考えております。

○議長（高嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　平成21年度の訪米についての御質問にお答えします。

平成21年度の訪米については、渉外知事会と連携してオバマ政権の外交・防衛政策の陣容が整う早い時期に訪米し、米国政府や連邦議会等の関係機関に対して日米地位協定の見直しを要請するとともに、過大な基地負担を担っている地元の声を伝え、理解と協力を求めたいと考えております。

訪米のスケジュールについては、渉外知事会の他都道県及び米国側の日程等も考慮しながら、今後調整していきたいと考えております。

米新政権の基地問題への変革についてお答えします。

去る２月１日、来県した中曽根外務大臣から、クリントン米国務長官との電話会談で、在沖米海兵隊のグアム移転を含む米軍再編を着実に実施していくことで一致したとの発言がありました。

オバマ政権においても、引き続き在沖米海兵隊のグアム移転、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還など基地の整理縮小に向けた取り組みが進められるものと考えております。

次に、沖合移動に係る調整の進捗についてお答えします。

普天間飛行場代替施設については、日米両政府が合意した案を基本にしながらも地元の意向や環境に十分配慮し、可能な限り沖合などへ寄せてほしいということを政府に求めているところであります。このような県の主張に政府の理解が進み、実務者レベルで具体的な検討を進めていくためのワーキングチームが設置され、政府、県及び地元市町村との間で継続的に意見交換が行われているところであります。

沖合などへの移動についての御質問にお答えします。

代替施設の建設に当たっては、騒音など周辺住民の生活環境や大浦湾などの自然環境に十分配慮する必要があると考えております。したがって、代替施設の位置についてはさまざまな観点から検討をする必要があると考え、「沖合など」と表現しております。

県としては、代替施設の建設計画については地元の意向や環境に十分配慮するよう求めてきたところであり、これまでの考え方に変わりはありません。

環境問題と代替施設建設についてお答えします。

県としては、代替施設の建設計画については、地元の意向や環境に十分配慮する必要があると考えております。今後、環境影響評価手続が進められていく中で、専門家で構成される環境影響評価審査会等の意見を踏まえ、生活環境や自然環境に十分配慮する観点から知事意見を述べることになっており、この手続を経ることにより環境保全の観点が可能な限り取り入れられたものとなると考えております。

次に、基地の機能強化と負担軽減の対応策についてお答えします。

県としては、米軍の訓練や原子力潜水艦の寄港等により県民に被害や不安を与えることがあってはならず、県民の生命、生活及び財産へ十分に配慮すべきであると考えております。

本県の過重な基地負担の軽減を図るためには、ＳＡＣＯ合意や米軍再編の嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還など、日米両政府で合意されたものから一歩一歩基地の整理縮小を着実に進めていくことが現実的な対応であると考えております。

次に、キャンプ・ハンセンの実弾演習中止等についてお答えします。

県としては、キャンプ・ハンセン内における実弾射撃訓練が地元住民に不安を与えていることから、今回の銃弾事故の事実確認に努めるとともに、米軍の演習によるものであった場合には、演習の中止を含め、訓練内容の見直しを求めていくべきものと考えております。

引き続き県民の生命、生活及び財産を守る立場から、関係機関に対し訓練の安全管理を徹底するよう粘り強く働きかけていきたいと思います。

次に、航空自衛隊機のキャンプ・ハンセンへの着陸及びヘリポートの撤去についてお答えします。一括してお答えします。

航空自衛隊によると、今回のキャンプ・ハンセンへ

のヘリの発着は、同施設の共同使用ではなく、訓練の視察研修を目的として隊員を輸送したものであるとのことであります。

県としては、ヘリの運用により地元住民に不安を与えることがないようにすべきであると考えております。

次に、日米地位協定と米イラク地位協定の比較についてお答えします。

米国とイラクとの協定については、米軍のイラクからの撤収時期及び暫定駐留とその活動に関する合意であると承知しております。

同協定には、環境保全に関する条項が盛り込まれるなど日米地位協定との違いが見られますが、県としては、今後、日米地位協定の見直しに向けた取り組みの中で研究していきたいと考えております。

次に、高江区ヘリパッドの関連で、国による仮処分の申し立てについてお答えします。

国によると、平成20年11月25日、北部訓練場のヘリコプター着陸帯の移設工事を安全かつ円滑に実施するため、工事に反対する人々を債務者とする通行妨害禁止及び工作物等収去の仮処分の申し立てを那覇地方裁判所名護支部に行ったとのことであります。

県としては、現在、仮処分手続が裁判所において係属中であることから、今後の司法の判断を見守ってまいりたいと思います。

次に、北部訓練場のヘリパッド移設についてお答えします。

北部訓練場のヘリパッドについては、ＳＡＣＯ最終報告において、同訓練場の過半を返還することに伴い残余部分に移設されるものであります。

県としては、ＳＡＣＯの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識しております。

次に、不発弾埋没と事故の実態についてお答えします。

埋没不発弾に関する公式資料はありませんが、さきの大戦における不発弾は約１万トンと推定されており、これまでの処理実績の約7700トンを差し引いた残りの約2300トンが現在も埋没しているものと推定されております。

県が把握している県内の不発弾爆発による人身事故は、復帰からこれまでに16件発生し、計62人が死傷しております。このうち、昭和49年の小禄の事故では、死者４人、負傷者34人の合計38人が被害を受けております。

不発弾の基金の内容、財源根拠及び県議会決議の反映について一括してお答えいたします。

当該基金の内容としましては、１、爆発事故の被災者や被害施設の復旧を支援するための費用と、２、爆発事故の未然防止に関する事業の費用の財源に充てるための基金を造成し、県が管理運営するための規定を整備することにしています。

「沖縄県不発弾等対策安全基金」の財源につきましては、厳しい財政状況下において、被災者の早期救済を図る必要があるため、機動的に活用できる沖縄特別振興対策調整費を充てることになったものであります。

今回、県や県議会等の要請を受けて国が基金創設を決定しておりますが、不発弾処理及び磁気探査経費の全額国庫負担についても、引き続き市町村等の関係機関と連携を図りながら、国に要請してまいりたいと考えております。

政府に求める不発弾対策について。

県は、不発弾処理は戦後処理の一環として国が責任を持って取り組むべきと考えております。

被害補償並びに不発弾処理及び探査に係る新たな制度のあり方につきましては、引き続き市町村等の関係機関と連携を図りながら、国に要請してまいりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　それでは知事の政治姿勢についての御質問で、海外留学生派遣についてお答えをいたします。

国際性に富んだ創造性豊かな人材の育成を図るため、財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団において、高校生、大学生、社会人を対象に留学生派遣事業を行っており、平成20年度は59人を派遣いたしました。平成21年度は84人の派遣を計画しており、引き続き「100人の海外留学生派遣」に向けて取り組んでまりたいと考えております。

次に、30人学級の導入の現状についてお答えをいたします。

30人学級につきましては、きめ細かな指導により、児童一人一人が基本的な生活習慣や社会的規範を身につけ、基礎・基本の学力の定着を図ること等から、義務教育のスタートに当たる小学校１年生で実施しております。

実施に当たっては、加配定数の範囲内で下限25人とし、施設条件面の対応が可能な学校を対象としております。平成21年度につきましては、小学校２年生へ拡大をしてまいります。今後につきましては、当面、小

学校低学年で実施していきたいと考えております。

次に、教育行政についての御質問で、高校生の就職内定率、希望者数、就職内定取り消しについて一括してお答えいたします。

沖縄労働局の調査によりますと、平成20年12月末現在の高校生の就職内定率は49.0%で、前年同期を3.3ポイント下回っております。就職希望者は、県内1554人、県外1128人、合計2682人となっております。

就職内定取り消しにつきましては、平成20年11月に県外企業から１人の内定取り消しがありましたが、当該生徒は１月に別の県外企業に採用が内定しております。

県教育委員会としましては、今後とも関係機関等と連携を強化し、高校生の就職支援に努めてまいります。

次に、学力向上対策についてお答えいたします。

全国学力・学習状況調査の分析結果から、本県の児童生徒は、基本的な生活習慣の確立や基礎学力の定着、学習意欲などに課題があるものと考えております。

県教育委員会としましては、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、これらの課題解決に向けて多様な視点から取り組むため、教育庁内に学力向上施策検討委員会及び学力向上推進プロジェクトチームを設置し、沖縄県学力到達度調査等を実施したところであります。

今後は、新教育課程の実施を見据えた学力向上主要施策を策定し、各学校における授業改善や教師の指導力向上を図る取り組みを行ってまいりたいと考えております。

具体的な取り組みとして、形成テストを活用した授業改善の推進や、中学校の国語科・数学科教師の授業力向上を図るための研修の実施など、「授業改善・支援プロジェクト」を展開し、わかる授業の構築を図ってまいりたいと考えております。

次に、沖縄盲学校を「視覚特別支援学校」として存続させることについてお答えいたします。

近年の障害の重度・重複化や児童生徒一人一人の教育ニーズに適切に対応するため、平成19年４月に学校教育法が改正施行され、従来の障害種別の盲・聾・養護学校は複数の障害種に対応した教育を実施することができる特別支援学校制度へと改められました。

県教育委員会としましては、複数の障害種に対応する特別支援学校を整備する場合には、障害種ごとの教育課程や学級編制及び障害の特性に応じた教室等の区分により、専門性の維持及び安全性の確保に努めることを説明しております。現在、沖縄盲学校の保護者等へ敷地面積等も考慮した校舎配置図等を示し意見交換を行っておりますが、安全性の確保への懸念が払拭できない場合には計画の見直しもあり得るものと考えております。

次に、特別支援学級の就学者や希望者について一括してお答えをいたします。

平成20年度の公立小中学校における特別支援学級に申請のあった児童生徒数につきましては1221人となっており、５月１日現在の在籍者数は1194人となっております。

特別支援学級での就学を希望する児童生徒の入級につきましては、市町村の適正就学指導委員会の判定に基づき、新設や既設の特別支援学級を活用しながら適切に対応しております。

次に、就学支援体制の構築についてお答えいたします。

特別支援学級につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」や国の基準等に基づき設置されているところであります。

県教育委員会としましては、今後とも市町村教育委員会と連携し、当該学校に設置されている特別支援学級の活用や拠点となる特別支援学級の設置なども踏まえ適切に対応してまいります。

次に、就学指導委員会の附帯意見についてお答えいたします。

平成20年度就学指導委員会の答申の中で、就学指導のあり方の改善について附帯意見が出されております。その概要としましては、市町村教育委員会から県教育委員会へ通知された児童生徒の中に、特別支援学校の対象となる障害の程度に該当しない者が含まれていることから、市町村教育委員会での適切な対応が求められること、また、特別支援学級に関して児童生徒のニーズに応じた教育内容、方法、設置等の充実を図る必要があること、さらに、発達障害児童生徒への対応について通級指導教室の充実が求められることなどとなっております。

県教育委員会としましては、附帯意見を尊重し、市町村教育委員会と連携を図り児童生徒の障害の程度に応じた適切な就学ができるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　文化環境部長。

〔文化環境部長　知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君）　基地問題についての御質問で、Ｆ22戦闘機の訓練及び嘉手納飛行場、普天

間飛行場における騒音の実態についてお答えいたします。

Ｆ22戦闘機等の外来機の訓練による騒音の状況については、合同訓練開始前と訓練中のＷＥＣＰＮＬ（うるささ指数）及び日平均騒音発生回数を比較しますと、屋良局ではＷＥＣＰＮＬが76から81に、騒音発生回数は90回から106回に増加しており、砂辺局ではＷＥＣＰＮＬは83から85に、騒音発生回数が51回から66回に増加しておりました。

また、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における騒音の状況につきましては、平成19年度航空機騒音測定結果によると、嘉手納飛行場周辺では15局中９局で環境基準を超過しており、うるささ指数は前年度とほぼ横ばいとなっておりました。普天間飛行場周辺では９局中３局で環境基準を超過しており、うるささ指数はわずかな増加も含めると９局中７局で増加しておりました。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　警察本部長。

〔警察本部長　得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君）　県警察の捜査状況についてお答えします。

本件は、金武町伊芸区の民家駐車場に駐車中の普通乗用自動車の前部ナンバープレート部分が弾頭様な物で破壊された事案であり、県警察では器物損壊での立件も視野に所要の捜査を行ってきたところ、発見された弾丸については、鑑定結果により米軍が使用する普通弾であることを認識しております。

現時点までの捜査状況を踏まえますと、直ちに事件として立件することは困難な面があると認識しておりますが、県警察では、今後とも可能である限り事案の真相解明に向けた捜査は進めてまいる考えであります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　県立病院問題についての御質問の中の、県立病院のあり方検討部会の審議経緯及び知事への答申の時期について一括してお答えいたします。

検討部会におきましてはこれまで６回の会議を開催し、県立病院の果たすべき役割や、医療機能及び経営形態の見直しなどを内容とする「県立病院のあり方に関する基本構想（案）」を取りまとめております。

検討部会における主な審議の経緯を御説明いたしますと、第１回検討部会では、県から、各県立病院が果たしている役割及び病院事業の経営状況等について説明した後、審議の進め方などについて御審議いただいております。第２回検討部会では、各県立病院長からヒアリングが行われたほか、県から民間医療機関等アンケート調査結果などについて御説明いたしました。第３回検討部会では、県から、県立病院職員アンケート調査結果を報告した後、５人の委員から、県立病院の医療機能及び経営形態などに関する改革案が提案され、これに基づき審議が行われました。審議の結果、北部、宮古及び八重山病院については、原則として現在の医療機能を維持すべきであること、いずれの県立病院も民間譲渡は行うべきではないことなどについて検討部会としての意見の一致を見ております。第４回検討部会では、精和病院の医療機能について、急性期医療機能を強化し、長期入院患者の社会復帰促進に取り組み、平均在院日数を大幅に短縮すべきであるとの認識で、検討部会としての意見の一致を見ております。

また、経営形態の見直しについては、前回に引き続き、地方独立行政法人への移行の審議が行われ、各県立病院長等から、次年度以降、病院事業局長の権限の一部を病院長に移譲する予定であり、あと一、二年様子を見ていただきたい、病院現場の職員に問題意識がない現状では独法化しても効果は出ないのではないかなどの発言がありました。委員からも、職員の意識が変わらなければ、制度を変えたとしても問題は解決できないなどの意見があり、この問題は継続審議することとされました。

このほか、第４回検討部会では、県から、基本構想の素案及び南部保健医療圏の再編・ネットワーク化に関する関係団体協議会における協議の状況について説明を行っております。第５回検討部会では、病院事業局から、病院長への権限移譲、経営再建計画の骨子案の説明が行われ、病院長から、今後、経営改革に取り組み、独法化しなくてもよい状況を二、三年以内につくり出せるのではないかと考えている旨の見解が表明されました。

検討部会においては、経営再建に取り組む病院長の決意を高く評価するものの、病院長が決意を固めたのであれば、地方独立行政法人に移行した方がより自律的な経営が可能となり、改革の効果も出ること、また、絶えず借金に追われ、職員に負担が来る状況を解消するため、独法化に当たっての出資により、財務面の健全性を回復すべきであることなどの意見が出され、全会一致で基本構想案に独法化の提言を盛り込むことが決議されております。

南部保健医療圏の再編・ネットワーク化については、南部医療センター・こども医療センターと那覇市立病院について、両病院の機能を再編した場合、機能の高度化、職員の過重労働の軽減、経営の効率化等の効果が期待できるとの認識から、両病院の経営主体の統合を視野に入れながら、適切な機能分担を行うため、引き続き関係団体との協議を進めるべきであるとの提言が決議されております。第６回検討部会では、この間の審議結果を踏まえ、基本構想案の文案が審議され、大筋でその内容が了承されております。

現在、県においては、２月末までの日程で、基本構想案のパブリックコメントを実施しております。今後、パブリックコメントで提出された県民意見を検討部会の委員に報告し、３月中旬に開催する第７回検討部会において、検討部会としての基本構想が決定され、速やかに知事への答申が行われる予定であります。

続きまして、県民及び県立病院現場の職員の理解は得られているかについてにお答えいたします。

県におきましては、検討部会が取りまとめた「県立病院のあり方に関する基本構想案」の内容を説明するとともに、同基本構想案に対する意見を聴取することを目的として、県立６病院において職員説明会を開催したほか、宮古、八重山を含む県内４カ所で県民説明会を開催しております。

職員説明会においては、地方独立行政法人への移行よりも、職員の意識改革、または優秀な経営人材の育成が重要である、公的医療に対する財政負担の抑制や、採算性を過度に重視した経営など、独法化後の制度の運用に不安があるなどの意見がありました。

県民説明会におきましても、独法化すると県が公的医療の提供に必要な財政負担を抑制するのではないか、また、採算性が重視され、公的医療の提供が後退するのではないかなど独法化後の制度の運用を懸念する意見が多く出ております。

このようなことから、地方独立行政法人法において、法人が担う救急医療などの公的医療の提供に要する経費については、現在の地方公営企業法と同様に県の財政負担が義務づけられていること、また、法人の業務運営の重要事項については、県議会の議決が必要とされていることなどについて説明を行ったところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　知念　清君登壇〕

○病院事業局長（知念　清君）　県立病院問題についての御質問の中の、経営再建計画案の概要についてお答えします。

経営再建計画案は、平成21年度から平成23年度を経営再建期間と位置づけ、まず１つ目に、公立病院特例債の活用による不良債務の解消、２つ目に、一般会計からの支援の強化等による約100億円の資金不足の解消、３つ目に、各種加算の取得及び経費削減プロジェクト等による経常黒字化の達成を目標として掲げております。

続きまして、経営再建計画に対する職員等の理解についてにお答えします。

経営再建計画案については、６つの県立病院現場での説明会を行い、全職員の約３分の１にあたる約800名が参加しました。その中で、本庁と各病院現場が一体となって経営再建計画案を推進するための共通認識が醸成されました。また、経営再建計画案に含まれている給料の調整額の廃止についても、労働組合と合意に達したところであります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　泡瀬干潟埋め立てについての御質問の中の、土地利用計画の見直し状況についてお答えします。

沖縄市では、平成20年８月に土地利用計画の見直しに向けた調査委託業務を発注しており、市民からの意見を反映するための100人ワークショップ及び市民会議の開催や、有識者等で構成する委員会の設置等により、地域の声を取り入れた土地利用計画の見直しをできるだけ早期に取りまとめる予定と聞いております。

100人ワークショップはこれまでに３回開催されており、当該ワークショップで出された意見は、今後設置予定の市民会議や委員会において検討されると聞いております。

続きまして、平成21年度予算についてお答えします。

中城湾港泡瀬地区に関する事業には、一般会計と臨海部土地造成事業特別会計があります。

一般会計の歳出予算額は、港湾改修事業として２億円、港湾環境整備事業として５億4000万円、港湾計画基礎調査費として600万円の合計７億4600万円を計上しております。また、特別会計歳出予算は公債費であり、元金償還金及び長期債利子として２億3415万9000円を計上しております。

続きまして、工事中止要請に係る県の見解及び工事の中止について一括してお答えします。

泡瀬地区埋立事業は地元からの強い要請に基づき実施しており、沖縄市長も市の経済活性化へつなげるため、現在進めている第Ⅰ区域については推進することを表明しております。また、沖縄市議会でも圧倒的多数で事業の推進を求めております。

県としましては、地元の要請にこたえるためにも、土地利用計画見直し後、早期に土地利用が図られるよう、国や市と連携を図りながら事業を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　大城一馬君。

〔大城一馬君登壇〕

○大城　一馬君　知事、最初の知事の政治姿勢の中においての県政運営の現状認識と基本姿勢、私は３点の知事がお書きになった文章を取り上げて、この具体策は何かとお聞きしました。知事は文章の解釈をなさっておりますけれども、やはりこの所信表明、いわゆる知事提案説明というのは、あくまでも知事の基本姿勢を述べて、そして予算化されるというのが本来の手法じゃないかなと思っております。残念ながら、この文章の表現への具体的な政策が出てきていないということは残念ですけれども、これにつきましては答弁は要りません。指摘をしておきたいと思います。

次に、知事訪米ですが、残念ながら私どもこの知事の訪米問題、マスコミ紙上でしか知り得ません。ただ、マスコミの報道を精査しますと秘密主義であると、会談の場が一切記者に公開されない、非公開というマスコミの指摘がございます。そして連邦議員側からも公開を認めても県の方が自粛して公開しないということで、なぜ公費を使って公式の会談、その中であえてこの秘密主義の会談になったか、非常に私は疑問に思います。したがいまして、知事がいろいろと成果についてずっと代表質問でも言っておりますけれども、残念ながらこの成果というのが私どもに実感として伝わってこないというのが私のとらえ方でございます。同じようにまた21年度も訪米すると、全く同じような形式をとったんじゃたまったものじゃないということを私は指摘しておきます。知事の御答弁をお願いしたいと思います。

次に、基地問題。

この中で、「可能な限り沖合などへ」の修正と、私はなぜこうなったかという指摘をしました。今までは知事はずっとこの方一貫して、沖合へと断定しながらあえてわざわざ言ったのは、知事がアメリカに行って米側から強いメッセージを送られたんじゃないかと。日米合意案が揺るぎないという強いメッセージを与えられて知事のこの表現が、要するに政府案も選択肢に入れてきたというようなことになってはいないかなと――これまた秘密の公開ですから私は推測する以外ありませんけれども、――ただしかし、きょうのマスコミのこの報道がございました。普天間移設、次期日本部長のケビン・メア、沖合修正はないと、そういうことをしっかりとメアさんは言っているわけですね。これはなぜこの沖合などということを知事はあえてこの所信表明の中で示したのか。そしてこのグアム協定、これとメアさんの発言は関連しますけれども、やはりこのグアム協定もまさに県民の頭越し、議論もせずに協定を結ぶ。この協定というのは近々国会で審議されます。国会で審議され承認されますと条約に変わります。そうすると国内法が一切適用されないということになります。

それでこの件ですね、これもまたマスコミアンケートで多くの県会議員47名いますが、与野党32名がこの一括実施グアム協定に評価せずということを明確に表明しておりますが、さて知事、私どもも今議会でこのグアム協定についてぜひ県議会決議、与野党全会一致を目指して県議会決議も視野に入れて模索するような動きもあります。私は、知事もしっかりとこのグアム協定、百歩譲って知事が進めるグアム移転、これは結構ですよ、普天間移設これ結構でしょう。しかし、これはあくまでもパッケージじゃないんです。しっかり分割してこれは解決すべき問題であると私は思います。それで知事もこの件につきまして、私はぜひ知事がこのグアム協定について遺憾の意を表明していただければというふうに思っております。

次に、県立病院の問題です。

福祉保健部長のお話を聞きますと、やはり福祉保健部は独立法人化ありき、このことを私はしっかりと認識いたしております。反面、病院事業局はとにかくみんなで頑張ってみようじゃないかと、職員も一緒になって頑張ってみようということで給与の削減等もやっております。やはり私どもも島根県の県立病院をお伺いしましていろんなお話を聞きました。やはり沖縄の公的医療、県立病院、非常に評価しております。そしてこの病院長のお話で、やはり事務方の権力が強いと病院経営は成り立たないと。いわゆる今の沖縄県の福祉保健部のあり方です。これでは沖縄の医療は崩壊しますよ、県立病院は崩壊しますよ、公的医療機関は崩壊しますよ、このことをはっきりとこの島根県の県立病院長はお話をしておりました。

それで、あり方検討部会は独法化で３月の中旬に知事に答申すると。私はもう県民も現場もこのことに関

しては、ほとんどが否定的、理解できないという状況だと思っております。したがいまして、福祉保健部長、この答申先送りやってください。そのことにつきまして見解をお聞きしたいと思います。

次に、教育行政の特別支援学級への問題でございます。

非常に現在、この障害を持っている子供たちの特別支援学級への就学の問題、極めて数字的にまだまだ推進できていないと思っております。

実は、私一つだけ例をとってお話しますけれども、南城市の佐敷小学校で特別支援学級の設置を県に要請しました。これは南城市の教育委員会も適正であると、そして適正就学検討委員会も適正であるということで県教育委員会に上げましたら、これが却下されているという状況ですね。やはり障害を持っている子供たちも健常者も、やはり児童生徒は、子供たちは同じように沖縄を背負っていく人材なんですよ。私は、親のこの要望、保護者の要望があればしっかりとこれはぜひ酌み取っていくのがやはり統合教育の精神ではないかなと思います。

実は、この保護者が南城市の教育委員会にこの設置の要求をやっています。娘には、健常者の中でも自分を引け目に感じ、後ずさりをしないような、いつでもプラス志向で前向きな子に育ってほしいと思っている。そこでこの学級の設置の要望をするわけですね。やはりこういう保護者のこの思い、心情をぜひ酌み取っていくべきではないかなというふうに思いますけれども、仲村教育長は３月退任とまだ時間はあります。ぜひこれまでこういう各市町村から上がってきたことに関しまして、もっと拡大してもう一度再検討して洗い直してやるべきではないかと思いますけれども、教育長の前向きな御見解をお聞きしておきます。

よろしくお願いします。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午後２時47分休憩

午後２時50分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　大城一馬議員の再質問に答弁させていただきます。

幾つかおありでしたけれども、答弁が要らないとおっしゃったのもございましたので、まず２番目の訪米について、秘密主義だという言い方をなさっておられますが、これは相手がやっぱりオープンにしたくないというのが理由です。ですから、これは何も我々が秘密でこちょこちょと何かこう内容をしゃべる話ではありません。どんなことを私どもはアメリカで話をしに行くかというのは、既にもうこれは公表されて議会の皆さんの御意向も全部入れた内容になっておりまして、ああいうものを話しに行き、沖縄県民の今の気持ちと我々が持っている課題、問題意識はこういうものだよということを話しに行って、無論これはいろんな議論のやりとりがありますが、何も我々は秘密でこういうものはやるべきものだとゆめ思っておりません。相手様の要求によるものです。

それから、21年度も同じようなやり方か。

この同じようなやり方というのは、相手に対するやっぱりこれは当然向こうの要求に対する礼儀だと僕は思っております。

それから、「可能な限り沖合へ」というのが「沖合など」というようなことは、何かアメリカで強い何かがあったのではないかと言っておられますが、聞かれたときにどうなっているんだという質問に対しては、先ほど申し上げたような答えをしてますが、何もこの「など」というのはこれまでも使ってきていると思います。特に何かがあって表現が変わっているというわけではありません。

さらにこのメアさんという外交官が御自分の意見をおっしゃるのは自由だとは思いますが、余りに自由過ぎるなというのが私の印象でございます。

それから、これは少し読まさせていただきますが、県立病院についてのいろんな御関心というのは非常に大切で、むしろ島根県とか行ってこられたという渡嘉敷議員のお話もいただきましたし、今大城一馬議員のお話もいろいろいただきました。ぜひむしろいろんな御意見を広くいただくべきものであると考えております。

しかしながら、審議会でいろいろ素人でない経験の豊富な方々に集まっていただいて議論したものを先送りというわけには決してまいりません。

少し答弁長くなりますが、県立病院のあり方検討部会におきましても、病院事業が組織運営上の問題を抱えており、この問題を解決するにはどのような対応策が必要となるか、慎重に審議を行い、地方独立行政法人に移行した方がよいという基本構想案をまとめております。

県立病院のあり方検討は、地域医療の確保に極めて重要な役割を果たしている県立病院について、県が救急医療など公的医療に対する財政負担を適切に行えば、経営的にも健全な状態を維持できるようにするためにはどうしたらいいのかという観点から行ってお

り、県に地域医療を確保する責任を放棄する考えは全くありません。

県といたしましては、県立病院のあり方検討部会の審議結果を踏まえ、年度内に県の方針を決定することができるよう取り組んでまいりたいと思っております。

これは、目的はみんな一緒でこれまでしっかりやってきていただいた県立病院の内容、実際の地域医療、県立病院がやってきた内容というのはみんな高く評価して、これは維持していこうということは同じですから、あとは県立病院の今の全適のまま改良・改善を行ってしっかりやっていけるのか。新しい地方独立行政法人の形がいいのかという議論ですから、何もこの形のそれぞれのプラス・マイナスきちっと踏まえて我々はやっていけばいいと思いますし、ある意味で幸いなことにこの全適であっても３年間でかなり財政と言いますか経営をよくすることができるという形になっております。そしてまた、仮に独立行政法人に持っていくにしても３年間は実はいろんな準備が必要になります。ですからこれは一年一年事業の様子を見ながら、確認しながら進むことも可能だと私は考えておりますから、こういう形で我々がいがみ合い意見を強く言い過ぎないように心して健全な経営が確立できるようにやっていければと考えているところでございます。

グアム協定につきましては、基本的には再編の合意を再確認したものだと理解いたしております。国内法と競合するような内容は見当たらないと考えております。したがいまして、沖合移動等を規制する、コントロールするためのものではないと確信し理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　それでは大城議員の再質問で、南城市における特別支援学級の設置についてお答えをいたします。

特別支援学級の種別は、知的障害、情緒障害、難聴、そして言語障害など７種の種類がございます。いずれかの障害種が学校に設置をされてない場合におきましては、その学校に設置をされております特別支援学級の活用や、あるいは拠点校への通学、そして特別支援教育支援員の活用などで対応しているところでございます。

当該児童に適切な指導がなされますように、市町村教育委員会と連携をしながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　赤嶺　昇君。

〔赤嶺　昇君登壇〕

○赤嶺　　昇君　皆さん、こんにちは。

平日にもかかわらず傍聴いただきありがとうございます。

民主党会派を代表しまして質問を行いたいと思います。

仲井眞知事が当選してからもう２年半を過ぎようとしております。来年の11月が任期ですから、今年度の予算が実質的に仲井眞さんの知事のカラーを出す最も大事な予算じゃないかなと私は認識しておりますし、これまで２年半県政の運営に取り組まれて、実質的に選挙で公約を掲げて戦って勝ったわけですから、もうそろそろ進捗状況も含めてどのような形で進んでいるのかということを、私たちだけじゃなくて県民は知る権利もあるし、それはわかりやすく説明をする責任があると私は理解をしております。

以前の議会でも、これから知事の政治姿勢の中で知事の公約について聞いていくんですけれども、さまざまな公約を掲げている中で、仲井眞知事は選挙戦かなり具体的な数字を出しながら戦いましたので、私は個人的には非常にわかりやすい選挙戦を戦ったなという認識を持っております。

したがって、戦って知事になったわけですから、その進捗状況をもう具体的に示していかないと、何々を取り組んでいるんだという答弁をこの間ずっと聞いていると、それができているのかできていないのか私には全くわかりません。ですから、これからこれ実は同じ質問項目を11月議会でもほぼやっているんです。今回あえて同じ項目を出しておりますから、皆様方がもちろん努力されているのはわかります。しかし、もうそろそろどのような形で、もう折り返しも過ぎましたので、具体的なパーセントも含めて示してもらう必要があると思っております。

まず初めに、１、知事の政治姿勢についてでございます。

⑴、知事の公約の達成及び進捗状況をお伺いいたします。

ア、完全失業率の全国平均化。

イ、観光客1000万人誘致。

ウ、普天間基地３年以内の閉鎖状態について。

エ、待機児童ゼロ。

オ、認可外保育園への給食費助成について。

カ、小学校の30人学級と実践外国語教育の導入につ

いて。

オにつきましては、認可外保育園についてはほぼ公約ということで以前に認められて、今米代ということで１日11円支給しているんですけれども、認可の子供たちは１日250円から300円の給食費をいただいております。20日ぐらいしますとこの11円は220円ですから、認可の子供たちの１日分もないというありさまです。それについてもうそろそろ、皆さんは前議会でも何回も私は毎回取り上げておりますので、その数字についてもどのようにされるのか明確に御答弁ください。

⑵、知事訪米の成果と課題についてでございます。

何が成果だったのか、私は実は答弁を聞いてわかりません。いろいろな方と意見交換をしておりますから、我々がその報告もしっかりわからない中で早速次の訪米の話までされるものですから、今回この成果の話は皆さんされていますので、あえて知事御自身が訪米をしてむしろ課題があったんだったら課題を聞かせていただきたいなと思っております。これが課題だったんじゃないかなということがあれば、それが次の訪米につながるものだと思っておりますし、また訪米をするということで議会に理解を得るというときには、やっぱりそこはしっかりするべきじゃないのかなと思っておりますのでよろしくお願いします

⑶、普天間飛行場の移設の進捗状況について。

こちらも答弁をいただいております。きょうの朝刊に――先ほど大城議員からもありましたように――メア次期日本部長が沖合移設はできないと明確に言っておりますので、ここで知事が沖合移設にこだわっているということは、結果的にそれはできないということで何ひとつ進んでいないと私は認識しておりますが、それについて従来の答弁じゃなくて、早速もうそれから答弁いただければありがたいと思っております。

⑷、クリントン国務長官については、調印されておりますので、この調印についてこれも答弁を伺うと、特に国内法等問題はないということを言っているんですけれども、しかしながら、琉球新報の県議会のアンケートを見ても、これは与野党、自民党さんは皆さんそれは評価しているんですけれども、公明党さんは慎重であると。ですからそういう県民の意見を見たときに、今回のこのグアムの条約については、知事としてもう少し県議会の意思をどのように酌んでおられるのか、そこをお聞かせください。

⑸、県立病院に対する知事の見解についてでございます。

去る議会の中で、知事は県立病院を視察されましたかと質問をさせていただきました。我々文教厚生委員会は、去年発足してもう全部病院回ってまいりました。これからまた必要があれば行こうと思っておりますし、担当部の職員に聞くと、中部病院は行かれたという話ですので、北部病院あたりは行ったのかですね。全病院にやっぱりしっかり行って現場の声を、現場主義をうたっておりますので、もう行かれたのか。現場に行って実際どうなのかということをどのように認識しているのかお聞かせください。

⑹、それから泡瀬干潟の工事を一時中断するべきではないかということについてでございます。沖縄市がこれから策定をするということなんですけれども、このまま進めるよりは一たんとめてそれからどうするかという意見もありますので、それについてお聞かせください。

県内全域の不発弾については、これは答弁いただいておりますので、これは削除いたします。

⑺、県職員の天下りについて、その定義と人数について知事はどう取り組むのかお聞かせください。

⑻番、これも今回３回目なんですけれども、知事はブラジルの国営企業ペトロブラス社ともっと密に連携をとるべきだと私は考えております。せっかく一国の企業が来ておりますから、そこは安価で安定的な燃料供給ができるとすれば沖縄の経済に非常に大きな効果があると私は見ておりますが、それについてお聞かせください。

⑼番、知事は、平成21年度の政府予算案2447億円をどのように評価しているのか。

緊急対策で国の予算が今回大幅に上がっている中で、この2447億が果たして県民の要望に沿っているのかも含めてどのように評価しているのか。沖縄振興の予算が本当にこれまで生かされて、それが今機能しているのかも含めて、これはまた再質問等でやっていこうと思っております。

⑽、沖縄21世紀ビジョン（仮称）の主な内容及び今後の策定スケジュールをお伺いいたします。

２番、福祉・教育行政についてでございます。

⑴、県単医療制度の見直しについて。

⑵、重度心身障害者医療助成制度の継続及び拡充についてでございます。

これについては、部長が当面は継続すると言っているんですけれども、実は、重度心身の皆さんが、当面はということは、結局はやるんでしょうということで非常に心配をしております。実は、一医療機関1000円とおっしゃいますが、例えば幾つかの病院へ行くと、４カ所ぐらいで4000円ぐらいかかるんですね。その皆

様方の生活を考えると、わずか1000円という見方を皆さんはするかもしれないんですけれども、重度心身の皆さんというのは働くこともできない、その福祉予算で何とか生きていかないといけない中で、この1000円の負担というのが果たして、もう一つは子育て世代にとっても大きな負担になりますから、この当面ということを今回とりあえずはやらないと。しかし今後どうするのかということも含めて、やっぱりもう少し政策的にどう考えるのかということをお聞かせください。

⑶、それから、医療費助成事業の補助交付要綱を条例として制定してはどうか。

これは、実は交付要綱になると議会にかかりませんから、この際条例化して我々県議会の意思も明確に問うという観点から条例として制定してはどうかということの質問でございます。

⑷番、病児・病後児保育への県負担分の増額についてお伺いいたします。

⑸、発達障害児の課題と取り組みを伺う。

⑹、特別支援学級をふやすべきではないか。

⑺、県立盲学校を単独校として存続させるべきではないかについて。

⑻、九州管内の保護観察所の類型認定状況を伺う。

⑼、学童保育について。

ア、平成22年度より71人以上の大規模学童には補助金が交付されませんが、県内の実態と対策をお伺いいたします。

イ、今後、施設整備費や安心こども基金の活用を推進する考えはないか。

ウ、障害児受け入れ推進事業費と長時間開設加算はどうなっているのか。

エ、県のガイドラインに照らし合わせて県内の学童の実態はどうなっているのか。

３番、医療行政について。

⑴、県立病院の現状と課題と対策をお伺いいたします。

⑵、県立病院の独立行政法人化に対して現場から反対の声がたくさんあります。県の見解と今後の取り組みをお伺いいたします。

最後４番、土木建築行政についてでございます。

この件もこれまで６月議会、９月議会にも取り上げてまいりました。土木建築業界が今非常に厳しい現状でございます。これは知事がよく知っていると思っております。いわゆる談合の問題から始まり、建築確認の問題、それから最低制限価格の問題。もうとにかく厳しい現状を、私はこれについては再質問で徹底的に議論しようと思っておりますので、できれば知事の方から自分の姿勢を明確にしていただきたいと思っております。

⑴、国の第２次補正予算に係る事業を含め、公共事業の速やかな発注について県の見解を伺う。

⑵、建設工事における最低制限価格を90％以上に引き上げるべきではないか。

⑶、改正建築基準法関連の県経済に与えた影響を伺う。

⑷、改正建築基準法に対する県の取り組みをお伺いいたします。

実は、これから３時45分から休憩に入るということになっているんですけれども、米国連邦議会の下院軍事委員会と知事等が面談しての意見交換につきましては、通告はしておりませんが本会議を休憩してまでこれから行う面談でありますので、極めて重要な面談であると思います。面談後に、その合間にまた知事の方から軍事委員会との面談の概要と結果等についてお聞かせください。この質問につきましては、事前に議事課及び当局にも連絡しておりますので、よろしくお願いします。

○議長（髙嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　赤嶺昇議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず第１に、知事の政治姿勢の中で、３年めどの閉鎖状態の進捗状況いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県としましては、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、同飛行場のヘリ等の運用を極力低減し、３年をめどに危険性の除去、そして騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めているところでございます。

去る１月27日に開催されました「普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム」会合におきまして防衛省から、昨年実施された飛行航跡調査結果などが報告されたところであり、今後とも実務者同士の具体的かつ率直な意見交換や検討が行われる中で、さまざまな方策が示されると考えております。

また、訪米した際にも、アメリカ政府に対し危険性除去策について日米両政府で十分協議するよう求めたところであります。

同じく知事の政治姿勢の中で、待機児童ゼロの進捗状況についての御質問にお答えいたします。

待機児童の解消につきましては、従来の施策とあわせ、沖縄特別振興対策調整費を財源とした基金を活用し、保育所入所待機児童対策特別事業を実施いたして

おります。当該事業は、市町村が認可化することとした認可外保育施設へ助成し、認可化を促進するものであります。

また、国におきましては、保育所の整備促進などを図るため、各都道府県に「安心こども基金」を創設する予定となっております。県では、こうした基金の活用により効果を上げてまいりたいと考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、訪米の成果及び課題について。

今回の訪米では、米国の政権移行時期に、米国政府関係者を初め上院・下院議員等多くの米側の関係者と面談をし沖縄県の実情を訴え、基地問題に関する理解を求めてまいりました。その結果、沖縄の実情に関心を示し理解する旨の発言を引き出せたことは大きな意義があるものと考えております。

私としましては、一回の訪米では沖縄の米軍基地問題が解決するとは無論考えておりません。何度も訪米をし、粘り強く訴え続けていくことが重要であると考えております。

普天間飛行場移設の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場代替施設につきましては、日米両政府が合意した案を基本にしながらも、地元の意向や環境に十分配慮し、可能な限り沖合などへ寄せてほしいということや、普天間飛行場の３年めどの閉鎖状態の実現を政府に求めているところであります。

このような私の主張に政府の理解が進み、実務者レベルで具体的な検討を進めていくためのワーキングチームが設置され、継続的に意見交換が行われているところであります。

次に、同じく政治姿勢の中で、在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定についての御質問にお答えします。

在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定につきましては、日米両政府が在日米軍再編に関する合意を再確認するため締結をしたとのことであります。

県としましては、当該協定の締結により在沖米海兵隊のグアム移転が着実に実施され、県民の基地負担の軽減につながるものであると考えております。

同じく知事の政治姿勢の中で、県立病院の現状に対する見解と対策についての御質問にお答えいたします。

沖縄県の県立病院は、救急、小児、周産期など、一般的に不採算と言われる医療で地域の中核になるほか、高度そして特殊医療や離島・僻地における一般医療の提供等を担い、沖縄県における地域医療の確保に極めて重要な役割を果たしております。

しかしながら、沖縄県の病院事業は平成17年度以降、毎年度30億円以上の経常損失を計上し、平成19年度末で100億円に達する資金不足を抱えるなど、危機的な経営状況にあります。

県立病院が地域で必要とされる医療を安定的かつ継続的に提供していくためには、財務面の健全性を速やかに回復しますとともに、急性期の医療機関として引き続き県民に貢献できる運営体質を構築することが喫緊の課題であると認識いたしております。

このようなことから、平成21年度当初予算案におきましては、病院事業に対する繰出金の増額を盛り込んだものであります。

県立病院の今後のあり方につきましては、現在、沖縄県医療審議会県立病院のあり方検討部会におきまして御審議をいただいているところであります。同検討部会の答申を踏まえ、適切に対応してまいる所存でございます。

次に、土木建築行政に係る御質問の中で、公共事業の速やかな発注についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

国の平成20年度第２次補正予算の成立を受け、沖縄県においても土木建築部関係で約15億7000万円の補正予算を今議会に提案をいたしましたところであります。昨今の厳しい経営環境に直面する建設産業の活性化を図るため、速やかな発注に努めてまいる所存でございます。

また、平成21年度の公共事業予算につきましても、上半期における着実な執行に全力を傾けて取り組んでまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君）　観光商工部長。

〔観光商工部長　仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君）　知事の政治姿勢に関する御質問の中で、完全失業率の全国平均化についてお答えします。

沖縄県では、完全失業率の全国平均化に向けて地域産業の振興を図るとともに、ＩＴ津梁パークの整備や雇用効果の高い企業誘致に積極的に取り組んでおります。

また、観光、情報通信関連企業等のミスマッチフォーラムの開催やマッチング支援事業のほか、キャリア教育の推進などに取り組んでいるところです。

この間、沖縄県の完全失業率は、平成18年の7.7%から平成19年は7.4%と低下しておりましたが、平成20年は世界経済の減速による影響等で前年と同率の

7.4%となっております。

次に、観光客1000万人の誘致についてお答えします。

沖縄県では観光客1000万人の達成に向け、毎年度、入域観光客数の目標値を定めているところであります。平成20年度につきましては外国人の目標22万人を上回る見込みですが、全体の目標620万人については達成が厳しい状況にあります。

このため、沖縄県では３月には首都圏・関西圏での観光誘客イベントや各種メディアを活用した広報宣伝を行うとともに、４月以降においても観光プロモーションや誘客キャンペーンなどを展開し、入域観光客1000万人の達成に向け引き続き努力してまいります。

次に、ペトロブラス社との連携についてお答えします。

ペトロブラス社は、地元へ貢献したいという強い意向を示しており、昨年８月には同社の計らいでリオデジャネイロ州工業連盟幹部に対し、ブラジルにおいて沖縄県の投資環境についてプレゼンテーションを行ったところであります。

同社が予定している設備投資計画については、世界的な金融危機の影響を受けているようでありますが、県としては沖縄県経済への大きな波及効果を期待しているところであります。

今後、同社との意見交換を重ね、投資計画が具体化される中で企業誘致や産業振興等につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　時間の都合もありますので、赤嶺昇君の質問に対する残りの答弁は、休憩後に回したいと思います。

休憩いたします。

午後３時27分休憩

午後５時３分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

休憩前の赤嶺昇君の質問に対する答弁を続行いたします。

福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　知事の政治姿勢についての御質問の中の、認可外保育施設への給食費助成の達成及び進捗状況についてにお答えいたします。

認可外保育施設への給食費助成については、平成20年度からこれまでの牛乳代に加え、新たに米代の助成を開始しました。

厳しい財政状況にはありますが、今後とも引き続き助成を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、福祉・教育行政についての御質問の中の、県単医療費助成制度の見直しについてにお答えいたします。

県単医療費助成制度につきましては、医療費の自然増により事業費が増大しており、県財政が厳しい状況にある中、制度の維持を図る観点から見直しを行うこととといたしました。

しかしながら、この間の経済状況の悪化に伴い県民を取り巻く社会環境が厳しいものとなっていること、また、県議会や関係団体等から見直しの実施に対して厳しい意見が出されたことなどを総合的に勘案し、制度見直しの実施について、当面、延期することとしたものであります。

続きまして、重度心身障害者医療費助成制度についてにお答えいたします。

重度心身障害者医療費助成制度につきましては、現行制度を継続した場合には、毎年度医療費の自然増が見込まれるなど、制度の安定的な運営を確保することが厳しい状況にあります。

県としましては、同制度の安定的な運営確保を図るため、引き続き必要な検討を行っていきたいと考えております。

続きまして、医療費助成事業補助交付要綱の条例化についてにお答えいたします。

医療費助成制度は市町村が実施主体となっております。

県は、同制度を政策的に奨励する趣旨から、事業費の一部について実施主体である市町村に対し補助しているものであり、補助金交付要綱に基づき実施することが適切であると考えております。

続きまして、病児・病後児保育への県負担分の増額についてにお答えいたします。

病児・病後児保育事業につきましては、国において平成20年度から補助基準額の引き上げを行っておりますが、県においては、当該事業執行のため、一定の予算確保に努めたところであります。現下の厳しい財政状況では、県負担分の増額は困難と考えております。

続きまして、発達障害児の課題と取り組みについてにお答えいたします。

発達障害児の支援につきましては、途切れのない支援体制の構築が重要であると考えております。その対策として、県ではモデルとなる圏域支援システムの構築を促進するとともに、受け皿となる障害児等療育支援事業を強化します。また、関係機関の役割を明確にした沖縄県発達障害者支援体制整備計画を策定し、途

切れのない支援を促進してまいります。

続きまして、九州管内の保護観察所の類型認定状況についてにお答えいたします。

那覇保護観察所からの資料によりますと、九州管内の保護観察所における類型認定状況につきましては、平成20年12月末現在、総数で4102人、うち無職者等が1134人、27.6%、問題飲酒が526人、12.8%、暴走族が421人、10.3%、覚せい剤事犯が404人、9.8%の順となっております。

続きまして、大規模学童の実態と対策についてにお答えいたします。

県内では、６市町に18クラブが71名以上の児童を受け入れております。

那覇市、浦添市、うるま市が各５カ所で、市部に多くなっております。また、１クラブ当たりの平均受け入れ児童数は約86人で、最大で164人の児童を受け入れております。

県においては、71人以上の大規模放課後児童クラブの解消を図るため、県教育委員会及び市町村と連携し、学校の余裕教室や児童館等を活用して、適正な人数規模への移行促進を図りたいと考えております。

続きまして、「施設整備費」や「安心こども基金」の活用についてにお答えいたします。

放課後児童クラブの施設整備については、既存の「放課後児童クラブ設置促進事業」や新たに創設される「安心こども基金」の積極的な活用を促進してまいりたいと考えております。

続きまして、障害児受け入れ推進事業費と長時間開設加算についてにお答えいたします。

県においては、放課後児童クラブの障害児受け入れ体制の強化を図るため、平成21年度予算において１クラブ当たり年額68万7000円を国の基準額142万1000円に引き上げることとしております。しかしながら、長時間開設加算については、厳しい財政状況の中で据え置きとしております。

続きまして、県のガイドラインに沿った学童の実態についてにお答えいたします。

県においては、平成19年９月に策定した「沖縄県放課後児童クラブ運営ガイドライン」について、すべての放課後児童クラブに対してその趣旨等について、各市町村を通して周知したところであります。

今後は、本ガイドラインに沿った運営について、各市町村を通して調査等を実施し、運営改善の必要性について把握に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、医療行政についての、県立病院の独立行政法人化について、現場からの反対の意見に対する県の見解と今後の取り組みについてにお答えいたします。

県におきましては、沖縄県医療審議会県立病院のあり方検討部会が取りまとめた「県立病院のあり方に関する基本構想案」の内容を説明するとともに、同基本構想案に対する意見を聴取することを目的として、県立６病院において職員説明会を開催しております。

職員説明会では、地方独立行政法人への移行よりも職員の意識改革、または優秀な経営人材の育成が重要である、公的医療に対する財政負担の抑制や、採算性を過度に重視した経営など、独法化後の制度の運用に不安があるなどの意見がございました。

検討部会においては、多くの委員から、経営形態を変えれば職員の意識が自動的に変わるものではない、職員の意識が変わらなければどのような経営形態でもうまくいかないとの指摘を繰り返し受けております。

このようなことから、県立病院改革を成功に導く上で、職員の意識改革が重要な課題となることは十分認識しております。また、基本構想案には、経営幹部のリーダーシップの強化や、経営企画人材の確保、育成など、人材の育成についても提言が盛り込まれております。

なお、地方独立行政法人への移行は、総合的な組織改革の一環として、病院現場にマネジメントの改善を求めるのであれば、経営環境の変化に対応して、より自律的な経営が行えるよう、業務運営に関連する制度の改革も進める必要があるなどの認識から提案されているものであります。

地方独立行政法人法では、法人が担う救急医療などの公的医療の提供に要する経費については、現在の地方公営企業法と同様に県の財政負担が義務づけられております。しかしながら、検討部会において病院長から、制度の運用に不安があるとの認識が示されたことから、基本構想案には、県の財政負担のあり方について、県立病院の費用負担の実情を考慮した算定方法等を研究するとともに、額の決定に至るプロセス等を含め、可能な限り情報公開を行い、広く県民の合意のもとに県立病院を支える仕組みづくりに努めるべきであるとの提言が盛り込まれております。

今後とも職員の積極的な参加のもとに、県立病院改革を進めることができるよう、職員に対する説明責任に留意し取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　それでは、知事の政治姿勢

についての御質問で、小学校の30人学級の導入についてお答えいたします。

30人学級につきましては、きめ細かな指導により児童一人一人が基本的な生活習慣や社会的規範を身につけ、基礎・基本の学力の定着を図ること等から、義務教育のスタートに当たる小学校１年生で実施しております。

実施に当たっては、加配定数の範囲内で下限25人とし、施設条件面の対応が可能な学校を対象としております。平成21年度につきましては、小学校２年生へ拡大をしてまいります。

今後につきましては、当面、小学校低学年で実施をしていきたいと考えております。

次に、実践外国語教育の導入についてお答えいたします。

文部科学省は、新学習指導要領において国際性豊かな視野の広い人材の育成を目的に、平成23年度から小学校の５、６年生を対象として外国語活動を教育課程に位置づけて実施することとしております。

本県においても沖縄県教育長期計画に基づき、小学校における外国語教育を積極的に推進してまいりました。現在、那覇市、南城市の研究開発学校や浦添市、宜野湾市の英語教育特区においては、先行的に教科として英語教育を実施しております。また、それ以外の小学校は「総合的な学習の時間」等で英語活動を実施しております。

県教育委員会としましては、研究開発学校や英語教育特区等での成果を他の市町村、学校へ普及を図るとともに、小学校英語活動担当者研修や校内研修等を充実させることで全県的に外国語活動のより一層の充実を目指して取り組んでまいります。

次に、福祉・教育行政についての御質問で、特別支援学級についてお答えいたします。

特別支援学級につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」や国の基準等に基づき設置されているところであります。

公立小中学校における特別支援学級は、平成20年５月１日現在で416学級となっており、過去５カ年間で見ますと83学級の増となっております。

次に、県立盲学校を単独校として存続させることについてお答えいたします。

近年の障害の重度・重複化や児童生徒一人一人の教育ニーズに適切に対応するため、平成19年４月に学校教育法が改正施行され、従来の障害種別の盲・聾・養護学校は、複数の障害種に対応した教育を実施することができる特別支援学校制度へと改められました。

県教育委員会としましては、複数の障害種に対応する特別支援学校を整備する場合には、障害種ごとの教育課程や学級編制及び障害の特性に応じた教室等の区分により、専門性の維持及び安全性の確保に努めることを説明しております。

現在、沖縄盲学校の保護者等へ敷地面積なども考慮した校舎配置図等を示し、意見交換を行っておりますが、安全性の確保への懸念が払拭できない場合には、計画の見直しもあり得るものと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の、工事の一時中断についてお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業は、地元からの強い要請に基づき実施しており、沖縄市長も市の経済活性化へつなげるため、現在工事を進めている第Ⅰ区域については推進することを表明しております。また、沖縄市議会でも圧倒的多数で事業の推進を求めております。

県としましては、地元の要請にこたえるため、土地利用計画見直し後、早期に土地利用が図られるよう、国や市と連携を図りながら事業を推進していきたいと考えております。

次に、土木建築行政についての御質問の中の、最低制限価格の引き上げについてお答えします。

最低制限価格は、不良工事の防止等公共工事の適正な施工の確保及び建設業の経営基盤の確保のため、原価割れ受注の防止を図ることを目的として設定されております。

県においては、最低制限価格はいわゆる「公契連モデル」による算出額を基本に、沖縄県財務規則第129条に基づき契約の種類及び金額に応じて設定しており、平成18年４月に５％引き上げ、予定価格の100分の65から100分の85の範囲としたところであります。

また、低価格入札を防止し適正な工事の品質を確保するため、平成19年度から従来の価格のみの競争に技術的な要素を加えた総合評価落札方式を導入するとともに、本年１月から設計金額の事前公表を取りやめたところであります。

さらに、最低制限価格の見直しについては、沖縄県建設業審議会へ諮問することを予定しており、審議の状況や答申を参考にするとともに、公契連モデルの動向を注視してまいりたいと考えております。

続きまして、改正建築基準法による影響についてお

答えします。

建築工事は使用資材の種類や関連業種が多いため、業界や県経済への影響は大きいものがあったと認識しております。

改正建築基準法の施行後、建築確認件数が減少するなど厳しい状況が生じましたが、国が公表している建築動態統計調査によりますと、沖縄県における今年度の全着工建築物の月平均の床面積は例年の103%となっています。

続きまして、改正建築基準法に対する県の取り組みについてお答えします。

県は、改正建築基準法対策として、事前審査の延長、県外構造技術者紹介事業、沖縄県建築設計サポートセンターの設置などの対策を講じてきました。

また、県におきまして、小規模住宅について建築確認の円滑化を図るため、国や沖縄県建築士事務所協会の協力を得て、ことし５月から２年間、構造計算適合性判定を行う予定であります。

以上であります。

○議長（髙嶺善伸君）　総務部長。

〔総務部長　宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君）　知事の政治姿勢についての御質問の中で、天下りの定義と人数についてお答えをいたします。

一般的に天下りとは、官庁の幹部や上位組織の者が退職後、関連企業や団体の高い地位につくことと理解をしております。

なお、県においては、県退職者の公社等外郭団体の常勤役員就任状況について、毎年度１回公表しており、平成20年６月30日現在で公社等外郭団体の常勤役員に就任している県の課長級以上の退職者の数は、６団体で６名となっております。

県の退職者が外郭団体等へ再就職する際には、県は団体からの要請に応じて、県の行政目的、施策推進の観点も踏まえ、実務能力等を総合的に判断して推薦するものでございます。

各団体における人事につきましては、個々の団体における所定の手続のもとに行われるものであり、それぞれの個々人の経験、力量等が評価されて選任されるものと考えております。

次に、平成21年度政府予算案についてお答えをいたします。

平成21年度の内閣府沖縄担当部局予算は、歳出改革の取り組みが進められる中、対前年度比4.1%減の2447億円であり、国の平成20年度第２次補正予算を含めると、ほぼ前年度並みの予算が確保されております。

沖縄ＩＴ津梁パーク整備事業や離島活性化総合支援モデル事業、旧軍飛行場用地に係る地域の振興に必要な経費など、県が要望した多くの事業に必要な予算措置がなされており、本県の振興に配慮がなされた内容となっております。

県といたしましては、内閣府沖縄担当部局と連携を密にしながら、本県の経済振興や雇用の確保など沖縄振興計画の推進に全力で取り組んでまいります。

○議長（髙嶺善伸君）　企画部長。

〔企画部長　上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君）　知事の政治姿勢についての御質問で、沖縄21世紀ビジョン（仮称）の主な内容と今後の策定スケジュールについてお答えいたします。

ビジョンにつきましては、昨年９月に沖縄県振興審議会に諮問するとともに、その下に総合部会を設置し、これまで４回審議を重ねてまいりました。並行して、広く県民の意見、提言を募るとともに、沖縄の将来像について県民相互の議論を深めるため、地域フォーラム等を開催しているところであります。

具体的な内容につきましては、引き続き審議会及び総合部会において議論するとともに、県民意見を集約しながら、本年９月ごろをめどに取りまとめてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（髙嶺善伸君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　知念　清君登壇〕

○病院事業局長（知念　清君）　医療行政についての御質問の中の、県立病院の現状・課題・対策についてお答えします。

県立病院は、多額の累積欠損金を抱えるなど厳しい経営状況にあり、また、看護師等の欠員により一部の病床を休床するなど医療提供体制の面でも課題があります。このため、経営再建計画の着実な実行等を通して、地域において必要な医療を持続的に提供できる体制を築き上げてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（髙嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　休憩お願いします。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午後５時27分休憩

午後５時27分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

○知事（仲井眞弘多君）　赤嶺議員の追加の御質問で

ありますが、アメリカの下院のスケルトン委員長等との面談内容について御報告をいたしますが、また、この県議会の質問・質疑の途中で小一時間、時間をとっていただきまして感謝いたします。

それではお答えいたします。

本日午後４時より米国連邦議会下院軍事委員会のアイク・スケルトン委員長を初めとする10人の下院議員の面談を行いました。

今回の来県目的は、在沖海兵隊のグアム移転について検討するため、沖縄の状況を視察することであるとうかがっております。

スケルトン委員長には、１月の私の訪米の際、機会を見つけて沖縄にぜひ来ていただきたいと申し上げたこともあってでしょうか、委員長の希望により視察日程の時間を割いていただき、面談が実現したものでございます。

面談では委員長等に対し、訪米要請の際、米国政府に要請しました事項、特に事件・事故の減少や、今回また中川議員からもサジェスチョンがありました嘉手納基地の早朝・深夜の騒音など騒音の減少について、米国政府の働きかけ等の協力を強くお願いいたしますとともに意見交換を行いました。

これに対し、スケルトン委員長からは、事件・事故についてはできる限り少なくするよう最大の努力をしたいという御趣旨の御発言がございました。また、新里議員からお預かりしました資料等については、きちっと手渡しました。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　赤嶺　昇君。

〔赤嶺　昇君登壇〕

○赤嶺　　昇君　再質問を行います。

１番の⑴、知事公約の達成及び進捗状況について。

前回も、先ほども言ったんですけれども、これまでの主な公約の達成をどれぐらいのパーセントでできているのかお聞かせください。

それから、普天間基地の３年以内の閉鎖状態について。

知事の答弁は、あたかも進んでいるような答弁なんですけれども、これは公式なテーブルにのっかって議論されているのかもお聞かせください。

認可外保育園の給食費助成について。

これも知事に対してですね。これはもうこの11円でストップなのか、今後上げていくつもりがあるのかないのかお聞かせください。

それから、普天間飛行場の進捗状況について。

メア次期日本部長が沖合修正はないと断言しておりますが、知事の見解をお伺いいたします。

それからグアム移転協定について。

これも先ほど聞いたんですが答弁なかったので、琉球新報で県議会議員のアンケート６割が評価しておりません。これについて、知事の見解をお聞かせください。

県立病院の問題について。

知事は全病院を視察をしてきたのか、まだしていないところがあればお聞かせください。

天下りについて。

課長職以上ということだったんですけれども、さっきこちらの質問はいわゆる定義ということを言っているわけですから、課長職以下の天下りの実態をお聞かせください。

それから厳しい県の財政状況で、県立病院を初めいろいろ厳しい中で、今回新聞報道によりますと総務部長が企業局長に天下ることに対して、一番行財政改革を断行してきた総務部長が天下りをすることに対して知事の見解をお聞かせください。ちなみに、企業局長職の年収と退職金もお聞かせください。

それから、ペトロブラス社の件についてお聞きします。

ブラジルでは、Ｅ３燃料が通常の燃料単価の６割から７割だと言われております。安価で安定的な供給が可能になれば、沖縄経済に大きな効果が得られると思っております。例えば、沖縄電力が安価な燃料を活用できれば電力料金を下げることによって、トヨタなどさまざまな大きな工場の誘致もできるんじゃないかなと思っております。電力料金を下げるという一つの政策の中で、ペトロブラス社さんとうまく連携をとるのも一つの施策じゃないかなと思いますが、これも知事の見解をお聞かせください。

沖縄振興予算2447億円について。

皆さん評価しておりますが、あの沖縄大学院大学建設費に350億円、１年の維持管理費に100億円。今の沖縄は全国の科学技術を引っ張るという予算をみずからの振興費で行う必要があるのでしょうか、私は疑問でございます。ベスト・イン・ザ・ワールドの大学を目指すなら、沖縄の振興費を使うのではなく、文部科学省と科学技術省から拠出するべきだと私は思っております。それについてお聞かせください。

それから、現在の振興策は箱物中心に活用されておりますが、振興法の見直しをぜひとも知事の方から積極的にやっていただいて、この2447億円のうち医療、教育、文化、保育など沖縄が本当に必要としている予算につけられるように提言をするべきじゃないのかな

と思っております。例えば、400億円こういった分野に充てると、100億円は県立病院の医療体制支援に回せば、県民は安心して医療体制が受けられます。100億円を教育と児童福祉に回せば、30人以下学級の実現と、認可外保育園のすべての児童に給食費を支給し、学童保育の指導員の身分も保障し、施設充実を図ることもできるのではないかと。さらに、発達障害の対策もできるんではないかと考えております。さらに、100億円は障害者福祉、高齢者福祉に回し、特に重度心身障害者の皆さんに対して、しっかりと対策を打てば今の県単の問題も多少皆さんの心配することは解消できるんじゃないかなと思っています。

最後に、100億円を中小企業支援や厳しい状況にある土木建築業界を支援することで失業者対策、特に若者の対策に、今言う400億円を例えばそれに使えるように、今の制度でできないというのはわかります。ただ予算がないんだからこの沖縄振興費の予算を、こういうせめて400億円というモデルを使って、確実にこの振興費で県民の生活が変わったという政策をもっと積極的に知事は動くべきだと思いますが、知事の見解をお聞かせください。

福祉についてでございます。

県単医療助成制度の見直しについてなんですけれども、障害者にとって医療は生活そのものであり、非常に厳しいと。先ほど１カ月１施設1000円と言われても、四、五千円かかったりしますので、それは当面じゃなくて今後継続するということも検討するべきだと思いますが、もう一度見解をお聞かせください。

それから、母子医療助成制度。

これは障害児を抱えた母子世帯がなかなか定職につけない現状の中で、子供が二十になるまでは、その医療制度をお母さんは受けられるんですけれども、二十を過ぎるとその制度がないんです。そのお母さん方は、実は子供が小さいころはまだ元気なんです。ところが、二十になるとその障害を持っている子供というのは自立できませんから、そのころから実はこの制度が必要なものですから、こちらで言っている重度心身障害者の医療制度の拡充について、それについて取り上げておりますので、それは検討できないのかお聞かせください。

それから、発達障害の件でございます。

今議会これから与野党問わずみんなこの問題は深刻な問題だと思っております。自民党さんも積極的に視察もしておりますので、一般質問非常に楽しみにしております。この発達障害の取り組みそのものが、これは病院だけの問題じゃない、福祉保健部、教育委員会、すべてが関連するんです。その問題は一体だれが責任を持ってやるのか、知事、お聞かせください。

私はこの発達障害はほうっておくと大変大きな問題になると思っていますから、具体的に知事が先頭にならなければこれは絶対解決できないと思っておりますが、知事の見解をお聞かせください。

それから、例えば特別支援学級についてふやすべきだと言っているんですけれども、今その設置をしてほしいという、県内にある各学校に設置要望数と設置数をお聞かせください。

県立盲学校についてでございますけれども、教育長がきのう答弁をしているんですけれども、保護者の意見をしっかり聞いて尊重していく考えがあるのか、お聞かせください。

学童保育なんですけれども、長時間開設加算が財源が厳しいということでできないということなんですけれども、これをやることで財政はどれぐらい必要なのか。どうしても途中からでもこれは検討するべきだと思いますが、お聞かせください。

それから、「安心こども基金」と「施設整備費」、これはもう既に期限がありますから、これはおくれていると私は思っているんですね。それについても具体的なスケジュールをお聞かせください。

医療行政の７対１看護についてなんですけれども、例えば７対１看護を今まで皆さん独立行政法人化ということを言っているんですけれども、先に過重負担を緩和するという意味で、７対１看護をするべきだと私は思っております。その７対１看護をした場合の積算をお聞かせください。

建築業界についてなんですけれども、建設業協会から公共工事における手続の迅速化並びに最低価格の引き上げについての要請が来ておりますが、知事の見解をお聞かせください。さらに、他府県では最低制限価格を引き上げた事例があれば具体的に示してください。

先ほどの答弁で建設業審議会で検討するとしておりますが、この建設業審議会そのものが私はおくれていると思っております。

部長は、年内と言っていたのがこの年度内でまだ審議委員も決まっていない。皆さんのこのスピードと業界のスピードは全然違います。皆さん方がこのペースでやると倒産するんです、企業は、その土木建築業界は。そこには若い労働者がたくさんおります。我々青年会活動もやっておりますので、そこで働いている若者が、家庭を持っている彼らが路頭に迷うことがあったら一体だれが責任を持つのか。ですから、今回のこ

の問題はどうしても大事だと思っておりますので、この建設業審議会に諮るとかというそういう次元で議論をされても困るんです。ですから、以前からこれは業界の皆さんから知事にも直接言っておりますので、知事このあたりについて、この90%以上にするということをしっかりと明言できないかどうかお聞かせください。

最後に、建築確認基準について。

これは５月末でやると言っておりますね。これはさっき聞いたら、建築士事務所協会の総会が５月と。皆さん、こんな厳しい中で５月の総会まで待っていられません。臨時総会を開いてでも先にそれを決めてもらって、定款を変えて動くぐらいのものにしていかなければ、これもスピードが求められております。そのあたりについて業界の皆さんとしっかりと手を結んでやってもらいたい。

それから構造計算ソフトの費用が約400万円かかると、高いと言われております。これも県が中心になりますから、400万円の捻出を検討するべきだと思いますが、お聞かせください。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午後５時42分休憩

午後５時51分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　赤嶺昇議員の巨大な、たくさんの質問に、とりあえず半分私の方でお答えいたします。

まず第１に、知事公約の進捗度はどうか、パーセンテージであらわせという点につきましては、私は一つ一つ全部前へ進んでいるとは思っております。しかし、現在パーセンテージであらわせる、パーセンテージで表現するようなチェックはしておりません。ですが、一つ一つ前へ進んでいると確信いたしております。

それから２番目の、３年めどの閉鎖状態について公式の場に上っているかというお話ですが、６大臣でやっています協議会のもとでワーキングチームというのをつくって、これで普天間基地の閉鎖状態、そしてその目的でもある危険性の除去、そして騒音の軽減というやり方、どういうものがあり得るか、いろんなものを今出し合って検討していることですから、私はのっていると思っております。

それから３番目の、認可外保育施設の今後についてですが、確かに今、予算的にかなりきつい面があって、正直申し上げて全部が全部きちっとやれるかどうかは毎年毎年の予算の状況を踏まえて前へ前へ進めていければと思っております。

それから４番目の、メア氏がだめだと言っているのでだめなのではないかというお話だと思うんですが、メアさんというのは一人の外交官、この人が基地の位置を決める権限を持っているとは私、ゆめ思っておりません。ですから個人の意見を言っていることだろうと思っております。

それから、次にグアムへの移転について、みんな評価していないと思うけれどもどうかという趣旨の、特に議員の先生方もそうじゃないかという御質問だったと思うんですが、私は何度か答弁していますが、沖縄における基地の負担の軽減につながっている、役に立つと考えておりますので、ぜひとも御理解を賜りたいと思っております。

それから６番目、県立病院でまだ行ってないところはどこかという話ですが、宮古・石垣は行ってまいりましたし、南部医療センターも参りました。中部病院も先日行って、まだ行ってないのは精和病院と北部病院です。しかし、これは無論近々訪ねていろんな意見交換しようと思いますが、何度でも行こうと思っております。これは別に１回行ったからどうとか２回行ったからどうではなくて、確実にいい形で地域医療が実現できる、そして財政のきつさもちゃんと乗り越えてやっていける状態を見出すため、みんなで一緒にやろうという話ですから、これは何度でも私、参ろうと思っております。

それから、企業局長の件は副知事から答弁させていただきますが、ペトロブラスの点ですが、おっしゃったようにこれはいい御提案です。まだ具体的な事業が今の旧リファイナリーのあるあの会社の株を持って、これから展開していくと思われます。油系のものもあろうかと思いますし、さらにおっしゃる植物系の燃料に近いものも出てくるかと思います。そういう意味ではおっしゃった、私も世話になっていました沖縄電力の燃料に非常に問題があるものですから、役に立つことがあり得ると思います。ですからこういうものはちゃんとペトロブラスとよく連絡を取り合って、県内のエネルギーの自給確保に役に立てるように、当然県としても――いろんな支援といいますか、つなぎといいますか――やってまいりたいと考えております。議員ももし何かございましたら、御提案をどんどんいただければと思っております。

それから、県単医療費のタイトな部分で、この間、朝令暮改と言われましたけれども、乳幼児医療の制度

にしても、当面は続けていろんな御意見を伺いながら展開を考えていきたいというのが今の答えになります。ですから、末永くずっとやりたいと、こうお答えしたいんですが、ちょっとやはり財政の現状はきちっとチェックさせてください。そういうことでいろんな御意見を賜りながら展開ができるか、どこかでまたちょっとした御負担をいただけるか、必要かは判断させていただきたいと思います。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　仲里副知事。

〔副知事　仲里全輝君登壇〕

○副知事（仲里全輝君）　赤嶺議員の天下りといいますか、天上がりといいますか、の御質問にお答えをいたします。

県の関係団体等に課長以下の方々が退職後常勤役員等に就任している状況については、把握しておりません。

課長以上については、先ほど答弁したとおりでございます。

企業管理者である企業局長の年収は、約1000万円程度となっておりまして、部長クラスの平均的な年収とほぼ同じでございます。

退職金は、仮に２年いたとしますと四、五百万円程度になると、こういうことでございます。

それから、総務部長歴任者が続いている、今後も続くのかという趣旨の御質問にお答えいたします。

企業管理者である企業局長につきましては、御案内のとおり地方公営企業法に基づきまして知事が適任者を任命することになっております。知事は、企業局長の任命に当たりましては、企業局設置の目的にかなうよう、企業局の管理者としてふさわしいかどうか、そういう人物、識見等を評価して選任しております。

御案内のことと思いますが、マスコミにおきましても、銀行関係におきましても、大手の企業におきましても、グループ企業とは人事の交流がございます。そういうことで人事のローテーションがうまくいくと、県の人事が滞りなくうまくいくような確保がなされているわけですね。天下りとか天上がりとかが悪いとかどうのこうのという御評価ではなくて、適材適所に配置されているかどうか、そういう面から御評価・御判断を賜りますようにお願いいたします。

○議長（髙嶺善伸君）　企画部長。

〔企画部長　上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君）　沖縄科学技術大学院大学の予算のあり方及び沖縄振興予算の見直しについて一括してお答えいたします。

沖縄科学技術大学院大学は、世界の科学技術の発展に寄与するとともに、沖縄をアジア・太平洋地域の先端的頭脳集積地域として発展させ、その経済的自立を図るということを目的に、現在準備が進められております。

このように、本県の産業振興も目指していることに加えまして、同構想の基本コンセプトが柔軟な組織運営や、あるいはその講義や会議を英語で行い、教授・学生の半数を外国人とするなど、従来の文部科学省が所管している学校教育法上の大学とは異なるスタンスで検討が進められていることから、内閣府沖縄担当部局が所管する予算で措置されているものと考えております。

次に、沖縄振興予算の見直しについてでありますけれども、地方分権改革あるいは道州制導入などを背景に、地域の自由度を高めていくという財政措置が今後拡充するという流れはもう加速しております。そういうことを背景にしまして、沖縄県の振興予算の見直しに当たりましても、言われましたように福祉、教育とかのようなソフト面も含めて自由度を高めた、いきなり一般財源というわけにはいきませんけれども、例えば一括交付金のようなそういうものの制度のあり方について、現在総点検を行っておりますので、その中で積極的に検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（髙嶺善伸君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　再質問にお答えします。

まず１点は、建設業協会から２点の要請がございます。１点目は、速やかな発注と最低制限価格の90%引き上げの２点でございます。

まず、速やかな発注の件でございますが、私ども土木建築部の関係の予算で、実は今議会に第２次補正予算を提案しております。

建設産業は大変厳しい状況にあることから、その活性化を図るためにも速やかな発注に努めてまいりたいと思います。特に21年度の公共工事の予算もあるわけでございますので、今回の補正、それから11月の第１次の補正等々で、それから21年度予算ということで切れ目のない発注が今回できるものだというふうに思っております。

それから最低制限価格の見直しでございますが、先ほど答弁させていただいたように、沖縄県建設業審議会に諮問をすることを予定しておりますので、審議の

状況、それから答申を参考にさせていただきたいというふうに思っております。

それから、最低制限価格85%以上の他県の状況があるかという御質問でございます。

長崎県が２月１日から３分の２から90%の範囲で試行をしているというふうに聞いております。

次に、沖縄県建設業審議会の状況でございますが、それにつきましては3月に開催を予定をしております。

それから、沖縄県建築士事務所協会の総会は５月ということで、臨時総会でも開けないかという御質問でございますが、私ども県の方では沖縄県建築士事務所協会に前倒しの総会ができないかどうかということで働きかけをしているところでございます。

それからもう１点、最後に先行投資でございますが、構造計算のソフトの話がございましたけれども、県としても可能な限り支援をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　発達障害者支援についての再質問にお答えいたします。

発達障害者支援体制につきましては、当部が準備委員会を今現在立ち上げておりまして、支援計画、それから支援体制の整備等について有識者から意見等を聴取することにしております。

支援にかかわります医療、保健、教育、労働、当事者等８名の委員で構成いたしまして、総合的な支援を推進していこうということになっております。

本年度は、21年度からの支援の方向性及び体制整備について委員会から意見を聴取することとしております。

続きまして、学童保育の長時間加算につきましては、今、国基準を参考にいたしますと2078万8000円、県負担分は1394万円が必要となっております。

それから続きまして、「安心こども基金」のスケジュールにつきましては、今現在基金条例を上程しておりまして、議会に提案しておりますけれども、事務的には市町村と協議をしている状況にございます。

まず第１の大きな視点は、大規模学童クラブの分割、次年度は８カ所程度を一応予定をしております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　知念　清君登壇〕

○病院事業局長（知念　清君）　７対１看護配置体制を導入した場合の試算についてにお答えします。

まず、精和病院を除く５つの急性期病院の看護師、現在10対１でございますけれども、これを７対１看護配置にするためには、看護師の数が270人必要であります。その収益を平成18年度採用者――いわゆる新卒採用者というわけですけれども――その平均給与で試算いたしますと、収益は約1200万円のマイナスとなります。また、全看護師の平均給与で試算いたしますと、約７億9200万円のマイナスになります。

７対１看護配置の導入に当たっては、県立病院事業を取り巻く経営環境に与える影響等を踏まえて慎重に検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（髙嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　それでは再質問にお答えをいたします。

まず、特別支援学級の要望数と設置数はどれぐらいあるのかということにお答えをいたします。

公立小中学校の特別支援学級につきましては、466学級の申請がありまして、市町村教育委員会との協議により、平成20年５月１日現在で416学級を設置しているところでございます。

次に、沖縄盲学校の保護者の意見を聞いて尊重する考えはあるのかという御質問にお答えをいたします。

県教育委員会といたしましては、安全性や専門性の確保についての具体策を示し、保護者等と十分な意見交換を今後ともしっかり行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　赤嶺　昇君。

〔赤嶺　昇君登壇〕

○赤嶺　　昇君　答弁漏れから先にちょっと答弁してもらいたいんですけれども、発達障害は知事がリーダーシップを持たないとなかなかこれは対応できないよという話をさせてもらいましたので、教育委員会も、それから病院、福祉保健部もやっているんですけれども、どこかでそういう窓口をしっかりつくって対応していかないとなかなか対応できないと思っておりますので、お答えください。

それから、知事の普天間基地の３年以内の閉鎖状態は、私がなぜこれにこだわるかというと、ことしの11月でもう３年目なんです。それがめどになってきますので、もうそろそろ具体的に動いていかないと、今回訪米をしたときに要請をしたということなんですけれども、先ほどの答弁は、公式なテーブルにのっている

と思っているという答弁なんですね。私はのっているか、のっていないかをまず知りたいんです。のっていないんだったらのせなければならないんです。そこをもう一回明確に答えていただかないと、今後、我々が議論する中で、何となく要望はしたけれども、11月になってできなかったという話にはならないんです。我々は、ここはしっかり議会のチェック機能として果たしていくという意味では、これは公式にのっているかのっていないのか、そこはお答えください。

副知事、一生懸命天下り、天上がりとわざわざ皮肉まで言っているんですけれども、国ではちょうど公務員の天下りについて非常に議論になっているんですよ。よくこういう場で、我々正式な議会の場で天上がりという言葉を使って、半分ばかにしたような言い方をしているんですけれども、少なくとも我々は真剣にここで議論している中でそういう表現は果たしていいかどうか。私は、少なからずみんなそれぞれ選挙で来ている中でそれを言うことが果たしていいかどうか。私は個人的にはいかがなものかなと思っております。わざわざそういうことを言う、知事も巨大な質問という言い方をする。それは皆さん、どういう私見でそれを言っているのかわからないんですけれども、私たちがここで、きょう傍聴で皆さん待っているんですよ。県民の生活で確かに議員の皆さんには非常に時間をかけさせてもらっているんですけれども、一生懸命調べて、当局から来た皆さんにはある程度親切に言っているつもりなんです。それを皆さんがそういう言い方をするというのはいかがかなということで一応指摘しておきます。

この天下りについて、総務部長は行革を断行して職員みんなに言っているんですよ。もう予算はないよと。福祉保健部長はかわいそうですよ。もう予算がない中でしょっちゅう怒られているんです。その中で総務部長が天下り、これは総務部長とか企業局長の個人攻撃になってしまうからちゅうちょはするんですけれども、しかし天下りなんですよ。それがそこにいて２年間で500万の退職金をもらうというのは、先ほども1000円の県単医療で予算はないと言いながら、２年間で五、六百万円退職金があるんだったら、私はこれは県民の皆さんに諮ったらいいと思うんですよ。私の認識がおかしいのか、皆さんはそれなりの職種だからそれが妥当なのか。私は企業局の職員にも聞きましたよ。皆さんは本当に総務部から来ないと能力ないのと言ったら、彼らは堂々と言えないんですけれども、実は自分たちも十分やっていけるという声もあるんです。もうそろそろそういうところも見直す時期に来ていると思いますが、今度は知事の方でお答えください。

沖縄振興予算については、ぜひ企画部長、柔軟にこれは県民が求めるものを、そういう枠だから使えないんじゃなくて、精力的にこれをやっていただくということですので、頑張っていただきたいということをお願い申し上げたいと思っております。

改めて聞きたいんですけれども、建築の最低価格について、知事御自身は90%以上にする考えはあるのかお聞かせください。いや、全くないよと、公契連に従ってしかやらないのか、そこを具体的に知事の本音を聞きたい。知事がやる気がないんだったら、業界もやり方が変わるんですよ。だからやる気があるのかないのか、まずお聞かせください。公契連に基づくのか。長崎はもうやっていますから。

皆さんいろんな資料を見ると、佐賀とか宮崎とか、もう必死でやっていますよ。今回、長崎もやっている中で、なぜ県がこれをもっと真剣になって、公契連にこだわるのか。独自でもそれをやるか、やらないのか、ここを私はお聞きしたい。

改正建築法については、あれはぜひとも前倒し、２月か３月までに臨時総会を開いてもらって、少しでも早く仕事をこなしていけるように部長も頑張ってもらって、そしてソフト400万ではあるんですけれども、やはり県がそこを前向きにということがありましたので、頑張っていただきたいと思います。

もう一度知事、先ほどのいわゆる建築最低価格について、御自身の口からできればお聞かせください。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午後６時17分休憩

午後６時19分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　赤嶺議員の再々質問にお答えしたいと思います。

まず第１に、最低制限価格についてイエスかノーかという設問には、こういうものというのは非常に答えにくいんですよね。ですから私は恐縮ですが、そういう答えよりもそういうことにイエス・オア・ノーという答えじゃないんですよ。我々も当然これは業界が今大変苦しんでいるというのはよくわかります。だけど、独禁法違反事件をやり、いろんな県との契約関係もある中で、我々はどうやって土木建築の皆さんを救いながらいけるかということを苦心惨たんやっているのであって、これは議員と一緒ですよ。最低制限価格

についてもいろんな考え方があるでしょう。ですからこれは当然のこととして審議会にかけて、もし上げることがいいことであれば上げるし、それはいろんな議論を踏まえてやろうということですから、早くやれというような催促はいかがなものかと思います。ただし、これは上げることを含めて議論を踏まえてやれるものはやる、結論が出たらやるということです。

それからもう一つは、３年めどの閉鎖状態をどうするか、無論これは公式の協議会の中に置かれているワーキングチームでこれは今研究をしているわけです。

その他の御質問については、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　仲里副知事。

〔副知事　仲里全輝君登壇〕

○副知事（仲里全輝君）　天上がりについての発言について誤解を与えているようでありますが、私自体が部局長を歴任をして、そして議会の同意を得て副知事になっているわけです。私は天下りでしょうか。

それから、部長は一般職なんです。企業管理者は特別職なんです。知事が適任者から任命することになっておりますね。だから、部長よりは企業局長は格は上なんです。こういう場合にも天下りというのかなと、これはどう言ったらいいのかなと、こういう意味でありまして、そこらあたりは適切を欠いているんであれば御了承をお願い申し上げたい。

それから退職手当なんですけれども、御案内のとおり、「沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例」、この規定によりまして特別職の退職手当等は支給されるわけなんですね。この支給の基準につきましては、ほとんどの都道府県が横並びの状況で、沖縄県が特に多いわけではないと、こういうふうに御理解を賜りたいと、こう思います。

以上です。

○議長（髙嶺善伸君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　発達障害者支援体制についての再質問の中で、私の方の回答としましては、支援体制整備計画を策定するというふうにお答えいたしました。その策定の中身なんですけれども、これをつくるために医療機関、それから保育所、それから学校に関しましては教育庁も一緒にやっておりますので教育庁も含めた形でやるんですけれども、途切れのない支援体制の構築が重要であるということで、小児から、それから学校までこの体制がどうあるべきかをきちっとアンケートをとりながらやっているというところでございます。

また、そのアンケートの中で保育所とか希望がありましたこと、必要なこと、何が必要かということを問いましたら、やはり研修体制だとか、それから巡回指導だとかそういう回答を得ております。ですから、県としましては、その研修の実施計画だとか、それからどのレベルでやっていくかとか、そういうことを今後つくっていきたいというふうに考えております。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午後６時25分休憩

午後６時25分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

赤嶺　昇君。

〔赤嶺　昇君登壇〕

○赤嶺　　昇君　知事、最低制限価格についてはなかなか申し上げられないということを言っているんですけれども、この要請の中に、名護市が88％まで上げているんですよ。それから長崎県もやっている。だから私が言っているのは、申し上げにくいという知事はそういう判断かもしれません。しかしそういう事例もある中で、事例が全くないわけじゃない。県内の名護市でもやっている。そういった現状の中で知事は審議会ということを言っているんですけれども、私がなぜ審議会の指摘をするかというと、審議会自体がおくれているという認識があるものだから、じゃ、そこを急がすべきじゃないかと。それを待つ時間はないものですから、もう一度この審議会、いつまでにそれを設置して、それをいつまでに決断を出すのか、それをお答えください。

○議長（髙嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　赤嶺議員の再々々質問にお答えいたしますが、今の最低制限価格は、おっしゃるように上げた方がいいという業界からのいろんなお話があることは私も重々知っております。ですから、急げ急げという気持ちもわからぬではありませんけれども、こういうものはきちっと審議会を経て３月じゅうにはスタートするそうです。ですからそれを経てきちっとその審議の過程も踏まえてやった方がいいと私は思うんです。ですから、前申し上げたとおりのお答えでございます。

ただし、私もたしかこれは急いで結論を出して産業界のために役に立つ結論が出ることを期待は無論しております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　以上をもって代表質問は終わ

りました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、23日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後６時28分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　髙　嶺　善　伸

会議録署名議員　奥　平　一　夫

会議録署名議員　吉　田　勝　廣

# 平成21年２月23日

平成21年
第　3　回

# 沖縄県議会（定例会）会議録

# （第　6　号）

# 平成21年 第３回　沖縄県議会（定例会）会議録（第６号）

平成21年２月23日（月曜日）午前10時１分開議

議　　事　　日　　程　第６号

平成21年２月23日（月曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　甲第１号議案から甲第29号議案まで及び乙第１号議案から乙第40号議案まで（質疑）

――――――――――――――――――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　甲第１号議案から甲第29号議案まで及び乙第１号議案から乙第40号議案まで

甲第１号議案　平成21年度沖縄県一般会計予算

甲第２号議案　平成21年度沖縄県農業改良資金特別会計予算

甲第３号議案　平成21年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

甲第４号議案　平成21年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算

甲第５号議案　平成21年度沖縄県下地島空港特別会計予算

甲第６号議案　平成21年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計予算

甲第７号議案　平成21年度沖縄県下水道事業特別会計予算

甲第８号議案　平成21年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算

甲第９号議案　平成21年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算

甲第10号議案　平成21年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算

甲第11号議案　平成21年度沖縄県林業改善資金特別会計予算

甲第12号議案　平成21年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算

甲第13号議案　平成21年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算

甲第14号議案　平成21年度沖縄県自由貿易地域特別会計予算

甲第15号議案　平成21年度沖縄県産業振興基金特別会計予算

甲第16号議案　平成21年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算

甲第17号議案　平成21年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算

甲第18号議案　平成21年度沖縄県駐車場事業特別会計予算

甲第19号議案　平成21年度沖縄県公共用地先行取得事業特別会計予算

甲第20号議案　平成21年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算

甲第21号議案　平成21年度沖縄県病院事業会計予算

甲第22号議案　平成21年度沖縄県水道事業会計予算

甲第23号議案　平成21年度沖縄県工業用水道事業会計予算

甲第24号議案　平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第３号）

甲第25号議案　平成20年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第１号）

甲第26号議案　平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）

甲第27号議案　平成20年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）

甲第28号議案　平成20年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）

甲第29号議案　平成20年度沖縄県水道事業会計補正予算（第１号）

乙第１号議案　沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条列
乙第５号議案　沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　沖縄県統計調査条例
乙第９号議案　沖縄県消費者行政活性化基金条例
乙第10号議案　沖縄県安心こども基金条例
乙第11号議案　沖縄県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例
乙第12号議案　沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県妊婦健康診査支援基金条例
乙第14号議案　沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第15号議案　沖縄県企業立地促進条例の一部を改正する条例
乙第16号議案　沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例
乙第17号議案　沖縄県雇用再生特別事業基金条例
乙第18号議案　沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例
乙第19号議案　沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第20号議案　沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例
乙第21号議案　沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第22号議案　沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第23号議案　沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例
乙第24号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第25号議案　沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
乙第26号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第27号議案　土地の処分について
乙第28号議案　訴えの提起について
乙第29号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第30号議案　全国自治宝くじ事務協議会への岡山市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更について
乙第31号議案　西日本宝くじ事務協議会への岡山市の加入及びこれに伴う西日本宝くじ事務協議会規約の一部の変更について
乙第32号議案　第４次沖縄県国土利用計画（案）について
乙第33号議案　沖縄県離島医療組合規約の一部変更について
乙第34号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について
乙第35号議案　指定管理者の指定について
乙第36号議案　指定管理者の指定について
乙第37号議案　指定管理者の指定について
乙第38号議案　指定管理者の指定について
乙第39号議案　公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第40号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

出　席　議　員（47名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議長 | 髙嶺善伸君 | 25番 | 新垣良俊君 |
| 副議長 | 玉城義和君 | 26番 | 仲田弘毅君 |
| 1番 | 上原章君 | 27番 | 照屋守之君 |
| 2番 | 島袋大君 | 28番 | 辻野ヒロ子さん |
| 3番 | 中川京貴君 | 29番 | 嶺井光君 |
| 4番 | 桑江朝千夫君 | 30番 | 當間盛夫君 |
| 5番 | 平良昭一君 | 31番 | 当銘勝雄君 |
| 6番 | 仲村未央さん | 32番 | 渡嘉敷喜代子さん |
| 7番 | 照屋大河君 | 33番 | 前田政明君 |
| 8番 | 渡久地修君 | 34番 | 玉城ノブ子さん |
| 9番 | 上里直司君 | 35番 | 赤嶺昇君 |
| 10番 | 瑞慶覧功君 | 36番 | 比嘉京子さん |
| 11番 | 奥平一夫君 | 37番 | 金城勉君 |
| 12番 | 吉田勝廣君 | 38番 | 糸洲朝則君 |
| 13番 | 當山眞市君 | 39番 | 翁長政俊君 |
| 15番 | 座喜味一幸君 | 40番 | 浦崎唯昭君 |
| 16番 | 佐喜真淳君 | 41番 | 池間淳君 |
| 17番 | 玉城満君 | 42番 | 新垣哲司君 |
| 18番 | 仲宗根悟君 | 43番 | 具志孝助君 |
| 19番 | 崎山嗣幸君 | 45番 | 新里米吉君 |
| 20番 | 西銘純恵さん | 46番 | 嘉陽宗儀君 |
| 21番 | 山内末子さん | 47番 | 新垣安弘君 |
| 22番 | 新垣清涼君 | 48番 | 大城一馬君 |
| 24番 | 前島明男君 | | |

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――

欠席議員（1名）

| | |
|---|---|
| 14番 | 吉元義彦君 |

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――

説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 知事 | 仲井眞弘多君 | 知事公室秘書広報統括監 | 上運天昂君 |
| 副知事 | 仲里全輝君 | 総務部財政統括監 | 名渡山司君 |
| 副知事 | 安里カツ子さん | 教育委員会委員長 | 比嘉梨香さん |
| 知事公室長 | 上原昭君 | 教育長 | 仲村守和君 |
| 総務部長 | 宮城嗣三君 | 公安委員会委員 | 翁長良盛君 |
| 企画部長 | 上原良幸君 | 警察本部長 | 得津八郎君 |
| 文化環境部長 | 知念建次君 | 労働委員会公益委員 | 矢野昌浩君 |
| 福祉保健部長 | 伊波輝美さん | 人事委員会事務局長 | 伊礼幸進君 |
| 農林水産部長 | 護得久友子さん | 代表監査委員 | 又吉春三君 |
| 観光商工部長 | 仲田秀光君 | | |
| 土木建築部長 | 漢那政弘君 | | |
| 企業局長 | 花城順孝君 | | |
| 病院事業局長 | 知念清君 | | |
| 会計管理者 | 福治嗣夫君 | | |

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 長嶺伸明君 | 次長 | 遊佐信雄君 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議事課長 | 嘉陽安昭君 | 主査 | 中村守君 |
| 課長補佐 | 平田善則君 | 主査 | 佐久田隆君 |

○議長（髙嶺善伸君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１及び日程第２を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第１号議案から甲第29号議案まで及び乙第１号議案から乙第40号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城　義和君　おはようございます。

最初に、質問通告はいたしておりませんけれども、けさの琉球新報によりますと、麻生総理が７日に来県と報じられております。大変重要なことでございますので、事務局並びに議事課には連絡をしてございますので、質問をお許しをいただきたいと存じます。

１つ、来県の主たる目的は何ですか。２番、首相に対してどのような要請をされるか。またグアム移転協定については説明を求めますか。

それでは、通告に従って１番、知事の現状認識と基本姿勢について。

今日の金融危機や大量失業、各国におけるすさまじい貧富の格差等々は、特に1991年以降顕著になったグローバル資本主義、新自由主義によってもたらされたとの指摘がなされております。規制緩和や改革なくして成長なしということが今日の日本社会をずたずたにしたということは既に多くの国民のほぼ共通した認識であります。知事の基本認識をお伺いをいたします。

知事訪米についてでございます。

⑴、要請先はどのようなところか。

⑵番、成果はどうか。

３番、沖縄振興計画について。

⑴、平成23年度まで残り３年となった振計の達成状況はどうか。

⑵番、具体的成果はどのようなものがあるか。

⑶番、施策の目標達成が困難と思われるものについては障害は何と考えるか。

４番、沖縄21世紀ビジョンについて。

20年後のあるべき沖縄像について作成し、平成21年９月までに公表となっております。県のビジョン作成に関して、問題意識は少子・高齢化や地方分権、道州制など７項目が挙げられております。

⑴、2030年時点での沖縄における米軍基地の存在をどのように位置づけるか。すなわち米軍基地を前提に考えるのか、それとも米軍基地の撤去を前提にするかはビジョンの基本を規定するものだと考えます。見解を伺います。

⑵番、県土の有効利用、人口の再配置、交通混雑の解消、環境問題等々の観点から、沖縄本島縦断鉄道の導入は必要不可欠と考えるがいかがですか。

⑶番、道州制議論では沖縄単独州論が政府の沖縄への米軍基地押し込めの格好の策となり、半永久的に基地が固定化されることは十分に想定されます。この米軍基地問題と単独州の関係を含めて県の見解を伺います。

⑷番、21世紀ビジョンが学者の論文に終わらぬよう深遠な哲学に裏打ちされた現実的な施策を打ち出し、課題解決につながるように強力な政治力を結集する必要があります。知事の御決意を承ります。

５番、予算編成・財政について。

⑴、21年度予算において270億円の収支不足があり、23年度までに約1300億が不足すると言われております。県は財政健全化に向けて具体的にどう対処するのか。

⑵番、予算編成について、削減してはいけないもの、また無駄として合理化すべきものの仕分けが必要であります。集中と選択はどのようになされたか、具体的に示されたし。

６番、基地問題について。

⑴、普天間移設について。

ア、知事の主張する辺野古基地建設について、可能な限り沖合へ移動するということについて日米両政府の対応はどうなっているか。

イ、これまでの県の答弁では、現在の状況の中では沖合移動距離は最大限55.5メートルぐらいというのが明らかになっております。これ以上だと環境アセスをやり直す必要が生じます。55メートルの移動で環境などに配慮されたと言えるかどうか、その辺はちょっとはっきりしておりませんので、今議会でひとつわかるように説明をしてください。

ウ、環境アセスをやり直すということも考えているのか。

エ、グアム移転協定についての県の見解を伺います。

オ、グアム移転協定について中曽根外務大臣は、しかるべき段階が来たら県にも伝えると発言しておりま

すが、国から何か説明はありましたか。

カ、同問題で政府に対して何らかの働きかけをしたか。

キ、現行のＶ字案でも住民上空を飛ぶということを県も認めている。そもそもＶ字案そのものの意味がなくなったのではないかと考えるがどうか。

⑵番、高江におけるヘリパッド建設について。

沖縄防衛局は昨年11月25日、座り込みをしている住民を相手に妨害禁止仮処分の申し立てを行った。妨害行為の中身や対象者が不明確なことなど運動弾圧の側面が強いと思われますが、県の見解はいかがか。

７番、雇用問題について。

⑴、知事就任以来、雇用状況は改善されたか。

⑵番、知事公約の失業率本土並みの達成の見通しと、そのための戦略、方策を示されたし。

⑶番、県外製造業などの雇いどめによって県内の雇用情勢はどうなるか。

⑷番、離職者支援資金など生活福祉資金貸付事業について、貸付実績が低いと報じられております。実績はどうなっているか、県としてはまた改善に向けてどういう取り組みをなさっているか。

８番、県立病院の充実について。

県の進めている県立病院の独立法人化について、多くの県民から不信感、不安感が寄せられております。十分な県民的論議を経ないままの拙速であると思います。

⑴番、県立病院のあり方検討部会において、県立病院の地域医療の果たす役割、あり方について十分な議論があったか。

⑵番、県の主催したあり方に関する基本構想説明会についてどのように広報したか。

ア、何のために開催したか。

イ、何名集まったか。

ウ、どのような意見が出たか。

エ、どのような意義があったか。

⑶番、福祉保健部長が県立病院だけが予算増額するのはほかの事業に失礼と発言したと言われております。真意を伺います。

９番、教育の振興について。

教育委員会の地域での開催については、大変私は結構なことだと考えておりますし、私も従前からそのことを主張してきたわけであります。同時に、地域に開かれたものにするためには各地域で住民や父兄の意見を聞く場をつくるべきと考えますが、いかがでございましょうか。

教員の採用試験の年齢制限を廃止すべきと考えます。いかがでしょうか。

教員の採用については、一定程度の割合――私は３割ぐらいと考えておりますが――を他の職業経験者から採ることを検討したらどうか。広い職業観を持った教師を配置する必要があるとこういうことであります。

⑷番、小学校への英語教育の導入についてはどのようになっているか。

ア、準備体制。

イ、教員などの受け入れ体制。

沖縄愛楽園の将来構想について。

関係者によって論議が始められておりますが、愛楽園の入園者も平均年齢79歳――宮古南静園もそうですが――高齢化をしております。入園者の不安と同時に、この施設の将来のあり方について早急な対応が求められております。県のはっきりした考え方をお示しをいただきたいと思います。

泡瀬埋め立てについて。

泡瀬埋立事業については、那覇地裁が昨年11月に経済的合理性に欠けるとし、新たな公金の差しとめを命じたが、県はこれを無視している。直ちに工事を中止すべきではないかと思います。明確な御答弁をお願い申し上げます。

○議長（髙嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　おはようございます。

玉城義和議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第１に、知事の政治姿勢の中で、きょうの追加といいますか麻生総理の来県についての御質問がありましたが、これは新聞報道で、私きょう見ましたが、全くうかがっておりません。

次に、知事の現状認識と基本姿勢という中で、規制緩和に関する認識についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

規制緩和などのいわゆる構造改革は、内外の大きな経済社会の変動に対応すべく進められ、この間の景気拡大や失業率の低下などの効果をもたらしたものの、一方で全国的な格差の拡大などの問題点があるものと認識をいたしております。

県としましては、これまで以上に産業の振興による雇用の創出、そして確保に努めますとともに、健康福祉社会の実現など県民生活の安定が図られるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、訪米に関する御質問の中で、要請先及び成果についてという御質問にお答えいたします。そしてこの２の⑴と⑵が関係しておりますので、一括して答弁

させていただきます。

今回の訪米では、米国の政権移行時期に米国政府関係者を初め上院・下院議員など多くの米側の関係者と面談をし、沖縄県の実情を訴え、基地問題に関する理解を求めてまいりました。

アメリカ政府関係者としましては、アルヴィズ国務次官補代理、セドニー筆頭国防次官補代理代行ほか関係職員、そして連邦議会関係者としましては、スケルトン下院軍事委員長を初めアバクロンビー下院議員、アカカ上院議員、イノウエ上院議員と面談をいたしました。また、アーミテージ元国務副長官と面談をいたしましたほか、国際戦略研究所いわゆるＣＳＩＳのハムレ所長、そしてブルッキングス研究所のブッシュ上級研究員などのシンクタンク関係者、そしてジョージ・ワシントン大学のモチヅキ教授など多くの外交・軍事専門家や学者等との意見交換を行ってまいりました。面談等の結果、沖縄の実情に関心を示し、理解する旨の発言を引き出せたことは大きな意義があったものと考えております。

次に、21世紀ビジョンに係る御質問の中で、21世紀ビジョンが課題解決につながるよう政治力を結集することについてという御趣旨の御質問にお答えをいたします。

沖縄21世紀ビジョンの策定に当たりましては、沖縄の将来像を描く上で、何を残し、何を変えていくかを明らかにし県民全体で共有いたしますとともに、理想と実現性を兼ね備えたものにすべきであると考えております。このため、県民の意見や提言を広く集約いたしますほか、県内外の有識者等からも意見を求め、英知を結集して将来像を描きますとともに、この実現に向けましては無論、県議会の御協力を得るなど総力を挙げて取り組んでまいる所存でございます。

次に、基地問題に関する御質問の中で、在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定についての御質問にお答えいたします。

在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定につきましては、日米両政府が在日米軍再編に関する合意を再確認するために締結したものであると理解いたしております。

県としましては、当該協定の締結により、在沖米海兵隊のグアム移転が着実に実施され、県民の基地負担の軽減につながるものであると考えております。

次に、雇用問題に関する御質問の中で、７の⑴と⑵が関連いたしておりますので、一括して答弁させていただきます。知事就任以降の雇用状況及び失業率本土並み達成の見通しいかんという御質問です。

沖縄県では完全失業率の全国平均化に向けまして、「みんなでグッジョブ運動」を展開し続け、地域産業の振興や企業誘致、そしてミスマッチ対策等に積極的に取り組んでいるところでございます。この間、沖縄県の完全失業率は平成18年の7.7％から平成19年は7.4％と低下しておりましたが、平成20年は世界経済の減速による影響等もあって前年同率の7.4％となっております。

このように完全失業率の全国並み改善は厳しい環境にありますけれども、ぜひとも実現すべき重要な課題であると認識いたしております。このため方策としましては、雇用再生特別事業基金等によります緊急総合経済対策を推進しつつ、平成21年度から「雇用戦略プログラム推進事業」等新たな事業を集中的に展開するなど、目標達成に向けて全力で取り組んでまいる所存でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　企画部長。

〔企画部長　上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君）　沖縄振興計画についての御質問で、沖縄振興計画の達成状況と具体的な成果について一括してお答えいたします。

沖縄振興計画における社会経済の展望値と最新の統計数値を比較しますと、県内総生産は４兆5000億円に対し平成18年度において３兆9000億円、１人当たり県民所得は274万円に対し209万円、就業者数は66万7000人に対し平成20年において60万人となっており、現在のところ厳しい状況にあるものと認識しております。また、具体的な成果としましては、観光客の大幅な増加や、情報通信関連産業の立地・集積などが挙げられます。

同じく振興計画に関連いたしまして、目標達成が困難と思われるものの要因についてお答えいたします。

目標達成が困難な理由としましては、県内総生産については、全国的に低成長率で推移していることに加え、輸送コストの高さや市場規模の狭さなどの離島県ゆえの不利性があります。また、１人当たり県民所得については、本県の人口増加率が経済成長率を上回る水準で推移していることもあり、伸び悩んでいる状況にあります。就業者数については、労働力人口の伸びや失業率の改善が想定を下回っていることが要因であります。

次に、沖縄21世紀ビジョンについての御質問で、沖縄21世紀ビジョンにおける米軍基地の位置づけについてお答えいたします。

現在、沖縄県振興審議会総合部会で21世紀ビジョンの策定に向け審議を重ねているところであり、その中で米軍基地については、「様々な議論はあろうが基地は縮小していくと考えられる」、あるいは「2030年時点で全ての基地が返還されていないのであれば、それとどう向き合うか考えるべき」などさまざまな議論がなされております。

県としては、引き続き審議会及び総合部会において議論を深めるとともに、県民意見を集約しながら、本年９月ごろをめどに取りまとめてまいりたいと考えております。

同じく21世紀ビジョンとの関連で、沖縄本島縦断鉄道の導入についてお答えいたします。

県では、おおむね2030年を見据えた長期ビジョンを策定しているところでありますが、その中で将来の県土構造のあり方についても方向性を示していくこととしております。その際、体系的な交通ネットワークの構築を図る観点から、鉄道を含む軌道系交通システムの導入についても検討していきたいと考えております。

同じく21世紀ビジョンとの関連で、沖縄単独州論が基地の固定化につながるのかという御質問についてお答えいたします。

道州制は、国と地方の役割分担を見直すものであります。現在の議論の中では、外交・防衛については主に国の役割とされており、日本全体でひとしく担っていくべきものであるため、その区割りによって、特定の道州の負担が固定化されるということはあってはならないと考えております。

なお、沖縄県としては外交・防衛についても、政策の立案・実施に当たっては地方の意見を聴取・反映させる仕組みが必要と考えております。また、沖縄単独の方が沖縄の考えを明確に主張できると考えております。

以上であります。

○議長（髙嶺善伸君）　総務部長。

〔総務部長　宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君）　予算編成・財政についての御質問の中で、財政健全化に向けた対応についてお答えいたします。

本県財政は、毎年度多額の収支不足が生じることが見込まれる厳しい状況が続いております。

平成21年度当初予算編成においても、基金の取り崩しや退職手当債等の増発に加え、水道事業会計からの特例的な借り入れなどにより、収支不足に対応せざるを得なかったところでございます。

県としましては、引き続き県税の徴収率の向上など自主財源の確保や職員数の適正化、事務事業の見直しなど財政健全化策を進めていくとともに、次年度は新たな行財政改革プランの策定を進めることとしており、安定的な財政基盤の確立に向けて「更なる行財政改革」を推進してまいります。

次に、予算編成における集中と選択についてお答えをいたします。

平成21年度の当初予算編成は、歳入面では、県税における法人事業税等の落ち込みや地方交付税の減など、歳出面では、社会保障関係費や公債費の増加に加え、県立病院繰出金の特例的な増額等により、引き続き厳しい状況となりました。このため、前年度に引き続き政策的経費全体について枠配分方式を導入し、各部局の権限と責任のもと、行財政改革プラン等に基づく県単補助金の廃止・縮減など主体的な行財政改革を実行するとともに、限られた財源を重点的・効果的に配分するため「重点事業特別枠」を設け、県政の重要課題である産業振興、雇用創出、福祉医療の拡充及び離島振興等の推進に必要な予算を計上したところでございます。

○議長（髙嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　基地問題のうち、沖合移動に関する政府の対応についてお答えします。

普天間飛行場代替施設については、日米両政府が合意した案を基本にしながらも地元の意向や環境に十分配慮し、可能な限り沖合などへ寄せてほしいということを政府に求めているところであります。これに対し、町村前官房長官からは、沖合移動も念頭に早目に決着したいとの発言がありました。また、県の主張に政府の理解が進み、実務者レベルで具体的な検討を進めていくためのワーキングチームが設置され、政府、県及び地元市町村との間で継続的に意見交換が行われているところであります。

次に、代替施設の移動距離についてお答えします。

県が求めているのは、日米両政府が合意した案を基本にしながらも、地元の意向や環境に十分配慮する観点から、可能な限り沖合などへ寄せてほしいということであります。具体的な位置については政府から示され、普天間飛行場移設措置協議会の場において確認される必要があると考えております。

次に、在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定の国の説明についてお答えします。

去る２月16日、外務省と防衛省から県に対して、在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定についての説明が

ありました。
次に、協定の国に対する働きかけについてお答えします。
去る２月１日、来県した中曽根外務大臣との面談の際、知事から当該協定の内容について、地元に説明するよう求めたところであります。
県としては、在沖米海兵隊のグアム移転については、県民の基地負担の軽減につながるものであり、着実に実施すべきであると考えております。
次に、代替施設の飛行ルートについてお答えします。
Ｖ字型案となった経緯については、名護市及び宜野座村の住宅地上空を飛行ルートから回避するため、両市村と日本政府が交わした基本合意書に基づき日米両政府が合意したものであると認識しております。
基本合意に至った経緯を考えれば、いかなる訓練においても住宅地上空を飛行するようなことはあってはならないと考えております。
高江における国による仮処分の申し立てについてお答えします。
国によると、平成20年11月25日、北部訓練場のヘリコプター着陸帯の移設工事を安全かつ円滑に実施するため、工事に反対する人々を債務者とする通行妨害禁止及び工作物等収去の仮処分の申し立てを那覇地方裁判所名護支部に行ったとのことであります。
県としては、現在、仮処分手続が裁判所において係属中であることから、今後の司法の判断を見守ってまいりたいと思います。
以上でございます。
○議長（高嶺善伸君）　文化環境部長。
〔文化環境部長　知念建次君登壇〕
○文化環境部長（知念建次君）　基地問題についての御質問で、環境アセスのやり直しについてお答えをいたします。
環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例では、アセス手続において、当該修正が法及び条例で定められた要件に該当する場合は、手続をやり直すこととされております。
以上でございます。
○議長（高嶺善伸君）　観光商工部長。
〔観光商工部長　仲田秀光君登壇〕
○観光商工部長（仲田秀光君）　雇用問題に関する御質問の中で、県外製造業などの雇いどめなどによる県内の雇用情勢についてお答えします。
世界経済の急激な減退の中、県外大手製造業では相次いで生産調整が実施されており、厚生労働省の調査によると、ことし３月までに約12万5000人の非正規労働者が雇用調整を受けることが見込まれております。
沖縄労働局の平成20年12月「一般職業紹介状況」によると、県外企業からの求人数は、前年の比較で見ると８カ月連続の減少となっており、県外就職件数も10カ月連続で減少しております。
県内雇用情勢は、ＩＴ産業等、一部には雇用を拡大するなど雇用の改善があるものの、県経済が外部環境の悪化を受け、厳しさが続くものと予想されます。
以上でございます。
○議長（高嶺善伸君）　福祉保健部長。
〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕
○福祉保健部長（伊波輝美さん）　雇用問題についての御質問の中で、生活福祉資金の貸付実績及び実績改善についての御質問にお答えいたします。
沖縄県社会福祉協議会が行っている生活福祉資金全体の貸付実績は、平成19年度の196件から平成20年１月末現在で180件となっております。この中で「離職者支援資金」につきましては、平成19年度の２件から現在は16件と増加しております。また、県社協におきましては県民のニーズに対応し貸付実績を高めるため、主な貸付種類ごとにパンフレットを作成し、ハローワークや学校説明会での配布など制度の周知に努めております。
沖縄県としましても、県社協と連携しながら今後とも制度の周知を図ってまいりたいと考えております。
続きまして、県立病院の充実についての御質問の中の、県立病院の役割に関する議論についてにお答えいたします。
「県立病院のあり方検討部会」におきましては、平成20年８月からこれまで６回の会議を開催し、「県立病院のあり方に関する基本構想」（案）を取りまとめたところです。
検討部会における県立病院の医療機能に関する議論の経過について御説明いたします。
第１回検討部会におきましては、平成19年度に行った「県立病院の機能・役割等に関する調査分析報告書」、検討部会の開催に先立ち平成20年６月から７月にかけて各県立病院において実施したヒアリング結果及び県内の保健医療の状況などに関する資料をもとに検討が行われました。
第２回検討部会におきましては、検討部会の委員が各県立病院長に直接ヒアリングを行ったほか、平成20年８月に県立病院が県内の民間医療機関等からどのように評価されているのかを把握する目的で実施したアンケート調査の結果及び県立病院が行っている不採算

医療等の状況に関する資料により、県立病院の医療機能、今後果たすべき役割等についての検討が行われました。

第３回検討部会においては、各県立病院ごとに具体的に医療機能の見直しについて検討した結果、地域の中核病院である北部、宮古、八重山の３病院については、原則として現行の病院機能は必要であるとの結論を得ました。

第４回検討部会において、中部病院については、今後とも救命・救急医療、周産期医療及びがん医療等の高度・特殊医療を担うとともに、医師臨床研修事業に取り組み、離島医療の支援を行うこと、それから南部医療センター・こども医療センターについては、こども部門は引き続き強化し、大人部門は、中部病院または那覇市立病院等同一医療圏にある公的医療機関等との機能分担と連携を整理する必要があることなどの結論を得ました。

また、同じく第４回検討部会においては、事前に福岡県と長崎県の県立精神病院の状況を調査した上で、精和病院についても検討を行いました。その結果、精和病院については、精神医療改革の基本方針を踏まえ急性期医療を強化し、長期入院患者の社会復帰促進に取り組み、在院日数を減らすことにより病床規模の縮小を図る必要がある。また、民間医療機関では提供が困難な薬物依存患者、児童思春期医療などを担うべきであるとの結論を得たものです。

このように県立病院の役割につきましては、調査分析報告書、各病院長へのヒアリング、民間医療機関へのアンケート及び他県の状況の実地調査等をもとに慎重な審議を重ね取りまとめたものであります。

続きまして、説明会の実施状況等についてに一括してお答えいたします。

県民説明会は、県民に基本構想案の内容を説明するとともに、意見の聴取を行うことを目的として宮古、八重山、北部及び那覇の４カ所で開催しております。

開催に当たっては、県のホームページ、テレビ・ラジオの県広報番組、電光広報塔を利用して広報を行ったほか、市町村、市町村議会、各地区医師会、各地区老人クラブ、県婦人連合会、青年会議所等の関係団体あて文書により通知を行いました。説明会の参加者は、宮古地区が約90人、八重山地区が約90人、北部地区約50人、中南部地区が約40人となっております。

今回の説明会においては、独法化すると県が公的医療の提供に必要な財政負担を抑制するのではないか、また、採算性が重視され、公的医療の提供が後退するのではないかなど独法化後の制度の運用を懸念する意見が多く出ております。特に、宮古、八重山の説明会におきましては、独立行政法人化により、離島において医師や看護師の確保が困難になるのではないかなどの意見が出されました。

このようなことから、地方独立行政法人法において法人が担う救急医療などの公的医療の提供に要する経費については、現在の地方公営企業法と同様に、県の財政負担が義務づけられていること、法人の業務運営の重要事項については県議会の議決が必要とされていること、また、現在の６県立病院が一体として独立行政法人に移行することを基本としているため、医師、看護師などの人材確保の仕組みは維持されることなどについて説明を行いました。

なお、説明会で出されました意見につきましては「県立病院のあり方検討部会」に報告し、それらを踏まえて最終的に答申が行われることとなります。

続きまして、県立病院の予算に対する私の発言についてにお答えいたします。

第６回検討部会において、病院事業局の経営再建計画案に盛り込まれている一般会計からの繰出金の増額措置に関する論議の中で、委員から、今後、税収も落ち込むという情勢にある中で沖縄県の財政にそのような余裕があるのかを問う質問がございました。病院事業への繰出金が含まれる政策的事業につきましては、前年度の当初予算と比較して実質５％を削減する予算編成方針が定められており、各部局長に対しては、みずからの責任において経費を削減することが求められておりました。

このようなことから、病院事業への繰出金の増額は、厳しい状況にあるのではないかとの趣旨で発言したものでございます。

続きまして、愛楽園等の将来構想に対する県の考え方についてにお答えいたします。

沖縄愛楽園及び宮古南静園の将来構想につきましては、平成21年３月策定を目指して県も参画した両園の将来構想検討委員会で検討しているところであり、県としましては、在園者の意向を最大限尊重した構想が策定されるものと考えております。また、県は、平成21年１月に沖縄愛楽園及び名護市・宮古島市と将来構想に関する意見交換会を開催いたしました。

県としましては、将来構想実現のための支援を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　教育委員会委員長。

〔教育委員会委員長　比嘉梨香さん登壇〕

○教育委員会委員長（比嘉梨香さん）　おはようござ

います。

去る１月５日付で沖縄県教育委員長に就任いたしました比嘉梨香と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは答弁に移らせていただきます。

教育の振興についての御質問で、教育委員会の地域開催等についてお答えいたします。

県教育委員会会議につきましては、毎月１回から２回、教育庁会議室にて開催しており、原則公開としております。他県につきましては、会議会場を地域に移す移動教育委員会等を実施し、より県民が傍聴しやすくなるような取り組みを行っているところがございます。

県教育委員会におきましても、こうした他県の事例を参考に、本県に合った移動教育委員会が年内に実施できるよう検討を進めているところでございます。

また、移動教育委員会において地域の方々の御意見を伺い、県教育委員会の施策に反映できるよう、開催地の市町村教育委員会と連携を図りながら実施に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　それでは教育の振興についての御質問で、教員選考試験の年齢制限についてお答えいたします。

教員候補者選考試験は、人間性豊かで、教科等の専門的知識・技能を有し、実践的指導力のある教員を選考する視点で実施しております。また、中長期的に年齢構成のバランス等も考慮しながら計画的に行っております。

今回、市町村教育長協会、小中学校校長会、県立学校校長会や職員団体等から、年齢制限の引き上げや臨時的任用教員等の実績を配慮すべき旨の要望を受け、教員候補者選考試験に係る有識者会議等を開催し要望事項について検討してまいりました。その結果、本県の国公立学校で臨時的任用教員または非常勤講師として、通算５年以上の勤務経験者に対しては、37歳まで受験年齢を引き上げることとしたところであります。

県教育委員会としましては、今後とも実施状況を踏まえ、選考試験のあり方について検証してまいりたいと考えております。

次に、職業経験者の採用についてお答えいたします。

社会人ですぐれた知識や技能を有する人材を学校教育に迎え、学校教育の多様化とその活性化を図る観点から、今回、社会人経験者を対象とした選考を行うこととといたしました。志願する教科等に関しての高度な専門的知識及び技能を有し、現に民間企業等に継続して５年以上の勤務経験を有することを資格要件としております。

採用人数につきましては若干名となっておりますが、応募状況や実施状況を検証しながら引き続き検討していきたいと考えております。

次に、英語教育の準備体制についてお答えいたします。

各小学校においては、新学習指導要領に基づいて平成23年度から５、６年生で外国語活動を実施することになっております。

本県では、沖縄県教育長期計画に基づいて小学校での英語活動を積極的に推進しております。現在、那覇市、南城市の研究開発学校や浦添市、宜野湾市の英語教育特区における先行的な取り組みを初めすべての小学校で英語活動を実施しております。また、平成20年度から「マスターイングリッシュ推進事業」における教職員研修や教育センターでの研修を実施し、教職員の指導力向上を図っているところであります。

このような状況を踏まえて、次年度より新たに外国語活動を教育課程に位置づけて５、６年生を対象に実施してまいります。

次に、教員などの受け入れ体制についてお答えいたします。

現在、英語活動の授業は、学級担任や英語活動を担当する教師が行い、外国語指導助手等を活用するなど指導体制の充実に努めております。平成15年度から、教育事務所及び県立総合教育センターにおいて、英語活動に関する教員研修を行い、これまでに延べ1800名が受講し教員の指導力向上を図ってまいりました。また、平成20年度からは教育事務所に「小学校英語活動アドバイザー」を派遣し、指導計画や補助教材の作成等、学級担任の指導補助や助言等を行っております。さらに、次年度からインターネットを活用した小学校外国語活動講座を実施し、多くの小学校教員へ研修の機会を提供することとしております。

県教育委員会としましては、教職員研修等による指導力向上に努め、小学校外国語活動の受け入れ体制の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　泡瀬埋め立てについての御質問の中の、工事の中止についてお答えいたし

ます。

泡瀬地区埋立事業は、地元からの強い要請に基づき実施しており、沖縄市長も市の経済活性化へつなげるため、現在工事を進めている第Ⅰ区域については推進することを表明しております。また、沖縄市議会でも圧倒的多数で事業の推進を求めております。

県としましては、地元の要請にこたえるためにも、土地利用計画見直し後、早期に土地利用が図られるよう、国や市と連携を図りながら事業を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城　義和君　麻生総理の来県について、県は全くわからないということでありますが、報道が間違っているとすればそれでいいんですが、もし仮に日帰りということも含めてかなり具体的に報道されていて、報道ミスだとはちょっと考えにくいわけでありますが、それにしてもこれまで政府・自民党とは太いパイプで結ばれているというふうに自他ともに認められております県政が、こういうことを存じないというのもこれは極めて奇妙な話で、一国の総理が来月来るという話なので、来年の話じゃないので、非常に私は奇妙な感じを受けておりますが、最近はそのパイプが切れたんでしょうか、どうもその辺を私は心配しておりますが、これ以上はもう申し上げません。

知事の現状認識をお聞きをしたわけですが、今「資本主義はなぜ自壊したのか」という本が大変よく売れております。中谷巌さんというエコノミストでありますが、彼は知る人ぞ知るアメリカ近代経済学の信奉者であり規制緩和論者であって、グローバル資本主義を非常に強く積極的に擁護してきた日本を代表するエコノミストであるわけでありますが、その中谷氏がさらばグローバル資本主義ということを言って、「懺悔の書」とも言うべきことをやってくるわけであり、私は非常にこれは大変なことだなと思ってその本を読んでいるわけですが、彼いわく、グローバル資本主義は今や巨大なモンスターに変身して、そしてそのモンスターが国境を越えて派手に活動することによって人間の社会は分断され自然は破壊され、各国におけるすさまじいばかりの所得の格差を生み出したと、こう述べております。

アメリカのオバマ大統領もその就任演説の中で、現在の経済危機は一部の者の強欲さと無責任の結果であると、こういうふうに言っておりますし、また、今回の危機は注意深い監視の目がないと市場はその制御を失うことを知ったということを、わざわざ就任演説で述べるほど事態は深刻だということであります。まさにその見えざる手は結局は働かなかったということが今日の経済的な混乱のもとにあったと思います。

レーガンやサッチャー流の新自由主義の流れに乗っかって、いわゆる改革派という人たちは世界じゅうで小さな政府を掲げてやったわけです。小渕内閣とか小泉内閣とかそういう日本の自民党の内閣もその流れの中にあったわけです。その中で日本社会は長い間日本的美風と言われた終身雇用制度とかそういうのが失われていきますし、1700万人に上るという非正規雇用労働者が生み出されて、年収200万円未満という人たちが1000万人を超えてきたとこういう状況にありますし、個人の所得の格差に加えて地方と都市の格差が出てきております。小さな政府論から来る個人責任論が、いわゆる社会保障の費用を大幅に削減をさせて、今日の医療の崩壊が全国的に起こっていると、こういう状況が出ているんではないかと思います。

すべての結果というのは当然原因があるわけでありまして、この今の日本の社会を覆っているどうしようもないようなこの閉塞感というものは、まさにそのまごう方なき歴代自民党内閣の政治的結果であるということであります。

今の自民党の支持率の低下が、何かしら安倍内閣や福田内閣の内閣投げ出しのようなもの、あるいは今日の麻生総理のキャラクターによるようなものだという、そういうのが一つ映っておりますが、私はこれは全く逆であって、今日の事態というものは政治・経済・社会状況がどん詰まりになってきている。したがって、だれがやってもこの事態の打開の方策はなかなか見出せない。要するに基本的なところが詰まってきているわけですね、世界的にも。そこのところに手を入れないと、これはやっぱり方策は見出せないということではないのかと。だから、個人の力量とかそういうものに負う事態はもう過ぎているのではないかと。そういう意味で私は、一つの時代がはっきりと終えんをしたということをきっちりと認識しないと、なかなかこの政治・経済を含めてかじ取りは難しいのではないかというふうに日ごろから考えているわけであります。

そういう立場から知事にも現状認識をお聞きをしたわけですが、何かもう少し突っ込んだ答弁がいただけないかと。なかなか本音かどうかわかりませんが通り一遍の答えで、何となく130万県民を引っ張っていくそういう気概が感じられませんので、何かありましたらもう一回答弁してください。

次に、訪米の成果についてでありますが、過去の知事の訪米の比較で見ますと、大田さんは基本的に政府に対しては野党の立場でありますから別にしても、西銘知事の場合、最初の訪米が昭和60年ですが、ワインバーガー国防長官、第２回目がカールッチ国防長官等々に面会しております。また、稲嶺知事も平成13年の１回目はパウエル国務長官等々に面会をしているわけであります。

それに比べますと、大変失礼ではありますが、今回はアルヴィズ国務次官補とか国防次官補代理代行とかいって、いかにも格が落ちているのではないかというふうに思いますし、シンクタンクにしても幾つか打診した中でたまたま会ってくれたという感じを受けておりますし、お会いした国会議員の皆さんもありがたいことではありますが、ハワイ州の選出でいつもの方々というイメージがありますし、そういう意味では知事がおっしゃっている新しい民主党の新体制に影響力を与え得るような訪米であったかと言われると、私はなかなかそうでもなかったのではないかと、こういうふうに思っております。率直なところをもう一回お聞かせください。

それから沖縄21世紀ビジョンについてですが、やっぱりこれは基地があるかないかということをはっきりさせないと、やっぱりこのビジョンそのものが私は画竜点睛を欠くというか、絵をかいてみたけれども実質的にはしようがないと、こういうことだと思うんですね。大田さんのときにアクションプログラムをつくったわけですが、やはり20年後ですからそのときまでには基地は撤去をするということを前提に、沖縄県民の意思としてやっぱり打ち出して日米両政府にも言って、そしてこのビジョンを高らかに明るい希望の持てるようなところでやるべきではないかと、こういうふうに思います。ぜひ知事から答弁をいただきます。

鉄軌道系交通にしても含めて検討というふうに企画部長は言っておりますので、公表が９月までですから、どの程度まで来ているのか、その進みぐあいを言っていただきたいと。

道州制については、私は沖縄側から単独州を主張すべきではないのではないかと。これはやっぱり自治州というのはそういう制度ではないと先ほどおっしゃいましたが、私はやっぱり地政学的に沖縄が自治州になればそれは政府としてはまさににんまりというか、我が意を得たりと、こういうことになるのは私は明らかではないかと思います。

結果はいずれにしても、我が方から自治州、その沖縄単独州を主張することは政治的判断としていかがなものかということを私は少し考えております。その辺について知事の見解をお伺いをしたいと思っております。

それから、辺野古の新基地の沖合展開についてでありますが、環境基本条例20条あるいは23条によって1800メーターの飛行場の長さを10ヘクタール以上寄せるとすれば、今の現行法でやるとすれば10万ヘクタールですから、それを1800で割れば55.5メーターにしかならないんですよ。だから今の現行法でいくとぎりぎり海側に寄せるとすると55.5メーターしか寄せられませんよと、それでいいんですかと、そういうことをさも何か大ごとをやっているように大変ハードルが高いみたいな話をして、私はどうも最近はこういうことをやっておいて、後で日本政府がわかりましたと、県知事の意見をのみましょうと言ってやるような、何かそういう出来レースをしているんじゃないかというふうに思うぐらい、よく意味がわからないんですね。この55メーターしか寄せられないものを、さもあたかも大変なことだというふうにそれを言っていることが私にはよくわかりません。その辺少し説明をしていただきたいと思います。

それから、グアムへの移転の問題は、これはもうたくさんの問題を含んでいまして、知事においてはそのロードマップをさらに強化するわけですから、環境アセス法は知事の海浜埋め立ての許認可権を空洞化するものではないかと、結局そういうふうにつながるのではないかと思います。その辺について見解をお聞かせください。

それからＶ字型については、上空を飛ばないということについては公室長、これはせんだっての私の委員会での質問で、公室長は、上空を飛ぶこともあり得ると、こういうふうに明確に答弁しているわけですから、きょうの答弁とは食い違いがあります。飛んではならないということと飛ぶことがあり得るということは別問題で、それはあなたの個人的なものを言っているわけであって、実際に日米両政府が飛ぶと言っているわけですから、それについてはお聞かせいただきたいと思います。

それから教育委員会ですね、地域の声を聞いていただけると、大変結構なことだと思います。ぜひ頑張っていただきたいと思いますし、同時に、やっぱり職業といいますか職業観といいますか、世間は非常に広いわけですから、いろんな職業があっていろんな人たちで構成されているわけですから、そういう意味ではたくさんの職業観を持った先生方をやはり配置をすると、そして農民出身も漁民出身もホワイトカラーもい

ろいろな方々がいて、豊かな職業教育ができるような体制をつくってほしいと、こういうことでありますので、ひとつ御検討をお願いしますし、もう一回答弁をお願いします。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時５分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　玉城先生の再質問に答弁させていただきます。

自民党とのパイプにつきましては、与党の先生方にむしろ伺うしかないと思いますので、これは答えはやめますが、中谷先生のこの最近の著書、確かに評判になっております。そして玉城議員おっしゃったように、ぜひ読めと私もいろんな人から言われていますが、実はまだ読んでおりません。ぜひよく読んで、きょうの議員のお話をもう一度かみしめてみたいと考えております。

それからその次に、私の訪米で会った人々が矮小過ぎて、西銘さん、そして稲嶺さん時代のものに比べてもどうも意味があるか。さらにＣＳＩＳなど、ブルッキングスも含めてこれはたまたまアポイントメントがとれたからというコメントには、私はいささかいかがなものかと玉城議員の認識の方を少し理解できなくなりますが、私は上院議員も含め、ただ政府機関は移行期ですから、私は議会の御了解を得ましたあれを持って行って、こういう課題・問題があるのでこういうものはきちっと取り組むよう、そして理解をし、次の政権はどんどんみんな変わるでしょうからきちっと取り次ぐようにということを言いに行ったわけでして、後はこういう研究機関であるとかブルッキングスとか上院議員について、これは玉城議員との見解の相違です。私はそれなりの意味と意義があったと考えております。

西銘さん時代と比べて矮小だと言われた、これもまた人々の評価の問題ですから、私の方でどうこう言うのはやめておきます。

それから３番目で、21世紀ビジョンで米軍基地と思いますが、存在・非存在によってビジョンをどうするんだ、むしろ基地がないというビジョンを打ち出してはどうかと。

御意見としてぜひこれは承っておきますが、まだこれはいろんな議論をやっている最中です。ひとつ前提として未来の姿の中にはめ込めないという姿をはめ込み得るのか、現実的にあるという姿を選ぶのか、これも含めてきちっと議論をやっていきたいと考えております。

それからこの道州制については、むしろ単独州の選択がおかしいのではないかという点。

これもまたいろいろ地方分権のお話とかいろんなのと実はいろいろまじっております。そしてどう整理整頓されていくのか、これからという面もございますが、この点はもっともっとこれから議会でもいろんな議論がこれから先、議員の先生方からも出されるだろうとは思いますが、私は玉城議員の見解とは全く逆です。単独州で行くべきだと考えておりますが、これももう少しいろんな議論、分権であるとか財政であるとか国のあり方、議論とかを踏まえたいと思います。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　まず、辺野古代替施設の沖合移動について、ハードルが高いように見せかけて出来レースではないかという御質問でございますが、沖合移動について県としては、名護市辺野古の住宅地域から可能な限り遠くにということで、やっぱり騒音とか安全性の問題でやはり集落から離れることの方が地域にとっては非常にいいわけでございまして、そういう意味で可能な限り沖合に移動すべきだというふうに名護市あるいは辺野古・久辺三区の皆様方の主張を踏まえて申しているわけでございまして、55メートルということがどうなるか、これはまた事業者が判断すべきものだと考えております。

県としては、今後準備書でどういうふうな判断がなされるか、また環境影響評価審査会の意見等も踏まえて、最終的には総合的に判断する必要があるというふうに考えているところであります。

それから２番目の、グアム協定は許認可を縛るものではないかということでございますが、外務省によりますと、今回の協定は環境影響評価法や公有水面埋立法等の国内法に抵触するものではないということをはっきりと申しておりますので、現在の政府と県との地元との協議の枠組みが今回の協定によって変わるものではないというふうに考えております。

それから、住宅地上空を知事公室長は飛ぶと言っているということでございますが、緊急時については飛ぶことはあり得るということは申し上げております。しかし、訓練に際してやはり米軍は住宅地上空を飛ぶことはあってはならないという考えでございまして、

またそれに関しては今後、名護市と政府の間でこの使用協定等について締結するということも約束をしているところでございまして、その辺のことも含めて住宅地上空を飛ぶことはあってはならないというのが考えでございます。

○議長（髙嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　それでは、玉城議員の再質問にお答えをいたします。

豊かな経験を持った職業経験者を採用して、児童生徒の職業観の育成をさせたらどうかという御質問にお答えをいたします。

教員の採用につきましては、他県においても社会人経験者として特別選考を行っております。

本県といたしましても、幅広い経験を持ちすぐれた知識や技能等を有する者が学校教育に携わることは、学校を開かれたものにするためにも大切であると考えておりますので、今後とも職業経験者の採用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　企画部長。

〔企画部長　上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君）　鉄軌道の導入等を含めた沖縄21世紀ビジョンの策定のスケジュールということだったと思います。９月には策定しているけれどもどうなっているかということですけれども、沖縄21世紀ビジョンの中で、まず基本構想部分というのを９月につくるということであります。その中には沖縄の振興を図っていく上の理念でありますとか、あるいはその振興の基本方向、姿勢を示すということで、例えばその鉄軌道の上位概念であります県土構造をどう再編していくかという理念を９月の基本構想の段階で示していこうということにしております。

現在、きょうも行われておりますけれども、県民の意見を集約していくという作業をやっておりまして、例えばきょうは500件の高校生の作文が実は集まっていまして、その審査会をやっておりますけれども、これまでことしに入りまして６回のフォーラムを開催してきました。

そういうことで、こういう沖縄の将来を決するようなビジョンづくりはプロセスが大事だと思っておりますので、いきなり９月までに鉄軌道がどういうルートでということにはなりませんし、それにつきましてはまた別途、基地の跡利用のモデル調査でありますとか、そういう調査も並行してやっていきます。あわせて振興計画の総点検等含めまして、その中で具体的な内容を明らかにしていくと。９月には基本構想、理念の部分だということであります。

○議長（髙嶺善伸君）　玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城　義和君　なかなか議論がかみ合いませんけれども、私は知事、単独州は反対だとは言っておりません。要するに基地との関係で自治権がかなり認められるという反面、それぞれの地域に閉じ込められてしまう、基地がですね。それで全国的な問題に多分なりにくいような状況になるのではないかと、沖縄県の自治州の場合ね。だから結果として自治州になろうともいいと思いますが、なり方といいますか決定の仕方をもっとやっぱりしたたかに私は政治的に考えていくべきではないかと。みずから手を挙げて自治州、自治州と言ったら、どうぞと政府の思うつぼになるんじゃないかというのが私の危惧でありますので、その辺は御理解いただきたいと思います。それについて少し御意見あれば……。

それから、20年後まで基地があるかないかというのは、これは非常に大きなことで、20年後基地を想定して物を書くのと、そうではないということで書くのとでは物すごく政治姿勢が違うわけですね。20年まであるということだと日本政府もそうかと。じゃ、20年ぐらいはいいんだなとこうなってしまいますし、その辺のところは政治意思としてどうするかという、ここは政治家として知事の私はビジョンがまさに問われると。信念といいますかその辺が問われると思いますので、その辺のことも含めてひとつ……。

○議長（髙嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　玉城議員の再々質問にお答えしたいと思うんですが、まず第１の道州制、単独州というのはあえて県みずからが手を挙げる必要はないのではないか、いろんな戦術上の課題というのは無論いろいろあると思います。むしろいろんなことを御提案いただいたり、サジェスチョンをぜひいただきたいと思います。そういう視点からの考えは実はほとんど持ってなかったものですから、むしろいろんな御意見をぜひいただきたいと思います。もう少しよく勉強していってみたいと思います。

そして２番目の、20年後のビジョンを書くときに米軍基地の存在、それでこれをなくす、ないしは今の状態を前提にしてビジョンを考えていくかどうか。

これは今ビジョンの委員会、その他もいろんな面から縦・斜め・横いろんな議論をし始めておりますので、私は私個人の――個人のと言ったら変ですが――

現状についての考えがないわけではありませんが、今むしろいろんな方の20年後の基地のありやなしやについては、議論、御意見をいただいている最中ですから、それを踏まえてまたきちっと意見を申し述べる時期があるかもしれませんが、きょうはぜひこれはもう少し議論を踏まえてまとめたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（髙嶺善伸君）　当銘勝雄君。

〔当銘勝雄君登壇〕

○当銘　勝雄君　こんにちは。

社民・護憲ネット会派の当銘勝雄でございます。

一般質問を行います。

知事は就任３周年を迎え、いよいよ半分の折り返しであります。同時に知事の選挙公約の仕上げに取りかかることにもなるわけであります。

失業率を全国並みの４％台に、米軍基地の整理縮小、観光客1000万人誘致、情報通信関連産業、農林水産業、30人学級の推進など、知事の政策実現を県民は期待を持って見守っているわけであります。

知事就任の最初の議会で、選挙公約は県民に約束したものであり実現してほしいと激励のごあいさつを申し上げました。しかしながら、知事の政治、政策実現を取り巻く情勢は非常に厳しい状況にあります。アメリカのサブプライムローン、リーマン・ブラザーズの破綻に端を発した未曾有の世界経済不況のさなかにあって、その実現が心配されるからであります。

我が国の経済政策は、アメリカ追随の政治、自動車産業に特化した外需頼みの大企業優先、労働行政まで変えて労働者の犠牲の上に世界第２位の経済大国とまで成長したものの、今や経済は根底から崩れ、労働者が路頭に迷う貧困社会をつくっております。

2008年の10月から12月期のＧＤＰ国内総生産は、年率換算でマイナス12.7％、オイルショック時に次いで２番目のマイナス成長であります。しかも発信源であるアメリカはマイナス3.8％、ユーロ圏のヨーロッパはマイナス６％でありますから、日本がいかに震源地のアメリカより経済不況をつくっているかを示しているものであります。

農水産業や中小産業をおろそかにした経済政策が内需拡大もできない状況をつくっているのではないでしょうか。

政治は県民が安心して暮らせる状況をつくることが大事であり、いかにこのような状況を変えるか、また影響を最小限に抑えるかが問われるものと思います。

知事の御奮闘を祈念申し上げて質問に移ります。

１、知事の政治姿勢。

⑴、訪米の成果について伺います。

ア、オバマ新大統領の就任前の訪米に対し賛否が分かれておりましたが、実施後の感想はいかがでしょうか。

イ、成果はあったか。秘密主義とも言える要請行動、不透明との指摘がありますがどうか。

ウ、知事の訪米中に米軍総領事は、知事の公約である「３年以内閉鎖状態」については困難として発表しております。さらに訪米の際でも日米合意どおり普天間の移設を進めるとしており、その後も知事の沖合移動を否定しております。きょうの新聞でもそうです。知事の所見を伺います。

エ、普天間飛行場の辺野古移設は要請しないことになっていたが、逆にアメリカ側から普天間移設に質問が集中したと報じられております。どのようなやりとりがあったか伺います。

次に⑵、定額給付金についてであります。

冷えた経済を浮揚させるためと提案した定額給付金、総理みずから国民に提案しながら、もらう、もらわないですったもんだの末、自分はもらわないという給付金、みずから否定しているようなものです。今、大きな社会問題となっている雇用対策に使った方がよいと思います。小泉元総理からも３分の２を使った国会決議には賛成できないとの表明がなされております。

そこで質問します。

ア、国民の８割近くが経済対策として効果がないと反対しているが、知事の所感を伺いたい。

イ、２兆円という大金のばらまきより、今、政府の失策による派遣切り対策に有効活用することがよいと思うがどうか。

ウ、選挙対策や思いつき事業とやゆされるこの事業、地方自治体の負担も大きく、迷惑がる声も出ております。知事会あたりで別の使い方を議論してもよいのではないか伺います。

次に⑶、道州制についてであります。

ア、道州制の最終報告が年度内に出される予定ですが、その進捗状況はどうなっているか伺います。

イ、沖縄単独州への懇話会座長の意向どおり進められるか伺います。

ウ、単独州移行の際、財源問題が引き合いにされ基地税が上がっておりますが、知事の認識を問いたい。

次に２、米軍基地問題であります。

２月16日、クリントン米国務長官が来日し、17日、在沖海兵隊のグアム移転の協定書が締結されました。我が国の政治の不安定では米軍再編の日米協議が実現

できないことや、国内法に優先して移転費用を固めるため協定締結を進めたと言われております。

先日の琉球新報のアンケート調査でも、県議会議員の大半が県民の頭越しを批判して反対しております。また、市町村長へのアンケート調査でも大半が頭越しの協定に反対し、特に、嘉手納以南の米軍基地とのパッケージには圧倒的に反対が多く、昨日のＮＨＫ「日曜討論」でも、協定締結前の県民への説明不足を指摘している委員がおりました。

そこで質問します。

⑴、日米政府は法的拘束力を持たせた海兵隊のグアム移転協定を締結されましたが、県民の頭越しの辺野古、Ｖ字型滑走路を強行に推進するためのものであります。知事の所見を問います。

⑵、メア在沖総領事が対日政策を担当する日本部長になることが報じられております。普天間の辺野古移設はますます強引に進められるおそれがあります。辺野古移設や沖合移動を含めて県民の総意ではありません。知事は県益に沿って県外・国外移設を求めるべきではないか伺います。

次に３番目、労働問題についてであります。

⑴、派遣労働者の実態について

ア、県出身の派遣労働者の数と派遣切りの把握はできているか。どのような対応をしているのかお尋ねします。

イ、南米県出身の解雇調査と支援対策が行われているか伺います。

⑵、派遣労働者対策について。

ア、派遣労働法はなぜ変わったか、どう変わってきたのか。

イ、派遣先、派遣元での労働契約はどのようになされているか。

ウ、派遣労働法の改正点は何だと認識しているか伺います。

⑶、ワークシェアリングが議論されておりますが、問題点は何か。また、その導入によって派遣切りの改善になると考えるか伺います。

大きな４番、不発弾処理について。

糸満市の工事現場における不発弾の爆発による大事故、現場の状況を見ても恐ろしい限りであります。通常はユンボの作業の際は周囲に多くの作業員がおり、大変危険な状況にあると言われます。爆発が起きれば多くの人命を失うことになりかねない。このような状況を放置することは人災をつくるようなものであります。県及び県議会の要請に対する政府の対応は絶対許せるものではないというふうに思います。

さきの大戦で被害を受け、さらに60年以上も米軍基地を背負わされ、不発弾による人身事故、生命が危険にさらされる状況は一日も早く解決されなければならないというふうに考えます。

糸満市の爆発事故から２週間で445発の不発弾が見つかったと報じられております。私たち県民は、不発弾をまくらにして寝ているようなものであります。

そこで質問します。

⑴、不発弾処理の状況。

ア、不発弾に対する国の責任をどう考えるか。

イ、不発弾処理に対する国の負担状況。

ウ、不発弾の処理状況。あと何年で処理することができるか。

エ、不発弾の処理がおくれる分、県民の生命が危険にさらされるが、どう考えるか。

⑵、不発弾処理の基金創設について伺います。

ア、基金創設の理由は何か。

イ、基金による事業の範囲はどこまでか。

ウ、不発弾探査事業の今後の見通しはどうなっているか。

エ、県民が求めているものは被害補償と事前探査であります。基金は事後的な見舞金が主体になると思いますが、民間事業を含めた探査事業が肝心であります。今後どうするか伺います。

⑶、次に、被害者に対する見舞金についてであります。

ア、見舞金の性格はどのようなものか。

イ、見舞金が支給される範囲は、被害を受けた老人施設や工事事業者も対象になるのかお尋ねします。

次に５、農業問題についてであります。

ＷＴＯの外圧がますます厳しくなる一方、さきの先進７カ国財務大臣、中央銀行総裁会議においても保護貿易主義を批判する声が高まっております。先進国の中で最も食料自給率の低い国で、これ以上外国農産物が入るような仕組みを許すことは、食料の安全保障という立場からも問題であります。

我が国は、これまで自動車や工業製品の輸出産業に特化した経済政策を進めてきました。これまでの経済成長を否定するものではありませんが、中小企業や農水産業の衰退の上に成り立っているようなものであります。

農産物輸入の大半を中国に頼っているが、安全・安心の面から多くの問題があります。農薬基準や安全使用の生産者意識が不十分と思われます。これからの本県の農業としては、土地利用型、大量生産型農業と太刀打ちするには、安心・安全、品質に重点を置いた農

産物生産で、先進国並みの食料自給率の確保を図るべきと思います。

そこで質問します。

⑴、有機農業の推進についてであります。

ア、本県の有機農業推進施策を問います。

イ、有機農業を推進している団体、生産組織はどのぐらいあるか尋ねます。

ウ、県はどのような支援策を講じているか伺います。

次に⑵、アグーブランド豚の作出及び普及についてであります。

先日、鹿児島県を訪問しましたが、黒豚の銘柄ブランドがきちっと統一され、鹿児島県の特産品の一つになっております。

実は、10何年前、中根章元県議の質問で、アグーをブランド豚として生産したらどうかというような質問がありました。私は担当課に相談したら、生産性が低いのでだめとの返事で、中根議員には丁重にノーの答弁をしました。その後、アグーのブランド豚の作出事業が始められたときには、先が読めなかったみずからを反省し、早速県議になったとき、中根章さんに当時のことをおわびをした次第でございます。のどのつかえがとれてほっとしている状況です。

かつて私は、ゴーヤーの全国販売を手がけましたが、沖縄名のゴーヤーが和名のごとく全国で統一して使用され、多くの県で料理店のメニューにもゴーヤーとして登場しております。私は県外へ行っても、本当によかったとほくそ笑んでせっせと食べております。

ゴーヤーが全国版になったのは食材としての素材のよさもさることながら、ゴーヤーの名前がよかったのではないかというふうに考えております。

アグーについて、チャーグーなどそれぞれのブランドを商標登録すると、何が沖縄の在来黒豚か、ブランド豚の普及に支障を来すのではないかと危惧するものであります。

そこで、次のことを伺います。

ア、アグーブランド豚の作出状況について伺います。

イ、名称使用の統一化についてどう考えるか尋ねます。

次に、ＷＴＯのラミー事務局長は、日本は、重要品目の４％原則を受け入れ、貿易自由化を受け入れることによって多大な利益をもたらすと農業の市場開放を求める考えを示しております。近々来日し、日本政府に求めるとしております。

そこで質問します。

⑶、世界的経済危機で貿易保護主義に対するＧ７の保護反対の高まりがあります。ＷＴＯの再開でさとうきび作は守れるかお尋ねします。

６、県道11号線の早期整備についてであります。

県道11号線の旧ＮＨＫ入り口から高安に至る11号バイパスは、平成２年に法線が決定され19年の歳月が経過しております。その間、地権者においては利用が制限されております。これまで県議会にも何度か陳情がなされております。

そこで質問します。

⑴、平成２年に法線決定された拡張整備が進んでいない理由は何かお尋ねします。

⑵、今後の整備計画について伺います。

大きな７番、豊見城市中心市街地整備事業についてであります。

⑴、この事業は、採択後ほとんど進んでおりません。地権者にとっては法の網がかぶせられ利用が制限されていると訴えております。今後どうするか明確にしてください。

⑵、渋滞路線であります県道11号線整備に影響しており、早期整備が求められております。どうするかお答えください。

大きな８、国場川及び饒波川――これは漫湖であります――親水公園化について。

⑴、漫湖両岸の親水公園計画を問います。

⑵、沖縄ハーリーの発祥地と言われる饒波川の整備計画を問います。

⑶、豊見城市は、昨年福建省に発注して（爬）龍船を建造し、饒波川で600年前のハーリーを再現したのでありますが、親水公園化と歴史・文化の高揚を図る考えはないか伺います。

９番、我が会派関連質問です。

⑴、渡嘉敷喜代子議員の30人学級はいつまでに実施できるかとの質問に対し知事は、全学年でやるとは書いていないと答弁した。また教育長は、平成21年度は小学校２年に実施し、当面は低学年に実施すると答弁しているが、公約は明らかに小学校となっております。いかがしますか。

以上です。

○議長（高嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　当銘勝雄議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず第１に、政治姿勢の中で、訪米の時期と感想についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回、オバマ新大統領が就任する直前のスタッフの

人選や外交・防衛政策の調整が行われる時期に訪米をいたしましたのは、政策形成に影響力を持つ米側の関係者等に対し、地元の声を直接訴え、実情を理解してもらうこと及び関係機関との意見交換や情報収集を行うためでございました。

最初に面談をしましたアルヴィズ国務次官補代理等からは、知事はよい時期に訪問をした。既に我々はオバマ政権移行チームに対し説明を行っているが、同チームでも日米関係と沖縄問題には強い関心を持っているとの発言がありました。

また、シンクタンクの専門家や大学研究者等との議論の中で、オバマ新政権の外交・防衛政策が形成されていくのはこれからであり、この時期の沖縄の最新情報や課題の説明は、いいタイミングであるという趣旨の発言もございました。

私としましては、１回の訪米では沖縄の米軍基地問題が解決したり改善されるのはなかなか困難であると考えており、何回でも機会を得て訪米をし、粘り強く訴え続けていくことが重要であると考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、３年めどの閉鎖状態に係る在沖米国総領事の発言についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

危険性除去策につきましては、町村前官房長官から米国側と交渉するなどの発言がなされており、政府と密接に連携を図っている中で３年めどの閉鎖状態の実現を目指しているところであります。

去る１月27日に開催されました「普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム」会合におきまして、防衛省から昨年実施されました飛行航跡調査結果等が報告されたところであり、今後とも実務者同士の具体的かつ率直な意見交換や検討が行われる中で、さまざまな方策が示されると考えております。また、訪米した際にも米国政府に対し、危険性除去策について日米両政府で十分協議するよう求めたところでございます。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、普天間飛行場の辺野古移設は要請しないことになっていたが、逆に米側から普天間飛行場に質問が集中したと報じられている。どのようなやりとりがあったのかという御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題につきましては、今回の訪米におきまして要請する性格のものでもありませんし、要請は無論しておりませんが、面談の相手側から進捗状況について質問があった場合は、移設に関するこれまでの経緯や環境影響評価手続等を説明をいたしたところでございます。

次に、米軍基地問題につきまして、グアム移転協定による政府案の推進に係る御質問にお答えいたします。

県は、普天間飛行場の移設につきまして、日米両政府が合意しました案を基本としながら、地元の意向や環境に十分配慮する観点から、沖合などへの移動を求めているところであります。

今回の協定は、この日米両政府の合意内容の再確認であると理解をしており、県や地元が求めている沖合移動には影響しないものと考えております。

次に、会派の代表質問との関連の中で、30人学級についての御質問にお答えいたします。

30人学級につきましては、現在、小学校１年生で実施しており、平成21年度から小学校２年生へ拡大をしてまいります。このことにより、公約の趣旨が実現されていると考えております。今後につきましては、教育委員会の研究をまちたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　訪米の成果、要請行動についての御質問にお答えします。

今回の訪米で、相手側の意向により非公開の面談等もありましたが、沖縄の実情に関心を示し理解する旨の発言を引き出せたことは、大きな意義があったと考えております。

次に、普天間の辺野古移設について、県民の総意と県外移転についてお答えいたします。

市街地の中心部にある普天間飛行場は、騒音など住民生活に深刻な影響を与えており、同飛行場の危険性の除去及び早期返還は、県民の強い願いであると考えております。

県としては、その願いを早期に実現するためには、名護市のキャンプ・シュワブへ移設することが現実的な選択肢であると考えており、県民の理解は得られるものと考えております。

次に、不発弾処理の関連で、不発弾処理に対する国の責任と国の負担状況について一括してお答えいたします。

県は、不発弾処理は戦後処理の一環として国が責任を持って取り組むべきと考えております。

不発弾処理には、探査事業と現場処理事業があります。

不発弾探査事業は、各省所管の公共工事の不発弾探

査事業と知事公室が所管している不発弾等探査・発掘事業があります。その実施経費の国の負担割合は事業によって異なっております。また、現場処理経費については、現在市町村が２分の１を負担しておりますが、次年度から公共事業については10分の９が国庫負担でできるよう国の予算案に計上されるなど、これまでの県や市町村等の関係機関の要請が一定の成果を上げております。

次に、不発弾の処理状況、必要処理年数、安全確保について一括してお答えいたします。

沖縄戦における不発弾は約１万トンと推定されており、これまでの処理実績の約7700トンを差し引いた約2300トンが現在も埋没しているものと推定されております。

県内不発弾の直近３年間の平均処理量は約30トンとなっております。この処理量のペースで計算しますと、推定残量約2300トンを処理するためには約70年から80年かかることになります。

県としては、県民の安全確保を図るため、不発弾処理の拡充強化が必要と考えており、国・市町村、県警等の関係機関と連携を図りながら、不発弾の早期発見と処理に努めてまいりたいと考えております。

次に、不発弾の基金創設の理由、基金事業範囲について一括してお答えいたします。

「沖縄県不発弾等対策安全基金」は、先月14日の糸満市での不発弾爆発事故の被害者等の支援と今後の不発弾事故の未然防止の費用の財源に充てるために創設を予定しております。

事業範囲につきましては、爆発事故の被災者や被害施設の復旧を支援することと、不発弾爆発事故の未然防止に関する事業に必要な財源を造成することとしております。

次に、不発弾探査事業の今後の見通しについて一括してお答えいたします。

現在の不発弾探査のあり方では、その処理に70から80年くらい要するものと見込まれることから、現在の不発弾探査・処理事業を見直し、その拡充強化を図る必要があると考えております。

県としては、引き続き磁気探査の全額国庫負担について国に対して要望するとともに、官民を網羅した「沖縄不発弾等対策協議会」を中心に、民間工事での磁気探査を促進するためにどのような方策があるか検討していきたいと考えております。

次に、見舞金の性格と支給範囲について一括してお答えします。

今回の糸満市での不発弾爆発事故を受けて、今月の10日に佐藤沖縄担当大臣が「不発弾等に関する新たな安全対策」を発表した中で、沖縄県に「不発弾等対策安全基金」を創設し、国としてお見舞いの気持ちをあらわすため金銭的な対応をすること、大きな被害を受けた特別養護老人ホームに対しては支援金を、重傷を負われた方には見舞金を支給する旨示されております。

以上であります。

○議長（髙嶺善伸君）　企画部長。

〔企画部長　上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君）　知事の政治姿勢についての御質問で、定額給付金の所感及び派遣切り対策への活用について一括してお答えいたします。

定額給付金の給付は、住民への生活支援とともに、個人消費の増加等により景気浮揚に資するものと考えております。その経済効果につきましては、「政府経済見通し」においては、実質成長率を0.2％分押し上げる効果があると試算されているところです。

なお、重要課題となっている雇用対策につきましては、雇用関係基金等を活用した事業の実施により、本県の厳しい雇用失業情勢の改善に努めることとしております。

同じく知事の政治姿勢で、定額給付金の知事会での議論についてお答えいたします。

全国知事会は、定額給付金を含む緊急経済対策について時宜を得たものと評価しており、各地方自治体が迅速かつ円滑に事業を実施できるよう、国会における予算関連法案の審議促進・早期成立を強く求めているところであります。

同じく知事の政治姿勢で、道州制ビジョンに関し、道州制ビジョン懇談会の最終報告に向けた進捗状況についてお答えいたします。

政府の道州制ビジョン懇談会は、昨年３月に中間報告を出し、12月中には集中審議を行って最終的な取りまとめに向けて詰めるべき論点の整理を行っております。今後は、これらを踏まえて、平成22年３月までに最終報告を行う予定と聞いております。

同じく沖縄単独州への懇話会座長の意向どおり進められるかということについてお答えいたします。

政府の道州制ビジョン懇談会は、昨年９月に「区割り基本方針検討専門委員会」を設置し、区割りに関する議論を重ねております。

検討状況につきましては、区割りに関する透明性のある基準と基本方針を中心に検討を進めており、具体的な区割り案には至っていないと認識しております。

同じく沖縄単独州における財源についてお答えいた

します。
道州制においては、国から地方への大幅な税源移譲に加えて、地方の財政力格差を是正する一定の財政調整制度が必要であります。
基地税については、沖縄の財源不足を補う座長の個人的な考えとして認識しております。今後、国において税財政に関する具体的な制度設計が検討されると思いますが、県としても議論を深めてまいりたいと考えております。
以上であります。
○議長（髙嶺善伸君）　時間の都合もありますので、当銘勝雄君の質問及び質疑に対する残りの答弁は午後に回したいと思います。
休憩いたします。
午前11時54分休憩
午後１時17分再開
○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。
午前の当銘勝雄君の質問及び質疑に対する答弁を続行いたします。
観光商工部長。
〔観光商工部長　仲田秀光君登壇〕
○観光商工部長（仲田秀光君）　労働問題に関する御質問の中で、県出身の派遣労働者数、派遣切りの把握とその対応についてお答えします。
県出身の派遣労働者数及び派遣切りにあった人数の把握は困難でありますが、平成19年度にハローワークを通して県外に出稼ぎ労働で就職した者は6744人となっております。
県外の雇いどめなどへの対応として、知事を先頭に県外製造業などに対し雇用の確保に努めるよう要請を行ったところであります。また、県外事務所などに「緊急労働相談窓口」を設置し、住居や就労などのさまざまな相談に応じており、必要に応じてハローワークなど関係機関につないでおります。
そのほか、離職により県へ戻ってきた者などに県営住宅への優先入居や臨時雇用などの対応を行っております。
次に、南米出身者の解雇調査と支援対策についてお答えします。
雇用対策法に基づきすべての事業主は、外国人労働者の雇い入れまたは離職の際にはハローワークへ届け出ることが義務づけられております。
沖縄労働局によりますと、届け出事項には、日系人であることやその郷里についてまでは報告を求めていないことから、労働者または失業者が沖縄県出身の日系人であるかの把握は困難であるとのことです。
なお、国では、日系人に対する雇用対策として、日系人居住者の多い地域において、ハローワークに就職促進ナビゲーターや通訳を配置して個別就職支援を実施するとともに、31市町村に出張行政相談コーナーを新たに開設しております。
次に、労働者派遣法の改正理由とその内容及び改正点についてお答えします。一括してお答えします。
労働者派遣法は、厳しい雇用失業情勢、働き方の多様化などに対応するため、平成16年３月から派遣受け入れ期間の延長、派遣対象業務の拡大、派遣労働者の安全衛生の確保等について大幅に見直されました。しかし、雇用が不安定である、安定した収入が確保できない、正規労働者との格差等の問題などが指摘されております。
このため、国においては、日雇い派遣の原則禁止、派遣労働者の待遇の改善などを行うため、昨年の11月に労働者派遣法の改正法案を国会へ提出し、継続審議で今国会へ付託されております。
沖縄県としては、派遣労働者の雇用の安定と確保が図られるよう、国会において審議されるものと考えております。
次に、労働者派遣に係る労働契約についてお答えします。
労働者派遣法によると、労働契約は、派遣労働者と派遣元企業で締結することになっております。また、派遣先企業と派遣元企業の間では、労働者派遣法第26条に基づき労働者派遣契約を締結することになっております。
次に、ワークシェアリングの問題点と導入による派遣切りの改善についてお答えします。
国の「ワークシェアリングについての基本的な考え方」では、個々の企業においてワークシェアリングを実施する場合は、労使の自主的な判断と合意により行われるべきものとされております。
ワークシェアリングは賃金の抑制等を伴うことから、現在議論は進展しておらず、今後、実施を促していくためには政府、労働界、経済界の代表者等による協議の場を設置するなど、国の関与も必要ではないかと考えております。
また、派遣労働者は派遣先企業の直接雇用者ではないため、企業内のワークシェアリングによって派遣切りが改善できるかは不透明であります。
以上でございます。
○議長（髙嶺善伸君）　農林水産部長。
〔農林水産部長　護得久友子さん登壇〕
○農林水産部長（護得久友子さん）　それでは農業問

題の御質問で、県の有機農業の推進施策及び支援策並びに有機農業の関係団体数については、関連しますので一括してお答えいたします。

県では、有機農業を推進するため、平成20年度から有機農業支援事業を実施し、平成23年度までに推進計画の策定や推進体制の整備を図ることとしております。

平成20年度においては、推進計画策定に向けた協議会の開催、栽培実態調査や栽培技術の開発、有機農業に関する研修会や現地検討会の開催などを行っているところであります。

県内における有機農業の推進団体及び生産組織につきましては、15団体となっております。

なお、県による支援につきましては、有機農業に限っての支援は行っておりませんが、今後、有機農業生産者からの要望等を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

同じく農業問題で、アグーブランド豚の作出状況についてにお答えいたします。

沖縄県アグーブランド豚推進協議会が認定したアグーブランド豚の平成19年度の生産実績は、約１万2000頭となっております。

県としましては、協議会と連携しながらアグーブランド豚の生産目標である４万5000頭が達成できるよう、計画的に指定生産農場の認定を拡大していくこととしております。

同じくアグーブランド豚で、名称使用の統一化についてにお答えいたします。

アグーブランド豚につきましては、生産者が交配方式や給与飼料を工夫したり、商標権や特定ＪＡＳ規格の認定を取得するなど、生産者みずから取り組んできた結果、既にプライベートブランドとして定着しております。

協議会におきましては、生産者独自の名称を生かしながら、統一ブランド名としてアグーブランド豚と称することとしております。

同じく農業問題で、ＷＴＯの再開でさとうきび作は守れるかについてにお答えいたします。

ＷＴＯ農業交渉につきましては、昨年12月中の開催を目指していた閣僚会合が見送られ、現在のところ再開の見通しは立っていない状況であります。

ＷＴＯ農業交渉に当たって、国は、各国の多様な農業の共存を基本方針に、国内農業への影響を十分踏まえ適切に対処することとしております。

県としても、国に対し、ＷＴＯ農業交渉においては我が国の基本的立場を堅持して交渉に当たるとともに、本県の重要作物であるさとうきびの関税に係る現行制度が維持されるよう、引き続き関係団体等と連携し強く要請していく考えであります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　県道11号線の整備についての御質問の中の、県道11号線の拡幅整備が進んでいない理由及び今後の整備計画について一括してお答えします。

県道11号線は、真玉橋交差点から上田交差点までの延長約2.7キロメートル、幅員30メートルの４車線道路であります。

真玉橋交差点から旧ＮＨＫ入り口付近までの区間は、平成４年度から街路事業で鋭意整備を進めており、平成23年度の供用を目指しております。

また、旧ＮＨＫ入り口付近から高安入り口付近までの区間は、土地区画整理事業の見直しにより事業着手がおくれておりましたが、平成20年度から街路事業で着手したところであり、平成26年度の供用を目指しております。

さらに、高安入り口付近から上田交差点までの区間については、豊見城市と連携して今後の整備計画を検討していく考えであります。

次に、豊見城市中心市街地整備事業についての御質問の中の、今後のスケジュールについてお答えします。

豊見城市においては、平成18年11月に中心市街地土地区画整理事業について中止の意向を国や県に報告するとともに、土地区画整理事業にかわる市街地整備の代替案を策定し、地権者に説明を行ってきたところであります。

豊見城市は、同代替案について地権者の約80％の賛成が得られたことから、今年度中に豊見城市公共事業評価監視委員会に事業中止の諮問を行うと聞いております。

続きまして、事業中止後の当該地区の整備についてお答えします。

豊見城市は、中心市街地土地区画整理事業を中止した後の当該地区について、法的規制の見直しを図るとともに、必要な公共施設については引き続き整備を行うため、代替案について平成22年度をめどに事業化していきたい意向であると聞いております。

次に、国場川及び饒波川（漫湖）の親水公園化についての御質問の中の、漫湖両岸の親水公園計画についてお答えします。

漫湖につきましては、ラムサール条約に登録された湿地であること及び「国指定漫湖鳥獣保護区」に指定されていることなどから、河川整備に当たっては関係機関との調整を図りながら川沿いの散策路や水辺に親しむ階段護岸等、親水性の向上に努めてきたところであります。

平成19年３月に「国場川水系水に親しむ川づくり整備構想」を策定し、その中で漫湖周辺は河川公園ゾーンとして位置づけております。

策定に当たっては、那覇市、豊見城市、南風原町の沿川の地域住民と意見交換を実施したところであり、同整備構想は住民意見を十分に反映したものであると考えております。

現在、地域住民との協議の整ったゾーンから順次、同構想に基づく遊歩道等の整備を進めているところであります。

続きまして、饒波川の整備計画についてお答えします。

饒波川については、国場川合流点から糸満市の溝原橋までの整備区間延長約4.5キロメートルについて、昭和47年度に事業着手し下流側から順次整備を進めているところであり、これまで豊見城市饒波地区までの約3.5キロメートルを完了したところであります。現在、饒波橋や溝原橋の改修を行っているところであり、多自然川づくりによる河川整備を進めているところであります。

また、事業区間上流部の未整備区間においても、地域住民の協力を得ながら早期整備に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、饒波川での親水公園化と歴史・文化の高揚についてお答えします。

「国場川水系水に親しむ川づくり整備構想」において、饒波川河口から石火矢橋までの間は「イシバーシうむい」エリアとして位置づけています。

具体的には、再現された石火矢橋を眺め歴史の道「真珠道」をしのぶエリアとしております。また、石火矢橋から高安橋までの間は「タングチ川あしび」エリアとして位置づけ、水運の港であった潭口を再現し、昔の川の風景を映した船遊びや川遊び等を拠点として親水エリアとしております。

今後、地域住民との協議を図りながら、同構想に基づく遊歩道等の整備を進めていく考えであります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　我が会派の代表質問との関連についての御質問で、30人学級についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、児童一人一人にきめ細かな指導を目指して、義務教育のスタートに当たる小学校１年生で30人学級を実施しております。

実施に当たっては、加配定数の範囲内で下限25人とし、施設条件面の対応が可能な学校を対象としております。平成21年度につきましては、小学校２年生へ拡大をしてまいります。

30人学級の今後につきましては、当面、小学校低学年で実施していきたいと考えております。

なお、小学校３年生以上の少人数学級につきましては、実施状況等を踏まえ、30人学級制度設計検討委員会で引き続き研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　当銘勝雄君。

〔当銘勝雄君登壇〕

○当銘　勝雄君　知事、30人学級について知事と教育長の答弁が違うんですよ。知事は２年生までやるんだからもうそれで十分公約を果たしているということなんですが、教育長は、今さき答弁があったように、３年生以上についても今後何とか検討委員会で検討してやるという話なんですよ。違うんですよ、全然。知事はもう一度答えてください。

それから不発弾問題なんですが、これについて私、政府の責任が非常におかしいというふうに思うんです。というのは、小禄で爆発事故があったときに１億2800万円余り一般会計から支出をしているんですね。そのときにはあくまでも見舞金なんです。ところが、今回も見舞金で処理するかわかりませんが、私は爆発事故については見舞金じゃない。基本的に政府が責任を持ってこれは賠償という形でやらねばならないと思うんです。見舞金とは違うんだということですね。ですからそういう形で県は今後これについてどういうふうにやっていくのか、これをひとつお答えください。

そして衆議院議員の照屋寛徳さんの今度の国会質問で、政府のこれまでの方針として不発弾の対策として戦後処理の一環として国が責任を持つとともに、住民の安全確保の観点から地方公共団体においても責任を持つということにされておりますと。国と地方の役割分担云々言っているんですよ。役割分担じゃないですよ、国の責任において県が見舞金を出すならばそれでいいでしょう。この考え方というのを、私は県は許してはならないとこういうふうに思います。それについての御答弁をお願いします。

それから有機農法の推進の問題ですが、今計画をつ

くったということですけれども、今後やはり沖縄農業がよって立つためには、今後の大型農業あるいはまた中国とかアメリカ、ヨーロッパあたりの農業からの農産物輸入を食いとめるためには、品質にこだわった農業生産のあり方を進めるべきだというふうに思いますので、これについてまだそこら辺までいってないということでしたが、もう少しどうしたらいいというか、例えば、店の中で有機コーナーをつくるとか、あるいは有機物が高く売れるような方策ですね、これもひとつ考えてもらいたいということです。

それから饒波川の問題については、さっき土建部長の積極的な答弁をいただきましたが、これは実は600年前にかつての豊見城城址の、豊見城の王様が――これは後の南山王になるわけですが―― 600年前に中国福建省に行ったときにこの船遊びを見て、これを持ち帰ったのが今の沖縄のハーリーの発祥と言われているんですね。ですからこれを豊見城が進めたわけでありますから、この饒波川をきちっと整備をして、先ほど遊歩道も整備をするというお話がありましたが、これはぜひ推進していただきたいと。

実は、那覇のハーリーのときには「豊見城上い」というのがあるんです。この那覇３村のハーリーをする皆さん方が豊見城城址に来てそこでウガンをやって、それから那覇のハーリーが始まると、こういうようなこともありまして、こういった非常に文化度の高いものを復元をして、そして沖縄のこれからの伝統文化の一つに持っていくということを進めたいと思いますので、これについてまた、これは文化環境部長で答えられますかね。

○議長（髙嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　当銘勝雄議員の再質問にお答えいたします。

30人学級については、教育委員会の研究にまちたいと述べたつもりですが、３年生以上については、先ほどの教育長の答弁どおりです。教育委員会のさらなる研究にまちたいということです。

○議長（髙嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　不発弾対策についてお答えします。

県としては、国は戦後処理の一環として本県の不発弾対策に取り組んでいく責任があると考えております。

このような観点に立ちまして、不発弾の爆発事故による被害補償、それから不発弾等処理及び磁気探査の全額国庫負担等について、引き続き市町村等と連携を図りながら国に要請してまいりたいと考えております。

○議長（髙嶺善伸君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん）　有機農業に関する再質問にお答えいたします。

有機農産物が高く売れるなどの仕組みづくりについてという趣旨の御提言でございますが、安心・安全な農産物を生産し推進することは、輸入農産物の差別化など大変重要と考えております。

有機農産物が高く売れるなど、現在、量販店等におきましてもコーナーを設けて差別化を図っている状況がございますが、今後ともなお一層有機農産物が県内に生産拡大できますように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　「国場川水系水に親しむ川づくり整備構想」でございますが、「イシバーシうむい」エリア、それから「タングチ川あしび」エリア、この２つのエリアに分けていまして、再質問のございました水運の港であった潭口を再現し、昔の川の風景を映した船遊び、それから川遊び等々の拠点としての親水エリアとして、構想としてはそういうふうに位置づけております。

今後、地域住民との協議も図りながら、同構想に基づく整備をしっかりと進めていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　新垣安弘君。

〔新垣安弘君登壇〕

○新垣　安弘君　皆さん、こんにちは。

民主党の新垣安弘です。

きょう、既に朝刊をごらんになった方々がほとんどだと思うんですが、昨日、県連の大会を終えました。民主党沖縄県連、ことしから11年目のスタートであります。同僚議員の皆様の政党の歴史・伝統に比べたら、もう比較できない、たった10年なんですが、それでも一生懸命民主党が伸びれば沖縄がよくなると、そういう思いで叫びながらやってまいりました。

その結果、こうやって県議会でも会派を持つことができまして、県政に直接かかわることもできるようになりましたし、中央においてはいよいよ政権をねらえるようなところにまで来ております。そういう点でこれからますます責任が重くなることを自覚しながら、

また沖縄のためには立場は違えど気持ちは皆さんと一緒でありますから、手をとってやるところはまた一緒にやって、沖縄がいい方向に行くように頑張っていきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問に入ってまいりたいと思います。

初めに、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

⑴、日米地位協定の抜本改定については、米国政府へ直訴する以上に日本政府の姿勢を改めさせるべく全力を尽くすべきではないでしょうか。

⑵、普天間飛行場の辺野古への移設について、代替施設を可能な限り沖合移動するように求めておられますが、Ｖ字型案の滑走路については知事は容認しておられるのでしょうか。

⑶、沖合移動となると、環境破壊がさらに深刻になると思われますが、そのことに関してはどのような見解を持っておられるでしょうか。

⑷、大田県政では、一時期、将来撤去可能なメガフロートのいわゆる海上ヘリポートが検討され、当時の橋本首相も当初は、沖縄の海を汚すようなことはしないと語っております。稲嶺県政においては、軍民共用で15年の使用期限の条件や使用協定などが取り上げられました。それに比べると、県民から見たら知事の要求は大きく後退しているように思われますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に２、安全保障問題についてお伺いいたします。

⑴、有事になれば軍は民を守らないとの認識が県民の中にあると言われております。言いかえると、米軍や自衛隊は有事になると県民を守らないということになると思いますが、この問題について知事はどのような認識を持っておられるのかお聞かせください。

⑵、県は、今月３日に有事を想定した国民保護訓練を初めて実施したとのことですが、その内容と実施した意義、なお、今後の実施計画はどのようになっているのかお伺いいたします。

⑶、中国の軍備増強が懸念されておりますが、日本の安全保障と県民の将来にとってどのような影響があるでしょうか、知事の御見解をお聞かせください。

３番目に、農水産業の振興についてお伺いいたします。

⑴、耕作放棄地の再生利用についてはどのような計画を立てて実施していくのでしょうか。

⑵、地産地消を推進するために、地域における農産物の直売所「道の駅」の立ち上げがやりやすいような政策を打ち出せないものでしょうか。

４番目に、酪農農家の支援についてお伺いいたします。

⑴、学校給食の牛乳の価格が据え置かれているために、酪農家の厳しい経営状況が余り変わってないようです。そのために乳用牛の導入も十分に確保できず、夏には昨年同様生乳不足に陥る可能性もあると関係者は心配しております。この問題についてどのように対処するのかお伺いいたします。

５番目に、公共交通の整備についてお伺いいたします。

⑴、公共交通活性化推進協議会で基幹バス計画が頓挫したとのことです。この際、協議会でもＬＲＴ（次世代型路面電車）を具体的に検討すべきではないでしょうか。

⑵、ＬＲＴについては、県は沖縄21世紀ビジョンで検討するとのことですが、今や景気対策と温暖化対策の有効手段として鉄道建設が世界的にも活発になってきているとのことです。県も意識を変えて取り組みを早めるときに来ているのではないでしょうか。

６番目に、子育て支援についてお伺いいたします。

⑴、保育所入所待機児童対策特別事業を活用しての市町村での認可化促進計画の現状はどうなっているでしょうか。認可化を希望する保育所の数はどの程度把握されているでしょうか。

⑵、市町村が認可後の措置費の負担増を心配して、認可化に対して消極的対応になっていることはないでしょうか。

⑶、認可化を望まない無認可保育所への今後の支援計画はどうなっているでしょうか。

７番目に、自然再生型公共工事についてお伺いいたします。

⑴、今計画されている公共工事で自然再生型の公共工事といえるものはあるでしょうか。

⑵、自然再生型公共工事とは少し違うとは思いますが、雇用問題の解決と環境対策と景気対策のためのいわゆる「グリーン・ニューディール政策」の沖縄県版と言えるような施策は何があるでしょうか。

８番目に、第２次軍転特措法の制定についてお伺いいたします。

⑴、2012年３月をもって軍転特措法の期限切れを迎えますが、今後どのような取り組みが必要となってくるでしょうか。

⑵、具体的な内容の改定についてはどのようなことが考えられるでしょうか。

９番目に、県立高等学校編成整備計画についてお伺

いいたします。

⑴、計画の進行状況と成果を伺います。

⑵、南部工業高校と南部農林高校の統合計画はどうなっているでしょうか。また、南部商業高校との学校間連携、統合の可能性についてはどうでしょうか。

⑶、南部工業高校が南部農林に再編統合後、南部工業高校の施設の有効活用についてはどのようになっているでしょうか。

最後に、新型インフルエンザ流行への対策についてお伺いいたします。

⑴、流行の可能性があるとき、または流行してしまったときの県民の行動について十分な啓蒙がなされているとは思えませんが、学校、会社、地域社会などで予防のための教育啓蒙活動はどの程度必要であり、どのように実行されているかお伺いいたします。

以上、御答弁を求めます。

内容によっては再質問をいたします。

○議長（髙嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　新垣議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第１に、知事の政治姿勢の中で、日米地位協定に関する政府への働きかけという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県は、これまで機会あるごとに内閣総理大臣を初め政府関係機関に対し、日米地位協定の見直しを要請してまいりました。引き続き渉外知事会などとも連携をしながら粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

また、渉外知事会と連携をして訪米をし、米国政府や連邦議会等の関係機関に対し日米地位協定の見直しを要請いたしますとともに、過大な基地負担を担っている地元の声を伝え、理解と協力を求めたいと考えているところでございます。

次に、同じく政治姿勢の中で、Ｖ字型滑走路案についての御質問にお答えいたします。

Ｖ字型案となった経緯につきましては、名護市及び宜野座村の住宅地上空を飛行ルートから回避するため、両市村と日本政府が交わしました基本合意書に基づき、日米両政府が合意したものであると認識いたしております。

県といたしましては、日米両政府が合意をした案を基本にしながら、地元の意向や環境などに十分配慮しつつ政府と協議を重ねているところでございます。

同じく政治姿勢の中で、沖合移動と環境についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県としましては、代替施設の建設計画については、地元の意向や環境に十分配慮する必要があると考えております。

今後、環境影響評価手続が進められていく中で、専門家で構成されます環境影響評価審査会等の意見を踏まえ、生活環境や自然環境に十分配慮する観点から意見を述べることになっており、この手続を経ることによりまして環境保全の観点が可能な限り取り入れられたものとなると考えているところでございます。

同じく政治姿勢の中で、大田県政の海上ヘリポートや稲嶺県政の軍民共用などに比べて知事の要求は大きく後退しているように思われるが、所見はいかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場代替施設につきましては、ＳＡＣＯの最終報告などさまざまな経緯があったことは承知いたしておりますが、政府と名護市、そして宜野座村との基本合意を経て、平成18年５月の米軍再編最終報告においてＶ字型案が合意されております。

私は、まず普天間飛行場の危険性を一日も早く除去するためには、キャンプ・シュワブに移設することが現実的な選択肢であると考えております。地元の意向や環境に十分配慮する観点から、可能な限り沖合などへ寄せてほしいということや、普天間飛行場の３年めどの閉鎖状態の実現を政府に求めているところであります。

普天間飛行場移設問題につきましては、これまでの関係者の努力と協議の経緯を踏まえ、責任を持って解決に向け全力を尽くしているところであり、要求が大きく後退しているとは考えておりません。

次に、農水産業関係の御質問で、耕作放棄地の再生利用に係る御質問にお答えいたします。

沖縄県の平成20年度における耕作放棄地面積は3015ヘクタールで、全耕地面積の7.7％となっております。

沖縄県としましては、耕作放棄地の再生利用を図るため、平成20年12月15日に沖縄県耕作放棄地対策協議会を設置いたしております。また、県協議会のもとに耕作放棄地が多い18市町村で地域協議会を設置し、推進体制の整備や再生実証試験、そして実施計画策定等を支援いたしております。

今後、平成23年度をめどに農業上重要な地域を中心に350ヘクタール程度の耕作放棄地の再生利用を進めていくことといたしております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　有事における米軍や自衛隊への認識についてお答えします。

防衛省の国民保護計画において、自衛隊は、武力攻撃事態においては主たる任務である武力攻撃の排除を全力で実施するとともに、これに支障のない範囲で住民の避難・救援の支援や武力攻撃災害への対処を可能な限り実施するものとされており、また、米軍は、日米安保条約に従って武力攻撃を排除するための行動を実施するものと認識しております。

沖縄県民は、去る大戦での悲惨な地上戦の経験から、有事の際の国民の保護がいかに困難なものであるかを身をもって体験していることから、政府においては、今後とも有事が発生しないよう、これまでにも増して不断の外交努力をする必要があると考えております。

次に、国民保護訓練の意義、内容、今後の計画についてお答えします。

武力攻撃や大規模テロなどの事態はあってはならない非常事態でありますが、万が一発生した場合に、住民の生命、身体及び財産を守る国民保護措置の対処能力の向上を図るため、訓練を実施する必要があります。

今回の訓練は、大規模集客施設における大規模テロを想定した図上訓練で、対策本部の設置運営訓練、情報の収集・伝達訓練、警報・避難の指示等の通知・伝達訓練などでありました。

県としては、今後は年１回の訓練を実施し、国民保護措置の対処能力の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、中国の軍備増強による影響についてお答えします。

防衛白書によると、中国の軍事力について現状や将来像が明確にされていないため、地域情勢や日本の安全保障にいかなる影響を与えていくかが懸念されるとのことであります。特に、海を隔てて国境と接している沖縄県にとっては、中国の安全保障に関する意思決定プロセスや軍事力の透明化が必要であると考えております。

次に、軍転特措法の具体的改定内容についてお答えします。一括してお答えいたします。

軍転特措法は平成23年度で失効しますが、跡地利用の取り組みは今後本格化してまいります。そのため、県としては沖縄振興特別措置法及び沖縄振興計画の総点検を実施する中で、新たな法制度の制定も含めて検討しているところです。

具体的には、駐留軍用地を返還する際の原状回復措置や地権者への給付金、国有財産の活用等同法に定める各内容について検討を行っております。

これを踏まえ、政府へ現行の枠組みの継続はもちろんのこと、新たな法制度の検討も含め、きめ細かな対応を求めていく考えであります。

○議長（高嶺善伸君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん）　農水産業の振興についての御質問で、直売所の整備についてにお答えいたします。

県では、地産地消を推進するため、県内農水産物直売所19会員による「おきなわ農産物直売所ネットワーク会議」を設立し、相互交流や連携強化を促進するとともに、ファーマーズマーケットやおさかなセンター等の整備を進めているところであります。

今後とも、直売所の整備については、事業の採択要件を勘案し関係機関と連携を図りながら支援してまいりたいと考えております。

次に、酪農農家の支援についての御質問で、学校給食用牛乳の供給価格についてにお答えいたします。

県としましては、生乳の安定供給を図るため、平成20年度に優良乳用牛200頭の県外導入を支援し、平成21年度は150頭の導入を支援する予定であります。また、自給飼料活用の普及啓発を図るため、飼料作物であるソルガムの実証栽培を行っております。

なお、学校給食用牛乳の供給価格については、価格形成の透明性を確保するため、入札制度により決定しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　企画部長。

〔企画部長　上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君）　公共交通の整備についての御質問で、沖縄県公共交通活性化推進協議会でのＬＲＴの導入検討についてお答えいたします。

「沖縄県公共交通活性化推進協議会」では、現在、バス停など乗り継ぎ施設の整備やＩＣカードの導入、バスレーンの拡充など、諸条件の整備に取り組んでいるところであります。条件等が整い次第、基幹バスの実証実験等を実施することとなっており、同協議会でＬＲＴの導入検討をする予定はございません。

同じくＬＲＴの早期導入検討についてお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョンでは、駐留軍用地の跡地利用を含め将来の県土構造のあり方についても方向性を示していくこととしております。その際、体系的な交通

ネットワークの構築を図る観点から、ＬＲＴを含む軌道系交通システムの導入についても検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（髙嶺善伸君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　子育て支援についての御質問の中の、待機児童対策特別事業における市町村の認可化促進計画と認可化を希望する施設数についてにお答えいたします。

県では、待機児童等の実態を把握するため、認可外保育施設入所児童の保護者と当該施設に対しアンケート調査を実施し、このたびその結果を取りまとめました。

認可外保育施設につきましては、調査を依頼した443カ所のうち347カ所から回答があり、うち認可化を希望するのは188カ所となっております。

今後は、これらの調査結果をもとに市町村と調整の上、今年度中に認可化促進計画を策定し、これに基づき認可化の促進を図っていくこととしております。

続きまして、市町村における認可化促進に対する対応についてにお答えいたします。

地方公共団体が支弁する保育所運営費につきましては、入所児童数に応じて地方交付税で措置されております。

県としましては、市町村に対しこうした地方交付税措置への理解を求め、認可化促進への積極的な対応を働きかけてまいりたいと考えております。

続きまして、認可化を望まない認可外保育施設への支援についてにお答えいたします。

認可化を望まない認可外保育施設に対しましても、引き続き新すこやか保育事業や当該施設職員への各種研修会の実施、認可外保育施設指導監督基準に基づく安全・衛生面からの指導助言等により支援してまいりたいと考えております。

続きまして、新型インフルエンザ流行の対策についての中の、新型インフルエンザの啓蒙についてにお答えいたします。

新型インフルエンザの被害を最小限に抑えるためには、県民一人一人が手洗いやうがい等の予防行動を行う必要があります。また、万一発症した場合には、マスクを着用して、あらかじめ保健所や医療機関に連絡をして受診することを勧めています。

県としましては、感染した人との接触を避けることが最も有効な予防策となるため、県民に対して外出の自粛やイベント等の中止を要請することになります。また、ホームページや広報誌等でこれらの行動について啓蒙を行っています。今後は、事業所や市町村に対しても啓発を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　自然再生型公共事業についての御質問の中の、自然再生型公共工事についてお答えいたします。

沖縄県の海岸施設の整備に当たっては、美しい海や砂浜等の景観・環境に配慮し、緩傾斜護岸、養浜、人工リーフ、飛沫防止等の組み合わせによる面的防護方式で海岸施設整備を進めております

河川の整備については、治水・利水・環境の調和を図りながら、多自然川づくりや水辺に親しむ川づくりに鋭意取り組んでいるところであります。また、平成19年度に国頭村奥川の自然再生を目的に自然再生協議会が設置され、今年度中には奥川自然再生実施計画を策定し、事業を進めていく予定であります。

今後とも地域住民や関係団体、関係機関等の参加・連携・協働のもと自然再生型公共事業へ取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　観光商工部長。

〔観光商工部長　仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君）　自然再生型公共工事に関する御質問の中で、沖縄県版グリーン・ニューディール政策についてお答えします。

いわゆる環境対策・エネルギー対策を景気対策・雇用対策の柱と位置づけたグリーン・ニューディール構想について、環境省では１月に提案しており、公共施設への太陽光発電の導入や省エネ設備を導入する企業への無利子融資制度の創設などで環境ビジネス市場の拡大と雇用創出を目指しております。

県では、太陽光発電の県有施設への積極的導入や一般家庭への導入に対する助成制度などを通して再生可能エネルギーの普及促進を図っているところであります。なお、民間においても風力発電設備の建設、バイオエタノールの実証事業の取り組み、木質バイオマス燃料製造工場の立地など、再生可能エネルギー関連事業が徐々に広がりつつあります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　文化環境部長。

〔文化環境部長　知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君）　沖縄県版グリーン・ニューディール政策についてお答えいたします。

国における「グリーン・ニューディール政策」では、具体的な施策として、省エネ家電の購入、$CO_2$排出が少ない次世代自動車・住宅の導入促進、ＥＳＣＯ等低炭素化サービスの利用などが例示されております。

県としましては、これまで地球温暖化対策としてビル等施設の省エネ改修を行うＥＳＣＯ事業の導入や低公害車の普及促進を図ってきたところでありますが、今後とも環境問題の解決が景気回復や雇用創出につながるよう、国と連携しながら取り組んでいく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　それでは県立高等学校編成整備計画についての御質問で、編成整備計画の進捗状況と成果についてお答えいたします。

県教育委員会においては、平成14年３月に「県立高等学校編成整備計画」を策定し、総合学科、中高一貫教育校、情報教育中心校、総合実業高校など新しいタイプの学校等について年次的に整備を進めてきたところであります。平成19年４月には、与勝高校内に併設型中高一貫教育校として県立与勝緑が丘中学校を開校し、名護商業高校と北部工業高校を統合して名護商工高校を開校いたしました。平成20年４月には、宮古農林高校と翔南高校を統合して宮古総合実業高校を開校いたしました。統合後の両校においては、学校が活性化し、生徒が活躍する状況が続いております。また、計画策定時から５年が経過した時点で、生徒、保護者、地域のニーズや教育を取り巻く環境も変化してきたことから、学識経験者や保護者代表等で構成された「県立学校編成整備に関する懇話会」からの提言を受け、総合工芸高校(仮称)など計画の一部を見直したところであります。

県教育委員会としましては、今後とも生徒の視点に立った魅力ある学校づくりを目指して編成整備計画を推進してまいります。

次に、南部工業と南部農林高校の統合計画等についてお答えいたします。

「県立高等学校編成整備計画」に基づき、島尻地区における新しいタイプの学校として南部工業高校と南部農林高校を再編統合し、農業や工業に関する教科・科目を総合的に学習できる総合実業高校を設置する計画であります。現在、学校規模等の設置基本計画を策定し、学校関係者へ説明しているところであります。

南部商業高校との統合に関しましては、当面、単独校として存続し、今後、生徒・保護者や地域社会のニーズ等を踏まえて検討してまいります。

次に、再編統合後の南部工業高校の施設の有効活用についてお答えいたします。

現在、「県立高等学校編成整備計画」に基づき、南部工業高校を南部農林高校へ再編統合する計画を進めているところであります。

統合後の南部工業高校の施設の跡利用につきましては、庁内の県立学校跡利用検討委員会において地元の意向を聴取するなど利活用について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　新垣安弘君。

〔新垣安弘君登壇〕

○新垣　安弘君　それでは何点か再質問をいたしたいと思います。

まず、知事よろしくお願いします。

今までも地位協定のこととか、あるいは辺野古のこと何度か質問させていただきました。

私は基本的に地位協定に関しては、これはアメリカに要望するよりも筋としては政府がしっかりとアメリカとの交渉をやるべきものだと思っています。そういう意味では、県からアメリカに行って交渉してもなかなか成果は上がらないと思っています。

先日、アメリカのリチャード・ローレス元国防副次官が辺野古の再編計画での発言なんですが、こういうことを言っています。アメリカの政府が個々の自治体と交渉するのはばかげていると、日本政府の責任でやるべきだと。これは辺野古の移設の問題なんですけれども、それに対するこういう発言でも見られるように、恐らく地位協定に関しても要望は聞くけれども、交渉は政府が相手だと、それがアメリカの本音だと思うんですね。

それで、知事は何度かきょうの答弁でも、これからも渉外知事会とも一緒に何度もアメリカに行ってやるというふうにおっしゃっているんですが、私からすればそれ以上に今の政府、そして政権与党に対する圧力をしっかりとかけるべきではないかと思うんですね。やがて総選挙もありますし、民主党の場合は――ほかの野党もそうなんですが――地位協定の改定をしっかりうたっていますよ。そういう点で、この機にしっかりと政権与党に、政府に次期衆議院選挙もあるんだし、地位協定の問題は運用の改善ではなくて抜本改正するんだと、それぐらい政策に掲げるぐらいやってもらわないと困ると、そういう圧力をかけていただきたい。それで７日には総理も沖縄に来られるということ

でもありますし、そういう機会も利用して、与党の国会議員の皆さんとも会うというふうに言っていますから、総選挙を前にしてすごくいいチャンスだと思います。私は地位協定の問題はアメリカにやるよりも筋としては政府を動かす、政府を変える、それに力を注ぐべきだと思っています。そのことに関して、また知事の御見解をお聞かせください。

もう一つ、辺野古の基地の問題ですね。

これも今月の27日にアメリカの上院の軍事委員会で、ゲーツ国防長官の発言があります。どういう発言かといいますと、中国の脅威に対処するためにも在沖縄米軍再編をしなければならないと。中国が軍事力を増大させる中で、在沖海兵隊を8000人グアムに移転することによって、有事の際に中国の弾道ミサイルや戦闘機による攻撃の被害を最小限にするとそういう説明をしているんですね。これはどういうことかというと、要は沖縄の海兵隊のいわゆる実戦部隊じゃなくて司令部の要員、キャンプ・ハンセン、キャンプ・コートニー、あるいはキャンプ瑞慶覧あるいはまたキンザーの兵たん要員、そういう人たち8000人とその家族9000名、沖縄にいたら危ないからグアムへ避難しようとそう言っているのと一緒なんですよね。本音はそうかもしれない。日本とのやりとりにおいては、沖縄県が基地の負担が大きいから出て行けとそういう県民の声があると。だから、出ていってやるからそのかわりグアムに基地をつくるから、日本も金を出してくれ、そういう形で日本政府から金を引き出してグアムに基地をつくると。

それだけならいいんですが、普天間のかわりの基地をさらに沖縄につくってくれと。しかもそれは60年代から計画していた辺野古の方に大浦湾を利用して桟橋もつくれるようなそういう基地にしたいと。それがアメリカの要望であり、そういうアメリカとのやりとりを政府はやっているわけですよ。

そういう点で、沖縄側から見たときに、その日本政府というのは一体何なんだと、そういうふうに思うわけなんですね。ですから、そういう点でぜひともこれはそのまま政府のその交渉だけを沖縄は受け入れているだけではだめだと思うんです。ですから、しっかりと辺野古のこの基地の問題に関しては沖縄の県民の立場に立てば、これはつくるべきじゃないとそういうふうに私は県民にとってベストな選択を捨てるべきではないと思うんです。しかも、政権交代するかもしれない。その新しくかわった政権が辺野古は県外・国外だとしっかりとアメリカに言う用意が今できていると。そういう状況の中で、私は県民にとってベストな選択を捨てるべきじゃないと思うんです。それについて知事のまた御見解をお願いをしたいと思います。

あと安全保障問題について、軍は民を守らないとそういうことが県民の意識の中にあるとよく言われますが、先ほど公室長の答弁、私もほとんど一緒です。軍が民を守らなかった歴史はあるんですが、しかし国民の70％が自衛隊の存在を認めていると。日米安保もしかり、必要だと言っていると、そういう意味では民を守らない軍をそのままにするんじゃなくて、しっかりといざというときに民を守る軍にしないと、最低限しないといけない。それは政治の役目だと思うんです。そういう点でしっかりそこら辺は国民保護の問題に対しては取り組んでもらいたいと思っております。

あと福祉保健部長にお伺いします。

保育所の認可化の問題で、これは待機児童対策特別事業を活用しての無認可を認可にするというその計画の中では、恐らく１年間に20カ所、それぞれ３年間60カ所の予定だったと思うんです、計画は。先ほどのお話を聞きますと、188カ所が認可化を望んでいると。それを計画は60カ所、希望は188カ所、そこをどう整理するのか、そのことを御答弁お願いします。

あともう一つ、自治体が消極的になっているんじゃないかという話なんですが、地方交付税の措置があるとおっしゃっていました。しかし、これは国の基準の保育料があるんですが、市町村は国の基準の保育料より安くしているんですよね。その差額の分は、市町村が要は身銭を切っているわけです。そういう意味で持ち出しが出るから消極的になるんじゃないかということを言っています。それに対しても御答弁をお願いいたします。

あと農水部長、酪農家の支援に関してなんですが、これはスーパーの牛乳は価格が上がりました。ところが、牛乳の30％は学校給食らしいんですね。学校給食の牛乳のその値段は上がっていないんです。ですから、その分、酪農家がなかなか苦しいと。それで北海道から乳用牛も導入するんですが、体力がないから要は十分な数の導入ができない。そうするとこの夏、再び生乳の不足が出てくるんじゃないかという危機感を持っているわけです。その心配はないのかどうか。それに対して、その値段に関しては入札制度という話もあったんですが、学校給食の牛乳の値段というのはどうやって決まるのかどうか。牛乳の値段を上げろとは言っていないんですよ。その値段の決まり方、それを教えてください。

あと自然再生型の公共工事についてなんですが、土建部長、海岸線においていわゆる飛沫防止の堤防のそ

ういう工事をやっているということで、自然再生型の工事ということでおっしゃっていましたけれども、それが実際自然を壊すような工事になっていないか、堤防になっていないか、そういう一例がたまたま粟国村の方に視察に行きましたらありました。地元の人がこれは要らないんじゃないか、かえってこれがあるとよくないと。コンクリートの海岸線につくってあるんですけれども、そういうこともありましたので、そこら辺に関してまたちょっと御見解をお聞かせください。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午後２時31分休憩

午後２時32分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　新垣議員の再質問に答弁させていただきますが、まずこの地位協定の改定についてはアメリカ政府よりも日本政府へのアプローチが第一でしょうという提案は、全くそのとおりだと思います。そういうことで、総理大臣を初め先ほども答弁しましたが、外務大臣、外務省、いろんなところに我々は地位協定の改定については申し入れをしていますし、渉外知事会でもやっております。

ですが、これも何度も申し上げたかと思いますが、一種のれんに腕押し、一切運用でという点以上にはなかなか出ません。特に、人権関係であるとか、あとは環境関係ですね。特に環境関係はこの地位協定ができた昭和60年代から随分変わってきていますから、せめてこのあたりが糸口ではないかというようなことを含め、さらに稲嶺県政の時代には各県の県議会もむしろ一緒になって、さらに青年会議所等々もやって日本政府には相当実はやってきた経緯があります。しかしながら、なかなか前へ進まない、進もうとしない。そういうこともあるんですが、ただし事件・事故がこの沖縄で余り減っていないと。こういうものはしかし米兵を含むこちらに駐留している米軍の意識の問題もあるのではないかと。そしてそれは地位協定にやはりその根源があるのではないかという点もあります。

ですから、私どもはそういう視点から今度アメリカへ行った際には、いろんな事件・事故がなかなか減らない。平均するとまだ月に大小10件ぐらいあると。これはやはり地位協定である種の特権が認められている以上に米兵ないしはその軍人・軍属たちにある種の日本の法律を軽視するような何かがあるのではないかという点も含めて言ってまいりました。特に、地位協定については知事会を含め、いろんな場合も外務省にも無論言いますが、日本政府にも言いますが、私たちは同時に、アメリカの代表である大使館にも当然実は要請に行っております。ですから、ぜひこれは与野党一緒になってでもこの日本政府を動かせれば一番だと思いますが、肝心かなめのこれを利用しているのはアメリカ政府ですから、やはり両方要るのではないかと思っています。

ただ、きょうの御意見は非常にわかりやすくて、御提案としても受け取れると思いますから、我々もその方向でも頑張ってまいりたいと思います。

また２番目の辺野古についてですが、確かに私はアメリカ議会におけるこのやりとりは見ておりませんけれども、今おっしゃった、議員の言われたようなことはあり得るだろうというのはもともといろんな形で日本のマスコミその他でもよく書かれていた点だという感じは持っております。しかしながら、今の普天間そのものがもうよく言われているあの周辺全部が住宅で囲われ、学校が10以上もある。ああいう状態で事故でも起こったらなかなかこれは大変ですよ。ですから、今は受け入れてもいいと言っている名護の、しかも海から入って海へ出ていくというようなＶ字の構造から言って、しかも写真から見ても周辺に民家がないというようなところへまず移すというのがどうして私は賛成されないのかが意味がよくわかりかねるんです。ですから、私はまず移すべきだと言っているんですよ。それじゃその普天間についてのこれから先の行き先がはっきりしないまま国外だ、県外だと言われてもこれはなかなか持っていきようがないと思う。長い時間がかかると思う。ですから、受け入れてもいいと言っていただいている名護市に――条件つきだよと私は日本政府にも言っているんですが――移すべきだということです。

それからもう一つ、国民保護法についてのお話ですが、これは御意見としてうかがっておけばいいんですね。しっかりやれとおっしゃったことかと思います。

その他につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　認可外保育施設の保育所の認可化の問題ですけれども、保育所の設置は待機児童の状況など地域の保育ニーズを勘案して市町村が決定いたします。認可化を希望する施設との調整を今後行っていくということになります。

続きまして、保育料の設定につきましては、やはり

これも市町村の状況に応じて行われていると考えております。認可化の促進による保育料への影響も市町村の判断で行われていくものと考えております。

○議長（髙嶺善伸君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　再質問にお答えをいたします。

私ども海岸整備事業では、自然再生型工事としていわゆる一度失われた自然の砂浜、植栽等を取り戻すという観点から、自然再生型工事として自然の砂浜に近い形の護岸整備を行っているところであります。工事としましては、養浜であるとかそれから植栽等がございます。

御指摘の粟国村の公共事業において自然を壊しているというふうな工事があるということでございますが、粟国村に確認をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん）　それでは学校給食用牛乳についての再質問にお答えいたします。

平成21年度、来年度の生乳の需要見通しということでございますけれども、関係団体等への聞き取りによりますと、平成21年度は補助事業及び自己資金による導入や人工育成による搾乳牛の増等が予定されておりまして、生乳生産量は約３万2000トンが見込まれております。昨年は２万8000トンに対しまして生産が増大することと見込まれております。

なお、自給率は93.6％になる見通しであります。

それから、学校給食用の価格につきましては、先ほども答弁いたしましたように、価格の形成につきましては入札制度ということになっておりますので、その入札にのっとって価格が決められるということになっております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　上里直司君。

〔上里直司君登壇〕

○上里　直司君　皆さん、こんにちは。

民主党の上里直司と申します。

早速ですが、質問をさせていただきます。

１、沖縄の自治の実現についてお伺いいたします。

⑴、県と沖縄総合事務局は、第１回政策事務連絡会議を開きました。出席をした知事の感想をお伺いいたします。二重行政の解消などの課題について、今後どのように取り組まれるかということもあわせてお聞かせください。

⑵番目は、県と奄美地域との交流の現状とその効果、また課題についてお伺いをいたします。

⑶番目、県が進める道州制の検討作業に奄美諸島の住民の意見を求めるべきだと考えるが見解をお伺いいたします。

以前にも薩摩侵攻400年の機をとらえて奄美地域の皆さんとの交流を進めるべきではないかという話を、まずは提案をさせていただいておりましたので、その後どういうふうに検討されたのかということについてお聞かせいただければありがたいです。

２番目の雇用状況についてであります。

⑴、県内の緊急雇用対策における受入数についてお伺いいたします。

⑵、雇いどめや派遣切りにあった人を受け入れる公営住宅の確保についてもお伺いいたします。

⑶、県としては今後の雇用情勢がどのように推移していくのかということについてお聞かせください。といいますのも、先日も発表されましたＧＤＰ速報値でマイナス22％という、もう本当に過去に例がないような景気の減速が記録をされておりますけれども、今後この景気がどうなっていくのか。一時的なものなのか、長期的に続くのかということの雇用情勢をしっかりととらえていらっしゃるのかという観点からここは聞いております。

続いて⑷、県の業務の中で人手不足に陥っている現場はどこだろうか。人手不足で悲鳴を上げている現場に適正な人員配置をすることが雇用対策にもつながるものだと考えております。知事の見解をお聞かせください。

３、県立病院改革についてお伺いいたします。

⑴、病院事業局作成の経営再建計画（案）、その骨子として、一般会計からの支援の強化等によって約100億円の資金不足の解消、また、加算取得等収益増経費削減プロジェクト推進等による黒字化の達成ということでありますけれども、それに並んで公立病院特例債の活用が述べられております。それは実現されるのかどうか。そうすることによって独立行政法人化が不要になるのではないかと考えるんですが、お聞かせください。

⑵、県立南部医療センター・こども医療センターの精神神経合併症病棟及び小児科病棟の現状をお伺いいたします。これは先日の代表質問でも述べられておりましたので、他の議員の代表質問ですけれども、現状はどうなっているのかということと、病院事業局が方針を変更したということが少し見えにくくなっていますので、ここは改めてお伺いをいたします。

４、伝統工芸産業についてお伺いいたします。

この質問をするに至りましたのも、知事が訪米されましてサンフランシスコでトップセールスを行ったということをお聞きいたしました。戦略的な産業であるＩＴ産業に戦略的に取り組まれるということは、これは評価していい話であります。しかし、地元にはさまざまな宝というか伝統工芸がありますし、物づくりをされている方もいらっしゃいまして、そういう皆さん方やそういう産業をもっと活用することが雇用をふやし、県の経済の発展につながるものではないかという思いで質問をさせていただきます。

⑴、直近の５年間でＩＴ関連企業誘致及び支援に関する予算と伝統工芸産業に注いできた予算額についてお伺いいたします。平成21年度においてどうなっているかもお伺いいたします。

⑵、また、同様に直近５年間でＩＴ関連産業と伝統工芸従事者の推移がどのようになっているのかもあわせてお聞かせください。

⑶、県が実施をしている人材育成事業がどのような成果を上げているのか、その課題についてあわせてお聞かせください。

⑷、伝統工芸従事者とりわけ見習いとして働いている方の賃金または給料というのが平均的に所得が幾らになっているのかということについてもあわせてお聞かせください。

⑸番目の、各産地組合から寄せられている要望を県が把握しているのか、それをお聞かせください。

５番目の図書館行政についてお伺いをいたします。

⑴、今年度、2009年度に県立図書館の未整理図書の整理事業として予算がついています。その予算額は幾らかというのは書いてはおりませんけれども、未整理図書というのが一体何なのかということですね。実は、私もこの県立図書館の質問を２回ほどしていて、整理されていますかという質問をしましたところ、整理されているという答えしか返ってこないんですね。しかし、整理をされていない未整理図書という概念が少しわからなかったものですから、改めてこの未整理図書というのが何冊あって、そして全体の蔵書冊数に占める割合が幾らなのかということについてお聞かせください。今年度で完了すべきだと思いますけれども、そのことについてもお伺いをいたします。

⑵、県立図書館及び各市立図書館の開館時間を延長して、もっと利用者に利用しやすい環境にすべきだと思いますが、見解をお伺いいたします。

⑶番目、レファレンスという調べ物に対応する司書の配置、また技術向上にどのように取り組んでいるのか。また、その県立図書館、公共図書館への支援内容もあわせてお伺いいたします。

⑷番目、県立図書館及び各市町村立図書館へ中小企業診断士にお願いをして相談ブースを設けて、そうすることによって企業支援を図れないかということを提案したいのでありますが、御見解をお伺いいたします。

６、郵住協問題についてであります。

⑴、この問題は９月の議会でも質問をいたしました。若干状況が変化をしている、または進行しておりますので、今回の議会でも取り上げました。事業者と旧郵住協の間で、おおむね平成20年度を目途とすると再開発に着手するということが述べられております。それは協定書の中に入っております。この事業者が本当に再開発する意思があるのかどうか。県・市・事業者との協議会が設置されるめどはついたのかお聞かせください。

⑵、平成20年度中にこの事業者が再開発をしないということになればどのような手続をとることになるのかお聞かせください。

７、那覇市の地域再生計画についてお聞きいたします。

⑴、県内における地域再生計画としては初めて施工されるものだと思いまして、那覇市にとやかく言えという話ではなくて、こういう今の那覇市のやり方が正しい行政の手続かということについてお聞かせください。

平成20年12月１日に那覇市地域再生協議会が設置されました。その設置要綱には、住民の生活環境に大きな影響を及ぼす建物の配置や構造に関することを除くというふうに定めております。住民からこの項目を入れてほしいと言って要望を受けて始められた協議会でありますけれども、那覇市はその住民の要望事項を省いた形で協議を進めようとしています。協議会設置公共団体が協議会設置の際に、その設置要件となっている要望事項を省く権限を有しているのかお聞かせください。

⑵、県知事は、都市計画変更手続の際、那覇市長に対し住民の要望を反映するよう対話の場を持つことという附帯意見をつけられました。この意見は反映されたのでしょうか。

⑶番目、昨年９月、事業者が開催した住民説明会で、交通渋滞発生についての説明がありました。その中で、交通管理者とも相談している旨の発言がありましたが、それは事実でしょうか。

８、戦後処理についてお伺いいたします。

⑴、旧軍飛行場用地問題解決について。

ア、調整費で充当できる事業には限度があるのではないでしょうか。国が定める限度だけで問題解決が図れるのでしょうか。

イ、各地主会が主張する旧日本軍に接収された土地面積を県は把握しているのか。地主会の会員及び面積によって事業内容に差が出ることを県は理解しているのでしょうか。

ウ、沖縄振興法以外に旧軍飛行場用地の解決促進を図られる法律があるのかどうかお聞かせください。

⑵、続いて、不発弾処理についてであります。もうこの議会でも代表質問、一般質問でいろいろ質疑が交わされておりますけれども、国が不発弾処理またはその不発弾の探査に係る費用を負担するというその責任を負うこととなっているというのはどの法律なのかお聞かせください。

⑶、遺骨収集についてお聞かせください。

ア、県と国が集計をしている収骨数に相違があります。これはなぜでしょうか。

イ、現在、国から委託をされている遺骨収骨事業は実際はだれが担っているのか。収骨事業を実施する団体はどのような団体か。その団体への支援や顕彰、評価をすべきではないかと思いますが、見解をお聞かせください。

９、沖縄学生会館が３月末に閉館するとのことでございますが、ＯＢや父母会からの意見を聞いたのか。建てかえを含めて存続に向けて取り組むべきだと思いますが、見解をお伺いいたします。

10番目の、我が党の代表質問との関連についてお聞かせください。

県が、いわゆる天下りの公表に関して設けている基準以外に県からの補助金交付団体、指定管理者、事業委託団体、企業などへの天下りの方は何名いらっしゃるのか。またその実態について把握しているのか。知事部局、教育庁関連でお聞かせください。

先日の代表質問において副知事が、民間企業とそのグループ企業での人事配置を模して県の出資団体及びそこへの天下りを同一したかのような発言をされておりました。これは天下りをそのまま容認するかのような発言だというふうに私は受けとめましたけれども、仲井眞県政としてこのような発言というのは本当に正しいというか、いかがなものなのか、正式な見解かどうかお聞かせいただきたいと思います。

県立病院のあり方についての説明会が開催をされておりました。これは先ほども御紹介がありましたけれども、パブリックコメント実施の一環なのかと。その際に寄せられる意見はパブリックコメントのコメントとして受け取っているのか。また現在寄せられているコメントは何件か。それによって素案を修正する可能性はあるのかどうかお聞かせください。

発達障害児についての代表質問について、現在発達障害児センターが中部にあります。随分相談件数が多くて、そのセンターだけではとてもじゃないけれどもこの相談を受け入れることができないというようなことも聞いております。実際の今の相談件数が何件あるのか。また、１カ所だけではなく南部や北部などにも設置ができないかどうかお聞かせください。

あわせて、学童クラブについての関連質問を行います。

平成22年度から71名以上の大規模化となった学童クラブへの補助金が打ち切られることとなっておりますが、そうしたことで学童クラブの待機化、待機児童が発生するのではないか。なかなか新たに学童クラブをつくるといったとしても、なかなかそれに踏み切れる経済的な余裕があるとは私は聞いてはおりません。そうしたことによって受入数を制限するという学童クラブが出てくるのではないかと危惧をしております。そうしたことで大規模化につながらないように措置をとっていただきたいのですが、御見解をお聞かせください。

以上です。

○議長（髙嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　上里議員の御質問にお答えいたします。

沖縄の自治の実現についてという大きな項目の中で、沖縄総合事務局と政策事務連絡会議の感想いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

会議では、現下の厳しい経済状況に対応し、雇用の確保に連携して取り組んでいこうということや、沖縄振興計画の総点検での連携の提起などがございました。このような連携を進め課題を共有し一体的に施策の実施に取り組んでいくということは、地方分権の推進や今後の沖縄振興にとって意義があることだと考えております。

次に、雇用に係る御質問の中で、雇いどめ等にあった人を受け入れる公営住宅の確保についてという御質問にお答えいたします。

沖縄県におきましては、雇いどめ、派遣切りにより住居を失った県関係者を緊急に受け入れるため、県営住宅を40戸確保いたしております。平成21年１月21日に受け付けを開始して、平成21年２月20日現在、20世

帯が入居をいたしております。

さらに雇用に係る御質問で、今後の雇用情勢の推移いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

国は、今後の雇用情勢につきまして、急速な景気の悪化を受け、雇用の大幅な調整につながります懸念があるといたしております。

沖縄県内の今後の雇用情勢につきましては、ＩＴ産業など一部には雇用の拡大が見られますものの、外部環境の悪化により求人数は県内・県外ともに大幅に減少いたしておりますことから、厳しさが続くものと予想されております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君）　仲里副知事。

〔副知事　仲里全輝君登壇〕

○副知事（仲里全輝君）　上里議員の御質問にお答えいたします。

赤嶺議員の質問に私が答えたものに対する質問でございますが、天下りを容認する発言は県として正式な見解かと、こういう趣旨の御質問にお答えいたします。

まず、天下りとは何だろうかと、この定義が必要ではないかとこう思います。

赤嶺議員の質問は、総務部長から企業局長に知事が任命することも天下りというような範囲でとらえているようなニュアンスの質問でございました。

それから、県は一定の目的を持った、公益目的を持って設立された多くの外郭団体を抱えております。そこには身分を持った現職の派遣やら、あるいは退職した者の推薦をさせていただいております。これはいろんな住宅公社であったり、建設技術センターであったり、福祉関係の団体、農業・畜産関係の団体であったり、場合によっては第三セクター等がございます。

これは、なぜ県がその団体を設立したか。あるいは株式会社ながら第三セクターとして県がなぜ出資をしているのか。そこらあたりをよく踏まえなくちゃいかんですね。そういう設立目的に従った経営理念なり管理をしてもらわなくちゃいかぬ。それがまた行政の政策との整合性を確保するゆえんでもあると、こういうことが言えるわけでございまして、したがって、県はそういう外郭団体に現職のまま派遣している事例もございます。退職した職員を紹介・推薦する事例もございます。もちろん現職が行く場合には、そこでの退職手当は支給されません。県に戻ってきて県が退職手当を精算する、負担するとこういうことになります。これは県の政策とこの関係団体の果たすべき役割との整合性を確保していく。公共性であったり公益性であったり、場合によっては県政策との整合性を図って県民福祉の増進を図っていくと、こういう趣旨・目的でございます。

そういう面で、こういうようなものも天下り人事と呼ぶべきかどうか、極めて疑問のあるところでございます。公社等外郭団体の役員に就任する場合には、県職員の身分を有したまま派遣される場合と退職後に就任する場合があります。いずれの場合も団体への出資者として団体の設立目的の達成や県の施策との連携確保を図るため必要なものと考えております。

なお、天下りとは、一般的には官庁やその役職者が強制や押しつけてさせる人事のことであります。そういうような人事を民間企業であったり、あるいは関係外郭団体であってもやるということは、いろんな弊害を生みます。それは県民の不利益にもつながってまいります。

したがいまして、そういうような天下り人事につきましては当然規制されるべきであります。そのことを県としても自覚、上里議員が主張したいことは自覚しなくちゃいけないと理解をしているものでございますので、赤嶺議員への私の答弁につきましてはそういう趣旨だと御理解を賜りたいとこう思います。

○議長（高嶺善伸君）　企画部長。

〔企画部長　上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君）　沖縄の自治の実現についての御質問で、県と奄美地域との交流の現状とその効果及び課題についてお答えいたします。

沖縄県と奄美地域との交流につきましては、名瀬市――現在奄美市でございますけれども――その職員を平成８年から平成19年まで６名を受け入れておりました。このことは、政策課題の共有や人的交流に一定の成果があったと考えております。

また、北部広域市町村圏事務組合と奄美広域事務組合、那覇市と奄美市との交流があると聞いております。さらに、民間では沖縄、鹿児島、奄美の商工会議所の交流や郷友会での奄美島うたの祭典開催等があると聞いております。

今後の課題としましては、県域を越えた観光等地域振興での協力関係の構築が必要と考えております。

次に、同じくその道州制の検討作業に奄美諸島の住民の意見を求めるかについてにお答えいたします。

道州制の検討に当たっては、それぞれの自治体において住民の意見を求めていく必要があると考えております。奄美諸島の住民の意見については、一義的には鹿児島県及び奄美諸島の自治体が聴取されると考えて

おります。

次に、那覇市の地域再生計画についての御質問で、那覇市地域再生協議会設置要綱についてお答えいたします。

那覇市が設置した地域再生協議会は、地域再生法第12条第１項に規定する必要な事項について協議する機関であります。協議事項については那覇市が決定したものであり、県としては那覇市の判断を尊重したいと考えております。

以上であります。

○議長（髙嶺善伸君）　観光商工部長。

〔観光商工部長　仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君）　雇用状況に関する御質問の中で、県内で緊急雇用対策として受け入れた臨時雇用の人数についてお答えします。

県では、県外で就業していた非正規労働者のうち、雇用調整を受け県内に戻ってきた方々や県内に居住する失業中の方に対して、緊急的に約150人を臨時雇用することとしております。

また、県内20市町村においても同様に約470名の臨時雇用を実施しております。

次に、伝統工芸産業に関する御質問の中で、ＩＴ関連企業誘致及び工芸産業振興の予算についてお答えします。

ＩＴ関連企業誘致支援に係る直近５年間の予算は約75億3200万円となっており、平成21年度は約17億4400万円を見込んでおります。

また、伝統工芸に係る直近５年間の予算は約４億6400万円となっており、平成21年度は約7500万円を見込んでおります。

次に、ＩＴ関連産業及び伝統工芸に係る直近５年間の従事者数の推移についてお答えします。

ＩＴ関連産業従事者は、平成20年１月１日現在２万3024人となっており、直近５年間で１万2195人の増加となっております。

また、伝統工芸従事者数は、平成20年３月31日現在2069人となっており、直近５年間で58人の増加となっております。

次に、伝統工芸産業の人材育成事業の成果と課題についてお答えします。

県では、工芸技術センターにおいて技術者養成の研修を実施するとともに、産地組合が実施する後継者育成事業を支援しております。これらの事業の修了者数は、昭和47年度から平成19年度までに県事業、組合事業合わせて3991人となっております。その中からは、産地・組合・事業所のリーダーとなって、産地、業界を牽引する者や、現代の名工、国・県認定の伝統工芸士などの技術者が数多く輩出されております。

しかしながら、研修修了者が低所得等の理由で工芸産業から離職するケースが多く、今後は新たな販路開拓、製品の品質向上、消費者ニーズに合った新商品の開発等により、県産工芸品の需要を増大して職業としての魅力を高め、就業の定着を促進する必要があります。

次に、伝統工芸従事者の平均的な所得についてお答えします。

伝統工芸従事者の平均的な所得を調査した統計資料はありませんが、平成19年度工芸産業実態調査によりますと、１人当たりの月生産額は17万3000円となっております。伝統工芸品生産額に占める諸経費の割合は、既存の統計から推計しますと約30％であることから、これらを差し引くと12万1000円が平均的な所得と考えられます。

次に、産地組合からの要望についてお答えします。

県においては、毎年、工芸産業振興施策説明会や沖縄工芸ふれあい広場産地調整会議等を開催しております。その会議などで産地組合から県に対し、共同作業場設置への助成、後継者育成事業の充実などを求める意見があります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　総務部長。

〔総務部長　宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君）　雇用状況についての御質問に関連しまして、県職員の適正な人員配置についてお答えをいたします。

職員の配置につきましては、各部等において各職場の勤務環境に配慮しつつ、行政みずからが担うべき役割を重点化するなど事務事業の見直しを行い定員の適正化に努めていることから、適正な人員配置がなされているものと考えております。

また、新たな行政課題等につきましては、機動的・弾力的に対応できるよう、関係各部と連携を図っているところでございます。

次に、我が会派の代表質問との関連につきまして、県からの補助金交付団体、民間等への天下りの実態を把握しているかとの御質問にお答えをいたします。

公社等の指導監督要領に基づき、公社等外郭団体の常勤役職員に就任している県の課長級以上の退職者数は公表しておりますけれども、それ以外の団体については把握しておりません。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　知念　清君登壇〕

○病院事業局長（知念　清君）　県立病院改革についての御質問の中の、公立病院特例債活用と独法化についてお答えします。

病院事業局では、公立病院特例債の発行について既に国の同意を得ており、現在、年度内の発行に向けて手続を進めているところであります。現在、病院事業は地方公営企業の全部適用のもとで運営されており、病院事業局としてはその運営責任を負っていることから、今般、経営再建計画案を作成し、不良債務及び資金不足の解消並びに経常収支の黒字化を目的とし、経営の効率化に取り組むこととしたものであります。

一方、県立病院の経営形態については、今後あり方検討部会からの答申を受けて、県としての最終的な方針が示されることとなっております。

続きまして、医療センターの精神合併症病棟及び小児科病棟の現状と対策についてにお答えします。

医療センターの精神身体合併症患者を収容可能な混合病床14床は、現在、看護師が確保できず休床しております。小児科病棟はほぼ満床状況にあり、毎日数名の入院が必要な患者を他の医療機関に紹介している状況にあります。

このため、院内で検討を重ねた結果、混合病棟の一般病床14床については、看護師が確保された場合は小児科病床として再開することとしております。

なお、精神身体合併症の患者については、各病棟においても診療科の医師と精神科の医師の共同管理のもとに現在でも十分な治療が行われていると考えております。

以上です。

○議長（髙嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　図書館行政についての御質問で、県立図書館の未整理図書についてお答えいたします。

県立図書館では、毎年出版される政府刊行物や行政資料、そのほかさまざまな機関が発行する資料や個人からの寄贈を受けております。

現在、県立図書館には閲覧できる図書が約60万冊、未整理図書が約10万冊で、合計約70万冊あります。未整理図書の割合は14.3%となっております。

未整理図書の整理につきましては、国の「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を活用した寄贈資料整理活用事業を平成21年度から23年度までの３年間実施する予定であり、その間に整理ができるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、公立図書館の開館時間についてお答えいたします。

県立図書館の開館時間は、平日は朝９時から夕方７時までの10時間で、土・日においては朝９時から夕方５時までの８時間となっております。

なお、平成16年度から土・日の開館時間を１時間延長してきたところでありますが、今後さらなる開館時間の延長については、人的・財政的な面から可能かどうか検討してみたいと思います。

各市町村立図書館の開館時間につきましては、地域の実情に応じて設置者が判断しているものと考えております。

次に、レファレンスの対応等についてお答えいたします。

現在、県立図書館では司書を８人配置しレファレンスに対応しております。司書の技術向上のため、実務を通した研修や図書館セミナー等において必要とされる知識・技能についての研修を実施しております。

県内公立図書館への支援としましては、公立図書館司書研修を実施しており、講演・演習等の機会を提供し技術向上に努めております。

なお、県民及び公立図書館等からの問い合わせにつきましても適切に対応しているところであります。

また、現在レファレンス記録をデータベース化しており、今後情報の共有化を図り利用者への対応の迅速化に努めていきたいと考えております。

次に、公立図書館に中小企業診断士を配置することについてお答えいたします。

県立図書館では、ビジネス支援として、「就職・お仕事に役立つ本」のコーナーを設置しております。

また、ハローワークや産業支援センターの業務及び講座についてのリーフレットやチラシを備えるとともに、ホームページ上では「就職・お仕事に役立つリンク集」を作成し、関係機関の紹介を行い、県民の就業や起業等に活用していただいているところであります。

県立図書館に中小企業診断士を配置することについては困難でありますが、中小企業診断士等の情報については提供していきたいと考えております。

また、各市町村立図書館への中小企業診断士の配置につきましては、設置者が判断していくものであると考えております。

次に、沖縄学生会館の３月末閉館についての御質問で、沖縄学生会館の存続についてお答えいたします。

沖縄学生会館は築46年が経過し建物の老朽化が著しく、耐力度調査の結果、構造上危険な建物であること

が判明いたしました。このことから、沖縄県国際交流・人材育成財団においては、入寮生の安全確保を図ることを最優先に、平成21年３月末をもって閉鎖することとしております。

沖縄学生会館の今後のあり方につきましては、同財団等の意向や沖縄学生会館入寮生の父母及び入寮生等の意見を参考にするとともに、「沖縄県県外学生寮検討委員会」において検討しているところであります。

次に、我が会派の代表質問との関連についての御質問で、県からの補助金交付団体、民間等への天下りの実態把握についてお答えいたします。

公社等の指導監督要領に基づき、公社等外郭団体の常勤役員に就任している県教育委員会の課長級以上の退職者数は、１団体で１名となっております。それ以外の団体につきましては実態を把握しておりません。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　時間の都合もありますので、上里直司君の質問及び質疑に対する残りの答弁は、休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後３時20分休憩

午後３時46分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

休憩前の上里直司君の質問及び質疑に対する答弁を続行いたします。

土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　郵住協についての御質問の中の、事業者の再開発を着手する意思の有無、また協議会設置のめどについてお答えします。

旧郵住協団地の再開発事業については、事業者からは、着手する意思はあると聞いております。また、協議会の設置に係る県からの申し入れに対して、事業者は、古島団地自治会長に対し、参加の前提となる入居者代表としての資格要件について確認を求めており、その回答を得た上で対応したいということでしたが、現在、同自治会からの回答は得られていないとのことであります。

県としましては、早期に推進協議会が設置できるよう、引き続き事業者及び自治会に対して働きかけていきたいと考えております。

続きまして、再開発事業の着手がおくれた場合の手続についてお答えします。

旧郵住協と事業者の結んだ協定では、事業の着手はおおむね平成20年度までをめどとすると記述されており、厳格にその時期を定めたものではないものと思われます。しかしながら、早期開発が望まれるところから、県としましては、推進協議会の早期設置に向けて事業者及び自治会に対し働きかけてまいります。

次に、那覇市地域再生計画についての御質問の中の、都市計画変更の際の附帯意見についてお答えします。

県は、おもろまち１丁目地区の用途地域変更の知事同意に当たり、那覇市都市計画審議会から那覇市長あてに周辺住民との対話の場を持ち、住民の要望を反映していくよう努力することとの要望事項があることを踏まえ、その趣旨を尊重するよう要望を付したところであります。

那覇市は平成20年12月に地域再生協議会を設置しており、行政、事業者及び地域住民が一体となってまちづくりに取り組んでいることから、県としては、今後ともこれらの取り組みを見守っていきたいと考えております。

続きまして、住民説明会での発言についてお答えします。

県は、住民説明会には参加していないことから、那覇市に確認をしたところ、市も参加していないため、事業者が交通管理者とも相談している旨の発言をしたかどうかは承知しておりません。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　特別調整費による旧軍事業の問題解決についての御質問にお答えします。

旧軍事業の財源については、いろいろな可能性について国と調整を行ってきたところでありますが、その調整において国は嘉手納裁判の結果等から、法的には解決していると考えており、補償的観点からの事業は到底認められないことや、別枠での実施は極めて困難であるとしております。

県としては、補助率、既存事業への影響が少ないこと及び本県の特別な事情への対応性等を踏まえ、特別調整費を活用した事業化が現実的であると考えております。

その上で、特別調整費の予算の範囲内において、最大限、地域の活性化に資するような事業の実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、接収面積等による事業内容の差についてお答えします。

旧日本軍の飛行場建設等により接収された土地の面積等については、昭和53年に県が取りまとめた「旧日本軍接収用地調査報告書」等により把握しているとこ

ろであります。
事業内容やその規模等については、各地主会の要望をもとに関係市町村と協議の上で検討されるものであり、接収された土地の面積等により、差が設けられるものではないと考えております。
沖振法以外の旧軍飛行場用地問題解決を図れる法律についてお答えします。
旧軍飛行場用地問題の解決に向けた取り組みは、沖縄振興法に基づく沖縄振興計画において戦後処理事業と位置づけられているものであり、同計画に基づいて解決を図るのが最も適当であると考えております。
次に、国が不発弾処理に責任を負うこととなっている法律についてお答えします。
国が不発弾処理に責任を負うことを規定した法律は、ないと理解しております。
県としては、戦後処理の一環として、国は本県の不発弾対策に取り組んでいく責任があると考えております。また、麻生総理大臣も最近の国会答弁において、戦後処理の一環として不発弾処理対策に国が責任を持つ旨の答弁をされております。
以上であります。
○議長（髙嶺善伸君）　福祉保健部長。
〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕
○福祉保健部長（伊波輝美さん）　戦後処理についての御質問の中の、県と国が集計している収骨数の相違についてにお答えいたします。
沖縄県は、国立沖縄戦没者墓苑に納骨している数を収骨数としてとらえております。過去に国と県で資料の突合を行いましたが、根拠となる資料が保管されていない等により明確な結論が得られない状況にあります。
続きまして、遺骨収集事業はだれが担っているのか、実施している団体及び団体への支援についてにお答えいたします。
沖縄県は、国から遺骨収集事業の委託を受け戦没者の収骨や焼骨、国立沖縄戦没者墓苑への納骨を行っており、福祉保健部福祉・援護課職員が対応しております。
そのほかに、戦没者遺骨の収集を行っている団体は、沖縄県遺族連合会を初め宗教団体、ＮＰＯ法人、個人ボランティア等であります。
沖縄県としましては、戦没者の収骨事業は一義的に国の責任においてなされるものと考えており、団体への支援や顕彰については現在のところ検討しておりません。
続きまして、我が会派の代表質問との関連についての中で、県民説明会とパブリックコメントについてにお答えいたします。
基本構想案に関する県民説明会は、県民に基本構想案の内容を説明するとともに、意見の聴取を行うことを目的として実施しております。また、基本構想案に関するパブリックコメントは１月26日から２月27日までの期間で実施しており、２月20日時点で16件の意見が提出されております。
県民説明会における県民の意見は、パブリックコメントに提出された意見とは取り扱いませんが、いずれの意見につきましても、今後、県立病院のあり方検討部会の委員に報告し、３月中旬に開催される第７回検討部会においては、県民意見も考慮して検討部会としての最終的な判断が行われる予定であります。
同じく我が会派代表質問との関連で、発達障害者支援センターにおける相談件数及びセンターの増設についてにお答えいたします。
発達障害者支援センターにおける平成19年度の相談件数は、相談支援470件、発達支援308件、就労支援274件となっております。
発達障害の早期支援につきましては、同センターを支援拠点とし、身近な地域で中心的役割を担う市町村や関係機関等が連携した相談支援体制を強化することが重要であると考えております。
同センターは、設置後２年を経過したところであり、支援拠点としての機能がまだ十分に発揮されていないことから、当面、その機能強化に努めてまいります。
増設については、これらの取り組みの推移、実績等を勘案した上で検討していきたいと考えております。
同じく、大規模学童クラブの補助金の廃止による待機児童についてにお答えいたします。
国においては、子供の情緒安定や事故防止のために大規模放課後児童クラブを適正な人数規模へ移行することとしております。このため、71人以上の大規模放課後児童クラブについては平成22年度から補助金が廃止されることとなっております。
県におきましては、適正な人数規模への移行促進を図るなど市町村と連携して対応してまいりたいと考えております。
以上でございます。
○議長（髙嶺善伸君）　上里直司君。
〔上里直司君登壇〕
○上里　直司君　それでは再質問をいたします。
まず副知事に御答弁をいただきました天下りの問題についてでありますけれども、天下りの定義について

はっきりしていただきたいと思います。答弁で前議会というか前にも答弁がありますけれども、その定義についてしっかりとお示しいただきたいと思っています。

もう一つ。

「公社等の指導監督要領」に基づいて県の課長級以上の職で退職した県退職者がこの「公社等の指導監督要領」に盛り込まれている、その団体の皆さんを公表するものとすると書いてあるんですね。把握できないというのは、皆さん、把握しようとしないからじゃないですか。この把握できないという根拠をお示しください。ぜひ把握をしていただきたいと思っています。

といいますのも、知事はグッジョブ運動という形で雇用の枠を広げられようとしているわけでございますので、すべてを全部民間に振り分けることは難しいかもしれませんけれども、そうした機会を民間の皆さんにも広く分けていただきたいんですよ。天下りを県の退職した皆さんも優秀ではあるんですけれども、そういうところで雇用の枠を広げるということの努力がないのではないかという問題意識からこの質問をしておりますので、まずはその実態の把握をしていただきたい。これ御答弁いただけませんでしょうか。

続いて、ちょっと飛ばしまして４番目の沖縄の伝統工芸産業についてから質問をいたしますが、私も非常にびっくりしました。平均所得のデータがないにせよ、12万円で前途有望な方がこういう仕事につきたいという希望を持てるのかということなんですよ。私は、この５年間の推移と、そして平成21年度の予算額を見て、もちろん今年度で事業展開するＩＴ支援のＩＴ津梁パークとかさまざまな事業がありますけれども、やっぱりこの予算額やその支援のあり方によって、伝統工芸の従事者が少なくなっているのではないかと思うのですが、どういう御見解なのか。知事、このお話を聞いた上でこの伝統工芸産業に関するもう少し御見解をお聞かせいただけますでしょうか。

続いて、人材育成事業について御答弁いただきましたけれども、県立首里高校の染織デザイン科、県立芸大の皆さんもそれぞれそういう専門分野につかれておりますけれども、その専門分野へと進路をとられた方は全体の卒業生の割合にして何名ぐらいなのか。これは改めて質問の通告をしておりますので、この辺もお答えをいただけませんでしょうか。お願いいたします。

続きまして、この病院事業の話でありますけれども、確かに病院事業局の方も再建計画に取り組まれていることも承知をいたしました。ただ、病院事業局、各病院の皆さんが懸命に事業の採算性に取り組まれているのは非常に高く評価をしておりますけれども、その一生懸命になることによって、さらなるその病院の中で治療を受けられなくなるケースとか、または今お話をしました精神身体合併症病棟の14床の休床という問題が出てきているのではないかというふうに考えております。

そこで、これは沖縄精神神経学会の方からも県議会あてに陳情が出されておりますけれども、この14床の休床というのはその他の病院、精神科を抱える病院の皆さん方がどのような意見を持っているのか、この休床によってどういう意見を持たれているのか反応をお聞かせください。

続きまして、郵住協の問題についてお伺いをいたします。

私は、昨年の６月に崎山議員から質問をされて全く同じなんですね。協議会を設置する意思はあると。私も９月に質問しましたけれども全く同じものなんですね。聞きたいんですけれども、その協議会設置の意思があるのかどうかというのは、だれが、いつ、どのような形で確認をされたのか、それをお聞かせいただけませんでしょうか。

改めて、もう一つ県の責任についてお伺いをいたしますけれども、郵住協のそもそもの問題というのは、施設を譲渡して、そしてその譲渡金額を受け取った後にすぐに解散してしまったことなんですよ。これは協定というのがあって、約束があって、本来ならばこの約束がちゃんと履行されているかどうかを確認する責任があるにもかかわらず、解散されてしまった。そしてその解散を県が許可をしてしまったというところに問題があるんですね。

そこでお伺いいたしますが、2008年の12月にこの財団法人を含む法律が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律が施行されましたが、旧郵住協にもこれが適用されるのかどうかお聞かせください。

続いて、旧郵住協が解散している今日、協定事項の履行事業者に迫るのはだれになるのかお聞かせください。

そして、旧郵住協には、その解散後に引き継がれた清算団体や清算人会が存在するのか、あわせてお聞かせください。

続いて戦後処理についてお聞きいたします。

各市町村から寄せられている事業案が出されておりますけれども、この事業案の総額というのは一体幾らぐらいになるのか。この事業案そのものは、県が言っているこの調整費で解決図れるのかどうか、お聞かせ

ください。
　続いて遺骨収集についての再質問を行います。
　遺骨収集事業について説明がありました。しかし、この遺骨収集事業、国から委託をされた県の事業でありますけれども、この遺骨収集事業に各団体、作業を担っている皆さん方に直接支援されている予算というのはあるんでしょうか。そこについてお聞かせください。
○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。
　　午後４時３分休憩
　　午後４時６分再開
○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。
　仲井眞知事。
　　〔知事　仲井眞弘多君登壇〕
○知事（仲井眞弘多君）　上里議員の再質問にお答えいたします。
　幾つかございますが、この伝統工芸についてお答えしたいと思います。
　確かに、おっしゃるようにこの12万円というあたりではなかなか若い人がこういう分野に入っていくにはとても魅力的ではないという点では、私もそう思います。県のＩＴに比べますと相対的に県の支援が薄いんで、この点につきましては、大至急研究させていただいて、こういう分野に若者を初め適性のある人がきちっと入っていけるような状況になるよう、私どもも一生懸命支援をしていきたいと考えております。
　特に伝統工芸関係、このままほっておくと廃れていく可能性もある。さらにまた、日本本土から来ている人が、特に紅型を含め、既に離島での織物についてもいろいろ入っていってる。これはこれで結構なんですが、沖縄の子供たちが、おっしゃるようにＩＴだけに向いているわけでもないし、やっぱり適性があります。そういう面で、適材適所が貫けるように県としても生産者、そして組合などとも無論よく協議をして強力な支援をやっていきたいと考えております。
　その他につきましては、部局長等から答弁させていただきます。
○議長（髙嶺善伸君）　文化環境部長。
　　〔文化環境部長　知念建次君登壇〕
○文化環境部長（知念建次君）　芸大の工芸専攻卒業生の進路についての御質問にお答えいたします。
　工芸専攻につきましては、陶芸コースと染織コースがそれぞれございます。
　それぞれについてお答えいたしますと、陶芸コースにつきまして、平成19年度の卒業生なんですが、卒業生10名のうちに４人が就職し、１人が進学し、進学準備等で５人という報告を受けています。その主な就職先につきましては、陶芸工房等ということでございます。
　また、染織コースにつきましては、卒業生19人のうち４人が就職し、２人が進学、そのほか進学準備等で13人ということでございます。主な就職先としましては、繊維業、アパレル業、サービス業等となっております。
　また、これまでの傾向としまして、工芸専攻の傾向ですが、卒業後はほとんどの卒業生が陶芸や染色の作家活動に入るか、あるいは修得した技能を生かせる工芸工房、工芸作品販売企業、建設関連企業等に就職して創作活動が継続されているというふうに聞いております。
　以上でございます。
○議長（髙嶺善伸君）　土木建築部長。
　　〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕
○土木建築部長（漢那政弘君）　再質問にお答えします。
　郵住協についてでございますが、事業者の意思をいつ、だれが、どのような方法で確認したのかという御質問にお答えします。
　まず直近の確認でございますが、平成21年２月17日に県の担当者が電話で、事業者の担当者に事業者として再開発に着手する意思はあるのか、再度確認をしております。その結果、再開発を行う意思はあるとの回答であります。
　ちなみに、平成20年に６回直接それから電話も含めまして確認をしております。
　それから、平成21年になりましたら２回、最近の直近のものを含めまして２回確認をしております。
　続きまして、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律が旧郵住協にも適応されるのかという御質問にお答えします。
　旧郵住協は平成17年３月31日付で解散をしております。また、平成17年８月16日付で清算結了がなされております。したがいまして、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律は平成20年12月に施行されていることから、同法律は旧郵住協には適用されないものと思慮しております。
　続きまして、協定事項の履行を事業者に迫るのはだれになるのかという御質問にお答えします。
　協定が履行されない場合、当該協定は使用上の契約と理解され、県としては行政権限による関与はできないものと考えております。また、協定の当事者である旧郵住協が解散しているため、事業者に対し、法的根

拠に基づく履行の請求を行えるものはないものと考えているところでございます。

しかしながら、県としましては、住民と事業者が共通の場で話し合える協議会開催に向け、相互に対して今後とも粘り強く働きかけを続けていきたいと考えております。

続きまして、郵住協解散後に引き継がれた清算団体や清算人会は存在するのかという質問にお答えします。

郵住協の平成17年３月31日の解散後、清算人に引き継がれ、平成17年８月16日に清算を結了しております。清算法人は消滅している状況でございます。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　旧軍事業について、現在市町村から提案されている事業について平成22年度事業について現在調整を行っているところでございまして、数値については固まっておりません。

なお、市町村からの提案ではないんですけれども、一部地主会においてがんセンターであるとか、ＬＲＴであるとか、温泉施設であるとかといった形で要望があることは承知しております。この要望については、数値は示されておりませんけれども、数百億から場合によっては1000億を超える額になるのかなと考えております。

○議長（髙嶺善伸君）　総務部長。

〔総務部長　宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君）　上里議員の再質問にお答えいたします。

天下りの定義ということでございますが、一般的に天下りとは、官庁の幹部や上位組織の者が退職後、関連企業や団体の高い地位につくことと理解をしているところでございます。

次に、民間等への天下りの実態を把握していないことについてお答えいたします。

「公社等の指導監督要領」に基づきまして、公社等外郭団体の常勤役職員に就任している県の課長級以上の者については、先ほど答弁したとおりでございます。

県を退職した課長クラス以下の職員につきましては、県としましてはこれら民間企業等への再就職の紹介、あっせん等については行っておりません。したがいまして、民間の雇用との関連については、さほど影響はないものというふうに認識をしてございます。

また、県を退職した職員がこれらの団体に就職することにつきましては、それぞれの個々人の経験、力量等が評価されて就職しているものというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（髙嶺善伸君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　遺骨収集を行っている各団体への支援についての御質問でございますが、各団体への予算の支援は行っておりません。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　知念　清君登壇〕

○病院事業局長（知念　清君）　南部医療センター・こども医療センターの精神身体合併症病床14床についての再質問にお答えします。

平成16年３月に策定されました県立高度・多機能病院（仮称）における診療体制整備の基本方向では、精神科病床５床を中心に、精神症状及び身体症状が重症である患者を対象とし、一般病床部門14床において対応する場合は、精神症状が比較的軽い合併症患者を対象とすると記載されております。

精神科病床ではなくて混合病床あるいは一般病床とした理由は、精神疾患以外の一般診療科の患者も利用できることを意味したものであります。

その６階の一般病棟を小児科病棟にすることについては、医療センターの方で何度かの診療部長会議で議論されまして、最終的に病院の方針として、小児科病棟にすることが管理者会議で決定され、病棟責任者の宮川――精神科の先生でありますけれども――宮川医師にもその旨院長から通知されているところであります。

先ほども申し上げましたように、精神身体合併症の患者については、その14床に入院する精神身体合併症の患者については、各病棟においても診療科の医師と精神科の医師の共同管理のもと、現在では十分な治療が行われております。

この14床の開設の点については、個々の精神科及び沖縄県における精神科医の団体から、一般病床ではなくて精神科病床として利用していただきたいという要請がたくさんまいっております。

以上です。

○議長（髙嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　それでは上里議員の再質問で、首里高校の染織デザイン科の進路状況についてお答えいたします。

首里高校の染織デザイン科は、50年の伝統を誇っておりまして、平成20年に卒業した33名の進路状況を申し上げますと、デザイン関係の専門学校へ５名、県立芸術大学へ３名、紅型工房へ２名が就職し、合計10名が学科と関係した進路に進んでおります。これまで多くの卒業生が県内の紅型工房等へ就職し、本県の伝統工芸紅型の継承・発展を担っております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　上里直司君。

〔上里直司君登壇〕

○上里　直司君　伝統工芸産業については、知事から検討していただくということなので、今実態を開陳をしていただいた状況でございます。こういう状況であるということをぜひ認識をしていただいて、大変厳しい状態ですのでぜひ御検討をお願いいたします。

再質問１つだけお願いいたします。

地域再生計画についての質問をいたしましたが、私その事業者の説明会に参加をしていました。そこで、交通管理者及び警察署ということでこの事業者は説明をしていました。県警本部長にお尋ねいたしますけども、事業者に交通渋滞を緩和する方法を協議されたのか。法律的にまずこれを協議することになっているのかどうか、お聞かせいただけませんでしょうか。

以上です。

○議長（髙嶺善伸君）　警察本部長。

〔警察本部長　得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君）　那覇市おもろまちの住民説明会に関する上里議員の質問にお答えします。

大規模小売店舗立地法に基づき、店舗面積が1000平方メートル以上の大型店舗が新設される際には、県警察は地域住民等の交通上の利便を確保する上から、駐車需要の充足等、交通に係る事項について、県担当部局からの照会に対し意見を述べることができるところであります。

しかしながら、いわゆる大型ショッピングセンター以外のホテル、マンション等の建設に関しては、このような仕組みになっておらず、また事業者に対して県警察は直接意見を述べたり勧告を行ったりする立場にはございません。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　仲宗根　悟君。

〔仲宗根　悟君登壇〕

○仲宗根　悟君　県民の皆さん、こんにちは。

社民・護憲ネットの議席18番、仲宗根悟であります。

2009年２月定例会予算議会において一般質問を行うものであります。

さて、春は新しい始まりの季節であり、また別れの季節でもあります。

この３月をもって退職される方、そしてまた、人事異動で退任される部局長の皆さん、大変御苦労さまでありました。残り３月いっぱいございますけれども、また新しい部署あるいは地域活動に、県勢発展のために御尽力いただきたいというふうに思い、エールを送りたいと思います。

特に仲村教育長、２年間大変お疲れさまでございました。どうぞまた次の部署でも御奮闘をお祈りいたします。どうぞ頑張ってください。

それでは具体的な質問に入りたいと思います。

まず最初に、基地行政に関してであります。

本県における米軍基地の存在は、本県の振興開発を進める上で大きな制約となっています。米軍基地から派生する基地被害は、県民の日常生活に深刻な影響を来しております。

⑴、戦闘機の飛行訓練における爆音被害、飛行回数の頻度の多さ、ホワイト・ビーチへの寄港回数の多さ、そしてまた金武町での被弾事故等、基地から派生する被害に対し、県として日米両政府へこの現状をどう訴えていくか。また今後どのような対応で臨むか伺います。

次に２、産業振興に関してであります。

⑴、観光振興について。

ア、質の高い観光・リゾート地の形成で施策の展開を図っていますが、具体的な取り組みについて伺います。

イ、差別化、新しい魅力づくりが重要だと感じますが、いかがでしょうか伺います。

⑵、農林水産業の振興について。

ア、おきなわブランドの確立における施策を伺います。

イ、拠点産地の形成についてはどのように行われているか伺います。

３、道路行政に関して。

基地がある上に中部の主要都市の周辺の交通網が遮断されています。そのために都市形成や地域振興に大きな障害になっています。この道路については、中部広域市町村圏計画において、圏域にかかる東西幹線道路として位置づけられ、生活や交通の利便性だけではなく、中城湾港地区や読谷ニライリゾート地区へのネットワークが形成され、相互の地域の経済活動に大きく資するものであります。

そこで伺います。

⑴、国道58号より嘉手納弾薬庫を通過して国道329号へ結ぶ道路の整備について伺います。

⑵、国道58号バイパス読谷道路の進捗と今後のスケジュールについて伺います。

⑶、西海岸道路の整備について、その進捗状況について伺います。

４番目、ヤンバルの森の保全に関してであります。

⑴、森林の整備・保全の施策について伺います。

⑵、伐採し植えかえる理由は何か伺います。

⑶、林道の開設で与える環境への影響はどうなのか伺います。

５番目、教育行政に関して。

⑴、多様な人材の育成、文化の振興についての諸施策を伺います。

⑵、その施策の展開、取り組みについて伺います。

最後に６、環境行政に関してであります。

⑴、読谷村におけるクロルデン類が検出された産業廃棄物安定型最終処分場について。

ア、埋立処分された廃棄物の種類の掘り起こし調査が実施をされましたが、その結果について伺いたいと思います。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（髙嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　仲宗根悟議員の御質問に答弁いたします。

まず産業振興に関する御質問の中で、質の高い観光・リゾート地の形成に向けた具体的な取り組みいかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、多様なニーズに対応いたしました通年で滞在型の質の高い観光・リゾート地の形成に向けまして、観光まちづくりの推進、そして持続可能な観光地づくりの推進、観光人材の育成、そして新たな観光メニューの拡充など、滞在型の質の高い観光地づくりに取り組んでいるところでございます。

また、国際観光を推進するため受け入れ体制の整備を進めますとともに、リゾートウエディングやＭＩＣＥの誘致に取り組み、通年型の付加価値の高い観光を推進してまいります。

さらには、道路、空港、港湾など、観光の基盤となります主要インフラの整備を促進しているところでございます。

次に、同じく産業振興に係る御質問の中で、おきなわブランドの確立及び拠点産地の形成についてという御趣旨の御質問ですが、２の⑵のアとイが関連しておりますので一括して答弁させていただきます。

沖縄県では、生産拡大が期待されます園芸品目、薬用作物、そして養殖魚介類などを戦略品目として位置づけ、定時・定量・定品質の出荷が可能な拠点産地を形成し、おきなわブランドの確立に努めているところでございます。

具体的な取り組みといたしましては、まず第１に、ハウスなど生産施設の整備、第２に、沖縄のオリジナル品種の開発・普及、第３に、農業用水源の確保やかんがい施設の整備などの諸施策を総合的に推進しているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　基地から派生する諸問題への対応についてお答えいたします。

県としては、米軍の訓練や原子力潜水艦の寄港などにより県民に被害や不安を与えることがあってはならず、県民の生命、生活及び財産へ十分に配慮すべきであると考えております。

県は、これまであらゆる機会を通じて本県の過重な基地負担の軽減を訴えてきたところであり、今後とも県民の目に見える形で負担が軽減されるよう、粘り強く求めてまいります。

以上であります。

○議長（髙嶺善伸君）　観光商工部長。

〔観光商工部長　仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君）　産業振興に関する御質問の中で、観光の差別化、新しい魅力づくりについてお答えします。

沖縄観光は、青い海、青い空に代表される豊かな自然、特色ある歴史遺産、芸能文化、県民の温かいホスピタリティーなどの魅力が評価されているところであります。

これらの魅力を高めるため、各地域における主体的な取り組みを支援する観光まちづくり支援事業や、観光と環境の調和を図るための持続可能な観光地づくり支援事業を実施しております。

また、温暖な海洋性リゾート環境を生かした健康保養型観光、ロングステイツーリズムやエコツーリズムなどの体験・交流型観光などの取り組みにより新たな魅力づくりを推進し、他地域との差別化を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　道路行政に関しての御質問の中の、国道58号より嘉手納弾薬庫を通過し国道329号へ結ぶ道路の整備についてお答えをいたします。

当該道路については、読谷地域と沖縄自動車道を結ぶアクセス道路として検討した経緯がありますが、弾薬庫地区内を通過することから交通の安全性の確保等、課題が大きいものと考えております。

現在、県においては、国道58号嘉手納ロータリーから沖縄市知花の国道329号に至る沖縄嘉手納線の４車線拡幅事業を推進中であります。当該道路の拡幅整備により、中部地域の東西間交通が大幅に改善されるものと考えております。

続きまして、読谷道路の進捗と今後のスケジュールについてお答えをいたします。

読谷道路は、沖縄西海岸道路の一区間として、読谷村親志から古堅までの約６キロメートル区間について国が整備を進めております。

整備の進捗状況は、県道16号線と県道６号線を接続する約1.3キロメートル区間について平成15年度に２車線で暫定供用され、現在は県道６号線より北側の4.7キロメートル区間について用地買収等を進めているとのことであります。

続きまして、沖縄西海岸道路の整備の進捗状況についてお答えします。

沖縄西海岸道路は、国において豊見城道路、那覇西道路など６区間で整備が進められており、豊見城道路が平成19年３月に２車線で暫定供用され、沈埋トンネル方式の那覇西道路が平成22年度内の完成供用を目指しているとのことであります。

県としましては、当該道路の早期完成に向けて引き続き国と連携・協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん）　ヤンバルの森の保全に関しての御質問で、森林の整備・保全の施策についてにお答えいたします。

森林は、林産物の供給を初め国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、保健休養、地球温暖化防止等の多面的機能を有しております。このため、県では、森林を「水土保全林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」に区分し、それぞれの機能に応じて森林の整備・保全及び利活用を図ることとしております。

ヤンバル地域の森林整備・保全については、第３次沖縄県農林水産業振興計画に基づき、森林の適正な管理・保全及び整備を図るための造林・保育事業、水源涵養機能の向上や自然災害から県民の生命財産を守るための治山事業、森林の保全を図るための松くい虫等森林病害虫防除事業等の施策を総合的に推進しているところであります。

同じくヤンバルの森の保全に関してで、伐採し植えかえる理由についてにお答えいたします。

ヤンバルの森林は、戦前戦後を通じて建築材・薪炭材等の木材供給地としての役割を果たしてきております。

近年、リュウキュウマツに代表されるように、独特の木目を有する県産木材が高い評価を受けるとともに、県産キノコ用おが粉の需要が増大しております。そのため、計画的に収穫伐採及び造林することは、地場産業の育成、雇用の確保や定住化を図る上で必要であると考えております。

このようなことから、県では、国頭村を木材拠点産地として位置づけ、木材の安定供給体制の確立に努めているところであります。

一方、森林の有する二酸化炭素吸収能力については、若い森林ほど高く、成熟すると低下していきます。広葉樹は、20年木の方が60年木よりも約10倍の二酸化炭素吸収能力があることから、炭素を固定した木材を収穫利用し再造林することによって二酸化炭素の吸収効果はさらに高まり、地球温暖化防止に貢献することになります。

同じくヤンバルの森の保全に関してで、林道の開設による環境への影響についてにお答えいたします。

林道の開設により赤土等の流出、生育環境の縮小、移動経路の阻害などの影響が予測されます。このことから、林道建設においては、貴重動植物の移動・移植、ビオトープの創出、道路への侵入防止さくの設置、アンダーパス等移動経路の確保、赤土流出防止対策等の環境保全措置を講じるとともに、工事中の環境監視等を行うこととしております。

また、貴重種等が確認された場合、「種の保存法」等の関係法令に基づき工事を中断するなど、自然環境に配慮しながら工事を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　教育行政に関しての御質問で、多様な人材の育成、文化の振興の施策及び展開について一括してお答えをいたします。

県教育委員会では、本県の振興・発展を担う人材の育成と豊かな感性をはぐくむ文化の振興を目指して諸施策に取り組んでおります。

１つ目に、学校教育の充実としまして、30人学級や中学校の国語科・数学科教師の授業力向上のための研修の実施、保護者、地域と連携した家庭学習の習慣化の取り組み等により学力向上対策を推進しております。また、近年の障害の重度・重複化や児童生徒一人一人の教育的ニーズに適切に対応するため、特別支援教育の推進に努めております。

２つ目に、青少年の健全育成としまして、地域住民の参画を得て放課後や週末等に小学校において学習活動や体験活動を実施し、子供たちの安全な居場所づくりを進めております。

３つ目に、文化とスポーツの振興としまして、県立博物館・美術館における企画展等の充実や平成22年度の全国高等学校総合体育大会の開催に向けた選手の育成強化、施設整備等諸準備を進めております。

県教育委員会としましては、今後とも郷土の自然と文化に誇りを持ち、創造性・国際性に富む人材を育成するため、諸施策の着実な実現を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　文化環境部長。

〔文化環境部長　知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君）　環境行政に関しての御質問で、掘り起こし調査の結果についてお答えいたします。

県が昨年10月に実施した掘り起こし調査の際に採取した廃棄物等を分析した結果、安定型最終処分場での埋立処分が禁止されている木くず、紙くず等が1.8から8.4%混入していることが判明いたしました。

また、金属類等については、鉛、砒素、ベンゼンが検出されましたが、それらについては基準値以下でありました。

また、クロルデン類も検出されておりますが、クロルデン類につきましては、現在、その原因について解析を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　仲宗根　悟君。

〔仲宗根　悟君登壇〕

○仲宗根　悟君　それでは、順を追いまして再質問を行いたいと思います。

まず基地行政に関してでありますけれども、基地の被害について、特に米軍飛行場からの航空機の爆音は、周辺住民の生活、健康についても重大な悪影響を与えています。

これまでも県は機会あるごとに米軍の訓練等により県民に被害や不安があってはならない。県民の生命、生活及び財産へ十分配慮すべきであると、米軍を初め日米両政府に対し粘り強く要請しているというようなわけであります。特に騒音防止協定で夜間の飛行時間の制約が定められているわけですが、一向に守られておりません。実際、この夜間の航空機騒音発生回数は、その騒音防止協定の合意後は徐々に減ることは減っておりました、事実ですね。ところが、2001年の米同時多発テロ以降から急増しております。また、イラク戦争などの影響で嘉手納からの飛行回数はさらに増加をし、協定は有名無実化をしております。周辺住民はもうたまったものではないわけですよね。知事も訪米に際して基地の被害状況も訴え、その改善についても強く要請してこられたとしております。常に粘り強くこの辺は日米合同委員会などを開いていただいて、常に要請していただけないかということなんですけれども、この点についてもお願いをいたします。答弁を求めたいと思います。

産業振興に関して。

観光振興についてですけれども、魅力づくりについてなんですけれども、県民から広く意見を聞く意味ですとか、アンケートですとか、学生やそれから生徒たちを活用してはどうかなというような思いもあります。この方々は非常に感性が高くて、ひょっとしたらいい案が生まれるかもしれないということで、この方々を活用してはどうかということが１つです。

また、あるいは県出身者には芸能人がいっぱいいます。その方々にぜひ協力をいただいてＰＲできないかと、そういった魅力づくりも一つの方法じゃないのかなということを思っています。その辺、いかがでしょうか。

農林水産業の振興ですけれども、やはり代表的に見られるブランド豚アグー、そして新品種のパイナップルですとか、いろんな形で戦略品目としての成果を上げられていると思いますよ。ぜひ鋭意努力をして頑張っていただきたいなと思っています。

もう一つは、その拠点産地の形成での農地の確保もやはり重要だろうということで、ここは代表質問から先ほどから耕作放棄地についての話がありますが、やはり地主と話し合いをしながらその解決につなげたいと。来年度もその施策の一つに入っているんですが、私はある程度の条例を制定して、強制力を持たせるぐらいにやったらどうかなと思ったりもしています。そうじゃないとやはり私たちの自給率アップにもつながらないんじゃないのかなというような気がするんです

が、その辺についてはいかがでしょうか。

道路行政に関してなんですけれども、以前は国道58号から弾薬庫を通じて検討した経緯があるとは言っていましたが、やはり弾薬庫ではあるにしろ、軍用地は使い方によっては道一本通せるんじゃないかなという気がしてならないんですよ。早期にここは都市交通体系の交通マスタープラン等に位置づけできないのかどうか、部長もう一度お願いしたいなと思っています。

⑵、⑶に関して、58号の慢性的な渋滞の解消策としてこの西海岸道路整備が本当に待たれているわけなんですけれども、私もＦＭ沖縄の前をよく使わせていただいているんですが、キンザーを見てみますと、通るたびに１台も車が通ったところを私見たことがないものですから、あそこを使えれば非常にいいがなと思ったりもしているんですよ。ここは西海岸道路が完成する間の暫定使用という形でどうにかつくれないものかどうか、その暫定使用できないかどうか、ここら辺どうかなと思います。これが実現しますと、ウリヒャーバチクヮイ、県民の皆さんからユーソーンドーというお褒めもいただけるはずなんですよ。そうするとやはり県民税のアップにもつながると思うんですが、その辺いかがですか。その暫定使用についてですね。

４番目のヤンバルの森の保全に関してですが、どうも山がはぎ取られる、そしてはぎ取った山に同じような木が植えられると。二酸化炭素の話もありましたし、若い木が吸収力が豊かだというようなお話もあるんですけれども、古い木だって吸収はするわけですよね。その点から、どうも植栽には補助金が出るので、補助金を取るために山をはぎ取っているんじゃないかなというような、私はそういう考えまでしちゃうんですよね。今後も森林の整備のあり方、そして保全の仕方をもっと検証し直すべきだというふうに思っています。

そして林道工事の件なんですけれども、林道をつくるために山肌を削るんですが、その残土の処理です。残土の処理はもうくぼ地である処理地にしか捨てられないと。そのくぼ地といったらもう山は沢しかないんですね。その沢がどんどんどんどん残土処理で埋められていっていると。部長、その現場を見たことがございますか。本当に生態系に対して沢を埋めるということは非常に悪影響を及ぼしているのではないのかなと。この辺ももう一度残土処理の場所の沢についてどうお考えなのか、お聞かせをいただきたいなと思っています。

教育長、人づくりは本当に百年の大計と言われています。それだけに教育の果たす役割は大きいものがありますよね。多種多様な分野を担う人材育成のために、どうぞまた頑張っていただきたいなと思っています。

最後に環境行政に関してでありますけれども、今回私はこの産廃の件で見えてきたのが２つあると思うんですね。

１つは、企業の責任、社会的な役割だと思います。２つ目は、その産廃業者を指導監督すべき環境行政のあり方、現在の実態だと思いますよ。その辺が見えてきたなと思います。

まず企業についてですが、私は企業は地域とともに繁栄することを柱に、地域と密着して、まさに地域に貢献するのが企業の果たすべき役割だと考えています。そのことが地域から信頼を得て相互に伸びていくんだというようなのを持っているんですが、信頼関係が構築できると思っているんですが。

こちらは知事、（資料を掲示）　産廃場の隣の自治会の都屋の区長さんが業者にあてた質問状です。たくさんあるんですが、ここで都屋の区長さんは保健所からその業者に対して指導を受けたことの報告を求めているんです。業者と都屋の区長さんは公害防止協定を結んでおりまして、防止協定の中にはしっかり結んでいる相手に、都屋の区長であります都屋区民に対していろいろ注意されたのを報告するということをしっかりうたわれているんですよね、あの公害防止協定の中にはですね。一度もその報告がなかったということで今回求めているんですが、その回答が寄せられてまいりましたが、少し御紹介申し上げたいと思うんですが。

保健所の衛生指導注意票について。

木くずの混入経緯について、米軍の嘉手納エアベースから基地から搬出された10トンダンプ約1000台分の土が搬入いたしました。その際、土の中に直径３センチ、長さ30センチほどの小枝が３本混入したため保健所の指導・注意を受けました。そういうようなことを書いて、適切にまた処理しましたというような内容です。

２番目、紙くずの混入について。

１リットルの紙パック容器をプラスチック容器と勘違いしたため、埋立現場において保健所の指導・注意を受けました。直ちに作業員へ教育を徹底すると同時に、指導を受けた４個の紙パックは適正に処理しましたということです。

あと１点ですが、保健所による巡回指導中、兵舎の分別作業場において建築工事現場から回収してきた廃棄物の中にプラスチック製の弁当箱の中にたくあんが

１切れ残っていたため、徹底して除去するよう指導・注意を受けましたというような内容を社長のお名前があって、会社の実印がつかれて、これが回答書として送られたというのが会社の今の方々です。

そして２つ目、県の行政のあり方と申しましたが、今回まさに住民の立入調査で有害物質が検出され発覚したわけなんですけれども、このことは本来、県の指導監督のもとで行われる筋のものではなかったのかどうか、まず１点ですね。

そしてあと１点は、２月13日に住民へ掘り起こし調査結果の説明会がありました。その際、業者に対して改善命令を発令すると、発出するというようなお話の内容でした。そこで住民側とのいろいろ質疑応答がなされておりましたけれども、その中で、じゃ、一体全体今後どうするのと言ったら、職員の方は改善計画の内容まで言及しているんですね。本来、その改善命令を業者に出すと、そしたら業者から改善計画が出てきて、それでやりましょうというのが筋じゃないのかなと思うんです。それを発令前に既に業者はその内容を知っていて、あるいはそのまた県の担当者は計画内容まで、返ってくるべき改善計画が内容まで知っていて、それでそういうふうに言及したのかどうかですね、その点について２点お聞かせをいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午後４時59分休憩

午後５時１分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　騒音の防止策についてお答えいたします。

県は、これまであらゆる機会を通じて本県の過重な基地負担の軽減を訴えてきたところであり、今後とも県民の目に見える形で負担が軽減されるよう、日米両政府を初め関係機関に対し粘り強く求めてまいりたいと考えております。

特に、騒音を初めとする本県の過重な基地負担の軽減を図るためには、ＳＡＣＯ合意や米軍再編に基づく普天間飛行場の返還や、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還など、日米両政府で合意されたものから一歩一歩基地の整理縮小を着実に進めていくことが重要であり、騒音の解消につながるものと考えております。

○議長（髙嶺善伸君）　観光商工部長。

〔観光商工部長　仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君）　沖縄県の観光の新しい魅力づくりについての質問の中で、県民から広く意見を聞く等アンケート、学生等を活用してはどうかという御質問にお答えします。

県では、毎年観光客を対象としたアンケートを実施しておりますが、他方、観光に対する県民意識を高めるためにも御提案の地元の方々も対象としたアンケート等実施について、今後検討していきたいと考えております。

次に、同じく新しい観光の魅力づくりで、県出身者の芸能人等を活用できないかという御質問については、県においては現在、「美ら島沖縄大使」として県にかかわりのある方々を任命いたしまして、県の観光ＰＲ等御協力をいただいております。

今後ともそれらの方々の御理解・御協力を得て新しい魅力づくりに努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　再質問にお答えいたします。

まず道路行政について、交通マスタープランを早期に位置づけできないかという御質問でございますが、嘉手納弾薬庫につきましては、返還軍用地に現在含まれておりません。現時点では交通マスタープランへの位置づけは困難な状況でございます。

２点目に、キャンプ・キンザーの道路の暫定使用についてお答えします。

基地内道路の暫定使用については、関係機関が多く、現在私どもとしましては、西海岸道路のルートの整備について推進をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　文化環境部長。

〔文化環境部長　知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君）　再質問にお答えいたします。

改善命令あるいは改善計画等について事業者等にもう既に通知・調整しているのではないかという御趣旨の質問にお答えいたします。

平成20年10月に実施しました現地調査の結果、埋立処分した廃棄物中に木くず等が確認されております。その安定型最終処分場における木くず等の埋立処分につきましては、産業廃棄物の処理基準あるいは施設の維持管理基準に違反するということでございます。また、悪臭の原因となる硫化水素ガスの発生に対して措

置を講じてないということも処理基準違反となります。

県としましては、これらの違反行為に対しまして、行政処分として改善命令を発出する予定としております。

今現在、その手続を行っている最中でありますので、その内容等についてはまだ事業者にその命令書は発出していない状況でございますので、その詳細内容についてもまだ事業者に通知してございません。当然その改善命令を発出した後に事業者が改善計画をみずから作成するものでございますので、その改善計画等についても県におきましては事業者にそのような説明をしたという事実はございません。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん）　それでは産業振興についての再質問で、耕作放棄地の活用について、条例の制定等をしたらどうかという趣旨の御質問にお答えいたします。

国においては、農地改革プランにおいて所有から利用への制度改革を示しております。

その内容としては、貸し付け面積制限の廃止、企業の農業参入区域制限の撤廃、農地の長期賃貸借権の創設などとなっており、今国会で同プランに基づく農地法等関係法令の改正が予定されております。

県としましては、平成21年度から耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用し、障害物除去、土壌改良、営農定着等再生利用活動の支援、農道・排水路等の保管整備、耕作放棄地対策協議会の活動支援等効果的に実施することとしております。

次に、林道における残土処理についての質問にお答えいたします。

林道の整備に当たっては、切り土、盛り土のバランスをとりながら建設しているが、一部路線においては残土が発生し沢で処理している状況にあります。

処理に当たっては、赤土等流出防止条例に基づき適切に処理しているところでございます。

今後、貴重な動植物に配慮し、ビオトープなど保全措置を行いながら整備を進めてまいりたいと考えております。

それから補助金のために造林をやっているのではないかとの御質問にお答えいたします。

林業経営により生産される木材等は私的材ではあるが、森林の有する多面的機能は国民生活に不可欠な公共材の一つとして位置づけられていることから、森林を造成する行為は公共材を形成する公的な行為とみなされております。

森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林・林業基本法の中で国の責務として、森林の適正な整備・保全を図り、それに必要な施策を講じなければならないとされております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　仲宗根　悟君。

〔仲宗根　悟君登壇〕

○仲宗根　悟君　答弁いただきましたけれども、林道ですが、本当に現場を見たら非常にもう心が痛みますよ。本当に沢の方にどんどんどんどん残土が来ている実態を見たら、これで新しい道、またあの道もすごい立派な道ですよね。あれがヤンバルの森に必要なのかなと。そしてまた私たちも車を走らせますと、９時から午後の５時まで走ったんですが、一度も会わなかったですね。そういった状況の中で本当にあの道が必要なのかどうか、その件はいろいろまた後ろの議員も控えておりますので譲りたいと思いますが。

環境行政についてなんですが、知念部長、私が申し上げたのは、もう発令した、しなかった云々じゃないんですよ。13日に住民説明会がありました。その中でいろいろ質疑している中で、改善計画の内容まで業者が組み立てて、こう行うという内容まで担当の職員がこうしますというような説明をしているんですよ。ですから、私は何も発令どうのこうのの話はしてないんですね。事前に何で計画が職員によって私たちに説明があるかということなんです。その辺どうも皆さん、弱腰だなという気がしてならないんです。本当に問題発覚を抑え込もうとして歪曲化しているとしか思えないんですよ。本当にこの業者にかわって改善計画を立てるということは、県の責任・役割というのを果たしてないと私は思っているんです。本当に県のこれからの環境行政、廃棄物行政がどうあるべきか、いま一度見直すべきだと私は思っています。被害を受けるのは地域の住民なんですよね。そのことを本当に自覚していただきたいし、より県は厳しい監視のあり方、規制のあり方など、本当によく考えるべきだと思っています。これについていかがですか、御答弁をお願いします。

道路ですが、軍用地だからできないよということはないと思いますよ。共同使用という手だってあるわけですから、もうこれは返還軍用地じゃないから無理だというふうに、これは決めつけては何にも前には進まないと思いますよ。ぜひお願いします。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午後５時13分休憩

午後５時14分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　キャンプ・キンザー内の基地内道路の共同使用あるいは暫定使用について、再々質問にお答えします。

基地内道路の共同使用あるいは暫定使用につきましてでございますが、先ほど申しましたように関係機関――これは米軍でございます――それから外務省、防衛局、それから当然浦添市、地主もそうでございますが、そういう関係機関が私どもが使う通常の道路よりもそういう機関が多うございます。したがいまして、時間が通常の道路よりもかかるわけでございます。したがいまして、私どもとしましては西海岸道路のルートの整備を促進をしているところでございます。

ということで御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午後５時15分休憩

午後５時17分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

文化環境部長。

〔文化環境部長　知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君）　読谷村の処分場の件での再々質問にお答えをいたします。

住民説明会で説明した内容につきましては、改善命令の内容を説明したとのことでございます。先ほど確認をいたしました。

その内容についてはちょっとここでは省略させていただきますけれども、先ほども答弁いたしましたとおり、その改善計画につきましては、その改善命令を受けて当然に事業者において策定されるものという認識をしております。

県としましては、法に沿って適切に今後とも判断していきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（髙嶺善伸君）　玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城　ノブ子さん　日本共産党の玉城ノブ子でございます。

一般質問を行います。

まず最初に、雇用対策について。

大企業による期間工、派遣労働者の大量解雇、雇いどめが深刻な社会問題になっています。

沖縄からも多くの労働者が期間契約社員、派遣社員として本土企業に就職しています。多くの非正規労働者が突然の解雇、雇いどめ等で住居を失い、路頭に迷っている人が急増しています。県内では、今後さらに雇いどめが増大することが予想され、事態はより深刻になっています。

今、大企業が競い合って進めている派遣切り、期間工切り、さらには正社員まで広がろうとしている雇用破壊に対し、職を失った人々の住居と生活と再就職を支援するとともに、これ以上の雇用破壊を許さないために最大限の力を尽くすこと、二度とこうした事態を繰り返さないための労働者派遣法の抜本改正が重要になっています。

県の緊急かつ具体的な対策を求め、以下、質問をいたします。

⑴、県出身の派遣切り、雇いどめの実態調査と対策について伺います。

⑵、県内では３月末までにさらに雇いどめがふえることが予想されます。県に緊急雇用総合対策本部を立ち上げることと、その対策について答弁を求めます。

⑶、今春卒業予定の大学生、短大生、高校生の就職内定率、就職内定を取り消された人数とその対策について伺います。

⑷、県と各市町村の臨時雇用対策、公営住宅への優先入居等の実施状況と、さらに一層の対策強化が求められていますが、今後の対策について伺います。

⑸、再就職支援の緊急小口貸付金の拡充と要件緩和について伺います。

⑹、雇いどめにあった人などの生活保護申請については、住所の有無にかかわらず直ちに実施すること。

⑺、県として大企業や派遣会社等への解雇、雇いどめを行わないよう強く要請すること。

⑻、国に対して、大企業や派遣会社の解雇、雇いどめを行わないように指導、強化するよう求めることについて伺います。

２、後期高齢者医療制度について。

75歳以上の高齢者に差別医療を押しつける後期高齢者医療制度で、それまで保険証取り上げの対象外だった75歳以上の高齢者も、滞納が１年以上続くと取り上げの対象となります。年金天引き対象でない月額１万5000円未満の年金受給者を中心に既に保険料滞納が増加しています。このままでは、多くの高齢者が事実上無保険状態になります。

⑴、沖縄保険医協会の調査では、県内の普通徴収者の約20％が保険料を滞納し、全国平均の10.8％の約２倍になることが明らかになっています。短期保険証や

資格証明書の発行は、医療を必要とする高齢者の医療権を奪うものです。短期保険証、資格証明書の発行を申請しないようにすべきであります。

⑵、嘉手納町が2009年度から町独自の保険料の減額措置を行うことを明らかにしています。県の保険料の減額制度策定について答弁を求めます。

⑶、政府・与党はこれまで数回にわたって見直しを行っていますが、75歳という年齢で区切って差別医療を持ち込む制度の本質は変わりません。この制度は直ちに廃止するよう国に求めるべきであります。

３、国保制度について。

⑴、保険料の滞納実態、資格証明書、短期保険証の発行状況について伺います。

⑵、18歳未満の子供のいる世帯、65歳以上の高齢者世帯の短期保険証の発行状況について伺います。

⑶、昨年、子供の無保険問題が大きな社会問題となり、短期保険証が発行されるようになりました。しかし、子供のいる世帯で１カ月から２カ月の短期保険証の更新ができず、無保険状態になっている世帯がふえ続けています。その実態はどうなっていますか。65歳以上の高齢者のいる世帯はどうなっていますか伺います。

⑷、子供のいる世帯、65歳以上の高齢者世帯は、１年間有効の保険証を発行すべきではありませんか伺います。

４、子供の医療費助成制度について。

⑴、助成方法を償還払いではなく、現物支給か、宜野湾市が昨年から導入している自動償還払いを導入することについて答弁を求めます。

５、ホームレスの実態と支援策について。

⑴、県内のホームレスの実態調査とその結果について伺います。

⑵、ホームレスの自立支援の具体的対策はどうなっていますか答弁を求めます。

⑶、ホームレスの自立支援のための実施計画について伺います。

６、中小業者の支援策について。

全企業の99%を占め、多くの従業員が働く中小企業の経営が安定、発展することは、県民生活の向上、県経済の発展にとって極めて重要であります。2008年の県内企業の倒産件数は98件、前年より25.6%増加したことが明らかになっています。原油、穀物、原材料高に加え改正建築基準法の影響と金融危機で中小企業の資金繰りは深刻化しています。中小企業の経営を守るためにさらなる対策を強化することが求められております。

⑴、中小企業振興条例が中小企業支援にどう活用されておりますか、今後の課題について伺います。

⑵、国・県のセーフティネット、原油高騰対策支援資金の融資実績について伺います。

⑶、県の原油高騰対策支援資金の増額とセーフティネット資金の拡充について伺います。

⑷、金融機関の貸し渋り、貸しはがしについてその具体的対策について答弁を求めます。

７、農業問題について。

⑴、さとうきびの新価格保障制度について。

ア、2010年度に導入されるさとうきびの新価格制度について、農林水産省は支払い要件の見直しを公表しています。今回の見直しで交付金対象になるさとうきび農家は何割になりますか。交付金対象から除外される農家は何割か伺います。

イ、交付金の支払い要件のさらなる見直しと新価格制度の中止を要求すべきであると考えますが、知事の御所見を伺います。

⑵、アリモドキゾウムシ、イモゾウムシ根絶防除について、予算と体制の拡充、今後の課題と根絶の見通しについて伺います。

８、改正建築基準法について。

⑴、建築基準法の改正に伴う確認申請業務のおくれで、住宅着工数が激変し、建築業者とその関連業者に深刻な打撃を与えています。

ア、住宅着工数の推移をお聞かせください。住宅着工数のおくれによる経済的損失について伺います。

イ、確認申請業務のおくれで教育施設を初め、公共事業にもおくれが生じ、大きな影響を受けていますが、公共事業の影響などについて伺います。

ウ、申請してから許可がおりるまでに何カ月かかっておりますか。

エ、審査は何名体制で何カ所で行っていますか。

オ、構造技術者の不足を解決するために県はどういう改善策をとっておりますか。

カ、構造一級建築士、設備設計士資格取得者は何名ですか。現場から対応できないとの声が上がっているが、県の具体的な改善策について伺います。

キ、建築設計サポートセンターの構造技術者育成計画と育成数、今後の見通しと対策について伺います。

⑵、国の通達でピアチェックについては、３階建てまで300平方メートル以下の鉄筋コンクリートづくりの建物などは、都道府県が判定を行うよう明記していますが、県はどう対応しておりますか。

⑶、沖縄の戸建て住宅でコンクリートづくりの建築が多いということと、特にピロティーづくりの建物が

多いということで大きな打撃を受けています。ピアチェックの特例措置を要求すべきであると考えるかどうか伺います。

９、糸満市小波蔵の不発弾爆発事故について。

本年１月14日、沖縄県糸満市小波蔵の市道において、戦時中の米軍による砲弾と認められる不発弾の爆発事故が発生した結果２名が負傷し、爆風により特別養護老人ホームの窓ガラスが破壊されるなど大惨事となりました。被害に遭われた方々に心からのお見舞いを申し上げるものであります。

⑴、糸満市小波蔵の不発弾爆破事故について、国は10億円規模の「不発弾対策安全基金」を創設することを明らかにしています。基金の性格、内容について伺います。

⑵、太平洋戦争最後の激戦地となった沖縄県では、大量の不発弾が処理されずに残され、死傷者を含む重大な事故が頻発し県民を恐怖のどん底に陥れています。しかし、被災者の損害、損失補償をめぐり、国の法的責任が不透明なまま処理されております。沖縄戦が旧日本軍による戦争目的遂行のためになされたものであり、不発弾の磁気探査処理、人身、物件に対する損害についての補償は、国が戦後処理の一環として責任を持って実施すべきであります。知事は、国の責任を明確にするよう訴えていくべきではありませんか。

⑶、県内では今なお約2300トンの不発弾が処理されずに放置されたままになっています。これを処理するには70年以上もかかり、工事前の磁気探査の費用負担も2006年から2008年度だけでも各市町村の負担が２億5840万円に上ることも明らかになっています。国は、2008年10月の閣議決定による答弁書で、不発弾対策について「戦後処理の一環として国が責任を持つ」ことを明確にしています。戦後処理の一環として不発弾の処理を行うからこそ、国が不発弾の探査、処理にかかる費用を全額責任を持つべきではないでしょうか。

⑷、国は、不発弾を適切に除去しないことによって爆発事故が起こり、県民に損害を与えています。当然、賠償責任を負うべきであります。県内には今なお未処理の不発弾が大量に存在します。国はそれを探査、発掘する責任があるにもかかわらず放置してきたことが今回の事故を発生させたものであります。国は、国家賠償法第２条に基づく責任を負うべきであると考えます。県はその責任を問うべきではありませんか。

⑸、国の責任を不問に付したままにすることは、再び重大な事故を引き起こすことになります。国の責任を明確に問う県民大会を開催し、知事がその先頭に立つべきであると考えます。

10、自衛隊与座基地への新レーダーの配備について。

⑴、自衛隊の与座新レーダー基地の計画の全容と施設の概要、予算規模について伺います。

⑵、新レーダー基地は自衛隊の専用施設になるのか、日米共同施設になるのか伺います。

⑶、新レーダー基地は日本防衛のために必要な施設だと答弁しておりますが、新レーダー基地の機能・役割について伺います。防衛上必要だという根拠を伺いたい。

⑷、新レーダー基地は、強力な電磁波を発生する等環境に及ぼす影響について住民から不安の声が上がっております。ところが、国は電波の影響調査を実施したが、その結果、周辺への影響はないと答弁しているようですが、環境影響評価調査の結果の公表と今後どのような住民説明会を行っていくのか伺います。

⑸、今、政府・防衛省は、米軍再編で米軍と自衛隊が一体となったミサイル防衛体制の強化、パトリオット地対空ミサイル配備を急ピッチで進めています。「ミサイル防衛」は、「防御の盾」をつくることによって安心して攻撃ができるようにするための計画であり、核兵器による先制攻撃と一体となった計画です。コイル元高官も、「すべての戦闘において、ミサイル防衛レーダーと迎撃ミサイル基地は、敵の第一撃の攻撃目標となるだろう」と証言しているように、レーダー基地は米軍の先制攻撃強化のための基地であり、沖縄県民が真っ先に危険にさらされることになります。絶対に容認できません。知事の御所見を伺います。

答弁によって再質問を行います。

○議長（髙嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　玉城ノブ子議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第１に、雇用対策についての御質問の中で、緊急雇用総合対策本部の立ち上げと対策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄労働局は、平成20年12月に沖縄労働局及び県を構成委員とします「緊急雇用対策本部」を設置し、平成21年１月には「緊急雇用対策本部会議」を開催しております。県と労働局で連携をしまして離職者の再就職支援を進めているところでございます。

また、県の内部におきましては、世界的な不況などの影響に全庁体制で対応するため設置しました「沖縄県緊急総合経済対策連絡会議」のもとで、雇用対策の

具体的な施策等に取り組むために、部局横断的な「雇用対策チーム」を設置したところでございます。現在、「雇用対策チーム」を中心としまして、「雇用再生特別事業基金」、そして「緊急雇用創出事業特例基金」を活用するなど総合的な雇用対策に取り組んでいるところでございます。

次に、中小企業者の支援策についてという柱の中で、中小企業振興条例の活用状況及び今後の課題についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

「沖縄県中小企業の振興に関する条例」では、新たな中小企業施策や中小企業支援計画の策定に当たり、中小企業者その他の関係者の意見を聞くことを規定いたしております。これらの規定に基づきまして、中小企業関係者から意見を聴取するため、「沖縄県中小企業振興会議」及び県内６地域の地域部会を設置し、情報提供及び意見交換を行ったところでございます。平成21年度は、振興会議等の議論を踏まえましてセーフティネット等融資枠の拡大、そして農商工連携等に資する人材の育成、また地域部会の運営に対する支援等を行ってまいります。

今後の課題としましては、国や県の中小企業施策の浸透をさらに図っていく必要があると考えているところでございます。

次に、改正建築基準法に係る御質問で、建築設計サポートセンターの技術者育成計画、今後の見通しと対策についてという御質問にお答えいたします。

沖縄県建築設計サポートセンターでは、現在６名の技術者を育成いたしておりますが、平成23年度までに約50名の構造技術者の育成を計画いたしております。今後、同センターによります技術者育成によりまして、建築確認の円滑化が図られるものと考えております。

県といたしましては、今年度から平成23年度まで構造技術者育成支援事業を同センターへ委託するなど支援をしていきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　観光商工部長。

〔観光商工部長　仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君）　雇用対策に関する御質問の中で、県出身者の派遣切り、雇いどめの実態調査と対策についてお答えします。

厚生労働省が実施した雇いどめなどに係る全国調査は、出身県別での調査は行っていないため県出身者の把握は困難でありますが、県出身者の実態については県外事務所の相談窓口を通して把握に努めております。

窓口での相談件数は２月13日現在59件で、相談内容としましては、求職活動や住宅、生活の不安に関するものとなっており、内容に応じてハローワークへの同行、簡易宿泊施設などへの入居手続、福祉事務所の紹介など具体的な支援を行っております。

県外の雇いどめなどへの対応では、知事を先頭に県外製造業などに対し、雇用の確保に努めるよう要請を行ったところであります。そのほか、離職により県へ戻ってきた者などに対しては県営住宅への優先入居や臨時雇用などの対応を行っております。

次に、大学生、短大生の就職内定率、内定取り消し人数とその対策についてお答えします。

沖縄労働局によりますと、平成21年３月卒業予定の県内大学生、短大生の就職内定率は、12月末現在で、大学生が28.8%、短大生が29.8%となっております。また、内定取り消し人数は、大学生が16人、短大生はゼロとなっております。

県としては、沖縄労働局と連携し、緊急雇用対策に関する会議を開催し、関連企業等に対する再就職受け入れ要請や、就職面接会を開催するなどの対策をとっております。

次に、県、市町村の臨時雇用対策及び今後の対策についてお答えします。

県では、県外で雇用調整を受け県内に戻ってきた方などを対象に、約150人を臨時雇用することとしております。また、県内20市町村においても同様に約470人の臨時雇用を実施しております。

今後の対策として、「雇用再生特別事業基金」及び「緊急雇用創出事業臨時特例基金」などを活用して、雇用創出効果の高い事業を県及び市町村において実施することとしております。

次に、企業に解雇などを行わないよう要請すること及び国に指導を強化するよう求めることについてお答えします。関連しますので一括してお答えします。

全国的な景気後退のもと、県外で働く県出身者の雇用悪化を懸念し、昨年12月、知事を先頭に県外製造業及び県外経済団体に対し、雇用の確保に努めるよう要請を行ったところであります。２月３日には知事が県内の経済団体に対しても雇用の維持・拡大について要請を行ったところであります。そのほか、全国知事会でも経済団体に対し同様の要請を行っております。また、昨年12月、国は各都道府県労働局長に対し、事業主に対する解雇・雇いどめに対する指導などを徹底するよう指示しており、企業に対する指導が強化されております。

次に、中小企業者の支援策に関する御質問の中で、国・県のセーフティネット、原油高騰対策支援資金の融資実績についてお答えします。

平成20年度の融資実績は１月末現在で、沖縄振興開発金融公庫の「セーフティネット貸付」が78件、23億300万円となっております。沖縄県制度融資の「中小企業セーフティネット資金」は43件、５億6200万円、「原油・原材料高騰対策支援資金」は101件、25億3400万円の実績となっております。

次に、原油高騰対策支援資金の増額と中小企業セーフティネット資金の拡充についてお答えします。

「原油高騰対策支援資金」は、当初融資枠15億円を９月補正で15億円追加し30億円とし、さらに平成20年12月15日に国の「緊急保証制度」に対応し対象業種の拡大と融資要件の緩和等を行うなど「原油・原材料高騰対策支援資金」として拡充をいたしました。

「中小企業セーフティネット資金」については、当初融資枠９億円を２月16日に15億円の追加を行い24億円とし、県内中小企業者の年度末における資金需要に対応しているところであります。平成21年度については、「原油・原材料高騰対策支援資金」の融資枠は15億円の予定で、融資要件等については金融機関等と調整中であります。「中小企業セーフティネット資金」は平成20年度の融資枠24億円から33億円に拡充する予定であります。

次に、金融機関の貸し渋り、貸しはがしの具体的対策についてお答えします。

国は、中小・小規模企業の実態を踏まえた融資を行うよう、金融庁から金融関係団体への要請や金融機関がより柔軟に貸出条件の緩和に応じることができるように「金融検査マニュアル」等の改定、各地の経済産業局に「中小企業貸し渋り110番」を開設するなどの対策を講じております。

金融機関の監督官庁が金融庁となっていることから、県が金融機関を監視、監督することは困難でありますが、沖縄県として、平成20年12月に知事と金融機関トップとの意見交換を行い、中小企業者の資金繰りの円滑化について要望を行ったところであります。そのほか、「沖縄地域融資動向に関する情報交換会」や「県制度金融研究会」等を通して、中小企業者の実情に応じた円滑な融資が図られるよう引き続き要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　雇用対策についての御質問で、高校生の就職内定率、就職内定取り消し状況等についてお答えいたします。

沖縄労働局の調査によりますと、12月末現在の高校生の就職内定率は49.0％で、前年同期を3.3ポイント下回っております。

就職内定取り消しにつきましては、11月に県外企業から１人の内定取り消しがありましたが、当該生徒は１月に別の県外企業に採用が内定しております。

県教育委員会としましては、今後とも関係機関等と連携を強化し、高校生の就職支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　雇用対策についての御質問の中の、公営住宅への優先入居の実施状況と今後の対策についてお答えします。

沖縄県においては、雇いどめや派遣切りにより住居を失った県関係者を緊急に受け入れるため、県営住宅を40戸確保しております。平成21年１月21日に受け付けを開始し、平成21年２月20日現在、20世帯が入居しております。引き続き３月31日まで受け付けを行う予定であります。

次に、改正建築基準法についての御質問の中の、住宅着工と戸数及び住宅着工数おくれによる経済的損失についてにお答えします。

改正建築基準法の施行後、昨年度は住宅着工戸数が例年の約70％まで減少するなど厳しい状況が生じましたが、今年度の沖縄県における月平均住宅着工戸数は、国が公表している建築動態統計調査によりますと例年の102％となっております。

建築工事は使用資材の種類や関連業種が多いため、業界や県経済への影響は大きいものがあると認識しております。

続きまして、確認申請業務のおくれによる公共事業への影響についてお答えします。

国が公表している建築動態統計調査によりますと、県内における全着工建築物の床面積を法改正前１年間と法改正後１年間で比較すると、公共施設については約31％の減となっております。

なお、すべての公共施設について具体的に把握しておりませんが、改正建築基準法の影響により、教育施設のうち小・中・高校では平成19年度に23校に繰り越しが生じ、平成20年度は18校が繰り越しの見込みであります。

また、公営住宅につきましては、平成19年度には繰

り越しはないものの、平成20年度は６団地が繰り越しの見込みとなっております。

続きまして、建築確認に要する期間についてお答えします。

県が昨年12月に調査した結果では、建築確認の審査期間は長期間かかった事例もありますが、標準的には申請者側が補正に要する期間を含めて構造計算適合性判定が不要な住宅程度で約１カ月、共同住宅・学校校舎程度で約２カ月、構造計算適合性判定が必要な共同住宅・学校校舎で約３カ月要しています。現在、県内各審査機関において事前審査の運用を改善し、法定期間に準じるなど審査期間の短縮に努めているところであります。

続きまして、建築確認申請審査体制についてお答えします。

県内の確認審査は、沖縄県と５市、２民間機関、合計８機関118名で審査を行っており、県外機関は51機関ございます。また、県内の構造計算適合性判定は２機関、延べ28人で審査を行っており、県外機関は４機関ございます。

続きまして、構造技術者の不足の改善策についてお答えします。

県は、構造技術者の不足の改善対策として、県外構造技術者紹介事業を実施し、構造技術講習会も開催しております。さらに、昨年10月に設立した沖縄県建築設計サポートセンターに委託して、構造技術相談への対応や構造技術者育成を行っているところであります。

続きまして、構造設計、設備設計一級建築士の数と県内の法適合確認に対する対策についてお答えします。

現在、県内では構造設計一級建築士は31名、設備設計一級建築士は20名が資格試験に合格しております。

県は、法適合確認を円滑に行うため、早い時期から建築関係団体から意見を聴取し、資格者をふやすための講習会を開催するとともに、国に対して資格試験の沖縄での実施などを要請してまいっております。

県としましても、今後とも国や建築関係団体と連携して沖縄県建築設計サポートセンターにおける法適合確認の実施など適切な対策を講じていきたいと考えております。

続きまして、県による小規模住宅のピアチェックについてお答えします。

県は、国土交通省からの通達を踏まえ、鉄筋コンクリート造、３階建てかつ500平方メートル以下の住宅の建築確認の円滑化を図るため、国や沖縄県建築士事務所協会の協力を得て、ことし５月から２年間、構造計算適合性判定を行う予定でございます。

続きまして、ピアチェックの緩和についてお答えします。

平成７年の阪神・淡路大震災において、沖縄に多い建築形式であるピロティー建築物が大きな被害を受けています。また、本県では建築基準法に基づき、他県より３割低減した地震力により構造計算を行っています。

このような状況を勘案し、県としましては、県民の生命財産を守る立場から、高度な構造計算が必要な建築についてはピアチェックが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　時間の都合もありますので、玉城ノブ子さんの質問及び質疑に対する残りの答弁は休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後５時55分休憩

午後６時18分再開

○議長（高嶺善伸君）　再開いたします。

休憩前の玉城ノブ子さんの質問及び質疑に対する答弁を続行いたします。

福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　雇用対策についての御質問の中の、緊急小口資金の拡充と要件緩和についてにお答えいたします。

緊急小口資金は生活福祉資金の中の一つで、緊急かつ一時的に生計維持が困難になった世帯へ10万円を限度として貸し付けるものです。この資金については、無保証であることや貸付実行についても２日程度しか要していないことから、対象の拡充や要件の緩和については現在のところ検討しておりません。

続きまして、雇いどめにあった人の生活保護申請についてにお答えいたします。

生活保護制度は、生活に困窮する者がその活用し得る能力、預貯金、土地や家屋等の資産及び他の法律に定める扶助による各種施策を活用してもなお最低生活を維持できない場合に必要な保護を行うものであり、雇いどめにあった人でも保護の要件は同様であります。

また、居住地がないことや稼働能力があることをもって保護の要件に欠けるということでもなく、生活に困窮する者には生活保護を適用しております。

なお、病気等により急迫した状態にある者について

は、生活保護の申請がなくともその急迫した事由がやむまで福祉事務所等は職権により保護を行っております。

続きまして、後期高齢者制度についての中の、後期高齢者医療制度における短期保険証及び資格証明書の発行についてにお答えいたします。

後期高齢者医療制度における短期保険証の発行は、市町村窓口での納付相談の機会をふやすことを目的としております。

県としましては、資格証明書の発行に至らないよう、市町村に対し被保険者のそれぞれの状況に応じたきめ細やかな納付相談を行うよう助言してまいります。

続きまして、後期高齢者医療制度保険料の県独自の減額制度についてにお答えいたします。

後期高齢者医療制度については、制度施行後改善が進められているところであり、特に保険料については、低所得者に対し、均等割部分の９割軽減が実施されるなど、国民健康保険に比べ手厚い軽減策が図られております。

また、低所得者に対する均等割保険料の７割・５割・２割の軽減等の財源につきましては、その４分の３を県が、４分の１を市町村が負担しております。21年度の県予算では、その財源として約18億円を計上しているところであり、さらなる県独自の保険料の軽減については現在のところ考えておりません。

続きまして、75歳で区切る後期高齢者医療制度の廃止についてにお答えいたします。

75歳以上高齢者等を対象とすることは、従来の老人保健制度と同様であります。後期高齢者医療制度については、国民皆保険を堅持し増大する高齢者の医療費を国民全体で支えるための重要な制度であると認識しております。

続きまして、国保制度についての中の、保険料の滞納実態、資格証明書、短期保険証の発行状況についてにお答えいたします。

平成20年６月１日現在における県内の市町村国民健康保険料の滞納世帯は４万9528世帯で、加入世帯数に占める割合は19.0%、短期被保険者証の交付世帯は２万6608世帯で、加入世帯に占める割合は10.21%、被保険者資格証明書の交付世帯は332世帯で、加入世帯数に占める割合は0.13%となっております。

なお、全国の加入世帯数に占める割合は、滞納世帯が20.9%、短期被保険者証の交付世帯が5.7%、被保険者資格証明書の交付世帯が1.6%となっております。

続きまして、18歳未満の子供のいる世帯及び65歳以上の高齢者世帯の短期保険証の発行状況についてにお答えいたします。

短期被保険者証につきましては、年齢構成による発行状況は把握されておりません。

同じく子供のいる世帯及び65歳以上の高齢者のいる世帯の無保険状態の実態についてお答えいたします。

平成20年12月１日現在の市町村国保における被保険者証の未到達件数は9175件であります。これらのうち、子供世帯や65歳以上の高齢者世帯の数につきましては把握されておりません。

同じく国保制度の子供のいる世帯、65歳以上の高齢者世帯に１年間有効の保険証を発行することについてにお答えいたします。

すべての医療保険制度は保険料を主な財源として運営をされており、被保険者が応分な負担を行うことで制度が維持されております。

このようなことから、国保料を滞納している世帯につきましては短期被保険者証の交付や被保険者資格証明書の交付が義務づけられております。

しかしながら、子供への人道上の配慮から、被保険者資格証明書の交付世帯においても中学生以下の子供への６カ月間の短期証の交付が義務づけられたところであります。

県としましては、短期被保険者証や被保険者資格証明書の交付に際しては、十分な説明及び滞納実態及び家族状況等を踏まえた慎重な判断を行うよう市町村に周知を図っております。

続きまして、子供の医療費助成制度について、乳幼児医療費助成事業の助成方法についてにお答えいたします。

助成方法の現物給付や自動償還への変更は、外部機関への事務委託やシステム開発などの新たな事務費が発生するほか、国保の減額調整措置、付加給付の停止など大きな財政負担を伴うことから、現在の財政状況では導入は難しいと考えております。

ホームレスの実態と支援策についての御質問の中の、県内のホームレスの状況及び自立支援について、関連しますので一括してお答えいたします。

住む家のないいわゆるホームレスと呼ばれる方々は、平成20年１月に厚生労働省が行った全国調査によりますと、全国で１万6018名、うち本県は200名が確認されております。本年１月にも同様の調査を行ったところであり、厚生労働省で集計が行われているところであります。

また、ホームレスの方への自立支援の取り組みとし

ましては、国及び沖縄県から事業費の一部を補助して、最も数の多い那覇市において生活相談や就労支援等を行っております。

昨年からの雇用情勢の悪化に伴いホームレスの増加も予想されるため、支援体制の強化を図るべく、那覇市の相談員増員に必要な補助について平成21年度当初予算案に盛り込んだところでございます。

沖縄県としましては、今後も市町村と連携を図りながら、ホームレスの方の自立支援に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、ホームレスの自立支援実施計画についてにお答えいたします。

「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」第９条に定める実施計画の各都道府県における策定状況は、平成21年１月現在、策定済みが16都道府県、策定予定が１県、策定予定なしが26県、策定方針未定が本県を含めて４県となっております。

沖縄県としましては、現在情報収集に努めており、厚労省が実施した調査の結果を参考にしながら計画等の策定について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん）　農業問題についての御質問で、さとうきび経営安定対策については、関連しますので一括してお答えいたします。

さとうきび経営安定対策の支援対象は、認定農業者を初め基幹作業を委託する者、共同利用組織に参加する者に加え、平成21年産までの特例として、生産組織に参加する小規模農家などとなっております。

基幹作業のうち、収穫については平成20年産より見直しが行われ、刈り倒し、または搬出のみを委託した場合も支援対象となったところであります。今回の見直しにより、本則要件を充足する生産農家割合は、現状の４割から５割程度に拡大することが見込まれます。

県としては、すべての生産農家が経営安定対策の支援対象となるよう、引き続き関係団体等と連携し支援対象要件の緩和、見直しについて国に要請してまいります。

同じく農業問題で、イモゾウムシ等根絶防除事業に係る予算と体制及び課題と見通しについてにお答えいたします。

イモゾウムシ等根絶防除事業の平成21年度予算は、２億9457万円を計上しております。

組織体制につきましては、病害虫防除技術センターの職員26人のうち、ゾウムシ等の事業にかかわる職員は16人となっております。

根絶防除事業の課題としましては、イモゾウムシの密度抑圧防除や人工飼料による大量増殖技術の開発などがあります。

アリモドキゾウムシについては、久米島全域でほぼ根絶状態になっており、平成21年度には国による根絶確認調査を予定しているところであります。

また、イモゾウムシについては不妊虫放飼による根絶防除を実施しており、今後、地域を拡大しながら防除を強化していく計画であります。

今後ともイモゾウムシ等の根絶に向け予算確保に努めるとともに、市町村、農業関係団体と連携し取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　不発弾等対策安全基金の性格、内容についてお答えします。

今月の10日に佐藤沖縄担当大臣が「不発弾等に関する新たな安全対策」を発表した中で、国としてお見舞いの気持ちをあらわすため金銭的な対応をすること、大きな被害を受けた特別養護老人ホームに対しては支援金を、重傷を負われた方には見舞金を支給する旨示されております。

当該基金の内容としては、爆発事故の被災者や被災施設の復旧を支援するための費用と、爆発事故の未然防止と安全対策に関する事業の費用の財源に充てることとしております。

不発弾の探査処理、損害補償等に係る国の責任等について一括してお答えします。

県としては、国は戦後処理の一環として本県の不発弾対策に取り組んでいく責任があると考えております。このような観点に立ち、不発弾の爆発事故による被害補償、不発弾等処理及び磁気探査の全額国庫負担等について、引き続き市町村等の関係機関と連携を図りながら国に要請してまいりたいと考えております。

次に、賠償責任及び県民大会開催について一括してお答えします。

先月、知事が総理大臣や関係大臣に対して行った要請を受けて、今月の10日に佐藤沖縄担当大臣から「沖縄県不発弾等対策安全基金の創設」が発表されました。県は、今回の国の速やかな対応により基金創設が決定され被災者支援の取り組みが開始されたことは、一歩前進と考えております。

また、麻生総理大臣が今国会の答弁において、不発弾対策については戦後処理の一環として国が責任を持つ旨の答弁もなされております。

県は、今回の国の対応について一定の評価をしているところであり、県民大会を開催することは考えておりません。

次に、自衛隊与座岳分屯基地の新レーダー配備についてお答えします。

沖縄防衛局の説明によると、新レーダーの整備については全国的な弾道ミサイル防衛システム整備計画に伴うものであり、全国４カ所で整備を進めているとのことであります。

この中で、航空自衛隊与座岳分屯基地においても、老朽化しつつある現レーダーにかえて弾道ミサイルの警戒監視も可能なレーダーを設置する計画であり、平成21年度から整備を開始し、平成23年度末に整備を完了する予定であるとのことであります。

当該施設は、高さは約35メートル、幅約30メートル、奥行き約30メートルの固定式地上設置型レーダーであり、予算規模は平成18年度から平成21年度予算案までの間に160億円を計上し、今後も平成23年度まで所要の経費を計上する予定であるとのことであります。

次に、新レーダー配備の状況についてお答えします。

沖縄防衛局によると、自衛隊の専用施設であるとのことであります。

次に、新レーダーの機能・役割についてお答えします。

沖縄防衛局の説明によると、新レーダーについては従来のレーダーと同様に航空機を対象とした我が国の航空警戒に加えて、我が国に飛来する弾道ミサイルを探知・追尾するための機能を有しており、当該レーダーは我が国が整備を進めている弾道ミサイル防衛システムを構成する機材の一つであるとのことであります。

また、ミサイル防衛システムは弾道ミサイル攻撃に対して、国民の生命財産を守るための純粋に防御的な、かつほかに代替手段のない唯一の手段であり、専守防衛を旨とする日本の防衛政策にふさわしいものであることから、政府として弾道ミサイル防衛システムを整備することとしたとのことであります。

次に、新レーダーの電波環境調査の公表等についてお答えします。

沖縄防衛局の説明によると、電波環境調査の結果を公表するとレーダーの能力や性能を明らかにすることになるため、公表は差し控えたいとのことであります。

また、住民説明会の開催の有無については承知しておりません。

自衛隊与座岳分屯基地の新レーダー配備への認識についてお答えします。

現在進められているミサイル防衛システムは、日本の防衛力の一環として整備されるものと理解しており、反対する理由はないものと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君）　玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城　ノブ子さん　再質問を行います。

まず最初に、雇用対策についてでございます。

厚労省の調査でも、３月末までに12万5000人、業界団体は40万人の非正規雇用が仕事を失うというふうなことを発表しております。その多くが違法な契約解除や偽装請負などの違法行為によって、本来ならば派遣先企業に直接雇用されているはずの労働者への不当解雇です。これ以上の大量解雇を許してはなりません。現行法に基づいて国に対して大企業や派遣会社の雇いどめを行わないよう指導を強化するよう、再度強く要請すべきではありませんか。知事のまず決意を伺います。

派遣切りによって仕事を失うと同時に住居さえ奪われ、ホームレスに転落してしまうという悲惨な事態が出ております。県内では今から深刻な事態になるというふうに言われております。雇いどめにあった人たちを１人も路頭に迷わすことがないように、総合調整機能を持った相談支援センターの設置が必要であるというふうに考えます。答弁お願いします。

国保制度について。

18歳未満の子供のいる世帯、65歳以上の高齢者のいる世帯の短期保険証の発行状況について、把握していないというようなことでございますけれども、私は前にも同じような質問をいたしました。皆さんは、国保制度の趣旨にのっとってその運用を適切に行うよう市町村を指導する責任があるはずなんですよね。本県は短期保険証の発行率が10.2％で、全国で３番目に高い発行数になっております。社保庁の調査では、特に18歳未満の子供のいる世帯で短期保険証が発行されている世帯は、調査段階で明らかになっているだけでも６市で2542世帯、子供の数が4405人に上っているわけです。実態としては、子供のいる世帯への短期保険証発行数はもっとふえているということになります。この世帯の皆さんは１カ月から２カ月の保険証を更新する

ことができずに、無保険状態になっている世帯が多いということであります。その事態について皆さん調査する必要があるんじゃありませんか。子供や高齢者の生活権そのものが脅かされているという事態です。

憲法では、健康で文化的な最低限度の生活が保障されなくてはならない。国や自治体がその責務を負うと明確に規定をしております。保険証は、子供や高齢者の生存権そのものを保障する命綱になっているわけです。せめて子供や高齢者には１年間有効の保険証を発行するよう指導すべきではありませんか。知事、どうでしょうか。知事のその姿勢を伺います。

ホームレス支援について。

県は、まだ実施計画を策定してないということでありますけれども、国の「ホームレス自立支援等に関する特別措置法」が施行されて６年になります。ことし１月の調査で、沖縄県のホームレスの数は200人、全国でも８番目に多い地域であるにもかかわらず、県がいまだに実施計画すら策定していないということは、この問題の深刻さを認識していないということではないでしょうか。実施計画を早期に策定する必要があると考えますが、いつまでに策定するのか時期も明確にしていただきたい。

改正建築基準法についてでございます。

建築確認の申請がおりずに、高校で６校、小中学校で12校、校舎・体育館の増改築が大きくおくれ、21年度に繰り越しせざるを得ないという事態になっております。糸満市内の中学校では、19年度事業の体育館がいまだに確認申請がおりずに、また21年度に繰り越しせざるを得ないという事態が生まれております。

この数年間、体育館がないという状態が続いているわけです。父母の間からも何とかしてほしいという声が上がっています。子供たちの学習権が保障されないというこういう事態になっておりますけれども、この状況についてまず教育長の認識を伺いたいと思います。

改正建築基準法が施行される以前は、確認申請は約20日間でおりていたということであります。ところが、現在では住宅の場合でも半年近くもかかっている。公共施設になると今の状況からすると１年以上も確認申請がおくれるというこの事態を異常だとは認識されていないんでしょうか。この事態を解決するための具体的な対策をお聞かせください。

この４月からさらに構造設計一級建築士、設備設計一級建築士の資格取得者が必要になってきます。今全部で構造設計一級建築士が31名、そして設備設計一級建築士が20名の合格者が出たということでありますけれども、サポートセンターでこの資格取得者の支援をする計画はありますか。いつまでに何名の資格取得者を育成していこうと考えていますか、答弁願います。

小波蔵の不発弾の爆発事故ですけれども、日本共産党の赤嶺衆院議員の質問主意書に対し国は、過去に起きた不発弾の爆発事故で、東京高等裁判所の判決、最高裁判所の判決によって国の賠償責任が認められたため、それぞれの原告に対し国が賠償金を支払ったと答えています。裁判所が不発弾の爆発事故について国の賠償責任を認めた民事の判決であります。不発弾の爆発事故が旧日本軍による戦争目的遂行のためにされたものであり、国が不発弾を適切に除去しないことによって爆発事故が起こり県民に被害を与えた場合は、賠償責任を負うべきであるというのが司法の判断です。

知事、不発弾事故の国の責任を明確に問うていくべきではありませんか。その知事の決意を伺いたい。

○議長（高嶺善伸君）　休憩いたします。

午後６時42分休憩

午後６時46分再開

○議長（高嶺善伸君）　再開いたします。

福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　ホームレスの実施計画についての御質問にお答えいたします。

平成20年度のホームレスの数に関しては200人ということを申し上げました。今年度は今現在集計中であるということで、数の把握は申し上げられないんですけれども、一応そのうちの112人が那覇市となっております。那覇市と協力して計画についてはやっていくということで今調整をしているところでございます。

それから国民健康保険証の短期証につきましては、有効期間が短期ということで１カ月だとか市町村の状況によって違いまして、いつ現在という形の調べ方をされておりません。今現在、４月からの法施行に向けて中学生未満の児童に関しましては、４月を待たずに実施しているということでございます。それ以外に関しましては数字は押さえられておりません。

○議長（高嶺善伸君）　観光商工部長。

〔観光商工部長　仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君）　国に対し大企業などが解雇、雇いどめ等を行わないよう強く要請することということに対してお答えします。

国は、各都道府県労働局長に対して、事業主に対する解雇、雇いどめに対する指導を徹底するよう指導しており、企業に対する指導が強化されております。

したがって、県としましても労働局と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　改正建築基準法に関する再質問にお答えします。

まず１点目は、審査期間を短縮するための具体的な対策についてということについてお答えします。

審査期間の具体的な短縮につきましては、まず事前審査を現在実施しております。事前審査は19年の６月からやっておりますが、その審査の運用を改善をしたところでございます。

まず、事前審査の運用の改善としまして、これまで期限を設定していなかったわけでございます。そういうことで審査期間を、平家の住宅などを１週間、構造計算適合性判定が不必要な中規模建築物を35日間、それから構造計算適合性判定が必要な建築物を70日間とする、これは法定期間でもそうなっていますが、そういう法定期間に準ずることにしまして、事前審査を実施しているところでございます。これにより建築確認の申請がこれまで以上に迅速に図られるというふうに考えているところでございます。これは２月２日から実施しております。

それからもう１点、構造設計一級建築士、それから設備設計一級建築士についてでございますが、その育成はどうなっているかということでございますが、まず当初、予定がなかった沖縄での試験――実は沖縄での試験は予定していなかったんですが――国に要請をしまして、やはり沖縄での試験の実施が今月、それから来月にかけてですが、実施することが実現する運びとなりました。やっぱり一人でも多くの建築士が負担を軽くして試験が受けられるということで、特別に沖縄だけが実施することが決まっております。

それから、沖縄県のサポートセンターがございます。そこと連携をしまして構造技術者向けに資格取得のための講習会なども開催しております。

県としましては、今後とも構造設計一級建築士、設備設計一級建築士の育成に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　不発弾の関連で、御指摘の民事裁判上の事例につきましては、１件目は警察官の管理義務違反、２件目は旧軍の機雷の所有者としての義務を問うた案件でございます。

いずれにしても、県としては、国は戦後処理の一環として本県の不発弾対策に取り組んでいく責任があると考えております。

以上であります。

○議長（髙嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　それでは、玉城議員の再質問にお答えをいたします。

19年度事業の校舎改築等が２年もおくれて、学習権が保障されてないような状況にあるのだがどう考えるかということにお答えをいたします。

申請手続や建築確認により工事の着工がおくれている状況があることは承知をしておりまして、憂慮すべきことだと認識をしております。

県教育委員会としましては、今後とも土木建築部や市町村教育委員会と連携をして、学校運営への影響が少なくなるように努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　ちょっと漏れました。

ホームレスの相談支援センターについての御質問の中で、実施計画のことだけを申し上げました。

支援センターにつきましては、一応ホームレスの総合相談支援事業として今実施しております巡回相談、それから住居確保支援事業、それから就労支援事業という総合相談を福祉事務所がやっております。ですから、それを今回強化する形で増員の確保を図ったところでございます。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午後６時55分休憩

午後６時57分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉　京子さん　社大・結連合の比嘉京子です。

県民の皆様、こんばんは。緒言を述べながら質疑をいたしたいと思います。

知事の訪米における記録を見てみますと、米側に対し、基地から派生する事件・事故の過去の５年間の資料を提示し、事件・事故をゼロにする決意をと強く訴えられたとのことでございます。知事のその思いを評価するものであります。

さて、１年前の本議会は、米海兵隊員によります女子中学生の性暴力に対する質疑が集中いたしました。私は、１年目のきょう再度取り上げさせていただきますけれども、昨年の「セカンドレイプ」発言の本意について述べ、通告に従い質疑をいたします。

まず、知事に対しこの重い発言でありますから、その場の思いつきで申し上げたのではないということを明確にしておきます。

私の質疑の前日、質疑された玉城義和議員の発言を通し決意したものであります。

発言の根拠として、玉城義和議員の質疑をさかのぼり、護憲・ネットワークの兼城賢次議員が、事件直後、県庁に謝罪に訪れたジルマー在沖四軍調整官と知事は握手をし、エレベーターホールまで見送った姿勢を批判しました。それに対し知事は、握手や見送りが県民の常識と違うというのは全く反対で、知事の立場として最低ラインの社会常識であり、県民感情、意識とぴったり合っていると述べ、批判に当たらないと不快感をあらわしました。

さらに当銘勝雄議員が女子中学生暴行事件やその後のフィリピン女性への相次ぐ事件を受け、沖縄から米軍撤退を求めるべきではないかという質問に対し、知事は論理に飛躍があり過ぎて理解が難しい。一部の不心得者が発生したといって、我々の怒り心頭に発したからと言って、米軍全体の組織を国防だとかアジア・太平洋地域の安全だとかも考えずに帰還させるという論理は余りにも飛躍があり過ぎてとても考えられないと答弁されました。

その知事答弁を受けた玉城議員は、「当銘議員の代表質問に対する答弁は、私は極めて重要な論点を提起したのではないかと思っています」ということで、次のような質問をしました。「この答弁は２つの意味を有していると思います。１つは、一部の不心得者が事件を起こしたとしてもアジア・太平洋の安全のために米軍の駐留は必要という論旨。もう一つは、国防とかアジア・太平洋の安全も考えずにという言い方は、まさにこれは県民の安全を第一に考えるべき沖縄県知事の立場としてではなく、国の立場に立った発言ということでありまして、沖縄県知事は日本国総理大臣も兼ねているのかと、私は思うほどであります」と。「それとも、国防やアジア・太平洋の安全のためならこのような事件は県民として耐え忍ぶべきことなのか、この２つについて明確にお答えください」と玉城議員は訴えました。

さらに追及はもっともっと激しさを増しているわけですが、その後半の２点目に対して、「知事の国防とかアジア・太平洋の安全も考えずにという言い方は、私は端的にあらわれているのは、事件そのものの深刻さよりも日本政府に対する気遣い並びに日米同盟への配慮そのものが私はその言葉にあらわれているのではないかと思います」と。「知事の対応にとかく批判が出ているのは、知事のそういう本音が随所にかいま見られることに私は県民の不信感が出ているのではないかと思います。我が県の一人の少女の安全と人権も守れずして何ゆえにアジア・太平洋の安全なのか。私は、まさにこれは逆立ちした思考であって、沖縄県知事としての基本的な資質が問われるんじゃないかと残念ながら思っております。お聞きをしますが、知事は県民や一少女の安全とアジア・太平洋の安全はどっちが大切で、どっちが優先されるべきと考えておられるのか、ここのところは率直にお聞かせ願いたい。」。それに対し知事は、「アジア・太平洋地域の安全と少女の安全を守るというのはどちらが大切かという御趣旨の御質問がありましたが、これは選択できるようなものではありません。少女の安全の確保は当たり前です。これは重要なこと。そして、基地の存在している理由の一つにある安全保障条約上の理由、その他の理由、これはこれで存在しているということですから、どちらが大切というような基準で考えるものではないと考えております」とお答えになりました。

私はこのようなやり方を議場で聞いておりまして、私ばかりではなく多くの方があることを思い起こしました。

2005年７月３日に発生した米兵による小学生に対するわいせつ事件を受け、20年以上前に高校時代に学校帰りにナイフでおどされ自宅近くの公園で３人の米兵にレイプされた女性からの稲嶺知事にあてた「公開書簡」が新聞紙上に寄せられました。

女性は、私が警察へ届ければ小学生の事件は防げたのかという自責の念から、これ以上被害者を出してはならないという思いと、知事に対し基地撤去とこれ以上県内に基地をつくらせないよう訴えました。

そのことを衆議院外務委員会で東門美津子議員がこれを取り上げ、町村外務大臣に質問したところ、「被害にあった女性の心情、気持ちは率直に受け止めなければならないと思っている、同時に在日米軍や日本の自衛隊があるからこそ、日本の平和と安全が保たれているという側面がすっぽりと抜け落ちている、その分には一切触れずにただある一面だけをとらえて物事を決めるのはバランスがとれた考え方とは思えない」との答弁をいたしました。

町村発言について、被害女性から反論の最後の手紙

が送られました。「事件が起きた時、ある意味死んだようなものだった。外相発言でもう一度つぶされたというか極端に言えば死ねと言われたような気持ちになった」、「被害にあっても黙っておけということだと思った。これがセカンドレイプというものだと思う。国のために国民があるのか、国民のために国があるのか。沖縄の歴史の中で、軍隊は一度も住民を守ったことがないのではないか。それなのに国民は平和であるというなら、平和でない状況にいる沖縄の人は国民じゃないということでしょうか」というような反論をいたしました。

質問に入ります。

まず第１番目に、「平和の礎」、「沖縄平和賞」に代表される本県の平和行政についてお聞きします。

⑴、沖縄の平和賞の設立を初め本県の平和行政は憲法のどの条項に基づいてなされているのか伺います。

⑵、沖縄平和賞の理念と本県が目指す平和行政の方向性について伺います。また、今後の取り組みについても伺います。

⑶番目に、朝鮮半島出身者の「平和の礎」への追加刻銘は今後どのようにするお考えなのか伺います。

２番目に、基地から派生する事件・事故についてお伺いします。

復帰後から今日まで5500件を超える米軍基地からの事件・事故が起こっています。事件・事故が起こるたびに知事を初め政府は遺憾の意をあらわし、あってはならないこと、再発防止の徹底、綱紀粛正を訴えます。

⑴番目に、2008年の米軍構成員による犯罪が前年比――正確には摘発人数ですが――で37％増加した。県の認識を伺います。

⑵、昨年の２月に起きた米兵による女子中学生に対するその事件以後、再発防止策はどのようになされてきましたか。県は再発防止の検証をどのようにしてきましたか。

⑶番目に、被害者の女子中学生が告訴を取り下げたことについて県の認識を伺います。

⑷番目に、学校現場における再発防止策はどのようになされていますか。

⑸、米軍構成員による性暴力事件への対応について伺います。

ア、昨年の中学生に対し、県はどのような救済にかかわりましたか。

イ、専門家による心身のケアや賠償はどのようになされましたか。私が質問取りで県基地対策課にお話を伺いますと、被害者がどのように補償されたか確認されていないということでありましたが、これは事実ですか。

ウ、世界的にはどのような仕組みがされているんですか。県の認識を聞きます。

３番目に、県立芸術大学について伺います。

県立芸術大学の近所に住む私としては、将来性豊かな学生たちの応援団の一人として学生たちの演奏会等にできる限り出向いて感動をもらっております。以前から大学の内情について耳にし、危惧の念を抱いておりました。芸術大学と他の大学の違いは、教師と生徒の一対一の指導が多いという点です。そのため、教師の存在が大きなものとなっていきます。

質問いたします。

⑴、県立芸術大学の設立の目的と20周年を経た今日の実績について伺います。

⑵、来春の入学志願者が定員に満たない、いわゆる定員割れを生じています。そのことについての関係者の認識を伺います。また、その原因はどう分析されているのか伺います。

⑶、報道によりますと、昨年12月に実施した学生や教職員を対象とした調査によると、ハラスメント（パワー、セクシュアル、アカデミック）の被害を受けた、もしくはその現場を見たという回答が80件あったと報じています。そのことについて認識を伺います。

⑷、昨年の12月18日とことしの２月９日の２度にわたり、大学を本来の学究の場、人間形成の場になってほしいとの願いを込めて音楽学部の学生から嘆願書が各方面に送付されています。その対応方針について伺います。

⑸、嘆願書には、調査は第三者の協力のもと行われるべきであると強く要望しておりますが、どう考えておられるんでしょうか。

４番目に、農林水産行政について伺います。

私は、２月６日、７日の２日間奥武山で開催されました花と食のフェスティバルに伺いました。沖縄の農業・林業の力強さと可能性を感じさせました大変すばらしいものでございました。それに先立ち、南部農業改良普及センターに伺いまして、農産物の直売店や薬草、それから農産加工等に携わっている方々を紹介していただきまして回ってまいりました。やはり島国沖縄は食の自給率を高めていかないといけない。また、それは十分可能である。観光客にも地産地消による食が最大のおもてなしであり、さらに昨今の失業者や若者の就労の受け皿として第１次産業に力を集中させていく必要があると考え、以下の質問をします。

⑴番目は省略いたします。

⑵番目に、食料自給率アップに向けて具体的な数値目標があれば伺いたい。

⑶番目に、地産地消推進に向けどのような施策を展開する考えか。

⑷番目に、県内の農水産物の直売店は何カ所か。また、その売り上げはどのように推移しているのか。

⑸番目に、農水産物を利用してこれまで県の支援事業を活用して企業を起こし成功した事例があれば伺いたい。

最後に、代表質問に関連した質問を行います。

県立病院問題についてお聞きします。

国の医療政策の失策として、また医療予算の削減により全国の自治体病院が崩壊しつつあります。さらに総務省の「公立病院改革ガイドライン」が追い打ちをかけています。今、重要なことは、地域の歴史的、地理的背景を無視した全国一律の制度に流されることではなく、我々の医療は我々で守るという強い主体性が求められていると考え、以下、質問いたします。

⑴、そもそも論ですが、沖縄県は県立病院に何を期待し何を求めているんでしょうか。具体的かつ明快な答弁を求めます。

⑵番目に、県民の求める安全で質のよい医療を行う条件とはどういう条件でしょうか。どういう要素でしょうか、伺います。

２番目に、グアム移転に関する日米協定について２点お聞きします。

⑴、協定締結前に外務省から沖縄県に話し合いはあったんでしょうか。打診があったんでしょうか。なかったとするなら、沖縄の頭越しに協定は結ばれ、知事は抗議すべきだと思いますがいかがでしょうか。

⑵番目に、さきの代表質問で答弁されました、またきょうの答弁でもありましたが、沖合移動等を規制するものではないと確信をし理解をしているとおっしゃっておられますが、その根拠について伺いたいと思います。

以上です。

○議長（髙嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　比嘉議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第１の平和行政についての中で、沖縄平和賞の理念及び平和行政についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄平和賞の理念は、沖縄の持つ特性を生かして、沖縄の視点からアジア・太平洋地域の新たな平和の創造に貢献することであります。

県では、今後とも沖縄平和賞の贈賞、平和の礎の刻銘、沖縄県平和祈念資料館を通しまして、次代を担う子供たちに戦争の醜さと平和のすばらしさを伝えていきますとともに、沖縄の歴史と風土の中で培われました平和を何よりも大切にする沖縄の心を世界に発信し、世界平和の構築、そして維持に貢献していきたいと考えております。

次に、農林水産行政に係る御質問の中で、地産地消の進捗についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、平成20年９月に策定いたしました「沖縄県地産地消推進計画」に基づきまして、第１に、市町村地産地消推進計画の策定支援、第２に、学校給食、観光関連施設等における県産食材の利用促進、第３に、直売所及び量販店等における販売促進、第４に、「おきなわ食材の店」登録の推進など、地産地消推進運動を幅広く展開しているところであります。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　文化環境部長。

〔文化環境部長　知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君）　平和行政についての御質問で、平和行政と憲法についてお答えいたします。

さきの大戦における悲惨な地上戦を体験した沖縄県民は、命と平和のとうとさを肌身で感じており、世界の恒久平和は沖縄県民が心から望んでいるものであります。

本県の平和行政につきましては、県民の平和を求める心を受けとめて行うとともに、憲法の平和主義の理念を尊重しているものと認識しております。

次に、朝鮮半島出身者の刻銘についてお答えいたします。

朝鮮半島出身戦没者の追加刻銘については、駐福岡大韓民国総領事館を通じて韓国行政機関への調査依頼を行っております。また、韓国国内紙への広告掲載及び沖縄県ホームページに韓国語版を設置し、周知に努めております。

県としましては、今後とも御遺族等の申告を受けて、基本方針に基づき追加刻銘を行っていきたいと考えております。

次に、県立芸術大学についての御質問で、大学設立の目的と実績についてお答えをいたします。

県立芸術大学は、沖縄の芸術文化の伝統を受け継ぎ、新しい創造的芸術文化の形成・発展を担う人材育成を目的として昭和61年４月に開学いたしました。

開学以来21年間に学部卒業生が1800人、大学院修了

生が423人を数え、本県芸術文化の発展に貢献するとともに、国内外で活躍する多くの人材を輩出しております。

次に、定員割れが生じていることについてお答えいたします。

今春の一般入試選抜の入学志願者のうち、美術工芸学部芸術学専攻、音楽学部声楽専攻、琉球芸能専攻の３専攻で定員割れが生じております。

定員割れの主な原因は、少子化による受験生の減少や昨今の経済不況等の影響で、生活圏内での大学選択が進み、志願者が減少したことによるものと分析しております。

定員割れにつきましては、健全な大学運営に支障をもたらすことになると認識しており、積極的な広報活動や高等学校との連携を強めるなど、志願者確保に向けたさらなる取り組みを推進していきたいと考えております。

次に、県立芸大でのハラスメント調査結果についてお答えをいたします。

県立芸術大学では、昨年11月に学生・教職員を対象にアンケート調査を実施いたしました。アンケートの結果、何らかの被害を受けたり、その現場を目撃したという回答が80件寄せられ、その内訳は、セクシュアルハラスメント16件、アカデミックハラスメント33件、パワーハラスメント31件となっております。

なお、アンケート結果を受け、実名の挙がった教職員について事実確認を行ったところ、心当たりがないとの報告を受けております。大学では、調査結果について重く受けとめ、学長が教授会、評議会で全職員に対する注意喚起を行い、ハラスメント防止声明を学内に出すなど、その防止に取り組んでいるところであります。

県としましては、ハラスメントが個人の尊厳を傷つけ、人権を侵害する重大な行為であることから調査結果を重く受けとめており、ハラスメントを防止するため、職員一人一人の意識改革、啓発を徹底していきたいと考えております。

次に、嘆願書への対応方針と第三者による調査について一括してお答えいたします。

県立芸術大学音楽学部学生名で、学長及び県関係機関、マスコミ等へあてた嘆願書が送付されております。

平成20年12月18日付嘆願書を受けて県立芸術大学では、学長が大学評議会及び部局長会議で綱紀粛正を図るとともに、学長の指示により音楽学部長が中心となって、音楽学部の全教員に対する聞き取り調査を行いました。調査結果につきましては、研究費等の予算の執行は適正に行われているとの報告を受けております。

現在、平成21年２月９日付嘆願書の内容について実態把握に努めているところであり、その結果を踏まえて客観的な立場から見た調査の実施についても検討し、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　米軍による犯罪増加の認識についてお答えします。

米軍基地に起因する事件・事故の再発防止に向け、米軍を初め関係機関に対し強く申し入れを行ってきたにもかかわらず、事件・事故が増加していることは遺憾であります。

再発防止策及びその検証についてお答えします。

昨年２月の暴行被疑事件を受けて、日米両政府や米軍において、再発防止策が検討されており、米軍においては、リバティ・カード制度の規則の変更による夜間外出制限の強化、新規赴任者のオリエンテーションの改善など研修プログラムの見直しを行っているとのことであります。

県としては、協力ワーキングチーム等の場において関係機関と協力しながら、それらの措置の検証も含め、実効性のある再発防止策が講じられるよう、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

次に、告訴の取り下げについてお答えします。

昨年２月の暴行被疑事件については、被害者及び御家族の意思で取り下げたものであり、コメントは差し控えさせていただきます。

性暴力事件への世界的な仕組みについてお答えします。

県としては、外国における米軍構成員による性暴力事件への対応の仕組みについては、承知しておりません。

次に、グアム移転協定の締結に対する抗議についてお答えします。

去る２月16日、外務省と防衛省から県に対して、在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定についての説明がありました。

県としては、当該協定の締結により、在沖米海兵隊のグアム移転が着実に実施され、県民の基地負担の軽減につながるものであると考えております。

次に、沖合移動等を規制しないとする根拠についてお答えします。

外務省によると、今回の協定は、日米両政府が在日米軍再編に関する合意を再確認するため締結したものであり、環境影響評価法や公有水面埋立法等の国内法に抵触するものではなく、現在の政府と地元の協議の枠組みが何ら変わるものではないとのことであります。

したがって、県や地元が求めている沖合移動には影響しないものと考えております。

○議長（髙嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　基地から派生する事件・事故についての御質問で、学校における再発防止策についてお答えいたします。

昨年２月に起きた米兵による暴行被疑事件は、特に被害者が中学生であることから決して許すことのできない卑劣な行為であり、教育行政を預かる者として米軍等関係機関に強く抗議をしてまいりました。

県教育委員会としましては、このような事件の再発防止に向けて、緊急の小中学校校長会及び県立学校校長会を開催するとともに、すべての小・中・高等学校に「児童生徒の安全指導及び安全確保の徹底について」を通知いたしました。

各学校においては、安全教室等を開催し、「不審者と思われる者に近づかない。絶対について行かない」など「安全５項目の徹底」や「危険回避能力の育成」等について取り組んでまいりました。

今後とも、ＰＴＡを初め地域や警察、関係機関等と連携し、地域ぐるみの学校安全体制の充実を図り、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　警察本部長。

〔警察本部長　得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君）　昨年２月に発生した女子中学生を対象とする事件における被害者の救済についてお答えします。

県警察では、米軍構成員による事件であるか否かにかかわらず、殺人、傷害、強姦等のように専門的な被害者支援が必要な場合には、捜査員とは別に被害者支援要員を指定して、被害者やその家族に対し、病院の手配、受診時の付き添い、事案概要、捜査状況の情報提供、被害者の要望の把握などの活動を行っているところであります。

本件につきましては、被害者が女性でかつ中学生であったことから、被害者支援要員に女性警察官を指定し、所要の被害者支援を行うとともに、早期の段階において、県警察本部及び沖縄警察署からマスメディアに対し、被害者が一日も早くもとの生活に戻れるよう、取材等の自粛を申し入れております。

次に、専門家による心身のケアや賠償についてお答えします。

県警察では、被害者の精神的被害の回復及び軽減を図る施策として、「被害者等カウンセラー制度」を運用しており、被害者やその家族に対し、事件発生後早い段階で同制度を教示し、要望があれば精神科医または臨床心理士によるカウンセリングを実施することとしているところ、本件においても同制度について教示し、現在に至っております。

また、補償につきましては、警察において事件発生時における医療機関への支払いを行いましたが、犯罪被害給付制度に該当しないことから、それ以降の補償に関しては、沖縄防衛局を窓口とする損害補償制度を教示したところであります。

なお、その利用実態については、警察では把握しておりません。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん）　それでは農林水産行政についての御質問で、食料自給率向上の具体的な数値目標についてにお答えいたします。

本県の食料自給率は、平成18年度の概算値で32％となっており、平成23年度の食料自給率目標を40％に設定しております。

県としては、食料自給率の向上を図るため、農林水産業振興計画に基づき、拠点産地の形成による生産供給体制の強化や地産地消の推進など、各種施策・事業を総合的に推進しているところであります。

同じく農林水産行政で、県内の農水産物直売所の設置箇所数と売り上げについてにお答えいたします。

県内の農水産物直売所は、現在、約70カ所となっております。その中で、ＪＡおきなわが経営する「ファーマーズマーケット」の販売額は、平成17年度の５億8000万円から、平成20年度は12月末現在で21億5000万円となっております。

同じく農林水産行政で、企業の成功事例についてにお答えいたします。

県では農水産物の高付加価値化を図るため、加工施設、食材供給施設等の整備を進めているところであります。

成功した事例としては、ゴーヤー茶、薬草茶、カット野菜、シークヮーサージュースの加工施設や農家レストラン等の企業があります。

以上でございます。
○議長（髙嶺善伸君）　福祉保健部長。
〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕
○福祉保健部長（伊波輝美さん）　我が党関連の代表質問との関連につきまして、県立病院の果たすべき役割についてにお答えいたします。
県立病院が果たすべき役割は、地域において提供されることが必要な医療のうち、民間医療機関等では提供が困難な医療を提供することにあると考えております。
具体的には、救急医療、小児医療及び周産期医療などの不採算医療、高度救命救急医療、がん医療などの高度医療、難病医療などの特殊医療、離島・僻地において不足する一般医療などのほかに、卒後医師臨床研修事業など、医師等の医療従事者の養成が求められていると考えております。
続きまして、安全で良質な医療を提供するために重要な要素についてにお答えいたします。
良質な医療を提供するための重要な要素としましては、本県が離島を多く抱える離島県であることから、医師、看護師等の優秀な人材を確保、育成することや、病院事業の安定した経営基盤などがあります。
また、最も重要なことは、安全で良質な医療提供体制が県民の健康を保持し、生命を守り、生活の安心を支える重要な社会的基盤であるという認識であると考えております。
以上でございます。
○議長（髙嶺善伸君）　比嘉京子さん。
〔比嘉京子さん登壇〕
○比嘉　京子さん　再質問をさせていただきます。
まず、平和行政についてでございますけれども、沖縄県のインターネット上で平和賞の趣旨というのが、アジア・太平洋地域の平和・非暴力活動に貢献した個人及び団体に沖縄県が表彰する賞として２年に一遍開催するというふうに載っておりますが、これに対して一方で、米軍がいるからアジア・太平洋の安全が守られているんだとする本県の基地行政との整合性はどうなっているんだろうかということをできれば知事に求めたいと思います。
では２番目に、基地から派生する事件・事故についてお伺いいたします。
まず私は、この大変重たい質問をするのは本当に気がめいるような気持ちをしながら奮い立たせながらやっているところですが、私のこの質問の趣旨は、犯罪者が正当な処罰を受けられるようにすること。そのためには、この種の犯罪は親告罪であるわけですから、被害者が告訴を取り下げない、取り下げなくて済む社会、こういうものをつくっていかないといけない。
もう１点は、被害者のケアを手厚くするにはどうするかという、こういう２点であります。
では、先ほど私は被害者の方の意見を読みましたが、ここの方に被害者がその事件からどれほどどういう心情でいるのかというこのＰＴＳＤの部分が載っています。（資料を掲示）　少し読んでみますと、「被害を受けたその瞬間から命の尽きるまで、まるでよせ来る波のように苦しみが押し寄せてくるのです。それは穏やかな波のようなときもあれば、嵐のように荒れ狂うときもあります。しかし心の傷がなくなることはないのです」と訴えています。
こういうようなケアというのは、どういうときに、だれかをたたいたときに、求めたときに、どんなふうに本県は対応しているのかということ、そういう仕組みがあるのかということをまず１点目にお聞きしたいと思います。
そしてもう一つは、先ほど沖縄防衛局がそれなりの対応をしましたとおっしゃる答弁がありましたが、もう１点は、沖縄防衛局が被害者と接触をして封じ込めてしまうんだというような意見が法曹界の中にあります。私は、それが事実かどうかも県は確認ができないのかということをお聞きしたいと思います。
次に、県立芸術大学の問題についてお聞きします。
定員割れの一つの理由として少子化を挙げておられます。今、経済難になって県内の大学に行く志向が非常に高まっています。そういうことから考えればゼロであるというところが３カ所、いわゆる定員割れしているところがあるということでありますが、私は、その定員割れをしたところも含めて、県出身者が志願者でゼロのところがあるのかどうか、あればお答え願います。
それから私はこの大学のあり方として、やっぱり体制と制度に問題があるのではないかと考えるものです。その解決方法として、内部にチェックをさせるということはもう機能しないんではないかとさえ思っています。それを第三者機関がチェックしていく、そういうことが根本的な解決につながると考えておりますが、それに対する意見を伺いたいと思います。
農林水産部門についてお聞きします。
知事にも本当に楽しい話題として、若者たちが今農業をしたがっています。また、ファーマーズマーケットに行ったときに若い夫婦たちが非常に生き生きと搬入しています。それをみんなにインタビューしてみま

すと、やっぱり農業をやりたい人はいっぱいいると。でも収入の保証がある程度得られるまで、収穫が得られるまで必要であると思うと。このことを解決するといいのではないかという意見がありました。その意見に対してお伺いしたいと思います。

では、次の機会にします。

以上です。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午後７時37分休憩

午後７時40分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　比嘉議員の再質問にお答えしますが、特にこの１番目の平和賞の目的といいますか理念と米軍基地の存在、どういうふうに目的といいますか、説明するのかという御趣旨で、実はなかなかこれは難しい御質問ではあると思うんです。ですが、平和賞が言っております、やはりこれもアジア・太平洋地域における平和を維持・強化するためにいろんな活動をしている人々を支援していこうという趣旨でありますし、米軍基地の存在というのもかねてから申し上げていますように、アジア・太平洋地域におけるやはり平和の維持、安定の維持、防衛の備えというような要素はあります。ですから、平和論というのを私ここで申し上げるほどの研究等十分な知識は持っておりませんが、それでも行政上この平和賞のこういうソフトなアプローチの方法と、そしてやっぱり今なお現実には大きな地域の安定と平和の維持ということのためには、私はすぐにアジア・太平洋地域においては米軍のプレゼンスはまだまだ必要だと思っております。

そして、究極的な目的は平和の確保・維持ということで、かのヒラリーさんもソフトパワーとハードパワー、そしてその上のスマートパワーというような言い方もされていますから、これはなかなか難しい問題・課題でもありますし、今申し上げたつたない答弁ですが、私はこれは同時に同居し得るものだと思っております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　沖縄防衛局によりますと、加害者または米側から被害者に対して賠償があったかどうかについては承知していないとのことであります。

それから、沖縄防衛局が少女の思いを封じ込めているのではないかということについては、承知はいたしておりませんが、そのようなことは決してあってはいけないことと考えております。

○議長（髙嶺善伸君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん）　それでは農林水産行政についての再質問で、若者の就農に当たっての支援についての御質問にお答えいたします。

若者を農業に就農させるにつきましては、技術面、それから資金面での支援が必要だと考えております。

このため、県としては、農業大学校における実践的な研修教育を実施し、後継者の育成に取り組んでおります。また、他産業経験者等の多様な就農希望者に対しては、新規就農相談センター等での就農相談、就農サポート事業による農業大学校での基礎講座や農家での実践研修を実施しております。また、農業後継者育成基金事業による研修支援や就農支援資金の貸し付けなどの対策を実施しております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　文化環境部長。

〔文化環境部長　知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君）　県立芸大について、第三者機関の設置についての再質問にお答えいたします。

県としましては、教育研究の場である大学に嘆願書が送付されたことにつきましては重く受けとめているところでございます。

県では、このような事態を起こさないためにどのように対応していくのかということでございますが、実は平成21年、ことしの２月３日に文化環境部長、県立芸大の学長、文化生活統括監、県立芸大の事務局長による沖縄県立芸術大学連絡会議を設置してございます。その下には幹事会等も設置してございます。

これにつきましては、大学運営の課題あるいは大学改革等について県と大学側で定期的に意見交換を行うこととしておりますので、その場におきましても対応策等の検討をしていきたいと考えております。

その状況におきましては、議員がおっしゃる第三者機関についても検討する必要があると考えております。

定員割れの専攻の中で県内出身者の志願者がゼロの専攻があるかということでございますが、音楽学部の声楽科の方で志願者がゼロになっている状況でございます。１専攻学科です。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉　京子さん　質問はなしにいたします。

私は、まず軍隊・基地があるから日本は平和というそういう発想が官僚や政治家の中にあることが基地被害を助長しているのではないかというふうに考えるものであります。

本来なら知事の御意見を伺いたいところですが、お疲れのようですから御意見として受けとめていただきたいと思います。

以上でございます。

終わります。

○議長（髙嶺善伸君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明24日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後７時48分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　髙　嶺　善　伸

会議録署名議員　奥　平　一　夫

会議録署名議員　吉　田　勝　廣

# 平成21年２月24日

平成21年
第　３　回

# 沖縄県議会（定例会）会議録

# （第　７　号）

# 平成21年 第３回　沖縄県議会（定例会）会議録（第７号）

平成21年２月24日（火曜日）午前10時１分開議

議　事　日　程　第７号

平成21年２月24日（火曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　甲第１号議案から甲第29号議案まで及び乙第１号議案から乙第40号議案まで（質疑）

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　甲第１号議案から甲第29号議案まで及び乙第１号議案から乙第40号議案まで

甲第１号議案　平成21年度沖縄県一般会計予算

甲第２号議案　平成21年度沖縄県農業改良資金特別会計予算

甲第３号議案　平成21年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

甲第４号議案　平成21年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算

甲第５号議案　平成21年度沖縄県下地島空港特別会計予算

甲第６号議案　平成21年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計予算

甲第７号議案　平成21年度沖縄県下水道事業特別会計予算

甲第８号議案　平成21年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算

甲第９号議案　平成21年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算

甲第10号議案　平成21年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算

甲第11号議案　平成21年度沖縄県林業改善資金特別会計予算

甲第12号議案　平成21年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算

甲第13号議案　平成21年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算

甲第14号議案　平成21年度沖縄県自由貿易地域特別会計予算

甲第15号議案　平成21年度沖縄県産業振興基金特別会計予算

甲第16号議案　平成21年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算

甲第17号議案　平成21年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算

甲第18号議案　平成21年度沖縄県駐車場事業特別会計予算

甲第19号議案　平成21年度沖縄県公共用地先行取得事業特別会計予算

甲第20号議案　平成21年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算

甲第21号議案　平成21年度沖縄県病院事業会計予算

甲第22号議案　平成21年度沖縄県水道事業会計予算

甲第23号議案　平成21年度沖縄県工業用水道事業会計予算

甲第24号議案　平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第３号）

甲第25号議案　平成20年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第１号）

甲第26号議案　平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）

甲第27号議案　平成20年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）

甲第28号議案　平成20年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）

甲第29号議案　平成20年度沖縄県水道事業会計補正予算（第１号）

乙第１号議案　沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条列
乙第５号議案　沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　沖縄県統計調査条例
乙第９号議案　沖縄県消費者行政活性化基金条例
乙第10号議案　沖縄県安心こども基金条例
乙第11号議案　沖縄県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例
乙第12号議案　沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県妊婦健康診査支援基金条例
乙第14号議案　沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第15号議案　沖縄県企業立地促進条例の一部を改正する条例
乙第16号議案　沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例
乙第17号議案　沖縄県雇用再生特別事業基金条例
乙第18号議案　沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例
乙第19号議案　沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第20号議案　沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例
乙第21号議案　沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第22号議案　沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第23号議案　沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例
乙第24号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第25号議案　沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
乙第26号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第27号議案　土地の処分について
乙第28号議案　訴えの提起について
乙第29号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第30号議案　全国自治宝くじ事務協議会への岡山市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更について
乙第31号議案　西日本宝くじ事務協議会への岡山市の加入及びこれに伴う西日本宝くじ事務協議会規約の一部の変更について
乙第32号議案　第４次沖縄県国土利用計画（案）について
乙第33号議案　沖縄県離島医療組合規約の一部変更について
乙第34号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について
乙第35号議案　指定管理者の指定について
乙第36号議案　指定管理者の指定について
乙第37号議案　指定管理者の指定について
乙第38号議案　指定管理者の指定について
乙第39号議案　公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第40号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

出　席　議　員（47名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議長 | 髙嶺善伸君 | 25番 | 新垣良俊君 |
| 副議長 | 玉城義和君 | 26番 | 仲田弘毅君 |
| 1番 | 上原章君 | 27番 | 照屋守之君 |
| 2番 | 島袋大君 | 28番 | 辻野ヒロ子さん |
| 3番 | 中川京貴君 | 29番 | 嶺井光君 |
| 4番 | 桑江朝千夫君 | 30番 | 當間盛夫君 |
| 5番 | 平良昭一君 | 31番 | 当銘勝雄君 |
| 6番 | 仲村未央さん | 32番 | 渡嘉敷喜代子さん |
| 7番 | 照屋大河君 | 33番 | 前田政明君 |
| 8番 | 渡久地修君 | 34番 | 玉城ノブ子さん |
| 9番 | 上里直司君 | 35番 | 赤嶺昇君 |
| 10番 | 瑞慶覧功君 | 36番 | 比嘉京子さん |
| 11番 | 奥平一夫君 | 37番 | 金城勉君 |
| 12番 | 吉田勝廣君 | 38番 | 糸洲朝則君 |
| 13番 | 當山眞市君 | 39番 | 翁長政俊君 |
| 15番 | 座喜味一幸君 | 40番 | 浦崎唯昭君 |
| 16番 | 佐喜真淳君 | 41番 | 池間淳君 |
| 17番 | 玉城満君 | 42番 | 新垣哲司君 |
| 18番 | 仲宗根悟君 | 43番 | 具志孝助君 |
| 19番 | 崎山嗣幸君 | 45番 | 新里米吉君 |
| 20番 | 西銘純恵さん | 46番 | 嘉陽宗儀君 |
| 21番 | 山内末子さん | 47番 | 新垣安弘君 |
| 22番 | 新垣清涼君 | 48番 | 大城一馬君 |
| 24番 | 前島明男君 | | |

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――

欠席議員（1名）

14番　吉元義彦君

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――

説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 知事 | 仲井眞弘多君 | 知事公室秘書広報統括監 | 上運天昂君 |
| 副知事 | 仲里全輝君 | 総務部財政統括監 | 名渡山司君 |
| 副知事 | 安里カツ子さん | 教育委員会委員 | 中野吉三郎君 |
| 知事公室長 | 上原昭君 | 教育長 | 仲村守和君 |
| 総務部長 | 宮城嗣三君 | 公安委員会委員長 | 幸喜德子さん |
| 企画部長 | 上原良幸君 | 警察本部長 | 得津八郎君 |
| 文化環境部長 | 知念建次君 | 労働委員会公益委員 | 宮里節子さん |
| 福祉保健部長 | 伊波輝美さん | 人事委員会事務局長 | 伊礼幸進君 |
| 農林水産部長 | 護得久友子さん | 代表監査委員 | 又吉春三君 |
| 観光商工部長 | 仲田秀光君 | 選挙管理委員会委員長 | 阿波連本伸君 |
| 土木建築部長 | 漢那政弘君 | | |
| 企業局長 | 花城順孝君 | | |
| 病院事業局長 | 知念清君 | | |
| 会計管理者 | 福治嗣夫君 | | |

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 長嶺伸明君 | 次長 | 遊佐信雄君 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議事課長 | 嘉陽安昭君 | 主査 | 中村守君 |
| 課長補佐 | 平田善則君 | 主査 | 佐久田隆君 |

―――――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　これより本日の会議を開きます。

諸般の報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

―――――――――――――――――――

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　日程第１及び日程第２を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第１号議案から甲第29号議案まで及び乙第１号議案から乙第40号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣　清涼君　皆さん、おはようございます。

社大・結の会の新垣清涼です。

通告してあります一般質問を行います。

平成21年度知事提案説明要旨について伺います。

知事は、「現状認識と基本姿勢」の中で、「現状をどう突破し、未来をどう切り開くか。」、「様々な困難に直面している人へのきめ細かな施策を推進するとともに、新時代に挑戦する人を奮い立たせるような戦略を構築していく必要があります。」と述べておられます。

さまざまな困難に直面している県民の皆様がわかりやすいように、そして多くの県民が希望が持てるように具体的に施策の説明と時期、予算などについて説明を求めていきたいと思います。

まず１番目に、「自立型経済の構築に向けた産業の振興と雇用の創出・確保」についてであります。

⑴、「質の高い観光・リゾート地の形成」とはどのような状態を目指すのか。また、高度な人材育成や文化等の地域の優位性ある観光資源を生かしたまちづくりの推進とあるが、具体的な施策の説明を求めます。

⑵、「未来をひらく情報通信関連産業の振興」のＩＴ津梁パークの整備やＧＩＸの構築、ＯＳＳ開発ビジネスの支援について説明を求めます。

⑶、「地域特性を生かした農林水産業の振興」では、各施策の取り組みを強化するとあります。具体的に説明をお願いいたします。

ア、「沖縄ブランドの確立」では戦略品目の拠点産地の形成に向けた取り組みの強化とはどのようなことをなさるのか説明をお願いします。

イ、安心・安全な農産物の生産拡大に向けた有機農業の推進策はどのようになっていますか。

ウ、農林水産業の担い手の育成、確保のための就農相談会や研修会はどのように計画されているか伺います。

⑷、「地域を支える産業の育成と創出」について。

ア、健康バイオ関連産業で、「海洋生物資源を活用した共同研究等の支援」とあります。具体的な説明を求めます。

イ、特別自由貿易地域での企業誘致の展開とありますが、現在の実情、これまでの実績と今後の取り組みについて説明を求めます。

⑸、「雇用の安定と職業能力の開発」についてであります。

ア、若年者への総合的な就職支援や子育て中の女性への就職講座開催、40代前半世代への雇用奨励金制度の構築について具体的な説明を求めます。また、なぜ40代前半世代なのかについても説明をお願いいたします。

イ、沖縄県雇用再生特別事業基金、沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例基金の説明を求めます。だれがどのようにすれば利用できるのかについても説明をお願いいたします。

２、「米軍基地問題の解決促進、跡地対策及び戦後処理問題の解決促進等」について伺います。

⑴、「在日米軍の再編と基地の整理縮小」について。

ア、海兵隊のグアム移転や嘉手納基地より南の返還実現はどのように求めますか。

イ、知事は、普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチームが設置され、実務者同士の具体的な意見交換が行われ、３年めどの閉鎖状態が実現できるとさきの議会でも答弁されております。県民の意見を無視した日米が合意している米軍再編計画では、普天間の移設は2014年になります。グアム移転のパッケージ論を認めると、３年めどの閉鎖状態は無理な話になってしまいます。普天間飛行場の３年めどの閉鎖状態の実現を「政府に強く求める」とあります。「強く」の説明をお願いします。

⑵、「日米地位協定の見直しの実現等」について。

「直接米国政府に対し見直しの必要性を訴えていきたい」とあります。前回の訪米ではどなたにお会いに

なり、要請されたのか。その結果や感触について説明を求めます。

⑶、「跡地利用の促進」について。

ア、現在進められている県内各地の進捗状況と今後の取り組みについて説明を求めます。

イ、嘉手納より南については、「新たな公共交通システムの可能性の検討を進める」とあります。説明をお願いします。

⑷、「旧軍飛行場用地問題の解決促進」について。

各地主会や関係市町村と調整を進め解決を図るとあります。各地主会の構成員の数と面積を示し、それぞれの要望とその実現に向けた取り組みの説明を求めます。

⑸、「不発弾処理」について。

ア、不発弾処理事業の全額国庫負担を政府に求めるとあります。本員も同感であります。その感触と今後の対策はどのように取り組むのか説明と決意を示してください。

イ、不発弾処理事業の現在の負担割合で、平成20年１年間の県・市町村の負担額はどうなっていますか。

３、「科学技術の振興と国際交流・協力拠点の形成」について。

⑴、「科学技術の振興」について。

ア、県内研究機関の重点課題と研究開発資源の集中化について説明を求めます。

イ、沖縄科学技術大学院大学の設置について、その進捗状況と今後の課題、取り組みについて説明を求めます。

⑵、「国際交流・協力拠点の形成」について。

世界のウチナーネットワークの拡充と青少年の交流、平和発信事業について説明を求めます。

４、「環境共生型社会の形成」について。

⑴、「循環型社会の形成と豊かな自然環境の保全に向けた取り組み」について。

ア、産業廃棄物管理型最終処分場の概要について説明を求めます。

イ、赤土等流出防止対策、総合的なサンゴ礁保全対策、ヤンバル地域におけるマングースなど外来種の捕獲強化について、成果や今後の取り組みについて説明を求めます。

ウ、多良間島等の県立自然公園指定に向けた取り組みについて、これまでの取り組みと今後の課題、取り組みについて説明を求めます。

エ、沖縄県地球温暖化対策地域推進計画のこれまでの成果と今後の見直し策について説明を求めます。

⑵、「快適で潤いのある生活環境基盤の整備と県土保全」について。

ア、市街地再開発事業の促進と全島緑化の推進とあります。市町村による景観計画の策定の促進では景観条例や町並み条例の制定が必要と考えます。現在、県や市町村ではどうなっていますか。

イ、河川整備について、局地的な集中豪雨時の下流での赤色回転灯設置の検討はされましたか、伺います。

ウ、県内の地すべり危険性の高い地域の調査結果とその対策年次計画の説明を求めます。

エ、高潮対策を行うとのことですが、津波対策についてはどうなっていますか説明を求めます。

５、「健康福祉社会の実現と安全・安心な生活の確保」について。

⑴、「健やかでいきいきと暮らせる社会の形成」について。

ア、保育所入所待機児童の解消はどのようにしていつ実現するのか伺います。けさの新聞でも多くの数字が発表されております。ぜひその具体的な計画をお示しください。

イ、認可外保育施設への支援強化と地域における子育て支援の推進について説明を求めます。

ウ、児童虐待に対する相談所の体制充実の具体的な説明を求めます。

エ、高齢者や障害者への支援体制の強化、女性への暴力防止対策の具体的な説明を求めます。

⑵、「安心して暮らせる保健医療の充実」について。

ア、医師等医療従事者の養成確保について説明を求めます。現在の各県立病院の医療従事者の不足の数値を示し、その養成確保の対策について説明を求めます。

イ、患者、利用者の視点に立った医療の確保について、その取り組みの説明を求めます。

ウ、県立病院の救命・救急医療、離島医療支援、高度・特殊医療等の現状について説明を求めます。

エ、その効果的かつ継続的に提供できるよう、抜本的な改善の取り組みの説明を求めます。

オ、２月21日の新聞報道で、海ブドウやアーサ、ミミガー等の産地偽装が報じられています。食品の安全確保について、重点的かつ効率的・効果的な検査及び監視体制の整備強化について説明を求めます。

⑶、「安全・安心な地域社会づくり」について。

ア、「ちゅらさん運動」の推進、発展について説明を求めます。

イ、犯罪被害者等の保護、支援や消費者相談を初め

とする各種相談窓口の機能強化について説明を求めます。

ウ、飲酒運転根絶など交通安全意識を高める取り組みについて説明を求めます。

６、「多様な人材の育成と文化の振興」についてであります。

⑴、「学校教育の充実」について。

ア、児童生徒の立ち直り支援と居場所づくりの取り組みについて説明を求めます。

イ、少人数教育やキャリア教育、外国語活動の語学教育、情報教育の説明を求めます。

ウ、障害のある幼児・児童生徒への特別支援教育の推進について説明を求めます。

⑵、「青少年の健全育成」について。

ア、安全な居場所づくりやさまざまな体験・交流活動の取り組みについて説明を求めます。

イ、未成年者の飲酒や青少年の深夜徘回の実態と防止対策について説明を求めます。

⑶、「文化とスポーツの振興」について。

ア、組踊やしまくとぅばなど、県民の文化、芸術活動の推進の取り組みについて説明を求めます。

イ、沖縄国際アジア音楽祭の開催について、その概要と今後の展開について説明を求めます。

ウ、平成22年度全国高等学校総合体育大会の開催に向けた取り組みの説明を求めます。

⑵、「2009沖縄伝統空手道世界大会」の開催概要と今後の展望について説明を求めます。

７、「持続的発展を支える基盤づくり」について。

⑴、那覇空港の滑走路増設と那覇空港新貨物ターミナルの整備による県経済に対する効果について説明を求めます。

⑵、那覇港の国際クルーズ船に対応した整備と中城港や本部港の整備の概要について説明を求めます。

⑶、沖縄西海岸道路の整備計画について進捗状況や課題等について説明を求めます。

⑷、交通渋滞の緩和に取り組むとあります。高速道路北中インターの出口は県道29号線の信号機までその距離が短く、交通渋滞があります。県民から苦情がありました。その対策を求めます。

８、「離島・過疎地域の振興」について。

⑴、島々の自然、文化などの特性を生かした地域づくりの推進、ユニバーサルサービスの確保と若者の定住促進、交流人口の増加について説明を求めます。

⑵、特産品加工施設の整備について具体的な説明を求めます。

⑶、離島における医療体制の充実について具体的な説明を求めます。県民の命を守る医療体制はどこに住んでいても平等な体制になっているでしょうか。また、観光立県を標榜する沖縄県は観光客も安心して来れるような医療体制にあるでしょうか、伺います。

９、「行財政改革の推進」について。

⑴、新組織の設置と新たな行革プランの策定に取り組むとあります。その概要と工程の説明をお願いします。

⑵、合併市町村への財政支援に努めるとありますが、市町村の合併後の運営はすべて良好に行われているか伺います。

最後に、会派代表質問に関連して質問を行います。

１番目に、泡瀬干潟の埋立問題について。

地元からの強い要望があったとの説明ですが、その地元が土地利用計画の見直しを行っています。どのような土地利用計画ができるか、そしてその実現性はどうなるか等を検証するまでは同事業は中断すべきであります。土地利用計画が明確でない事業を推進するのは明らかに無駄な公共事業です。ちょっと立ちどまる勇気を出してください。伺います。

⑵、金武町伊芸区での被弾事件について。

ア、米軍が使用しているのと同種の銃弾が飛んできて、乗用車のナンバープレートに突き刺さったことは事実です。車がなければ人命にかかわる大事件となっていたことも予想できます。なぜ事件として立件できないのでしょうか。銃身の線条痕や米軍が保持している銃の調査はなされたのか伺います。

イ、伊芸区では区民が安心して生活できるように、実弾演習の即時中止を求める区民大会が開催されるようです。知事は、伊芸区民の命と暮らしを守るためにも区民大会に参加すべきと考えます。参加されますか。もしされない場合はその理由の説明をお願いします。

以上で終わります。答弁によっては再質問させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　おはようございます。

新垣清涼議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第１に、自立型経済の構築に係る御質問の中で、ＩＴ津梁パーク整備、ＧＩＸの構築、ＯＳＳ開発ビジネスの支援についての御質問にお答えいたします。

沖縄ＩＴ津梁パーク整備事業は、ソフトウエア開発の共同受注、そして開発を行う国内オフショアセンターや、企業の事務事業を受託するＢＰＯすなわちビ

ジネス・プロセス・アウトソーシング等の集積拠点構築を図るものであります。平成20年度及び平成21年度で中核機能支援施設の整備を進めているところでございます。また、沖縄ＧＩＸ構築事業は、沖縄から直接アジアに通信できるインターネット網を形成するものであり、平成19年度から平成21年度までの期間で実証事業を実施いたしております。また、オープンソースソフトウエア開発ビジネスの支援につきまして、産業支援機能を担う「ＯＳＳ活用推進センター」をＩＴ津梁パーク内に整備してまいる所存でございます。

次に、米軍基地問題に係る御質問の中で、政府に求める３年めどの閉鎖状態の実現に係る御質問にお答えいたします。

県といたしましては、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、同飛行場のヘリなどの運用を極力低減をし、３年をめどに危険性の除去、騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めているところであります。

去る１月27日に開催されました「普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム」会合におきまして、防衛省から昨年実施された飛行航跡調査結果等が報告されたところであります。今後とも実務者同士の具体的かつ率直な意見交換や検討が行われる中で、さまざまな方策が予定されると考えております。また、訪米した際に米国政府に対して危険性除去策について日米両政府で十分協議するよう求めたところでございます。

次に、同じく基地問題に係る御質問で、訪米要請の手ごたえについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

１月の訪米では、アメリカの政権移行時期に米国政府関係者を初め、上院・下院議員等多くの米側の関係者と面談をし、沖縄県の実情を訴え、日米地位協定の見直しなど基地問題に関する理解を求めてまいりました。要請項目のうち「日米地位協定の抜本的見直し」につきましては、国務省からさまざまな問題について日米両政府が真剣に協議をし、運用の改善について取り組みたいなどの発言がございました。

今後は、渉外知事会と連携をして、オバマ政権の外交・防衛政策の陣容が整う早い時期に訪米をし日米地位協定の見直しを要請いたしますとともに、過大な基地負担を担っている地元の声を伝え、理解と協力を求めたいと考えております。

次に、持続的発展を支える基盤づくりに係る御質問の中で、那覇空港滑走路増設と貨物ターミナル整備によります経済効果についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

国は、構想段階の需要予測をもとに、滑走路増設によります2030年度時点の経済波及効果を年間約880億円と計算いたしております。また、新貨物ターミナル整備に伴い、ことし10月に開始される全日空の国際航空貨物事業によりまして、県産品の販路拡大、そして物流関連や加工交易型企業の誘致促進、雇用の増大等、県経済に大きく寄与することが期待されております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君）　観光商工部長。

〔観光商工部長　仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君）　「自立型経済の構築に向けた産業の振興と雇用の創出・確保」に関する御質問の中で、「質の高い観光・リゾート地の形成」とその具体的施策についてお答えします。

「質の高い観光・リゾート地の形成」とは、沖縄の美しい海、豊かな自然、独特な歴史及び文化等の魅力ある地域特性を生かし、国際的な海洋性リゾート地の形成、国民の総合的な健康保養の場の形成、コンベンション拠点の形成などを図ることであります。

「高度な人材の育成」につきましては、将来の沖縄観光を担う人材を海外の専門教育機関へ留学させる制度を創設し、また、経営者層向けの新たなセミナーを開催いたします。

「観光まちづくりの推進」につきましては、市町村等との意見交換会を通して、観光振興に向けた地域の主体的取り組みを促進します。また、市町村が行うシャワー等の環境配慮型観光利便施設の整備に対して助成するとともに、観光資源の活用及び保全に関する計画や、観光圏整備計画の作成を支援いたします。

次に、「海洋生物資源を活用した共同研究等の支援」についてお答えします。

沖縄県では、多様な海洋生物資源の利活用を図るため、文部科学省の事業を活用し、「マリンバイオ産業創出事業」を実施しております。

本事業では、沖縄県科学技術振興センターが中核機関となり、琉球大学や県の公設試験研究機関・企業等が結集し、モズクや海ブドウなどの海藻類の機能性や加工技術、生産技術の研究開発を実施しております。具体的には、モズクに含まれる新たな機能性物質であるフコキサンチンの健康食品としての利用開発、海ブドウを使った加工品開発など、海藻類の多様な利活用を行い、水産業やバイオ産業等の振興を図っていきたいと考えております。

次に、特別自由貿易地域への企業誘致の実績と今後の取り組みについてお答えします。

特別自由貿易地域については、県外などでの企業誘致活動の結果、プリント基板製造装置やリムジン車両の製造など、これまで沖縄県に見られなかった新たな分野の製造業が進出しています。平成21年１月末現在、26社が立地しており、雇用者数は461名となっております。

今後とも、東京や名古屋などで知事みずからプレゼンテーションを行う企業誘致セミナーや、県外事務所による個別企業訪問を行うなど、積極的な企業誘致活動に取り組んでいきたいと考えております。

次に、若年者などへの就職支援事業等についてお答えします。

若年者への就職支援としては、沖縄県キャリアセンターにおいて、キャリアカウンセリングや就職活動に関するセミナーなどを行い、職業観の形成から就職までを一貫して支援する事業や、県内外におけるインターンシップ推進のための事業があります。

子育て中の女性への就職講座は、就職やスキルアップの機会に恵まれない子育て中の女性に対し、託児機能つきでパソコンの基礎操作やビジネスマナーなどの研修を約１カ月実施し、就職までつなげる事業であります。また、40代前半世代への雇用奨励金制度については、当該世代を対象とした雇用施策がほとんどないため、40歳以上44歳以下の求職者を短期間試行的に雇用した事業主に奨励金を最大３カ月支給するものであります。

次に、雇用再生特別事業基金及び緊急雇用創出事業臨時特例基金についてお答えします。

雇用再生特別事業基金は、総額74億6000万円を造成し、県内における雇用機会の創出を図ることを目的に県及び市町村が行う委託事業の費用に充てるものであります。新規に雇用する労働者の雇用期間は原則１年以上であり、当該事業終了後も引き続き雇用が見込まれることなどが要件となっております。

緊急雇用創出事業臨時特例基金は、総額18億円を造成し、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用・就業機会を創出することを目的とした事業の費用に充てるものであります。雇用期間は原則６カ月未満となっており、県及び市町村による直接実施のほか、委託事業による実施も可能となっております。なお、これらの基金事業は平成23年度まで実施してまいります。

次に、「科学技術の振興と国際交流・協力拠点の形成」に関する御質問の中で、ウチナーネットワークの拡充と青少年の交流についてお答えします。

沖縄県では、海外県人会を初め新ウチナー民間大使やＷＵＢと連携して、世界のウチナーネットワークの構築を図っております。さらに、ジュニアスタディツアー事業や海外留学生受入事業、ホストファミリーバンク事業などを実施して青少年の国際交流を促進しているところであります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん）　それでは「自立型経済の構築に向けた産業の振興と雇用の創出・確保」についての御質問で、おきなわブランドの確立及び拠点産地の形成については、関連しますので一括してお答えいたします。

県では、生産拡大が期待される園芸品目、薬用作物、養殖魚介類などを戦略品目として位置づけ、定時・定量・定品質の出荷が可能な拠点産地を形成し、おきなわブランドの確立に努めているところであります。

具体的な取り組みとしては、ハウス等生産施設の整備、沖縄のオリジナル品種の開発・普及、農業用水源の確保やかんがい施設の整備などの諸施策を総合的に推進しているところであります。

同じく自立型経済の構築で、有機農業の推進についてにお答えいたします。

安全・安心な農産物を供給するためには、化学農薬や化学肥料に依存しない有機農業など環境保全型農業の推進が重要であると考えております。

県では、有機農業を推進するため、平成20年度から有機農業支援事業を実施し、平成23年度までに推進計画の策定や推進体制の整備を図ることとしております。平成21年度においては、栽培実態調査や栽培技術の開発、研修会や現地検討会の開催、消費者や流通業者、有機農業者との意見交換会の開催、沖縄県有機農業推進計画の策定などを実施することとしております。

同じく自立型経済の構築で、農林水産業の担い手の育成についてにお答えいたします。

農林水産業の担い手の育成確保については、農林水産業の振興を図る上で重要な課題であります。このため、県としては農業大学校における実践的な研修教育、新規就農相談センター等での就農相談、他産業従事者等を対象とした基礎研修の実施、林業教室の開催、林業普及指導協力員等による後継者の指導、漁業就業者支援フェアや少年水産教室の開催、就農支援資

金及び漁業経営開始資金等の貸し付けなどを実施し、農林水産業の担い手の育成確保に努めているところであります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　まず、在沖米海兵隊のグアム移転等についてお答えします。

県としては、在沖米海兵隊のグアム移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還については、地元の意向を踏まえ、統合のための詳細な計画を早急に作成・公表し、計画的な返還を実施するよう、機会あるごとに日米両政府に対し求めていきたいと考えております。

次に、各地域の進捗状況と今後の取り組みについてお答えします。

米軍再編に伴う嘉手納飛行場より南の返還予定施設・区域の跡地利用計画については、国・県及び跡地関係市町村が密接に連携し取り組んでいるところであります。

具体的には、普天間飛行場について、平成19年５月に跡地利用計画の策定に向けた行動計画を策定し、分野別に検討を進めているところであります。平成15年に返還されたキャンプ桑江北側地区については、平成16年３月に桑江伊平土地区画整理事業の認可を受け事業が進められております。キャンプ瑞慶覧泡瀬ゴルフ場地区については、平成19年３月に「跡地利用基本計画」が策定され、土地区画整理事業の導入に向け取り組んでいるところであります。キャンプ瑞慶覧宜野湾市地区については、平成16年５月に基本計画が策定され、地権者の合意形成等の取り組みや、まちづくりアイデアコンペが行われております。それ以外の返還予定地区につきましても、跡地利用計画の策定等に向けて取り組んでいるところであります。

跡地利用については、今後とも、国、跡地関係市町村と密接に連携し取り組んでいきたいと考えております。

次に、各地主会の構成員及び接収面積と要望実現への取り組みについてお答えします。

旧軍用地関係で接収された土地の面積と地主数について申し上げますと、伊江村の旧伊江島飛行場が約22万2000坪、伊江村旧飛行場用地問題解決地主会206名。読谷村の旧沖縄北飛行場が約80万6000坪、読谷飛行場用地所有権回復地主会637名。嘉手納町の旧沖縄中飛行場が約14万3000坪、嘉手納旧飛行場権利獲得期成会123名。那覇市の旧那覇飛行場が約27万8000坪、旧小禄飛行場字鏡水権利獲得期成会126名、旧那覇飛行場用地問題解決地主会186名。宮古島市の旧宮古海軍飛行場が約50万7000坪、旧宮古海軍飛行場用地等問題解決促進地主会233名。旧海軍兵舎が約8000坪、旧海軍兵舎跡地地主会10名。石垣市の旧白保飛行場が約16万3000坪で、旧日本陸軍白保飛行場旧地主会69名、旧平得飛行場が約22万6000坪で、旧日本海軍平得飛行場地主会120名となっております。

地主会の要望と実現に向けた取り組みについては、那覇市の鏡水地主会と宮古島市の海軍飛行場地主会は、地域のコミュニティーセンター建設事業を要望しており、平成21年度からの事業実施に向けて国会に予算案が上程されたところであります。その他の地主会については、平成22年度以降の事業実施に向けて、関係市町村との調整を行っているところであります。

次に、不発弾の全額国庫負担要請の政府の感触と今後の決意についてお答えします。

今月の16日、知事が首相官邸で麻生総理大臣と河村官房長官に被害補償の仕組みづくりと、公共及び民間の探査工事の全額負担を要請した際、総理と官房長官は、民間工事の事前探査も行われるべきではないか、まだ課題が残っているので研究したい旨述べられ、民間工事での探査支援も今後検討していく考えを示しております。

県としては、不発弾等処理及び磁気探査の全額国庫負担等について引き続き国に要請するとともに、官民を網羅した「沖縄不発弾等対策協議会」を中心に、不発弾処理を促進するためにどのような方策があるか検討していきたいと考えております。

次に、不発弾処理事業費の県と市町村の負担等についてお答えします。

不発弾処理事業は大きく分けて探査事業と現場処理事業に分けられます。

まず、探査事業については、各省が所管する公共工事の事前探査事業と、内閣府の沖縄担当部局が所管する探査・発掘事業があり、それぞれ県や市町村が実施しております。

県内で実施する全探査経費を把握することは困難でありますが、平成19年度実績で知事公室が所管する探査経費について説明しますと、総事業費が約４億1200万円で、そのうち県の負担額は約4000万円、市町村負担額は約200万円となっております。

次に、現場処理事業については市町村が実施主体となっており、処理費の２分の１が特別交付税で措置されております。平成19年度の総事業費は約1800万円となっております。

次に、伊芸区の区民大会の参加についてお答えします。

伊芸区の区民大会については、現在のところ参加する予定はありません。

県は、海兵隊に対し、米軍による調査の内容等についてより詳細な説明を求めているところであります。県としては、この調査結果や米軍の対応等を踏まえた上で対応していきたいと考えています。

以上であります。

○議長（髙嶺善伸君）　企画部長。

〔企画部長　上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君）　米軍基地問題の解決促進等についての御質問で、新たな公共交通システム可能性の検討についてお答えいたします。

嘉手納より南の返還跡地を含めた公共交通のあり方につきましては、平成21年度に実施予定の「中南部都市圏における新たな公共交通システム可能性調査」で、利用者の利便性の向上や環境負荷の軽減に資する公共交通システムについて検討を行うこととしております。

続きまして、「科学技術の振興と国際交流・協力拠点の形成」についての御質問で、県内研究機関の重点課題と研究開発資源の集中化についてお答えいたします。

産業系の試験研究機関は企画部において一元管理しており、試験研究課題は「試験研究評価会議」に諮って決定しております。

選考に当たっては、各関係機関等から挙がった新規要望研究課題の中から、本県の産業振興に係る緊急に対応すべき研究課題を選定し、予算や人材等の研究開発資源を集中的に投入することとしております。

同じく科学技術の振興で、沖縄科学技術大学院大学設置の進捗状況と今後の課題、取り組みについてお答えいたします。

沖縄科学技術大学院大学の施設整備については、平成20年３月にキャンパス本体の工事に着手し、平成21年度中には恩納村の新キャンパスが一部供用開始され、国内外の大学院生を対象とした教育プログラムが実施されるなど、実質的な教育活動が開始される予定となっております。現在、19の研究ユニット、約160名の研究者により、うるま市及び恩納村において開学に向けた先行的研究事業が行われております。

今後の課題は、所要の予算と研究者の確保が必要であると考えており、開学に向けた準備がスムーズに進むよう、県としても関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

次に、離島・過疎地域の振興についての御質問で、離島・過疎地域におけるユニバーサルサービスの確保と若者の定住についてお答えいたします。

県は、離島・過疎地域の振興を県政の重要課題と位置づけ、交通アクセス網の維持確保、水の安定供給や廃棄物対策などの生活基盤の整備、医療サービスの向上、教育・文化の振興などの諸施策を推進し、ユニバーサルサービスの充実に向けて取り組んでいるところであります。また、地場産業の育成などにより、若者が定着する魅力ある就業の場の確保を図るなど若者の定住促進に努めているところであります。

同じく特産品加工施設の整備についてお答えいたします。

内閣府は、離島地域における特産品等の加工施設整備に対し支援を行う「沖縄離島振興特別対策事業」を実施しているところであります。平成19年度から20年度にかけては、粟国村のトビウオ等の水産物を活用した加工施設の整備を初め、多良間村、竹富町及び与那国町の４町村で実施しております。また、平成21年度においては、伊江村、渡名喜村、南城市及び南大東村で、それぞれの地域の特性を生かした特産品加工施設の整備を行うこととしております。

次に、行財政改革の推進についての御質問で、合併後の運営が良好な自治体とそうでない自治体の違いについてお答えいたします。

合併後の市町村運営につきましては、適切な職員配置や定数管理、財政運営の効率化を図ることはもとより、住民の自助自立意識の高まりを生かした「住民が主体となったまちづくり」を推進することが重要であり、このことが合併後の良好な自治体運営を可能にするものであると考えております。このため、県では、これまで３回の合併市町村部課長会議を開催し、それぞれの団体が抱える課題等について情報交換を行ってきたほか、適切な助言をしてきたところであります。

以上であります。

○議長（髙嶺善伸君）　文化環境部長。

〔文化環境部長　知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君）　「科学技術の振興と国際交流・協力拠点の形成」についての御質問で、平和発信事業についてお答えいたします。

沖縄県では、県民の平和を希求する沖縄の心を内外に発信し世界の平和構築に貢献するため、沖縄平和賞受賞候補者の選定、平和の礎への追加刻銘、沖縄県平和祈念資料館での特別企画展や戦争証言映像の資料編集等を実施いたします。

次に、環境共生型社会の形成についての御質問で、

公共関与最終処分場の概要についてお答えいたします。

県では、産業廃棄物の適正な処理体制を確保し、生活環境の保全と健全な経済社会活動を支えることを目的に、公共関与による管理型最終処分場の整備を推進しております。

処分場の施設規模につきましては、15年間の埋立容量として約36万立方メートルと設定しました。整備に当たりましては、環境負荷の低減を図りつつ周辺地域との協調を図ることで地域に安心して受け入れられる安全な最終処分場を整備するとともに、地域の意向を踏まえながら周辺環境整備にも取り組んでいきたいと考えております。

次に、赤土等流出防止対策、サンゴ礁保全対策、マングース捕獲強化についてお答えをいたします。

県においては、赤土流出防止対策として、利水形態や自然環境を考慮し陸域からの効果的な赤土流出の削減を図るため、赤土堆積指標と生物指標から成る環境指針の設定とモデル海域への指針値のランク当てはめに向けて調査検討を行っているところです。

サンゴ礁保全対策としては、平成20年６月に設立した沖縄県サンゴ礁保全推進協議会の活動を推進するとともに、現状を把握するため全県的なサンゴ礁資源調査及び大量発生しているオニヒトデ対策の実施を検討しております。

マングースの捕獲については、従来のかごわなに加え、平成20年８月から新たに導入した筒式わなをより高密度・広範囲に設置して捕獲の強化を図ることとしております。

次に、多良間島等の県立自然公園指定についてお答えをいたします。

県は、多良間島等の県立自然公園の指定のため、平成20年度から動植物等基礎調査を実施しております。平成21年度は、公園計画書案の作成、地元調整を行い、平成22年度に指定する予定にしております。

今後の課題としましては、地元の理解を得ることが重要でありますので、多良間村と連携し地域への説明及び調整に十分努めてまいりたいと考えております。

次に、沖縄県地球温暖化対策地域推進計画の成果と見直し策についてお答えをいたします。

県計画におきましては、温室効果ガス排出量を2010年までに2000年度レベルから８％削減することを目標としておりますが、2005年度の排出量は基準年から14％増加しており、目標達成は厳しい状況にあります。

このため、県では、京都議定書の目標達成に向けた地球温暖化対策推進法の改正等を踏まえ現計画を見直すこととしております。

見直しに当たっては、対策の確実な進展を図るため部門別の排出削減目標を設定するとともに、業務、産業部門におけるＥＳＣＯ事業やエコアクション21等環境マネジメントシステムの普及、運輸部門におけるエコドライブや低公害車の普及、家庭部門における省エネ家電や環境家計簿の普及など、目標達成に向けた進行管理を行う考えであります。

次に、「健康福祉社会の実現と安全・安心な生活の確保」についての御質問で、「ちゅらさん運動」の推進等についてお答えいたします。

「ちゅらさん運動」の一環として、公共施設の防犯・安全点検、子供見守り活動、防犯パトロール等を県民総ぐるみで推進した結果、犯罪の認知件数は平成14年の約２万5000件をピークに６年連続減少しています。

今年度はこれらの取り組みに加え、防犯性の高い環境づくり、子供の安全対策等をまとめた「安全・安心まちづくり活動マニュアル」の普及を図る等、より地域に根差した運動へと発展させてまいりたいと考えております。

次に、「健康福祉社会の実現と安全・安心な生活の確保」についての御質問で、各種相談窓口の機能強化についてお答えをいたします。

県では、犯罪被害者等支援総合窓口を初め消費生活相談などの各種相談窓口を開設しております。これらの窓口につきましては、相談業務関係機関・団体ネットワーク等が設置され、国・県・市町村・関係団体との連携を図っております。

また、相談員の資質向上、相談窓口の拡充等、県民からのさまざまな相談に適切に対応できるよう機能強化を図ってまいります。

次に、交通安全意識を高める取り組みについてお答えをいたします。

県では、県民一人一人の交通安全意識を高めるため、県・市町村及び民間団体等で構成する沖縄県交通安全推進協議会と連携を図りながら、各季の交通安全県民運動など、各種交通安全施策を展開しております。

また、同協議会に飲酒運転根絶対策部会を設置し、飲酒運転根絶宣言事業所の普及活動や、市町村との共催による講演会の開催及びマスメディアを活用しての啓発広報などを通して飲酒運転根絶に向けて取り組んでおります。

次に、「多様な人材の育成と文化の振興」について

の御質問で、文化振興施策についてお答えいたします。

沖縄県には独自に発展してきた豊かな文化・芸術があるほか、県内各地では県民の主体的な芸術活動が展開されております。

県としては、伝統芸能公演、しまくとぅばの普及啓発に関するワークショップ、県芸術文化祭などの事業の実施を通じ、豊かな文化を継承・発展させるとともに県民の文化活動の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、同じく「多様な人材の育成と文化の振興」についての御質問で、国際アジア音楽祭についてお答えいたします。

沖縄国際アジア音楽祭は、那覇市、沖縄市を中心に、ライブハウスやコンサートホールにおいてさまざまなジャンルの音楽ステージ、音楽関連セミナーなど官民一体となって実施していく考えであります。

県としましては、この音楽祭がさまざまな産業に波及し地域の活性化、県経済の発展につながるとともに、「音楽の島・沖縄」を世界にＰＲする一大イベントとして定着するよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　「環境共生型社会の形成」についての御質問の中の、景観条例や町並み条例の制定についてお答えします。

良好な景観の形成は住民生活に密接に関係することから、市町村が主体的に取り組むべき課題と考えております。

現在、石垣市など６つの市町村が景観法に基づく景観行政団体となり、景観計画及び景観条例の制定などに向けた取り組みを進めているところであります。

県としては、さらに多くの市町村が景観条例や町並み条例を制定し、緑豊かで良好な市街地景観を形成することを促進していきたいと考えております。

続きまして、局地的な集中豪雨時の赤色回転灯についてお答えします。

県においては、県内河川における局地的な集中豪雨対策として、赤色回転灯などの警報装置の設置について検討してきたところであります。今年度は、比謝川水辺プラザ地区と安謝川上流部石嶺地区に増水時の避難を促す赤色回転灯を設置する予定であります。

続きまして、県内の地すべり危険地域と対策年次計画についてお答えします。

県内の地すべり危険箇所については、県が平成９年度に国の危険箇所点検要領に基づき調査を行い、主に地形的・地質的な特性を把握し、沖縄本島に86カ所、宮古島に２カ所の合計88カ所を選定し県のホームページで公表しております。

平成20年度の対策工事箇所は、中城村安里地区など６カ所で、今年度末までに累計20カ所の危険箇所について整備を終える予定であります。

今後の対策計画については、地すべりの危険度の高い箇所から優先に、地元市町村や地域住民の協力を得て早期の事業化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、津波対策についてお答えします。

沖縄県では、津波及び台風時の高潮、波浪等から生命財産を防護するため海岸保全施設を整備しており、平成20年度は北谷町宮城海岸、与那原町与那原海岸など９カ所で整備を行っております。

県としては、平成20年２月に沖縄本島、宮古・八重山地域の津波浸水予測図を作成し公表したところであります。同予測図に基づき市町村の津波ハザードマップ作成を支援するなど、県民の防災・減災対策を推進しているところであります。

次に、「持続的発展を支える基盤づくり」についての御質問の中の、那覇港の国際クルーズ船に対応した整備と中城湾港や本部港の整備の概要についてお答えします。

那覇港においては、沖縄と国内外を結ぶクルーズ船の寄港・就航を促進し、海路における入域観光客数の増加や新たな沖縄観光の魅力向上を図るため、対象船舶10万トンクラスの大型クルーズ船専用バースを、泊埠頭若狭地区において国の直轄事業として平成21年８月末の暫定供用開始を目指し整備を進めております。

中城湾港新港地区は、流通機能、生産機能をあわせ持った流通加工港湾として整備を進めているところであり、西埠頭は既に供用し、平成22年度には東埠頭も一部供用開始する予定であります。

本部港は、北部地域の産業や観光振興を図るため、大型クルーズ船や本土航路に対応した耐震強化岸壁マイナス９メートル延長220メートルの整備に着手しており、平成25年度完成の予定であります。

続きまして、沖縄西海岸道路の整備計画についてお答えします。

沖縄西海岸道路は、読谷村から糸満市に至る延長約50キロメートルの地域高規格道路であり、中南部地域の幹線道路の渋滞緩和に資する道路として国により整備が進められています。

現在、豊見城道路、那覇西道路など６区間で整備が進められており、豊見城道路が平成19年３月に２車線で暫定供用され、沈埋トンネル方式の那覇西道路が平成22年度内の完成供用を目指しているとのことであります。

県としましては、当該道路の早期完成に向けて引き続き国と連携・協力していきたいと考えております。

続きまして、高速道路北中城・宜野湾の出入り口の渋滞対策についてお答えします。

北中城インター出入り口は、隣接する第一安谷屋交差点で発生した渋滞により円滑な交通に支障を来しております。

県は、第一安谷屋交差点を混雑多発箇所として位置づけており、今後、当該地域の交通流動等を調査し交通緩和に向け対策を検討していく考えであります。

次に、代表質問との関連についての御質問の中の、泡瀬の工事の中断についてお答えします。

泡瀬地区埋立事業は地元からの強い要請に基づき実施しており、沖縄市長も市の経済活性化へつなげるため、現在工事を進めている第Ⅰ区域については推進することを表明しております。また、沖縄市議会でも圧倒的多数で事業の推進を求めております。

県としましては、地元の要請にこたえるためにも、土地利用計画の見直し後早期に土地利用が図られるよう、国や市と連携を図りながら事業を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　「健康福祉社会の実現と安全・安心な生活の確保」についての御質問の中の、保育所入所待機児童の解消についてにお答えいたします。

待機児童の解消につきましては、従来の施策とあわせて、沖縄特別振興対策調整費を財源とした基金事業である待機児童対策特別事業において、平成23年までの間、認可外保育施設の認可化を促進することとしております。

また、国においては保育所の整備促進等を図るため、各都道府県に「安心こども基金」を創設する予定となっており、平成22年度までの間、当該基金を活用した事業を実施することとしております。

県では、こうした基金の活用により待機児童の解消に努めてまいります。

続きまして、認可外保育施設への支援強化と地域における子育て支援の推進についてにお答えいたします。

認可外保育施設の支援につきましては、待機児童対策特別事業において認可化を強力に進めるとともに、引き続き新すこやか保育事業や当該施設職員への各種研修会の実施、「認可外保育施設指導監督基準」に基づく安全・衛生面からの指導助言等により支援してまいりたいと考えております。

子育て支援につきましては、地域子育て支援拠点や放課後児童クラブの活動助成、児童センター整備への補助などを行うこととしております。

なお、21年度におきましては、「おきなわ子ども・子育て応援プラン」の後期行動計画を策定することとしております。

続きまして、児童相談所の体制充実についてにお答えいたします。

県では、増加する児童虐待等に対応するため、児童相談所の児童福祉司等の増員を進めてまいりました。児童虐待防止法の施行後、これまでに33名を増員してきたところであり、平成21年度におきましては、中央児童相談所に児童心理司１名の増員を行うこととしております。

続きまして、高齢者や障害者への支援体制、女性への暴力防止対策についてにお答えいたします。

高齢者への支援につきましては、市町村が実施する介護予防事業の支援を初め、介護従事職員の資質向上に取り組むとともに、高齢者虐待防止を推進するための関係機関の連携や、市町村の処遇困難事例に対する弁護士等による支援を実施してまいります。

障害者の支援につきましては、障害福祉サービスの提供体制の整備を図るため、障害者自立支援特別対策事業や地域生活支援事業を実施するとともに、新たに障害者の社会復帰を促進するためのグループホームの整備や障害者スポーツ振興に取り組んでまいります。

ＤＶ対策としまして、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」に基づき、暴力を許さない意識の醸成等のＤＶ被害防止に取り組んでおります。

また、ＤＶ相談、被害者保護、自立支援につきましては、女性相談所、北部、宮古及び八重山の３福祉保健所に設置した配偶者暴力相談センターにおいて、市町村、警察などの関係機関と連携しながら取り組んでおります。

続きまして、医師等医療従事者の養成確保についてにお答えいたします。

沖縄県では、県民が安心して医療を受けられる体制を整備するため、県立病院において医師の後期臨床研修事業を実施し、研修修了後は離島に派遣しておりま

す。

また、琉球大学医学部の地域枠７名の定員増に対応し、医師修学資金等貸与事業を次年度から拡充するなど、医師の養成確保に努めております。

看護職員につきましては、県立看護大学や浦添看護学校において養成しているほか、民間の看護師養成所に対する運営補助、看護師等修学資金貸与事業及びナースバンク事業による就労促進事業等を実施しております。

続きまして、患者・利用者の視点に立った医療の確保についてにお答えいたします。

沖縄県では、各医療機関の機能をインターネットで情報提供する沖縄県医療機関検索システム「うちなぁ医療ネット」を平成20年３月から運用し、患者や県民による適切な医療機関の選択を支援しております。

また、医師会と協力し、患者が地域において切れ目のない医療を受けることができるよう、病院と診療所との連携を推進する医療連携体制推進事業を実施しているところであります。

続きまして、食品安全確保の検査及び監視体制の整備強化についてにお答えいたします。

県では、毎年沖縄県食品衛生監視指導計画を策定し、営業施設への監視・指導及び収去検査等を行っております。次年度からは、中央保健所に大型飲食店等の重点施設の監視・指導や食品の収去検査を専門に行う「食品衛生広域監視班」を設置し、監視及び検査体制を強化いたします。

また、今年度、国の特別調整費を活用し、食品中の残留農薬や食中毒菌などを迅速かつ高精度な検査が実施できるよう、衛生環境研究所に機器整備を行っております。これらにより、食品の安全性の確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、「多様な人材の育成と文化の振興」についての御質問の中の、安全な居場所づくりやさまざまな体験・交流活動についてにお答えいたします。

県におきましては、共働き家庭等における小学校の児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る放課後児童クラブ事業等を実施しております。

また、交流体験活動につきましては、九州各県の児童生徒との交流を図る「沖縄県青少年フレンドシップイン九州」を実施しており、当該事業を通して青少年の健全育成に取り組んでいるところであります。

続きまして、「離島・過疎地域の振興」についての御質問の中の、離島における医療体制の充実についてお答えいたします。

沖縄県では、離島における医療体制を確保するため、臨床研修事業やドクターバンク事業により医師を派遣するとともに、診療所と県立病院を結ぶ「離島・へき地遠隔医療支援情報システム」を運用し診療所の医師を支援しております。

また、自衛隊や海上保安庁による急患空輸に加え、昨年12月からはドクターヘリを運航させ急患搬送体制の充実に努めているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　知念　清君登壇〕

○病院事業局長（知念　清君）　「健康福祉社会の実現と安全・安心な生活の確保」についての御質問の中の、県立病院の救急医療等の現状と改善について一括してお答えします。

県立病院では、救命救急医療について、主に第２次救急医療及び第３次救命救急医療を提供しております。

離島医療支援については、離島の病院及び診療所に対し業務応援の医師派遣等を実施しております。

高度・特殊医療については、周産期医療、がん医療、脳及び循環器系疾患医療並びに触法患者を含む重症精神障害者医療等を提供しております。

これらの医療を効率的かつ持続的に提供していくためにも、必要な医療機能を整備し経営の改革を進め、持続的な県立病院を築き上げてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　それでは、「多様な人材の育成と文化の振興」についての御質問で、児童生徒の立ち直り支援等についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、非行等で問題を抱える児童生徒への対応について、就労等の職場体験活動などを通し自己有用感を味わわせて立ち直りを支援する「立ち直り支援コーディネーター」を配置しております。

また、学校、関係機関から構成するサポートチーム等により自立に向けた指導支援を行う問題を抱える子ども等の自立支援事業などの取り組みを実施しております。さらに、スクールカウンセラー及び巡回教育相談員の配置、民泊を通した人間関係の再構築を図る豊かな体験活動推進事業の実施など「子どもの居場所づくり」を推進しております。

今後とも学校、家庭、地域、関係機関・団体等が一体となって、児童生徒の健全育成のための県民総ぐるみの運動を展開していきたいと考えております。

次に、少人数教育についてお答えいたします。

現在、本県においては、一人一人の児童生徒にきめ細かな指導を行うため、小学校１年生では30人学級、２年生では35人学級の少人数の学級編制を行っております。

また、小学校３年生以上の学年では指導法工夫改善加配が配置され、チーム・ティーチングや少人数による習熟の程度に応じた指導等の充実に努めているところであります。

次に、キャリア教育についてお答えいたします。

児童生徒の望ましい職業観・勤労観を育成するため、各学校においては、発達段階に応じ、学校の教育活動全体を通してキャリア教育を推進しております。

小学校では、大人の働く姿を見て学ぶ「職場見学」、中学校では、人とのつながりの中で働くことの意義を学ぶ「職場体験」、高等学校においては、職業意識を高めるための「就業体験」を実施しております。

県教育委員会としましては、関係機関と連携を図り、児童生徒の発達段階に応じた系統的なキャリア教育の充実に努めてまいります。

次に、小学校外国語活動についてお答えいたします。

各小学校においては、新学習指導要領に基づいて平成23年度から５、６年生で年間35時間の外国語活動を実施することになっております。

本県では現在、すべての小学校で「総合的な学習の時間」等で英語活動を実施しておりますが、次年度より新たに外国語活動を教育課程に位置づけて実施いたします。

次に、情報教育についてお答えいたします。

本県では、すべての小中学校、高等学校等で「総合的な学習の時間」や「技術・家庭科」、教科としての「情報」を中心として、各教科等でコンピューターを活用した情報活用能力の育成を体系的に取り組んでおります。

今後とも教育用コンピューター等の整備や教員の情報教育の指導力向上など、教育環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、特別支援教育の推進についてお答えいたします。

学校教育法の一部改正により、平成19年度から児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育が本格実施されました。

県教育委員会においては、平成17年度から特別支援教育体制推進事業を実施し、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名など、特別支援教育体制の整備を図ってまいりました。

また、平成19年度からは市町村に対し地方財政措置が講じられ、小中学校において「特別支援教育支援員」の配置が進められております。

平成20年度は、特別支援教育理解推進事業等において、小・中・高・特別支援学校の全管理職を対象に、発達障害の特性や支援のあり方など、特別支援教育の理解を深める研修会を実施しております。

県教育委員会としましては、今後とも障害のある幼児・児童生徒への特別支援教育の推進に努めてまいります。

次に、平成22年度全国高校総体に向けた取り組みについてお答えいたします。

全国高等学校総合体育大会に向けては、知事を会長とする県実行委員会を中心に、市町村及び県高体連等と連携を図り準備を進めております。これまで大会期間の決定や高校生主体の大会500日前イベントを開催したほか、施設整備や競技力向上対策を推進しております。

今後は総合開会式開催要項の決定、選手等の宿泊・輸送体制の構築等を行ってまいります。特に、各競技のリハーサル大会及び高校生主体の大会300日前イベント等を実施し、県民の機運の醸成に努めてまいります。

県教育委員会としましては、各競技大会を運営するために設立された市町村実行委員会等と連携を密にし、大会開催に万全を期してまいります。

次に、世界大会の開催概要と今後の展望についてお答えいたします。

2009沖縄伝統空手道世界大会は、実行委員会と沖縄伝統空手道振興会の主催により、ことし８月14日から16日までの３日間、県立武道館において開催される予定であります。

世界大会は、開催要項に基づき演武大会、空手道古武道競技大会、沖縄伝統空手道セミナー及び交流会を実施することとなっており、現在、大会要項等を世界60カ国へ発送するとともに、大会ホームページやポスター等による公報活動に取り組んでいるところであります。

今後は、振興会設立記念にふさわしい世界大会の開催に努めるとともに、沖縄空手道古武道を正しく継承・発展させ、世界へ発信するための拠点づくりに努

めてまいります。
　以上でございます。
○議長（髙嶺善伸君）　警察本部長。
　　〔警察本部長　得津八郎君登壇〕
○警察本部長（得津八郎君）　県警察の各種相談窓口の機能強化についてお答えします。
　県警察におきましては、県警察本部に警察安全相談室、各警察署に警察安全相談所を設置し、それぞれ24時間体制で県民から寄せられる各種相談に対応するほか、性犯罪相談、少年相談、悪質商法110番などの専門部署への直通電話窓口も設置し、被害者等のニーズに応じた対応を行っているところであります。
　警察安全相談室等の窓口には、担当の警察官をそれぞれ１名以上配置していることに加え、警察安全相談員として警察ＯＢの非常勤職員11名を相談の多い窓口に増強配置してきたところ、平成21年度には２名増員し相談体制の強化を図ることとしております。
　また、県民から県警察に寄せられる相談は複雑かつ多岐にわたることから、県警察では、相談業務を受け持つ関係機関・団体を構成員とする「沖縄県相談業務関係機関・団体ネットワーク」を発足させて連携を強化し、相談内容の類型別により細やかな対応が可能となるよう努めております。
　なお、毎年９月11日を「警察相談の日」として設定し、110番とは別個の相談専用電話番号「＃9110番」の広報を行うなど、相談窓口の利用促進にも努めているところであります。
　次に、未成年者の飲酒や深夜徘回の実態と防止対策についてお答えします。
　昨年１年間に飲酒で補導された少年は1775人で、前年に比べ1509人、46％減少し、平成16年以降５年連続で減少しております。
　少年の飲酒補導が減少した原因としましては、酒類販売業者等による未成年者飲酒防止キャンペーンの取り組みにより販売時の年齢確認が強化されたこと、各地域における「未成年者飲酒防止住民大会」の開催により、県民の未成年者飲酒防止に対する意識が高まり、飲酒少年への注意指導が増加したことなど、少年が飲酒しにくい環境づくりに取り組んだ成果だと考えております。
　しかしながら、本県の飲酒補導数は減少しているとはいうものの、昨年の統計で他の都道府県と比較しますと、補導実数で全国第２位、少年人口1000人当たりでは7.3人で、全国平均1.1人の6.6倍と依然として全国第１位と際立っております。
　一方、深夜徘回で補導された少年は２万5599人で、前年に比べ6081人、31.2％増加しており、補導実数では全国第８位、少年人口1000人当たりでは全国平均の2.4倍で全国第２位となっており、平成18年以降３年連続増加をしております。
　少年の深夜徘回を助長する要因としましては、本県においては、大人が深夜に子供を伴って買い物等をしている光景が見受けられることや、深夜徘回で補導された少年の大半が周囲の大人から注意されたことがないと答えており、保護者を含む大人の無関心が少年の規範意識を低下させているものと考えております。
　県警察におきましては、非行の入り口となりやすい少年の飲酒や深夜徘回を防止するため、夜間の街頭補導活動を初め、少年に酒類を販売・提供した違反業者及び非行を助長する行為の取り締まりを強化しているほか、少年自身の規範意識を高めるための非行防止教室の開催、県民や業界に対しては、街頭での子供への注意指導や警察への通報依頼、家庭での子供の在宅確認や酒類の保管管理、酒類の販売や提供時の年齢確認の徹底等について呼びかけているところであります。
　県警察といたしましては、今後とも関係機関・団体と連携し少年の非行防止対策を強化してまいる考えであります。
　次に、金武町伊芸区における普通乗用車のナンバープレート破損事故に係る銃弾及び砲身の捜査についてお答えします。
　県警察は、本件事件について、刑事事件で立件できるかどうかを検討する立場であり、民事上の不法行為の成立などについてはコメントする立場にはありません。
　刑法第261条は、器物損壊罪について、「他人の物を損壊し、または傷害した者は、３年以下の懲役または30万円以下の罰金もしくは科料に処する。」と定めておりますが、過失によって他人の物を損壊した場合には犯罪にはなりません。
　本件では、普通乗用車のナンバープレートが損壊されたという事実はありますが、何者かが目的を持って損壊したことを認める必要があります。
　現在、被害者から提出を受けた「弾頭様な物」と米軍が使用する普通弾の弾芯とは同種であることが明らかになっておりますが、当該銃弾を発射したと思われる重火器については、捜査中であります。
　銃弾からの重火器の特定の有無等については、捜査の手法に関することでありますのでお答えすることは差し控えさせていただきます。
　以上でございます。
○議長（髙嶺善伸君）　総務部長。

〔総務部長　宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君）　行財政改革の推進についての御質問で、新たな行革プランについてお答えをいたします。

新たな行財政改革プランの策定につきましては、次年度、総務部に設置する行政改革推進課において取り組むこととしております。

その策定スケジュールとしては、新年度早々に新プランの基本的な考え方や体系等の検討に着手し、外部有識者の意見を取り入れ、できるだけ早い時期に案を作成することとしております。

○議長（髙嶺善伸君）　新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣　清涼君　それでは、再質問を行います。

１、⑷の「地域を支える産業の育成と創出」についてですが、沖縄県は薬草の宝庫とも言われています。海洋生物資源に限らず、薬草などの植物についても研究支援を行うべきと考えます。実施していれば、どのような研究が行われているか説明を求めます。

２、⑴の普天間基地問題について。

仲井眞知事が就任してから今日まで、普天間飛行場から発生する爆音の被害は増加するばかりです。新城地域では、2005年２万401回、2006年２万1340回、2007年２万1626回、2008年度は12月までに２万3566回となっています。決して放置されては困ります。このような状況を一日も早く取り除くためには、知事はグアム移転協定やパッケージ論に反対し、県民大会などを開き、県民の先頭に立って基地の整理縮小を求めるべきと考えます。ことしはちょうど３年目になります。知事の御決意をお願いいたします。

２、⑵の「日米地位協定の見直し」についてですが、運用の見直しでは県民の人権は守れません。地位協定の見直しが進まないのは、日本政府のアメリカ政府に対する弱腰の態度が大きな要因と思われます。知事の御見解と政府への要請の強化について説明と御決意をお願いいたします。

３、⑵の平和発信事業について。

東アジアの中心にある沖縄県の米軍普天間基地跡地には、国際的な平和を研究する大学を設立してはどうでしょうか。アジアの一員として、国際交流の拠点づくりにもなると思いますがどうでしょうか。

５、⑴、認可外保育施設への支援強化と地域における子育て支援についてですが、行政サービスの平等性からしても認可外保育園などについて、給食費助成を段階的にでもいいですから増額すべきではないでしょうか。また、子育て支援として医療費の中学生までの無料化はできないでしょうか、御決意をお願いいたします。

５、⑵の保健医療の充実についてであります。

県民の安全を守るため、警察関係者の約2520名の年間の人件費は給与が98億円、諸手当が73億円で、合計約171億円となっているようです。県立病院の医療従事者の人件費は公費で賄い、病院収入は一般会計に入れて保健医療費の充実のために使う、こんなことはできないでしょうか。警察も医者も県民の命を守るために頑張っておられます。ぜひ御検討をお願いします。

８、⑴のユニバーサルサービスの確保について。

郵政民営化によるユニバーサルサービスの低下をした地域はないか。その調査はなされているのか。対策について説明を求めます。

それから南北大東島の地上デジタル放送の受信について、その対策を求めます。

以上です。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時34分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　認可外保育施設への給食費助成の拡充、それから乳幼児医療助成費の年齢拡充についての御質問でしたけれども、現下の厳しい財政状況では現在のところ困難と考えております。

○議長（髙嶺善伸君）　企画部長。

〔企画部長　上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君）　３点あったと思います。

まず薬草を活用した研究開発事業の具体的な内容があるかという再質問にお答えいたします。

現在、工業技術センターでは、薬草データベースの構築を行っております。南西諸島の伝統食材と伝承薬草を中心とした数百に上る天然資源の科学成分、あるいは薬理情報などの機能性に関する情報を検索できるデータベースを現在構築したところでございます。この成果を主に飲食品、あるいは化粧品関連の企業、例えば琉球バイオリース株式会社、株式会社金秀バイオなどの新商品開発に活用されております。

次に、南北大東島の地上デジタル放送対策についての再質問にお答えいたします。

県では、南北大東地区の地上デジタル放送移行につきまして、本島からの放送電送方法が確立されていないため、その解決に向けて現在通信事業者と関係者と協議を重ねているところであります。

次に、郵政民営化に関連して、ユニバーサルサービスの維持についての再質問にお答えいたします。

郵政民営化法におきましては、政府は３年ごとに民営化の進捗状況について総合的な見直しを行うことが規定されております。ことしの３月には初の点検時期を迎えることから、県としましては、今後の状況を注視してまいりたいと考えております。

なお、県は郵便局株式会社に設置されております地域貢献業務計画等に関する沖縄会議の委員となっておりまして、同会議の中で引き続きユニバーサルサービスが維持できるよう適切に対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（髙嶺善伸君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　知念　清君登壇〕

○病院事業局長（知念　清君）　県立病院の職員の人件費を公費で賄い、診療収入を一般会計の歳入として取り扱ったらどうかという再質問にお答えします。

病院事業は、公営企業として運営することが求められており、独立採算を旨とする現行の地方公営企業法のもとでは困難であると考えます。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　まず普天間基地の騒音が増加している、グアム協定に反対すべきじゃないか、その決意を伺いたいという御質問にお答えします。

普天間の危険性の除去のためには、一日も早く普天間飛行場をキャンプ・シュワブに移設することが現実的な選択肢であると考えております。このため、普天間移設を着実に進めていく必要があると考えております。

グアム協定に反対する理由はないと考えております。

次に、日米地位協定の見直しでございますが、これまでも日米地位協定の抜本的な見直しに取り組んできたところでありますが、残念ながら運用改善に対応するという政府の考え方を変えるには至っておりません。

今後は、より多くの国民や国会議員の皆様に地位協定の見直しの必要性を理解していただき協力を得ることが大変重要であると考えており、引き続き渉外知事会等と連携しながら粘り強く取り組んでいきたいと考えております。

次に、普天間の跡地に平和に貢献する大学を設置したらどうかという御提言でございますが、現在、駐留軍用地跡地に係る有効利用ビジョンの検討、基礎調査というものを実施しております。その中で、将来的に跡地に創出・誘致が期待できる産業分野の検討並びに人材育成、ベンチャー育成等を踏まえたロードマップの検討を行うとともに、跡地における国際貢献拠点や国際交流拠点形成の可能性などの都市機能の調査を行うこととしております。

御提言については、貴重な御提言として承っておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣　清涼君　知事、基地問題については、やはり日米安保を認める立場にあっても伊芸区の住民が大変困っています。そして、不発弾処理の問題もあります。普天間の基地の撤去についても、やはりもう３年目を迎えているわけですから、こういうときには県民大会をぜひ開いて、事あるごとにそういう先頭に立つ決意をぜひ示していただきたいと思います。御答弁お願いします。

○議長（髙嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　新垣議員の再々質問にお答えさせていただきますが、普天間基地を初め我々が返還を強く望んでいる基地、特にまたグアムへの海兵隊の移転などなどと関連して、嘉手納より南の基地の返還というのが日米両政府で決まっております。そして、普天間基地は名護が受け入れていただけるということになっております。ただ、条件を私はちょっとつけているところがございますが、そういうものを早く進めて普天間の返還を現実のものにした方がいいというのが私の判断でございます。

そして今確かに訓練回数にしても騒音がひどくなっているというのは我々もよくわかっております。そういう意味で、県民大会を開くべきかどうかはさておきまして、私自身先頭に立って課題の解決、改善に無論一生懸命頑張っていく決意でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内　末子さん　おはようございます。

民主党会派の山内末子です。

いよいよあすオバマ新大統領と麻生総理の初会談が実現をいたします。新政権と支持率、11％に落ちた末期症状のこの国の政府との会談に何を期待すればいいのでしょうか。それでも私たち沖縄ではグアム移転協

定の問題など、そういう観点からも注目をしたいものです。

それでは一般質問をいたします。

まず、１、基地問題についてです。

⑴、ホワイト・ビーチへの原子力潜水艦寄港についてです。

原潜の寄港は2006年まで年間17回以下であり、2007年24回に上昇、昨年は41回の寄港を数えました。2002年以降、横須賀、佐世保への寄港が減少傾向の中、対象的な現象です。もともと沖縄への寄港は10分から50分という短時間の沖合停泊の形をとった寄港が多い、そういうことを特徴としている中、昨年は41回の寄港中34回が沖合停泊であり、83%というとりわけこの沖合停泊の比率が高かったといいます。放射能漏れ、寄港回数の更新、地域住民の不安は払拭されず、寄港増加の理由の開示、寄港中止を求めていますが、軍事上の機密だということで明らかにされず寄港は続けられています。安全性の確保から、その理由をしっかり検証することが重要だと考えます。

先日、「沖縄の「基地と行政」を考える大学人の会」が主催をいたしましたシンポジウムが開かれ、次のような報告がありました。寄港の特徴をとらえ、原潜の大部分は近隣海域で任務を遂行、沖縄ではデータ収集授受という特殊作戦部隊の隠密輸送と侵入が実行されていると考えられる。中国海軍の近代化に対する米軍の警戒のあらわれだとしています。

そこで、キーティング米太平洋軍司令官のインドネシアでの発言を紹介いたします。「中国は平和的な台頭」、「調和のとれた完成」を目指している。それ以外ではない。彼らはある種の兵器を開発しながら、どうやってその目的を達成したのか説明する必要がある。彼らが口にしている役割と実際の間に矛盾があると我々は考えている。しかし、彼らとの協力は継続するつもりだという、このような発言の背後には、危険を上回る軍事的優位を準備し、維持しなければならないという宿命的な軍の倫理と警戒を強調することによって、米海軍の国内政治上の影響力を高めようという組織的意図の両方が存在していることを忘れてはならないが、ともかくこのような米海軍の考え方に今回の寄港増があるのではという報告がありました。まさしくこのホワイト・ビーチが原潜の母港化に向けて戦略のかなめになっているという非常に脅威を感じています。

そこで、以下の質問をいたします。

ア、昨年の寄港回数増、放射能漏れへの説明や原因究明を求める声に対し、「米軍の運用上の理由」で安全性について米側の主張に追従する政府の姿勢のもと、ことしもはや６回の寄港がある。安全性の確保の観点から県の認識を伺います。

イ、県は「沖縄県放射能対策本部設置要綱」を定め、モニタリングの実施を義務づけています。昨年から指摘をしています停止しているモニタリングポストの現状はどうなっているのか伺います。また、横須賀や佐世保では国と市で調査をしております。本県では国と県となっていますが、うるま市の調査権を確立すべきではないかと考えますが、見解を伺います。

ウ、「沖縄県地域防災計画」に原子力災害予防計画が定められています。防災体制を確立していく上で、防災訓練の実施は必須であると考えますが、うるま市からは、市、県、関係機関、米軍と連携したより具体的な実動防災訓練の開催を求めています。その対応を伺います。

２、教育行政についてお聞きします。

近々、移動教育委員会議が実施されるとのことで、行動する教育委員会、時代に即応できる教育委員会へと期待をしたいものです。子供たちを未来へ導く教育力の強化に期待と関心は高く、反面多くの課題が山積しており、教育委員会の力が問われています。

３点質問いたします。

⑴点目に、新たな教員候補者選考試験についてです。

経験者の一次試験免除、年齢制限の引き上げ、また、スポーツ・芸能の実績者、社会人枠の設定等、画期的な実施要綱の変更が発表されました。私は個人的にも、教育長に同内容の実施を要望いたしておりまして、今回の変更を高く評価をしております。そこで認識を確認し、丁寧な対応、スムーズな移行を推進していく上で質問いたします。

ア、実施の目的についてお聞かせください。

イ、どのような教育効果が期待されるのか伺います。

ウ、受験者への動揺、影響は考えられないのか伺います。

⑵点目に、全国的に子供の健康な生活を営むための体力の低下が問題視され、頑張りたくても頑張れないそういう体になっていることが指摘されています。本県の子供たちの状況はどうでしょうか。県内小中学校の全国体力テストの結果と、その検証についてお聞かせください。

⑶点目に、体を動かす苦手意識は小学校からということで、体育の授業の強化の観点から小学校における体育の専門教師の配置が必要だと考えます。その計画

をお聞かせください。

３、福祉、医療行政について５点伺います。

⑴、本県の若年齢出産の状況、課題、対策を伺います。

⑵、ＤＶ被害状況と対応策、保護施設の整備、管理実態を伺います。

⑶、児童虐待被害状況と保護施設の整備、管理実態を伺います。けさも、他県ではありますが、へその緒がつけられた赤ちゃんが自転車のかごに捨てられていたという大変痛ましい事件があり、心が痛みます。

⑷、里親制度の活用の状況を伺います。

⑸、細菌性髄膜炎を引き起こす「インフルエンザ菌ｂ型」、俗にヒブ髄膜炎と呼ばれています。余り聞きなれないかと思いますが、年間600人ほどの国内での発症で、その25％に発達障害など後遺症が残り、５％が死亡すると言われています。未然に防ぐワクチンは世界では早くから接種されており、日本では昨年12月にようやく任意接種が可能になりました。県内の患者数と予防ワクチンの公費負担の計画をお聞かせください。

４、プロ野球キャンプについて伺います。

球春は沖縄から、ことしもセリーグ、パリーグ９球団、韓国チームを合わせると12球団が本県でキャンプを張っており、県民の関心、期待を集めています。あこがれのチーム、選手を間近に見られるキャンプは、野球ファンにとって、とりわけ子供たちにとってまさに生きた教育であると思います。連日、全国にキャンプ地の様子が映し出されることは、地域を知ってもらう上でも絶好のチャンスであり、そのような観点から多くの波及効果を生み出したいものです。

以下、伺います。

ア、県として全キャンプの経済効果の総額と分野別効果を把握しているのかお聞かせください。

イ、雇用効果を伺います。

ウ、教育効果を伺います。

エ、課題とその対応についての取り組みです。また、残り３球団の誘致とありますが、2011年に那覇への巨人の誘致は決定しています。あと２球団の誘致について積極的な取り組みを求める声が高いのですが、現状はどうでしょうか。見解を伺います。

５、沖縄球団設立について。

県には、現在ＦＣ琉球、沖縄かりゆしＦＣのサッカーチーム、琉球コラソンのハンドボールチーム、そのほかバスケットボールチーム等ほかにも多くのスポーツで関係者、ファンを含め盛り上がっています。

県内では、特に野球ファン、野球人口が多いととらえております。少年野球、中学校、高校とも実力は全国一のレベルです。他府県で独立リーグの設立もふえ、県内でもリーグの設立を見据えた球団設立の機運が高まっていますが、県の見解を伺います。

６、防犯対策について伺います。

青色街灯、防犯灯の設置が全国各地に広がっています。踏み切りやホームへの導入、街灯設置により、実際に飛び込み自殺の減少、犯罪件数の減少という結果が期待されています。科学的立証はまだないようですが、防犯意識の確立、地域の連帯感など防犯抑止効果が期待されています。県内の設置状況と取り組みを伺います。

７、環境政策について伺います。

オバマ新大統領のもと、アメリカでも環境政策に強力に推進していくことで、グローバル的に環境政策が加速化していくと期待がかかります。

⑴、本県の$CO_2$排出量は悪状況が続いています。エネルギービジョンの策定が急がれますが、その進捗状況と今後の取り組みを伺います。

⑵、サンゴ礁保全についてです。私はうるま市の出身でございますが、うるまの「うる」はサンゴを意味し、「ま」が島をあらわします。私たちうるま市は、サンゴの島、沖縄の中心になるという期待を込めて名づけられました。今、そのサンゴが危機的状況にさらされています。オニヒトデの大量発生、地球温暖化、さまざまな要因が考えられますが、サンゴ礁の減少は我がうるま市の発展にも、そして水産業、観光振興にも大きな打撃をもたらします。保全対策を急がねばなりません。昨年立ち上がった「サンゴ礁保全推進協議会」の運用状況と課題、今後の展開についてお聞かせください。

８、特別自由貿易地域について伺います。

⑴、県はこの地域における企業誘致活動を行っていますが、まだ入居社が26社とその実績は芳しくありません。その理由は何でしょうか。企業誘致セミナーで出席者から出された要望や課題についてお聞かせください。

⑵、特別自由貿易地域の整備にあと幾らかかるのかお聞かせください。

９、ＩＴ津梁パークについて伺います。

⑴、ＩＴ津梁パークの展開によって何社企業を誘致し、その雇用効果は何名なのか伺います。そのソフトウエア開発企業を何社、何割程度の入居を想定しているのかお聞かせください。

⑵、ＩＴ津梁パークの展開に伴うＩＴ業界からの評価及び指摘、批判をそれぞれ伺います。

⑶、上海のソフトウエアパークをモデルにしたと聞いておりますが、何を参考にしたのか、また何ができなかったのかを伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（髙嶺善伸君）　ただいまの山内末子さんの質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後１時22分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

午前の山内末子さんの質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　山内末子議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず基地問題の関連で、実動防災訓練の実施に係る御質問にお答えいたします。

原子力災害に関する訓練につきましては、平成20年３月にうるま市、うるま市消防本部、うるま警察署が共同で図上訓練を実施いたしております。

県といたしましては、来年度に国やうるま市、そして関係機関などと連携をし図上訓練を実施したいと考えているところでございます。

次に、福祉、医療行政に関係する御質問で、里親制度の活用の状況についてという御質問にお答えいたします。

沖縄県内で里親として登録されている人数は、平成19年度末で179人となっております。このうち実際に児童の養育を委託した里親は73人、委託された児童の人数は122人となっております。

その中で、虐待を受けた児童等を預かる専門里親につきましては、平成21年１月現在で14人となっております。また、要保護児童のうち里親に委託されている児童数を示します里親委託率につきましては、沖縄県は平成19年度で23.1%となっており、全国平均の9.4%を大きく上回っております。

里親制度につきましては、平成21年度から里親手当の増額などの改正が行われることとなっております。県としましても里親制度の普及と活用にさらに努めてまいりたいと考えております。

次に、環境政策に係る御質問の中で、エネルギービジョン策定の進捗状況についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、エネルギービジョンの策定に向けまして、平成20年度には学識経験者やエネルギー事業者等で構成いたします調査検討委員会を設置し、沖縄県のエネルギーの現状や今後の需要見通し等に関する調査を実施して、３月中には結果を取りまとめる予定でございます。

平成21年度には、庁内に沖縄県エネルギービジョン（仮称）策定検討委員会を設置し、当該調査結果を踏まえまして広く県民の意見を聴取した上で、年内には沖縄県エネルギービジョンを策定したいと考えているところでございます。

次に、ＩＴ津梁パークに係る御質問の中で、ＩＴ津梁パークの展開による雇用効果などについてという御質問にお答えいたします。

沖縄ＩＴ津梁パーク整備事業は、ソフトウエア開発の共同受注、そしてその開発を行う国内オフショアセンターや、企業の事務事業を受託いたしますいわゆるＢＰＯ（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）などの集積拠点構築を図るものであります。今年度より中核機能支援施設の整備に着手をいたしております。

企業の規模はさまざまであることから、企業数の目標は特に設定しておりませんが、パーク内で8000人の新規雇用を実現することを目標といたしております。

そのうち、ソフトウエア開発等の割合は３割程度を見込んでおります。残り７割を雇用吸収力の大きいＢＰＯなどと見込んでいるところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　原子力潜水艦の寄港についての御質問にお答えします。

県としては、原子力潜水艦の寄港については最小限にとどめるとともに、日米両政府があらゆる安全対策を講じ、原子力潜水艦の安全性の確保に最大限の努力を払うべきであると考えております。

○議長（髙嶺善伸君）　文化環境部長。

〔文化環境部長　知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君）　基地問題についての御質問で、モニタリングポストの状況と市の放射能調査へのかかわりについてお答えいたします。

海軍桟橋においては、２カ所の海水計のうち１カ所が桟橋の拡幅工事に伴い停止しておりますが、文部科学省においては、現在、今年度内の設置に向けて作業を進めているところであります。

また、本県における原子力艦寄港に係る放射能調査につきましては、文部科学省が中城海上保安部及び県

の協力を得て寄港地周辺のモニタリングを実施しておりますが、放射能調査へ地域に身近な自治体がかかわることは、調査体制の充実を図る観点からも望ましいことであり、文部科学省やうるま市と協議していきたいと考えております。

次に、環境政策についての御質問で、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会の運用状況等についてお答えをいたします。

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会は、平成20年６月に立ち上げ、12月に第１回総会を開催したところです。現在、会員はＮＰＯ、漁協、環境団体、観光業者、行政等98の団体・個人で構成されていますが、さらに幅広く多様な分野に参加を呼びかけていく必要があります。

今後はネットワークを広げ、情報共有の場及び地域のサンゴ礁保全活動を支援する組織として体制を整備していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　教育行政についての御質問で、新たな教員選考試験の実施目的についてお答えいたします。

これまで県教育委員会としましては、教員選考試験の公平公正さを確保するため、試験問題の持ち帰りや解答の公表など情報開示に努めてまいりました。このたび、教員選考試験について全国の状況や動向を踏まえ、改善を図っていくことといたしました。

教員候補者選考試験は、人間性豊かで教科等の専門的知識・技能を有し、実践的指導力のある教員を選考する視点で実施しております。今回、市町村教育長協会や校長会、職員団体等から、年齢制限の引き上げや臨時的任用教員等の実績を配慮すべき旨の要望を受け、教員候補者選考試験に係る有識者会議等を開催し要望事項について検討をしてまいりました。

その結果、受験年齢を条件を付して37歳まで引き上げることとしました。また、教職経験、スポーツ・芸術での技能や実績、民間企業等経験による特定の資格や経歴等を持つ者を対象に、受験科目の一部試験を免除することとしました。さらに、模擬授業については、より一層実践的指導力を見る選考方法に改善いたしました。

県教育委員会としましては、選考のあり方をさらに改善・充実していくことで県全体の教師力の向上に努めていきたいと考えております。

次に、期待される効果についてお答えいたします。

新たな教員候補者選考試験では、条件を付して年齢を37歳まで引き上げることとしました。そのことにより、臨時的任用教員等として長年学校現場で頑張ってきた実践的指導力のある人材を確保することができるものと考えております。また、英語面接を廃止し、その分、個人面接時間を長く設定することにより、より一層人物や教員としての適性を評価できるものと思われます。また、スポーツ・芸術などの分野で秀でた技能を持つ者や、顕著な実績のある社会人経験者に門戸を開くことにより、経験豊かな魅力ある人材が確保できるものと期待しているところであります。

次に、受験者への影響についてお答えいたします。

教員候補者選考試験の内容につきましては、従来５月の初旬に発表していましたが、受験者に影響を与えないよう、去る２月13日に今回の改善点について発表し、ホームページで掲載するとともに、各学校等関係機関にも文書で周知を図ったところであります。

実施要項につきましては、早い時期に周知するため４月上旬にホームページで掲載し、下旬には配布することとしております。

次に、体力テストの結果と検証についてお答えいたします。

文部科学省が平成20年５月に実施した全国体力・運動能力調査における本県の結果につきましては、全国で小学校男子31位、女子33位、中学校男子33位、女子38位となっております。特に、小中学校の投力、握力の数値は顕著に高く全国トップレベルにあり、予想以上の結果であると考えております。

なお、走力、持久力の種目については全国平均を下回っており、本県児童生徒の体力・運動能力の課題が浮き彫りになっているととらえております。

県教育委員会としましては、今回の調査結果の詳細な分析に取り組んでいるところであり、今後とも児童生徒の体力・運動能力が全国平均に達することを目標に、中長期的な展望に立って施策を推進してまいります。

次に、体育専門教師の配置計画についてお答えいたします。

小学校における教員の定数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき適切に配置されております。

小学校では、原則として学級担任が全教科を受け持つこととなっておりますが、学校の規模により加配が配置され、各学校の方針に基づき専科の教科が決められております。

次に、プロ野球キャンプについての御質問で、プロ

野球キャンプの教育効果についてお答えいたします。

沖縄におけるプロ野球の春季キャンプは、日本の９球団に韓国の３球団が加わり12球団が参加しております。なお、平成23年からは巨人も参入すると伺っております。

プロ野球のキャンプは、最高レベルの技術と練習法等をじかに見て肌で感じることができます。また、一流選手による少年野球教室等も実施されていることから、競技力向上にもつながり、野球をする子供たちを初め多くの青少年に夢と希望と感動を与えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　福祉、医療行政についての御質問の中の、若年齢出産の状況、課題、対策についてにお答えいたします。

本県の10代の出産率は、平成18年度は3.0%、平成19年度2.6%と減少しているものの、全国の1.4%に比べ高い状況にあります。

若年出産は身体的、経済的な課題及び養育力の課題などがあり支援を必要としております。

対策としましては、知識不足から起こる10代の妊娠を避けることが必要であると考えております。そのため、学校、地域において児童生徒、保護者等を対象に、保健師、助産師、母子保健推進員等による思春期保健福祉体験学習、性教育講座等を実施しているところであり、今後も継続して取り組んでまいります。

また、県は、若年妊産婦の支援の充実を図るため、平成17年度に「若年妊産婦支援マニュアル」を作成し、市町村等へ提供しております。

続きまして、ＤＶ被害状況と対応策、保護施設についてにお答えいたします。

平成19年度の配偶者暴力相談支援センターのＤＶ被害者相談件数は796件で、前年度の884件に比べ88件、10%の減少となっております。

また、裁判所から書面提出を求められた保護命令件数は44件で、前年度と同数でございました。

県においては、女性相談所、北部、宮古及び八重山の３福祉保健所を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、市町村、警察などの関係機関と連携し、ＤＶ相談、被害者保護、自立支援を行っております。

また、女性相談所には一時保護所が併設されており、さらに長期の支援を要する場合は婦人保護施設で対応しております。これらの施設においても、相談者や入所者の安全確保等についても十分配慮することとしております。

続きまして、児童虐待及び保護施設の状況についてにお答えいたします。

県の児童相談所における児童虐待相談処理件数は、平成17年度が451件、18年度が364件、19年度が440件となっており、全体としては増加の傾向にあります。

虐待を受けた児童等が入所する児童養護施設については、県内に８カ所が設置され、定員の合計は435人、乳児院につきましては１カ所で、定員は20人となっております。また、一時保護所については、中央児童相談所に１カ所設置しており、定員は24名となっております。

続きまして、インフルエンザ菌ｂ型による細菌性髄膜炎の患者数と予防ワクチンについてにお答えいたします。

細菌性髄膜炎は、感染症発生動向調査において県内の７つの病院を基幹定点として毎週報告を受けております。

平成20年の県内の報告数は年間で30例となっております。

原因菌については、一般的に細菌性髄膜炎の約６割がインフルエンザ菌ｂ型の感染によるものと言われております。

インフルエンザ菌ｂ型を予防するためのワクチンは、平成20年12月より任意接種として接種が開始されたばかりであり、今後、利用は拡大していくと考えられます。

接種費用の公費負担につきましては、国及び全国の状況を把握していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　観光商工部長。

〔観光商工部長　仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君）　プロ野球キャンプに関する御質問の中で、プロ野球キャンプの経済効果についてお答えします。

民間の研究機関の分析によりますと、日本国内９球団の2008年春季キャンプによる経済効果の総額は、62億7400万円となっております。

経済波及効果の産業分野別の内訳の主なものは、宿泊業が10億2400万円、鉱業・製造業が７億8700万円、飲食店が６億4400万円となっております。

次に、プロ野球キャンプの雇用効果についてお答えします。

プロ野球キャンプによる雇用効果について民間の研究機関の調査によりますと、球団等がキャンプ期間中に雇ったアルバイトの人数のデータはありませんが、

支払った賃金などの総額は4300万円と試算されております。

次に、プロ野球キャンプの課題と対応策、残り２球団の誘致についてお答えします。

現在、プロ野球キャンプの実施に当たっては、地元市町村が雨天練習場などの施設整備を行っているほか、地元の観光協会や商工会が中心になって組織された協力会等が運営支援に当たっております。

今後ともプロ野球キャンプを持続的に推進していくためには、これらの地元市町村などの受け入れ体制の充実を図ることが重要と考えております。

残る２球団の誘致につきましても、誘致を希望する市町村における受け入れ体制の整備が必要であり、県としましては、これらの状況を見ながら今後対応を検討してまいります。

次に、沖縄球団設立に関する御質問の中で、地元球団の設立についてお答えします。

最近のサッカーやバスケット、ハンドボールなどの地元プロチームの活躍は、青少年の健全育成やスポーツの振興はもとより、観光を初め地域の振興に大きく寄与するものと考えております。

野球につきましても、地元球団設立の動きが具体化した段階で、その事業継続性や地域振興の効果などを勘案し、どのような支援ができるか検討してまいりたいと思っております。

次に、特別自由貿易地域に関する御質問の中で、企業誘致の実績が芳しくない理由及び企業等からの要望などについてお答えします。

特別自由貿易地域への企業誘致については、物流コストが割高であることや関連産業の集積度が低いことなどにより厳しい状況にあります。

なお、平成20年度に開催した企業誘致セミナー参加者へのアンケート調査結果によれば、沖縄進出の課題として、専門知識を持つ人材の確保が難しい、国内外との交通アクセス、物流コスト、関連産業の集積度、土地代、家賃等不動産などのコストなどが挙げられております。

また、要望としては、分譲地価格の割引、賃貸工場使用料の軽減などが挙げられておりました。

次に、特別自由貿易地域の今後の整備費用についてお答えします。

中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業に係る整備は、平成19年度に完了し、今後は維持管理費のみとなっております。現在、分譲地の売却促進に努めているところであります。

次に、ＩＴ津梁パークに関する御質問の中で、ＩＴ津梁パークの評価についてお答えします。

沖縄ＩＴ津梁パーク整備事業は、構想策定時から具体的な整備計画策定に至るまで、沖縄県情報通信関連産業団体連合会など、県内のＩＴ業界団体も参画しており、事業の推進に強い期待が寄せられております。

なお、平成20年度から中核機能支援施設の整備に着手しており、平成21年度より一部供用開始することになっております。

次に、上海のソフトウエアパークの何を参考にしたかについてお答えします。

国が平成19年度に実施した「沖縄ＩＴ津梁パーク構想事業調査」では、大連、上海、バンガロールなど、海外のソフトウエアパークの状況や国内市場の動向について調査されております。

その結果、海外のソフトウエアパークの場合、人件費の安さ、人材の数等において優位性があるものの、日本からのソフト開発を受託するオフショア開発において、日本語によるコミュニケーションやセキュリティー上の問題等も指摘されており、ＩＴ津梁パーク整備計画を策定する上での参考にしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　警察本部長。

〔警察本部長　得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君）　青色防犯灯の設置状況と防犯効果についてお答えいたします。

県内の青色防犯灯は、北谷町が平成17年度から20年度に、美浜地区及びハンビー地区に146基を、宮古島市が平成18年度に北小学校区ほか２校区に９基をそれぞれ設置しているところであります。

青色防犯灯の防犯効果については、青色防犯灯が設置されている県内５地区の設置前後の犯罪実態を見てみますと、犯罪が減少した地域がある一方で増加している地域もあるなど、必ずしもその効果は明らかになっていない状況にあります。

県警察といたしましては、今後５地区における犯罪発生状況などを踏まえ、青色防犯灯が犯罪抑止に効果があるとの確証が得られた場合には設置促進について検討してまいる考えであります。

なお、青色防犯灯に限らず防犯灯がふえることは、町が明るくなり防犯上も好ましいことから、防犯灯の設置が促進されるよう自治体などと連携してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内　末子さん　一通り御答弁ありがとうございま

した。

再質問をさせていただきます。

まずホワイト・ビーチの件ですが、知事公室長、最大限の安全の確保ということをいつもおっしゃいますが、私たちはこの安全性の確認がされてないというような意図を持っていつも質問をさせていただいています。

今回、放射能漏れについてのその問題につきましてですけれども、問題はその量ではなくて漏れた事実にあると思います。そういった観点から、我が国には「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」、そういうものもありますし、その放射性物質は管理区域で必ず使用し、微量であっても人為的にそこから放射性物質を持ち出すことを禁じている。そういう法律があるんですよね。その事故に対してこの法律を守る立場の文科省、そこでたとえ米国であろうと日本国内で起きたこの事故に対して、そこの漏れた事実ということに対してしっかりと文科省の方では厳格に対応すべきだと考えております。

もちろんそこには地位協定の問題もありますけれども、そういう観点から本県では政府に対してその対処を求めること、そういう用意があるのかどうか。これまでその対処を求めたことがあるのか。もしそれがなければ今後求めていく姿勢を持っているのか伺います。

それからモニタリングについての調査権ですけれども、市も今年度からということですけれども、それにはもちろん専門性のある職員の確保が必要ですけれども、そこの予算の確保はもちろん国・県も一緒になって市の方に予算を取りつけるというところまで来ているのでしょうか。もう一度、部長お願いいたします。

それから防災訓練の件ですけれども、知事の方から図上訓練があったということは報告を受けていますし、私もそれは確認をしております。しかし、この防災訓練、図上だけではどうしてもその安全の確保は見出せないというところがあります。

こちらに沖縄県ではしっかりと地域防災計画の中に、こういった計画書の中にしっかりとその業務内容が明記されておりますし、その中には「教育及び訓練の実施」とあります。そういった意味では具体的にしっかりと実施をしていくこと、緊急輸送活動体制の整備ですとか救助、救急医療及び防災機材の整備とありますけれども、そういったものですとか、道路機能の確保、あるいは災害整備救助用の機材の整備充実、そういったものも詳細に明記されているんですよね。その計画はあっても、図上だけではなくて訓練をしっかりと実施しなければ、実動訓練を実施しなければ速やかな避難誘導ができるか。あるいは機材は足りているのか、把握はできないはずです。

ちなみにホワイト・ビーチへの進入道路は１本ですよ。その１本がもしも災害があったときに、住民の交通網は遮断されてしまいますし、これだけ頻繁な寄港があった中で防災計画に基づいて早期の実動訓練を市の方もしっかりとこれを求めていますので、ぜひこれは早目の防災訓練の実施を求めます。そういった観点から早目の実動訓練ができるかどうかということについてもう一度お答えください。

それから教育行政につきまして、体力テストなんですけれども、この沖縄は本当に環境的にもすごいいい環境の中で、全国の中で一番いいんじゃないかというふうに思っております。そういう中で子供たちが、今、私はもう少し体力テストの結果がいいのかなと思ったんですけれども、特に車社会の中、これは子供たちにも波及していると思いますね。走力あるいは持久力という形で、この辺が下位だということは、やはりもう少し私たちも考えなければならないなというふうに考えております。

ちなみに福井県、男女ともに体力テストが全国１位、学力テストの方も全国で上位につけています。昔から、よく学びよく遊びよく寝る、これが一番の子供たちの学力、そして体力を向上させるものだと言っておりますけれども、そういった意味で心地よい疲労と十分な睡眠、そしてすっきりした目覚め、リズムのとれたそういう教育環境をしっかりとつくっていくためには、どうしてもこれは教育委員会だけでは進められるものではないと思っております。そういった意味で体育の授業の検証、あるいは放課後の遊ぶ場所確保、そして児童館や公園の整備状況等総合的な状況把握が必要かと考えますけれども、そういった総合的な状況把握について教育長の方で報告できる状況があれば報告していただきまして、なければ、今述べたような観点で関係機関との連携したそういった体力向上についての対策がこれからも講じていけるのかどうか、見解をお聞かせください。

それから福祉問題ですけれども、若年齢出産、これはもう全国の倍ぐらいの子供たち、若い子の出産があるということで、これは望まない出産やあるいは貧困、また親としての意識の低さ、そういった意味でもこの支援体制、ネットワークの構築、これは本当にこの沖縄県の課題だと思っています。こういったところから多くの児童虐待の問題ですとか生活保護の問題と、本当にいろんな連鎖をしていきますので、ぜひ

しっかりとした支援体制の確立をお願いいたしたいと思います。

そしてプロ野球、私はプロ野球が大好きですし、知事、９球団あります。12球団ありますけれども、一度でもことしどこかに行かれましたか。知事は日ごろからトップセールスという言葉をよく使っております。今聞いてみますと、すごい経済効果がありますよね。経済効果62億、雇用で4300万、教育効果も出ている中、私はぜひこれは知事に対しては、オープン戦の県知事賞とかそういうものをつくって全国的にアピールする、そういうことでスポーツ産業の確立にもつながっていくかと思いますけれども、その辺、もう一度お願いしたいと思います。

ＩＴ津梁パーク、この件については時間がないのでまた後でします。

よろしくお願いします。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午後１時57分休憩

午後２時０分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　山内議員の再質問にお答えしたいんですが、プロ野球、ことしは久米島に行ってまいりました。１球団しか回ってないんですが、おっしゃるようにこれからオープン戦が始まるようで、そういう中でプロ野球の機構、それぞれのチーム同士で決めたりいろんなやり方があるようで、私の方ではちょっと詳細、議員提案のことがどういうふうに可能かよくわかりませんが、これはきちっと各球団に聞いて、いい形で御提案が実現できるように頑張ってみたいと思います。またよろしくお願いいたします。

○議長（髙嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　まず、図上訓練及び実動訓練の実施についての御質問にお答えします。

実動防災訓練については、図上訓練で得られた課題等について整理・検証した上で改めて検討してまいりたいと考えております。

次に、原潜の安全確認についてでございますが、原子力潜水艦の安全性については、日米両政府においてその運航に当たっての安全上のすべての予防措置及び手続等を厳格に実施するなど、原子力潜水艦の安全性の確保に最大限の努力を払い、その内容を公表すべきものと考えております。

○議長（髙嶺善伸君）　文化環境部長。

〔文化環境部長　知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君）　モニタリング調査に係る市の費用負担についての再質問にお答えをいたします。

調査にかかる費用の負担につきましては、例えば旅費であり、あるいはその調査にかかる人件費以外というんですか、その調査に際してのいわゆるその費用をどう負担するかにつきましては、原則的には県の場合につきましてもいわゆる超勤であり旅費であるとかにつきましては、文部科学省と協議してやっておりますので、同様に文部科学省とその費用負担についても協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（髙嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　それでは山内議員の再質問にお答えをいたします。

体力テストの結果を受けて県民的な総合的な視点での体力結果をどう見るかというのと、関係機関との連携はできているのかという趣旨の御質問だったと思いますが、今回の体力テストの結果から、投力と握力は非常に高い結果が出たということですけれども、走力、持久力に課題があることがわかりました。このことは、沖縄の車社会も大きく影響しているものと考えておりますので、県民もこぞってできるだけ車を使わずに歩くという運動をぜひとも推進をしていきたいものだと考えております。

それから県教育委員会としましては、体力向上につきましては市町村の体育指導員の皆さんの協力も得ながら、そして総合スポーツクラブを実施しているところでございますので、今後とも関係機関と連携をしながら、児童生徒の体力向上に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内　末子さん　知事、県知事賞の創設、そして全球団の招聘、そしてその次のＷＢＣキャンプの招聘と、ぜひ夢をつなげていただきたいと思います。そのことをお願いして終わります。

ありがとうございました。

○議長（髙嶺善伸君）　仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村　未央さん　それでは通告に従いまして、一般質問を行います。

不発弾問題について。

不発弾爆発事故による凄惨な被害が繰り返されてお

ります。日本では戦争損害補償について広く国家の責任を認めず、特に民間人への補償には消極的であります。他の国々においてはすべての戦争被害者に補償がなされ、戦闘行為終了後の砲弾の爆発、崩落、戦争に関連するすべての事故による負傷または死亡など明確な補償の規定を持つ例もあります。

知事は、国の戦争損害への補償、不発弾処理の責任についてどのような考えに立って、今後の交渉を進めていかれるかお尋ねをいたします。

２点目、病院事業についてお尋ねをいたします。

⑴、病院職員定数条例を個別に定めることは可能でしょうか。

⑵点目、県立病院の事業改善に向けた方向性で、庁内で方針が二極化しているというような印象があります。あり方検討部会の担当におかれては地方公営企業法の全部適用、いわゆる全適では定数条例の制約があり、７対１看護の導入ができないので採算性の高い事業経営ができない。なので全適では事業改善は無理であると、独立行政法人化すべしということで説明をされます。また、一方の病院事業局は、全適の適切な実施により不良債務を解消し３年では黒字化が見込める。独法化に至らずとも事業改善は十分可能というような説明をされる。双方が両極にあるように見えますが、いかがでしょうか。

次３点目、財団法人おきなわ女性財団職員の解雇問題について伺います。

⑴番、９人の嘱託職員を３月で雇いどめするとの情報があるが、事実でしょうか。これは10人かもわかりません。事実関係についてお尋ねをいたします。

⑵点目、この職員らは県男女共同参画センター（てぃるる）に通算何年勤務をしているのか。最長勤務年数と平均勤務年数を示されたい。

⑶点目、職員らの業務内容、専門性、キャリアをどのように評価されているか。

⑷点目、雇いどめ、派遣切りなどを行わないよう知事みずから民間企業への協力を求めながら、行政では指定管理者制度を盾として雇いどめ、解雇が許されるのか、お尋ねをいたします。

次４点目、中城湾港泡瀬地区埋立事業について、免許との関連でお尋ねをいたします。

御承知のとおり、埋め立ての根拠となるのは市の計画ではなく、事業者の免許によるものであります。この免許出願者である県及び内閣府は、沖縄市の埋立計画見直しを受けて港湾管理者に対しどのような変更手続を要するか、お尋ねをいたします。

⑵点目、公有水面埋立法は埋立免許の出願事項の変更を定めております。沖縄市の見直しにより、区域の縮小、用途変更、設計変更などが予想されるわけですが、この法に従い添付が求められる図書をすべて列挙されたい。

⑶点目、上記の手続、図書の作成に要する期間はどの程度か、今後のスケジュールを示されたい。

次に、ホームレス対策についてであります。

⑴番、県内におけるホームレスの数、現状と近年の傾向を伺います。

⑵点目、県はホームレス自立支援特別措置法に基づき、どのような施策を展開されているか。

⑶点目、民間の自立支援、就労支援事業との連携について伺います。

６点目、依存症、アルコール、ギャンブル等の被害について伺います。

⑴点目、医療費公費負担の申請件数からその推移について、どのような傾向があるのかお尋ねをいたします。

⑵点目、精神保健福祉センターに寄せられる相談、その相談件数、内容を多い順から挙げてください。依存症に関する相談の割合、傾向はどうであるのかお尋ねをいたします。

⑶番、県警と琉球病院が共同で行った飲酒運転との関連調査でどのような傾向が把握できたのか伺います。

⑷、あわせて未成年者の飲酒補導件数の推移、人口比における他県との比較について伺います。

７番、ＮＩＥの推進について。

⑴、ＮＩＥにはどのような教育的効果が期待されているか。

⑵、県内での取り組み、実践はどうであるのか。

⑶、また、他県では教員向け研修プログラム、ＮＩＥ担当主事の配置など具体的な推進の動きがあるが、県教育委員会での位置づけ、今後の取り組みについて伺います。

８点目、沖縄盲学校の特別支援学校への併設に関する問題について、その後、関係者との話し合いはどのように持たれたのかお尋ねをいたします。

それから９点目、会派の代表質問との関連については、渡嘉敷議員からありました南部医療センター・こども医療センターの混合病床、これの小児科への変更でありますけれども、なお関係者からまた新たな陳情も出されております。また、関係の学会等からも強い要望があるようですけれども、いま一度再考の考えはないかお尋ねをいたします。

よろしくお願いします。

○議長（髙嶺善伸君）　仲井眞知事。
〔知事　仲井眞弘多君登壇〕
○知事（仲井眞弘多君）　仲村議員の御質問に答弁させていただきます。
まず第１に、不発弾問題に関する御質問で、戦争損害の補償、不発弾処理に係る国への対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。
私は、国は、戦後処理の一環として沖縄県の不発弾対策に取り組んでいく責任があると考えております。
このような観点に立ち、不発弾の爆発事故による被害補償、不発弾等処理及び磁気探査の全額国庫負担等につきましては、引き続き市町村等と連携を図りながら、国に要請してまいりたいと考えております。
次に、ホームレス対策に係る御質問で、５の⑵、⑶が関連しております。特にこのホームレス自立支援及び民間との連携についてという御質問では、今申し上げましたように関連しておりますので、一括して答弁させていただきたいと思います。
ホームレスの方への自立支援の取り組みといたしましては、那覇市における生活相談や就労支援等の取り組みに対する補助などを行っておりますが、一層の支援強化を図るため、相談員の増員を平成21年度当初予算案に盛り込んでいるところでございます。
県としましては、市町村が実施する自立支援事業を通じまして民間との連携もとりながら、ホームレスの方々の自立支援に努めてまいりたいと考えております。
その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。
○議長（髙嶺善伸君）　病院事業局長。
〔病院事業局長　知念　清君登壇〕
○病院事業局長（知念　清君）　病院事業についての御質問の中の、定数条例についてお答えします。
定数条例は、１本の定数条例でも各部局、公営企業職員等に分別して設けても差し支えないものとされております。
続きまして、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の、精神科病棟を小児科病棟に変更することについてにお答えします。
医療センター混合病棟の一般病床14床について、看護師が確保された場合は小児科病床として再開することについては、院内で検討を重ねた結果であることから、病院事業局としても現場の意向を尊重していきたいと考えております。
なお、精神身体合併症の患者については、各病棟においても診療科の医師と精神科の医師の共同管理のもと、現在でも十分な治療が行われていると考えております。
以上です。
○議長（髙嶺善伸君）　福祉保健部長。
〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕
○福祉保健部長（伊波輝美さん）　病院事業についての御質問の中の、県立病院の事業改善に向けた方向性についてにお答えいたします。
県におきましては、県立病院の今後のあり方について、沖縄県医療審議会県立病院のあり方検討部会において審議が行われており、今般、「県立病院のあり方に関する基本構想案」を取りまとめたところであります。一方、病院事業局におきましては、経営再建計画案が作成されております。
基本構想案に盛り込まれた地方独立行政法人への移行は、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応し得る運営体制を構築するためには、より自律的な経営が行えるよう、人事、定数、予算など業務運営に関連する制度の改革が必要であること、また、独法化に当たっての出資により資金不足を解消し、速やかに財務面の健全性を回復すべきであることなどの認識から、総合的な組織改革の一環として提案されたものであります。
経営再建計画案は、全部適用のもとでの運営責任を負う病院事業局が経営再建に向け、資金不足の解消と経常収支の黒字化等を図る財務面の再建プランであると認識しております。
ホームレス対策についての、県内のホームレスの状況についてにお答えいたします。
住む家のない、いわゆるホームレスと呼ばれる方々の概数把握につきましては、平成15年より厚生労働省が全国調査を行っております。沖縄県内では平成15年158名、平成19年167名、平成20年200名と増加傾向にあり、その約９割が市部に集中しております。
なお、本年１月にも同様の調査を行ったところであり、調査結果につきましては厚生労働省で集計が行われているところであります。
続きまして、依存症、アルコール、ギャンブル等の被害についての御質問の中の、医療費公平負担についてお答えいたします。
アルコール等の依存症に係る通院医療費公費負担の申請件数について把握されていないため、承認件数についてお答えいたします。
承認件数は、平成10年度から18年度までは400件前後で推移しておりますが、平成18年度に公費負担の承認期間が２年から１年に改正されたことに伴い、平成19年度においては942件となっております。942件のう

ち、アルコール依存症が641件と最も多く、約68%を占めております。

同じく依存症関係の、「こころの電話相談」についてにお答えいたします。

総合精神保健福祉センターにおける平成19年度の来所相談及び「こころの電話相談」は合計で1745件で、相談の内訳は、病気等に関することが598件、34.3%、人間関係に関することが273件、15.6%、依存の相談が111件、6.4%、性格行動上の問題106件、6.1%等となっております。

依存の相談の内訳は、ギャンブル61件、3.5%、酒害34件、1.9%、その他の依存11件0.6%、薬物５件、0.3%となっており、ギャンブル依存の相談が多い状況にあります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　文化環境部長。

〔文化環境部長　知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君）　財団法人おきなわ女性財団職員の解雇問題についての御質問で、おきなわ女性財団の嘱託職員の雇用と指定管理における対応について、関連いたしますので一括してお答えいたします。

おきなわ女性財団は、平成18年度から平成20年度まで県男女共同参画センターの指定管理者の指定を受け、同センターを管理運営しております。平成21年度からの次期指定管理に当たって同財団は他団体と共同事業体を組んで指定管理者に応募し指定されております。

新たな管理運営団体は、共同事業体を結ぶ協定書において共同で職員を採用することにしていますが、現在、施設管理及び図書情報提供業務に携わっている同財団の嘱託員も応募することが可能とのことであり、７人が応募しているとのことであります。

管理運営団体では、男女共同参画センターでの業務を通じて人材育成を図るとともに、同センターでの経験を社会に還元することも重要であると考え、男女共同参画社会づくりに理解のある者を広く県民から募集し、公平公正な人材確保に努めているとのことであります。

次に、嘱託職員の勤務の状況と業務内容等について一括してお答えいたします。

９人の当該嘱託員のうち、最長勤務年数は約９年であり、平均勤務年数は約4.6年となっております。また、当該嘱託員は男女共同参画センターの指定管理部門における施設の利用手続及び利用料金の収受や図書情報室における司書の資格を生かした男女共同参画に関する資料の収集、図書の貸し出し等を行っております。これらの業務を通し、センター利用者の便宜を図ってきたものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　中城湾港泡瀬地区埋立事業についての御質問の中の、埋立計画見直しに係る手続についてお答えします。

埋立免許後、埋め立てに関する工事の竣工までの間に埋立区域の縮少、埋立地の用途の変更、設計の概要の変更等が生じた場合は、公有水面埋立法第13条の２に基づき出願事項の変更申請を要します。

続きまして、変更申請の添付資料についてお答えします。

変更申請に添付すべき図書は、一般平面図、実測平面図、求積平面図、海図、区域分割実測平面図、区域分割求積平面図、埋立地横断面図、埋立地縦断面図、工作物構造図、設計概要説明書、資金計画書、処分計画書、直前３カ月以内に撮影した埋立区域等の写真、埋め立てに用いる土砂等の採取場所及び採取量を記載した図書、埋め立てに関する工事に要する費用に充てる資金の調達方法を証する書類、埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面、環境保全に関し講じる措置を記載した図書、公共施設の配置及び規模について説明した図書、以上18種類の図書をそれぞれの変更申請の内容に応じて添付することになっております。

続きまして、変更手続や図書の作成に要する期間についてお答えします。

出願事項の変更手続については、変更の内容によりますが、申請書受理から許可までの期間はおおむね２カ月から５カ月程度要します。また、図書の作成に要する期間については、沖縄市による見直し作業の結果を踏まえる必要があるため、現時点において想定することは困難であります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　警察本部長。

〔警察本部長　得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君）　県警察と琉球病院との共同による飲酒運転関連調査結果についてお答えします。

県警察では、飲酒運転根絶対策の一環として昨年琉球病院との共同による飲酒運転と多量飲酒、アルコール依存症に関する調査を実施しました。この調査は、常習飲酒運転者対策に資することを目的に、個人の飲酒習慣と飲酒運転との関連を明らかにしようとするも

ので、北海道、千葉、神奈川、大阪、沖縄の５道府県で行われました。

県内の運転免許取り消し処分者講習を受講した667人全員に対し、アルコール問題があるかどうかを調査したものです。昨年11月に出された中間発表では、男性540人中222人、41.1%、女性66人中16人、24.2%がアルコール依存症の疑いがあるという結果が出ております。５道府県の平均値は男性28.9%、女性17.4%であり、沖縄県は男女ともに平均値を上回っているということになります。

県警察においては、今後琉球病院による最終取りまとめに基づき、同病院と共同して常習飲酒運転者対策を推進してまいりたいと考えております。

次に、未成年者の飲酒補導件数の推移、他県との比較についてお答えします。

昨年１年間に飲酒で補導した少年は1775人で、前年に比べ1509人、46%減少し、平成16年以降５年連続で減少しております。

少年の飲酒補導が減少した要因としましては、酒類販売業者等による販売時の年齢確認が強化されたこと、県民の未成年者飲酒防止に対する意識が高まり、飲酒少年への注意指導が増加したことなど、少年が飲酒しにくい環境づくりに取り組んだ成果だと考えております。しかしながら、本県の飲酒補導数は減少しているとはいうものの、昨年の統計で他の都道府県と比較しますと補導実数で全国第２位、少年人口1000人当たりでは全国平均の6.6倍と依然として全国第１位と際立っております。

県警察におきましては、少年の飲酒が急性アルコール中毒などの身体への影響のほか、転落事故を初め傷害事件や交通事故などへ発展する危険性が指摘されていることを踏まえ、少年自身への働きかけとしてアルコールの影響の危険性を理解させるための非行防止教室を開催しているほか、県民や業界に対しては家庭での子供の在宅確認や酒類の保管管理、酒類の販売や提供時の年齢確認の徹底などについて呼びかけるとともに、少年へ酒類を販売、提供した違反業者の取り締まりを強化し、少年に飲酒をさせないための環境づくりに努めているところであります。

県警察といたしましては、今後とも関係機関・団体と連携し、少年の飲酒防止対策を強化してまいる考えであります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　ＮＩＥの推進についての御質問で、ＮＩＥの教育的効果についてお答えいたします。

ＮＩＥは、社団法人日本新聞協会が学校の授業や家庭教育の場で積極的に新聞を活用しようという目的で、1989年から組織的な取り組みを始めたものであります。これまでの実践校からは、児童生徒の調査能力、コミュニケーション能力が向上し、記事の背景を理解したりするメディア・リテラシーの力がつくなどの教育的効果があるとの報告を受けております。

次に、ＮＩＥの取り組みと実践についてお答えいたします。

県内においては、新聞を教育活動に活用するＮＩＥの実践は多くの学校で取り組まれており、平成20年度は、ＮＩＥ推進協議会から小学校４校、中学校３校が指定を受けＮＩＥの効果的な実践研究に取り組んでおります。

これまでの具体的な実践例としましては、社会や国語の時間で「一人で新聞を読み切る活動」や、環境に関する記事を収集ファイルし活用する活動、朝の学級活動でその日の新聞から「今日のトピックス」を選び発表する活動など、多くの報告を受けております。

次に、県教育委員会での位置づけと今後の取り組みについてお答えいたします。

県教育委員会では、ＮＩＥの担当指導主事を配置し、各実践校の活動を支援するとともに、ＮＩＥ推進協議会が実施している「ＮＩＥ実践フォーラム」や「ＮＩＥワークショップ」の後援を行っているところであります。

今回改訂された学習指導要領では、小学校、中学校の国語で新聞を読むことが盛り込まれており、新聞を学校教育に活用することは読む能力を育て、読解力を高めるためにも大切なことであります。

今後ともＮＩＥ推進協議会と連携を図りながらＮＩＥを奨励していきたいと考えております。

次に、沖縄盲学校の特別支援学校への移行問題についての御質問で、沖縄盲学校の関係者との話し合いについてお答えいたします。

学校教育法が改正施行され、従来の盲・聾・養護学校は、複数の障害種に対応した教育を行うことができる特別支援学校制度へと改められました。

県教育委員会としましては、特別支援学校を整備する場合には、障害種ごとの教育課程や学級編制及び障害の特性に応じた教室等の区分により、専門性の維持及び安全性の確保に努めることを説明しております。現在、沖縄盲学校の保護者等へ敷地面積等も考慮した校舎配置図などを示し意見交換を行っておりますが、

安全性の確保への懸念が払拭できない場合には、計画の見直しもあり得るものと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村　未央さん　それでは再質問を行います。

まず１点目の不発弾についてでございます。

不発弾の原因は明らか、しかし責任は明確にしない。国が見舞金という第三者的な言い方にこだわるのは、金の問題というよりは戦争の本質を問われることになるのではないか。その本質に迫れば戦争によって負った国民の被害、はかり知れない実態、国家と国民の関係に向き合わざるを得なくなる。いずれにせよ、ほかの国々ではいわゆる戦勝国と呼ばれる国でも敗戦国と呼ばれる国でも――ドイツ、イギリス、フランス、アメリカ等々ですが――国家賠償を明確にし、あらゆる戦争被害者、その被害が偶発的なものであってもそこに居合わせたというだけで一般国民はもとより、外国籍を有している人であっても被害の補償がなされている実態があります。

そこで伺いますが、不発弾被害は過去の話ではなく、今も起こり得る進行形の問題です。その対策処理を国において全面的に行うことを定める法の制定を政府また国会に働きかけるべきではないでしょうか。近く総理の来県もあるようですが、知事の見解を伺います。

また10億円の基金を創設されるということでありますが、沖縄に今残る不発弾2300トン、あと70年かかると言われています。この10億円というのはどういった意味を持つ額なんでしょうか。つまりこの2300トン、70年かかると言われるその事前探査等に十分な額なのか。あるいはただ単に当面の分としての額なのか、その辺についても根拠をお尋ねいたしたいと思います。

それから病院事業について。

やはり今両者の見解がかみ合っているのかどうなのかというところはよく答弁ではわかりにくかったわけですけれども、具体的にお尋ねをいたしますが、例えば病院事業局の改善計画によって計画どおり黒字化が達成された場合には独法化の必要はなくなるのかお尋ねをいたします。

次３点目、財団法人のおきなわ女性財団の職員の解雇問題についてお尋ねをいたします。

今、部長は今回の解雇が指定管理者の導入によるものだというふうに説明をされました。今のこの女性財団の対応については、労働局から既に待ったがかかっている状況ではありませんか。今回の雇いどめが不当解雇に当たる可能性も排除できないとしてハローワークや財団ホームページに新職員の採用について募集要項を載せてはならないという、そういった指導がなされているのではないでしょうか。県の外郭団体にこういった労働局からの指導が入るというのは本当に恥ずかしい事態であるというふうに思います。知事は、県外までわざわざ出向いて民間企業に、また経営者協会に対しても派遣切り、雇いどめをしないよう要請しています。

なぜこれらが社会問題として大きく取り上げられて、企業にも厳しい目線が向けられているのか。期限つきの雇用であってもそれを解雇することがなぜいけないのか。それは単に人件費の抑制がねらいとなっている不当な雇いどめのケースが多発しているからにほかなりません。巧みに期限を区切って保険適用を免れる。業務に継続性があるにもかかわらず、正社員にしないでそういった脱法的手法が横行しているからだというふうに認識しています。

今回の解雇の対象とされた職員の実態はどうであるのか。Ａさんは８回更新の９年目、Ｂさん、Ｃさんは６回更新の７年目、Ｄさん、Ｆさんは４回更新の５年目であります。しかも、図書業務に携わる職員５人が全員嘱託。そしてその全員が当然図書館司書の有資格者であります。業務は当然「てぃるる」本来の業務であり、恒常的・継続的・専門的内容をしっかりと保有しております。

そこで伺います。

財団の規定では４条３項になりますか、職員のその身分の更新について、その更新の際には県と協議するものとするとの規定になっておりますが、どのような協議をされましたかお尋ねをいたします。

今回の雇いどめは不当であり、撤回すべきであると考えるが、いかがでしょうか。

続きまして、中城湾港の埋立事業に関する埋立免許との関連でお尋ねをいたしました。

先ほども申し上げましたとおり、埋め立ての直接の根拠になるのは市の計画ではなく、県の埋め立ての免許そのものです。そこで今回、市が計画を見直しをする。これは裏を返せば県が今持っている免許の内容はもはや通用しない、現状には合わない、将来性に疑問が生じているということの意思表示にほかならないわけです。そして２期工事については、市長の表明によれば断念であり、やらない可能性も高い。ならば、埋立免許の変更手続に当たっては面積や形状の変更も生じる可能性が出てきます。

伺いますが、免許の変更手続に入ったら事業は一た

ん中断されるのでしょうか。

それから、市の見直し、内容次第でその免許の変更手続も想定されるということは、県もみずからの埋立理由、こういった出願した内容等々、これについてはやはり見直しが必要であるという同じ認識に立っていると理解してよろしいでしょうか。

次に、ホームレスの対策については、これは県の対応は非常に遅いのではないかという懸念を持つものです。2007年、2008年ともに沖縄のホームレスの数というのは全国11位でありますが、大都市圏に続く上位です。しかも、そのふえ方が異常。つまりはほかの県ではほとんどが減少傾向にあるにもかかわらず、沖縄は実数で全国一位であります。そういった中で、県はまだその計画をつくるかどうかその方針も定かではないということですが、急ぐ必要があるのではないでしょうか。

それからアルコールとギャンブル等の依存症の問題。

これについても増加傾向が見られます。しかも、先ほどのホームレスとの関係においても、実は西原の方にあるホームレスの自立支援施設、民間では沖縄県内で唯一無条件で最大規模の施設になっていて、とうにもう定員の２倍を超える今現在107人の方々がそこにいらっしゃるということですが、そのホームレスになった主な理由の中で、ギャンブル依存症、アルコール依存症、そして失業、派遣切り、こういったところが大きな理由の中に数多く出てきております。そのような今総合的な対策が、ホームレスにしてもまたこういった依存症の問題にしても取り組みが早急に求められると思いますが、関係機関等の協議会等を立ち上げるなど具体的な実態把握と取り組みについて必要があると思いますが、いかがでしょうか。

それから盲学校の件について。

これは教育長の答弁の中で、これまでも関係者との話し合いを大事にして強引に進めることはしないというふうな印象を持っておりますが、実際にその専門性については関係者が非常に気にされているところです。そういった一つのハードルを越えるということが非常にその専門性と大きくかかわる中ではいささかもこの教育の環境、そういったものを後退させるものではないということでしっかり取り組んでいらっしゃる、そういった考えなのか。もう一度決意も含めて伺いたいと思います。お願いいたします。

○議長（高嶺善伸君）　休憩いたします。

午後２時44分休憩

午後２時50分再開

○議長（高嶺善伸君）　再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　仲村議員の再質問に答弁させていただきますが、この不発弾関係についてですが、特にこの補償のありよう、あり方については、国に全面的に国の責任として補償をしっかりやれるような仕組みづくりを強く求めていきたいと思っておりますが、議員も御指摘のように、これはなかなか時間のかかる難しい部分がやっぱりないわけではありません。ですが、おっしゃったようにもし報道されているように、総理も３月にお見えになるのであれば、そういう場も含めてさらにこれはかなりよくこちらも準備をしてしっかりと国と議論をしながら進めていきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させてください。

○議長（高嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　不発弾基金の10億円の中身でございますが、当該基金の内容といたしましては、まず爆発事故の被災者や被害施設の復旧を支援するための費用、それから爆発事故の未然防止に関する事業の費用の財源に充てるための基金となっております。現在でも探査や処理の事業は別途事業化されております。

いずれにいたしましても、今後とも被害補償、それから探査及び処理事業等々にかかる費用については全額国庫負担等を求めて引き続き国に要請してまいりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　まず、依存症に関する状況についてお答えしたいと思います。

アルコールや薬物、ギャンブルなどの依存症問題に関しての地域における取り組みとしまして、沖縄県精神保健福祉センターにおきまして14年度からアディクション連絡会議を毎年度開催しております。同会議で、地域でアディクション問題にかかわる医療相談機関及び当事者、家族が一堂に会し、活動報告、事例検討会、情報交換会を行っておりまして、依存症に関する問題の背景・回復について理解すること、それから関係者のネットワークづくりを推進しているところであります。

続きまして、ホームレスの連絡協議会につきましては、今現在私たちがやっております相談事業の強化

と、それから協議会を実質的にはやっているんですけれども、協議会なりそれから方針なりを今後やっていきたいと考えております。

○議長（髙嶺善伸君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　知念　清君登壇〕

○病院事業局長（知念　清君）　県立病院事業の経営再建計画とあり方の基本構想との整合性についてお答えしたいと思います。

現在、病院事業は、地方公営企業法の全部適用下で運営されておりまして、病院事業局としてはその運営責任を負っている以上、局、本庁と病院現場が一致結束してこの経営再建計画を確実に実現する大きな責任があると考えております。

一方、県立病院の経営形態については、今後あり方検討部会からの答申を受けまして――まだ出ておりません。今後その答申が出ます――そして県としての最終的な方針が示されることになっております。経営形態の最終的な方針が示された場合は、同方針に沿った取り組みが進められることとなります。

以上であります。

○議長（髙嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　それでは、仲村議員の再質問にお答えをいたします。

沖縄盲学校の専門性を後退させないように、その維持確保についての決意を述べてほしいという御質問でございます。

現在、保護者等と意見交換を続けているところでございますが、その安全性の確保や専門性の維持が客観的に見て担保できないと判断した場合には計画の見直しもあり得ると考えておりまして、県教育委員会としましては、今後とも安全性や専門性の確保について保護者等との十分な意見交換を行うことで、不安や懸念の解消に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　再質問にお答えします。

まず１点目は、土地利用計画の見直しにより、手続中工事は中断をするのかという御質問でございます。

事業者は願書の土地利用計画に変更が生じた場合、免許権者より用途変更許可を受ける場合、土地利用の見直し中であることをもって当初の埋立免許の効力が失われるものとは考えておりません。用途変更許可までの期間において工事を進めることについて、当初出願により免許された出願事項に従い工事を進めることは、公有水面埋立法上問題ではないというふうに考えております。

それから、２点目でございます。

土地利用計画の見直しに係る県の認識についてという御質問でございます。

県としましては、現在沖縄市において進められている土地利用計画見直し作業については、現計画を検証するとともに、社会経済情勢の変化に対応し、より経済的合理性を高めるために行われるものと認識をしております。

今後とも地域のニーズに沿った土地利用が図られるよう、国とも連携しながら沖縄市に協力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　文化環境部長。

〔文化環境部長　知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君）　女性財団の件での再質問で、職員の身分の更新についての県の協議の件と、今回の解雇の件について一括してお答えさせていただきます。

協議につきましては、過去の更新の際には県との協議がなされ、その協議の際にその都度更新必要は認める、規定を守るよう努められたいという旨の県の回答をいたしております。

今回の財団の嘱託員につきましては、平成18年度からの男女共同参画センターの指定管理の際に、指定管理が終了する平成21年３月31日までと明記した労働条件通知書を、本人の合意のもとに交付しております。

また、今回の指定管理の指定の際は、他の団体と共同事業体を組んで新たな管理運営団体として職員を募集するとのことであり、その応募につきましては同財団の嘱託員も応募することが可能であるということで、現在７人が応募している状況ということでございます。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村　未央さん　今の財団の職員の解雇問題について、もう一度認識をお尋ねしたいんですね。

ＪＶで今回皆さんは新しい企業体としてそこの新規の社員になるから新しい契約なんだというふうにおっしゃる。実態は本当にそうですか。ＪＶの一方の当事者、そこはこれまでも出向で財団の職務に当たらせている。そして今後もその身分を保有しながら、そこの社員の出向として継続的に「てぃるる」の業務にかか

わるということになっています。

けれども一方の財団、ここは解雇をする。しかも７人の方がみずからあたかも喜んでそこに、契約に応募したかのようなことをおっしゃっていますが、何と言ったんですか、財団の方は。どうぞ新規に応募してください、別に皆さんを優先雇用するというわけではないですと、一般公募ですと。

今、非常にこの民間の雇いどめに合わせて公務の労働におけるこのような脱法的な任期付職員の対応・待遇、これについては非常に裁判でも問われて、こういった判例が出ております。１つ、東京地裁の判例を御紹介したいと思います。

原告は、13年11月にわたり13回の任用更新を受け、それなりに職場に愛着を持ちつつ勤務に励み、平成15年４月１日以降も任用更新されるものと信じていたところ、Ａ研究所においては既に平成11年末においてＸの15年３月31日をもっての任用終了方針を原則決定した。まして任期終了後におけるＸの再就職についても、あっせんはもちろん心配もした形跡がない。こういった事情のもとにおいては、本件任用更新拒絶は著しく正義に反し、社会通念上是認し得ないというべきである。よって任命権者が原告に対し任用の更新を拒絶することは信義則に反し許されないとして継続雇用を求める判決が出ております。

今回のこの「てぃるる」の業務、まさに業務は継続をし、しかもそれぞれの専門的なセクションで経験を積んでそのキャリアを重ねている職員であります。本当に残念に思えることは、今回のこの解雇が男女共同参画の理念をうたう、そういった女性の地位向上や社会参画を目指すという、女性行政のその現場で起きたことであります。解雇の対象となった職員は、全員女性です。昇級なし、期末手当なし、退職手当なし、年収200万円以下、これで９年も７年も６年もそれぞれ働き続けているんですね。

知事、県の労働行政というのは本当にこんなことでよいのでしょうか。しかも新規採用の身分置きかえに当たっては、月収が１万円下がるのに勤務日数はふえるという労働条件の悪化も伴います。雇用機会の均等とか機会の平等を図るとかいうことを先ほど部長はおっしゃっていましたが、本当にこのような低賃金で働く人たちを再生産することが雇用の機会の均等として正当でしょうか。今回の件について職員らの雇用継続を求めますが、ぜひとも知事の見解も含めて今回の対応、再考をお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午後３時５分休憩

午後３時９分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

文化環境部長。

〔文化環境部長　知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君）　お答えいたします。

状況については先ほど答弁したとおりでございます。

なお、２月12日に組合の方から労働委員会にあっせん申請を行ったという事実関係も承っておりますので、県としましては、４月から指定管理者制度を円滑に開始せんといかぬということと、もう一つは円満な労使関係が図られるよう、十分労働委員会のあっせん状況も注視しながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（髙嶺善伸君）　仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村　未央さん　今の問題につきましては、労働局には既に申請がなされ、労働委員会にも同じように申請がなされております。

今回の指定管理者のもとで起こったこういった不誠実な職員との関係、これが予算削減をもともと５％という一律の、毎年の５％の削減の中で、シーリングでひたすら予算を削減することが、すなわちそこで働く人たちの人件費にそのまましわ寄せをする。抑制をするためになっている今の指定管理者制度であれば、これは県民から理解が得られないものだと思います。

ぜひとも、知事の労働行政に対する深い見識、心から期待をいたしまして、今回の継続雇用、心から求めていきたいと思います。対応をよろしくお願いいたします。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午後３時12分休憩

午後３時13分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

瑞慶覧　功君。

〔瑞慶覧　功君登壇〕

○瑞慶覧　功君　皆さん、こんにちは。

社大・結の会、瑞慶覧功です。よろしくお願いします。

初めに、基地問題について質問をいたします。

在日米軍再編で負担軽減の名のもと、県外への訓練移転が2007年から始まっております。その一方で外来機がはるかに多く飛来し、爆音もますますひどくなるばかりである。「嘉手納飛行場に関する３市町連絡協議会」や議会は、Ｆ22戦闘機配備の中止、訓練の中

止、騒音防止協定の遵守を求め要請や抗議を行ってまいりました。しかしほとんど改善されておりません。

それでは伺います。

⑴、嘉手納基地爆音被害について。

ア、外来機が自由に飛来して訓練をしている。県は実態を把握しているか。

イ、タッチ・アンド・ゴー訓練で市街地上空で危険な飛行が頻繁に行われているが、県は実態を把握しているか。

ウ、頻繁に深夜・早朝の飛行が行われ、騒音防止協定が形骸化している。県は実態を把握しているか。

エ、上記のア、イ、ウの質問についてどのように認識し対応してきたか問う。

オ、昨年、防衛省沖縄局はコンター見直し作業を行っている。調査報告の内示はいつになるのか。

次に⑵、嘉手納ラプコン返還に向けての経緯とおくれの原因を伺う。

次に、昨年12月防衛局が中城村で普天間基地関連の航空機騒音調査をしたところ、騒音がひどくなっている。原因は嘉手納基地での飛行訓練が増加したことにあると言われています。浜田村長は、基地のない村で基地被害が発生しているとして抗議の方針を示しております。

⑶、普天間基地の中城村における航空機騒音について県の認識と対応を伺う。

次に、去る２月５日、北谷町玉上の民家に基地内から投石がありました。窓ガラスが割られる事件でありましたが、犯人は11歳と12歳の米軍人の息子たちでした。ゲームのつもりであったとのことですが、一歩間違えれば大けがをする危険な行為でした。被害に遭った奥さんは、10年以上前から投石被害はあったと。しかし、警察ざたになるとその子がかわいそうだという思いでこれまで我慢してきたそうです。

町議会では16日に抗議決議と意見書を全会一致で可決し、19日には米軍など関係機関に抗議要請を行っております。

伺います。

⑷、北谷町玉上の民家への米軍人子息による投石事件について、県の認識と対応を問う。

２、不発弾問題について伺います。

⑴、不発弾の処理、補償は「国の責任である」が沖縄県民の総意と思います。見解を問います。

県知事を初め、県内すべての政党・会派そして市町村長が同じ思いであるにもかかわらず、仲里副知事は２月９日の議案説明会で、見舞金であれ損害を全額補てんできるのなら、実質を考えて不発弾等対策安全基金を受け入れる考えを示唆しました。また、法律で議論すると否定される可能性があり、実質的な国の責任をどう引っ張り出すかだとも言っておりました。つまり、金さえ出せば国の責任を問わないでいいと言っているようなものです。これでは県民は絶対に納得しません。誇りも失われます。

ある政府関係者が言ったとされる、米軍製と見られるから国の責任は問えないとか、国の戦争責任として補償するという論法になったらアウトのコメントと全く同じ意見じゃないですか。残された手段は、国家賠償法に基づく損害賠償訴訟だけというのならやっていこうではないですか。

そこで伺います。

⑵、国は責任を認めておりません。沖縄県民の尊厳をかけて国の責任を問う裁判を起こすべきだと思いますが、知事の見解を問う。

３、労働問題について。

労働者の雇いどめや首切りのあらしが吹き荒れ、失業問題、特に本土への出稼ぎが多い沖縄県にとってはより深刻です。このようなときこそ、これまでも雇用対策の一環として大きな役割を果たしてきた職業訓練校のより一層の充実強化が求められます。にもかかわらず、そこで働く講師の約40％以上が非常勤で、厚生年金や健康保険にも入れないような劣悪な労働条件を強いられています。指導する立場の講師の生活が不安定ではよい指導ができるとは思えません。

そこで伺います。

⑴、雇用・能力開発機構の職業能力開発機能の改廃についての見解は。

⑵、沖縄県立職業能力開発校の非常勤講師の労働条件改善について伺います。

ア、安定した雇用関係を確立するため、非常勤講師設置規程第４条第２項及び第３項を削除するべきだと思うがどうか。

イ、訓練生の夏休みなどの期間中における勤務の必要性を認めるべきだと思うがどうか。

ウ、非常勤講師を厚生年金・健康保険に加入させるべきだと思うがどうか。

⑶、協同労働法制化の動きについて見解を問います。

⑷、本土企業での県出身者の失業者の実態と対策については、重複しておりますので割愛をします。

次に、昨年８月、ブラジル・アルゼンチン沖縄県人移民100周年記念祭典が盛大に催されました。海外で頑張る同胞の皆さんと固いきずなを一層深めてまいりました。多くの同胞が日本へ出稼ぎに来ております。

マスコミ報道によりますと、３月までに約80％が職を失うだろうと言われておりました。海外移民の比率から見ますと、そのうちの10％以上が県系人ではないかと心が痛みます。

伺います。

⑸、国内における外国からの出稼ぎ県系人の国別人数の実態を把握しているか。

これは、昨日の当銘議員の質問と重複しますが、観光商工部長の答弁で県系人の把握は困難とありました。しかし、ぜひ各国の県人会と連携を図って調査をしていただきたいがどうか。

４、次に福祉行政について伺います。

⑴、乳幼児・重度心身障害者の医療費の有料化問題について。

ア、県は２月３日に障害者団体の要請を受けている。要請内容と見解を問う。

イ、県はあくまで延期を強調していますが、関係機関や団体との協議説明が不十分ではなかったか見解を問う。

⑵、中城村の保育料３人目からの無料化、嘉手納町の後期高齢者医療の保険料助成等自治体の独自施策について見解を問う。

⑶、県内のホームレスの実態とその対策を問う。これも重複しますので割愛をします。

次に、支給目的や対象があいまいで二転三転し、多くの物議を醸し出した定額給付金問題は、結果的には麻生政権の支持率を下げる大きな要因となりました。

⑷、定額給付金を福祉や医療関係機関に寄附したいと考えている議員の皆さんもいらっしゃると思いますが、議員の寄附行為禁止等との関係を問う。

５、産業振興について。

⑴、北中城村美崎海岸の養殖アーサ不作について。

県内総生産の50％を占めてきた北中城村のアーサ養殖が、ことしは生育が悪く例年の３分の１しか育ってないとのことです。泡瀬干潟の工事が近くで行われており、工事が原因ではないかと危惧されております。

北中城村のアーサは、一昨年養殖拠点産地として県から認定され、村も生産高を上げて学校給食はもとより加工品開発の向上を図り、お菓子などの特産品開発を進めていきたいと新垣村長も張り切っておりました。昨年は順調に収穫量も推移しましたが、ことしは壊滅的な不作に見舞われております。

伺います。

ア、アーサ養殖の経営実態（過去10年）とことしの収穫量の予想は。

私のような素人から見ますと、北中城村の渡口、熱田の干潟まで泡瀬干潟と一体に見えます。総合事務局の説明によりますと、貴重種とされるトカゲハゼの生息は、沖縄市の比屋根地域干潟より北中城村の渡口干潟の方に多く見られるとのことでした。つまり、北中城村側でも動植物の生態調査は行われているのに、潮流などの環境調査は行われていません。

伺います。

イ、泡瀬干潟の範囲は、学術的に美崎海岸は含まれないのか。

ウ、隣接しているのに、なぜ北中城村側は環境調査が行われてこなかったのか。19日の新里議員の質問に対し土建部長は、工事の影響について否定的な答弁をなさいましたが、不作の原因については調査を検討したいとの答弁でした。いま一度伺います。

エ、埋め立ての影響がないとするなら環境調査を行い立証する必要があると思うが、見解を問う。

６、国際交流について。

空手は、中国の影響も受けつつ沖縄において確立された武道です。世界で沖縄については知らなくても空手については多くの人が知っています。ことし、沖縄で世界大会が開催されることは大変意義あることだと思います。その概要説明は、先ほどと重複しておりますので割愛します。

昨年のブラジル・アルゼンチン沖縄県人移民100周年記念事業を支えてきたのが二世・三世の県費留学生のＯＢ、ＯＧの皆さんでした。９月の議会で、私の海外移住者子弟留学生の受け入れ人数が近年減少の一途をたどっているのでふやしていただきたいとの質問に対し、知事から前向きな答弁をいただきました。

伺います。

⑵、海外移住者子弟留学生の2009年度の受け入れ人数は。

先月の１月18日から23日までの日程で、経済労働委員会の海外視察で中国に行ってまいりました。視察事項は、農産物の流通とブランド品確立の実態、上海・香港の都市部ではＩＴ産業の企業誘致策と人材育成並びに県産品の需要動向、販路拡大の取り組みについてでした。ハードな日程ではありましたが、玉城ノブ子委員長を団長にとても有意義な視察ができたと思います。事務局政務調査課の職員並びに県の上海・香港の職員の皆さんに大変お世話になりました。この場をかりて副団長といたしましてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、代表質問でもありましたが、この四、五年で中国からの観光客が大幅にふえています。金融危機、円高などで１月には1000人以上のキャンセルがあり、

県内の雇用にも影響を与えたようですが、中国からの観光客は受け入れの緩和策により今後期待がされるところです。中国から修学旅行が来るようになれば本物だと思います。

近くて遠い国と言われた中国が大きく変わってきました。昨年は北京オリンピック、来年は万国博覧会が上海で開催されます。国際的感覚を養うには、より早いうちから視野を広めることが大事です。

伺います。

⑶、国際交流と人材育成を図るために、中学・高校生の修学旅行などを上海・香港へ奨励してはどうか。

７、沖縄国際映画祭2009開催について。

来る３月19日から22日までの４日間、私の地元の北谷町で国際映画祭が開催されます。

伺います。

⑴、映画祭の企画、概要と内容について。

⑵、県外からの来沖関係者数と一般客の予想人数について。

８、我が会派の代表質問との関連について伺います。

グアム移転協定についての質問に対して知事や公室長は、反対する理由がないと答弁をしております。果たしてそうでしょうか。

新聞社のアンケートによりますと、県議会議員の60%、市町村長の半数以上が評価していません。評価できない理由として、グアム移転と普天間飛行場の移設がパッケージになっていることや、地元の頭越しでの協定などが挙がっています。このアンケートの結果から見ても反対する理由は大いにあると私は思います。アンケート結果について知事の見解を求めます。

よろしくお願いします。

○議長（髙嶺善伸君）　ただいまの瑞慶覧功君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合上休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後３時29分休憩

午後３時53分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

休憩前の瑞慶覧功君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　瑞慶覧議員の御質問に答弁させていただきます。

第１に、不発弾問題に関する御質問の中で、不発弾処理と補償に係る国の責任についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、国は戦後処理の一環として、沖縄県の不発弾対策に取り組んでいく責任があると考えております。

このような観点に立ち、不発弾の爆発事故による被害補償、不発弾等処理及び磁気探査の全額国庫負担等につきましては、引き続き市町村等と連携を図りながら、国に要請をしてまいりたいと考えております。

次に、国際交流に係る御質問の中で、海外移住者子弟留学生の受け入れに係る御質問にお答えいたします。

海外移住者子弟を県内大学等に就学させ、沖縄県と移住先国とのかけ橋となる人材を育成することは、相互の発展に有益であることから、2009年度の海外移住者子弟留学生の受け入れ人数は、前年度の７名に２名を増員し９名を予定いたしております。

次に、沖縄国際映画祭2009開催についての御質問にお答えいたします。

映画祭の企画、概要と内容に関する御質問にお答えいたします。

沖縄国際映画祭2009は、北谷町アメリカンビレッジを会場に３月19日から22日までの４日間にわたり開催される予定です。

吉本興業を主体としました実行委員会が主催をし、「ラフ＆ピース」笑いと平和という沖縄にふさわしいテーマを掲げております。

国内外から厳選されました新作のコメディー映画や、日本初公開となる大型作品のほか、吉本芸人監督の多くの作品が上映される予定です。さらには、会場周辺でのお笑いライブなど地域が笑いに包まれる多彩なイベントが催されます。多くの県民の皆様が参加されることを期待いたしているところでございます。

それから、グアム移転等々に係るこのアンケート結果についての知事意見いかんという御趣旨の御質問にお答えしたいと思うんですが、答えられたいろんな方がそれぞれいろんな御意向と御意見を持っておられると思います。その点について私がどうこう申し上げることは難しいんですが、ただ私としましては普天間飛行場の危険性を一日でも早く除去するため、さらに沖縄における基地の負担の軽減、特にグアムへの海兵隊8000人の移転とか、嘉手納より南の基地の返還という基地の整理縮小にも役に立つことは既に決まっていたことを確実に協定の形にした、再確認をしたというふうに理解をいたしているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　まず嘉手納飛行場への外来機の飛来についての御質問にお答えします。

県は、今般のＦ22戦闘機の臨時展開など、米軍等から情報提供のある場合を除き、外来機の飛行回数や機数等については把握しておりません。

次に、市街地上空での飛行についてお答えします。

県は、嘉手納飛行場における米軍の飛行訓練等の運用状況については、日ごろより周辺市町と連携を図りながら、その実態の把握に努めているところであり、タッチ・アンド・ゴー等の訓練が行われていることは承知しております。

次に、深夜・早朝の飛行についてお答えします。

県としては、嘉手納飛行場の周辺地域においては、依然として環境基準を超える騒音が発生しており、また、深夜・早朝の航空機の離着陸が行われたことは承知しております。

嘉手納飛行場における爆音被害についてお答えします。

米軍は、航空機騒音規制措置を遵守しているとしておりますが、県としては、嘉手納飛行場周辺地域においては、騒音防止効果が明確にあらわれていない状況にあると考えており、これまで軍転協など関係機関と連携して、米軍を初め日米両政府に対し、航空機騒音の軽減を図るよう強く求めてきたところであります。

嘉手納飛行場の騒音コンターの見直しについてお答えします。

沖縄防衛局によると、嘉手納飛行場周辺における住宅防音工事助成対象区域（第一種区域）を見直すための調査については、米軍再編に伴う一部訓練移転の影響もあることから、引き続き調査を行うとのことであります。

次に、嘉手納ラプコンについてお答えします。

嘉手納飛行場及び那覇空港等の進入管制業務、いわゆる嘉手納ラプコンの返還については、平成16年12月に開催された日米合同委員会において具体的計画が合意され、おおむね３年後の空域の移管を目指しておりました。しかし、日本側航空管制官の訓練の進捗が当初予定よりおくれていることにより、平成20年１月の日米合同委員会において、平成21年度末に移管を完了することが合意されたところであります。

中城村における航空機騒音についてお答えします。

中城村においては、沖縄防衛局が同村登又及び南上原の２カ所に測定機器を設置し、航空機の騒音測定を実施しております。測定の結果、同村内においては、普天間飛行場を離発着する航空機による騒音が発生しているものと承知しております。

県としては、軍転協など関係機関と連携を図りながら、日米両政府に対して、航空機騒音の軽減を図るよう、働きかけていきたいと考えております。

次に、投石事件への県の認識等についてお答えします。

このような事件は、地域住民の生活に不安を与えるものであり、遺憾であります。県は、事件の発生情報を受けた当日、現地に職員を派遣し、被害関係者から直接話を伺うなど状況を確認するとともに、沖縄防衛局から情報収集を行っております。

次に、不発弾問題で国の責任を問う裁判についてお答えします。

先月、知事が総理大臣や関係大臣に対して行った要請を受けて、今月の10日に佐藤沖縄担当大臣から「沖縄県不発弾等対策安全基金の創設」が発表されました。

県は、今回の国の速やかな対応により「基金創設」が決定され、被災者支援の取り組みが開始されたことは一歩前進と考えております。また、麻生総理大臣が今国会の答弁において、不発弾対策については、戦後処理の一環として国が責任を持つ旨の答弁もなされております。県は、今回の国の対応について一定の評価をしているところであります。

国の責任を問う裁判をすることは、考えておりません。

以上です。

○議長（高嶺善伸君）　観光商工部長。

〔観光商工部長　仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君）　労働問題に関する御質問の中で、雇用・能力開発機構の改廃についてお答えします。

独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止に伴い、職業能力開発業務は独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に移管することが閣議決定され、その中で「国の責任において職業訓練を行う組織とする。」ことが示されております。

県としては、職業訓練は今後も国の責任において行われることが確認され、雇用対策のみならず、国の産業政策・中小企業政策等との連携を強化した職業訓練が行われるものと期待しております。

次に、非常勤講師設置規程の見直しについてお答えします。

沖縄県では、嘱託員の委嘱期間は１年以内とし、更新は２回を限度することを統一的な方針として定めております。沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規

程は、同方針に沿った規程であることから、委嘱期間、更新回数を規定した第４条第２項及び第３項を削除することは困難であると考えます。

次に、夏休み等の期間中における勤務についてお答えします。

職業能力開発校の非常勤講師の職務は、職業訓練を行うことであり、その報酬は受け持った講義時間数に対して支払われるものであります。したがって、講義時間のない夏休み等の期間中においては、特別の場合を除き、勤務の必要性はないものと考えております。

次に、厚生年金等への加入についてお答えします。

社会保険の適用基準となる労働時間は、通常の就労者における労働時間のおおむね４分の３以上ですが、職業能力開発校の非常勤講師の講義時間数は適用基準を満たしていないことから、厚生年金、健康保険に加入させることは困難であると考えております。

次に、「協同労働」法制化の動きについてお答えします。

「協同労働の協同組合」は同組合に参加する人が、協同で出資・経営・労働することにより、みずから働く場を創出することができ、高齢者、フリーター、ワーキングプアが働くための受け皿となることが期待されております。

県としては、今後の法制化の動向を見守りたいと考えております。

次に、出稼ぎ県系人及びその家族の実態についてお答えします。

入国管理局によりますと、日系人の在留資格の審査では、戸籍や出生証明書等により審査されますが、その郷里については審査していないとのことです。

また、沖縄労働局によりますと、外国人労働者の雇用状況の届け出では、日系人であることやその郷里については報告を求めていないとのことです。そのため、県系人労働者やその家族の実態について把握することは困難でありますが、引き続き海外県人会、県外事務所等を通じ情報収集に努めてまいりたいと思っております。

次に、沖縄国際映画祭2009開催に関する御質問の中で、沖縄国際映画祭2009の観客数についてお答えします。

沖縄国際映画祭には、中国、香港、韓国などアジア諸国を中心とした海外映画界関係者のほか、国内からのタレント、メディア関係者等を含めて約1000名が招待される予定となっております。

県内も含めた４日間の総観客数は、約７万5000人を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　福祉行政についての御質問の中の、障害者団体からの要請内容と県の見解についてにお答えいたします。

障害者団体からの要請内容は、１、県単医療費助成制度の見直しの取りやめ、２、重度心身障害者医療費助成制度の継続及び拡充、３、医療費助成事業補助交付要綱の条例化であります。

県としましては、同制度の継続を図る観点から見直しは避けられないものと考えており、事業主体である市町村や関係団体等との意見交換を行いながら、見直しについて検討していきたいと考えております。

続きまして、関係機関や団体への説明に対する見解についてにお答えいたします。

県におきましては、平成20年11月から市町村、県議会及び関係団体に対し説明を行ってまいりました。その中で、県議会や関係団体から見直しに対する厳しい意見が出されたこと、また、この間の経済状況の悪化に伴い県民を取り巻く社会環境が厳しくなったことから、見直しの実施を当面延期することとしたものであります。

しかしながら、同制度の継続的な運営について厳しい状況は変わらないことから、引き続き関係団体等との意見交換を行いながら検討していきたいと考えております。

続きまして、保育料の無料化など自治体の独自施策についてにお答えいたします。

市町村におきましては、より地域に密着した行政機関として、保育料の無料化などそれぞれの実情やニーズに応じた子育て支援が可能と考えており、県としましてはこうした取り組みに期待したいと考えております。

続きまして、後期高齢者医療制度における自治体の独自施策についてにお答えいたします。

後期高齢者医療制度につきましては、国の制度として、すべての高齢者に公平に負担をしていただくことを基本としております。

医療保険制度における自治体独自の施策につきましては、自治体それぞれの財政を含む状況により創設されるものと考えております。

なお、同制度につきましては、施行後の改善が進められており、保険料につきましては、低所得者に対し均等割部分の９割軽減が創設されるなど、国民健康保険に比べて手厚い軽減策が図られたところでありま

す。
　以上でございます。
○議長（髙嶺善伸君）　選挙管理委員会委員長。
〔選挙管理委員会委員長　阿波連本伸君登壇〕
○選挙管理委員会委員長（阿波連本伸君）　定額給付金の寄附と寄附の禁止規定との関係についてお答えいたします。
　公職選挙法第199条の２、その第１項の規定に基づき、公職にある者は、いかなる名義をもってするを問わず、選挙区内にある者に対し、寄附をすることは禁止されております。
　したがいまして、議員が定額給付金を一たん受け取った後、これを選挙区内にある個人または団体に対して寄附することは、福祉や慈善を目的とするものであっても、同法の禁止する寄附に該当することとなります。
　以上です。
○議長（髙嶺善伸君）　農林水産部長。
〔農林水産部長　護得久友子さん登壇〕
○農林水産部長（護得久友子さん）　産業振興についての御質問で、北中城村のアーサ養殖についてにお答えいたします。
　北中城村における過去10年間のアーサの養殖生産量は年間で50トンから70トンで、生産額は1100万円から2600万円となっております。
　平成21年の生産量は、北中城村及び地元漁協によりますと、昨年の半分の26トン程度と予想しているとのことであります。
　以上でございます。
○議長（髙嶺善伸君）　土木建築部長。
〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕
○土木建築部長（漢那政弘君）　産業振興についての御質問の中の、泡瀬干潟の範囲についてお答えします。
　泡瀬干潟の範囲については、学術的な定義をされたものはありませんが、事業者である国及び県としましては、泡瀬岬周辺から奥武岬周辺までの範囲を泡瀬干潟と考えております。
　続きまして、北中城村側で環境調査が行われていない理由についてお答えします。
　泡瀬地区埋立事業の実施に当たっては、国において工事が周辺環境に与える影響を監視するための環境調査を行っており、埋立計画地とアーサ養殖場の間に位置する奥武岬沖において定期的に水質調査を実施しております。
　当該調査結果によると、工事に起因する濁りの発生は確認されていないことから、これまでの北中城村側における調査は行われておりません。
　続きまして、環境調査の必要性についてお答えします。
　泡瀬地区埋立工事に当たっては、濁りの流出を防止するため、汚濁防止膜を二重に展張しており、また、工事による影響を監視するため、汚濁防止膜の内側と外側及び埋立地周辺において水質調査を定期的に実施しております。
　これまでの調査結果によると、工事現場からの濁りの流出は確認されていないことから、北中城村の養殖アーサ不作と工事の因果関係はないものと考えておりますが、今後、北中城村側の環境調査について国と調整をして検討していきたいと考えております。
　以上でございます。
○議長（髙嶺善伸君）　教育長。
〔教育長　仲村守和君登壇〕
○教育長（仲村守和君）　国際交流についての御質問で、修学旅行を上海・香港へ奨励することについてお答えいたします。
　学校における修学旅行は、自然や文化などに親しむとともに、集団における規律や秩序を守る態度を育成すること等を目的とし、各学校の特色や実態に応じて実施されております。
　本県の公立中学校においては、保護者の経済的負担を考慮し、修学旅行先は九州の範囲内としております。
　県立高等学校におきましては、平成20年度11校が海外への修学旅行を計画・実施し、そのうち１校が上海、２校が香港を訪問先としております。
　本県の高校生が近隣のアジア諸国の文化に触れ、交流を深めることは有意義なことと考えております。
　以上でございます。
○議長（髙嶺善伸君）　瑞慶覧　功君。
〔瑞慶覧　功君登壇〕
○瑞慶覧　功君　再質問を行います。
　基地問題について。
　北谷町では、２月15日の深夜に乗用車のフロントガラスが割られる事件が発生しました。知事は、アメリカ訪問でちゃんと要請されたんでしょうか。事故は続いております。知事が訪米要請して変わった、よくなったと目に見える形で成果を出すことが問われていると思います。
　知事や公室長は、いつも粘り強く要請していくと言っておりますが、これまでのやり方では何度訪米しても変わるとは思えません。次に訪米するのであれ

ば、県民大会を開催し、もっと強い気持ちで要請ではなく抗議に行くべきではないでしょうか、見解を伺います。

２番目に、不発弾問題について。

不発弾問題は、歴史教科書検定の「意見書撤回」問題同様、県民の総意として絶対に譲ることができない問題だと思います。知事が先頭に立って、せめて県民大会を開催し、政府に本気で抗議する姿勢を見せる知事としての役目があるのではないでしょうか、見解を伺います。

次に、労働問題について。

沖縄県立職業能力開発校の非常勤講師の労働条件改善についてですが、労働者は機械や道具ではないんですから、もう少し人間らしい対応をしていただきたい。あしき規程は見直す必要があると思います。この問題は、また委員会の方で審議していきたいと思います。

次に、命にかかわる福祉、住民に元気を与える施策が中城村・嘉手納町でありましたけれども、そのほかの自治体で独自の福祉の取り組みがあれば紹介していただきたいと思います。

次に、産業振興について。

北中城村美崎海岸の養殖アーサ不作について。

調べによりますと、すぐ近場に養殖場があるのにもかかわらず、北中城村域は消滅区域、あるいは制限区域に入っていない。つまり、事業の事前補償の対象からも外されており、そのために環境調査が行われなかったのだと思います。私は、過去の補償についてあれこれ言うつもりはございませんが、今後アーサの生産を続けていけるのかが問題です。生産者にとってはまさに死活問題です。農林水産部長も原因不明で片づけないで、率先して一緒になって改善していってほしいと思います。

最後に、2009年開催の国際映画祭、ぜひ多くの皆さんが見にきていただきたいと思います。そうすることで次回につながりますし、結果として県全体の経済効果に寄与すると思います。

それでは、グスーヨー、カンナジ　イメンセーチ　キミソーリ。ユタシク　ウニゲーサビラ。

そして知事、留学生の増員ありがとうございました。

終わります。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午後４時22分休憩

午後４時24分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　瑞慶覧議員の再質問にお答えしたいと思いますが、まず第１の、また車のガラスが破られたということ。アメリカに要請に行くのではなくて、県民大会を開いてもっと強いやり方でやったらどうか。県民大会を開くのが適当かどうかはちょっとさておきましても、確かに粘り強く訴えていってはおりますが、何か工夫が要ると思います。むしろ議会とよく相談しながら、効果の出る戦術というか方法は工夫の必要があると私どもも考えているところです。ぜひまたいろんなお知恵をいただきたいと思います。

第２の同じく県民大会を開いて――これ不発弾の件ですね――本気で取り組んだらどうかという、私は本気で取り組んでいるつもりではあるんですが、ただ今回の場合は総理もかなり素早い対応と指示をしていただいたおかげで、あの基金を積むというのは一定の評価をすべきだろうと私は思います。それを踏まえて、さらにこれからいろんな形で、特に県選出の国会の先生方、与野党たくさんおられますし、この不発弾対策、特に補償の仕組みをつくれるかについてはいろいろ御相談しながら、これも成果が出るように頑張ってまいりたいと考えております。

その他につきましては、部局長等から答弁させてください。

○議長（髙嶺善伸君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　福祉関係で、横出しそれから上乗せ等の事業を実施している市町村とおっしゃっていたんですけれども、たくさんあるんですが、まず南城市の保育料の関係で３人目の無料とかですね、そういう事業をなさっております。それから、医療費助成制度におきましても、年齢の拡充だとかそれから対象の拡大だとか、そういう事業を実施しておりますが、今手元にまとまっておりませんので、また後ほど御案内したいと思います。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午後４時27分休憩

午後４時28分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘　純恵さん　こんにちは。

日本共産党の西銘純恵です。

２月17日のグアム協定は、辺野古に普天間基地にかわる新基地を建設して永久化していくことを沖縄県民

の反対の声を無視して頭越しに決めています。アメリカの領土内に米軍基地を建設するのに日本国民の税金で負担し、米軍再編全体で約３兆円をつぎ込むことは前代未聞の暴挙であります。

麻生政権は、「100年に一度の経済危機」だと言いながら、国民の命と暮らしを守るどころか、大量首切りや社会保障費削減などによって脅かし、消費税の増税まで打ち出しています。

アメリカの世界戦略のために、日本国民の税金を投入することは絶対に許されません。

国政、県政に問われているのは、大企業中心、アメリカ言いなりから県民の雇用、暮らし、福祉を最優先にする政治への転換です。

それでは、生活福祉資金貸付制度の拡充について伺います。

⑴、生活福祉資金貸付は、2001年から離職者への貸し付けも可能となり、修学関連の貸し付けが９割と高いが、県民から借りたくても借り入れが困難との声があります。借りやすい制度への拡充が求められています。生活福祉資金の貸付予算額と貸付額、執行率はどうなっていますか。執行率が低いのは何が原因ですか。

⑵、雇用破壊や暮らしの不安が広がる中で、制度を県民に知らせて借りやすいものにしなければならないと思います。県民にどのようにして知らせていくのですか。

⑶、申請から決定までの期間が３カ月かかっています。遅過ぎるという苦情がありますがどうしてですか、理由をお尋ねします。

⑷、連帯保証人をやっとの思いで探し頼んで、借り入れの相談をしたが、資格条件がクリアできずに申請できなかったという事例があります。相談したが申請に至らなかった件数は何件ですか。連帯保証人としての具体的な資格条件はどうなっていますか。

⑸、平成２年８月14日の厚生事務次官通知の生活福祉資金貸付制度要綱第13によれば、修学資金などは、家族が連帯借受人になれば連帯保証人は必要ないと規定しています。ところが、実際の手続においては連帯保証人を要求されています。なぜですか。

⑹、雇用破壊や貧困が広がる今、県民の暮らしを支えるために、緊急経済対策の一環として生活福祉資金制度が生かされるべきです。生活福祉資金制度の足かせとなっている連帯保証人を廃止して、県民の暮らしを支えることが必要ではないでしょうか。

２、生活保護の拡充で県民の暮らしを守るために。

⑴、昨年末以来、派遣切りによって住居もお金もなく、路頭にほうり出される住民が急増しています。仕事がない、年金から介護保険料、後期高齢者保険料を天引きされたら生活費が足りないなどと県民の生活困窮が広がっています。生活保護は憲法25条の生存権を保障する制度であり、命を守る最後のセーフティネットです。生活保護の申請用紙を窓口に置き、生活保護を必要とする人が迅速に申請ができるように福祉事務所に徹底させることが必要です。

⑵、生活保護の申請者に対して相談と言ってあれこれの条件をつけて窓口で帰している実態があります。福祉事務所での相談件数と申請件数についてどうなっていますか。

⑶、生活保護は、就労して自立ができるようになったり、病気が治って職場復帰ができたときなどに廃止をします。生活保護が廃止となった件数を理由別にお尋ねします。

生活保護受給者に対する自立支援、就労指導はどのようになされていますか。辞退届けを強要されたとの声が寄せられていますが、辞退届け件数の推移はどうなっていますか。

３、高過ぎる国保税と国保証の取り上げで、県民の健康が脅かされています。国民健康保険問題について。

⑴、国保加入の世帯は何世帯ですか。滞納世帯、滞納率、短期証、資格証の世帯数についてお尋ねします。滞納率の推移はどうなっていますか。

⑵、国保証がなければ病院での医療費は10割負担です。国保証が手元にない未交付・窓口とめ置きの件数と割合について。

⑶、生活実情を無視した強制執行が行われています。ベビーチェアやトイレットペーパーホルダーなども差し押さえされて、インターネット公売にかけられています。強制執行の内容と件数について、請求金額に対する回収金額、回収にかけた人件費や物件の引き渡しなどにどれだけの経費がかけられたのでしょうか。

⑷、払いたくても払うことができない、高過ぎる国保税を引き下げるために、県は市町村国保に補助をすべきです。

⑸、国民健康保険法44条には、医療費を払えないときの減免について規定されています。同条による減免の実績はどうなっていますか。実施要綱をつくっている市町村の数と減免の実績について、実績がほとんどないのはなぜですか。同法44条を実効あるものにするにはどうしたらいいのか、その問題点と改善策について伺います。

⑹、18歳未満の子供のいる世帯から国保証を取り上げないこと、最低限子供には無条件で国保証を交付することが必要です。

⑺、高額貸付制度が国保税滞納者に適用されていない市町村があります。貸し付けられていない実態と理由について伺います。

⑻、国保税の滞納額を高額医療費の還付金や出産一時金から強制的に徴収している市町村があります。実情について伺います。

４、離島地域における福祉事業の安定化のためには、介護や看護職員等の専門職員の宿舎の確保が必要です。公営住宅や職員宿舎としての住宅の確保を図ることについて。

５、子供たちの成長と放課後の安全確保、父母の働く権利を保障する学童クラブの充実について。

⑴、学童クラブに対する支援は父母の切実な願いです。施設の設置、指導員の待遇改善など具体的な計画と取り組みについて。

⑵、学童クラブへの障害児の受け入れ、長時間の開設はますますニーズが高まっています。障害児加算と長時間開設加算を国の基準どおり予算措置をすることについて。

⑶、大規模学童クラブを適正規模に分離するための施設整備について、全国の分離のための取り組み状況と、沖縄県のこれまでの実績と今後の計画について。

⑷、「安心こども基金」による学童クラブへの支援策を実施すること。支援のための具体策について。

６、教育問題について。

⑴、学校給食費を支払えない家庭がふえています。値上げの動きにさらに父母の不安が広がっています。値上げを予定している市町村と、値上げ額について。政府の物価高騰に対する緊急対策で、学校給食費にかかる保護者負担の軽減に関する特別交付税措置がなされることになっています。現状はどうなっているのですか。値上げをやめさせるために県も助成をすべきではありませんか。

⑵、保護者や関係者から要望が出ている県立鏡が丘養護学校の校舎改築の計画について。とりわけ昼間でも暗い寄宿舎の改築を急ぐことについて。

⑶、公立小中校の特別支援教育について、特別支援学級は国の基準では８人以下で１クラスの設置となっています。県の設置基準はどうなっていますか。情緒学級の設置やヘルパーの配置などについて新年度の申請数に対して実施計画はどうなっていますか。

⑷、教職員の勤務実態等調査から教職員の多忙が明らかになりました。問題点と改善策について伺います。

７、カジノ調査のために毎年1000万円以上の予算をつぎ込んでいます。カジノは刑法で禁止されている賭博であり、麻薬、犯罪、売春の温床となっています。カジノ予算を削り、カジノ構想を断念すべきです。

８、米軍再編と軍港移設、那覇港港湾開発の諸問題について。

⑴、借金をして50億円で浦添市の西海岸埋め立ての本格的工事が始まろうとしています。サンゴや干潟を壊す自然破壊の軍港建設につながる埋め立てです。新軍港は牧港米軍補給基地と一体となって、機能が強化された最新鋭の海兵隊の攻撃出撃基地となり、牧港補給基地は返還できず永久化されかねません。新基地―軍港建設につながる埋め立てを中止させるべきではありませんか。

⑵、防衛省予算で、浦添軍港建設のためのボーリング調査などの３億円の予算が計上されていますが、その内容について説明を求めます。

⑶、西海岸の埋立工事現場に生息する絶滅危惧種のホソエガサ、天然記念物のオカヤドカリなどの保全策はどのようにとられていますか、説明を求めます。

⑷、県道港川線の道路建設のため、牧港補給基地の一部が返還されることになりました。道路建設のために一部返還が実現したのだから、自然を壊して臨港道路をつくるより、今ある牧港補給基地内の道路を開放させるか、共用道路にするのが現実的であり最良の対応策ではありませんか。

⑸、嘉手納基地の外来機やＦ15欠陥機が浦添の住宅地上空を飛行しています。米軍機はどんな機種でも、県内どこでも訓練でき、自由自在に飛行できるのですか。

以上です。

○議長（高嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　西銘議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第１点ですが、生活福祉資金貸付制度の御質問の中で、生活福祉資金制度の周知についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

低所得者の方々の自立促進を目的とします生活福祉資金につきましては、制度の一層のＰＲが必要であると考えております。現在、事業主体であります沖縄県社会福祉協議会におきましては、主な貸付種類ごとにパンフレットを作成をし、ハローワークや学校説明会での配布など、制度の周知に努めているところでございます。

沖縄県といたしましても、県社協、そして市町村社協と連携をして同制度のＰＲに努めてまいりたいと考えております。

生活保護の拡充に関連する御質問の中で、福祉事務所での生活保護の迅速な申請についてという御質問にお答えいたします。

生活保護制度では、生活に困窮する者がその利用し得る資産、稼働能力、収入等あらゆるものを利用してもなお最低限度の生活ができない場合に必要な保護が適用されます。

福祉事務所等では、申請意思がある方には申請書を交付して申請できるようにいたしております。福祉事務所等の窓口における対応につきましても、県といたしましては助言、そして指導をしているところでありますが、なお一層、懇切丁寧な対応をするよう指導してまいりたいと考えているところでございます。

次に、カジノに関する御質問の中で、カジノ予算とカジノ構想についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

カジノ・エンターテインメントは、導入により観光振興、地域の活性化、雇用の創出、税収の確保など、経済的波及効果の面で多くのメリットがあると言われております。国際観光におけるグローバル・スタンダードとなりつつあります。

一方、導入によりギャンブル依存症などの懸念される事項も想定されておりますことから、沖縄県におきましては、カジノ・エンターテイメント検討委員会を設置し、導入する場合の課題、対応策などを検討いたしているところでございます。

次年度におきましては、引き続き県民へのカジノ・エンターテインメントについての正確な情報の提供に努力いたしますとともに、日本におけるカジノ・エンターテインメントを導入するに当たりましては、法律の制定が前提となりますことから、その制定に向けて関係機関等とも連携をしながら取り組んでいきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　生活福祉資金貸付制度の拡充についての中の、生活福祉資金の貸付予算、貸付額及び執行率についてにお答えいたします。

平成19年度の生活福祉資金貸付は、予算額約３億8400万円に対して、貸付額は約１億4200万円で、執行率は37%であります。

平成17年度以降、執行率が50%を下回っておりますが、これは日本学生支援機構など他制度の利用がふえたこと等に伴って、最も需要の多い修学資金貸付が減少したことによるものと考えております。

続きまして、申し込みから貸し付け決定までの期間についてにお答えいたします。

生活福祉資金は、申し込みがなされた市町村社協を経由して県社協へ送付され、貸付審査等運営委員会の審査意見を踏まえた上で県社協が貸し付けを行っております。申し込み書類等が整っていれば、申し込みからおおむね約一、二カ月で貸付実行に至っております。

なお、緊急小口資金については、委員会審査や連帯保証人が不要であるため、申し込みから数日で貸付実行を行っております。

沖縄県といたしましては、今後とも県社協、市町村社協と連携の上、手続の迅速化に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、連帯保証人要件を満たせないために申請されなかった件数、連帯保証人の資格要件についてにお答えいたします。

生活福祉資金に関する県社協への相談件数は、毎年おおむね300件程度で推移しております。

申請に至らなかった理由としましては、連帯保証人がつけられない、対象世帯（低所得者）でないということと、多重債務者であった、税の滞納があるなどであるとのことですが、個別の件数については把握していないとのことであります。

県社協が定めている連帯保証人の資格要件は、１、原則として借受人と同一都道府県に居住し、その世帯の生活の安定に熱意を有する者、２、他の借受人または借入申込者の連帯保証人となっていない者、３、原則として低所得世帯の所得基準以上の世帯の者、４、原則として償還期限時までに60歳に達しない者となっております。

続きまして、生活福祉資金の連帯保証人についてに、関連しますので一括してお答えいたします。

生活福祉資金貸付制度要綱では、連帯保証人を立てることを原則とし、連帯借受人がいる場合などに例外的に立てないことができる旨を定めております。緊急小口資金を除いて連帯保証人を貸付要件としている理由は、制度維持には償還確保が重要であるとの考えに基づくものであります。このため、連帯保証人要件の廃止は困難であると考えております。

続きまして、生活保護の拡充で県民の暮らしを守ることについての御質問の中の、生活保護の相談件数と

申請件数についてにお答えいたします。

沖縄県の平成19年度の生活保護相談・面接件数は4449件、保護申請受理件数は2820件となっております。

福祉事務所等の窓口における対応につきましては、監査・研修会を通して県民の誤解を招くことがないよう、県としても助言・指導しているところでありますが、なお一層、懇切丁寧な対応をするよう指導してまいりたいと考えております。

続きまして、生活保護の廃止理由別件数についてにお答えいたします。

平成19年度の生活保護廃止の理由別件数は、主に「死亡」552世帯、「転出」279世帯、「働きによる収入の増加」87世帯等となっております。

続きまして、自立支援、就労指導及び辞退届け件数の推移についてにお答えいたします。

生活保護受給者に対する自立支援には、就労支援、健康管理支援、精神障害者等退院促進事業等があります。

福祉事務所等では、生活保護受給者の自立阻害要因の実情を把握して、ケースワーカー、就労促進指導員がハローワーク等の関係機関とも連携・協力した就労相談、就労意欲の喚起、ハローワークへの同行訪問により生活保護受給者の自立の実現に向けた就労支援に取り組んでおります。

また、保護廃止件数のうち辞退件数は、平成18年度218件、平成19年度242件、平成20年９月末47件となっております。

続きまして、国民健康保険についての御質問の中の、国保加入世帯数、滞納世帯数、滞納率、短期証、資格証の世帯数についてにお答えいたします。

平成20年６月１日現在における県内の市町村国保の世帯数は26万711世帯で、滞納世帯は４万9528世帯であります。滞納率は19.0%、短期被保険者証の交付世帯は２万6608世帯、被保険者資格証明書の交付世帯は332世帯となっております。

続きまして、国民健康保険被保険者証の未交付、窓口とめ置き件数と割合についてにお答えいたします。

平成20年12月１日現在の国民健康保険被保険者証の未交付の件数は9175件で、これらのうち窓口での未交付は8609件で、国保世帯数に占める未交付件数の割合は3.6%となっております。

なお、被保険者証が未交付の方につきましては、市町村では交付の手続をとるよう呼びかけております。

続きまして、市町村国保における強制執行の内容と件数、回収金額、回収にかけた人件費などの経費についてにお答えいたします。

平成19年度における本県の市町村国保における差し押さえ件数は2232件で、差し押さえ金額は約４億1900万円となっております。

なお、回収金額及び人件費等については、把握しておりません。

続きまして、国保税を引き下げるために市町村国保に補助をすることについてにお答えいたします。

国民健康保険制度は、制度に基づく国・県等の公費負担及び保険料等により保険者である市町村の責任により運営されるものであります。

なお、平成18年度における本県市町村国保の１人当たりの国民健康保険料調定額は５万5449円で、全国の８万2580円の67.1%となっております。

同じく国民健康保険についての御質問の中の、一部負担金の減免の実施要綱等についてにお答えいたします。

一部負担金減免の要綱等は20市町村で策定しており、平成19年度の実績は15件、139万6701円となっています。

実績の低い状況につきましては、一部負担金を保険者である市町村が負担した際の財源補てんがないことによる国保財政への懸念等が予想されますが、生活者保護の観点等も含め、保険者である市町村が判断することと考えます。

18歳未満の子供のいる世帯から国保証を取り上げないこと及び最低限子供には無条件で国保証を交付することについてにお答えいたします。

中学生以下の子供につきましては、資格証明書交付世帯であっても短期被保険者証を交付することが国民健康保険法の改正により来る４月から施行されることとなりました。

その他の資格証明書の交付につきましても、滞納実態及び家族状況等を踏まえ慎重な対応を行うよう今後とも周知してまいります。

高額療養費貸付制度が国保税滞納者に貸し付けられていない実態と理由についてにお答えいたします。

高額療養費貸付制度は、高額な医療費を支払うことが困難な場合、一部負担金の支払いに必要な資金を貸し付ける制度となっております。

市町村では、当該貸付制度において国保税滞納を理由に直ちに適用外とはしておらず、納付相談を行った上で事情をしんしゃくしながら貸し付けの可否を判断しているとのことであります。

高額医療費の還付金や出産育児一時金から滞納額を強制的に徴収している実情についてにお答えいたしま

す。

保険者は、国民健康保険料を滞納している世帯について、滞納の実態等を踏まえ保険給付の額から滞納している保険料に充当することができることとなっております。

したがいまして、お尋ねの件につきましては、保険者は実施することが可能となっております。

続きまして、離島地域における福祉事業についての御質問の中の、離島地域における看護師等宿舎の確保についてにお答えいたします。

県におきましては、国の「医療提供体制施設整備交付金交付要綱」に基づき看護師宿舎施設整備事業を実施し、離島地域を初め本県の医療提供体制の確保を図るために要する経費の一部を交付しております。

平成21年度は、竹富町立診療所の看護師宿舎の施設整備にかかる費用の一部を交付する予定であります。

なお、介護職員のための宿舎整備の補助制度はございません。しかし、離島地域においては介護職員など人材の確保が困難なことから、介護サービスの確保を図るための支援を今後とも国に対して要請していく考えであります。

続きまして、学童クラブについての御質問の中の、学童クラブの施設設置、指導員の待遇改善等についてにお答えいたします。

県においては、「沖縄県放課後児童クラブ運営ガイドライン」に沿った運営について、各市町村を通して調査等を実施し、改善の必要性について把握に努めてまいりたいと考えております。

クラブの施設設置の改善や指導員につきましても、この調査結果を踏まえて実施主体である市町村と連携し対応を検討してまいりたいと考えております。

同じく学童クラブ関連で、障害児受け入れ加算と長時間開設加算についてにお答えいたします。

県においては、放課後児童クラブの障害児受け入れ体制の強化を図るため、平成21年度予算において１クラブ当たり年額68万7000円を国の基準額142万1000円に引き上げることとしております。

しかしながら、長時間開設加算については、厳しい財政状況の中で据え置きとしております。

続きまして、大規模学童クラブの分割に伴う全国の施設整備の状況と県の実績等についてにお答えいたします。

本県における大規模放課後児童クラブの分割につきましては、これまで実績はありませんが、平成21年度予算において８カ所のクラブを予定しております。

今後とも、県教育委員会及び市町村と連携し、小学校の空き教室や児童館等を利用して適正な人数規模への移行促進に努めてまいりたいと考えております。

なお、全国の大規模クラブの分割に伴う施設整備の状況につきましては、把握しておりません。

続きまして、「安心こども基金」の支援策についてにお答えいたします。

「安心こども基金」につきましては、小学校の空き教室等を利用して放課後児童クラブの設置促進を図るものであります。

県としましては、県教育委員会及び市町村と連携し、積極的な活用を促進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　教育問題についての御質問で、学校給食費の値上げ等についてお答えいたします。

県教育委員会が今年２月に実施をしました学校給食費状況調査によりますと、平成21年度中に値上げの方針を示しているのが20市町村で、そのうち平成21年４月から値上げを決定しているのが９市町村となっており、小中学校とも月額200円から500円の値上げ幅となっております。

学校給食につきましては、学校給食法で設置者である市町村が主体となって実施し、食材費等は保護者が負担することと定められており、県による財政的支援は困難であると考えております。

今後とも各市町村及び県学校給食会等関係機関と連携して、学校給食用物資の安全・安心で低廉な安定供給に努めてまいります。

次に、鏡が丘養護学校の校舎及び寄宿舎の改築についてお答えいたします。

県教育委員会では、昭和56年度以前に建築された老朽化した学校建物については、順次改築を行っているところであります。

鏡が丘養護学校の校舎及び寄宿舎は、昭和57年４月以降に建築されており、今後、改装・改修の必要性について学校と調整していきたいと考えております。

県教育委員会としましては、快適で充実した学習環境を確保するため、今後とも教育施設の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、特別支援学級の設置基準等についてお答えいたします。

特別支援学級の設置につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法

律」や国の基準等に基づき対応しているところであります。

なお、新設の場合は原則として５人を下限としておりますが、５人未満での設置につきましても、地域の特別支援学級の設置状況、市町村教育委員会の特別支援学級設置計画、就学前の障害児児童数等を勘案しながら弾力的に措置することとしております。

ヘルパーなどの特別支援教育支援員の配置につきましては、平成21年１月現在、小学校317人、中学校72人、計389人で、昨年に比べ115人の増となっております。

また、公立小中学校における情緒障害学級につきましては、平成20年５月１日現在57学級の設置で、昨年度に比べ８学級の増となっております。

新年度の情緒障害学級等特別支援学級の設置につきましては、現在、市町村教育委員会の申請を受けて調整中であり、適切に対応してまいります。

次に、教員の勤務実態の改善策等についてお答えいたします。

昨年12月末に分析検討委員会から「教職員の勤務の実態や意識に関する調査」の分析結果の報告及び改善策についての提言を受けました。

その報告によりますと、ほとんどの教員が時間外業務を行っており、また過半数の教員が１時間以上の持ち帰り業務を行うなど、教員の時間外勤務が常態化している状況があります。

また、時間外業務の理由としましては、９割近くの教員が勤務時間内には時間がとれなかった、勤務時間内に処理できる業務量ではないと回答しており、業務に関して負担感を持っております。

県教育委員会としましては、教員の負担軽減の方策として提言を受けた教育委員会における業務の見直し、学校における改善策及び教職員みずからの改善策等の早期実施に向けて検討しているところであります。

なお、提言の中にある定時退校日、ノー部活動日の設定や報告書類の簡素化、会議の精選等については速やかに実施してまいります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　米軍再編と軍港移設、那覇港港湾開発についての御質問の中の、西海岸の埋め立ての中止についてお答えいたします。

浦添市西海岸の埋め立ては、那覇港港湾計画に基づき那覇港の機能向上を図るとともに、国道58号の交通渋滞の緩和に資する臨港道路用地や、市の経済発展に大きく寄与する都市機能用地等を整備するものであり、去る１月に浦添市土地開発公社等が事業主体となり工事に着手しております。

同埋め立てについては、臨港道路の一部を橋梁化し埋立面積を縮小する等、自然環境や地元の要望に十分配慮していると聞いております。

続きまして、ホソエガサ、オカヤドカリなどの保全策についてにお答えします。

西海岸の埋め立てについては、事業主体である浦添市土地開発公社等が可能な限り動植物の生息・生育環境への影響を低減する環境保全措置を行っているとのことです。

当埋め立てにより消失する海浜に生息するオカヤドカリ類につきましては、一時的に捕獲し移動を行う保全策を図るとともに、海域に生育するホソエガサ等海草藻類につきましては、埋め立てによる消失を最小限にとどめ、工事を行う際には濁水防止対策等、環境保全措置を講じ、残存する藻類の保全に努めるとのことであります。

続きまして、牧港補給基地内道路についてお答えします。

臨港道路浦添線は、那覇港の港湾機能の強化を図るため、港湾内の埠頭用地や港湾関連用地等の円滑な交通を確保するとともに、那覇港と背後地域とのアクセス向上のため既設臨港道路浦添埠頭地区１号線と、国が整備中の浦添北道路を結ぶ重要な幹線臨港道路であります。

埋立事業者である浦添市土地開発公社においては、去る１月に埋立工事に着手しております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　那覇港湾施設の移設に係る予算の内容についてお答えします。

防衛省によりますと、那覇港湾施設の移設に係る平成21年度予算の内容は、建設予定水域における測量やボーリングの実施、代替施設周辺沿岸域や周辺の地域特性等に関する既存資料の収集業務及び移設工事に係る基本設計業務であるとのことであります。

次に、米軍航空機の飛行訓練についてお答えします。

政府によると、米軍航空機の飛行訓練については、我が国の公共の安全に妥当な考慮を払って活動すべきものであるとされております。

いずれにしても、日米両政府においては住宅地上空

の旋回飛行訓練の中止や航空機騒音の軽減等に努めるべきであると考えております。

○議長（髙嶺善伸君）　西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘　純恵さん　再質問を行います。

生活福祉資金貸付制度です。

これは貸付要綱、厚生省の連帯借受人の欄ですけれども、「第13　連帯借受人　１　技能習得費、支度費又は修学資金の貸付けについては、就職し、知識、技能を習得し、又は就学する者が、連帯債務を負担する借受人として加わらなければならない。ただし、当該者が借受人となった場合は、生計中心者が、連帯借受人として加わらなければならない。　２　高齢者世帯であって子供等とは別世帯である場合の資金の貸付けについては、子供等が連帯借受人として加わらなければならない。ただし、緊急小口資金の貸付けについてはこの限りではない。」。

「第14　連帯保証人　１　借入申込者は、連帯保証人を立てなければならない。ただし、第13の１ただし書及び２の場合は、この限りでない。」。

この規定に基づけば、修学資金の借り入れについては当然に連帯借受人ということをとっておりますので、保証人は要らないという立場に立つのではないでしょうか。沖縄県は、国の借受人条項に沿って対応すべきだと考えます。どうでしょうか。

今、身近に相談者がおりまして、大学に推薦入学が決まったと。本当は喜びのはずが、手放しで喜ぶことができない親子がいます。去年から修学資金を借り入れをするということでずっと手続をしていますけれども、結局連帯保証人がいないために申請ができていないと。そして、この入学の取り消しになるかどうかという瀬戸際の方がいるんですよ。ですから、この生活福祉資金の貸付制度、貸付要綱の連帯借受人の条項に沿って対応すべきだと思います。

もう一つは、連帯保証人そのものを廃止させるべきではないかと思っています。これは先ほど連帯保証人がいない、そして多重債務者や税の滞納者がいるために借り受けができないという答弁をいただいたんですけれども、この生活福祉資金は沖縄県こそ本当に幾らでも借りられるようにという拡充が必要だと思うんです。県民所得は全国平均の７割ですよね。そしてサラ金の被害も多重債務に陥っている皆さんも多いわけですよ。結局多重債務に陥る皆さんも最初のサラ金の借り入れは生活費等なんですよね。だからそういう意味でもこの生活福祉資金貸付制度については、連帯保証人条項をきちんと廃止をしていくという、これを国に求めていくべきだと思います。答弁願います。

次、生活保護についてです。

大量解雇によって住居を失うホームレスの増大が予測されます。就職できるまでの間などの生活保護の必要が高まっております。昨年12月に住所不定で生活保護の開始決定がなされた方が県内におります。これを県内どこの市町村でも対応ができるようにすべきだと思います。これについてお尋ねします。

あとは生活保護の相談件数のうち、申請に至ったのがわずか63%なんです。これは相談に行ったけれども、まず窓口で１回で申請用紙を交付して申請ができたというケースはないと言っても過言ではないと私は思っています。まず帰されます。そして自営業者の方でこういうこともあります。今やっている仕事をやめて別の仕事についたら来なさいと、こんなこともあるんです。これは名護でも実際にありました。このケースは全県多いと思います。そして、この申請に来た人が本当に速やかに申請ができるというのは、窓口に申請用紙を置いておくということなんですよ。申請をしたのを調査をしてどうなのかと。資産活用ができているのかどうかと。それは調査の段階ですよね。ですから先ほども申請用紙を窓口に置くということについてはきちんとした答弁がありませんでしたので、この答弁もいただきます。

国保について。

国保税というのは世帯の低い人ほど、自営業者、失業者の人ほど国保に加入しているわけですから、本当に生活が苦しいんですよね。国保税を滞納して、手帳がないために病気になっても医者に行くのを我慢をしている。そして結局は病院に行ったときには重症になっていたと。本当に悪循環というのが今の国保の制度なんですよ。ですから市町村が国保に対しては責任があるという答弁でしたけれども、沖縄県もこの国保に対する、県民の医療を守る、健康を守るという立場から、きちんと繰り入れをすべきだと思います。ほかの都道府県も繰り入れをやっています。ぜひ繰り入れをしてほしい。

そしてもう一つは、国保税を払えない人は医療費の負担が、本当に重症化してやるのでさらに悪循環とさっき言いました。44条に基づくこの減額、免除の申請は、国のこの44条の申請用紙というのは、ただの１枚の用紙なんですよ。（資料を掲示）　「一部負担金の減額免除徴収猶予の申請書」ということで１枚あればできるんです、国保番号を書いてですね。でも、市町村の場合は要綱というのをつくっていて、生活保護に匹敵するような分厚い資料を提出しなければ受けら

れない、こんな状況があります。ですからこれはぜひ44条を実効あるものにきちんと変えていく、この立場が申請用紙１枚でできるようにやっていくべきだと思います。

学童クラブですけれども、今年度８カ所分離をすると言われました。どこどこでしょうか。そして、残った10カ所の分離については今年度中にやらなければ、来年は補助金が受けられない、このような事態になります。どうするのでしょうか。

もう一つ、特別支援教育について伺います。

沖縄県は５人いなければということを先ほど指摘をしたんですけれども、柔軟に対応されるということでしたので、ぜひ実情に応じて情緒学級等も含めてクラスを必要に応じて設置していただきたい。

あとヘルパーの支援については、申請のあるすべての市町村でヘルパー養成ができていない実態があります。これは県として財政が厳しいということを理由にしないで、ヘルパーを必要とする皆さんにきちんと教育が受けられるようにヘルパーを養成していくという立場に立つべきではないでしょうか。

もう一点は、幼稚園生でも配置要請があれば対応すべきだと思います。

もう一つは、牧港補給基地、浦添の問題ですけれども、基地内道路の開放または共同使用についてですけれども、臨港道路と接続して建設予定の県道港川道路は、牧港補給基地の一部返還をしてつくられるんです。一部返還までの経緯をお尋ねします。

もう一つ、浦添の西海岸というのは、戦後64年間米軍基地があるがために私たちが出入りができなかった制限水域とされてきました。そして中南部一帯の西海岸で唯一自然が残されている海域で、多様で貴重な種が生息しています。ここに生息している動植物、鳥類、サンゴや絶滅危惧種など、貴重種の種類について、どれだけいるのかお尋ねをします。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午後５時18分休憩

午後５時26分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　西銘議員の再質問にお答えします。

まず１点目は、一部返還までの経緯についてでございますが、平成17年６月10日付で返還の申請を行っております。これに対しまして、平成20年９月５日付で沖縄防衛局長より米軍から条件を付して同意する旨の回答があったところでございます。

それから２点目、公有水面埋立事業ではどのような貴重種が確認されているかという御質問でございます。お答えします。

当該事業に係る環境調査で確認されている貴重種は、ハイシバ等の陸域植物、ホソエガサ、カサノリ等の海草藻類、ワタセジネズミ等の哺乳類、コアジサシ等の鳥類、アオウミガメ等の爬虫類、オカヤドカリ等の甲殻類、カワラガイ等の貝類と聞いております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　それでは西銘議員の再質問にお答えをいたします。

ヘルパーの配置ができていない市町村があるがどう対応するかという趣旨の御質問でございます。

ヘルパーの配置につきましては、市町村の教育委員会で行われているところでございます。平成21年１月時点で41市町村中、支援員を配置しているところは32市町村ございます。その中で、地方財政措置を上回る予算を計上しても支援を必要とする児童生徒数の需要に応じられないような状況がございます。

県としましては、国に対し実績に応じた市町村へ地方財政措置の柔軟な取り組みが可能になるよう要望をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　西銘議員の再質問にお答えいたします。

まず生活福祉資金の貸付要綱ですけれども、その中の連帯保証人をなくすることに関しましては、一般的にはなくすことはできないんですけれども、先ほどの修学資金に関しましては原則として連帯借受人を設ける場合でも連帯保証人を求めておりますが、他県の状況を調査しまして、今後社協と検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、住所不定の生活保護の申請ですけれども、一応原則として県内どこでも対応できるようにしたいというふうに考えております。

それから、申請書を窓口に置くことに関しましては、一応現在福祉事務所におきましては相談を受ける場合には申請書をテーブルに置いて相談を受けております。今後とも生活保護の申請権の侵害がないよう、福祉事務所等を指導してまいりたいと考えております。

それから、国保を沖縄県も繰り入れをすべきだということに関しましては、県では市町村の国保財政を支援するため、平成21年度当初予算編成段階におきまして131億9272万1000円を計上しております。このうち、低所得者に対する保険料軽減措置に関する財政支援としましては、48億5423万7000円を計上しておりまして負担の軽減を図ることとしております。

このような制度は国及び県の公費負担及び保険料により保険者である市町村の責任により運営されていくものと考えております。

それから国保の法定外の繰り入れに関しましては、現在他府県の状況も聞いておりませんということでございます。やっているというのは、助成措置については聞いていないということでございます。

それから44条を実効あるものにしてもらいたいということに関しましては、周知していきたいと考えております。

それから学童クラブの分割に関する８カ所の予定ですけれども、那覇市が３カ所、それから浦添市４カ所、名護市１カ所となっております。そのほかのクラブに関しましては、再度、次年度市町村と調整していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘　純恵さん　福祉保健部長に答弁いただいたんですけれども、修学資金に係る生活福祉資金については、ちゃんと要綱の中で連帯借受人があれば保証人は要らないと。これをどうして逆にこの説明をするんですか。県の立場は間違っています。そして宮崎とか鹿児島とか、借受人で保証人をとっていない、きちんとこの要綱に沿ってやっているところがあります。沖縄県こそこの立場に立つべきではないですか。

そして今、学校に入学できるかどうかの瀬戸際にいるこの子供を持っている親子ですね。これに対してどういう手だてをとるんでしょうか、お尋ねします。

○議長（髙嶺善伸君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　貸し付けの連帯保証人の件でございますが、今現在国の要綱どおり実施しているのが宮崎県だけでございます。鹿児島県が親が自己破産をしていたり、収入がないような場合は連帯保証人を求めているというような状況でございます。

県は、できるだけ早目に対応していきたいと考えております。

○議長（髙嶺善伸君）　西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘　純恵さん　このケースは今回に始まったことではなくて、何度もそのような形で連帯保証人がつけられなくて借り入れができなかった事例をいっぱい持っています。ですから、私は無理なことをやれとは言っていません。ちゃんと厚労省の要綱に沿って、連帯借受人ということがあるんだから、どうして保証人をつけるんですか。保証人をつけなくていいとありますよと。このとおりに沿えば申請ができるわけですよ。申請受け付けてください。

○議長（髙嶺善伸君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　再度の御質問ですけれども、一応この要綱というのか事業自体は社協にお願いしております。ですから、これまでこういう状況に対してやはり問題があったのでこういうシステムになっておりますので、それは今後社協というふうな話にしかできないと思っております。

○議長（髙嶺善伸君）　奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平　一夫君　皆さん、こんにちは。

きょうはあと２人で終わりなんですが、しばらくおつき合いのほどお願いしたいと思います。

先日、久しぶりに非常に勇気が沸き立つようなニュースを拝見をいたしました。テレビニュースなんですが、ガザ地区での子供を含む1300人以上の犠牲者を出したイスラム軍の攻撃に対して、イスラエル国内でのエルサレム賞授賞式の講演で、村上春樹さんという作家の発言なんですけれども、当地イスラエルにおきましてその攻撃の不当性を訴える村上春樹さんの勇気ある発言と力強いメッセージに非常に感動いたしました。欠席して黙するより話すことを選んだとする村上さん。体制を壁に、個人を卵に例えて高い壁に阻まれ、壁にぶつかって壊れる卵を思い浮かべたとき、どんなに壁が正しくどんなに卵が間違っていても私は卵の側につく。壁は私たちを守ってくれるが私たちを殺し、また他人を冷淡に効率よく殺す理由にもなるとして軍事力に訴えるイスラエルのガザ攻撃を痛烈に批判をいたしました。非常に胸のすくような発言でありました。

それでは伺います。

知事の政治姿勢について伺いたいと思います。

⑴、施政方針について伺います。

これまで経験したことのない厳しい経済状況の中で、国内でもその影響が各方面で出始めているとした

上でその状況を踏まえ、現状をどう突破し、未来をどう切り開くかと述べておられます。県民の暮らしや中小零細企業、農業や水産業等に対してどのように現状を認識をしておられるのか。そしてどのようにこの現状を突破しようとしておられるのか施策と決意を伺いたいと思います。

それから離島・過疎地域の振興について伺いたいのでありますけれども、小泉構造改革のあらしが進む中で、沖縄県の脆弱な財政はますます厳しく、行政運営にも大きな支障を来し、県民生活にも多大な影響を及ぼしております。その中でも特に県内離島・過疎地域においては住民生活や医療、福祉、教育などに大きな影響がある中で、加えて県が行革の大義で行っているさまざまな出先機関の相次ぐ廃止や縮小は離島・過疎地域住民の不信と不安を駆り立てております。「次は離島の何を切るのか」、これは県の住民意思を無視して支庁や図書館廃止を決めた県に対する離島住民の不信感と強いメッセージを伝える昨年の11月26日付の八重山毎日新聞の社説の見出しであります。

そこで伺います。

島々ごとの自然・文化の特性を生かした地域づくりを推進し、ユニバーサルサービスの確保に努め、若者の定住促進及び交流人口の増加を図りますと毎年同じような施政方針でもあります。一字一句違わないこの知事の施政方針に対して、知事就任後この問題に対してどう取り組み、どう改善してきたか、以下のことについてお伺いをしたい。

交通サービス・アクセス網の確保、それから水の安定確保、生活基盤の安定、廃棄物処理、医療福祉サービス、そして雇用環境と若者の定住促進、これをどのように改善をしてきたか、この経緯を伺います。

それから大きな２番目の県民の暮らしと雇用につきましては、これまでの質疑で答弁が得られておりますので取り下げますが、⑶の20年度内の倒産、事業閉鎖は何件かについては御答弁をいただきたい。この20年度内というのはこの１年間ということで御容赦いただきたいと思います。

３番目、泡瀬干潟の埋立問題について伺います。

宮古島市における埋立事業といいますと、トゥリバー地区開発事業がございますが、それは長年、市の財政の非常に重荷となって市民生活にも多大な負担をもたらしておりました。２年前にようやく売却されたものの、今も財政への重い後遺症は残っております。今般の金融不況に始まった世界不況に、もしも売却できていなかったらと胸をなでおろすのは私だけではなく、ほとんどの市民が同じ思いであります。埋立事業は宮古島市民のトラウマにもなっております。

そこで伺います。

⑴、経済的合理性がないとして公金支出差しとめを命じた司法の決定にもかかわらず、土砂のしゅんせつ工事が始まっております。国の事業だが県としても粛々と進めていきたいとする姿勢は、県民に対する暴挙であり、地裁判決をないがしろにするものであります。県は土砂投入を即刻やめさせるべきであります。見解を伺う。

⑵、県が進める美ら島沖縄風景づくり計画（仮称）の目的に照らしても干潟埋め立てはふさわしいと考えるのか伺いたい。

⑶番目、21年度の事業計画と事業費（県負担分）について伺います。

それから大きい４番目、教育行政について伺います。

教員の多忙化が取りざたされて大変久しい。子供の学習や生活指導に時間がとれずに本来の業務以外に追われることが多くなっている。また、精神疾患による休職が急増しています。現場から教員の孤立化が進んでいるとの指摘が多くなっています。

そこでお伺いいたします。

⑴、教職員の勤務の実態や意識に関する調査について伺います。

ア、報告書に対する教育長の所見を伺います。どのような実態がわかったか。

イ、具体的改善策について伺う。

ウ、勤務の実態と精神疾患との関連性についても伺います。

⑵、教員のメンタルヘルス対策について伺います。

11月の定例会で対策への取り組みを５つほど挙げておられましたが、それらの経緯と実績について伺います。

イ、精神疾患による休職者の職場復帰の実態、復帰支援とその実績についての報告と教育長の見解を求めます。

⑶、内規見直し問題について伺います。

さきの定例会で私の質問に対して教育長は、学校の実態等も詳細に把握をし検証していきたい。学校現場、校長を初め職員との十分な意見交換を行ってまいりたいと答弁されておりました。その後の経緯について伺います。

医療行政について伺います。

⑴、県立病院のあり方について。

ア、県立病院だけ増額するのはほかの事業に対し失礼に当たるとの部長発言は、県立での再建は認めない

とする県の姿勢なのかどうか伺う。

イ、７対１看護体制は必要だが全適では定数条例が壁になるとの発言の真意は、法律的な縛りがあるということなのか、伺います。

ウ、独立行政法人化への移行で必要とする政策医療を持続的に担保できるか伺います。

エ、独立行政法人化で医師、看護師の流出が起こると懸念する声があるが、伺います。

オ、独立行政法人化で離島・僻地医療機能は継続的に確保できるのか。特に、医師、看護師確保についても明示をしてください。

カ、独立行政法人化は市町村に過大な負担を求めるねらいがあるのではないか。私としましては、市町村の負担については当然必要だとは考えておりますけれども、過大な負担ということについてお伺いをしたいと思っています。

キ、各地域、職員に対し、独法化の基本構想案の説明を行っているが、どのような意見や反応があったか伺います。

⑵、県立病院の経営再建計画（案）について伺います。

ア、一般会計のルールではない、政策判断を仰ぐとして判断を求めた病院事業局の繰出金増額の求めに応じた知事の見解を伺います。

イ、特例債で不良債務を解消するのは借金の先送りとの批判があるがどうか。

ウ、これまで何度か健全化計画を実行してきたが、実効性がなく頓挫してきた。今度の経営再建計画の実効性はあるのか伺います。

⑶、県立宮古病院の課題について伺います。

ア、長い年月をかけてできた県立宮古病院建設基本構想を無視した基本計画であってはならないと考えるが、見解を伺います。

イ、基本構想では、病院だけではなくて医療保健福祉ゾーンとしての考え方を示している。周辺との調和、有機的なつながりも考えた計画であるべきと考えるがどうか伺います。

ウ、離島の病院だからといって病床面積が狭小であっていいはずはありません。当初示された56平米では将来の医療に対応できないとする現場や地元の声を真摯に受けとめるべきではないのか、見解を伺う。

エ、病院の改築で運営、財政支援について宮古島市に対し要請を行っている。その具体的内容と宮古島市との話し合いの経緯について伺います。

オ、脳神経外科、産科、眼科の医師不足への取り組みと今後の課題、また住民への影響はどうかについて伺います。

大きい６番目、ハンセン病問題解決に向けて。

⑴、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が４月１日施行となります。制度の仕組みや国・県・市それぞれの役割が見えてきたと思うがどうか。

⑵、施行を控えて県の体制は整備はできているのか伺う。

⑶、愛楽園・南静園自治会、宮古島市、名護市とどう連携していくか決意を伺いたい。

⑷、両園の将来構想策定に向けて県はどのようにかかわっていくか伺います。

大きい７番目、下地島空港及び周辺残地の利活用について伺います。

⑴、昨年９月に設置をされた「下地島空港残地有効利用連絡会議専門部会」の目的、陣容、開催時期、そして検討課題等について伺います。

⑵、残地の農用地転用と都市計画編入の課題解決に向けた県や市の取り組みの経緯について伺います。

以上、答弁を聞いて再質問いたします。

○議長（髙嶺善伸君）　ただいまの奥平一夫君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合上休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後５時49分休憩

午後６時14分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

休憩前の奥平一夫君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　奥平一夫議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず第１に、知事の政治姿勢の中で、現状認識に係る御質問にお答えいたします。

全国的に急速な景気悪化を受け、沖縄県経済も先行き不透明感が高まっております。県民生活や経済活動の将来に対する不安も急激に高まっているものと認識をいたしております。

このような現状を踏まえ、県では中小企業対策や雇用対策など７つの柱から成ります沖縄県緊急総合経済対策を取りまとめ、所要の施策を講じているところであります。

今後とも実態を的確に把握し、課題解決に向け積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、医療行政に係る御質問の中で、病院事業への繰出金増額についての御質問にお答えいたします。

県立病院は、県民医療の確保のため重要な役割を果たしていると認識いたしております。県立病院事業が今後ともその役割を果たしていくためには、経営状況を抜本的に改善をしていく必要があります。

繰出金の増額につきましては、今般、病院事業局が３年間で経営再建する具体的な計画案を作成したこと、並びに病院長を初め病院現場が一体となって経営再建を進めていく機運が高まっていることなどを踏まえまして総合的に判断したものでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　企画部長。

〔企画部長　上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君）　知事の政治姿勢についての御質問で、離島・過疎地域の交通サービス・アクセス網の確保についてお答えいたします。

県では、離島・過疎地域の振興及び住民生活の安定向上を図る観点から、航路、航空路及び生活路線バス事業について運航費の欠損額を補助するとともに、船舶、航空機及びバス車両の購入に対する補助を行っております。

県としましては、地域住民の利便性の向上を図ることは重要であると考えており、引き続き離島・過疎地域の交通サービス・アクセス網の維持確保に努めてまいります。

同じく離島・過疎地域における生活基盤の安定についてお答えいたします。

離島地域における生活基盤の安定については、知事就任後の平成18年度から20年度において、宮古島市の電線共同溝の整備や南北大東村の廃棄物処理施設の整備のほか、各離島において上下水道や公営住宅の整備を進めるなど、生活環境基盤の改善が図られております。

県としましては、引き続き離島地域の快適な生活環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

同じく離島・過疎地域における雇用環境と若者の定住促進についてお答えいたします。

離島地域の雇用環境と若者の定住促進については、知事就任後の平成18年度から平成20年度において、「一島一物語」事業や沖縄離島振興特別対策事業の実施のほか、宮古島市や石垣市においてコールセンターなどのＩＴ事業支援体制の整備を進めるなど、雇用環境等の改善が図られております。

県としましては、引き続き雇用環境の向上や若者の定住促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、下地島空港及び周辺残地の利活用についての御質問で、「下地島空港残地有効利用連絡会議専門部会」の目的等についてお答えいたします。

「下地島空港残地有効利用連絡会議専門部会」は、宮古島市から提案されている「下地島空港等利活用計画書」について、その内容を検証し具体化するため昨年９月に設置されたものであります。

この専門部会は、県や市の関係課で構成されており、去る１月27日に土地所有権等専門部会、１月29日には観光・リゾート等専門部会及び農業的利用等専門部会の現地検討会を実施したところであります。

同じく空港残地の農用地転用と都市計画編入についてお答えいたします。

下地島空港残地の有効利用を図るためには、まず、宮古島市から提案されている「下地島空港等利活用計画書」について、その内容を検証し具体化することが重要であります。これを踏まえて、農地転用や都市計画区域への編入に向けた具体的方策について、農業的利用等専門部会及び観光・リゾート等専門部会において検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（髙嶺善伸君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　知事の政治姿勢についての御質問の中の、離島・過疎地域の水の安定確保及び医療・福祉サービスについて一括してお答えいたします。

離島・過疎地域の水の確保につきましては、地域振興のための新たな水源開発や老朽施設の更新など、国庫補助を活用した施設整備を実施しており、その結果、小雨渇水の影響を受けている座間味村を除くすべての地域において安定的に確保されていると認識しております。

座間味村では、今年度は新たな水源開発に着手しておりますが、引き続き水の安定確保に向け協議してまいりたいと考えております。

次に、医療・福祉サービスにつきましては、離島・僻地の医療の確保のため琉球大学や県立病院等からの医師派遣を初め、自治医科大学学生派遣事業、僻地診療所や僻地保育所への運営費補助、障害者が身近な地域で生活支援や相談支援ができる体制整備を推進するための地域生活支援事業等、各種の事業に取り組んでまいりました。特に医師確保につきましては、次年度より琉大医学部の７名の地域枠を確保し、修学資金貸与事業を拡大したところであります。

次年度以降も引き続き福祉・医療等の各分野にわたる施策・事業を推進し、ユニバーサルサービスの実現

に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、医療行政についての御質問の中の、第６回検討部会における発言についてにお答えいたします。

第６回県立病院のあり方検討部会において、病院事業局の経営再建計画案に盛り込まれている一般会計からの繰出金の増額措置に関する議論の中で、委員から、今後税収も落ち込むという情勢にある中で、沖縄県の財政にそのような余裕があるのかを問う質問がありました。

病院事業への繰出金が含まれる政策的事業につきましては、前年度の当初予算と比較して実質５％を削減する予算編成方針が定められており、各部局長に対しましては、みずからの責任において経費を削減することが求められておりました。

このようなことから、病院事業への繰出金の増額は厳しい状況にあるのではないかとの趣旨で発言したものであります。

県立病院の今後のあり方につきましては、経営形態を含め現在沖縄県医療審議会県立病院のあり方検討部会において御審議いただいているところであります。

県といたしましては、同検討部会の審議結果を踏まえ適切に対処してまいります。

続きまして、同じく医療行政についての中の、全適では定数条例が壁になるとの発言についてにお答えいたします。

御質問の発言は、マスコミからの取材に対し、７対１看護体制の導入は現在の全部適用では定数条例が壁になり難しい旨の発言を行ったことが報道されたものであります。

本県の県立病院は、各保健医療圏において急性期医療の中核的な役割を担っていることから、本来であれば７対１看護体制に移行した方が入院患者に手厚い看護を提供でき、看護師の労働環境を改善する上でも望ましいと考えますが、条例定数との関係で病院事業局は大幅な増員が行えないこと、また、県においては、現在、行財政改革プランに基づき数値目標を定め定員の適正化に取り組んでおり、定数条例の改正を行うことも厳しい状況にあることなどから発言したものであります。

続きまして、地方独立行政法人における政策医療の担保、離島・僻地医療機能及び人材確保について一括してお答えいたします。

地方独立行政法人における救急医療や離島・僻地医療等のいわゆる政策医療の実施につきましては、地方独立行政法人法第25条の規定に基づき、議会の議決を経て知事が中期目標を定め、これを地方独立行政法人に指示することにより担保されます。

病院事業の場合は、中期目標を達成するため地方独立行政法人が作成する中期計画も議会の議決が必要とされております。

政策医療等の実施に要する経費は、同法第85条の規定により、現在の地方公営企業と同様に県が負担することになっております。

このように議会及び知事を通した統制と県の財政負担により、地方独立行政法人に移行した場合でも離島・僻地医療などの政策医療の提供は担保されるものと考えております。また、病院事業における医師や看護師等の人材確保は、経営形態にかかわらずあらゆる手段を活用して取り組むべき課題であると認識しております。

「県立病院のあり方に関する基本構想（案）」では、離島・僻地における人材確保の観点から、医師、看護師などの人材確保の仕組みは維持する必要があるため、現在の６県立病院が一体となった地方独立行政法人への移行が提言されております。

同じく地方独立行政法人への移行に伴う市町村の負担についてお答えいたします。

検討部会が取りまとめた「県立病院のあり方に関する基本構想（案）」では、県と市町村が共同で地方独立行政法人を設立することなど、市町村を含めた地域全体で県立病院を支える体制を検討するように提言しております。

検討部会においては、委員から、この提言に対しましては、市町村への責任の押しつけであるなどの反発が出ると思うが、提言の趣旨を踏まえ粘り強く協議を行うことを求められております。

このような提言が盛り込まれた理由は、本県における医療提供体制を将来にわたって安定的に確保していく観点から、公的医療を提供する責任が県に集中する体制は見直すことが望ましいこと、今後、県立病院が地域住民に貢献し健全に発展していくためには、市町村及び地域住民において、県立病院を守り育てる意識を醸成することが必要であること、医療と保健、福祉、介護との連携を推進し、住民の健康保持に係るニーズに総合的にこたえていくためには、県と市町村の双方が当事者となり取り組む体制を構築することが望ましいことなどであります。

県といたしましては、検討部会の答申を踏まえ適切に対処してまいります。

続きまして、説明会における意見等についてにお答えいたします。

県民説明会は、県民に基本構想案の内容を説明するとともに意見の聴取を行うことを目的として、宮古、八重山、北部など県内４カ所で開催しております。

基本構想案では、県立病院の地方独立行政法人への移行が盛り込まれたことから、県民説明会においては地方独立行政法人制度の概要も説明いたしました。県民からは、独法化すると県が公的医療の提供に必要な財政負担を抑制するのではないか、また、採算性が重視され公的医療の提供が後退するのではないかなど、独法化後の制度の運用を懸念する意見が多く出ました。

県立病院職員への説明会は、県民説明会と同様の目的で、１月23日から２月３日にかけてすべての県立病院で開催いたしました。

職員説明会においては、地方独立行政法人への移行よりも職員の意識改革、または優秀な経営人材の育成が重要である、公的医療に対する財政負担の抑制や採算性を過度に重視した経営など、独法化後の制度の運用に不安があるなどの意見がございました。

特に、宮古、八重山の説明会におきましては、県民、病院職員の両方から、医師や看護師の確保が困難になるのではないかなどの意見が出されました。

このようなことから、地方独立行政法人において法人が担う救急医療、離島医療などの公的医療の提供に要する経費につきましては、現在の地方公営企業法と同様に県の財政負担が義務づけられていること、法人の業務運営の重要事項については県議会の議決が必要とされていること、また、現在の６県立病院が一体として独立行政法人に移行することを基本としているため、医師、看護師などの人材確保の仕組みは維持されることなどについて説明を行いました。

続きまして、ハンセン病問題解決に向けての御質問の中の、ハンセン病問題解決に向けての制度の仕組みや県等の役割及び体制整備について一括してお答えいたします。

「ハンセン病問題解決の促進に関する法律」の施行に向けての政省令等については、平成21年２月から３月の告示予定と聞いております。

県といたしましては、国の政省令を踏まえ体制の整備と施策の実施に努めていく考えであります。

続きまして、ハンセン病問題解決に向けた自治会、宮古島市、名護市との連携及び将来構想策定への県のかかわりについてにお答えいたします。これも一括でございます。

ハンセン病問題については、県としましては、両園自治会の意向を尊重し、宮古島市及び名護市と調整を行いながらその解決に努めてまいります。

また、将来構想については、平成21年３月策定に向けて県も将来構想策定委員会の委員としてかかわっているところでございます。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　文化環境部長。

〔文化環境部長　知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君）　知事の政治姿勢についての御質問で、離島・過疎地域の廃棄物処理についてお答えいたします。

離島・過疎地域における一般廃棄物処理につきましては、国庫補助を活用した市町村の施設整備促進に努めており、与那国町等10市町村において12施設が整備されたところであります。

また、産業廃棄物処理につきましては、市町村職員への併任発令、監視カメラの導入、廃棄物監視指導員の配置等監視体制を強化するとともに、リサイクル施設等に対する助成を行っております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　観光商工部長。

〔観光商工部長　仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君）　県民の暮らしと雇用に関する御質問の中で、中小企業経営とセーフティネット活用の現状及び倒産件数などについてお答えします。

県内中小企業の景況は、沖縄県産業振興公社の「中小企業景況調査報告書」によると、前年同期に比べた業況の景気動向指数は、平成20年４月から６月期でマイナス25ポイント、７月から９月期でマイナス26.6ポイント、10月から12月期でマイナス33ポイントと悪化していますが、平成21年１月から３月期はマイナス22.5ポイントと悪化幅は縮小する見通しとなっております。

セーフティネットについて、平成20年度融資実績は１月末現在で、沖縄県制度融資の中小企業セーフティネット資金が43件、５億6200万円、沖縄振興開発金融公庫のセーフティネット貸付が78件、23億300万円となっております。

保証制度の活用については、セーフティネット保証が67件、14億7900万円、「安心実現のための緊急総合対策」として平成20年10月に創設した緊急保証が965件、243億3100万円となっております。

平成20年の沖縄県内における負債総額1000万円以上の倒産件数は、東京商工リサーチ沖縄支店の資料によると98件、廃業などで事業を停止した件数は、帝国データバンク沖縄支店の資料によると379件となって

おります。
　以上でございます。
○議長（髙嶺善伸君）　土木建築部長。
　　〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕
○土木建築部長（漢那政弘君）　泡瀬干潟の埋め立てについての御質問の中の、土砂投入の中止についてお答えします。
　泡瀬地区埋立事業は地元からの強い要請に基づき実施しており、沖縄市長も市の経済活性化へつなげるため、現在工事を進めている第Ⅰ区域については推進することを表明しております。
　また、沖縄市議会でも圧倒的多数で事業の推進を求めております。
　県としましては、地元の要請にこたえるためにも、土地利用計画見直し後、早期に土地利用が図られるよう、国や市と連携を図りながら事業を推進していきたいと考えております。
　続きまして、風景づくり計画と埋立事業についてお答えします。
　県が策定を進めている「美ら島沖縄風景づくり計画」（仮称）は、本県の景観施策を総合的に推進するため、広域景観形成の方針や市町村の主体的な取り組みの支援策などを定めるものであります。
　同計画では、新たに創造される風景として、埋立事業のような大規模開発についても望ましい県土構造の姿を見据え、景観に配慮した沖縄らしい風景づくりを図るとの目標を設定しております。
　続きまして、平成21年度の事業計画と事業費についてお答えします。
　平成21年度の県事業については、人工海浜の突堤工事及び比屋根湿地の整備を行う予定であります。国は、新港地区のしゅんせつや泡瀬地区への埋め立て及び護岸のかさ上げや補強等の工事を行う予定と聞いております。
　県における平成21年度一般会計歳出予算額は、港湾改修事業として２億円、港湾環境整備事業として５億4000万円及び港湾計画基礎調査費として600万円の合計７億4600万円を計上しております。
　また、特別会計歳出予算は公債費であり、元金償還金及び長期債利子として２億3415万9000円を計上しております。
　以上でございます。
○議長（髙嶺善伸君）　教育長。
　　〔教育長　仲村守和君登壇〕
○教育長（仲村守和君）　教育行政についての御質問で、勤務実態調査報告書の内容と改善策について一括してお答えいたします。
　昨年12月末に分析検討委員会から、「教職員の勤務の実態や意識に関する調査」の分析結果の報告及び改善策についての提言を受けました。その報告によりますと、ほとんどの教員が時間外業務を行っており、また過半数の教員が１時間以上の持ち帰り業務を行うなど、教員の時間外勤務が常態化している状況があります。
　また、時間外業務の理由としましては、９割近くの教員が勤務時間内には時間がとれなかった、勤務時間内に処理できる業務量ではないと回答しており、業務に関して負担感を持っております。
　県教育委員会としましては、教員の負担軽減の方策として、提言を受けた教育委員会における業務の見直し、学校における改善策及び教職員みずからの改善策等の早期実施に向けて検討しているところであります。
　なお、提言の中にある定時退校日、ノー部活動日の設定や報告書類の簡素化、会議の精選等については、速やかに実施してまいります。
　次に、勤務の実態と精神性疾患との関連性についてお答えいたします。
　今回の調査においては、文部科学省の調査に準じているため、勤務の実態と精神性疾患との関連性を問う調査項目は設けておりません。したがいまして、勤務実態調査から精神性疾患との関連性を特定することは難しいものと考えておりますが、教職員の精神性疾患の要因につきましては、その職務が数量化しにくい業務であり、多様な人間関係や高い倫理観が求められるなど、職務の特殊性も影響しているものと考えられます。
　次に、メンタルヘルス対策の実績等についてお答えいたします。
　近年、メンタルヘルスは大きな社会問題となっており、本県においても教職員の心の病の早期発見、早期対応が求められております。
　教職員のメンタルヘルス対策として、スクールカウンセラーの配置や教職員の悩み相談事業などを実施しているところであります。平成19年度における各事業の相談件数は、スクールカウンセラー配置事業が8136件、教職員の悩み相談事業が525件、教職員等のメンタルヘルス相談事業が380件、教職員健康相談24が397件となっております。また、管理職を対象としたメンタルヘルス研修会は６回実施しております。
　県教育委員会としましては、今後とも教職員のメンタルヘルス対策の充実に努めてまいりたいと考えてお

ります。

次に、休職者の職場復帰と支援についてお答えいたします。

平成19年度における精神性疾患による休職者のうち、職場復帰した教職員は100名となっております。そのうち、休職期間１年未満が81名、１年以上２年未満が17名、２年以上３年未満が２名となっております。

教職員の職場復帰に当たっては、各学校において校務分掌の配慮や持ち授業時数を軽減するなど復帰しやすい環境づくりに努めているところであります。

なお、県教育委員会としましては、教職員が安心して職場復帰できるよう「復職支援プログラム」の４月実施に向けて取り組んでいるところであります。

次に、内規見直しの取り組みについてお答えいたします。

県立高等学校における進級に関する規定については、見直しから５年が経過しており、原級留置者や中途退学者が減少するなど改善された面もあります。一方、一部の生徒に進級に対する緊張感が薄れ学習意欲が低下しているとの声も聞かれることから、その成果や課題について、県高等学校長協会や県高等学校ＰＴＡ連合会と意見交換を行ったところであります。

進級に関する規定につきましては、生徒の身分や権利、将来の人生設計に大きな影響を及ぼすものであることから、内規のあり方を慎重に検討していく必要があると考えております。

県教育委員会としましては、今後とも県高等学校長協会等や学校現場、職員と十分な意見交換を行い、学校の実態を詳細に把握し、進級規定のあり方を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　知念　清君登壇〕

○病院事業局長（知念　清君）　医療行政についての御質問の中の、公立病院特例債の活用についてお答えします。

特例債は、不良債務の解消を目的に将来の償還財源が確保されることを条件として、平成20年度に限り国が発行を認めたものであります。特例債の計画的活用を図るため、本県においても経営再建計画案の中で給与の調整額の廃止を織り込むなど、償還財源を確保しているところであります。

また、国においても、特例債の利子支払い額に対して特別交付税による支援を行うこととしております。これらのことから、特例債の活用は債務の先送りには当たらないものであります。

続いて、経営再建計画(案)の実効性についてお答えします。

経営再建計画案は、１つ目に、公立病院特例債の活用による不良債務の解消、２つ目に、一般会計からの支援の強化等による約100億円の資金不足の解消、３つ目に、各種加算の取得及び経費削減プロジェクト等による経常収支の黒字化を目標として掲げております。

この計画は、それぞれ具体的な財源の裏づけのもとに立案されたものであります。

続きまして、新宮古病院整備基本計画及び周辺との調和について一括してお答えします。

新宮古病院整備基本計画は、昨年６月に策定した宮古病院整備基本構想を踏まえ、新病院の基本設計を策定するための施設整備の骨子を定めるものであります。

また、基本構想では、新病院の機能の一つとして地域医療連携機能を掲げており、医療と保健・福祉部門との連携・協力体制について、新病院が中心的な役割を担うことを示しております。

続きまして、新病院の面積についてお答えします。

１床当たり56平方メートルは、病院現場及び関係機関との調整を開始するための検討の出発点として設定したものであります。

新病院の延べ床面積については、現在、病院現場と調整しているところでありますが、同病院が宮古圏域における中核的病院として、医療機能を十分に発揮するために必要な面積を確保したいと考えております。

続きまして、宮古島市に対する要請についてお答えします。

宮古病院が宮古圏域における中核的病院として持続的に医療を提供していくためには、宮古島市との連携が必要であると考えております。

そのため、新病院の建設に当たり、効果的な救急医療を実施するための役割分担と財政負担、また、医療と保健・福祉行政との連携強化のための支援、さらに離島増嵩経費等に対する財政支援、また、隣接する市有地の駐車場としての利用及び建設予定地周辺の道路整備等の検討を宮古島市に対して要請しているところであります。

続いて、宮古病院の医師不足についてお答えします。

脳神経外科及び産婦人科については、診療体制安定化のため増員を図る必要があり、産婦人科については４月１日付で１人を追加配置することとしています。

眼科については、現在、大学等と医師派遣の調整を行うとともに、地元診療所との連携についても協議を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平　一夫君　それでは再質問させていただきます。

まず大きい２番目の⑶についてお伺いいたしますが、倒産件数が98件、それから事業閉鎖あるいは廃業が379件あるという話でありますけれども、これからも経済状況は非常に厳しくなるわけですけれども、今後こういう事態がますます続いていくというふうに予測をしているのか、県の考え方をお聞かせください。

それから泡瀬についてでありますけれども、私は宮古島市のトゥリバー地区の埋め立てのことを例えてお話をさせていただきました。大変財政的にも宮古島市厳しい中で、ようやくトゥリバーが売れたということで安堵をしているんですけれども、沖縄市がまた同じようなことにならないとも限らない。このような計画はもっと慎重に考えるべきだし、ましてやこの貴重な自然をまだ一審の判決も確定をしていない中でこのようにして先に事業を進めて埋め立てをしてしまえば、全くもとに戻らないというリスクがあることを承知で、司法の判断に反して土砂を投入する。敗訴による共同責任というのを県はどういうふうに考えているのか。それについてもちょっとお伺いしたいと思っています。

それから教育行政についてお伺いいたしますが、この勤務実態の調査報告についてなんでありますけれども、私もこの調査報告を見させていただきましたけれども、まさに追いまくられる教師、そして孤立する教師の姿が非常に顕著になっておりまして、学校自体が教員にとって大きなストレスのかかる場所になりつつあるんではないのかなというふうに、非常にそういう印象を持つんでありますけれども、教育長、見解をちょっとお伺いいたします。

それから、改善策をどのように実効あるものにするかということが非常に大事だと思うんですね。ですから、報告書にありましたけれども、そこから幾つかちょっとチョイスして質問させていただきますけれども、教師が子供と向き合う十分な時間を確保すると言っていらっしゃるんですけれども、具体的にじゃ、どういうぐあいにしてこの時間を確保するのか聞かせてください。

それから定時退校日、それからノー部活動日等を設定すると言いますけれども、これでは本当に部活で先生方もへとへとになって忙しくしているのに、急ぐというお話をされてましたけれども、本当に実効性あるのかどうか、これについても伺いたい。

そして、お互いが話し合える協同体制、働きがいのある場所をつくっていきたいというふうに話しておりますけれども、本当に急にこういうふうにお互いが話し合える場がつくれるのか。協同体制がどういうふうにして構築できていくのかということについても、私は少々疑問でありますから、この辺についても具体的にお話をしていただきたいと思っています。

それから精神疾患による休職者なんですけれども、県内職員に占める精神疾患による休職者の割合、そして全国との比較はどうなのか伺いたい。

それから、時々休んだり抗うつ剤を服用しながら仕事をしていらっしゃる先生方がかなり多い。私はそれを何回ともなく聞いておりますけれども、県内でもこういう休職予備軍のすそ野が非常に広がっているという感じがいたしますけれども、教育長の認識はどうなんでしょうか。

それから復帰支援の対策、復帰プログラムをこれから実施していくということなんですけれども、非常に心配といいますか、やっぱりまだ復帰支援に対する準備がなかなかできてないような気がいたします。再度この対策が実効性あるものとしてできるように、どういう手だてを考えていらっしゃるか、もっと具体的に少しお話をしていただきたいと思っています。

それから、これは法的に義務づけされております労働安全衛生委員会の設置、これはきちんと整備をされているのか。これについてもちょっとお伺いをしたいと思っています。

それから内規見直しの件なんですけれども、内規見直しによって３月１日の卒業生数と追卒者の推移が先日新聞に出ておりましたが、このことによって本当に職員の過重負担になっていないか。新学期を迎えてさらに過年度の生徒の補習を見たりテストしたりという、この先生の過重負担について教育長の見解を伺いたいと思っています。

できれば、この内規見直しによって早急に、本当に早急に現場の声を集約をして、学校ごとの影響調査や具体的な改善策を講ずるべきだと思います。少なくともこの内規見直しの問題については、ぜひとも仲村教育長の在任中にきちんと現場に指示して解決の道筋をつけておくべきだと期待をしたいのですが、教育長の決意を伺います。

それから医療の問題についてお伺いいたします。

国の医療制度の動向や診療報酬改定に機敏に対応できない硬直した体制が事業局側にあったのではないか、これについてもお伺いいたします。

それから、これまでの県立病院の経営の何で赤字を出して、どこで黒字を出しているかについて伺いたい。

それから、示された経営再建計画は当面の計画でもありまして、なぜ中期・長期的視野に立った計画が示されてないのか。もしそれが検討されているのであればその考え方を伺います。

それから、看護体制の充実は医療の質や安全性の向上、そして医療基盤強化のためには必須の条件だと思います。７対１入院基本料の施設基準の取得は必要と考えているのか。もしそうだとするならば、希望的観測でも結構ですが、病院事業局長、いつごろをめどに実現したいと考えているのか伺います。

それから、県立病院としての公的医療を堅持していくために定数改正が必要と考えるか。これはお二人、福祉保健部長と病院事業局長にお伺いいたします。どういう意見なのかちょっと興味を持ってお聞きしたいと思ってます。

それから、病院事業局が進める全適での黒字化が図られたとした場合、これは前の仲村議員の質問であったんですけれども、ちゃんと病院事業局長は答えたような感じだったんですが、これは福祉保健部長かできれば知事にお答えいただきたい。この病院事業局が進める全適での黒字化が図られたとしてもあり方の方針に従うのか、お伺いをしたいと思ってます。

それから宮古病院建設について、県が求める運営や財政支援は金額ベースで幾らになるのか。

２番目に、要請の中で離島増嵩費について応分の負担を求めておりますけれども、離島不利地域への押しつけにならないのか、病院事業局長の認識を伺います。これまでの答弁では、総務省の繰出金通知に基づかない基準外繰入金のあり方について議論を深めていきたいというふうにずっと答弁されていますけれども、そうじゃなくて、離島に負担を求めていくのかというこれまでの答弁とちょっと違った答弁をされていますので、その辺のことをちょっとお聞きしたいと思っています。

それから南静園の問題について、できれば早目に知事が両園の自治会長、あるいは両市長とテーブルに着いてこの問題解決のために話し合いができないのか、その辺についてもちょっとお聞きをしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午後６時59分休憩

午後７時６分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　奥平議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

県立病院に係る御質問です。

今のままでいって黒字になった場合、あり方検討会からの答申をどうするんだという御趣旨の御質問だったと思うんですが、きょう現在まずあり方検討会、審議会の答申というのは最終的にまだいただいておりません。ですから、今の議員のお答えに対してはもうしばらく時間が必要です。

ただいずれにしましても、現在の病院事業局、そしてこのあり方検討会もこれまで非常に評価の高い、県民から離島も含めていずれにしても公的医療についての高い評価をどうやって維持していくかという目標は両方とも一緒だと私は思っているんです。ですが、これを今の財政のきつさ、その他から考えるとこのままではなかなか中期的にもおかしくなるということからこれは始まった話ですから、この目的、それで改良・改善をしていこうというこの気持ちは両者とも一緒ですから、病院事業局であれ福祉保健部も、そしてあり方検討会も。

ですからそういうことを前提に申し上げますと、まずやっぱり答申を３月には私いただきます。そしてそれを見て無論お願いした以上、専門家できちっと検討していただいた以上、その答申というのは当然これは尊重されるべきだと私は思います。そのために答申に沿った準備もやってまいります。これは約３年かかるんだそうです。ですから、その間準備も進めます。そして全適の今の病院事業局でつくり上げた再建と言いますか健全化計画という、これはこれで非常に煮詰まった中身を持っていると思いますが、これは一年一年この予定どおり改良・改善が進んで内容がよくなっているかと、これは１年ごとにわかりますから、これを踏まえてまいりたいと思っております。

そして、経営形態のこの独法化というのが今急浮上しておりますけれども、我々が何のためにこういうことをやっているかという目的に合わせて、そして今の答申を踏まえて１年ごとにチェックをしながら、そして独法化への準備も当然やりながら、毎年毎年今の全適でやっていけるかどうかをやっぱりチェックしながらやっていくことになろうかと思うんですね。

何か歯切れの悪いあれなんですが、基本的にはやっぱり答申は尊重したい。そして一年一年の成果は出てきますから、全適のままの結果が出ますから、これもチェックしていきたい。そして、独法化も可能にするような準備もこれ二、三年かかるそうですから進めておきたいということですが、これはせんじ詰めて言えば論理的には独法化しなくてもこのままでもやっていけるというのが２年、３年はっきりしてくれば、これ何も無理して嫌だ嫌だとおっしゃっておられるのを曲げてやるというのは全く常識に合わないと。ですから、ここは普通の感覚で将来処理することはあり得るでしょう。ただしこの答申、今の段階では十分尊重していくべきものだと思っております。済みません、こういう答えですが。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　県立病院の定数条例の改正についてお答えいたします。

病院事業局の条例定数の改正につきましては、病院事業局において県立病院が担うべき医療機能、職員の労働環境、経営への影響などを総合的に勘案し、また関係部局と調整して判断されるべき問題と考えております。

続きまして、南静園に対する知事が市長とテーブルに着いてはどうかという御質問ですけれども、今、将来構想が３月末には策定される予定となっております。

県は、南静園それから愛楽園、それから宮古島市、名護市、関係機関と意見交換会をやっておりまして、その次の予定が策定後になる予定となっております。こういう調整を踏まえて必要とあれば知事もテーブルに着いていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　知念　清君登壇〕

○病院事業局長（知念　清君）　まずは、診療報酬の確保についてということの再質問があったと思いますので、それについて述べたいと思います。

診療報酬本体の改定率は、平成18年度がマイナス1.36%、平成20年度がプラス0.8%となっております。

診療報酬改定による県立病院の収入への影響は、平成18年度改定で約１億4300万円の減収、平成20年改定で約２億円の増収を見込んでおります。

県立６病院では、増収見込みとなる施設基準の取得に努めており、平成20年度診療報酬改定による評価引き上げ、新設された主な加算の取得状況は、ハイリスク分娩管理加算が中部病院、南部医療センターで取得済み、新設されたハイリスク妊娠管理加算及び妊産婦緊急搬送入院加算が精和病院以外の５病院で取得済みなどとなっております。

続きまして、県立病院事業はどこで赤字を出して、どこで黒字を出しているのかということについてお答えしたいと思います。

病院事業における赤字の把握については、政策医療分野と独立採算分野の収支状況について原価計算を行うなど、相互に関連する収支科目を正確に関連づける必要があるため、現状では厳密に把握することは困難であります。

繰入所要額に基づき推計した概算から見れば、赤字の要因は、政策医療分野と独立採算分野の両方にあるとの見方ができます。

公立病院改革ガイドラインでは、平成23年度末に経常収支の黒字化達成を目標としていることから、今後は経営再建計画案等に基づき経営効率化に取り組んでまいります。

続きまして、中長期の経営再建計画についてお答えします。

国が示した公立病院改革ガイドラインにおいては、３年程度をめどに経営効率化に取り組むこととされていることから、病院事業局としてはこの間の経営再建計画案を策定したものであります。

なお、中長期の再建計画の策定は、あり方基本方針の最終案が示されていない現状にあってはその作成を行っておりません。

さらに、７対１看護について局長は必要と考えているか、それからまた、７対１看護配置が導入できる環境とは何かということについてお答えしたいと思います。関連しておりますので一括して答弁いたします。

７対１看護については、看護職員の業務緩和や患者サービスの向上の面からも効果があると思われます。しかしながら、条例定数を改正し、病院事業の職員定数をふやすことについては、現在の県立病院事業を取り巻く経営環境に与える影響及び県立病院のあり方基本構想等を踏まえつつ、今後は局内に検討チームを設置し、その導入については慎重に検討していきたいと考えております。

さらに、宮古島市に要請している財政支援の具体的な金額を教えてほしい。それから宮古島市に離島増嵩経費の負担を求めることは、離島不利地域に対する押

しつけにならないかということに対する御質問にお答えします。宮古島市への要請に関する再質問に関して一括してお答えします。

宮古島市への要請は、宮古病院が宮古圏域における中核病院として持続的に医療を提供していくためには、同圏域の１次医療の確保に対して責任を有する宮古島市との連携強化が必要であるとの考えから、各種支援策についての検討を要請しているところであります。具体的な金額を積算し、宮古島市の負担額を明示して要請しているわけではありません。

また、宮古島市の支援、特に離島増嵩費に対する財政支援については、宮古島市に押しつけることなく同市の回答も踏まえながら、今後十分に協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　それでは、再質問にお答えをいたします。

敗訴した場合の責任についてということでございます。お答えをいたします。

昨年11月の判決においては、平成12年の埋立免許時点の土地利用計画は、経済的合理性を欠くとまで言うことはできないとなっております。

県としましては、現在沖縄市において進められている土地利用計画見直し作業は、平成12年の計画を検証するとともに、社会経済情勢の変化に対応し、より経済的合理性を高めるために行われているものと認識しております。

したがいまして、控訴審においては土地利用計画の見直し、経済的合理性に係る説明を丁寧に行うことにより、司法の理解を得られるよう努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君）　観光商工部長。

〔観光商工部長　仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君）　倒産件数に関する再質問にお答えします。

平成20年の倒産件数は、景気後退の動きから前年を上回っており、今後とも厳しい状況が続くものと予想されます。そのため、21年度において中小企業セーフティネット資金の融資枠の拡大などを予定しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　それでは、奥平議員の再質問にお答えいたします。

再質問が９点ございますので、まず１点目の、実効性のある改善策で子供たちと向き合う時間が確保できるかということと、２点目の、定時退校日とかあるいはノー部活デーの実効性はどうかと。それから３点目の、同僚と相談する時間の確保ができるかと、協同体制ができるかということで、この３点についてはまとめて答えさせていただきたいと思います。

提言を受けた教育委員会における業務の見直し、学校における改善策及び教職員みずからの改善策等についての具体的な方法については、現在、分析検討委員会作業部会で検討しているところでございます。

なお、定時退校日、ノー部活動日の設定や報告書類の簡素化、会議の精選等について、速やかに実施していくことが先ほどの３点の解決につながっていくものと考えております。

現在、定時退校日を実施をしている学校も出ております。そしてノー部活動日の設定につきましては、南城市の中学校で昨年来実施をしているという状況にございます。

次に、４点目になりますか、精神疾患の県内の割合とそれから全国との比較ということでございますが、在職者数に占める精神性疾患による休職者は平成17年度119人、0.71%、18年度150人、0.90%、19年度153人、0.92%となっております。

それから、全国との比較につきましては、平成19年度の調査で比較をいたしますと、本県の精神疾患の休職者が153人で、在職者に占める割合は0.92%であります。全国平均は0.55%でありますので、0.37ポイント高くなっている状況にございます。

次５点目に、病休には至っていない休職予備軍が多いけれども、それについて認識をしているかということでございますけれども、病気休職までには至らない教職員数を具体的に把握することはこれは困難でございます。

なお、平成19年度に代替補充職員を必要とした１カ月以上の精神性疾患による病気の休暇者数は144名となっております。

次に６点目、復職支援プログラムを具体的に説明をしてほしいと、実効性があるかどうかという御質問でございますが、復職支援プログラムは、休職中に行う職場復帰前支援プログラム、いわゆる試し勤務と、それから復職後に行う職場復帰後支援プログラム、いわゆるならし勤務の実施を現在考えております。

県教育委員会としましては、休職者が負担にならな

いよう十分に配慮をし、実効性のあるプログラムを策定をして実施をしてまいりたいと考えております。

次に７点目に、労働衛生委員会の設置についてはどうかということでございますが、平成20年５月１日現在における労働衛生委員会の設置状況は、県立学校の対象校67校すべてに設置をしてございます。また、市町村立の学校につきましては、対象校11校のうち３校において設置をされております。現在未設置の学校に対しましては、事業者である市町村、教育委員会から当該学校に対して、法の趣旨等を周知徹底することで体制整備を図っていくということでございます。

次に８点目で、内規の見直しで職員の負担過重になっていないのかという見解を問うということでございますが、進級規定の見直しにより履修した生徒が進級し単位を修得する機会がふえて、学習環境が保障されるなど、改善された面もありますが、一部の生徒が授業に対する緊張感が欠け、安易に進級しているとの声や、追認考査の回数がふえたことで職員の負担がふえたとの声があることは承知をしております。今後とも、進級規定のあり方を検討してまいりたいと考えております。

次９点目に、学校の現場の声を聞いて、学校ごとの調査をやったらどうかということでございます。

県教育委員会としましては、県高等学校長協会や県高等学校ＰＴＡ連合会、職員団体等と十分な意見交換を行いながら、学校ごとの調査方法も含めまして十分に検討して適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平　一夫君　それでは、再々質問を行います。

まず最初に病院事業局長にちょっと決意を伺いたいと思っています。

いわゆる県立病院の再建に向けましては、病院長を初めとして病院スタッフのコスト意識、あるいは相互の連携、再建のモチベーション、何と言っても公的医療に携わる使命感を持って、まさにがけっ縁の挑戦が始まるとそういう気持ちでぜひ頑張っていただきたいと思いますんで、事業局長の決意を伺いたいと思います。

それから、教育長、この教員の勤務実態の報告については、県民にオープンにしてはどうかというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。やはり県民が教職員の多忙化の原因は何なのかということもちょうどわかって非常にいいのかなと思うんですが、どうでしょうか。

それから精神疾患について、やっぱり教師が一人で問題を抱え込まないように校長、教頭も責任を持って対応すべきであると思うがどうでしょうか。

それから最後に、県職員の精神疾患の割合が全国でも突出しているということについて、ちょっと異常ではないのかなというふうに非常に心配をしていますけれども、その教育長の見解、どういうふうに対応していくかということについてちょっとお伺いをして私の質問とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午後７時30分休憩

午後７時31分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

病院事業局長。

〔病院事業局長　知念　清君登壇〕

○病院事業局長（知念　清君）　再々質問で、病院事業局長の決意を示してくれという御質問にお答えします。

私たちはこの全適で病院事業を経営しているわけなんですけれども、今回第４回の経営健全化計画がありましたけれども、今回は間違いなくその経営改善をするんだという計画を立てまして、それに向かって全身全力を挙げて病院事業局並びに現場の者と一緒にその計画を達成したいというふうに考えております。そして、知事の方からも全適でやってくれよというふうな形で評価されるようになるように、現場とともに頑張っていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（髙嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　それでは再々質問にお答えをいたします。

まず１点目が、勤務実態調査を県民にオープンにしたらどうかということでございますが、現在教育委員会のホームページに掲載する準備を進めているところでございます。

２点目に、校長が責任を持って対応したらどうかということでございますが、そのとおりでございまして、校長のリーダーシップが問われておると思いますので、職場での職員との信頼関係づくりに校長が責任を持って対応する必要があると思っております。

３点目に、精神疾患が全国でも高いのではないかということでございますが、今後とも明るい職場づくりを教育委員会としては支援をしてまいりたいと思って

おります。
以上でございます。
○議長（髙嶺善伸君）　嘉陽宗儀君。
〔嘉陽宗儀君登壇〕
○嘉陽　宗儀君　こんばんは。
通告に基づき一般質問を行います。
初めに、米軍基地問題についてであります。
アメリカの一極覇権主義、軍事力による他民族抑圧、侵略戦争を常套手段としてきたブッシュ政権が破綻し、話し合いによる解決を標榜したオバマ政権が誕生し、沖縄の基地問題にも変化があらわれ、県民の負担軽減が図られるのではないかという声が一部にありました。しかし、現実の動きは負担軽減どころか、沖縄の基地が一層強化され、県民は基地の重圧で苦しめられる危険性が大きくなってきました。
そこで質問です。
１、米軍再編について。
⑴、「在沖海兵隊のグアム移転に関する協定」について。
この協定は、辺野古への新基地建設を国際条約に格上げして、新たな基地負担を半永久的に県民に押しつけるもので、知事として反対表明すべきではありませんか。
⑵、この協定によって知事の主張する沖合への修正意見も封殺されました。この際、明確に新基地建設反対の立場で頑張るべきではありませんか。
⑶、米軍再編は、第３海兵遠征軍（ⅢＭＥＦ）の能力を沖縄とグアム、ハワイの３カ所に配備し、多様な拠点で演習を実施することで分散した部隊の相互運用性を維持するという米軍の再編強化策でしかないことが明らかになりました。それがどうして県民の負担軽減になるのか、県民の納得できる説明を求めます。
⑷、これまで知事は米軍再編によって県民の負担軽減になると主張してきましたが、現実を見て軽減になっていますか。軽減されている実態があれば具体的に説明してください。
⑵、新基地建設について。
ア、辺野古への新基地建設は、新年度予算で護岸工事費が組まれるなど新たな展開があります。建設場所の県との合意なしの頭越しの横暴だと思うが、知事の所見を伺います。
イ、貴重なアオサンゴ群落が発見されましたが、県として実態調査はやっていますか。
ウ、高江のヘリパッド建設は、防衛局が地域住民を裁判に訴えて力づくで押さえ込んで工事を強行しようとしています。許されません。知事の所見を伺います。
⑶、普天間基地の危険性の除去について。
ア、米国内の海兵隊航空基地に適用されている安全基準はどういう内容ですか。
イ、その基準による普天間の危険地域での住民の実態はどうなっていますか。
ウ、普天間基地の危険性の除去というのであれば、アメリカに普天間基地に安全基準を適用するように要求すべきではありませんか。
エ、知事の公約との関係では、今までの知事の態度では危険性の除去はできないと考えます。もっと明確に県民の立場で行動すべきです。決意を伺います。
⑷、伊芸区の銃弾被弾について。
ア、銃弾の鑑定結果はどうなっていますか。
イ、米軍は演習によるものではないと発表していますが、どう思いますか。
ウ、これまでの被弾事件は何件で、真相が明らかになったものとうやむやにされた件数は幾らですか。
エ、米軍演習によるものでないと言うのであれば、演習場に立入調査して調査をすべきです。米軍に立入調査を求めるべきですが、決意を伺います。
⑸、戦闘訓練による爆音被害について。
ア、爆音被害は嘉手納基地を拠点に米空軍と海兵隊の合同即応訓練（Ｆ22ステルスの配備、Ｆ18戦闘攻撃機）など、大量の外来機の飛来・訓練にあります。知事の認識を伺います。
イ、それから、基地機能強化の実態を掌握していますか。
ウ、住民上空で戦闘訓練をしていますが、米軍に中止を申し入れるべきです。決意を伺います。
２、次に、知事訪米について。
⑴、知事訪米の具体的な成果はありましたか。あれば具体的に説明してください。
⑵、知事訪米後の米軍の横暴な態度が目に余りますが、沖縄現地での米軍幹部への直訴こそが県民の負担軽減につながると思いますが、所見を伺います。
⑶、知事は、訪米のことよりまずは辺野古や高江の住民の声を聞くために現地を訪れて直接対話すべきではありませんか。
３、ヤンバルの林道工事による貴重な森林の伐採について。
私は、この問題を昨年の予算特別委員会のときから取り上げてきました。現地を調査したら、美しいはずのヤンバルの森林が皆伐で丸坊主にされ、至るところに林道建設が行われ、見る影もないほど無残な光景が広がっていました。大変心を痛めました。

そこで質問します。

⑴、ヤンバルの自然を破壊している北部地域森林計画に基づく林道工事と森林の伐採・皆伐は、直ちに見直して工事を中止すべきではありませんか。

⑵、知事の責務は、ヤンバルの森の世界自然遺産登録を求めることではありませんか。

４、泡瀬干潟埋立問題について。

⑴、「埋立事業に経済的合理性がない」との判決を無視して、なぜ埋立工事を強行するのか。経済的合理性があると判断したのであれば、その根拠は何か説明してください。

⑵、今回の判決に対して、土建部の幹部が「判決は司法による行政への介入だ」と批判していると全国ネットのテレビで放映されましたが、発言の真意は何ですか。裁判制度そのものを否定する発言は公務員として許されていいのですか。

⑶、埋立免許に生き物たちの保全が条件になっていますが、現在進められている工事はすべての生き物たちを生き埋めにして殺すことになっていますけれども、保全策はとられていますか。特に文化環境部にこの保全策についてお伺いします。現在問題はないのか明らかにしてください。

⑷、それから、貴重な泡瀬干潟はラムサール条約に登録すべきだと考えるが、所見を伺います。

５、教育問題について。

⑴、「学力向上推進運動」について。

ア、現在まで進められてきた学力向上推進運動の結果が全国学力テスト全国最下位になっていると考えます。そこで、達成度テストはやめましたが、その総括はしましたか。

イ、「夢・にぬふぁ星プランⅡ」が策定されていますが、従来とどこが違うのですか。

ウ、「教職員の勤務実態や意識に関する調査」を見ると、いかに学校現場が疲弊しているかを痛感します。その原因は分析しましたか。

エ、秋田県の学力向上に向けての取り組みの教訓は何か、学ぶ点はありましたか。

オ、今回の実態調査の結果を踏まえて、学校現場が元気を取り戻すために「ＩＬＯ・ユネスコ教員の地位に関する勧告」の方向で改善策を策定し、具体的に実施すべきだと考えますがいかがですか。

⑵、子供の非行について。

ア、非行の実態はどうなっていますか。大麻汚染の状況は掌握していますか。非行少年全国一の実態をつくり出した最大の原因は何か。その対策はありますか。

イ、学校現場に管理職をふやす方法は管理統制を強化するものであり、ますます学校の教育現場が荒廃することになると考えますが所見を伺います。

⑶、障害児教育の充実強化について。

沖縄盲学校の独立校としての充実強化を図るべきだと考えますが、決意を伺います。

⑷、高校歴史教科書改ざん問題について。

文科省は、裁判の判決や県民を無視する態度を変えていません。知事はもっと県民の立場で史実を教科書から消すなと強く申し入れるべきではありませんか。

６、沖縄市における産業廃棄物処理施設の建設について。

⑴、沖縄市の北部地域に産業廃棄物処理施設の建設計画が進められていますが、県はどのような対応をしていますか。

⑵、この業者は現在でも許可基準を無視して違法な処理を続けていますが、現在までどのような対策をとってきたのか。警察はこの違法な状況について知っていますか。

⑶、この業者は米軍基地からの廃棄物を受け入れて処理していますが、その実態を掌握していますか。米軍基地の廃棄物処理は基地内で行い、持ち込み禁止にすべきではありませんか。

７、子育て支援事業の強化について。

⑴、「地域子育て支援事業費」について、従来どおりの県負担をという関係団体の要求を尊重すべきだと考えますが、決意を伺います。

⑵、沖縄県子ども会育成連絡協議会の事務所賃貸料の免除措置はどうなっていますか。

８、警察行政について。

⑴、沖縄警察署の新庁舎建設問題については、現在地に敷地を確保し建設すべきだと考えますが、なぜそれができなかったのか説明をしてください。

⑵、それから振り込め詐欺の実態はどうなっていますか。

最後に、我が党代表質問との関連について３点ほど聞きます。

⑴、構造改革路線で格差の拡大が指摘されていますが、県の反省が述べられていません。総括はちゃんとやっていますか。

⑵、出稼ぎ問題で県に11項目の申し入れを行いましたが、その具体的な取り組みがよく見えません。これまでの取り組みの内容と成果について具体的に説明してください。

⑶、雇用問題で、失業率を全国並みにするということは困難と知事は述べていますが、公約を投げ捨てる

方針なのか明らかにしてください。
○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。
午後７時45分休憩
午後７時45分再開
○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。
○嘉陽　宗儀君　読み忘れがありますので、ちょっとやります。
特別自由貿易地域の問題について。
⑴、土地の処分状況はどうなっているか。
⑵、特別自由貿易地域の企業の入社は何社で、入居率は幾らか。
⑶、特別自由貿易地域の企業に関する入居基準はどうなっているか。それを満たしていない企業が入居しているとの声があるが、実態はどうか。
○議長（髙嶺善伸君）　仲井眞知事。
〔知事　仲井眞弘多君登壇〕
○知事（仲井眞弘多君）　嘉陽宗儀議員の御質問に答弁させていただきます。
まず第１に米軍基地問題の関連ですが、１の⑴のアと１の⑴のイが関連しておりますので一括して答弁させていただきます。その内容は、グアム移転協定と新基地建設反対についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。
県は、普天間飛行場の移設につきまして、日米両政府が合意いたしました案を基本としながら、地元の意向や環境に十分配慮する観点から、沖合などへの移動を求めているところであります。
今回の協定はこの日米両政府の合意内容の再確認であり、県や地元が求めている沖合移動には影響がないものと考えております。
県としましては、今回の協定の締結により在沖米海兵隊のグアム移転が着実に実施され、県民の基地負担の軽減につながるものであると考えております。
次に、訪米についての御質問で、訪米の具体的成果についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。
今回の訪米では、米国の政権移行時期に米国政府関係者を初め上院、そして下院議員等多くの米側の関係者と面談をし沖縄県の実情を訴え、基地問題に関する理解を求めてまいりました。その結果、沖縄の実情に関心を示し、理解する旨の発言を引き出せたことは大きな意義があったと考えております。
私は、沖縄県知事として県民を代表し、沖縄県の米軍基地の現状や課題などを日米両方の政府に対し粘り強く訴え続けることが基地の整理縮小を初めとする沖縄県の基地問題の解決につながるものと考えております。
今後とも引き続き基地負担の軽減を日米両政府に働きかけていきたいと考えております。
次に、教育問題に関する御質問の中で、高校の歴史教科書問題に係る御質問にお答えいたします。
教科書検定問題につきましては、平和を希求する11万人余の県民が結集いたしました県民大会の趣旨を踏まえ、県や実行委員会が政府及び関係団体へ検定意見の撤回等を要請いたしました。
検定意見の撤回等につきましては、今後とも国及び文部科学省の動向を注視していきたいと考えております。
その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。
○議長（髙嶺善伸君）　知事公室長。
〔知事公室長　上原　昭君登壇〕
○知事公室長（上原　昭君）　米軍再編についての御質問にお答えいたします。
平成17年10月の米軍再編協議の中間報告において、海兵隊の緊急事態への対応能力をハワイ、グアム及び沖縄の間で再配分する旨記述されております。
このような考えに基づき、平成18年５月の米軍再編協議の最終報告において、県民の基地負担の軽減につながる在沖海兵隊司令部及び約8000名の海兵隊将校・兵員のグアム移転が合意されており、これが着実に実施されることにより県民の負担が軽減されるものと考えております。
次に、米軍再編による負担軽減についてお答えします。
在沖米海兵隊のグアムへの移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還については、これから具体的な計画が示されるものと考えております。
去る２月17日、日米両政府は、在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定を締結したところであり、今後、米軍再編による負担軽減が着実に実施されるものと考えております。
次に、代替施設建設の進捗についてお答えします。
普天間飛行場移設問題の原点は、現在の普天間飛行場の危険性の除去であり、一日も早い危険性除去のためにはキャンプ・シュワブに移設することが現実的な選択肢であると考えております。
代替施設の位置については、政府と県、名護市の間で最終的な確定には至っておりませんが、協議会やワーキングチームにおいて率直な意見交換を行っているところであります。
今後とも政府と協議を重ねることにより、普天間飛行場移設問題の解決促進に努めてまいりたいと考えて

おります。

次に、高江のヘリパッドの国による仮処分の申し立てについてお答えします。

国によると、平成20年11月25日、北部訓練場のヘリコプター着陸帯の移設工事を安全かつ円滑に実施するため、工事に反対する人々を債務者とする通行妨害禁止及び工作物等収去の仮処分の申し立てを那覇地方裁判所名護支部に行ったとのことであります。

県としては、現在、仮処分手続が裁判所において係属中であることから、今後の司法の判断を見守ってまいりたいと思います。

次に、米国内の安全基準と普天間飛行場の実態についてお答えします。一括してお答えします。

米国防総省は、航空機の運用と整合性のとれた土地利用を推進することなどにより、航空施設と周辺地域社会との整合性、両立性を達成することを目的に、「航空施設周辺地域の土地利用に関する指針」、いわゆるＡＩＣＵＺを作成しております。

ＡＩＣＵＺは、原則米国外においては適用されないと認識しておりますが、仮にその基準を当てはめた場合、宜野湾市によると、利用禁止区域（クリアゾーン）内に公共施設や住宅等が立地しているとのことであります。

米国に対する安全基準の適用についてお答えします。

普天間飛行場は住宅が密集する市街地の中心部に位置しているため、同飛行場周辺地域は危険な状態であると認識しております。このため、このように危険な普天間飛行場を一日でも早く移設することが必要であると考えております。

次に、危険性の除去の決意についてお答えします。

市街地の中心部にある普天間飛行場は、騒音など住民生活に深刻な影響を与えており、同飛行場の危険性の除去及び早期返還は県民の強い願いであると考えております。このため、知事は県民の先頭に立って、あらゆる機会を通じて同飛行場の危険性除去と早期移設を求めているところであります。

嘉手納飛行場における騒音被害についてお答えします。

県としては、外来機、常駐機の別にかかわらず、米軍の訓練等により県民に被害や不安を与えることがあってはならず、訓練の安全管理等には万全を期し、県民の生命、生活及び財産に配慮すべきであると考えております。

次に、基地機能強化の実態についてお答えします。

県としては、今般のＦ22戦闘機の臨時展開については、あくまでも一時的なものであると理解しております。

米軍及び日米両政府は、地域住民の負担増とならないよう、航空機騒音規制措置の趣旨を徹底するなど、あらゆる方策を講じるべきであると考えております。

次に、住民上空における訓練の中止についてお答えします。

県としては、住宅地上空の旋回飛行訓練の中止や航空機騒音の軽減等について、これまで軍転協など関係機関と連携して日米両政府に求めてきたところであり、今後とも関係機関と連携を図りながら日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。

在日米軍幹部への直訴についてお答えします。

現地の米軍に対しては、これまで県民の基地負担軽減等について、軍転協を通じて在日米軍沖縄地域調整官等へ要請を行っているところであり、地元在沖米軍に対する要請は重要だと考えております。

辺野古や高江区住民との対話についてお答えします。

知事は、北部訓練場のヘリパッド移設予定地の視察を行うとともに、東村高江区の住民との話し合いも行っております。また、普天間飛行場代替施設については地元の意向を踏まえ、可能な限り沖合などに寄せるよう政府に求めているところであり、名護市長や地元行政区の皆様、周辺市町村長とのさまざまな意見交換、情報交換を交わしながら移設に係る諸問題の解決に努めております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君）　文化環境部長。

〔文化環境部長　知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君）　米軍基地問題についての御質問で、アオサンゴ群落の実態調査についてお答えいたします。

環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例においては、実態調査は事業者が行うこととされており、アオサンゴ等の調査結果については準備書において明らかにされるものと認識しております。

なお、県では、環境影響評価方法書の審査に当たって、沖縄県環境影響評価審査会のサンゴの専門家と、大浦湾に潜水してアオサンゴやユビエダハマサンゴ等の状況を確認しております。

次に、ヤンバルの林道工事による貴重な森林の伐採についての御質問で、ヤンバルの森の世界遺産登録についてお答えいたします。

ヤンバル地域は、世界自然遺産の国内候補地となっ

ている「琉球諸島」の重要な地域であり、世界遺産への登録は自然保護や地域振興の面からも望ましいと考えております。

そのため、県では、ヤンバルの国立公園化に向けた取り組みに協力するとともに、マングースなどの外来種対策やシンポジウムなどの普及啓発活動等を行っているところであります。

次に、泡瀬干潟埋立問題についての御質問で、泡瀬干潟の環境保全措置についての御質問にお答えいたします。

中城湾港泡瀬地区公有水面埋立事業につきましては、当該事業に対する知事意見を踏まえるとともに、環境影響評価書に記載された内容に従って環境保全措置を講じているものと認識しております。

また、事業者は、事後調査の結果や環境保全措置等について環境監視委員会に諮るとともに、委員会の意見も聞くなどしております。

当部といたしましては、環境監視委員会の意見等も踏まえ、必要に応じて意見を述べていきたいと考えております。

次に、同じく泡瀬干潟埋立問題についての御質問で、ラムサール条約の登録についてお答えいたします。

ラムサール条約の登録には、湿地の重要性の国際基準、国内法による特別鳥獣保護地区等の指定、地元自治体等の賛意が必要です。

国は、泡瀬干潟については、冬鳥のムナグロの数が現段階で国際基準を何とか上回っているとし、今後ともモニタリングを続け、地元の意向を十分注視しながら将来的に登録地としての可能性を検討するとしております。

県は、登録業務を所管する国の動向を見守りつつ協力していきたいと考えております。

次に、沖縄市における産業廃棄物処理施設の建設についての御質問で、沖縄市北部地域の産業廃棄物処理施設に対する県の対応についてお答えいたします。

沖縄市字池原で計画されている産業廃棄物焼却施設は、沖縄県環境影響評価条例の対象事業であることから、現在、同条例に基づく手続が実施されており、県は、住民意見、市長意見及び沖縄県環境影響評価審査会からの答申を踏まえて、平成19年12月25日に方法書に対する知事意見を述べたところであります。

知事意見の主な内容としましては、１つに、事業場内に積み上げられた廃棄物の処理計画を含めた具体的な事業計画を明らかにすること、２つ目に、廃棄物焼却施設が集中することによる複合的な影響や地域特性を踏まえて環境影響評価を実施することなど15項目について意見を述べております。

次に、業者に対するこれまでの対策についてお答えいたします。

県においては、当該業者が最終処分場の許可容量を超過して埋立処分を行っていたことから、立入検査等により改善を指導し、平成16年12月には警告書を発して強く指導したところでございます。

平成19年度からは、県・沖縄市及び同社の三者で改善状況の進行を管理する会議を設け改善状況を把握するとともに、改善対策を強化させております。

現在、当該事業者においては、安定型最終処分場の超過部分について、日々の改善作業に加え定期的に廃棄物の受け入れを停止するなど、改善の取り組みが進められております。

次に、米軍基地からの廃棄物の受け入れの実態と基地内での処理についてお答えいたします。

米軍基地からの廃棄物を受け入れている当該業者に照会したところ、平成19年度の実績として１万4600トンを受け入れ処理しているとのことでございます。

県としましては、焼却施設の処理能力や最終処分場の残余容量が逼迫していることから、平成20年度の渉外知事会において、基地内の廃棄物等については、廃棄物焼却施設等の整備を含め米国政府の責任で適正に処理することを提案し、国へ要望しております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　警察本部長。

〔警察本部長　得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君）　銃弾による普通乗用車のナンバープレート破損事故における銃弾の鑑定結果及び米軍の発表について一括してお答えいたします。

初めに、銃弾の鑑定結果については、被害者から提出を受けた弾頭様な物が米軍の使用する普通弾の弾芯と同種であることが明らかとなっております。

次に、米軍当局による中間報告については、海兵隊による最近の訓練とは直接的な関連がない旨を内容とするものであることは承知しておりますが、県警察では、発見された弾丸については米軍が使用する普通弾であると認識しております。

当中間報告は、米軍当局独自の調査に基づくものであり、県警察としましては、現在、米軍当局に対し伊芸区近くで訓練実施した部隊名、訓練日時などについて照会しているところであり、いまだ回答を得ていない状況ではその内容についてコメントすることは差し控えさせていただきます。

次に、これまでの被弾事件の件数等についてお答え

します。

米軍の使用する銃弾によるものと思われる物の損壊等の事案について、県警察が把握しているものは、昭和53年以降で12件あり、今回の事案で13件目となります。

なお、刑事事件として検察庁へ送致した事案は２件ございますが、行為者や使用した銃が明らかになった事案はございません。

次に、演習場への立入調査についてお答えいたします。

県警察としましては、現在、米軍当局に対し伊芸地区近くで訓練実施した部隊名、訓練日時等について照会しているところであり、いまだ回答を得ておりませんが、その回答状況をも踏まえ、捜査の推移の中で必要な措置はとっていく考えであります。

立入調査を実施するかどうかは、まさしく捜査の手法に関することでありますので、お答えすることは差し控えさせていただきます。

次に、本県の少年非行及び大麻事犯の実態について一括してお答えします。

まず、本県の少年非行の実態についてでありますが、昨年１年間に窃盗、傷害等の刑法犯で検挙・補導された少年、すなわち刑法犯少年は1735人で、前年に比べ147人、7.8％減少しております。

しかしながら、刑法犯少年全体に占める中学生の比率は64％で、全国平均の約1.7倍と全国一高い状況にあります。

一方、飲酒、深夜徘回等の不良行為で補導された少年は４万773人で、前年に比べ3972人、10.8％増加しております。

不良行為少年のうち飲酒で補導された少年は1775人で、前年に比べ1509人、46％減少しております。

飲酒補導数は減少しているとはいうものの、全国と比較しますと、補導実数で全国第２位、少年人口1000人当たりでは全国平均の6.6倍と依然として全国第１位と際立っております。

県警察におきましては、このような実態を踏まえ、学校、地域、関係機関と連携し、一定の中学校区を指定した上、集中的に非行防止活動を行うスクールエリア対策を推進しているほか、児童生徒の規範意識を高めるための非行防止教室の開催、非行実態の県民への情報発信、地域ボランティアと連携した街頭補導活動を強化するとともに、県民・業界に対しては子供の在宅確認、街頭での注意指導や警察への通報依頼、酒類販売時における年齢確認の徹底等を呼びかけているところであります。

県警察といたしましては、今後とも関係機関・団体と連携し、少年の非行防止対策を強化してまいる考えであります。

次に、本県の大麻事犯の実態についてでありますが、県内の過去３年間の大麻事犯の検挙人員を見てみますと、平成20年は33人、うち高校生が１人、平成19年は28人、うち少年はおりません。平成18年は47人、うち無職少年が２人となっております。平成18年から平成20年までの過去３年間の検挙人員の総数は、108人で、うち少年については高校生１人を含む３人であります。

過去３年間の大麻事犯の検挙事例から見た場合、全検挙人員に占める少年の割合は2.7％であり、さらに高校生に限って見た場合は１％に満たない状況にあります。

また、過去３年間に検挙した少年３人の大麻入手先については、２人は成人の知人から譲り受けており、残りの１人は大麻栽培の共犯であります。

次に、許可基準を無視した産業廃棄物の処理についてお答えします。

議員御指摘の件については、現在県の担当部署において必要な行政指導を行っているものと承知しております。

県警察としましては、県や市などの関係機関と連携を図り、刑罰法令に触れることとなった場合は、法と証拠に基づいて厳正に対処してまいります。

次に、沖縄警察署の新庁舎建設問題についてお答えします。

沖縄警察署正面に位置する県道20号線の拡幅工事に伴い、沖縄警察署の敷地及び庁舎の一部が道路予定地とされていることから、庁舎の建てかえが必要となっております。

県警察では、狭隘な沖縄警察署の敷地が拡幅工事によってさらに狭隘となり、警察署の機能が維持できなくなることにかんがみ、これまで長期間にわたって周辺の土地を確保した上で現地建てかえを行う方向で努めてきましたが、現在地周辺の地権者全員からの土地の使用について承諾を得られず、問題の解決が困難な状況にありました。

一方、県道20号線の供用開始は平成23年度に予定されており、庁舎建設に必要な工事期間を考慮した場合、現地での建てかえが事実上不可能となり、別地への移転を検討せざるを得なくなりました。

そこで県警察におきましては、現在地に警察署があることにより維持されている管内治安に影響を生じさせず、かつ警察署がその機能を十分に発揮するために

必要な面積を持つ土地を検討した結果、沖縄市山里にある県企業局コザ庁舎跡地が適当であるとの結論に至ったものであります。

現在、その地での警察庁舎建設に向けて諸準備を進めているところであります。

次に、県内の振り込め詐欺の実態についてお答えします。

県内における平成20年の振り込め詐欺の認知件数は129件で、被害金額は8253万円となっており、平成19年に比べ11件、1579万円減少しております。

累計別では、息子等を語り事件・事故の示談金等を名目に現金をだまし取るオレオレ詐欺が17件2728万円、インターネットサイト利用料金の未払いがあるなどと偽り現金をだまし取る架空請求詐欺が36件1333万円、実際には融資しないのに保証金等を名目に現金をだまし取る融資保証金詐欺が70件3659万円、税金を還付するなどと欺き銀行等のＡＴＭから犯人の口座に送金させる還付金等詐欺が６件531万円となっております。

県内で最も多く発生しているのは融資保証金詐欺で全体の54.3%を占めております。これは全国平均の24.8%に比べ2.2倍と高い状況にあります。

また、被害者の年齢別で見てみますと、30代が38人で全体の29.5%を占め最も多くなっており、次に高齢者が26人で20.2%を占めております。

特にオレオレ詐欺では17件のうち13件が高齢者の被害で76.5%を占めており、全国平均の53.7%に比べ1.4倍となっております。

県警察におきましては、振り込め詐欺被害を未然に防止するため、犯人グループの摘発や預貯金通帳、携帯電話の不正譲渡等の取り締まり、犯行に使用された電話番号に対する警告、巡回連絡等あらゆる警察活動を通じた広報啓発活動などに取り組んでいるところであります。

また、金融機関等関係機関・団体と連携して、窓口やＡＴＭ周辺での注意喚起、ＡＴＭ画面への注意喚起メッセージの表示、新聞広告の掲載、テレビ・ラジオ放送などに取り組んでいるところであります。

今後とも金融機関等関係機関・団体、自治体、防犯ボランティアなどと連携して振り込め詐欺防止対策を推進してまいる考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん）　ヤンバルの林道工事による貴重な森林の伐採についての御質問で、北部地域の林道工事と森林伐採についてにお答えいたします。

森林は、林産物の供給を初め国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、保健休養、地球温暖化の防止等の多面的機能を有しております。

このため、県では、森林を「水土保全林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」に区分し、それぞれの機能に応じて森林の整備保全及び利活用を図ることとしております。

林道工事、森林伐採については、主として「資源の循環利用林」の区域で行っております。

林道整備と森林伐採については、地元の要望、関係機関、森林審議会等の意見を踏まえて、平成20年12月に策定した「沖縄北部地域森林計画」に基づき、自然環境の保全等に配慮しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　泡瀬干潟埋め立てについての御質問の中の、工事の実施及び経済的合理性の根拠についてお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業は、地元からの強い要請に基づき実施しており、沖縄市長も市の経済活性化へつなげるため、現在工事を進めている第Ⅰ区域については推進することを表明しております。また、沖縄市議会でも圧倒的多数で事業の推進を求めております。

県としましては、地元の要請にこたえるためにも、土地利用計画見直し後、早期に土地利用が図られるよう、国や市と連携を図りながら事業を推進していきたいと考えております。

また、昨年11月の判決においては、平成12年の埋立免許時点の土地利用計画は経済的合理性を欠くとまで言うことはできないとなっております。

県としましては、現在沖縄市において進められている土地利用計画見直し作業は、平成12年の計画を検証するとともに、社会経済情勢の変化に対応しより経済的合理性を高めるために行われるものと認識しております。

したがって、市が見直し作業を進めている時点で具体的な土地利用計画の見直しが定まっていないことをもって経済的合理性を欠くとは言えないと考えております。

続きまして、マスコミ発言の趣旨についてお答えいたします。

マスコミへの発言については、判決に納得できない

点があることを述べたものと考えており、裁判制度そのものを否定しているものではありません。

続きまして、生物に対する保全策についてお答えします。

事業の実施に当たっては、埋立区域内に生育する高被度の海草藻場の移植及びオサガニヤドリガイやニライカナイゴウナの移動等の保全措置を講じるとともに、埋立予定区域及びその周辺に生育・生息するクビレミドロやトカゲハゼの保全に向けた調査研究を行っているところであります。

また、環境影響評価書におけるサンゴ類の保全措置については、相対的に高被度である生息被度10%から40%未満の区域の埋め立てを回避することにより、全体としてサンゴ類への影響の低減を図っております。

やむを得ず生息被度ゼロから10%未満の区域の一部が消失しますが、当該サンゴ類について、環境影響評価書では移植等の保全措置を講じることにはなっておりません。しかしながら、第Ｉ区域内のサンゴ類について、サンゴの有効活用や保全の観点から、沖縄市が事業者やＮＰＯ等に協力を依頼し、昨年10月28日と11月５日に一部の移植を実施しており、県も国とともに協力したところであります。

県としましては、今後とも専門家等で構成する環境監視委員会及び環境保全・創造検討委員会等の指導助言を踏まえ、工事の実施による環境への影響を可能な限り低減するよう、環境保全に十分配慮していく考えであります。

以上であります。

○議長（髙嶺善伸君）　観光商工部長。

〔観光商工部長　仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君）　特別自由貿易地域の問題に関する御質問の中で、土地の処分状況についてお答えします。

特別自由貿易地域の分譲対象面積は89.7ヘクタールであり、平成21年１月末時点の分譲済み面積は1.9ヘクタール、買い取り条件つき貸付面積は4.3ヘクタール、合計6.2ヘクタールで、分譲率は6.9%となっております。

また、賃貸工場用地及びＩＴ津梁パークの中核支援施設用地12ヘクタールを含めると、分譲総面積は18.2ヘクタールで、分譲率は20.3%となります。

次に、特別自由貿易地域の立地企業数と入居率についてお答えします。

特別自由貿易地域への立地企業数は、平成21年１月末現在、分譲用地６社、賃貸工場20社の合計26社が立地しております。また、22棟ある賃貸工場の入居率は90.9%となっております。

次に、特別自由貿易地域の入居基準等についてお答えします。

特別自由貿易地域への立地に関する規程としては、「用地分譲規程」と「賃貸工場入居募集要綱」の２種類があり、基本的な資格要件としては、貿易もしくはこれに関連する事業を行い、加工交易型産業の振興に寄与すると認められる者であることであります。

また、業種要件としては、分譲用地は製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業の５業種となっており、賃貸工場については製造業に限定しております。いずれも経営状況の堅実性、計画の確実性などを評価し、選考委員会での審議を経て決定しております。現在のところ、事業計画と実態とが乖離していると認められる企業はないものと承知しております。

次に、我が党代表質問との関連での御質問の中で、申し入れに対する取り組みと成果についてお答えします。

県外事務所に設置した相談窓口の周知については、県や県人会及び求人誌のホームページ、愛知県が発行するチラシ、県人会の会報などへ相談窓口の案内を掲載したほか、本土求人誌への広告を実施しております。

また、県出身者の住居の確保や生活支援のため、県外事務所において簡易宿泊施設や福祉事務所などへ同行し申請手続の支援などを行っております。

県外での就職支援では、ハローワークへの同行、求人情報の提供、履歴書の書き方の指導、面接の受け方に関する助言など具体的な支援を行っております。

県に戻ってきた方への住宅対策としては、県営住宅への優先入居を実施しており、２月20日現在20世帯が入居しております。

再就職支援では、県の賃金職員として約150人を臨時雇用することとしております。

知事は、２月３日に県内経済団体に対し雇用の維持確保について要請を行っております。また、全国知事会においても国や経済団体に対し雇用に関する要請を行ったところであります。

同じく代表質問との関連で、完全失業率の全国並み改善についてお答えします。

沖縄県では、完全失業率の全国平均化に向けて「みんなでグッジョブ運動」を展開し、地域産業の振興や企業誘致、ミスマッチ対策等に積極的に取り組んでいるところです。

この間、沖縄県の完全失業率は、平成18年の7.7%から平成19年は7.4%と低下しておりましたが、平成

20年は世界経済の減速による影響等で前年同率の7.4%となっております。

このように完全失業率の全国並み改善は厳しい環境にありますが、ぜひとも実現すべき重要な課題であると認識しております。

このための方策として、雇用再生特別事業基金等による緊急総合経済対策を推進しつつ、平成21年度から雇用戦略プログラム推進事業等新たな事業を集中的に展開するなど、目標達成に向けて全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　教育問題についての御質問で、達成度テストについてお答えいたします。

全国学力・学習状況調査の分析結果から、本県の児童生徒は知識・技能を活用する力に課題があることが明らかとなっております。

これを受けて教育庁内に学力向上施策検討委員会を設置し、これまでの学力向上対策の取り組みについて総括してまいりました。その中で、本県児童生徒の課題である知識・技能を活用する力の育成を図るため、これまでの達成度テストを改め、沖縄県学力到達度調査へと変更し、昨年12月に実施したところであります。

県教育委員会としましては、沖縄県学力到達度調査を通して児童生徒一人一人の学力の状況を的確に把握してきめ細かな指導に生かし、わかる授業の構築に努めてまいりたいと考えております。

次に、「夢・にぬふぁ星プランⅡ」についてお答えいたします。

平成21年度の学力向上主要施策「夢・にぬふぁ星プランⅡ」においては、児童生徒の「生きる力」をはぐくむことを目指して、基本的な生活習慣や確かな学力、豊かな人間性、健やかな体をバランスよく育成していくという学力向上対策の基本的な考え方を堅持しております。

今回の見直しでは、この「生きる力」をはぐくむために教師の指導力、家庭・地域の教育力、学校の経営力という３つの教育力がバランスよく発揮されることが大切であることを明示いたしました。

とりわけ、家庭の教育力の向上のためには、「早寝早起き朝ごはん」等の基本的な生活習慣の確立、健康・体力づくりや家庭学習の習慣化などを通して、幼児・児童生徒の健やかな成長を図ることが大切であることを位置づけております。

県教育委員会としましては、知・徳・体の調和のとれた人間の育成を目指し、学校、家庭、地域が一体となって学力向上対策を推進してまいりたいと考えております。

次に、勤務実態調査の原因分析についてお答えいたします。

分析検討委員会からの報告によりますと、教職員の時間外勤務が常態化し、業務に負担感を持っていることがわかりました。

その原因の分析としましては、子供の状況の変化や保護者、社会からの要請が多様化・高度化していること、教職員の業務が日々の授業や生徒指導を初め学級経営、各種会議、事務処理、部活指導、家庭との連絡など、これまで以上に複雑多岐にわたっていることなどが挙げられております。

次に、秋田県の学力向上対策についてお答えいたします。

秋田県の教育の特徴は、学校の教育力と家庭の教育力がバランスよく発揮されているところにあります。

学校においては、平成13年度から少人数指導等が推進され個に応じた指導の充実が図られ、学習内容の定着と教師の授業力の向上が図られております。また、単元評価問題や学習状況調査等を活用して、課題に基づく具体的な授業改善が図られております。さらに、家庭の教育力につきましては、学校と家庭の連携・協力により、家庭学習への取り組みも十分になされており、自然に勉強する習慣が身についております。

秋田県の取り組みから学ぶべきことは、学校の教育力とともに家庭、地域の教育力をバランスよく向上させていくことが大切であると考えております。

県教育委員会としましては、秋田県の効果的な取り組みを参考にし、本県の学力向上対策に生かしていきたいと考えております。

次に、勤務実態調査の結果を踏まえての改善策についてお答えいたします。

学校教育において教員がより働きやすく学校現場が元気になる環境づくりは重要であると考えております。

県教育委員会としましては、分析検討委員会からの提言を受け、教育委員会における業務の見直し、学校における改善策及び教職員みずからの改善策等の早期実施に向けて検討しているところであります。

また、提言の中にある定時退校日、ノー部活動日の設定や報告書類の簡素化、会議の精選等につきましては速やかに実施してまいります。

なお、「ＩＬＯ・ユネスコ教員の地位に関する勧

告」につきましては、国において検討されるものと考えております。

次に、非行の原因と対策についてお答えいたします。

児童生徒の非行及び問題行動の背景には、夜型社会や他人の子供に無関心であるなどの地域社会の課題、規範意識の低さや基本的な生活習慣の未確立などの本人の課題、親と子の触れ合いの少なさなどの家庭の課題、学校への不適応などの学校の課題等が挙げられます。

このことを踏まえ、県教育委員会としましては、学校において規範意識を高める取り組み等の充実を図るとともに、「立ち直り支援コーディネーター」の配置や「問題を抱える子ども等の自立支援事業」等を実施し、関係機関及び地域と連携した「子どもの居場所づくり」を推進しております。また、スクールエリア対策、安全学習支援隊等、警察とも連携した対応を行っております。

今後とも学校、家庭、地域、関係機関・団体等と緊密な連携を図り、児童生徒の問題行動の未然防止に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、新たな職の設置についてお答えいたします。

平成19年６月に学校教育法が改正され、学校における組織運営や指導の充実を図るため、新たな職として副校長、主幹教諭、指導教諭の設置が可能となり、各都道府県で平成20年度から導入が始まっております。

新たな職の設置は、教員の負担軽減、子供と向き合う時間の確保、教員相互の支援や働きやすい職場づくりにつながるものと考えております。

なお、主幹教諭は管理職ではありませんが、教職員のリーダーとして校務の一部を取りまとめ、組織的な機能を発揮するために設置するものであります。

県教育委員会としましては、市町村教育委員会、教育事務所長会、学校長会及び職員団体等との意見交換を踏まえて、平成21年度導入に向けた準備をしております。

次に、沖縄盲学校の単独校としての充実についてお答えいたします。

学校教育法が改正施行され、従来の盲・聾・養護学校は複数の障害種に対応した教育を行うことができる特別支援学校制度へと改められました。

県教育委員会としましては、特別支援学校を整備する場合には、障害種ごとの教育課程や学級編制及び障害の特性に応じた教室等の区分により、専門性の維持及び安全性の確保に努めることを説明しております。

沖縄盲学校は、県内の視覚障害教育の拠点としての役割を果たしてきたことから、そのセンター的機能の充実を図ることは重要であると考えております。

現在、沖縄盲学校の保護者等に敷地面積等も考慮した校舎配置図などを示し意見交換をしておりますが、安全性の確保への懸念が払拭できない場合には計画の見直しもあり得るものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　子育て支援事業の強化についての中の、地域子育て支援拠点事業の県負担を従来どおりとすることについてにお答えいたします。

保育関係の予算につきましては、財政状況が厳しい中、多様化・増大化する保育需要に対応するため、行政経費を徹底して削減するとともに、各実施事業において補助基準額等の見直しを行うという方針で編成しております。

こうしたことから、地域子育て支援拠点事業の県負担を従来どおりとすることは困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　総務部長。

〔総務部長　宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君）　子育て支援事業の強化についての御質問で、賃貸料の減免措置についてお答えをいたします。

沖縄県子ども会育成連絡協議会の貸付料につきましては、「普通財産の無償貸付及び減額貸付に関する取扱い基準」に基づき、５割を減額して貸し付けているところでございます。

なお、同協議会は同基準に基づく無償貸付の要件には該当しておりません。

○議長（高嶺善伸君）　企画部長。

〔企画部長　上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君）　我が党代表質問との関係で、国の構造改革路線による格差の拡大に関する県の総括についての御質問にお答えいたします。

国民生活の厳しい現状は、少子・高齢化や経済のグローバル化などを背景に、社会経済構造が大きく変化したことに起因するもので、これに対応すべく進められてきた構造改革はこの間の景気拡大をもたらしたものの、格差の拡大等も指摘されております。こうした状況等を踏まえ、国は安心実現のための施策や生活防衛のための施策等を推進しているところであります。

県としましても、これまで以上に産業の振興による

雇用の創出・確保に努めるとともに、健康福祉社会の実現など県民生活の安定が図られるよう取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（髙嶺善伸君）　嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽　宗儀君　再質問します。

普天間基地の危険性の除去の問題です。

知事は、これまで繰り返し普天間飛行場の移設問題の原点は、現在の普天間飛行場の危険性の除去であり、一日も早い危険性の除去のためにはキャンプ・シュワブに移設することが現実的な選択肢であると考えていますと繰り返し答弁しています。

そこで質問しますが、１、なぜＳＡＣＯ合意以後、14年も経過しているのに普天間基地の危険性の除去は放置されたままですか。移設問題はいまだにその実現の見通しさえありません。なぜそうなっているか、その根本的な要因は何だと考えていますか説明してください。

２、知事は、どうすれば移設問題が解決できると考えていますか。

３、グアム協定では新基地の建設は米軍再編で確認されたロードマップによるとされています。国際条約で知事の要請は受け入れられないことが明確になりました。それでも知事が沖合移動の可能性があると考えるならば、その根拠を示してください。

４、知事が実現できない沖合移動を要請しているから事態が進展しないのではありませんか。非現実的な辺野古への新基地建設にこだわっていたら、ますます解決は遠のくばかりです。そうでなく、より現実的だというのであれば、県民の先頭に立って普天間基地の無条件返還を求めるべきではありませんか。決意を伺います。

次に、特別自由貿易地域の問題について１点質問します。

その⑶番の中で、特別自由貿易地域の企業に関する入居基準はどうなっているかという、満たしていない企業が入居しているんじゃないかという声があるがという質問をしましたけれども、私が聞いたのは、特別自由貿易地域というのはそこで生産をして、国外に出すという関税ですよね、関税の恩典があるから特別自由貿易地域というんですよ。ところが、今の特別自由貿易地域に入居している企業は、本来言うその基準に合致している企業は１社もない。すべて県内か国内かに生産して出荷している。であれば、当然関税を取らないといけないわけです。この特別自由貿易地域に入社している企業は関税をちゃんと払っているかどうか、これをまず明らかにしてください。

それから教育長に質問します。教育問題について再質問します。

教育長の答弁を聞いて、学力向上のために懸命に取り組んでいることは理解できました。しかし、今までの学力向上推進運動を全力を挙げて取り組めば取り組むほど沖縄の教育がますますゆがめられるようなことになるなということを痛感しました。どんなに頑張っても方法に問題があれば成果を上げることはできないと思います。

では何が問題か。ずばり子供たちに対して押しつけ教育をしていることだと私は考えています。それが大きな問題だということで指摘しておきます。

子供たちがみずから進んで勉強するような条件を保障することです。水辺の馬ということわざがあるように、馬を水辺まで連れて行くことはできても水を飲みたくない馬に飲ませることはできない。非常にはっきりしています。現在は達成度テストを含めて競争をあおり立てて、教師の管理体制を強化して、物言わない教師をつくっています。教師を多忙に駆り立て、暗い教育現場にしています。このことをしっかりと受けとめて改善を図っていくべきだと思いますけれども、決意を伺います。

それから次に、学力向上の「夢・にぬふぁ星プランⅡ」との関係で質問します。

これは先ほど教育長が説明していますけれども、（資料を掲示）　これには「自分の「夢」に向かってひたむきに前進することを支援する」とりわけ生命の尊重、命の尊重、豊かな人間性の育成がうたわれています。ところが、このプランを破壊するような、これに反するような企画が県立博物館・美術館において行われています。それは３月20日から５月17日まで計画されている「人体の不思議展」のことです。

私がこの問題を取り上げたのは、「夢・にぬふぁ星プランⅡ」では、心豊かな子供たちを育成するということがはっきりうたわれていますし、それから特にこの中でも生命の尊重ということをきちっと方針に出しているわけです。

ところが、これは今いろいろ声がかかっていましたけれども、これを見ると人体、人間の体をこのように、写真を後で見ていただいていいと思いますけれども、（資料を掲示）　三つ切りにしてとんでもないようなものを展示しているわけですね。それで、この展示内容は実物の人体を剝製にして標本化して展示するものです。これはまさに人類に対する冒瀆であり、絶

対に許されません。人間の尊厳が守られていません。折しも世界映画祭において、「おくりびと」がアカデミー賞に輝いていますが、これは人間の死に対する尊厳を扱っています。この展示会はまさに人間の死を冒瀆するものであり、沖縄の子供たちに否定的な影響を与えることは明白であります。「夢・にぬふぁ星プランⅡ」にうたわれている目的を達成するためにもこういう計画は中止をさせるべきです。それから博物館・美術館の使用を中止させるべきだと考えますけれども、決意を伺います。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午後８時44分休憩

午後９時０分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　それでは再質問にお答えします。

ＳＡＣＯ合意以降、普天間基地の移設がなぜ進まないかと、その原因は何かという御質問にお答えします。

ＳＡＣＯ合意で県も合意した沖合案が突然一方的に変更されるなど、いろいろな経緯がありまして現在に至っております。県としては、政府と名護市が基本合意した案を進めることが現実的であると考えております。

それから移設問題の解決はどうすれば可能かという御質問でございますが、日米両政府の合意それから政府と名護市との基本合意、それをベースに着実に進めることが解決の早道であると考えております。

次に、グアム協定で沖合移動ができる根拠は何かという御質問にお答えします。

政府は、協定と辺野古移設の問題は関係ないと話しております。辺野古での建設計画について、位置の確定については今後協議会で協議され確定されるものと考えております。

沖合移動はやめて普天間の無条件返還を求めるべきではないかという御質問でございますが、普天間問題の解決は辺野古への代替施設の移設が現実的な解決策でございまして、今無条件を求めることは普天間問題の解決をおくらせるものであると考えております。

○議長（髙嶺善伸君）　観光商工部長。

〔観光商工部長　仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君）　特別自由貿易地域の入居基準に関する再質問についてお答えします。

特別自由貿易地域の用地分譲の基本的な資格要件は、貿易もしくはこれに関連する事業を行い、加工交易型産業の振興に寄与すると認められる者であることということで、加工交易型産業というのは輸入・移入した原材料を加工し、製品を輸出・移出する産業というふうに定義してございます。したがって、輸出・輸入ということであれば関税は当然支払っているということになります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　それでは嘉陽議員の再質問にお答えをいたします。

みずから学ぶ教育が必要ではないかと教育長の決意を問うということでございますけれども、すべての子供に学びを保障するとともに、学校の自立を支えることは教育の自治を担う教育委員会の役割だと考えております。

本県の教育は、児童生徒がみずから学ぶ力をはぐくむことを基本としております。この教育の理念は、国の施策で示された生きる力の概念そのものであります。本県においてもその教育の理念の実現に向けてさまざまな教育活動を展開しているところであります。

以上でございます。

○嘉陽　宗儀君　休憩してください。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午後９時４分休憩

午後９時５分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽　宗儀君　にぬふぁ星プランの問題で、人体があああいうことになっていることについて非常に私は嫌悪感を感じて、絶対許されないという憤りを感じています。ああいうものをこの沖縄の学校教育の現場に持ち込ませちゃいけないと。それについて教育長がコメントしなかったのは非常に残念に思いますけれども、それについてはこれ以上のことを言及しません。

それで次、特別自由貿易地域の問題についてですけれども、向こうは私調べてみましたら、本来ならば特別自由貿易地域というのは、そこの方に入居する企業は資材もとにかく関税を免除するというのが仕組みですから、県内から資材を持ち込む場合でも関税をかけなきゃならないし、そこで加工・製品にして外国に売る場合には関税はかけないけれども、県内に持ち込む場合には関税をかけなきゃならないんですね。ところが、今、全部外国に特別自由貿易地域の要件にかなっ

て販売している企業は１社もない。文字どおりそういう意味では、あの立地というのは異常ですよ。それを県が知りませんでしたということでは納得できない。これについては改めて次の予算特別委員会まででもいいですから、ちゃんと調べてこの違法状況、本来の趣旨に反するような事態については解決するために調べていてもらいたいと思います。

それから基地問題についてです、知事。

何度も同じことを私は聞きますけれども、この普天間基地の危険性の除去は同じことのずっと答弁ですよ。ＳＡＣＯ合意ができてから15年になるのに、いまだに一向に前進しない。それが現実的な解決策ですか、15年も解決できないのが。それじゃまずいですよ。なぜそうなっているかということについても聞いているけれども、答弁しない。少なくとも今の事態というのは異常。少なくとも知事は一生懸命キャンプ・シュワブに移設することが最良の道です、より現実的だと言うけれども、非現実的な態度ですよ、それじゃ。発想の転換をしなきゃならない。アメリカでさえもブッシュ大統領は侵略戦争、暴力を常にしていたけれども、アメリカの国内では少なくとも力から対話による話し合いにチェンジするということをやっています。

知事もこの際、安保頼みの態度から本当に平和外交、軍事基地を沖縄からすべて撤去するという方向にチェンジをしてもらいたい。別に決意は聞きません。そうしないと知事も将来の問題についても解決できない、今の知事では基地問題は解決できないということにしかならないと思います。

○議長（高嶺善伸君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明25日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後９時９分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　髙　嶺　善　伸

会議録署名議員　奥　平　一　夫

会議録署名議員　吉　田　勝　廣

# 平成21年２月25日

平成21年
第　3　回

# 沖縄県議会（定例会）会議録

# （第　8　号）

# 平成21年 第３回　沖縄県議会（定例会）会議録（第８号）

平成21年２月25日（水曜日）午前10時１分開議

議　　事　　日　　程　第８号

平成21年２月25日（水曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　甲第１号議案から甲第29号議案まで及び乙第１号議案から乙第40号議案まで（質疑）

――――――――――――――――――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　甲第１号議案から甲第29号議案まで及び乙第１号議案から乙第40号議案まで

甲第１号議案　平成21年度沖縄県一般会計予算

甲第２号議案　平成21年度沖縄県農業改良資金特別会計予算

甲第３号議案　平成21年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

甲第４号議案　平成21年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算

甲第５号議案　平成21年度沖縄県下地島空港特別会計予算

甲第６号議案　平成21年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計予算

甲第７号議案　平成21年度沖縄県下水道事業特別会計予算

甲第８号議案　平成21年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算

甲第９号議案　平成21年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算

甲第10号議案　平成21年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算

甲第11号議案　平成21年度沖縄県林業改善資金特別会計予算

甲第12号議案　平成21年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算

甲第13号議案　平成21年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算

甲第14号議案　平成21年度沖縄県自由貿易地域特別会計予算

甲第15号議案　平成21年度沖縄県産業振興基金特別会計予算

甲第16号議案　平成21年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算

甲第17号議案　平成21年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算

甲第18号議案　平成21年度沖縄県駐車場事業特別会計予算

甲第19号議案　平成21年度沖縄県公共用地先行取得事業特別会計予算

甲第20号議案　平成21年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算

甲第21号議案　平成21年度沖縄県病院事業会計予算

甲第22号議案　平成21年度沖縄県水道事業会計予算

甲第23号議案　平成21年度沖縄県工業用水道事業会計予算

甲第24号議案　平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第３号）

甲第25号議案　平成20年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第１号）

甲第26号議案　平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）

甲第27号議案　平成20年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）

甲第28号議案　平成20年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）

甲第29号議案　平成20年度沖縄県水道事業会計補正予算（第１号）

乙第１号議案　沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条列
乙第５号議案　沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　沖縄県統計調査条例
乙第９号議案　沖縄県消費者行政活性化基金条例
乙第10号議案　沖縄県安心こども基金条例
乙第11号議案　沖縄県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例
乙第12号議案　沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県妊婦健康診査支援基金条例
乙第14号議案　沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第15号議案　沖縄県企業立地促進条例の一部を改正する条例
乙第16号議案　沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例
乙第17号議案　沖縄県雇用再生特別事業基金条例
乙第18号議案　沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例
乙第19号議案　沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第20号議案　沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例
乙第21号議案　沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第22号議案　沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第23号議案　沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例
乙第24号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第25号議案　沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
乙第26号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第27号議案　土地の処分について
乙第28号議案　訴えの提起について
乙第29号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第30号議案　全国自治宝くじ事務協議会への岡山市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更について
乙第31号議案　西日本宝くじ事務協議会への岡山市の加入及びこれに伴う西日本宝くじ事務協議会規約の一部の変更について
乙第32号議案　第４次沖縄県国土利用計画（案）について
乙第33号議案　沖縄県離島医療組合規約の一部変更について
乙第34号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について
乙第35号議案　指定管理者の指定について
乙第36号議案　指定管理者の指定について
乙第37号議案　指定管理者の指定について
乙第38号議案　指定管理者の指定について
乙第39号議案　公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第40号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

出　席　議　員（47名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議長 | 髙嶺善伸君 | 25番 | 新垣良俊君 |
| 副議長 | 玉城義和君 | 26番 | 仲田弘毅君 |
| 1番 | 上原章君 | 27番 | 照屋守之君 |
| 2番 | 島袋大君 | 28番 | 辻野ヒロ子さん |
| 3番 | 中川京貴君 | 29番 | 嶺井光君 |
| 4番 | 桑江朝千夫君 | 30番 | 當間盛夫君 |
| 5番 | 平良昭一君 | 31番 | 当銘勝雄君 |
| 6番 | 仲村未央さん | 32番 | 渡嘉敷喜代子さん |
| 7番 | 照屋大河君 | 33番 | 前田政明君 |
| 8番 | 渡久地修君 | 34番 | 玉城ノブ子さん |
| 9番 | 上里直司君 | 35番 | 赤嶺昇君 |
| 10番 | 瑞慶覧功君 | 36番 | 比嘉京子さん |
| 11番 | 奥平一夫君 | 37番 | 金城勉君 |
| 12番 | 吉田勝廣君 | 38番 | 糸洲朝則君 |
| 13番 | 當山眞市君 | 39番 | 翁長政俊君 |
| 15番 | 座喜味一幸君 | 40番 | 浦崎唯昭君 |
| 16番 | 佐喜真淳君 | 41番 | 池間淳君 |
| 17番 | 玉城満君 | 42番 | 新垣哲司君 |
| 18番 | 仲宗根悟君 | 43番 | 具志孝助君 |
| 19番 | 崎山嗣幸君 | 45番 | 新里米吉君 |
| 20番 | 西銘純恵さん | 46番 | 嘉陽宗儀君 |
| 21番 | 山内末子さん | 47番 | 新垣安弘君 |
| 22番 | 新垣清涼君 | 48番 | 大城一馬君 |
| 24番 | 前島明男君 | | |

欠席議員（1名）

14番　吉元義彦君

説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 知事 | 仲井眞弘多君 | 会計管理者 | 福治嗣夫君 |
| 副知事 | 仲里全輝君 | 知事公室<br>秘書広報統括監 | 上運天昂君 |
| 副知事 | 安里カツ子さん | | |
| 知事公室長 | 上原昭君 | 総務部<br>財政統括監 | 名渡山司君 |
| 総務部長 | 宮城嗣三君 | 教育委員会委員 | 安次嶺馨君 |
| 企画部長 | 上原良幸君 | 教育長 | 仲村守和君 |
| 文化環境部長 | 知念建次君 | 公安委員会委員 | 安里昌利君 |
| 福祉保健部長 | 伊波輝美さん | 警察本部長 | 得津八郎君 |
| 農林水産部長 | 護得久友子さん | 労働委員会<br>事務局長 | 比嘉久晶君 |
| 観光商工部長 | 仲田秀光君 | | |
| 土木建築部長 | 漢那政弘君 | 人事委員会<br>事務局長 | 伊礼幸進君 |
| 企業局長 | 花城順孝君 | | |
| 病院事業局長 | 知念清君 | 代表監査委員 | 又吉春三君 |

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 長嶺伸明君 | 議事課長 | 嘉陽安昭君 |
| 次長 | 遊佐信雄君 | 課長補佐 | 平田善則君 |

主　　査　中村　　守　君　　主　　査　佐久田　　隆　君

―――――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、知事から、お手元に配付いたしました議案３件及び甲第30号議案に関連する補正予算説明書の提出がありました。

また、労働委員会会長の代理として本日の会議に出席を求めた労働委員会会長代理大城光代さんは、所用のため出席できない旨の届け出がありましたので、労働委員会事務局長比嘉久晶君の出席を求めました。

―――――――――――――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　日程第１及び日程第２を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第１号議案から甲第29号議案まで及び乙第１号議案から乙第40号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋　大河君　おはようございます。

一般質問の３日目、トップバッターです。どうぞよろしくお願いいたします。

質問の前に所見を述べながら一般質問を続けていきたいと思います。

私は、中部病院があるうるま市の出身です。

先月、年明けの正月、１月２日だったんですが、次男坊が体調を崩して中部病院にお世話になりました。救急車を呼ぶと、うるま市の消防が飛んで来てくれて、どこに行きますか、中部病院でお願いしますと。そしたら一発で受け入れをしていただきました。

先週、「県立中部病院の医療機能の継続を考えるシンポジウム」がありましたが、中部病院は、過去20年余り受け入れを拒否したことがないという報告がありました。大の大人ではあるんですが、医療に対する専門知識もないものですから、意識のない息子を抱えて大変戸惑っているときに、病院の救急の医師の皆さん、それから看護師の皆さんの適切な処置、対応に、本当に心から今感謝をするところです。

この県立病院の経営、運営について今大きく議論がされています。全適のまま病院事業局が示した再建計画でいくのか、あるいは独法化をするのかという議論です。

先週のシンポジウムには1000名近くの参加者がありました。部長、聞いていますかね。あり方の説明会に約300名も満たないですよね、４カ所で。それを考えると、中部病院、地域と一体となってその役割、非常に関心が高かったなというふうに感じています。

そしてその中身なんですが、もちろん県立病院の機能について、今のあり方について説明もありましたが、改めてこの経営が厳しいということも市民、地域の住民に知らせながら一緒になってその存続をしていこうという集まりです。

先ほど言ったような２つの方向性の中に、この経営を改善していかないといけない、存続を大切にしながら経営を再建していかないといけないというときに、一番現場で働く人たちあるいは県民の理解が必要だと思うんですよね。うるま市も厳しい財政の中で、究極の行財政改革と言われる合併を行ってきましたが、市民に理解が得られない中、４年たってもなかなかその効果が発揮できない状況にあるんですよね。

そういう意味では昨日知事からも、嫌だ嫌だというのに無理やり投げても独法化についてどうかなという発言もありましたので、しっかり県民、地域の皆さんの理解が得られる形で、それから現場の皆さんの安心がある職場の形でそういう結論が出ることを期待しています。これを申し上げて一般質問に移っていきます。

まず１番、米軍基地問題について。

⑴、原子力艦の災害対策について。

過去３回の議会で私は、県として原潜寄港に反対するよう何度も再考を求めてまいりました。残念ながら、なお県は日米安保を容認する立場から原潜寄港を認めるとのことですので、今回は原子力艦の安全対策、災害対策の面から質問を行います。

ア、災害対策基本法に基づく「防災基本計画」に「原子力艦の原子力災害」についての項目があり、そこでは原子力災害発生時における「災害情報の収集・連絡」、災害時の「活動体制の確立」、「避難収容等の防護活動」など、国や関係機関、関係自治体の役割分担が示されているが、各項目における国・県、地元うるま市の役割分担の確認状況を災害を想定した共同訓練の実施状況とあわせて伺います。

イ、「原子力艦の原子力災害」の項目に「防災業務関係者」とあるが、防災業務関係者とは具体的にどのような職種を示すのか。県・うるま市それぞれの防災業務関係者に従事する職員数について伺う。

ウ、計画では、防災業務関係者の安全確保のため必要な資機材を確保するよう努める旨、関係自治体に求

められているが、資機材とは具体的にどのようなもので、必要最低限の配備に幾らかかるのか。特に、現段階で県・うるま市に被爆防護服は何着準備されているのか、あわせて伺います。

⑵、国民保護計画に基づく図上訓練について。

去る２月３日、県庁とうるま市役所で戦争やテロ発生時の住民避難を定めた沖縄県国民保護計画に基づき、県内初の図上訓練が実施された。市町村担当者からは、市町村の役割について不明な点が多いとする戸惑いの声もあったようだが、図上訓練における成果と今後の課題について伺いたい。

⑶、嘉手納基地の外来機飛来増について。

昨年に引き続き嘉手納基地にＦ22Ａラプター12機が一時配備され、騒音・爆音をまき散らしています。昨年は約３カ月間で約580回、今回も米側は配備中の出撃訓練回数を数百回と明言しており、昨年以上の飛行回数、住民への爆音被害が予想されます。過去には嘉手納に一時配備された輸送機が常駐した例もあり、このままでは来年も再来年も飛来し一時配備が恒久化あるいはそのまま居座って常駐するのではないかと強い疑念を抱いております。

以下、質問いたします。

ア、米軍再編で負担軽減の目玉とされた嘉手納所属Ｆ15の訓練移転と外来機の飛来数増加を比較した場合、県は周辺住民の負担の増減をどのように考えているのか伺う。

イ、Ｆ22の一時配備に限らず、合同訓練や即応訓練などの名目で岩国所属のＦ18ＡやＡＶ８ハリアーなどが飛来するなど、外来機飛来による訓練増加で嘉手納基地周辺の爆音は激化する一方である。県として外来機飛来と騒音発生回数増加の因果関係を証明できるデータを測定できているか。

ウ、2007年３月の移転開始からことし１月末までの訓練の県外移転の回数と延べ日数、移転されたＦ15の延べ機数を県はどのように把握しているのか。同期間の嘉手納基地における外来機飛来数と駐留の延べ日数、訓練回数とあわせて伺います。

⑷、東村高江の仮処分問題について。

東村高江のヘリパッド建設に反対し現場で座り込みを続ける住民らを相手に、沖縄防衛局が通行妨害禁止と現場周辺工作物の撤去を求める仮処分命令を那覇地裁名護支部に申請中である。我々野党議員団も激励のために座り込み現場を訪ねたが、住民は平和的生存権を主張し、ただ穏やかに暮らしたいとの正当な抗議活動を展開しているだけである。にもかかわらず、国策に従わない者を妨害者と名指しし、司法の力をかりてねじ伏せようとする国のやり方は行政手法として明らかに間違っていると考えるが、知事の見解について伺います。

大きい２番、後期高齢者医療制度について。

⑴、嘉手納町は、本年度より県内自治体として初めて後期高齢者医療制度の保険料の一部助成を行う方針を決めたようだ。また、東京都日の出町が４月から後期高齢者の窓口負担分医療費を全額補助し無料にすると発表している。

昨年の制度導入以来、全国のお年寄りが悲鳴の声を上げる中、助成に対する濃淡がありながらも市町村ができる範囲で手厚い福祉を講じていこうという姿勢を大変うれしく、また頼もしく感じているが、これら市町村の取り組みに対する知事の評価を伺う。

後期高齢者医療制度については、知事もあるいは担当部長も皆保険制度を維持するために見直しでということをずっと言ってまいりましたが、自治体から見て非常に冷たく感じています。

そういう意味で、嘉手納町やあるいはその日の出町、宮古の方でもお年寄りに対する施策を新たに展開したと聞いています。市町村自治体の方が、あるいは住民の声に近いのかなというふうに感じています。嘉手納も決して財政が豊かというわけではないと思います。去る議員選挙の際にも３つの議席の減ですか、そしてその行財政改革を当選挙戦が先月も繰り返されていました。他の市町村でまねしようと思ってもこれできないわけですので、あるいはしっかり後期高齢者医療制度を廃止していくと。そうすればまた嘉手納でも医療費の無料化とかヒージャーで健康づくりの施策の展開とかできると思うんですよね。別の展開もあると思いますので、改めて後期高齢者医療制度について、嘉手納の取り組みについて知事の見解を伺います。

３番、ホームレスの自立支援について。

⑴、去る11月議会でホームレス自立支援のＮＰＯ団体「プロミスキーパーズ」について市町村を巻き込んだ国と一緒になっての行政支援、業務委託を提案したところ、福祉保健部長より、国と協議の上検討していきたいとの前向きな答弁をいただいた。「プロミスキーパーズ」については先日の国会質問でも取り上げられ、舛添厚労大臣からも高い評価を得ているが、その後、ホームレス自立支援事業の業務委託について、国や県内市町村との間で協議は進んでいるのか。業務委託の検討状況について具体的な答弁を求めます。

大きい４番、遺骨収集事業について。

県内で遺骨収集作業に取り組む佐賀のＮＰＯ団体「戦没者を慰霊し平和を守る会」が、昨年12月15日に

厚生労働省の担当者と面談を行っております。

以下、関連して質問を行います。

⑴、「平和を守る会」が、与那原町の旧船舶工兵隊の防空壕の発掘調査を申し入れている件について、この壕は、県が地元陳情を受けているにもかかわらず、地主の了解が得られないとの理由で、数十年間にわたって発掘調査が実現していないものである。厚労省より県に対して、地主の理解が得られない状況でどのような対応ができるのか検討の上、１月中に報告してほしいとの要請があったと思うが事実か。県は厚労省に対してどのような報告を行ったのか伺う。

⑵、去る11月議会で私も質問をした戦没者墓苑内の安置室について、厚労省から県に対して、収集した遺骨の管理状況を改善するよう話があったようだが事実か。県による具体的な改善策の検討状況について伺う。

大きい５番目、派遣切り、雇いどめなど県出身者の雇用問題について。

⑴、製造業を中心とする県外企業での解雇や雇いどめについて、３月末までに予想される県出身者の失業予定者について、県はどの程度の規模になると想定しているのか伺います。

⑵、昨年12月以降、名古屋を初めとする県外事務所に緊急労働相談窓口を開設している。これまでの各窓口における相談件数、受け付け件数と再就職支援の成果について伺う。

⑶、県や市町村の社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業への相談件数が急増しているとのことが明らかになった。一方、相談件数の伸びに対し、申請、給付実績は低調で制度自体の見直しが必要との指摘があるが、県の見解について伺います。

６番目、観光行政について。

⑴、中国クルーズ船の寄港中止について。

去る１月16日、沖縄シップスエージェンシーは、中国から沖縄に６回にわたって計１万2000人を送り込む予定だったクルーズ船「レジェンド・オブ・ザ・シーズ」の沖縄寄港が取りやめになり、寄港先を福岡県に変更したと発表した。沖縄寄港が取りやめになった理由と、寄港取りやめによる経済的損失がいかほどと試算しているのか伺います。

⑵、クルーズ船の入国審査について。

ア、県内におけるクルーズ船寄港時などを含めた出入国手続に関し、４月以降、福岡入国管理局に新たに入国審査官９人を増員し、九州・沖縄地区に対応する「審査応援班」が設置されるようだ。「審査応援班」の設置により入国審査手続がどの程度短縮されるのか、従来の審査時間と比較した場合の短縮幅を伺いたい。

イ、長崎港や博多港などでは、クルーズ船が入港する際、港にテントを張り通訳を配置して観光やショッピングの案内を行っているようだ。沖縄でも同様に港に通訳を配置しているのか、それぞれの人数を含めて伺いたい。

ウ、外貨への両替及び観光・ショッピング案内所は、国際通りの１カ所にとどまっている。年間観光客1000万人を実現するためにも同様の案内所を増設するべきと考えるが、県の見解について伺う。

７番目、教育行政について。

⑴、障害児の小学校内の特別支援学級に在籍する比率が、県内は2008年５月１日現在53.59%で全国平均71.43%より大きく下回り、少なくとも３年連続で全国最下位であることが明らかになった。就学率の低さは学校の受け入れ体制が全国に比べ整っていないことを示すものだが、実態認識と原因分析、受け入れ体制拡大に向けての取り組むべき具体的な支援策について県の見解を伺います。

⑵、県内の公立学校で長時間労働者の精神疾患などを予防するために、労働安全衛生法で義務づけられている医師による面接指導体制を整備している学校が2008年５月１日現在31.9%にとどまり、全国平均を大きく下回っていることが明らかになった。精神疾患で休職する教員が増加傾向にあることと無関係ではないと考えるが、実態認識と原因分析、体制整備のための具体的な取り組みについて県の見解を伺います。

以上です。

よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　おはようございます。

照屋議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第１に、米軍基地問題に関係する御質問で、国民保護図上訓練の成果と課題についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の国民保護図上訓練の成果としましては、大規模テロによる緊急対処事態における避難の指示などの手順や関係機関との連携などを確認できたことでございます。

今後の課題といたしましては、今回、市町村ではうるま市のみの訓練参加であったこともあり、各市町村における国民保護措置の対処能力の向上が課題であります。

次に、米軍基地問題に関連しまして、嘉手納飛行場

の訓練移転等に係る御質問にお答えいたします。

最近の嘉手納飛行場をめぐっては、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されていますが、依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとは言えない状況でございます。

県としましては、外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により県民に被害や不安を与えることがあってはならず、訓練の安全管理などには万全を期し、県民の生命、生活及び財産に配慮すべきであると考えております。

次に、観光行政に係る御質問で、クルーズ船の寄港中止と経済的損失についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

寄港中止になったクルーズ船につきましては、中国政府による台湾渡航許可制限により台湾への寄港が認められず別のコースに変更され、結果としまして那覇港への寄港がキャンセルされたものでございます。

寄港取りやめによります経済的損失は、乗船予定客数１万2000人に対して、１人当たりのクルーズ船にかかる観光消費額をもとに試算しますと約２億7000万円となっております。

同じく観光行政に係る御質問の中で、通訳等の配置と派遣人数に係る御質問にお答えいたします。

沖縄県におけるクルーズ船入港時の通訳につきましては、受入市町村を中心に派遣しております。2000名規模の大型クルーズ船の場合は10名程度、それ以外は５から６名派遣をし、港内で観光案内等に対応しております。

なお、通訳派遣に関する他県の状況は、長崎港で５名から10名程度、博多港におきましては５名を派遣していると聞いております。

同じく観光行政に係る御質問で、外貨両替が可能な観光案内所の増設に係る御質問にお答えいたします。

これまで外貨両替は銀行のみで行われておりましたが、外国人観光客の増加に伴い、両替・観光案内所が平成18年度に那覇空港国際線旅客ターミナルに、平成20年度には国際通りに設置されております。

外国人観光客の受け入れ環境の整備におきまして、両替・観光案内所の充実は必要であることから、今後とも関係団体等の協力を得まして外貨両替が可能な観光案内所の設置を促進し、外国人観光客によるショッピングの利便性の向上に努めてまいる所存でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　原子力災害時における役割分担と共同訓練の実施についての御質問にお答えします。

国の防災基本計画に基づき、県・うるま市の策定した地域防災計画において、原子力艦による原子力災害に対する災害予防・応急対策、役割分担等を定めております。

うるま市においては、平成20年３月にうるま市消防本部、うるま警察署と共同で図上訓練を実施し、関係機関の役割分担や連携体制の確認・検証を行っております。

県としては、来年度に国やうるま市、関係機関などと連携した図上訓練を実施したいと考えております。

次に、防災業務関係者の職種及び職員数についてお答えします。

防災業務関係者とは、周辺住民に対する広報や避難誘導、放射線モニタリング等の災害応急対策活動等を実施する者であります。

防災業務関係者の職種については、国、地方自治体の防災担当職員のほか、警察官、消防吏員、消防団員、海上保安庁職員や災害派遣による自衛隊員等も含まれます。

防災業務関係者の職員数については、災害の規模や被害状況等により異なってくることになりますが、県では約10名、うるま市においては約40名が初動時における災害応急対策活動に従事することとしております。

次に、防災業務関係者の安全確保の資機材と費用、所有する防護服数についてお答えします。

放射能災害に対する資機材は、放射線を防ぐための放射線防護服、放射性物質による身体汚染を防ぐための簡易汚染防護服、内部被爆を防ぐ防護マスク、その他個人携帯用線量計や放射線測定器などが挙げられます。

防災業務関係者の防災活動では、簡易汚染防護服、防護マスク、個人携帯用線量計等の装備で防護可能とされており、１人当たりの装備費用は５万円程度になるものと考えております。

現在、県においては簡易汚染防護服20着、個人携帯用線量計15式、放射線等測定器11式を保有しておりますが、うるま市においては放射線防護服等は保有しておりません。

次に、Ｆ15の訓練移転の回数等についてお答えします。

訓練の移転については、防衛省から日数や機数の情

報を把握しておりますが、これによれば、平成19年３月からことし１月までの嘉手納飛行場からの訓練移転は７回実施されており、日数は延べ37日間、移転訓練を行ったＦ15戦闘機の機数は延べ30機となっております。

また、外来機の飛来数等については、今般のＦ22戦闘機の臨時展開など、米軍等から情報提供のある場合を除き把握しておりません。

次に、高江のヘリパッド関連で、国による仮処分の申し立てについてお答えします。

国によると、平成20年11月25日、北部訓練場のヘリコプター着陸帯の移設工事を安全かつ円滑に実施するため、工事に反対する人々を債務者とする通行妨害禁止及び工作物等収去の仮処分の申し立てを那覇地方裁判所名護支部に行ったとのことであります。

県としては、現在、仮処分手続が裁判所において継続中であることから、今後の司法の判断を見守ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（髙嶺善伸君）　文化環境部長。

〔文化環境部長　知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君）　米軍基地問題についての御質問で、外来機飛来と騒音増加の因果関係についてお答えをいたします。

県の航空機騒音測定システムでは航空機騒音の機種別での区別ができないため、常駐機と外来機による騒音の区別は困難でありますが、測定結果と新聞報道等による情報を照合することにより、外来機の飛来及び訓練による騒音の状況を把握している状況でございます。

平成21年１月におけるＦ22戦闘機及びＦ16戦闘機の合同訓練開始前と訓練中の日平均騒音発生回数を比較したところ、屋良局では90回から106回に、砂辺局では51回から66回に増加しておりました。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　後期高齢者医療制度についての御質問の中の、市町村独自の後期高齢者医療制度に対する取り組みについてにお答えいたします。

後期高齢者医療制度につきましては、国の制度としてすべての高齢者に公平に負担をしていただくことを基本にしております。医療保険制度における市町村の独自の取り組みにつきましては、市町村それぞれの財政を含む状況により創設されるものと考えております。

なお、同制度につきましては施行後の改善が進められており、保険料については低所得者に対し均等割部分の９割軽減が創設されるなど、国民健康保険に比べて手厚い軽減策が図られたところであります。

続きまして、ホームレスの自立支援についての御質問の中の、ホームレス自立支援事業の民間委託についてにお答えいたします。

「プロミスキーパーズ」は、これまでホームレスの方々の自立支援を積極的に行ってきたＮＰＯ団体であり、最近では那覇市との連携による住居確保に関する事業を開始したことを承知しております。

ホームレスの方々に対して相談や住居、食事の提供などを行う「ホームレス自立支援事業」の民間委託につきましては、施設整備や人員の配置など種々の設置要件があります。県では、現在、これらすぐれた団体との業務委託を行えるよう、市町村とも連携しながら検討を行っているところであります。

続きまして、遺骨収集事業についての、与那原町の防空壕の発掘調査についてお答えいたします。

発掘調査につきましては、厚生労働省社会援護局援護企画課外事室から平成20年12月22日付で照会がございました。国への報告につきましては、地権者３人の所在が把握できないため私有地への勝手な立ち入りは同意なくしてできないものと考えられることから、遺骨収集作業ができない状態にあります。また、当該地区は地すべり地域であり、周辺の墳墓に被害を与える可能性があるため、工法について検討を要する旨報告いたしております。

同じく遺骨収集事業の遺骨安置室の改善策についてお答えいたします。

平成20年12月22日付で厚生労働省、先ほどの外事室から照会がございました。遺骨安置室は戦没者の遺骨が毎年平均100柱前後収骨されている現状から、遺骨を仮安置して管理するには手狭な状況にあります。

遺骨安置室の改修につきましては、厳しい予算状況ではありますが、今後検討してまいりたいと考えております。

続きまして、派遣切り、雇いどめなど県出身者の雇用問題について、生活福祉資金制度の課題についてにお答えいたします。

生活福祉資金制度につきましては、その課題として貸付件数の減少、制度のＰＲなどがあると承知しております。このことを踏まえて、現在、県社協においては、県民のニーズに対応して貸し付け実績を高めるため、主な貸し付け種類ごとにパンフレットを作成し、

ハローワークや学校説明会での配布など、制度の周知に努めております。

県としましては、県社協、市町村社協と連携して同制度のＰＲに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　観光商工部長。

〔観光商工部長　仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君）　派遣切り、雇いどめなど県出身者の雇用問題に関する御質問の中で、３月末までに予想される県出身者の失業者数についてお答えします。

厚生労働省の全国調査によると、ことし３月までに約12万5000人の非正規労働者が期間満了などによる雇用調整を受けることが見込まれておりますが、出身県別での調査は行っていないことから、県出身者の失業者数を把握することは困難であります。

次に、緊急労働相談窓口における相談件数と再就職支援等の成果についてお答えします。

県外事務所等に設置した緊急労働相談窓口への相談件数は、２月13日現在までに59件となっております。

主な相談内容としては、求職活動や住宅、生活の不安に関するものとなっており、内容に応じて簡易宿泊施設へのあっせん、福祉事務所への紹介、ハローワークへの同行などの生活支援、再就職支援などを行っております。

次に、観光行政に関する御質問の中で、クルーズ船に係る入国審査時間の短縮についてお答えします。

法務省福岡入国管理局那覇支局によりますと、現在、乗船客1000人規模のクルーズ船の場合、10人の審査官で最低でも２時間を要するとのことです。

今回配置予定となっている審査官９名全員が仮に審査に加わりますと、手続に要する時間は約１時間程度短縮されることが見込まれます。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　教育行政についての御質問で、障害のある児童生徒の就学についてお答えいたします。

マスコミ報道で、本県の障害児の地域就学率最低とありましたが、平成20年度は特別支援学級に申請のあった児童生徒1221人のうち、98％に当たる1194人が入級しております。入級しなかった児童生徒の内訳は、通常学級へ13人、特別支援学校へ５人、取り下げた者が４人、県外への転出が５人となっております。特別支援学級への入級につきましては、市町村教育委員会が適正就学指導委員会の判定に基づき決定をしております。

対象の児童生徒が少ない場合は近隣校との連携、拠点校への通学、特別支援教育支援員の活用など適切な指導がなされるよう配慮し、児童生徒が特別支援学級に入級できる受け入れ体制を構築しております。

県教育委員会としましては、市町村教育委員会と連携を図り、児童生徒の障害の程度に応じた適切な就学ができるよう努めてまいります。

次に、公立学校の面接指導体制の整備についてお答えいたします。

改正労働安全衛生法の施行により、平成18年４月１日から、事業者は長時間労働者に対し、脳・心臓疾患の発症を予防するため、医師による面接指導を実施することが義務づけられました。

平成20年５月１日現在の公立学校における面接指導体制の整備率は、県立学校が職員50人以上の学校で56.7％、50人未満の学校で33.3％、また、市町村立学校では職員50人以上の学校で63.6％、50人未満の学校で28.9％となっております。

職員50人未満の学校につきましては、同法改正の適用が平成20年４月１日からであったため、周知不足等により体制整備がおくれている状況にあります。

現在、各県立学校長及び市町村教育委員会に対して、文書による通知や各種研修会等を通して、法改正の趣旨及び面接指導体制の必要性等を説明するなど、周知徹底を図っているところであります。

県教育委員会としましては、今後とも快適な職場環境の形成及び教職員の安全と健康保持増進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋　大河君　まず、原子力艦のホワイト・ビーチへの寄港について。

うるま市の保有する防護服はないということでありました。昨年の３月には寄港回数の増加を受けて、うるま市が消防・警察と図上訓練を行ったことは承知していると。県も来年度にやるということですが、実動訓練については図上訓練の課題を持ってやっていきたいと。しかし、既にうるま市でやった図上訓練の中にその課題があるわけです、防護服がないと。そういう資機材が確保できないということなんです。

うるま市は、一貫してその寄港に反対しているということはこの議会でも言ってきました。皆さんが安全保障、日米安保を容認する立場から原潜寄港を容認す

ると言っているわけです。その資機材の購入に対しては、国がやるのか自治体がやるのかという明確な基準がないようですので、そういう意味では県が国に対してしっかりその資機材、防護のための災害対策のための資機材を用意するように求めていくとか、県がうるま市に補助するとかそういうことをすべきじゃないでしょうか。

県は、普天間飛行場の名護移設についてあるいは泡瀬の問題について地元の意見をというふうな答弁の仕方をしますが、うるま市は原潜寄港に対して市長も市議会も一体となって一貫して反対してきているんですよね。そういう意味で、地元の意見という使い方、矛盾を感じるものですから、この機材の件よろしくお願いします。

それから、昨年12月に環境条例ができました、議会の方でですね。その環境条例の適用、原潜の寄港は国内で横須賀、佐世保というふうにあるんですが、防災対策については非常に進んでいるんです。防災協定なども米軍と結んでいる地域もあります。そういう意味では米軍関係者に協定を結びなさいというふうなことを地域と、地元うるま市とそういう申し入れを強くしていくべきではないでしょうか伺います。

それから嘉手納について。

外来機の飛来回数について把握していない、騒音の区別についても新聞報道で情報を収集しているということです。県民に被害、あるいは不安を与えてはいけないという、言葉では強く感じるんですが、地元は一時配備もこれからずうっと続くんじゃないかというふうな不安もありますし、実感として騒音・爆音の実感としてふえているというふうに感じているんですね。そういう意味では、さっきの言葉があるんであればしっかりその実態を把握してそういう努力をして、国あるいは米国に訴えていくべきではないでしょうか。

それから図上訓練についてですが、地元の対応・対処を求めていくということですが、沖縄戦を経験した沖縄にとって、有事を想定する国民保護計画に対する拒否感ですね、非常に多いんですよね。そういう意味で、11の自治体でまだその計画も立てられていないということです。そういう意味で今後、国民保護計画に伴う図上訓練について、そういう県民の感情をしっかり考慮していただきたいなというふうに思いますので、軍は民を守らない、これが軍の本質だというふうに僕も体質だというふうに思っています。そして戦争やあるいは戦時においての軍の実際だというふうに感じていますので、国民保護計画による図上訓練について慎重に対応していただきたい。お願いしておきます。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時48分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　まず、防護服と資機材の整備についてでありますが、資機材の整備については、それぞれの自治体で基本的には対応することになっているかと思います。

ただ、御指摘の点について、うるま市からの事情も伺いながら、また国ともどういう対応ができるか相談をしていきたいというふうに思っております。

それから環境条例についてですが、市と米軍との協定を結ぶようにすべきだという御指摘だと思いますが、それについてもよくうるま市の方から事情を伺いながら、また他府県の事情等についてもきちんと状況を把握して調整をして相談に乗っていきたいと思っております。

それから嘉手納の騒音についてでございますが、確かに訓練の県外移転をやりながらもＦ22が３カ月間臨時的に配備されるというような中で、騒音が通常よりもむしろ増加しているというふうな事情については、我々も承知はしているところでございます。このように、県外移転をやりながらもむしろ騒音が減少しないということについては、これは非常に遺憾であると思っております。

そのような実態の把握についても、関係市町村とも連携を図りながら実情の把握に努力をしていき、また米軍等についても騒音の軽減にもっともっと努めるよう申し入れていきたいというふうに考えております。

それから、図上訓練でございますが、今回大規模テロというふうな可能性を想定して、自治体がどのような対応を行うべきかといろんな事態が想定できるわけですので、軍隊は県民を守らないという歴史的な沖縄県の経験はあるわけでございますが、しかしそういうふうな軍隊であってはいけないということも含めて、やはりきちんと県民・国民の保護ができるような体制を日ごろから準備するということも重要な課題だと思っております。そういうテロ等に遭った場合にきちんと自治体がそれぞれの役割も発揮できる、関係機関もそれぞれの役割が発揮できる体制というのを今後時間をかけて整備していく必要があるだろうと思いますので、御指摘のことも配慮しながら取り組んでいきたいと思っております。

○議長（髙嶺善伸君）　崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山　嗣幸君　おはようございます。

質問に入る前に所感を述べさせていただきます。

去る２月23日、上里直司議員の郵住協の質問の中で、漢那部長は「再開発のための推進協議会設置は、団地自治会の交渉相手の問題で、調整中である」と述べました。

この問題は、事業者が団地自治会役員への疑義を出して協議会設置を引き延ばしていることによるものであります。しかし、自治会は既に１月29日に新しい役員が交代をされてそのあいさつを終えています。このような事実関係があるにもかかわらず、自治会の役員に責任を押しつけ、約束を引き延ばしていることは、県にも大きな責任が私はあると思います。

去年の平成20年５月16日には、山城統括監が団地自治会に事業者、県、那覇市の推進協議会設置のリーダーシップをとると言明をしております。

そして、平成20年７月７日定例県議会で、私の質問に対して、漢那部長は「協定書第13条は、事業者も同意しているので、県も関与を認識している」と述べ、協議会の設置を早急に働きかけると約束をしております。県は、協議会設置の約束をしてから既に１年近くなります。

去る２月23日、団地自治会では弁護士を招いての勉強会が開かれました。75人の住民が出席をして、30年住み続けて、家主が民間の会社に変わったからと言って老朽化を理由に退去せよとは、夜も落ちついて眠れないとの声がほとんどでした。弁護士は、借家権があり、法は皆さんをしっかり守っているから住み続けてくださいと激励をしておりました。

また、県は今になって郵住協は解散したから協定書の履行は求められない。民法及び借地借家法の適用がされますなどと責任逃れともとれる答弁に変わり始めております。

では、当時、県はそうなると知りながら協定書を交わしたのか、住民をだましたことにならないのか。行政責任と道義的責任が私は問われてくることになると思います。

では、通告に従って一般質問を行います。

１、まず、第１点目は金武町伊芸区での流弾事件について質問します。

⑴、昨年12月、米軍のキャンプ・ハンセン演習場に隣接する金武町伊芸区で銃弾被弾事件が発生をしました。明らかに米海兵隊の使用する弾丸と鑑定されているのに、在沖米軍海兵隊は米軍の関与を否定し、射撃訓練の継続を表明をしております。米軍の実弾演習は日増しに激化し、戦場さながらの様相を帯び、伊芸区民を恐怖に陥れています。演習場は、住民地域や高速道路、県道など生活道路にも隣接しており、多くの県民及び観光客にも直撃する可能性を有する危険な状況にあります。したがって、県当局は早急に原因究明をし、責任の所在を明確にするとともに、演習の訓練中止を求めるべきではないか伺います。

⑵、社民・護憲の県議団と照屋寛徳衆議院議員９名は、キャンプ・ハンセン司令部を相手に殺人未遂、器物損壊を理由に沖縄県警に告発をしました。被告人、在沖米軍海兵隊司令部は、キャンプ・ハンセン演習場内レンジ４、レンジ７から発射する実弾が流弾、跳弾し、伊芸区民の生命身体に危害を加え、財産及び器物を損壊させる可能性があることを十分知りながら、不特定多数の者に自動小銃、重機関銃を発射するなどして、殺人未遂、器物損壊を惹起させたことになります。告発の取り扱いはどうなっているか伺います。

⑶、航空自衛隊ＣＨ47Ｊ輸送ヘリがキャンプ・ハンセンの着陸帯を使用しています。米海兵隊が実弾射撃訓練で流弾事件を起こしているさなかに、自衛隊の輸送ヘリが乗り込んでくるとは、米軍と自衛隊が一体となって県民に挑戦しているようなものであります。このような傍若無人な言動に厳しい批判と抗議をすべきと考えるが、県の対応策を伺います。

第２点目は、交通政策についてであります。

⑴、県総合交通体系基本計画における公共交通の役割と構想を伺います。

⑵、県公共交通活性化推進協議会におけるバス路線網の再構築の問題点と課題を伺います。

３点目は、正規雇用対策についてであります。

雇用をめぐる深刻な状況は、正社員や公務員の場合も同様であり、長時間労働、過労死、過労自殺、ストレス障害など、命と健康が脅かされております。

今ほど労働が商品化され、しかも安上がりの使い捨て商品にされている時代はないと思います。雇用の基本的なあり方は、長期的な安定雇用であります。

しかし、正規雇用を減らし、契約社員、パート派遣に置きかえる非正規雇用化が加速し、今や３人に１人が非正規労働者です。非正規雇用の特徴は、雇用の不安定、賃金労働条件は低く、正規雇用と著しい格差が起こっております。格差と貧困、ワーキングプアが日本の重要な政治問題、社会問題化しております。

このような雇用の劣化は、財界と政府が政策的に進められてきたということが問題であります。

95年の日経連の新時代の日本的経営は、非正規雇用

を多様化する雇用政策を打ち出しております。政府は、このような企業の後押しとして労働法制の規制緩和を進め、非正規の流れを促進させてきたことにあります。

全国の自治体でも緊急雇用対策事業が実施されているが、短期的な臨時雇用に応募者が少なくて、正規職員の募集に殺到する特徴があらわれております。不安定な身分、低賃金、社会保障制度の不備など、非正規雇用への生活不安、将来の希望を持てないことが示されております。では、したがって、政府や県の正規雇用対策の具体的な施策を伺います。

⑵、県庁における非正規（嘱託・賃金職員）の年次的な実数の推移を伺います。

⑶、県庁の非正規雇用の主な業務内容を伺います。

⑷、おきなわ女性財団における嘱託職員の雇いどめ問題は不当解雇ではないか、伺います。

第４点目は、土木行政についてであります。

⑴、真地久茂地線に伴う識名トンネルの概況と工事の進捗状況を伺います。

⑵、交通渋滞問題、排気ガス、騒音、粉じん等の環境対策を地域住民と話し合いは十分なされたのか伺います。

第５点目は、我が会派の代表質問との関連についてであります。

⑴、知事は、「在沖米海兵隊のグアム移転協定」に対し、基地負担の軽減になり、沖合移動等を規制したり影響を与えるものではないと評価する立場を表明をしております。

この協定は、在日米軍再編のロードマップを条約と同じレベルの拘束力をもって２国間協定にして一層縛りをかけ、県民の頭越しに普天間基地の辺野古移設を実現させ、海兵隊のグアム移転費用約61億ドル（5550億円）の莫大な血税を日本側に負担させる内容であります。

このように重要な内容をはらむ協定を何の根拠があって沖合移動の位置問題は影響しない、また、パッケージが紛れ込んでいる辺野古移設が何で基地負担軽減になるというのか知事の見解を伺います。

以上、答弁よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　崎山議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第１に、交通政策に係る御質問の中で、沖縄県総合交通体系基本計画における公共交通の役割と構想についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

公共交通は、利用者の利便性の向上に資する交通サービスの提供を役割といたしております。このような観点から、沖縄県総合交通体系基本計画ではなお一層の利用者の利便性の向上を図りますとともに、都市構造の誘導、環境負荷の軽減、そして経済活動の活性化などにも寄与する新たな公共交通システムの構築を目指すことといたしております。

次に、土木行政の中で識名トンネルの概況に係る御質問にお答えいたします。

識名トンネルは、真地久茂地線の一部として那覇市識名地内に位置づける延長559メートル、幅員30メートル、４車線の眼鏡トンネルでございます。

トンネル工事は、平成18年12月から着手し、平成20年10月には掘削が完了いたしております。現在、覆工そしてコンクリート工事等を実施いたしているところであります。

今後、舗装工事や照明等の設備工事を実施し、平成21年度末の完成を目指して取り組んでまいります。

次に、会派の代表質問との関連の御質問の中で、在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定についての御質問にお答えいたします。

在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定につきましては、日米両政府が在日米軍再編に関する合意を再確認するために締結したとのことであります。

県としましては、県民の基地負担の軽減につながる在沖米海兵隊のグアム移転を確実に実施するため、当該協定が締結されたものであると認識をいたしております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　まず、金武町伊芸区での流弾の原因究明と訓練中止についての御質問にお答えします。

県は、今回の銃弾事案に対し、米軍による調査の内容等についてより詳細な説明を求めているところでありますが、米軍の演習によるものであった場合には、演習の中止を含め、訓練内容の見直しを求めていくべきものと考えております。

次に、航空自衛隊によるキャンプ・ハンセンの着陸帯使用についての御質問にお答えします。

航空自衛隊によると、今回のキャンプ・ハンセンへのヘリの発着は、同施設の共同使用ではなく、訓練の視察研修を目的として隊員を輸送したものであるとのことであります。

県としては、ヘリの運用により、地元住民に不安を与えることがないようにすべきであると考えております。

以上であります。

○議長（髙嶺善伸君）　警察本部長。

〔警察本部長　得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君）　金武町伊芸区における普通乗用車のナンバープレート破損事故に係る告発についてお答えします。

国会議員及び県議会議員の方が平成20年12月17日、警察本部まで来庁し、本件事案について告発したい旨、申し出られたものでありますが、その内容についてその場で検討した結果、正式に告発されるには至りませんでした。

なお、告発したい旨、明らかにするため持参された書類の写しを置いていかれたことは承知しております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　企画部長。

〔企画部長　上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君）　交通政策についての御質問で、バス網再構築の問題点と課題についてお答えいたします。

沖縄県公共交通活性化推進協議会におけるバス網再構築計画についての協議では、バス事業者から定時性と効率化が図れるものの、バス停など乗り継ぎ施設の整備、ＩＣカードの導入、バスレーンの拡充などが課題として上げられております。

以上であります。

○議長（髙嶺善伸君）　観光商工部長。

〔観光商工部長　仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君）　正規雇用対策に関する御質問の中で、政府や県の正規雇用対策についてお答えします。

国においては、正規雇用を促進する制度として、沖縄若年者雇用促進奨励金、試行雇用奨励金などがあり、県においては、核世代再チャレンジ雇用奨励金制度があります。また、国の第２次補正により、年長フリーター、内定を取り消された学生等の正規雇用を支援する「若年者等正規雇用化特別奨励金」、派遣先での派遣労働者の雇い入れを支援する「派遣労働者雇用安定化特別奨励金」が創設されております。

さらに、「雇用再生特別事業基金」において、基金事業の実施に伴い雇い入れた地域求職者を正規雇用した場合に一時金を支給できることとなっております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　総務部長。

〔総務部長　宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君）　正規雇用対策についての御質問で、県庁の非正規雇用の推移についてお答えいたします。

県における非正規雇用の推移でございますが、平成18年度は嘱託員1627人、賃金職員800人で合計2427人、平成19年度は嘱託員1698人、賃金職員804人で合計2502人、平成20年度は嘱託員1671人、賃金職員777人で合計2448人となっております。

次に、非正規雇用の主な業務内容についてお答えいたします。

非正規雇用において、嘱託員の主な業務は、おのおのの嘱託員設置規程に基づいた特定の専門的な知識、経験を有する業務などとなっております。

賃金職員の主な業務内容は、資料の作成や整理など職員の補助的業務となっております。

○議長（髙嶺善伸君）　文化環境部長。

〔文化環境部長　知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君）　正規雇用対策についての御質問で、おきなわ女性財団における嘱託職員の雇用についてお答えいたします。

おきなわ女性財団は、平成18年度から平成20年度まで県男女共同参画センターの指定管理者の指定を受け、同センターを管理運営しております。

平成21年度からの次期指定管理に当たって、同財団は他団体と共同事業体を組んで指定管理者に応募し指定されております。

新たな管理運営団体は、共同事業体を結ぶ協定書において共同で職員を採用することにしており、現在施設管理及び図書情報提供業務に携わっている同財団の嘱託員７人が応募しているとのことであります。県としましては、県労働委員会へあっせん申請が提出されていることから、同財団において円満な労使関係が図られ、４月から指定管理者として円滑に業務を開始できるようあっせん等の状況を注視していきたいと考えております。

○議長（髙嶺善伸君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　土木行政についての御質問の中の、地域住民との環境対策の話し合いについてお答えをいたします。

識名トンネルの施工に当たっては、工事着手前に地域住民に対して、工事の施工方法や工事の影響について説明会を開催し、工事を実施しているところであります。

平成17年度に行った環境調査では、トンネルの供用後における環境基準を満たしておりますが、今後、寄宮側のトンネル抗口付近住民を対象に、開通後の交通量や騒音等に関する説明会を３月上旬に開催し、地域住民の理解と協力を得ていく考えであります。

以上でございます。

○崎山　嗣幸君　休憩。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時12分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山　嗣幸君　では、再質問をします。

１点目は金武町の流弾事件でありますけれども、県警の主張する立場として、米軍の弾ではあるが演習場から飛んできたとは認めがたいと言っていますが、県民だれひとりとして信じないと思いますが、米軍の演習場から発射されてきたということは、だれも疑う人はいないと思いますが、それとも米軍以外の何者かがわざわざナンバープレートを撃ちに来たとしか思えないんですが、これは米軍と県警は実証検分をすべきではないかと私は思いますが、再度答弁をお願いしたいと思います。

それから、このキャンプ・ハンセンは、今回だけではなくて何十回とこの地域住民に銃弾が発射をされておりますが、これはずっとうやむやになっているということでありますが、県民は、不安と恐怖の中で生活を余儀なくさせられていますので、またうやむやにして泣き寝入りさせてはならないと私は思いますが、真相解明の捜査は続行すべきではないかと思いますので、この答弁をお願いします。

それから、公室長の答弁は、銃弾が米軍演習によるものであれば、演習中止を含め訓練内容の見直しを求める立場を述べておりますが、これは米軍に疑いを私たちかけているわけですから、積極的な働きかけもせずひたすら演習の続行を認めることは問題ではないかと思いますが、やっぱり米軍に疑いをかけている以上は、演習の続行は認めるべきでは私はないと思いますが、改めて公室長の見解をお願いします。

それから、知事には原因究明もいまだに困難、住民は不安と怒りの中におりますので、３月１日には地元の住民大会も開かれると聞いておりますが、この際、解決策としてキャンプ・ハンセンの演習場の撤去しかないのではないかと私は思いますが、知事の政治的な見解を伺いたいというふうに思います。

それからグアム移転協定の件であります。これは最後の５点目を先に持ってきますのでよろしくお願いします。

米国防省の日本部長に就任予定のケビン・メア氏は、「日米両政府の合意案は修正できない」と、知事の沖合移動を真っ向から否定をしていますが、この発言態度は、日本部長になる人事が明らかになった後の発言であるし、今までの発言は、さらに影響力を私は及ぼすのではないかと思っていますが、また、本人もこういった就任することを認識しながら発言、知事の見解を否定をしたと私は思っておりますが、重く感じないのか、知事は、自由な発言ですねということで軽く言っていましたけれども、その程度のものなのか日本部長というのは、見解を改めてお願いをしたいと思います。

それから、県と政府の沖合移動の話し合いの進捗状況も県民も私たちにも不透明なものであるが、既にこの沖合移動は破綻をしているんではないかと思いますが、知事のこの間の経緯も含めて不信感がありますから、そういう見解をまたお願いしたいと思います。

それから、協定に対して、県内のマスコミがアンケートの内容を公表しておりますが、各市町村長の中でも知事と同じ立場の評価をするのは11人（27%）でしかないということで載っています。その他は、グアム協定と普天間基地移設のパッケージ論に反対の意見が多く出ております、保守系の首長も含めてですよね。これの知事の見解を改めてお願いをします。

２点目でありますが、交通政策についてであります。

県民の大量輸送機関としてのバスの役割は、私は十分果たされていないというふうに思います。問題として人口、観光客、自動車はふえる反面、バス輸送人員は減少し、乗車率も全国は60%強の水準、沖縄は35%の現状というふうになっております。このような現状を打開するためにもバス路線網の再構築は私も重要だと考えております。

県の公共交通活性化推進協議会で計画されている定時・定速性を高めた基幹バスを国道58号を中心に走らせる計画は、私は県民の願いでもあると思います。

この実証実験がバス４社と条件が合わず延期になったとのことでありますが、まずは、バス４社が懸念する既存路線の整理・集約は、経営的に採算性が合わないのか、この辺の見解をお願いします。

それから、基幹バスと支線バスの乗り継ぎ方法、料金設定は何が問題なのか、これをお願いします。

それから、合意形成の努力は県や推進協議会がリー

ダーシップを発揮して進めないと、バスが県民から見放され、沖縄の地域公共交通機関の役割が喪失をしていると思いますが、県の不退転の決意をもって実現方をお願いしたいと思います。見解をお願いします。

それから３点目は正規雇用対策でありますが、企業も自治体もコスト論を大合唱して、非正規雇用をふやして、低賃金、劣悪な労働条件、社会保障制度の不安定の中にほうり込んでしまっております。

県内の雇用者に占める非正規雇用は40.7％とふえ続けておりますが、県庁でも先ほど3000名近くの非正規雇用の実態ということを聞きました。

まずは、政府の正規雇用の対策は、トライアル雇用制度、３カ月働かせて正社員化させていく。その成果は、県内で具体的に数字で示せるのかということも含めて、これもまず政策があるならば答弁をお願いします。

それから、企業誘致でもコールセンター等は２割程度しか正規の社員はいないということを聞いていますが、この２割しかいない県内のコールセンターにおける職員を正社員にどうふやしていくのかということの企業等の指導性も含めてどうなのか聞かせてもらいたいと思います。

それから、県庁における臨時、非常勤職員の業務に先ほどの業務内容がありましたが、これは恒常的な業務があって、人を変えているだけだと私は思っておりますが、そうであるならば、やっぱり地公法上しっかり定数化すべきだというのが私は法律の内容だと思いますが、これは脱法行為をしてはいけないと思いますので、これは恒常的な業務があるのか、あれば定数化すべきではないかということを答弁お願いします。

それから、おきなわ女性財団の雇いどめの問題でありますが、専門的な知識や経験が必要な図書館の業務を指定管理者制度にしたことそのものが私は問題ではないかなというふうに思います。これは、指定管理者になったから解雇するというのは、やっぱり不当なことであると私は思います。勤務年数、それから事業の継続性、専門性を考えれば、これは正規雇用をするのは当然なことではないかなと。また、図書館のサービスは無料の原則があって、収益事業ではないので、全国の自治体でも400カ所も直営で実施しているところがあるのが実態だと思いますが、県は再度、指定管理者制度ではなくて直営でするということを再考する考えはないかお伺いしたいと思います。

さらに、先ほど私は話をしましたが、正規雇用を減らし非正規雇用をふやしたのは政策的に実施したと私は思いますが、この見解をお願いします。

1990年代以降、非正規雇用が急増しております。1990年878万人、2008年1719万人、約２倍となっておりますが、これはなぜふえたのかということでありますが、正規職員から非正規雇用に置きかえられたというふうに思っています。

バブルがはじけて不況が続いてリストラが相次いで、採用は正社員ではなくて非社員化させたということで言っておりますが、しかしこれだけでは説明がつかないというふうに思います。やはり財界と政府が一緒になってこの労働力の弾力的運用をして流動化をさせて、やっぱり総人件費の削減を進めてきたような背景があると思います。

私は、政府もこの戦略を規制緩和、労働者派遣法の抜本的な改正をして後押しをしてきたというふうに思います。その結果が私は政府・財界の進めてきた政策的な失敗だと思いますが、この見解をお願いします。

最後の土木行政でありますが、先ほどの説明では平成21年度完成するという予定のようでありますが、１日約２万台の車がこの識名、上間を通過をして環状２号線を通過をするということでありますが、これは工事のさなかの説明会をされたというのは聞いておりますが、しかし工事後、これからこの２万台の車が通過する中において、このトンネル近辺に住まれている皆さんへの説明がほとんどないと。交通量がどうなっていくのか、あるいは粉じんがどうなっていくのか、そして騒音がどうなるかについてこれがほとんどないということを言っていますが、先ほど部長はこれから話をすると言っていましたが、何の話し合いもなくて、問題が起こってからこれから説明をしていきますということは、環境対策上、私は行政的な落ち度があるんではないかと思いますが、再度強い決意でもって納得できるような地域住民の説明会をお願いをしたいと思います。

答弁よろしくお願いします。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時31分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　崎山議員の再質問に答弁させていただきます。

まず、現在のメア総領事の発言についてですが、在沖米国総領事の発言は、新聞報道により承知をいたしておりますが、名護市の求める沖合移動は、政府と交わした基本合意書を踏まえ、周辺住民の生活環境等に

配慮する観点から要求をしているものであり、その考えは尊重されるべきものと考えております。

また、代替施設に係る環境影響評価手続は、法律及び条例に基づくものであり、今後、事業者において予測評価を行い、準備書、そして評価書の手続が進められていく中で住民の生活環境や自然環境に十分配慮すべきは当然のことでありまして、かの外交官の発言というのは全く理解ができない、理解に苦しむ内容だと思っております。

次に、グアム移転に係る協定についてのアンケート調査に係る御質問ですが、前にもお答えいたしましたが、グアム移転に係るアンケート結果につきましての私の意見はどうかという御趣旨の御質問ですが、これはそれぞれの方々がそれぞれの御意見を持っておられます。そしていろいろなお立場で答えておられると思いますので、私としてどうこう申し上げる筋合いではないと思います。

私としましては、普天間飛行場の危険性を一日でも早く除去するために、さらに沖縄における基地負担の軽減、そして特にグアムへの海兵隊8000人の移転をしっかりとやってもらう、さらに嘉手納より南の基地の返還をしっかりと進めてもらうという基地の整理縮小につながることでありまして、既に決まっていることを確実に協定の形にしたというふうに理解をしておりますし、再確認をしたものというふうに理解をしているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　総務部長。

〔総務部長　宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君）　崎山議員の再質問にお答えをいたします。

非正規職員の業務が恒常的にあるのかどうか、あるとすれば定員化すべきではないのかという御質問にお答えをいたします。

最初に恒常的にあるかどうかという御質問でございますが、非正規職員としての業務内容については先ほど説明したとおりでございまして、そういう業務内容が恒常的にあるかどうかについては恒常的にあるというふうに理解をします。ただ、その配置場所等々については、年度ごとに部局ごとに違うというふうにひとつ理解をしてございます。

地方公共団体の職員には、地方公務員法に基づきさまざまな採用形態があります。いわゆる正規職員は公共の福祉の増進を効果的・機能的に達成するため、競争試験やその他の能力実証に基づいて常勤職員として採用され、その職務に専念しているところでございます。

また、非常勤職員は先ほど説明しました賃金職員、それから専門分野の知識・資格等を必要とされる嘱託職員等がございまして、これらの職員に求められる知識・技能・資格等もそれぞれの職によって違うところでございます。

県行政を円滑に推進するためには、正規職員と非常勤職員がそれぞれの役割を分担しながら業務を推進していくことが重要だというふうに考えております。

○議長（髙嶺善伸君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　再質問にお答えします。

まず、トンネル工事の住民説明会についてでございます。

基本的には工事着手前に住民説明会を開催をしております。まず平成18年10月に、県として識名公民館において住民説明会を持っております。その内容は、トンネル工事の概要、施工方法、それから住宅等の亀裂調査を事前に行うというようなことについて、地権者等の協力を得るために説明会を実施しております。

それから今後の説明会の開催でございますが、来月３月上旬の早い時期に開催を予定しております。住民が密集している寄宮側のトンネル候補地付近の方々を対象に、供用後の交通量、それから騒音、粉じん等に関する説明会を予定しております。

説明会におきましては、付近住民に供用開始後、不安を払拭できるよう、きめ細かく説明をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　文化環境部長。

〔文化環境部長　知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君）　おきなわ女性財団についての関連の再質問で、指定管理ではなく直営する考えはないかということについてお答えをいたします。

県としましては、従前の管理委託制度にかわり指定管理者制度を導入し、男女共同企画センターにつきましても平成18年度から指定管理者による管理が始まり、平成21年度からは第２期目の指定管理を行うことになっております。

従前の管理委託制度に戻すことにつきましては、今後、センターの設置の目的、あるいは運営上の課題等について、次の指定管理期間中の早い時期に検討し、その中で議論をしていきたいと考えております。

○議長（髙嶺善伸君）　企画部長。
〔企画部長　上原良幸君登壇〕
○企画部長（上原良幸君）　バス網再構築に関する再質問にお答えいたします。
バス運行の定時・定速性を確保し、利用者の増加とバス事業の経営安定を図っていくということは、本県の公共交通システムを構築する上で喫緊の課題であると認識しております。
その実現に向けて基幹バス導入などバス網再編について、沖縄県公共交通活性化推進協議会において議論を重ねているところであります。その中で協議会の全員がバス網再編については推進すべきだとしておりますけれども、先ほど答弁いたしましたバス停などの整備や、あるいはバスレーンの拡充等の課題、あるいは御指摘のその採算性でありますとか、料金の設定の問題等につきまして、バス事業者から幾つかの課題が提起されております。
今後、こうした課題解決、あるいは諸条件の整備に取り組み、条件が整い次第、社会実験など基幹バス導入に向けて取り組みを着実に推進していきたいと考えております。
以上であります。
○議長（髙嶺善伸君）　警察本部長。
〔警察本部長　得津八郎君登壇〕
○警察本部長（得津八郎君）　崎山議員の再質問にお答えします。
初めに、本件では普通乗用車のナンバープレートが損壊されたという事実はありますが、何者かが目的を持って損壊したことを認めることは困難である旨を述べたものであり、米軍基地内から銃弾が飛来したことを否定しているものではありません。
県警察としましては、現在、米軍当局に対し、伊芸地区近くで訓練実施した部隊名、訓練日時等について照会しているところであり、その回答状況をも踏まえ捜査の推移の中で必要な措置はとっていく考えであります。
なお、実況見分を実施するかどうかはまさしく捜査の手法に関することでありますので、お答えすることは差し控えさせていただきます。
次に、県警察は現在においても申し上げているとおり捜査は進めております。
県警察は、本件事件について刑事事件で立件できるかどうかを検討する立場でありますが、捜査を通じて可能な限り事案の真相解明を進めていく考えであります。
以上であります。
○議長（髙嶺善伸君）　知事公室長。
〔知事公室長　上原　昭君登壇〕
○知事公室長（上原　昭君）　まず、キャンプ・ハンセンでの演習の中止を求めるべきではないかという御質問にお答えします。
県としては、現在、米軍に今回の事案の内容について照会しているところでございますが、まだ具体的な回答がないと。今後とも米軍による具体的かつ詳細な説明が必要だと思っておりますので、引き続き求めてまいりたいと考えております。
それから、キャンプ・ハンセンの演習場の撤去を求めるべきだという御質問でございますが、県としては、本件にかかわらず米軍の訓練に当たっては、住民の安全に最大限の配慮をすべきだと考えております。その辺の配慮を米軍に求めていきたいというふうに思っております。
伊芸区の住民の皆様が不安や懸念を持っていることは十分承知しております。今後とも金武町と密接に連携して適切に対応してまいりたいというふうに考えております。
さっきは沖合移動が破綻しているのではないのかという御質問でございますが、普天間飛行場の代替施設については、日米両政府が合意した案を基本に、地元の意向や環境に十分配慮し、可能な限り沖合などへ寄せていただきたいということを現在政府に求めているところであります。
現在、ワーキングチームや協議会等での議論を重ねているところでございまして、今後、アセス調査の結果が明らかになってくるわけでございますが、そういうアセス結果等も踏まえながら、ワーキングチームや協議会等の中で議論を引き続き行いたいというふうに考えているところでございます。
沖合移動について、決して破綻しているというふうには認識しておりません。
以上でございます。
○議長（髙嶺善伸君）　観光商工部長。
〔観光商工部長　仲田秀光君登壇〕
○観光商工部長（仲田秀光君）　トライアル雇用の実績についての再質問にお答えします。
トライアル雇用の常用雇用以降の平成19年度の実績は、800人がトライアル雇用を開始し、そのうち常用雇用に移行したのは601人となっており、常用雇用率は75%となっております。
次に、企業誘致に際して正職員をどうふやしていくかという再質問にお答えします。
県の支援を受けている企業の雇用形態について、新

通信コスト低減化支援事業においては、21年度から雇用の条件として、一定数の正規雇用を義務づけることを検討していきたいと考えております。

次に、労働者派遣法に係る県の見解についての再質問にお答えします。

労働者派遣制度については、雇用が不安定であるなどの問題が指摘され、このため国においては派遣労働者の待遇の改善などを目的とした改正法案を国会へ提出し、今国会へ付託されております。

県としましては、派遣労働者の雇用の安定と確保が図られるよう、国会において審議されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山　嗣幸君　再々質問をしていきたいと思います。

まず、金武町の事件でありますが、県警本部長は、米軍の責任ではないということを否定はしてないということでありますので、続行してぜひ捜査を続けてもらいたいと思いますし、県警本部については、うやむやにしないようにしっかり捜査状況、頑張っていただきたいと思います。

それから公室長の答弁の中で、米軍に照会中であるということで具体的に何の回答もないということでありますが、米軍は今回だけではなくて、この間12回、今回を入れて13回というそういう事件の疑いをかけられているにもかかわらず、まだそういったことを不明確にしたまま演習を続行するということは、まさに私たち沖縄県民に対して、向かって銃弾を撃っているものということにしか私は理解できないし、ぜひともそのことについて改めて県当局は、これが不明確なうちは演習の続行を認めないというぜひとも私は強い決意を持っていただきたいと思います。

それから、そういうことがありながらも、これはこういうことをしながら米軍はまだ演習続行をしながら、じゃ、もうキャンプ・ハンセンは撤去したらいいんじゃないかということに関しても、米軍に配慮していくということについて、これは見解は変わりますが、ぜひともしっかりした県民の命を守っていくという立場で県政を持たないと、まさに米軍のやりたい放題になっていくことは許されることではないと思いますので、強く指摘をしておきたいというふうに思います。

それからグアム移転協定については、これも含めて見解は違いますので、もうこれも再々質問はやめておきます。

それから、交通政策についてのバス路線の問題も具体的な答弁はなかったんですが、頑張っていただきたいというふうに思います。

それから正規雇用対策、トライアル雇用制度が601人常用したということでありますが、再度雇用政策の常用化に向かって頑張っていただきたいと思います。

最後に土木行政で、しっかりした説明会をするということでありますので、土木建築部の方で頑張って、住民の納得の得られるように頑張ってもらいたいということで、私の質問を終わります。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後１時18分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田　政明君　発言通告に基づいて一般質問を行います。

通告にはありませんが、通告後に起こった１、来県したアイク・スケルトン米連邦議会下院軍事委員長に仲井眞知事が、米軍再編の推進を要請したと報道されておりますが、このことについてお聞きしたいと思います。

麻生首相の来県の趣旨と対応についての質問を議事課を通じて当局にも御理解をいただいておりますので、御答弁をまずよろしくお願いします。

１、知事の政治姿勢について質問します。

⑴、米軍再編と沖縄基地について。

米軍基地の強化と自衛隊の一体化の促進で、負担軽減ではなく負担の強化になっているのではありませんか。

⑵、銃弾は米軍のもの、しかし、流弾事件とは関係ないとして実弾演習は強行し住民の安全な生活を脅かしていることは許されません。米軍銃弾被弾事件の対応と見解を問う。

⑶、知事訪米について。

県民の米軍基地あるがゆえの基地被害、鳥島射爆撃場の返還など米軍基地の整理縮小などを誠実に訴えてきたのか。

⑷、在日米軍グアム移転協定問題について。

頭越しに米軍再編計画を国際協定として強行し、米軍基地の推進と巨額の税金を米軍基地建設のために支出することを義務づけ、沖縄を米軍基地に半永久的に縛りつける暴挙である。このグアム協定に知事は反対

をすべきではないか、抗議をすべきではないか。

⑸、辺野古新基地建設について。

環境アセス手続も終了していない中で、新基地建設の護岸工事の予算がついている。ジュゴンの生態系の複数年調査を求めている知事は、このような政府の対応に反対すべきではないか。公有水面の埋め立てについても反対すべきではないか。

⑹、高江ヘリパッド建設について。

ヤンバルの森と安心・安全な生活を求めて頑張っている高江の住民を、当初は８歳の子供も含めて仮処分申請を行うことは、強権的に基地建設を強行するもので、米軍の銃剣とブルドーザーによる土地取り上げの暴挙に匹敵するものであると思います。断じて許されません。知事の見解を問うものです。

２、福祉行政について。

⑴、保育行政について質問します。

先ほど、24日の地元新聞では県内の許認可外保育施設に通う児童のうち、親が共働きなどの理由で保育に欠け、認可施設への入所を希望しているものの、申し込みをしていない潜在的待機児童数を含めた保育所入所待機児童が少なくとも4886人いることが23日の県の調査でわかったと。潜在的待機児童の調査は初めてで、待機児童の実態が明らかになったと報道されております。

ア、待機児童の現状と今後の対応について。

イ、認可外保育園の認可化促進について、これまでの取り組みと今後の対応について。

ウ、沖縄県保育所入所待機児童対策特別対策事業の内容と取り組みについて。

エ、認可外保育園への給食費の補助の拡充について。

オ、認可外保育園の消費税免除（指導監督基準を満たす認可外保育施設）となった件数と今後の対応について、当局の見解と対応を問うものです。

⑵、介護保険制度について質問します。

介護保険制度は、ことし４月で2000年の制度開始から10年目を迎えます。社会保障切り捨ての構造改革のもとで負担増や介護取り上げが進み、高い保険料・利用料を負担できず、制度を利用できない低所得者も少なくありません。「夫を週２回お風呂に入れる介護を受けるお金のために、妻は夕食を食べない」（ＮＨＫ「福祉ネットワーク」１月19日放送）など、少ない年金で暮らしてきた高齢者が介護が必要になると利用料などが重くのしかかり、生活を壊される事態が広がっています。保険料が払えずに介護を受けられない高齢者もふえています。だれもが安心して利用できる公的介護制度の充実を願い質問します。

ア、介護保険料を１年以上滞納している状況と対応について問う。

イ、第４期介護保険事業計画において、保険料の引き下げや利用料の減免、サービスの拡充、事業者支援等を充実させること。介護保険料、利用料の減額免除制度を実施している市町村の状況と、県として市町村とも協力して減免制度を実施、拡充すること。

ウ、介護施設への入居待機者の状況と、その解消のために特別養護老人ホームなどを増設すること、食事・居住費の全額負担をやめ、公的介護制度の対象として利用者の負担を軽減すべきこと、入所者のこの負担の比較について問うものです。

エ、宅老所の実態調査を行うとともに、宅老所や在宅サービスへの支援を強化すること。

オ、介護保険の要認定を受けながら、いまだ障害者控除の手続をされていない人すべてに、申請すれば障害控除が受けられることを文書で通知すること。当局の見解と対応を問うものです。

３、医療・県立病院行政について質問します。

⑴、新自由主義経済政策と医療崩壊について。

ア、構造改革、三位一体改革などの新自由主義経済政策の医療抑制政策などの破綻による日本の医療崩壊の現状をどのように認識しているか。

イ、全国の自治体病院の８割が赤字となっている理由は何か。

⑵、県立病院行政について質問します。

ア、県立病院の赤字の原因・要因は何か。

イ、沖縄県立病院の中部病院を中心とする24時間どのような事態にも対応できる夜間救急医療体制は全国的にもすぐれたものではないか、その内容について説明してください。

ウ、夜間救急体制は採算のとれる内容のものですか、不採算のものですか。

エ、民間病院の夜間救急を行っている病院も最後のとりでとしての中部病院を中心とする県立病院の夜間救急体制があるからできると述べておりました。県立病院の夜間救急体制が崩壊したらそれこそ重大な事態になりますと危惧する声が寄せられています。当局の見解を問う。

オ、県立中部病院を中心とする研修医の養成は全国的にも高く評価されています。その実績について説明してください。沖縄県出身者の人数と県内定着人数、他府県出身者の人数と県内定着人数について説明してください。

カ、中部病院の他の病院や診療所への医師の支援の

実績とその評価について。

キ、中部病院で看護師不足で一病棟が閉鎖されています。看護師不足で影響を受けている休床、病棟、診療科閉鎖などの実情と今後の対応について当局の見解と対応を問う。

ク、看護師不足で看護師の過重労働が解消できずに、看護師の退職が相次いでいる。看護師の過重労働を解消するためにも、定数条例を改定して看護師を正職員で採用すべきであります。他の病院が７対１看護体制になって正職員として採用している状況では、臨時職などで看護師を確保できない状況となっているのではないか。このままでは県立病院の機能が守れず、県立病院の経営再建のためにも定数条例の改定が必要であると思います。

⑶、県立南部病院の民間譲渡について質問します。

前県立南部病院の民間病院への譲渡の際の夜間救急医療を含めて、現機能を損なわず円滑に移譲すると地元に説明してきたが、現状はどうなっていますか。

⑷、病院事業局の経営再建計画について説明してください。

⑸、県立病院のあり方に関する基本構想（案）について質問します。

ア、「県立病院のあり方に関する基本構想（仮称）」（案）の県民説明会は、本来、離島・僻地も含めて各市町村ごとに説明会を行い、県民の生の意見を聞くべきではないか。実施した説明会の状況について問う。

イ、あり方懇談会のメンバーの選考の基準は何か、独立行政法人関係者が多く、県立病院関係者が少ないのは最初から独立法人化ありきとなっているのではないか。当局の見解を問う。

ウ、全適で頑張っている全国の県立病院、島根県、埼玉県などの特徴は、全適でも定数条例を改定して看護師など医療従事者を増員して７対１の看護を実施して、よい医療と労働条件の改善で公立病院の役割に誇りと使命感を持って頑張り、経営の改善が行われていることです。これらの県立病院について調査研究をして県立病院の再建の参考にしたのか。

エ、全適では定数条例の改定が難しい、独立行政法人になると定数枠がないのでできるという説明などは意図的な独法化誘導のやり方ではないか。沖縄県も定数条例を改定して増員を行うべきではないか。当局の見解と対応を問うものです。

オ、採算性を考えて不採算部門の夜間救急体制を廃止する判断を独立行政法人が決定した場合にはどうなるか。

カ、独立行政法人化した場合の議会との関係はどうなるか。当局の見解と対応を問う。

４、教育行政について質問します。

⑴、沖縄県立盲学校、沖縄県立ろう学校の設立の経過と役割と実績について説明してください。

⑵、県議会は全会一致で沖縄県立盲学校、沖縄県立ろう学校をそれぞれ単独の特別支援学校として存続を求める陳情を採択しています。教育委員会はこのことをどのように受けとめて対応してきましたか。沖縄県立盲学校、沖縄県立ろう学校は単独の特別支援学校として存続することについて、当局の見解を問うものです。

５、水産行政について質問します。

⑴、水産物流通総合センターについて。

仲買・卸業者が小売を全面的にやることが許されたら、水産物の消費者との相対売りの弱小の地産地消の担い手の小売鮮魚業者は大きな影響を受けます。本来、小売業者あっての仲買ではありませんか。水産物流通総合センター整備に当たっての確認事項が守られておりません。守られるように指導する責任が沖縄県にあります。当局の対応と見解を問うものです。

⑵、泊魚市場について。

地産地消推進と居酒屋などのおきなわブランドを支える重要な役割を果たしている業者の中間鮮魚卸小売連合会から、泊魚市場で数十年にわたり生産者と消費者を結ぶ重要な担い手として頑張ってきた中間卸・小売業者の魚の下見ができるよう、市場から締め出す立ち入り規制の撤廃を求める陳情が県議会で採択されました。当局の対応と見解を問うものです。

○議長（高嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　前田議員の御質問に答弁させていただきます。

知事の政治姿勢に係る御質問で、要請内容、県民の米軍基地があるがゆえの基地被害、鳥島射爆撃場の返還など誠実に訴えたかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の訪米では、アメリカの政権移行時期に、米国政府関係者を初め上院・下院議員など多くの米側の関係者と面談をし、沖縄県の実情を訴え、基地問題に関する理解を求めてまいりました。

要請項目は、第１に、米軍基地から派生する諸問題の解決促進、第２に、米軍基地の整理縮小の実現、第３に、日米地位協定の抜本的見直しとなっております。これらの要請につきましては、沖縄県の抱える基地問題の中でもすべての県民が求めている内容である

と考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定に関する御質問にお答えいたします。

在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定につきましては、日米両政府が在日米軍再編に関する合意を再確認するために締結をしたとのことであります。

県といたしましては、県民の基地負担の軽減につながる在沖米海兵隊のグアム移転を確実に実施するため、当該協定が締結されたものであると認識いたしております。

次に、福祉行政に係る御質問の中で、待機児童の現状と今後の対応に関する御質問にお答えいたします。

県では、待機児童の実態を把握するため、認可外保育施設入所児童の保護者に対してアンケート調査を実施し、このたびこの結果を取りまとめました。これをもとに推計いたしますと、待機児童の解消に向けては5400人程度の保育所の定員増が必要になるものと考えております。県では、待機児童対策特別事業基金等を最大限に活用いたしまして、待機児童の解消に努めてまいる考えでございます。

次に、同じく福祉行政の中で、認可外保育施設の認可化促進と待機児童対策特別事業の取り組み状況等についてという御質問にお答えいたしますが、この２の⑴のイと２の⑴のウが関連いたしておりますので一括して答弁させていただきます。

認可外保育施設の認可化につきましては、過去３年間で25カ所を認可化いたしております。また、県では、沖縄特別振興対策調整費を財源としました基金を活用して、認可外保育施設の認可化を促進する保育所入所待機児童対策特別事業を実施いたしております。

今後は、当該事業により認可化を促進してまいる考えでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　まず米軍再編についての御質問にお答えします。

米軍再編については、日本全体の抑止力の維持と沖縄を含む地元の基地負担の軽減を目的に協議が進められてきたところであり、全体として、兵力や訓練の移転、施設の返還・整理・統合が盛り込まれるなど、米軍基地の整理縮小に向けた具体的な方策が示されております。これが実現されれば、基本的には基地負担の軽減が図られるものと理解しております。

次に、銃弾事件への対応と見解についてお答えします。

県は、海兵隊に対し調査の内容等についてより詳細な説明を求めているところでありますが、銃弾が米軍の演習によるものであった場合には、演習の中止を含め訓練内容の見直しを求めていくべきものと考えております。

次に、代替施設建設に関する政府の対応についてお答えします。

普天間飛行場移設問題の原点は、現在の普天間飛行場の危険性の除去であり、一日も早い危険性除去のためにはキャンプ・シュワブに移設することが現実的な選択肢であると考えております。今後、環境影響評価手続が進められていく中で、専門家で構成される環境影響評価審査会等の意見を踏まえ、生活環境や自然環境に十分配慮する観点から知事意見を述べることになっており、この手続を経ることにより環境保全の観点が可能な限り取り入れられたものになると考えています。

次に、高江の国による仮処分の申し立てについてお答えします。

国によると、平成20年11月25日、北部訓練場のヘリコプター着陸帯の移設工事を安全かつ円滑に実施するため、工事に反対する人々を債務者とする通行妨害禁止及び工作物等収去の仮処分の申し立てを那覇地方裁判所名護支部に行ったとのことであります。

県としては、現在、仮処分手続が裁判所において係属中であることから、今後の司法の判断を見守ってまいりたいと思います。

次に、米連邦議会下院のスケルトン委員長への要請についてお答えします。

２月20日のスケルトン下院軍事委員長等との面談では、委員長等に対し、知事訪米の際、米国政府に要請した事項について、米国政府への働きかけ等の協力をお願いするとともに、意見交換を行いました。知事は、米軍基地から派生する事件・事故をゼロにすること、日米地位協定の抜本的な見直しをすることとともに、グアムへの在沖海兵隊の移転など再編で決められている日米合意についてはきちんと前に進めていただきたいと県のこれまでの考え方を申し上げました。

次に、麻生総理来県についてお答えします。

麻生総理が来県される予定であるとの新聞報道は承知しております。報道によると、自由民主党の党務である地方遊説の一環での御来県であり、普天間飛行場やキャンプ・シュワブ、国立戦没者墓苑等の視察が予定されているとのことであります。

なお、県として麻生総理御来県の日程等については承知しておりません。

以上であります。

○議長（髙嶺善伸君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　福祉行政についての御質問の中の、認可外保育施設への給食費助成の拡充についてにお答えいたします。

認可外保育施設への給食費助成につきましては、平成20年度からこれまでの牛乳代に加え、新たに米代の助成を開始したところであります。現下の厳しい財政状況では、給食費助成の拡充は困難と考えております。

続きまして、消費税免除となった認可外保育施設数と今後の対応についてにお答えいたします。

認可外保育施設指導監督基準を満たし、消費税が非課税となっている施設は、平成21年２月現在で124カ所となっております。

県としましては、今後とも立入調査における指導助言等により、保育内容の向上や同基準を満たす施設の増加を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、介護保険料の滞納状況と対応についてにお答えいたします。

介護保険料については、第１号被保険者約23万1000人のうち、１年以上滞納しているのは平成20年３月末で約１万9000人です。特別な事情がないのに保険料を１年以上滞納した場合には、介護サービスを利用する場合、自己負担の１割だけでなく全額を支払い、後で本人の請求に基づいて９割を返還する方式となります。１年６カ月以上滞納した場合は、一時的に保険給付が差しとめられ、さらに２年以上滞納した場合には、保険料未納期間に応じて利用者負担が１割から３割に引き上げられたり、高額介護サービスなどが受けられなくなります。このような措置を受けているのは120人となっております。

県といたしましては、市町村に対し、被保険者のそれぞれの状況に応じたきめ細やかな納付相談を行うよう助言してまいります。

続きまして、介護保険料利用料の減額免除等についてにお答えいたします。

低所得者等に対する介護保険料の減免につきましては、第１号保険料を財源に市町村が独自に取り組んでいるものであり、14保険者のうち８保険者が実施しております。平成19年度の減免額は726万7163円で対象者が433人となっております。また、利用料につきましては１割負担が原則ですが、低所得者等に対する利用者負担につきましては、社会福祉法人等による減免や離島地域における利用者負担額軽減などさまざまな軽減策が用意されております。

県といたしましては、これらの軽減策が市町村や社会福祉法人において円滑に実施されるよう支援するとともに、介護サービスの充実等に努めてまいります。

続きまして、特別養護老人ホーム入所待機者とその増設等についてにお答えいたします。

平成19年11月の調査では、特別養護老人ホームへの入所申込者は3010人で、そのうち要介護３から要介護５の高齢者は1455人、さらにその中でひとり暮らし世帯や介護する者が高齢などの介護困難な世帯は約900人と推定されます。

施設の整備につきましては、平成21年度からスタートする沖縄県高齢者福祉計画で地域密着型を含む特別養護老人ホームを301床、認知症対応型グループホームを342床、合計643床を計画しております。

入所者の食費及び住居費につきましては、在宅サービスとの負担の公平性を図るため、平成17年10月に制度の改正が行われ、その結果、入所の所得区分に応じ入所者負担額は、一月当たり約２万5000円から５万6000円、それが改正後は約２万5000円から８万1000円となっております。

なお、低所得者につきましては所得区分等に応じた負担限度額が設定され、限度額を超えた食費・居住費につきましては、介護保険からの補足的給付が行われております。

宅老所実態調査及び宅老所等の支援についてにお答えいたします。

平成20年12月現在、有料老人ホームの届け出を行っている宅老所等は100件となっております。そのほとんどが定員９名以下の小規模事業所であります。現在、設置届出書の内容確認や現地調査を行いながら、設備の状況を初め利用料金、サービス内容等実態把握に努めているところであります。今後も宅老所等につきましては、入居者保護の観点から、感染症や食中毒等注意喚起の文書通知を行うとともに、資質の向上を図るための研修会を実施するなど支援してまいります。また、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けることができるように、介護保険による在宅サービスの充実に取り組んでまいります。

続きまして、障害者控除手続の文書通知についてにお答えいたします。

要介護認定を受けている高齢者については、身体障害者手帳の交付を受けていない場合でも市町村長に対して認定申請することにより、障害者認定の控除の対

象となる可能性があります。このため、市町村によっては、障害者控除の対象となる可能性のある介護認定者に対して、障害者認定の申請を促す通知等を行っております。

県としましては、各市町村に対して要介護認定者に障害者控除に関して通知をするなど適切な運用がなされるよう周知していく考えであります。

続きまして、医療・県立病院行政についての中の、医療崩壊の現状への認識及び自治体病院の赤字の理由についてに一括してお答えいたします。

全国においては、僻地医療や救急医療等の不採算医療を担う自治体病院において経営上の課題が発生しており、地域の医療体制の確保にも影響が出ております。これら自治体病院の経営状況の悪化につきましては、診療報酬の減額改定や新医師臨床研修制度に伴う大学医局の医師供給力の低下などによる影響があると言われております。このため、全国知事会におきましては、全国自治体病院協議会等との連名により、診療報酬の改正や地方交付税措置の充実、医師確保対策の強化等を国に要望しているところであります。

続きまして、病院のあり方に関する県民説明会の実施状況についてにお答えいたします。

県民説明会は、県民に基本構想案の内容を説明するとともに、意見の聴取を行うことを目的とし、宮古、八重山、北部及び那覇の４カ所で開催したものであります。

県民説明会においては、基本構想案で県立病院の地方独立行政法人への移行が盛り込まれたことから、地方独立行政法人制度の概要も説明いたしました。県民からは、独法化すると県が公的医療の提供に必要な財政負担を抑制するのではないか、また、採算性が重視され、公的医療の提供が後退するのではないかなど独法化後の制度の運用を懸念する意見が多く出ました。特に、宮古、八重山の説明会におきましては、医師や看護師の確保が困難になるのではないかなどの意見がございました。

このようなことから、地方独立行政法人法において法人が担う救急医療、離島医療などの公的医療の提供に要する経費については、現在の地方公営企業法と同様に、県の財政負担が義務づけられていること、法人の業務運営の重要事項については、県議会の議決が必要とされていること、また、現在の６県立病院が一体として独立行政法人に移行することを基本としているため、医師、看護師などの人材確保の仕組みは維持されることなどについて説明を行いました。

続きまして、検討部会の委員の選考基準についてにお答えいたします。

県立病院のあり方検討部会は、県立病院の医療機能、経営形態のあり方という審議内容に即した知見を有する10名の委員で構成されております。

具体的には、沖縄県医療審議会の委員から、医療を提供する立場を代表して沖縄県医師会長及び国立病院機構沖縄病院長が、また医療を受ける立場を代表して、市長会、町村会の代表が部会に参加しております。このほか、専門委員として本県における医療提供体制の確保に知見を有する委員、公立病院の運営に知見を有する委員、過去の県立病院改革に知見を有する委員、離島医療に知見を有する委員、全国的な公立病院改革に知見を有する委員、病院経営に知見を有する委員を任命し、部会に御参加いただいております。

続きまして、全適で７対１看護を実施している他県の県立病院の調査研究についてにお答えいたします。

地方公営企業法全部適用で運営されている全国の県立病院において、定数条例を改正し７対１看護の実施に向けて取り組んでいる事例は承知しております。そのうち、20年度に条例改正を行った島根県は、条例定数を856人から1033人へ改正し、21年４月から７対１看護体制を実施する予定であり、これにより一般病棟入院基本料の増加等から病院事業の収支も改善すると聞いております。

県医療審議会県立病院のあり方検討部会においては、県立病院長ヒアリングや職員アンケート調査で確認した病院事業の経営課題を踏まえ、今後、病院経営を取り巻く環境変化に対応できる運営体制を構築するため、地方独立行政法人への移行を提言として取りまとめたものであります。

続きまして、地方独立行政法人の判断により不採算医療の廃止を決定することについてにお答えいたします。

地方独立行政法人における救急医療や周産期医療等のいわゆる不採算の政策医療の実施につきましては、地方独立行政法人法第25条の規定に基づき、議会の議決を経て知事が中期目標を定め、これを地方独立行政法人に指示することにより担保されます。病院事業の場合、中期目標を達成するため地方独立行政法人が作成する中期計画も議会の議決が必要とされております。また、不採算である政策医療の実施に要する経費は、同法第85条の規定により、現在の地方公営企業と同様に県が負担することになっております。

このように議会及び知事を通じた統制と県の財政負担によって、地方独立行政法人による政策医療の提供は担保されることから、法人独自の判断によって不採

算の医療分野が廃止されることはできないものと考えております。

地方独立行政法人と議会との関係についてにお答えいたします。

地方独立行政法人制度におきましては、法人の設立に伴い定款を定めること及びその変更、中期目標の設定・変更、中期計画の策定・変更、重要な財産の処分、法人の解散につきましては議会の議決が必要とされております。また、年度業務実績評価、中期目標に係る事業報告書、中期目標業務実績評価などは知事から議会に報告されることになっております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　知念　清君登壇〕

○病院事業局長（知念　清君）　医療・県立病院行政についての御質問の中の、赤字の原因、要因についてお答えします。

県立病院の赤字は、診療報酬の低率改定や民間医療機関が充実してきたこと等による患者数の減少傾向、減価償却費の増嵩、給与費における離島経費の増嵩など、複合的な要因が挙げられます。

続いて、県立病院の夜間・救急医療体制についてお答えします。

県立病院は、いかなる救急患者にも対応するという基本理念のもと、24時間365日の救急医療体制をしいております。特に、中部病院においては、夜間でも救命救急センターに研修医を含め医師４ないし６人を常駐させているほか、病棟当直及びオンコールの医師を合わせて24人を待機させており、夜間でも昼間と同じような手術が行える体制を整えております。

続きまして、夜間救急の採算性についてお答えします。

救急医療では、医師等の待機、空床の確保等が必要で不採算となりやすいと考えられます。

このような救急医療の特殊性にかんがみ、地方公営企業法第17条の２第１項第１号において、その経費については一般会計が負担するものとされており、総務省繰出金通知では、救急医療の確保に要する経費について一般会計が負担するための基準を定めております。

続きまして、県立病院の夜間救急体制に関する見解についてお答えします。

県立病院は、本県の夜間救急医療に関し、重要な役割を果たしているものと考えております。県立病院が今後とも救急医療の役割を果たしていくためには、必要な医療機能を整備するとともに、経営の改革を進め、持続可能な県立病院を築き上げていく必要があると考えております。

続きまして、中部病院の研修医養成の実績についてお答えします。

中部病院の研修を修了した医師数は、平成20年３月現在で県内出身者440名、県外出身者352名、合計792名となっております。また、県内定着数と県内定着率は、県内出身者は398人で90.5%、県外出身者は177人で50.3%、合計いたしますと575名で72.6%となっております。

続いて、中部病院からの医師の支援実績についてお答えします。

中部病院から県立病院、診療所等への医師派遣の実績は、平成19年度で６病院、10診療所に延べ188人となっており、地域医療の維持に大きく貢献しているものと考えております。

続いて、看護師不足の影響と対応についてお答えします。

２月１日現在、看護師不足によって休床している病床は、南部医療センター・こども医療センターで混合病棟14床、また中部病院では内科病棟52床となっております。

今後の対応については、引き続き必要な看護師の確保に努め、病院と十分に連携を図り、適正な病床管理に取り組んでまいります。

続きまして、定数条例の改正についてお答えします。

７対１看護配置については、看護職員の業務緩和や患者サービスの向上の面からも効果があると思われます。しかしながら、定数条例を改正し、病院事業の職員定数をふやすことについては、現在の県立病院事業を取り巻く経営環境に与える影響及び「県立病院のあり方基本構想」等を踏まえ、今後局内に検討チームを設置し、慎重に検討していきたいと考えております。

続きまして、民間に移譲した南部病院の現状についてお答えします。

民間の医療法人が経営する南部病院に確認したところ、夜間救急については午後10時まで対応となっているが、10時以降においても受け入れている場合もあるとのことであります。

今後とも救急医療を含む地域医療の確保に適切に取り組んでいただけるものと理解しております。

続いて、経営再建計画案の概要についてお答えします。

経営再建計画案は、平成21年度から平成23年度を経営再建期間と位置づけ、１つ目に、公立病院特例債の

活用等による不良債務の解消、２つ目に、一般会計からの支援の強化等による約100億円の資金不足の解消、３つ目に、各種加算の取得及び経費削減プロジェクト等による経常黒字化の達成を目標として掲げております。

続きまして、全適での条例定数の改定についてお答えします。

定数条例を改正し、病院事業の職員定数をふやすことについては、現在の県立病院事業を取り巻く経営環境に与える影響及び「県立病院のあり方基本構想」等を踏まえ、今後局内に検討チームを設置し慎重に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　教育行政についての御質問で、沖縄盲学校、沖縄ろう学校の設立の経過等についてお答えいたします。

沖縄盲学校は、宮崎県出身の高橋福治氏が大正10年に設立した「私立沖縄訓盲院」が始まりであります。その後、県立盲聾唖学校を経て琉球政府立沖縄盲学校となり、祖国復帰に伴い、「沖縄県立沖縄盲学校」と改称し現在に至っております。

同校の卒業生の多くは、あんまマッサージ指圧師、はり・きゅう師として社会に貢献しております。

沖縄ろう学校は、大正13年に鹿児島県出身の田代清雄氏によって設立された「私立沖縄聾唖学校」が始まりであります。その後、県立盲聾唖学校を経て、戦後の沖縄盲唖学校から琉球政府立沖縄聾学校となり、祖国復帰に伴い「沖縄県立沖縄聾学校」と改称され、昭和59年北城ろう学校跡地に移転し現在に至っております。

両校が、視覚・聴覚障害児児童生徒への専門的教育機関として果たしてきた役割は大きいものがあります。

次に、沖縄盲学校、沖縄ろう学校の単独校としての存続についてお答えいたします。

学校教育法が改正施行され、従来の盲・聾・養護学校は複数の障害種に対応した教育を行うことができる特別支援学校制度へと改められました。沖縄盲学校、沖縄ろう学校の単独校としての陳情は、安全性や専門性の維持に不安を感じてのことと思われ、採択されたことは真摯に受けとめております。

特別支援学校編成整備計画は、学識経験者や保護者代表等で構成された「特別支援学校編成整備に関する懇話会」の提言を踏まえ作成しております。同計画は、全県的な視野に立って作成したものであり、障害のある幼児・児童生徒一人一人の教育ニーズに適切に対応するため必要なものと考えております。

現在、沖縄盲学校、ろう学校の保護者等へ敷地面積等も考慮した校舎配置図などを示し、意見交換を行っているところであります。

今後とも、十分な意見交換を行うことで不安や懸念の解消に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん）　水産行政についての御質問で、水産物流通総合センター整備の確認事項への対応についてにお答えいたします。

水産物流通総合センター整備に当たっての確認事項は、入居する仲買人の業務と、第一牧志公設市場の業務が競合しないようにすることなどについて、第一牧志公設市場組合と県漁連が合意したものであります。県では、この確認事項を踏まえ、関係者に対し文書などで指導しているところであります。

今後とも第一牧志公設市場組合及び水産物流通総合センターの業務がそれぞれ円滑に行えるよう指導してまいりたいと考えております。

同じく水産行政で、泊魚市場の立入規制への対応についてにお答えいたします。

泊魚市場における魚の下見の規制を撤回することについては、中間卸・小売業連合会から要請があり、県では水産物流通の円滑化を図る観点から、関係者間での話し合いを仲介するなど調整してまいりました。

しかしながら、現在のところ、関係者間での相互理解を得るには至っておりません。このため、今後とも話し合いを仲介し調整していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田　政明君　それでは、再質問します。

グアム協定については、本当に日米両政府の条約的なものにして頭ごなしに何が何でも強行するという面では、本当にプライス勧告じゃないんですけれども、新たな沖縄の基地強化という意味では本当にこれは許せないものだと思います。そういう面では識者の方もそういうことはもう断じて許せないと、沖縄県民としてこれ以上屈辱的なことは味わえないということで、クリントン氏にも訴えをしておりますけれども、改めて反対する理由はないということについては、まず県

民の願いに、また県議会決議に真正面から反するんではないかということで知事の御見解をお願いします。

それから米軍再編の基地の強化の問題ですね。

国会で赤嶺政賢衆議院議員の追及に対して、具体的な嘉手納の状況も示して、浜田防衛相は、地元からの負担軽減が実現していないとの指摘は深く受けとめていると、こういうふうに答えているんですよ。皆さんの答えは、この大臣以下ですよ、地元の沖縄県としては。そういう面で、実際上、今の状況の中では軽減が実現していないと、こういうことを大臣も国会で答弁しているんですよ。そういう面ではやっぱりそこのところは負担軽減に今のところなっていないということでちゃんと答えるべきじゃないかと思いますけれども、改めて指摘をしておきます。

知事の訪米ですけれども、新聞報道によりますと、完全公開じゃなかったということで、ワシントンでのジョージ・ワシントン大学で仲井眞知事が基調講演したけれども、そこだけが完全公開であとはそうではなかったと。そういう意味では同行記者にも完全公開しない、密室での要請になったのかと。そういうことでここはお答え願いたい。

それからグレグソン前四軍調整官と面談をしている。その内容についてどういう話をしたのか、ちゃんと明らかにしていただきたいというふうに思います。

そういう面で、そういうシンクタンクの皆さんとの話の中で、知事はやはり従来の自分の考え方、そういうことを述べてきたのではないですか。そこをお答え願います。

福祉行政ですけれども、先ほど介護の問題で、私はさっき１年以上滞納している65歳以上の方が１万9000人、皆さんの資料では１万8926人、そしていわゆる３割給付、それから全額支払い、そういう制裁を受けている人が120名と。しかし、この中で先ほどの減免制度で助けられている人は433人しかいないと。知事、私はこの１万8926人の方々は国民年金月１万5000円以下なんですよ。だからそういう面では、利用したくても利用できない、非常に悲惨な実態がこの数字に示されていると思うんですよ。だから、そういう面では県がやっぱり率先してこの長寿県の沖縄で、やはり市町村と協力して減免減額制度をつくって、お金の切れ目が介護の切れ目、命の切れ目にならないようにすべきだと思いますけれども、ここの御認識と対応について伺います。

待機児童の問題ですけれども、認可化促進の関係で、今消費税非課税が124円と、そういう面では700万円の助成で認可ができる保育園というのは一体幾つあるのか。本来、認可化する場合にはもっと助成措置がありますよね。だからそういう面ではこの124というのは一定の消費税減税になるような保育の充実しているところ。そうすると、20・20・20ということでやる場合、大体どういう皆さんは認識を、700万円であれば認可が可能だという施設を想定しているのかお答え願いたいと思います。

県立病院問題ですけれども、いろいろありますけれども時間の関係で定数問題に絞ります。

病院事業局を含めて経営改善を出しました。しかし、看護師の増がないと絵にかいたもちになる。つまりせっかく知事も決断を持ってお金を投じたと。しかし、うるま市の1000人余り集まった集会で患者さんが言っておりましたよ。非常にいい医療をしているけれども、コールを鳴らしても看護師さんが来ないと。だから私がかわりに診てあげましたと。しかし、こんなにいい医療だったらもっと看護師さんをふやしていただければいいと。

それで、私たち島根県も埼玉県も行ってきました。この教訓は、武弘道さんという鹿児島の市立病院の院長もされた方もずっと聞いて本も読んできましたけれども、知事、知事と病院事業局の管理者の全適の権限を持っている人の信頼関係なんですよ。埼玉の知事は土屋さんでしたけれども、とにかく頼むということで、よい医療をしてくれと。島根県の中川病院局長も、とにかくよい医療をせよと。しかし節約しなさいということを言っていると。そういう面では議会でこの定数を変えることに反対をする人はいないと。かえって自民党の議員を含めてもっとがん治療とか、もっと県立病院として頑張るべきだと、そういうふうな状況だというふうに聞きました。

それで、私はそういう面では代表質問でも渡久地さんがやりましたけれども、埼玉では総務省自治財政局公営企業課のだれだれさんからヒアリングを聞いたと。全適なのでこれは企業なんだと。企業だから一般的な定数条例と関係ありませんと。やはり採算性を含めてちゃんとやればできるということで、埼玉県は平成16年４月に1588人だったのが17年４月、18年４月、19年４月と４回も定数条例を変えて、それで1742人にして７対１の看護を実施しているんですよ。だけれども、今民間では７対１になったら看護師さん来ないんですよ。だからそういう面では私はやはり頑張ってきたこの再建計画を本物にするためには、全国で教訓になっているこの全適のやはり事業局長が権限を握る、そして知事が信頼をして任せる、そしてよい医療をするということで今度機材も購入されるようですから、

私はぜひここのところを知事は独立法人化が嫌だったら無理してやることはないと。みんなが一緒になって全適で頑張れるならそれでいいじゃないかという大変大事な発言もしておりました。

知事、ここは全国に例があるんですよ。そういうことで、ぜひこの全適の問題は調査もしてクリアして、現場が本当にやる気が出る、そういうような状況をつくれば、私は今回は必ずこの病院事業の問題は解決できると思うんです。だからそういう面では定数条例の問題にぜひ踏み込む決意を知事がやっていただきたいというふうに思います。

そういうことで、あとは教育長、先ほど盲聾学校のものはかなり答弁が後退しているんじゃないですか。ほとんどすべての会派が県議会の全会一致の決議に基づいてみんな残すべきだという質疑をしているんですよ。ここのところはちゃんと答えてください。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午後２時15分休憩

午後２時19分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　前田議員の再質問に答弁させてください。

まず第１に、グアム協定というのは議会の決議に真っ向から反対するものではないかという趣旨の御質問については、私はこれは基地負担の軽減につながるものだというのを何回も申し上げてきました。負担の軽減につながるものだというお答えにさせてください。

それから再質問のこの３番目、訪米についてですが、まず第１に密室ではないか。だけどいろんな方に会うに当たって、相手様が公開にしたくないとおっしゃればそれに合わせるというのは当然のことではありませんか。何も密室を好んでやっているわけではありません。

それから、私どもがアメリカに行くときにどんな内容の要請書というのを、これは提案書というような表現で日本語でつくり英語で翻訳したものを持っていって、これはだれにでも公開しておりますから、この中に書いてあることを二、三十分かけて、例えばいろんな人に会ったときに一人一人説明をしてきたわけで、その内容を何か密室でやるべき内容のものはありません。ただ相手がそういう要求を出した場合には、人に会うときにはそれが最低の礼儀だと私は思っております。

そしてもう一つ、グレグソン氏に会ったかどうかについて、これはノーコメントでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　米軍再編で負担の強化につながっているんじゃないかという御質問でございますが、米軍再編に伴いまして訓練の県外での実施と県外移転が行われたわけですが、確かにおっしゃるとおり、最近はＦ22等が暫定移駐ということもありまして、騒音の軽減につながっていない状況があることはそのとおりかなと思っております。それに関しては極めて遺憾だと思っております。

米軍は、やはり訓練の実施に伴って騒音等が軽減されるようにもっともっと努力すべきだというふうに思っております。

今後は米軍再編が着実に進められますと、8000名の米海兵隊の要員がグアムに移駐するということになりますと、沖縄県民の負担の軽減につながっていくものと考えております。

○議長（髙嶺善伸君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　待機児童解消につきましての認可化することとする施設については、これから市町村と市町村計画をまとめていく予定としております。具体化されるのは今年度中にやる見込みでございます。

また、これとは別に待機児童に関しましては、特別事業と合わせて既存制度での定員増も図っていくこととしております。

それから、介護保険料の減額及び減免制度の創設につきましての御質問にお答えしますが、介護保険料は介護を国民みんなで支え合う仕組みとして、高齢者を含めて40歳以上の全国民で保険料を負担している制度でございます。この理念に基づく費用につきましては、保険料で50％、公費で50％。その保険料は65歳以上の者が19％、45歳以上65歳未満の者が31％というふうになっております。それから県・国・市町村の公費負担につきましても、それぞれの負担割合が決められております。

また、保険料につきましては負担の能力に応じた所得段階別の保険料が設定されておりまして、低所得者の負担は軽減されていると考えております。

このような制度運用におきまして、県や市町村が独自に一般財源による財政支援等を行うことにより保険

料の負担を減額・免除することは適当でないというふうに考えております。
以上でございます。
○議長（髙嶺善伸君）　教育長。
〔教育長　仲村守和君登壇〕
○教育長（仲村守和君）　それでは、前田議員の再質問にお答えをいたします。
答弁が後退していると思われるけれども、きちんと答えてほしいということでございます。
まず、本件に係る陳情の採択につきましては真摯に受けとめているところでございます。
県教育委員会としましては、全県的な視野に立って障害のある幼児・児童生徒一人一人の教育ニーズに適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。
現在、保護者等と意見交換を続けているところでございますが、敷地面積等も考慮した校舎配置図を図面におとしまして提示をしてございまして、安全性の確保や専門性の維持が客観的に見て担保できないと判断した場合には計画の見直しもあり得ると考えております。
以上でございます。
○議長（髙嶺善伸君）　病院事業局長。
〔病院事業局長　知念　清君登壇〕
○病院事業局長（知念　清君）　７対１看護体制のための定数条例の改正についての御質問にお答えします。
先ほど申し上げましたけれども、７対１看護配置については、看護職員の業務緩和や患者サービスの向上の面からも効果があると思われます。
しかしながら、定数条例を改正し病院事業の職員定数をふやすことについては、現在の県立病院事業を取り巻く経営環境に与える影響及び県立病院のあり方基本構想等を踏まえ、今後局内に検討チームを設置し慎重に検討していきたいと考えております。知事とは、信頼関係のもとにこの件については当たっております。
以上でございます。
○議長（髙嶺善伸君）　前田政明君。
〔前田政明君登壇〕
○前田　政明君　７対１看護のことですけれども、皆さんからいただいた資料でも中部病院、南部医療センターは、いわゆる18年度の人件費で見ると黒字なんですね、黒字。知事、黒字なんですよ。だから、そういう中核的なところからでもやはりちゃんとやっていくということで、これ黒字になっているわけです、皆さんの資料でも。ぜひそこを頑張っていただきたいと思いますけれども、これは大変大事なので、知事、御答弁お願いします。
それから、グアム協定については14名の識者の方がやはり反対をしておりますけれども、この一文の中で、クリントン米国務長官に対する手紙の一文ですね。「日米両政府の対沖縄政策はかつての「力による支配」から、より残酷な「カネによる支配」へと姿を変えてきています。　その残酷さとは、沖縄経済や財政において代償となるカネへの依存度を高め、そのカネから逃れられない状態を作り出して、基地を受け入れる以外の選択肢を沖縄の人々から奪っていることです。同じ国民であっても日本の中で差別されている沖縄の現状は、不条理というしかありません。米政府は、いわば日本政府による対沖縄「麻薬漬け作戦」に依拠する形で、世界の秩序と安定にむけた超大国の役割を果たしているのです。」ということで、基地はつくるべきじゃないし、沖縄県民の尊厳を守るべきだと言っております。
知事、この立場こそ沖縄県民の心であるということを訴えて終わります。
○議長（髙嶺善伸君）　仲井眞知事。
〔知事　仲井眞弘多君登壇〕
○知事（仲井眞弘多君）　前田議員の再々質問に答弁させていただきますが、この７対１看護の件、定数条例のお話とかいろいろございましたけれども、局長が先ほど答弁いたしましたように、局内に研究チームを置いて直ちに勉強を始めるということですから、ぜひその成果を待っていただきたいと思います。この経営のためにも、そしてこういう今まで県立病院がやってきた立派な業績を継続していくためにも、経営上必要なプラスになることは何でもやるという姿勢でやっていくべきだということですから、御提案のことも頭に入れて研究チームの成果をお待ちいただきたいと思います。
以上でございます。
○議長（髙嶺善伸君）　平良昭一君。
〔平良昭一君登壇〕
○平良　昭一君　改革の会の平良です。
一般質問を行います。
国の平成21年度予算は、100年に一度の金融危機、経済危機と言われ、それを回避、挽回するために史上最高の88兆5480億円、前年度比５兆4867億円増の大型予算を組みました。赤字国債の発行も前年度比７兆9460億円増の33兆2940億円、公共事業関係費も前年度比５％上乗せするなど、景気回復のための予算組みは

大きなものとなっており、一定の評価はしていいものであると思います。

そのような内示を受け今年度の沖縄県予算が提示されてきたわけでありますが、今年度の予算は経済危機に対して十分な対応策をどう講じているのか、沖縄を直撃している問題に対しどのような施策を展開できるか、例年度に比べても重要さが増す予算編成であると思います。当然言えることは、予算を大幅に増大させ効率よく経済効果が見込める箇所に予算をつけ、景気を動かすことが大事であると思っております。

しかしながら、国の予算が88兆円と大幅な伸びを示しているにもかかわらず、内閣府沖縄担当部局予算は2445億円、前年度比106億円減という小規模なものになったことに対しては残念でなりません。仲井眞知事には厳しい経済環境の沖縄県民を本気で救おうという思いで、4000億円規模の予算獲得を期待をしていたものであります。

景気が全国一厳しくて県民所得が全国一低く、失業率が全国一、倒産件数も日本一、県外への季節労働者が年間２万人を超える沖縄でありながら、それなのにマイナス予算はひど過ぎる。なぜこのような小さい予算なのか納得できません。

過去の沖縄担当部局予算の推移を見てもわかるように、大田県政でも稲嶺県政でも平均約3000億円はありました。現在の仲井眞知事就任後は下降の一途をたどっており、今回の2400億円規模は、知事、そして沖縄担当大臣は本気で沖縄の危機を感じて予算獲得に動いているのか疑問を持たざるを得ません。沖縄県内の公共事業は減り、数多い求職者の雇用のめども立たない。大学院大学の予算程度では沖縄の危機を救うものとはならず、沖縄県は交渉力を失い、麻生内閣は沖縄のことを全く考えていないと思わざるを得ません。

そのような観点から、限られた予算の中で効率のよい予算の使い道を考えていくことが大事であるとの観点から、知事の政治姿勢について質問をさせていただきます。

まず最初は、県政を預かる者として避けて通ることのできない米軍基地問題についてでありますが、就任以来の公約である普天間飛行場の３年めどの閉鎖状態の実現に向けた取り組みについて伺いたい。

有事に備える米軍は、平時においても国民の命を脅かし、深夜・早朝を問わず爆音をとどろかせ訓練を繰り返している。危険な基地の一日も早い撤去と返還を望んでいる県民の願いとは裏腹に、過去に合意された低空飛行訓練に関する安全のための日米合意は機能せず、深夜・早朝の離着陸は恒常化し爆音被害はふえる一方であります。

県民の基地負担軽減は、逆に基地機能強化へと向かっているとしか思えない。県政運営方針にも普天間飛行場の危険性除去、騒音の軽減による３年めどの閉鎖状態の実現を盛り込んだ経緯からしても、その取り組みの実現性について所見を伺いたい。

２点目、昨年12月に起きた金武町伊芸区の被弾事故についてですが、今月５日、県警の銃弾鑑定結果が出され、米軍使用の50口径通常弾と一致したと発表されたが、米軍は最近の訓練とは直接的に関係がないと議論づけ関与を否定している。それならこの法治国家の民間地で銃を撃つ人が平然と往来しているのか。住民が米軍の射撃訓練を疑うのは過去の経験からしても、金属板発見当時の状況からしても演習場からの流弾と位置づけるのは当然でありましょう。県警は刑事事件で立件するのは無理だと言うが、そのままうやむやにしていいのでしょうか。これまでの対応方とあわせて知事の所見を伺います。

次に、緊急総合経済対策についてでありますが、先行き不透明感が増す中、県民は雇用対策に関し大きな関心を寄せている状況であることは十分に承知のことだと思うが、その具体的な雇用対策が見えてきません。その取り組みをお聞きしたい。

また、県内企業の人員削減もあり、特に大手企業の社員宿舎の大量の空き室が出ているような状態であります。

昨年の県外企業の多数の正規社員解雇、派遣・季節工の解雇などが続き、地元に戻っても住むところがなくなる可能性が出てくる。県営住宅提供以外に一時的に県が仲介してその利用方法は考えられないか、その見解を求めます。

次に跡地利用の促進についてですが、過去の経緯からして旧軍飛行場跡地として位置づけて、旧上本部飛行場跡地の整備ができないかお聞きします。

Ｐ３Ｃ送信基地断念で、測量のため現在長年覆われたギンネム伐採を行ったことから土地の全容が見えてまいりました。滑走路建設の際、削った土砂が滑走路両脇に積まれているため、以前の平たんな地形とはほど遠い状況で、土地の有効利用には大きなリスクが伴うと地元からの声が上がっております。

復帰前に返還された飛行場だったことからほとんど補償がされていなく、現行制度の中で対応は可能かどうか知事の見解をお伺いいたします。

また、旧軍飛行場そして過去に米軍演習場として利用した経緯から不発弾磁気探査をすべきであるが、その見解を求めます。

⑷、次に、環境共生型社会の形成について以下の点を伺います。

ア、公共が関与する産業廃棄物管理型最終処分場の整備について、その取り組みについて伺います。

イ、赤土流出防止対策の取り組みについて伺います。

ウ、農地からの赤土流出が大きいが、その対策はどうなっているのか伺います。

エ、地球温暖化対策を強力に推進とあるが、具体的な取り組みを説明願いたい。

⑸、次に、保健医療の充実についてです。

ア、県立病院のあり方に関する基本構想案の県民説明会が行われたが、住民意見はどのようなものなのか。

イ、県立病院のあり方検討部会での答申が出ない段階で説明会を開くのはおかしいと思うが、その見解を求めます。

ウ、地方独立行政法人化ありきで進められているとの意見が大きいが、その見解を伺います。

エ、あり方検討部会で現場の管理者、医師等の意見交換が不足しているとの声であるが、十分な議論ができたかお伺いします。

オ、独法化してもだめであり、国の医療制度を変えないと経営は無理と言われているが、その見解を求めます。

⑹、続いて、行財政改革の推進についてお聞きします。

ア、新組織を設置し新たな行財政改革プランの策定に取り組むと言うが、具体的な説明を求めます。

イ、市町村合併についてですが、県内の市町村合併は落ちついた状態であると認識しています。今後の合併推進は各市町村任せでは進行しないと思います。しかし、県はあくまでも自主的な市町村合併推進に努める考えだが、県が主体になり促進する考えはないか、その見解を求めます。

２点目、観光行政について。

⑴、ヤンバル桜祭り構想について。

１月中旬から２月中旬まで北部ヤンバル各地で行われている桜祭りを県主導で計画的に開催することができないか伺います。場所によって開花時期が違うため、花見客にその情報が行き届いていなく苦情を言われたこともあるようであります。期間中どこで桜祭りが行われているのか県で把握して指導助言する必要があると思いますが、またその方が県外観光客誘致に効果があると思いますが、見解をお聞きしたい。

⑵、県議会棟前の観光スポット利活用について。

ア、県議会棟前は観光客の待ち合わせ場所になっており、夏の暑い時期に炎天下でバス待ちをしている姿を毎日見かけます。観光イメージダウンを超えて見るに忍びない。近隣に待ち合わせ場所がないため有効に活用できる対策が必要であると思うがいかがでしょうか。

イ、県民広場の活用はどうなっているのかお伺いします。

⑶、本部町水納島海浜利用と客引き行為対策について。

ア、四、五年間も同じ状態が続き幾度となく対策方について要請しておりますが、その後の取り組みはどうなっているのかお聞きします。

イ、観光商工部、土木建築部、沖縄県警との連携が必要不可欠だが、その対応はどうなっているか。３部署がそれぞれの役目を持って対応すべきであるが、その見解をお聞かせ願います。

３点目、農業振興について。

⑴、花卉栽培について。

ア、電照菊栽培で使われている白熱電球が環境問題から生産中止になり、蛍光灯に切りかえなければいけない状況になっております。１球当たりのコストが高く生産者負担が大きい。本県の花卉栽培の根底を崩すことになりかねない。その対策はどうなっておりますか。

また、夏場のハウス内の農作業は、直射日光を受け高温のため能率が上がりません。そのため遮断ネット――通称ふあふあネットと呼んでいるようですが――が開発されているようであります。ハウス内の作業能率アップの日よけ設置補助は考えられないかお聞きします。

⑵、遊休農地対策について。

代表質問等でも取り上げられましたが、耕作放棄地の割合が高いことが指摘されておりますが、その対策を聞きたい。

ア、耕作放棄地の解消具体策はどうなっているか。

若い人が農業をやりたいけれどできない理由として、農地取得下限面積の障害があると聞いております。

そこで、イ、新規農業参入者の各市町村の農地取得下限面積はどうなっているのかお聞かせ願います。

ウ、農地取得下限面積基準の緩和はできないか。

⑶、それと２市町村にまたがった農地は県補助の対象から外された話を耳にしましたが、そのようなことがあるのか。その事例の手続、対応はどうなっているのかお聞かせ願います。

４点目、沖縄自動車道特別割引廃止について。

2010年度で特別調整費で対応していた割引を廃止する方針を固めたことに、北部地域の住民を初めとする利用者から落胆の声が上がっております。ＥＴＣの一定割引があるからと言っておりますが、そんな問題ではないと思います。明らかな負担増になるのは必至であり、以下の点をお伺いします。

⑴、政府が昨年10月末に発表した追加経済対策に盛り込まれた高速道路料金値下げとの因果関係があるのかお聞かせ願いたい。

⑵、10年近い期間、特別調整費から拠出されての引き下げであり定着しております。県民は実質的な値上げと判断すると思うが、その見解を伺う。

⑶、通行台数は割引前と後ではどうなっているのか。

⑷、なぜ今の時期にあえて逆行する引き下げを廃止するのか、その根拠を伺います。

⑸、那覇空港までの供用開始も見えてきた時期に利用低下が懸念されるが、その見解を伺います。

⑹、レンタカーなどの一般道利用がふえ、さらなる交通渋滞を引き起こすことが懸念されるが、その対策はどうするのか。

⑺、北部地域におけるアクセス条件整備として始められた特別割引だったはずだが、北部振興がさらにおくれることを危惧する声が上がっており、地域間格差を助長することになるが、その見解を伺います。

５、教育行政について。

⑴、本県の平和学習の取り組みについて。

ア、例年慰霊の日に向けた平和学習が行われておりますが、その取り組みの方策をお聞きしたい。

イ、不発弾を学校内に持ち込むことが起こったことは、平和学習の観点からの周知不足ではないか、その見解を伺います。

ウ、小中学校の平和学習はよく見えますが、高校の平和学習の実績はどうなっているのか。

⑵、凡事徹底の取り組みについて。

ア、当たり前のことが当たり前にできる、さまざまな凡事徹底の取り組みがあると思うが、教育長が目指す凡事徹底の取り組みの現状を伺いたい。

イ、最近、全国学力テスト最下位対策ばかりが前面に出ているような教育姿勢が見えます。沖縄らしさの教育を追及すべきであり、凡事徹底こそが将来の沖縄教育の真髄であると思いますが、その見解をお聞きしたい。

⑶、全国体力・運動能力調査について。

全国体力テストの結果から見た県内児童生徒の体力はどのようになっており、その結果から見た教育長の見解を伺います。

⑷、学校統廃合後の学校跡地の利用について。

児童生徒数減少、財政難で学校統廃合が進んでいるが、その跡地利用は各自治体任せなのか。脆弱な地域は転売も考えている話も耳にします。大手リゾート会社等に渡ったときには地域住民が困り、規制等がかけられないかお伺いします。

⑸、県立高校の進級制度の問題について。

学習意欲の低下、惰性で登校する、教師のやる気の喪失など現場から切実な声が出ていることから、今後詳細把握していくために１月に校長会と意見交換を行ったようだが、内規見直しを行うのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　平良議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず、知事の政治姿勢の中で、３年めどの閉鎖状態の実現の可能性についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県といたしましては、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、同飛行場のヘリなどの運用を極力低減し、３年をめどに危険性の除去、そして騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めているところであります。

去る１月27日に開催されました「普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム」会合におきまして、防衛省から昨年実施されました飛行航跡調査結果等が報告されたところであり、今後とも実務者同士の具体的かつ率直な意見交換や検討が行われる中で、さまざまな方策が示されてくると考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、雇用対策事業の具体的な取り組みという御趣旨の御質問にお答えいたします。

２月補正における主な雇用対策事業としましては、厳しい雇用失業情勢を改善するため、雇いどめ等による失業者の再就職を支援する「緊急ジョブトレーニング事業」や雇用支援助成金の活用促進を図る周知啓発事業を新たに実施いたします。

また、平成21年度予算におきましては、主な雇用対策事業としましては、「雇用再生特別事業基金」及び「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用し、県や市町村において雇用創出効果の高い事業を実施し、雇用失業情勢の改善を図ってまいる所存でございます。

次に、農業振興に係る御質問の中で、耕作放棄地の解消具体策に係る御質問にお答えいたします。

沖縄県の平成20年度における耕作放棄地面積は3015ヘクタールで、全耕作面積の7.7%となっております。

沖縄県としましては、耕作放棄地の再生利用を図るため、平成20年12月15日に沖縄県耕作放棄地対策協議会を設置いたしております。また、県協議会の下に耕作放棄地が多い18市町村で地域協議会を設置し、推進体制の整備や再生実証試験、そして実施計画策定等を支援いたしております。

今後、平成23年度をめどに、農業上重要な地域を中心に、350ヘクタール程度の耕作放棄地の再生利用を進めていくことといたしております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　まず、金武町伊芸区の銃弾の鑑定結果についての御質問にお答えします。

今回の事案について県警の鑑定結果は、米軍の銃弾と同種のものであるとのことでありますが、米軍は発見された銃弾は海兵隊の最近の訓練とは直接的な関係がないと発表しております。

米軍においては、周辺住民に大きな不安を与えていることから、どのような調査を経てそのような結論に至ったのかなど詳細な調査内容を説明すべきものと考えております。

次に、旧上本部飛行場跡地の整備についてお答えします。

旧軍飛行場用地とは、第２次世界大戦末期、沖縄県において旧日本軍が飛行場設置のため接収した土地であって現在も国有地となっている用地のことであり、米軍により設置された旧上本部飛行場は、旧軍飛行場用地として位置づけることは困難であります。

同飛行場の跡地利用については、本部町において、平成21年度に大規模駐留軍用地跡地等利用推進費の補助制度を活用し、跡地利用計画策定のための現況調査及び地権者意向調査等の基礎調査を実施したいという意向があり、現在調整中とのことであります。

続きまして、旧軍飛行場の不発弾探査についてお答えします。

県が行う不発弾等探査は、土地利用計画の策定状況を勘案し、市町村等と調整した上で実施しております。

旧軍飛行場跡地等の探査実施については、関係市町村等から相談があれば適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（髙嶺善伸君）　観光商工部長。

〔観光商工部長　仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君）　知事の政治姿勢に関する御質問の中で、社員宿舎の空き室利用についてお答えします。

県外での雇いどめなどにより県へ戻ってきた方への住宅対策では、県営住宅への優先入居として40戸を確保しており、２月20日現在20世帯が入居しております。また、国においても、雇いどめなどにより社員寮等の退去を余儀なくされた方に住宅入居の初期費用などを低利で融資する就職安定資金融資を実施しております。

県としては、これら施策の周知・広報に努め、県出身者の住居の確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、観光行政に関する御質問の中で、ヤンバル桜祭りの県主催についてお答えします。

沖縄県としては、これまで冬の観光誘客を強化するため、市町村を含む県内の観光関係団体と連携し、北部地域の桜祭りなど１月17日から５月６日までに行われる43のイベントを、「沖縄花のカーニバル」として県内外に広くＰＲしているところであります。

北部地域で開催されております桜祭りについては、これまで各地域が主体となり、その特色を生かしながら開催してきているところであり、県としては、引き続き各地域の魅力が発揮されるよう関係市町村、沖縄観光コンベンションビューローとの連携を図り、情報提供の拡大、誘客拡大につなげていきたいと考えております。

次に、水納島海浜利用に関して、観光商工部の対応についてお答えします。

水納島における業者間の対立や、客引き行為に対する利用者からの苦情については、観光地としてのイメージを損なうことから、観光部局として、これまで現地確認や関係機関による連絡会議へ参加するなど対応を協議してまいりました。

その後も情報収集や関係部局との意見交換を継続して行っており、今後とも問題解決に向け連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　文化環境部長。

〔文化環境部長　知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君）　知事の政治姿勢の中で、環境共生型社会の形成についての御質問で、公共

関与事業の取り組みについてお答えいたします。

公共関与最終処分場の立地候補地につきましては、総じて厳しい意見が寄せられており、これまで３カ所の立地候補地において、それぞれの関係者に理解と協力を求めているところでございますが、用地の決定には至っておりません。

処分場の整備に当たっては、共通認識の形成を図り、地域との信頼関係を構築することが重要であると考えており、関係自治体や地域の方々の理解と協力が得られるよう努めていきたいと考えております。

次に、赤土流出防止対策の取り組みについてお答えいたします。

赤土等流出防止対策として、条例に基づく開発事業の監視・指導を行うとともに、地域における対策を推進するため、流域協議会の育成や市町村との連携等を図っております。また、利水形態や自然環境を考慮し、陸域からの効果的な赤土流出の削減を図るため、赤土堆積指標と生物指標から成る環境指針の設定と、５つのモデル海域への指針値のランク当てはめに向けて調査検討を行っているところであります。

次に、地球温暖化対策を推進するための取り組みについてお答えいたします。

県では、国の京都議定書目標達成計画の見直しや地球温暖化対策推進法の改正など、地球温暖化対策の強化が求められていることから、「沖縄県地球温暖化対策地域推進計画」を見直すこととしております。

見直しに当たりましては、県排出量の約９割を占める運輸部門、民生部門、産業部門における対策の確実な実施を図るため、部門別の排出削減目標を設定することとしております。

業務、産業部門においては、ＥＳＣＯ事業やエコアクション21等環境マネジメントシステムの普及、運輸部門においては、エコドライブや低公害車の普及、家庭部門においては、省エネ家電や環境家計簿の普及など目標達成に向けた進行管理を行う考えであります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん）　知事の政治姿勢についての御質問で、農地からの赤土等流出対策についてにお答えいたします。

農地からの赤土等流出防止対策としましては、これまで土木対策として水質保全対策事業等による圃場勾配の修正、沈砂池等の整備を行っております。また、営農対策としましては、緑肥作物の栽培やグリーンベルトの普及を促進しているところであります。

さらに、平成20年度からは、大宜味村など５市町村において、農家が取り組むグリーンベルト設置等への実証支援及びコスト調査などを行い、より効率的・効果的な対策が行えるよう取り組んでいるところであります。

次に、農業振興についての御質問で、白熱電球対策及び日よけ設置については、関連しますので一括してお答えいたします。

県では、電照菊栽培のコスト低減を図るため、白熱電球にかわる蛍光ランプと高温抑制効果の高い日よけ遮光ネットによるモデル実証圃を設置しているところであります。

なお、農業用白熱電球の製造中止については、現在のところ農林水産省等から正式な通知は来ておりませんが、今後、生産農家への普及に当たっては、その成果を踏まえ長期低利の融資制度等を活用して対応していきたいと考えております。

同じく農業振興で、農地取得下限面積についてにお答えいたします。

農地取得下限面積については、農地法に基づき、農家経営の安定を図る観点から、経営面積が一定の面積以上となるよう、知事が地域の実情に応じて定めているところであります。

沖縄県における農地取得下限面積は、市町村別に北部地域では40アールから50アール、中南部地域では20アールから40アール、久米島、大東、宮古及び八重山地域では50アールとなっております。

同じく農業振興で、農地取得下限面積基準の緩和についてにお答えいたします。

農地取得時の下限面積基準については、花卉園芸等集約的経営を行う農家の場合や、認定農業者等の場合は適用しないことができるなど例外措置が講じられております。さらに、国は農地改革プランに基づき、農地取得時の下限面積について、より地域の実態に即した弾力的な運用にするため、市町村農業委員会がこれを定めることができるよう、今国会で法律改正を予定しております。

同じく農業振興で、県補助金の手続についてにお答えいたします。

県では、近代化施設等の整備に当たって複数市町村にまたがる場合は、原則として関係市町村で協議の上、主たる市町村が手続を行い事業を実施することとしております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　県立病院基本構想案の県民説明会で出た意見及び実施時期についてに一括してお答えいたします。

県民説明会では、県民に基本構想案の内容を説明するとともに、意見の聴取を行うことを目的として、宮古、八重山、北部及び那覇の４カ所で開催いたしました。

基本構想案では、県立病院の地方独立行政法人への移行が盛り込まれたことから、県民説明会におきましては、地方独立行政法人制度の概要も説明いたしました。県民からは、独法化すると県が公的医療の提供に必要な財政負担を抑制するのではないか、また、採算性が重視され、公的医療の提供が後退するのではないかなど独法化後の制度の運用を懸念する意見が多く出ました。特に、宮古、八重山の説明会におきましては、医師や看護師の確保が困難になるのではないかなどの意見が出されております。

このようなことから、地方独立行政法人法において、法人が担う救急医療、離島医療などの公的医療の提供に要する経費につきましては、現在の地方公営企業法と同様に、県の財政負担が義務づけられていること、法人の業務運営の重要事項につきましては、県議会の議決が必要とされていること、また、現在の６県立病院が一体として独立行政法人に移行することを基本としているため、医師、看護師などの人材確保の仕組みは維持されることなどについて説明を行いました。

なお、今回の説明会で出された意見については、「県立病院のあり方検討部会」に報告し、それらを踏まえて最終的に答申が行われることとなります。

続きまして、地方独立行政法人への移行に関する審議及び病院長の意見交換についてにお答えいたします。これも一括でございます。

県立病院のあり方検討部会におきましては、各県立病院が地域で果たしている役割を高く評価しております。しかしながら、病院事業が運営体制面の課題を抱えていることから、経営形態を含め、総合的な組織改革について審議が行われたものであります。

地方独立行政法人への移行に関連する主な審議の経緯を御説明いたしますと、第１回検討部会におきましては、病院事業局から、平成19年度末で100億円の資金不足が発生しており、これをどのように解消するかが県立病院の今後のあり方を検討する上で重要な課題であるとの認識が示されました。

第２回検討部会では、県立病院長ヒアリングが行われ、各病院長から、人事、予算面の調整に時間を要し、環境変化への迅速な対応が困難であること、経営企画力の向上を図るには、事務部門の強化が不可欠なことなどの説明がありました。また、病院事業局からは、現在の経営形態である地方公営企業法全部適用の中間的な総括として、地方自治法、地方公務員法等の制約があり、管理者の権限が制限される中で、今後は、経営力の強化、費用の弾力性の確保、意思決定の迅速化を図ることが経営課題であるとの説明がございました。

第３回検討部会では、福祉保健部から、全部適用の評価について、66%の職員が変化はない、27%の職員が悪化したと考えているとの職員アンケート調査結果を報告いたしました。このような審議を踏まえ、第３回検討部会では、３名の委員から地方独立行政法人に移行すべきであるとの意見があり、２人の委員からは、全部適用での経営改善に努めるべきであるとの意見が出ております。

第４回検討部会では、各県立病院長等から、次年度以降、病院事業局長の権限の一部を病院長に移譲する予定であり、あと一、二年様子を見ていただきたいなどの発言があり、委員からももう一度病院長の意見を聞く必要があるとの意見などが出され、この問題は、次回以降に結論が見送られております。

第５回検討部会では、病院事業局から、病院長への権限移譲、経営再建計画の骨子案の説明が行われ、病院長から、今後、経営改革に取り組み、独法化しなくてもよい状況を二、三年以内につくり出せるのではないかと考えている旨の見解が表明されました。

検討部会におきましては、これらの説明も踏まえ審議が行われ、経営再建に取り組む病院長の決意を高く評価するものの、全部適用では人事、定数、予算面で地方自治制度の制約があり、環境変化への的確な対応が困難となっていること、また、資金不足から必要な人や医療機器への適切な投資ができなければ医療の質が低下し、優秀な医師や看護師の離職を招く可能性もあり、独法化に際しての出資により資金不足を解消すべきであることなどの意見があり、検討部会として、地方独立行政法人への移行が必要であるとの結論に至ったものであります。

検討部会では、毎回、各県立病院長が出席し、適宜、病院長等から意見が確認され、また、慎重な審議を経て、地方独立行政法人への移行が全会一致で決議されたものであります。

続きまして、国の医療政策と県立病院の経営についてにお答えいたします。

我が国におきましては、平成14年以降、診療報酬の

マイナス改定が続いているほか、健康保険の自己負担割合の増加など、医療費の伸びを抑制する改革が実施されております。

総務省によりますと、平成18年度において、全国の地方公共団体が設置している病院事業のうち、約８割が経常損失を計上している状況にあります。

検討部会におきましては、このような病院経営を取り巻く厳しい環境変化に対応していくためにも、県の適切な財政負担を前提として、地方独立行政法人へと移行し、経営の自律性を高め、財務面の健全性を回復するほか、組織風土の改革や、経営人材の確保、育成など、総合的な組織改革を行う必要があると提言したものであります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　総務部長。

〔総務部長　宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君）　知事の政治姿勢についての御質問で、新たな行財政改革プランについてお答えをいたします。

新たな行財政改革プランは、地方分権時代に対応し、かつ、国・県・市町村や民間との役割分担を踏まえたものとすることが重要であるというふうに考えております。

具体的な内容につきましては今後検討することになりますが、現段階では、１、現行プランの推進項目の見直しと新規項目の設定、２、未収金の解消や新税の創設など特に重点的に取り組むべき推進項目の設定、３、公社等外郭団体の再構築等を考えております。

○議長（髙嶺善伸君）　企画部長。

〔企画部長　上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君）　知事の政治姿勢についての御質問で、県が主体となった市町村合併の促進についてお答えいたします。

市町村合併については、平成18年３月に９つの組み合わせから成る合併構想を策定するとともに、その実現のために合併支援プランを策定したほか、県主導による構想市町村ごとの研究会を開催してきたところであります。また、市町村合併フォーラム、各種説明会の開催、県広報番組等の活用など、市町村長、職員、議会議員及び地域の住民に対する情報提供や啓発に努めてきたところであります。

県としましては、今後とも合併機運の醸成に努め、市町村の自主的な合併に対する取り組みを支援してまいります。

次に、沖縄自動車道特別割引廃止についての御質問で、特別割引の廃止と追加経済対策との関係、自主的な値上げとの判断及びこの時期の廃止理由、３点は関連しますので一括してお答えいたします。

沖縄自動車道の通行料金は、ほぼ10年間に及ぶ特別調整費の補てんによる約３割の特別割引に加えて、ＥＴＣ車を対象に全国共通の割引が実施されており、さらに今後国の追加経済対策により、２年間の大幅割引が行われることになっております。

県としては、これらの状況も踏まえ、特別調整費のより一層の有効活用を図る観点から、補てんによる特別割引は平成22年度末をもって廃止したいと考えております。

なお、平成23年度以降の通行料金の割引については、今後、国や西日本高速道路株式会社等と協議してまいりたいと考えております。

同じく、沖縄自動車道の通行台数についてお答えいたします。

沖縄自動車道の通行台数は、割引実施前の平成10年度の約1326万台から平成19年度には約2604万台とほぼ倍増しております。

同じく、特別割引廃止による利用低下、交通渋滞の懸念、地域間格差の助長などの影響について一括お答えいたします。

平成23年度以降の廃止に当たっては、今後、西日本高速道路株式会社と連携し、ＥＴＣのさらなる普及促進を図ることにより、利用低下、交通渋滞、地域間格差の助長などの影響が生じないよう努めてまいります。

以上であります。

○議長（髙嶺善伸君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　観光行政についての御質問の中の、議会棟前の有効活用についてお答えします。

県議会棟前の歩道は、観光バスの乗りおり場所等として観光客に利用されております。現在、歩道には雨や日よけのための上屋とベンチが設置されておりますが、観光客が利用するには、規模が小さく、不便をかこっている状況が見受けられることから、上屋等の増設について関係機関と調整を図りながら検討していきたいと考えております。

続きまして、県民広場の活用についてお答えします。

県民広場は、快適な歩行空間と防災広場としての機能を兼ね備え、各種のイベントにも利用されております。さらに、県民及び観光客においても憩いの広場として広く親しまれているところであります。

今後とも、県民広場がより一層、県民及び観光客に親しまれ、利活用されるよう努めてまいります。

次に、水納島海浜のその後の取り組みについてお答えします。

水納島海浜利用に係る対策として、土木建築部におきましては、海浜の巡回の頻度をふやして対応しております。また、地元本部町と具体的な対応策について調整を進めているところでもあります。

さらに、沖縄県警、観光商工部とも対策について協議をしているところであります。

続きまして、水納島海浜利用の土木建築部の対応についてお答えします。

水納島海浜利用については、関係機関・団体の連絡会議が毎年開催されております。

県関係からは、観光商工部、沖縄県警、土木建築部が参加し、現地視察や今後の取り組み、連携策について協議をしております。また、観光商工部、沖縄県警とは個別にもこの問題について協議し、対策について意見交換などを行っており、今後とも問題解決に向け連携して取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（髙嶺善伸君）　警察本部長。

〔警察本部長　得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君）　水納島における客引き防止対策、関係機関との連携についてお答えします。

県警察では、本部町字瀬底在の水納ビーチにおけるマリンレジャー提供業者間の客の取り合いをめぐる事案に対し、これまで不法な行為に対しては厳正に対処するとともに、海水浴客の多い夏場においては、警備艇での海上警戒、制服警察官を派遣しての海浜での警戒活動を実施し、事件・事故防止を図ってきたところであります。

しかしながら、業者間の行き過ぎた客の取り合い行為については、公安委員会が所管している現行のいわゆる水上安全条例、迷惑防止条例では規制することはできないことから、迷惑防止条例の一部改正や新たな条例の制定の必要性についても検討しているところであります。

また、所轄の本部警察署においても、本部町など関係機関との協議会の開催や、水納島の島内・島外業者を招致し、誹謗中傷行為の中止について指導、警告などの対策を実施することにしております。

県警察といたしましては、引き続き水納ビーチでの警察官によるパトロールや県、本部町など関係機関と連携した客引きに絡む不法事案の防止対策を強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　教育行政についての御質問で、慰霊の日の取り組みについてお答えいたします。

平和教育については、戦争の悲惨な体験や教訓を正しく次世代に継承するとともに、生命の尊重や個人の尊厳を基本に、他人への思いやりや寛容の心を育成することが重要であります。

学校においては、慰霊の日の取り組みとして、戦争体験者による講話、沖縄戦に関する映写会及び資料展、ガマなどの戦跡めぐり、生徒による平和集会などを組織的・計画的に行っております。

次に、不発弾の持ち込みについてお答えいたします。

学校においては、教育活動全体を通して、安全な生活態度の形成を図るとともに、危険物・不審物を発見した場合は、危険物に近づかない、さわらない、近くの大人や先生、警察官に知らせるなど安全指導を行ってきたところであります。

今回、学校内に不発弾を持ち込んだ事案を受けて、直ちに１月29日付で「不発弾に係る安全指導の徹底について」を通知し、不発弾の見分け方、危険性及び子供たちが不発弾を発見した場合の対応等について指導を徹底したところであります。

県教育委員会としましては、今後とも校長研修会や校内研修等を通して安全教育の徹底を図っていきたいと考えております。

次に、高校の平和学習の実績についてお答えいたします。

県内の高等学校では、慰霊の日の特設ロングホームルームを年間指導計画に位置づけるなど、学校の教育活動全体を通して平和学習に取り組んでいるところであります。

具体的な取り組みとしては、戦争の悲惨さを伝える平和資料展が36校、戦争体験者などによる講演会が33校、戦争を追体験するガマなどの戦跡めぐりが29校で実施されており、また、平和劇、創作ダンス、俳句コンクール、平和ウォークラリーなど学校独自の取り組みも行われております。

県教育委員会といたしましては、今後とも、子供たちが平和で民主的な国家及び社会の形成者として育つよう平和教育の充実に取り組んでまいります。

次に、凡事徹底の取り組みと沖縄らしさの教育について一括してお答えいたします。

県教育委員会といたしましては、子供たちに知育・

徳育・体育のバランスのとれた教育を行うことが肝要であり、特に、「心の教育」を最重要課題として取り組んでおります。

すなわち、子供たちがあいさつをする、時間を守る、人の話を聞くなどの当たり前のことを当たり前にやれる凡事徹底を学校、家庭、地域など教育のあらゆる場で推進しております。

このように子供たちの基本的生活習慣や規範意識を醸成することが基礎学力の向上につながるものと考えます。

今後とも、本県の子供たちが確かな学力など生きる力を身につけ、将来、県内外を問わず堂々と活躍できるよう、教育の充実に取り組んでまいります。

次に、全国体力テスト結果の見解についてお答えいたします。

文部科学省が平成20年５月に実施した全国体力・運動能力調査における本県の結果につきましては、全国で小学校男子31位、女子33位、中学校男子33位、女子38位となっております。特に、小中学校の投力、握力の数値は顕著に高く全国トップレベルにあり、予想以上の結果であると考えております。

なお、走力・持久力の種目につきましては全国平均を下回っており、本県児童生徒の体力・運動能力の課題が浮き彫りになっているととらえております。

県教育委員会としましては、今回の調査結果の詳細な分析に取り組んでいるところであり、今後とも、児童生徒の体力・運動能力が全国平均に達することを目標に、中長期的な展望に立って施策を推進してまいります。

次に、学校跡地の利用についてお答えいたします。

本県の「県立高等学校編成整備計画」においては、少子化による生徒数の減少、生徒の多様化及び社会の変化に対応するため、学校規模の適正化を図るとともに多様な人材の育成を目指して再編統合を行うこととしております。

再編統合後の学校跡地の利用につきましては、現在、庁内の「県立学校跡利用検討委員会」において検討しているところであります。

次に、県立高校の進級制度についてお答えいたします。

県立高等学校における進級に関する規定については、見直しから５年が経過しており、原級留置者や中途退学者が減少するなど改善された面もあります。

一方、一部の生徒に進級に対する緊張感が薄れ学習意欲が低下しているとの声も聞かれることから、その成果や課題について、県高等学校長協会や県高等学校ＰＴＡ連合会と意見交換を行ったところであります。

進級に関する規定につきましては、生徒の身分や権利、将来の人生設計に大きな影響を及ぼすものであることから、内規のあり方を慎重に検討していく必要があると考えております。

県教育委員会としましては、今後とも、県高等学校長協会等や学校現場、職員と十分な意見交換を行い、学校の実態を詳細に把握し、進級規定のあり方を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良　昭一君　再質問いたします。

まず、普天間の問題ですけれども、これまで政府に要請している、報告を受けているということですね、公式のワーキングチームのテーブルに乗っかっているということで、政府に要請していろいろ報告を受けているということでありますけれども、粘り強く要請していくとの繰り返しばかりが目立ちます。

ことし11月で３年目であります。公約でありますので、その公約実現について知事の見解を私は求めていたわけでありますので、それに対してお答えを願います。

金武町伊芸区の被弾事件ですけれども、単なる自動車破損事故で済ませていいものかということが原点にあると思います。

はっきり聞きたいと思いますけれども、照会中であると米軍の方では言っておりますけれども、実際、知事、県警本部長にもお聞きしますけれども、日米安保の壁で限界があると思っているのか。それ以上の作業がみずからできないかということを、限界を感じているというのがあるんであれば、お答え願います。

それと、上本部飛行場の問題でありますけれども、これは米軍がつくったものではありません。当初は日本軍がつくって米軍に接収されたものでありまして、それで後々米軍が演習用として利用した経緯もあります。そういう観点から、不発弾が埋まっている可能性も十分ありますので、その辺の対応策をお聞きしたいと思っています。

それと、公共が関与する産業廃棄物管理型最終処分場の件ですけれども、これは住民説明会はまだまだ行われていないようでありますけれども、対象物がどんなものであるのかというのをここでお聞きしたいと思います。

いわゆる変電機あたりのトランスのＰＣＢ等もそれに対して処分するようなことができるのか。このＰＣ

Ｂの問題は、このトランスというのはいわゆる電柱の上にあるものですけれども、これはもう取り外してしまえば処分をすることができなくて、電柱であればＮＴＴですけれども、ほかに変電所とかいうのをそこで保管することしかできないようでありまして、これが野ざらしにされているような状況もたくさんあるようでございまして、その辺の対応策もあわせてお聞かせ願います。

それと、県議会棟前の利活用の問題で、情報ブースの設置とピクチャースポットとなっているわけでありますので、有効に利用していけばいいんじゃないかなと思います。特に、県議会棟の中庭の問題等もありますし、その辺せっかく観光客が集まるところでありますので、逆に有効に利用した方がいいんじゃないかという提言にさせていただきたいと思っておりますが、観光立県でありますので、宮崎県庁と同じように観光施設にしたらいいんじゃないかなと思っております。せっかくでありますので、議会100周年にもなりますので県議会、これを大いに利用して、全国にアピールできるようなことができたら幸いじゃないかなと思っていますので、その対応方をお願いします。

それと水納島の問題です。

何度もこれは私言っておりますけれども、はっきり申し上げまして３部署が全く連携をしていない。ことしも同じような状況になってしまうというのがもうありありとわかります。いま一度、３部門の結束しての対応をお願いしたいと思っています。

農業振興についてです。

花卉栽培、現在白熱球の生産はもう中止される予定であります。それで、白熱球が１個200円、蛍光灯が800円、それともう一つ、永久的なものがありまして――ＬＥＤと言いますけれども――これは１個3000円もするようであります。できるなら、永久的なもののＬＥＤに変えた方がいいと思いますけれども、点灯時間４時間掛ける300日、蛍光灯で５年目から黒字になるようで、ＬＥＤで３年目から黒字になるようであります。そういう面では、将来的な展望を見て助成した方がいいと思いますが、その見解を求めていきたいと思っています。

沖縄自動車道の割引廃止についてでありますが、国の追加経済対策ということで、２年間保障するということでありますが、その２年後はどうなるのか、その辺をはっきり申し上げてもらいたい。23年度以降の対応はどうするのか、現在と同じような対応ができるのかどうか。地域格差を広げることになると私は思って、切り捨てじゃないかと思っておりますので、その辺の対応方をどう県が考えているかお聞かせ願います。

それと、凡事徹底の問題でありますけれども、問題と言いますか、私は大変すばらしい方針だと思います。一般社会に出たら当たり前のことができなければ人に信用されないし、社会でも通用しない。どこに行っても必要であると高校生の意見がたくさんあります。ぜひ家庭、地域、学校でのあらゆる場面で浸透を継続してもらいたい。そういう面では、今期で退任する仲村教育長のこれからの継続した思いをぜひもう一度お伺いしたいと思っております。

○議長（髙嶺善伸君）　ただいまの平良昭一君の再質問に対する答弁は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後３時30分休憩

午後３時59分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

休憩前の平良昭一君の再質問に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　平良議員の再質問に答弁させていただきますが、知事の公約である３年めどの閉鎖状態の実現についてはどう考えているかという御趣旨の御質問に改めてお答えしますが、現在は、先ほど申し上げましたように、六、七人の大臣から成る協議会、そして協議会のもとのワーキングチームで実務的な検討をいたしております。これは主として危険性の除去、そして騒音の低減などなどについていろんな案を出してやっていこうというような趣旨ですが、あわせて基本的な極力運用を低減した状態ということも前に答弁させていただいております。ですからこれはヘリコプターの分散を含めて、要するに目的は危険を除去し騒音を下げるという点では全く一緒ですが、いろんな方法を考えてひとつ取り組んで実現をしてもらいたいということを政府にも申し入れ、そしてワーキングチームでも今勉強しているところでございます。

その他の御質問については、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　流弾事故の捜査等について、限界があると考えるかという御質問でございますが、現在、県警において引き続き捜査中とのことであります。

県としては、今後とも引き続き事実確認に努めるとともに、県民の生命、生活及び財産を守る立場から、関係機関に対し訓練の安全管理を徹底するよう粘り強く働きかけていく考えであります。

次に、旧上本部飛行場における不発弾探査についてでございますが、旧上本部飛行場跡地等の探査実施については、本部町から相談があれば適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（髙嶺善伸君）　文化環境部長。

〔文化環境部長　知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君）　産業廃棄物の対象とＰＣＢの処理についての再質問にお答えいたします。

まず、産業廃棄物の対象ですが、燃え殻や汚泥等で安定型処分場で処分できないいわゆる管理型廃棄物を処理することになります。

次にＰＣＢについてですが、ＰＣＢにつきましては、現在、県内のＰＣＢ廃棄物につきましては、現在は事業者において保管することになっております。それで、ことしの９月からは北九州市にある事業所において分解処理される予定となっております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　警察本部長。

〔警察本部長　得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君）　平良議員の再質問にお答えします。

初めに、地位協定が捜査に支障を与えているかについてでありますが、県警察の捜査が日米地位協定に関係するかどうかは、捜査の手法に関することでありますので、お答えすることは差し控えさせていただきます。

次に、水納島における客引き防止対策としての関係機関との連携についてでありますが、県警察としましては、今後とも県・本部町など関係機関と連携し、客引きに絡む不法事案の防止対策を強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　平良議員の再質問にお答えします。

水納島の客引き行為に関する再質問でございます。

私ども土木建築部としましては、現在、北部土木事務所におきまして週２回の巡回パトロールを実施しているところでございます。すなわち迷惑行為あるいは悪質な行為等々の監視・指導を目的として行っているわけでございます。

これからのことでございますが、今後の対応としましては、水納島海浜が快適に利用できるよう、他県の成功事例などを調査して、効果が見込まれる対策を地元本部町と検討をしていきたいというふうに考えております。

また、観光商工部、それから沖縄県警等関係機関ともさらに連携を強化していき、問題解決に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　観光商工部長。

〔観光商工部長　仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君）　水納島海浜利用に係る客引き行為に対する各部局の連携ということで、観光商工部としても早目の情報収集、それから町、関係部局連携を密にして問題解決の対応に当たりたいと思います。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん）　それでは産業振興についての再質問で、電照菊栽培における蛍光ランプの導入についてにお答えいたします。

蛍光ランプは、従来の白熱電球に比べて単価で約５倍高くなっております。しかしながら、白熱電球より消費電力が３分の１と少なく寿命も長いことから、蛍光ランプに転換することにより電気料金も約半分程度に低減化することが可能となります。

そのため、長期的には菊栽培農家のコスト低減につながっていくものと考えており、県としては、今後積極的に普及させていきたいと考えております。

また、ＬＥＤの導入については、今後、技術の確立を踏まえて生産者団体等と連携しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　企画部長。

〔企画部長　上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君）　沖縄自動車道料金の２年後、平成23年以降の対応についての再質問にお答えいたします。

高速道路料金につきましては、今回の経済対策を初め道路財源の議論等もあり、全国的に引き下げの方向にあるものと認識しております。23年度以降はこうした動向を踏まえ、料金割引について国や西日本高速道路株式会社と協議してまいります。

また、沖縄自動車道利用者の中でＥＴＣ車の割合はここ５年間で毎年ほぼ10%ずつ伸びており、現在42%

に達しております。引き続きその普及促進を図ってまいりたいと考えております。
以上であります。
○議長（髙嶺善伸君）　教育長。
〔教育長　仲村守和君登壇〕
○教育長（仲村守和君）　それでは平良議員の再質問にお答えをいたします。
凡事徹底についての思いを聞きたいということでございますので、お答えをいたしたいと思います。
私は、教育というのは、いずれ社会に出ていく子供たちに生き抜く力、生きる力をはぐくむ営みであると考えております。
特に私は、心の教育を最重要課題として取り組んでいるところでございます。すなわち子供たちが靴を並べる、あいさつをする、時間を守る、清掃する、人の話を聞く、相手を尊重する、いじめをしないなどの当たり前のことを当たり前にやれる、いわゆる凡事徹底を教育のあらゆる場で推進をしていくことで、子供たちの基本的生活習慣や規範意識の醸成につながっていくものと考えております。
今後とも子供たちが夢と希望を持って、沖縄に生まれ育ってよかったと言えるような教育を推進していきたいと思っております。
以上でございます。
○議長（髙嶺善伸君）　平良昭一君。
〔平良昭一君登壇〕
○平良　昭一君　最後にお伺いいたします。
水納島の問題ですね、これは３部署が逃げずに対応してもらいたい。港湾条例の改正、客引き行為の抑制、迷惑防止条例の一部改正など、やるべきことはたくさんあるはずです。ほかの部署に任せるようなことがないように、連携をとってやってもらいたいと思っています。
それと、沖縄自動車道の割引廃止についてですが、ＥＴＣ車ばかりが対象になっているような形でありますけれども、この割引ができたのは、北部地域におけるアクセス条件の整備として始められたのが原点であることを忘れないでもらいたい。それが原点になってあるわけですから、当然それを考えて今後は対応してもらいたいと思いますが、その辺、お聞かせ願います。
○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。
午後４時11分休憩
午後４時12分再開
○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。
企画部長。
〔企画部長　上原良幸君登壇〕
○企画部長（上原良幸君）　沖縄自動車道料金の引き下げ、平成11年度から始まっておりますけれども、その趣旨は、沖縄観光の振興と北部との交流の促進ということでございます。当然その趣旨に沿ってこれからも検討していきたいというふうに考えております。
○議長（髙嶺善伸君）　玉城　満君。
〔玉城　満君登壇〕
○玉城　　満君　ハイサイ。
改革の会、玉城満でございますが、先ほどの教育長の凡事徹底の話にもちょっと結びつくかと思って、ある本を紹介したいなと思っております。
これは、「沖縄　だれにも書かれたくなかった戦後史」という、佐野眞一さんが書いた本なんですが、沖縄の戦後の政治の世界であるとか経済であるとか裏社会であるとか、多分仲井眞知事も特別出演されているんですね、ところどころでは。
この本の中で、ことしは議会100周年、そして首里城明け渡し以来400年と。沖縄が今までこの歴史をたどってきたところをちょっと総括せぬといけないんじゃないかと、僕なりに思っていたところ、この本を読んだときにびっくりしました。
実は、沖縄より約10何年か前に、1953年ですから19年前ですか、奄美大島が本土復帰したんですね。その当時の奄美大島が本土復帰したときのルポがこれに書かれておりまして、ちょっと紹介いたします。
ここで奄美大島の議員であるとか要職につかれた方たちが、奄美大島が本土復帰したから非琉球人という名でいろんな世界から解雇されているんですね。一番びっくりするのは、公職からの追放、参政権の剝奪、土地所有権の剝奪、公務員試験受験資格の剝奪、国費留学受験資格の剝奪、融資の制限ということで、どういう方たちが当時解雇されたかといいますと、琉球政府の行政副主席で立法院議長を兼ねていた泉有平さん、そして琉球銀行の初代総裁であるとか、そういう要職についた人たちが全部解雇されたんですよ。これは当時、ＵＳＣＡＲという米国民政府から琉球列島の圧力はあったにせよ、実はこのＵＳＣＡＲに圧力をかけたのがウチナーンチュだったということがしっかり書かれているんですね。
ということはどういうことが起こっていたかというと、当時、やはりかなりきつい奄美差別というのが行われていたんです。僕らが小さいころ、ワラバーしていたころの話なんですよ。全然そういう話も聞かされてない。これでいいのかなと、ウチナー。僕、思ったんですね。だから、ウチナーは今まで400年の間、ヤ

マトから搾取されている。ヤマトにサッタンドーということばかり言い続けているけれども、自分たちの琉球孤の一員である奄美に対してこういうことをやっていたということを堂々と僕らは反省し、そしてそれを総括していかないといけないと思うんですね。これは子供たちにも示しがつかぬという感じが僕はしているんです。

だからこれをきっかけに、ことしは議会100周年ですから、式典でこの泉さんのチーシジの方であるとか、中村安太郎さんのチーシジの方をぜひ招待してわびる、謝罪するということをやってはいかがかなと僕は思うんですね。こういうことに僕らはやはりふたをしてはいけないと思うんです。今までやはりウチナーがヤマトに行き初めて、ヤマトで差別を受けたりして、だんだん私はウチナーンチュではありません症候群みたいな病気にかかる人がたくさんいるんですよ。

出身地を聞かれても、おたくは沖縄ですかと聞かれたら、いや、違います。いやいや、おたくはウチナーンチュでしょうと。いや、九州です。九州はどこですかと。南の方です。３回ぐらい質問しないとウチナーンチュと言わない。こういうものを生んだのは、やはりすべて差別なんですよね。だから堂々と私はウチナーンチュでありますというような、これからウチナーンチュはそういう世界をつくっていかない限り、先ほど凡事徹底の話もございましたが、子供たちに示しがつかないんじゃないかという気がしておりまして、ぜひこの奄美の出来事に関しては、この議会100周年でも取り上げてぜひ僕らなりに、沖縄県が謝罪するわけで、もう議会が先頭を切ってそういうかつて解雇されたお２人の立法院議員の方を、そして副主席の方をどうにか名誉回復という形で僕らは謝罪しないといけないんではないかと思っております。

これはちょっと長くなりましたけれども、質問は短いですから心配しないでください。

ということで質問に入らせていただきます。

１、都市計画に関して。都市計画というのは島ジュクイですね。

⑴、まちづくり三法について。

ア、沖縄県で有効に機能しているかお聞かせください。

イ、各市町村と連携して広域調整をしているかどうかお聞かせください。

ウ、沖縄県に適した新しい条例をつくる必要があると思うが、県の見解を伺う。

⑵、文化・観光との連携について。

ア、各市町村の文化・観光の実態について。

イ、ピクチャースポット（観光名所）の整備について。

⑶、鉄軌道導入の可能性について。

２、観光政策に関して。

⑴、観光客誘客戦略について。

ア、本土向け戦略と課題。

イ、アジア向け戦略と課題。

ウ、欧米向け戦略と課題についてお聞かせください。

⑵、知事の公約した観光客1000万人構想について。

ア、観光客数ではなく高品質、英語ではセレブと言っているみたいですが、そのセレブ観光に転換をする時期に来ているのではなかろうかという意見がありますが、県の見解を伺います。

３、教育に関して。

⑴、中頭教育事務所の移転後の跡施設利用についてお聞かせください。

４、警察・公安に関して。

⑴、沖縄警察署移転について説明していただきたいと思います。

⑵、町の再生、発展のために各地域に適した交通規制緩和が必要なケースがあると思うが、県警の方針はどうかお聞かせください。

５、土木及び物流に関して。

⑴、中城湾港新港地区の整備の進捗状況と役割についてお聞かせください。

⑵、沖縄県の物流について。

ア、沖縄本土間の物流（海路・空路）の実態と課題をお聞かせください。

イ、沖縄外国間、特にアジアの物流（海路・空路）の実態と課題をお聞かせください。

⑶、泡瀬埋立裁判後の国・県・市の経済的合理性に向けての取り組み状況についてお聞かせください。

６、国管轄施設に関してですが、財団法人海洋博覧会記念公園管理財団、国の特定公園施設であります首里城公園及び美ら海水族館の県への移管の可能性についてお聞かせください。

７、文化に関して。

⑴、予算捻出の工夫についてお聞かせください。

８、基地問題に関して。

⑴、ホワイト・ビーチのモニタリングポストは万全かどうかお聞かせください。

残りは再質問させていただきます。

○議長（高嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　玉城満議員の御質問に答弁

させていただきます。

まず第１に、都市計画に関しての御質問の中で、各市町村の文化・観光の実態についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、行政、地域の観光関連事業者などと昨年度から今年度にかけまして各市町村ごとに何回か、延べ70回ほどの意見交換会を実施いたしております。県内各地域の観光の現状と課題、そして観光まちづくりの基本方向を取りまとめますとともに、地域独特の自然、文化、歴史など優位性のある観光資源について整理をし、その実態の把握を行っているところであります。

沖縄県の各地域では、例えば、中部地域の音楽、伝統芸能、闘牛など、観光資源が多数存在いたしております。これらの観光資源を活用して、体験滞在型観光、文化交流型観光の推進など、県とそれぞれの地域が連携をして特色ある観光まちづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、同じく観光政策に係る御質問の中で、観光の量から質への転換に係る御質問にお答えいたします。

沖縄県では、「多様なニーズに対応した通年・滞在型の質の高い観光・リゾート地の形成」に向けまして、観光まちづくりの推進、国際観光の推進、リゾートウエディングやＭＩＣＥの誘致促進など、通年型の付加価値の高い観光に取り組んでいるところでございます。これら施策の展開によりまして、国内外から富裕層の誘客を図ってまいる所存でございます。

なお、近年では、沖縄県内におきましても高級リゾートホテルの立地が進んでおります。海外からの富裕層の来県もふえているとのことでございます。

次に、土木及び物流に関する御質問の中で、中城湾港の整備の進捗状況と役割に関する御質問にお答えいたします。

中城湾港新港地区の整備は、昭和56年度に事業着手をし、平成20年度末の進捗率は約86%となっております。

中城湾港新港地区は、沖縄県における物資の円滑な流通を確保するための流通拠点として整備するとともに、産業の振興、雇用機会の創出、産業構造並びに県土の均衡ある発展に資するための工業用地の整備など、流通機能、生産機能をあわせ持った流通加工港湾としての役割を持っております。

県といたしましては、現在、東埠頭の平成22年度一部供用開始に向けまして国と連携をしながら整備に取り組んでいるところでございます。また、定期航路につきましても関係機関と連携を図りながら、就航に向け取り組んでいきたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　観光商工部長。

〔観光商工部長　仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君）　都市計画に関する御質問の中で、まちづくり三法は機能しているかについてお答えします。

現在、中心市街地活性化法に基づき、那覇市と沖縄市が基本計画を作成しておりますが、同計画が国に認定されると、商業活性化のための事業が集中的に実施され、中心市街地の活性化が期待されます。また、大規模小売店舗立地法に基づく大規模店舗の立地する周辺の生活環境の保持については、関係機関の意見を踏まえて出店者に意見を述べるなど、法に基づく必要な対応をしております。さらに、都市計画法に基づく１万平方メートル以上の大規模集客施設の立地に係る用途地域の制限等については、土木建築部において必要な対応をしており、まちづくり三法は適切に運用されていると考えております。

次に、新しい条例の制定についてお答えします。

大規模店舗の立地につきましては、需給調整が禁止されている現行の法体系のもとでは、まちづくり三法を適切に運用して対応するのが基本であると考えており、現在、沖縄県において条例を制定する予定はありません。

次に、ピクチャースポットの整備についてお答えします。

沖縄観光が今後とも持続的に発展していくためには、優位性のある観光資源を生かした魅力ある観光まちづくりを推進していく必要があります。

沖縄県としましては、観光名所やその周辺の整備につきましては、一義的には市町村の主体的取り組みが重要であると考えており、引き続き市町村等との意見交換会を通して観光資源の発掘に努めるとともに、整備に向けた諸制度の活用や関係機関との連携など、地域の主体的取り組みを促進・支援してまいります。また、これらの観光資源につきましては、沖縄観光情報サイト「真南風プラス」などを活用して広く国内外に情報発信を行うなど、観光名所としての知名度の向上を図っていきたいと考えております。

次に、観光政策に関する御質問の中で、国内観光誘客の課題と戦略についてお答えします。

沖縄県では、「ビジットおきなわ計画」に基づき毎年度目標値を定め、国内外の観光誘客に関する各種施

策を展開しているところです。

国内誘客については、約７割のリピーターに支えられ好調に推移してきたものの、今後は、まだ沖縄を訪れたことがない観光客への対策、オフシーズン対策や離島地域への誘客が重要であると考えます。

その対策としては、沖縄観光への需要喚起を図るため、観光プロモーションイベントや各種メディアを通じた沖縄観光キャンペーンの全国的な展開を図るとともに、ＭＩＣＥや修学旅行、ニューツーリズム、リゾートウエディングなど、本県の魅力ある観光商品を推進していきたいと考えております。

次に、アジア向け観光誘客に関する課題と戦略についてお答えします。

沖縄県では、定期航空路線のある台湾、韓国、中国、香港を重点地域とした誘客・宣伝活動を展開しており、平成20年度は国際旅行博への出展や商談会の開催、メディア招請などのほか、東アジア諸国の市場動向調査を行っております。

平成21年度においては、各種誘客プロモーション活動を継続して行うほか、東アジアの市場調査結果を踏まえたテストマーケティングを実施し、新たな観光商品の検討・開発に努めてまいります。

次に、欧米向け観光誘客に関する課題と戦略についてお答えします。

沖縄県では、欧米地域についてもダイビングや健康・長寿など、沖縄特有の観光資源を活用した誘客宣伝活動を行っております。また、日本政府観光局（ＪＮＴＯ）と連携を図りながら、マスコミや旅行社の招聘、国際旅行博への出展、各種誘客プロモーションなどを展開しております。

欧米地域については定期便がないため、訪日観光の主要拠点である東京・京都などと沖縄を組み合わせた観光商品を造成し、広域観光を推進する事業を平成21年度から実施することとしております。

次に、土木及び物流に関する御質問の中で、本土との物流の実態と課題についてお答えします。

平成18年の沖縄本土間の海上貨物取扱量は約2000万トン、航空貨物は約16万トンとなっており、全体に占める移入の割合が海路・空路とも60%を超えております。

沖縄本土間は、海路・空路とも関東、関西、中京、九州などの主要都市と定期便で結ばれておりますが、島嶼県のため物流コストが割高になっており、民間主導による共同物流システムの構築促進など、物流コストの低減化が課題であると考えております。

次に、外国との物流の実態と課題についてお答えします。

平成18年の沖縄外国間の海上貨物取扱量は約670万トン、航空貨物は約2000トンとなっており、海路については全体の約90%、空路については約95%が輸入貨物となっております。

本県と外国との貿易においては、海路・空路とも直行定期便が少ないことから、本土経由での輸出入を余儀なくされており、高コスト構造の解消と輸送時間の短縮が課題となっております。

また、ＡＮＡが進めている国際貨物基地構想は、那覇空港を拠点とした国際航空物流ネットワークの形成を目指すものであり、沖縄外国間を直接結ぶ新たな物流体制が構築されるものと期待しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　都市計画に関しての御質問の中の、都市計画に係る広域調整についてお答えします。

都市計画に係る広域調整については、国の技術的基準によれば、１万平方メートルを超える大規模集客施設の立地に係る都市計画の決定等については、広域的観点から、交通渋滞による周辺環境への影響等を評価し、関係市町村と連携して広域調整を行うこと、また、既存の店舗等との競争を抑制するなど、需給調整や既得権擁護とならないものとすべきであることが示されております。

沖縄県では、当技術基準に沿って平成19年度に「大規模集客施設の立地に係る都市計画ガイドライン」を作成したところであります。

今後、当ガイドラインにおける同意基準を設定し、市町村とも連携して、都市計画に係る広域調整を図っていきたいと考えています。

次に、土木及び物流に関しての御質問の中の、泡瀬埋め立ての経済的合理性に向けての取り組み状況についてお答えいたします。

沖縄市では、市民からの意見を反映するための100人ワークショップ及び市民会議の開催や、有識者等で構成する委員会の設置等により、地域の声を取り入れた土地利用計画の見直しをできるだけ早期に取りまとめる予定と聞いております。

当該ワークショップはこれまでに３回開催されており、メンバーから出された意見は、今後設置予定の市民会議や委員会において検討されると聞いております。また、市の土地利用計画見直し作業に関しては、市から国や県が進捗状況について報告や相談を受け、

必要に応じて助言を行うため、国・県・市で構成する連絡調整会議を設置しております。

県としましては、連絡調整会議に参加し、より経済的合理性を高めた土地利用計画となるよう、国と連携を図りながら市の見直し作業に積極的に協力していきたいと考えております。

次に、国直轄施設に関しての御質問の中の、首里城公園及び美ら海水族館の移管について一括してお答えします。

国営沖縄記念公園には、海洋博覧会地区と首里城地区があり、整備及び管理に要する費用は国が全額を負担して実施しております。

現在、国営公園で行っている植物や海洋生物、我が国の伝統的造園や文化財等に係る施設の管理においては、計画、整備、管理運営まで一貫した総合的で高度かつ特殊な技術力が必要であること、また、国営公園を県に移管した場合、整備については国庫補助が２分の１、管理についてはすべて県単独費となっており、大幅な財源の確保と適切な人員の確保が必要となってくるため、今後の検討課題にしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　企画部長。

〔企画部長　上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君）　都市計画に関しまして、鉄軌道の導入についてお答えいたします。

県では、沖縄の将来像を展望した長期ビジョンを策定しているところであり、その中で将来の県土構造のあり方についても方向性を示していくこととしております。

その際、体系的な交通ネットワークの構築を図る観点から、軌道系交通システムの導入についても検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（髙嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　教育に関しての御質問で、中頭教育事務所の跡地利用についてお答えいたします。

中頭教育事務所は、平成21年９月に完成予定の中部合同庁舎への移転を計画しております。

同施設跡地につきましては、現在、各部局への利用照会、調整等を進めているところであり、県有財産の有効な活用が図られるよう検討してまいります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　警察本部長。

〔警察本部長　得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君）　沖縄警察署移転についてお答えします。

沖縄警察署正面に位置する県道20号線の拡幅工事に伴い、沖縄警察署の敷地及び庁舎の一部が道路予定地とされていることから、庁舎の建てかえが必要となっております。

県警察では、狭隘な沖縄警察署の敷地が拡幅工事によってさらに狭隘となることから、これまで長期間にわたって周辺の土地を確保した上で現地建てかえを行う方向で努めてきましたが、現在地周辺の地権者全員から土地の使用について承諾を得られず、問題の解決が困難な状況にありました。

一方、県道20号線の供用開始は平成23年度に予定されており、庁舎建設に必要な工事期間を考慮した場合、現地での建てかえが事実上不可能となったことから、別地への移転を検討せざるを得なくなりました。

そこで、県警察におきましては、現在地に警察署があることにより維持されている管内治安に影響を生じさせないことを前提に、必要な面積を持つ土地を検討した結果、沖縄市山里にある県企業局コザ庁舎跡地が適当であるとの結論に至ったものであります。

現在、その地での警察庁舎建設に向けて諸準備を進めているところであります。

次に、各地域に適した交通規制緩和についてお答えします。

公安委員会の実施する交通規制は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、道路交通法に基づき信号機または道路標識等を設置して、交通整理や道路における交通に対する規制を行うものであります。

交通規制の見直しにつきましては、道路改良や交通量の変化等に伴うその地域ごとの事故や渋滞等の実態を考慮して実施しておりますが、あくまでも交通の安全確保と秩序の維持が前提でありますので、その範囲内で柔軟に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　文化環境部長。

〔文化環境部長　知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君）　文化に関しての御質問で、予算捻出の工夫についてお答えをいたします。

文化芸術を継続的に振興していくための財源を確保することは重要なことと認識しており、県としましては、限られた財源が効果的に活用できる事業の実施に努めるとともに、さまざまな助成制度や協賛金等の活用を進めているところであります。

次に、基地問題に関して、ホワイト・ビーチのモニタリングポストについてお答えいたします。

ホワイト・ビーチにおける海水中の放射能レベルは、従来、海軍桟橋２カ所及び陸軍桟橋１カ所の計３カ所で海水計による計測を実施しておりましたが、海軍桟橋の拡幅工事に伴い平成16年11月から１カ所が停止している状況にあります。

県としましては、放射能調査への支障はないものと考えておりますが、より一層の調査体制の確保を図るため、停止中の海水計を早期に設置するよう国に要望しているところであり、文部科学省におきましては、今年度内の設置に向けて作業を進めているところであるということでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　玉城　満君。

〔玉城　満君登壇〕

○玉城　　満君　再質問させていただきますが、都市計画のところなんですが、これは何回か私は話をさせていただいているんですが、この沖縄というところは特徴があるんですよね。細長い島じゃないですか。沖縄本島もそうですし、八重山地域、宮古もそうですし、こっちが中心市街地でこっちが郊外というには余りにも表裏一体になっているという。特に沖縄本島に関しては、中心市街地と郊外がもうすぐ裏は郊外にあるという。ヤマトみたいに、ここに中心市街地があって車で２時間ぐらい行かぬと郊外に行けないみたいな、そういうところの郊外と中心市街地というこの見方は違うと思うんですよ。

だから、このまちづくり三法というのは、もともとヤマトの広大な土地に合わせた新しい法律だと思うんですね。だから、これを例えば――毎回僕は説明させていただたいているんですが――何々地区が再開発をいたしました。そうしたらこっちに大手の量販店が来ます。そうしたら、陣取り合戦になってこちらが新しく再開発します。全く同じようなまちづくりがここに展開する。向こうがもうけそうだからと量販店はこっちに引っ越しする。こういうことをやっているのを認めていいんですかということなんですよ。

だから、まちづくり三法は絶対に沖縄県に合った少し沖縄県向きの新しい条例を絶対つくらない限り、本当に沖縄の各地域がどんどんどんどんつぶれていって、ついでに中心市街地まで立ち直れなくなってしまうという。そういう意味で本当に機能しているんですかと聞いたんですね。

実は、今、泡瀬ゴルフ場跡にも大手量販店が来るという話が地元沖縄市には広まっていまして、そのときに中心市街地のこのまちづくり三法で実際中心市街地が守れるかといったら、現実のところほぼ難しいんじゃないかというのがもう大方の意見なんですよ。そんなときに広域調整型、立地規制型、誘導型というものを県が取り入れていって新しいまちづくりの仕方をしていかない限りは、また陣取り合戦のえじきになって、結局こっちがつぶれる、こっちがつぶれるというようなことの繰り返しになるんじゃないかということなんです。

だから、そういう意味で本当の意味で新しい広域調整型、立地規制型、誘導型の新しい条例をつくらないかを質問させていただきます。そしてつくらない理由は何か、これも教えてください。

あと、先ほど都市計画の中に文化・観光というふうに入れたのは何かといいますと、やはり沖縄市は音楽を中心にしていくとか、例えばうるま市は闘牛を中心にしていくとか、どこどこはエイサーを中心にしていくとかというそれぞれの文化とかを認識していない限り、隣接しているところ同士の開発の仕方が僕は文化とすごく関係があると思っているんですよ。だから、その文化を生かした開発の仕方をしていかないと似たようなものができていく。だから、そういう意味でこの文化をどうにか都市計画の中に位置づけていかないと、これからは大変になってくるんじゃないかなという気がしております。

それとあとピクチャースポットなんですけれども、これはやはり今最近レンタカーによるいろんなところに自分たちだけで行くという、穴場とか、そういうピクチャースポットを探し求めて歩くという観光が多くなっているんですが、こういう小さい町でもどこかにあそこはおもしろいよ、こっちはおもしろいよというのが、今例えば何々親方の碑があるとかというところが周りが全然そこに誘導されるような状態ではないこのピクチャースポットが結構あるんですね。だから、ここに誘導できるような、ここにありますよというそういう看板が、沖縄は観光立県ですから、そういう整備をしていけばいいんじゃないかなという気がしているんですね。だからその整備に対してやはりもう少し県は頑張っていただきたいと。これは要望です。

そして鉄軌道の導入ですが、今、各市町村が単独で国に申請することができるという話を伺っております。そのときに、市町村が国に申請してその事業を採択することになったときに県の対応はどうするのか、お聞かせくださいということですね。

続きまして、警察関係の話ですが、治安維持について、この沖縄市の沖縄署が引っ越した後、治安維持に

関しての方策というか、その後大型交番を建てるとか、そういうふうな今案は出ているのかどうか。現在の状況をお聞かせください。

さて、土木及び物流の話なんですが、実は経済労働委員会で、青島・上海・香港に視察しに行ったときに、たまたま上海で亀田さんという方がおられまして、この上海の中小企業――40万社ぐらいあるらしいんですが――その人たちで今メード・イン・ジャパンを求めて会社を日本に移設したいと考えている業者の方がたくさんいるそうなんです。それで今回うるま市の方にあります特自貿のあの地域に、亀田さんはこちらの方まで来て視察をしていろいろ税関のチェックを行ったところ、かなりメード・イン・ジャパン、要するにパーツをここまで船で運んできて、そこでつくって外に出そうとしたときにメード・イン・ジャパンとして通るかどうかといったときに、かなり税関のハードルが高いらしいんです。だから、結局は特自貿というのは一国二制度を目指した地域のはずなのに、例えば税の優遇措置がされているぐらいの地域でしかないんですね。だとしたら、向こうからいろんなパーツ持ってきてもメード・イン・ジャパンにならなければ、向こうは中国にまた持ち帰っても向こうで売れない。要するに、こっちに来る意味がない。メード・イン・チャイナになってしまうそうなんです。だから、その辺一国二制度というせっかくあれだけ特自貿という地域をつくって物流の拠点にしようと思っているんでしたら、もう少し県が中心になってやはり国にこの税関に関するものを訴えていって、どうにか本当の意味での一国二制度を構築していただけないかなと。その件に関してはそういうアクションを行う気があるかどうかをお聞かせください。

それと特定公園施設の件ですが、毎回言っているように、もう首里城明け渡し400年ですから、首里城は本当の意味で沖縄県に返してもらいたいと。やはり美ら海水族館とのセットですから、かなり僕らは向こうの歳入と支出表を見せていただきました。結構歳入もすごいですよ。ああいうものをうまく県が、今回400年のお土産にいただけたらいいかなと、私はこれは提案ですから、そのアクションを起こす気持ちがあるかどうかだけお聞かせください。

それともう一つ、文化関係の予算の件なんですが、これは毎回言うんですが、僕は文化税という工夫はできないものかと思っているんですよ。これだけイベントの多い島、そして劇場が多くてその劇場の稼働率が多い県は全国探してもないと思うんです。だから、それだけの催しがやられているということは、そこで何がしかの文化予算を集める工夫が絶対できると思うんですね。それを今、国の例えば補助であるとかそういうものだけを頼るということじゃなくて、せっかくプロデューサーという人たちがたくさんいるんですから、こういう人たちから案を伺って、どうぞ独自で基金をつくれるようなアクションをサポートしてもらいたい。その件に関していま一度やっていただきたいと思うんですが、その辺の新しい形での文化税という形に取り組む気があるかどうか。文化税にこだわらなくてもいいと思うんですが。

さて、続きまして、モニタリングポストの件なんですが、これは前も聞きました。これは３つあって初めてやはり調査できるんですよね。それを何年間もほったらかされたことに僕らが怒らないということ自体が問題なんですよ。だから、これは３月31日までにしっかり取りつけると文科省はおっしゃっているというんですが、もし取りつけられなかったら県としてはどういうアクションをするか、教えてください。

さて、残り少なくなったんですが、前回、渡久地議員がジンブンの話をしたんですが、今、沖縄県は行財政改革をしております。お金がない、ない、ない、ないということで、大変なもうシーリングをかける状態になっているんですけれども、このウチナーの言葉のジンブンというのは私の師匠に聞いたら、どういう意味かというと、ジンヌブンヤ、カンゲーレーという。お金がないからジンヌブンヤ、カンゲーレー。お金の分は考えなさいというところから始まっていることなんですよね。だから、僕はある意味では今回の行財政改革もいかに国とかアメリカに基地問題で訴えても全然返ってこない、まるで豆腐にくぎみたいな、それをずっと続けている感じがするんです。だから、それを相手が反応せざるを得ないジンブンを皆さんぜひ一緒になって考えていただきたいなと思っております。

あと１分30秒残っています。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午後４時56分休憩

午後５時４分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

警察本部長。

〔警察本部長　得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君）　玉城議員の再質問にお答えします。

沖縄警察署庁舎移転後の周辺地域の治安維持についてでありますが、現在地は治安の要衝であり、地域住民の警察署移転に伴う不安の声も聞かれることから、警察署移転後も周辺地域の治安に大きな変化が生じな

いよう、必要な警察施設の設置等について検討してまいる考えであります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　企画部長。

〔企画部長　上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君）　鉄軌道導入についての再質問で、ＬＲＴの導入など市町村から提案があった場合に県の対応はどうかという再質問だったと思いますけれども、平成19年に施行されました地域公共交通の活性化等に関する法律は、基本的には市町村が主導で進めるということを前提につくられております。現在、基幹バスの導入に関する協議会がつくられておりますけれども、これは那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市の４市にまたがっているものですから県が主導してやっておりますけれども、基本的にはＬＲＴのようなものは例えば全国で11市でＬＲＴが走っていますけれども、これは全部一つの市の中で完結しておりまして、市の交通局でありますとかあるいは第三セクターで経営しております。

もし県内の市町村から例えばＬＲＴを走らせたいということがありましたら、その地域交通活性化協議会をつくっていただきまして、そこに県も参加しまして実現に向けて一緒になって取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（髙嶺善伸君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　玉城議員の再質問にお答えします。

首里城公園及び美ら海水族館の移管でございますけれども、まず国営公園の性格から説明させていただきますが、国営沖縄記念公園は「ロ号公園」と申しまして、国家的な記念事業の一環として設置された公園でございます。これは閣議決定が必要でございまして、閣議決定に基づいて設置された公園でございます。その公園につきましては、全額整備及び管理につきましては国が負担をしているという公園でございます。

現在、その首里城公園は整備のまだ途中であるということです。そういうことで、移管しますと整備も当然管理もでございますが、県がすることになるわけでございますが、いずれにしましてもまだ整備の途中であるということと、それから整備の費用を県が負担するというのは大変負担が大きいという部分がございます。それから、管理につきましても先ほど申しましたように、計画整備それから管理につきましては、やはり高度で専門的な特殊な技術あるいは知識が必要となっております。

したがいまして、現時点では大規模、大幅な財源の確保、それから適切な質・量ともの人員の確保が必要となってくるため、やはり議員おっしゃるように今後の検討課題とさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　文化環境部長。

〔文化環境部長　知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君）　再質問にお答えいたします。

まず文化に関してですが、予算捻出の工夫についてということで、文化税の導入等についての御質問にお答えいたします。

まず文化・芸術の振興を目的とする財源としてさまざまな方策を考えることは重要なことだという認識をしております。

新たな税を導入することにつきましては、どういう形で取るのか、あるいは課税客体をどこに求めるかなどいろんな角度からの研究が必要であると考えております。

いずれにしましても、どういう形での財源確保策があるかも含めて部内で議論をしていきたいと考えております。

それから次にモニタリングポストについてですが、文部科学省におきましては、今年度内の設置に向けて予算が確保されていると聞いております。それで昨年12月下旬には設置現場付近の水深調査、ことしの２月初旬には架台設置のための現場確認等を行っているところということを聞いておりますので、県としましては文部科学省と密に連絡をして年度内に設置されるよう要望、調整していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（髙嶺善伸君）　観光商工部長。

〔観光商工部長　仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君）　都市計画の広域調整に係る条例制定に関する再質問にお答えします。

条例の制定につきましては、需給調整は法律上禁止されていること、大規模店舗を誘致したい自治体もあること、地権者や消費者等影響を受ける者があることなどさまざまな側面があります。

沖縄県としましては、大規模小売店舗の立地に関する広域調整は、都市計画法に基づく大規模集客施設の立地に係る都市計画ガイドラインにより行うのが基本であると考えております。したがって、現在沖縄県において条例を制定する予定はありません。

次に、特別自由貿易地域におけるメード・イン・ジャパンに関する再質問でございますが、メード・イン・ジャパンいわゆる原産地証明については、発給者は商工会議所が発給することになっております。

したがって、県としては具体的な加工貿易に関するビジネスプランを有する民間企業があればこれと連携を密にし、原産地証明ができるよう発給者である商工会議所、それと連携をとる税関、関係機関に働きかけてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　玉城　満君。

〔玉城　満君登壇〕

○玉城　　満君　いろいろと再質問に答えていただいてありがとうございます。

質問の通告書をつくっていろんな担当の方が話を聞きに来るんですけれども、このことに関してこれは私たちじゃありません、これは私たちじゃありませんというような返答があったんですね。

そのときに思ったんです。僕は演劇という世界から育ってきたものですから、この演劇の世界というのは総合芸術なんですね。演出家がいて、台本があって、脚本家がいて、舞台係がいて照明、音響、小道具もろもろの係の方がいて、そんな中で僕らが芝居を一つつくっていこうという中で、照明にこれどう思うと言ったときに、僕は照明だからわかりませんということは僕らの世界では絶対言わないんですよ。だから、僕は県庁という一つの行政組織の中では、やはりお互い各部署があるにせよ、やはり越権ネットワークというかちゃんとしっかりネットワークを持って、文化心もある、いろんな心もある、こういう形で行政にかかわっていくという形をとっていかないと、いい芝居、いい行政が生まれないんじゃないかと僕は思っているんですね。だから、僕らの世界はそういう世界でございました。やはりこういうふうなネットワークをもう少し強めていただいて、ジンブンもいいジンブンをやっていただきたいと思います。ヤナジンブンというのは全然違ったところに金が行ってしまっているものですから。ひとつよろしく、ユタシクお願いいたします。

○議長（髙嶺善伸君）　當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間　盛夫君　改革の会、當間盛夫でございます。どうぞよろしくお願いします。

質問をする前に、前回私は「琉神マブヤー」をプレゼンテーションをさせてもらって、大変好評だということでありまして、きょうはそういう意味でではないんですが、私もきょう持っているんですけれども、リュウキュウマツの被害木でつくったペンになっております。（資料を掲示）　このネームも名刺、この名札も被害木でつくった名札ということでありまして、これは今リュウキュウマツを使って廃材でその文具に変身させるということで、きょうは知事にもそれをお持ちしております。知事のネーム入りでやっておりますので、知事、使えば使うほどこれはティーアンダがついて大変上等になると。これで仕事をいかにやったかというようなことも出てくるらしいですので、これはどこで売っているかというのは言いませんので一応沖縄限定ということで、某三菱鉛筆だということでお話はしておきたいと思うんですけれども、どうぞまたリュウキュウマツの被害木ですから、それを知事、これはただでもらってつくっているわけじゃないんですよ。被害木を買っているんですよ。買ってペンだとか、シャープペンだとか、こういう名刺だとかをつくっているということでございますので、ぜひこの地材地消、我々よく地産地消という話はよくするんですけれども、こういう地材地消という形のあり方もみんなが知恵を出して頑張っているということでもございますので、きょうはもう知事だけに持ってきましたので、ほかの皆さんはどうぞ買ってください。一番は農林水産部の護得久部長は、これは10本ぐらい買って皆さんにお渡しした方がいいんじゃないかなというふうにも思っておりますので、これは別に答弁は要りませんので、よろしくお願いをします。

それときょうはもう一つ、これから沖縄の観光ということになってくるとどうしても８割近く本土の皆さんの観光ということで、いかに海外にＰＲするかということで海外の観光客ということであるんですけれども、サッカーのＦＩＦＡの方からぜひビーチサッカーの国際的普及のためにアジア大会を沖縄で開催したいんだということを提案してきているんですよ。それが沖縄でなぜやるかということは、国際的にすぐれた景観のリゾート地であるということと、そして沖縄の持つアジアの中心という地理的環境が国際ＰＲに適しているということで提案をしております。

ぜひこれは沖縄県としてＦＩＦＡに対して、本大会は誘致する、歓迎するよという意向をぜひ示してもらいたいなということを知事ぜひ検討してもらいたいんですよ。このチャンスをぜひ生かして、リゾート地としての沖縄を海外、ましてアジアにＰＲする絶好のチャンスだと思いますので、そのＰＲ効果はまた抜群だと思いますので検討をよろしくお願いをしたいと思っております。

それでは質問に移らさせていただきます。

大きい１番、知事の政治姿勢についてでございます。

⑴、復帰36年間の沖縄振興策の知事評価を伺う。自立型がなかなか構築されない原因、21世紀ビジョンに期待することは何か伺います。

⑵、市町村合併、道州制の施策は重要項目と思うが、県の積極性が感じられませんが、見解を伺います。

⑶、基地問題について。

アは取り下げます。

イ、グアム移転協定は沖縄を無視したものと考えるが、協定を締結する意味合いと影響をどのように考えるか対応策を伺う。

ウ、辺野古移設は７割、８割の県民が反対をしています。環境、財政を考えても疑問でありますが、県民合意をどのようにおとりになるかをお伺いいたします。

エも取り下げます。

⑷、郵政民営化見直しについて知事の見解を伺います。現在、ユニバーサルサービスは維持されていると考えますか、伺います。

⑸、中国、台湾との交流について。

ア、中国、台湾との人的、経済的交流の状況と政策を伺います。

イ、尖閣沖のガス田開発の状況と対策を伺います。尖閣諸島の視察は知事は当初行かれるということでしたが、まだ実現されてないようですので視察の決定はされたかお伺いします。

ウ、那覇―北京間の航空路線開設の進捗状況を伺います。

⑹、国際貨物基地構想の県の役割について伺います。

⑺は取り下げます。

⑻、地球規模の緑のニューディール再生可能エネルギー、環境に優しい交通システムの整備、有機農業で農業拡大事業、廃棄物のリサイクル、これは本県の経済雇用拡大に期待するものが大きいのでありますが、対応策を伺います。

⑼、公共工事の削減や未曾有の不景気で多くの建設業が倒産の危機に瀕しております。談合の賠償金問題は知事の政治的決断が最も必要だと思いますが、見解を伺います。

２、雇用と職業訓練について。

⑴、金融危機による経済の低迷が本県の雇用問題や非正規雇用者にどのような影響を与えていると判断しているのか。それに対する具体的な雇用対策はどのようになっているのか伺います。

⑵、前定例会でも私は提起をいたしましたが、県や市町村行政のワークシェアリングをどのように考えるか見解を伺います。

⑶、離職者訓練の実施規模の拡大がなされております。状況と対策を伺います。

⑷、離島の職業訓練、離職者訓練の状況と対策を伺います。

⑸、新しくなった精神障害者社会適応訓練事業、これまでの事業評価と今後の対策について伺います。

３、自殺対策について。

⑴、過去５年間の県内における自殺の実態、原因等をお伺いいたします。

⑵、相談支援体制、治療する体制の整備強化等の自殺防止策の現状と実効性のある対策を伺います。

最後に、旧軍飛行場用地問題でございます。

⑴、沖縄特別振興対策調整費で対応するとの県の最終判断は、一切地主に経過説明されない中、地主会の意向を無視したと言われても仕方ない方向で進んでおります。どのような場所で、いつ関係市町村、地主会の合意のもとで最終判断をされたのかお伺いいたします。

⑵、沖縄振興計画は、ことしの分を含め残り３年のみとなっているが、この間に解決できない場合を視野に入れて対応策を考えているのか伺います。

⑶、内閣府からは予算要求する際の事前確認事項があるが、整理されたとの判断なのか。地主会等の整理はどのようにされたのかお伺いします。

⑷、これまでの報告書、事業可能性調査は最終判断にどのように反映されているのかを伺います。

⑸、不発弾も旧軍問題も国の責任であります。県の弱腰交渉では問題の終結はできません。あくまでも特別枠を要求すべきと考えるが、見解を伺います。

よろしくお願いいたします。

○議長（髙嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　當間議員の御質問に答弁する前に、貴重な松材でつくりましたボールペンをいただきありがとうございます。

それでは沖縄振興策の評価といいますか、21世紀ビジョンに期待することについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄振興開発計画により、社会資本の充実や県民生活の安定、産業基盤の整備など一定の成果は上がっております。全国平均の７割程度にとどまっております県民所得や高い失業率など、なお根本的に解決すべき

課題も残っております。

これらの要因につきましては、輸送コストの高さや市場規模の狭さなど、離島県ゆえの不利性も指摘されております。沖縄21世紀ビジョンの中では、アジアとの人的・物的交流ネットワークの構築や新産業の創出など、新たな沖縄振興の方向性について検討をしてまいりたいと考えております。

次に、知事の政治姿勢の中で、在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定についての御質問にお答えいたします。

在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定につきましては、日米両政府が在日米軍再編に関する合意を再確認するために締結したとのことであります。

県としましては、県民の基地負担の軽減につながる在沖米海兵隊のグアム移転を確実に実施するため、当該協定が締結されたものであると認識をいたしております。

次に、知事の政治姿勢の中で、尖閣諸島の視察に係る御質問にお答えいたします。

沖縄県知事としましては、沖縄県石垣市の行政区域であります尖閣諸島の状況を把握することは必要であり、できるだけ日程を調整して視察を行いたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　企画部長。

〔企画部長　上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君）　知事の政治姿勢についての御質問で、市町村合併、道州制の積極的な推進についてお答えいたします。

市町村合併については、平成18年３月に策定した合併構想に基づき各種説明会、構想市町村ごとの研究会や合併フォーラムを開催しております。

今後とも合併機運の醸成に努め、市町村の自主的な合併に対する取り組みを支援してまいります。

道州制については、自民党や政府道州制ビジョン懇談会など各機関の動向を把握するとともに、県民議論を深めるためシンポジウムを開催しております。あわせて、部長級による研究会において導入に当たっての課題の研究、論議を進めております。

今後とも県民議論を深めるとともに、課題の研究を深めてまいりたいと考えております。

同じく政治姿勢との関連で、郵政民営化見直し及びユニバーサルサービスの維持についてお答えいたします。

郵政民営化法において、政府は３年ごとに民営化の進捗状況についての総合的な見直しを行うことが規定されております。本年の３月には初の点検時期を迎えることから、県としましては今後の状況を注視してまいりたいと考えております。

なお、県は郵便局株式会社に設置されている「地域貢献業務計画等に関する沖縄会議」の委員となっており、同会議の中で引き続きユニバーサルサービスが維持されるよう適切に対応してまいりたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢で、那覇―北京路線開設についてお答えいたします。

県においては、去る２月19日に北京において中国の航空会社に対し、那覇―北京路線開設の要請を行うとともに意見交換を行ったところであります。航空会社は、燃料費高騰や世界同時不況による旅行需要の減少など厳しい航空業界の現状から、路線開設については慎重に検討する必要があるとのことでありました。

県としましては、今後とも県内旅行社等も交えて積極的に情報交換を行うとともに、関係部局との連携によるチャーター便の運航促進など路線開設に向けて取り組んでまいります。

同じく知事の政治姿勢で、国際航空物流事業に対する県の役割についてお答えいたします。

全日空は、那覇空港を拠点とする国際航空物流事業をことしの10月下旬から開始する計画であります。

県としては、新貨物ターミナル管理運営主体への融資や出資、物流従事者の雇用・研修に対する助成金の活用等により事業者を支援するとともに、国際貨物便を活用した新たなビジネスモデルの検討を進めてまいります。

同じく知事の政治姿勢についての御質問で、環境に優しい交通システムの整備についてお答えいたします。

環境に優しい交通システムとしては、$CO_2$の発生が少なく、定時・定速性の大量輸送手段であるモノレール、ＬＲＴや鉄道などがあります。

県としては、体系的な交通ネットワークの構築を図る観点から、今後、これらの軌道系交通システムの導入についても検討していきたいと考えております。

次に、雇用と職業訓練についての御質問で、市町村行政のワークシェアリングについてお答えいたします。

現行の地方公務員制度のもとにおける市町村のワークシェアリングについては、当該制度等の研究が必要であり、また実際の導入に当たってはその手法、財源の確保等の検討を踏まえてそれぞれの団体において判

断されるものと考えております。

県としましては、市町村に対しワークシェアリングに関する情報の提供と適時・適切な助言をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（髙嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　まず、辺野古移設の県民合意についてお答えします。

市街地の中心部にある普天間飛行場は、騒音など住民生活に深刻な影響を与えており、同飛行場の危険性の除去及び早期返還は県民の強い願いであると考えております。

県としては、その願いを早期に実現するためには、名護市のキャンプ・シュワブへ移設することが現実的な選択肢であると考えており、県民の理解は得られるものと考えております。

次に、旧軍飛行場用地問題について、特別調整費で対応するとの判断についてお答えします。

特別調整費を活用した事業実施については、関係市町村が各地主会との話し合いを行い、地主会の意向を踏まえた上で市町村から県へ意見が提出されております。

それを受けて昨年８月に開催された県・市町村連絡調整会議において、特別調整費を活用した事業実施が確認されたところであります。

次に、沖縄振興計画期間内で解決できない場合の対応策についてお答えします。

県としては、県・市町村連絡調整会議において確認した取り組み方針及び解決指針を踏まえ、各地主会及び関係市町村と連携し、沖縄振興計画期間内での事業実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。現時点で事業案の提出に至っていない市町村については、県と市町村との連携を密にしながら、地主会として今後の地域振興につながる事業を沖縄振興計画期間内で実施できるよう働きかけていきたいと考えております。

次に、予算要求における事前確認事項の整理についてお答えします。

予算要求に当たって、県は、関係市町村との間で特別調整費の活用等について、県・市町村連絡調整会議の場において確認しております。その際、各地主会と関係市町村においては、当該事項について調整がなされているものと認識しております。

次に、報告書及び事業可能性調査の反映についてお答えします。

これまで県や市町村が取りまとめた報告書及び事業可能性調査を踏まえ、最高裁での司法判断や接収の経緯等から検討した結果、問題解決に向けた方向性の確認や事業案の調整が進み、各地主会と関係市町村との話し合いが促進されてきたものと認識しております。

次に、特別枠の要求についてお答えします。

旧軍事業の財源については、いろいろな可能性について国と調整を行ってきたところでありますが、国は嘉手納裁判の結果等から法的には解決していると考えており、補償的観点からの事業は到底認められないことや、別枠での事業は極めて困難であるとしております。

このため、旧軍飛行場用地問題の解決に向けては、この間の経緯等を踏まえると、旧軍による用地の接収に伴い、分断・分散した地域住民の一体化の情勢や将来の子孫のために地域活性化につながる事業を実施することが大切であると思慮します。

県としては、補助率、既存事業への影響が少ないこと、及び本県の特別な事情への対応性等を踏まえ、また地主会の負担がほとんどないということを踏まえると、特別調整費を活用した事業が現実的であると考えており、関係市町村や多くの地主会からも理解を得ているところであります。

以上であります。

○議長（髙嶺善伸君）　観光商工部長。

〔観光商工部長　仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君）　知事の政治姿勢に関する質問の中で、中国、台湾との交流の状況と政策についてお答えします。

現在、本県においては、中国、台湾との人的交流として、中国福建省と台湾からの留学生受け入れ及び派遣事業を行っております。さらに中国、台湾における「新ウチナー民間大使」などを通じ人的交流の活性化を図っております。

また、台北、香港、福州、上海にそれぞれ県関係海外事務所を設置し、物産展の開催や県産品の販売促進、企業誘致活動やクルーズ船就航による観光誘客、県内企業の進出支援などの経済的交流を進めております。

県では、第３次沖縄県国際交流・協力推進計画に基づき「アジア・太平洋地域の社会・経済及び文化の発展に寄与する地域の形成」に向けて各種施策を展開しているところであります。

次に、尖閣沖のガス田開発の状況についてお答えします。

我が国固有の領土である尖閣諸島周辺海域に存在が

有望視されているガス田の開発促進は重要な課題であります。しかしながら、当該海域における排他的経済水域の境界画定等の問題が未解決であることや、国において同海域における試掘権申請の処分が留保されている状況であることから、県としましては、引き続き国の動向を注視しつつ適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、再生可能エネルギーについてお答えします。

いわゆる環境対策・エネルギー対策を景気対策・雇用対策の柱と位置づけた「グリーン・ニューディール」構想について、環境省では１月に提案しており、公共施設への太陽光発電の導入や省エネ設備を導入する企業への無利子融資制度の創設などで環境ビジネス市場の拡大と雇用創出を目指しております。

県では、太陽光発電の県有施設への積極的導入や一般家庭への導入に対する助成制度などを通して再生可能エネルギーの普及促進を図っているところであります。

なお、民間でも風力発電設備の建設、バイオエタノールの実証事業の取り組み、木質バイオマス燃料製造工場の立地など、再生可能エネルギー関連事業が徐々に広がりつつあります。

次に、雇用と職業訓練に関する御質問の中で、金融危機が本県の雇用問題等に与える影響とその対策についてお答えします。

県内雇用情勢は、完全失業率の上昇、有効求人倍率の低下、求人数の減少など厳しい状況にあります。また、今後の見通しについては、ＩＴ産業など一部には雇用を拡大するなど雇用の改善があるものの、県経済が外部環境の悪化を受け厳しさが続くものと予想されます。

沖縄県としては、雇用再生特別事業基金及び緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して雇用創出効果の高い事業を県及び市町村で実施するなど、さまざまな事業を実施し本県の厳しい雇用失業情勢の改善に努めていきたいと考えております。

次に、離職者訓練の実施規模の拡大についてお答えします。

平成21年度の厚生労働省予算における離職者等再就職訓練事業は、質・量ともに大幅な拡充が図られております。これを受けて、県においても、平成21年度の離職者等再就職訓練事業は、平成20年度に比べコース数は２倍の29コース、定員は４倍の575人の訓練を計画しております。

また、従来の訓練に加えて介護福祉士養成訓練やプログラミング系資格取得訓練など、長期の訓練を行うことによりさらに高度な知識・技能を持った人材の育成を図ることとしております。

次に、離島の職業訓練、離職者訓練の状況についてお答えします。

離島における職業訓練については、平成20年度まで独立行政法人雇用・能力開発機構が宮古島市及び石垣市において、求職者等を対象にしたＩＴ分野の委託訓練を行っておりましたが、平成21年度以降は離島での職業訓練計画はないと聞いております。

県では離島における職業訓練の必要性は認識しており、今後関係機関と調整して訓練の実施を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん）　答弁の前に一言、リュウキュウマツ材を利用しましたボールペンをＰＲいただきまして大変ありがとうございました。

それでは答弁に入りたいと思います。

知事の政治姿勢についての御質問で、有機農業の推進についてお答えいたします。

環境と調和のとれた農業生産の確保を図るためには、化学農薬や化学肥料に依存しない有機農業など環境保全型農業の推進が重要であると考えております。

県では、有機農業を推進するため、平成20年度から有機農業支援事業を実施し、平成23年度までに推進計画の策定や推進体制の整備を図ることとしております。

平成21年度においては、栽培実態調査や栽培技術の開発、研修会や現地検討会の開催、消費者や流通業者、有機農業者との意見交換会の開催、沖縄県有機農業推進計画の策定などを実施することとしております。

以上でございます

○議長（高嶺善伸君）　文化環境部長。

〔文化環境部長　知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君）　知事の政治姿勢についての御質問で、廃棄物のリサイクルについてお答えをいたします。

国における「グリーン・ニューディール政策」では、環境産業の振興による景気回復・雇用創出を図るとともに、低炭素・循環型・自然共生社会の実現を目指しております。

県としましても、平成18年度に制定した補助制度による産業廃棄物リサイクル施設の整備促進、リサイクル製品の認定制度を活用したリサイクル製品の利用拡

大など、リサイクル産業の振興に取り組んでいるところであり、今後とも循環型社会の構築に向けリサイクル施設の整備等を積極的に促進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の、賠償金問題に係る政治的決断についてお答えをいたします。

本県の建設業界については、昨今の公共工事の減少に加え、世界同時不況の影響も受けて非常に厳しい経営環境にあることは十分承知しております。

このため、県としましては、談合に係る損害賠償金の請求については、企業が倒産等に至ることがないよう十分配慮し、個々の企業の財務状況に応じて長期で10年の分割納付や、具体的な納付の方法等についても可能な限りの手段を講じることとしております。

現在、建設業者94社が民事調停を申し立てており、当事者双方がそれぞれの主張を述べ、合意し得る条件について話し合っているところであります。

県としましては、調停での話し合いの結果、裁判所の示す和解案等については法令等の範囲内でかつ県民の理解が得られる内容で解決に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　総務部長。

〔総務部長　宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君）　雇用と職業訓練についての御質問で、県のワークシェアリングについてお答えをいたします。

ワークシェアリングの形態についてはいろいろあると思いますけれども、仮に県の正規職員にワークシェアリングを導入するためには、地方公務員制度を見直し新たな勤務形態の仕組みを導入する必要があると考えております。

そのためには、国において地方公務員法などを改正する必要があり、県独自の施策として実施することは難しいものと考えております。

○議長（髙嶺善伸君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　雇用と職業訓練についての御質問の中の、精神障害者社会適応訓練事業についてにお答えいたします。

昭和57年度から開始されました通院患者リハビリテーション事業は、協力事業所や訓練生の増加、また再発予防等に効果がありました。

しかしながら、訓練日数は月平均５日程度、就労は年間５名程度と生活訓練中心で、地域生活での自立促進に課題があることから、自立と社会参加を促進するために社会適応訓練事業として見直すこととしております。

さらに、同訓練事業以外にも関係各課と連携してジョブサポーターを配置するなど、就労支援を強化するとともに、グループホームの整備促進など地域生活基盤を拡充し社会参加を促進してまいります。

続きまして、自殺対策についての御質問の中の、自殺の実態、原因についてにお答えいたします。

沖縄県警察の統計によりますと、平成15年から平成19年までの自殺者の数は300人台で推移し、高どまりの状況にあります。

本県の自殺者は男性の比率が約８割を占め、年齢別では40代から60代の働き盛りが多く、職業別では無職者が約６割を占めております。

また、自殺の原因については、平成19年中の自殺者347人のうち最も多いのがうつ病を含む精神障害115人（26.2%）、次いで経済・生活問題92人（21.0%）、家庭問題51人（11.6%）の順となっております。

続きまして、自殺防止対策の現状についてにお答えいたします。

自殺対策につきましては、「沖縄県自殺総合対策行動計画」に基づき、医療、保健、福祉、労働等関係機関と連携し総合的に推進しております。

普及啓発につきましては、「ひとりで悩まないで」キャンペーンを実施するとともに、自殺の実態や原因を踏まえ、「多重債務・こころの健康」をテーマに、無料相談会や講演会、研修会等を実施したところであります。

また、早期支援の観点から、内科医等を対象にうつ病の診断治療等に関する研修を実施するとともに、総合精神保健福祉センター等の県機関やいのちの電話等の民間機関による各種相談を実施しております。さらに、市町村、民生委員、医療機関等の関係団体をメンバーとした圏域別自殺対策連絡会議を設置し、身近な地域での相談体制を強化しているところであります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間　盛夫君　まず基地問題についてなんですが、私は７割、８割の県民が辺野古移設に反対しているんだということであるのに、答弁では県民理解を得られると言う。だからその理解をどのように得るかという

ことをどうやるかということを聞いているわけですから、その取り組みをすることをぜひ答弁をお願いしたいと思います。

振興策の方なんですけれども、一定の評価が得られるということなんですけれども、1999年で米軍基地の面積は２万5243ヘクタール。現在でも２万3300ヘクタール。全く変わってないと、75％が変わってないと。県民所得も1990年は198万4000円、2006年でさえ県内は208万9000円。全国は222万2000円ということで、沖縄は10万しか伸びていないんですけれども、全国は12万4000円伸びているんですよね。沖縄はいつも最下位という現状ですよね。

完全失業率においても1990年は3.9％、これは沖縄。ところが2007年になると7.4％ということで、これも全国が1990年は2.1％なんですけれども3.9％ということで、全国と比べても沖縄は劣ってしまっているという部分ですね。

一番私が思うのは、内閣府の予算ですよね、最高で1998年の予算で4712億の内閣府の予算があったものが今度2446億、差額何と2266億という、もう半分ですよ。半分減ったようなものですよ。本当にこれでいいのかということと、また我々は人材教育だということで、人材、もっと教育にお金をつぎ込むべきだと言いながら、そのことで我々の全国学力テストは中学校、小学校とも２年続けて全国最下位という現実があるわけですね。これは、沖縄県民がやる気がないのか、その部分がちょっと足りないのかなということを思ってちょっと不思議なんですけれども、知事、でも残された振興計画を考えたときには、もう限られた予算の中でどう効率よく私は使い道を考えていくかということをもっと考えていかないといけないと思うんですよね。今はもう公共工事を中心にする箱物予算ということではなくて、医療、教育、文化、保育などに、今本当に必要としている事業に私は振興予算の使い道を柔軟にしてもらいたいんだということをぜひ訴えてもらえればなというふうにも思うんですね。

例えば、赤嶺県議からもあったんですけれども、大学院大学、ベスト・イン・ザ・ワールドであれば、赤嶺県議からもあったように、これは文部科学省の予算で拠出すべきだと思うんですよ。建築費で振興策から350億、そして毎年維持費で100億かかる。何か自民党の方ではこれは10年間政府の方で面倒見るって言ってるのに、じゃ、その後どうなるんですかね。本当に心配なんですよね。この予算を私は今この大学院大学で使っているものも教育や雇用の対策に使うことができたら、将来の沖縄、そしてアジアを背負う子供たちが出てくる可能性があるし楽しみでもあるし、希望がわいてくるんじゃないかなと思っているんです。知事、残された任期１年半、もう２年切っているということでありますので、これは提言でもありますのでぜひ頑張ってもらいたいなということと、再質問は、知事、振興計画があるんですけれども、皆さんから出した部分でも今後の新たな計画や沖縄振興の枠組みを３年後に求めていくのか。３年後ではなくてもこれからまた新たな計画を皆さん求めていく考えがあるのか。そして、これは単独道州制ということで皆さんもそれを求めると言っているわけですから、それをその単独道州制の中でどのように整合性を、この振興策を求めるという部分と、単独道州制を我々は求めていくんだということであれば、それをどのように整合性をつけるのか。それは見解を伺わせてもらいたいと思います。

続きまして、中国と台湾の交流の方です。

知事、これはもう早目に行った方がいいというふうにも思っておりますので、今、東シナ海のガス田開発、日本は共同開発に消極的ですよね。ところが、中国、台湾は共同でやっていこうということでもう始まっているわけですね。しかし、我々沖縄が歴史上からも地理的位置からもやっぱり日本に何か言う必要があると思うんですよ。我々は共同なのか共生なのか、そのことをいかに尖閣の海でこの沖縄が主張することが、私は大変大事な部分があると思っておりますので、その共同だとか共生だとかということに対して考えがあるのか、見解をぜひお聞かせください。

そして、今沖縄には、知事、県内の日本語学校に海外の方が500名、県内の日本語学校にいるんです。そのうちに、その500名のうちの433名は中国からの学生です。しかし、その日本語学校、残念ながら卒業したら９割は本土に行くんですよ。大阪だとか福岡、東京にですね。本土の専門学校に行っているのが今の状況なんですよ。それを県内の専門学校に進学を促進したりそれを取り組むということは、これは中国との学業とか経済との交流の中で私は重要だと思うんですよ。その取り組みをぜひ県内で、その専門学校に入らせるような取り組みがあったら、私はもっともっと中国との交流ができると思いますので、その見解をぜひお聞かせください。

そして台湾の方なんですけど、もう馬政権に変わっております。今度の政権はもう皆さんわかるように、大三通ということで両岸の交流が始まっておりますよ。そしてまた日本にもアプローチかけておりますよね。これが日台パートナーシップということで、４大方向性を今度の台湾の政権はうたっているわけです。

これが１つは経済の交流、そしてもう一つ観光の交流、そして学業の交流、そして最後に青少年の交流の強化をやっていくと。日本にそのことを求めていくんだということをやっております。

羽田とまた航空を結ぶんだとか、今、札幌に台湾の拠点を設けるんだとか、台湾は今いろんなことをやっておりますよ。ところが、沖縄はわしたショップも撤退した。沖縄の公社も海外の拠点だということで香港に移したんですよね。今台湾には全くないんですよ、沖縄の交流の拠点がですね。私はそういった馬政権の言っているモーションも我々沖縄はぜひ受け取らないといけないはずです。

今、沖縄は本当に頑張ろうということで、ウチナー大使の蔡さんが政策顧問についておりますよね。そういった意味からも、私はその両岸、今、台湾だとか中国がこれだけ交流を促進しているということであれば、われわれももっと台湾に対してアプローチをかけていく。この沖縄から青少年を修学旅行で送り出しても構わないじゃないですか。その人的交流を青少年の交流ということをもっともっとやっていくことは、私は台湾との交流として大事な部分があると思っておりますので、その見解をぜひお聞かせください。

ニューディール政策、再生可能エネルギーということがあるんですけれども、沖縄のエネルギー自給率0.2%ということで出ておりましたね。やっぱり沖縄が今これからやるためにも太陽光、風力だとか海洋発電、それをぜひ沖縄がモデル地域になるんだと、沖縄がそれを担うんだということをやれば、私は沖縄経済の活性化と世界の再生可能エネルギー発電のモデルとなることができると思います。残念ながら、県単の太陽光発電の予算も600万ですよ。600万のものでどれだけのおうちにこれができるかというと、本当に寂しい限りなんですが、知事、今度のこの再生可能エネルギーというのは私はチャンスだと思うんですよね。このチャンスをいかに生かしていくか、それを強化していくことは大変大事な部分があると思いますので、電力の会長をやられた知事ですので、その辺ちょっとお考えをお聞かせ願いたいと思います。

離職者訓練をもっと門戸を広げてくださいね。介護だとかＩＴということではなくて、いろんな形で雇用を結びつけるような、専門学校に通えるということをぜひやってください。

そして離島の職業訓練。これもぜひ県が、我々がやるんだという意気込みをぜひ持ってもらいたいと思います。

障害者社会適応事業、これは今回大幅な事業の変更になっているんですけれども、これは協力事業者、利用者の意見をどのように取り入れたのかお伺いします。そして、今回利用者数前・後期40名・40名という案です。これの根拠はどこから出ているんですか。希望者をすべて受け入れるべきということなんですけれども、そのことをお聞かせください。

そして訓練者の報酬、それも削減すると。日に500円ですよ。年間600万しかないのにそれも削減してくるということですので、この削減ありき事業者の合意が全くなされていないという現状ですので、その部分をぜひお答えください。

そして旧軍飛行場用地問題、これはまさに県が進めているのは全くめちゃくちゃでございます。最終決着をするということで、県は、県及び市町村のスタンスとして今後地主会や県、市町村議会が何を言ってきてもこの対応に全く問題は終結したと。この問題はもう終わったんだということを、議会が何を言おうがもうこれは終わったんだということを皆さん連絡調整会議で言ったということは事実かどうかを確認したいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（髙嶺善伸君）　ただいまの當間盛夫君の再質問に対する答弁は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後６時２分休憩

午後６時46分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

休憩前の當間盛夫君の再質問に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　當間議員の再質問にお答えしたいと思いますが、特にこの新エネルギー、私が前電力の会長だったから答えなさいという御下命もありまして、現在この新エネルギー沖縄の沖縄県エネルギービジョンというのを作成中でして、この年度内の３月いっぱいで調査研究が終わり、それから約半年から小一年かけてほとんど年内にはこのビジョン、特に20年後のビジョン、2030年ぐらいをめどのビジョンをつくりたい。これ$CO_2$対策とあわせてエネルギー自給度を高めるという２つの目的を持って、エネルギー自給度は今のところ20年後に新エネルギーで10%ということになっていますが、これはもう少し意欲的に高めた新エネルギー、太陽、光、風力、バイオなどなどを大胆に取り入れていこうとこういうことになっております。

その他の御質問は、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　辺野古移設への理解をどう得るのかという御質問にお答えします。

普天間代替施設の辺野古移設に関するこの間の経緯を踏まえますと、名護市への移設が最も現実的であると考えております。現段階において辺野古移設をもとに戻し、新たに県外・国外に求めるとなるとこれから10何年かかるかわからず、普天間飛行場の危険性の放置につながりかねないと思います。

これらのことを県民にしっかりと伝えていくことで、辺野古移設の現実性、必要性に県民の理解が得られるものと考えております。

次に旧軍の問題で、今後市町村や県議会が何を言ってきても県は聞かないと発言したかという御質問でございますが、県・市町村連絡調整会議でこのような発言があった事実はありません。

○議長（髙嶺善伸君）　企画部長。

〔企画部長　上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君）　今後の沖縄振興と道州制導入についての再質問にお答えいたします。

沖縄振興計画等に基づく諸施策の推進により、社会資本や産業基盤の整備が図られてきました。今後は、こうした基盤を積極的に活用して沖縄の可能性を顕在化させ、展望を切り開いていく必要があります。そのためには、沖縄みずから将来像を描き、それを実現するための手段、手法をみずから編み出していくことが重要です。

道州制導入や地方分権の推進は、こうした自主性、自立性の高い財政制度等の構築を基本原則としていることから、今後の沖縄振興にとって追い風となるよう検討を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　精神障害者社会適応訓練事業についての再質問にお答えいたします。事業者の意向をどう取り入れたかという御質問にお答えいたします。

事業の見直しに当たりましては、福祉保健所とともに事業の実態、効果、課題等について委託事業者からヒアリングを実施しております。その中で、整理された状態を踏まえて今回の見直しとしたものでございます。また、現在事業者や当事者団体等との協議をしているところであります。これに関しましては、今後のどういうやり方をするかとか、そういうことを協議している状況でございます。

２つ目の40名の訓練生の根拠は何かという御質問ですけれども、訓練生の数につきましては、平成19年度及び20年度前期の訓練生のうち、生活能力及び作業能力が高い訓練生の平均人数により算定しております。

続きまして、今後の生活訓練の中での受け皿といたしましては、平成20年10月現在で、地域活動支援センターが66カ所、小規模作業所が20カ所設置されており、また就労系の事業所が80カ所、1493名の定員となっております。これに関する予算としましては、平成21年度予算におきまして、これらの事業経費として58.6％増の８億378万4000円を計上しているほか、工賃倍増支援経費などを計上しております。

それから、４番目の訓練手当につきましては、昭和57年の開始当初におきましては、制度奨励の観点から支給されてきたものであります。それが25年経過しまして障害者自立支援法との関連だとか、他障害の訓練事業との整合性を図る観点から、今回見直しをいたしたものでございます。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　観光商工部長。

〔観光商工部長　仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君）　尖閣諸島周辺海域の共同開発に関する再質問にお答えします。

我が国固有の領土である尖閣諸島周辺海域の開発については、政府は日中間の協議を通じて境界画定を行い、その上で鉱業法に基づく開発を行うことが適当であると考えており、県としましては、引き続き国の動向を注視しつつ適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、中国からの語学留学生に関する再質問にお答えします。

中国からの語学留学生の卒業生は、その後進路、就職等で県外へ数多く出ているようでありますが、県としましては、今後、卒業生を受け入れられるよう産業界と連携を図りつつ、産業の拡大、雇用の拡大等に努めていきたいと考えております。

次に、台湾との人的交流、青少年の交流促進についての再質問にお答えします。

県においては、現在海外留学生受け入れ事業及び海外派遣留学生研修員制度によって台湾との人的交流を推進しているところであります。今後、台湾に在住する新ウチナー民間大使などを活用し、さらに青少年の交流を促進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　具志孝助君。

〔具志孝助君登壇〕

○具志　孝助君　皆さん、こんばんは。

自由民主党の具志孝助であります。

代表質問から一般質問、ずっと知事には大変お疲れのところかと思っております。一般質問もいよいよきょう３日目、私から与党の議員に入ります。与党質問も大変厳しいわけでありますけれども、しかしきちっとした質問が行われると思っておりますので、どうぞ最後までのおつき合いをいただきたいと思っております。

質問に入る前に、実はけさ大変いいニュースに接しましたので、ここでコメントしたいと思っていますが、かつての沖縄信販、オークスが最大の債権者である金融機関14社で事業再開に対するいわゆる契約が締結になったとこういうことであります。

信販会社、沖縄では最大大手でありまして、民事再生法の手続をやっておりました。大変悪戦苦闘、本土企業の方に身売りをというような一時期あったわけでありますが、地元の金融機関からそういうことをさせちゃいけないとこういうことで、琉球銀行を中心に一生懸命、知恵を絞って金融機関が再建しようとこういうことで新年度から新しくスタートしたいと。しかし、それにはもう一つハードルがありまして、いわゆる個人債権者の皆さんの同意を得なければならないと、これが27日に行われるということでありますので、ぜひとも今の世界的な金融危機の中で、地元の大手の金融機関が大変危機に瀕しているとこういうような状況であります。県民生活にも多大な影響が出ると私は危惧をいたしておりました。

そこで、関係者の皆さんの努力によってこのオークスが再建されていくことを心から願いたいとこのように思っております。金融機関が再建に向かって一致結束していこうというような契約の締結があったと、こういうようなニュースでありました。

さて、通告に従い順次質問を行いたいと思いますが、その前に、一般質問通告締め切り後に新聞で報道されました麻生総理の来県については、時期的にも県民の皆さんも非常に関心があるところかと思います。この件については事前に質問の概要を議事課及び執行部に連絡をしてありますので、質問をさせていただきたいと思っております。

自民党本部から県連の方にいち早く連絡がありました。麻生総理が全国遊説の一環として、３月７日に沖縄に行きたいとこういうようなことになっておると。その際、ぜひ現下の沖縄の状況等について率直な意見交換ができればと私たちは思っております。

そこで、ぜひとも仲井眞知事に麻生総理とのいわゆる意見交換をしていただきたいと。特に今、戦後処理問題も県政の大きな課題であります。

なかんずく在沖海兵隊のグアム移転に対する協定がきのう、実は閣議で決定をされました。いよいよ国会に法案が提出されます。

普天間飛行場の代替施設建設問題について、私はこの機会に虚心坦懐に総理とトップ会談をやるべきだとこのように思っております。知事の麻生総理との会見に際する心構えというんでしょうか、決意、あるいは覚悟なりお聞かせをいただければとこのように思います。

さて、仲井眞知事は就任から３年目を迎え、マラソンで言いますとちょうど折り返し点を通過をして後半戦に入ったところであります。一時期我々も心配したんですが、体調を崩したときもありました。しかし、今や大変快調にピッチを上げて、私は県民生活のために一生懸命頑張っておられると思います。137万県民の生活を担っての知事でありますから、御苦労が多いかと思っております。私ども与党の一角として、自由民主党も微力ながらしっかりと支えてまいりたいとこのように思っております。健康に留意され、十分ないわゆる県政の成果が上がるよう、ひとつ頑張っていただきたいとエールを送りたいと思っております。

質問の１点目は、基地問題についてであります。

その第⑴番目に、在日米軍再編問題についてであります。

在日米軍再編、これは沖縄だけではありませんけれども、沖縄の方が広大であります。沖縄にとっての米軍再編問題というのは、普天間飛行場の移設返還、これは何としても大きなポイントだと思っております。この米軍再編協議というのは、３年前の2006年５月に在日米軍再編の最終報告という形で、２プラス２のいわゆる合意が発表されました。中身については御承知のとおりでありまして、普天間飛行場の代替施設の建設、これを名護市のキャンプ・シュワブ南沿岸部の方に建設をするとこういうぐあいになっております。そして海兵隊の8000名、その家族の9000名が削減されると。合わせて普天間飛行場、その他、嘉手納基地から以南の普天間飛行場を合わせて６施設が返還されると。これらの３つの事案はパッケージとして解決をするとこういうようなことであります。これが再編協議の中身であります。

きのう、実は海兵隊のグアム移転協定、これが閣議

決定をされたという話を申し上げました。グアム移転の協定については、知事も正式にコメントをされました。私も全く同感であります。

沖縄の基地問題というのは、何としてもあの危険きわまりない普天間飛行場を閉鎖させる、危険を除去するというのが最大の私はテーマだと思っているんです。この普天間の飛行場を返還させるための私は今回の再編協議だとこのように言って過言でないとこのように考えます。

この海兵隊のグアム移転についてさまざまな意見が出ております。

例えば一、二例をとりますと、沖縄県出身の下地幹郎衆議院議員も基地問題については大変関心を持ってグアムに行ったり、アメリカ・ペンタゴンにも何度も足を運んでやっております。グアム移転についてもかねてから主張してまいりました。沖縄の業者も連れて行って、グアム移転、あそこに米軍基地を建設する、ましてや日本の予算をつけて建設すると言うんだったら日本の業者、わけても沖縄県の業者を優先して発注するべきだと言って積極的にグアム移転を推進してきた一人であります。

その代議士が今回これまで嘉手納統合論、普天間の移設先として嘉手納統合論を主張してきたわけですが、いよいよグアム協定が締結されたことによって、ロードマップに従って結局名護市の方に移設が確定をするわけですから、もう旗をおろすとこういうような理屈を言っているわけでありますけれども、果たして本当にそうなのか。そして嘉手納統合論、いわゆる県外移設じゃない嘉手納統合論を主張してきた人が、嘉手納統合ができなくなったから、すぐ県外移設を主張すると。今、仲井眞知事が進めようとしている名護市のシュワブへの移設については、私は絶対反対するんだとこういうようなことを言っているわけでありますけれども、これは選挙対策ではないだろうかというぐあいにして私は疑って見えるんです。

国民新党と民主党の関係からすると、県内の民主党も政策が合わないとかということをはっきり言っている。そうなっていくと政策をすり合わせをして何とか支持がもらえるんじゃないか。こういうようなことが見え隠れするんですね。こんな重大な問題を選挙の道具に利用されたんでは、私は県民に対するこんな侮辱はないと思っている。もっと真剣に基地問題を議論をしなければならないと私は思っております。

そしてまた、宜野湾の市長も民主党の方に行っていわゆる移設反対をしてくれと。このグアム協定についても反対だというようなことについてきちっと沖縄ビジョンに示してもらいたいということを言っておりますが、民主党はノーコメントであります。

いよいよ政権が見えてきたとこういう状況で、政権能力が問われている。果たして、そういうような非現実的な話をして国民から支持されるのか、こういうようなことかと思っております。

さまざまな議論が出ておりますけれども、私はいよいよ機が熟した。知事が主張している沖合移設、これはかつて米軍再編協議が平成18年５月１日に最終報告されるんですが、その直後５月11日に当時の防衛長官額賀福志郎さんと県知事稲嶺惠一さんが在沖米軍再編に係る基本確認書という中できちっと沖縄側の意見も十分に聞くんだとこういうような確認がされているんです。時間がありませんから、この内容については割愛をするわけでありますけれども、そういうような背景からすれば、合理的ないわゆる理由がなければだめだと言うんだったら、十分に私は理由があると思うんです。移設をできないという合理的な理由を私はむしろ説明してもらいたいと思っている。

来年の３月か４月にはアセスも仕上がると、環境アセスも仕上がるというようなことで、いよいよこの辺かなと県民はかたずをのんで普天間の危険が除去されるのかどうか、私は大変な関心だと思っております。代替施設の建設の問題ではないんです。そもそもは、普天間のあの基地の危険をどうするんだと、これが政治家の責任だと思っている。そこで派生して移設先の問題、海兵隊の移譲の問題、嘉手納から以南の返還の問題が出てきたわけであって、これをパッケージでもってやっていくと。そのパッケージの一角である海兵隊のグアム移設・移転が国会で承認をされれば、間違いなくもう普天間は動くとこういうことになるわけでありまして、そのときに我々の主張をしっかりと盛り込むということが大事だと思っております。

ぜひとも、この合意、いわゆる沖合移設についての見通し、決意、これを知事さんに語ってもらいたい。このように思っております。

⑵、日米地位協定についてでありますが、日米地位協定、アメリカ軍を派遣している国とアメリカ国はすべての国において地位協定を締結し、自国の兵隊の地位に関する保障をしております。ＮＡＴＯの地位協定、韓国、豪州、主要国とされております。

これらは、日本の日米地位協定と同様にほぼ内容においてはひとしいと思っている。しかし私は、本来地位協定というのはこの国の民主主義のレベル、国民の信頼性によって当然変わらなくちゃならぬ。国力によって変わらなくちゃならぬと思っている。私たちは

優位性が本来あるべきだと思っている。ところが、そういうような内容を秘めていて他国との関係があって、なかなか私たちが要求している抜本的ないわゆる中身の改正ということに応じない。しかし、中身としては運用改善で適宜・迅速に対応していくよということで運用改善が相当にされてきたと思っている。私は、これまで11項目に対するいわゆる改正要求をしておりますが、これを現実的に政府に真剣に考えさせるために、優劣・優先順位をつけるべきだと思っている。

今、いよいよ米軍再編で嘉手納以南の大規模のいわゆる軍用地が返還され、これらの跡地利用に対する問題、あるいはそこにはいわゆる埋蔵文化財というんですか、これらの調査も必要である。いろんな調査を緊急にやらなくちゃならない。私は、この部分について基地の立ち入り、これは早急にやらなくちゃいかぬ。この問題について、優先順位を１番に上げて、このことだけでも実現すべきだということを迫ると、こういうような方法で日米地位協定の改正問題に当たるべきではないかと思っております。

２、経済振興、⑴、観光とカジノ問題についてであります。

地方分権改革推進委員会の委員長丹波宇一郎氏が、沖縄総合事務局の存廃問題の席でこういうことをおっしゃっています。「国の援助を長期間受けてきたところで、沖縄県民は自立の精神が非常に薄くなっている印象を受けた」とこういうような発言をされております。長年、国からの援助を受けてきた沖縄県民は自立の気概が希薄になってきたんではないかとこういう印象を受けるとこういうような発言であります。

私は、自立というのはみずからの力で立つことであり、他人の援助を求めるものではない。自立をなし遂げるためには、みずから相当の犠牲を覚悟し、血を吐くぐらいの努力をしなければ私は達成するものではないとこのように思っております。

観光産業が本県のリーディング産業というような位置づけでありますけれども、リーディング産業にふさわしいような国際競争力を持った観光に仕上げていかなければならない、このように思います。観光業界の共通認識として、観光産業の持続的発展をするためには、以下の３点について克服しなければならないとこのように言っております。

これは１つ目には、県内消費額を何とか伸ばさぬといけないと。１人当たりの県内消費額は少ない。それから、国内観光客と比較して外国からの観光客が少な過ぎる。３点目として、年間を通して安定したいわゆる観光客の誘致が図れるように、オフシーズン対策をしなければならないと、こういうような３つの課題を挙げております。

このような沖縄観光のいわゆる課題を解決するために、私はカジノ・エンターテインメントというのは大変有効なツールだと思っているんです。そのことについての見解と、またこのカジノ・エンターテインメントへのリスクとして、カジノが立地すると環境が、治安が悪くなるんじゃないか、犯罪が発生するんじゃないか、教育はどうなるんだ。こういうようなリスク面を指摘する声も相当にあります。県は、これまで相当に研究調査をやったと思っております。その調査研究の成果について説明を求めたいと思っております。

⑵、ＷＴＯの問題でありますが、このＷＴＯ交渉が妥結をしますと、沖縄県内の農業どころか、日本の農業に相当なダメージを与えるとこういうことが言われております。これまでのＷＴＯに対する取り組みと、今後の対応について質問をいたします。

それから、那覇空港の問題については、今は時期尚早かと思っておりますが、早い時期に私は表明すべきだと思っております。第２滑走路をつくるというんであれば、あそこは軍民共用になっております。騒音が最も大きいいわゆる自衛隊機は、当然ながら海側に使用優先権を与えるべきだというように思っています。これは決して第２滑走路を自衛隊の専用滑走路にするという発想ではないわけですから、これは誤解がないようにお願いをしたい。うるさいのは外側に出して使わすとこういうような考え方をしっかりと早い時期から主張すべきだと思っております。

それから、３、県立病院についてでありますが、⑴、地方公営企業法と地方独立行政法人についてであります。

県医療審議会県立病院のあり方検討委員会の県立病院のあり方に関する基本構想案では、地方独立行政法人への移行を提言しているが、現在の地方公営企業法による病院事業の運営と比較して、地方独立行政法人での運営はどのように変わるのか。また、病院事業の運営面、財政面からこの件について御説明を願いたいと思っております。

４、旧軍飛行場用地問題は、先ほど當間盛夫氏からもありました。来年からスタートをするわけでありますが、今内閣府の特別調整費で対応するということについては、別枠でやるべきだという意見があります。どうしてそれが難しいのか御説明を願いたいと思っております。

５、教員採用の問題については、私は賛成の立場で

頑張ってもらいたいと。その改正の中身について、また新しく社会人に門戸を広げるわけですが、この方々に対する周知徹底をどのようにするかという部分について御説明をいただければとこのように思っております。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（髙嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　具志孝助議員の御質問に答弁させていただきます。

まず、麻生総理大臣の来沖に係る御質問ですが、総理との面談についての御質問に答弁いたします。

今回の麻生総理の御来県は、自由民主党の地方遊説の一環であると聞いておりますが、現時点におきまして、総理と面談する予定はございません。しかしながら、具志議員を初め自由民主党沖縄県連の皆様の御尽力によって、総理との面談の機会が得られれば、米軍基地問題や不発弾対策など沖縄が抱える諸課題を直接御説明申し上げ、解決促進について訴えたいと考えております。

次に、基地問題の中で、普天間飛行場移設返還の見通しについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題の原点は、現在の普天間飛行場の危険性の除去であり、私としましては、一日も早い危険性の除去のためには、キャンプ・シュワブに移設することが現実的な選択であると考えます。

県としましては、日米両政府が合意しました案を基本にしながら、地元の意向や環境に十分配慮し、可能な限り沖合などへ寄せてほしいということや、普天間飛行場の３年めどの閉鎖状態の実現を政府に求めているところであります。

現在、環境影響評価の調査が行われているところであり、今後、事業者において予測・評価を行い準備書が作成されることになりますが、このような手続が進められていく中で環境影響評価審査会等の意見を踏まえ、生活環境や自然環境に十分配慮する観点から知事意見を述べることになっております。

私としましては、今後とも引き続き政府と協議を重ねることにより、普天間飛行場問題の確実な解決が図られるものと確信をいたしており、県議会及び県民の皆様の御理解と御協力をお願いする次第でございます。

次に、経済振興についての御質問の中で、カジノ・エンターテインメントに係る御質問にお答えいたします。

カジノ・エンターテインメントは、導入により観光振興、地域の活性化、雇用の創出、税収の確保など、経済的波及効果の面で多くのメリットがあると言われております。国際観光におけるグローバル・スタンダードとなっている面もございます。

沖縄県としましては、カジノ・エンターテインメントは、夜間や雨天時及び季節を問わず楽しめ、国際観光客の多様なニーズに対応した新たな観光資源の一つと考えているところでございます。

次に、同じく経済振興の中で、ＷＴＯ農業交渉に係る県の対応いかんという御質問にお答えいたします。

ＷＴＯ農業交渉に当たって、国は、「各国の多様な農業の共存」を基本方針に、国内農業への影響を十分に踏まえて適切に対処することとしております。

沖縄県としましては、国に対しＷＴＯ農業交渉については、我が国の基本的立場を堅持して交渉に当たるとともに、沖縄県の重要作物であるさとうきび、肉用牛、酪農、パイナップルなど関税に係る現行制度が維持されるよう、引き続き関係団体等と連携をし、強く要請していく考えでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　日米地位協定についての御質問にお答えします。

県は、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米軍に裁量をゆだねる形となる地位協定の運用改善だけでは不十分であると考えており、機会あるごとに内閣総理大臣を初め、政府関係機関に対し、その見直しを要請してきました。特に、周辺住民等の生命、健康に重大な影響を与える可能性のある環境問題や、駐留軍用地の跡地利用を円滑に進めるための返還前の文化財や、自然環境等の基地立入調査は重要な課題であると考えており、今後強く要請していきたいと考えております。

県としては、引き続き渉外知事会等とも連携しながら粘り強く取り組んでいきたいと考えております。

次に、旧軍飛行場問題で、別枠を求める意見についての御質問にお答えします。

旧軍飛行場用地問題については、平成21年度の特定地域特別振興事業として、那覇市及び宮古島市のコミュニティセンター建設事業が実施されることになっており、この問題の解決に向けた取り組みが進展したものと認識しております。

旧軍事業の財源については、いろいろな可能性について国と調整を行ってきたところでありますが、その調整において、国は、嘉手納裁判の結果等から法的には解決していると考えており、補償的観点からの事業は到底認められないことや、別枠での実施は極めて困難であるとしております。

県としては、補助率、既存事業への影響が少ないこと及び本県の特別な事情への対応性等を踏まえ、また地主会の負担もほとんどないことなどを考慮すると、特別調整費を活用した事業化が現実的であると考えております。

また、一部の地主会から特別調整費とは別枠で実施するよう要望があることは承知しておりますが、これらの事業案については、事業規模が極めて大きくなる可能性が高いこと、さらに事業主体が明らかでなく責任が明確になっていないこと、そして要望する事業と当該地域の活性化との関連が明らかでないことなどから、関係市町村としても国や県への説明が困難であるとしており、県としても国へ要望できる事業案ではないと考えております。

なお、平成22年度以降の事業については、沖縄振興計画期間内での事業実施に向けて、県と市町村との連携を密にしながら、地主会として今後の地域振興につながるような事業案を提出していただくよう働きかけていきたいと考えております。

○議長（髙嶺善伸君）　観光商工部長。

〔観光商工部長　仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君）　経済振興に関する御質問の中で、これまでのカジノ調査研究中、カジノ導入と犯罪についてお答えします。

米国においては、カジノの出現で犯罪が増加したとする主張や、逆に減少したという主張が1990年前半にカジノ賛成派、反対派から発せられ、意見が対立しました。

そこで、1996年に米国政府は、「ゲーミング影響調査委員会」（Ｎａｔｉｏｎａｌ　Ｇａｍｉｎｇ　Ｉｍｐａｃｔ　Ｓｔｕｄｙ　Ｃｏｍｍｉｓｓｉｏｎ）を設置し、1997年から２年間連邦規模で調査を行っております。当該委員会が1999年６月に作成した報告書によれば、カジノを原因とする犯罪はふえていないとされております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　企画部長。

〔企画部長　上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君）　経済振興についての御質問で、自衛隊機の沖合滑走路使用による騒音低減についてお答えいたします。

滑走路増設後の那覇空港の運営につきましては、今後国土交通省や防衛省など、関係機関の協議が進められていくものと考えております。

滑走路増設による騒音低減は、地元豊見城市や那覇市が期待していることもあり、県としてもできる限り周辺地域の騒音低減が図られるよう、国に対し要望していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（髙嶺善伸君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　地方独立行政法人で、病院事業の運営面、財務面はどう変わるかについてお答えいたします。

地方独立行政法人での運営は、経営の自律性が高まり、人事管理や予算執行などにおいて、法人独自の迅速で柔軟な意思決定を行うことが可能となることから、経営責任の所在が明確となるほか、地方公共団体の他部門との均衡にとらわれず、独自の人事体系を構築することが容易になるものと言われております。

さらに、明確な目標を定め業務の達成状況を定期的にチェックする仕組みなど、外部評価及び積極的な情報開示など、経営改善に結びつく諸制度の導入が法律で義務づけられていることも運営面での違いとなっております。

財務面でのメリットとしましては、地方独立行政法人への移行に伴う県からの現金出資等により、財務面の健全性が確保できるほか、県庁内の他部調整等がなくなることによる本部体制の大幅なスリム化が図られること、共済追加費用及び基礎年金拠出金の負担がなくなることであります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　教員採用試験についての御質問で、教員選考試験の変更等についてお答えいたします。

教員候補者選考試験は、人間性豊かで、教科等の専門的知識・技能を有し、実践的指導力のある教員を選考する視点で実施しております。

今回の改善点は、受験年齢を条件を付して37歳まで引き上げることとしました。また、「教職経験による選考」では、過去４年間で通算３年以上の勤務の経験を有する者、「スポーツ・芸術での技能や実績による選考」では、国際レベルの大会等で活躍した人材、「社会人経験による選考」では、高度な専門的知識及

び技能を有し、民間企業等で５年以上の勤務経験者を対象に一部試験免除を行うこととしました。

これにより、実践的指導力があり顕著な実績を持った経験豊かな人材が確保できるものと考えております。

教員候補者選考試験の変更内容につきましては、去る２月13日に発表しホームページで掲載するとともに、各学校等関係機関にも文書で周知を図ったところであります。

実施要項につきましては、４月上旬にホームページで掲載し、下旬には配布することとしております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　吉田勝廣君。

〔吉田勝廣君登壇〕

○吉田　勝廣君　こんばんは。

きょうの真打ちですので、じっくり、ゆっくり聞いていただきたいと思います。

議会改革について、現在各会派、意見の集約がなかなか困難なようでありますが、新里小委員長を中心にして、ぜひ議会の活性化のために６月議会までにはまとめていただきたいと思います。

私は、さきの議会で共産党宣言の妖怪とヘッジファンドという妖怪について述べてまいりました。最近、どうも妖怪、幽霊が沖縄県にも出没したんだなと思っております。

弾は米軍のものだが、だれが撃ったのかいまだに不明という。アンヤレー、ウレー恩納連山に潜む「キジムナー」がはげ山にされたこれまでの恨みを晴らすために弾を撃って警告をしたんだろうか。幽霊さんや関係者には、はげ山の「キジムナー」の気持ちは理解できないだろう。

この幽霊さんの出没は今始まったばかりではない。長い間何度も同じことを繰り返しながら徘回しているのだが、幽霊がゆえに大きな壁に隠れて正体はなかなか見えない。しからば、大きな壁を取り除いて一日も早く正体を暴くのが肝心なのだが、関係者はなぜか消極的姿勢である。沖縄の伝統文化に基づいてユタさんに犯人捜しをお願いする以外にはないのではないか。まさに悲劇そのものであります。

幽霊さんの正体を暴くことができないのは、1609年、薩摩の琉球侵攻以来、今日までの400年間、時の権力によって翻弄され、自己決定・自己解決ができない沖縄の宿命だろうか。

しかし、この幽霊さんの正体を知っている人もたくさんいる。それは伊芸区民であります。伊芸区民は、米軍や日本の防衛省にも何百回ともなく実弾射撃演習と基地撤去を訴えてきましたが、聞く耳を持たず演習を繰り返しているのが現状であります。

私は、こうしたことが延々と続くと、地下に潜むマグマが正当防衛のために幽霊さんなどに襲いかかる日も近いと言わなければなりません。

幸い、村上春樹さんもイスラエルから、生きた精神を持っていれば、必ず高い壁を乗り越え生かすことができると、伊芸区民を初め「壊れる卵」たちを激励をしております。

私たちも生きた精神を持ちたいものだと思っております。

以下、質問をいたします。

今のお話は最大の皮肉と聞こえたでしょうか。

１、知事の政治姿勢について。

国内外の経済不況によって、知事公約の失業率の本土並み（４％）、観光客の1000万人実現は厳しい現実を迎えております。また、基地問題については――ここは知事意思に反して書いてありますけれども、どうも――知事意思を反映して「在沖海兵隊のグアム移転に係る協定」に日米政府が署名をするなど、新しい米政権でも普天間基地移設が着実に進行しつつある。

そこで伺います。

⑴、雇用対策については、最重要課題としてこれまでの施策を総点検し、思い切った施策を展開すべきだと考えるがどうか。

⑵、ホテル関係者によれば、予約客が３、４月ごろから減少し先が読めないと話しているが、誘客に関する有効な対策はあるか。

⑶、「グアム協定」が国会を通過すると、知事公約を制約することになると私は思うのだが、今後の対策はあるか。

⑷、金武町伊芸区に被弾した事件について、知事はどのように判断しておりますか。

⑸、私は、「21世紀ビジョン」の策定については評価するが、基地の返還後の跡地利用の策定、法律の制定を含めて急ぐべきだと考えるが、知事の所見を伺います。

⑹、地位協定の抜本的な見直しについては、これまでのような他力本願的な取り組みでは何年たっても不可能と考えております。新たな施策を講じるべきだと思うがどうか。

⑺、国の緊急総合経済対策に係る補正予算の配分について、他都道府県と比較して県の意向が十分反映されているか。

大きい２、国の「緊急経済対策」関連事業について。

⑴、観光商工部、企画部、農林水産部、教育委員会等の雇用対策、産業振興に関する事業について伺います。

⑵、福祉保健部の雇用対策、生活福祉対策事業について伺う。

⑶、土木建築部の防災対策等に関する事業について伺います。

⑷、国の「緊急経済対策」２月補正、21年当初予算関連事業について、産業連関表に基づいてどれだけの経済波及効果及び雇用効果があるのか伺う。

大きい３、失業者の職業能力開発について。

国も再就職支援対策等で訓練期間中の経済支援として、職業訓練期間中の生活保障給付金10万円を実施し、離職者訓練の定員を大幅に増加し、長期間の訓練を拡充した。

そこで伺う。

⑴、県の新たな施策として、若年労働者を対象として生活保障給付金等を実施する方針はないか。

⑵、失業率が７から８％を推移する本県にとって職業訓練は非常に重要と考える。そのために、県立職業能力開発校の充実・拡充が必要であり、各種専門学校及び実業高校、雇用開発機構との連携も重要である。

そこで伺う。

ア、県立職業能力開発校等の定員数の拡大とコースの見直しはないか。

イ、夜間の授業を開設したらどうか。

ウ、各種専門学校との連携をいかに進めるか。

エ、各種専門学校への支援策はどうなっているか。

オ、産業開発青年隊、農業大学校の充実強化も必要と考えるがどうか。産業開発青年隊への補助金のこの５年間の推移はどうなっているか。

⑶、県の「職業能力開発計画」を見直し、もっと内容を充実すべきと考えるがどうか。

大きい４、ワークシェアリングについて。

本県のように失業率が高い県では、ワークシェアリングの導入は有効に機能すると考える。

そこで伺う。

⑴、まず、県・市町村から導入し、雇用の拡大を図ることが重要と考えるがどうか。

⑵、ワークシェアリングを立ち上げるために、県、経営者協会、連合等との協議会を設置したらどうか。

大きい５、雇用保険等社会保険の加入率はどうなっているか。

大きい６、北部振興について。

⑴、現在、「新・北部地域産業振興基本構想」を策定し審議中であるが、県との協議はどうなっているか。

⑵、北部振興は、国・県・北部12市町村が三位一体となって策定しなければならない。そのためには国・県の具体的な構想が必要であります。

そこで、県と国の方針はどうなっているか伺います。

大きい７、教育について。

辺土名、本部、北山、宜野座、石川高等学校等は、少子化及び志望校の枠拡大によってクラス編成に苦慮している。先生方は、各学校の特色づくりや生徒指導に一生懸命なのだが、各町村の児童数、中学校の生徒数、志望校を考慮すれば今後の学校運営に不安を感じている。また、実業高校でも就職率の向上に努力しているが、子供たちと意識にずれを感じているようである。一方、中学校では子供たちの基礎学力の向上に努力しているが、小学校の学力さえ理解できない子供たちが多いとのことである。

そこで伺う。

⑴、これら高校の短期・中期の展望と今後の施策を伺います。

⑵、実業高校への入学時におけるミーティングの強化と専門教員の在校年数の延長などの対策が必要と考えるがどうか。

⑶、基礎学力習得のための教員の配置を実施したらどうか。

⑷、かばんを持たないで登校する子供たちが見られるが、調査したことはあるか。これまでどのような対策を講じてきたか。

大きい８、基地問題について。

⑴、金武町伊芸区への被弾事件について。

ア、銃弾の種類は。

イ、銃弾を発射できる重火器は。

ウ、重火器を装備できる車種は。

エ、重火器が使用できる演習場及び現在主に使用している演習場はどこか。

オ、重火器を装備している部隊名と所在地。

カ、重火器の初速、有効射程距離、最大到達距離は幾らか。また、有効射程距離の仰角は何度か。入射角は何度か。最大到達距離の発射時の仰角は何度か。着弾時の弾速は。入射角は何度か。

キ、レンジ７等々、これまで調査したレンジ及びガンポイントがあれば明らかにしてもらいたい。

ク、地位協定が捜査に支障を与えているか。

ケ、この種の事件は犯罪の構成要件に該当するか。

⑵、キャンプ・ハンセンの共同使用条項によって自衛隊のヘリが着陸したのか。

⑶、県道104号線の移設の予定はあるか。あれば、その理由と年月を明らかにしてもらいたい。

⑷、県道104号線の移設によって基地機能は強化されないか。

⑸、都市ゲリラ訓練場の移設の現状について。

⑹、Ｆ15戦闘機とＦ22戦闘機の移駐を認めるのか。また、原子力潜水艦の寄港等にどう対処するのか。

⑺は済んでおりますので、削除いたします。

大きい９、松くい虫被害木対策について。

⑴、現状はどうなっているか。

⑵、平成元年から平成19年度までの対策事業費は幾らか。

⑶、伐倒駆除本数は幾らか。

⑷、被害木伐倒駆除地の面積及び植栽計画はあるか。

⑸、米軍基地、国有地等の伐倒駆除数は幾らか。

⑹、米軍基地等における被害木伐倒駆除地の面積及び植栽計画はあるか。

大きい10、有害鳥獣対策について。

⑴、現在の取り組みについて。

⑵、マングースの捕獲事業等による北部地域の生態系の保全についてどうなっているか伺い、時間もたっぷりありますので、再質問をさせていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　吉田議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第１に、知事の政治姿勢の中での、雇用対策の総点検についての御質問にお答えいたします。

沖縄県の積年の課題であります高い失業率を改善するためには、産学官が連携をした雇用効果の高い取り組みが重要との観点から、県民運動として「みんなでグッジョブ運動」を展開いたしております。

当該運動の施策として、地域産業の振興や企業誘致、そしてミスマッチ対策等に取り組んでいるところであります。次年度は新たに雇用再生特別事業基金などの緊急雇用対策に取り組む予定であります。

今後は、仮称ではありますが、産学官の専門家により構成いたします「雇用戦略推進協議会」を新たに立ち上げまして、雇用関連実施事業の効果等についてＰＤＣＡサイクルによります検証を行いますとともに、思い切った施策を展開し、目標達成に向けて全力で取り組んでまいります。

議員御指摘のとおり、総点検を私どももやろうと今考えておりますし、その結果、抜本的な政策を編み出して展開していこうと考えているところでございます。

次に、同じく政治姿勢の中で、グアム移転協定によります公約への制約にならないかという御趣旨の御質問に答弁させていただきます。

県は、普天間飛行場の移設につきましては、日米両政府が合意した案を基本としながら、地元の意向や環境に十分配慮する観点から、沖合などへの移動を求めているところでございます。

今回の協定は、この日米両政府の合意内容の再確認であり、県や地元が求めております沖合移動には影響しないものと考えているところでございます。

次に、同じく政治姿勢の中で、日米地位協定は他力本願的なやり方ではとてもだめで、新たな施策を講ずるべきではないかという御趣旨の御質問に答弁させていただきます。

私は、去る１月にはオバマ新政権の発足に際して訪米し、米国政府関係者等に対しまして日米地位協定の見直しを訴えてきたところでございます。

県は、これまで機会あるごとに内閣総理大臣を初め政府関係機関に対し、日米地位協定の見直しを要請してきたところでありますが、引き続き渉外知事会等とも連携をしながら粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

また、渉外知事会と連携をして訪米をし、米国政府や連邦議会等の関係機関に対し日米地位協定の見直しを要請いたしますとともに、過大な基地負担を担っている地元の声を伝え、理解と協力を求めたいと考えております。

ですが、議員御指摘のとおり、日本の外務省は大臣以下、これは運用でということを言い続けておりますし、なかなかその壁を乗り越えられないという部分があるのは現実です。ですからひとつぜひこれは議会、そして与野党の皆さんとよく相談をしていい戦術とやり方を改めて研究し、編み出す必要があるとも考えております。

次に、松くい虫被害対策について答弁させていただきますが、これは９の⑴、⑵、⑶が関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

松くい虫防除対策につきましては、公益性の高い「保全松林」を重点的に防除いたしますとともに、「その他松林」におきましては、景観保全対策として幹線道路周辺の伐倒処理及び名木等への樹幹注入を実施いたしているところでございます。

防除の結果、平成19年度における県全体の被害量は約２万3000立方メートルとなっており、前年度に比べ

23%の減となっております。また、平成元年度から平成19年度までの対策事業費は約64億3000万円で、駆除本数は約94万本となっております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　観光商工部長。

〔観光商工部長　仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君）　知事の政治姿勢に関する御質問の中で、観光誘客に関する対策についてお答えします。

沖縄県では、３月に観光緊急経済対策事業として、首都圏・関西圏での「観光プロモーションイベント」を実施するとともに、新聞・テレビ等各種メディアを活用した広報宣伝を行います。また、４月以降においても沖縄観光特別対策事業として、東京・大阪など全国４都市での「観光プロモーションイベント」の実施や各種メディア、ＪＲ車内広告、街頭ビジョン広告などを活用したキャンペーンを全国的に展開することで入域観光客の増加につなげたいと考えております。

次に、国の緊急経済対策関連事業に関する御質問の中で、雇用対策、産業振興に関する事業についてお答えします。

雇用対策としては、雇用再生特別事業基金及び緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して雇用創出効果の高い事業を県及び市町村で実施するほか、雇用の場の創出を行う雇用戦略プログラム推進事業などを行うこととしております。

中小企業対策としては、県単融資事業費を増額しており、今年度に引き続き原油・原材料高騰対策支援資金や中小企業セーフティネット資金により、資金繰りが厳しくなっている中小企業者や小規模事業者を支援してまいります。

そのほか、観光振興対策として、国内外で誘客プロモーションを実施する観光緊急経済対策事業等を行い、情報産業対策として、沖縄ＩＴ津梁パーク整備事業を行ってまいります。

次に、失業者の職業能力開発に関する御質問の中で、若年労働者を対象とした生活保障給付金等の実施についてにお答えいたします。

職業訓練受講者で失業給付や訓練手当を受給できない者への支援としては、技能者育成資金制度があります。今回国が実施する生活保障給付金はこの制度を拡充したもので、若年労働者が職業訓練を受講する場合にも利用することができます。

県としましては、この制度の周知・啓発を図り、若年労働者の利用をふやしていきたいと考えております。

次に、県立職業能力開発校等の定員数の拡大等についてお答えします。

県立職業能力開発校においては、施設内での訓練のほか、民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施しております。

施設内訓練の拡充については、新たな設備の導入や人員の確保が必要となるため、県の財政状況や定員適正化計画との調整など、総合的に検討する必要があると考えております。

一方、民間への委託訓練については、平成21年度は前年度より15コース増の29コース、434人増の575人の定員とし、大幅な訓練の拡充を予定しております。

次に、夜間の授業の開設についてお答えします。

職業能力開発校においては、現在、在職者向けの夜間訓練を実施しておりますが、新たに施設内で行う場合は設備の導入や人員の確保等課題が多く、開設は困難であると考えております。

しかしながら、委託訓練の可能性については、民間教育訓練機関の受け入れ体制や国との調整も必要ではありますが、それらを踏まえ検討していきたいと考えております。

次に、各種専門学校との連携についてお答えします。

県においては、職業能力開発校の施設内訓練のほか、各種専門学校等に委託して職業訓練を行っております。

厳しい雇用情勢の中、職業訓練へのニーズが増加することが予想されますが、多種多様な訓練を行うためには専門学校等民間教育訓練機関の持つ人的・物的資源の活用が不可欠であります。

離職者等の再就職を支援するため、今後もこれらの教育機関との連携を強化し、社会ニーズに対応した効果的な職業訓練を行ってまいります。

次に、産業開発青年隊の充実強化及び補助金の５年間の推移についてお答えします。

産業開発青年協会への補助金については、「沖縄県行財政改革プラン」において協会が作成した「経営健全化計画」に基づき段階的に減額され、平成19年度をもって終了しております。

平成15年度から19年度までの５カ年間の補助金交付額は、平成15年度は2800万円、16年度は2000万円、17年度は1600万円、18年度は1000万円、平成19年度は1500万円でありました。

なお、協会においては、平成19年度中に将来に向けた方向性の検討がなされ、従来の事業のほか、青少年

の人材育成などの新規自主事業を実施し、自立に向けた取り組みが行われております。

次に、沖縄県職業能力開発計画の見直しについてお答えします。

「職業能力開発計画」につきましては、「職業能力開発促進法」において、国が定める基本計画に基づき県の計画を策定することが定められております。

現在の第８次計画の実施期間は、平成18年度から22年度、実施目標は、労働者の主体的な能力開発の推進、職業生涯を通じたキャリア形成への支援、産業分野の動向に応じた職業能力の開発等となっております。

今後、計画に沿った能力開発の事業展開を図りつつ、失業率改善に貢献したいと考えております。

また、平成23年度からの５カ年計画の作成に当たりましては、職業能力開発のさらなる充実強化を行ってまいりたいと考えております。

次に、ワークシェアリングに関する御質問の中で、ワークシェアリング立ち上げのための協議会設置についてお答えします。

国の「ワークシェアリングについての基本的な考え方」では、個々の企業においてワークシェアリングを実施する場合は、労使の自主的な判断と合意により行われるべきものとされております。

現在、国においてワークシェアリングを議論するため、政府、経済界、労働界の代表者による「政労使会議」の設置を検討中と報道されております。

県としては、その動向を見守りつつ、協議会等の設置について検討したいと考えております。

次に、雇用保険等社会保険に関する御質問の中で、本県の雇用保険等の加入率についてお答えします。

沖縄労働局によりますと、平成19年度の雇用保険の適用事業所は２万126事業所で、被保険者数は29万5502人、労働者災害補償保険の適用事業場の数は２万4578事業場で、適用労働者は35万1744人となっておりますが、加入率は算出できないとのことであります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　金武町の銃弾事案についての御質問にお答えします。

県は海兵隊に対し、調査の内容等についてより詳細な説明を求めているところでありますが、銃弾が米軍の演習によるものであった場合には、演習の中止を含め訓練内容の見直しを求めていくべきものと考えております。

次に、跡地利用計画の策定、法律の制定についてお答えします。

嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還は、本島中南部都市圏における大規模な返還であり、事業実施について財源の確保や実施体制をどうするかなどの課題があります。このため、跡地利用計画の策定については、国・関係市町村と密接に連携し、返還前の早い時期での跡地利用計画の策定促進に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、沖縄振興特別措置法及び沖縄振興計画の総点検を実施する中で、跡地利用のための制度や地権者への給付金等について新たな法制度の制定も含めて検討しているところであります。

次に、航空自衛隊のキャンプ・ハンセンへの着陸についてお答えします。

航空自衛隊によると、今回のキャンプ・ハンセンへのヘリの発着は、同施設の共同使用ではなく、訓練の視察研修を目的として隊員を輸送したものであるとのことであります。

次に、陸軍複合射撃訓練場の移設についてお答えします。

政府によると、陸軍複合射撃訓練場のレンジ16付近への移設に伴い、レンジ16にある既存レンジを他の場所に移設する必要があるため、現在、３カ所の既存レンジを順次移設する工事を行っており、移設工事の完成時期は本年10月ごろを目指しているとのことであります。

次に、Ｆ22戦闘機の配備等についてお答えします。

航空自衛隊那覇基地へのＦ15戦闘機の配備については、日本の防衛力整備の一環として老朽化したＦ４戦闘機との入れかえであり、特に反対する理由はないものと考えております。

嘉手納飛行場へのＦ22戦闘機の臨時展開については、あくまでも一時的なものであると理解しており、地域住民の負担増とならないよう、万全を期すべきであると考えております。

また、原子力潜水艦の寄港については最小限にとどめるとともに、日米両政府があらゆる安全対策を講じ、原子力潜水艦の安全性の確保に最大限の努力を払うべきであると考えております。

以上であります。

○議長（髙嶺善伸君）　企画部長。

〔企画部長　上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君）　知事の政治姿勢についての御質問で、国の緊急総合経済対策に係る補正予算配分についてお答えいたします。

国の第２次補正予算に対応して本県に配分される交付金額は、「地域活性化・生活対策臨時交付金」が県分約51億円、ふるさと雇用再生特別交付金が約74億6000万円、緊急雇用創出事業臨時特例交付金が18億円等となっております。

これらの配分額につきましては、各都道府県における公共投資の割合や製造業における非正規雇用者数、有効求人倍率等をもとに算出されております。

次に、国の緊急経済対策関連事業についての御質問で、国の緊急経済対策関連事業についてお答えいたします。

企画部所管の事業として、沖縄自動車道の通行料金については、特別調整費の補てんによる約３割の割引に加え、ＥＴＣ車を対象に特別割引が実施されており、さらに国の追加経済対策により大幅割引が行われることになっております。

また、離島・過疎地域の振興及び交通サービスの維持確保を図るため、航路、航空路及び生活バス路線事業者の燃料費高騰分についても補助を行っております。

同じく経済対策関連事業の経済効果等についてお答えいたします。

県では、国の緊急経済対策に対応して20年度２月補正で206億円、21年度当初予算で約65億円、総額271億円を措置し、雇用、産業振興、生活福祉及び防災などの対策を実施することとしております。

これら経済対策の効果につきましては、今年度末に取りまとめる「平成21年度経済見通し」の中で明らかにしてまいります。

次に、ワークシェアリングについての御質問で、市町村のワークシェアリングについてお答えいたします。

現行の地方公務員制度のもとにおける市町村のワークシェアリングについては、当該制度等の研究が必要であり、また実際の導入に当たってはその手法、財源の確保等の検討を踏まえて、それぞれの団体において判断されるものと考えております。

県としましては、市町村に対し、ワークシェアリングに関する情報の提供と適時・適切な助言をしてまいりたいと考えております。

次に、北部振興策についての御質問で、新・北部産業振興基本構想策定における県との協議の状況と県及び国の方針について一括してお答えいたします。

新基本構想は、平成11年度に策定した現構想の点検・評価を踏まえ、定住条件の一層の整備を図るため、北部12市町村が主体的に策定する構想と認識しております。

県としましては、現在実施している圏域別を含めた沖縄振興計画の総点検を踏まえ、今後の北部地域の振興について国と連携し対応していきたいと考えております。

次に、基地問題についての御質問で、県道104号線移設及び基地機能の強化について一括してお答えいたします。

県道104号線の移設は、国が億首ダムの建設に伴いキャンプ・ハンセンの一部土地の返還を要請した際、米軍側からその条件として提示されました。

当該移設については、水資源開発上の億首ダムの意義、当該返還が億首ダム建設に不可欠であること、金武町の意向などを踏まえ行われるものであり、平成18年７月の日米合同委員会で当該一部返還が合意されたものであります。

なお、事業主体の国によりますと、順調に工事が進捗すれば億首ダムの完成に合わせ、平成23年度末に移設する見込みと聞いております。

また、米軍側と返還交渉を進めた国によりますと、当該移設は、現況機能の維持を目的とした要求であるとしており、基地機能の強化につながらないものと考えております。

以上であります。

○議長（髙嶺善伸君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん）　それでは、国の緊急経済対策関連事業についての御質問で、農林水産部における雇用対策等の事業についてお答えいたします。

農林水産部門の緊急経済対策は、平成20年度２月補正予算において、新規就農促進事業や林道維持管理費等８事業で約１億8000万円を計上しております。

また、平成21年度予算においては、地域雇用を担う糖業振興事業、パイナップル種苗緊急増殖事業の２事業で約１億2000万円を計上しております。

次に、失業者の職業能力開発についての御質問で、農業大学校の強化についてお答えいたします。

農業大学校は、農業の担い手を養成するため、実践的研修教育を行ってきております。

平成19年度から新たに多様な担い手の育成を図るため、１年間の短期養成科の設置、農業実習の充実強化、入学年齢の引き上げ、夜間講座の開設などを実施し、就農率も65％と向上しております。

今後も県民ニーズに即した学校運営を行いながら充実強化を図ってまいります。

次に、松くい虫被害木対策についての御質問で、松くい虫被害木伐倒駆除地の面積及び植栽計画についてにお答えいたします。

松くい虫被害量については、材積によって計測しているため、伐倒駆除地の面積については把握しておりません。また、伐倒駆除地の植栽については、市町村等からの要望を踏まえ対応していきたいと考えております。

なお、金武町では平成21年度から５カ年計画で15ヘクタールの植栽を行う予定となっております。

同じく松くい虫被害木対策についてで、米軍基地等の伐倒駆除数、面積及び植栽計画については、関連しますので一括してお答えいたします。

沖縄防衛局及び沖縄森林管理署に照会したところ、平成元年度から平成19年度までの伐倒駆除数は、米軍基地内で約19万4000本、国有林内で約1400本と報告を受けております。

米軍基地及び国有林内の伐倒駆除地の面積については、把握していないとのことであります。また、植栽についても、現在のところ計画はないと聞いております。

次に、有害鳥獣対策についての御質問で、有害鳥獣対策の取り組みについてお答えいたします。

有害鳥獣対策につきましては、県や市町村、関係団体で構成する沖縄県野生鳥獣被害対策協議会を設置し、鳥獣被害防止対策を総合的に推進しているところであります。

具体的には、カラス捕獲箱や平張り網かけ施設等に対する助成、鳥獣被害対策アドバイザーの活用や講演会の開催、市町村が国の財政支援を受けられるよう、被害防止計画作成への指導助言等を行っております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　国の緊急経済対策関連事業についての御質問で、教育委員会の雇用対策事業についてお答えいたします。

県教育委員会においては、国の緊急経済対策を活用し、６事業で１億4179万7000円の雇用対策事業を実施することとしております。

事業内容としましては、就職希望者の多い高等学校40校にジョブサポーターを配置し、進路指導体制の充実を図るほか、青少年教育施設６施設における体験活動の補助業務や環境整備、県立図書館や博物館・美術館における資料整理、空手道古武道道場などのデータベース化及び児童生徒の薬物等意識実態調査を予定しております。

次に、教育についての御質問で、北部地区周辺高校の今後の展望についてお答えいたします。

県立高等学校の入学定員につきましては、中学３年生の生徒数の推移や生徒のニーズ、地域の実態等を考慮しながら適正な学科の配置や定員の設定を行っております。

北部地区におきましては、生徒数の減少から２校の統合や入学定員を減じるなど適正化を図ってきたところであります。

県教育委員会としましては、今後、北部地区の生徒数の減少が見込まれることから、地域特性を生かした魅力ある学校づくりを支援し定員確保に努めるとともに、入学定員についても志願状況や生徒、保護者の進路希望等を踏まえ検討していく必要があると考えております。

また、学校や学科の再編等につきましては、平成24年度からの次期編成整備計画の策定において検討してまいります。

次に、専門高校入学生への対応及び教員の在校年数についてお答えいたします。

県内専門高校においては、中学校での学校説明会や体験入学等を通し各高校の特色や専門教科等の内容について十分に説明を行っております。また、中学校においても適切な進路指導がなされており、さらに、高校入学後においてもオリエンテーションを実施しております。

県立高等学校における教職員の人事異動は、現任校における勤務年数が５年以上７年の者について対象としておりますが、学校運営等の観点から特に必要があると認める場合については弾力的な運用を行っております。

県教育委員会としましては、今後とも各専門高校の特色ある学校づくりを支援するとともに、学校の実情や教職員の専門性、さらに教科の特殊性等を考慮した人事異動を行ってまいりたいと考えております。

次に、基礎学力習得のための教員の配置についてお答えいたします。

本県の公立小中学校においては、指導方法工夫改善加配が配置され、少人数指導や習熟の程度に応じた指導を展開するなど、個に応じたきめ細かな指導の充実に努めているところであります。

金武町においては、町の予算で学習支援員を配置し個に応じた指導の充実を図るなど、児童生徒一人一人に確かな学力を身につけさせる取り組みを推進していると伺っております。

県教育委員会としましては、今後とも児童生徒一人一人の基礎学力の向上を図るため、指導方法工夫改善加配教員等の配置に努めてまいります。

次に、かばんを持たないで登校する生徒の実態と対策についてお答えいたします。

本県では、児童生徒があいさつをする、時間を守る、人の話を聞くなどの当たり前のことを当たり前にやれる、いわゆる凡事徹底を学校、家庭、地域など教育のあらゆる場で推進をしております。

かばんを持たないで登校する生徒の実数につきましては把握しておりませんが、そのような生徒が一部にいるということは憂慮すべきことであります。

各学校においては、保護者やＰＴＡ等とも連携し、「朝のあいさつ運動」の実施や「ちゅらマナーアップ月間」を設定するなど、基本的生活習慣の定着に向け粘り強く指導しているところであります。

県教育委員会としましては、今後とも基本的生活習慣の確立や規範意識の醸成に向け、家庭、地域、関係機関等と連携を強化してまいります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　国の緊急経済対策関連事業についての、福祉保健部の雇用対策、生活福祉対策についてお答えいたします。

県におきましては、平成21年度より介護・福祉分野への雇用促進を図るため、将来県内において介護福祉士等の業務に従事しようとする者に対し修学資金の貸付要件の緩和や、潜在的な有資格者の再就業支援のための研修を実施してまいります。また、子育て支援サービスの緊急整備を行う「安心こども基金」、妊婦が必要な回数の妊婦検診を受けられるよう市町村へ補助を行う「妊婦健康診査支援基金」を創設し、子育て支援対策を強化するとともに、現在実施している低所得者世帯等を対象とした生活福祉資金の貸し付け制度の周知を図る等、雇用対策、生活福祉対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　国の緊急経済対策関連事業についての御質問の中の、防災対策等に関する事業についてお答えします。

土木建築部の防災対策等の事業として、平成20年度２月補正予算で約９億3000万円、平成21年度当初予算で約６億5000万円、計15億8000万円を計上しているところであります。

その主な事業内容としましては、国道・県道の交通円滑化事業、都市河川等の防災対策事業、港湾改修事業等であります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　総務部長。

〔総務部長　宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君）　失業者の職業能力開発についての御質問で、専修学校等への支援策についてお答えをいたします。

専修学校及び各種学校は、実践的な職業教育や専門的な技能を習得する教育など、社会ニーズに柔軟に対応した人材育成に貢献しております。

県としましては、専修学校及び各種学校の役割の重要性を踏まえ、従来から教職員を対象とした退職金給付事業や長期共済事業に助成するほか、大学入学資格の指定を受けた高等課程について運営費の一部を補助しているところでございます。

次に、ワークシェアリングについての御質問の中で、県から導入して雇用の拡大を図ることが重要だと考えるがどうかという御質問にお答えをいたします。

ワークシェアリングの形態につきましては、いろいろあるというふうに考えておりますが、仮に県の正規職員にワークシェアリングを導入するためには、地方公務員制度を見直し、新たな勤務形態の仕組みを導入する必要があるというふうに考えております。そのためには、国において地方公務員法などを改正する必要があり、県独自の施策として実施することについては難しいものと考えております。

○議長（髙嶺善伸君）　警察本部長。

〔警察本部長　得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君）　金武町伊芸区における普通乗用車のナンバープレート破損事故に係る銃弾の種類、重火器に関すること等について一括してお答えします。

被害者から提出を受けた「弾頭様な物」と米軍が使用する普通弾の弾芯とは、同種であることが明らかとなっております。

次に、当該銃弾と発射した重火器などについては、発見された弾芯からは特定するに至っておりません。

なお、県警察としては、現在、米軍当局に対し、伊芸地区近くで訓練実施した部隊名、訓練日時等について照会しているところであり、いまだ回答を得ておりませんが、その回答状況をも踏まえ、捜査の推移の中で必要な措置はとっていく考えであります。

立入調査を実施するかどうかは、まさしく捜査の手

法に関することでありますので、お答えすることは差し控えさせていただきます。

次に、地位協定が捜査に支障を与えているかについてでありますが、県警察の捜査が日米地位協定に関係したかどうかについては捜査の手法に関することでありますので、お答えすることは差し控えさせていただきます。

次に、犯罪の構成要件、該当性についてですが、事案ごと個別に検討されることになり、そのことは捜査の手法に関することでありますので、お答えすることは差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　文化環境部長。

〔文化環境部長　知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君）　有害鳥獣対策についての御質問で、北部地域の生態系の保全についてお答えをいたします。

県は、本島北部地域において希少種等野生生物の保護を図るため、マングースの捕獲事業を実施しており、北上防止さくの設置や捕獲わなの高密度、広範囲の配置により徹底した捕獲を図っております。その結果、マングースの生息が抑制され、希少種等が回復傾向にあると推察されており、平成20年度からは在来種の生息状況調査を実施し、生態系の回復状況把握に努めているところであります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　吉田勝廣君。

〔吉田勝廣君登壇〕

○吉田　勝廣君　非常にやはり幽霊が出たんでしょうかね、さっぱり県警の話はよくわからない。

それは後から質問するとして、これまでの回答について有害鳥獣については、マングースの捕獲事業等については、ぜひ関係者は先達の意見を聞いてください。昔は、ハブもネズミも尾っぽをとったりやったでしょう。こういうことをしっかりやっていただきたいと私は思います。これはもう意見だけだから。

松くい虫は、切ったら植える。こういうことをぜひやっていただきたい。そうしたら、米軍も皆さんがやったらやるわけだから。切ったら植える、こういう原則をぜひ守っていただきたいと私は思います。

時間がないから急ぎます。

県道104号線の移設は、基地機能強化はないと言って断言できるかどうか。もしこれは演習をやった場合はどうするかということだけは言っておきます。

それから、Ｆ15とかＦ22とかこれは老朽化してから認められちゃいかんとか言っていますけれども、Ｆ15の装備の変更としては恐らくＦ12が来るだろうと、嘉手納に。Ｆ12戦闘機はファントムのあれだから、そうすると今度ヘリコプターがこのＣ47とかＣ53の装備が変更のときに、オスプレイが来たとき皆さんどうしますか。このときも装備の変更だから認めちゃうの。ここはちょっと意見ですが、この辺はちょっとこれからの問題提起として理解をしていてください。

それからワークシェアリング、これはワークシェアリングにもいろいろ形態がありますから、例えば僕はワークシェアリングで平成15年に意見を言ったのは、50億の大体県職員等、市町村含めて時間外があるので、この50億を活用して雇用効果とかいろいろやったらどうかということを私はお話したんですね。だから、ワークシェアリングというのは雇用効果と雇用どめというのがあるわけだから、今度雇用創出にワークシェアリング、例えば私が計算して市町村それから県職員、議員を含めて１％やれば大体11億円の予算を捻出することができます。そういう意味で、ぜひこの辺も考えながら、今子供たちが仕事ができない、職業訓練もできない。県は、部長は、いわゆる失業保険のない青年たちの生活給付を出そうとしているのは国の施策でやっているだけでしょう。これを県がどうするかなんですよ、僕が聞きたいのは。それはいいです、意見ですから。

それで、職業能力というのは、雇用というのは、今僕は沖縄県はいわゆる労働行政、これはなっていないと思う。そう思うでしょう。だから、ぜひ労働行政をもう一度雇用も含めて行政も含めて本当に総ざらえをしてやってください。

時間がありませんから、基地問題をやります。

非常に県警は残念だけれども、僕たちも僕なりの調査をします。僕は、レンジ７が犯人と見ているんですね。これは金武町の図面です。（資料を掲示）　これは僕がやったのはレンジ７から伊芸の大体４キロぐらい。有効射程距離は大体6000メートルあるわけだから、今僕はいわゆる入射角とかいろいろ聞きたいんだけれども、もう県警は言わないから、捜査のあれがあってということで言わないから、僕は再質問としてこれだけ言っておきましょうね。これだけ言っておきます。

１つは、米軍が演習する場合はＧ７――これは演習場を管理する部隊です――このＧ７に何月何日演習をするよ。そして２番目は、キャンプ・ハンセンの各演習場には各部隊には弾薬庫と武器庫があります。その兵器を使う部隊がそのＧ７といろいろ調整をしながら、その武器庫を兵器をこういうことを演習するか

ら、きょうは弾は幾つですよ、武器は何々使うからという形でやりながら、場所も設定していくわけですよ。そうすると、米軍が協力をしようとするならば、こんなことはすぐわかるわけですよ。部隊名から、この司令官というか、小隊長の名前もわかってくるわけですね。それで弾薬庫はどういうことを使用しているか。

こういうことをやって初めて演習ができるんですよ、米軍でも。だから、僕が聞いているのは、本部長、聞きたいのは、要するに米軍に対してどういう依頼をしたのか、部隊名とか。ここにいわゆるこの調査官が出した文書があります。（資料を掲示）　こう書いてありますよ。中部訓練場内射撃場から問題の銃弾が民間地に到達した可能性に関し、こういう予備調査を実施した結果、調査では事件当日に射撃訓練を実施していた部隊が射撃場内範囲外への銃弾流出を防止するために射撃場安全手順をすべて遵守していたと。だから、弾は飛んでこなかったと。だから、明らかにこの調査の間はわかっているわけですよ。だれがどの部隊が、どこで演習しているなということはわかっているわけだから、それをやはり県警は威信をかけてぜひ調査をお願いしたい。もう一度、再答弁をお願いしたいと思います。

それから知事には、ぜひ私はこういういわゆる部隊の運用のマニュアルに従ってやっているわけだから、米軍が捜査に協力するんであるならば、この事件のあった当日の部隊名とか、指揮者とか、人数とか、車種とか、また実弾演習に使用した兵器とか、この弾の種類とかこういうこともわかっているわけですよ。また演習の方法も明らかにわかっているわけです。

したがって、私はいま一度知事にこの早急な原因究明と、そして原因究明をする間は演習中止をぜひ米軍に申し入れるべきじゃないかと私は思っております。まさに、普天間基地の危険除去はこれに似通っているわけです。いわゆる資料にあるとおり、伊芸区はたくさんの被弾事件があります。まさに命の危険がかかっているわけだから、そういうことで私はこの演習の流弾事件が究明される間は、やはり演習中止を米軍に申し入れるべきだと思っております。

それからもう一つは、３月１日に伊芸区が区民集会をしますので、激励の電報をやっていただければ、また伊芸区民もかなり頑張れるんじゃないかなと思います。

そういうことをお願いをして、次の答弁を待ってまた再質問したいと思います。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午後８時32分休憩

午後８時35分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　吉田議員の御質問に答弁したいと思うんですが、おっしゃるようにむしろ原因の弾が米軍が使用しているものと同じようだという県警本部長からのお話もありました。もしそうであるとすれば、我々から考えれば疑わしければむしろ中止が先かなとこう言いたい感じもあるんですが、やはり原因の究明を待って、中止といいますか訓練のありようも含めて申し入れるべき内容を決めて申し入れたいというふうに考えております。

そしてまた、伊芸区の集まりに対しては無論激励の電報は打つ予定です。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　警察本部長。

〔警察本部長　得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君）　吉田議員の再調査に関する再質問にお答えします。

県警察としましては、本件銃弾を発射したと思われる重火器等について捜査中であります。

現在、米軍当局に対して鑑定の結果、特定できた銃弾を使用して訓練をしているか否か、伊芸区近くで訓練実施した部隊名、訓練日時及び使用銃器などについて照会しているものの、いまだ米軍当局から正式な回答が届いていないところであります。

以上であります。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午後８時37分休憩

午後８時38分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

吉田勝廣君。

〔吉田勝廣君登壇〕

○吉田　勝廣君　論理が逆なんですね。米軍の弾なんだから、米軍も演習をやったと言っているわけだから、米軍の報告があるでしょう、演習をやったって。だから、弾は米軍のもの、あとは撃ったか撃たなかったかと。撃つのは決まっているじゃない、幽霊じゃないんだから。だから、私が言っているのは米軍の弾であるんだったら、これは米軍が撃ったんだよと。断定はしなくてもクエスチョンマークでもいいですよ。だから、原因究明するまではあくまでも演習は中止をして、伊芸区民や沖縄県民の意思を県知事は我々の命と人権を守る必要があるんでしょう。だったら、米軍に

対して厳しくやったらいいと私は思います。もう一度、再答弁をお願いします。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午後８時39分休憩

午後８時43分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　最終報告書が後日出されるということを聞いておりますので、やはりそれを待ってありようも含めて申し入れをしたいと思います。きちっと調査をし、県警にも協力するようにという申し入れは四軍調整官にもやっております、念のため。

○議長（髙嶺善伸君）　吉田勝廣君。

〔吉田勝廣君登壇〕

○吉田　勝廣君　政治家は、自分たちの県民あるいは市民、町民の命とまさに向き合っているとき、これを先頭に立って守るのが政治家の役割です。

知事よ、もう一度再考して、余り人の言うことは聞かないで、自分の判断できちっとやってください。お願いします。

○議長（髙嶺善伸君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明26日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後８時45分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　髙　嶺　善　伸

会議録署名議員　奥　平　一　夫

会議録署名議員　吉　田　勝　廣

# 平成21年２月26日

平成21年
第　3　回

# 沖縄県議会（定例会）会議録

# （第 9 号）

# 平成21年 第３回　沖縄県議会（定例会）会議録（第９号）

平成21年２月26日（木曜日）午前10時１分開議

議　　事　　日　　程　第９号

平成21年２月26日（木曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　甲第１号議案から甲第29号議案まで及び乙第１号議案から乙第40号議案まで（質疑）

第３　甲第30号議案、乙第42号議案及び乙第43号議案（知事説明、質疑）

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　甲第１号議案から甲第29号議案まで及び乙第１号議案から乙第40号議案まで

甲第１号議案　平成21年度沖縄県一般会計予算

甲第２号議案　平成21年度沖縄県農業改良資金特別会計予算

甲第３号議案　平成21年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

甲第４号議案　平成21年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算

甲第５号議案　平成21年度沖縄県下地島空港特別会計予算

甲第６号議案　平成21年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計予算

甲第７号議案　平成21年度沖縄県下水道事業特別会計予算

甲第８号議案　平成21年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算

甲第９号議案　平成21年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算

甲第10号議案　平成21年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算

甲第11号議案　平成21年度沖縄県林業改善資金特別会計予算

甲第12号議案　平成21年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算

甲第13号議案　平成21年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算

甲第14号議案　平成21年度沖縄県自由貿易地域特別会計予算

甲第15号議案　平成21年度沖縄県産業振興基金特別会計予算

甲第16号議案　平成21年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算

甲第17号議案　平成21年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算

甲第18号議案　平成21年度沖縄県駐車場事業特別会計予算

甲第19号議案　平成21年度沖縄県公共用地先行取得事業特別会計予算

甲第20号議案　平成21年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算

甲第21号議案　平成21年度沖縄県病院事業会計予算

甲第22号議案　平成21年度沖縄県水道事業会計予算

甲第23号議案　平成21年度沖縄県工業用水道事業会計予算

甲第24号議案　平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第３号）

甲第25号議案　平成20年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第１号）

甲第26号議案　平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）

甲第27号議案　平成20年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）

甲第28号議案　平成20年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）

甲第29号議案　平成20年度沖縄県水道事業会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条列
乙第５号議案　沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　沖縄県統計調査条例
乙第９号議案　沖縄県消費者行政活性化基金条例
乙第10号議案　沖縄県安心こども基金条例
乙第11号議案　沖縄県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例
乙第12号議案　沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県妊婦健康診査支援基金条例
乙第14号議案　沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第15号議案　沖縄県企業立地促進条例の一部を改正する条例
乙第16号議案　沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例
乙第17号議案　沖縄県雇用再生特別事業基金条例
乙第18号議案　沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例
乙第19号議案　沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第20号議案　沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例
乙第21号議案　沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第22号議案　沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第23号議案　沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例
乙第24号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第25号議案　沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
乙第26号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第27号議案　土地の処分について
乙第28号議案　訴えの提起について
乙第29号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第30号議案　全国自治宝くじ事務協議会への岡山市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更について
乙第31号議案　西日本宝くじ事務協議会への岡山市の加入及びこれに伴う西日本宝くじ事務協議会規約の一部の変更について
乙第32号議案　第４次沖縄県国土利用計画（案）について
乙第33号議案　沖縄県離島医療組合規約の一部変更について
乙第34号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について
乙第35号議案　指定管理者の指定について
乙第36号議案　指定管理者の指定について
乙第37号議案　指定管理者の指定について
乙第38号議案　指定管理者の指定について
乙第39号議案　公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第40号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について
日程第３　甲第30号議案、乙第42号議案及び乙第43号議案

甲第30号議案　平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）
乙第42号議案　沖縄県不発弾等対策安全基金条例
乙第43号議案　沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
予算特別委員会の設置
予算特別委員会委員の選任

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

出　席　議　員（47名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議　長 | 髙嶺善伸　君 | 25　番 | 新垣良俊　君 |
| 副議長 | 玉城義和　君 | 26　番 | 仲田弘毅　君 |
| 1　番 | 上原　章　君 | 27　番 | 照屋守之　君 |
| 2　番 | 島袋　大　君 | 28　番 | 辻野ヒロ子　さん |
| 3　番 | 中川京貴　君 | 29　番 | 嶺井　光　君 |
| 4　番 | 桑江朝千夫　君 | 30　番 | 當間盛夫　君 |
| 5　番 | 平良昭一　君 | 31　番 | 当銘勝雄　君 |
| 6　番 | 仲村未央　さん | 32　番 | 渡嘉敷喜代子　さん |
| 7　番 | 照屋大河　君 | 33　番 | 前田政明　君 |
| 8　番 | 渡久地　修　君 | 34　番 | 玉城ノブ子　さん |
| 9　番 | 上里直司　君 | 35　番 | 赤嶺　昇　君 |
| 10　番 | 瑞慶覧　功　君 | 36　番 | 比嘉京子　さん |
| 11　番 | 奥平一夫　君 | 37　番 | 金城　勉　君 |
| 12　番 | 吉田勝廣　君 | 38　番 | 糸洲朝則　君 |
| 13　番 | 當山眞市　君 | 39　番 | 翁長政俊　君 |
| 15　番 | 座喜味一幸　君 | 40　番 | 浦崎唯昭　君 |
| 16　番 | 佐喜真　淳　君 | 41　番 | 池間　淳　君 |
| 17　番 | 玉城　満　君 | 42　番 | 新垣哲司　君 |
| 18　番 | 仲宗根　悟　君 | 43　番 | 具志孝助　君 |
| 19　番 | 崎山嗣幸　君 | 45　番 | 新里米吉　君 |
| 20　番 | 西銘純恵　さん | 46　番 | 嘉陽宗儀　君 |
| 21　番 | 山内末子　さん | 47　番 | 新垣安弘　君 |
| 22　番 | 新垣清涼　君 | 48　番 | 大城一馬　君 |
| 24　番 | 前島明男　君 | | |

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

欠　席　議　員（１名）

14　番　吉元義彦　君

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 知　事 | 仲井眞弘多　君 | 土木建築部長 | 漢那政弘　君 |
| 副知事 | 仲里全輝　君 | 企業局長 | 花城順孝　君 |
| 副知事 | 安里カツ子　さん | 病院事業局長 | 知念　清　君 |
| 知事公室長 | 上原　昭　君 | 会計管理者 | 福治嗣夫　君 |
| 総務部長 | 宮城嗣三　君 | 知事公室秘書広報統括監 | 上運天　昂　君 |
| 企画部長 | 上原良幸　君 | | |
| 文化環境部長 | 知念建次　君 | 総務部財政統括監 | 名渡山　司　君 |
| 福祉保健部長 | 伊波輝美　さん | 教育委員会委員長 | 比嘉梨香　さん |
| 農林水産部長 | 護得久友子　さん | | |
| 観光商工部長 | 仲田秀光　君 | 教育長 | 仲村守和　君 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 公安委員会委員 | 翁　長　良　盛　君 | 人事委員会委員 | 島　袋　京　子　さん |
| 警察本部長 | 得　津　八　郎　君 | 人事委員会事務局長 | 伊　礼　幸　進　君 |
| 労働委員会公益委員 | 宮　城　和　博　君 | 代表監査委員 | 又　吉　春　三　君 |

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 長　嶺　伸　明　君 | 課長補佐 | 平　田　善　則　君 |
| 次長 | 遊　佐　信　雄　君 | 主査 | 中　村　　守　君 |
| 議事課長 | 嘉　陽　安　昭　君 | 主査 | 佐久田　　隆　君 |

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１及び日程第２を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第１号議案から甲第29号議案まで及び乙第１号議案から乙第40号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

島袋　大君。

〔島袋　大君登壇〕

○島袋　　大君　おはようございます。

自民党の島袋大でございます。

本日はトップバッターということで気合いを入れて頑張っていきたいと思いますので、御指導の方よろしくお願いをいたします。

始める前に、知事、去年、北京パラリンピックで金メダルをとった上与那原選手、県民栄誉賞、大変すばらしい賞を贈ってくださいましてありがとうございました。これからこういうスポーツ障害のスポーツの選手の方々は、本当に県民の、県の代表という認識を持って、また日本の代表としてしっかりとまた頑張っていただけると思っております。

今度の平成21年度の新年度予算にも障害者スポーツ振興事業ということで新規事業として予算措置をしていただきました。これも沖縄県障害者スポーツ振興協会というのが全国で沖縄を含めて３県だけ設立しておりませんでしたので、知事のこの福祉行政に対するすばらしい迅速な力というのは、本当に私も高く評価をしておりますので、またよろしくお願いします。

今回の僕の一般質問通告も福祉行政でありますので、迅速にしっかりとまた目的達成できるように、ひとつまた御尽力の方お願いしたいと思っております。

それでは通告に従いまして一般質問を行います。

今回、我々自民党県議団は、２月３日から２月６日まで鹿児島県庁、鹿児島子ども療育センター、また愛知県豊田市のこども発達センターを視察、意見交換をいたしました。自民党が一致団結をしまして、今までの自民党とは違うんだぞと、福祉行政の、教育と福祉の自民党をしっかりとやっていくんだぞという気持ちを持ちまして視察、意見交換をしてきました。

大変勉強になりまして、沖縄県にも必要なものは我々もしっかりと提言していかなければいけないんだというふうに思っております。ですから今回の一般質問はその調査研究に基づいて質問をいたします。

それでは行います。

１、発達障害児支援について。

⑴、障害の早期発見について。

ア、発達障害の早期発見、あるいは気になるをどの年齢において行うべきと考えるか伺います。

イ、乳幼児健診が重要になると思いますが、どの年齢において気になる子供がどれぐらい発見、フォローされているか具体的な数字を伺います。

⑵、障害の早期支援に関して。

ア、早期支援に関する専門的な支援はどのようなものと考えているか。

イ、診断があってもなくても気になったり、親の心配があれば地域において発達を丁寧に支援していく場が必要だと思いますが、どのような支援が必要だと思うか伺います。

ウ、乳幼児においてどれぐらいの子供たちがこのような支援を受ける必要があると思うか伺います。

⑶、一貫性のある保育システムについて。

ア、他県では障害児保育を受けるに当たり保護者の就労を問わないが、沖縄県では保護者が就労していないと障害児保育を受けることができない状況と聞いているが、対応策を伺います。

イ、沖縄県は障害児保育の年齢撤廃の施策を進めていると聞くが、丁寧な療育を受けることなく就園することの弊害についてどのように考えているのか伺います。

ウ、沖縄県では待機児童が多いことや、１年公立幼稚園の存在により、発達障害児が障害児保育や５歳児

保育を希望しても受けられないのがほとんどであります。対応策を伺います。

エ、障害児等療育支援事業と市町村独自の巡回相談事業の実施内容が障害児保育に携わる職員の専門性向上のためにどのように有効に活用されているのか伺います。

⑷、特別支援教育について。

ア、全国の特別支援教育の対象児は6.3%であるのに対して、沖縄県では3.4%とほぼ半数であります。その点について説明を伺います。

イ、情緒障害児学級について。

㋐、情緒障害児学級はどういうものか伺います。

㋑、沖縄県の設置基準について伺います。

㋒、発達支援の役割について伺います。

㋓、全国の設置数と沖縄県の設置数はどのようになっているか伺います。

⑸、診断、治療システムについて。

ア、県立こども医療センター「こころの診療科」における役割について伺います。

イ、発達が気になる子供がこども医療センターにて軽度三角頭蓋と診断され手術を受けると聞いていますが、この手術は発達障害の治療目的として行われていると理解していいのか伺います。

⑹、離島対策について。

ア、離島においては市町村のみで発達障害児支援を充実させることは困難である。特に医療や療育、児童福祉などの専門性の確保に問題があり強力なバックアップ体制が必要になってくると思うが、どのような対応策を考えているのか伺います。

⑺、発達障害者支援体制整備委員会の内容と効果を伺います。

２、我が党の代表質問の関連といたしまして、照屋守之議員の代表質問より福祉関係の中から、平成16年に制定された発達障害者支援法に基づく本県の取り組み状況を伺っております。その答弁で、発達障害支援センターをつくり、指導・研修を実施している等の答弁がありました。それに基づいて伺います。

⑴、県から年間の補助金は幾らか。

⑵、平成19年より社会福祉団体が委託運営を行ってきたがやめると聞いております。その理由は何か。

⑶、県のホームページにて新しく募集を呼びかけているがどういうことか。また募集が来なければどうなるのか。

⑷、指定管理者制度を使うのかどうなのか伺います。

⑸、今利用されている子供たちはどうなるのか伺います。

○議長（髙嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　おはようございます。

島袋議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず第１に、発達障害児支援に係る御質問で、早期支援に関する専門的な支援はどのようなものと考えているかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

早期支援に関する専門的な支援につきましては、医療、保健、福祉などの支援体制を確保いたしますとともに、その体制を支える人材の育成が重要であると考えております。このため、県では、発達障害者支援センターにおきまして、医師、教師、そして施設職員等を対象としました研修を実施いたしているところであります。

今後、計画的に支援体制を強化していく観点から、関係機関の役割を明確にした人材育成計画や支援体制整備計画を策定し、途切れのない支援を促進してまいりたいと考えております。

次に、同じく発達障害児支援に係る御質問の中で、離島における支援体制に係る御質問にお答えいたします。

離島における発達障害児支援につきましては、限られた社会資源の中で障害児等療育支援事業などにより医療、保健、福祉、教育などが連携をし、相談支援や発達支援を推進いたしております。地元からは、巡回指導や研修などによる専門性の向上及び本島医療機関との連携体制の構築に関する要望がありますことから、今後、支援体制整備計画及び人材育成計画におきまして、課題を共有し必要十分な対応をしてまいります。

次に、発達障害児支援につきまして、同じく発達障害者支援体制整備委員会に関する御質問にお答えいたします。

発達障害者支援体制整備委員会は、支援体制や支援のあり方等につきまして有識者から意見などを聴取するために県が設置するものであります。この委員会は、実践的な取り組みを行っている医療、保健、教育、労働、そして当事者等８名の委員で構成されておりますことから、総合的な支援を推進することができると考えております。

本年度は、関係機関等に対するアンケート調査結果を踏まえまして、平成21年度の支援の方向及び支援体制整備計画につきまして委員会から意見を聴取し、検討することといたしているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁

させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　発達障害児支援についての御質問の中の、発達障害の早期発見、気になる子供への支援についてにお答えいたします。

発達障害とは、発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されております。

発達障害児につきましては、保健、医療、福祉、教育等子供にかかわる関係機関が連携してライフステージを通した一貫した支援が必要であると考えております。

母子保健分野におきましては、市町村が主体として実施している１歳６カ月健診、３歳児健診等は早期発見・早期支援の機会として重要であると考えます。県では、健診にかかわる保健師等を対象に子供の発達に関する研修を実施しており、今後も継続していく予定であります。

続きまして、乳幼児検診における気になる子供の発見、フォローについてにお答えいたします。

市町村の実施している乳幼児健診における精神発達面の有所見者率は、平成19年度は１歳６カ月児健診で2.1%、３歳児健診で3.8%となっております。本有所見率は、健診において医師が判断したものであります。そのほかに、健診後のスタッフミーティング等で、気になる子については、経過観察クリニック、個別支援等でフォローしております。

続きまして、地域における支援についてにお答えいたします。

発達の気になる子への支援については、身近な地域において必要なときに必要な支援が受けられる体制整備が必要であると考えております。このため、県では、障害児等療育支援事業による支援を行うとともに、市町村では、子育て支援の一環として、親子教室や親子通園などにより気になる子の支援に取り組んでいるところもあります。

今後は、発達障害者支援体制整備計画において、市町村等の課題を共有し、地域における支援体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

支援を必要とする乳幼児についてにお答えいたします。

現時点で県が把握している支援を必要とする乳幼児の数は、乳幼児健診において精神発達面有所見率から算出される数値であります。一方、市町村においては、有所見の有無にかかわらず、子育て支援の一環として気になる子の支援に取り組んでいるところもあり、支援を必要とする乳幼児の数はそれ以上になると推測されます。

続きまして、保護者の就労状況と障害児保育について及び障害児保育の年齢制限と療育支援についてに一括してお答えいたします。

保育制度におきましては、原則として保護者が就労しているなどの保育に欠ける児童でなければ保育所へ入所できないこととなっており、障害児につきましても同様となっております。

また、県内では児童の年齢を問わず障害児保育が実施されておりますが、市町村の実施要綱の中には年齢制限を行っているかのような規定があったことから、こうした規定を見直すよう働きかけております。

県では、障害児保育と療育支援により障害児への対応を充実してまいりたいと考えております。

続きまして、発達障害児に対する障害児保育及び５歳児保育についてにお答えいたします。

発達障害を含め障害児保育の対象となる児童につきましては、国の通知に基づき、優先的に保育所で受け入れられており、５歳児につきましても同様であると考えております。

また、保育所から幼稚園へ就園する発達障害児につきましては、途切れのない支援を行うため、関係機関の連携を促進してまいりたいと考えております。

続きまして、施設支援による職員の専門性向上についてにお答えいたします。

障害児等療育支援事業及び市町村における巡回指導では、障害特性の理解や障害児等に対する個別・具体的なかかわり方について助言・指導を行っており、児童の支援にかかわる職員の専門性向上に寄与しているものと考えております。

続きまして、我が党の代表質問との関連についての、支援センターにかかる委託料についてにお答えいたします。

県においては、平成19年２月に沖縄県発達障害者支援センターを設置し、社会福祉法人に業務を委託しております。同センターにかかる年間の委託料は、平成19年度及び平成20年度とも2187万2000円となっております。

同じく、受託法人がやめる理由及び新たに募集している理由についてにお答えいたします。一括でございます。

支援センターに係る事業委託につきましては、受託法人から障害者自立支援法の施行に伴う新体系に向けた事業所への移行など、平成21年度以降法人として喫緊に取り組まなければならないことがあり、これまで同様に同センターを運営することが困難であることから、今年度限りで事業受託を辞退したい旨の申し出がありました。そのため、新たな委託先を選定する必要から公募しているものであります。

続きまして、同じく代表質問との関連ですが、指定管理者制度についての御質問にお答えいたします。

支援センターの委託につきましては、委託内容が事業委託を目的とするものであり、公の施設の管理運営を目的とするものではないことから、指定管理者制度により行うものではありません。

続きまして、現在支援をしている子供たちについてにお答えいたします。

現在、支援センターにおいて支援を行っている児童につきましては、必要な支援が途切れることがないよう新たな支援センターの委託先を平成21年３月までに選定し、同年４月から継続して支援できるよう取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　発達障害児支援についての御質問で、特別支援教育の対象児童生徒についてお答えいたします。

文部科学省は、平成14年に通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態調査を、全国から370校を抽出して実施し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合は6.3％と発表しております。

本県におきましては、文部科学省の調査に準じて、平成20年１月にすべての公立小中学校を対象に調査を実施したところ、その割合は3.4％となっております。文部科学省の調査では、各県ごとの結果は公表されてなく調査時期も異なることから、単純に比較することは難しいと考えております。

県教育委員会としましては、今回の調査から小中学校のすべての通常学級において特別な教育的支援を必要とする児童生徒が１人ないし２人程度在籍しているという認識を持って特別支援教育の充実を図ってまいります。

次に、情緒障害学級と発達支援の役割について一括してお答えいたします。

情緒障害学級とは、自閉症などや心因性の選択性かん黙のある児童生徒を対象として特別に編成された学級であります。

情緒障害学級では、通常の学級と同じ教科等を学習しながら、対人関係の形成や生活に必要なルール、心理的安定や集団参加に関する学習を行い情緒の安定を図るなど、個々の児童生徒の障害の状態に応じた教育的支援を行っております。

次に、沖縄県の設置基準についてお答えいたします。

情緒障害学級等特別支援学級の設置につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」や国の基準等に基づき対応しているところであります。

なお、新設の場合は原則として５人を下限としておりますが、５人未満での設置につきましても、地域の特別支援学級の設置状況、市町村教育委員会の特別支援学級設置計画、就学前の障害児児童数等を勘案しながら弾力的に措置することとしております。

次に、情緒障害学級の全国の設置数と沖縄県の設置数についてお答えいたします。

本県の公立小中学校における情緒障害学級につきましては、平成20年５月１日現在で57学級の設置となっており、全国につきましては１万3825学級の設置となっております。

県教育委員会としましては、今後とも市町村教育委員会と連携し、当該学校に設置されている特別支援学級の活用や拠点となる特別支援学級の設置なども踏まえ、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　知念　清君登壇〕

○病院事業局長（知念　清君）　発達障害児支援についての御質問の中の、「こころの診療科」の役割についてお答えします。

南部医療センター・こども医療センターの「こころの診療科」は、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害のある発達障害児を対象に診断と治療の役割を担っております。

続きまして、三角頭蓋手術の治療の目的についてお答えします。

三角頭蓋に対する脳外科手術は、通常、頭蓋容積の極小化による脳の圧迫の解除や美容上の目的で行われており、発達障害児に対し発達障害の治療を目的としては行われておりません。

一方、手術の副次的な効果として、予想される自然経過に比べ良好な発達を示す症例が多数報告されてい

ると聞いております。現在、三角頭蓋と発達障害との関連性は、手術の副次的な効果に関しては学術的な議論があり結論を得られていない状況にあります。

このようなことから、医療センターでの三角頭蓋手術については、院内の倫理委員会の承認を得るとともに、患者の家族への十分なインフォームド・コンセントを行った上で実施されております。

以上です。

○議長（髙嶺善伸君）　島袋　大君。

〔島袋　大君登壇〕

○島袋　　大君　それでは再質問いたします。

知事、きょうの琉球新報の「論壇」にも投稿されている、先ほど渡しましたけれども、発達障害について「論壇」に出ております。これはうちの豊見城の玉城文子議員が出しておりますけれども、これだけ確認してほしいのは、沖縄県がどれだけ本土におくれているかというのを認識してほしいんですよ。私はこの一般質問を通告をする間、３カ月間我々自民党会派は議論してきました。３カ月間のうちに視察もしてきました。ですから、本土と比べてどれだけ沖縄がおくれているかというのを私は問いただしますので、その辺はしっかりと答弁をお願いしたいと思っておりますので、部長の方もしっかりとその辺の答弁もお願いしたいと思っております。

初めに⑴番、発達障害の早期発見についてのイ、乳幼児医療健診が重要になると思うが、どの年齢において気になる子供がどれぐらい発見、フォローされているか具体的な数字を問うと言っております。この件に関しましては、先ほどの答弁では、１歳６カ月健診2.1%、３歳児健診が３％近くという数字ですよね。

これ皆さんしっかりと聞いてくださいよ。我々が視察した愛知県、鹿児島県、１歳６カ月健診というのは30%から40%ですよ。３歳児健診に関しましては15%から20%の子供たちがフォローされているんですよ。ですから、沖縄県の健診は１歳６カ月健診、３歳児健診においてもフォロー率が著しく低いんですよ。専門家と話したら、フォローとしては非常に低い水準だと言われました。昭和40年代のレベルの数字で、現在のフォローすべき対象は著しく増加している。長年そのような健診を行っているとすれば、沖縄県の健診は相当おくれているということになると、これは指摘を受けたんですよ、我々は。県担当部局とこの担当しているところは小児保健協会ですよね。私は、これ責任は非常に大きいと思っていますよ。沖縄県の発達障害支援が他県と比較して相当おくれている理由がこれなんだなというふうに私は思いました。本来は、県保健の業務なのに医師に丸投げしているのが私は問題だと思っているんですよ。ですから、小児保健協会に丸投げしたら何も変わらないと思っています。ですから現場で実践している市町村保健師を初め各専門家の意見を取り入れてフォロー数や支援者対象を直ちにふやすように、健診見直しの会議を県が直接開催するように、また市町村向けの研修も県外講師を招いてやることはできないか、それの答弁お願いします。

この理由は、沖縄県は健診の総合判断は医師がやっているんですよ、沖縄県はですよ。保健師の判断での最終的なフォローの数は、公的な報告にはまとめられていないため、全県での言語障害発達フォロー状況が把握できてない。他県では保健師が保健の立場でフォロー基準を設けて、総合判定は保健師がやっているんですよ。ここが大きな違いなんですよね。全国は診断は保健師がやっているんですよ。沖縄県は医師がやっているんですよ。だからそういった最初のスタートからおくれているから、40年代のやり方と言われているんですよ。そういったもろもろを考えて、先ほど私が言った質疑に対して答弁お願いします。

次です。

乳幼児においてどれぐらいの子供たちがこのような支援を受ける必要があると思うかという質問ですが、これは知事、発達障害児というのはもう社会的な問題ですよ、全国に。発達障害の子供たちはゼロ歳から15歳の総人口ですよ、ゼロ歳から15歳の総人口の約６％。グレーゾーンを含めますと10%が想定されているんですよ。ゼロ歳から15歳の子供たちの生まれた数の10%がそういう発達障害じゃないかなと懸念を持っている数字が出ているんですよ。鹿児島も愛知もそうです。その生まれた子供たちの15歳までの人口に対して10%近くが発達障害じゃないかなというふうな数字が出ているんですよ。だから私が確認したのは、乳幼児健診というのは一番大事なんですよね。乳幼児健診で早い時期に早期に発見して早期に支援するシステムが沖縄県は足りないんですよ。だからそれがしっかりとできるかなということで今確認しておりますので、だからそういったものもこの10%以上という数字が出ているのに、沖縄県では那覇市が出ていますよ。推定で0.5%ですよ、知事。ゼロ歳から15歳まで10%グレーゾーン含めてあるというのに、那覇市だけでの人口から統計したら0.5%しか出していないんですよ。だから、そういったもろもろも乳幼児健診がしっかりしていないからこのような数字に出てくるわけでありますから、その辺もしっかりと考えて答弁してください。

次、一貫性のある保育システムについて。

他県では障害児保育に当たり就労を問わないが、沖縄県では就労を問う、こういった質疑ですが、保育所の入所条件は長らく「保育に欠ける」者というものになっていました。平成22年から新保育指針ではこれが外されますよね。子育て支援や障害児の保育所受け入れが促進されます。つまり、保護者の就労条件じゃなくて子供たちの発達段階、障害特性、また親子の関係性の難しさなどを入所条件に考慮しないといけないんですよ。ですから、虐待予防のためにも入所が必要なケースも多くあると思っております。

そこで聞きます。

保護者の声として、幼児期という大事な時期に子供に向き合い障害について学びたいのに、就労しないと保育サービスが受けられないのは本当に悲しいという声も聞きます。そこで、診断がつく子供に対しては療育を得て親が働かなくても就園できるように早急に保育所の入所条件の見直しができないか、その辺の答弁もお願いします。

次、沖縄県では待機児童が多いことや１年公立幼稚園の存在により発達障害児が障害児保育や５歳児保育を希望しても受けられないことがほとんどであるということでありますが、ここが重要なポイントだと思っているんですよ。沖縄県は全国と比べて幼稚園というのが米軍統治下27年間、復帰して教育がおくれたということで、公立の幼稚園をスタートしております。全国を見たら幼稚園ないんですよね。この保育園が５歳児までしっかりと見て、就学するときに小学校と連携して、意見交換してこの子供たちの気になる子に対してもいろんな面でバトンタッチをして受けて小学校に入るんですよ。しかし、保育園から来て幼稚園１年間しかないんですよね、１年間しかない。そこで幼稚園の先生が気づいても、おたくのお子さんちょっと気になりますねと言われたら、どの親もやっぱり怖いですから、何であんたにそんなことを言われないといけないという状況が出てくるんですよ。ですから、保育所の先生たちが見たらわかりますよ。私は、それを５歳児までしっかりと見て小学校にしっかりとバトンタッチするのがこれからの障害児、この発達障害の子供たちにとっては大変いいことだと思っていますので、その辺の答弁もお願いします。

次、障害児等療育支援事業と市町村独自の巡回相談事業の実施内容、これの答弁でありますが、この事業に対して、部長、年度別障害児地域療育支援事業の実施状況を説明してください。

教育長、情緒障害児学級についてですけれども、これは21年度から情緒障害児学級は自閉症・情緒障害児学級という名称に変更されるというふうに聞いております。そこで、僕はそういったことを考えれば、教育の改革として、障害児教育を意欲的に行う人材育成のために、障害児教育枠の採用を行うこと、全国最低レベルの情緒障害児学級の設置数の改善。沖縄県は中学校で在籍17名しかいないと聞いてますよ。個別の支援計画の作成のこの３つはどのような形でするべきだと私は思いますけれども、見解を伺います。

これは、中学校に行きますと、引きこもりあるいは不登校、そういった子供の数の70%から80%は発達障害児じゃないかというふうに言われているんですよ、教育長。これは鹿児島県、愛知県に行って私、視察しました。意見も聞いてきました。だから、学校に行っても勉強がちょっとおくれて会話ができないとか、またそれで引きこもってしまうとか。僕なんかの時代の登校拒否というのは、中川京貴議員もいますけれども、普通と違うんですよ。我々は学校に行かなくてもいいやという感じだったんですけれども、この状況は違いますよ。学校に行きたくても、行って会話ができない、勉強ができない。そういったもろもろの数字なんですから、教育長、中学生が17名しか沖縄県にはいないとこれはどういうことですか。しっかりとその３点について見解を伺います。

その前にこの特別支援教育についてですけれども、教育長、全国の特別支援教育の対象は6.3%であるのに沖縄県は3.4%で半分という数字でしたけれども、これは全国の統計を見てください。全国が6.3%、鹿児島、愛知は７％超えてますよ。沖縄県だけが全国平均の半分以下というのは、沖縄と幾つかぐらいしかないですよ。

私が言いたいのは、これだけグレーゾーン含めて出生児のゼロ歳から15歳の子供たちが人口に対して10%というその発達障害児とカウントされる傾向の中で、全国平均が6.3%であるのに沖縄県3.4%と、これどういう数字をあらわしているんですか。

だから私が聞きたいのは、こんなに低い数字を平気で報告するというのが問題なんですよ。調査は教師に任されて、保護者が障害を意識していない子供たちが除外されているようです。対象児報告、計画作成など負担がふえることで教育現場が嫌がっているのか。ですから聞きたいのは、教員が理解していないのか、この発達障害児を。教員が判断して父兄の皆さんに言われるからできないのか。そういう学校がカウントはアンケートで上がっているけれども、学校側が数字を出していないのか、どっちかだと思うんですよ。教育長

の見解を伺います。

次、診断、治療システムについてであります。

県立こども医療センター、こころの相談員でありますが、これは児童精神科医、臨床心理士など専門家の確保が困難だと、各答弁で病院事業局長言っておりますよ。ですから、これだけの数字が出ているんですよ、局長。人材確保が困難だと、困難だと言って今回この医療センターのこころの相談員の先生は退職しますよね。これだけ専門分野の先生、全国で100名しかいませんよ。その方々が退職するのに新しい人材は困難だというのは当然だと思いますよ。だから、何でそういう先生がやめる状況まで追い込まれているかが大きな問題なんですよ。だからそういったものを考えて、この人材確保はこれだけ数字が出ています。どういうふうに確保するのか見解を伺います。

次、発達が気になる子供が医療センターで軽度三角頭蓋と診断され手術を受けていると聞いているが、この手術は発達障害の治療目的として行われていると理解していいのか。

それは発達障害じゃないと言っておりましたけれども、これですね、局長、今回僕は一般質問で怒っている、僕はきょう怒っていますよ。何でかと言うと、一般質問通告して担当部局は僕に対してヒアリングに来ましたか。こういう状況で説明するのが普通でしょう。来たのは、コピー１枚持ってきて担当の先生が講演会するから見に行ってくださいよ。議会中ですよ、僕は。こういう怠慢なやり方するから、我々みんなしっかりと認識一致できないんですよ。だから再度聞きますよ。これは僕は論文も確認しました。そういったことを考えれば、この手術に関してですけれども、手術を受けている子供が発達がおくれている子供の割合はどれだけか、こういった数字出ていますか。発達障害を認める、認めないというふうにどのように見きわめていますか。なぜ本県だけが特に県立こども医療センターにおいて突出してこの手術件数が全国と比べて著しく多いのか。発達障害の子供たちの多くは年齢によって知能能力が自然に向上すると聞いています。愛知県からは、３歳で知能指数が55くらいの子供たちの約80%が６歳児の知能指数が80を超えると聞いています。自然にこれぐらいに急成長するのにわざわざ手術する理由はどこにあるのか。その辺も含めて確認をお願いします。

発達障害の支援体制整備委員会の内容と効果ですけれども、これ立ち上げましたよ、発達支援センターもやっております。発達支援センターというのはこれだけ子供たちの数は多いのに、発達支援センターに関しては平成19年からスタートしたのに、一社会福祉法人が２年でやめると、これはおかしいですよ。だからこれは県の選定がおかしいんですよ。２年でやっている事業ですよ、19年から始まった事業を、難しいからできません、センター長も１年でやめていますよね。だから何でそういったこれだけ重要なことを怠慢的にやるかというのを僕は聞きたいんですよ。だからそれをしっかりと整備検討委員会を立てるんだったら、この委員は何名でどういった方々なのか、答弁お願いします。

以上です。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時51分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　それでは、島袋議員の再質問にお答えをいたします。

４点ございまして、まず１点目が、障害児教育を専門とするそういう採用をしたらどうかということでございますが、これにつきましては、次年度からの採用試験の変更・改善で、これまで特別支援学校におきましても、その小・中の普通の採用に合格した人を充てておりましたけども、次年度からは、その障害児教育――特別支援教育ですね――それに特化して、特別支援学校の小学部、中学部、高等部と校種ごとの採用をしていくということで、議員がおっしゃるようなそういう障害児教育、特別支援教育に特化したそういう採用が次年度からできてくるものと、やっていきたいというふうに考えております。

それから２点目ですね。この情緒障害が中学校は17名しかいないんではないかということでございますけれども、情緒障害につきましては、知的障害もあわせて有する場合が多いわけでございますので、情緒障害学級の設置のみではなくて、必要に応じて知的障害学級の設置、あるいは知的障害の特別支援学級での受け入れということもやっておりますので、現実の実数としましては、情緒障害学級というのは、平成20年５月１日現在で57学級、これは小・中でですね。これは過去５年間で見ましても25学級の増となっているところでございます。沖縄県だけが低いということではないと思っております。

次３点目に、個別の支援計画はどうかということでございますけれども、これは各学校、気になる子に対しまして校内委員会を設置をいたします。これは校長

がリーダーシップをとって、この子の個別の支援計画をつくるわけでございますけれども、これは小・中・高で100%の設置率でございまして、担任含めて、特別支援コーディネーター含めて、こういう方々でこの子に対する支援をどうするかということで、学校全体でこの支援をしていくわけでございますけれども、小学校につくったのは小・中・高とこういう支援計画は継続をしてずっと高校まで上がっていくということでございますので、支援計画はしっかり今なされているというふうに御理解いただきたいと思います。

それから４点目に、沖縄県のその3.4%、これはどういう数字なのかということでございますけれども、先ほども申しましたが、文科省では平成14年に調査をしたものでございまして、文科省の調査においてもこの留意事項がありまして、文科省もその調査は担任教師による回答だということで、医師による診断ではないので、ＬＤとかＡＤＨＤとか高機能自閉症とか、そういう割合を示すものではないので留意をしてくださいという特記事項もついているわけでございますけれども、本県としましては、実数を押さえてみようということで、県独自の調査を平成19年12月から始まりまして20年１月まで調査をいたしまして、これは調査項目は文科省と一緒でございますけれども、そのときの調査をする方がその学校の担任、そして特別支援教育コーディネーター、これは各学校配置をしてございますので、その方々が複数の教員でチェックをしていくということでございます。それはやはり学習面、行動面で配慮が必要と考えられる児童生徒数はどれだけかということでやってみますと、小学校で3515人、中学校で1540人、合計しますと5055人という数字で3.4%という数字が上がってきたわけでございますので、そういうことで計算をしますと、各学級に１人ないし２人は気になる子がいるという状況がわかったわけですので、今後ともやはり教育委員会としましては、その特別支援教育につきましては配慮をしながら、教員、教育全体そして学校全体で取り組んでいくとそういう決意でもって、現在特別支援学級を進めているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　知念　清君登壇〕

○病院事業局長（知念　清君）　それでは、再質問にお答えいたします。

まず最初に、発達障害児に対する三角頭蓋の手術の件でございますけれども、発達障害児は一般的に５歳前後になると改善する傾向があると言われております。手術すれば早期に、そして改善するというのが主治医の説でございまして、まだしかしながら、その効果に関しては学術的な議論がありまして結論は得られておりません。

そういうことで、センターの方では、三角頭蓋の手術の場合には、患者の家族の方に十分な説明をするとともに、インフォームド・コンセントをとり、また院内の倫理委員会の承認も得てその手術を行っているわけであります。

続きまして、「こころの診療科」の問題についてお答えいたします。

南部医療センター・こども医療センターの「こころの診療科」の患者数がふえ、患者制限をしていることについては、課題であると考えております。

「こころの診療科」の担当医師によると、発達障害の児童の診断治療に当たっては、専門医のほかに児童言語聴覚士、児童福祉司、医療保育士、作業療法士、理学療法士、精神保健福祉士、それも１人ではございません、数名のそういう専門のスタッフが必要であるということでございます。

しかしながら、県立病院事業を取り巻く厳しい経営環境の中では、県立病院だけの取り組みには限界があり、職員をこれだけ増員することは厳しいと考えております。

したがって、この問題については、福祉保健部を含めた関係医療機関との連携が必要と考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　島袋議員の発達障害についての再質問にお答えいたします。

まず乳幼児健診の手法改善と、それから発現率が低いことについてにお答えいたします。

市町村における乳幼児健診につきましては、沖縄県小児保健協会に委託して集団方式で実施をしております。総合判断は、医師による医学的判断により行われていますが、健診の場で全種において気になる子についての健診後のミーティングなどが行われており、その後の市町村保健師によるフォローを行っているところでございます。

今後のことですけれども、障害の支援を発達障害の支援に重点を置いた健診のあり方について、実態を踏まえて必要な改善それから保健師等への研修等を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、発達障害児の保育所入所につきましては、保護者の就労を問わず受け入れられるようにすべ

きではないかということでございますが、保育所入所に関しましては、障害の有無にかかわらずやはり「保育に欠ける」ということが要件になっております。

保育に欠けない障害児につきましては、療育支援により対応して今後も支援していきたいと考えております。

続きまして、保育所で５歳児までしっかり見て小学校に上げるべきではないかと。

これは議員の指摘にありましたように、21年度から保育指針が改定されます。その要録なんですけども、保育要録を小学校に送付することが義務づけされることとなっております。これによりまして、保育所と小学校の連携がより緊密になるものと考えております。

また、５歳児の保育所受け入れのニーズに関しましては年々ふえておりまして、今後も受け入れを促進していきたいと考えております。

それから、５番目の療育支援事業の平成19年の実績なんですけれども、訪問療育、外来療育、それから施設支援の合計で19年度が5257件、平成20年度現在で4970件となっております。実施箇所なんですけれども、今これは８カ所でやっておりますが、21年度は受託事業者を１カ所ふやして９カ所とする予定となっております。

支援体制整備委員会のメンバーでございますが、療育園の園長先生、それから小児発達センターの言語聴覚士、それから市町村の健康推進室市民健康課の母子保健係長だとか、それから心理療法士、臨床心理士、それから教育センターの特別支援教育班長だとか、それから施設の理事長だとか、それから琉大の教授、それから親の会の方８名となっております。

沖縄県の次年度以降の発達支援に関しましては、おくれているというのはわかっております。次年度からどうするかということで、今整備体制委員会を立ち上げたところですし、それから11月には県内の状況を把握するためにアンケートを実施しております。これは、小児科、心療内科及び精神科の医療機関に対するアンケート、それから保育所に対するアンケート、さまざまな関係機関へのアンケートを実施いたしました。その結果、発達障害の治療、診察ができると回答した医療機関は38機関です。それから当該医療機関を圏域別で見ますと、北部５、中部11、南部18、宮古２、八重山２となっております。そのうち、24機関が県のホームページで発達障害の診察ができる医療機関として情報公開してよいという回答がありましたので、順次公開していきたいと考えております。

それ以外の私たちの次年度の計画なんですけれども、まず医師等関係機関の関係者のアンケート結果からの要望なんですけれども、これで巡回診療をふやして、巡回相談をふやしてほしいということと、担当者の研修が欲しいという結果でございましたので、それを順次企画していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　島袋　大君。

〔島袋　大君登壇〕

○島袋　　大君　知事、もうこれだけ数も多くて沖縄はおくれていると。私は、知事に確認したいのは、職員は悩んでおります。この県の職員も、担当職員も現場に視察に行かせてください。我々自民党が行ったように視察に行かせてください。市町村に対しても、県知事名や福祉保健部長の名で、市町村の職員も、市町村独自の予算で一緒になってしっかりと現場を見てください。大変恥ずかしいですけれども、私も現場を見なければこういう状況は知りませんでした。ですから、政治にしてもしっかりとそういうものをしっかりと光を当てて、できるものはしっかりやらなくちゃいけないと思っていますんで、これは20年前からおくれている事業ですから、だれがどうこう悪いとは言いません。だから、今フラットにしてしっかりと対応できるものはやらなくちゃいけないと思っていますから、早急に知事、現場に職員を派遣させて確認させてください。それで市町村に通達を出して、市町村職員も行かせてください。みんな悩んでいると思っております。

よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　島袋議員の再々質問ですが、ほかの議員からもこのお話や御質問はいただきました。私もしっかり勉強して、今ありましたように現場をちゃんと私も勉強に参りたいと思いますし、担当職員、市町村には我々がむしろ相談をして、現場へまず行けという点はしっかりとやってまいりたいと思っております。

きょうはありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君）　中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川　京貴君　おはようございます。

福祉の自由民主党の中川京貴でございます。

一般質問を通告しております。順次質問をしていきたいと思います。

１、知事の訪米について。

これまで代表質問、一般質問など与野党から質問が

出ており、重複する部分もありますが、大変大事な点でありますので、御理解をお願いしたいと思います。

沖縄県の知事として、基地の整理縮小または基地被害に取り組むために訪米した成果についてお伺いいたします。

⑴、米政府または関係機関に直接要請したその成果は。

⑵、次の訪米には基地を抱える市町村長を初め関係者も同行させ、具体的に基地の整理縮小または基地被害解決に取り組む必要はないか。

２、知事の沖縄県行財政改革プランについて。

知事の公約の３年目に入りましたが、世界的に金融危機が破綻をし経済危機が日本にも押し寄せてきました。企業の倒産など、また沖縄県におきましても政府による地方交付税の削減など大変厳しい財政状況の中、仲井眞知事の政治手腕を発揮し、行財政改革に取り組んできたことを高く評価いたします。しかしながら、行財政改革により各部署は当然職員数が減となり、業務の停滞、県民サービスを低下させていないのかも含めて質問させていただきます。

⑴、知事が就任して３年目になりますが、主な行革についてお伺いしたい。

⑵、県庁職員の配置について、適材適所に行われているか。

３、子育て支援について。

私は、昨年の６月の一般質問でも取り上げております。医療費の無料制度を小学１年（７歳未満）まで引き上げていただきたいと。そのときの福祉保健部長の答弁で、約13億あれば沖縄県のすべての子供たちの医療費の無料制度が実施できる。しかし、福祉保健部の中では、県財政が緊迫する中、一定の利用者負担が必要との答弁でありました。

それでは質問いたします。

⑴、医療費の無料制度を小学１年（７歳未満）までに引き上げるために、普通交付税で入ってくる傾斜配分（25億円）を充てることができないかお伺いいたします。

⑵、沖縄特別振興対策事業費の中で、子育て家庭の就労支援モデル事業とあるが――平成17年から平成23年の間ですが――その内容についてお伺いしたい。

⑶、沖縄特別振興対策事業費の中で項目をつくり、小学１年（７歳未満）までの医療費の無料制度として子育て支援ができないかお伺いしたいと思います。

４、県営団地の安全対策について。

⑴、嘉手納町の県営団地は、いざ地震や火災・災害が発生した場合、町道に隣接する道路が一本しかないために避難することが困難である。県民の生命と安全を守る立場から県の対応をお伺いしたいと思います。

⑵、県営団地から町道に抜ける道路整備が必要ではないか。

⑶、県内における嘉手納町の県営団地のような緊急時に避難するときに道路が一本しかない箇所の団地は何カ所あるかお伺いしたいと思います。

５、沖縄の食文化であるヤギ生産に向けて県の取り組みについて。

沖縄のヤギ料理は全国的にも珍しく、行事に欠かせない食材として沖縄の伝統的な食習慣の中で生まれはぐくまれてきました。

県内のヤギ生産農家やヤギ料理店など関係者により受け継がれ、ヤギの食文化の発展と継承を図るためこれまで努力を重ねてきましたが、全島山羊フェスティバルが途絶え、そのためにヤギ生産農家が減少しております。

私は、沖縄ブランドアグーを初めとする沖縄にしかない全島山羊フェスティバルを再び開催し、ヤギ生産物を一同に展示即売し、農家の生産意欲と県民のヤギ食文化に対する意識の啓発を図るために、仲井眞知事を初め県の協力を求めるために質問をしております。

⑴、ヤギ農家数の飼育状況について、北部・中部・南部についてお伺いしたいと思います。

⑵、ヤギの屠殺場について、県内において、現在名護食肉センターでしかヤギの屠殺ができず、ヤギ農家は大変困っております。ＪＡおきなわの５支店のヤギ部会長は、県知事に対し沖縄県南部食肉センターのヤギの屠殺・解体の再開と安全なヤギ肉供給体制確立を図るため要望しているが、改善されていない現状について。

⑶、ヤギの屠殺においてＴＳＥ狂牛病検査を行った経緯があるか。

⑷、全国でヤギによるＴＳＥ狂牛病に近い病気が発生したことがあるか。

⑸、ＢＳＥまたＴＳＥ狂牛病に伴い農家にヤギの屠殺検査負担がかかっております。牛・ヤギの屠殺・解体に県の助成制度ができないか。

⑹、オーストラリア等の牧畜の盛んな国々から沖縄県に冷凍ヤギ肉が輸入されているが、県は食の安全性から輸入ヤギの検査を行っているのか。

⑺、全島山羊フェスティバルについて、全島山羊フェスティバルを開催することにより、農家の生産意識・資質向上が高まり、優良ヤギ等に仲井眞知事賞を初め、高嶺善伸議長賞、部長賞など、畜産農家育成・ヤギ愛好者普及のため、ヤギ文化沖縄県として取り組

む必要はないかお伺いしたいと思います。

６、福祉保健行政について。

⑴、国は、「健康日本21」に基づく取り組みを推進し、適度な運動、健全な食生活、禁煙を柱とする国民的な運動を展開しております。我が沖縄県におきましても「健康沖縄21～長寿世界一復活に向けて～」アクションプランを策定しました。私は、ヤギ農家がふえることにより、草刈り等目的を持って適度な運動、ヤギと触れ合うことにより上手にストレスに対処することにより十分な健康維持を保つことができ、高齢者医療費にも十分貢献できると思いますがいかがでしょうか。

⑵、県民一体の健康づくりのためのスローガン「チャーガンジューおきなわ応援団」が結成されました。それとリンクさせ、ヤギを飼育することにより「健康長寿おきなわ」を全国にアピールすることができると思いますがいかがでしょうか。

７番目、我が党の代表質問との関連について。

照屋守之議員の５、福祉関係につきまして、２歳児までの乳幼児と重度心身障害者に対する県単医療費助成制度の見直しについて、私も一部負担を認めるべきではないと白紙撤回を11月の定例会の一般質問において強く要請いたしました。当局においては、制度見直しの実施については当面延期するとしたものでありました。私は白紙撤回を求めております。仲井眞知事を初め県の職員と48名の県議会議員が英知を結集し、知恵を出し合って予算を確保することにより、小学１年生（７歳未満）までに拡大すべきだと思いますが見解をお伺いしたいと思います。

答弁を聞いて再質問いたします。

○議長（髙嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　中川議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第１に、知事の訪米に係る御質問で、訪米の成果いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の訪米では、アメリカの政権移行時期に、米国政府関係者を初め上院そして下院議員など、多くの米側の関係者と面談をし、沖縄県の実情を訴え、基地問題に関する理解を求めてまいりました。この結果、沖縄の実情に関心を示し、理解する旨の発言を引き出せたことは意義があったと考えております。

私は、沖縄県知事として県民を代表し、沖縄県の米軍基地の現状や課題などを日米両方の政府に対し強く訴え続けることが、基地の整理縮小を初めとする沖縄県の基地問題の解決につながるものと考えております。

今後とも引き続き基地負担の軽減を日米両政府に働きかけてまいりたいと考えております。

同じく訪米に関する御質問の中で、市町村長そして関係者と一緒に行ってはどうかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

平成21年度は、渉外知事会と連携をして、オバマ政権の外交・防衛政策の陣容が整う早い時期に訪米をし、米国政府や連邦議会等の関係機関に対して、日米地位協定の見直しを要請いたしますとともに、過大な基地負担を担っている地元の声を伝え、理解と協力を求めたいと考えているところです。

市町村長を初め、そして市町村長とともに訪米要請につきましては、このような意向が市町村長等から示された場合、無論前向きに検討してまいりたいと考えているところでございます。

知事の県行財政改革に係る御質問の中で、主な改革の実績に関する御質問にお答えいたします。

現行の行財政改革プランは、平成18年度から取り組んでおります。平成19年度におきましては、全体42の推進項目のうち、34項目につきましておおむね計画どおりに進捗いたしております。

主な実績としましては、431件の事務事業の見直しを初め、コンベンションセンターなど18施設に指定管理者制度を導入し、具志川厚生園など13施設の民間譲渡を行ってまいりました。組織の見直しでは、名古屋事務所等６組織の廃止や農林水産関係機関等10の組織を４組織に統合するなど見直しを実施いたしましたほか、ことし４月から宮古・八重山支庁の再編を行うこととしております。

また、定員の見直しでは、知事部局及び教育委員会等全体で平成17年度からの３年間で、削減目標の591人に対し、228人上回る819人の削減を行っております。

人事・給与制度の改革では、課長以上の勤務評価を実施したほか、特殊勤務手当などの改正を行いました。また、未利用財産の売り払いなどで、毎年度計画を大幅に上回る実績を上げております。

これらの行財政改革に取り組んだことによりまして、財政効果は平成19年度までで当初48億7900万円の効果を見込んでおりましたが、最終的には87億300万円となっております。

次に、沖縄の食文化であるヤギ生産に向けて、県の取り組みいかん、特に全島山羊フェスティバルの開催に係る御質問にお答えいたします。

沖縄県としましては、ヤギを活用した地域活性化や

ヤギ文化の発展を図る上で、フェスティバルなどの開催は意義が非常にあるものと考えております。今後、生産者、そして関係団体等と検討してまいりたいと考えております。

なお、平成20年度から、ヤギの肉質、機能性などを調査内容といたしますおきなわ山羊総合利用調査事業を実施しているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　総務部長。

〔総務部長　宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君）　沖縄県行財政改革プランについての御質問の中で、職員の配置は適材適所に行われているかにお答えいたします。

職員の人事配置は、公平公正を基本に人材の積極的な登用と適確な活用を通して、職員の士気の高揚、組織の活性化及び公務能率の向上を図り、県民福祉の増進に寄与することを目的に実施しているところでございます。

このため、職員の適性、能力、経験等を基本に、仕事に取り組む姿勢、意欲等を見きわめながら、個々人が能力を最大限発揮できるよう、適材適所の配置を行っているところでございます。

○議長（髙嶺善伸君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　子育て支援についての御質問の中の、乳幼児医療費助成事業の拡充についてにお答えいたします。

乳幼児医療費助成事業の対象年齢拡大につきましては、大きな財政負担を伴うことから、現在の財政状況では拡充は難しいと考えております。

続きまして、子育て家庭の就労支援モデル事業の内容についてにお答えいたします。

子育て家庭の就労支援モデル事業は、既存の公共施設等を活用したモデル的な保育施設を整備し、就労家庭の保育環境の向上や待機児童の解消を図ることを目的としております。当該施設に対し施設整備費及び運営費を補助する事業であります。

続きまして、乳幼児医療費助成事業の特別調整費での対応についてにお答えいたします。

特別調整費は沖縄振興計画の趣旨を踏まえ配分されることから、対応には慎重な検討が必要であると考えております。

なお、乳幼児医療費助成はすべての都道府県で実施されていることから、乳幼児医療費の負担軽減につきましては、全国知事会、九州地方知事会及び全国衛生部長会を通して国へ要請しており、今後とも実現を求めていく考えであります。

続きまして、沖縄の食文化であるヤギ生産に向けての県の取り組みについての中の、ヤギの屠畜において、ＴＳＥ検査をした経緯についてにお答えいたします。

牛についてはＢＳＥ、ヤギについては伝達性海綿状脳症と呼ばれております。

平成８年と畜場法施行規則の一部改正によりＴＳＥが検査対象となる疾病に指定されました。その後、国の通知により平成14年４月１日からは、屠畜場で屠殺される12カ月齢以上の綿羊及びヤギの頭蓋、脊髄及び胎盤、並びにすべての綿羊及びヤギの扁桃、脾臓、小腸・大腸の除去及び焼却が義務づけられました。

さらに、規則の改正によりまして平成17年10月１日からは、生後12カ月齢以上のヤギについてＴＳＥスクリーニング検査を実施することとなり、現在に至っております。

なお、本県では平成17年10月１日から平成21年１月31日までに5392頭のヤギについてＴＳＥスクリーニング検査を実施しておりますが、すべて陰性でございました。

続きまして、輸入ヤギ肉の検査についてにお答えいたします。

輸入食品の検査に関しましては、一義的には国の検疫所が行うこととなっており、県としては、これまで輸入ヤギ肉の検査を実施しておりません。しかしながら、輸入食品の安全性に対する県民の不安もあることから、県では次年度から国の検査を補てんするため、沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき県内で流通する輸入食品についても収去検査を実施し、安全性を確保していきたいと考えております。

福祉保健行政についての、ヤギの飼育と健康づくりについて一括してお答えいたします。

ヤギの飼育等農作業で適度に身体を動かすことや動物との触れ合いによるストレス解消等も健康づくりのための一つの方法になり得ると考えられます。

県においては、県民に日常生活の中で健康づくりを実践してもらうように、「頑張りすぎず適度な運動　今より10分（1000歩）多く歩こう！」等の標語を盛り込んだ「チャーガンジューおきなわ９か条」を決定し、広く周知を図っているところであります。

また、「健康おきなわ21」で平均寿命の延伸を目標設定しており、男女の平均寿命が現状よりも延び、かつ男女とも全国順位が上位になることにより、健康・長寿をアピールすることができると考えております。

我が党の代表質問との関連の中の、県単医療費助成事業の見直しについてにお答えいたします。

県単医療費助成制度の見直しにつきましては、経済情勢の悪化などの環境変化を踏まえ、当面延期することといたしました。

今後も同制度の継続的な運営について厳しい状況は変わらないことから、引き続き必要な検討を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　県営団地の安全対策についての御質問の中で、県営住宅の避難道路についての⑴、⑵及び⑶は関連しますので一括してお答えします。

団地の避難通路については、建築基準法等の関係規定により、団地から公道等に至る避難可能な一定幅員の通路を確保することとなっております。

県営嘉手納高層住宅においては、歩行者用、入居者の車両の出入り用、緊急車両用の計３本の通路が避難に支障のないよう、町道水釜大木線等に接続しております。

また、町道が１本のみの県営団地は全部で12団地ありますが、いずれも避難に必要な通路は確保されております。

県としましても、今後とも県営団地入居者が安全な避難ができるよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん）　沖縄の食文化であるヤギ生産に向けての県の取り組みについての御質問で、ヤギの飼育状況についてにお答えいたします。

本県におけるヤギの飼育状況は、平成19年12月末現在で、飼養戸数1512戸、飼養頭数9942頭となっております。そのうち、北部地域が546戸で3238頭、中部地域が276戸で2014頭、南部地域が367戸で2295頭となっております。

同じく沖縄の食文化で、ヤギ屠畜施設の整備についてにお答えいたします。

沖縄本島におけるヤギの屠畜は、と畜場法の改正に伴い平成14年度までに新基準に見合う改善が義務づけられたことから、平成15年３月に整備された名護市食肉センターのみで実施しております。

当センターの年間屠畜処理能力は2000頭で、平成19年度の実績は627頭と、約32％の稼働率となっております。

南部地域に新たなヤギの屠畜施設を整備することについては、沖縄県食肉センターにおける施設整備等を検討してまいりましたが、屠畜頭数の確保や採算性等の課題があり、現状では厳しいものと考えております。

同じく沖縄の食文化で、ヤギの病気についてにお答えいたします。

ヤギの伝染病には、神経系の異常を特徴とするスクレイピーがありますが、これまで国内におけるヤギでの発生報告はされておりません。

同じく沖縄の食文化で、屠畜費用に対する県の助成についてにお答えいたします。

肉用牛及びヤギの屠畜には、屠場使用料、内臓処理料、特定危険部位処理料及び冷蔵保管料等の諸経費が必要となっております。

県としましては、これらの経費については、屠畜場の利用者が負担することが基本であることから、屠畜費用の助成については困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川　京貴君　再質問をしたいと思います。

知事、私がなぜ知事がまた再度訪米をする必要があるか、また１番目の市町村長を連れての訪米をすべきだということを申し上げるかといいますと、25日の夕刊、これはたしか議員の皆さんも見たと思うんですが、新報の25日の夕刊に、嘉手納飛行場の騒音問題、爆音問題が出ております。ちょっと読み上げて紹介したいと思います。

嘉手納町が屋良に設置している騒音測定器で24日、騒音発生回数（70デシベル以上）が本年度最多の253回を記録していることがわかったと。嘉手納基地ではＦ22戦闘機が飛来し１月以降、騒音が激化している。2006年の１日当たりの平均騒音発生回数が109回の約2.5倍と、異常な回数となっていると。24日はＦ22以外にもＦA18戦闘機、Ｆ15戦闘機が北側と南側滑走路を使い、断続的に激しい訓練を展開。午前10時21分には105.4デシベルの最高値を記録した。夜間飛行も行われている午後９時４分にも100デシベルを測定したと。

今、この嘉手納に常駐している機種以外にも外来機が頻繁に嘉手納基地を使用しております。私たちは昼夜を問わずこの飛行場の使用について、やはり地域住民、沖縄市ももちろんそうですが、北谷町もそして嘉手納町も限界を超えていると。それをぜひその都度抗

議、この間も嘉手納町議会から県議会議長に要請がありました。もう地域ではそういった訓練をとめることができない。また、地元の司令官に会いに行っても、これは米国からの任務であるということでとめることができないんです。ですから私は、ぜひ知事を先頭に沖縄市の東門市長、また北谷町の野国町長、宮城町長ともども、宜野湾市の伊波市長も、また名護市の市長も、基地所在市町村の市町村首長を連れて現場の実態を、私は数字とか、また資料は当たり前、現場のビデオを撮ってそういった実態ですよということをぜひ訴えていただきたい。また、知事は答弁の中で、何度も何度も米国に行き米政府との交渉をしていきたいと、代表質問・一般質問で答弁しておりました。

知事が訪米することにより、私はこの基地の整理縮小、負担軽減がなされると思っております。そうしなければ、これまでいろんな県民がおります。知事が答弁でおっしゃっておりました日米安保に理解を示す県民もいるんです。しかしながら、このような事件・事故、騒音が発生すると理解が得られないんです。もうだめだと。基地があるゆえの県民被害は許さないという声が大きい。ぜひ私は知事を先頭にその要請行動をしていただきたいと思います。

それと２番目の質問、再質問をしたいと思います。

知事の沖縄県行財政改革プランについて、集中改革プラン実施により５年間で1077人の削減目標で、現在まで819人の削減がなされ、各部署は当然職員数が減となっています。それに起因する業務の停滞、施策の廃止等はないかお伺いしたいと思います。

そして２番目に、行財政改革の成功のかぎは、職員の意識改革が重要だと思いますが、集中改革プラン実行に当たり職員の理解は得られているのかお伺いしたいと思います。

例えば、プランを実行推進するに当たり、無理な職員配置がないか。例えば、先ほど部長が答弁していましたが、退職前に畑違いの部署への人事異動など、専門職・技術職はこの業種でプロを育てるという方向でやるべきだと。市町村でしたら、お互いの課を全部行ったり来たりすべきだと思うんですが、県においてはこれだけの人事ですので、専門のプロを育てる意味で退職前の四、五年前の人事異動はいかがなものかなと思います。

また、市町村は知事もおわかりのように、部長が課長を兼務したり、課の統合、例えば産業振興課とかいろんな課があります、この課を統合しながら行革をしております。私は、このわずか２年ちょっと、３年目に入った知事がこれまでの行革した経緯については高く評価いたします。しかしながら、その職員に対する御苦労もあると思いますので、その辺をお伺いしたいと思います。

３番目の子育て支援、これは我が党の代表質問も絡めて質問したいと思います。

先ほど部長は、現在の財政状況では厳しいとの答弁でした。私は、この子育て支援は、知事はもう財政の厳しい中、行財政改革を行い、職員とともに87億300万を予算を切り詰めて確保しております。私は、将来を担う子供たちのために、また離島県であるこの沖縄県において、若者たちは限られた給料の中で一生懸命子育てをしております。仲井眞知事の公約の中にも、福祉行政に全力で取り組むとのことでした。そして仲井眞知事は公約どおり、当選後すぐに３歳未満の医療費の無料制度を４歳未満に１歳引き上げ、1000円負担はありますけれども１歳引き上げました。入院につきましては小学１年（７歳未満）まで引き上げております。多くの県民が感謝をし喜んでおりました。

しかし、12月６日の新聞報道で、県単医療費の助成見直しがあり、現在無料となっている重度心身障害者のゼロ歳児から２歳児までの通院費が医療機関での診療時に月額1000円まで自己負担となるということでした。知事の福祉行政において後戻りすることがないよう、子育て支援に全力で取り組んでいただきたいと。知事の政治判断が必要だと私は思いますが、この件については知事に答弁していただきたいと思います。

そして再質問の５、沖縄の食文化であるヤギ生産に向けて、先ほど部長は、ヤギの屠殺場の件で、前は北部食肉センター、中部にもあったんです、ヤギの屠殺場が。現在は北部にしかない。先ほど数字でも示しておりましたが、ヤギ農家が北部に546ですが、中南部で大体500戸数超しています。頭数で言ったらほとんど中南部の方が多いんです、ヤギの頭数で言ったら。それをやはり南部にも屠殺場をつくるべきだと。その理由は、南部食肉センターの改造をしたときに、現在の南部食肉センター、北部を改造したときに、沖振法かまたは農林水産省の予算をかけて改造したはずであります。なぜそのときにヤギの屠殺場までできなかったのか、これをお伺いしたいと思います。

それと、皆さん御存じのように、ヤギの屠畜はそんなに難しいものじゃないんです。例えば、ぜひ議員の皆さんに報告したいと思います。

ここに「自家用とさつ届」とあります。（資料を掲示）　この「自家用とさつ届」というのは、県に申請すれば、自分たちの自宅の近くでもヤギの屠殺ができます。それは、そのかわり獣医の診断書が必要なんで

すが、獣医の診断書があれば南部でもどこでも、そのかわり条件が自家用となっております。これで過去に屠殺した経緯があります。もし部長これに答弁できればお願いしたいと思います。

そのように、私が言いたいのは、離島の方々が名護まで来て屠殺して、また離島に持って帰っているかと聞きたいんです。私は、平成12年でしたか、地方分権一括法が施行されまして、その中で、知事が持つ権限が自治体に移譲できます。それを移譲することによって久米島でも、そして宮古・八重山、大東でもその屠畜ができるものだと思っています。これができるかできないか、僕はもう一度答弁していただきたい。

理由は、そうしなければ食の安全を守られますかと。県は黙認するんですかと言いたい。それをすることによって沖振法の予算を使いながら、離島にもちょっとした屠殺場をつくって、その活用をする。それを、じゃ、また恐らく部長は獣医の話をするでしょう、予測していますから。これも私調べました。

獣医は獣医の許可証をもらわないといけない。沖縄県の職員として獣医を退職された方々が78名おります。20名は本土に帰っております。現在58名が沖縄県。60歳から70歳までですね。退職された方がいます。その方々が北部に６名、中部に21名、南部に22名いるんですよ。この22名いる獣医を活用して、その獣医の免許があればこのヤギは大丈夫ですよと、健康ですよという診断書を出せば屠畜ができるんです。ですから私は、ヤギ文化はこの沖縄県においては、やはり県が率先して先頭になって、恐らく密殺されているところもまだあると思いますよ。それを県はしっかり予算をつけて、そして獣医もつけてこのヤギの屠殺、地域のニーズにこたえるべくやっていただきたい。

また、嶺井光議員からも南部の方でこの一般質問が出ておりました。西銘恒三郎衆議院議員からも、県でできることは県でしっかりやりなさいと。国でできる仕事は私たちも国でやるし、予算の措置もいろんな知恵を出せばできるだろうと。なぜできないできないと言って県は断るのかが不思議でしようがありません。

この施設はそんなに金がかかるものじゃありませんので、施設整備をすれば屠殺場はできます。ぜひ答弁をお願いしたいと思います。

それと知事、これは要望というか感謝を申し上げます。

知事、ぜひ全島山羊フェスティバル、１等１席は仲井眞知事賞ということでつけていただいて、また１等２席は髙嶺善伸議長賞ということでヤギ生産部会、また牛も含めて、市町村においての共進会もあるんです。南部でも糸満でも読谷でもあります。しかし、それを集めた総合的な全島大会がありませんので、ぜひ全島山羊フェスティバル、知事を先頭にお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午前11時49分休憩

午前11時51分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　中川議員の再質問に答弁させていただきます。

まず第１に、訪米の中で、市町村長さんともども行こうではないかという御提案ですが、大賛成です。

この間行ってまいりました中では、過去５年間の事件・事故、それから犯罪、これは１件１件全部英語に直して、こうこうこうこう、こういうものがあるんだぞというのを持っていって、これは恐らく現地から上がってきてないだろうという報告も、ですからこれをるる説明をしてきたんですが、やっぱり地元の市町村長さん、直接毎日のようにそういうことに接しておられる方の迫力ある説明が一番効果があるだろうと思います。ぜひ御一緒に、そして県議会の与野党の先生方も一緒に行っていただくと効果があるだろうと思いますね。ぜひむしろお願いいたします。

それから子育て支援に係る予算、財政との関係ですが、確かに年末に乳幼児医療、それから障害者についてもやっぱりある程度御負担いただかざるを得ないかというところまで考えたんですが、ちょっと議会の先生方、それから関係する方々との意見のすり合わせをもう少し丁寧にやろうではないか、市町村も含めてということで、やっぱり現在のところは当面ということにしてあります。

そしてまた、行財政の新たなる深掘りで改革をしっかりやらないと、数年先に行き詰まりが予想されますから、これはまたこの４月からもう一度行財政改革プランを深掘りといいますか、しっかりやっていきたいと思っています。そういう中でいろんなテーマについて濃淡をつけていく中で、議会の先生方ともよく御相談させていただきたいということで、この子育て支援をしっかりやりたいという私の公約は無論おろすつもりはないんですが、財政との関係はよくチェックしてまいりたいというふうに考えております。

それから、全島ヒージャーフェスティバルの知事賞、もう喜んで出させていただきたいと思います。

その他の御質問は、部局長等から答弁させていただきます。
○議長（髙嶺善伸君）　総務部長。
〔総務部長　宮城嗣三君登壇〕
○総務部長（宮城嗣三君）　中川議員の再質問にお答えをいたします。
職員の削減による職員の理解は得られているかということと、それから無理な人事配置等はないかという御質問でございました。
職員の削減につきましては、各部局等に職員の定員管理計画というのをつくっていただいております。その定員管理計画に基づいて実施しているところでございますが、その実施に当たっては、県民サービスの低下があってはならないものというふうに考えてございます。
そのため、各部等におきましては、不要不急の事務の見直し、それから事業の選択と資源の集中を行うほか、指定管理者制度の導入、民間移譲等、民間との共同連携を進め、県民サービスの質の向上に努めているところでございます。
それから、職員の人事配置については先ほど答弁したとおりでございますが、公平公正を基本に個々人が能力を最大限発揮できるような形で適材適所の配置を行っているところでございます。
以上です。
○議長（髙嶺善伸君）　福祉保健部長。
〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕
○福祉保健部長（伊波輝美さん）　ヤギの自家用屠殺の件で少しつけ加えさせていただきたいなと思いましてお願いしました。
やはり過去に食中毒事件が発生しているんですね。そういうことで中毒の発生、食中毒を発生させないことと、動物由来の感染症を未然防止することを考えますと、やはり県民に安全で衛生的な食肉を提供していただけたらなというふうに考えております。
それから、地域による屠畜場に運び込むのが大変じゃないかということがありましたけれども、一応久米島とかそこに県の検査員が出向いて、月２回ほどとか集中的にやっております。
それから、やはり地域指定ということもあります。これは南北大東だとか、その地域で食べるということを前提に指定をしていることもあります。ですけれども、ここでまた持ち出すことはできないんですね。検査を受けてないのは持ち出しができませんので、やはり今、地域ブランドだとかヤギブランドを考えるときには、安全であるというお墨つきをいただいた方がいいんじゃないかなというふうに思いますので、できたら屠畜検査を受けていただきたいなということがうちからの要望でございます。よろしくお願いします。
○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。
午前11時57分休憩
午前11時58分再開
○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。
福祉保健部長。
〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕
○福祉保健部長（伊波輝美さん）　と畜場法の第13条で、屠畜場以外の場所において食に要する目的で獣畜を屠殺してはならないとなっております。ですから、市町村に権限移譲をこの部分だけを、検査の権限の一部だけを市町村に権限移譲というのはできないんじゃないかというふうに考えております。
○議長（髙嶺善伸君）　農林水産部長。
〔農林水産部長　護得久友子さん登壇〕
○農林水産部長（護得久友子さん）　それではヤギに関する再質問で、南部地域のヤギ屠畜場ができなかった経緯についてお答えいたします。
平成８年のO157の発生に伴い、と畜場法施行規則が改正され、ヤギ、豚の屠畜施設は平成14年３月までに新基準を満たすよう改善が義務づけられ、さらに平成13年のＢＳＥの発生に伴い、ヤギと牛の屠畜施設にあっては新たにＢＳＥ対策が必要になりました。
沖縄県食肉センターにおきましては、豚と牛の屠畜施設は改善したものの、ヤギ屠畜施設については採算性の問題から改善ができず、平成14年４月よりヤギの屠畜は実施しておりません。
また、南部地域のヤギ農家にあっては、名護市食肉センターへ出荷するため輸送費の負担軽減が課題となっております。
肉用牛農家においては、家畜市場への共同出荷を業者に委託することで、輸送コストの低減を図っている事例があります。
県としては、ヤギ農家においても輸送コストの低減を図るため、生産者団体等に対し共同出荷等を提案しているところでございます。
以上でございます。
○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。
午後０時０分休憩
午後１時22分再開
○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。
午前に引き続き質問及び質疑を行います。
仲田弘毅君。
〔仲田弘毅君登壇〕

○仲田　弘毅君　こんにちは。

うるま市区選出の仲田でございます。

去る２月８日、私の母校であります与勝中学校創立50周年の記念事業がありました。

皆さん御案内のとおり、「肝高の阿麻和利」の居城であります勝連城のすぐ隣がその学校であります。私は、与勝中学校の第５期生であり、子供たち４名とも学校にお世話になってまいりました。その学校の行事の中で、皆さんがびっくりしたことがありました。

今から50年前に、前原連合区立与勝中学校として開校した学校が、与那城村立、与勝、勝連町立、そして与勝事務組合立、現在はうるま市立与勝中学校、５回も管理者の名称変更がありました。その50年の長きにわたって１万8395名の子供たち、卒業生がおりますけれども、県内・県外そして国外において責任ある立場で一生懸命頑張っているという報告も受けました。やはり公教育、学校教育のすばらしさというのをつくづく感じました。

このように幾多の変遷をしながらも卒業生あるいは地域が頑張れたのは、歴代の先生方初めＰＴＡ役員の皆さん、地域の皆さんが一生懸命御尽力していただいたおかげだと改めて感謝をしながら、敬意を表しているところであります。

それでは通告に従い、一般質問を行います。

１、県財政について。

地方財政の現状は、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移しているなどの要因で恒常的な財源不足が生じている深刻な状況である。本県においても平成23年度までの４年間で1200億円余りの収支不足が見込まれており、極めて厳しい状況であるとの当局から説明がありました。

このような現状の中、県においては平成21年度の予算編成の基本的な考え方として、産業振興、雇用創出などを重要課題として取り上げ、限られた財源を重要な施策に重点的かつ効果的に配分したとのことであります。

そこで伺います。

⑴、平成21年度当初予算編成方針の中で、特に産業の振興、雇用創出、福祉、医療の充実などに全力を挙げて取り組むとしておりますが、具体的にはどのような事業が予算計上されているか伺います。

⑵、当初予算編成過程における収支不足の状況とその対応について伺いたい。

⑶、財政の安定的運営を図るためには、自主財源の確保が重要な課題だと考えますが、どう対応していくのか伺います。

⑷、県債残高や公債費の増加が懸念されておりますが、現状と今後の見通し及びその対策について伺いたい。

⑸、収支不足の解消など、今後の財政運営についてどう改善していきますか。

２、県立病院事業について

御存じのように、県立病院は基本的、公的医療機関として地域医療確保のため、特に離島医療や小児・周産期医療など不採算医療に重要な役割を果たしてきており、これからも県民への医療サービスが期待されていることは言うまでもありません。

しかし、県立病院の経営に関しましては、これまで多額の一時借入金残高や約12億円の純損失、そして216億円の累積欠損金、そして38億円の不良債務等を抱え、病院事業の破綻という最悪の状態も危惧されております。

県立病院の経営再建は、県政が長年の重要課題としてきたところであり、これまで４次にわたって経営健全化計画が実施されてきました。残念ながら再建に至っていないというのが実情であります。

これまでの経緯から、当局は病院事業再建の早期解決のため平成23年度をめどに公営企業法の全部適用の継続か、独立行政法人への移行か、論議が交わされているところだと考えております。

そこで質問します。

⑴、県立病院の独立行政法人化について。

ア、独立行政法人化に対し、地域や病院現場はどのような懸念を持っておりますか。そのことについて県はどのような考え方を持っていますか。

イ、独立行政法人に伴い、現在病院事業が抱えている累積赤字は法人へ引き継ぐのか。また、移行後の法人への交付金はどうなりますか。

ウ、独立行政法人への移行にはどれくらいの期間を必要としますか。

⑵、県立病院経営再建計画について。

ア、これまで４回の健全化計画が策定されましたが、健全化に至っておりません。その要因をどう考えておりますか。

イ、今回の経営再建計画とこれまでの健全化計画との違いは何ですか。

ウ、経営再建計画における健全化の目標と考え方はどうか伺います。

エ、公立病院の赤字の要因は、人件費の比重が大きいと言われております。県立病院の人件費の状況は民間病院等と比較してどのような水準にあるか伺います。

オ、経営再建計画では人件費を抑制するためにどのような取り組みを行いますか。

カ、経営再建計画について、病院現場からどのような意見がありますか。それに対して、どう対応しますか。また、現場と一体となった取り組みは可能ですか、伺いたい。

キ、今回の経営再建計画を具体的にどのように進めていますか。進捗状況等の検証はどのような体制で行いますか。

３、土木建築行政について。

平成17年に発覚した耐震偽装事件の発覚後、改正建築基準法が平成19年6月20日に施行されました。建築の着工数が激減し、建設業界は大きな影響を受けてまいりました。

１年以上が経過した現在でも、本県でのその影響はいまだ続いており、談合事件やアメリカ発の金融危機による世界同時不況も重なり、建設業界の経営状況はまだまだ厳しいとの報告であります。これまで建築関係団体による国や県への対策が要請されてきましたが、苦境に立たされた業界を救済するためには、強力な対応・対策を迅速に行う必要があると考えております。

そこで伺います。

⑴、改正建築基準法の施行について。

ア、建築着工の状況はどのようになっていますか。

イ、現場が混乱した理由は何か。その対応・対策についてお聞きします。

ウ、今後の回復の見通しはどのようになっているか。

⑵、公共事業、景気対策について。

ア、国の第２次補正予算に係る事業を含め、公共工事の早期発注願いに対してどう考えているか伺います。

イ、建設工事における最低制限価格を90％まで引き上げる旨の要請がなされているが、県の基本的な考え方を伺いたい。

⑶、中部地域の道路行政について。

昨年は、道路特定財源の一般財源化をめぐり、いわゆる「ねじれ国会」の中で、ガソリン税など暫定税率の廃止と復活、また国際的な原油高騰なども重なり地域経済に混乱を来しました。一般財源化にあっても、国や県においては道路交通諸問題の解決に向けて日々一生懸命取り組まれていることは承知をしております。

従来、東海岸地域は西海岸地域に比較して構想の出おくれもありましたが、中部地域の現状は北谷、宜野湾地域の西海岸開発、また東海岸地域におきましては、中城湾港新港地区のＩＴ津梁パーク開発などがあり、道路交通の需要もますます盛んになるものと予想されます。バイパス道路や現道路の拡幅整備など道路機能の向上がより重要になると考えており、同時に地域活性化と雇用創出効果も含め、大いに期待しているところであります。

そこで伺います。

ア、中部地域全体の県道の整備状況について伺います。

イ、中部東海岸地域の開発に必要な役割を果たしている個別道路線として、ＩＴ津梁パークへのアクセス機能を担う県道36号線と勝連半島地域への主要幹線である伊計平良川線の進捗状況及び完成見通しについて伺いたい。

ウ、これらの道路整備の進捗を踏まえ、中部地域の今後の道路整備の取り組み方針について伺います。

４番目に、環境行政について。

⑴、公共関与事業について。

産業廃棄物処理施設は、環境意識の高まりや廃棄物処理に対する不信感などにより、その立地がいまだ全国的に困難な状況になっており、産業廃棄物の適正処理体制を確保することは重要な課題になっているとの説明がありました。そのため県では、これまで適正処理の確保と生活環境の保全、そして経済産業活動を支えるため、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備に取り組んできております。事業内容について質問を行います。

ア、本県における産業廃棄物処理の現状はどうか伺います。

イ、公共関与最終処分場の施設規模について伺いたい。

ウ、地域に受け入れられる施設としてどのような処分場を整備しようとしているのかお聞かせください。

エ、どのように立地候補地を選定したのか。

オ、公共関与事業の進捗状況と今後の取り組みについて伺います。

カ、公共関与による最終処分場ができるまで、県はどのように対応していくのかお聞かせください。

５、教育行政について。

「教育は、国家百年の大計」、教育は人なり、教育は地域をつくり、教育は国をつくります。人材育成こそ、私たちが次代を担う子供たちのために目指すべき大きな事業だと考えております。

幸いにも知事は、多様な人材育成を図るため、あらゆる対策の拡充推進など、本県教育の機会均等とその

教育水準の維持向上に傾注しておられることに対し、高く評価しているところであります。

しかし高校教育課程を修了し、就職の進路を選択した生徒たちの世界同時不況による就職内定取り消し問題や、学力向上対策問題、そして文教厚生委員会における学校視察、意見交換等での県立盲学校編成整備に対する要請等を含め、教育環境整備にはもっともっとしっかり対応すべきだと考えております。

そこで質問を行います。

⑴、高校生の出口問題で、新規高卒者の就職内定率はどうか、内定取り消しはあったか伺います。

⑵、学力向上対策で、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、県教育委員会検証改善委員会の取り組みはどう対応しましたか、伺いたい。

⑶、特別支援学校編成整備計画の中で、県立盲学校については、併設型ではなく単独型の視覚特別支援学校として継続の要請があり、尊重すべきだと思いますが、教育長の考え方をお聞かせください。

⑷、新学習指導要領について。

ア、改訂内容と実施時期はどうか伺いたい。

イ、約10年に一度の見直し改訂に伴う県の対応と取り組みはどうなっていますか。

６番目に、公安関連について。

⑴、サイバー犯罪について。

近年、国内における事件・事故等が情報ネットを通して即座に私たちの目や耳に飛び込んできます。各個人が常に持ち歩き、連絡がとり合える「文明の利器」携帯電話、その情報技術の進歩は目覚ましいものがあります。

反面、このような通信手段を悪用したサイバー犯罪も後を絶ちません。報道によりますと、県内における昨年１年間のサイバー犯罪の摘発件数が過去最多とのことであり、この被害者の中には子供たちも多く含まれているとのことであります。

私は、これまでフィルタリングによる防止対策も含め、機会あるたびにサイバー犯罪や学校裏サイトについて質問してまいりました。そのことが警察、学校そして行政当局の関係機関が連携を密にして、被害防止を図るため、県民への啓蒙・啓発活動につながることを期待しているからであります。

そこで伺います。

ア、サイバー犯罪の実態と相談件数について伺います。

イ、サイバー犯罪の摘発件数及び特徴について伺いたい。

ウ、サイバー犯罪被害防止のための対応・対策はどうなっていますか。

⑵、学校裏サイトについて。

去る２月13日、三重県教育委員会では、いじめの温床とされる学校裏サイトに絡むトラブルを防ぐため、来る４月から県内の公立中学校、高等学校約230校に関する非公式サイトの監視を始めるとの報道がありました。

本県教育庁においては、昨年７月から既に学校裏サイトについての実態調査が行われており、大きな意義ある対策を評価しているところであります。特に、子供たちとじかに接しその指導が可能な学校現場において、生徒や保護者に対し被害防止のための啓蒙・啓発の情報発信をすることがまさに重要だと考えております。

親しい友人同士の情報手段である学校裏サイトは、その中で行われるやりとりの内容が、友人への誹謗中傷によるいじめや飲酒を呼びかける書き込みもあると聞いております。

そこで教育長に伺います。

ア、教育庁が行った学校裏サイトの実態調査結果について伺いたい。

イ、実態調査結果を踏まえた課題及び今後の対策はどうなっているか伺いたい。

⑶は削除いたします。

○議長（髙嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　仲田議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第１に、県財政に係る御質問で、産業振興など具体的な予算計上事業についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

平成21年度当初予算編成におきましては、限られた財源を緊急かつ重要な施策に重点的・効果的に配分をいたしました。

主な施策について、その概要を申し上げますと、第１に、「産業の振興」であります。

この産業の振興では、情報通信産業の集積・振興を図る「沖縄ＩＴ津梁パーク整備事業」や国内外での観光誘客プロモーションなどを行う「沖縄観光特別対策事業」、そして農林水産業の振興としましては「おきなわブランド豚供給体制整備事業」などがございます。

次に、「雇用創出」関係では、「みんなでグッジョブ運動」のさらなる展開を推進いたしますほか、沖縄県の構造的な失業問題の改善を図るための「雇用戦略プログラム推進事業」などについて所要額を措置した

ところであります。

また、「福祉医療の拡充」では、「新型インフルエンザ対策事業費」や障害者の共同生活を支援します「グループホーム等整備推進事業費」などがございます。

そして「離島の振興」では、専門家の活用によります離島の産業振興などに資する担い手を育成する「離島活性化総合支援モデル事業」、新石垣空港建設事業や伊良部架橋建設事業などの主要継続プロジェクトの推進などについて所要額を措置したところでございます。

次に、土木建築行政に係る御質問の中で、公共工事の早期発注についての御質問にお答えいたします。

国の平成20年度第２次補正予算の成立を受け、沖縄県におきましても、土木建築部関係で約15億7000万円の補正予算を今議会に提案したところであります。昨今の厳しい経営環境に直面する建設産業の活性化を図るため、速やかな発注に努めてまいる所存でございます。また、平成21年度の公共事業予算につきましても、上半期における着実な執行に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

同じく土木建築行政に係る御質問で、中部地域の県道の整備状況についてという御質問にお答えいたします。

中部地域における県道の整備状況は、平成19年10月に勝連半島を外周する与那城具志川線が完成供用し、現在は県道36号線や伊計平良川線等の12路線についてバイパスや現道拡幅等の整備を推進いたしているところでございます。平成20年度末の進捗率は、事業費ベースで約70％となる見込みでございます。

同じく土木建築行政に係る御質問で、県道36号線及び伊計平良川線の進捗状況と完成見通しについての御質問にお答えいたします。

県道36号線は、沖縄自動車道・沖縄北インターと中城湾港・新港地区を結ぶアクセス道路として整備を進めております。平成20年度末の進捗率は、事業費ベースで約70％の見込みであり、平成22年度内の完成供用を目指しているところでございます。また、伊計平良川線につきましては、うるま市屋慶名から既成市街地を迂回し、与那城西原に至るバイパス道路の整備を進めております。

平成20年度末の進捗率は、事業費ベースで約90％の見込みであり、平成22年度内の完成供用を目指しているところでございます。

同じく土木建築行政に係る御質問で、中部地域の今後の道路整備の取り組みについてという御質問にお答えいたします。

県におきましては、沖縄総合事務局とともに、向こう５年間の道路整備の方向性を示します「中期計画」の策定作業を進めているところでございます。

当該計画におきまして、交通需要推計や広域道路網の配置等につきまして検討をいたしております。中部地域につきましても東西幹線道路の強化や基地跡地利用の支援道路など、新たな道路の必要性や整備の優先度等につきまして検討していく考えでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君）　総務部長。

〔総務部長　宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君）　県財政についての御質問で、収支不足の状況とその対応についてお答えをいたします。

平成21年度予算編成においては、社会保障関係費や公債費の増加に加え、県立病院繰出金の特例的な増額等により、予算編成過程で269億円の大幅な収支不足が生じました。このため、財政調整基金等の主要４基金の取り崩しや退職手当債等の県債の増発に加え、県立病院繰出金の財源として水道事業会計から特例的な借り入れにより対応することとしております。

続きまして、自主財源の確保についてお答えいたします。

自主財源の確保につきましては、沖縄県行財政改革プランに基づき、県税の徴収強化や使用料及び手数料の定期的な見直し、未利用地及び貸付県有地の売り払いなど、自主財源の確保に努めているところでございます。さらに、中長期的には本県経済の活性化に結びつく産業振興施策の推進により、税源の涵養を図っていきたいと考えております。

続きまして、県債残高と公債費の現状等とその対策についてお答えいたします。

平成19年度一般会計決算における県債残高は6482億円、公債費は743億円となっており、近年増加傾向にあります。これは平成13年度から導入されました赤字地方債である臨時財政対策債や団塊世代の大量退職等に伴う退職手当債等の発行が主な要因でございます。

今後の県債残高につきましては、一定の前提条件で試算した場合、平成21年度をピークに減少する見込みですが、平成27年度までの間はおおむね6000億円台の高い水準で推移することが見込まれております。また、公債費についても今後増加し、平成24年度には800億円を超え、ピークとなる平成31年度には1100億円を超えることが見込まれております。

県におきましては、沖縄県行財政改革プランに基づき、県単箱物整備の抑制を図るとともに、一般会計の県債発行額を国の地方財政対策等に係るものを除きおおむね250億円以内に抑制することとしており、県債発行に当たっては、引き続き事業の必要性や効果等を勘案しながら慎重に対応していきたいと考えております。

続きまして、今後の財政運営の改善についてお答えいたします。

本県財政は、今後とも多額の収支不足が生じることが見込まれる厳しい状況にあります。

県としましては、収支不足の解消を図っていくため、引き続き県税の徴収率向上や使用料・手数料の見直しなど自主財源の確保、職員数の適正化、事務事業の見直しなど財政健全化策を進めていくとともに、次年度は新組織を設置し、新たな行財政改革プランを策定することとしており、安定的な財政基盤の確立に向けてさらなる行財政改革を推進してまいります。

○議長（髙嶺善伸君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　県立病院事業についての御質問の中の、独法化に対する県民、病院職員の意見等についてにお答えいたします。

県民説明会は、県民に基本構想案の内容を説明するとともに、意見の聴取を行うことを目的として、宮古、八重山、北部及び那覇の４カ所で開催しております。

基本構想案では、県立病院の地方独立行政法人への移行が盛り込まれたことから、県民説明会においては地方独立行政法人制度の概要も説明いたしました。県民からは、独法化すると県が公的医療の提供に必要な財政負担を抑制するのではないか、また、採算性が重視され、公的医療の提供が後退するのではないかなど独法化後の制度の運用を懸念する意見が多く出ました。

県立病院職員への説明会は、県民説明会と同様の目的で１月23日から２月３日にかけてすべての県立病院で開催しました。職員説明会においては、地方独立行政法人への移行よりも職員の意識改革、または優秀な経営人材の育成が重要である、公的医療に対する財政負担の抑制や採算性を過度に重視した経営など、独法化後の制度の運用に不安があるなどの意見がございました。特に、宮古、八重山の説明会においては、県民、病院職員の両方から、医師や看護師の確保が困難になるのではないかなどの意見が出されました。

このようなことから、地方独立行政法人法において、法人が担う救急医療、離島医療などの公的医療の提供に要する経費については、現在の地方公営企業法と同様に、県の財政負担が義務づけられていること、法人の業務運営の重要事項については、県議会の議決が必要とされていること、また現在の６県立病院が一体として独立行政法人に移行することを基本としているため、医師、看護師などの人材確保の仕組みは維持されることなどについて説明を行いました。

続きまして、累積赤字の取り扱いと移行後の法人への交付金についてにお答えいたします。

地方独立行政法人法第６条第１項では、「法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。」と規定されています。この規定の効果として、本県病院事業が債務超過状態に陥っている場合、地方独立行政法人への移行は認可されませんので、このような場合は、県に債務を残すか、または県から金銭出資を行うといった手法により債務超過状態を解消する必要があります。

病院事業の現在の財務状況から試算しますと、病院事業は債務超過状態にあることが見込まれることから、病院事業が地方独立行政法人へ移行する場合は、県から出資を行う必要があり、これによって、現在、病院事業が抱えている資金不足は解消されるものと見込んでおります。また、累積債務も解消されることになります。

移行後の地方独立行政法人への交付金については、同法第85条の規定により、救急医療や周産期医療等のいわゆる政策医療等の実施に要する経費を現在の地方公営企業と同様に引き続き県が負担することになっております。

続きまして、地方独立行政法人化に必要な移行期間についてにお答えいたします。

地方独立行政法人への移行につきましては、準備作業を勘案すると２年程度の移行期間を要するものと認識しております。しかしながら、県立病院のあり方検討部会におきましては、南部医療センター・こども医療センターと那覇市立病院との再編協議について、両病院の関係者間で、平成23年度中をめどに結論を出すこととされていること、精和病院については、医療観察法の指定及び指定管理者制度導入の是非を検討する必要があることなどから、地方独立行政法人を構成する基本的な組織が確定するまで一定期間を要することを考慮したほか、病院現場の理解を得て県立病院改革を進めていく観点から、３年間の移行期間を設定し、平成24年度をめどとして地方独立行政法人へ移行することを提言しております。

以上でございます。
○議長（髙嶺善伸君）　病院事業局長。
〔病院事業局長　知念　清君登壇〕
○病院事業局長（知念　清君）　県立病院事業についての御質問の中の、これまでの健全化計画が達成されなかった要因及び経営再建計画案との違いについて一括してお答えします。
これまでの４次にわたる経営健全化計画では、単年度赤字の解消を目標として取り組んでまいりましたが、診療報酬の低率改定や目標の管理体制が不十分であったことなどから、計画の達成には至りませんでした。
今回の計画は、新たな経営改善の取り組み強化とあわせて一般会計からの繰入金の増額、公立病院特例債の活用など、経営再建に向けた具体的な財源の裏づけのもとに立案した計画であります。
続きまして、再建計画案の目標についてお答えします。
経営再建計画案は、平成21年度から平成23年度を経営再建期間と位置づけ、１つ目に公立病院特例債の活用等による不良債務の解消、２つ目に一般会計からの支援の強化等による約100億円の資金不足の解消、３つ目に各種加算の取得及び経費削減プロジェクト等による経常黒字化の達成を目標として掲げております。
続きまして、県立病院と民間病院の人件費についてお答えします。
病院事業局が把握している資料に基づき、県立病院と県内民間病院の給与月額を比較すると、医師は県立が125万3048円であるのに対し、民間は119万426円となっております。これは、県立病院が24時間365日の救急医療等を担っていることによる時間外勤務手当や離島・僻地に所在する病院の職員に支給される手当等によるものと考えております。
看護師は、県立が44万2533円であるのに対し、民間は30万6343円となっており、その他の医療技術職員についても県立が民間を上回っております。これは県立病院の職員の平均年齢が民間より高いことや、年功的な給与体系などによるものと考えております。
続いて、人件費抑制の取り組みについてお答えします。
病院事業局においては、現在、実施している給料の３％等を減額する特例措置に加え、経営再建計画の取り組みの一つとして、給料の調整額を段階的に廃止することとしております。また、今後の課題として、給与制度を基本的に見直し、職務給の原則等に立って、職務、実績に応じた処遇の確保を図るなど、地方公営企業制度に適合した給与制度への移行を検討することとしております。
続きまして、再建計画案に対する現場の意見と対応についてお答えします。
経営再建計画案については、６つの県立病院現場での説明会を行い、全職員の約３分の１に当たる約800名が参加しました。その中で、本庁と各病院現場が一体となって経営再建計画案を推進するための共通認識が醸成されました。また、経営再建計画案に含まれている給料の調整額の廃止についても労働組合と合意に達したところであります。
最後に、再建計画案の進め方と検証についてお答えします。
経営再建計画案は、平成23年度までを経営再建期間と位置づけ、不良債務及び資金不足の解消並びに経常収支の黒字化という３つの目標を掲げ、国の制度の活用や一般会計の支援を得ながら経営再建に取り組むこととしております。
計画の推進に当たっては、外部有識者等による評価機関を設置し、毎年度の進捗状況を検証することとしております。
以上でございます。
○議長（髙嶺善伸君）　土木建築部長。
〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕
○土木建築部長（漢那政弘君）　土木建築行政についての御質問の中の、建築着工の現状及び今後の見通しについて一括してお答えいたします。
改正建築基準法の施行後、建築確認件数が減少するなど厳しい状況が生じましたが、国が公表している建築動態統計調査によりますと、沖縄県における今年度の全着工建築物の月平均床面積は例年の103％となっております。しかしながら、最近の経済状況なども勘案しますと、今後の建築着工の見通しは必ずしも予断を許さない状況にあると考えております。
続きまして、混乱した理由及び対応策についてお答えをいたします。
建築確認件数が減少した原因は、構造技術者の不足、規則に基づく厳格な審査の実施、構造計算プログラムソフトの大臣認定のおくれなどが挙げられますが、最も大きな原因は想定外の構造技術者不足であると考えています。
県は、その対策として、沖縄県建築設計サポートセンターの設置、県外構造技術者紹介事業、事前審査の延長などの対策を講じてきました。また、県では小規模住宅の建築確認の円滑化を図るため、国や沖縄県建築士事務所協会の協力を得てことし５月から２年間、

構造計算適合性判定を行う予定であります。

続きまして、最低制限価格の引き上げについてお答えします。

最低制限価格は、不良工事の防止等公共工事の適正な施工の確保及び建設業の経営基盤の確保のため、原価割れ受注の防止を図ることを目的として設定されております。

県においては、最低制限価格はいわゆる公契連モデルによる算出額を基本に沖縄県財務規則第129条に基づき、契約の種類及び金額に応じて設定しており、平成18年４月に５％引き上げ、予定価格の100分の65から100分の85の範囲としたところであります。

また、低価格入札を防止し適正な工事の品質を確保するため、平成19年度から従来の価格のみの競争に技術的な要素を加えた総合評価落札方式を導入するとともに、本年１月から設計金額の事前公表を取りやめたところであります。

さらに、最低制限価格の見直しについては、沖縄県建設業審議会へ諮問することを予定しており、審議の状況や答申を参考にするとともに、公契連モデルの動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　文化環境部長。

〔文化環境部長　知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君）　環境行政についての御質問で、産業廃棄物処理の現状についてお答えをいたします。

県の産業廃棄物排出量は、平成18年度実績で193万7000トン、最終処分量は16万4000トンとなっております。

また、本県における産業廃棄物最終処分場のうち、民間の処理業者が設置している稼働中の管理型最終処分場は２施設のみで、平成19年３月現在、その残余容量は３万立方メートルであり、管理型最終処分場については逼迫した状況にあります。

次に、公共関与最終処分場の規模と施設整備に向けた県の考えについて一括してお答えいたします。

公共関与最終処分場の施設規模については、産業廃棄物処理の状況と将来予測をもとに、中長期的な減量化及びリサイクルの進展等を考慮し、15年間の埋立容量として約36万立方メートルと設定いたしました。

整備に当たりましては、環境負荷の低減を図りつつ周辺地域との協調を図ることで、地域に安心して受け入れられる安全な最終処分場を整備するとともに、地域の意向を踏まえながら周辺環境整備にも取り組んでいきたいと考えております。

次に、立地候補地の選定についてお答えいたします。

立地候補地の選定に当たっては、学識経験者、県民団体、経済団体及び市町村等で構成される公共関与事業推進会議において、客観的指標に基づき、周辺環境等への配慮や経済性の考慮などの選定基本ルールを定め、情報公開による透明性を確保するとともに、段階的な絞り込みを進め、本部町崎本部、名護市安和、浦添市伊奈武瀬の３候補地が選定されたところでございます。

次に、公共関与事業の進捗と今後の取り組みについてお答えをいたします。

公共関与最終処分場の立地候補地３カ所において、それぞれの関係者に理解と協力を求めているところですが、用地の決定には至っておりません。

処分場の整備に当たっては、共通認識の形成を図り地域との信頼関係を構築することが重要であると考えており、関係自治体や地域の方々の理解と協力が得られるよう努めていきたいと考えております。

次に、公共関与最終処分場の完成までの対応についてお答えをいたします。

廃棄物処理の課題解決には、排出事業者による廃棄物の発生抑制、再使用・再生利用の促進を図るなど、廃棄物の適正な循環的利用及び処理のための施策を推進することが重要であると考えております。

県では、産業廃棄物の３Ｒに資する施設整備・研究開発に対する助成制度や、県産リサイクル製品認定制度の普及促進等により廃棄物の排出抑制・減量化を図るなど、循環型社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に進め、公共関与事業の進捗に応じた廃棄物の適正処理の確保に努めていくこととしております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　教育行政についての御質問で、高校生の就職内定率、内定取り消しについてお答えいたします。

沖縄労働局の調査によりますと、12月末現在の高校生の就職内定率は49.0％で、前年同期を3.3ポイント下回っております。

就職内定取り消しにつきましては、11月に県外企業から１人の内定取り消しがありましたが、当該生徒は１月に別の県外企業に採用が内定しております。

県教育委員会としましては、今後とも関係機関等と連携を強化し、高校生の就職支援に努めてまいります。

次に、学力向上対策に係る検証改善委員会の取り組みについてお答えいたします。

全国学力・学習状況調査の分析結果から、本県の児童生徒は基本的な生活習慣の確立や基礎学力の定着、学習意欲などに課題があるものと考えております。

沖縄県検証改善委員会においては、各学校の授業づくりのヒント集として、「「確かな学力の向上」支援プラン」を策定し、わかる授業の構築を目指しております。

また、各学校の授業改善の支援や家庭における学習習慣の確立を図るために、授業実践事例集や家庭学習の手引を作成、配付し活用を図っているところであります。

県教育委員会としましては、沖縄県検証改善委員会からの提言を受け課題解決に向けて多様な視点から取り組むため、教育庁内に学力向上施策検討委員会及び学力向上推進プロジェクトチームを設置し、沖縄県学力到達度調査を実施したところであります。

今後は、新教育課程の実施を見据えた学力向上主要施策を策定し、各学校における授業改善や教師の指導力向上を図る取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に、沖縄盲学校の単独型の視覚特別支援学校としての存続要請についてお答えいたします。

学校教育法が改正施行され、従来の盲・聾・養護学校は複数の障害種に対応した教育を行うことができる特別支援学校制度へと改められました。

県教育委員会としましては、特別支援学校を整備する場合には、障害種ごとの教育課程や学級編制及び障害の特性に応じた教室等の区分により、専門性の維持及び安全性の確保に努めることを説明しております。

現在、沖縄盲学校の保護者等へ敷地面積なども考慮した校舎配置図等を示し意見交換を行っておりますが、安全性の確保への懸念が払拭できない場合には計画の見直しもあり得るものと考えております。

次に、新学習指導要領の内容と実施時期についてお答えいたします。

平成20年３月に新幼稚園教育要領及び新小学校・中学校学習指導要領が告示され、幼稚園においては平成21年度から、小学校は平成23年度、中学校は平成24年度から全面実施されます。なお、平成21年度から道徳、「総合的な学習の時間」等を先行実施するとともに、算数・数学及び理科については内容の一部を先行実施することとしております。

今回の改訂の主な内容は、幼稚園については、幼・小の円滑な接続を図るため幼小連携を推進すること、望ましい食習慣の形成を図るため食育を充実すること、地域における幼児期教育のセンターとしての役割を担うために、子育て支援や預かり保育を充実すること等が挙げられます。

小学校・中学校については、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成及び学習意欲の向上を図るため授業時数増を図り、特に言語活動や理数教育を充実すること、外国語教育の充実を図るために小学校高学年から外国語活動を導入すること等となっております。

次に、県の対応と取り組みについてお答えいたします。

県教育委員会としましては、新学習指導要領の実施に向けて県の方針を示すとともに、改訂の趣旨、内容の周知を図るため、教員等を対象にした研修会を実施したところであります。

また、各幼稚園、各小中学校において、新学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施並びに授業改善に資するために、「幼稚園教育課程編成要領」及び「小学校・中学校教育課程編成要領」とリーフレットを作成し配布をしたところであります。

今後は、一人一人の授業づくりの改善・充実等のために、教育事務所単位で「教育課程研究集会」を開催することとしております。

また、時数増に対応するため学習支援非常勤講師の配置、小学校の英語活動を支援するため県立総合教育センターにおいて、インターネットを活用した小学校外国語活動講座を実施するなど、新教育課程の円滑な実施に向けて適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、公安関連についての御質問で、学校裏サイト実態調査結果についてお答えいたします。

学校裏サイトの実態につきましては把握することが困難な状況にあったことから、平成20年６月より、携帯電話会社から携帯電話80台の貸与を受けて、学校裏サイト等インターネットに係る状況調査を行うネットサーチプログラムを実施しております。

平成20年11月末現在、高等学校60校、中学校12校における調査結果では、誹謗中傷の書き込みが23件、その他飲酒情報等が報告されております。

誹謗中傷の掲示板につきましては、業者に依頼をし削除したとの報告を受けております。

県教育委員会としましては、引き続き学校と連携しその実態の把握に努めていきたいと考えております。

次に、実態調査結果の課題及び対策についてお答えいたします。

調査結果によりますと、学校裏サイト等の掲示板につきましてはパスワードが設定されている状況にあり、報告を受けた誹謗中傷等のサイト掲示板については、そのほとんどが生徒からの相談による発見となっております。

学校においては、インターネットの特性や適切なネット利用等、情報モラル教育の充実に努めるとともに、児童生徒のマナー等のより一層の向上を目指し、情報教育・生徒指導を通して指導の強化充実に取り組んでいるところであります。

さらに、児童生徒を有害情報から守るという観点から、フィルタリングによるアクセス制限等について家庭との連携を通して周知に努めているところであります。

県教育委員会としましては、今後とも学校、家庭、警察、関係機関・団体等と連携し、インターネットに係る問題について共通理解を図り、児童生徒の健全育成に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　警察本部長。

〔警察本部長　得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君）　サイバー犯罪の実態と相談件数についてお答えします。

インターネットを利用した犯罪、いわゆるサイバー犯罪は、携帯電話等の普及に伴い年々増加傾向にあるほか、その手口も多様化・巧妙化している状況にあります。

県警察に寄せられたサイバー犯罪に関する相談受理件数につきましては、平成16年の1050件をピークに平成18年は633件まで減少しておりました。平成19年は739件と増加に転じ、平成20年も854件で前年に比べ115件増加しております。

昨年中の相談の内訳は、詐欺・悪質商法の相談が427件で最も多く、次いで名誉毀損・誹謗中傷に関する相談が161件となっており、そのうち学校裏サイト上の誹謗中傷に関する相談は６件で、前年に比べ17件減少しております。

次に、サイバー犯罪の摘発件数及びその特徴についてお答えします。

県内におけるサイバー犯罪の検挙は、平成18年21件、平成19年８件、平成20年54件で推移し、平成20年の検挙件数は過去最多となっております。

昨年中の検挙の内訳は、詐欺が28件で最も多く、次いで青少年保護育成条例違反12件、児童買春・児童ポルノ法違反６件などであります。

検挙した事件の内容を見てみますと、掲示板に虚偽の求人募集を書き込み、その登録料を多数の者に振り込ませた事案、電子メール等を利用した犯行予告事案などがあり、インターネットの特徴である匿名性の高さや地理的・時間的無制約性などが悪用され、被害が不特定多数の者に及んでいる状況にあります。

次に、サイバー犯罪被害防止のための対策についてお答えします。

昨年中は、テレビやラジオを利用した県民向けの広報に加え、県民や教育機関の要請に応じた防犯講演、企業や自治体向けのセキュリティーセミナーなど、約４万人を対象に268回実施しており、前年に比べて受講人数で約２万2000人、実施回数で182回増加しております。

中でも子供たちがインターネット利用をきっかけに犯罪に巻き込まれるのを防止するためにはフィルタリングの普及が重要と考えており、保護者や学校の先生への働きかけを強化しているところであります。

県警察におきましては、今後ともサイバー犯罪の取り締まりを強化するとともに、関係機関と連携して犯罪の未然防止のための情報発信やフィルタリングの積極的活用を促進するなど、県民がサイバー犯罪に巻き込まれないための対策を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　仲田弘毅君。

〔仲田弘毅君登壇〕

○仲田　弘毅君　御答弁ありがとうございました。

知事から答弁がありました勝連半島の一周道路、与那城具志川線、これは平成19年の10月に完成をして、地元の皆さんが供用して、大変道路事情がよくなったというお褒めもいただいております。

しかし、この半島の一周道路は具志川から与那城を通って平敷屋の県道８号線に今連結しているわけですが、残念ながらその北側路線は完成しましたけれども、中城湾に面した南側の路線が全然手をつけられていないような状況であります。知事からじかに答弁がありましたけれども、中部地区の中期計画の中で、今後その必要性、重要度を見て中期計画を立てていきますという答弁がありましたので、そこの南側路線に対してもう一度御答弁をお願いしたいと思います。

それから、伊計平良川線に関しましては、交通アクセス、これは企業に向けてあるいは民間の生活道路として、あるいは観光スポットへの連結として大変重要視されて、重要性も増してきているところでありますが、残念ながら伊計平良川線が一番最終の伊計島に向けての宮城島内の、この島内の県道整備の取り組みがまだなされてないということであります。そこの点を

まず再質問したいと思います。

あと１点は、今問題になっております県立病院の独法化あるいは全適の継続かということでありますが、これは福祉保健部とあるいは病院事業局の御意見がちょっと若干スタンスが違うんじゃないかなという、今論議が交わされていることは重々承知のとおりでありますが、全適から３年目に入るけれども、その全適か独法化か、これを23年に結果待ちではなくて、その準備に関しましてはしっかりと同時併用で23年に向けて対応していく必要があるんじゃないかというふうに考えておりますけれども、執行部の御意見を聞きたいと思います。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午後２時27分休憩

午後２時28分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　仲田議員の再質問に答弁させていただきます。

特に県立病院事業に関してですが、今、独法化それとも全適のままかという議論に確かにこれはそれぞれの意見があります。ですが、きのうも私答弁しましたように、まず、あり方検討会の審議会の答申が３月になって最終的に出てまいります。それを受けて、そしてきのう申し上げましたようにそれを尊重します。これが第一です。

そしてこの独法化へ向けても二、三年やっぱり徹底した準備期間が必要だそうです。ですから、それまでの間は今の全適の形で行きますから、ただ、今この全適の形ででもこういう赤字体質、そしてこの公的な医療にむしろ差しさわりが出かねないというあれになりつつありますから、しかしこの３年分は予算の手当てはしておきましょう。その間、徹底した全適としてのやっぱり改良・改善はやってもらう。そして一方で独法化にいけるような準備も無論整えながら、毎年毎年結果が出てきますから、可能性があるか、かなりきついかというのは出てきますから、まず私は答申を尊重します。それでそれを方向にしながら、しかし３年間全適の形はとってますから、これも徹底してやっぱり改良・改善をしないと、仮に、何と言いますか、どちらかを選択するような事態が３年後に発生したとしても、今の全適をもう徹底して改良・改善してない限りこれはどうにもなりませんから、ある意味で今議員がおっしゃったように、２つ並べた形で準備はしっかりやっていきます。それで毎年その可能性をチェックしてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　再質問にお答えします。

まず、与勝半島の一周道路として半島の南側の道路の整備、そしてもう一つ、宮城島島内の県道の整備という２点の再質問にお答えします。

与勝半島の南側、それから宮城島内の道路整備につきましては、ホワイト・ビーチの米軍提供施設との関連、それから両地域の将来の交通、土地利用の動向、それから地元の意向等を踏まえた上で整備の必要性、それから優先度等を勘案した上で検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　浦崎唯昭君。

〔浦崎唯昭君登壇〕

○浦崎　唯昭君　こんにちは。

一般質問を行います。

知事は県政の運営方針の中で、国際社会が100年に一度の危機であると。まさにそういう状況に立ち至っているような感じがいたしております。麻生総理も、我が国が世界の中で一日も早くそれから抜け出したいということを言っておられます。まさに知事の行政も100年に一度の厳しい局面に立たされていると同じ認識をしなければならないと、このように思っておりますし、知事の県政の方針に対しまして同感をするものでございます。

そのことを念頭に置きながら、通告をしました一般質問を行います。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

脚下照顧という言葉があります。直訳すれば、足元を照らして顧みること。つまり過去があって今があり、今があって明日がある、そういうことだと思います。また、他に責任を転嫁することなく問題解決の糸口は常に足元の我にあるとの解釈もあります。

そういう中で、１番目に、内憂外患、多事多難、激変緩和、まさに未曾有の大いなる不透明な時代にあって、今こそ来し方を振り返り足元の現実を直視しつつ、行く末をしっかりと案じるときであり、場面であります。

そこで、まず任期半ばを過ぎた知事の現在の心境と難しい時代に突入した任期後半にかける決意・意気込みのほどを素直にお聞きをしたいと思います。

次に、政治家の資質の問題でもありますが、余りにも嘆かわしい昨今の国政の現状を踏まえ、同時に地方政治のあり方にも思いをいたすとき、政治の世界に身を置く者の一人として、現在の政治状況は憂慮という表現を通り越して、まさに憤慨にたえないものに立ち至っていると考えるものであります。

政治家の職務は、それぞれ国政・県政とその働く場所や役割、立場の違いはあろうとも、国民・県民から負託を受け信頼を得て初めて成り立つものであることは申すまでもありません。「政治は国民のもの」という原点に立脚するのは政治行動の大前提であります。国民から信頼を失えば、これはもう政治家とは言えず、政治屋になり果てたやから、議会制民主主義を崩壊させる危険人物と言っても過言ではないと思うのであります。まさに国家の品格と日本人の衿持の喪失に危機感を抱かざるを得なくなってしまうのであります。その渦中にある国政のトップリーダーの右顧左べん、また右往左往たるや本当に情けなく思っております。一貫不惑で毅然としたところがまるでない。特に、さきの驚愕のふらちな行動により全世界に醜態をさらし、世界に貢献すべきときに日本国への信頼を大きく失墜をさせた副大臣の存在にはあきれ果てて、かつ心を痛めたのは私一人ではないと思います。政治家の緊張感のなさ、ここに至れりであります。

加えて、政権交代をにしきの御旗にした近視眼的な野党の幹部の言動も政局ありき、党利党略、自己本位、目先のことに終始をしている。軸足も定まらずに何でもあり、そこにあるのは数の論理と根拠のないパフォーマンスのみ。もはや日本国家創造の崇高な理念や揺るぎない確固とした信念も、そして何より節度と品位が全く感じられないものと思っております。

この低レベルの国政の与野党の惨状を憂えるとともに、私どもの憤慨も大きくなるばかりで衰えることはないのであります。

地方自治の責任としてもあるべき政治の原点に立ち向かって、まず襟を正し、ぶれることなくおのれを正しみずからを変え、地方から中央を変革していく気概を持って対処をしていく契機としたいものであります。

このような無節操で夢と希望のない国政の閉塞感の真っただ中にありまして、同じ政治家として昭和55年６月の総選挙の途中で急死された大平正芳総理を思い出すのであります。「鈍牛」と言われながらも良質な保守本流を代表する政治家として、私は尊敬し評価するものでありますが、彼の残した唯一の日記帳に次のような文章が記されており、いたく感動いたしております。いわく、何事につけても終わりを考えなくてはいけない、このように述べております。

私は、このような高貴な人生哲学があって初めて日本の総理・宰相・トップリーダーとして信頼されるに足る人物となるものだと思っております。今の総理や党首の日本人としての衿持や覚悟がみじんも感じられない言動には、同じ政治家として終わりを考える時期に確実に至っているものではないかと推察をいたしております。

そこでお伺いをいたします。

最近の国政の動きについての所感と、一国の総理としての資質についての見解をお聞かせください。

次に、最近のマスコミ報道などで気になることですが、知事をトップにした沖縄県庁の行政の姿勢が私を含め、県民になかなか伝わらないのではと危惧するものであります。

毎朝、新聞を開くと、やたら検討会、フォーラム・対策会議など会議・説明会・検討会などのオンパレードで、県民に報道等で紹介された会議は数多く、一体何が、どれが県庁の会議なのか、一体何を決める会議なのか判然としない感を深めざるを得ません。

当然のごとく、会議は開催の目的があり、かつ何事かを決するために開くものであって、検討のための会議、あるいは会議のための会議になっていると思っているのは私一人ではないのではないでしょうか。

県庁が県民のための行政を推し進める県庁ではなく、変革のない縦割り行政の象徴的な存在である小さな霞ヶ関化してはいないか。まさに任期半ばを過ぎた今こそ、知事が沖縄県の行政の長として県民に沖縄の未来像を示し、県庁の部局長が一体となり、知事の政策の具現化・実現化して汗することこそ重要なことと考えるのであります。

そこでお伺いをいたします。

知事が考える知事としてのリーダーシップについてお聞かせください。加えて、執行権者として各部局のあり方についてもお聞かせください。

次に重要なことは、知事の足元の広報部門の強化であります。

知事の政策・施策を広く県民に知らしめ、県外・国外へも的確に情報発信する行政手法も必要ではないかという視点から行政のあり方を考える必要はないかということであります。

あの県土全体が廃墟と化した大戦から既に60年余が過ぎ、復帰から既に37年たっております。地元紙だけを見るならば、まるで本県のことが東京や大阪など県外各地においても大々的に報道され、国民が本県に住

んでいるがごとく本県のことを認識していると考えることは大きな過ちにつながるものと危惧をいたしております。県外のマスコミの報道等では本県の報道は少なくなっており、徐々にではありますが県外の方々から本県のことが忘れ去られようとしているのが現実ではないかと思っております。

そこで、知事の広報のあり方も行政手法として検討すべき重要な課題と考えるのであります。

知事公室は、国の省庁で例えるならば官房部門でありますが、本県の特殊事情から基地問題に重きを置かざるを得ないことは理解はしておりますが、当初の設置目的の知事公室としてのあり方、すなわち知事を支える情報収集部門あるいは情報発信部門としての広報部門は、今後知事がみずから施策を進める上で極めて重要な部門ではないかと考えます。

そこでお伺いをいたします。

知事広報の充実強化を図るとともに、新たな広報手法として全国紙の政治部長なりを沖縄に招聘し、県外の方が忘れ去ろうとしている本県の現実を見ていただくなり、知事と意見交換を行うなど、新たな広報手法を取り入れたらどうでしょうか。

次に、不発弾爆発事故への対応についてであります。これは我が党の新垣哲司議員の代表質問とも関連はいたしますが、私の見解を述べながら質問させていただきます。

まずは、先般の不発弾爆発事故における被害者とその御家族に心からお見舞いを申し上げます。

我が国で唯一県民を巻き込んだ地上戦が行われ、「鉄の暴風」とまで言われた激しい艦砲射撃・空爆等にさらされた本県にとって、不発弾対策問題を戦後処理問題と位置づけることにやぶさかではありません。

しかしながら、終戦直前の本土各都市の状況に思いをいたした場合、昭和20年３月10日の東京大空襲を初め全国各県庁所在地等あらゆる町々が沖縄同様、艦砲射撃や空爆にさらされており、戦後処理問題として沖縄の不発弾問題への解決策・対応策を考える場合、一筋縄ではいかないなという感想を持たざるを得ないのであります。

先日、自民党で実施した不発弾対策の勉強会で、防衛省の不発弾対策課長を初め若い政府の官僚の考え方を聞き痛切にそのことを感じました。

さきの大戦の被害・被災は全国的なものであることから、国において沖縄県のみを対象とした不発弾対策に関する被害者の補償、磁気探査措置等に関する何らかの新たな制度的救済措置を創設させるためには、要望や要請を繰り返すことも重要であることはもちろんでありますが、さきの知事の政治姿勢でもお聞きしたように、県として具体的なビジョン、それを実現させるための実効性ある行政行動も求められているものと考えるのであります。

不発弾問題に対し、当初は実現は困難、あるいは現時点での処理、補償の法整備は検討していないなど、まさに官僚的答弁に終始していたものの、予算委員会で麻生総理が対策は真剣に検討すべきだと指示している旨の前向きな意見を示したことで、佐藤沖縄担当大臣は、総理からの指示もあり真摯に受けとめて検討しているなど、手のひらを返したような発言が相次いでいる状況であります。

県議会を含めた要請活動の結果、「沖縄県不発弾対策安全基金」として被害者への対応する制度の創設を示していただきましたことは、不発弾問題の一つの大きな前進であると思っております。しかしながら、これはあくまでも政治的配慮、すなわち霞ヶ関の官僚の対症療法的な対応であり、問題の本質的解決からはほど遠いものと考えざるを得ません。対応もよく読んでみれば、見舞金の基金を何と沖縄振興対策調整費を使うとのこと。まさに官僚的発想の見本のような対応であります。

論語で孔子はこう言っております。世の中には４つの悪がある。その一つは「虐」。虐待の「虐」であります。意味するところは「教化せずに死刑にすること」であります。次に、「暴」。暴力の「暴」であります。意味は「前から注意せずに急に仕上げろ」ということ。３番目に「賊」。海賊の「賊」であります。これは命令をいい加減にしておいて期限を厳格にすること。そして最後の「悪」。４悪の中でもこの不発弾問題を的確に表現する言葉であります。今から2500年前にもこのような官僚はいたのでありましょう。孔子はこうも言われております。すなわちこれを「猶しく人に与うるに出内の吝かなる、これを有司と謂う。」。現代語にいたしますと、同じく人に分け与えるのに出納がケチである、これを役人根性というと喝破しておるのであります。

今回の不発弾問題に対する政府の対応では、私は役人根性そのものだと思っております。総理がかわり発言にぶれが出た場合、官僚はまたもや当初の実現は困難と言い出しかねないのであります。すなわち本県が求めるものは一時的・その場しのぎの行政の許す範囲での官僚的対応ではなく、制度的・継続的な措置なのであり、これは法律の創設整備があって初めて解決を見たと考えるべきものであります。私は政府・官僚が従うべきことの、すなわち立法行為による法律の制定

がなされて初めて制度的な沖縄の不発弾対策が実現するものと考えるのであります。

国会に関する憲法の規定、すなわち憲法第41条において「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。」旨制定されております。沖縄を対象とした新たな不発弾対策に関する制度を創設せしめるために、政府各省庁への要望も必要でありますし、あわせて立法機関への強い働きかけこそが極めて重要であるとの認識を持つものであります。

不発弾対策に関して新たなる制度創設を検討するならば最も重要なことは、いかにして立法させるか、法律を制定せしめるかにかかっていると考えるのであります。そのためには、県として具体的な制度創設への理論武装をすると同時に、県選出国会議員への議員立法要請が極めて重要になってまいります。そして知事の実効性ある行政行動が求められると思われますので、次のことをお伺いいたします。

新たな不発弾対策に関する制度の創設について。

そして与野党国会議員への議員立法の要請をお願いいたします。

次に、不発弾爆発事故との関連で、私はあることについて非常に強い危機感を感じております。それは総じて沖縄の気持ちを理解し支えていこうという応援団が永田町・霞ヶ関に著しく少なくなっていることであります。

今回の不発弾爆発事故に関しましては、沖縄選出議員以外の方々の関心が薄いのが現実のようです。知事も東京に行き、沖縄振興委員会、大学院大学小委員会に参加されますと感じると思いますが、沖縄選出議員以外の出席はほとんどないということであります。せめて過去沖縄担当大臣になられた方ぐらいは、県としても選出国会議員と連携をして出席をお願いしてはいかがですか。与党・自民党を例に例えましたが、与野党にかかわらずこの問題は深刻だと思います。

国会議員はほとんどが戦後生まれの方々となりました。以前のように中山先生、梶山先生、小渕先生、野中先生、橋本先生のような、沖縄の意見を代弁していただく方がほとんど見当たらないというのが私の感じであります。

そこでお伺いいたします

県益を確保するために県選出議員とともに大声を出していただける応援団を早急に確保していただくよう全力を挙げていただきたいと思いますが、知事の所感をお聞かせください。

次に、行財政改革についてでありますが、21年度予算編成の説明でも強調されましたし私も同感でありますが、「沖縄県行財政改革プラン」の着実な実施なくして新年度の予算編成はできないとのことでありました。

この１年余りを振り返っても県の行財政改革のあり方が大きくクローズアップされました。その根本的問題は、三位一体改革による財源移譲の問題に端を発し、団塊の世代の退職増、県立病院のあり方、宮古支庁・八重山支庁両支庁の廃止問題、財政の収支不足問題等多岐にわたり、あわせてさまざまな県民福祉の問題へと広がりを見せております。その中身についてきょうは議論するつもりはありません。基本的な問題として、行財政改革そのものについて知事の考えを聞きたいのであります。私は、行財政改革は手段であって目的としてはいけないとこのように思っております。

そこでお伺いをいたします。

⑴、何のための行財政改革なのか、行財政改革の最終目的は何ですか。

⑵、知事の政策実現、政策目的と行財政改革の関係をお聞かせください。

⑶、不発弾問題とも関連いたしますが、沖縄県庁の役人・公務員も先ほど申し上げた役人根性に侵されていないのか。そして役人根性を取り払うことも行財政改革の目的の一つであると思います。いかがでございますか。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　浦崎議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず第１に、知事の政治姿勢の中で、任期半ばにして現在のこの心境いかん、そしてまた、これからの決意、意気込みはどうかという御趣旨の御質問ですが、心境と言いますか、無論公約を含めお約束したことの実現に向かっては断固としてやっていこうというのが今の気持ちです。そして既にあります沖縄振興計画とかいろいろ計画の実現にも、これは一歩も引かずに前へ進んでいきたい。

さらに、これからにつきましては、この30何年もありました振興計画というのは、あと３年ぐらいで期限がまいります。これから後、どういう計画がつくれるのかつくれないのかも含め、ちょうどことし、来年と、次の展望を開く時期に来ております。そしてまた、今の振興計画、その他の仕上げの時期でもあります。そういうちょうど次へのつなぎのステージにもなっておりますので、これは文字どおり、私の、少し

大げさですが、命がけでやってまいりたいと考えているところでございます。

次に、同じく政治姿勢の中で、最近の国政の状況、総理としての資質というような、特に国の総理としての資質、これは私の方で申し上げるのも私の分を超えておりますから、コメントを控えさせていただきますけれども、ただ私が２年とちょうど２カ月、今知事に就任してからたっておりますけれども、それから総理が３人かわられ、そしていろんな大臣、それこそ防衛大臣で６人ですから、よくお名前も覚えられないというようなことですから、議員のおっしゃるように、今の国政ないしは政府の担っておられる方々の動きが余りに激しい。どなたとどういうふうに事を決めていいのか、いけないのかわかりにくい状況であることは確かでございます。ただし、同じ日本国いろんな終戦のころのことを思えば、何とかみんなでくぐり抜けてきました。沖縄も同じです。いい形でおさまることを私も期待をしておりますし、地方の一つの県を今知事として仕事をせよという責任を担っているわけで、我々は県益は県益としてきちっと追求していけるように頑張っていきたいと考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、このリーダーシップ論と言いますか、知事としてどうかと、知事としてのこのリーダーシップとは何かとこう真っ正面から問われますと、これまた先ほどの国政の話は比較的しやすいんですが、おのれのことはなかなかこれはやりにくいもので、文字どおり第二者、三者の方でむしろ御批判をいただくべきものですが、議員が言われたように、「会議に次ぐ会議」、「セミナーに次ぐセミナー」、フォーラムだらけというような印象をもし県民に与えているとすれば、まことにこれはどうかという感じはしますが、きょう実は初めて私今のような印象を強く持っておられるということを伺いました。ある意味で、そういうやり方で公開の議論というのが普通になっておりますし、むしろ県民も含め関心ある人がある意味で参加できるような姿・形で行政の一つの手法として取り入れられているのではないかという気もいたします。

ですが、これがむしろ何が何だかわからないというような印象を与えているとすれば、我々自身のやり方に問題があるという御指摘かもしれません。ここはよくきょうの御指摘を踏まえ、恐縮ですがまた会議を開いて、我々の足りないところ変えるべきところをもう一度よく自省をして県民の負託にこたえられるようにしたいと考えております。

このリーダーシップ論というのは、むしろ私の方で知事のというのをやるのもいかがなものかと思いますので、済みませんが、これもまた御批判として先ほどの御発言で、批判的な部分は受けとめて改良すべきは改良してやっていきたいと思います。

次は行財政改革の基本、行財政は何のためにやるのかと。

これは一般的には無論県民福祉の向上というのが目的ではありますが、これからもう一度、表現は悪いんですが、財政的には深掘りをしてきちっと行財政改革プランをつくって実行したい。それも21年度末まで今の計画はあるんですが、半年ぐらい少し前倒しにして、もう一度つくり直して取りかかってみたいというのは、実務的には収支バランスがこの二、三年前から三位一体改革の、と言われたあのころから５兆1000億交付税交付金が少なくなったと。沖縄で言えば、約400億円前後が突然減ってしまったというのが直接の原因でございます。そして、この約300から400の収支を合わせるというのは、無論これは県債を出して埋めることもできるんですが、これはいつまでもというわけにはいきません。そして今の事業規模をどれぐらい減らすか、そして今のコストをどれぐらい減らすか。400ですと、単純に言うと200、200ずつ消せばサンミンは合うわけですが、そう単純にはいきません。ですから、これは一つ一つの事業をよく丹念に見て、必要なもの、必要でないものをチェックし、まず収支を合わせる。そしてできればこれはむしろ余りを出して新しい政策、新しく重点を置くべきものにはお金をやはり投入していくと。今、乳幼児医療でも先ほど申し上げた答弁のとおり、なかなか窮屈です。ですからやっぱり今の窮屈な中でも収支は合わせて余裕をつくって、新しい分野、どうしても必要な、もっと資金を投入すべき分野にやっぱり投入するためにもこれはやっていかないと、何年か先にはプライマリーバランスもとれなくなるおそれが大体見通せます。

ですから、来年できちっと計画をつくって実行さえすれば何とかなるものだと思っております。ですから第１に、これはバランスでもありますし、無論後は自主財源というのをどうやって強化していくかというようなのも目的の一つでもありますし、そして我々の仕事の仕組みと言いますか、やっぱり簡素で非常に効率のいい行政のサービスができる仕組みをしっかりと、ある意味で毎年毎年見るだけでも結構ですが、そういうことで簡素で効率に組織もつくっていくというのも目的の一つでございます。

さらに、今の直接の財政もそうなんですが、申し上げた財政に加え組織、そして職員みずから、これは私

も含めてですが、能力をもっともっと開発すると言ったら変ですが、能力を高めるというようなこととか、そういう中でよく言われているやっぱり沖縄県民、英語と中国語、２カ国語ぐらいは操れるようにするというようなことも含めて、研修制度も含め職員のモラルそして能力も、これは私も含めてですが、もっともっと向上させることもやる必要があるというのが行財政改革のちょっとあらあらですが目的だと考えております。

そして、ちょっと後先になりますが、広報の関係で、全国紙の政治部長さんたちを例えば沖縄に招聘をしてもう少し沖縄の発信のやり方を考えるなり新しくしたらどうかという御提言で、非常にありがたく御提言として受けとめたいと思います。

我々も無論新聞、テレビ、インターネット、ホームページも開き、いろんなことはやっているわけですが、この内容の広報技術も含めてまだまだ専門職員が育っておりません。そういう意味で、これは今御提案いただいた政治部長さんとのお話も含め、いろんな形で県広報の拡充強化はやっていくべきだと思います。

特に、この基地の関係を東京ないし沖縄以外で話をしたときに、なかなか通じない部分があります。これはあらあらなところで少し厳密な表現に欠ける部分があるんですが、沖縄県というのは補助金だけ、そして基地から来る収入でどっぷりとつかって食べてるんでしょうなどということを立派な方が――これ正確な表現ではないが――あらあらそういうような言い方をされる方がかなりおられます。ですからそれに対してはそんなことはありませんと、県民所得計算上２万3000ドルの収入の中で、基地というのは5.2%ぐらいですから、その２万3000ドルのうち1100ドルが基地収入、基地からの所得計算上の計算ですから、これは大きいと言えば大きいかもしれません。５％はやっぱり５％ですよという話にしても、それから県民１人当たりの国からの補助金、交付金、これもまたまとめ方のやり方がいろいろあるんですが、まとめ方によっては、沖縄県は１人当たりの国からの移転費、トップではありません。10番目ぐらいに今なっています。そういうことで、我々の力不足も表現はしていますが、むしろ国への依存度というのは、一番あるという状況ではなくなっております。などなど、非常に我々自身も少し錯覚を起こすような部分がありますから、我々自身の頭のもう一度再構築も含めて、おっしゃる広報というのは大事にやる必要があります。

特に、基地の収入で食べているんではないですかなどというのは、沖縄県民は95%自分の働きで食べているんですよというのをしっかり言わないといかぬなと思っているところです。

御提案はまたよくやってみたいと考えております。

それから、もう一つですね。これまではいろんな先輩の国会議員が各県の御出身の方がおられて、沖縄に対する支援を相当強力にやっていただいた時代が長いことあったわけですが、時代が変わりまして、大変少なくなっているというのは確かにおっしゃるとおりです。ですから、応援団を改めてしっかりつくり出していくべきだろうというのはまさに賛成で、僕らもしっかりやっていきたいと考えております。

それから次、不発弾の点ですが、これもまさに議員のおっしゃったとおりだと私も120%そう思います。そしてできれば議員立法の形で、我々ももう少し勉強しろとおっしゃっておられると思いますので、行政実務上、行政技術上の勉強もしっかりやって、特に議員立法でないとなかなかつくりにくかろうという感じがあります。議会の先生方のお知恵とお力も得てしっかりやって、国会の先生とも相談しながら、ぜひ議員立法の形がつくれるように一生懸命頑張ってみたいと思います。

それから一番最後に、役人根性というようなことをおっしゃっておられました。行財政改革の目的の一つに、いわゆる役人根性というものを取り払うことも目的の一つではないかという御趣旨の御質問だったと思うんですが、私も久しぶりにこの役人根性という言葉を聞いたぐらい最近は聞いてなかったつもりでいたんですが、確かにヤーグワーチュクエーと方言では言われる話であるとか、自分の権限で仕事をし過ぎるとか、全体を見ないというようなこととか、これはサラリーマン一般にある私は根性だと思っておりますが、一般のサラリーマンと違うのは、県民への奉仕者という部分があることだと思います。

そういうことで、私も含め、もしこういう取り払うべき何とか根性というのに毒されている部分が強いとすれば、先ほど申し上げた行財政改革の中で、お金の面、それから組織の面、それから人の面という中で、これは組織といいますか、人といいますか、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。こういうお話は、ぜひお感じになった瞬間、直ちに強く与野党の先生から御指摘いただけますと大変助かります。

ありがとうございました。

○議長（髙嶺善伸君）　座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味　一幸君　皆さん、こんにちは。

宮古島市、自由民主党、座喜味一幸でございます。

所見を述べながら、離島振興のあり方、一般質問をさせていただきたいと思います。

昨年の宮古島市は、台風も一度もない、それから雨も適当に恵まれまして、さとうきびが基準糖度を物すごく上回りまして、品質よし、それから収量も31万トンというような有史以来の大豊作で農家は喜んでいるところです。

それから地下ダム事業、523億とも言われる大事業が採択になりまして、これまた、農家にとっても建設業界含めて大きな活性化につながるものというような大きな期待もあります。

また、ことし１月22日には環境モデル都市として選定を受け、新たなエコアイランド宮古島の幕あけという期待もあります。

それからもっといい話がありまして、15年間続きました革新市長が辞任いたしまして下地敏彦保守系市長が誕生した。宮古島市まさにチェンジという大きな期待を持っております。

しかしながら、やはり島、大変また厳しいものもあります。米国に端を発した金融危機に始まる不景気ですが、やっぱり経済基盤の弱い離島にも押し寄せております。

端的な事例を紹介しておきますが、一昨年まで実は11社ありました、宮古かつてより産業が乏しいですから、季節労務、これは年中行事でございましたが、11社ありました。それが今では３社まで落ち込んでしまっている。

かつては金の卵として紡績産業を支え、そして電機産業を支え、そして土木建設業を支え、そして今は自動車産業を支えてきたこの季節労務、それがまさに３社まで減ったということでございまして、この中でも１番大きい派遣業者が実は去年の12月にもう店を閉じてしまいまして、この企業、実は年間130名ほど派遣をしていたようですが、もう90名は島に帰ってきたと。で、いい人は農業についているんだけれども、あとは仕事を探している。それから、残りの40名ほどはまだ滞在しているということで、極めてハローワークは求職者でいっぱいだというようなこのような厳しい状況にありますが、まさにこれまでの私たちの島における自立経済のあり方というのは何だったのだというような根本的な問題を、この際総点検してみる必要もあるなというふうに思っておりますが、何分にもこういう御時世、とりあえずは思い切った緊急経済対策を講じなければならないと考えております。

復帰後の沖縄経済、観光、基地、公共事業等に支えられたというような評価もありますが、離島はさらに公共事業を中心とした財政依存型の経済であったことは間違いありません。

就業の機会がありませんから、若年者はどんどんどんどん島を出て行く、流出する、人口は減少する、少子・高齢化は極めて著しいものがあります。

宮古のこの景気の低迷の率直な評価をしてみますと、かつて10年ほど前、約400億近い公共事業、非公共事業を含めての投資的な経費があったわけですが、今はまさに200億円をちょっと超える約半分ほどまでに減ってきているというようなことがありまして、もうほとんどの土木建設業界もその職種を変えるだとか、あるいはもうリストラをほとんどしているとかというようなところまで来ているわけです。それほどまでに土木建設業界は宮古の離島の経済を支えてきた割に、今極めて厳しい危機的な状況にあると言っても過言ではありません。

そこで、当面離島が生き延びていくための緊急対策、まさにこれは公共事業――公共事業は一時期悪者になったことがありますが――の円滑な執行を図るとともに、農林水産業の生産拡大、観光客の誘致対策、中小企業の育成強化など、緊急かつ強力に推進していかなければならないというふうに考えるわけです。

そこで公共事業関連で、緊急対策についてぜひ整理をしてみますと、今まさに建設業界、この経営改善のための要望といたしましては、公共事業の拡大による受注の拡大、仕事量に見合う利益率なんです、利益率を上げてほしい。それから受注機会の均等化、それでもって経営を適正化できるというようなことが要望としては整理できると思いますが、そこで伺います。

ア、公共事業の芽出し等を努力していただいて、事業予算枠の拡大に努めるべきだと考えますが、いかがかということでございます。

それからイ、既採択事業はできるだけ前倒し発注し、発注を３・四半期で平準化し経営の合理化に資するべきと考えておりますがいかがでしょう。

ウといたしまして、工事発注に当たっては積算の適正化、それから最低入札価格の見直し、極めて離島にとっては重要な課題と考えますがいかがでしょう。

それからエといたしまして、他府県で雇用拡大に取り組む企業、事業者に対して総合評価点数を加算するなど、その優先発注する等いろいろと配慮しているという事例がありますが、我が県に関しては今後どうでしょうか、伺いたいと思います。

⑵といたしまして、農林水産関連での雇用拡大ですが、全国的に農業就業者人口が非常にふえております。宮古もＵターン、Ｉターン、建設業の参入等農業

就業者の希望が多い地域でありますが、葉たばこ、マンゴー、施設農家等の雇用も非常に多いという特徴もあります。

そこで、この農業後継者の育成や緊急雇用を兼ねた工夫ができないか、対策ができないかを伺いたいと思います。

ア、きび刈り、農作業、集出荷、栽培管理作業などが緊急雇用の受け口として工夫、考える必要があると思いますが、現状はいかがでしょう。

イといたしまして、ふるさと雇用再生活性化事業、これはある市の事業名ですが、そういう事業を活用して農林漁業者の育成、雇用促進を図っているという事例がありますが、我が県はどのような取り組み状況でしょうか、伺いたいと思います。

次に⑶といたしましては、やはりこれまで質問がいっぱい出ました緊急経済対策、雇用促進のため手だてが見えないというような声があります。現場のニーズをどのように的確に把握してどのような手を打とうとしているのか。それから、市町村等非常にその動きを注視していると思いますが、情報伝達等どうなっているのかを伺いたいと思います。

⑷ですが、また離島に行けば行くほど連帯保証等のしがらみが多いという事情もあると思うんですが、この中小企業への貸し渋り、貸しはがしがあるというようなことを聞いております。その辺の実態についてお答えをいただければと思います。

それから次に、環境モデル都市の選定についてでございます。

政府の内閣官房地域活性化統合事務局で、宮古島市、実は１月の22日に「環境モデル都市」として追加選定されました。もちろん県内からは唯一であります。

「環境モデル都市」の選定は、世界の先例として「低炭素社会」への転換を進め、国際社会を先導していくため「都市と暮らしの発展プラン」、これは日本地域活性化統合本部に位置づけられた取り組みであります。温室効果ガスの大幅な削減、先導性・モデル性、地域適応性、実現可能性、持続性の５つの基準に基づいて評価され、189地区の中から選定されたわけでございます。

選定されたこの各モデル都市に関しては、平成21年の３月までにアクションプランを策定することになっておりまして、その実施に伴い必要な予算の支援を優先かつ重点的に行うというようなことになっております。

宮古島市の取り組み方針は、「低炭素でありながらこころを豊かにしてくれる循環型のスローライフの実現」であります。環境モデル都市の選定を機に、宮古島の取り組みが前進し全国を先導するような成果を上げれば県全体の環境行政に大きな刺激となると思います。また、1000万人を目指す沖縄観光をさらに発展させるためにも、観光資源である自然環境の保全を充実させていく必要があります。宮古島市が環境モデル都市に選定されたことは、その点でも意義があると思うし、県の取り組みようによっては大きな波及効果が期待されるというふうに思っております。

簡単に、「環境モデル都市」と言ってどういうことをやるんだということを、ちょっとこれ重要なんで一つ紹介しておきますが、簡単に中長期の目的とこの５年短期目的がありますが、平成25年度までの短期目標で、ガソリンにエタノールをまぜるバイオエタノールを３％まぜたガソリン車を100％島内で動かしましょう。それから、市のごみ運搬車、バスには100％バイオディーゼルを使いましょうと。それから電気自動車のレンタカーとしての活用の実証をしましょう。太陽光、風力発電の強化により、火力発電の依存を15％下げます、庁舎はソーラーシステムを導入します。それから、下地島空港での航空機のバイオ燃料の実証を行います。というように、あと循環型農業、緩行性肥料を２％を30％にします。糖みつを100％にしますというようなすばらしいことになっておりますが、そこでこの「エコアイランド宮古島」の実現に、特段の予算の配分、各省庁での予算がつくことになっておりますが、県はぜひこの事業を支援していただきたい。

伺います。

⑴、県は環境モデル都市の指定をどのように評価・認識しているのか。

⑵、取り急ぎアクションプランの策定が３月いっぱいで２次補正の配分等が急がれている。県の積極的な支援が必要と思うがいかがか。

⑶、各省庁横断での環境関連の事業となりますが、県の対応はどうなさるのか方針を伺いたい。

⑷、地元宮古支庁組織再編となるわけですが、組織的な対応はどうなるのかについても伺っておきたいと思います。

それから次に、さとうきびの価格制度についてでございます。

さとうきびの農家を取り巻く環境は、ＷＴＯ農業交渉における関税引き下げ圧力、国内では甘味資源の価格制度への対応など非常に現状維持さえ厳しい状況にあります。

価格安定制度では、甘味資源作物交付金支払い対象

者について、個人経営で１ヘクタール、組織で4.5ヘクタール以上等の一定の要件を定めておりますので、小規模農家で高齢者の多い本県では、さとうきびの生産率約６割がこの要件を満たし切れずに、2009年度産糖まではとりあえず特別措置で交付対象者扱いされているのが現状ですが、残された期間内にこの特別措置期限内にすべての農家が本則要件を満たさなければならない非常に厳しい状況であったわけです。

幸いにも、刈り取りと搬出の作業委託が対象要件として緩和されたことから、宮古では約８割は救えるんじゃないのかなというふうに思っておりますが、それも具体的な作業体系や事務手続についてしっかりと整理しなければならない課題が残っております。

いずれにしても現在さとうきびを生産している全農家が喜々として生産活動に励めるようなことでなければならない。ただでさえ高齢化し衰退する糖業に拍車がかかるような事態だけはどうしても避けなければならないというふうに思います。

いずれにしても、原則としてだれでも、農地の大小を問わず、安心してさとうきび生産に励めるように状況を確立していく必要があると思います。

そこで伺いますが、刈り取り、搬出の作業委託が対象要件として緩和されたが、これらを含めさらなる要件緩和を進めて全農家がさとうきびの生産ができるようにすべきと考えるが、県の取り組みを伺いたいと思います。

それから４番目に、我が党の池間議員の質問に関連して質問させていただきます。

伊良部架橋は公共事業費の縮減状況の中でもしっかりと予算を確保していただきまして、平成24年度には完成の見込みとの答弁があり、非常に感謝しております。

伊良部架橋は、必ずや伊良部島の経済活性化に大きく貢献するものと期待しております。

伊良部架橋は、道路としての伊良部流通機能はもちろんのことですけれども、実は宮古島と伊良部を結ぶ農業用のパイプライン、それから電気、水道、通信回線等のライフラインが共同溝として併設されているという極めて多目的な橋となっております。

とりわけ、平成21年度から着工となる国営の地下ダム事業では、宮古島で２基建設される地下ダムの水が伊良部架橋に敷設されたパイプラインを通って伊良部島へ送水されるという壮大な計画となっております。

農業用水のパイプラインは1500ヘクタールのかんがい用水を賄うもので、直径が8000ミリと言われています。いやが上にも伊良部の市民や農家は伊良部架橋の完成を待ちわび、そして地下ダム事業の農業用水がいつから使えるのか供用の開始を待ち焦がれているわけですが、さて、地下ダム事業は国の農水省の事業で21年度から始まるわけですが、費用のアロケーションや工程の調整等非常に急ピッチではあると思います。

そこで伺いますが、伊良部架橋の完成となる平成24年度までには国営パイプラインの敷設は完了することが経済性、それから機能性からも重要と思いますが、工程の調整はどうなっているか伺います。

また、地下ダムの水が送水され、伊良部の農家に供給されるというめどを示すことにより、末端の整備や、さらに農家の水利用農業に対する心の準備、すなわちどういうふうな品物をどのような、いつからつくろうか、基盤整備はどうしようか、水利用の技術はどうするんだというような準備ができる。そういう意味で、目標を持たせておくことは重要と思いますが、地下ダムの水は平成何年ごろから使えるのか、計画を伺いたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（髙嶺善伸君）　ただいまの座喜味一幸君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合上休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後３時30分休憩

午後３時57分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

この際、報告いたします。

説明員として出席を求めた人事委員会事務局長伊礼幸進君は、所用のためこれより以降の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、人事委員会委員島袋京子さんの出席を求めました。

―――――――――――――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　休憩前の座喜味一幸君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　座喜味議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第１に、沖縄県における緊急経済対策の関連で、前倒し発注の平準化等に係る御質問にお答えいたします。

公共工事の発注を平準化することは、年間を通して工事作業量が安定することから、計画的な雇用や人材育成、そして機材等の効率的な活用、経営の安定化等が期待されるところであります。

沖縄県といたしましては、平成20年度２月補正予算

の速やかな執行に努めますとともに、平成21年度当初予算につきましても上半期の着実な執行に取り組み、発注の平準化を図ってまいりたいと考えております。

次に、同じく緊急経済対策の関連ですが、積算の適正化と最低制限価格の引き上げに係る御質問にお答えいたします。

公共工事の積算は、国に準拠した工事標準積算基準書を用い、工事に必要な材料費や労務費などを積み上げております。

材料費につきましては、専門の調査機関へ委託をして調査いたしますとともに、価格の変動が著しい鋼材などにつきましては、毎月発行されております物価資料等を参考に単価を決定いたしております。市場価格の変動も反映した適正な積算がなされております。

最低制限価格につきましては、いわゆる公契連モデルによります算出額を基本に、平成18年４月に５％引き上げまして、予定価格の100分の65から100分の85の範囲内としたところであります。

また、低価格入札を防止し適正な工事の品質を確保するため、平成19年度から従来の価格のみの競争に技術的な要素を加えました総合評価落札方式を導入いたしますとともに、本年１月から設計金額の事前公表を取りやめたところであります。

さらに、最低制限価格の見直しにつきましては、沖縄県建設業審議会へ諮問することを予定いたしております。審議の状況や答申を参考にいたしますとともに、公契連モデルの動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

次に、環境モデル都市の選定についての御質問の中で、環境モデル都市の指定に対する評価、認識と今後の対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。この御質問は、２の⑴のアと２の⑴のイが関連しておりますので一括して答弁させていただきます。

宮古島市の目指す環境モデル都市は、さとうきびなどによる地産地消型エネルギーシステムを構築し、$CO_2$を大幅に削減するものであり、低炭素社会を先導するモデルとなることが期待されております。

宮古島市では、環境モデル都市の推進により再生可能エネルギーの利用拡大やエコカーの普及など、地球温暖化対策のみならずさとうきびの増産などにより地場産業を振興し、地域の活性化と持続可能な発展につなげていく考えであります。

県といたしましては、今後、アクションプラン策定に向けた協力を行うほか、具体的な取り組みにつきましても事業が円滑に実施できるよう、関係機関と連携をしていく考えでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　緊急経済対策についての御質問の中の、公共事業予算の拡大についてお答えします。

国の平成20年度第１次・第２次補正予算の成立を受け、沖縄県におきましても土木建築部関係で合計約35億円の補正予算を計上し、公共事業予算の拡大に努めているところであります。

今後のさらなる拡大については、国の緊急経済対策等の動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

続きまして、総合評価項目の見直しについてお答えします。

総合評価方式は、従来の価格のみの競争に技術的な要素を評価に加え、総合的に評価して最もすぐれた企業を落札者とする方法であります。

総合評価方式の評価項目には、施工計画、施工実績、工事成績、地域要件等があります。

評価項目については、適宜見直すことにしており、雇用拡大に伴う事業者の評価についてもその中で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん）　それでは沖縄県における緊急経済対策についての御質問で、農林水産部門における雇用の促進についてにお答えいたします。

農林水産部門における臨時雇用については、ＪＡ等各団体が繁忙期に個別に行っております。

具体的には、さとうきびの刈り取り作業、ゴーヤーなどの青果物や菊の集出荷作業、モズクの水揚げ作業などにおいて臨時雇用を行っております。

県としては、２月補正予算において新規就農促進事業などの雇用対策事業を計上しております。また、平成21年度予算においても、パイナップル種苗緊急増殖事業などの雇用対策事業を計上し、引き続き雇用の促進を図ってまいります。

同じく沖縄県における緊急経済対策についてで、新規就農者支援の取り組みについてにお答えいたします。

県では、農業担い手の育成確保を図るため、他産業経験者等、多様な担い手の育成が重要と考えておりま

す。

このため、本格的に農業を目指す者については、農業後継者育成基金事業を活用し、市町村等が設置する研修施設に対して、研修生１人につき月額５万円を限度として支援しております。

現在、宜野座村後継者育成センターと南城市玉城農業後継者育成施設の２施設が対象となっております。

また、地域活性化・生活対策臨時交付金を活用し、農業研修希望者を受け入れた農家等に対し助成を行い、就農希望者が円滑に農家実践研修が受けられるよう支援を行うこととしております。

次に、さとうきびの新価格制度についての御質問で、さとうきび経営安定対策の支援対象要件、見直しについてにお答えいたします。

さとうきび経営安定対策の支援対象は、認定農業者を初め基幹作業を委託する者、共同利用組織に参加する者に加え、平成21年産までの特例として、生産組織に参加する小規模農家などとなっております。

基幹作業のうち、収穫については平成20年産より見直しが行われ、刈り倒しまたは搬出のみを委託した場合も支援対象となったところであります。

今回の見直しで本則要件を充足する農家割合は、県全体で現状の４割から５割程度に拡大し、宮古地域では４割から約８割に拡大することが見込まれます。

県としては、すべての生産農家が経営安定対策の支援対象となるよう、引き続き関係団体等と連携し、支援対象要件の緩和、見直しについて国に要請してまいります。

次に、我が党の代表質問との関連についての御質問で、伊良部架橋の送水管敷設についてにお答えいたします。

宮古伊良部地区の国営かんがい排水事業については、昨年12月の国庫予算内示において、平成21年度着工が決定されているところであります。

伊良部架橋への送水管敷設については、国と県との間で覚書が交わされる等、平成24年度完了をめどに進められているところであります。

同じく我が党の代表質問との関連で、農業用水の供用開始についてにお答えいたします。

伊良部島への農業用水の供用開始については、伊良部架橋への送水管敷設が平成24年度完了予定であることから、平成25年度以降となっております。

県としては、今後とも関係機関と連携し、早期供用開始が図られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　企画部長。

〔企画部長　上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君）　沖縄県における緊急経済対策についての御質問で、緊急経済対策のニーズの把握、市町村等への情報伝達についてお答えいたします。

県では、昨年10月に「沖縄県緊急総合経済対策連絡会議」を設置し、中小企業対策や雇用対策等から成る「沖縄県緊急総合経済対策」を取りまとめ、関連予算として、原油価格高騰に関する緊急対策を含めて総額約323億円を措置しております。

また、連絡会議のもとに雇用・観光・建設業など６つの対策チームを設置するとともに、市町村を対象に調査を実施するなど情報収集を行っております。

今後、市町村や関係機関と連携を密にし実態を的確に把握するとともに、必要な対応策を総合的に検討していく予定であります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君）　観光商工部長。

〔観光商工部長　仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君）　沖縄県における緊急経済対策に関する御質問の中で、雇用促進に係る現場ニーズの把握と市町村等への情報伝達についてお答えします。

沖縄県では、グッジョブ運動の地域推進リーダーや雇用支援制度の相談会等を通して把握した地域ニーズをもとに、国庫補助の活用等によるさまざまな事業を実施しているところであります。

今後とも国や市町村とも連携を図りながら、雇用効果の高い事業の実施に努めてまいります。

次に、中小企業者への貸し渋り、貸しはがしの実態についてお答えします。

貸し渋り、貸しはがしの実態を直接把握することは、金融機関と個々の企業との個別取引関係に直接介入することになり困難であります。また、金融機関の監督官庁が金融庁となっており、沖縄県が金融機関を監視・監督することは困難であります。

沖縄県としては、商工団体のアンケート調査等で貸し渋り、貸しはがしがあったとする回答も見られることから、知事と金融機関のトップとの意見交換会や「沖縄地域融資動向に関する情報交換会」などにおいて、中小企業者に対する円滑な融資が図られるよう要望しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　文化環境部長。

〔文化環境部長　知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君）　環境モデル都市の選

定についての御質問で、県の組織的な対応方針と宮古支庁での対応などについて一括してお答えいたします。

宮古島市においては、環境モデル都市の具体化に向け、市民団体や研究機関、企業等を網羅した「宮古島市環境モデル都市実践協議会（仮称）」及び内部組織として「環境モデル都市推進本部（仮称）」を設置し、アクションプランの策定と事業実施に向けた検討を始める予定となっております。

県としましては、アクションプランの策定を踏まえ、社会基盤の整備や農業、観光などの各種事業が環境保全を軸として一体的に展開されることから、改編後の宮古事務所を含め環境、土木建築、農林水産等の関係機関と連携し、事業が円滑に実施できるよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味　一幸君　ありがとうございます。

環境モデル都市、沖縄にとっては環境行政の極めて示唆に富んだ、しかも政府をもってこれを一体とした京都議定書、$CO_2$削減の大きな国家事業でありまして、先導的な事業だということでございますので、ぜひ県の支援をよろしくお願い申し上げます。

もう１点は、さとうきびの価格制度の話なんですが、今まさにしつこく知恵を出し合って、全農家がさとうきびをつくれるようにしないと、４割から５割、じゃ、残りの５割は落ちこぼれていく。宮古であと残りの２割を取りこぼしていくということになりますと、今、県全体で80万トンから90万トンのこの原材料を確保するのに非常に苦労しているわけですが、その落ちこぼれがありますと、製糖工場を含めて極めてその経済に対する波及効果が大きい。それから村自身の存亡が大変厳しいというふうなことだと思いますので、知事を先頭にＷＴＯの問題もありますが、ぜひこの糖業、間違いなく守っていただきたい。お願い申し上げて終わります。

ありがとうございます。

○議長（髙嶺善伸君）　辻野ヒロ子さん。

〔辻野ヒロ子さん登壇〕

○辻野　ヒロ子さん　こんにちは。

一般質問も私を含めてあと３名となりました。最後までおつき合いのほどよろしくお願いいたします。

新年度を迎えるに当たり、景気の急速な悪化に歯どめがかからない厳しい経済状況が続いている中で、本県の平成21年度当初予算は、国の緊急経済対策を初め県が要望した多くの主要事業、新規事業に予算措置がなされ、前年度比24億円増（プラス0.4%）を確保できたことは高く評価するものであります。

どうぞ新年度も知事を初め両副知事、当局の皆様が、本県の抱える課題解決のためにスムーズな県政運営ができますよう御祈念申し上げます。

また、本日の会議が最後の会議となり退職・転任予定の仲村教育長、長嶺局長、花城局長を初め部長の皆様、本当に長い間県勢発展のために御尽力いただき、まことにありがとうございました。どうぞ今後とも御健勝の上、御活躍をお祈りいたしたいと思います。

それでは一般質問を行います。

１、新石垣空港整備事業について。

平成21年度も約50億の大型予算が計上されたことに心から感謝申し上げます。先日２月16日、現場を案内していただきましたが、かなり広い面積の造成工事が進められており、滑走路の一部や自然環境に配慮したコウモリ類や地下水保全での空洞対策も万全を期して行われていました。ぐるっと一回りすると、エプロンやターミナルの位置も確認でき、開港の日に思いをはせながら感激してまいりました。

また、１月に実施された市民への見学会も好評で、大勢の皆さんが参加し、子供たちは早く一番機に乗りたいな、定期的に見学させてほしい、またお年寄りの方は、完成まで長生きしようと、本当に郡民に元気と夢を与えてくれていることを大変うれしく思います。どうぞ今後とも知事を初め当局、議員の皆様の御支援をよろしくお願いいたします。

それでは、次のことについてお伺いします。

⑴、工事の進捗状況と今後のスケジュールについてお伺いします。また、共有地権者用地を含む未契約用地の取得についてもいつごろまでにできるのかお伺いします。

⑵、新空港ターミナルビル建設に向けての計画、内容、会社設立のめどについてお伺いします。

⑶、アクセス道路について、道路の形態や国との交渉など、今後のスケジュールについてお伺いします。

また、現空港跡地利用について検討委員会が発足し、公共施設整備を基本に３月までに策定を予定しております。しかし、現空港用地は国が63.6%（31.7ヘクタール）、県が30.6%（15.2ヘクタール）、市が2.1%（1.09ヘクタール）、個人が3.7%（1.85ヘクタール）の所有割合となっております。

そこでお伺いします。

⑷、現空港跡地利用に向けての国有地、県有地の活用についてお伺いします。

２、県立病院のあり方について。

県立病院を2012年度から一括して地方独立行政法人化することを内容とした県立病院のあり方に関する基本構想案について、八重山地区説明会が２月３日に行われ出席しましたが、地方独立行政法人移行に対して、石垣市、竹富町、与那国町の３首長の強い反対表明があり、来る３月７日に郡民総決起大会を開催し、郡民の意思として反対決議を採択し、県に直訴することを発表しています。とりわけ離島にとっては離島医療の崩壊だと根強い懸念の声が上がっています。

そこで、次のことについてお伺いします。

⑴、地方独立行政法人移行に向けた各病院や地域での説明会が行われたようだが、その反応はどうだったのかお伺いします。

⑵、地元の根強い反対の中でコンセンサスが得られない状況をどのように考えているのかお伺いします。

⑶、八重山・宮古病院は多くの離島の中の中核病院であり、沖縄本島にある病院とは異なると考えるが、見解をお伺いします。

⑷、離島医療体制の確保の構築を具体的に提示すべきだと考えるが、見解をお伺いします。

ア、医師、看護師不足や救急医療の現状に対する不安などの解消について、どのようにお考えなのかお伺いします。

イ、県立離島診療所の存続についても確約できるのかお伺いします。

３、農林水産業について。

去る11月23日に第47回農林水産祭において石垣市の多宇司さん・明子さん夫婦が、畜産部門の表彰事業の最高の栄誉である天皇杯を受賞されました。また先日、さらに2008年、畜産対象の経営部門での最優秀賞に輝くダブルの受賞で明るい話題に喜んでおります。御指導・御支援いただいた関係部局の皆様に心からお礼申し上げます。

地元での天皇杯祝賀会には、安里副知事を初め護得久農水部長も御出席賜り花を添えてもらい激励いただいたこと、本当にありがとうございました。

それでは次のことについてお伺いします。

⑴、離島漁業再生支援交付金事業の継続について。

石垣市の漁業集落（登野城、新栄町、新川、八島町）では、集落間の話し合いによる協定書に基づき漁業振興を図るため、浮き魚礁の製作設置、サメ駆除、モズク、アオサ培養種の技術開発、タカセガイ種苗放流を行ってきたところです。本事業の効果をさらに高めるため、漁業基盤の強化を図り離島漁業の生産向上を図る必要がありますので、継続実施について見解を求めます。

⑵、伊江島における黒糖工場建設問題についてお伺いします。

この件につきましては、沖縄県黒砂糖工業会や竹富町議会の反対決議がなされ要請されています。特に、竹富町内３黒糖工場からの強い要請があり、含みつ糖は分みつ糖のように法律で保護されていないため、常に輸入含みつ糖などとの厳しい競争にさらされており、黒糖の製品過剰による市況不振によって地域の工場や農家に大きな打撃を与えかねません。このような黒糖生産農家の不安が払拭されない限り、伊江島での新たな黒糖工場の建設は厳しいと思いますが、見解を伺います。

⑶、与那国嵩（満田原）の災害復旧に伴う国・県の支援についてお伺いします。

台風13号により与那国嵩（満田原）というんですけれども、その農道沿いの山腹斜面被災による水田に土砂が流入したものです。（資料を掲示）　再発防止のために災害復旧では、樹木が山林ということで認められ、崩落し水田に流入した土砂の撤去と赤土流出防止として団粒化剤、種なしの粒化剤を使っているんですけれども、それでは再発防止には厳しいということで町の方から要請が出ておりまして、この調査は以前に知事も農水部長も視察しておられますので、ぜひ完全復旧ができるように、水田に影響がないような方法をお願いしたいと思って、ぜひこの件よろしくお願いいたします。

次に⑷、子牛価格の暴落、飼料価格の高騰の畜産業に対する県の支援についてお伺いします。

子牛価格がことしの初競りでついに30万円台を割り、１頭平均29万円と下がり、ひところ46万円と高値を維持していただけに、17万円の大幅下落は畜産農家にとって大変ショックです。しかも世界的な不況は出口が見えず、既に高齢者や少数飼育の農家の一部は、価格が安く飼料価格高騰で生産意欲を失い廃業に追い込まれており、畜産八重山も厳しい冬の時代に入っています。

飼養頭数は県全体の42%、家畜取引は約32%と、県内における畜産王国を築いてきており、八重山の畜産農家はじっと我慢して、自助努力をしながら耐え忍んでおり、春が来るのを待っています。ぜひ官民一体となって取り組める県の支援策についてお伺いします。

４、離島振興について。

⑴、与那国祖納港湾内の静穏度改善に向けた沖合防波堤整備についてお伺いいたします。

この写真ですけれども、（資料を掲示）　与那国の

防波堤です。これは現在やられているところで、今要請しているのがこの部分で、静穏度のための港湾工事でございます。その件につきましても、祖納港の整備は与那国の経済、生活を支える重要な拠点港として年次的に改修整備され、平成17年度に防波堤設備も完成しておりますが、北風になると湾内に大きな潮周期のうねりが入ってきて、フェリーや貨物船の停泊には困難であり、依然として港内の波浪条件が悪く、船舶が安全に利用できるような港湾内の静穏度が確保できない状況でございます。

国境地域として地理的条件における港湾の果たす役割は極めて重要で、現在、台湾間の高速艇就航などの国際交流の拠点港として開港に向けた取り組みを行っているところです。この件につきましても平成20年度の２月議会の代表質問で知事は、平成18年度に概略的な調査を行ったので、今後、防波堤の設置位置や延長及び建設費用などの調査検討を行い鋭意取り組んでいきたいとの答弁でしたので、その後、知事と土建部長も現場を視察していただいておりますので、もう一歩踏み込んだ答弁を求めます。

⑵、波照間空港路線の維持及び空港拡張整備についてお伺いします。

離島という地理的特性を持つ竹富町において、波照間島と石垣島を結ぶ唯一の交通手段であり、継続運航を望むべく採算性の確保対策を検討していますが、９名乗りでは採算性を確保することや財政的な援助を継続して行うには現実的に厳しい状況にあり、また航空機の輸送コストの軽減を図るためには、ある程度の大型機が運航可能な滑走路の延長整備が課題となっております。波照間空港は現在800メートルですが、他の離島地域では南大東・北大東、多良間空港などと同等規模である1500メートル滑走路拡張を実現し、ＤＨＣ８型機39名乗りを就航させ、離島住民の生活路線確保及び近年、入域者数も伸びている波照間島の観光振興を図りたいと存じますが、当局の見解をお伺いします。

⑶、仲間港浮き桟橋の屋根破損補修についてお伺いします。

西表東部の玄関口として仲間港浮き桟橋と旅客待合所は、平成14年４月の県の事業で供用開始されましたが、平成19年９月の台風被害を受け、屋根がすべて破損しております。この浮き桟橋は特に遊漁船や川上り船舶への乗降施設として、夏の日照りや冬場の寒さや雨の場合など、大変重要な役割を担っており、一日も早い復旧を待ち望んでおります。補修についてのめどはどうなっているのかお伺いします。

⑷、新城港（上地港湾）の南西側防波堤整備についてですけれども、この写真ですが、（資料を掲示）今要望しているのはここをやっているんですけれども、やはりここまでやらないと西風の場合に大変厳しいということで要請をしておりますので、よろしくお願いします。

上地港は、平成16年度に北側防波堤を整備したおかげで、冬場の北風による波は一定の抑止効果があり利用しておりますが、北側防波堤のみでは港内の波が完全に抑えられず、平常時でも強い南西の風や西風が吹くと物揚げ場への船舶接岸が厳しく、船舶を完全に係留できない状況にあります。南西の風や西風が吹くと、船舶の接岸や停泊が厳しいことから、利用者は完全に乗りおりができておらず、また荷物の乗せおろしにも危険を伴っております。平成18年台風13号で船揚げ場コンクリートが破損する災害も発生しております。近年の観光客増加により、夏場のピークは１日100名ほどの観光客もあり、港周辺海岸でサンゴの観賞でシュノーケリングを楽しむ方もふえています。ぜひ早急に地域住民や港湾利用者が安心・安全な施設として整備していただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

⑸、離島の港湾計画についてお伺いします。

ア、船浦港の浮き桟橋と待合施設のトイレ整備について伺います。

イ、上原港の港内アクセス道路の整備について伺います。

ウ、白浜港、船浮港の整備について伺います。

次に、県内18離島市町村が一堂に会し、離島の物産品展示即売や伝統芸能、観光情報の紹介を行う離島の魅力を満載した離島フェアは20回を数え、年々充実してきています。離島フェアは、離島市町村の産業振興や県内外への販路拡大を図る絶好の機会であり、離島地域の活性化に大きく寄与するものであります。ぜひ引き続き県の支援を強く求めます。

そこで⑹、離島フェアの成果と評価及び今後の継続開催について県の考え方をお伺いします。

５、環境行政について。

多くの離島を抱える本県の島々の海岸には、石油化学製品を中心とする大量のごみが漂着しており、地元住民やいろいろな団体の皆さんがボランティアで回収しておりますが、島の中で適切な処分方法もなく対策に苦慮しています。漂着ごみは海岸景観を損なうだけでなく、海浜基盤汚染や海岸・海洋生物への有害物質による汚染という重要な環境問題を含んでおります。漂着ごみの海岸汚染問題に対する防止と処理対策に

は、国・県の大きな支援が必要となってきます。

そこで⑴、海岸漂着ごみ処理の現状と対策についてお伺いします。

次に⑵、オニヒトデが大量発生し、ボランティア駆除も限界だとダイビング業界も悲鳴を上げています。本県における駆除状況と対策、支援についてお伺いします。

６、観光産業について。

日経リサーチが実施した2008年地域ブランド戦略調査で、訪問者の満足度が高い観光地に、１位に西表島、２位竹富島、３位石垣島、６位宮古島、そして都道府県でも沖縄が１位となっています。また、日本の旅行ガイドで世界のミシュランが川平湾に三つ星（世界で17カ所）、石垣島も二つ星の格付でお墨つきをもらうなど高い評価を受けています。ぜひ離島の自然、歴史、伝統文化、芸能など、地域のすばらしい観光資源を生かした観光施策が求められます。

そこで⑴、観光施設の充実・整備についてお伺いします。

ア、日本に29ある国立公園、その中でも本県に唯一ある西表石垣国立公園の活用について。

イ、希少動植物の生育地を活用し、エコツーリズムや森林浴などいやしの公園となる県立バンナ公園の活用について。

ウ、海洋資源を活用した地域振興実現に向けた海洋観光の推進について。

以上、見解をお聞かせください。

⑵、県の「ビジットおきなわ計画」の中で、誘客対策についてお伺いします。

ア、今回新たに計画された観光誘客特別対策事業についてお伺いします。

イ、ＩＴＵトライアスロン・ワールドカップ石垣島大会及び石垣島トライアスロン大会への支援についてお伺いします。

ことしで14回を迎えるワールド大会は、昨年は26カ国104名、石垣島トライアスロン大会には41都道府県1462名の参加で毎年盛り上がりを見せており、2004年アテネ・オリンピックの年には世界の模範となる大会まで成長しました。同大会は、これまで石垣市はもとより、市民や各競技団体、協賛企業の皆さんの御支援により連続開催してまいりましたが、近年の経済状況の中で大会開催が厳しさを増してきました。ぜひ「ビジットおきなわ計画」に掲げる施策に盛り込んだ県の支援ができないのかお伺いします。

ウ、観光キャンペーンは知事をトップセールスとして、八重山・宮古を含め各市町村へも呼びかけた取り組みの必要性について見解を伺います。

７、不発弾対策について。

糸満市の不発弾爆発事故で被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げ、一日も早い回復をお祈りいたします。また、国・県におきましては、十分な補償と再発防止に万全を期してもらいたいと思います。

次の件についてお伺いします。

⑴、八重山における不発弾の処理状況と対策についてお伺いします。

ア、新石垣空港建設現場の不発弾磁気探査の現状について伺います。

イ、民間工事も公共工事と同様に支援すべきだと考えるがどうなのかお伺いします。

ウ、石垣市への保管場所の設置についてお伺いします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（髙嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　辻野ヒロ子議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず第１に、新石垣空港整備事業の関係で、新空港ターミナルの計画内容に係る御質問にお答えいたします。

新石垣空港ターミナルにつきましては、平成20年11月開催の「新石垣空港ターミナルビル等検討委員会」におきまして、運営方式、施設の規模、経営計画等基本計画が策定されたところであります。その後、これらの経営計画等に基づき県内の各関係機関、企業等に出資の要請を行うなど、新会社の設立に向けました準備を進めてきたところでございます。

県といたしましても、今年度内に設立する新会社へ出資するための補正予算を今定例県議会に提案をいたしております。議決後、３月末までに新会社に対し出資する予定となっております。

なお、ターミナルビルの建設につきましては、新会社におきまして平成21年度から基本設計、実施設計などを行い、平成23年度に建設工事に着手をし、平成24年10月の完成を目途に取り組んでいるところでございます。

同じく新石垣空港関連ですが、アクセス道路の形態や今後のスケジュールについてという御質問にお答えいたします。

新石垣空港アクセス道路につきましては、地元の総意によりますルート選定を経まして、現在、道路の幅員構成や既存道路との交差形式などの設計調査を進めているところでございます。

県としましては、当該調査の成果をもとに沖縄総合事務局等関係機関との協議、そして調整を速やかに進め、早期事業化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に、農林水産業に係る御質問の中で、畜産業に対する県の支援についてという御質問にお答えいたします。

沖縄県では、国の緊急対策と連動をし、子牛価格の低落や飼料価格の高騰等に対する支援策を実施いたしております。

これまでの実績は、第１に、配合飼料価格差補てん金といたしまして約14億4800万円、第２に、子牛輸送費などの支援といたしまして約２億1100万円、そして第３に、牛枝肉価格低落時の補てん金として約１億3000万円、第４に、肉豚価格低落時の補てん金といたしまして約１億3900万円など、合計で約20億8900万円を交付いたしているところでございます。

次に、離島振興に係る御質問の中で、離島フェアの成果と評価及び今後の継続開催に係る御質問にお答えいたします。

離島フェアは平成元年から開催され、離島特産品の商品力の向上を図ることができたほか、県民の間に離島の特産品や伝統芸能に触れることができるイベントとして定着するなど、一定の成果を上げているものと評価いたしております。

県といたしましては、今後とも離島市町村がより一層主体性を発揮し、離島フェアの企画・運営に参加することでより効果的な開催が図られるよう、積極的に支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、観光産業に係る御質問の中で、観光キャンペーンの八重山・宮古を含めた市町村との連携についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、景気低迷によります観光客の減少、この対策としまして、３月以降「沖縄観光誘客キャンペーン」を全国的に展開をしていく予定でございます。

首都圏、そして関西圏での誘客イベントのほか、各種メディアを活用しました誘客キャンペーンを実施してまいりますが、これらのキャンペーンの実施に当たりましては、八重山・宮古も含めた各市町村や観光協会などに参加をお願いし呼びかけ、連携して取り組んでまいる所存でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　新石垣空港整備事業についての御質問の中の、工事の進捗状況及び用地取得についてお答えします。

新石垣空港の整備工事につきましては、赤土流出防止対策等自然環境に十分配慮しながら、用地造成工事や進入灯橋梁工事等を実施しており、平成21年２月末現在における進捗率は、全体工事費ベースで約40％となっております。また、用地につきましては、事業全体面積約204ヘクタールのうち約98％が取得済みとなっております。交渉が難航している約２％の未契約用地７件のうち、４件、５筆につきましては平成20年11月に県収用委員会に収用裁決申請を行ったところであります。共有地権者を含む残り３件、３筆についても平成21年３月末までに裁決申請を行う予定であり、全体の工事工程に支障のないよう早期に取得していきたいと考えております。

県としましては、平成25年３月の供用開始に向け、今後とも引き続き空港整備を進めていく考えであります。

続きまして、現石垣空港の跡地利用についてお答えします。

現石垣空港の跡地利用につきましては、地元石垣市が跡地利用基本計画策定に向け取り組んでおり、市民アンケートや検討委員会の審議等を踏まえ、ことし３月には計画を取りまとめる予定と聞いております。

県としましても効果的な跡地利用計画が策定され、国有地及び県有地の有効活用が図られるよう、今後とも石垣市と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、離島振興についての御質問の中の、祖納港の沖防波堤の整備についてお答えします。

祖納港の静穏度改善については、平成18年度に概略的な調査を行ったところであります。同調査結果を踏まえ、平成21年度には抜本的な静穏度改善に向けた沖防波堤の調査を行う予定であり、また、既存施設の越波対策に向けた工事も予定しております。

続きまして、波照間空港路線の維持及び空港拡張整備についてお答えします。

琉球エアーコミューター株式会社が就航していた波照間の航空路線は、高速船との競合により利用客の低迷や運航乗務員の確保などの問題を抱え、平成19年11月末に運休しております。その後、不定期運航事業者のエアードルフィン社が路線を引き継ぎましたが、低い搭乗率のため採算性の確保が厳しく、昨年11月から運休中であります。

同路線を再開していくためには、旅客需要の増大による収支の見通しを得ることが重要であると考えております。空港の滑走路拡張整備についても、航空需要を喚起するなど、整備の熟度を高めていくことが重要な課題と考えており、今後の航空需要や航空会社の意向等を勘案しながら検討していきたいと考えております。

続きまして、仲間港浮き桟橋の屋根破損修理についてお答えします。

仲間港浮き桟橋の屋根は、平成19年の台風12号により破損したものであります。浮き桟橋の屋根は、沖縄の強い日差しや突然のスコールから乗客を守るなど必要な施設と考えております。

今後、地元と調整を図りながらできるだけ早期に復旧したいと考えております。

続きまして、上地港の南西側防波堤整備についてお答えします。

上地港につきましては、平成16年度に港内静穏度の確保を目的に北防波堤を整備しておりますが、台風などの荒天時において船揚げ場などの施設が被災しており、地元や利用者から南西側防波堤の整備の要望があります。このため、県としては、施設被災の抜本的解消を図るために、上地港の南西側防波堤について平成21年度に整備を行う予定であります。

続きまして、船浦港船浦地区及び上原地区の整備についてお答えします。一括してお答えします。

船浦港船浦地区の浮き桟橋と待合施設のトイレの整備及び上原地区のアクセス道路の整備につきましては、今後、地元竹富町と調整を図りながら検討していきたいと考えております。

続きまして、白浜港、船浮港の整備についてお答えします。

白浜港、船浮港の整備につきましては、今年度竹富町が取り組んでいる白浜港・船浮港地域振興プランの中で、将来の両港の利用計画を検討していると聞いております。

県としましては、両港の整備について同プランを踏まえ、地元や竹富町及び関係機関と調整を図りながら検討していきたいと考えています。

次に、不発弾対策についての御質問の中の、新石垣空港の不発弾磁気探査についてお答えします。

新石垣空港建設事業におきましては、「埋没不発弾等の事前探査要領」に基づき、平成18年度から掘削等を伴う工事の着手前に磁気探査を実施しております。

不発弾の探査状況につきましては、平成18年度に75ミリ砲弾１個が確認され、陸上自衛隊により処理されております。その後、現在まで新たな不発弾は確認されておりません。

工事の実施に当たりましては、今後とも引き続き磁気探査を実施し、安全の確保に万全を期していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　県立病院のあり方についての御質問の中の、説明会での反応及びコンセンサスの確保についてに一括してお答えいたします。

県民説明会は、県民に基本構想案の内容を説明するとともに、意見の聴取を行うことを目的として、宮古、八重山、北部及び那覇の県内４カ所で開催しております。

基本構想案では、県立病院の地方独立行政法人への移行が盛り込まれたことから、県民説明会におきましては、地方独立行政法人制度の概要も説明いたしました。県民からは、独法化すると県が公的医療の提供に必要な財政負担を抑制するのではないか、また、採算性が重視され、公的医療の提供が後退するのではないかなど、独法化後の制度の運用を懸念する意見が多く出ました。県立病院職員への説明会は、県民説明会と同様の目的で、１月23日から２月３日にかけてすべての県立病院で開催しております。

職員説明会においては、地方独立行政法人への移行よりも、職員の意識改革、または優秀な経営人材の育成が重要である、公的医療に対する財政負担の抑制や、採算性を過度に重視した経営など、独法化後の制度の運用に不安があるなどの意見がございました。特に、宮古、八重山の説明会においては、県民、病院職員の双方から、医師や看護師の確保が困難になるのではないかなどの意見が出されております。

このようなことから、地方独立行政法人法において、法人が担う救急医療、離島医療などの公的医療の提供に要する経費については、現在の地方公営企業法と同様に、県の財政負担が義務づけられていること、法人の業務運営の重要事項につきましては、県議会の議決が必要とされていること、また、現在の６県立病院が一体として独立行政法人に移行することを基本としているため、医師、看護師などの人材確保の仕組みは維持されることなどについて説明を行ったところであります。

県としましては、検討部会の答申を尊重し適切に対処してまいります。

続きまして、八重山病院及び宮古病院が果たしてい

る役割についてにお答えいたします。

本県の県立病院は、いずれも各保健医療圏において重要な役割を果たしておりますが、八重山病院及び宮古病院は、他の県立病院と比較して、救急医療、小児医療、周産期医療及び精神科医療など県が政策的に確保していかなければならない医療においてその果たしている役割が極めて大きくなっております。また、地域で不足する一般医療の提供等においても重要な役割を果たしております。

八重山病院につきましては、多くの周辺離島を抱えていることから、附属診療所の支援や巡回診療の実施などにつきましても重要な役割を担っております。

八重山病院及び宮古病院の果たしている役割につきましては、昨年８月に県が実施しました民間医療機関等アンケート調査においても高く評価されており、検討部会の基本構想案におきましても、両病院は原則として現在の医療機能を維持すべきであるとの提言が盛り込まれているところであります。

離島医療の確保及び離島診療所の存続について一括してお答えいたします。

県立病院のあり方検討部会におきましては、第２回会議で各県立病院長からヒアリングを実施しております。この中で八重山病院長及び宮古病院長から、医師を初め、医療従事者の確保に不安を抱えているとの説明がありました。委員からも、両病院は必要とされる医療従事者を地域において確保することは困難であり、本島の県立病院との人事ローテーションにより、人材を確保する仕組みの維持が不可欠であるとの御意見がありました。

このようなことから、検討部会におきましては、病院事業を地方独立行政法人へ移行する場合、各県立病院を個別に独法化するのではなく、すべての県立病院を一体的に経営する地方独立行政法人を設立するいわゆる機構型の独法化を提言しております。また、県におきましては、国の補助を受けて離島附属診療所を運営し、医学臨床研修事業及び自治医科大学学生派遣事業等により、離島県立病院及び離島附属診療所に勤務する医師の養成に取り組むほか、ドクターバンク等支援事業や、医師修学資金等貸与事業を実施するなどさまざまな事業を実施し、離島における医師確保等に取り組んでおります。

今後とも、離島県立病院及び離島附属診療所の医療提供が安定的に確保できるよう、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん）　農林水産業についての御質問で、漁業再生支援事業の継続についてにお答えいたします。

漁業再生支援事業は、漁業集落が行う種苗放流などの漁場生産力向上のための取り組みや、加工品開発などの新たな取り組みを支援する事業であります。

本県ではこれまで伊平屋村、宮古島市、石垣市など14市町村で実施し、平成21年度で事業終了予定となっております。今後、国においては平成21年度に事業効果の調査・分析事業を実施し、事業継続の検討を行うことになっております。

同じく農林水産業についてで、伊江島における黒糖工場の建設問題についてにお答えいたします。

含みつ糖は、伊平屋島や西表島など７つの離島において生産され、製糖業を通じて雇用機会を確保するなど、農家経済はもとより地域経済を支える基幹産業として重要な地位を占めております。このため、県としては伊江島含みつ糖工場建設の検討に当たっては、含みつ糖地域の生産活動に支障がないよう、関係者による話し合いを行っているところであります。

同じく農林水産業についてで、与那国嵩の森林災害の復旧支援についてにお答えいたします。

与那国嵩の森林災害は、平成20年９月の台風13号により山腹斜面が崩壊したものであります。その復旧費については、２月補正予算に計上しており、与那国町と連携して早期復旧に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　文化環境部長。

〔文化環境部長　知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君）　環境行政についての御質問で、漂着ごみの現状と対策についてお答えいたします。

本県においては、環境省が実施した「漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査」等により、海外由来のプラスチック類が多く漂着していることが確認されておりますが、ごみの量や性状が多岐にわたることから、離島の処理施設では十分に処理できない状況にあります。

県としましては、国の補助制度等を活用して漂着ごみを適切に処理できるよう、市町村に対して指導助言を行うとともに、引き続き九州地方知事会等を通して財政支援や発生源対策を国に求めていきたいと考えております。

次に、オニヒトデの駆除状況等についてお答えいたします。

八重山海域で大発生しているオニヒトデにつきましては、ダイビング事業者等が2008年で６万5392匹駆除したと聞いております。

オニヒトデ大量発生への対策としては、保全する区域を決めて集中的に駆除する手法が効果的であり、八重山海域での環境省等の駆除事業もそれに沿って行われております。

県としましても、オニヒトデ駆除は重要と考えており、駆除活動に対する支援を検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　観光商工部長。

〔観光商工部長　仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君）　観光産業に関する御質問の中で、西表石垣国立公園やバンナ公園の活用について一括してお答えします。

石垣島地域は、平成19年８月に国立公園に編入され、知名度の向上や利用施設の拡充整備などが期待されることから、質の高いエコツーリズムや森林ツーリズムなどをさらに推進できるものと考えております。そのためには、行政、関係団体、ツアー事業者等が連携し、バンナ公園などの既存施設も活用したモデルコースを設定するなど、ツアーメニューの充実を図るとともに、積極的な情報発信を行う必要があると考えております。

県としましては、石垣島のすぐれた自然景観とエコツアープログラムをウエブサイトで紹介するなど地域の取り組みを支援してまいりたいと思っております。

次に、海洋観光の推進についてお答えします。

美しい海、豊かな自然は、沖縄観光の大きな魅力であり、そのすぐれた観光資源を生かして国際的な海洋性・リゾート地を形成することが沖縄観光の振興にとって重要であります。そのため沖縄県では、マリーナ、フィッシャリーナ、ビーチなどの整備を行ってきたほか、市町村が行うビーチやダイビングスポット周辺の利便施設整備を支援してまいりました。

今年度は竹富町や粟国村が行うビーチのトイレ、シャワーなどの観光利便施設整備を支援しております。また、沖縄総合事務局においては、今年度、「海洋観光振興協議会」を設置し、提言を取りまとめるとのことであり、沖縄県としましては、この提言も踏まえ、市町村や関係機関と連携しながら、引き続き国際的な海洋性・リゾート地の形成に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、観光誘客特別対策事業についてお答えします。

沖縄観光特別対策事業は、景気低迷・円高による観光需要の減少に歯どめをかけるため、国内外において誘客キャンペーンを実施するものです。

具体的には、東京など国内４都市で「沖縄観光プロモーションイベント」を開催し、各種メディア、ＪＲ車内広告などを活用したキャンペーンを展開するとともに、東アジアにおいては大手検索サイトに「沖縄観光特集広告」を掲載することとしております。

次に、石垣島トライアスロンへの支援についてお答えします。

沖縄県では、観光誘客数の年平準化並びに各地域への観光客の増加を図るため、市町村等の主催する地域イベントへの支援を行っております。

石垣島で開催されるトライアスロン大会については、国内外からの誘客効果が期待されるイベントであると認識しており、支援対象事業の一つとして検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　不発弾対策のうち、民間工事の磁気探査の支援についてお答えします。

住宅建築等を含む民間工事での磁気探査については、予算の確保や実施体制等について種々の課題がありますが、安全面の確保を図るためには公共工事と同様に探査を行う必要があると考えております。

県としては、引き続き磁気探査の全額国庫負担について国に要望するとともに、官民を網羅した沖縄不発弾等対策協議会を中心に、本県の磁気探査を促進するためにどのような方策があるか検討していきたいと考えております。

次に、石垣市の保管庫の設置についてお答えします。

石垣市への不発弾保管庫の建設については、石垣市でも今後の不発弾の探査、発掘の状況や自衛隊による不発弾処理の推移、地元の意向や条件整備の状況等を総合的に踏まえた上で、関係機関と検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（髙嶺善伸君）　辻野ヒロ子さん。

〔辻野ヒロ子さん登壇〕

○辻野　ヒロ子さん　御答弁ありがとうございました。

県立病院のあり方について再質問させていただきます。

独法化に向けて進めていく中で、ただでさえ医療格

差があり、厳しい状況に置かれている離島医療はどのようになるのか具体的に示されていないので郡民の不安が募るばかりです。

離島の病院のあり方については、知念病院事業局長も元八重山病院の院長で離島医療の厳しさを体験し、現場を熟知しておられると思いますので、本音の部分でお聞かせください。

最後に、離島医療に深い関心を持っておられる知事も先日県立八重山病院を視察していただきありがとうございました。２件、知事に答弁を求めたいと思います。

今後も県立八重山・宮古病院の医療機能をしっかりと維持し、よくなるようにしていくという絶対安心の保証を確約することができるのかお伺いします。

もう一件は、知事は今議会の答弁の中で、経営健全化計画をチェックしながら独法化ありきではない、無理強いはしないとおっしゃっておりますので、その考え方は変わらないでしょうか。健全化計画達成に一縷の望みをかけている離島医療についてぜひ答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午後５時９分休憩

午後５時10分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

病院事業局長。

〔病院事業局長　知念　清君登壇〕

○病院事業局長（知念　清君）　ただいまの辻野議員の再質問にお答えしたいと思います。

私も実は95年から99年にかけまして、八重山病院の院長をしておりました。それで当時を振り返って、また現状を見て思うんですけれども、今の伊江院長がそこで話されたと思いますが、やはり離島医療、特に医師、看護師、検査技師、事務職員、これを独自で採用するということは非常に厳しいんでありまして、これをいかにするか、いかに宮古・八重山また北部病院も含めまして希望者の少ない病院に――独法化といったときにそれぞれの病院が独立するわけですから――人を十分に供給するということはとても困難であると。それを克服するにはよほど細かい検討と入念な計画が立てられなければいけないのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（髙嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　辻野議員の再質問にお答えいたします。

まず公的医療といいますか、離島医療をきちっと今までどおりのことが約束できるか。

これはあり方検討委員会の最終報告書をまだ最終的にいただいておりません。ですから、それを踏まえる必要はありますが、いろんな議員の方からの質問にお答えしていますように、公的医療、今まで我々がやってきたそういう医療というのを何も削るとか省略するという答弁は一つもやっておりません。これはちゃんとやっていくと申し上げていることですから、ひとつこれはむしろこれを継続してちゃんとやっていけるような病院のあり方というのをきちっとやっておかないと、今度でもう３カ年でこれから85億円ずつ積んでいって、さらに30億の社債といいますか県債といいますかそれでもって資金を調達しなきゃいけないというかなりぎりぎりのところへ来ていることは確かなんです。ですから、考えられるいろんな改良・改善をやって、辻野議員が心配されていることもちゃんと継続してやれるようにどうすればいいかということが発端ですから、むしろこれはやるために改良・改善を末永くやっていけるようにしようということですから、ぜひこれはまた議員からもお知恵をいただいて、今、全適が大好きであるとか、独法は嫌だというこういう議論ではないと思うんです。本当にこの公的医療をきちっと今までのレベルをやっていくためにはどうするかということで、県としては今までの体制のままで３年はきちっと赤字といいますか、収支差をちゃんと補てんして、今までの五、六十億だったのが今度は80何億に拡大していますから、そういうことを踏まえて改良・改善をしっかりやって、今まで抱えている借金とかそういうものをきれいにして次のステージへ行ったらどうかということです。ですから、これはむしろ手段にこだわり過ぎていると僕は思いますね。ねらいは、今までやってきている公的医療をきちっとこれをどうやって末永くやっていくかということのために我々は議論しているわけでして、どちらがいいかではないと思うんです。ですから、きのうのたしか奥平議員への答弁が少し私の言葉が足りなかったかもしれません。

何度も申し上げていますように、あり方検討委員会の答申をこれからいただきます。それをまず第一に尊重します。そして今の全適でやっている仕組みについては３年はきちっとお金も一般会計から出して繰り入れてやってまいります。その間、毎年毎年きちっときちっと改良・改善を徹底してやっていく必要があるんで、同時に、独法へ移る準備もやります。ですから、これは１年ごとにどういう状況かちゃんと予定どおり

全適の場合も改良が進んでいるか、改善が進んでいるか全部チェックしていれば見当がついてきます。しかも、独法というのは一つの法人で、その中に今の中部病院、八重山の病院、宮古の病院もあるわけでして、何も一個一個が独立してどうこういうことではありません。ですから、ほとんど仕組みは変わらない中で、もっと自由度があって経営がしやすい形でどうかと。しかも、世間で何もこれは初めてのことじゃありませんから、これはまだ３年ぐらい時間がありますから、よくほかの例も見ながらどういうふうに移行できるかも含めていろんな御意見も伺いながらやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　金城　勉君。

〔金城　勉君登壇〕

○金城　　勉君　こんにちは。お疲れさまでございます。

いよいよあと２人となりました。もうしばらくおつき合いのほどをよろしくお願いを申し上げます。

最終日のこの順番になると大分質問項目も重複が目立ってまいりました。最初に、取り下げる部分を申し上げたいと思います。

まず１番目の病院事業改革についてですけれども、⑴、何のための改革かわかりましたので取り下げます。⑵、取り下げます。⑹、取り下げます。⑻、取り下げます。

それからＤＶ対策の⑼、取り下げます。

そして飲酒運転全部取り下げます。

そして代表質問関連での通告で、⑴番目のふるさと雇用再生について取り下げます。これは予算特別委員会でやります。取り下げは以上ですね。

では質問をさせていただきます。

１番目、県立病院事業改革について伺います。

県立病院の経営改革が叫ばれて久しい。累積赤字が216億円、不良債務が38億円、一時借入金が100億円等々数字が病院経営の尋常ならざる事態を示しております。これまで４回にわたる病院経営健全化計画を立て実施してきましたが、効果を出すに至りませんでした。今回の病院事業改革は待ったなしの状態であり、県民への医療提供体制の維持ができるか、破綻するのかの瀬戸際に来ていることを私たちは理解しなければなりません。

そこで伺います。

⑶、独法化のメリットとデメリットについて御説明ください。

⑷、独法化後の病院職員の立場と身分保障はどのように変わっていくのか。

⑸、先行事例として実施しました国立沖縄病院と那覇市立病院の独法化後の評価はどうでしょうか。

⑺、離島医療、救急医療、高度医療等政策医療の提供体制はどのように変わっていくのか。

そして⑼番目、知事判断はいつ示すのか。

次２番目、がん対策について伺います。

日本人のがんによる死亡者数は年間30万人を超え、全体の死亡者数の約３割の人ががんで亡くなっております。がんによる死亡率を抑えるためには、早期発見・早期治療を進めるためがん検診の受診率の向上が非常に重要と言われております。

総務省は新年度から、がん検診のための地方交付税について倍増することを決め、受診率を2011年度までに50％以上にすることを目標に掲げました。本日は、特に子宮がんについて質問を取り上げておりますが、他のがんに比べ二、三十代という若い年齢の人たちの罹患率が高いということが特徴にあるようです。

そこで伺います。

⑴、子宮頸がんの県内の実態はどうか。

⑵、子宮頸がんの受診率向上への取り組みはどうか。

⑶、ＨＰＶについての理解を深めるための取り組みはどうか。

⑷、がん対策条例の必要性についての認識はどうか。

３番目、ＤＶ対策について伺います。

⑴、ＤＶ被害の実態はどうか。

⑵、被害者保護の受け皿はどうか。

⑶、ＤＶ被害者支援体制や資金的援助の取り組みはどうか。

⑷、県と市町村との連携はどうか。

⑸、公営住宅の優先入居の取り組みはどうか。

⑹、ＤＶサポーター養成の取り組みはどうか。

⑺、加害者対策の取り組みはどうか。

⑻、県民への意識啓発の取り組みはどうか。

次５番目に移ります。

嘉手納空軍基地の爆音被害公平補償の進捗状況はどうでしょうか。

平成15年度から18年度まで実施した太陽光発電システム設置のモニタリング事業により、逆に今日で不公平を生んでいる実態があります。それを早目に解決していかなくてはなりません。進捗状況を伺います。

それから６番目、代表質問関連であります。

病院事業局長に伺います。

これからの県立病院の再建計画の中で調達業務の改

革もうたっておりますけれども、今回の県立病院繰出金14億円の医療機器整備について、代表質問で上原議員への答弁に対して、その調達業務改革への意欲が感じられません。業界からの情報によりますと、県立病院の医療機器の購入価格は高過ぎるという情報があり、つまり業者にとっては非常においしい形態になっているということがあります。こういうことで、調達業務の改革ができるのかどうか、改善への取り組みの決意をお聞かせください。

それから⑶点目、農林水産業について。

ヤンバル地域の森林には、貴重な野生動植物が多く生息するとともに、県民の水がめとしても重要な役割を果たしております。一方、ヤンバル地域では森林組合等を中心として林業が営まれ、地域振興に寄与しております。

そこで次のことについて伺います。

ア、林業生産基盤の強化についてお聞かせください。

イ、林業が地域振興にどのように寄与しているか御説明をお願いします。

以上です。

○議長（髙嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　金城議員の御質問に答弁をさせていただきます。

県立病院事業改革についての中で、１の⑼になりますが、知事判断はいつ示されるのかという点について答弁させていただきます。

県立病院の今後のあり方につきましては、昨年８月から、沖縄県医療審議会県立病院のあり方検討部会におきまして御審議いただき、今般、同検討部会におきまして「基本構想案」が取りまとめられたところであります。

今後、３月中旬には検討部会としての基本構想が決定される予定であり、その答申を受け、年度内には県の方針を決定したいと考えているところでございます。

同じく県立病院の事業改革に係る御質問の中で、県立病院改革そして離島医療、救急医療、高度医療などの提供体制はどう変わるかの御質問にお答えいたしたいと思います。１の⑺に相当すると思います。

沖縄県の県立病院は、救急、小児、周産期など一般的に不採算と言われている医療で地域の中核となるほか、高度そして特殊医療や離島・僻地における一般医療の提供等を担い、沖縄県における地域医療の確保に極めて重要な役割を果たしております。

このように県立病院は県民のかけがえのない財産であり、今後とも県民が必要とする離島医療、救急医療、高度医療など、公的医療の提供に必要とされる財政負担は適切に行ってまいります。

県としましては、病院事業が財務面の健全性を速やかに回復し経営環境の変化に的確に対応できる運営体制を構築することができるよう、県立病院改革に取り組んでまいる所存でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　県立病院事業改革についての御質問の中の、地方独立行政法人のメリットとデメリットについてお答えいたします。

地方独立行政法人へ移行した場合のメリットとしましては、人事管理や予算執行などの業務運営において、法人独自の迅速で柔軟な意思決定を行うことが可能となり、経営責任の所在も明確となります。

また、地方公共団体の他部門との均衡にとらわれず、独自の人事体系を構築することが容易となるものと言われております。

このほか、明確な目標を定め業務の達成状況を定期的にチェックする仕組みや、外部評価及び積極的な情報開示など、経営改善に結びつく諸制度の導入が法律で義務づけられております。

また、本県病院事業における独法化のメリットとしましては、法人はその業務を確実に実施するために必要な財産的基礎を有していることが求められることから、地方独立行政法人への移行に伴う県からの現金出資等により財務面の健全性が確保できることがあります。

デメリットとしましては、人事、給与システムの改修及び維持経費が発生すること、経営規模が政令で定める基準を超える場合には、監事の監査のほか会計監査人の監査を受けることが義務づけられており、これに要する経費が発生することがあると言われております。

続きまして、独法化後の職員の身分についてにお答えいたします。

地方独立行政法人のうち、特定地方独立行政法人は公務員型地方独立行政法人と呼ばれ、役員及び職員に地方公務員の身分が付与されます。一方、一般地方独立行政法人は非公務員型の地方独立行政法人となります。

設立団体の内部組織から移行する地方独立行政法人

は、移行型地方独立行政法人と呼ばれ、移行業務を行っていた職員は法人成立の日に地方独立行政法人に身分が引き継がれることとなります。

地方独立行政法人の職員の社会保障につきましては、特定地方独立行政法人及び一般地方独立行政法人のうち、移行型一般地方独立行政法人については、引き続き地方公務員等共済組合法が適用されます。また、地方独立行政法人の職員には、地方公務員災害補償法が適用されます。

移行型地方独立行政法人におきましては、設立団体から引き継いだ職員が退職する場合、法人移行に伴う不利益が生じないよう、その職員が設立団体から退職手当を支給されている場合を除き、設立団体の職員としての在職期間を法人職員としての在職期間とみなして退職手当を計算することとされております。

職員の身分保障について、特定地方独立行政法人においては、分限処分及び懲戒処分の事由が引き続き地方公務員法または条例において定められることとなります。一般地方独立行政法人においては、労働組合の意見を聞いて法人が定める就業規則において、降任、休職、免職等の規定が定められることとなります。

続きまして、国立沖縄病院と那覇市立病院の独法化の評価についてにお答えいたします。

地方独立行政法人法は平成16年４月から施行され、平成20年４月現在、６団体11病院が地方独立行政法人に移行しておりますが、移行後間もない病院がほとんどであり、業務実績の評価はこれから行われるところと考えております。

なお、県医療審議会県立病院のあり方検討部会委員でもある石川沖縄病院長からは、沖縄病院の状況を、１、不採算部門を行うのが公的医療機関である沖縄病院の役割である、２、九州ブロックの人事交流で人員配置しており、独法移行時18人だった医師は24人に増員している、３、移行後４年目で黒字化し、短期借り入れなしで運営できる状況になってきた旨の発言があったほか、昨年９月に実施した沖縄病院のヒアリングにおきましては、４、独法化により職員の経営に関する意識が高まった、５、独法化以降はみずから収入と支出を一体で管理し、自己資金での設備整備も可能となったと評価しておりました。

また、今月上旬に実施した那覇市立病院のヒアリングにおきましては、地方独立行政法人への移行前と比較して、１、職員数が約100人増員できたことなど柔軟に人事管理が行えるようになったこと、２、本庁等との調整手続を経ることなく迅速に意思決定が行えるようになったこと、３、業務に関する職員からの提案がふえたことなどが大きく変化したところと評価しておりました。

なお、両病院は昨年10月から７対１看護体制を導入しております。

続きまして、がん対策についての御質問の中の、子宮頸がんの県内の実態についてにお答えいたします。

地域がん登録事業において、昭和63年度から平成16年度の17年間に把握された子宮がん患者の１年間当たりの患者数は204人で、そのうち子宮頸がん患者は１年間当たり107人でありました。

また、厚生労働省の「人口動態統計」によると、平成17年における沖縄県内の子宮がんによる死亡者数は66人で、人口10万人対の死亡率は9.6となっており、全国平均の8.3より高い状況となっております。

同じくがん対策につきましての、子宮頸がんの受診率向上への取り組みについてにお答えいたします。

平成17年度から18年度までの市町村における子宮頸がん検診の実施状況は、対象者数32万140人のうち、受診者数は６万8932人で、受診率21.5%となっており、全国平均の18.6%を上回っております。

受診率向上の取り組みとして、市町村においては、検診の休日実施、他の住民健診との同時実施、検診日程カレンダーの配布等の取り組みがなされております。

県におきましては、受診率の低い市町村には受診率の向上を図るよう保健所を通して指導をしているところであります。

また、平成20年度の新規事業として、女性のがん検診普及啓発事業を実施したところであり、子宮がん及び乳がんに関する講演会・シンポジウムを開催いたしました。さらに、マスコミの活用やポスター、パンフレット等による広報を行い普及啓発を強化しているところであります。

ＨＰＶに関する理解を深めるための取り組みについてにお答えいたします。

県においては、去る２月11日に子宮がん検診の受診率向上を図るため、琉球大学医学部の青木教授等による講演会及びシンポジウムを開催いたしました。この中でＨＰＶに関することにつきましても詳細な説明が行われ、参加者の理解を深めることができたと考えております。

今後もこのような機会を設け、県民の子宮がんに対する理解を深めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　ＤＶ対策についての御質問の中の、ＤＶ被害者に対する公営住宅の優先入居の取り組みについてお答えします。

県におきましては、ＤＶ被害者の居住の安定を図りその自立を支援するという観点から、平成16年度の空き家待ち募集より、入居できる確率が一般世帯の２倍となる優先入居世帯の対象としております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　文化環境部長。

〔文化環境部長　知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君）　ＤＶ対策についての御質問で、加害者対策の取り組みについてお答えいたします。

ＤＶ防止対策の一つとして、加害者をなくすことも重要な課題であることから、県では、平成16年度から加害者対策に取り組んでまいりました。平成18年度からは、「ＤＶ加害者更生相談窓口」を開設するとともに、ＤＶ加害防止に関する講演会の開催、関係機関職員の研修会等への専門職員の派遣等を実施しております。

県では、配偶者等からの暴力を防止しその根絶を図るため、引き続き加害者対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、同じくＤＶ対策についての御質問で、県民への意識啓発についてお答えをいたします。

県では、配偶者等からの暴力が重大な人権侵害であるという認識を深める必要があることから、財団法人おきなわ女性財団に委託し、ＤＶ防止をテーマとした啓発講演会や、高校生を対象とした啓発講座を開催しております。

また、啓発・相談カードを作成し、市町村、医療機関、コンビニ等へ配布するなど、県民への意識啓発に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　爆音被害公平補償についての御質問にお答えします。

国は、太陽光発電システム助成に係るモニタリング事業について、平成19年度からは設置世帯のデータの整理・分析等を行っており、太陽光発電システムの技術的問題点や費用対効果等を総合的に検討した上で、システム設置助成の可否について判断するとしております。

県は、これまで嘉手納飛行場周辺地域に居住し嘉手納基地爆音訴訟に加わらなかった住民も、訴訟参加者と同様に受忍限度を超える騒音被害をこうむっていると認識しており、国に対し適切な措置を講じるよう要請してきたところであります。

県としては、今後とも空調機器の維持管理費補助の拡大などについて、渉外知事会や軍転協での要請など、あらゆる機会を通して国に強く求めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（髙嶺善伸君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　知念　清君登壇〕

○病院事業局長（知念　清君）　代表質問との関連の御質問の中の、医療機器の購入についてお答えします。

県立病院の医療機器については、法令等の規定に基づき、予定価格が160万円を超える機器は競争入札によって、また3500万以上については国際競争入札によって調達しております。

病院事業局としては適正な予定価格の設定のため、メーカー等からの情報収集を強化するとともに機器の一括購入を拡大するなど、引き続き入札の適正化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん）　それでは、我が党会派の代表質問との関連についての御質問で、林業生産基盤の強化についてお答えいたします。

森林は、林産物の供給を初め国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、保健・休養、地球温暖化の防止等の多面的機能を有しております。このため、県では森林を「水土保全林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」に区分し、それぞれの機能に応じて森林の整備、保全及び利活用を図ることとしております。

林業生産基盤である林道整備については、地元の要望等を踏まえ平成20年12月に策定した沖縄北部森林計画に基づき、赤土対策の徹底、自然環境の保全等に十分配慮しながら進めていきたいと考えております。

なお、木材の収穫において林道は必要であり、平成21年度に収穫適期が到来しているリュウキュウマツの人工林で伊江原支線及び伊江１号支線においてモニタリング調査を行いながら林道を建設していきたいと考えております。

同じく林業が地域振興にどのように寄与しているかにお答えいたします。

ヤンバル地域の林業振興については、リュウキュウ

マツに代表されるように、独特の木目を有する県産木材が高い評価を受けるとともに、県産キノコ用おが粉の需要が増大しております。このため、県では、沖縄県農林水産業振興計画に基づき、国頭村を木材拠点産地として位置づけ、木材の安定供給の確立に努め、林産物の供給及び利用の確保に関する施策を積極的に推進することとしております。

林業は、伝統的な産業として古くからヤンバル地域の生活と密接にかかわっており、地場産業の育成、雇用の確保や定住化を図る上で林業は重要な役割を果たしていると認識しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん）　答弁漏れがございました。失礼いたしました。

がん対策についての、がん対策条例の必要性についてにお答えいたします。

沖縄県におきましては、国の「がん対策推進基本計画」を踏まえ、昨年３月に「沖縄県がん対策推進計画」を策定しております。

現在、がん診療連携拠点病院や関係機関等と連携して、本計画に掲げる目標の達成に向けて取り組みを行っているところであり、がん対策条例の制定については予定しておりません。

続きまして、ＤＶ対策についての中の、ＤＶ被害の実態についてにお答えいたします。

平成19年度の配偶者暴力相談支援センターのＤＶ被害者相談件数は796件で、前年度の884件に比べ88件、約10％の減少となっております。

また、裁判所から書面提出を求められた保護命令件数は44件で、前年度と同数でございました。

続きまして、ＤＶ被害者支援体制、被害者保護、資金的援助について一括してお答えいたします。

ＤＶ被害者の支援につきましては、配偶者暴力相談支援センターが中心的な役割を担っております。女性相談所、北部、宮古及び八重山の３福祉保健所に設置した同センターにおいて、市町村、警察などの関係機関と連携しながら、ＤＶ相談、被害者保護、自立支援を行っております。

また、女性相談所には一時保護所が併設されており、長期の支援を要する場合は婦人保護施設で対応しております。

なお、ＤＶ被害者の資金的援助については、生活保護や貸付制度等を活用するなどで対応しております。

続きまして、市町村との連携、ＤＶサポーター養成についてにお答えいたします。一括でございます。

ＤＶ被害者支援については、市町村担当者や市の婦人相談員にＤＶ被害者の相談支援、自立支援、心のケアや警察との連携のあり方についてなどの研修を実施し、支援体制の強化を促進しております。

なお、広く一般を対象としたＤＶサポーターについては、今後の課題と考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　金城　勉君。

〔金城　勉君登壇〕

○金城　　勉君　再質問をさせていただきます。

まず県立病院改革についてですけれども、改革の目的は、知事答弁にありましたように、県民への医療サービスの提供体制をいかに維持していくのか、発展させていくのかということに尽きます。そのためにはどのような経営形態がふさわしいのか、全適のままで再建ができるのか、新しい経営形態が必要となるのか、また民間病院も含めた医療機能のあり方はどうした方がいいのか等々。

県立病院のあり方検討部会の議事録を読ませていただきました。委員の皆さんはあらゆる角度から議論をされていることがよくわかります。決して独法化ありきの議論ではありませんでした。県立病院改革が待ったなしの状況にあることはお互いまた関係者の共通した認識にあると思います。他府県においては、一時借入金の融資を拒否され、経営が破綻した公立病院もあると聞きます。一般会計からの繰入金も21年度は85億円にふやし強化をしておりますけれども、今後も毎年際限なくふやすことは当然不可能であります。

したがって、県立病院あり方検討部会は６回にわたる議論のまとめとして、改革のポイントを５つの視点から提起されております。

１つ、医療機能の見直しとして、地域の他の病院との役割分担などが必要であること。

２つ、効率的かつ継続的な運営体制の構築として、財務面の早期健全化、そのためには経営形態の見直しや給与制度の見直しなどが挙げられております。

３つ目、南部医療圏の再編・ネットワーク化であります。複数の公立・公的病院が設置されている地域における再編・ネットワーク化を検討すること。

４つ目に、病院改革には職員の参画が必須であること。

５点目に、県民の協力と市町村の経営参画を呼びかけること。

以上の角度から、改革の視点を提起した上で独法化への流れを示されております。

独法化にも当然、メリットとデメリットがあります。先ほど部長から答弁がありましたように、独法化のメリットとして、迅速な意思決定、柔軟な人事管理、効率的な予算管理、あるいはまたさらに大きい面では財務面でのメリット、資金不足を解消し、あるいはまたその独立の際に債務を帳消しにする等々の条件が執行できる。

一方でまたデメリットとしては、その会計監査のための費用が発生すること、あるいはまた新たな給与システムや人事管理のシステムを導入しなければならないことなどの答弁がありました。

こうしたメリット・デメリットを両方をてんびんにかけたときに、私は、メリットの方がはるかに大きいのではないかというふうに考えております。

紹介ありましたように、先に独立行政法人化した那覇市立病院や国立沖縄病院の場合、独法化したことは経営再建のために非常によい選択であったというふうに関係者は高く評価をしております。那覇市立病院の場合は、独法化の際、看護師が大量に退職したため大変な苦労をして時期もおくれたようでありますけれども、それらを乗り越えて独法化による再建計画を成功に導いているようであります。

さらに私たち公明会派としましても、先月山形県の酒田市を訪問し、独法化した酒田病院を視察してまいりましたが、関係者の説明によりますと、予算や人事、器材購入、医療サービスの提供など独自の判断で可能となり非常に迅速になった。その結果、経営が健全化してきたということで独法化を高く評価しておりました。

病院事業局は、一方で全適の運用をさらに進めることで経営再建計画を立てております。それは着実に進めていただきながら、一方で独法化への流れを準備するということも県民への医療提供体制を守る観点から当然のことであろうと思います。もし、病院事業局が進める、向こう３年間の全適での経営再建計画が功を奏し、独法化しなくても県民への医療提供体制は間違いなく守り維持できるということがあれば、独法化しないという判断があるかもしれません。

重要なことは、患者のたらい回しが一度もない、これまで培ってきた県立病院の県民への医療サービスの提供体制を維持するということであります。これからの県民議論で大事なことは、県立でなければならないとか、あるいはまた独法化しなければならないとかいう結論ありきの議論ではなく、いろいろな選択肢を冷静に比較検討するという姿勢が大切であろうと思います。

病院現場においても、公務員という立場から外れるというハンディは大きいけれども、待遇や身分保障は別の形で守られていくわけですから、医療崩壊という最悪の事態を避けるためには英断をもって受け入れるという心構えも必要だと考えます。

ただし、知事も答弁なさっているように、病院現場の皆さんの理解が得られず一方的押しつけであっては所期の目的を達成することはできないわけでありますから、無理強いということはないという御答弁もありました。

また、県民への説明も十分に時間をかけて丁寧に実施すべきであります。３年間の準備期間を置くということですから、十分な取り組みができると思います。

そこで、知事に伺います。

県立病院改革への決意を改めてお聞かせいただきたいことと、もう一つ、県立病院あり方検討部会の議論の中で、財政支援の面から県は信用できないという趣旨の発言がありました。それは、公的医療の維持に必要な繰入金が確保されるのかという懸念だと思います。それに対する知事の見解をお聞かせください。

それから知事公室長、嘉手納基地周辺の爆音被害の公平補償の問題でありますけれども、この問題についてはこれまでも再三取り上げて質問をいたしてきましたけれども、きょうの答弁も全く変わっておりません。

この問題は、私が県議に当選した最初の年から訴え続けてまいりまして、そしてこのことは幸いに当時の白保衆議院議員と一緒に防衛施設庁にも足を運んで、周辺の６市町村の関係者のその住民の皆さんも一緒にお連れをして、当時の嶋口長官にじかに訴えをいたしましてこのモニタリング事業が始まったんです。始まるに際してその施設庁の職員の説明は、この公平補償ということは責任を持って防衛施設庁やりますと。そして最初のきっかけとしては、まず調査が必要でしょうからモニタリング事業を実施をして、そしてその上で具体的な施行方法とかさまざまな課題点というものを解決して、そして本格事業に入ると。本格事業については、嘉手納基地周辺で４万世帯の防音工事をした住宅がある。その４万世帯については全部責任を持って国が施行する、こういう説明がじかにありました。ですからこれを引き延ばし引き延ばししながら、この18年度でモニタリング事業が終わって、19年度、20年度、21年度を迎えようとしている。そういう中にあって、その15年度から18年度に至る間で設置した件数が約800件近くあるんですね。その800件近くの隣近所においては、うちはいつ来るんだ、うちはいつ来るんだ

という話題になっているわけです。ですから、公平補償を実施するという目的で始めたこの事業が、逆にそういう不公平をもたらしている。この現実を放置したまま防衛施設庁、もしかしたら逃げ得、知らぬふりを決め込むかもしれない、そういう懸念が出てまいりました。

ですから、そういう意味でも単にそういう知事会とかで訴えるだけじゃなくして、具体的にこういう過去の防衛施設庁の対応というものを担保にしながら、もし必要であれば私も証人として一緒に行きますよ。そういうことを具体的に突きつけながら、この現実の、きょうの夕刊にもありますね、基地騒音が連日過去の回数を更新している、さらにひどくなっていると。そういう実態がありながら、しかし一方においてはこういう不公平をみずからつくり出すような施設庁の対応ですよ。ですから、こういうことをただ事務的に、いつも訴えています、訴えていますという話だけではこの問題は解決しません。ですから、本当に公室長、自分の職責をかけてでもこの問題について解決をしていくというその意欲ある答弁をお願いします。

○議長（髙嶺善伸君）　ただいまの金城勉君の再質問に対する答弁は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後６時０分休憩

午後６時29分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

休憩前の金城勉君の再質問に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　金城議員の再質問に答弁をさせていただきます。

まず１番目の、改革への知事の決意を述べよという点について申し上げますと、この県立病院がこれまで果たしてきた医療サービス、そして公的医療も含めたいろんな多面的なサービス、そしてこの水準が極めて高いというこの誇りをきちっと維持し、こういう立派なサービスが永続的にやっていけるようにというのが我々の目的ですから、そしてまたお医者さんを初め看護師さん、職員の皆さんが安心して元気に働ける職場が永続的に確保できるように、我々は改革をしっかりやっていきたいというふうに考えております。

それから第２の御質問で、この財政支援の点については県は信用できないというような何か表現があったそうですが、これはもう政策医療については僕らの責任というのはしっかりありますから、政策責任というのはしっかり果たしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　公平補償の問題についてお答えいたします。

公平補償の問題については、国はデータの整理分析等に時間を要するとのことであります。

しかしながら、議員の御指摘のとおり同問題の解決には相当の時間を要している現状がございます。

早期に問題の進展が図られるよう、県として全力で取り組んでまいりたいと思いますので、議員におかれましても御指導・御支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（髙嶺善伸君）　當山眞市君。

〔當山眞市君登壇〕

○當山　眞市君　こんばんは。

またしてもトリを務めることになりました。當山でございます。

幾つか答弁書も頭の中に入っているのがありますんで、それは省きながら進めてまいりたいと思います。

まず、基地問題についてであります。

⑴、グアム移転協定について。

アは省きます。

イ、2006年５月に日米合意した在日米軍再編ロードマップが再確認され、国会審議で可決された場合、パッケージ３事案が加速されると思うが、県は基地問題解決のため知事の特命プロジェクトチームを編成し、迅速に対応する必要があると思うがどうかお聞きいたします。

⑵番目は、さきの中曽根外相と知事との会談で、県の要望する日米地位協定改正や辺野古の沖合修正について、日本政府は再検討の考えはあると思われるか伺います。

⑶番目は、金武町伊芸区の流弾事故についてでありますが、ア、イ、ウ３つ省くことになりますけれども、一言申し上げたいと思います。

今、金武町伊芸区に参りますと、流弾に注意というふうな大きな看板が出ております。まさに、何かガザ地区みたいな感じがするわけでありますけれども、私ども県民の住んでいる地域にああいう状況があったらいけないというふうに思います。何とかこの状況をお互い知恵を絞って打破していかなければいけない、こういうふうに思うんでありますけれども、県警本部長

の本当に歯がゆい胸中もわかります。それゆえに、何とか県警本部があの問題解決に着手できるようなそういう体制をつくらなければいかぬじゃないかなというふうに思います。

63年に流弾事故があった場合は、射撃した兵士の名前、兵士の特定もできながら、故意ではないというふうなことを証言したために事件として立件できない、こういう状態があったわけです。ですから、今演習から起こる問題については、県警としてはすべて立件できないこういう状況になっているというふうな感じがいたします。

私どもは今、日米地位協定という大きな壁を持っておりますけれども、あのベルリンの壁はつるはしとハンマーでたたき割りました。しかし、この今沖縄が抱えている大きな壁はつるはしで割れるようなものではない。お互いの知恵を絞って、行政も議会も一緒になってぶち当たっていかなければいけない大きな問題だというふうに思っております。どうぞ一緒に頑張りましょう。

エ、キャンプ・ハンセンには８カ所のヘリパッドがあり、航空機による夜間訓練が遅い時間まで行われているとのことだが、このような事故につながる可能性のある夜間訓練は中止すべきだと思うがどうか、県の対応を伺います。

２番目は観光行政についてであります。

⑴、カーボンオフセット旅行の推進について、県はどのように取り組んでいるか伺います。

⑵番、修学旅行の誘致活動について、県の取り組みはどうか。国の観光庁が海外への修学旅行を促進するための作業部会を５月までにまとめるようになっているが、県の観光客全体の約８％を占める修学旅行客の減少は、1000万誘客実現の不安要因であり早急に対処すべきだと思うが、観光庁へ出向予定の職員とも連携して観光立県を目指す沖縄の実情を訴えていく必要があると思うがどうかお聞きいたします。

⑶番、修学旅行で県民との触れ合いや民泊体験による家業体験、農業、漁業体験、三線やカチャーシー、沖縄方言でのオジー、オバーとの交流など、各自治体、地域で活発に展開している体験型観光について、県としても学習素材の充実を図り、地域との連携を強化し質の高い体験型観光の実現に取り組む必要があると思うがどうか伺います。

⑷は省きます。

３、環境行政について。

⑴、サンゴ礁保全についてであります。

「国際サンゴ礁年」に当たり、県においても20年ぶりにサンゴ礁全県調査が行われますが、次の点について伺います。

ア、サンゴ礁全県調査の予算は要求どおりついたか。また当初計画どおり２年から３年で全県調査は可能か伺います。

イ、県下各地においてオニヒトデが異常発生しているが、募金やボランティアに頼るだけでは駆除できない状況だと言われているが、調査と同時にサンゴ保全活動まで可能か。

ウ、公共工事、特に農地改良事業からの赤土流出や家畜の放牧場からの雨水の流出がサンゴ礁死滅の原因ともなっているが、その対策はどうなっているかお聞きします。

エ、サンゴ礁の移植は、どのような団体が年間何本移植しているか伺います。

オ、ＮＰＯ団体が移植する地域において漁業組合や自治体の理解が必要だと思うが、県が中心になって協力していくべきだと思うがどうかお聞きします。

カ、県のサンゴ礁保全活動プログラムの策定や、サンゴ礁の再生事業としての移植マニュアルは策定されているか伺います。

キ、ホンダ自動車やアルトゥーレ美浜など、企業の協力によるサンゴ礁移植への参加が見られますが、今後もっと積極的に観光客に対して呼びかけてはどうか伺います。

ク、サンゴ礁白化現象防止対策を県はどのように考えているか伺います。

⑵、読谷村に計画中の沖広産業による管理型産業廃棄物処分場についてであります。

ア、管理型処分場建設反対村民大会を２度も開催し、３万8000人全村民が反対する施設であり、県は直ちに不許可にすべきと思うが、３年以上も結論を出さない理由は何か。

イ、昨年６月まで県議会に反対陳情が出され継続審議となっていたが、県議会改選のため審議未了となり、２月13日再度建設計画撤回の請願が出されましたが、その村民の深刻な実情を県はどう思うか。

ウ、県の第三セクター管理型処分場計画でも、生活環境基準の第３次スクリーニングの中で、500メートル以内に学校、病院等がないこととなっていることを見ても、この申請地は500メートル以内に学校、病院３カ所、福祉施設５カ所、学校給食調理場、公園と連なる周辺の状況を見ても到底受け入れがたく、県の諮問する専門家による審査でも生活環境上どう影響があるか審議されたと思うが、どう判断されるか伺います。

⑶、沖広産業安定型処分場の更新についてであります。

ア、昨年８月20日に許可期限が切れ、更新申請が出されている安定型産業廃棄物処分場についても、４月の地域住民の調査や６月の業者独自の調査でも、土壌、水から有害物質クロルデンが検出されたことに対し、県はどのように対処したか。

イ、クロルデンの検出された要因は何か。

ウ、県が昨年10月14日に立ち入り、掘り起こし調査をしたが、結果は違法投棄物は発見されているか伺います。

エ、行政処分を行う場合、現在申請中の管理型処分場に当然及ぶと思うがどうかお聞きします。

４、教育行政についてであります。

⑴、就職問題について。

アは省きます。

イ、県立高校の就職指導担当教諭による昨年の本土企業訪問による求人活動状況と成果はどうか。

ウ、現在の県内外における保護者や地域と連携した学校独自の求人開拓活動は行われているか。

⑵、小・中・高校におけるゴルフ授業導入について。

子供たちが礼儀とマナーを身につけ、心身ともに世界に通用する人として成長し、社会に出て活躍する基礎をつくる上で、ゴルフはより有効なスポーツだと言われております。次の点について伺います。

ア、県内の小・中・高校でゴルフ授業を取り入れている学校は何校か。近年の推移について伺います。

イ、県ゴルフ協会でもジュニア育成による底辺拡大を図ってきた結果、日本ジュニア大会で県出身の子供たちが常に上位を占めておりますが、県教委としては今後のゴルフ授業についてどのような方針をお持ちであるか伺います。

⑶、2012年10月、プロゴルフ日本オープンが本県で開催されますが、大会を盛り上げ成功させるためにもジュニア・一般・シニアの各大会をプレイベントとして開催予定のゴルフ場で県の主催で実施してはどうか。

⑷は省きます。

５番目、不発弾問題について。

ア、イは省きます。

ウ、１月21日、南風原町で小学校児童が不発弾を拾い学校に持ち込んだことに対し、不発弾がなぜ不法投棄をされていたかを究明する必要があると思うがどうか。

エ、公共工事で不発弾が発見された場合の工事停止期間中の工期延期は認められているか。

オ、読谷、嘉手納、北谷等の去る大戦の上陸地となった近海に散在する不発弾についても、早期に調査し国の責任で撤去されるべきと思うがどうかお聞きをいたします。

後で再質問をいたします。

○議長（高嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　當山議員の御質問に答弁させていただきます。

まず基地問題の中で、中曽根外相への要望についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

去る２月１日来県しました中曽根外務大臣との面談の際、在沖海兵隊のグアム移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還、日米地位協定の抜本的見直し、事件・事故や騒音等の米軍基地から派生する諸問題の解決促進などについて要請をいたしました。

また、普天間飛行場の移設につきましては、県及び地元自治体の意見・意向を踏まえて、生活環境や自然環境に十分配慮することなどを要請したところであります。

中曽根外務大臣からは、地元とも緊密に意思疎通を図りながら米軍再編を着実に進めていくことなどの話がありました。また、外務大臣は今回の来県で、基地所在市町村長との意見交換会も行っており、このような地元の意見等を踏まえ、沖縄県の基地問題の解決に取り組んでいただくよう期待いたしているところであります。

次に、観光行政に係る御質問の中で、修学旅行誘致の強化についてお答えいたします。

沖縄県では、修学旅行がリピーター化を促進するなど沖縄観光の発展に大きく寄与していることから、東京に修学旅行専任スタッフを配置し、各地域における説明会や離島における現地研修会を実施するなど、修学旅行の誘致に努めているところでございます。

また、東京事務所の国際会議誘致スタッフなどを通じまして、観光庁と沖縄修学旅行等の情報交換を行うなど、沖縄観光の振興を促進するため、今後とも連携を強化していきたいと考えているところでございます。

同じく、観光行政に係る御質問の中で、質の高い体験型観光の実現に関する御質問にお答えいたします。

沖縄への修学旅行におきましては、地域の方々とじかに触れ合う体験型学習プログラムが高い評価を得ているところでございます。

このため、体験型観光事業者におきましては「沖縄

県体験型観光推進協議会」を設置し、地域の方々と沖縄県と連携をしながら、沖縄の自然、歴史・文化、農漁業の体験など、魅力あるプログラムの創出・拡充に努めているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（髙嶺善伸君）　知事公室長。

〔知事公室長　上原　昭君登壇〕

○知事公室長（上原　昭君）　基地問題解決のための特命プロジェクトチームについての御質問にお答えします。

県は、米軍再編を初め本県の基地問題の解決促進のため、知事公室を中心に関係部局と連携を図りながら全庁的に取り組んでいるところであります。

今後、米軍再編における在沖米海兵隊のグアム移転や嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還の進展に伴い、跡地の振興策など、さまざまな課題が想定されることから、組織体制の充実強化を図っていきたいと考えております。

次に、キャンプ・ハンセンにおける夜間訓練についてお答えします。

県としては、夜間における飛行訓練は、地元住民に被害や不安を与え、県民感情への配慮を欠くものであり、容認できるものではないことから、米軍に対し、訓練等により県民に被害や不安を与えることがあってはならず、県民の生命、生活及び財産へ十分に配慮することを求めております。

次に、不発弾不法投棄の原因についてお答えします。

不発弾が本来の通報手続によらず投棄移動等により放置される主な理由としては、まず第１に、不発弾が発見されると工事が一時とまってしまう、２、警察に通報するなどの手続が面倒である、３、不発弾の危険性に対する認識が足りないことなどが考えられております。

これを踏まえて、県は官民を網羅した沖縄不発弾等対策協議会において作成したビデオとパンフレットを小中学校へ配布し、不発弾を見つけたら、１、さわらない、２、動かさない、３、警察に連絡する、この３原則の遵守徹底の指導をお願いしているところであります。

県としては、引き続き関係機関と連携しながら、不発弾事故の未然防止に努めていきたいと考えております。

次に、海中不発弾の国の責任による調査、撤去についてお答えします。

県としては、国は戦後処理の一環として本県の不発弾対策に取り組んでいく責任があると考えております。

このような観点に立ち、磁気探査及び処理の全額国庫負担についても国に対して要請してきました。当然、海中についても国の責任で探査、処理されるべきものと考えております。

以上であります。

○議長（髙嶺善伸君）　観光商工部長。

〔観光商工部長　仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君）　観光行政に関する御質問の中で、カーボンオフセット旅行についてお答えします。

カーボンオフセット旅行は、旅行に伴う二酸化炭素排出量に相当する金額を、寄附金や植林などの環境保全活動に参加することで相殺する仕組みになっております。現在、県もメンバーとなり、沖縄型カーボンオフセット旅行の推進可能性に関する調査検討事業を沖縄総合事務局と行っているところであります。

県としましては、今後、この検討結果を踏まえて、沖縄の自然環境を活用した新たな旅行商品創出など、具体的な推進方策を検討していきたいと考えております。

次に、環境行政に関する御質問の中で、観光客に対するサンゴ移植体験の呼びかけについてお答えします。

サンゴの移植体験は、観光客にとって沖縄ならではの魅力的な観光メニューであると考えております。

現在、移植するサンゴの苗づくりなど移植プログラムの一部が修学旅行などに組み込まれておりますが、実際にサンゴを植えつける作業自体は、一定の潜水技術を必要とするため、多くの観光客が体験することは困難な状況にあります。

今後は、生態系に影響を及ぼさない適切な移植プログラムに、より多くの観光客が参加できるよう、関係団体と連携し、対応策を検討してまいります。

教育行政に関する御質問の中で、日本オープンゴルフ選手権のプレイベント大会についてお答えします。

2012年度に八重瀬町の那覇ゴルフ倶楽部で開催が決定しております「第77回日本オープンゴルフ選手権競技」につきましては、県、経済団体など全県を網羅した開催支援組織の設置をことし３月に予定しております。

本大会の開催に向け、全県的な機運を盛り上げるために、開催支援組織の中でさまざまな取り組みを行っていく必要があると考えております。

ジュニア・一般・シニアのプレ大会につきましても、開催機運を盛り上げていくための貴重な御提言として承りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　文化環境部長。

〔文化環境部長　知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君）　環境行政についての御質問にお答えいたします。

まずサンゴ礁全県調査及びオニヒトデの駆除活動について一括してお答えいたします。

サンゴ礁全県調査につきましては、次年度から３年間かけてサンゴ被度、優占種、白化などの攪乱状態等の調査を実施することを計画しております。

また、八重山海域等で大量発生しているオニヒトデに対しても駆除活動への支援を検討しており、現在それらの実現に向けて関係機関と調整しているところでございます。

次に、サンゴ移植団体と移植本数についてお答えいたします。

本県におけるサンゴの移植活動は、ＮＰＯ、企業等で構成するチーム及び民間の研究所等で実施されております。これらの団体から聞き取りをしたところ、2008年のサンゴの移植総数は、約１万1500本となっております。

次に、移植への協力についてにお答えいたします。

サンゴ移植活動につきましては、地域の漁業協同組合や自治体の理解が必要であると考えております。

県としては、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会において、ＮＰＯ、地域の漁業協同組合、自治体等への理解を求めるとともに、サンゴ礁の保全、移植等に関する情報・課題等の共有や合意形成が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、サンゴ礁保全活動プログラム等の策定についてお答えいたします。

県では、昨年度から「サンゴ礁保全活動プログラム集」及び「サンゴ移植マニュアル」策定のための検討委員会を立ち上げ、さまざまな角度から検討を進めてきたところであり、今年度末までに策定する予定としております。

次に、白化現象に対する県の考えについてお答えいたします。

サンゴの白化現象につきましては、海水温の上昇が主な要因とされていることから、県としましては、関係機関と連携を図りながら、白化に関する情報の把握や地球温暖化対策等の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、同じ環境行政で、管理型処分場の件にお答えいたします。管理型最終処分場に対する判断及び村民の実情について、関連しますので一括してお答えいたします。

廃棄物処理法に基づく許可の性質は羈束裁量であり、許可基準に適合していれば許可しなければならない旨定められております。

読谷村において計画されている産業廃棄物管理型最終処分場については、平成17年10月に設置許可申請書が提出されておりますが、地域において反対運動が起きていることから、県は地域に対して説明するよう約１年間手続を保留し、その後、地域住民、読谷村長及び専門委員の意見を聞いて審査を進めてきたところでございます。

一方、平成20年５月に安定型最終処分場においてクロルデン類が検出され、調査結果を解析しているところですが、その原因に対する行政処分の内容によっては欠格要件に該当する場合もあることから、許可の判断を保留しているところでございます。

次に、公共関与による選定基準及び生活環境保全上の影響についてお答えいたします。

産業廃棄物処理施設の設置許可につきましては、廃棄物処理法で定める許可基準に照らし合わせて判断されるものであります。

公共関与による管理型最終処分場の立地候補地の選定基準は県がみずから定めたものであり、廃棄物処理法で規定されているものではございません。

また、申請されている管理型最終処分場に係る生活環境保全上の影響については、地域住民、読谷村長及び専門委員の意見を聞いて審査をしているところでございます。

次に、クロルデン類が検出されたことへの県の対応についてお答えいたします。

平成20年５月に地域住民及び事業者の調査によって、事業者の安定型最終処分場の土壌及び水からクロルデン類が検出されたことから、県は、同年６月18日にこれらの調査結果に対する県の見解を地域に対して説明いたしました。

また、クロルデン類の混入状況やその原因を把握するために、専門家の指導助言を得ながら、同年10月14日から17日に現地調査を実施し、埋め立てられている廃棄物や土壌、間隙水等の分析をしたところであり、現在、その調査結果の解析を行っております。

次に、クロルデン類が検出された原因についてお答えいたします。

クロルデン類は、主にシロアリ駆除剤として使用さ

れていたことから、検出された原因としては、埋立処分された廃棄物に付着していたことや、覆土材に含まれていたことなどが考えられます。

現在、昨年10月に実施した現地調査の分析結果から、その原因について解析を行っているところであります。

次に、立入調査の結果についてお答えいたします。

県が昨年10月に実施した掘り起こし調査の際に採取した廃棄物を分析した結果、安定型最終処分場での埋立処分が禁止されている木くず、紙くず等が1.8から8.4%混入していることが判明いたしました。

金属類等については、鉛、砒素、ベンゼンが検出されましたが、基準値以下でありました。また、クロルデン類も検出されておりますが、現在、その原因について解析を行っているところでございます。

次に、行政処分と管理型最終処分場の許可との関係についてお答えいたします。

今回確認された安定型最終処分場における木くず等の埋立処分に対しては、行政処分として改善命令を発出する予定ですが、それ自体では欠格要件に該当いたしません。

しかし、当該命令に従わない場合は、産業廃棄物処分業の許可取り消し処分の対象となって欠格要件に該当し、管理型最終処分場の設置許可申請が不許可処分の対象となります。

そのため、県としては改善命令に対する事業者の対応状況について注視し、その状況を踏まえて判断していく考えでございます。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん）　環境行政についての御質問で、土地改良事業及び放牧場からの赤土等の流出防止対策についてにお答えいたします。

本県における土地改良事業の施工に当たっては、赤土等の流出による公共水域の水質汚濁防止を図るため、「土地改良事業等における赤土等流出防止対策指針」に基づき、畑面植生、マルチング及びグリーンベルト設置等による発生源対策や、切り回し水路、仮設沈砂池等の設置による対策を行っているところであります。

また、家畜の放牧場からの雨水流出については、市町村等と連携して巡回指導を行い、農家に対する改善指導を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　教育長。

〔教育長　仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君）　それでは、教育行政についての御質問で、県外企業訪問についてお答えいたします。

県教育委員会では、毎年５月に「県立学校就職指導担当教諭による県外求人開拓と定着指導」を実施し、県外に就職した卒業生の激励と継続した求人要請を行っております。

平成20年度は、就職担当教諭56名が関東、中京、関西の144企業を訪問しております。

成果としましては、３地区に就職した高校生は、平成15年度655人、平成17年度879人、平成19年度909人となっております。

次に、学校独自の求人開拓についてお答えいたします。

各学校においては、就職内定率の向上を図るため、保護者や地域と連携した学校独自の求人開拓に取り組んでおります。

具体的には、学校とＰＴＡの進路委員会が連携した求人開拓、同窓生による企業紹介、学校独自の求人開拓により、今年度はこれまで280人の採用の内定があったとの報告を受けております。

県教育委員会としましては、今後とも学校を支援し、地域や関係機関等と連携を強化し、高校生の就職内定率の向上に努めてまいります。

次に、ゴルフ授業の導入等についてお答えいたします。

県教育委員会が平成21年２月に実施したゴルフの実施状況調査によりますと、県内の小・中・高等学校でゴルフを授業に導入している学校は、小学校１校、中学校８校、高等学校18校となっております。

県内の小・中・高等学校においては、最近の県出身選手の目覚ましい活躍の影響等もあり、ゴルフに対する興味・関心も高まってまいりました。

特に、高等学校においては、部活動等にも積極的に導入されており、県高体連の主催する大会においても参加校がふえている状況にあります。

次に、ゴルフ授業の方針についてお答えいたします。

国内外におけるジュニアのゴルフ大会で県出身の子供たちが上位を占めていることは、青少年を初め多くの県民に夢と誇りを与えております。

本県は、年間を通してゴルフができる恵まれた環境にあり、小・中・高校の授業や運動部活動等に取り入れられて実施されております。

県教育委員会としましては、地域や学校の実態に応

じた特色ある教育課程の編成を推進しており、ゴルフを初めニュースポーツの導入等についても積極的に奨励していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君）　不発弾問題についての御質問の中の、工事停止期間に係る工期延期についてお答えします。

建設工事請負契約書によりますと、請負者の責に帰することができない事由により、工事を施工できないと認められるときは、発注者は工事の中止を命じなければならないと規定されております。

また、工事を中止させた場合においては、必要があると認められるときは、工期もしくは請負代金額を変更することとしております。

したがいまして、公共工事で不発弾が発見された場合、発注者と受注者との協議により不発弾処理に伴う工事中止期間に係る工期延期は可能であると考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　當山眞市君。

〔當山眞市君登壇〕

○當山　眞市君　読谷村からこの管理型処分場の問題、安定型処分場の問題、もうこの４年間、昼夜を問わずどうなるかと。子や孫にあの環境汚染を残したままつないでいくのか。それを今とめて取り返しのつかないような状況にならないような、そういう対策を県とともに講じていけるのか。そういう必死な戦いをやっている方々がきょうもお見えになっております。これは、３年たちましたけれども、なぜこんなに時間がかかるのか不思議でなりません。

まず１点目、この企業がどういう経緯で今日まで来ているか。これは大事なことだと思うんです。

平成８年に沖広産業が誕生いたしまして、そのときは松川和美さんという方が15%の持ち株で代表取締役になっております。13年度には、長瀬さんという代表取締役、このときからは全く実権のない、株を一株も持たない人が取締役になっております。16年に木原さん、そして18年には今の若狭さん、この方が代表取締役になっておりますけれども、17年に管理型の処分場の申請を出して、10月11日に出して、翌18年の３月24日には東京の千代田区にある塩見ホールディングスという会社に持ち株全部を売却している。今日まで10年間で４名の代表取締役がかわってきて、経緯を知らない人たちがこういうふうに続いてくるもんですから、どういう事業をやっているのかわからない。

今、企業の経営方針を見ておりますと、環境ビジネスを通じて収益の拡大を図っていくとこういう目標で今塩見ホールディングスという会社はやっているわけです。

東京の会社が実権を握っていて、今サラリーマンみたいな代表取締役がこの事業を見ているというふうな状況で、沖縄のこれからの環境行政を任せていけるんですか。大事なことだと思いますよ、これは。

それと環境の問題で幾つも言いましたけれども、私は宮崎にも見に行ってきまして、向こうの管理型状況を見ていると、周辺には杉の木がいっぱい生えていて住宅全く見えない。皆さんの第三セクターのモニタリング、選定基準を見ても500メートル以内に学校とか病院がないこと、これ基準なんですよ。ところが読谷の場合は、学校があるし、病院が３つあり、給食調理場、読谷の子供たちの給食をつくっている調理場があるし、福祉施設が５カ所もあるんです。それで取り巻いているその真ん中に安定型は今クロルデンが出ているし、さらに管理型をつくれというふうなことを今日まで待っていること自体がおかしい。

その辺を知事、８月に現地もお見えになってごらんになったと思いますが、あのときにも県から調査に来ますよと言ったら、何台車来ますか、２台ですと言ったら、私は後からついていったら、２台ですからあんたは入れません。こんな密室の中で仕事をやっている業者が、何で周辺の信頼を得るような仕事ができますかということなんですよ。

今、周囲のフェンスをカバーで覆って中が見えないようにしている。そういう状況では周囲の信頼どころじゃない。その辺はきちっとこれから知事の判断でやっていただきたい、こういうふうにお願いしたいと思います。

それと、クロルデンなんですけれども、前に地域の皆さんの調査は４月にやりました。６月には業者も調査をやって、やっぱり出ているわけです。その県のコメントを聞くと、基準内だからというふうな、生活に支障はないとこういうふうな言い方をしているんですが、クロルデンというこの物質の性質をわからないといかぬと思います。これは、残留性有機汚染物質ということで、ＰＯＰｓ条約で日本もこれ40年前から製造輸入をされていないんです。ところが残留性ということで、環境に分解されにくくて、物質に蓄積されやすくかつ毒性が強い。こういう物質がその中にあると。

皆さんが10月14日に掘削調査したのは表層なんですよね。地元はボーリングをしなさいと、15年も埋めて

いるんじゃないですかと。ボーリングをして下まで調べろと言っているのに、ユンボでウヮービカカジーグヮーだけやったわけですよ。そういう状況の中では、はっきりしたものは出てこない。だからその辺も踏まえてきちっとこれから、実際に出ているわけですから、それをそのまま容量、濃度が少ないからということで見逃すような状況があったら、絶対にこれは読谷は許しません。

ですからその辺も踏まえて、今行政処分の中で改善命令を出しているということを言われておりますけれども、その改善命令というのは、いわゆる今回、表層調査の結果出た木くず約９％出たということでありますけれども、それを施設の中から全部取れというふうに理解してよろしいんでしょうか。

それと今クロルデンの調査結果が４カ月もかかっている。これまたおかしい。なぜこんなに時間がかかるのかということで、その辺もおかしいんですけれども、調査結果が出た時点で判断をするということでありますから、とりあえずは木くずが出たという、違法投棄物が出たということに対する処分を改善命令という形でやるというふうに言われていますから、それはきちっと出していただきたい。その後で、クロルデンの分析結果が出たら追加して処分をするということでありますから、それも踏まえて、この業者は平成15年にも木くずが入っていたことを県の方から指摘されているんですよね。ですから、今回２回目なんです。これは普通の処分では、行政処分では済まされない、この問題については。

ですからその辺も踏まえて、この業者が本当に信頼できるのか、環境行政を任せていけるのかという御判断をきちっとやっていただきたいということでお願いしたいと思います。答えていただきたいこの辺については。

最終的な行政処分については、このクロルデンの結果が出た時点で、その管理型の不許可、そして今の安定型の更新の停止、その辺にも当然及んでいくわけでありますけれども、それはひとつ早目に出るような形で３月の上旬に地元に説明をしたいという話もありましたけれども、ぜひその結果を早目に地元に行って説明をしていただいて、皆さんが安心できるような形での処分をやっていただきたい、こういうふうに希望します。

事業者が、今塩見ホールディングス、これは東京都千代田区、さっき言いましたけれども、17の事業、企業を持っている会社なんですね。その中の一つがこの沖広産業ということになっております。

この業者のホームページで調べてみますと、その事業活動をすべて本社の方で管理をするというふうなことが書かれております。ですから、ここがどういうふうにやりますよと言っても、本社の言うとおり、やはり企業は営利を目的とするわけでありますから、ちゃんと書かれているとおり、環境ビジネスでもうけるんだというふうなことを言っているわけですから、そういう企業に任せるわけにはいかぬというふうに思いますけれども、県のきちっとした決断を出していただきたい。

知事の答弁をお願いしたいというふうに思います。

終わります。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午後７時17分休憩

午後７時22分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

文化環境部長。

〔文化環境部長　知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君）　再質問にお答えいたします。

クロルデン類の状況あるいはその改善命令の施設の中の状況、あるいはその解析結果が出てから次の処分が出るか等々について、関連いたしますので、状況の説明等も含めて答弁いたしたいと思います。

廃棄物処理法につきましては、先ほど申しましたとおり羈束裁量でございまして、そういうのが廃棄物処理法の基準に合致すれば許可しなければならないという規定になってございます。

沖縄の管理型最終処分場につきましては、地域の反対があったので１年間状況を見たと。それからその後、議員御存じのようにいろいろな状況がありましたので、今の状況に至っているということです。

今の状況が一番大きいのがクロルデン類が発出したということで、その調査をいたしました結果、木くず等が混入していることが今判明していますので、今の状況につきましては、木くず等についてまず改善命令を出して現場の状況を改善していただくと。当然その改善命令に従わなかった場合においては次の行政処分というのが考えられますし、その次の行政処分によりましては、管理型の一つに安定型の更新許可にも影響しますし、管理型処分場の許可にも影響してきます。

ということは、まず改善命令について現場の改善をさせた上で次の判断が出てくるかというようなことだと思いますので、まず、その木くず等について現場の状況を改善させていきたいというふうに考えております。

以上でございます。
○議長（髙嶺善伸君）　仲井眞知事。
〔知事　仲井眞弘多君登壇〕
○知事（仲井眞弘多君）　當山議員の再質問に答弁させていただきますが、今おっしゃったこの事業者がどういう性格で、株式を東京のホールディングカンパニーが持っているというような御趣旨のお話もありました。確かに経営の実態は東京にあるかもしれません。いろいろ不安も感じておられると思います。
ただ、行政上のこの処理・処分につきましては、今、文化環境部長が申し上げましたように、改善命令を出してその内容をチェックして、そしてその処分がどうかというところをやはりぜひチェックしてみたいと思います。そしてその改善の内容によってまた次の処分がどうかというふうにきちっと段階を追うべきだと考えておりますので、ひとつその改善のぐあいを見て判断させていただきたいと思います。
○議長（髙嶺善伸君）　以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。
これをもって質疑を終結いたします。
この際、お諮りいたします。
予算については、２月３日の議会運営委員会において19人から成る予算特別委員会を設置して審議することに意見の一致を見ております。
よって、ただいま議題となっております議案のうち、甲第１号議案から甲第29号議案までについては、19人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（髙嶺善伸君）　御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。
―――――――――――――――――――――
○議長（髙嶺善伸君）　次に、お諮りいたします。
ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定によりお手元に配付の名簿のとおり指名いたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（髙嶺善伸君）　御異議なしと認めます。
よって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。
―――――――――――――――――――――
〔予算特別委員名簿　巻末に掲載〕
―――――――――――――――――――――
○議長（髙嶺善伸君）　ただいま予算特別委員会に付託されました予算を除く乙第１号議案から乙第40号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。
―――――――――――――――――――――
〔議案付託表　巻末に掲載〕
―――――――――――――――――――――
○議長（髙嶺善伸君）　日程第３　甲第30号議案、乙第42号議案及び乙第43号議案を議題といたします。
知事から提案理由の説明を求めます。
仲井眞知事。
―――――――――――――――――――――
〔知事追加提出議案　巻末に掲載〕
―――――――――――――――――――――
〔知事　仲井眞弘多君登壇〕
○知事（仲井眞弘多君）　平成21年第３回沖縄県議会（定例会）に追加提出いたしました議案につきまして、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。
今回追加提出いたしました議案は、予算議案１件、条例議案２件でございます。
まず、甲第30号議案「平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）」は、平成21年１月14日に糸満市で発生した不発弾爆発事故を受け、沖縄特別振興対策調整費を活用して新たに設置する基金へ積み立てるとともに、不発弾等対策のための所要額を計上するため、歳入歳出予算に８億5000万円を追加するものであります。
次に、乙第42号議案「沖縄県不発弾等対策安全基金条例」は、不発弾等の爆発事故の発生を防止し、県民の安全を確保するとともに、爆発事故により被害を受けた者及び施設等の復旧を支援する事業の財源となる基金を設置するため条例を制定するものであります。
なお、甲第30号議案及び乙第42号議案につきましては、先議案件として議決を賜りますようお願い申し上げます。
乙第43号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、人事委員会の給与勧告等を考慮し、県職員等の給与を改定するため関係条例を改正するものであります。
以上、今回追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げました。
慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。
○議長（髙嶺善伸君）　次に、ただいま議題となって

おります議案中、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について必要な規定を定める条例については、地方公務員法第５条第２項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、ただいまから人事委員会の意見を求めます。

人事委員会委員。

〔人事委員会委員　島袋京子さん登壇〕

○人事委員会委員（島袋京子さん）　人事委員会委員の島袋京子でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま議長から地方公務員法の規定に基づき人事委員会の意見を求められましたので、当委員会の意見を申し上げます。

乙第43号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、教育委員会における新たな職の設置に伴い所要の改正を行うもの、また、平成20年10月９日の人事委員会勧告及び他の都道府県の職員の給与改正等を考慮し、県職員及び県費負担職員の給与等の改正を行うものであり、適当であると考えます。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　人事委員会の意見の開陳は終わりました。

―――――――――――――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　これより質疑に入ります。

乙第42号議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質疑の回数は２回までといたします。

玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城　ノブ子さん　乙第42号議案「沖縄県不発弾等対策安全基金条例」に対する質疑を行います。

まず１点目に、この基金条例は、糸満市小波蔵で起きた不発弾爆発事故から適用されることになりますか。

２、現行の公共事業の不発弾磁気探査の補助率はどうなっておりますか。基金条例の設置によって補助率はどう変わりますか。市町村の負担額はどうなりますか。

３、民間事業の磁気探査については、これまで国は全く責任を負っておりません。民間事業の探査処理についてはどうなりますか。

４、基金が設置されることによって国の責任があいまいにされるのかどうなのか伺います。

○議長（髙嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　玉城ノブ子議員の御質問に答弁させていただきます。

今御質問された中で、１と４が関連いたしておりますので、一括してお答えさせていただき、条例の適用時期、基金設置と国の責任に関する御質問でございます。

今回提案の「沖縄県不発弾等対策安全基金条例」の附則で、糸満市小波蔵の爆発事故が起きた日であります平成21年１月14日から適用することを規定いたしてあります。

県としましては、基金設置によって本県の不発弾対策が十分であるとは考えておりません。

不発弾対策につきましては、国は戦後処理の一環として沖縄県の不発弾対策に取り組んでいく責任があるとの観点に立ち、被害補償、不発弾等処理及び磁気探査の全額国庫負担等については、引き続き市町村等と連携を図りながら国に要請してまいりたいと考えております。

次に、公共事業の磁気探査補助率、民間の磁気探査について、この御質問の２と３が関連いたしておりますので一括して答弁させていただきます。

「沖縄県不発弾等対策安全基金条例」は、公共や民間における磁気探査事業は、事業の対象としておりません。

公共事業における磁気探査事業の補助率は、従来どおり各省庁の補助率で実施されることとされており、また、民間の磁気探査につきましても、現在のところ国により助成される見込みは立っておりません。

県としましては、民間を含む磁気探査の全額国庫負担等につきましては、引き続き国に対して要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙嶺善伸君）　玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城　ノブ子さん　沖縄戦は、旧日本軍による戦争目的遂行のためになされたものであります。不発弾の磁気探査、人身・物件に対する損害についての補償は、国が戦後処理の一環として責任を持って、公共についても民間についても実施すべきであると考えます。基金を設置したことによって国の責任が何らあいまいにされることがあってはなりません。

県は、国に対してその責任を明確にするよう強く要請すべきであるということを訴えて質疑を終わります。

○議長（髙嶺善伸君）　新垣哲司君。

〔新垣哲司君登壇〕

○新垣　哲司君　皆さん、こんばんは。

ただいま議題となりました乙第42号議案「沖縄県不発弾等対策安全基金条例」については、まことに時宜を得た条例だと思って感謝を申し上げたいと思います。

少しばかりしゃべってみますと、何でこの時期にかというのが本音でございます。事故が起こらないときにしっかり対策をすべきではなかったかなと、こういうふうに思っております。

少しばかり時間ありますが、私見も入れながら現状を質疑をしていきたいと。

たまたまですが、この本は「沖縄の戦後はまだ終らない」（資料を掲示）　これは桑江朝千夫さんのお父さんの朝幸さんが40年前に、当時の立法院時代に書いた本なんですが、全くこれが終わってない。私が一番懸念するのは、やはり沖縄はまだまだ差別されるなと、こう思っているところであります。

戦後27年間、アメリカの支配によって、そしていろんな意味で私たちは異民族支配によって本土との格差ができておくれた。それは言うまでもございません。そういうことで不発弾の問題にしても、これは60年からあと70年ぐらいの2000トン余りがあるというふうに言われております。早急にこれを除去しなくちゃならぬなと。そのためにも多くの方々から代表質問・一般質問等で質問が出ました。

知事、何か知事だけに責任を負わせて、沖縄にも国会議員が11名いるんですよ。国会議員が国会でみずからこの問題について、私たちに任せなさいと。これが本音じゃないですか。みんな知事に預けて、これは大変私は重大な問題だと思いますよ。知事が市町村議員と一緒になって国政へ行ってしっかり訴えてやりたいと言っても限界がありますよ、これは。

ですから与党・野党と言わずに、知事がしっかりそうやってできるような体制づくりを国会議員に私はお願いしたい。これはこの席からぜひマスコミの皆さんも訴えていただきたいな、これが本音でございます。やはり私たちの代表ですから当然のことですよ。これは当たり前のことですよ。

早速ですが、きょうの新聞、新報・タイムスを皆さん読んだと思うんですが、この糸満市の不発弾事故の古波蔵純君のお父さんと母校の小学校の103名の皆さん、座安校長が豊見城市役所に行って面談をした記事が載っているんですが、まだまだ目がはっきり見えないところがあって、しっかり皆さんの言ったことを文章化して伝えたいと。そして本人も元気になって必ずやってくるという、こういう思いのことが書かれております。みんなが、やはり県民がこれを期待しているものだと、こういうふうに一日も早く健康になっていただきたいなと、こういうふうに思っております。

そこで質問に入ります。

余り長くなっちゃあれですから、（「時間はいっぱいあるよ。」と呼ぶ者あり）　ああ、そうですか。じゃ、これはまた再質問でさせていただきます。

きょう、浦崎議員が質問した内容とやや似ているんですが、やはり国会議員が先頭になるということは、やはり立法化もできるわけですから、その仕組みを知事がしっかり、沖縄の学者でもいい、弁護士でもいい、いろんな形で網羅して、早く声に出して沖縄の国会議員の先生方を先頭にして、この問題を解決するんだと、立法化するんだというようなことでやっていただきたいなと。私もこれを非常に希望しております。

あわせてまた、この件については地元で爆発した事故でございますので、しっかりその辺もやっていきたいなと、こういうふうに思っております。

大事なことは、見舞金も大事でございますが、法を制度するという、事故を事前に防ぐというのが一番大事でございますので、その件についてもよろしくお願いしたいと、こういうふうに思っております。

それから、立ったついででありますから、その現場ですね、もうほとんどの方が見たと思うんですが、向かいの偕生園はいまだにベニヤ板を張られて、私は23日に全部見てきたんですが、もう本当にここに人が住むかなというぐらいに真っ暗ですよ。ああいう状態で、やはり特殊なガラスなものですから、今注文をしているが早急に来ない。アルミもぐじゃぐじゃになっているところがあります。そういう状況ですので、何か総理大臣も沖縄に来県するようでございますので、できたらこの現場も見ていただいて、ホームを見ていただいて、しっかり沖縄の不発弾に対する認識を考えていただきたいなと、こういうふうに思っております。

答弁によって少しばかりまた再質疑をさせていただきます。

○議長（高嶺善伸君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　新垣哲司議員の御質疑にお答えいたします。

県としましては、公共工事及び民間工事における磁気探査の全額国庫負担等につきまして、引き続き市町村等と連携を図りながら国に要請いたしますとともに、今後、議員立法を含めた不発弾対策について、県選出国会議員を含めた各政党の議員の皆様方の御支

援・協力を賜りながら検討し取り組んでまいりたいと考えております。

県が事務局のような形をとってでも議員立法、例えばそういう形で法律ができるように、私どもの方でも頑張ってみたいと思っております。

○議長（髙嶺善伸君）　以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、甲第30号議案については予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第30号議案については、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（髙嶺善伸君）　ただいま予算特別委員会に付託されました予算を除く乙第42号議案及び乙第43号議案については、総務企画委員会に付託いたします。

休憩いたします。

午後７時51分休憩

午後７時52分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明27日から３月３日までの５日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　御異議なしと認めます。

よって、明27日から３月３日までの５日間休会とすることに決定いたしました。

――――――――――――――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、３月４日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後７時53分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　髙　嶺　善　伸

会議録署名議員　奥　平　一　夫

会議録署名議員　吉　田　勝　廣

# 平成21年３月４日

平成21年
第　3　回

# 沖縄県議会（定例会）会議録

# （第 10 号）

# 平成21年 第３回　沖縄県議会（定例会）会議録（第10号）

平成21年３月４日（水曜日）午前10時１分開議

議　事　日　程　第10号

平成21年３月４日（水曜日）

午前10時開議

第１　乙第４号議案及び乙第42号議案（総務企画委員長報告）

第２　乙第17号議案及び乙第18号議案（経済労働委員長報告）

第３　乙第９号議案から乙第11号議案まで及び乙第13号議案（文教厚生委員長報告）

第４　乙第35号議案（経済労働委員長報告）

第５　甲第24号議案から甲第30号議案まで（予算特別委員長報告）

第６　陳情第30号、第31号、第42号、第46号及び第47号の付託の件

―――――――――――――――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　乙第４号議案及び乙第42号議案

乙第４号議案　沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

乙第42号議案　沖縄県不発弾等対策安全基金条例

日程第２　乙第17号議案及び乙第18号議案

乙第17号議案　沖縄県雇用再生特別事業基金条例

乙第18号議案　沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例

日程第３　乙第９号議案から乙第11号議案まで及び乙第13号議案

乙第９号議案　沖縄県消費者行政活性化基金条例

乙第10号議案　沖縄県安心こども基金条例

乙第11号議案　沖縄県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

乙第13号議案　沖縄県妊婦健康診査支援基金条例

日程第４　乙第35号議案

乙第35号議案　指定管理者の指定について

日程第５　甲第24号議案から甲第30号議案まで

甲第24号議案　平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第３号）

甲第25号議案　平成20年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第１号）

甲第26号議案　平成20年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）

甲第27号議案　平成20年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）

甲第28号議案　平成20年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）

甲第29号議案　平成20年度沖縄県水道事業会計補正予算（第１号）

甲第30号議案　平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）

日程第６　陳情第30号、第31号、第42号、第46号及び第47号の付託の件

―――――――――――――――――――――――――――――――――

出　席　議　員（46名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議　長 | 髙嶺善伸君 | ２　番 | 島袋　大君 |
| 副議長 | 玉城義和君 | ３　番 | 中川京貴君 |
| １　番 | 上原　章君 | ４　番 | 桑江朝千夫君 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 5番 | 平良昭一君 | 28番 | 辻野ヒロ子さん |
| 6番 | 仲村未央さん | 29番 | 嶺井　光君 |
| 7番 | 照屋大河君 | 30番 | 當間盛夫君 |
| 8番 | 渡久地　修君 | 31番 | 当銘勝雄君 |
| 9番 | 上里直司君 | 32番 | 渡嘉敷喜代子さん |
| 10番 | 瑞慶覧　功君 | 33番 | 前田政明君 |
| 11番 | 奥平一夫君 | 34番 | 玉城ノブ子さん |
| 12番 | 吉田勝廣君 | 35番 | 赤嶺　昇君 |
| 13番 | 當山眞市君 | 36番 | 比嘉京子さん |
| 15番 | 座喜味一幸君 | 37番 | 金城　勉君 |
| 16番 | 佐喜真　淳君 | 38番 | 糸洲朝則君 |
| 17番 | 玉城　満君 | 39番 | 翁長政俊君 |
| 18番 | 仲宗根　悟君 | 40番 | 浦崎唯昭君 |
| 19番 | 崎山嗣幸君 | 41番 | 池間　淳君 |
| 20番 | 西銘純恵さん | 42番 | 新垣哲司君 |
| 21番 | 山内末子さん | 43番 | 具志孝助君 |
| 22番 | 新垣清涼君 | 45番 | 新里米吉君 |
| 24番 | 前島明男君 | 46番 | 嘉陽宗儀君 |
| 26番 | 仲田弘毅君 | 47番 | 新垣安弘君 |
| 27番 | 照屋守之君 | 48番 | 大城一馬君 |

―――――――――――――――――――――――――――――――

欠席議員（２名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 14番 | 吉元義彦君 | 25番 | 新垣良俊君 |

―――――――――――――――――――――――――――――――

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 長嶺伸明君 | 主査 | 佐久田　隆君 |
| 次長 | 遊佐信雄君 | 政務調査課長 | 新城　博君 |
| 議事課長 | 嘉陽安昭君 | 副参事 | 知念正治君 |
| 課長補佐 | 平田善則君 | 主幹 | 金城正明君 |
| 主査 | 中村　守君 | 主幹 | 饒平名知徳君 |

―――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

２月26日の会議において設置されました予算特別委員会の委員長から、同日の委員会において委員長に奥平一夫君、副委員長に新垣清涼君を互選したとの報告がありました。

―――――――――――――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　日程第１　乙第４号議案及び乙第42号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長。

―――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――

〔総務企画委員長　當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君）　おはようございます。

ただいま議題となりました乙第４号議案及び乙第42号議案の条例議案２件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長及び知事公室長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第４号議案「沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、法律に基づく知事の権限に属する事務の一部について、協議が整った市町村に対して権限移譲を行うため条例の改正を行うものである。

主な改正内容は、次の５つの事務を市町村に移譲することである。

１つ目は、埋め立て等により発生した新たな土地の確認等に係る事務であり、２つ目は、町または字の区域の変更に係る事務、３つ目は、メジロの捕獲等に関する事務、４つ目は、墓地、火葬場等の経営の許可等に関する事務、５つ目は、都市計画区域外での開発行為の許可等に関する事務であるとの説明がありました。

本案に関し、今回移譲予定の事務のうち、都市計画区域外での開発行為の許可等に関する事務とは何か、受け付け業務を行う市町村に手数料は入るのかとの質疑がありました。

これに対し、開発行為の許可等に関する事務とは、都市計画区域外における開発許可に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務である。手数料は県に入るが、そのうちの15%は市町村へ交付するとの答弁がありました。

次に、墓地、埋葬等に関する法律に基づく事務を市町村に移譲する理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、沖縄県の場合、個人墓が非常に多く、墓地設営の許認可をする際に市町村長や自治会等の意見を聴取して行うため、住民にとって身近であり、地域の事情を熟知した市町村への申請が望ましいと考える。また、当該事務は全国的にも権限移譲が進んでおり、権限が移譲されていない県は、沖縄県を含め４県のみであるとの答弁がありました。

次に、権限移譲に伴う市町村の業務量増加に対応する人員増や予算の問題はどうするのかとの質疑がありました。

これに対し、今回の事務の移譲に伴う業務量の増加はわずかであり、大きな負担は生じないものと思われるが、市町村の財政負担が起こらないように、新たに移譲交付金制度をつくって対応していきたい。また、今後予定される法改正に基づく権限移譲については、本来政府が負担すべきものについては、地方財政計画の中で交付税措置を行うなどして、法律ごとに整理されるべきものであると考えているとの答弁がありました。

そのほか、権限移譲に際しての市町村議会の議決の必要性、パスポートの受け付け・交付事務の権限移譲の状況などについて質疑がありました。

次に、乙第42号議案「沖縄県不発弾等対策安全基金条例」は、平成21年１月14日に糸満市で発生した不発弾爆発事故を受け、不発弾等安全対策の強化や被害救済を図ることを目的とした基金を設置するため条例を制定するものである。

条例の主な内容は、基金の目的や管理等について定め、施行期日は、公布の日から施行し、処分に関する規定は平成21年１月14日から適用するとの説明がありました。

本案に関し、基金条例をつくることにより、県として、今後不発弾等の探査や処理に要する経費、万一の事故による被害に対する補償費を国の責任として引き続き国に求めていくことを放棄することにならないかとの質疑がありました。

これに対し、県としては、不発弾等の探査や処理の問題、補償の問題は、国の責任ですべて行うべきであるという立場を堅持し、今後とも引き続き国に求めていくとともに、国会等でも議論されるべきものであると考えているとの答弁がありました。

次に、国は沖縄県内の不発弾等の厳しい現状を考慮し、国として責任を持って対応したのがこの基金の設置であり、そのための財源を内閣府の特別調整費から手当てしたものと考えるが、この特別調整費は平成23年度まで活用が可能かとの質疑がありました。

これに対し、特別調整費は法的根拠に基づく支出ではなく、あくまでも年ごとの予算措置であるため、平成23年度まで約束されたものではない。ただ、沖縄振興計画の推進に充てるためという考え方があるとの答弁がありました。

次に、民間工事等の際の不発弾等探査が国の負担でできない理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、民間工事等における不発弾等探査も内閣府の事業を活用して行うことは可能であるが、現時点では広域探査事業計画の中で実施されるため、予算的な制約を受けたり、機動性に欠けたり、効率性が劣るという不利な面がある。今後、民間工事においても探査が確実に実施できるように、あるいは民間が直接行う不発弾等探査についても何らかの形で国の負担で手当てできるような仕組みを追求していきたいとの答弁がありました。

次に、不発弾等の爆発事故による被害補償について、公共工事と民間工事で区別があるのかとの質疑がありました。

これに対し、被害の補償は、公共工事と民間工事との区別はないとの答弁がありました。

そのほか、公共事業における不発弾等探査の補助率の問題点、補償額の算定方法などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第４号議案及び乙第42号議案の２件は、

全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（髙嶺善伸君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第４号議案及び乙第42号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第４号議案及び乙第42号議案は、原案のとおり可決されました。

――――――――◆・・◆――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　日程第２　乙第17号議案及び乙第18号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長。

――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔経済労働委員長　玉城ノブ子さん登壇〕

○経済労働委員長（玉城ノブ子さん）　ただいま議題となりました乙第17号議案及び乙第18号議案の条例議案２件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、観光商工部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第17号議案「沖縄県雇用再生特別事業基金条例」は、国の「生活防衛のための緊急対策」の一環である交付金を活用して、地域の創意工夫に基づく雇用機会の創出を支援することを目的に、地方自治法第241条第１項に基づき基金を創設するため条例を制定するものである。

条例の主な内容は、基金の目的や管理等について定め、平成24年３月31日限りで失効するとの説明がありました。

本案に関し、沖縄県への予算配分額は約74億円となっているが、どのように予算配分がなされたのか、県や市町村の持ち出しもあり得るのかとの質疑がありました。

これに対し、国が予算配分する際に、有効求人倍率や有効求職者数、雇用情勢の急激な悪化状況等を勘案したとのことである。県及び市町村の持ち出しはないとの答弁がありました。

次に、県と市町村の配分はどのように考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、これまでの雇用創出事業等の実績や地方交付税の雇用関係予算に関する県と市町村の割合がほぼ６対４となっていることから、今回も県が６割、市町村が４割として配分することを考えているとの答弁がありました。

次に、本事業で何名ぐらいの雇用を見込んでいるのか、どのような事業が考えられるのかとの質疑がありました。

これに対し、３年間で2000人の雇用創出を期待している。事業については、各部局に照会中であるが、現在、農林水産部から糖業関係が、観光商工部からかりゆしウエア関係がそれぞれ挙がっており、合計52名の雇用を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、本事業を有効なものとするため、どのような方策を考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、本事業は、１年以上雇用を継続し、その後さらに継続雇用が見込めるものということで国も試行錯誤しながら行っているところである。具体的な事業としては、企業のどの分野で継続雇用が見込めるのかということを見きわめる必要があるため、業者・業界との意見交換や公募、企業からの提案などを通じて検討することを考えているとの答弁がありました。

そのほか、過去の緊急雇用事業の実績、事業実施に向けてのスケジュール、福祉分野の事業計画内容などについて質疑がありました。

次に、乙第18号議案「沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例」は、国の「生活防衛のための緊急対策」の一環である交付金を活用して、失業者の臨時的な雇用及び就業の機会を創出することを目的に、地方自治法第241条第１項に基づき基金を創設するため条例を制定するものである。

条例の主な内容は、基金の目的や管理等について定め、平成24年３月31日限りで失効するとの説明がありました。

本案に関し、交付金の額は幾らか、雇用見込みは何人か、県と市町村の配分割合は幾らかとの質疑があり

ました。

これに対し、交付金は18億円である、1500人程度の雇用を見込んでいる、県と市町村の配分割合は６対４を考えているとの答弁がありました。

次に、県で現在挙がっている事業は具体的にはどのようなものがあるかとの質疑がありました。

これに対し、各部局から挙がっている事業は、県税賦課徴収入力、松くい虫対策のための松の育苗、授産施設等の就労支援、パイナップルの生殖品種の増殖、泡盛の海外販売戦略の調査、シルバー人材センターへの委託、青少年の教育施設指導のための補助員配置、図書館への寄贈資料の整理等であるとの答弁がありました。

次に、雇用就業期間が６カ月未満となっているが、その後の継続雇用もあり得るのかとの質疑がありました。

これに対し、国の要件としてある程度の縛りがあるが、１回に限り更新は可能である。ただし、接客関係で継続的にサービスを提供しなければならない業務とか、企画的な分野で業務の精通の面から半年では習得が困難である業務とか、いわゆる継続の必要性がある場合に限られているとの答弁がありました。

そのほか、乙第17号議案と本議案を一本化しなかった理由、事業実施に向けてのスケジュール、福祉分野の事業計画内容、過去の緊急雇用創出事業の市町村分の実績、相談業務への対応状況などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第17号議案及び乙第18号議案の２件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（髙嶺善伸君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第17号議案及び乙第18号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第17号議案及び乙第18号議案は、原案のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（髙嶺善伸君）　日程第３　乙第９号議案から乙第11号議案まで及び乙第13号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長。

―――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――

〔文教厚生委員長　赤嶺　昇君登壇〕

○文教厚生委員長（赤嶺　昇君）　ただいま議題となりました乙第９号議案から乙第11号議案まで及び乙第13号議案の条例議案４件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、文化環境部長及び福祉保健部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第９号議案「沖縄県消費者行政活性化基金条例」は、国の「生活防衛のための緊急対策」の一環として配分される交付金を活用し、消費生活相談窓口機能の強化等を図ることを目的に、地方自治法第241条第１項に基づき基金を創設するものである。

条例の主な内容は、基金の目的や管理等について定め、平成24年３月31日限りで失効するとの説明がありました。

本案に関し、どのような経費に利用可能か、消費生活相談員の経費にも利用可能かとの質疑がありました。

これに対し、消費者行政活性化基金は、県民生活センターの運営経費、市町村の消費生活相談窓口の設置及び運営の経費、消費生活相談員の養成経費などに利用できるが、消費生活相談員の人件費に充てることはできないとの答弁がありました。

次に、市町村の消費相談窓口の設置状況はどうか、消費相談の実態はどうかとの質疑がありました。

これに対し、消費相談窓口を設置している市町村は那覇市及び沖縄市のみである。平成19年度の県民生活センターへの消費相談件数は9774件あり、その内訳はサラ金・フリーローン相談が1708件、電話情報提供サービス相談が1157件、賃貸アパート・マンション相談が374件などであるとの答弁がありました。

そのほか、消費者相談体制の現状、消費者生活相談

員の資格と人数、消費者行政予算の推移などについて質疑がありました。

次に、乙第10号議案「沖縄県安心こども基金条例」は、国の「生活防衛のための緊急対策」の一環として配分される交付金を活用し、子育て支援サービスの緊急整備を図ることを目的に、地方自治法第241条第１項に基づき基金を創設するものである。

条例の主な内容は、基金の目的や管理等について定め、平成23年３月31日限りで失効するとの説明がありました。

本案に関し、沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金との違いは何かとの質疑がありました。

これに対し、沖縄特別振興対策調整費を活用して設置された当該基金は既設の認可外保育施設の改修等を対象としているが、本基金は新たな保育所の創設を対象としているとの答弁がありました。

次に、今後のスケジュールや実施方法はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、今後開催予定の市町村説明会における市町村からの要望等をしんしゃくしながらスケジュールを策定する考えである。

実施方法は、今後国が示す要綱に基づき作成する実施要綱において具体的に定めていく考えであるとの答弁がありました。

そのほか、事業の内容と対象者の範囲、事業予算の配分方法と内容などについて質疑がありました。

次に、乙第11号議案「沖縄県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例」は、国の「生活防衛のための緊急対策」の一環として配分される交付金を活用し、既存基金を積み増しして障害者自立支援法の円滑な運用を図ることを目的とした事業を実施するため条例を改正するものである。

条例改正の主な内容は、条例の目的に、福祉・介護人材確保対策の実施を加えること、基金の目的や管理等について定めること、平成24年３月31日限りで失効することであるとの説明がありました。

本案に関し、障害者自立支援対策臨時特例基金の延長理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、障害者自立支援法の制定当初から、利用者の負担軽減、事業者に対する激変緩和措置の必要性、新法への円滑な移行推進などが課題とされており、これらの課題を解決するため基金が創設されたが、依然として事業所の新法への移行率が30％弱にとどまっていることから、円滑なサービス体系を確立するため延長するとの答弁がありました。

次に、本基金を介護報酬に充てることは可能かとの質疑がありました。

これに対し、福祉・介護人材の緊急的な確保に係る新たな措置として、進路選択学生等支援事業や潜在的有資格者等養成支援事業を行うが、介護報酬については、国が約５％の増額改定を行ったこともあって、本基金を介護報酬に充てることはできないとされているとの答弁がありました。

そのほか、基金事業の実績、介護報酬の実態、精神障害者生活訓練施設等移行促進事業の内容などについて質疑がありました。

次に、乙第13号議案「沖縄県妊婦健康診査支援基金条例」は、国の「生活防衛のための緊急対策」の一環として配分される交付金を活用し、妊婦健康診査の充実を図ることを目的に、地方自治法第241条第１項に基づき基金を創設するものである。

条例の主な内容は、基金の目的や管理等について定め、平成23年３月31日限りで失効するとの説明がありました。

本案に関し、県が基金を設置する理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、その理由は、市町村ごとに小規模基金事業を設置して運営することは煩雑であること、市町村の妊婦健康診査の実績等を踏まえ県として全体的な施策に反映していきたいこと、市町村間で事業の実施状況に差が生じないよう平準化が図られることなどであるとの答弁がありました。

次に、妊婦健康診査の公費負担の状況はどうか、基金造成後はどのように変わるのかとの質疑がありました。

これに対し、現在、妊婦健康診査14回のうち５回については28市町村で全額公費負担、13市町村で１回につき2000円の個人負担となっており、残りの９回については全市町村で全額個人負担となっている。

基金造成後は、妊婦健康診査14回のうち９回については、費用の２分の１を本基金で補助し、残りはすべて地方交付税措置がなされることになるため今後は個人負担はなくなるとの答弁がありました。

そのほか、妊婦健康診査の受診率、妊婦健康診査の啓蒙の必要性、基金事業終了後の支援のあり方などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第９号議案から乙第11号議案まで及び乙第13号議案の４件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終

わります。
○議長（髙嶺善伸君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。
　質疑はありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（髙嶺善伸君）　質疑なしと認めます。
　これをもって質疑を終結いたします。
　これより乙第９号議案から乙第11号議案まで及び乙第13号議案の４件を一括して採決いたします。
　お諮りいたします。
　ただいまの議案４件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（髙嶺善伸君）　御異議なしと認めます。
　よって、乙第９号議案から乙第11号議案まで及び乙第13号議案は、原案のとおり可決されました。
―――――――◆・・◆―――――――
○議長（髙嶺善伸君）　日程第４　乙第35号議案を議題といたします。
　本案に関し、委員長の報告を求めます。
　経済労働委員長。
―――――――――――――――――――
〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕
―――――――――――――――――――
〔経済労働委員長　玉城ノブ子さん登壇〕
○経済労働委員長（玉城ノブ子さん）　ただいま議題となりました乙第35号議案の議決議案１件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
　委員会におきましては、農林水産部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。
　以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。
　まず、乙第35号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄県平和創造の森公園の指定管理者として、沖縄県緑化種苗協同組合を指定するため、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。
　本案に関し、前回応募した団体が今回応募していない理由は何か、沖縄県緑化種苗協同組合が前回応募しないで今回応募した理由は何か、同組合の実績はどうかとの質疑がありました。
　これに対し、前回応募した団体が今回応募しなかった理由は、否決されたときの条件が現在でも達成できないためであると理解している。沖縄県緑化種苗協同組合が前回応募しなかった理由は、県営公園の管理等を受託していることや、前回は沖縄県県民の森の指定管理に応募したためではないかと考えている。同組合の実績は、名護中央公園、浦添大公園及びバンナ公園の指定管理であるとの答弁がありました。
　次に、前回同議案が否決されたことを踏まえ、どのような改善策を考えたのかとの質疑がありました。
　これに対し、指定管理者による施設の適正な管理運営と県民へのさらなるサービスの向上を図るため、月ごと、半期ごと、年ごとの報告を徴収し、さらに管理業務の状況、施設の利用状況、事故・苦情等の状況、料金の徴収状況、サービスの実施状況等を把握して公園事業計画書のとおりになっているのか確認するよう改善したとの答弁がありました。
　次に、沖縄県平和創造の森公園の債務負担行為限度額を増額した理由は何かとの質疑がありました。
　これに対し、前回同議案が否決されたが、その際選定された団体が9130万円を提示したため、この額で債務負担行為限度額を整理しており、今回選定された事業者が提示した9600万円との差額469万5000円を増額する必要が生じたためであるとの答弁がありました。
　次に、選定された事業者が予定している自主事業は何かとの質疑がありました。
　これに対し、今回の指定管理者候補者は自主事業として、公園の自然等を活用して、自然観察会、サッカー大会、グラウンドゴルフのコンペ、植木市、平和学習、草スキー、たこ揚げ大会、紙飛行機飛ばし大会、果樹園での学習体験会等の開催を提案しているとの答弁がありました。
　そのほか、応募４団体の入札額、沖縄県が直接管理する場合の考え方、指定管理料と人件費の関係などについて質疑がありました。
　以上が委員会における質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第35号議案は賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。
　以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。
○議長（髙嶺善伸君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。
　質疑はありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（髙嶺善伸君）　質疑なしと認めます。
　これをもって質疑を終結いたします。
　これより討論に入ります。
　本案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

渡久地　修君。

〔渡久地　修君登壇〕

○渡久地　修君　おはようございます。

私は、日本共産党県議団を代表して、乙第35号議案「指定管理者の指定について」簡潔に反対討論を行います。

この議案は、さきの議会で、同「指定管理者の指定について」が議会の同意を得られず、否決されたために再度提案された議案であります。

前回、これまで指定管理者に指定されていた団体が包括外部監査報告書でも数々の問題を指摘されていたこと、また、同様に県の日常的な指導監督の問題が指摘されていたことなどが議論になり、結果的に野党だけでなく与党の一部も含め否決されました。

県は、このことを厳粛に受けとめるべきであります。

残念ながら、今回の議案説明では本会議でも委員会でも、議会が否決したことに対しての県の見解などについては、説明も釈明も一切ありませんでした。

委員会の中で質問されて初めて、今後指導監督を強化していきたい、改善していきたいと述べていましたが、極めて残念でなりません。

さて、今回の指定管理者の選定についてですが、日本共産党は、直営に戻すべきだと前回も主張しましたが、今回、直営に戻すことは最初から検討すらされていませんでした。

さらに、今回の選定には４団体が応募していますが、前回、同意できなかった沖縄県森林組合連合会は応募せず、その下部組織の北部森林組合が応募し２位になっています。また、前回２位だった糸満市森林振興組合は今回応募せず、その組合に加入している事業所の多くが加盟している沖縄県緑化種苗協同組合が応募し１位で選定されています。

前回と今回、上部団体と下部団体が入れかわったり大半の事業者が加盟している両団体が入れかわったりしています。また、前回は応募しなかったのに今回応募したのかなどの疑問も指摘されています。

今、入札などの公平公正さの問題が県民の大きな関心事でもあります。このような応募や選定についてもきちんと疑問の余地のないように改善すべきです。

今度の議会では、本会議でも他の指定管理者に選定された団体の事業の運営や、職員の解雇の問題などが数々指摘されるなど、指定管理者制度そのものの問題点が改めて浮き彫りになってきています。

日本共産党は、指定管理者制度そのものに基本的に反対してきました。

このような問題点が指摘され始めていることもあり、今回の県民の森の管理も県の直営に戻すことが一番いい方法だと指摘して、この「指定管理者の指定について」反対するものです。

議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（髙嶺善伸君）　座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味　一幸君　おはようございます。

ただいま議題となりました乙第35号議案「指定管理者の指定について」賛成の立場から討論を行います。

沖縄県平和創造の森公園は、平成５年４月に糸満で開催されました第44回全国植樹祭会場及びその周辺を緑化推進の拠点、平和への思いを新たにする場、自然と触れ合える憩いの場とすることを目的に整備された公園であります。

経済労働委員会における説明によると、指定管理者の候補者選定に当たっては、４団体からの応募があり、沖縄県県民の森及び沖縄県平和創造の森公園に係る指定管理者制度運用委員会の評価を踏まえ選定されたとのことであります。

同運用委員会における評価は、民間の４名の委員により公平かつ厳正に行われております。また、応募団体からの申請書類を公園の効用を最大限に発揮することなど６つの項目において点数化することで客観的な評価がされており、その結果、総合点数が最も高かった沖縄県緑化種苗協同組合が選定されております。

提示された自主事業の内容や植栽された樹木の管理など、またこれまでの実績から沖縄県平和創造の森公園の指定管理者として、沖縄県緑化種苗協同組合は最もふさわしい団体であると認められます。

今回の指定管理者の指定につきましては、去る11月定例会に提出され、検討の結果、総合点数の問題等から否決となりました。その結果を受けて、担当部局は指定管理者の団体等を再度検討し、審査に審査を重ねて今定例会に提出されたものであります。

したがいまして、乙第35号議案「指定管理者の指定について」は賛成であります。

よろしくお願いいたします。

○議長（髙嶺善伸君）　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時39分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

これより乙第35号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙嶺善伸君）　起立多数であります。

よって、乙第35号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（髙嶺善伸君）　日程第５　甲第24号議案から甲第30号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔予算特別委員長　奥平一夫君登壇〕

○予算特別委員長（奥平一夫君）　おはようございます。

ただいま議題となりました甲第24号議案から甲第30号議案までの平成20年度補正予算７件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長を初め関係室部局長等の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、不発弾等対策安全事業の補正内容は何か、基金の活用方法と運用基準はどうなっているのか、今後の国の責任のあり方はどのように考えるべきかとの質疑がありました。

これに対し、今回の不発弾等対策安全事業の補正は、ことし１月に糸満市で発生した不発弾爆発事故により被害に遭われた方々への支援金に充てるとともに、今後予想される事故に対応するため７億5000万円の基金を造成するものである。

財源内訳は、沖縄特別調整費を活用した国庫補助金で６億7500万円、県の一般財源から7500万円である。基金の活用先につきましては、被害者への支援金及び今後の事故防止経費であり、運用基準は現在国と調整中である。今回は、緊急の対応のためとりあえず基金を造成し、支援金としての支出を予定をしているが、不発弾の処理及び補償は本来国の責任においてなされるべきものであると考えており、引き続き国に要求していきたいとの答弁がありました。

次に、ゴルフ場利用税の増額補正理由は何か、県内に課税対象となるゴルフ場は幾つあるのか、年間の利用者総数は何人か、利用税収入額のうち市町村への交付額は何割かとの質疑がありました。

これに対し、今回の増額補正理由は、減少傾向であったゴルフ場利用者数が平成20年度は若干増加傾向に転じたためである。課税対象ゴルフ場は、県内42施設のうち32施設である。県へのゴルフ場利用税収入から70％が市町村に交付されているとの答弁がありました。

次に、騒音悪臭対策費と基地公害対策費の補正理由は何か、騒音測定器の耐用年数と現在の機種の経過年数は何年か、機種変更の可能性はあるのかとの質疑がありました。

これに対し、騒音悪臭対策費では那覇空港周辺の騒音測定器４器の、基地公害対策費では嘉手納基地及び普天間基地周辺の騒音測定器15器のそれぞれ老朽化に伴う機器更新を行う。騒音測定器の耐用年数は、おおよそ７年から８年であるが、現在の機器は設置から10年余経過しており、既に耐用年数を超えている。

県が設置した騒音測定器は、飛行状況を識別することができる機能を備えており、嘉手納町の機器と異なる機能であること及び統計数値の継続性を保つ観点から機種を変更する考えはないとの答弁がありました。

次に、雇用再生特別事業基金活用事業の内容は何か、民間から事業アイデアを公募する予定はあるのか、雇用効果の目標は何かとの質疑がありました。

これに対し、雇用再生特別事業基金活用事業は国のふるさと再生特別交付金を活用し、地域の求職者に対し安定的な雇用機会を創出するための事業であるが、国の事業概要が示されたのが昨年の末ごろであったため、とりあえず今回の補正で74億6000万円を基金として積み立てておき、各部局から提出された事業をもとに事業内容を検討しているところである。今後は、需要を勘案しながら、民間からアイデアを公募することなどを考えている。雇用効果の目標としては、国が総額2500億円をかけ全国で10万人の雇用を目指すとしていることから、それに応じた目標設定を検討したいとの答弁がありました。

次に、今回の病院事業特別会計予算の補正で、より高度な治療に対応できる医療機器の購入は可能になるのか、７対１看護に移行できない理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、今回、地域活性化生活対策臨時交付金の活用により、修理で対応していた中部病院の放射線治療システムを初めとする高度医療機器の購入が可能となった。７対１看護への移行が難しい理由は、現在

の10対１看護から７対１看護に移行する場合、看護基本料は10対１の状態で１年間据え置き、配置は７対１看護にするという実績が求められるため、内部留保金の確保と体制を支える体力づくりが必要になるためであるとの答弁がありました。

そのほか、投資的経費、中部合同庁舎建設事業及び新山村等対策事業の補正減の理由、公共事業の評価方式を総合評価方式にした理由、石油製品補助事業補正増の理由、繰越明許費補正、妊婦健診支援金事業、特別自由貿易地域振興費、県単公園整備事業、沖縄県緊急ジョブトレーニング事業、地域福祉推進事業、基地関連犯罪防止対策事業及び図書館施設整備更新事業の内容、定額給付金支給実施に向けた取り組み状況、最近の少雨傾向に対する渇水対策の取り組み状況などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要でありますが、採決の結果、甲第24号議案から甲第30号議案までの７件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（髙嶺善伸君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第24号議案から甲第30号議案までの７件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案７件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第24号議案から甲第30号議案までは、原案のとおり可決されました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（髙嶺善伸君）　日程第６　陳情第30号、第31号、第42号、第46号及び第47号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情５件については、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（髙嶺善伸君）　この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明３月５日から24日までの20日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　御異議なしと認めます。

よって、明３月５日から24日までの20日間休会とすることに決定いたしました。

――――――――――――――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、３月25日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時48分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　髙　嶺　善　伸

会議録署名議員　奥　平　一　夫

会議録署名議員　吉　田　勝　廣

# 平成21年３月25日

平成21年
第　３　回

# 沖縄県議会（定例会）会議録

# （第 11 号）

# 平成21年 第３回　沖縄県議会（定例会）会議録（第11号）

平成21年３月25日（水曜日）午前10時１分開議

議　事　日　程　第11号

平成21年３月25日（水曜日）

午前10時開議

第１　乙第１号議案から乙第３号議案まで、乙第５号議案から乙第８号議案まで、乙第25号議案、乙第26号議案及び乙第43号議案（総務企画委員長報告）

第２　乙第14号議案から乙第16号議案まで及び乙第19号議案（経済労働委員長報告）

第３　乙第12号議案及び乙第22号議案から乙第24号議案まで（文教厚生委員長報告）

第４　乙第20号議案及び乙第21号議案（土木委員長報告）

第５　乙第29号議案から乙第32号議案まで及び乙第40号議案（総務企画委員長報告）

第６　乙第27号議案及び乙第34号議案（経済労働委員長報告）

第７　乙第33号議案及び乙第38号議案（文教厚生委員長報告）

第８　乙第28号議案、乙第36号議案、乙第37号議案及び乙第39号議案（土木委員長報告）

第９　甲第１号議案から甲第23号議案まで（予算特別委員長報告）

第10　沿岸域における漂流・漂着ごみ対策に関する意見書

赤嶺　　昇君　　桑江朝千夫君
佐喜真　淳君　　仲田　弘毅君
翁長　政俊君　　仲村　未央さん
渡嘉敷喜代子さん　西銘　純恵さん　　提出　議員提出議案第２号
上原　　章君　　比嘉　京子さん
奥平　一夫君　　當間　盛夫君
吉田　勝廣君

第11　県立病院のあり方に関する決議

赤嶺　　昇君　　桑江朝千夫君
佐喜真　淳君　　仲田　弘毅君
翁長　政俊君　　仲村　未央さん
渡嘉敷喜代子さん　西銘　純恵さん　　提出　議員提出議案第３号
上原　　章君　　比嘉　京子さん
奥平　一夫君　　當間　盛夫君
吉田　勝廣君

第12　金武町伊芸区流弾事故の真相究明に関する意見書

渡嘉敷喜代子さん　中川　京貴君
桑江朝千夫君　　吉元　義彦君
具志　孝助君　　照屋　大河君
前田　政明君　　上原　　章君　　提出　議員提出議案第４号
山内　末子さん　新垣　清涼君
玉城　　満君　　玉城　義和君
吉田　勝廣君

第13　金武町伊芸区流弾事故の真相究明に関する抗議決議

渡嘉敷喜代子さん　　中川　京貴君

桑江朝千夫君　吉元　義彦君
具志　孝助君　照屋　大河君
前田　政明君　上原　　章君　　提出　議員提出議案第５号
山内　末子さん　新垣　清涼君
玉城　　満君　玉城　義和君
吉田　勝廣君

第14　普天間飛行場燃料流出事故に関する意見書
渡嘉敷喜代子さん　中川　京貴君
桑江朝千夫君　吉元　義彦君
具志　孝助君　照屋　大河君
前田　政明君　上原　　章君　　提出　議員提出議案第６号
山内　末子さん　新垣　清涼君
玉城　　満君　玉城　義和君
吉田　勝廣君

第15　普天間飛行場燃料流出事故に関する抗議決議
渡嘉敷喜代子さん　中川　京貴君
桑江朝千夫君　吉元　義彦君
具志　孝助君　照屋　大河君
前田　政明君　上原　　章君　　提出　議員提出議案第７号
山内　末子さん　新垣　清涼君
玉城　　満君　玉城　義和君
吉田　勝廣君

第16　名護市辺野古沿岸域の新基地建設につながるグアム移転協定に関する意見書
玉城　義和君　渡嘉敷喜代子さん
照屋　大河君　前田　政明君
山内　末子さん　新垣　清涼君　　提出　議員提出議案第１号
玉城　　満君

第17　陳情平成20年第163号、同第166号、陳情第７号及び第49号（総務企画委員長報告）

第18　陳情第45号、第54号及び第55号（経済労働委員長報告）

第19　請願第１号、第３号、第４号、陳情平成20年第42号、同第55号、同第79号、同第161号、同第197号、陳情第１号及び第56号（文教厚生委員長報告）

第20　陳情第11号及び第20号（土木委員長報告）

第21　陳情第３号、第21号、第25号、第30号及び第31号（米軍基地関係特別委員長報告）

第22　閉会中の継続審査の件

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　乙第１号議案から乙第３号議案まで、乙第５号議案から乙第８号議案まで、乙第25号議案、乙第26号議案及び乙第43号議案
乙第１号議案　沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　沖縄県統計調査条例
乙第25号議案　沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

乙第26号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第43号議案　沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

日程第２　乙第14号議案から乙第16号議案まで及び乙第19号議案
乙第14号議案　沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第15号議案　沖縄県企業立地促進条例の一部を改正する条例
乙第16号議案　沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例
乙第19号議案　沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例

日程第３　乙第12号議案及び乙第22号議案から乙第24号議案まで
乙第12号議案　沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
乙第22号議案　沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第23号議案　沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例
乙第24号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

日程第４　乙第20号議案及び乙第21号議案
乙第20号議案　沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例
乙第21号議案　沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第５　乙第29号議案から乙第32号議案まで及び乙第40号議案
乙第29号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第30号議案　全国自治宝くじ事務協議会への岡山市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更について
乙第31号議案　西日本宝くじ事務協議会への岡山市の加入及びこれに伴う西日本宝くじ事務協議会規約の一部の変更について
乙第32号議案　第４次沖縄県国土利用計画（案）について
乙第40号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について

日程第６　乙第27号議案及び乙第34号議案
乙第27号議案　土地の処分について
乙第34号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について

日程第７　乙第33号議案及び乙第38号議案
乙第33号議案　沖縄県離島医療組合規約の一部変更について
乙第38号議案　指定管理者の指定について

日程第８　乙第28号議案、乙第36号議案、乙第37号議案及び乙第39号議案
乙第28号議案　訴えの提起について
乙第36号議案　指定管理者の指定について
乙第37号議案　指定管理者の指定について
乙第39号議案　公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について

日程第９　甲第１号議案から甲第23号議案まで
甲第１号議案　平成21年度沖縄県一般会計予算
甲第２号議案　平成21年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
甲第３号議案　平成21年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
甲第４号議案　平成21年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
甲第５号議案　平成21年度沖縄県下地島空港特別会計予算
甲第６号議案　平成21年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計予算
甲第７号議案　平成21年度沖縄県下水道事業特別会計予算
甲第８号議案　平成21年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
甲第９号議案　平成21年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算

甲第10号議案　平成21年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
甲第11号議案　平成21年度沖縄県林業改善資金特別会計予算
甲第12号議案　平成21年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第13号議案　平成21年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
甲第14号議案　平成21年度沖縄県自由貿易地域特別会計予算
甲第15号議案　平成21年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
甲第16号議案　平成21年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
甲第17号議案　平成21年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
甲第18号議案　平成21年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
甲第19号議案　平成21年度沖縄県公共用地先行取得事業特別会計予算
甲第20号議案　平成21年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第21号議案　平成21年度沖縄県病院事業会計予算
甲第22号議案　平成21年度沖縄県水道事業会計予算
甲第23号議案　平成21年度沖縄県工業用水道事業会計予算

日程第10　沿岸域における漂流・漂着ごみ対策に関する意見書
日程第11　県立病院のあり方に関する決議
日程第12　金武町伊芸区流弾事故の真相究明に関する意見書
日程第13　金武町伊芸区流弾事故の真相究明に関する抗議決議
日程第14　普天間飛行場燃料流出事故に関する意見書
日程第15　普天間飛行場燃料流出事故に関する抗議決議
日程第16　名護市辺野古沿岸域の新基地建設につながるグアム移転協定に関する意見書
日程第17　陳情平成20年第163号、同第166号、陳情第７号及び第49号
陳情平成20年第163号　地方税法第37条の２及び同法第314条の７に基づく条例改正に関する陳情
陳情平成20年第166号　台風13号による与那国町被災に対する救援を求める陳情
陳情第７号　北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める陳情
陳情第49号　不発弾等の処理に関する陳情
日程第18　陳情第45号、第54号及び第55号
陳情第45号　水産物流通総合センター整備に当たっての確認事項の厳守及び実施に関する陳情
陳情第54号　沖縄県における雇用対策等に関する陳情
陳情第55号　「緊急保証制度」等の拡充で中小企業へのさらなる支援を求める陳情
日程第19　請願第１号、第３号、第４号、陳情平成20年第42号、同第55号、同第79号、同第161号、同第197号、陳情第１号及び第56号
請願第１号　第39回沖縄県母子寡婦福祉大会の決議の実現方に関する請願
請願第３号　沖縄県発達障害者支援センターの設置と事業運営に関する請願
請願第４号　子供の心の診療体制整備に関する請願
陳情平成20年第42号　妊婦健康診査の公費負担の拡充を求める陳情
陳情平成20年第55号　更生保護施設の町内建設反対及び代替地の確保に関する陳情
陳情平成20年第79号　妊婦健康診査の公費負担の拡充を求める陳情
陳情平成20年第161号　消費者行政の抜本的拡充を求める陳情
陳情平成20年第197号　発達障害及び発達障害疑いの子供とその家族のための支援体制の整備に関する陳情
陳情第１号　「沖縄県生活環境保全条例」の米軍基地適用に関する陳情
陳情第56号　沖縄盲学校を「視覚特別支援学校」として存続を求める陳情
日程第20　陳情第11号及び第20号
陳情第11号　建築確認手続の円滑化に関する陳情
陳情第20号　真地久茂地線トンネル付近の住民に対する説明会開催を求める陳情

日程第21　陳情第３号、第21号、第25号、第30号及び第31号

陳情第３号　金武町字伊芸区流弾事件に関する陳情

陳情第21号　金武町伊芸区流弾の全容解明に関する陳情

陳情第25号　Ｆ22Ａラプター・Ｆ16戦闘機等外来機の飛来・訓練に関する陳情

陳情第30号　金武町伊芸区流弾の全容解明に関する陳情

陳情第31号　米軍演習被弾事件に関する陳情

日程第22　閉会中の継続審査の件

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

出　席　議　員（48名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議　長 | 髙嶺善伸君 | 24番 | 前島明男君 |
| 副議長 | 玉城義和君 | 25番 | 新垣良俊君 |
| 1番 | 上原　章君 | 26番 | 仲田弘毅君 |
| 2番 | 島袋　大君 | 27番 | 照屋守之君 |
| 3番 | 中川京貴君 | 28番 | 辻野ヒロ子さん |
| 4番 | 桑江朝千夫君 | 29番 | 嶺井　光君 |
| 5番 | 平良昭一君 | 30番 | 當間盛夫君 |
| 6番 | 仲村未央さん | 31番 | 当銘勝雄君 |
| 7番 | 照屋大河君 | 32番 | 渡嘉敷喜代子さん |
| 8番 | 渡久地　修君 | 33番 | 前田政明君 |
| 9番 | 上里直司君 | 34番 | 玉城ノブ子さん |
| 10番 | 瑞慶覧　功君 | 35番 | 赤嶺　昇君 |
| 11番 | 奥平一夫君 | 36番 | 比嘉京子さん |
| 12番 | 吉田勝廣君 | 37番 | 金城　勉君 |
| 13番 | 當山眞市君 | 38番 | 糸洲朝則君 |
| 14番 | 吉元義彦君 | 39番 | 翁長政俊君 |
| 15番 | 座喜味一幸君 | 40番 | 浦崎唯昭君 |
| 16番 | 佐喜真　淳君 | 41番 | 池間　淳君 |
| 17番 | 玉城　満君 | 42番 | 新垣哲司君 |
| 18番 | 仲宗根　悟君 | 43番 | 具志孝助君 |
| 19番 | 崎山嗣幸君 | 45番 | 新里米吉君 |
| 20番 | 西銘純恵さん | 46番 | 嘉陽宗儀君 |
| 21番 | 山内末子さん | 47番 | 新垣安弘君 |
| 22番 | 新垣清涼君 | 48番 | 大城一馬君 |

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 長嶺伸明君 | 政務調査課長 | 新城　博君 |
| 次長 | 遊佐信雄君 | 副参事 | 知念正治君 |
| 議事課長 | 嘉陽安昭君 | 主幹 | 金城正明君 |
| 課長補佐 | 平田善則君 | 主幹 | 饒平名知徳君 |
| 主査 | 中村　守君 | 主幹 | 上間　司君 |
| 主査 | 佐久田　隆君 | | |

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

２月６日から３月10日までに受理いたしました請願４件及び陳情34件は、３月13日に配付いたしました請願及び陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、３月23日、玉城義和君外６人から、議員提出

議案第１号「名護市辺野古沿岸域の新基地建設につながるグアム移転協定に関する意見書」の提出がありました。

また、昨日、赤嶺昇君外12人から、議員提出議案第２号「沿岸域における漂流・漂着ごみ対策に関する意見書」、議員提出議案第３号「県立病院のあり方に関する決議」、渡嘉敷喜代子さん外12人から、議員提出議案第４号「金武町伊芸区流弾事故の真相究明に関する意見書」、議員提出議案第５号「金武町伊芸区流弾事故の真相究明に関する抗議決議」、議員提出議案第６号「普天間飛行場燃料流出事故に関する意見書」及び議員提出議案第７号「普天間飛行場燃料流出事故に関する抗議決議」の提出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

―――――――――――――――――――

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　日程第１　乙第１号議案から乙第３号議案まで、乙第５号議案から乙第８号議案まで、乙第25号議案、乙第26号議案及び乙第43号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長。

―――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――

〔総務企画委員長　當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君）　皆さん、おはようございます。

それでは、ただいま議題となりました乙第１号議案から乙第３号議案まで、乙第５号議案から乙第８号議案まで、乙第25号議案、乙第26号議案及び乙第43号議案の条例議案10件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長、企画部長、警察本部警務部長及び交通部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第１号議案「沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例」は、沖縄県南部林業事務所が平成21年４月に完成する南部合同庁舎に移転することから、その位置を南風原町から那覇市に改めるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第２号議案「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例」は、人事委員会の報告や国等の職員の勤務時間改定を考慮し、県職員の勤務時間を改定するため関係条例を改正するものである。

主な改正内容は、第１点目に、職員の勤務時間について、１日の勤務時間を８時間から７時間45分に改定し、その関係条例を整備する。第２点目として、裁判員に選任された職員に対し特別休暇を付与するための改正を行う。なお、施行期日は、平成21年４月１日であるが、裁判員に関する規定については、平成21年５月21日から施行するとの説明がありました。

本案に関し、他の都道府県の実施状況はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、平成21年４月１日実施予定が47都道府県中21団体、平成21年度途中から実施予定の団体が４団体で、合計で25団体が今年度中に実施する予定であるとの答弁がありました。

次に、乙第３号議案「沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、人事委員会勧告や国等の職員の給与改定を考慮し、県職員の給与改定等を行うとともに、学校給食法の一部が改正されることに伴う所要の改正を行うものである。

主な改正内容は、第１点目に、人事評価制度の評価期間の変更に伴う規定の整備を行う。第２点目として、学校給食法の改正に伴い引用条文のずれ修正等、関係条例に所要の改正を行うとの説明がありました。

本案に関し、人事評価制度の目的は何か、評価期間はどう変更されるのかとの質疑がありました。

これに対し、人事評価制度の目的は、適材適所の人事配置やめり張りのある給与処遇を行うことによる適切な人事管理と組織の活性化を図ることである。評価期間については、人事異動による影響を避けるために、これまで１月から12月までとしていた期間を、４月から３月までに改めるものであるとの答弁がありました。

そのほか、人事評価と職員の精神疾患の関係、目標設定の方法、職員給与への影響などについて質疑がありました。

次に、乙第５号議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、社会経済情勢の変化や業務内容の特殊性等を勘案し、各種手当の廃止や支給要件及び支給額を改めるため関係条例の整備を行うものである。

主な改正内容は、第１点目に、家畜保健衛生手当等を廃止する。第２点目として、社会福祉手当等の支給要件または支給額を改めるとの説明がありました。

本案に関し、手当の見直しは今後も予定しているのか、社会福祉手当などが大幅な減額になった理由は何か、職業訓練手当が廃止になる理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、手当の見直しは今回でほぼ終わったものと考えるが、今後の社会経済情勢の変化によっては再度の見直しもあり得る。手当の減額が大幅になった手当がある理由は、月額支給を日額支給に改めたためである。職業訓練手当が廃止になる理由は、職業訓練が恒常的な業務であるため、特殊勤務手当ではなく給料の調整額で対応するためであるとの説明がありました。

そのほか、非常勤職員への適用の可否、他県との比較状況などについて質疑がありました。

次に、乙第６号議案「沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例」は、独立行政法人国際協力機構法が改正され、条文にずれが生じたことから、条例中で引用する条文番号を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、実際に本条例を適用した事例はあるのかとの質疑がありました。

これに対し、本条例を適用した事例は平成20年度中はないが、平成21年度に大学院への就学と海外の大学への留学の２件が予定されているとの説明がありました。

次に、乙第７号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、使用料及び手数料の額の適正化を図るため額の新設等を行うほか、関係法令の改正等により新たに設けられる手数料の徴収根拠を定める等、所要の改正を行うものである。

主な改正内容は、第１点目に、工業技術センターの手数料及び県独自手数料について新設も含めた見直しを行う。第２点目として、保健師助産師看護師法など、関係法令の改正により新たに設けられた事務に係る手数料を定める等、所要の改正を行う。第３点目として、法令に基づく事務について、受益者負担の原則に基づき手数料の新設・変更を行うとの説明がありました。

本案に関し、准看護師再教育研修手数料は、九州各県と比較した場合、どの程度かとの質疑がありました。

これに対し、准看護師再教育研修手数料は新設の手数料であり、九州各県と同額であるとの答弁がありました。

次に、乙第８号議案「沖縄県統計調査条例」は、公的統計の体系的かつ効率的な整備等を目的に統計法が改正されたことに伴い、県の一部調査についても守秘義務や罰則、調査票情報の利用などについて同法の対象となったため条例を全部改正するものである。

主な改正内容は、第１点目に、条例の目的や定義について定める。第２点目として、調査票情報の取り扱い等について定める。第３点目として、調査票情報の提供を受けた者の守秘義務や罰則について定めるとの説明がありました。

本案に関し、実際に条例の適用対象となる調査はあるのかとの質疑がありました。

これに対し、条例の適用対象となる調査は、旧統計調査条例では実質２件が対象となっていたが、今後は各部局がこれまで独自に行っていた調査の中からも対象となる調査が出てくるため、約10件が本条例の適用対象になるものと思われるとの答弁がありました。

次に、乙第25号議案「沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例」は、社会情勢の変化等を踏まえ、警察及び警察官以外の警察職員の定員を改めるために警察法施行令が改正されたことにより条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第26号議案「沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例」は、道路交通法の一部が改正されたことに伴い、認知機能検査手数料等の徴収根拠を定めるとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、自動車運転代行業の認定の審査に係る手数料の額を改める必要があるため条例を改正するものである。

主な改正内容は、第１点目に、認知機能検査手数料等の徴収根拠を定めるとともに、高齢者講習手数料の額を改める。第２点目として、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の改正に伴い、自動車運転代行業の認定の申請に対する審査に係る手数料の額を改める。施行期日は平成21年６月１日であるが、認知機能検査員講習に係る手数料及び自動車運転代行業の認定申請に対する審査に係る手数料については、平成21年４月１日から施行するとの説明がありました。

本案に関し、県内の70歳以上の運転免許保持者は何人か、県内の高齢者の起こした事故の件数と全交通事故における割合は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、県内の70歳以上の運転免許保持者は５万1715人である。県内の高齢者の起こした事故件数は、70歳から74歳が211件、75歳以上が183件となっている。全運転免許保持者の起こした交通事故に占める割合は、70歳から74歳が0.72%、75歳以上が0.82%である。

次に、今回75歳以上の高齢者を対象に認知機能検査

を行う理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、今回75歳以上の高齢者を対象に認知機能検査を行う理由は、全国的に人身事故や死亡事故が減少している中、75歳以上の高齢者の人身事故と死亡事故がともに増加していること、全事故に占める認知症の有病率の割合が、75歳以上が74歳以下の３倍以上あることであるとの答弁がありました。

そのほか、認知機能検査員講習の内容、県内の運転代行業者数と車両台数、運転代行業者の増加と飲酒運転件数の関係などについて質疑がありました。

次に、乙第43号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、人事委員会の給与勧告や他の都道府県の職員の給与改定等を考慮し、県職員及び県費負担職員の給与を改定するため関係条例を改正するものである。

主な改正内容は、第１点目に、副校長及び主幹教諭を設置することに伴う規定の整備を行う。第２点目として、義務教育等教員特別手当を引き下げ、校内の役割に応じて加算配分する方式に変更するとの説明がありました。

本案に関し、今回の条例改正の背景は何か、校長、教頭制度では十分ではなく、さらに細かく副校長や主幹教諭を設ける理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、今回の条例改正の背景としては、平成19年の学校教育法の改正により平成20年４月から副校長や主幹教諭の職を設置できるようになったことがある。副校長や主幹教諭を設ける理由は、以前と異なり学校内外の環境が厳しくなってきたため、学校内にリーダーや相談相手となる職員を置くことにより早目に対応できるようにするためであるとの答弁がありました。

そのほか、副校長の設置基準の内容、配置予定の見通しなどについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要でありますが、乙第３号議案及び乙第43号議案の２件については、採決に先立ち共産党所属委員から反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、乙第３号議案及び乙第43号議案の２件は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

乙第１号議案、乙第２号議案、乙第５号議案から乙第８号議案まで、乙第25号議案及び乙第26号議案の８件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（髙嶺善伸君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第３号議案及び乙第43号議案に対する討論の通告がありますので、発言を許します。

前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田　政明君　私は、日本共産党県議団を代表して、ただいま議題となりました乙第３号議案「沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」と、乙第43号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に対する反対討論を行います。

乙第３号議案は、人事評価制度に関するものです。現在、課長以上の管理職を対象として能力評価、実績評価が行われています。管理職以外の職員については、平成21年度、22年度に試行し、本格的に実施する予定とのことです。

住民の福祉の増進のために働く公務労働の場合、多面的な職務の実態からして能力評価、実績評価という成果主義を導入することになり、職員間の相互不信や団結力が弱まり相互の信頼関係が希薄になることが危惧されます。

平成21年度からの人事評価制度を一般職員を対象に行うことは、管理体制の実質的な強化となり、実績主義・実績評価、成果主義による能力評価となり、現在、休職者34名のうち、精神疾患による休職者が22名となっていますが、職場環境の管理体制の強化により精神疾患などの休職者の増加などを危惧するものであります。

よって、乙第３号議案「沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に反対するものです。

乙第43号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、教育基本法の改悪による関連法案の成立に伴って平成19年６月に学校教育法の改編により、平成20年４月から各学校において副校長、主幹教諭及び指導教諭の職を設置できるようになるとのことです。

今回、副校長は県立特別支援学校、高等学校で10名程度、小中学校は副校長が３名と主幹教諭６名の予定とのことでした。改悪教育基本法を受けて非常に教育現場が国家統制を強めるような形で管理教育、管理体

制を強化する状況が進んでいるのではないかと危惧しています。

教育現場を萎縮させるそういう流れとして教育組織というのを大きく変えていく、これまでの校長、教頭、教諭という組織から、校長、副校長、主幹教諭、指導教諭など、そういう形で職階による上意下達というような教育現場の体制がさらに強まることを非常に危惧するものです。

教育現場の実態調査からしても今、管理教育の中で授業の準備とか子供に接する時間よりも、いわゆる内部の上司との関係とかの管理の中で現場が非常に苦労している状況のもとで、ふやすなら少人数学級を含めてやるための教職員の配置をふやすべきであります。

以上の立場から、乙第43号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に反対するものです。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（髙嶺善伸君）　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時23分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

これより乙第１号議案から乙第３号議案まで、乙第５号議案から乙第８号議案まで、乙第25号議案、乙第26号議案及び乙第43号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第１号議案、乙第２号議案、乙第５号議案から乙第８号議案まで、乙第25号議案及び乙第26号議案の８件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案８件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第１号議案、乙第２号議案、乙第５号議案から乙第８号議案まで、乙第25号議案及び乙第26号議案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　次に、乙第３号議案及び乙第43号議案の２件を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙嶺善伸君）　起立多数であります。

よって、乙第３号議案及び乙第43号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

――――――――◆・・◆――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　日程第２　乙第14号議案から乙第16号議案まで及び乙第19号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔経済労働委員長　玉城ノブ子さん登壇〕

○経済労働委員長（玉城ノブ子さん）　おはようございます。

ただいま議題となりました乙第14号議案から乙第16号議案まで及び乙第19号議案の条例議案４件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、観光商工部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第14号議案「沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例」は、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の改正に伴い、火薬類製造保安責任者等に関する手数料が改正されたことにより、条例の丙種火薬類製造保安責任者免状等、高圧ガス製造保安責任者等及び液化石油ガス設備士の試験手数料の額を改正するとの説明がありました。

本案に関し、県内には火薬製造業者と高圧ガス製造業者は何社あるのかとの質疑がありました。

これに対し、火薬製造業者は１社で、一般の高圧ガス業者は87社であるとの答弁がありました。

次に、火薬製造業者の所在地はどこか、業者にどのような検査を行っているのかとの質疑がありました。

これに対し、火薬製造業者の所在地は名護市である。法令に基づいて業者に対し保安に関する検査等を適正に行っているとの答弁がありました。

次に、乙第15号議案「沖縄県企業立地促進条例の一部を改正する条例」は、企業立地促進地域における立地企業に対する助成措置制度が平成21年３月31日で期限を迎えるため、これを平成31年３月31日まで延長するため条例を改正するものであるとの説明がありまし

た。

本案に関し、県内の情報通信産業振興地域として指定されている市町村数は幾つかとの質疑がありました。

これに対し、那覇市を初め24市町村であるとの答弁がありました。

次に、これまでに投資した事業費総額は幾らで、雇用効果はどうかとの質疑がありました。

これに対し、昭和57年に条例が制定され、これまで７億8722万円を助成してきた。平成11年からこれまでの新規採用者は、製造業分野等で147名であるとの答弁がありました。

そのほか、条例による助成の条件、県及び市町村の責務の内容などについて質疑がありました。

次に、乙第16号議案「沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例」は、本県の情報通信産業の振興を図る上で新たなＩＴ産業の集積拠点として整備する「沖縄ＩＴ津梁パーク」における中核的な機能を集約する中核機能支援施設のうち、１棟が平成21年に完成することから、その設置及び管理に関する条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、中核支援施設における雇用効果と誘致企業数は幾らを見込んでいるのかとの質疑がありました。

これに対し、雇用は約500名を見込んでいる。公募に応じる企業の業務内容等により必要面積が変わることから企業数の計画は立てていないとの答弁がありました。

次に、ＩＴ津梁パークという名称がついているが、どのような企業の入居を想定しているのかとの質疑がありました。

これに対し、情報機能施設としてオフショア・コアセンター、アジアＯＪＴセンター、オープン・ソース・ソフトウエアセンター、ユビキタス特区センター等の企業の入居を想定しているとの答弁がありました。

次に、ＩＴ津梁パークの設置場所を特別自由貿易地域内にした理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、ＩＴ津梁パーク構想計画段階で国と調整をしてきたが、まとまったエリアを確保するとともに、周辺との一体的な開発を推進するためには、特別自由貿易地域内の都市機能用地が適当であると判断したためであるとの答弁がありました。

そのほか、中核機能施設管理主体の内容、施設内の使用料金の状況、津梁パーク内の保養施設の内訳などについて質疑がありました。

次に、乙第19号議案「沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例」は、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部が改正され、技能検定試験手数料の額が改められたことにより条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に対し、技能検定の実施状況はどうか、実施主体はだれかとの質疑がありました。

これに対し、平成20年度の技能検定申請者は1619名で、合格者は877名である。実施主体は沖縄県職業能力開発協会であるとの答弁がありました。

次に、技能検定の過去の申請者数は何名か、どのような職種が多いのかとの質疑がありました。

これに対し、年度によって申請者数は変化しているが、過去５年間の通算では1600名程度である。職種は鉄筋工や配管工が多いとの答弁がありました。

そのほか、職業訓練指導員の内訳などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第14号議案から乙第16号議案まで及び乙第19号議案の４件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（髙嶺善伸君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第14号議案から乙第16号議案まで及び乙第19号議案の４件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案４件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第14号議案から乙第16号議案まで及び乙第19号議案の４件は、原案のとおり可決されました。

――――――― ◆・・◆ ―――――――

○議長（髙嶺善伸君）　日程第３　乙第12号議案及び乙第22号議案から乙第24号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長。

――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――

〔文教厚生委員長　赤嶺　昇君登壇〕

○文教厚生委員長（赤嶺　昇君）　おはようございます。

ただいま議題となりました乙第12号議案及び乙第22号議案から乙第24号議案までの条例議案４件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、福祉保健部長及び教育長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第12号議案「沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例」は、職業を有している等の事情がある学生について、時間的、経済的な負担の軽減を図ること等を目的とし、長期履修学生制度を導入するため条例を改正するものである。

主な改正内容は、県立看護大学大学院博士前期課程について、長期履修学生制度を導入すること、長期履修学生に係る授業料について定めることであるとの説明がありました。

本案に関し、長期履修学生制度を導入した背景は何かとの質疑がありました。

これに対し、平成13年度の中央教育審議会で同制度の導入が提言されており、博士前期課程の学生のほとんどが職業を有していることから、柔軟性を持って勉学に励んでもらうためであるとの答弁がありました。

そのほか、長期履修期間と授業料の状況、長期履修学生の募集定数などについて質疑がありました。

次に、乙第22号議案「沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例」は、教育職員免許法等の改正により教員免許更新制度が導入されることに伴い、新たに発生する事務の手数料の徴収根拠を定めるため条例を改正するものである。

主な改正内容は、教員免許状の有効期間の更新、延長等に係る手数料等について定めるほか、関係規定を整備するとの説明がありました。

本案に関し、手数料の額は幾らか、受講対象者は何名かとの質疑がありました。

これに対し、教育職員免許状有効期間更新手数料及び同更新講習修了確認手数料の額は１件につき3300円、教育職員免許状有効期間延長手数料及び同更新講習修了確認期限延長手数料が１件につき1700円である。

平成21年度の受講対象者は、小学校が464人、中学校が274人、高等学校及び特別支援学校が450人であるとの答弁がありました。

そのほか、制度改正の背景、宮古・八重山地区における講習会の開催状況などについて質疑がありました。

次に、乙第23号議案「沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例」は、学校教育基本法が改正され、これまでの障害の種類に応じた「特殊教育」から、障害の重度・重複化等に柔軟に対応できる「特別支援教育」へ転換されたことから、沖縄県でもこれを一部導入し、養護学校13校の名称を「特別支援学校」に改めるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回名称変更の対象となる学校はどこか、沖縄盲学校、沖縄ろう学校はどうなるのかとの質疑がありました。

これに対し、既存の養護学校が将来、複数障害に対応する特別支援学校として名称が変更されることになる。沖縄盲学校及び沖縄ろう学校については、現在、保護者及び職員等と意見交換を行っているところであるとの答弁がありました。

そのほか、特別支援学校の在籍者数の状況、沖縄盲学校及び沖縄ろう学校に対する説明会の開催状況などについて質疑がありました。

次に、乙第24号議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」は、児童数の増減等により県立高等学校等の職員の定数を変更する必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、児童生徒数及び学級数の増減の状況はどのような状況かとの質疑がありました。

これに対し、平成21年度は小学校で1043人、51学級の減、中学校で38人、９学級の減、県立高等学校で200名、５学級の減、特別支援学校で70人、13学級の増となっているとの答弁がありました。

そのほか、正規職員と非正規職員数の状況、正規職員に対する非正規職員の割合の全国との比較、国の加配定数の状況などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要でありますが、乙第22号議案及び乙第24号議案の２件については、採決に先立ち共産党所属委員から反対する旨の意見表明があり、採決の結果、乙第22号議案及び乙第24号議案の２件は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

乙第12号議案及び乙第23号議案の２件は、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（髙嶺善伸君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時39分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

これより乙第12号議案及び乙第22号議案から乙第24号議案までの採決に入ります。

議題のうち、まず乙第12号議案及び乙第23号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第12号議案及び乙第23号議案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　次に、乙第22号議案及び乙第24号議案の２件を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙嶺善伸君）　起立多数であります。

よって、乙第22号議案及び乙第24号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

――――――― ◆・・◆ ―――――――

○議長（髙嶺善伸君）　日程第４　乙第20号議案及び乙第21号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木委員長。

―――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――

〔土木委員長　當山眞市君登壇〕

○土木委員長（當山眞市君）　おはようございます。

ただいま議題となりました乙第20号議案及び乙第21号議案の条例議案２件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第20号議案「沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例」は、建築士法が改正されたことに伴い、都道府県知事は二級建築士の登録等を指定する機関に行わせ、その指定機関に手数料を納めさせることが可能となったことや、標準政令の改正に伴う手数料の見直しを行うため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、県が指定する登録機関はだれを予定しているのか、指定登録機関の運営経費はどう手当てするのか、申請手数料は幾らを見込んでいるのか、建築士は何名登録されているのかとの質疑がありました。

これに対し、指定登録機関は、社団法人沖縄県建築士会と社団法人沖縄県建築士事務所協会を予定している。運営経費はすべて申請手数料で賄う。手数料は年間約500万円を見込んでいる。県内の建築士は一級、二級及び木造建築士を合わせて約8000人が登録されているとの答弁がありました。

次に、乙第21号議案「沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、県公営住宅について、国土交通省が暴力団排除に係る基本方針を示したこと等から、これを推進するための改正を行うほか、「おきなわ子ども・子育て応援プラン」に基づき多子世帯の優先入居について定めるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、多子世帯とは何名か、優先入居の実績はどの程度か、優先入居とは具体的にどのように行うのか、暴力団かどうかの判断はどうするのか、他の都道府県に比べて条例制定がおくれた理由は何か、県営住宅の役割は何か、県営住宅を新規に建設する計画はあるのか、市町村から県営住宅建設の要望はあるのかとの質疑がありました。

これに対し、多子世帯とは18歳未満の子供が３人以上いる場合である。平成20年度の優先割合の実績は、応募総数5993人に対して2084人の34.8％であった。優先入居を確保するため、入居できる確率が一般応募者の２倍となるよう措置している。暴力団かどうかは県警察に照会して判断する。条例改正がおくれた理由は、本県では暴力団に係る目立った事例がなかったため、周知により当面は対応可能であると考えたためで

ある。県営住宅の役割は、公営住宅の基本的な実施主体である市町村で対応できない都市部を中心に県が補完的に住宅を建設することである。県営住宅を新規に建設する計画はなく、沖縄県住生活基本計画に基づき建てかえなどを行っている。６市町村から県営住宅建設の要望があったとの答弁がありました。

以上が委員会における審査の概要でありますが、採決の結果、乙第20号議案及び乙第21号議案の２件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（髙嶺善伸君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第20号議案及び乙第21号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第20号議案及び乙第21号議案は、原案のとおり可決されました。

――――――――◆・・◆――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　日程第５　乙第29号議案から乙第32号議案まで及び乙第40号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長。

――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔総務企画委員長　當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君）　ただいま議題となりました乙第29号議案から乙第32号議案までの議決議案４件及び乙第40号議案の同意議案１件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長及び企画部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第29号議案「包括外部監査契約の締結について」は、包括外部監査契約を締結するため、地方自治法第252条の36第１項の規定により議会の議決を求めるものである。契約金額は1076万4000円を上限とし、契約の相手方を弁護士の照屋俊幸氏とするとの説明がありました。

本案に関し、包括外部監査の契約期間、監査員の選任基準、監査事項の設定の仕方はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、包括外部監査の契約期間は１年間であるが、監査の性質上、二、三年間は同じ人に引き受けてもらっているのが現状である。監査員の選任基準は地方自治法第252条の28の規定により、弁護士、公認会計士、会計検査や監査実務経験者で、実務に精通している者等と契約を締結できることになっている。監査事項の設定は、監査員みずからの判断と責務で設定しているとの答弁がありました。

そのほか、監査結果の県政への反映状況などについて質疑がありました。

次に、乙第30号議案「全国自治宝くじ事務協議会への岡山市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更について」は、岡山市の政令指定都市昇格に伴い、全国自治宝くじ事務協議会に加入することになったことから、同協議会の規約の一部を変更するため、地方自治法第252条の６の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第31号議案「西日本宝くじ事務協議会への岡山市の加入及びこれに伴う西日本宝くじ事務協議会規約の一部の変更について」は、岡山市の政令指定都市昇格に伴い、西日本宝くじ事務協議会に加入することになったことから、同協議会の規約の一部を変更するため、地方自治法第252条の６の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第32号議案「第４次沖縄県国土利用計画（案）について」は、全国計画や県土利用をめぐる新たな課題を踏まえ、第３次沖縄県国土利用計画を変更するため、国土利用計画法第７条第３項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、農地改良に伴う赤土流出問題や林道整備に伴う自然破壊など、これまで自然環境に対する配慮が足りなかったのではないかとの質疑がありました。

これに対し、自然環境に対する配慮については、こ

れまでは社会資本や産業基盤の整備を推進するため、開発に重きを置いた部分が大きかったのかもしれないが、これからは生活と環境、開発と自然保護のバランスをうまくとりながら、沖縄の豊かな自然に配慮した県土の利用や開発を行うべきであると認識しているとの答弁がありました。

次に、国土利用計画と都市計画はどのような関係か、県の国土利用計画が市町村計画を縛ることはないかとの質疑がありました。

これに対し、国土利用計画は、基本的な理念や方向性を示すための上位計画であり、県や市町村の計画、さらには各個別の法律に基づく計画は、国土利用計画に基づいて策定されるもので縛るものではないと考えているとの答弁がありました。

そのほか、那覇市都市計画と国土利用計画の関係、北部振興策と国土利用計画の関係、県人口の推計根拠、国土利用計画における基地問題の取り扱い状況、基地の跡地利用計画の内容、災害対策と国土利用計画の関係などについて質疑がありました。

次に、乙第40号議案「沖縄県教育委員会委員の任命について」は、沖縄県教育委員会委員６人のうち１人が平成21年３月31日付で任期満了することに伴い、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定に基づき議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

以上が委員会における質疑の概要でありますが、採決に先立ち、乙第32号議案については、共産党所属委員から反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、乙第32号議案は、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

乙第29号議案から乙第31号議案までの３件は、全会一致をもって可決すべきものと決定し、乙第40号議案は全会一致をもってこれに同意すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（髙嶺善伸君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第32号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田　政明君　私は、日本共産党県議団を代表して、ただいま議題となりました乙第32号議案「第４次沖縄県国土利用計画（案）について」に対する反対討論を行います。

沖縄県国土利用計画（案）について、委員会で幾つか質疑を行いました。

沖縄県国土利用計画に示されている環境問題への県民意識の高まりという中で、地球温暖化とか、サンゴ礁の白化の問題、環境と共生を重視した県土を基本とする、美しい農山漁村という形で安全面、環境面も含め、人の営みと自然の営みの調和を図るということについて、その関連で具体的な関係で県民的な課題であるヤンバルの森を守る問題を含めて、国土土地利用計画の中で北部の森林地帯はどうなっているのか、それから泡瀬地区も今の状況で言えば2017年（平成29年）には皆さんの考えで言えば泡瀬干潟が埋め立てられていて、サンゴその他の生き物が生き埋めになっているのか。林道も網の目のようにあるが、これがさらに進められるのか。名護市辺野古地区の問題、新基地建設問題にしろ、そういうことが同時に進んでいるという前提でこの文章を読むわけですかとの私の質疑に対し、上原企画部長は、当然今の現状を踏まえての計画になっていますとの答弁でした。

私は、これまでの沖縄の国土利用の状況について反省があってもいいのではないか。単なる現状追認ということではなく、今までの計画を見直す。例えば自然破壊をしていたら自然再生型に戻すことなどを含めて現実的に自然を守る、この理念をしっかりと果たすべきであるということを指摘しました。

また、計画（案）の中の米軍基地返還問題についても、ＳＡＣＯ合意についても、２プラス２の日米合意についても、米軍基地の返還問題が県内移設条件であることが全く触れられていません。名護市辺野古地区を含めて北部地区への基地の集中化という問題についても何ら述べられていません。

また、沖縄県の原生的な自然地域を核とする生態系を踏まえてという国土利用計画の重要な問題についても、先ほど述べました高江などの米軍基地建設はそのまま進める立場であり、沖縄の原生的な自然を守る問題についても、ヤンバルの森の林道建設の推進、またジュゴンのすむ辺野古沿岸域の問題でも新基地建設の推進であり、世界自然連合を含めた国際的にも生物多様性国際会議が2010年に名古屋市で開かれる。そういう面で、国際的にも沖縄県のジュゴンやヤンバルの森

を守る対応が注目されている中で、その生きた現状からして世界的にも貴重なこのヤンバルの森や海を破壊することを現実的に強行することを行っている状況からすると、この国土利用計画（案）は全く絵にかいたもちと言うか、書いてあること自体が現実的に否定されるようなものになっております。

本来の貴重な原生的な自然地域などを守る立場から、これまでの県土の利用状況を見直し、各事業計画の理念的な立場での上位計画として見直されるべきであります。そして地球的に見ても極めて貴重な琉球列島の世界自然遺産登録を目指していくような、沖縄の県土が自然と調和した内容の国土利用計画であるべきだと思います。

以上の立場から、乙第32号議案「第４次沖縄県国土利用計画（案）について」について反対するものであります。御賛同をお願いします。

○議長（髙嶺善伸君）　照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　乙第32号議案「第４次沖縄県国土利用計画（案）について」について、賛成の立場から討論を行います。

国土利用計画は、国土利用計画法第２条に示す国土利用の基本理念に即し、公共の福祉を優先させ自然環境の保全を図りつつ、長期にわたって安定した均衡ある国土の利用を確保することを目的として策定されるもので、国土の利用に関する最も基本的な計画であり、国土利用についての長期の目標、行政の指針となる計画であります。

国土利用計画は、全国計画、都道府県計画及び市町村計画の３段階から構成されますけれども、都道府県計画は全国計画と市町村計画との相互フィードバックを仲買し、市町村計画を策定する際の指針となるものであり、また個別規制法に基づく計画の上位計画としての土地利用計画、土地利用基本計画を介して都道府県段階における土地利用の総合調整に寄与するものであります。

計画改定の趣旨は、県計画の基本となる国土利用計画、全国計画は平成20年７月４日に閣議決定されたこと。さらに、県土利用をめぐる状況に変化が生じてきていることから、新しい課題等に対応し得る計画へ改定する必要があることであり、第４次県計画（案）のポイントは、①、土地需要の量的調整により適切な県土利用を図る。特に、都市、農山漁村を通じて未利用地の再利用、有効活用を促進する。②、さまざまな災害への懸念、地球温暖化対策、景観保全や自然との触れ合いを求める県民志向へ対応し、県土利用について安全で安心できる県土利用、環境と共生を重視した県土利用、美しくゆとりある県土利用という３つの観点から、県土利用の質的向上、人の営みと自然の営みの調和を図る。③、県土利用について利用区分ごとの土地利用調整だけではなく、土地利用相互の関係性や多様な主体のかかわりなどの観点から、新たに総合的なマネジメントの考えを取り入れ、さまざまな土地利用上の問題に総合的に取り組む。④、日米安全保障協議委員会における嘉手納飛行場より南の施設という大規模な米軍施設・区域の返還方針という状況変化を踏まえ、県土構造再編も視野に入れた跡地利用計画を策定し、それぞれの地域特性を踏まえた跡地利用を促進することであり、したがって本計画（案）は全国計画を踏まえ策定され、また今後策定される市町村計画や、個別規制法に基づく各種計画の指針となるものであり、県土利用について最も基本的な計画であります。

これからの県土利用に長期的な理念を示し、県土をめぐるさまざまな課題に着実に対処していくために本計画を決定し、よりよい状態で県土を次世代に引き継ぐ持続可能な県土管理の考え方を踏まえた10年後の県土利用の目標、姿を示すことは大変重要であると考えるものであり、乙第32号議案に賛成するものであります。

御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（髙嶺善伸君）　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時３分休憩

午前11時４分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

これより乙第29号議案から乙第32号議案まで及び乙第40号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第29号議案から乙第31号議案までの３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案３件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第29号議案から乙第31号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　次に、乙第40号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第40号議案は、これに同意することに決定いたしました。

――――――――――――――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　次に、乙第32号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙嶺善伸君）　起立多数であります。

よって、乙第32号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（髙嶺善伸君）　日程第６　乙第27号議案及び乙第34号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長。

――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔経済労働委員長　玉城ノブ子さん登壇〕

○経済労働委員長（玉城ノブ子さん）　ただいま議題となりました乙第27号議案及び乙第34号議案の議決議案２件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長及び観光商工部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第27号議案「土地の処分について」は、中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業により造成された土地を処分するため、地方自治法第96条第１項及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第２条の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

議案の内容は、物件の所在地はうるま市字洲崎14番の１ほか２筆の一部、処分面積は４万8700平方メートル、処分予定価格は13億29万円であるとの説明がありました。

本案に関し、土地の処分単価はどのようにして決めたのかとの質疑がありました。

これに対し、２社の不動産鑑定業者の評価平均が２万9800円であったが、土地の造成単価や周辺企業とのバランス、政策的配慮を勘案して、処分単価を平方メートル当たり２万6700円としたとの答弁がありました。

次に、特別自由貿易地域では土地がまだ2.1％しか売却されていないが、どう認識しているかとの質疑がありました。

これに対し、26企業が入居していること、原材料の供給や雇用の拡大が見られることから、着実に成果は上がっていると認識しており、引き続き企業誘致に向けて努力していきたいとの答弁がありました。

そのほか、ＩＴ企業の関連利便施設の内容、工場敷地の地盤の状況、企業公募の時期などについて質疑がありました。

次に、乙第34号議案「県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について」は、平成20年第４回議会で議決された内容に変更があるため、土地改良法第91条第６項において準用する同法第90条第10項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

議案の主な内容は、事業箇所の変更に伴い、負担金徴収の対象に、対象市町村として南城市を、対象事業として１地区を、負担金総額として323万5000円を追加するとの説明がありました。

以上が委員会における質疑の概要でありますが、採決に先立ち、乙第27号議案については、共産党所属委員から反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、乙第27号議案は、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

乙第34号議案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（髙嶺善伸君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第27号議案に対する討論の通告がありますので、発言を許します。

渡久地　修君。

〔渡久地　修君登壇〕

○渡久地　修君　日本共産党県議団を代表して、乙第27号議案「土地の処分について」反対の立場から討論を行います。

この議案は、中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業により造成された土地を処分するものとなっています。

この土地とは、いわゆる沖縄県特別自由貿易地域に設定された89.7ヘクタールのうちの一部を沖縄ＩＴ津梁パークの関連用地として４万8700平米を処分するものであります。

反対の理由の一つは、その処分価格が不動産鑑定結果より安くなっているという点です。

県は、昨年の2008年12月１日に不動産鑑定にかけています。２社の平均で１平米当たり２万9350円という鑑定結果が出ています。しかし、販売価格は１平米２万6700円となっています。つまり、不動産鑑定の結果より１平米当たり2650円安く売ることになります。４万8700平米全体では１億2900万5500円安く売ることになります。これは、県民の財産です。１億2900万円も県民に損害を与えることは容認できません。

県は、2008年12月１日に不動産鑑定を行っています。しかし、2008年４月に出した沖縄県のこの経済特区沖縄の企業立地ガイドというパンフレットでは、既に分譲価格１平米当たり２万6700円と書かれて売り出しています。奇々怪々、実に不思議な現象で、不動産鑑定の８カ月前のパンフレットでは既に価格が設定されていた。何のための不動産鑑定だったのでしょうか。県民にどう説明するのでしょうか。

反対の理由の２つ目、この土地の処分がこれまで県が言ってきた特別自由貿易地域の整備とも整合性が全くとれていないものになっています。

今回の特別自由貿易地域の土地の処分は、ＩＴ津梁パークのＩＴ施設、ＩＴ関連での施設、商業・サービス系施設、会議研修・宿泊系施設等の施設整備のためのものとなっています。このＩＴ関係の施設がなぜ特別自由貿易地域でなければならないのかということです。そういうことではないということが委員会審議の中でわかりました。

県が作成したこの経済特区沖縄企業立地ガイドを見ると、沖縄特別自由貿易地域の分譲対象業種は明確に規定されています。この対象業種は、製造業、こん包業、倉庫業、道路貨物運送業、卸売業となっています。ここでも奇々怪々、不思議なことにこの対象業種の項目のどこを探してもＩＴ関連業種は出てきません。

なぜ、県はみずから厳格に対象業種を規定しているのに、それ以外の業種に土地を売るのでしょうか。

この疑問について、ＩＴ津梁パーク中核施設建設議案の際、質問してみました。この施設は、特別自由貿易地域でなければならないのか、別の場所でもいいのではないかと。答弁では、別の場所でもいいが広大な面積が必要。ここ以外に広大な面積を確保できない、そういう趣旨の答弁をし、ＩＴ津梁パークは特別自由貿易地域でなければならない理由は何もない。あるのは、広大な面積の確保ができるということが最大の理由であることを認めました。

なぜ広大な面積の確保が可能なのか、ここになぜ広大な面積が残っているのか。委員会の質疑では、特別自由貿易地域の土地の分譲は売れたのはわずか2.1%ということも明らかになりました。特別自由貿易地域の計画そのものが県の目指した目標からも大幅におくれていることも認めました。つまり、特別自由貿易地域として埋め立てたが、土地は売れない、売れ残っている。それで特別自由貿易地域の対象業種以外の業種にも売らなければならなくなったということでの今回の土地の処分だということです。

このように、今回の土地の処分を見ると、もはや特別自由貿易地域そのものが過大な需要予測のもとに進められてきたこと、その大幅な見直しが今必要だということをみずから示すものになっています。しかしながら、国や県はあくまでも特別自由貿易地域にしがみつき、そのための港湾の整備として港のしゅんせつを行い、そのしゅんせつ土砂で泡瀬の干潟の埋め立てを行っています。

我が党は、一貫して特別自由貿易地域の見直しを求めてきましたが、今こそ一度走り出した公共工事はとめられないという悪い慣習を排して、大幅な見直しを行うべきです。

そのことを指摘して、乙第27号議案「土地の処分について」反対するものです。

議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君）　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時16分再開

○議長（高嶺善伸君）　再開いたします。

これより乙第27号議案及び乙第34号議案を採決いたします。

議題のうち、まず乙第34号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第34号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　次に、乙第27号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙嶺善伸君）　起立多数であります。

よって、乙第27号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

――――――― ◆・・◆ ―――――――

○議長（髙嶺善伸君）　日程第７　乙第33号議案及び乙第38号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長。

――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔文教厚生委員長　赤嶺　昇君登壇〕

○文教厚生委員長（赤嶺　昇君）　ただいま議題となりました乙第33号議案及び乙第38号議案の議決議案２件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、福祉保健部長及び教育長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第33号議案「沖縄県離島医療組合規約の一部変更について」は、沖縄県離島医療組合の事務所について、病院事務との連携強化等を図る目的で組合事務所の位置を那覇市から久米島町へ移転するため、組合規約の一部を変更する旨の協議が同組合からあり、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、沖縄県離島医療組合を構成する団体はどのような団体か、資産の持ち分はどうかとの質疑がありました。

これに対し、平成９年に他市町村からの参加を想定して沖縄県離島医療組合が設立されたが、現在の構成団体は沖縄県と久米島町だけである。資産の持ち分は、沖縄県が８割、久米島町が２割となっているとの答弁がありました。

そのほか、沖縄県離島医療組合議会の議員構成内訳、久米島病院の診療科の内訳と収支状況などについて質疑がありました。

次に、乙第38号議案「指定管理者の指定について」は、「奥武山総合運動場」の指定管理者として、株式会社トラステックを平成21年４月１日から平成24年３月31日までの期間、指定することについて、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、指定管理候補者の選定の経緯はどうか、指定管理とした効果はどうかとの質疑がありました。

これに対し、指定管理者募集要綱に基づき募集したところ、２団体から応募があり、指定管理運用委員会において事業計画書を審査した結果、今回指定管理候補者として挙げた者は管理運営のための組織体制が充実しており、奥武山総合運動場の設置の目的を達成する能力が他よりすぐれていると判断した。指定管理以前に比べて、平成18年度は維持管理料が約6400万円削減できたことが効果であるとの答弁がありました。

そのほか、候補者の概要、高等学校総合体育大会施設の使用状況などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第33号議案及び乙第38号議案の２件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（髙嶺善伸君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第33号議案及び乙第38号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第33号議案及び乙第38号議案は、委員長

の報告のとおり可決されました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（髙嶺善伸君）　日程第８　乙第28号議案、乙第36号議案、乙第37号議案及び乙第39号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木委員長。

――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔土木委員長　當山眞市君登壇〕

○土木委員長（當山眞市君）　ただいま議題となりました乙第28号議案、乙第36号議案、乙第37号議案及び乙第39号議案の議決議案４件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第28号議案「訴えの提起について」は、県営住宅に入居する長期家賃滞納者に対し、建物の明け渡しと滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起するため、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

訴えの主な内容は、入居している県営住宅を明け渡すこと、未納の家賃及び損害賠償金を支払うこと、訴訟費用は被告らの負担とすることであるとの説明がありました。

本案に関し、提訴の前に減免制度を適用した事例はあるのか、減免制度の周知をいつ行ったのか、家庭状況への配慮や福祉事務所との連携は行っているのか、和解の場合、分割は何回まで認めているのか、判決後に分割で家賃を徴収することは可能か、判決を不服として控訴された事例はあるのかとの質疑がありました。

これに対し、今回の提訴に関し減免した事例はない。法的措置を行う前の早い段階に減免制度を周知している。福祉事務所と連携しながら家庭状況を配慮している。分割は最大18カ月まで認めている。判決後は基本的に一括納入してもらう方針である。控訴された事例はないとの答弁がありました。

次に、乙第36号議案「指定管理者の指定について」は、「首里城公園」の指定管理者として財団法人海洋博覧会記念公園管理財団を指定するため、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、従来の指定管理者はだれか、指定管理料はどのように決めているのか、提示した上限額は幾らか、指定管理しなかった場合の経費は幾らだったのかとの質疑がありました。

これに対し、従来の指定管理者も財団法人海洋博覧会記念公園管理財団である。指定管理料は過去３年間の実績を踏まえ、上限額を設定し公募している。提示した上限額は１億5739万9000円である。指定管理しなかった場合の経費もほぼ同額であったとの答弁がありました。

次に、乙第37号議案「指定管理者の指定について」は、「奥武山公園」の指定管理者として株式会社トラステックを指定するため、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、指定管理者に漏れた応募団体の点数はどのような状況か、前回と同じ指定管理者が選定される傾向があるが自由競争となっていないのではないか、審議の参考資料として会社概要等を報告すべきではないか、奥武山公園と奥武山総合運動場を１つの団体に管理運営させている理由は何かとの質疑がありました。

これに対して、指定管理者への応募が２団体の場合は特定されやすいため、公平性や次回の応募の適正化を確保する観点から点数を公表しない方針である。指定管理者制度が導入されてまだ２回目の選定であるが、今後は自由競争の確保も含め制度の改善等を検討していきたい。選定した会社は職員数20人、資本金1000万円で各種スポーツの催し等を行っている。奥武山公園内の社会体育施設を一体的に管理することが効率的であるとの考えから、まとめて管理運営させることとしたとの答弁がありました。

次に、乙第39号議案「公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について」は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、県が過疎市町村にかわって行う公共下水道の幹線管渠等の設置に要する経費の一部を管理者である市町村に負担させるため、同法第15条第８項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、県代行制度で整備する大宜味村の終末処理場の維持費は幾らか、将来どのように整備していくのか、大宜味村の負担額が大きい理由は何か、大宜味村から負担額について要望はあったのか、大宜味村塩屋地区の下水道を整備する計画はあるのか、下水道事業の重要性を踏まえ高率補助を求めるべきではないのか、汚水処理整備計画はどうなっているのかとの質

疑がありました。

これに対し、終末処理場の維持費は、平成22年度の供用開始から平成25年度までの合計で1150万円である。平成22年度までに計画汚水量１日当たり300立米に対する150立米分をまず整備し、残り半分は平成26年度に整備する計画である。大宜味村は管渠の整備もあり負担が大きくなっている。大宜味村から負担額に関する要望は特になく、また塩屋区は農業集落排水事業で実施したいとの返答を得ている。下水道事業の重要性は十分認識しており、補助率の嵩上げについては沖縄振興計画の検証の過程で検討されるものと考えている。汚水処理の整備は、基本的に沖縄汚水再生ちゅら水プランに基づき推進されているとの答弁がありました。

以上が委員会における審査の概要でありますが、採決に先立ち、乙第37号議案については、共産党所属委員から反対する旨の意見表明があり、採決の結果、乙第37号議案については多数をもって可決すべきものと決定し、乙第28号議案、乙第36号議案及び乙第39号議案の３件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（髙嶺善伸君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時30分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

これより乙第28号議案、乙第36号議案、乙第37号議案及び乙第39号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第28号議案、乙第36号議案及び乙第39号議案の３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案３件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第28号議案、乙第36号議案及び乙第39号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　次に、乙第37号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙嶺善伸君）　起立多数であります。

よって、乙第37号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

――――――― ◆・・◆ ―――――――

○議長（髙嶺善伸君）　日程第９　甲第１号議案から甲第23号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔予算特別委員長　奥平一夫君登壇〕

○予算特別委員長（奥平一夫君）　おはようございます。

ただいま議題となりました甲第１号議案から甲第23号議案までの予算23件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、知事公室長を初め関係部局長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、ことし１月に実施しました知事訪米と新年度に予定している知事訪米の違いは何か、要請内容は決定しているのか、訪米時期はいつかとの質疑がありました。

これに対し、今回予定している知事訪米は、渉外関係主要都道県知事連絡協議会の訪米に合わせて実施する予定であり、詳細は予算成立後、新年度に同知事会で決定することになっている。要請内容についてはまだ決定していないが、全国的な課題である日米地位協定の見直しを求めていくことになるものと考えており、特に環境問題に関しては返還予定基地内への立入調査ができる仕組みをつくりたいと考えている。要請時期については、会長県である神奈川県知事のスケジュールも踏まえながら、今後調整したいとの答弁がありました。

次に、本県の自主財源比率は幾らか、去年及び九州平均との比較ではどうか、県税の収納率向上策としてどのような対策を行っているかとの質疑がありまし

た。

これに対し、平成21年度予算の本県の自主財源比率は28.6%で、平成20年度予算の30.2%より1.6ポイント下回っている。また、平成19年度決算ベースで九州平均と比較すると、本県が30.8%で、九州平均の39.4%より8.6ポイント低い状況である。県税の徴収率向上対策として、納税意識を高めるための広報活動の推進、コンビニ納付などによる納税環境の整備、特別滞納整理班による高額滞納事案の解消、個人住民税徴収対策協議会を活用した市町村との連携強化などを行っているとの答弁がありました。

次に、残すところあと３年となった沖縄振興計画の現時点での評価、課題、目標値の達成状況はどうかとの質疑がありました。

これに対し、社会資本も含めある程度の生産基盤は整備されたものと考えているが、今後はこれらの生産基盤を活用していかに経済の自立、地域の活性化につなげていくかという仕組みづくりが課題である。目標値の達成状況としては、例えば、県内総生産が４兆5000億円に対して３兆9000億円、１人当たりの県民所得が274万円に対して平成18年度で209万円、就業者数が66万7000人に対して平成20年度で60万人という状況で、目標の達成にはかなり厳しいが、残り期間を全力で取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、読谷村の産業廃棄物安定型最終処分場に関し改善命令の行政処分を行った理由は何か、処分内容は何かとの質疑がありました。

これに対し、昨年、県が実施した現地調査の結果、安定型最終処分場での処分が禁止されている木くず等の埋め立てが確認されたため、事業者に改善命令を発出した。

改善命令の内容は、安定型産業廃棄物以外の廃棄物については埋立処分のやり直しを行うこと、硫化水素ガスの発生に対してはガス抜き管及び排ガス水素処理設備を設置することであるとの答弁がありました。

次に、県医療審議会県立病院のあり方検討部会を立ち上げた理由は何か、同部会で県立病院のあり方に関する基本構想案として地方独立行政法人を設立して、同法人にすべての県立病院を一体として経営させる形態に移行すべきとあるが、県はどのように対処する考えかとの質疑がありました。

これに対し、平成14年の診療報酬改定以降、全国的に公立病院における経常損失が拡大している。本県の県立病院は、毎年度100億円の運営資金不足が生じていることや、累積赤字が200億円余りという経営状態にあることから、収支バランスのとれた経営状態に改善するため県立病院のあり方検討部会を立ち上げた。

現在、同部会において県立病院のあり方に関する基本構想案が審議されている。県としては、同部会からの答申を踏まえ、本年度内に県の方針を決定する予定であるとの答弁がありました。

次に、ＩＴ技術を活用した農家のネット販売等に対してどのような支援策を講じているのかとの質疑がありました。

これに対し、農業改良普及センターにおいて農業経営指導の一環として、パソコンを活用した顧客管理、宅配シール、ダイレクトメール等の自動作成システム化、簿記の記帳、販売先グループ別収益分析の指導等を行うとともに、ネット上での情報交換を行っているとの答弁がありました。

次に、「みんなでグッジョブ運動」とはどのような取り組みか、これまでの実績と効果はどうかとの質疑がありました。

これに対し、「みんなでグッジョブ運動」は平成19年度にスタートしたが、完全失業率を全国平均並みにすることを目標に、地域の産業振興、ＩＴ津梁パークの整備、雇用効果の高い企業誘致、観光・情報関連企業等のミスマッチ対策フォーラムの開催、マッチング支援事業の実施、キャリア教育の推進に向けたジョブシャドウイングの推進、推進月間の位置づけと展開、関係機関との連携強化、集中的な雇用関連事業の実施、グッジョブ運動実施企業等の表彰等を行ってきた。この結果、若年者、学校関係者、企業経営者等の仕事に対する意識の改善が図られるとともに、失業率の改善に向けた環境整備が推進できたものと考えているとの答弁がありました。

次に、中城湾港泡瀬地区埋立事業について、現在どのような工事を行っているか、事業費は幾らか、控訴審の見込みはどうか、土地利用計画の見直し状況はどうか、判決を踏まえ工事を一時中断すべきではないか、今後どのように対応していくのかとの質疑がありました。

これに対し、国は平成14年から海上工事に着手し、護岸工事、仮設航路のしゅんせつ等を行い、県は平成18年から海上工事に着手し、人口海浜等の整備を行っている。総事業費は約489億円で、国は約308億円、県は約181億円である。控訴審において土地利用計画の見直しに関する説明を丁寧に行うことにより司法の理解が得られるものと考えている。沖縄市では、「100人ワークショップ」や市民会議、有識者で構成する委員会を開催して市民の意見を聴取しており、また、現在土地利用計画の見直し作業を進めていることから、

社会経済情勢の変化に対応し、これまで以上に経済的合理性を高めた計画を策定できるものと考えている。第Ⅰ区の事業を推進することが土地利用計画の早期の効果発現につながるものと考えており、第Ⅱ区については、国や沖縄市と今後調整していきたいとの答弁がありました。

次に、将来の入域観光客1000万人に対する水の供給は大丈夫か、ダムのある北部地域への補助はどのような状況かとの質疑がありました。

これに対し、入域観光客1000万人の目標設定を踏まえ、平成19年度に水の需要予測見直しを行っており、観光客の増加分に対応した日量１万3500立方メートルに対し、現時点で５万6700立方メートルの余裕があるので十分対応できると考えている。北部地域の市町村に対する補助のため財団法人沖縄県水源基金を設置し、市町村からの要望に基づきダム祭り助成等のための水源地域活性化事業など４つの助成事業を実施しているとの答弁がありました。

次に、地域における基幹病院として県立病院が果たしている役割は何かとの質疑がありました。

これに対し、公的医療機関である県立病院の役割は、民間医療機関では対応が困難な医療や、地域特性を踏まえた医療等を持続的に提供することであるとの答弁がありました。

次に、教員免許更新制度ができた背景は何か、制度の概要はどうかとの質疑がありました。

これに対し、平成18年の中央教育審議会の答申において社会状況や学校教育が抱える課題、子供の変化等に対応するため教員の最小限の資質能力が保持されるよう、定期的に教員免許の刷新を確認する必要があるとされたことから、平成21年４月から教育免許更新制度が導入されることになった。

制度の主な概要は、制度施行以降の教員免許状には10年間の有効期限が付与され、有効期限前の２年間で大学等が開設する30時間の免許更新講習を受講することになった。現在の教職員に対しては、満35歳、満45歳、満55歳になる前の２年間で同様に講習会を受講しなければならないことになったとの答弁がありました。

次に、サイバー犯罪の実態、傾向及び対策はどうかとの質疑がありました。

これに対し、平成20年のサイバー犯罪に関する相談受理件数は854件で、平成19年から年々増加傾向にあり、手口も多様化・巧妙化している。対策としては、平成20年はテレビやラジオで県民向けの広報を行うとともに、県民や教育機関の要請に応じた講演会や、企業・自治体向けのセキュリティーセミナー等を268回開催した。今後もサイバー犯罪の取り締まりを強化するとともに、関係機関と連携して犯罪の未然防止に努めていきたいとの答弁がありました。

そのほか、グアム移転協定についての県の考え方、新たな自主財源の確保策、離島航路補助事業と離島航路確保対策事業の内容、住宅用太陽光発電の現状と対策、障害者自立支援法施行後の現状と対策、おきなわブランド品づくりの取り組み状況、平成20年度入域観光客数の見込みと対策、最低制限価格の状況と対策、水質の硬度の状況と改善策、県立病院再建計画の取り組み状況、教職員の勤務実態調査結果と対策、振り込め詐欺の実態と対策などについて質疑がありました。

次に、知事及び土木建築部長に対する総括質疑の概要について申し上げます。

まず、土木建築部長に対する質疑として、旧財団法人郵便貯金住宅等事業協会に関し、清算人として県職員を派遣しなかった理由は何か、専務理事の後任を評議員会で決定したのか、平成17年３月31日時点の専務理事はだれかとの質疑がありました。

これに対し、同協会から清算人としての県職員の派遣要請がなかった。評議員会の決定に関しては資料がないため把握していない。派遣に関する協定に基づく期間は３月30日時点で終了しており、新たな専務理事は選任されていないとの答弁がありました。

次に、沖縄県公共事業評価監視委員会の審議基準に関し、外部からの要請があれば同委員会に諮るのか、過去に実施したことがあるのか、泡瀬地区の埋立工事を中断して評価すべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、外部からの要請があれば土木建築部長が判断し知事が諮問を行う。これまで外部から要請があった事例はない。現在、工事を中断する考えはないとの答弁がありました。

次に、知事に対する質疑として、旧軍飛行場用地問題に関し、戦後処理の一つであるという認識はあるか、特別調整費を充てるべきではなく、枠外で補償問題の解決を求める考えはないか、政治的な決着を図るべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、戦後処理の一つであると認識している。特別調整費は沖縄振興に役立つものであれば弾力的に使えるような中身であること、枠外での要求は現実的に限界があることから、特別調整費の枠内でまとめたいと考えている。この対応も政治決着の一つであると理解しているとの答弁がありました。

次に、病院事業問題に関し、一般財源からの繰り入

れが十分でなかったため、病院事業の経営が厳しいのではないか、７対１看護体制実現のため定数条例を改正すべきではないか、現場と病院事業局の認識に乖離はないかとの質疑がありました。

これに対し、必要な額は手当て、措置してきており、県としてやるべきことはやってきたつもりである。４月から病院事業局に研究チームを設置するので、その検討結果を待ってほしい。内外から評価の高い公的医療を守るということは一致しているので、今後議論を深めたいとの答弁がありました。

次に、県営林道開設問題に関し、環境への配慮が必要ではないかとの質疑がありました。

これに対し、ヤンバル地域の方々は、環境に注意していろいろな保全措置を講じながら山の資源を生かす林業を継続していることから、産業として安定的に拡大できるよう支援すべきであると考えているとの答弁がありました。

次に、中城湾港泡瀬地区埋立事業問題に関し、経済的合理性がないとして新たな公金支出の差しとめを県に命じた地方裁判所の判決を県は尊重すべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、判決を不服として控訴している。沖縄市が土地利用計画の見直しを進めており、中部地域の経済的基盤の拡大、雇用の確保につなげたいと考えているとの答弁がありました。

以上が委員会における質疑の概要でありますが、甲第１号議案については、採決に先立ち改革の会所属委員から特定地域特別振興事業関係の修正案が、社民・護憲ネット所属委員から林道開設費関係の修正案が、共産党所属委員から港湾環境整備事業関係の修正案がそれぞれ提出され、採決の結果、林道開設費関係の修正案及び港湾環境整備事業関係の修正案については、可否同数で委員長裁決をもって可決されました。特定地域特別振興事業関係修正案については、賛成少数で否決されました。

修正案２件が可決されたことに伴い、修正議決した部分を除く原案について採決した結果、修正議決した部分を除く部分は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、甲第１号議案については、社民・護憲ネット所属委員から附帯決議が提出され、採決の結果、全会一致で可決されました。

甲第12号議案、甲第14号議案、甲第16号議案、甲第17号議案及び甲第20号議案の５件については、採決に先立ち共産党所属委員から反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、甲第12号議案、甲第14号議案、甲第16号議案、甲第17号議案及び甲第20号議案の５件は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

甲第２号議案から甲第11号議案まで、甲第13号議案、甲第15号議案、甲第18号議案、甲第19号議案、甲第21号議案から甲第23号議案までの17件は、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（髙嶺善伸君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

甲第１号議案に対しては、嘉陽宗儀君外３人から修正の動議が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。

嘉陽宗儀君。

――――――――――――――――――――

〔甲第１号議案平成21年度沖縄県一般会計予算に対する修正案　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽　宗儀君　私は、ただいま議題となりました甲第１号議案「平成21年度沖縄県一般会計予算」に係る中城湾港泡瀬地区臨海部土地造成事業に関連する（款）土木費、（項）港湾費、（目）港湾建設費のうち、港湾環境整備事業費３億9027万円と港湾改修費の２億円の合計５億9027万円を減額する修正案を提出者を代表して提案いたします。

初めに、私は、泡瀬干潟を守るために本修正動議を提案させていただきました同僚議員の皆さんに心から感謝をいたします。

私自身がどうして修正動議を提案しなければならないかというのは、実は格別な思いがあるからです。

実は、私は泡瀬の海の近くで生まれ育ちました。この海は、現在の沖縄市の運動公園からうるま市の塩屋まで広大な干潟が広がっていました。美しく、しかもカニや貝、魚、タコなど豊かな生き物たちが命をはぐくむすばらしい海でした。終戦の廃墟と化して食料もまともにない時代に、その海の豊かな生き物たちは実に多くの人々の飢えをしのぎ命をつないでくれまし

た。私はそこでよく泳ぎ、遊び、健康で丈夫な体に育つことができました。まさに泡瀬干潟の海に助けられた一人であります。

ところが、その豊かな海は戦後、米軍基地の建設による県民からの土地取り上げが強行されたために、県民は新たな土地の確保をこの豊かな干潟の埋め立てに求めてきました。その結果、干潟はどんどん埋め立てられてしまいました。

泡瀬はもともと港町として繁栄していました。その中心が現在の米軍泡瀬通信基地のある地域でした。そこも米軍に接収されたために、生活の場として住民は干潟を埋めて活用をしてきたものです。その結果、干潟はほとんど姿を消してしまいました。現在残された貴重な干潟は、この泡瀬干潟だけとなりました。ところが、この貴重な干潟さえも消失されようとしています。

私は、どんなことがあってもこの干潟を守らなければとの必死の思いで、これまでさまざまな埋め立てに反対する取り組みをしてまいりました。干潟埋め立て反対の工事現場での座り込みにも参加し、住民訴訟の裁判の原告になり、本県議会でも議会のたびに欠かさず埋め立て中止を求める質問をしてきました。そのために埋め立て推進派の方々からの厳しい抗議も繰り返し受けてきました。それでもなお、なぜ私がこの干潟を守るために全力を尽くしているかと言いますと、そこが宝の海であり、埋め立ててしまったら取り返しのつかない事態になるからです。まさに泡瀬干潟を守ることが一人の政治家としての重要な使命でもあると考えているからです。

泡瀬干潟の貴重さは、沖縄県の「自然環境の保全に関する指針」で、「自然環境の厳正な保護を図る区域」として指定されていることでも明らかです。

その内容は、「原生の自然地域、傑出した自然景観、学術上特に価値の高い自然物などは、多様な生物種を保存しており、自然遺産として後世に伝えなければならないものであり、厳正な保護を図る必要のある区域。」と、厳格にその保全を求めるものになっています。また、「日本の重要湿地500」にも選ばれています。

泡瀬干潟は、生物の多様性が国際的にも注目され、ラムサール条約に登録させる運動も大きく広がっています。その保全を求める声は、国内はもとより国際的にも広がっています。

泡瀬干潟は、これまで多くの研究者、研究機関の調査の結果、その生態系が希有な多様性を持つことが明らかになってきました。貴重種・新種がいまだに発見され続けております。

海洋県である沖縄県にとってこのような豊かな自然は、どうしても子や孫の後世に残し引き継ぐべきであります。現在では泡瀬干潟の埋め立ては全く合理性がないことが次々に明らかにされてきています。その１つは、沖縄県の外部監査で事業見直しが指摘されていることです。

監査結果の意見には土地利用上の疑問点として、「当該計画の需要予測は甘く、事業計画の見直しが必要である。」、「このような状況で約491億円の事業費を導入すべきか再検討が求められる。」と厳しく指摘されています。

２つには裁判の判決です。

住民訴訟で那覇地裁は、推進が表明されている第Ⅰ区域についても具体的な土地利用計画は何ら明らかでないことを理由に、現時点において沖縄市が行う開発事業について、「経済的合理性を欠くと解するのが相当」との判決を下しました。これについて県執行部の方は、今泡瀬干潟の埋め立てについては沖縄市が事業計画を見直ししていると盛んに宣伝しています。

ところが皆さん、実態はどうでしょうか。沖縄市の中心市街地の再開発、その最も目玉として整備されたはずのミュージックタウン、音楽広場。これが今や無残にも破綻をしてゲームセンターに変わるという。沖縄市の中心市街地の看板が事業失敗でゲームセンターに変わるという惨たんたるような状況にあります。

今、沖縄市では100人委員会含めてこの泡瀬干潟の埋立事業の見直しが進んでいますけれども、多くの人が意見を言っています。意見を言うことは大いに結構です。子供たちはそこにいろいろな施設を持っていきたい、ディズニーランドをつくれないかという話もあります。一部の人たちからは、ここはばくち場――今盛んに1000万人構想の中で出ていますけれども――これを誘致したらどうかという声も出ていますけれども、いずれにせよこういう議論がどんどん煮詰まったにしても、この干潟を埋め立てて事業がうまくいくという今後の保証は全くないわけです。そういう中で今この問題が大議論されていますけれども、この県議会としてまともにこういう実態を見て、やはり正確な判断をしていただきたいと思うわけであります。

もともと泡瀬干潟の埋め立ては、現在の米軍泡瀬通信基地を返還させ、その地域を中核としてもとの泡瀬を復興させるまちづくりとして出発しています。それで通信基地と連動した埋め立てる計画でありました。ところが現在の計画は、埋め立てをして、その沖縄市分の３分の１を米軍に提供するというとんでもない内

容になっています。許されません。

このように、かけがえのない貴重な干潟が何の合理性もないまま埋立工事が強行されることは絶対許されないことです。特に行政改革が叫ばれている中で、豊かな環境を破壊し事業計画も見通しがない無駄な公共工事で、県民に莫大な負担を強いる泡瀬干潟の埋立計画は即刻中止すべきであります。

この泡瀬干潟の埋立問題は、現在大きく注目されていますけれども、とりわけ地球温暖化が叫ばれ、自然破壊に反対する国際世論も大きく高まっている中で、この泡瀬干潟を守ることがいかに重要であり、県民の期待にこたえるものであるかがますます明らかになってきました。この修正動議の可決が必ずや後世に残る、歴史的に評価されるものと確信をしています。

議員各位の御賛同を心からお願いを申し上げまして修正動議の提案を終わります。（傍聴席にて拍手する者あり）

○議長（髙嶺善伸君）　傍聴人は静粛に願います。

これより修正案に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　質疑なしと認めます。

これをもって修正案に対する質疑を終結いたします。

この際、申し上げます。

討論の通告がありますが、時間の都合もありますので討論については午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午後０時１分休憩

午後１時21分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

これより討論に入ります。

まず甲第１号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

島袋　大君。

〔島袋　大君登壇〕

○島袋　　大君　私は、自民党県議団を代表いたしまして、議題となっております甲第１号議案「平成21年度沖縄県一般会計予算」原案に賛成する立場から討論を行います。

平成21年度は、沖縄振興計画の８年目に当たり、残り３カ年は総仕上げの時期となることから、これまでの成果を踏まえ、残された課題への対応とさらなる発展に向けた県づくりを進める上で重要な年であります。

仲井眞知事におかれましては、沖縄振興計画の基本姿勢のもと、自立型経済の構築や県民福祉の向上を図るため、各種施策を積極的に推進する必要があると考えます。また、このことが知事公約の実現にもつながるものであります。

このような観点から、平成21年度一般会計予算を見てみますと、産業の振興、雇用の創出、福祉医療の拡充及び離島振興など、知事の公約実現、県政の重要施策の推進に向け意欲にあふれた予算であると高く評価するものであります。

具体的に申し上げますと、まず産業の振興に関してでありますが、情報通信産業の集積・振興を図る沖縄ＩＴ津梁パーク整備事業や国内外での観光誘客プロモーション等を行う沖縄観光特別対策事業、農林水産業の振興として、おきなわブランド豚供給体制整備事業など積極的な予算措置がなされております。雇用創出に係る施策では、「みんなでグッジョブ運動」のさらなる展開を推進するほか、本県の構造的な失業問題の改善を図るための雇用戦略プログラム推進事業などに予算が措置されております。

このような予算案の内容から、県政の最重要課題である産業の振興と雇用の創出、特に観光客1000万人の実現や失業率の全国並み実現に向けた強い取り組み姿勢がうかがわれるところであります。

次に、医療福祉の充実に関してでありますが、新型インフルエンザ対策事業費や障害者の共同生活を支援するグループホーム等整備促進事業など、さらに離島振興の分野では専門家の活用により離島の産業振興に資する担い手を育成する離島活性化総合支援モデル事業、新石垣空港建設事業や伊良部架橋建設事業などの主要継続プロジェクトの推進などについて必要な予算が措置されております。このほか、文化振興、教育、国際交流、人材育成などさまざまな分野において必要な予算がきめ細かく措置されております。

さて、今回、予算特別委員会での総括質疑でも出ました旧軍飛行場用地に係る特定地域特別振興事業は、旧日本軍の飛行場が設置されたことにより移住を余儀なくされ、分断・分散した那覇市の鏡水、宮古島の七原、腰原、富名腰地域の振興、活性化等を図るための地域コミュニティーの整備等を実施するものであります。

戦後60年以上を経た現在もなお、それぞれの地域において解決されないまま残されてきた旧軍飛行場用地問題の解決のため、今回与野党国会議員の垣根を越えた働きかけの結果、地主会の要望を踏まえた事業を平成21年度からスタートさせることとなったものであり

ます。

本事業の実施は、地域住民の一体化の醸成や将来の当該地域の活性化につながるものであり、本事業を実施することがこの問題のより現実的な解決策となるものと考えております。今回の取り組みにより、旧地主の方々の子や孫が新たな地域社会の振興に力を注ぎ、新しい時代に向かって踏み出すことこそ地域に生きた祖先の方々の思いだと確信をしております。

次に、県営林道事業についてでありますが、木材の収穫、造林、下刈り、除間伐等の林業生産活動を効率的に実施するため必要な林道を建設するものであります。

ヤンバル地域は、地形が急峻で平地が少なく、森林面積が80%を占めることから、林業が重要な産業で森林組合を中心に13の林業事業体、91名の林業従事者がおり、雇用の場の確保、定住化の促進に寄与しております。また、本県の林業生産額は約８億円で、建築用材、家具用材、キノコ生産のおが粉、紙の原料としてのチップ、伝統工芸、焼き物ののぼり窯の燃料等として木材は多様に利用され、県民生活に寄与しております。

このようなことから、林業の振興及び林道の整備について、国頭村長、大宜味村長、東村長、国頭村森林組合長及び沖縄北部森林組合長から要請がなされているとともに、同要請趣旨に賛同した5685人の署名が集まっており、その重要性を重く受けとめる必要があります。一方、ヤンバル地域は貴重な野生動植物が生息・生育していることから、自然環境と調和した林業生産活動が求められております。林道建設工事に当たっては、環境保全措置を講じるとともに、環境監視及びモニタリング調査等環境に配慮しながら進められております。

このようなことから、本事業はヤンバルの発展、ひいては本県における林業の振興を図るため引き続き推進する必要があると考えております。

さらに、中城湾港泡瀬地区埋立事業についてですが、昭和63年に沖縄市が策定した東部海浜開発計画を契機に再三にわたり沖縄市議会において事業の早期開発等に関する意見書が全会一致で採択されるなど、地元からの強い要請に基づき国及び県により進められている事業であります。また、本事業は地域の活力の低下が著しい中部圏東海岸地域の活性化を図り、県土の均衡ある発展に資するとともに、新たな雇用の場を創出し本県における観光振興に寄与する国際交流リゾート拠点の形成を目指す重要な事業であります。沖縄市長も第Ｉ区域については推進を表明し、また市議会においても議員28名のうち23名の圧倒的な多数で早期完成を求めております。さらに、本事業は振興地域東埠頭の港湾整備に伴うしゅんせつ土砂を有効利用することとし、経済的かつ合理的な事業であり、振興地域の企業誘致を進める上でも東埠頭を早期に完成させて供用させる必要があります。平成14年度に国の工事が着手されて以来、第Ｉ区域の護岸整備が進み、平成20年度から埋立工事も開始され、また県の事業で進められている人工ビーチの形が見え始め、地元からは一日も早い完成が期待されているところであります。

したがいまして、地元沖縄市からの強い要請にこたえるためにも引き続き事業を推進する必要があります。

このように平成21年度一般会計予算を見渡してみますと、限られた財源を緊急かつ重要な施策・事業に重点的に配分し、自立型経済の構築、県民福祉の向上を最優先課題とした知事公約の実現のため、必要な施策・事業に意欲的に取り組もうとする姿勢があらわれております。

この予算は極めて重要な内容であり、議員各位におかれましては何とぞ御理解をいただき賛成していただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（髙嶺善伸君）　當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間　盛夫君　私は、改革の会を代表して、甲第１号議案「平成21年度沖縄県一般会計予算」に対し、反対の立場から討論をさせていただきます。

県民の皆さん、私ども改革の会は、仲井眞知事が提出しました平成21年度予算案について会派内において議論に議論を重ねて、同時に多くの県民の声にも耳を傾けてまいりました。

日本政府の沖縄振興のあり方、沖縄県の行く末、県民生活の視点など、ありとあらゆる項目がこの予算案においてどのように表現されているのかを検討させていただき、本予算案に対し反対すべきと判断をいたしました。そしていま一度、県民の立場に立った大幅な修正が必要であると考えております。

37年前、沖縄県は日本復帰のときを迎え、日本政府は沖縄県の本土並み化を早急に達成することを目標に沖縄開発庁設置法、沖縄振興開発特別措置法、沖縄振興開発金融公庫法のいわゆる沖縄開発三法を成立をさせ、沖縄の振興を図ることにしました。

あれから今日まで多くの沖縄県の課題が解決され、この復帰時につくられた沖縄開発三法が重要な役割を果たしてきたと同時に、沖縄振興に多くの成果を積み上げてきたことは高く評価するものであります。しか

しながら、沖縄県を取り巻く国際環境や日本全体の社会構造が大きく変化する中で、37年前につくられた沖縄開発三法のみで沖縄県の振興開発を図ることは非常に難しくなってまいりました。

復帰後施行されている沖縄特別措置法は、公共事業以外には使えないような制度設計になっており、県民生活と密着した医療、教育、福祉分野にも使えるように組みかえていく必要があります。この沖縄特別措置法を早急に沖縄県の現状に合わせて改正することや予算の増額など、沖縄振興計画は転換期を迎えております。これからの沖縄県の未来をつくる政策は日本政府と沖縄県が一体となり、まさに想像力を駆使したものでなければなりません。

この観点からしても、仲井眞知事提出の21年度予算案は、予算規模、内容において納得できるものではなく、県民の視点からして反対せざるを得ないという結論に至りました。沖縄県の予算に大きな影響を及ぼす21年度の内閣府沖縄担当部局の沖縄振興予算は、沖縄の将来像をつくり出すものに全くなっておりません。

沖縄県民の皆さん、21年度の内閣府沖縄担当部局の沖縄振興予算は、平成元年から21年間で最少の予算規模であります。日本政府の沖縄振興予算は、予算額、内容によって日本国における沖縄の役割を日本政府がどのように評価しているかをはかる基準であると考えることは当たり前であります。沖縄県の安保の役割なくして日本国の安全はないと考えるだけに、日本政府の沖縄振興予算は沖縄県に対して全く愛情のない予算であると断定せざるを得ません。

沖縄県民の皆さん、一国の安全保障の大きな役割を私ども沖縄県は戦後64年間背負ってまいりました。そしてそのことについて沖縄県民の中には、日本の安全保障の役割を余りにも過重に沖縄が背負っていることについて賛否が絶えず、県民間の対立や争点のもとになっております。それでも私ども沖縄県民は、日本の安全保障の役割をみずからの意思とは関係なく背負ってきた。そしてこれからも背負わされるのではないかという不安をどれほど日本政府は理解しているのか。この内閣府沖縄担当部局の21年度予算を見ると疑問を持たざるを得ません。

沖縄県の予算は、内閣府沖縄担当部局の予算と一体であります。それだけに日本政府の沖縄振興予算が減額されることは沖縄県の予算も規模が小さくなり、県民生活に夢が持てないものになるのです。しかし、100年に一度と言われる経済危機の中において、日本政府は21年度予算を緊縮財政再建予算から景気回復最優先の予算に転換し、88兆円の大規模な予算を再編いたしました。つまり、小泉内閣のときのような財政再建重視の緊縮予算の政策から、麻生内閣は景気回復最優先の財政投資型の政策に方向を転換したのであります。それにもかかわらず、なぜ内閣府沖縄担当部局の沖縄振興予算はこれだけ減額予算になったのか、日本政府は全く説明責任を果たしておりません。沖縄県の米軍基地の過重な負担が減少したわけでもなく、失業率や県民所得が大幅に改善したわけでもありません。沖縄県の現状は何ひとつ変わっていないにもかかわらず、沖縄振興予算が減額されたことにはその根拠や意味を探すことそのものが不可能であります。

私どもは、この日本政府の沖縄県を軽視した政策の大きな間違いを指摘するという観点においても、沖縄振興予算と一体である沖縄県の予算に反対することで日本政府に対し沖縄政策の見直しを訴えることになると考えております。

昨年12月、麻生内閣が21年度予算編成を行った際、沖縄振興予算が極端に減額され、予算規模、内容ともに厳しいものになるであろうということは仲井眞知事は十分に認識していたはずであります。しかしながら、仲井眞知事は沖縄振興予算の新たな増額や内容の充実を政府と交渉することなく今日に至ってしまいました。仲井眞知事が知事選挙の際、みずからが有権者に訴えてきた政府・与党との強いパイプというあかしはこの予算によって県民に示すべきではないでしょうか。このことができなかったということは、まさに仲井眞知事の選挙公約違反であるということも指摘をするものであります。

昨年６月から始まった原油価格高騰により、沖縄県の県民の生活への大きな影響は今でも解決が図られておりません。島嶼県でありながらさらに多くの離島を抱える我が県は、47都道府県で一番原油価格高騰の厳しさを味わうことになったのではないでしょうか。また、バス・タクシーを除く公共交通が那覇市内を走るモノレールの18キロメートルしかなく、県民生活に公共交通が果たす役割を限定されている中、原油価格高騰はまさに県民生活に苦労を重ねるものとなりました。その後、サブプライムローンの破綻により、金融危機は沖縄経済への投資にも影響を落とし始めております。多くの外資企業が沖縄県のリゾートホテルを買収したり、新たな投資計画をつくったり、開発途中の事案の見直しを余儀なくされ、資金のストップとともに沖縄経済にも大きな影響を及ぼしております。

沖縄観光のことし１月の入域観光客数は約42万人で、前の年の同じ月と比べ3.3%減少しており、昨年11月以来３カ月連続で前年を下回るほど大幅に減少

し、沖縄経済をリードする観光産業は入域客数、貨客ともに日増しに厳しさが増しております。このままでは観光産業の崩壊につながりかねず、早急な観光誘致政策や価格対策などが必要であり、このことを放置すると多くの失業者が発生する可能性があります。それに本土においては派遣社員が労働調整に遭う中、沖縄県からの派遣社員の約６万人と推測される方々も本土で解雇され、仕事を失い、沖縄県に戻ってくる可能性が大きくなってまいりました。観光の低迷、投資の減少、県内企業の倒産が相次ぐ中で、本土からのＵターン求職者がふえることは県内の雇用情勢をさらに悪化させることになります。このままの状況が続けば、失業率は過去最悪になると予想されます。それだけに雇用政策は急務であり、予算を確保してさまざまなセーフティネットをつくることが重要であります。

このような４つの項目だけ見ても日本全体の経済の悪化が、これまでも脆弱な沖縄経済に新たに覆いかぶさってくるというまさに私ども沖縄県民がこれまで想像し得なかったようなことが起きる可能性があります。それにもかかわらず日本政府と一体となって問題の解決を図るべき沖縄県が全く無策の状態で、スピード感のある政策をつくり切れないことはまさに行政の不作為に当たるものであります。

仲井眞知事は、21年度予算を編成する段階において十分に予想できたはずであり、さまざまな抜本的対策を講じるべきでありました。しかしながら、21年度予算に具体的な政策が盛り込まれていない内容を見るにつけ、仲井眞知事の提出した21年度予算案に反対することで知事の政治姿勢、政策転換を行わせる大きな要因にしたいと考えております。

次に、仲井眞知事提出の21年度予算案の重要項目４点を指摘させていただきます。

まず１点目に、雇用対策であります。

雇用対策予算を見てみますと、労働費として40億3612万円となっております。前の年の19億2810億円と比べ20億円ほど増額されておりますが、この40億3612万円の内訳は日本政府の緊急経済対策としての雇用再生特別基金活用事業としての24億円が含まれており、県単独事業としての雇用対策費は全く増加しておりません。仲井眞知事は完全失業率の全国平均化という目標を掲げていながら、雇用対策予算の構成比はわずか0.7%と大変少ない予算となっており、不十分なものであります。

２点目は、経済対策であります。

商工費予算を見ると、213億291万円となっております。前の年の193億6183万円と比べて19億4000万円増額されているものの、そのうち12億円はこれも日本政府の緊急経済対策に対応した沖縄ＩＴ津梁パーク整備事業であり、自立型経済を構築するには十分な予算となっておりません。特に、復帰時に第２次産業の占める割合は28%でありましたが、平成18年度には12%まで落ち込んでおります。沖縄経済の自立の基盤となる製造業は復帰時の11%から現在は４%に低下しております。復帰後の沖縄産業政策は機能しておりません。

また、土木費予算は前年度の895億9300万円から819億4226万円となっており、約77億円減少しております。沖縄県の建設業は復帰後の経済社会の発展に大きく貢献してまいりましたが、建設業を取り巻く環境は談合課徴金請求で危機的状況に置かれております。平成10年度から平成19年度までの建設業の倒産は494件、負債総額は1050億円となっております。知事は、選挙公約の中で、「県内建設業の支援・強化」をうたっておりますが、本予算からは知事のそういう姿勢は全くうかがえません。

農林水産業関連経費は、568億3800万円から555億9600万円へとおよそ12億4000万円の減額となっております。食料自給率問題がクローズアップされておりますが、平成17年度の食料自給率は全国が40%であるのに対し、沖縄県は28%、沖縄県の食料自給率の80%以上がさとうきびで占められていることから考えると、沖縄県の食料自給率はわずか５%台であります。沖縄県の食料自給率は沖縄振興計画の最終年次である平成23年度には40%を目標にしておりますが、知事の選挙公約である地域特性を生かした農林水産業の振興が図られる予算とは到底言えません。

３点目が、教育対策であります。

教育費については、前年度1512億1345万円から1493億円と18億7162万円減少しております。沖縄県の教育の現状は、全国学力テストにおいて２年連続で全教科全国最下位、全教科平均点以下という厳しい結果となっております。そして高校進学率、大学進学率も全国最下位となっております。また、高卒の就職率は全国46位で、教育を取り巻く環境は大変厳しい現状にあります。知事は、人材の基礎づくりとして小学校の30人学級の実現を掲げておりますが、現在実施されているのは小学校１年生、今回小学校２年生だけであります。小学校全体において実施するには相当な期間を要すると言わざるを得ません。教育の現状を見ると、もっと速やかに対策を講じるべきであると思いますが、前年度比マイナス19億円の教育予算では知事選挙公約に逆行する予算措置となっており、極めて不十分なものと指摘するものであります。

４点目が、観光対策であります。

観光関連予算は、16億5800万円となっており、前の年と比べて２億6000万円ほど増加しているものの、過去の予算規模から比較すると平成11年度の47億3500万円、平成14年度から16年度までは30億円台で予算措置をされておりますが、その後、観光関連予算は減額されてきております。沖縄県は、観光産業を戦略的産業として位置づけております。知事の公約として1000万人観光客を目指して「沖縄観光のさらなる飛躍への誘導」、「新たな観光客の誘客活動」を掲げておりますが、観光関連予算が一般会計歳出に占める割合はわずか0.3%となっております。観光・リゾート産業を沖縄経済を牽引するリーディング産業として1000万人の観光客を実現していくためには、不十分な予算と判断するものであります。

県民の皆さん、ただいま指摘させていただきましたとおり、仲井眞知事提出の21年度予算案は沖縄県の将来像を方向づけるようなものにはなっておりません。それだけに今回私ども改革の会が本予算案に反対することは、これまでの日本政府とのなれ合いの振興計画のすり合わせから、沖縄県が本格的にみずからの主張を明確にし、沖縄県の未来をつくるという分岐点にしたいという強い気持ちからであります。本予算に賛成をする大きな要因として、もし予算に反対し暫定予算を組むことになれば県民生活に影響を及ぼすのではないかという考えを持っていらっしゃる方も多いはずです。どうか再考を願いたいものであります。

今まで日本政府に対し、予算の修正を要請することもなく絶えず上から下への考え方で問題を提起することなく日本政府の沖縄政策を容認してきた沖縄県が、今日の沖縄県の厳しい生活環境をつくってきたと言っても過言ではありません。つまり、沖縄県の行政や議会がはっきりかつ強く意思表示をすれば、県民が苦しむような沖縄県にはならなかったと思います。それだけに本予算に対する安易な妥協は決して行うべきではなく、未来を見据えた決断こそが今私たちがとらなければならない政治判断であります。

沖縄県民の皆さん、議会の皆さん、仲井眞知事を初めとする県行政の皆さん、本予算案の審議を通して日本政府に対して沖縄の本当の思いを伝えていくことを今決断すべきではないでしょうか。これからは沖縄問題の解決である振興策のさまざまな項目を沖縄側から提案する、もし日本政府が沖縄振興予算について沖縄を軽視したような減額予算を組むようなことがあれば受け入れることを否定する。このような日本政府との対等な関係をつくることが大事であり、本予算案に反対する理由はその大きな出発点となると考えております。

日本も大きな転換期を迎えるに当たり、私ども沖縄県もみずからの力で変えていこうではありませんか。そのことを行うための第一歩として、沖縄県議会における私どもの決断を県民の皆さんに説明させていただき、改革の会の反対の討論とさせていただきます。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（髙嶺善伸君）　桑江朝千夫君。

〔桑江朝千夫君登壇〕

○桑江　朝千夫君　予算案原案に賛成の立場で、中城湾港港湾関係経費削除の修正案に反対をする討論をさせていただきます。

現在、沖縄市は、市民参画により沖縄市の将来を見据えた土地利用計画の見直し作業に鋭意取り組んでいるところであります。

「100人ワークショップ」を３回開催し、多くの市民意見が出され、２月19日の第３回目のワークショップでは島のキャッチフレーズも出されているそうで、また、その内容についてはニュースレターとして配布され、市民の高い関心を得ているものと聞いております。

また、これらのワークショップからの意見を集約し、市民案を作成するための100人委員会の公募が始まっており、４月には第１回目の開催を予定し６月には中間報告を予定をしていると聞いております。

これらは、市民が知恵を出し合い、沖縄市の抱えている課題解決とあわせて、にぎわい性があり活力に満ちたまちづくりをみずからの手でつくり込んでいきたいとする並々ならぬ意欲のあらわれであり、東部海浜開発事業に対する期待が十分にうかがえるものであると思う。また、100人委員会と並行し、東部海浜開発土地利用計画検討委員会（仮称）も間もなく設立される予定である。さらに、沖縄市が取り組んでいる土地利用計画の見直し作業には経済効果、社会効果の分析、土地需要調査等も予定されております。作業は、ある程度の時間を要するものとは理解はしていますが、市は組織体制の強化を図りつつ、できる限り早目に土地利用計画の見直しを行い、県民・市民の皆様に示すとしており、その熱意にこたえるためにも県としても関連予算をしっかりと確保し、泡瀬地区埋立事業を進める必要があると私は考えるものであります。

議員諸兄、そして県民の皆さんに沖縄市が誕生した経緯、旧美里村とコザ市が合併をしたその思惑、目的等を認識して理解をしていただきたく、少々歴史的経緯から述べさせていただきます。

多くの土地を米軍に奪われたコザ市、1960年代ベトナム景気でコザ市は米軍相手の経済、商売等でにぎわっていました。しかし、当時のコザ市の大山朝常市長は、この景気は永遠に続くわけがない、不健全な景気である、米軍を頼るのではなく基地経済からの脱却、まちづくりをしていかなければならないと思考していました。しかし、コザ市の土地は多くが基地となっている海を有しない内陸の町なんです。今後、大きな産業を興すためには港が必要である。ビーチが、泳げる海が欲しいと考えた。

一方、仲村哲二郎美里村長は、人口の少ない財政脆弱な村は港に適した海もあるが、それを機能拡大するに必要な財源がない。人口をふやすための区画整理や造成を施行するにも村の財政では数十年もかかる、これは中部の中でこのままでは発展がおくれると考え、村民の希望するような福祉を施せないと考えた。ここで両首長の考えは一致したんです。1974年沖縄市の誕生となった経緯です。

現在の沖縄市の状況は、かつてにぎわった中心地の落ち込みが10数年前から始まり、さまざまな施策を講じても成果は出ない。沖縄市は寂れる一方、寂しくなる一方で、目立たない県下第２の都市となっていることはだれしも思っている、感じていることだと思います。

このような落ち込む状況が出た中、東部海浜開発事業計画が発せられたとき、市民はこの計画に大きな夢を描きました。沖縄市にもビーチが欲しい、大きなホテルも欲しい、エンターテインメントの施設が欲しい、何につけても仕事が欲しい。そこには産業ができ、働く場所が新たにできる。観光客も沖縄市に来て宿泊もする。観光立県沖縄県に沖縄市もその一翼を担う、貢献できるようになるなどなど多くの期待を持ちつつ、その完成を夢見、励みとし、活力とし、今もまちづくりに頑張っている市民が大勢いるんです。

さきの予算特別委員会において、この事業への質問に対する知事の答弁は完璧であった。まさしく中部の観光中核都市づくりであると位置づけ、明言され、私はもちろん沖縄市民、完成を待ち望んでいる市民は大変に喜び勇気百倍であります。この私が言う多くの市民ということのその根拠をお話をいたします。

東部海浜リゾート開発推進協議会という団体があります。構成は33団体で構成されている団体です。沖縄市観光協会、沖縄市民憲章推進協議会、社団法人沖縄青年会議所、沖縄市婦人連合会、沖縄市自治会長協議会、沖縄商工会議所、沖縄市社会福祉協議会、沖縄市料理飲食業組合、沖縄市観光ホテル旅館事業協同組合、沖縄市漁業協同組合、沖縄県農業協同組合コザ支店並びに美里支店、沖縄市青少年育成市民会議、沖縄市老人クラブ連合会、沖縄市ＰＴＡ連合会、沖縄市文化協会、沖縄市体育協会、沖縄東ライオンズクラブ、コザライオンズクラブ、コザロータリークラブ、泡瀬復興期成会、沖縄市ハイビスカス福祉友の会、まだあるんです。これだけにしておきます。

これが私や市民の多くが希望しているというゆえんであります。サイレントマジョリティーもその中には多く含んでおります。子を育て、夢を描ける町にしなければならないとそういう強い気概と魂の込められたこの事業をここまで進捗させてくれた先輩たち、先人の政治家の皆さんに敬服し、私たちも心を込めて該事業を将来の人のために着実に進行させなければならないと私は考えます。

干潟は残ります。干潟を埋める事業ではありません。反対する皆さんは、まるで泡瀬干潟のすべてが消滅するかのように過った情報を発信している。Ｉ工区において干潟は２％しか埋まりません。干潟すべてを埋め立てるようなことを想像させる、そういう意図的な間違った情報操作が仲のよい沖縄市民の対立をあおっている。

かつてのこの泡瀬地域は、内海、泥干潟と塩田がありました。しかし、当時は余り貴重であると考える地域の人々はいなかったように感じます。しかし、発展し干拓され、総合運動公園ができ、それがかえって湿地帯やイノーが再生されてきた。人の手があるところ、加わることによって自然は守られると私は思います。東部海浜開発事業が美ら島出島方式になったのも干潟を守るため、この泡瀬という地域を愛してやまない人々が、特に泡瀬地域、泡瀬復興期成会の方々が干潟を守るため、残すために運動を起こし努力し、当時の新川元市長と出島方式で合意を見たんです。そして実現に向けて前進した。新川市長は当時、これは大きな実績となると大喜びでした。しかし、市政が奪還され仲宗根市政となると、一転して、干潟を守れと自然を隠れみのにしてイデオロギー闘争、政争の具としての今日があり、大変残念なことだと思う。

沖縄市発展のため行動し、泡瀬干潟を守る行動をしたのは泡瀬の人々であり、復興期成会の方々である。その要望にこたえ、環境に配慮した工法がとられ、環境を保全するため万全を期してその作業は進んでいるものと思います。

泡瀬干潟の保全は、対立ではなく、市の発展と調和した理解の中で沖縄市民全体で残される干潟を保全をして守っていきます。バブル期に立てられた計画で実

現性のない計画だと反対者は言いますが、これは私は大変失礼な話だと思います。沖縄市はバブル時代から、あるいはバブル崩壊の今日も人口は着実にふえ続けています。そして知事答弁の中にもありましたように、観光立県沖縄として1000万人の観光客誘致を目指すその施策にもぴったりと合致している。それこそ夢ではなく、中部の中核都市沖縄市の役割であり、沖縄県繁栄のための沖縄市の役目であると考えます。

東部海浜開発事業は、これまで20年余りにわたり市民初め多くの人々が夢を託し、国・県と一体的に進めてきた歴史的経緯とともに、沖縄市の最重要プロジェクトとして進められてきた事業である。その早期実現のためにも、中城湾港泡瀬地区埋立事業関連予算については原案のとおり進めていく必要がある。

改めて再度再度申し上げます。

泡瀬干潟を埋め立てる事業というものはありません。沖縄市発展のため、観光立県沖縄の発展のために県議の皆さんの御同意を得たい。特に、マリン・タウン・プロジェクトを推進した議員の皆さんの理解を得られれば幸せであります。どうぞよろしくお願いをいたします。

以上です。（拍手する者あり）

○議長（髙嶺善伸君）　前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田　政明君　私は、ただいま議題となりました甲第１号議案「平成21年度沖縄県一般会計予算」の林道工事の削減、そして泡瀬事業関係の中城湾港臨海部開発の予算減額修正に賛成をし、原案に反対をする討論を行いたいと思います。

今回の県議会で注目される県民の関心事は、何と申しましても全国的に大きな影響を与えました泡瀬干潟、バブルのときの計画、県の包括外部監査でも指摘をされている。こういう国民の税金の使い方が改めてこれでいいのかと、こういうことを裁判所が堂々と現計画は第２次案を含めてない、第１次案についても経済的合理性がない、こういう面で事業が進捗をしているからといって、これを追認する市長の立場もこれはよくないということで明確にしていると思います。

そしてまた、琉球列島世界自然遺産登録、沖縄県民が本当に幸せになるためには、あのヤンバルの森を守る、林道を否定するわけでもない、森との調整、本当に沖縄的な熱帯雨林のある、本土の杉やヒノキのような人工林の育成は難しい。こういうところでどういうような林業を考えるべきなのか、こういう意味では大きな議論を県民の皆さんと一緒にやってきたと思います。

そして何よりも、県民の命の最後のとりで、県立病院を何としても公立病院として、全国に誇る医療メッカとして中部病院など、これまで700名余りの医師を養成し、その多くが県内で医療に従事している。この宝を守ることが重要だということで、私たちは立場を超えて、野党も心ある皆さんも含めて島根県の病院事業管理者を呼んで県民の疑問に答える立場で議論してきました。

そういう面で具体的な討論に入る前に、やはり今、今議会の最大の関心事は、私は県議会議員にさせていただいて約５年近くになりますけれども、本当に私たち県議会議員と県民がこれほど心を一つにしているのか、県民の思いが私たちの思い、そして県議会が県民の願いにこたえられるような県議会になろうとしている。そういう面で私ども日本共産党は、さまざまな政治的立場を超えて、一致する点で県民の願いにどうこたえるか、こういう形で誠実に努力をしてまいりました。

そういう面で出ている大きな課題が中城湾港泡瀬地区臨海部開発事業、これの予算の削除と、そして林道に関する県の林道２つの削除、ここをやはり県民の願いにこたえて、私たち県議会が沖縄の未来の立場から本当にこの沖縄のよさを生かしていけるのかどうか、このことが問われています。

特に2010年には名古屋市で生物多様性の国際会議が開かれる。そのメーンはジュゴン、そして沖縄のヤンバルの森。ですから、政府も琉球列島自然遺産登録に向けての作業を進めようとしている。こういうときに先ほど私も討論をいたしましたけれども、国土利用計画の中では言っていることとやっていることが全く違う、こんな状況になっています。それで、ぜひ議員の皆さんに県民との思いも含めて、先ほど私どもの団長の嘉陽宗儀さんが、泡瀬に生まれ、そして泡瀬のこの海に助けられてきた、そういう本当に心のこもった訴えがありました。私も同じ共産党の議員でありますけれども、嘉陽先輩議員の所信、この思いというのは、初めてまとめて聞きました。

そういう面でぜひとも今度のこの議会で、沖縄県議会は国際的にも注目される世界の宝、泡瀬の干潟を含めた税金の無駄遣い、これをバブルのときに決めたことはもうそのままやるべきなんだという税金の使い方の道理が成り立たないことをしっかりと私は示していくことが必要だと思います。そして、琉球列島自然遺産登録こそ観光立県沖縄の私たちの子や孫に誇れる道だと思います。

そういう面で本討論に先立ちまして、修正案に賛成

していただきますよう心からお願いをしたいと思います。

修正案が可決をされれば流会をするとか、退場するとか、そういう問題は全く出てこないということを私の感想としてまず述べておきたいと思います。

では、戦後最悪の不況のもとで国民生活は雇用問題、暮らし、福祉、教育問題等全般的な格差と貧困の広がりの中で極めて深刻な状況に追い込まれています。2009年度の政府予算は、国が進めてきた小泉流の構造改革、三位一体改革をそのまま進めて、地方自治体と住民に犠牲を押しつける、そういうやり方をやってきています。

こうした中で沖縄県は、この破綻した小泉流の構造改革路線を沖縄県行財政改革プランとして推進をする、県民の命と暮らしを守る予算を減らし続けてきています。そういう面で、無駄な泡瀬干潟の大型公共工事やヤンバルの環境破壊につながる今のやり方の林道建設などの税金の使い方、そしてカジノ、刑法で禁止されている賭博、この誘致のための予算を措置することなどをしています。

今、沖縄県が緊急に優先して行う行政課題は県民の雇用、暮らし、福祉・医療・教育を守り地元企業を守る具体的な取り組みが求められていると思います。

今、県民の暮らしは、具体的に申しますと、国保税加入世帯の26万711世帯のうち、国保税を払えなくて滞納している世帯が４万9528世帯（19%）、短期被保険者証で２カ月、１カ月、交付世帯が２万6608世帯、病院窓口で全額支払いをしなければならない資格証を持っている方が332世帯、そして経済的理由で国保手帳の切りかえができていない家庭が実に9175世帯もいるんです。この方々は、病院に行きたくても行けない。こういう深刻な事態になっています。

介護保険料の65歳以上の第１号被保険者23万1204人のうち、１年以上介護保険料を滞納している人が１万8926人いて、そのうち１年以上滞納しているこの方々は、介護のサービスを受ける場合に、不利益処分として全額負担をするとか、まずお金を払ってからとか、そういう制裁措置を受けている人が120人いるという答弁がありました。

皆さん、全国で毎年病気や経済苦で自殺をしている人が３万人以上11年続いております。この県都那覇の人口に匹敵するんです。私は、これは今の政治の犠牲者だと思います。

皆さん、こういう中で沖縄県も毎年300人前後の方々が病気や経済苦で自殺をしております。また、高校授業料を３カ月以上滞納して授業に出席できない、出席停止処分を受けている生徒は、私の質疑への答弁で、なお平成19年度332人いる。そして高校授業料の減免は4379名で、減免率が9.5%。

皆さん、今、給食費が払えなくて、那覇市では給食費を教育行政の一環であり、義務教育は無償とすべきこの理念を投げ捨てて誓約書をとる。そして場合によっては法的措置をする。こういう教育現場で本当に子供の心を傷つけるような、そういう子供の貧困の深刻な状況も進んでいます。

こういう中で県経済はややもすると、ある学者は麻薬漬けと言っておりましたが、基地・振興策頼みで、県経済の基本をなす経済的法則、こういう立場ではなくて農業、漁業、中小商工業への振興策が大きく立ちおくれ、極めて厳しい状況をつくり出しています。失業率は、知事が全国平均にするという公約にもかかわらず全国平均の２倍、そしてワーキングプア、働いても働いても暮らしが成り立たない。非正規雇用は全国で最も高く、働く人たちの年収は200万円未満が約５割近くを占めている深刻な状況になっています。

ところが、仲井眞県政は、県民の暮らしや福祉に冷たい姿勢をとる一方で、カジノ誘致推進、そして泡瀬干潟などのバブル期のそういう大型公共工事に税金を使い続けています。特別自由貿易地域の破綻もしかりです。今年度の予算で県経済の破綻の理由は、埋立事業がうまくいかない。埋立事業による返済があって財政を圧迫していると、沖縄県の私たち議員に対する説明書の中で述べられているところであります。

私は、この辺で終わろうと思いましたけれども、先ほど来、丁寧に十分に議論しておりますので、私もそういう立場でもう少し時間をいただきたいと思います。

特に泡瀬干潟については、私、県の包括外部監査報告書を読んで本当にびっくりしました。年間宿泊需要56万人、そして宿泊施設1275室が365日満杯。そして宿泊の日にちを含めた計画、これがもう破綻をしておりますけれども、これにはさすがの外部監査報告でも根拠がない、見直しをしなければ税金の無駄遣いになると指摘しておりました。

そして、11月19日の那覇地方裁判所の判決、この判決は先ほど他の議員からもありました。私ども日本共産党、泡瀬干潟の問題で私も勉強させていただきましたが、やはり当初の人工島方式、その他含めて確かに議会で全会一致をしてきた経過があります。しかし、その中で日本共産党が反対をするようになったのは、桑江さんのお父さんの時代にも、新川秀清さんのときにも泡瀬通信基地は撤去する。米軍基地を撤去して住

民本位のまちづくりにするんだという構想だったんです。ところが、それが国などの都合で10年間だめになって寝るんです。そして仲宗根市長になって、泡瀬通信基地、この部分を沖縄市が買い取って、嘉陽さんからありました約３分の１、これを提供する。そうするとここは米軍の管制下で電気やその他ラジオ・テレビ、すべて規制をされて実質的には家が建てられないような、そういうような中身などを含めて、その時点で気がついて、日本共産党はこれはだめだということで、これまでの立場を変えて、性格が違っている、米軍基地を新しく容認するようなことはできない。そして事業計画を見直してみますと、これは大変なことになる。このまま県民に対して、市民に対して大きな負担を押しつける事業になっていく。こういう研究と調査のもとで、これは市民のためにならないと。そういう面で堂々とこの立場を明確にして、そしてあの泡瀬の皆さんとも、専門家の皆さんとも協力する中で、この泡瀬干潟というのは世界に誇るべき極めて貴重な宝の宝庫である、そういう認識のもとで地元の市会議員を先頭に、私たち日本共産党は嘉陽さんを含めて、この泡瀬干潟、最後の沖縄の宝を守らなければいけない、こういう立場で臨んでいるわけであります。

もうこの裁判の中身は読みませんけれども、そういう面で11月19日の泡瀬干潟の埋立計画を具体的な土地利用計画が定まらず、経済的な合理性も明らかでないと批判し、今後の公金支出をしてはならないとの判決を下しました。これは極めて重要な判決であります。この判決を少なくとも尊重して、判決が確定するまでは工事をやらない、これが民主主義の常識ではありませんか。

こういう面で三権分立、そして大きな世界的関心事のこの中で、有無を言わさず強行していることはまことに許されないと思います。今必要なことは、改めてこのバブル時代の経済的合理性のない、経済的な合理性のないこの事業を勇気を持って見直しをしていくことこそ、私たち政治家に求められていることだと思います。そして、今必要なことは、無駄な大型公共工事の見直しを行い、貧困と格差で苦しむ県民生活を応援する施策を実行することであります。

１つは、高過ぎる国保税の負担を軽くするために、全国の多くの都道府県が行っている市町村国保会計に県が繰り入れ助成を行うことであります。

２つ目に、地域子育て支援拠点事業を認可園の保育園の方々が一生懸命頑張っています。この安定した事業を行うために、従来どおりの県の負担をする。採算性の合わないことを保育園の関係者に押しつけることは、これは許されません。

そして、学童保育の障害児加算、長時間加算を国の基準どおり予算措置をするのが当たり前じゃありませんか。約2300万と聞きましたけれども、これも措置しないまま、現場で厳しい状況の中で頑張っている学童の皆さんや指導員の皆さんに対して負担を押しつけることは許されないと思います。

そして、何と言っても沖縄県民の命を守る県立病院の不採算部門を埋める、赤字ではない、沖縄県民が生きていくために必要な必要経費として、１病床当たり全国平均の最下位から下の方できて、全国平均並みに１病床当たりの病院経営に必要な繰り入れをしていれば、沖縄のこの県立病院は、いわゆる赤字と言われるような状況にはならないんです。これは、必要な県民の命を守るための必要経費、こういうことで引き続ききっちりと公的医療が確保できるように繰り入れをふやすべきだと思います。そのためにも看護師の７対１の看護体制を、定数条例を見直しをして、しっかりと看護師の皆さんや医療関係者の皆さんが働くことができるように、そういう予算措置をすることが求められていると思います。そして、刑法で犯罪である賭博、カジノ、この調査費を削り、暮らしを守る事業に回すべきであります。

そして最後に、改めて中城湾港泡瀬地区臨海部開発の関係の予算を含めて、環境破壊につながる今の計画の林道関係予算を削除して、沖縄県議会が県民の思い、そして生物多様性国際会議が2010年に開かれます。琉球列島自然遺産登録に向けて県議会議員が心を一つに頑張ることこそ必要ではないでしょうか。

ぜひとも２つの修正案に同意をしていただきまして、そして日本共産党としては、原案には以上の理由で反対をするものです。

議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（髙嶺善伸君）　照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　東部海浜事業の予算原案に賛成し、修正案に反対する立場から討論を行います。

東部海浜事業は、開発と環境を両立させていくプロジェクトであると考えるものであります。東部海浜事業の歴史、重要性、沖縄市民の強い願望、国・県事業の推進については、先ほど地元沖縄市の桑江朝千夫議員の討論で御案内したとおりでございます。

特に大山朝常コザ市長のビジョン・思いが現在の東部海浜事業の原点、そのような思いがするわけでございます。私は、東部海浜事業とうるま市の中城湾港新港地区の流通港湾としての整備の関係を大変重要視し

ております。

国は、新港地区を大型貨物船ターミナルを整備することとして、その計画は新港地区で大型貨物船が運航する航路の水深を確保するために海底をしゅんせつし、そのしゅんせつ土砂を東部海浜計画の埋立土として活用し、新港地区の整備と東部海浜事業を一体の事業として進められてきました。つまり、東部海浜事業が中断や中止されると、同時に新港地区の整備もできなくなり、流通港湾として機能が果たせなくなるわけであります。

中城湾新港地区は特別自由貿易地域に指定され、企業立地の促進による雇用や経済の活性化が期待をされております。今、新たにＩＴ津梁パーク事業も推進され、約8000人の雇用効果も含めて県全体の失業率の改善や新たな関連企業の誘致促進につながるものと考えます。

また、既に同地区に立地された企業からも大型貨物船の運航のための整備を再三催促されており、新港地区の港や航路の整備を促進し、平成22年度の一部供用開始に向けて急を要するものであります。

このようなことから、うるま市民やうるま市当局は、東部海浜事業が中止され新港地区の整備も中止されることに大きな危機感を抱いております。同時に、構想から30年以上もかけて進められてきた東部海浜事業の予算が、今突然削除されようとする県議会の動向に疑問の声が寄せられているわけであります。うるま市の新港地区の航路、港の整備、あるいはそのことについての対案も示すべきであります。

東部海浜事業は、大山朝常コザ市長の思いやビジョン、それを受け継いで町田沖縄市長、桑江市長、新川市長、仲宗根市長、そして現在の東門市長、歴代の保革を超えた市政・市民の願望と多くの困難を乗り越え、開発と環境を最大のテーマとして進められてきた事業であります。沖縄市民の強い要望によって県を動かし、国の理解と予算化によって進められてきたわけであります。同時に、中城湾港新港地区の整備事業と一体として同事業も進められてまいりました。

今、東部海浜事業費を削除し中断された場合、国は沖縄市民の要望に基づいて予算化し推進してきた立場として、今後再度予算確保はかなり厳しい状況になるわけであります。つまり、この事業は中止されることになると考えます。

しかし、地元沖縄市民や沖縄市議会、さらには東門市長を初めとする沖縄市行政も今積極的に取り組みをされているわけでございます。このことは、現在の県議会の動きが地元沖縄市を無視した予算削除の動きがあること自体に疑問があるわけであります。沖縄市民や東門市長に対して大変失礼な対応ではないでしょうか。

同時に、これまで県議会でこの東部海浜事業の予算を削除する動きは私の記憶では全くございませんけれども、平成20年６月以降に県議会が急にそのような動きになったことも、地元沖縄市を初め県民にとっては理解しがたいことであります。少数野党では予算削除の動きをしないで、多数野党だから削除の動きをしていく、まことに不思議な光景であります。

私は、東部海浜事業は北部の林道建設、あるいは新石垣空港建設やさらには伊良部架橋事業、これらとともに開発と環境を両立させていく大きなプロジェクトであると考えております。

うるま市の海中道路がありますけれども、あのような事業もやはり自然と環境、離島等々も含めた形の海中道路の建設であります。私どもが毎日通る高速道路も、本来であれば自然や環境を侵しながら私どもはそのような道路を今活用しているわけでございます。

私ども人間は、自然とともに自然の恵みを得て生きているわけであります。同時に、自然に負荷を与えて生きております。自然を切り開いた土地に居住し、空気を、水を汚し、そしてごみを排出しながら生活をしているわけであります。自然の恵みを得つつ、さらに自然に与える負荷を減らすことは、我々が地球上で生きるための命題であります。この命題に対し、単に自然を守れとの主張で片づけることはできないわけであります。

人がいなければ自然は守られる。しかし、それができないからこそ自然を利用しながら自然に与えるダメージを減らすため英知を絞らなければならないわけでございます。

沖縄市民の圧倒的な要求、支持を受けてこの事業が推進をされてきましたので、改めて開発、環境、自然、このようなテーマをともに考えつつ、さらに事業を積極的に推進する必要があると考えるものであります。

そのようなことから、修正案に反対し原案に賛成する立場から討論をさせていただきました。

御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君）　新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣　清涼君　皆さん、こんにちは。

社大・結の会を代表して新垣清涼が討論を行います。

甲第１号議案「平成21年度沖縄県一般会計予算」の

修正案、泡瀬地先の埋立事業費の削除について賛成、そして原案反対の立場で討論を行います。

まず第１に、那覇地裁は昨年11月19日に、泡瀬干潟の埋立事業について、「現時点においては、第Ⅰ区域について具体的な土地利用計画は何ら定まっておらず、また第Ⅱ区域についても見直す（計画を撤回する）というものであり、市が行う海浜開発事業は経済的合理性を欠く。県が行う埋立事業についても、埋立事業等の中心目的が泡瀬地区にマリーナ・リゾートを建設しようとの市の施策実現にあることからすれば、海浜開発事業が経済的合理性を欠く以上、埋立事業の経済的合理性を認めることはできない。」とした判決を下しました。

今、沖縄市は、第Ⅰ区域の土地利用計画の見直しを進めており、現時点においては土地利用計画はなく、計画案ができるのは平成22年であり、その後に国・県と調整をすることになっているということです。裁判所が費用対効果の問題を正面から取り上げ、経済的合理性が認められないとした判決は極めて重要であり、行政はこのことを重く受けとめなければならないと思います。現状での埋立事業の推進は、公有水面埋立法、地方財政法、地方自治法にも違反するとの指摘もされております。行政は、県民・市民に対する説明責任も問われています。

次に、同事業に対しては2005年３月末に県の包括外部監査人が行った報告でも、土地利用計画の根拠が不十分と指摘され、約491億円の事業費を投入すべきか引き続き検討する必要があり、場合によっては事業内容の抜本的な変更や見直しも必要と求めています。本来ならば、その時点で私たちはこの事業について再考することが必要だったのではないでしょうか。

さらに、同事業の環境影響評価の調査において、生態系等に対する予測において検討が不十分な部分があることなどが指摘されています。また、多くの貴重な生き物たちがすんでいることも確認されました。

泡瀬干潟は生物多様性の宝庫であり、ラムサール条約登録湿地に登録する基準を満たしており、世界的にも保全が求められている大変重要な地域だと言われています。長い歴史の中で先人たちが守ってきた泡瀬の干潟を、今、私たちが壊していいのでしょうか。たとえ一部であっても埋立工事が行われますと、潮の流れなど環境が変わり、周りの干潟に大きな影響を及ぼすことは間違いありません。今、私たちが守るべきものは何か、未来の子供や孫たちのために何が大切なのかを考えなければなりません。

世界では、自然との共生、生物多様性の保全や地球温暖化の防止などに取り組み、開発のために壊した自然環境をもとに戻す流れになっています。間違いに気づいたときに立ちどまり、軌道修正をする勇気こそが大切であり、今求められているのではないでしょうか。

議員各位の御理解を心からお願い申し上げ、修正案に賛成してくださいますようよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（高嶺善伸君）　崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山　嗣幸君　皆さん、こんにちは。

社民・護憲ネットを代表しまして、甲第１号議案「平成21年度沖縄県一般会計予算」泡瀬地区埋立事業に対する修正動議について、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

私たち社民・護憲ネットは、この泡瀬地区埋立事業の課題、大きな問題となっております土地利用計画、自然環境への影響に対し、現地の視察や各委員会、本会議等を通して県当局をただしてきました。

特に、今定例会におきましては、代表質問で新里米吉団長が、那覇地裁の判決で、これまで幾度となく指摘をしてきた事業の経済性について、経済合理性を欠くとされたことは必然であり、これ以上事業を続けるべきではないと県当局に明確に迫りました。

さらに、予算特別委員会では仲村未央議員が、同埋立事業は根拠を失っており、埋立免許の変更手続が必要ではないかとただしました。

これに対し県当局は、地元からの強い要請により国と県は埋立事業を行っており、市の経済合理性を高めることに協力していきたいと同じような答弁に終始しました。

このような県の姿勢からは事業の内容、規模、採算等、展望が指し示されることは期待できず、ひたすら埋め立てれば何とかなるの感は否めません。これまで県当局みずから、企業意向調査でも展望が開けないということを明言をしており、県民の納得、理解を得られる状況でないことは明白であります。

このような状況の中、ついに昨年11月19日、那覇地裁は沖縄県と沖縄市に対し、沖縄市長が第Ⅰ区域は土地利用計画を見直す、第Ⅱ区域は推進が困難という方針を表明した後の現時点においては、経済的合理性を欠くとして現状追認で進む同事業の中止を求める公金支出差しとめの判決を言い渡しました。

経済的合理性については、宿泊需要予測に種々の疑問点があること、宿泊施設以外の立地予定施設は計画

に見合うだけの企業の進出の見込みは厳しいことを指摘をしています。また、同時に判決は、環境影響評価についても鳥類、サンゴ類、海藻類、貝類、サンゴ礁生態系に対する調査が十分ではないとの指摘をしております。

大型公共事業が経済と自然環境への悪影響の両面にわたって裁判所から厳しい指摘を受け、結局、現時点における公共性がないとして、工事途中において公金支出差しとめが命じられたことは画期的なことであります。それだけにこの事業を推し進めてきた国・沖縄県・沖縄市は、司法の判断を厳しく受けとめなければならないと考えます。もはや土地利用計画は事実上破綻をしており、貴重な干潟を破壊をし埋め立てありきで工事を強行することは許されることではないと思います。

特に、県が平成16年の包括外部監査結果を無視してきたことは、行政責任が問われる重要な問題だと思います。

外部監査は、先ほどから述べられておりますように、このように述べております。

「現計画における「海洋性レクリエーション拠点」「国際交流リゾート拠点」形成の根拠が明確でない。」、「地元の努力によって観光・リゾート地の形成は可能であると考えられるとしているが、あまりに希望的観測が強いのではないだろうか。」、「現計画において、年間宿泊需要56万人泊及び宿泊施設計画数1275室を前提とした土地利用計画を立てているが、その根拠が不十分」である。「企業立地も進まず埋立地が放置された状態になっている地区が県内に存在することも周知の事実である。」土地利用計画については、「具体的な施策が検討されていない。」、「このような状況で約491億円の事業費を投入すべきか、再検討が求められる。」など、具体的な課題が明確に指摘されております。

県当局はこのような監査の指摘を受けながら、なお答弁では、平成14年に土地利用需要予測を検証し、事業の抜本的な変更、見直しの必要はないと監査人に説明をしていますと開き直り、さらに一方では、今後、沖縄市の土地利用計画の見直しを踏まえ、取り組んでまいりたいと矛盾した内容の見解を繰り返してきました。土地利用計画見直しの必要性を認めるならば、監査の指摘どおり、現状のままでの推進は困難であるとの自覚と反省の上に立って真摯に立ちどまり、事業の検証を行うべきではないでしょうか。

さらに判決は、経済的合理性について、地方自治法違反並びに地方財政法違反を指摘をしております。予算執行に当たっては、最小限の費用で最大の効果を上げるべき地方公共団体としての義務の履行を求めております。しかし、現状において事業を取り巻く状態は、何をもって最小の予算であるのか、何が最大の効果であるのか、県民には検証すらできない事態であるというほかありません。

次に、自然環境への影響についても、やはり大きな課題として問われております。

私たち社民・護憲会派は、昨年８月にＩ期工区内の希少生物のサンゴの現状と藻場の確認、海上と陸上から埋立事業の現場視察を行ってきました。同海域が沖縄県「自然環境の保全に関する指針」で評価ランクⅠに指定され、極めて貴重な干潟・海域であり、世界に誇れる貴重な場所であることを再認識させられました。その海域がトラックでの土砂運搬により埋め立てられていくさまは、確実にこの海域が死滅に向かう現実を意味していました。泡瀬干潟に生息をしている貝類や魚類等絶滅危惧種が、工事の進行により絶滅しかねないことを知らされ、改めて驚きを隠せませんでした。

貴重なサンゴであるスズノキミドリイシ、リュウキュウキッカサンゴ等の保全策も示されておりません。泡瀬干潟は渡り鳥の飛来も多く、沖縄で残された唯一最大の干潟であり、国際的にもその保全が求められていることは言うまでもありません。

以上、申し上げましたが、経済、環境の両側面において判決で指摘された点は、広く県民の理解を得られる内容であり、公共事業に対する税金の使い方、その妥当性をめぐる時代の要請を受けたもっともな中身であると言えます。開発ありきではもはや通用しないということが、今、大きなテーマとして事業を進める側に問われているのです。

以上、泡瀬地区埋立事業予算、修正案への賛成の立場を申し上げ討論といたします。

議員各位の御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（髙嶺善伸君）　座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味　一幸君　甲第１号議案「平成21年度沖縄県一般会計予算」の原案に賛成し、県営林道開設関係経費の削除の修正案について、反対の立場から討論をいたします。

本予算は、木材の収穫、すなわち林業の生産活動を効率的に実施するために必要なものであります。また、造林や下刈り管理、間伐・除伐等山のしっかりとした機能を維持するための管理のための林道であるこ

とも事実であります。

今私は、ヤンバルで山を守り、森林を守って河川を水源を涵養し、緑を維持、涵養し、そして地域を維持してきた経済性の低い林業であれ、今まで営々として築き上げたヤンバルの林業家の皆さんが、時として環境破壊のレッテルを張られるようなことがあっては断じてならないと強く憤りを感じるものであります。

今、全国的に20%の人が住んでいる地域は70%の面積、すなわち中山間地域でございます。この中山間地で今大きな問題が起きております。すなわち村が成り立たないのであります。限界集落と言われ、若い人は都会に出て、高齢化した老人しかいない。病院やいろんな公的機能さえも維持できないという深刻な状況が今大きな課題となっております。

そして今、治山治水を含めてこの国土の均衡ある保全のために大きな取り組みをしなければならないという課題がまた大きな日本の課題でもあります。とりわけ、我がヤンバルを見てもまさに80%は森林でございます。この急峻な、狭い山林を営々として管理し、戦前戦後を通して私たちの県の薪炭材や木材、時としては多面的な機能として我が沖縄に大きく果たしてきた機能ははかり知れないわけでございますが、今まさに農業、後継者がおりません。自給率が下がりました。ウミンチュ、もう若い人がいません。林業、非常に厳しい立場に置かれております。

第１次産業と言われる産業が今、経済効率の中で非常に虐げられてきましたが、しかし今まさに食料自給を含め、均衡ある安定した社会の発展のためにこの第１次産業が重要であるということは、国民の皆さんが認めつつあるところでございますが、このヤンバルの森林をしっかりと今後保全し、そしてその地域で営々として機能を果たしてきた人々に、自信と夢とプライドを持って頑張ってもらうためには何をすべきか。私は、経済労働委員会で地元の皆様方とお話をしました。この水没したダムで中南部の人はしっかりと断水もなく水が飲めているが、ヤンバルの森に感謝をしているのかというような思いを強く突きつけられたときに反省するところもありました。

こういう意味を含めましても、今ヤンバルでしっかりと経営、開発と保全とを含めて、進めなければならない重要な課題が我々に突きつけられております。

今、最も地元を理解し、現場を理解し、これからのビジョンを真剣に考えているのは地元でございます。

このようなことからかんがみても、林業振興及び林道の整備に国頭の村長さん、大宜見の村長さん、東村長さん、国頭村森林組合長及び北部森林組合長が要請をされております。同要請に賛同した5685人の署名が上がっております。その重要性を説くまではないと思います。

政治は、そこに住む人がいるのであれば、あしたをしっかりと支えたいのであるならば、政治の光を当てるのが当然だと私は思うのであります。

林道建設工事に当たって、環境に対する配慮は時代の趨勢であります。ヤンバル地域が貴重な野生動植物が生息・生育していることから、自然環境と調和した林業生産活動が求められていることも事実であります。林道建設工事に当たっては、環境保全措置を講ずるとともに、環境監視及びモニタリング調査等環境に配慮しながら実施することとなっております。

このようなことから本事業は、ヤンバルの発展、ひいては本県における林業の振興を図るため引き続き推進する必要があると考えるわけでございます。

県営林道開設関係経費削除の修正案に反対するものであります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

（発言する者あり）

○議長（高嶺善伸君）　静粛に願います。

玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城　ノブ子さん　日本共産党の玉城ノブ子でございます。

日本共産党を代表いたしまして、甲第１号議案「平成21年度沖縄県一般会計予算」の県営林道開設関係経費を削除する修正案に賛成し、原案に反対する立場から討論を行います。

北部地域に広がるヤンバルの森林地帯は、数多くのヤンバル固有種を含む世界的にもまれな生物多様性に富んだ森林生態系であります。

貴重な動植物が生息するヤンバルの森は、沖縄県民そして人類共通の財産であります。しかし、沖縄県は北部地域森林計画を策定し、それに基づいて次々と林道を建設し、森林を皆伐し、貴重な生態系を壊してきました。

予算特別委員会の質疑において、次のようなことが明らかになっております。

沖縄県全体の林道の総延長は302キロメートルで、林道延長に占める舗装率は91%、全国平均の41%の２倍以上の舗装率になっております。

自然の宝庫であるヤンバルの至るところがアスファルト、コンクリートに固め尽くされているということであります。しかも、林道施設復旧事業費は、この10年間だけでも合計22億21万円もの公金が支出されてお

ります。

林道をつくると、山が荒れ果てて自然災害を引き起こし、林道やのり面などが崩落し、さらに、今度は林道や治山災害復旧の公共工事が行われるということが繰り返されております。

復帰から平成20年度までの林道整備の総事業費は357億円、補助率は10分の８、造林事業費の総額は108億円、補助率は10分の７となっています。沖振法による高率補助で多額の補助金が投じられていますが、これだけの公金を使って造林事業を行う経済的合理性があるのか、厳しく指摘する世論と運動が広がっております。

農林水産部の答弁で、北部の森林は人工林が13.9%に対し天然林が86%と天然林が多い地域となっています。また、広葉樹が74%、針葉樹は26%の割合となっており、経済的には商品価値の高い針葉樹が少なく、自然保護の観点から、生物多様性を支える貴重な広葉樹が多く存在しているということであります。県産材の用途についても、本来の造林の目的である製材用に使用されるのはわずか10%で、残りはチップ、その他に使用されているということも明らかになりました。

林業とは本来、木を育て、より利益を出すのであります。しかし、ヤンバルの林業は、木を育てて高い価格で売る林業にはなっていないのが現状です。もっと地元の生活に必要な林業として、地元の人たちの生活基盤を支えるような、地域おこし、産業興しに切りかえていくことが必要であると考えます。

今問題になっている伊江１号、伊江原支線について、県は造林事業のためにということで新たな林道を開設しようとしています。しかし、既にこれまで使用してきた古い林道があります。

なぜこれ以上の林道が必要でしょうか。この両路線の半分以上が天然材の森林となっており、環境調査でも70種以上の貴重動物が発見されており、動物ではノグチゲラ、ヤンバルクイナ、ホントウヤマヒゲなど沖縄を代表する貴重種の生息地であることも明らかになっております。両路線の工事着手によって、この貴重な動植物が絶滅の危機に瀕しております。

また、沖縄県が行った環境影響調査の総論では、当該地域は、貴重な動植物の生育及び生息が確認されている自然度の高い豊かな自然環境が残された地域である。しかし、環境保全措置の効果を裏づける実積や根拠等が記載されていないことから、環境保全措置は不確実性の程度が高い。また、赤土等流出防止等の対策事業は非常に難しく、造成範囲外への影響も懸念され、当該地域に生息及び生育する動植物やその生息及び生育環境に著しい影響を及ぼすおそれがある。そのようなことから、本事業が沖縄県環境影響評価条例の対象事業規模に該当しない場合においても、同条例の手続に準じた自主アセスの実施や自主的な事業説明会の開催などについて検討を行い、専門家や地域住民の幅広い意見が反映されるよう配慮する必要があると述べております。

沖縄県の学識経験者や県民からの意見聴取では、これ以上の林業予算を林道開設だけでなく、整備、生産補助、人材育成などに使うのが林業振興にとって有効である、ヤンバルの山や海は世界遺産の候補地域であり、後世のために引き継ぐべき貴重な遺産である、林道工事で、野生生物の生息環境が狭められて、ヤンバルクイナ等の輪禍なども多くなっている。ヤンバルの森の森林生息系を守るために、これ以上の林道建設に反対します等々、たくさんの県民からの意見が寄せられております。

環境省は、今回の環境調査に対して次のように厳しい指摘をしています。林道整備の必要性について、今回の調査結果等から、いずれの林道整備予定地においても多数の希少な動植物が確認されており、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に指定されている種も含まれており、生物多様性の観点から重要と思われる地域において林道整備による影響を判断するためには、地域においてどの程度の公共性、国益性を有しているのか示される必要があります。

植物、動物とも調査時期が限られており、開花時期でない等により確認されていない種が存在すると考えられ、当該地の生態系及びそれに対する影響を評価することは困難です。絶滅のおそれのある野生動植物を中心に、それらの種を個別に観察するための調査設計が必要です。特に国内希少野生動植物種については、繁殖や採餌行動等を観察し、整備予定地がどのような場所として利用されるか、整備によりどのような影響を受ける可能性があるか具体的に示してください。報告書において示されている保全措置は、いずれも客観的に効果が示されておらず、また、効果が確立されていないものがほとんどであり、これらの措置を講ずることにより影響を回避できると判断することは困難です。個々の種ごとに具体的に効果を評価してください。各保全措置とも一般的な効果ではなく、亜熱帯森林における効果を把握することが不可欠です。保全措置については、当該地及び周辺には既に多数の林道が整備されており、それらの現状を評価し、その結果を踏まえて当該路線の影響を評価する必要がありますと環境省は厳しい指摘をしております。

また、県の文化環境部は、伊江原支線の環境調査についての意見で「ヤンバルクイナ及びノグチゲラの繁殖地としての適地となっており、絶滅の可能性が最も高いとしていますので、計画の中止を含めて再度検討すべきである」と林道工事の中止を含めて再検討することを明確に述べております。

文化環境部は、「私たちが住む沖縄県は、国内唯一の亜熱帯海洋性気候にあって、やんばるに広がるイタジイの森、ヤンバルクイナやイリオモテヤマネコなどの貴重な動植物が数多く生息する多様な自然環境を有しています。この本県の自然豊かな自然環境が評価され、「世界自然遺産候補地に関する検討会」において、本県全域を対象範囲とする「琉球諸島」が世界自然遺産の登録基準を満たす可能性が高い地域として推薦候補地に選ばれました。私たち沖縄県民はこの貴重な自然環境を未来の世代へと大切に引き継いでいく義務がある」と述べています。「しかし、琉球諸島は世界自然遺産の候補地として高い評価が得られましたが、一方で、その貴重な自然を守るための方策が不十分であるとの課題も指摘されております。沖縄県では、環境省が実施しているやんばる地域の国定公園化に向けた調査等に協力するとともに、県民に対して世界自然遺産について普及啓発を図っていきます」と文化環境部は述べているわけであります。

私たち県民に課せられている責務、それは世界的価値の高いヤンバルの森を保全するためのあらゆる方策を講じ、世界自然遺産登録を目指すことではないでしょうか。環境破壊につながるこれ以上の林道建設はやめるべきであります。

以上、申し上げて賛成討論を終わります。

議員各位の御賛同どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（髙嶺善伸君）　上里直司君。

〔上里直司君登壇〕

○上里　直司君　民主党の上里直司でございます。

私は、甲第１号議案「平成21年度沖縄県一般会計予算」農林水産部予算に係る林道開設費及び林道維持管理費について削除修正する案に賛成し、原案に反対する立場で討論を行います。

まず、この討論に先立ちまして、私は先週末、民主党の議員とともにヤンバルの森を視察してまいりました。小雨がぱらつく天候でありましたが、豊かな自然そしておいしい空気を吸ってこの視察をしてまいりました。

その際に視察をしたのは、平成21年度の予算案に計上されている伊江原支線及び伊江１号線、または伊江原林道奥与那線、先日仲井眞知事も視察をされた国頭村営林の収穫地などなどを視察をしてまいりました。どの現場においても豊かな自然を見せつけられた反面、その林道開設によって大きな自然破壊がもたらされているという現実を目の当たりにいたしました。

私たちが行った伊江原林道、そして国頭村の収穫地においては、その近くの森の中からヤンバルクイナの鳴き声が聞こえてまいりました。また、国頭村のその村営林収穫地におきましてはノグチゲラの営巣木が確認をされました。これだけ貴重な動物が生息している地域に林道が建設されていることを感じ、そしてこの林道建設のあり方を考えさせられたわけでございます。

ヤンバルの森にこれ以上林道建設が必要なのかどうか、そのことを説いていきたいと思っております。

私たちがこの林道事業に反対し、または予算を削除修正する目的については、復帰後とりわけ1975年の海洋博以降、急速に建設され始めた林道開設によってその林道事業の功罪を検証し、ヤンバルの森に今後いかなる事業が必要なのか立ちどまって考えることにあります。

そのように至った理由を３つほど挙げてまいります。

まず１点は、林道開設事業が大規模な自然破壊につながっているということでございます。琉球諸島の森は、我が国唯一の亜熱帯性気候の森林でございます。とりわけヤンバルの森は、貴重な動植物が生息をしている地域でもあります。世界自然遺産登録の候補地として名前も挙がっていることから、名実ともに人類の宝であり、世界の宝であります。

この林道事業は、このヤンバルの森の特徴である沢が連続する地形、または尾根筋が連続する地形を分断をしております。

ある調査報告によりますと、伊江原林道総延長約２キロの林道、この林道に少なくとも約29の沢を分断をしているとのことでございます。こうした分断をし、さらにはその事業によって生じた残土を沢に捨て、埋める行為はまさにその宝を破壊する行為にほかならないわけであります。そのことからも、林道事業の建設を一たん中止すべきだと考えております。

続いて２点目は、林道建設は林道振興に効果を上げておらず、まさに公共事業のための公共事業、持続可能な公共事業になっている点であります。

復帰後から今日まで、北部地域における林道関係に費やした予算が約400億円と言われている中で、現在の林業従事者の所得が年間で約130万円前後にしかな

らないことが今議会の質疑でも明らかとなりました。

林業所得やまたは林業従事者数の推移を見れば、林道事業によって林道振興が達成できたとは言えそうもありません。だからと言って、私たちは林業振興を否定しているわけではありません。本来ならば、林業振興そのものに予算配分を優先させること、そういうところから林業振興を支えなければならない。しかし、それをせずして林道事業に邁進をしてきた県の林業の失政が今あるわけでございます。そのことへの総括、反省がないままにこれ以上林道事業を続けることは許されることではありません。

一本の林道開設があたかも打ち出の小づちのように、災害復旧事業、または造林事業などの公共事業を生み出している現実があり、この公共事業のサイクルをまずはとめることが大切なことであります。

さらに３点目は、１点目、２点目で述べたことが県民に十分に浸透していない状況がある中で、その状況をいいことに県は事実から目を背け、県の林道開設事業における経過は不透明であり、県民に対しても不誠実な対応をとっているというのでございます。

平成21年度の予算に計上している伊江原支線及び伊江１号支線の新規路線は、県が調査した事業でも伊江原支線においては73種類、伊江１号支線においては77種類の貴重な動植物が生息していると確認をされております。その貴重な動植物を保護するためにも慎重な態度をとるよう、県が設置、開催をしている林道建設環境調査検討委員会の委員からも指摘をされています。

さらに、同じ知事部局の文化環境部からは、計画中止を含めて再度検討をという意見も出されています。問題なのは、この報告をひた隠しにしてきて、ようやく今経済労働委員会の審査の中でしか明らかにしてこなかった態度でございます。

このように数々の指摘がされているにもかかわらず、林道事業を急ぐ余りに県が設置をした林道建設環境調査検討委員会に最終会議を開催せず、答申案を委員長権限で出させたわけであります。これらの経過を見ましても、検討委員会は結局、事業再開に向けたアリバイづくりだったのではないかと指摘されてもおかしくはありません。

また、答申の指摘事項を見ましても、委員から調査の妥当性、他の路線の開設の中止が提起されたにもかかわらず、その意見を無視して北部森林計画を改定したわけでございます。

さらに、この委員会からの知事への報告では、知事も視察をした伊江原支線、それを県道70号線から直接開設をすべきだという意見が出されているにもかかわらず、この意見を全く無視してこの本議会において、県が当初から予定をしている事業案を出していることも問題があるわけでございます。

そうした指摘事項を無視し、林道開設を推し進めようとする県の姿勢を到底容認するわけにはいきません。こうした県の強引に事業を進める手法に、県が事業再開へ向けて行うと言っている環境保全及び環境監視調査もかけ声倒れとなりそうであります。

公共事業のあり方が市民から厳しい目線で見られているこの現状の中で、旧態依然とした県の姿勢を許すわけにはまいりません。

以上の観点から、林道事業の中止を求めるものでありますが、さらに大きな視点を持って今世界の潮流が持続可能な発展へと全地球的規模で取り組もうとしている中で、この林道事業の中止をすることは、まさにその世界の潮流にのっとった形となるでしょう。

林業振興という人間がつくった目標だけでヤンバルの森を破壊し尽くすあり方を見直し、自然保護と林業振興が両立できるような自然と共生していく事業が今求められているわけであります。

これまで県が進めてきた林道建設事業、林道開設事業ではありますが、議員各位におかれましては、勇気を持って一たん立ちどまり、今後のヤンバルの森の環境保全をともに考えていこうではありませんか。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（髙嶺善伸君）　次に、甲第12号議案、甲第14号議案、甲第16号議案、甲第17号議案及び甲第20号議案に対する討論の通告がありますので、発言を許します。

前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田　政明君　私は、日本共産党県議団を代表して甲第12号議案「平成21年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算」及び甲第14号議案「平成21年度沖縄県自由貿易地域特別会計予算」、甲第16号議案「平成21年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算」、甲第17号議案「平成21年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算」、甲第20号議案「平成21年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算」について、５件を一括して反対討論を行います。

県は、中城港湾（新港地区）を本県における物資の円滑な流通を確保するための流通拠点として、さらに産業の振興、雇用機会の創出、産業構造の改善並びに県土の均衡ある発展に資するため、工業用地の確保を

図るなど、流通機能と生産機能をあわせ持った流通加工港湾整備を図ることを目的として開発事業を推進しています。

ところが、その計画は破綻をしております。企業誘致は進まず、造成した土地は売却できずに従前の半額で売り出すなどとんでもない事態が出ています。それにもかかわらず、中城湾港臨海部土地造成を続けることは、県税を無駄遣いするものであり、認められません。

特別自由貿易地域は、本来の目的に該当する企業は少なく、土地購入による貿易を中心とする企業の進出が少なく、また本来の土地処分の方法でない賃貸工場の建設の採算は赤字であり、将来にわたって成功するという見通しは立たない状況が続いています。

マリン・タウンでは事業計画は完全に破綻したために、不動産業者に無償で土地を貸しつけるなど県民の税金を浪費する事態となっています。

甲第20号議案「平成21年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算」は、事業計画そのものが見直しを余儀なくされています。

以上、反対討論を終わります。

○議長（髙嶺善伸君）　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午後３時20分休憩

午後３時21分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

これより甲第１号議案から甲第23号議案までの採決に入ります。

議題のうち、まず甲第１号議案を採決いたします。

まず、嘉陽宗儀君外３人から提出された修正案と委員会修正案と共通する泡瀬地区埋め立て関係経費の削除に関する修正部分について採決いたします。

お諮りいたします。

共通する修正部分に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙嶺善伸君）　起立少数であります。

よって、嘉陽宗儀君外３人から提出された修正案と委員会修正案との共通する修正部分については、否決されました。

―――――――――――――――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　次に、ただいま議決した部分を除く委員会修正案の残りの県営林道開設関係経費の削除に関する部分について採決いたします。

お諮りいたします。

委員会修正案の残りの部分に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙嶺善伸君）　起立少数であります。

よって、委員会修正案の残りの部分は、否決されました。

―――――――――――――――――――――

○崎山　嗣幸君　議長、休憩お願いします。

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午後３時23分休憩

午後３時24分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

次に、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙嶺善伸君）　起立多数であります。

よって、甲第１号議案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　休憩いたします。

午後３時24分休憩

午後３時25分再開

○議長（髙嶺善伸君）　再開いたします。

次に、甲第12号議案、甲第14号議案、甲第16号議案、甲第17号議案及び甲第20号議案の５件を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

ただいまの議案５件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙嶺善伸君）　起立多数であります。

よって、甲第12号議案、甲第14号議案、甲第16号議案、甲第17号議案及び甲第20号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　次に、甲第２号議案から甲第11号議案まで、甲第13号議案、甲第15号議案、甲第18号議案、甲第19号議案及び甲第21号議案から甲第23号議案までの17件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案17件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第２号議案から甲第11号議案まで、甲第13号議案、甲第15号議案、甲第18号議案、甲第19号議案及び甲第21号議案から甲第23号議案までは、原案のとおり可決されました。

――――――― ◆・・◆ ―――――――

○議長（髙嶺善伸君）　この際、日程第10　議員提出議案第２号　沿岸域における漂流・漂着ごみ対策に関する意見書及び日程第11　議員提出議案第３号　県立病院のあり方に関する決議を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

赤嶺　昇君。

――――――――――――――――――――

〔議員提出議案第２号及び第３号　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔赤嶺　昇君登壇〕

○赤嶺　　昇君　ただいま議題となりました議員提出議案第２号及び同第３号の２件については、文教厚生委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して一括して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、沿岸域における漂流・漂着ごみ対策について関係要路に要請するため、及び県立病院のあり方について知事に要請するためであります。

次に、議員提出議案第２号を朗読いたします。

〔沿岸域における漂流・漂着ごみ対策に関する意見書朗読〕

次に、議員提出議案第３号を朗読いたします。

〔県立病院のあり方に関する決議朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（髙嶺善伸君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第２号及び第３号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　御異議なしと認めます。

よって、各議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

――――――――――――――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　これより議員提出議案第２号「沿岸域における漂流・漂着ごみ対策に関する意見書」及び議員提出議案第３号「県立病院のあり方に関する決議」の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第２号及び第３号は、原案のとおり可決されました。

――――――― ◆・・◆ ―――――――

○議長（髙嶺善伸君）　この際、日程第12　議員提出議案第４号　金武町伊芸区流弾事故の真相究明に関する意見書、日程第13　議員提出議案第５号　金武町伊芸区流弾事故の真相究明に関する抗議決議、日程第14　議員提出議案第６号　普天間飛行場燃料流出事故に関する意見書及び日程第15　議員提出議案第７号　普天間飛行場燃料流出事故に関する抗議決議を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

渡嘉敷喜代子さん。

――――――――――――――――――――

〔議員提出議案第４号から第７号まで　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○渡嘉敷喜代子さん　ただいま議題となりました議員提出議案第４号から第７号までの４件につきましては、米軍基地関係特別委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して一括して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、金武町伊芸区流弾事故の真相究明について関係要路に要請するため、及び普天間飛行場燃料流出事故について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第４号を朗読いたします。

〔金武町伊芸区流弾事故の真相究明に関する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、あて先だけを申し上げます。

〔金武町伊芸区流弾事故の真相究明に関する抗

議決議のあて先朗読〕

次に、議員提出議案第６号を朗読いたします。

〔普天間飛行場燃料流出事故に関する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、あて先だけを申し上げます。

〔普天間飛行場燃料流出事故に関する抗議決議のあて先朗読〕

以上で提案理由の説明を終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（髙嶺善伸君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第４号から第７号までについては、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　御異議なしと認めます。

よって、各議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

―――――――――――――――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　これより議員提出議案第４号「金武町伊芸区流弾事故の真相究明に関する意見書」、議員提出議案第５号「金武町伊芸区流弾事故の真相究明に関する抗議決議」、議員提出議案第６号「普天間飛行場燃料流出事故に関する意見書」及び議員提出議案第７号「普天間飛行場燃料流出事故に関する抗議決議」の４件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案４件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第４号から第７号までは、原案のとおり可決されました。

――――――――◆・・◆――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　日程第16　議員提出議案第１号　名護市辺野古沿岸域の新基地建設につながるグアム移転協定に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

玉城義和君。

―――――――――――――――――――――

〔議員提出議案第１号　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔玉城義和君登壇〕

○玉城　義和君　私は、ただいま議題となりました議員提出議案第１号「名護市辺野古沿岸域の新基地建設につながるグアム移転協定に関する意見書」につきまして、提出者を代表し提案理由を申し上げます。

本県議会は昨年７月18日、「名護市辺野古沿岸域への新基地建設に反対する決議」を議決いたしました。

それは、辺野古への新基地建設については、地元紙の世論調査を初め名護市民投票、県民投票など、県民世論は一貫して反対であるということを指摘し、決議の大きな根拠としております。

しかるに今般、日米間で条約として結ばれ、今国会に提示されているグアム移転協定は、県民の基地縮小の強い要求を逆手にとり、辺野古の新基地建設ができなければ海兵隊の移設も嘉手納以南の返還もないという県民要求を無視した強権発動であります。何ゆえにこれらのことがパッケージにならなければならないのか。また、これらのパッケージがなぜ条約化されなければならないのか、県民に対しては何の説明もされていないのであります。

よって、提案者は、県民の民意を県政及び国政など県内外の政治に反映させるべきは本県議会の責務と考えます。

以上を申し上げて、意見書を読み上げ提案にかえます。

〔名護市辺野古沿岸域の新基地建設につながるグアム移転協定に関する意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、各位におかれましては御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

なお、本議案につきましては、その趣旨を関係要路に要請する必要がありますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

ありがとうございました。

○議長（髙嶺善伸君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第１号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

――――――――――――――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　これより討論に入ります。

本案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川　京貴君　ただいま議題となりました「名護市辺野古沿岸域の新基地建設につながるグアム移転協定に関する意見書」について、反対の立場から討論いたします。

私は、昨年７月18日の県議会の中でもこの問題について質疑をしました。普天間基地の全面返還、普天間基地の危険除去は、これは県議会議員48名の皆さんが採択しております。しかしながらその手法、県内なのか県外なのか、あるいはまた国外なのか、その手法について議論が交わされているところであります。

私は、その手法について、戦後64年たってもこの沖縄から基地がなくならない。そのままほうっておくのか。今このチャンスに仲井眞県政とともに沖縄県の基地の負担軽減・整理縮小を実施するのか、今大事な時期だと考えております。

その一つは、皆さん御存じのように、宜野湾市の伊波市長、２期６年目を迎えております。伊波市長も宜野湾市の普天間の危険の除去・全面返還を打ち出して市長に当選されました。そして、普天間のこの危険な基地を早目に解決したい、その宜野湾市の思いもございます。

そして皆さん御存じのように大田県政２期８年間、大田県政の時代にもこの沖縄県の基地問題は取り上げてまいりました。しかしながら実現しておりません。

そして、政府によるこれまで自民党政府、自民党内閣であっても、また自民党政権でない時代もありました。その一つは村山内閣、村山さんが総理大臣のときもこの沖縄県の基地問題は解決しておりません。整理縮小も実施されておりません。

私は、嘉手納町に生まれ、46年間嘉手納町で育ち、嘉手納基地のそばでだれよりも基地の負担、騒音被害、基地被害を体で感じているつもりであります。

理想論で、果たしてこの沖縄の基地がなくなるんでしょうか。沖縄の基地は、確実的に整理縮小するためには、やはり玉城副議長も７月に申しておりました、外交が必要であると。日本とアメリカ政府の外交がなければ沖縄の基地の負担軽減はできません。そのためにも、やはり今が一番大事な時期ではないかなと。

今、仲井眞知事に、我々県議会にその外交権があるんでしょうか。今、外交権を持っているのは日本政府でありアメリカ政府なんです。その外交権、今それを進めるかどうするかという大切な時期なんです。

そこで、私たち自由民主党、そして与党は、確実に整理縮小しながら普天間の危険の除去、そして沖縄の基地の整理縮小を県民の総意であり願いでありますから、確実にそれを実現していきたい、そういう思いであるんです。

そして、今この沖縄から本当に基地の整理縮小できるかできないか、戦後64年たっても基地の整理縮小できない中で、今仲井眞知事が３年間で取り組んでおります。それを確実的に実施するためには、苦渋の選択をしていただいた名護市も受け入れに当たって大変議論をされました。先ほど副議長が説明したとおりであります。その中で、普天間の危険の除去を少しでも沖合へ展望しながら、名護市民に基地被害を及ぼすことなく問題解決に向かおうという努力で今進んでいるところなんです。それを申し上げて、私は反対討論を申し上げていきたいと思います。

在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定は、去る２月17日に日米両政府間で締結され、現在国会に提出されております。当該協定は、日米両政府が在日米軍再編に関する合意を再確認し、在沖米海兵隊のグアム移転の実施のために法的な枠組みを定めるために締結されたものであります。

平成18年５月に日米両政府において合意された「再編実施のための日米のロードマップ」では、普天間飛行場の返還、在沖米海兵隊のグアム移転、嘉手納飛行場からの一部訓練移転、嘉手納飛行場より南の施設・区域の整理・統合・縮小等が示されております。特に、市街地の中心部にあって危険性の高い普天間飛行場は、住民生活に深刻な影響を与えていることから、地域住民を初め県民はその返還を強く求めてきました。

これまでの米軍再編協議の経緯を踏まえると、普天間飛行場の危険性を一日も早く除去するためには、キャンプ・シュワブに移設することが唯一の現実的な

選択肢であります。

また、現在沖米海兵隊司令部及び約8000人の将校・兵員のグアムへの移転と、それに伴う嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域の返還については、将来の沖縄の米軍基地のあり方のみならず、県土の構造に大きな影響を与え、振興開発の将来を左右する大きな転機になることから、確実な実施が必要であると考えております。

沖縄県の過重な基地の負担の軽減を図るためには、ＳＡＣＯの合意、米軍再編の在沖米海兵隊のグアム移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還など、日米両政府で合意されたものから一歩一歩基地の整理縮小を着実に進めていくことが現実的な対応であると考えております。

当該協定の締結・批准により、在沖米海兵隊のグアム移転が着実に実施され、県民の基地負担の軽減につながるものであります。

よって、結果として県民が願う沖縄県における基地の整理縮小、基地負担の軽減に逆行するものとなり、名護市辺野古沿岸域の新基地建設につながるグアム移転協定に関する意見書について反対するものであります。

議員各位の賛同を求めます。

○議長（髙嶺善伸君）　前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田　政明君　私は、日本共産党県議団を代表して、名護市辺野古への新基地建設に反対する立場から、ただいま議題となりました議員提出議案第１号「名護市辺野古沿岸域の新基地建設につながるグアム移転協定に関する意見書」に対する賛成討論を行います。

中曽根外相とクリントン米国務長官は２月17日、日米同盟の一層の強化を目指すことで合意するとともに、沖縄の新基地建設や米海兵隊のグアム移転などの米軍再編に関する日米協定に調印しました。この協定は、2006年５月の日米安全保障協議委員会で合意された在日米軍再編に関する最終報告（「再編実施のための日米のロードマップ」）を条約と同レベルの合意に引き上げることで、より強い法的拘束力を持たせることをねらったものです。

全国各地、沖縄県内で辺野古新基地建設反対などの基地強化反対の粘り強い闘いが進み、アメリカ側も同盟変革・同盟再編の実施が漂流しているという危機感が伝えられる中、オバマ・麻生両政権がどんな反対があろうともブッシュ・小泉時代の計画をごり押しすることを確認したものであり、日本共産党はこれを厳しく批判するものであります。

ブッシュ・小泉両政権のもとで日米安保体制は従来の枠組みを超えた地球規模の日米同盟へと侵略的に大変質させられ、米軍再編の名で米軍基地の強化、米軍と自衛隊の一体化が進められています。米軍再編のねらいは、ブッシュ政権の地球規模の先制攻撃戦略に日本を組み込むところにあります。日本防衛とは無縁の海外遠征、殴り込み部隊の司令部機能や機動性が陸・海・空・海兵隊の４軍そろって強化され、出撃・補給基地として恒久化されようとしています。

日本共産党は、米軍再編の名による基地強化・恒久化、辺野古の新基地建設に反対し、基地のない平和な沖縄・日本を目指して国民・県民とともに奮闘する決意であります。

1995年の少女暴行事件、これに抗議して開かれた沖縄県民大会を受け、96年４月、日米両政府は普天間飛行場の返還に合意をいたしました。あれから13年になろうとしておりますが、いまだに返還は実現しておりません。この間、日米両政府は、普天間飛行場にかわる新たな基地を名護市辺野古につくろうとしてきました。最初が海上ヘリポート案で、２度目が沖合軍民共用空港案で、３度目が沿岸Ｌ字型で、そして今回のＶ字案、日米合意だけで４回目であります。いずれも破綻に瀕しています。

この間、大田県政、稲嶺県政、仲井眞県政と県政の担い手は変わってまいりましたが、変わらないのが県民の意思であります。どんな世論調査を見ても、７割、８割の方々が新基地建設に反対という変わらない状況が県民世論となっています。

結局、人口密集地域から辺野古に移しても、負担が軽減されないから世論が変わらないのであります。今も普天間飛行場のヘリは自由勝手に沖縄全土を飛び回っております。このV字案のときに住宅地上空は飛ばない、こういうことを政府は発表しましたが、赤嶺政賢衆議院議員の国会の追及の中で、今では、いや、緊急時やあるいは訓練のために飛ぶことはある、このように認めざるを得なくなっております。

環境に配慮してつくると言いますが、辺野古には世界有数のサンゴ群落があり、ジュゴンがすむ美しい海に基地をつくれば環境が破壊されることは明らかであります。また、どこに行っても米兵が町に繰り出し犯罪に至るという実態は変わりません。だから、私たち沖縄県議会は昨年７月18日に、「新たな基地の固定化と、新基地建設工事に伴う環境汚染や大規模な埋め立てによる環境破壊につながる辺野古新基地建設には断固反対し、世界に誇れる自然環境を後世に残し引き継

ぐことこそが我々沖縄県民の責務である。　よって、本県議会は、名護市辺野古への新基地建設を早急に断念されるよう強く要請する。」との新基地建設反対の決議、意見書を可決したわけであります。

沖縄県民の思いは、危険な普天間基地の閉鎖撤去であります。辺野古新基地建設などを求めているものではありません。県民の普天間基地の閉鎖撤去の願いを踏みにじったパッケージ論で、基地の県内移設と米軍再編で米軍基地の強化、そして日本国民の税金でこの米軍基地建設を強引に行おうとすることは断じて許されるものではありません。

ところが、日本政府は、在沖米海兵隊のグアム移転協定の中で、名護市辺野古への新基地建設を進めることを条約として合意しました。頭越しにもほどがあるのではありませんか。

県民の辺野古新基地建設反対の粘り強い運動と県民の新基地建設反対の世論が変わらないから、今度は条約で県民の反対の声を押しつぶそうとしていることは許されるものではありません。

グアムへの移転の問題について政府は、沖縄県民の負担軽減だ、それで海兵隊8000人、その家族9000人を移転し、そのための経費約61億ドル、約7000億円を負担すると説明しました。しかし、グアムは米国の領土であります。海兵隊が沖縄からグアムに移転するというのは、日本からアメリカに撤退するということになるのではないでしょうか。

ところが、日本政府は、世界最大の軍事超大国のアメリカのために最新鋭の米軍基地をつくるために、米国の領土に米軍基地をつくるのにその財政の負担をするという世界に例のない屈辱的なことを強行しようとしています。

国会の赤嶺政賢衆議院議員の質問の中で、グアムに財政を投資する場所は、アンダーセンの空軍基地、アプラ港の海軍基地で沖縄の海兵隊が行く場所でもない基地であることが明らかにされました。結局、アメリカがグアムで陸・海・空・海兵隊の一体的な拠点基地をつくろうとしている。その戦略基地、そのためにその財政を日本政府が負担してあげることが明らかになりました。また、移転する海兵隊の要員の定数が8000人である。8000人、9000人も変動し得るもので実数ではない、こういうことを外務大臣は答弁しております。しかも、8000人、9000人がグアムに移った後、別の部隊が沖縄にやってこないという保証がグアム協定の中にあるかという質問に政府は答えられませんでした。すなわち、沖縄にはどこかの部隊が海外に行けば別の部隊がやってくる、その繰り返しになるわけであります。安保条約がある限り、日本は無償で無条件の基地提供を義務づけられています。だから、海兵隊が去ってもまた新たな部隊がやってくる。既に嘉手納にはＰＡＣ３の部隊が、部隊だけで600人、家族だけで900人ふえています。嘉手納の訓練移転でＦ15が本土に訓練移転したら、今度はＦ22がアメリカ本国などからやってくる。沖縄の米軍基地の負担は変わらないわけであります。安保条約そのものを見直さなければ、沖縄の負担軽減にはならないことが明らかにされてきております。

グアム移転協定は、そういう面で先ほど述べたように、日本が61億ドル（約7000億円）を提供することを再確認し、移転は新基地建設と日本の資金的貢献にかかっているなどとしています。アメリカの領土内の米軍基地建設費を日本が負担するのは全く道理がないものであります。

今、日米当局者は、グアム移転費だけで約7000億円、米軍再編全体で日本が約３兆円を負担することを明らかにしています。

100年に一度の経済危機と言われる国際経済危機、世界的な不況が一層深刻化し、大量首切り、社会保障費削減などによって11年間連続して毎年３万人以上の国民が政治の犠牲者として自殺するなど、国民の命と暮らしが脅かされているにもかかわらず、米国の世界戦略のために日本国民の膨大な税金を投入することは絶対許されません。

私たち日本共産党県議団は、安保条約の第10条により破棄通告をすれば日本全国の米軍基地が１年以内に撤去されることになる。このことをしっかりと踏まえ、沖縄県民・日本国民とともに、その在日米軍の根拠となっている、吉田全権大使が一人で、国民がだれもわからずに締結した日米安保条約、この安保条約を廃棄して基地のない平和な沖縄、日本の実現のために、国民・県民のために奮闘する決意を表明いたしまして、名護市辺野古沿岸域の新基地建設につながるグアム移転協定に関する意見書、決議に対する賛成討論を終わります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いします。（傍聴席にて拍手する者多し）

○議長（高嶺善伸君）　傍聴人に申し上げます。

傍聴人は、議事について可否を表明し、または拍手など騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に願います。

山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内　末子さん　民主党会派の山内末子です。

会派を代表いたしまして、議員提出議案第１号「名護市辺野古沿岸域への新基地建設につながるグアム移転協定に関する意見書」に賛成の立場から討論を行います。

去る２月17日、「第３海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」が両政府によって署名されました。この協定は、署名直前まで沖縄側に知らされておらず、まさに頭越しの県民の意思を無視した決定に強い憤りを感じております。

そもそも普天間飛行場の危険性の除去、基地負担軽減が出発であったはずの合意が辺野古への普天間基地移設、海兵隊のグアム移設、嘉手納より以南の米軍基地返還という違う政策手段の３つをパッケージにし、県民に押しつけていること自体、民意を問わず民主主義の本質に反していると考えます。

普天間返還合意から13年がたちますが、いまだに建設場所が決まっておりません。それは、この計画の不合理性、県内移設の破綻をあらわしているものだと考えます。県民世論は、県外・国外への移設を求めている声が大多数であります。普天間基地の危険性の除去どころか、沖縄国際大学へのヘリの墜落後、飛行航路の見直しの協議にも改善の姿勢がなく、先日もありました燃料流出事故など危険性の恐怖は重くのしかかっています。

危険性の除去の原点を忘れ、県内への移設、その移設先の辺野古には欠陥機と指摘される垂直離着陸機ＭＶ22オスプレイの配備も確実視され、基地機能の強化となる新基地の建設を何が何でも実行していこうとするこの協定は、到底納得できるものではありません。

世界から注目されております辺野古の海、ジュゴンのすむ貴重なこの海は、世界共有の財産であります。2008年ＩＵＣＮ（国際自然保護連合）会議では、日米両政府に対し、ジュゴンの保護、環境保全について３度目の計画案等の作成、環境アセスの共同実施等の勧告が出されましたが、いまだ履行されていません。

昨年の新基地建設反対決議に見る県民の意思を否定し、ごり押し体制の日米両政府に今こそ沖縄の声をしっかりと届けなければなりません。

今回のいわゆる「グアム協定」の主な内容は、グアムへの移転費用の一部として、日本国民の税金より約3000億円もの膨大な額を上限とした資金提供を行うことを再確認し、関連した取り決めを行ったものであります。パッケージの再確認です。確認されると同時にＪＢＩＣの活用などが実施され、家族住宅事業等にも拠出される約3000億円以上、また、それとは別のインフラ整備など数千億円規模の、そして先ほどありました３兆円もの日本国民の税金提供等もあり、さらには沖縄からグアム海兵隊移動経費やグアムでの海兵隊活動経費など、多くの不透明な提供資金の問題も含んでおります。

資金面だけではなく、第３海兵機動展開部隊の要員約8000人、家族9000人の移転をとらえて沖縄県の負担軽減を強く主張していますが、いまだにその移転部隊の詳細について明らかにされておりません。また、その実現に関しての詳細な確認手段を日本政府が持たないことも依然として変わっていません。何をもって負担軽減につながるのか説明がなされておりません。

嘉手納以南の返還については県民の総意であり、一括解決ではなく、できるところからできる形で一日も早い返還を求めていくことが、戦後64年間も沖縄に基地を押しつけてきた政府の責任ではないでしょうか。

新基地建設の拘束へとつながる沖縄県民が問題視しているこのパッケージが再確認をされ、沖縄県の頭越しに決定が進められてきたという議論に対しては、日米両政府とも一切回答していません。知事の求めています沖合展開さえも突っぱねられている。

与党の皆さん、怒りはないのでしょうか。県民の見解を一切顧みることなく沖縄県を切り捨てた上に、莫大な日本国民の税金を資金提供すること、これを確約とする「グアム協定」に対して異議を唱えることは、当事者たる沖縄県民の責務であります。

一体だれのための協定なのか、県民の望む協定とは、県民の命と財産と誇り、尊厳が守られること、世界へ誇る豊かな自然を守ること、将来への希望が描けること、沖縄の自治が確立していく姿が約束されること、それではないでしょうか。

政権交代が起こり得る新たな政治システムが確立していこうとするこのときこそ、沖縄県の毅然とした姿勢、日米両政府に翻弄されない強い態度を示すときであり、米国の国家戦略に追従せず対等な外交を日本政府に対して求めていくときなのです。

以上を述べまして、議員提出議案第１号名護市辺野古沿岸域の新基地建設につながるグアム移転協定に対して批准を行わず、基地負担の軽減を早急に実現することを要請する意見書に賛成するものであります。

議員の皆様の賛同を心よりお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君）　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第１号「名護市辺野古沿岸域の新基地建設につながるグアム移転協定に関する意見

書」を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長（髙嶺善伸君）　起立多数であります。
よって、議員提出議案第１号は、原案のとおり可決されました。（傍聴席にて拍手する者多し）
――――――――――――――――――――
○議長（髙嶺善伸君）　傍聴人は静粛に願います。
ただいま可決されました議員提出議案第１号に関し、提案理由説明の際提出者から、その趣旨を関係要路に要請するため議員を派遣してもらいたいとの要望がありました。
よって、お諮りいたします。
議員提出議案第１号の趣旨を関係要路に要請するため議員５人を派遣することとし、その期間及び人選については議長に一任することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（髙嶺善伸君）　御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。
――――――― ◆・・◆ ―――――――
○議長（髙嶺善伸君）　日程第17　陳情４件を議題といたします。
各陳情に関し、委員長の報告を求めます。
総務企画委員長。
――――――――――――――――――――
〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕
――――――――――――――――――――
〔総務企画委員長　當間盛夫君登壇〕
○総務企画委員長（當間盛夫君）　ただいま議題となりました陳情４件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。
よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。
○議長（髙嶺善伸君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。
質疑はありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（髙嶺善伸君）　質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これよりただいま議題となっております陳情４件を一括して採決いたします。
お諮りいたします。
各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（髙嶺善伸君）　御異議なしと認めます。
よって、ただいまの陳情４件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。
――――――― ◆・・◆ ―――――――
○議長（髙嶺善伸君）　日程第18　陳情３件を議題といたします。
各陳情に関し、委員長の報告を求めます。
経済労働委員長。
――――――――――――――――――――
〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕
――――――――――――――――――――
〔経済労働委員長　玉城ノブ子さん登壇〕
○経済労働委員長（玉城ノブ子さん）　ただいま議題となりました陳情３件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。
よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。
○議長（髙嶺善伸君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。
質疑はありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（髙嶺善伸君）　質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これよりただいま議題となっております陳情３件を一括して採決いたします。
お諮りいたします。
各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（髙嶺善伸君）　御異議なしと認めます。
よって、ただいまの陳情３件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。
――――――― ◆・・◆ ―――――――
○議長（髙嶺善伸君）　日程第19　請願３件及び陳情７件を議題といたします。
各請願及び各陳情に関し、委員長の報告を求めます。
文教厚生委員長。
――――――――――――――――――――
〔請願及び陳情審査報告書　巻末に掲載〕
――――――――――――――――――――
〔文教厚生委員長　赤嶺　昇君登壇〕
○文教厚生委員長（赤嶺　昇君）　ただいま議題とな

りました請願３件及び陳情７件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（髙嶺善伸君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております請願３件及び陳情７件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各請願及び各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの請願３件及び陳情７件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（髙嶺善伸君）　日程第20　陳情２件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

土木委員長。

――――――――――――――――――――

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔土木委員長　當山眞市君登壇〕

○土木委員長（當山眞市君）　ただいま議題となりました陳情２件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（髙嶺善伸君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情２件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（髙嶺善伸君）　日程第21　陳情５件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

米軍基地関係特別委員長。

――――――――――――――――――――

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔米軍基地関係特別委員長　渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○米軍基地関係特別委員長（渡嘉敷喜代子さん）　ただいま議題となりました陳情５件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（髙嶺善伸君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情５件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情５件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（髙嶺善伸君）　日程第22　閉会中の継続審査の件を議題といたします。

――――――――――――――――――――

〔閉会中継続審査及び調査申出書　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

○議長（髙嶺善伸君）　各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の

継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙嶺善伸君）　御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（髙嶺善伸君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、連日熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝申し上げます。

なお、今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成21年第３回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午後４時27分閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　髙　嶺　善　伸

会議録署名議員　奥　平　一　夫

会議録署名議員　吉　田　勝　廣